（白石製本所　製本）

昭和七年九月一日印刷
昭和七年九月五日發行

（普及版古事類苑　全六十冊）

發行者　後藤亮一

發行者　川俣馨一
東京市芝區金杉新濱町十二番地

印刷者　和田助一

發行所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社內
古事類苑刊行會
振替東京三一七〇〇番

發賣所
東京市小石川區竹早町三十二番地
內外書籍株式會社
振替口座東京　八九六〇番
電話小石川(85)　一〇五四番
三二六九番

單式印刷株式會社印刷

龜は萬年の齡を保ものゆゑに、是を表す也、

師傳に、近代長柄輿の請取渡稀なり、皆長柄切の乘物也、長柄切と云は、屋根は長柄輿のごとくして、長柄を切て、棒を通す乘物也、此請取渡も、行の作法にする時は、雙方立替、陰陽の手の禮を用る事同前也、草の請取渡を用る時は、雙方出向、渡ス方は兩方の役人ともに、乘物の跡の角の所江出て、乘物の下より手を仰け懸て兩手を突、某御輿渡すといふべし、請取方も兩人出、乘物の前の角の所へ出、上より手をうつむけ懸て退、兩手を突、某御輿請取申候、千秋萬歲、目出度由云べし、是を草の請取渡と云也、扨此方の輿舁に舁せ、請取人兩人供して廣敷迄參也、それより輿副の侍舁て、男居まで往て御輿を置退也、それより奥江者、女房舁なり、役人雙方一人宛にて輿請取渡す時は、輿の左の方にて請取渡するは當流也、右の方にて請取渡は伊勢方と知べし、召替の輿は請取渡に不及、本輿より先江入る也、一說に、輿渡貝桶役人、雙方共に無言にて、物不謂して請取渡と云說も言り、

輿請取渡の場迄は、聟方より一門迎に出、舅のかたよりも一門見送也、

師傳に、今は御輿迎とて、聟方より一家の衆一人、聟方の媒の人、迎に被ㇾ參也、舅方よりも一家の衆媒の人、輿の見送とて、行列の跡を被ㇾ乘也、〇中略

輿の渡樣の事、左役人一家、右役人家老也、兩人ともに輿の前へ出、右役人扲手の緒を解て、左の役人に渡す、長柄の上へわけ置、左役人は右手をあふむけ長柄を抱へ持、左膝を立、右膝を突、左手を突て某渡すよしを云、請取方も兩人出向ひ、兩膝突兩手を突て一禮す、扨渡す方兩人立て、向の請取人の方へ往時、請取人兩人立て、輿の方へ居替る也、是を結と云、渡す方は内の方を往、請取方は外のかたより來る樣に居替る也、口傳、是陰陽也、扨請取左の役人、右膝を突、左膝を立、長柄の上へ曲置たる扲手の緒をとりて、右役人江渡すを、右を請取たる家老左膝を突、右膝を立て、扲手の緒を請取、長柄江結附、左役人は右手を長柄に上よりかけ、左手突、右役人は左手を長柄に上よりかけ、右手を突て、某御輿請取申候、千秋萬歲、目出度由を云時、渡す方の兩人、兩手兩膝突て一禮する也、是を眞の請取渡と云、其後輿の前へ屛風を立るなり、輿の扲手の緒解作法、男の輿は左より解、女房のこしの扲手の緒は、右の方より解也、扲手の緒は、長さ八尺、白布也、位の人はねり、又はあやを付るも有、前後の長柄に結付樣口傳有、此緒を輿舁の首にかけて、兩手を長柄の外より廻して抱へる也、又扲手の緒を右解して互に入替り、陰陽の手のかけ樣計にても、請取渡す也、是を行の請取渡と云、大上﨟小上﨟、其外の輿も、往がゝりの儘据置もの也、供の末々迄も、往懸りに踞居る也、古法は本輿供の輿を龜の尾と云て、請取渡の場にて、如ㇾ此並べ置、渡し請取なり、

輿

輿　本輿　供輿　同　同　同

輿

盃渡し方の右役人の年寄へ指、飲樣引出物同前、其盃請取たる右役人飲たる時、聟方の貝桶請取たる人も出て飲納候はゞ土器を幕の内江引也、其外雙方ともに假屋の内にて酒飲也、

師傳に、古法者、一國の内にても、一在所の中にても、中途に出向て請取渡たる故、引出物等も假屋の中にて遣也、式上は筵の上に布を敷といへども、近代は國を隔たる婚禮もなく、たゞへ都方より入輿の方も、中途の請取渡と云事なくて、屋形々々の玄關前に筵を敷、輿立る場所江疊を敷て布を敷事なし、又幕をかり屋に打時、聟方は手繩を陽に留、幕を串より外へして打也、男方の幕は、手繩を皆陰に留て、串を外江、幕を内に打也、古代は婚禮の刻、他人より輿を奪取たる例多きゆゑ、行馬の外を警固したり、今の辻固も此古風とみえたり、又未相盃もせざる嫁の盃を、聟方の一家へ給る事も、樣女輿の中に被居か不被居かの有無を見て、疑を散すべき爲也、聟男の方より引出物も、中途にて請取渡をするゆゑ也、請取渡候ては、其所より男方の人數は退也、又引出物に大刀折紙計出す時に、陰陽の大刀と云事有、聟方よりは大刀の刃を下へして渡すを陽の渡しと云、男の方より渡すには、刃を上へして振返し渡す、是を陰の渡しと云也、廣蓋に小袖大刀折紙組付る時は、總方輿の左の方を請取渡たる人江者、其の廣蓋に組て出す也、右の方を請取渡たる役人江者、雙方より草の廣蓋也、當流は左役人一家の人を用ゆ、右者家老也、伊勢方は、右は一家の人、左は家老也、兩流の差別、爰に見えたり、されば小笠原治部大輔宗長の息女、武田甲州晴信江嫁入の時も、中途にて請取渡有屏風も筵も武田方より出たり、姫の盃を左を請取たる武田彥七郎忠政に給ルと古書に見えたり、

嫁の大刀持たる役人者、輿請取渡之内者、輿の左右に踞居べし、

師傳に、昔は姫の大刀を持せたり、近代は刀脇差也、渡時は袋入の儘にてわたし請取也、雙方行に假名を云べし、

爰に伊勢と小笠原と習あり、伊勢方は、輿の右を賞翫して、右にて請取渡す也、當流〇小笠原者、輿の左を賞翫して、縦二人にて輿渡すといふとも、一家老、左の方に付也、惜渡様、輿を渡す人の右に見て、輿臺江右手をあふむけ掛、何某渡すよしを云ふ、請取人立寄、左の手を上よりうつむけ懸、何某請取よしをいふ、是請取渡也、聟方小笠原にて請取べくと有時者、嫁方伊勢流たりとも、夫に随ふ法故、其心に任する事例也、言合なく、聟方伊勢流にて右江被出候はゞ、嫁方の家老、小笠原たり共、夫に随ひ、輿の跡より其役人の方江出向ひ渡す物也、輿の前より通る事、前渡とて大きに嫌ふ事也、

〔婚禮推陳記〕輿の請取渡の場は、國を隔たる婚禮にても、一在所の中にても、中途迄互に出合て、聟方のかり屋、舅方の假殿と雙方構て、幕を打、廻りに行馬(ヤライ)を結、警固をし、其中にて輿貝桶の請取渡をなす也、間に川ある所は、川を越て聟の國の方にて渡したり、輿を建る所へは聟の方より筵を敷、其上に白布十二端を竪に縫合敷て、此上へ輿臺を置せたり、輿臺の上へ建る時に、輿舁人、前の人は右の方へひらき、後の人は左へひらきたり、請取渡濟候て、聟の方より屏風二雙出して、輿の廻りへ引廻し、公卿江熨斗昆布栗を組付、三ッ土器を小角に置、屏風の中へ持行、嫁上の土器にて被飲て、その盃を聟方の輿の左を請取たる一家の人江被指也、屏風の内の酌は、局か、おとなしき女房勤也、嫁は下簾の間より手を指いだされ盃をとらるゝ也、屏風より外は二親持たる小性の役也、聟方の左役人江給る時、渡す方の左役人江一禮有て、二獻飲時に、嫁の父の方より引出物出る也、大刀に小袖、または大刀計も出す也、加へて三獻のみ、其盃渡し方の左役人江指、三獻のみ、請取方の右役の年寄江指、飲様引出物の品も左役人と同前也、其盃渡方の右役人江指、三獻のみ終れば、嫁方より貝桶を渡したる二人の侍出て飲納、土器を幕の内江入るなり、

聟の方より酒を出しては、先渡方の左役の一家の人江酒飲すべし、一禮有て二獻目を飲時、大刀にても小袖にても聟より引出物に出すべし、加て三獻のみ、請取たる左役一家の人江差べし、其

事、互にことごとしからず、高くなく小聲に申べし、是秘事也、兩方共に兩の膝を立、つくばひて請取渡也、扨渡す人御こしのそとへ廻り、御輿のうしろの綱の有處へ寄て畏るべし、請取人能仕廻候はゞ、輿舁のかたに綱を懸て、ながえに手をそへかゝせべし、扨渡たる人はうしろのながえに寄、輿を手出候はゞ輿舁參り候、請取人も同樣に手出申候、御輿舁申時、請取人渡す人、手を添かゝせ申、請取人は御輿の先、眞中六七間ばかり先へ參るべし、私の供はつれまじく候、壹人參候、渡たる人は、御輿のうしろより御輿入申所迄御供可申也、輿の轅二ツの間へ、はいらぬもの也、又遠國より嫁いりの時、輿を中途にて請取渡申事、別に替る事なし、遠き所の事に候へば、中宿あるべし、女房衆男方、何れの方よりも一獻あり、是は兩方不定、其時の樣體に寄べし、兩方の年寄など、禮義にて大刀目錄にて申合候事有、但其儀のなきもあり、一片に定らず、其時兩方のなかだちせられ候女房衆召出、あつかひ申候、又遠路にては、女房かたより中宿にて路次にて出迎ひ、各馬よりおり候て、御こしはこと／＼くたち候て、兩方男衆禮儀候て渡まゐらせ候と、女房衆の家老より男方の家老請取まゐらせ候也、○中略

一御こし請取て後、御こしかきをもかへさせ申なり、男方のこしかき、御こしをかき申候、御こしぞひの侍衆も、何も皆男方の人付申べし、御料人方の人々は、あとに付て參らるべし、御供人かはる時、左右へたちよりて、入まじりこみあはざる樣に、行儀正しくすべきなり、又遠路の婚禮ならば、兩方より出合、道中にてこし請取渡候事もあり、請取候ては、此方の者計にて、こしかひ桶渡し候人は、供にて參られべし、こしかき其外また／＼に至迄、男方の者共計なり、御料人方はささへ參り候、

（婚禮里出之部）輿請取渡古法近代の事、古法は長柄輿故、腰のかい手の緒をとき、互に行むすぶといふ品あれ共、近代は世以長柄ぎりの請取渡故、雙方役人出合、陰陽の手の禮計にて請取渡す也、

一わたしやうは、御こしの右のながえ、かな物よりさき、兩の手をあふのけて、ながえをてのひらにのせて、うけとる人のかほを見る也、

一うけ取人、御こしの右のかたへよりてかしこまつて、わたし候人こなたをみられ候時、たちあがりて、右のながえを右の手にのせて、兩のてをかけてうけ取候なり、渡し候人も、うけ取申人も、そのときことばたがひにあり、口傳、

一御こしぞへの人も、みぎひだりへたちよりて、御こしかきをもかへさせ申なり、さてうけ取人、御こしぞへにわたして、御こしのさきにまいられ候、さ候て十二ちやうの御こし、しだいのごとくまいりて、そのあと〳〵へ、いかほども御ともの御こしつゞき申也、

〔故實條々〕御輿請取候時、供ノ御輿ニハ請取渡有間敷候、其儘ヨメ方ノ人舁可申候、御輿請取時モ、立樣ハ常ノ次第ノ如ク立テ置候而、請取渡有之、ヨメノ計、別ニ脇ヘノケテ渡事ハ無之候、舁テ居申候ヲ其儘渡申候、輿ヲ下ニスヱテ渡ト云義モ有之歟、只其儘可然候、

〔婚禮法式上〕婚迎之部

一御輿請取渡之事、御輿請取渡を可致處を兼て定而おかれ候、兩方の者出合定むべし、御輿請取渡の前に、互に大刀目錄を取かはし候事也、大刀目錄請取渡、貝桶の時のごとし、偖御輿請取渡をすべし、御輿渡申時、右の懸緒を輿添の人わなに結びて有之を引とき、左の長柄にむすびて有上に、二くり三くりくりて打懸置候、何方へも見合退申候、其時渡申人、御輿の右の方の綱をときたる外の方、則右のながえのかな物より先へ兩膝を立、兩の手をあふむけて、ながえを手のひらにのせて、請取人の顏を見る也、請取人は御輿の左の方へ寄かしこまりて居る時、渡す人顏を見られ候時立寄て、左のながえに兩の手をうつむけに懸て請取也、御輿渡申時、渡す人の詞に、千秋萬歲、御輿渡申候といふ也、請取人も千秋萬歲、御輿請取申候と云也、千秋萬歲、御輿請取申候といふ

輿請取渡

と云、

師傳に、近世以來、貝桶一對を輪貝に入請取渡也、是を草の請取渡と云也、拎添兩人、輪貝に手を懸、下へおろし、貝桶舁を脇へ、ひらかせ、拎添もひらく也、請取候へば、聟方の拎添兩人出候て脇へ直し、貝桶舁江渡し、輿請取渡濟候はゞ廣敷迄舁せ往也、又嫁方の貝桶舁、直に舁往事も有、これは略儀也、廣式より上者、侍請とり、おするまで持行也、輪貝に並べ様は、出貝を前に、地を後にならべ申なり、出貝とは雄貝也、是を合方とも云也、地貝とは雌貝なり、是を蒔貝とも云、貝覆のとき、雌貝を座に並べ置て蒔貝として、其中へ雄貝を出して合せとるによりて、出方合方と云は、雄貝の事也、本式は貝桶の緒を解て渡し請取故に、緒を小兒結といふ物に結也、是解にも結にも自由のため也、近比より出貝を雄蜻蜓結、地貝を雌蜻蜓結にする也、これ緒不解ゆゑ也、緒を結て其上に覆を掛る也、又覆を懸て其上に緒を結事も有、時宜によるべし、凡て婚姻の前駈に、貝桶をもたせ往て、請取渡も輿より先に執行事、いか成ゆゑといふに、地神第四代彥火々出見尊は、龍宮城江往せ給ひて玉依姫と妻合し給ひて、尊此國江歸らせ給ふ時、玉依姫、御跡をゑたひ給ひて此國へ來り給ふ時に、蛤を籠に入て持參在といへり、此例によるにや、其上己が蓋と計合て、異貝に合ぬものゆゑ、貞女の道にも合也、

〔娶入記〕よめ入の條々

一御こしうけとりわたすやうの事、御こしいかほども候へ、十二ちやうを、かやうにたて候て、めし候御こしを中にたておき候、

一御こしの御むかひに參候人、たれがしと申もの、御こしうけとり申よし、御とも候人へ申、大刀をりかみにて一れい申され候て、さて御こしわたし申人も、大刀をりかみにて、うけとる人へ、たがひにじさんにて一れい申候て、御こし渡し申也、

したるまゝにて、下に横に置て、兩手をあふのけて、棒の下より手の平に棒をすゆる様にのせて渡す也、持上ずして手を添ふる迄也、其時千秋萬歳、御貝桶渡申由をこゑひきく申べし、請取人は兩の手を棒のうへに掛、兩手をうつむけ、手をそへて、是も同様に千秋萬歳、御貝桶受取申候由、ひきくそと申べく候、又互に大刀目錄取かはさば、未渡前に大刀目錄を互に中にて手渡して後、貝桶請取渡すべし、御物は貝桶計請取渡あり、其外の御物はいかほどもあれ、請取渡す事無之、貝桶を一番に渡し候へば、御物何程候共、其まゝ内へ入申候、貝桶渡したる所にてこしも渡申候、

一受取渡の貝桶をば、御祝の座敷の御床の上、左貝は左に置、右貝は右に置なり、

〔婚禮推陳記〕貝桶渡役人、是も其家の年寄也、輿より二三間も間を置、先に請取渡なり、役人二人にて渡す時は、貝桶の左に附たる役人は出貝を渡し、右に附たる役人は地貝を渡す也、請取方も二人にて請取也、是式法也、略者雙方一人也、二人にて渡す時は、扴添に持せ出て、出貝の蓋をば、左役人明て内を見せ渡す、地貝は、右の役人扴添にもたせ出、蓋を不明渡すを請取、右役人蓋を明、内を改見る也、出貝を渡す人は左膝を立、右膝を突、左手を貝桶江懸、右手を地に突、某渡す由を云、請取人も手の懸様、手膝の突様同事也、地貝を渡す人は右膝を立、左膝を突、右手を桶江懸、左手を突、某渡す由を云、請取人の禮節同じ、相互に是も入替り結也、是を眞の請取渡と云、一人にて渡す時は、出貝の蓋は、渡す人解て内をみせ、本のごとく緒を結、覆をかけ渡し、地貝は請取人蓋を明、中を見て、緒を結、覆をかける也、扨此方の扴添、貝桶を二ッ共に取て脇へひらき居る也、又行に請取渡す時は、蓋をも不明、緒も結たる儘にて、出貝桶を前へ出し置、地貝入たる桶を出貝の上へ越せ、又出貝の桶を越せ、某渡す由を云也、是を結と云、請取人は地貝の入たる桶を出貝の上へ越せ、又出貝を地貝の上へ越せ、某請取よしを云て、地貝桶より扴添にとらする也、此時は渡す人は、右手を貝桶の上に懸、左手を底へ懸渡す也、請取人は左手を上へ懸、右手を下へかけ請取也、是を陰陽の手

輿渡申時、路中ニテモ渡申候、只アナタニテ被渡可然候、

〔婚禮法式上〕婚迎之部

一貝桶受取渡の事、貝桶渡し候處、輿渡申所にて渡也、貝桶渡す人請取人、大刀にて祝儀申事、貝桶渡候所にて貝桶渡候はぬ先に、自分に大刀目錄を持て出、中にて目錄左に持ながら、大刀を其上にのせて持ながら差出し、互に中にて手渡しにわたし申候、偖御貝桶を渡申候、貝桶渡す人、兩人にて渡す也、請取人も二人にて請取也、是本式の儀也、貝桶渡す人兩人、左の貝桶は左を行、右の貝桶は右を行、左貝入たるは左に立、右貝入たるは右に立て、兩人並て座敷にあがり、偖渡す人は、左の貝桶は右の手にて底をかゝへ、左の手にて脇を抱へ行て渡す也、是は左の貝桶を渡す人の事也、右の貝桶を渡す人は、右の手にて脇をかゝへ、左の手にて底をかゝへ行て渡す也、左貝は左の膝を立て、右貝は右の膝を立て渡す也、請取人も貳人にて、左の貝桶は左を行、右の貝桶は右を行、左貝は左にて底へ手を懸、右にて脇をかゝへ持、右貝は左にて脇をかゝへ右にて底をかゝへ持也、左貝は右の膝を立、右貝は左の膝を立て請取也、偖渡す人の詞、千秋萬歲、御貝桶渡申候と云也、請取人も、千秋萬歲、御貝桶請取申候と云也、如此云事秘事也、何れも聲ひきく、こと〳〵しからぬ樣ニそと云也、渡す人と、請取人は、あちらこちらにすると心得べし、ひざを立る事、手の高き方の膝を立ると心得べし、渡す人も請取人も、右の手下に成たる時も、左の手下に成たる時も、貝桶のそこへ指二ッ懸べし、小指くすし指、是二ッは底へ懸て持也、渡す人も請取人も此分たるべし、是は貝桶をわくより取出して、銘々に渡す時の事也、本式十二丁の輿を供にて婚入程の時は、必貝桶も兩人にて渡す也、請取事も兩人たるべし、又わくに入たる儘には壹人にて渡す也、是は貝桶一荷にして持參り、其儘にて渡事也、本式にはあらざれども昔よりまつけてあり、請取人も一人の役也、一荷に荷ひたる貝桶渡す時、兩の膝を立てつくばひ申候、膝をつく事なし、わくに棒を通

貝桶請取渡

嘉禎三年正月右少辨高嗣朝臣注送文○中略

御車入御室町北面唐門、（南門無便宜如此）寄西面妻戸、（本所下家司檢非違使右衞門少志惟宗尚能、布衣冠以下付鞁、雜色長武持、又秉松明進候、前駈取松明列居、前土佐守有長朝臣、兼參會、忽降立庭前、在殿上人列、備中守時高同降立蹲居、）大宮中納言候之如初、下御之後、立御車於御車宿、（件庇在北東方、仍經北對北面遷之、）次寄出車、遣入鷹司西土門、經北對北面、寄同西妻戸、（資季朝臣寄也、親季開）下仕以下於北門外下車、御共殿上人候障子口、前駈等候侍所、（無左右著座可有其恐、尤相觸藤宰相、早可著之由有仰也、）此後女房御方、御宰櫃以下渡之、（下家司相副之、）女房各參御所、事具之後、高嗣密々觸案內於藤宰相、小時大臣殿（冠直衣）自東方經對馬道渡御、左少將資俊朝臣取脂燭、（布脂燭也、內々被儲也、）前行左少將伊成朝臣持御劒、自西南障子入給、先御座南面、伊成朝臣指入御劒於障子中、女房一條局取之置御帳中、次備中守時高、取脂燭（筋二）持參、高嗣請取之、於臺盤所進女房、女房取之燃付御塗籠內燈樓、又生付火桶三箇日不消也、今夜假雖殊事被注下次第、且是依殿下仰申左府了、自左府下給也、件次第所被載、女房入御以前可有此事之由也、尤不審、仍相尋藤宰相之處、可為以後云々、仍如此、

○中略

〔幸充日次記〕寬延三年四月十五日丁亥、充實入來、婚禮之次第并覺書、又疊紙色目等并供隨身記左、

婚禮次第、前日鋪設、當日秉燭婦輿至、本家諸大夫、取脂燭（不付火）迎門內、以前駈松明移付之前行、次婦輿舁車寄、（諸大夫以下蹲居）壻出迎之、引女著座、（壻著直衣）次諸大夫一人、取合兩脂燭付女房、移付火於燈樓、（三日不消、）又生付火桶、○中略三箇日早旦、以燈樓火遣炊所、（幸充云、未考、可尋之歟、）

〔故實條々〕貝桶ノ渡樣、左ハ左ニ置、右ハ右ニ置テ、左ノヨリ渡ベシ、右ハ後タルベシ、左右ノ書付ノ有モアリ、又書付無ヲバ、左右ヲ見分テ渡スベシ、請取人ハ、渡ス人之先ニソタシ候ヲ、我左ニ置、後渡候ヲ右ニ置ベシ、自然渡人不案內ニテ、右ヲ先ヘ渡候共、先ニ渡タルヲ我左ニ置ベシ、○中略貝桶ヲバ諸道具ヨリ先ニ渡申候間、貝桶請取渡候人、互ニ大刀ニテ一禮被申、貝桶ハ路儀ニハ御

二箇夜、御直衣前駈、衣冠其後烏帽子直衣、前駈布衣懸者猶檳榔御車、廿七日、此早旦內府還給之後、少將重通著衣冠、奉御沓、三箇夜間如此、其後無御沓取人、

〔長秋記〕元永二年十月廿一日、巳刻著束帶、行向二位經實所、藤原公實女、嫁源有仁、三位殿有仁、〇中略、乘檳榔毛御車、隨身布衣帶劒、源兵衞佐行宗、著衣冠乘車扈從、此間依二位招引、先行向大炊殿、顯隆朝臣同云、引入內、可下御者、仍引入不知故、行宗獻沓、下自車入中門、立給前駈二人、盛實、取松入中門內蹲、左少將實能朝臣、左右少將實衞朝臣、右持脂燭出自中門廊中、跪御前、前駈付火步行、習公從之、藏人侍從季成、取御沓退北面、實能朝臣於東廊南向戶下取合實衞朝臣脂燭、右兵衞督實御簾、習公入自東間障子、暫居給帳前、實能朝臣取脂燭、經帳前付西燈樓、殘脂燭給大盤所、於臺盤所付、不付件火、云々、〇中略、主人沓、實能朝臣夫婦、三箇日間可抱之云々、三位殿出立給時、下麝香、爲檳水香、令薰、是爲用意也、

〔兵範記〕久壽三年二月廿八日庚子、申刻許向權辨亭、〇中略、右衞門佐光宗、令嫁第三女子也、〇中略、亥刻客人來臨、於門下税駕置鞍、前駈二人炬松明在前、民部大夫則盛、圖書人、著衣冠、次客人降自車參入、此間院藏人範保、衣冠、下庭立侍廊立部外、河內守泰經、取脂燭二、下庭差付上臈前駈火、以一筋授壻理兆行範、前人相並昇、沓脫、客人同昇、範保取沓、泰經行範前行、入寢殿庇之間、泰經取其行範脂燭、前行、行範押立妻戶歸退、客人留帳前、泰經直入母屋、付燈樓油坏、自北面退出了、件火付隣所沙汰人云々、範保持客人沓入權辨方了、

〔兵範記〕保元三年二月九日庚子、今夜執聟事、密々營之、藏人大夫被來居也、〇中略、亥時亥刻客來、布衣、門外於砌內下車、侍二人取松明在左右、客昇中門沓脫、進士取沓、布衣、勾當於北庇邊開障子引爲中、此間以布脂燭付取侍松明、自北面方燃燈、又生付炭置之、〇中略、

裏書云、日來燈、三日以後可給大炊殿、沓取進士侍來、下官女房受之、納唐櫃內了、

〔玉蘂〕嘉禎三年正月十四日、此日左府、藤原良平、〇中略、被迎第二娘、藤原家通女、〇中略、委旨見高嗣記、〇中略、

る事、世以稀にして、待女房を迎に出す事となれり、待女房は、聟の姉妹親類の内を用ゆ、輿の内の小道具は、女房達とりて奥江入べし、乘替の天兒は、寢間の床に置べし、其外守刀脇差も御寢所に置也、貝桶は違棚の下にも、又は御座敷のかたはらにも並べ置也、弓蟇目も、床の左右へ立置べし、○中略

嫁假粧の間へ落つかれ、休息ありて、けはひ裝束をもつくろひ給ひ、道の草臥をも休られ候て、待女房と同心ありて、主殿江出らるべし、

師傳に、化粧の間にも、三方の熨斗を置て、座敷の時、御口祝にまゐらすべし、

〔婚禮問答〕御こし入候時、聟殿御こしに手をそへられ候物ニ而候由申候、如何、左樣の事古法には無之候、下々ニ而、左樣の事いたし候樣に聞及候、

〔貞丈雜記一祝儀〕婚禮の時、こし入るを見て、聟殿出て輿に手をかくる物也とて、今世上一統に、如此する事あやまりなり、こし受取役人もなき程のいやしき人は、自身さやうの事もすべし、大名其外歷々は、こし受取役人ある間、其儀に不及也、

○按ズルニ、源氏物語若菜卷ニ、女三宮ノ婚姻ノ時、源氏君ノ自ラ迎ヘテ、車ヨリ下ス事、載セテ前條婿迎ニ在リ、聟ノ輿ニ手ヲ加フルモ此遺風ニテ、漢土ニ所謂、親迎ノ儀ナルベシ、

〔中右記〕永久六年元永元年○十月廿六日甲辰、今夜内大臣殿忠通○藤原始渡給民部卿姬君許、○中略入御從東御門、爰頭中將宗輔朝臣、束帶細劒四位少將成通朝臣、束帶野劒持指燭下逢、付前駈松火、藏仲朝臣實親所持松近衞付出、昇從中門廊南門前行、内大臣相從入御、於寢殿南面妻戸、少將顯通取御沓、束帶野劒少將成通取合指燭二人、頭中將留戸前、宰相中將信通衣冠褰御簾、成通以指燭付燈爐、内大臣先座帳前茵上、衾覆事、民部卿之上、前駈等徘徊中門外之間、但馬守家保朝臣束帶出逢庭中云、可被昇侍方者、前駈在侍廊、御車引入車宿屋、不解裝束、御牛左傍、雜色長左近府生敦利、院侯者同公胤、殿下御隨身、濃打衣、皆白狩衣袴、連十人在小舍人所、其後人々退出、○中略内府次

内より出る左也、女臼ごは内より出る右也、近代は家々にて足輕夫婦宛用ゆ、男は上下、女房は時節相應の裝束也、かねてつきたる餅を水さりして桶に入置、輿の來る前に臼の中へ入たるがよし、此餅をちぎり子餅にして、色直の時にもまゐらせ、又は寢間の祝儀にもまゐらする也、臼杵は陰陽の器財なり、ちぎりてみれば子もちも成けりど云引歌の心成べし、〇中略

輿副の役人さて、家久敷侍二人出、左右の長柄を舁て、妻戸の内迄舁入て退也、夫より輿は女房御輿を舁、二三の間迄入る也、

脂燭剣の事、妻戸の上の左右にて、侍二人左右に居て、手燭に蠟燭を燃し、左役人は左手に持、左膝を立、右膝ご右手を突、右役人は右手に持て右膝を立、左手ご左膝を突、燃し居て輿を通し、跡にて右の脂燭を左役人江渡すをうけごり、左脂燭の蠟燭をぬき、左を上へして、心ご心ごを合せて火をしめす也、二親持たる家の子の役なり、

師傳に、銀箔にて蠟燭をみだる事も有、心ご心ご合する時は、ろうそくを二ッごもに拔べし、〇中略

嫁輿よりおり給ふ所は、三の間か、又は二の間たるべし、此所江聟の方より長數女房、聟の母也御輿の迎に出候て、輿より出し申べし、侍女房も位により、座の末又は二の間迄被出、嫁を假粧の間江案内有べし、輿の廻りに屏風を立て、妻の下座江見えざる樣にさすべし、嫁は輿の内より薄ぎぬをかづき被出、着座の時に持添脇より取也、

師傳に、近比は嫁方の女房達、御輿の供の外は御先へ往ゆゑ、御輿よりおり給ふ所江御迎に出る也、屏風は鶴龜松竹の白繪の屏風也、裏形も、胡粉にて龜甲形付たる白繪の屏風也、

姫の輿よりおり給ふ所迄、男迎に出、輿江手を懸候て、嫁を輿江ともない給事も古法に有之、是陽往て陰をいざなふ禮法也、もろこしにては、男迎に往事ありと古書にも見えたり、近代男迎に出

小笠原諸禮大全

門の左に置て、其水を一ッに合て松明の火をこめて、其水を井の中へ入る事も在、所を隔て、又は遠國の婚禮には、井の底の小石と砂と取て、紙に包持往、男の井の中へ入る、常の輕き人の婚禮には、大形此趣を用ゆ、松明の火をㄠめす盛砂は〇中略古法は此、かげにてかゞり火を燒て火をㄠめす、後代は松明に結て燃すと言へども、火をㄠめす時は、此砂をかけて留たり、

師傳に、本文に中間と有は、今諸家の足輕なり、今は上下にて勤る也、總じて婚禮は暮合、本也、然ゆゑに篝火を燒、又は松明を用ゆ、此法をうけて、近比晝の婚禮にも松明を用ル事させり、火を消とは云べからず、火をㄠめすとも、とむるとも云也、火をとめるといふは祝儀也、奥玄關の前に中門有ば、其中門の外にて燃すべし、中門なくば、表門の内にて左右に燃すべし、內より外へ出る、左を男松明と云、右を女松明といふ也、

松明結樣、松のひで又は葭にて、長さ陽は二尺八寸に切、廻り七寸服紗元結二筋宛にて、廿八所男結に結也、是天の廿八宿に表す、陰は長さ三尺六寸に廻り六寸、服紗元結二筋宛にて、女結に卅六所結也、

打合の餅の事、妻戶の左右に臼二から居て、手杵二本宛にて、家久敷中間夫婦宛にて餅をつく也、男は素袍袴、女房はかいどり、夏はさげ帶也、輿の不來前より餅をつき居て、臼二ッの間を輿を通し、跡にて男臼の餅を、女臼の中へ杵につけて持行、はたと打合せ、男女四人にてつき納る也、此餅を三ッ目の色直しに用ル也、

師傳に、木地の臼杵に、鶴龜松竹を胡粉にて白繪に書也、一說に、臼の外を黑塗、內を朱に塗て、夫婦の紋と、鶴龜松竹を蒔繪にして、杵も半分黑く、半分を朱に塗て、黑き方に家紋を蒔繪にするなり、朱塗の方、臼の中へ入也、祝言過、布の袋に入納置也、袋にも墨あいろうにて祝言の繪を書なり、本文に妻戶とあるは、奥の玄關の左右也、玄關前に中門あらば、中門の內もよし、男臼とは

一御料人、御こしよりおりさせられ候時、男方より御迎ひに出候女房衆の事、待女房男方の中﨟兩人、紙燭をともしもたるべし、大上﨟小上﨟局御迎に出られ候、中﨟兩人、紙燭をともし、御輿の雨のときはへ參られ候事、故實にて候其時らうそくなどは、なか〱有まじく候、其外には火をさもし申ざる也、男方の女房衆、此外には御迎には大勢は參られ候はず候、待女房は、御料人、御輿よりおりさせられ候處迄は不被出候、迎にも一間ほど出られ候、座鋪の內にて待女房出迎ひ、先に立御案內申、先御休息所へ案內申、休息させ申べし、紙燭をば兩人ともに可被消也、扨待女房、先に立ち祝言の座敷になほし申され候、よろづ待女房のさし圖次第、酌かよひの女房も、待女房の御乘いたされ候、是法式也、

一御迎に出候時、待女房を初、其外の女房衆、そこにて御料人へ、詞かけ申事不可有之、御料人方の女房衆と、男方の女房衆と、互に目出たう候などゝ迄たるべし、又は道程遠く候てなどゝ、相應の挨拶計有べし、御料人に、詞かくる事はなき事也、

〔婚禮推陳記〕國を隔て居城江輿を入る時は、不明の門より、輿を城內江入たる例もあり、○中略諸取渡過、貝桶より先江入、次に乘替本輿と次第に妻戶へ入べし、弓臺目長刀挾箱の類は、行列の通に備へ居て、輿の入たる跡より入べし、輿を跡へ不返して、おりたる所の脇によせ置、三ッ目迄置が法也、是歸すと云事を嫌故也、○中略

輿妻戶へ入、門の左右にて家久敷中間烏帽子素袍袴を著、庭の松明を燃す也、互に向居て、右役人は右手に持、右膝を立、左手を突、左役人は左手に持、左膝を立、右手を突燃し、輿の通たる跡にて、左右の松明の先を折合て、右松明を左へ渡し、一ッにして砂を懸、火をしめすべし、又嫁の方より桶二ッに井の水を汲入、井の底の小石と砂を少入、行列の先にもたせ來る事も有、此水を輿門へ入といなや、男の井江入るなり、事成就なり、又此水を門を出る右の方に置、聟方よりも桶に水を入、

よめ
待女らう
むこのからう

女重寶記大成

つなは左のながえにかけ、下すだれの事、ながえに兩方ながら打かくるなり、つねの時、御こしよせといふ事、なき事なり、たれにてもあれ、そのたゞちによする物なり、あじろごし、是またよめむかへの時ばかり也、つねの時は、きいろのこしなり、つねのこしよせのさた、くるしからざる事なり、此しうぎは、人の本國へかへるをいむゆゑに、ある時のぎしきをなし、あつかひなれば、ふたゝびあとへかへらぬよしといふぎ也、さればつねは左右をつめたる、こしよせはおくべし、

〔婚禮法式上〕婚迎之部

一婚迎の時、男方にても、門火を燒申事古法にて候、輿の門に入る時、あかりを見せ申さん爲に燒申す、總而餘りあかく有間敷候、門火といふは、かゞりの事なり、火はおぼろに有べき事法式也、輿の入候右の方を、あかり、ちと強き樣にたくべし、左は細くたくもの也、○中略

一御料人御輿よりおり給ふべき處、二の間か、三の間可然也、兼て定置るべし、輿寄の事、婚迎に限りたる事也、先婚迎には、こしよせといふ事有、其樣體は、御こしのながえを妻戸の內へ深く差入て、左右の妻戸をたてよせ、輿の轅の入程、左右ともにひらきて、輿舁つくばひて畏る也、偖輿寄は、かいしやくの大上臈、こしをほと〳〵とたゝく時、差寄て妻戸をひろく開きて、輿をじゆんになほし、さて座敷の內へ御輿をかきて入る時は、こしよする女房衆數多いでゝ、御輿をかきて、二の間か、三の間迄かき入らるべし、妻戸に御輿入る時、輿舁の肩に懸る、輿の綱は、右の方をさきて、左のながえに打懸る也、妻戸の左右をたてよせたる輿寄は、婚入時計也、是を嫁入のこしよせと云也、常の時は輿寄と云事なし、誰にてもあれ、其たゞちに寄る物也、此祝儀は、人の再び本國へかへらぬまじなひ也と申傳たり、されば、常に左右をつめたる輿寄は直す也、

一御料人、御輿よりおりさせられ候時は、御料人方の大上臈つぼね先へ參り、御こしを待かけ、御輿よりおりさせられ候時、御かいしやくあるべし、男方衆はかまひ申さず候、

到着儀事

常之熨斗目半袴、御出輿之節、御老中下乗橋迄御見送、
御通輿之節、御城内御道筋江、溜詰、御譜代大名、高家詰衆、御奏者番、菊之間縁頰詰、右嫡子共、其外御役人列居、通輿過登城、何も御祝儀申上、於席々御謁、

〔言成卿記〕天保七年十月六日、今朝辰刻過、福君殿近衛忠熙女發輿、出乾門、經歷當家門前、到寺町、已下難風聞、依不用省略、今日之行粧頗盡花美、驚目者也、成瀨息尾州付家老供奉、三道具頗振動之、花麗行粧劇之至極云々、總專小笠原風、異高貴之息女、行粧不可說、可歎々々、不足言乎、雜人數凡二千人許歟、拜見男女、門前如市、

〔江家次第二十〕執聟事近代例
聟公來、布衣、往年留車下、着衣冠、歸、近代一夜例無其事、迫門車突、○突一本作寄、下車、前駈取松前行、脂燭差二人、進出中門、衣冠以御前火付於脂燭前行、聟公入自中門、登自寢殿腋階、但登階間所儲、沓取人下階執沓、同上
件沓、舅姑相共懷臥之、
脂燭一人留戸外、一人親本家之人、取合所脂燭、到帳前、火移付燈樓、○三日不消、中略車引入、

〔禮記註疏曾子問十八〕孔子曰、嫁女之家、三夜不息燭、思相離也、親骨肉也、○中略取婦之家、三日不擧樂、思嗣親也、重世也、

〔久世家婚儀次第〕婚儀次第
當日、○中略吉時之間、寄姫君御車於寢殿代東階上、先是家司降、遂自中門廊內方、以姫君前駈所指松火移于指燭、前所之火取合之、昇本路、燃附于塗籠燈籠、三箇日不消之、此間姫君御調度等受取之、

〔嫁入記〕よめ入の條々
一こしよせの事、よめむかへにかぎりたる事なり、こしをよする事、妻戸にながえをふかくさし入て、左右のつま戸をこし程にひらきて、つくばひてかしこまるなり、さてこしよせば、かいぞえやくの女房、こしをほそ〳〵とたゝくなり、さしよりて戸をひらきて、こしをじゆんになほすなり、

御長屋御門之内御入輿御用勤候御勘定方
御玄關前溜詰　高家　鴈之間詰　御奏者番　菊之間緣頰詰　同嫡子　芙蓉間面々　大御番頭
御書院番頭　御小性組番頭　伊奈攝津守　新御番頭　中奥御小性　林大學頭　中
奥御番　表御祐筆
中之口御門内外布衣以上之面々
下乘橋御譜代大名同嫡子、
一西丸御役人茂右に准ずべく候
右之通得其意向々江可被達候、
十一月
〔大江俊矩記〕寛政四年六月廿六日癸巳、嫁お律入輿、〇中略
一律入輿供廻り之事
箱提燈　侍　箱提燈侍　下部　宮内權少輔殿歩行狩衣
長刀　輿昇人四人　押　箱提燈　主人侍侍　下部
箱提燈　侍　箱提燈侍　挾箱
但し附女は、秉燭頃より先に此方に來居、
〔政化間記〕寛政十一年十一月十五日、今日淑姬君樣御入輿(尾張德川齊朝)(德川家齊女)に付、(嫁ニ)中略
今五時之御供揃に而大手御門通尾張殿江御入輿、
御供之面々者、若年寄、御留守居、大御番頭、大目付、御臺樣御用人、御留守居番、御目付、御徒頭、小十
人頭、御臺樣御廣敷之頭、右者かちん熨斗目、同色半袴、淑姬樣、御用人、御醫師、御用達、御同朋、右者

〔天明集成絲綸錄 七〕天明七未年十月

種姫君樣（○徳川家治女紀伊徳川治貞室）嫁ニ御入輿御道筋

大手御門ゟ御出輿、酒井雅樂頭屋敷脇御堀端通、竹橋御門代官町、半藏御門、麴町壹町目通り、四ッ谷御門外御堀端、松平上野介屋敷前、御守殿御入輿、

御供披道

御守殿ゟ赤坂風呂屋町、同所傳馬町通御堀端、赤坂御門松平出羽守屋敷前脇、永田馬場井伊掃部頭屋敷脇前御堀端外櫻田御門、西丸下通內櫻田御門、

一御道具參候節茂、御入輿御道筋と同斷

右之通候間、得其意、向々江可被相達候

天明七未年十月

覺

一御入輿御當日、御譜代衆大手內櫻田兩御番所迄被相越、御通之節、下乘橋通江被罷出列居、御出輿以後、登城可被致候事、

一御入輿御當日、御道筋屋敷有之面々、布衣以上之御役人者登城、其外者可爲在宿候、御通之節門建寄、門外江罷出間敷候事、（中略）

右之通可被相觸候

天明七未年十一月

御出輿之節

（御書付前）若年寄衆　御側衆　奥御右筆組頭　御膳奉行　御賄頭　奥御祐筆　（御[illegible]所表）御[illegible]所頭

御同朋

一火之元、隨分入レ念候樣可レ被二申付一候事、

御入輿之節

（御臺所前）御膳奉行　御賄頭　奥御右筆　御臺所頭　御賄頭

（御長屋御門之内）御入輿御用勤候御勘定

（御玄關前）溜詰　高家　雁之間詰御奏者番　菊之間緣頰詰、同嫡子　芙蓉間之面々　大御番頭

御書院番頭　御小性組番頭　新御番頭　中奥御小性　林大學頭　同百助　中奥御番　表御右筆

（中御門内外）布衣以上之面々

（下乘橋）御譜代大名　同嫡子

一西丸御役人（迄）右可レ准候、以上、

十一月

御道具參候初日、殿中伺公之面々、服紗小袖麻上下著用之事、

享保十四（酉）年十二月

覺

一當十一日、就二御入輿一、御當日町中、火之用心隨分入レ念、總而物噪敷事無レ之樣に、名主月行事、度々相廻り可二申付一候、幷御道筋掃除仕、間數に應じ、手桶可二差出一候、

一御道筋（江）、十五歲ゟ上之男は一切出べからず、女之分は不レ苦候、町々名主者麻上下、月行事は羽織袴著し、平伏仕可二罷在一候、諸事公方樣御成之時分之通可二相心得一候、

右之通可二相觸一候

十二月

パウカウ、銀かな物ケッコウ乗物、貝桶、（イ、ヨリ物ノチハチ敗有、）長刀、女中、供乗物數多、騎馬ニ而布衣狩衣大身ノ侍三人程、歩供大勢、供鎗數十本、加賀守殿ニシテハ供も少ク、ケッコウ成事も無之ニ人は申せども、ヲンビン敬たる體也、此度は、松平紀伊守、（○所司代）荒木志摩守、諸事取持之由、

〔孝充日次記〕享保五年十二月朔癸巳、鷹司前殿下姫君、京極宮江御入輿、（戌刻）拜見御行列、粗々挑灯二張、雜色（各二行、）（引二行、）（鑓挾、）若黨三人、（三行、）騎馬一人、（長門之留主居、）若黨二人、（二行、）道具以下雜々、御夾箱二、走、（二行、）御長刀素襖九人、（先三行、跡二行、）松明、（二行、）布衣四人、（二行、）御輿、（白木製物、）布衣二人、（二行、）松明、（二行、）先是御輿者六人、（黒かき木綿、素襖斗紋、）諸大夫二人、（大紋二行、）群行布衣一人、（行列木行、）若黨四人、（二行、）騎馬一人、（讃州之留主居、）若黨二人、（二行、）道具夾箱以下雜々、凡右之趣也、路次靜々、御通筋町々、挑灯行灯出之、二條殿伏見殿近衛殿立挑燈、齊侍等被爲出御門前、

〔享保集成絲綸錄　十〕享保十四（酉）年十一月

覺

一十一日御入輿（○徳川綱吉養女竹姫、嫁松平大隅守繼豐、）御道筋江、十五歲より上之男は不可出之、女は不苦事、

一御道筋之屋敷、大門はしめ、小門は明ケ、門之外ニ家來可差置事、

一窓之懸戸不仕、簾簾掛可申候、內より見申分は不苦候事、

覺

一御入輿御當日、御譜代衆、大手內櫻田兩御門番所迄被相越、御通り之節、下乘橋通江被罷出列居、御入輿以後、登城可被致候事、

一御入輿御當日、御通筋屋敷有之面々、布衣以上之御役人は登城、其外は可爲在宿候、御通り之節門たてよせ、門前江罷出間敷候事、

一五時揃候事、

一御入輿御當日翌日、當番之御番衆、ふくさ小袖麻上下可爲着用候事、

て者、管絃等にて行列す其様口の義式を貞宗略用候而、如此御定法也、大積松を跡にもたする事、非禮の時には一先也、是者裏と表也、

積松之寸法之事、長サ貳十八束、口傳有、大サ一尺八寸廻り、卷目貳十七有、

評曰、一尺八寸ハ、一天八方也、卷目廿七ヘ、牛宿ヲ除也、

甲斐守殿にては、積松之長サ三十六束也、大サ同前也、卷目三十六也、卷やうは銚子と同じ事也、是天地陰陽の表義也、白絹にて包也、公家方に而者、淺黄の絹に而包也、條々口傳、

〔梵舜日記〕慶長廿年十二月九日辛亥、羽柴越中守忠興息女、烏丸息男へ嫁娶、亥刻、輿五十計、挑燈其外、警固嚴重美々也、銀子千貫目也、箱十貫目入百箱也、

〔大江俊光記〕寶永五年閏正月二十一日、中院大納言殿へ參、今夜俊姬殿御祝言御悅申、○中略、六半程に、俊姬御方御輿出、晴長刀、挾箱二、御供小川隼人、同縫殿、山本圖書、同數馬、岡本左近、此外二人、以上侍分七人、貝桶二、道具昨晚參候由、

〔享保集成絲綸錄六〕寶永五子年十一月

覺

一松姬君樣御入輿、○松平若狹守御當日、御道筋之長屋等、窓蓋に不及候、家來者御通り前迄者、出し置、御通り之節者、引入可申候事、

一御道筋、手桶可出候事、

一出し置候家來、先日御道具參候時之通、熨斗目著候格之者に者、常之熨斗目上下、外之者には服紗麻上下、足輕ニ者對之羽織著させ可申事、

〔大江俊光記〕正德二年七月廿二日、松平加賀守御姬、二條殿へ爲祝言、今日上京之由、　廿六日、松平加賀守より、二條殿へ祝言見物、お姬十八歲之由、二條殿吉忠、二十四歲、乘物梨地高蒔繪、先へおトギ

十五長持姫鏡箱、水引箱、大文箱、小ふみ箱渡し箱、
十六長持大すみあかゞ、かけ香、三十枚のし、但此長持は亂長持也、○中略
十七長持よりかいり、たゝう紙、まゆ作筆、くしかゞみ、あぶら壺、べにざら、白粉さき、もとゆひ箱、十二組七組、
十八長持大ふせご、小ふせご、香箸、香盆、香爐、香箱、香包、ぢん箱、たざん箱、ひさり、くし紙、ひいき箱、はひつぼ、
十九屛風箱
廿挾箱
廿一荷擔行器
廿二衣桁二掛手巾
廿三れん臺二
廿四帶箱
廿五大破子○中略
廿六長持廿枚○中略
廿七鑓貳拾筋
廿八鑓大將馬乘
廿九弓三拾張
三十貞長馬乘、弓大將、
卅一小上﨟輿
卅二輿小上﨟分
卅三輿同
卅四輿同
卅五大上﨟輿
卅六輿大上﨟分
卅七輿大上﨟分
卅八十郎四郎光宗馬乘
卅九輿力衆馬乘
四拾御小性衆馬乘
四拾一人手明
四拾貳力者
四拾三員桶一荷
四拾四辨當
四拾五屛風箱二雙入
四拾六木履持
四拾七御局輿
四拾八御師匠上﨟輿
四拾九弓立○中略
五拾御輿臺
五拾一政眞馬乘
五拾貳輿力馬乘
五拾三御輿付馬乘
五拾四小破子乘懸
五拾五吉忠馬乘
五拾六忠次馬乘
五拾七長持十枚
五拾八庭の績松一丁
五拾九家中總道具

此外或小袖櫃葛籠之類、或長持或諸事之道具、前日後日先に遣候也、

右行列之次第如此、併道具之品者不定也、

幕串を先に立候事、第一には八方天地の表相に依て、惡方を不用者也、四天を書籠、九字の印文をもつて加持するもの也、依之惡魔を降伏し、怨敵を退散して、陰陽和合の表相何ものか如之乎、故に幕串を行列の眞先に立る也、次に金箱也、金は寶の主也、次に錢箱也、錢は四天王を表る也、○中略また多子をも生る表相也、次に面粉の道具也、青銅面粉は、女子第一の道具也、長恨歌に、天生麗質難自棄の心也、次に馬乘の侍は、先の道具をはからはせんが爲也、何れも道具の順之事、公家方に

更婚哉、爲當終身不聽哉、答、穴太博士說、至終身不許婚也、可問他、（今說同之）問、僧尼立主婚嫁娶、還俗之後離哉以不、答私案科罪之日稱奸了、宜離之、古記云、先奸後娶爲妻妾、雖會赦猶離之、謂先不由主婚和合奸通、後由祖父母父母立主婚、娶已許訖、雖生長子孫、事發者猶離之耳、但常赦所不免悉赦除者、不離耳、

〔令集解戶十〕戶婚律云、嫁娶違律、祖父母父母外祖父母主婚者、獨坐主婚、若二等尊長主婚者、主婚爲首、男女爲從、餘親主婚者、事由主婚、主婚爲首、男女爲從、事由男女、男女爲首、主婚爲從者、

〔令集解戶十〕戶婚律云、違律爲婚、事依男女者、男女爲首、主婚爲從、事若依主婚者、主婚爲首、男女爲從者、

〔唐律疏議戶婚十四〕諸嫁娶違律、祖父母父母主婚者、獨坐主婚、（本條稱以姦論者、各從本法、至死者、減一等、）

疏議曰、嫁娶違律、謂於此篇內、不許爲婚、祖父母父母主婚者、爲奉尊者敎命、故獨坐主婚、嫁娶者無罪、假令祖父母父母主婚、爲子孫娶舅甥妻、合徒一年、唯祖父母父母得罪、子孫不坐、

〔法曹至要抄中雜事〕婚嫁幷棄妻事

戶婚律云、許嫁女、已受娉財、而輙悔者、笞五十、注云娉財謂一端以上、酒食非、（○據唐律、此下有以財物爲酒食者、亦同娉財十一字、）又條云、爲婚而女家妄冒者、杖一百、男家妄冒者、加一等、又條云、以妻爲妾、以女家婢爲妻者、徒一年、各還正之、若女家婢有子、及經放爲良者、聽爲妾、又條云、監臨之官、娶所監臨女爲妻妾（○妻妾一本作妻、唐律同、）者、杖八十、（○異本令集解喪葬、官人從征從行條引之、杖八十下、有即任土人勿論六字、）又條云、和娶人妻、及嫁之者、各徒一年半、妾減一等、各離之、即夫自嫁者亦同、仍兩離之、

〔令義解五宮衛〕凡京路、分街立鋪、（謂分街者、猶每街也、街者四達之路也、鋪者提街之舍也、）衛府持時行夜、夜鼓（謂街鼓、其曉鼓亦同也、）聲絕禁行、曉鼓聲動聽行、若公使、及有婚嫁喪病、須相告赴、求訪醫藥者、勘問明知有實放過、非此色人、犯夜者、衛府當日決放、（下略）

〔令義解六儀制〕凡祖父母患重、（謂患重者、不離枕席也、）及在囹圄、（謂囹圄者、繫囚之所、其依律散禁者非也、）者、不得婚嫁、若祖父母父母有命

十五長持短冊箱、水引箱、大文箱、小ふみ箱、渡し箱、　十六長持大すみあか、かけ香、三十枚のし、但此長持は重長持也、○中略

十七長持よりかゝり、たゝう紙、まゆ作筆、くしかゝみ、あぶら壷、べにざら、白粉とき、もとゆひ箱、十二組七組、

十八長持大ふせご、小ふせご、香箸、香盆、香爐、香箱、香包、ぢん箱、たざん箱、ひさり、くし紙、ひいき箱、はひつぼ、　十九屏風箱

廿挾箱　廿一荷擔行器　廿二衣桁二手巾掛　廿三れん臺二

廿四帶箱　廿五大破子○中略　廿六長持廿枚○中略　廿七鑓貳拾筋

廿八鑓大將馬乘　廿九弓三拾張　三十貞長馬乘、弓大將、　卅一小上臈輿

卅二輿小上臈分　卅三輿同　卅四輿同　卅五大上臈輿

卅六輿大上臈分　卅七輿大上臈分　卅八十郎四郎光宗馬乘　卅九輿力乘馬乘

四拾御小性乘馬乘　四拾一人手明　四拾貳力者　四拾三具桶一荷

四拾四辨當　四拾五屏風箱二雙入　四拾六木履持　四拾七御局輿

四拾八御師匠上臈輿　四拾九弓立○中略　五拾御輿臺　五拾一政眞馬乘

五拾貳輿力馬乘　五拾三御輿付馬乘　五拾四小姫子乘懸　五拾五吉忠馬乘

五拾六忠次馬乘　五拾七長持十枚　五拾八庭の給松一丁　五拾九家中總道具

　此外或小袖櫃葛籠之類、或長持或諸事之道具、前日後日先に遣候也、

右行列之次第如此、併道具之品者不定也、

幕串を先に立候事、第一には八方天地の表相に依て、惡方を不用者也、四天を書認、九字の印文をもつて加持するもの也、依之惡魔を降伏し、怨敵を退散して、陰陽和合の表相、何ものか如之乎、故に幕串を行列の眞先に立る也、次に金箱也、金は寶の主也、次に錢箱也、錢は四天王を表る也、○中略また多子をも生る表相也、次に面粉の道具也、白粉面粉は、女子第一の道具也、長恨歌に、天生麗質難自棄の心也、次に馬乘の侍は、先の道具をはからはせんが爲也、何れも道具の順之事、公家方に

御方被參、儲相州政村〇北條武州長時〇北條被候之、次自同西門平門出御、雜色二人取松明前行、町大路南行、入御所東門棟門經東北庭、將軍家於東侍密々御見面、土御門中納言、花山院中納言、一條少將雅有朝臣、彈正少弼業時、木工權頭親家、相模三郎時利、越後四郎時方、前陰陽少允晴宗朝臣等候其所、寄御輿於中御所南渡廊西向妻戶內、東御方一條局同前、

扈從　相州雜色二人、著直垂者五人、已下皆布衣、武州同相並武藏前司朝直雜色二人、童一人、著直垂者二人、尾張前司時章、左近大夫將監義政、同、已上相並、相模太郎殿雜色二人、童一人、著直垂者五人、相模四郎、相並

此外　大曾禰太郎左衞門尉長頼、梶原太郎左衞門尉景綱、對馬四郎左衞門尉宗綱、岩間平左衞門尉信重、筑前四郎左衞門尉行佐、鎌田圖書左衞門尉信俊、伊勢次郎左衞門尉行綱、信濃次郎左衞門尉行宗、上總三郎左衞門尉義泰、大隅四郎左衞門尉、

以上十人著直垂列歩御輿左右、

此外越後守實時、就催促進奉之處、依妻室病惱臨期申障、〇下略

〔宗長息女婚禮記錄〕息女〇小笠原宗長女嫁武田晴信出給ふ時、〇中略道具の順は、一の門にて定候也、路次中も大形如此也、ヶ樣之義者、不定に候といへども、其時の次第如此に候間、記置候也、ヶ樣之次第を能々見分て、分別古實可有之事也、

道具輿以下次第之事

一幕串一張分　二幕箱　三金箱　四錢箱

五長持面粉假粧道具　六時成馬乘　七長持水師棚之道具〇中略　八長持黑棚之道具〇中略

九長持中居お末の道具、茶の湯道具、料理道具、一切の道具、　十長持かけぼん二、三迄、夫婦の膳、めしつぎ、湯つぎ、箸箱、重箱、銚子提、

十一長持はぞう、つのだらひ、ゆつぎ、　十二長持帷子扇子

十三長持呉服、但大長持中長持、小長持等也、　十四長持れまき、夜物、布團枕三、三の內一におび、

次出車三兩（左少將爲氏朝臣、實春朝臣・右少將伊賴朝臣、）女房各四人乘也、按察（前大納言公氏婦女、）中納言（三位房嗣女、）兵衞督（前越中守宗明朝臣女、）女宮內卿（前越後守朝雅女、）大藏卿（同女、）大貳、大進、兵衞佐（以經女、）土佐（以邦女、）參川（□嗣高女、）但馬（□賀茂□平女、）今一人有長朝臣女（其名未定也、）次第不同乘之、蒲萄染唐衣（鶴草之唐文、）柳表著（同文、）濃打衣、白褂五領、白單、白腰裳（海賦、）等著用之、

衞府各二人、著衣冠、爲其雜色二人、秉松明、如常、

次殿上人

右馬頭能忠朝臣、左中將資季朝臣、右中將雅繼朝臣、左中將實任朝臣、右中將親季朝臣、已上束帶乘車騎從、

行路室町南行也、見者如堵、殿下幷前關白殿（〇道家子、教實、）各密々御見物云々、下仕二人（柳唐衣、濃打衣、白袙五領、白單、濃袴、）刀自二人（蒲萄染唐衣、白袙五領、單、紅袴、）雜仕二人（柳懸帶、赤色唐衣、白袙三領、同裳、）樋洗二人（白袙三領、同單、同裳、）自閑路參入、大宮中納言自閑路參會、

今夜御出儀、准據還饗、有恐、高陽院參鳥羽院給之時、偏被准臣下之例、其時前驅八人、出車三兩也、仍大概如此、

〔吾妻鏡二十七〕寬喜二年十二月九日丙寅、將軍家（御年十三、〇藤原賴經、）御嫁娶事、內々有其沙汰、〇中略亥刻、竹御所（御年廿八、〇源賴家女、）入御于營中、是御嫁娶之儀也、雖爲晴儀之間非晴儀、且被用御輿、經小町大路、入御南門、雜色二人取松明前行、供奉人越後守（〇北條朝時、）有時、式部大夫（〇北條政村、）大炊助（有時、）周防前司親實、左近大夫將監佐房、上野介朝光、（以上布衣、騎馬、）隱岐三郞左衞門尉、同四郞左衞門尉、佐原十郞左衞門太郞、佐木八郞（以上白直垂、步行、）等也、相州（〇北條時房、）武州（〇北條泰時、）被候御輿寄云云、

〔吾妻鏡四十九〕正元二年（〇文應元年、）二月十日戊申、於最明寺（〇北條時賴、）御亭、將軍家（〇宗尊親王、）御吉事有其沙汰、三月廿一日戊子、戌刻御息所（〇近衞兼經女、）入御、先寄御輿於東御亭（相模太郎御亭、）檜皮葺殿妻戶、東

權守清泰(已上五位)文章生憲光(爲隆男、衣冠指貫、)同時信(知信男、已上六位、)今度依無四位、今一人不被入、其替被入五位也、

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、此日左大將(○藤原家實子兼經)渡別當能保卿、(○中略)卽懸裾於劒、於門外乘車、(於車中下褰也、)前駈以政朝臣褰簾云々、此夜儀、殿上人不扈從、仍前駈上﨟勤此役等也、經大炊御門高倉一條等大路、到新所門前、其後事不能記錄、但如傳聞者、無殊違亂云々、

〔玉蘂〕嘉禎三年正月十四日、右少辨高嗣朝臣注送文、

十四日丙寅、今夜左丞相(春秋廿八○藤原兼經)可令通攝政殿(○藤原道家)御息女(○中略)給也(○中略)先是寄出車、(左中將資季朝臣、前安房守仲家、例出衣、)

御出儀

先前駈諸大夫八人(衣冠)

左馬權頭盛長　　刑部權少輔家盛

治部權大輔兼康　　皇后宮權大進以良

周防守康長　　前和泉守時長

右近大夫將監兼綱　　日向守兼氏

各於馬上取松明如常

次雜色二人取松明

次御車副六人、(白張、)御牛山吹相、二藍織物裏濃蘇芳小袿、同表著濃打、袿白袿八領、白單、濃袴著御云々、一條局(故大納言兼頁卿女)候御車後、(赤色唐衣、龜文柳表著、同濃打衣、白袿五領、白單、白腰裳等也、出也、)

雜色十人許在御車後、但舍人等相交、

次殿下左府生秦兼友(平禮、白襖上下、紅衣、)

事も有之長刀は古よりある物にて候へ共、古は女中の行列に謚長刀すべて兵具類持する事無之候間、此方に而は知ず候、遠國よりの婚禮には、供の侍うつぼを付、弓など持候事は古有之候、婚禮に猿皮のうつぼ付べからずと舊記に有之候、供の侍、兵具持事はある事也、はさみ箱の緒、長刀さや袋の緒むすび樣など、古法無之候、

〔享保集成絲綸錄十九〕寛文六午年四月

覺

一嫁娶之時、輿添之者のひかせ候馬、國持大名たりと云共、十疋之外は可爲無用事、

一同供之者持槍、二拾本之外可爲無用事、

一同時辻固之所々に、侍二三人足輕五六人程ヅヽ可差置候事、

一同時長柄幕などは可爲無用、挑燈は辻固之所に二三程可被置之事、(下略)

〔享保集成絲綸錄四十九〕寶永五子年五月

覺

一總而婚禮有之節、辻固之儀、其通り筋屋敷前は各別に候、所を隔候面々より、途中江者、縦親類縁者にても、辻固被出候儀一切無用に候、

一屋敷前辻固出し候共、人すくなにて、目立不申樣可被致候、

以上

〔中右記〕永久六年(元永元年)十月廿六日甲辰、今夜内大臣殿(忠通)(藤原)始渡給民部卿姫君許、(略)(中略)戌刻內府出御、從東三條東御門(陽明門大路)經三條西洞院、三條堀川三條大宮、入御從彼亭東面南四足門、(不下御車)引入御車、輙於門中、於門外下御、(前駈)前駈十二人、衣冠著深沓、取松前行、散位重仲朝臣、(四位)左馬權頭盛家、兵部少輔知信、兵庫頭盛季、勘解由次官實親、散位資房、散位季兼、散位朝隆、散位雅遠、肥後

行列近代は、一番に貝桶、其次召替、扨先乘の女房、其次弓、蟇目、長刀、挾箱、本輿、供乘物、大抵此趣を以被用るゝ也、猶分限により、世を聞合、相應に相極る物也、○中略

守刀守脇差持樣、附渡樣の事、行列に大小持する時は、刀は輿の左、脇差は右也、此役人物頭等の重き役人よし、左右共に刀脇差を外の肩にかつぐ時は同じごとく、內の肩にかつぐ時も同じ樣にかづきたるがよし、渡樣は先にても物頭出合、御輿入たる跡にて、自分は何の何某と申候、御腰の物請取候得と申付候由言、此方よりも何の何某と申候、今日は天氣能、御婚禮相調、乍憚同意目出度存由挨拶して、袋の儘渡す物也、紐拵とき改に不及也、

弓蟇目爲持樣、附り渡樣の事、行列に弓蟇目持する事有り、弓は袋に入、輿の左、蟇目袋に入、輿の右也、是を持する祝義は、道の惡難を弓矢にて拂心、其上追付御懷胎有て、御出生の時、誕生蟇目射さすべき祝儀也、渡樣は是も御輿入たる跡にて、陸士にても下知して、先の足輕江袋のまゝ渡さする也、

長刀挾箱渡樣の事、是も御輿入たる跡にて、前のごとく此方陸士等下知して渡させるなり、請取渡の品有なり、

〔女諸禮集〕嫁道具之事

荷物の多少は、分限相應たるべし、本式あるにもあらず、荷物の第一番に遣すべき物、去いし綃は〔以下、原文通り〕り也、上下にかぎらず、是を一番に遣すべき事古實也、上々方にては、此次に御になひご云る物出るよし、是は婚姻の夜召す衣服內衣夜著蒲團、其外此夜に入用の物を入るゝなり、翌日是に入たる物、親里へ送らるゝ事あり、

〔婚禮問答〕婚入の行列の內、長刀はさみ箱は、何方に爲持可申哉、先へ立可申哉、はさみ箱、古は無之物也、衣服はからびつ長持などに入て持する也、常には袋に入て、御供の女中のこしの內に入る

唐櫃は長さ三尺程にて、幅二尺程の物、兩ひらに足二ッ宛、脇ひらに足一ッ宛、已上六ッ足有之、是も小袖を入る物也、

からげ錢は、青ざしにして、萬疋は百貫の事、是を棒指にして先へ持せたり、

金箱は、用金を箱に入、棒指にして持す也、

簑皮籠とは、革葛籠也、

表刺袋とは、小袖を入る袋也、昔能人は、男女共小袖の著替を入、家來に持せ行事とせり、夫より以下の者は、挾竹江小袖上下をはさみ持せたり、細川幽齋老、初て當世の挾箱を作り出されたり、夫より此かた竹挾止て、挾箱はやるなり、是によりて今は祝言の行列にも挾箱を嫁持する也、挾箱始まらざる時は、うはざし袋を持せたり、篠同串皆箱に入、婚禮の行列の一番に古法は持せたり、道中泊り休にも用、輿請取渡の場にも打たり、

衣桁違臺とは、夫婦の寢間に立る物也、此二品、昔はもみの服紗絹にて絡げ、婚禮の行列の先へ持せたり、今は道具と一所に遣す也、目立事を遠慮して疊み、箱江入遣す事となれり、

里の水并松明、新敷桶に、ごふんにて鶴龜松竹を繪書たる桶一荷に、嫁の井の水を入、行列に持せたり、此水を男の井江一ッに合せたり、又松明の火をも此水にて留たり、松明と一ッにしてともす事也、長サ三尺六寸廻りは六寸廻り、蘆にてする、こより二筋ヅヽにて、皆女結に三十六所結、綿五分置てつまへたる松明なり、

御厨子黒棚、是も昔祝言の日行列の先江持せたり、今は道具と一所に遣す事になれり、

右の品々、古法は行列に必一色か二色持せたり、今はなし、然れども今も祝言の日、行列の貝桶より先に一番に荷ひ、又は唐櫃、或は纂箱篠串、又は衣桁違臺にても持せたるは、家古くして殊勝に見ゆる物也、其外は道具と一所に遣したるがよし、

〔後漢書順帝六〕永建四年正月丙寅、詔曰、〈○中略〉其閭顯江京等、知識婚姻禁固、一原除之、〈妻父曰婚、壻父曰姻、〉

〔伊呂波字類抄人事止〕嫁〈トツギ〉　娶〈○中略〉　婚　歸〈已上同〉

〔名目抄私儀〕嫁娶〈カシユ〉

〔下學集下態藝〕嫁〈カス、トツグ〉婦人謂嫁曰歸〈トツグ〉、言女人適夫家、如歸己家、故云歸也、

〔釋日本紀十六秘訓〕鶺鴒〈トツギヲシヘドリ、トツギトリ、〉

〔倭訓栞前編十八登〕とつぐ　日本紀に交又交接をよめり、〈○中略〉祝詞に嫁繼をよめり、歸をよむは義訓也、されど公羊傳の注に、婦人以夫爲家、故謂嫁爲歸とあれば、字のまゝかへるとよむべし、

〔玉勝間八〕とつぐ　めあはす
とつぐは、嫁字をよむ故に、たゞ女の男にあふ方にのみつかへども、さにあらず、鎭火祭祝詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹背二柱、嫁繼〈トツギ〉給氐云々と有て、たゞ男女あふことなれば、いづ方よりもいふことなり、古今著聞集に、天野遠景といふ者の事をいへる條に、渡邊にて、番〈○人名〉人が妹にとつぎにけりと、男の方にもいへり、そのころまで、此言いにしへの意をうしなはざりしなり、

〔空穗物語藏開上〕そのむすめ、ど〈○ロ〉つぎ時になり給しかば、みかどをさして、人かよはさでありしに、天皇、みこ、みや、とのばらのみ、よばひのつかひはあけたてはなちめぐりてあれど、こともえつげでぞ侍し、

〔倭名類聚抄二親戚〕妻、〈○中略〉一云、米阿波須、

〔倭訓栞前編三十二女〕めあはす　和名抄に妻をよみ、常に娶字女字をよめり、妻配〈ノアハス〉の義也、

〔玉勝間八〕とつぐ　めあはす
めあはすといふは、女子を男に、おやのあはするかたにのみつかふめれど然らず、古事記に曰

唐櫃は長さ三尺程にて、幅二尺程の物、兩ひらに足二ッ宛、脇ひらに足一ッ宛、已上六ッ足有之、是も小袖を入る物也、

からげ錢は、背ざしにして、萬疋は百貫の事、是を棒指にして先へ持せたり、

金箱は、用金を箱に入、棒指にして持す也、

張皮籠とは、革葛籠也、

表刺袋とは、小袖を入る袋也、昔能人は、男女共小袖の著替を入、家來に持せ行事させり、夫より以下の者は、挟竹に小袖上下をはさみ持せたり、細川幽齋老、初て當世の挟箱を作り出されたり、夫より此かた竹挟止て、挟箱はやるなり、是によりて今は祝言の行列にも挟箱を、嫁持する也、挟箱始まらざる時は、うはざし袋を持せたり、緣同串皆箱に入、婚禮の行列の一番に古法は持せたり、

道中泊り体にも用、輿請取渡の場にも打たり、

衣桁連臺とは、夫婦の寢間に立る物也、此二品、昔はもみの服紗絹にて繊げ、婚禮の行列の先へ持せたり、今は道具と一所に遣す也、目立事を遠慮して疊み、箱江入遣す事となれり、

里の水并松明、新敷桶に、ごふんにて鶴龜松竹を繪書たる桶一荷に、嫁の井の水を入、行列に持せたり、此水を男の井江一ッに合せたり、又松明の火をも此水にて留たり、松明と一ッにしてともす事也、長サ三尺六寸廻りは六寸廻り、蘆にてする、こより二筋ッヽにて、皆女結に三十六所結、端五分計てつまへたる松明なり、

御厨子黑棚、是も昔祝言の日行列の先江持せたり、今は道具と一所に遣す事になれり、

右の品々、古法は行列に必一色か二色持せたり、今はなし、然れども今も祝言の日、行列の貝桶より先に一番に荷ひ、又は唐櫃、挟は纂箱緣串、又は衣桁連臺にても持せたるは、家古くして殊勝に見ゆる物也、其外は道具と一所に遣したるがよし、

計也、輿の內のまへに、ゑいし絹張の箱を置て乘也、中古より十二丁目に中臈乘申候、(中略)

一輿行列の次第、御こしの先へ參る御物御道具之次第、一番に貝桶、二番御厨子黑棚、三番荷ひからびつ、四番長からびつ、五番長持、六番屛風、七番ほかひ、偖こし也、八番に大上らうこし、九番に小上臈、十番に御料人御輿、十一番に御局、十二ばんに中臈頭、十三番に中臈、廿番迄中らうのこし也、以上中臈のこし八丁也、此外何丁も跡より參るべし、騎馬の衆五騎三騎、又遠路ならば七騎參るべし、長からびつにひからびつ奉行壹人、器物の奉行壹人、以上二人たるべし、是は馬に乘侍の事なり、さしてなき者は先へ參り、料足の長持又折などゝも先へまゐり候、

〔婚禮推陳記〕行列の次第、古法は一先の露拂に、一番に金箱、是は細引にてからげ五貫目入を一人宛にて、何人も持、二番にからげ錢五貫文宛、靑繩にてからげ、五百疋宛一人にて、何人も持、三番に幕串十本を壹人にて二本宛持たり、四番に、幕箱、五番旋箱、六番に屛風、七番に長持、八番に臺皮籠、輪具に入、棒を指持也、九番に表刺の袋二ッ左右に持、左は陽のつゝみ、右は陰のつゝみ、十番乘替の輿天兒又は侍子、十一番に傘袋、十二番に左に陰陽弓、右に蟇目、十三番荷一對、輪具に入持也、十四番大上臈の輿、十五番に長刀、其次へ馬、上の侍十人、五人宛二行に打、其次に貝桶壹ッ宛肩にかづき、二行に步む、右は出貝、左は地貝也、貝渡す役人兩人左右に付なり、近比は貝桶を輪具に入てもたする也、其次御輿也、輿の兩脇の前の角に、輿渡役人附べし、左に大刀刀、右に守脇差を持、姬の輿附の家老左に付、此外老體の侍左右に付て、其跡に輿臺、壹人に一ッ宛持せ往也、其次馬上侍十人、二行に打也、次に小臈局、其外女房達之輿也、輿に不乘女房は、皆馬に乘、股袴と云て、常の袴に腰なきを著て乘也、其跡は皆諸道具也、遠路の時は、先打も貝桶渡輿渡も、何も騎馬にて打也、

〔婚禮里出之部〕古法行列に被爲持ものゝ事、一荷とは小袖を入る物也、かぶら足四方のひらに四ッありて、二尺五寸四方程の物也、

大上らうのこし、ちとひだりのこしよりすゝませて、たて申べく候、

こし（大上らう）　同（小上らう）　御こし　同（御つぼね）　同（中らうがしら）　同（同）　同（同）　同（同）　同（同）　同（同）　同（同）　同（同）（よめ入の時は、此こしに、おはりのり申候、）

御こしのしだい、此ぶんにて候、よめ入の時も、つねの時も、おなじ事にて候、此ほかこしのかずはいかほども御入候べく候、○中略

一こしのさきにひちう、げすなどをたてゝ、ねらする事なし、

一御こしの御ともは、五き三き、また遠路は七きこれある事に候、うけ取わたしは、其内一人のやく也、

〔婚禮法式上〕婚入之部

一こしの數は御料人の御こしの外に、供のこし十二丁本式にて候、此外は三十丁も五十丁も何十丁も、あとより參らるべし、人數分限に隨ふべし、女房衆何れもこしに乘事也、歩行する事なし、御すゑの衆までのるべし、ひちう、げすなどを、こしのさきにたてゝ、ねらする事なし、何れも歩行にて、御料人より先に、むこ殿の方へ參りて居る也、○中略

一婚入行列之事、先御供の輿を左右に立ならべ、御料人の御輿をば中に立て、壹ばん二ばんの次第を立定めて、偖御輿を出す也、○中略其次第一ばん大上臈、二ばん小上臈、此間に御料人のめしたる御こし、三ばん御局、四ばん中臈頭、五ばん中臈、是より十二ばんまで中臈のこし也、御こしの次第如此、十二丁本式也、此外五十丁三十丁もいか程もあらばあとより少引さがりて參らるべし、供騎馬の衆も參らるべし、

一古へは十二丁目のこしに、おはり乘申候、おはりと云は、中居頭の事也、頭故に御供の內也、輿の食物も五所にて候、すだれはかけ候はぬ也、髮をもさげず、帶をもさげず、うちかけもせず、なか帶

江緣組之儀、先日ゟ橋本豐前某等往來候而及熟談、十月十四日甲辰、秉燭早々相模守殿誘引にて、お町大賀家へ引越歩行也長刀、伊介持候而、一足先へ行、大賀家玄關に設、只今御出と案內し、直に引返し、途にて行逢、又供の者に成手等ニ申付遣、相模守殿若黨草履取、箱提燈持挾帶お町殿若黨下女草履取、箱提燈持挾帶外に太介、持物有之に付乍供相從、相模守殿より土產には、三本入扇子箱、二升樽一ツ、隨身被送之、暮早々出門、首尾能見送り了、門火燒、なまぐさ物くべる母公御歡不斜也、夜半過文治太助伊介歸來、萬端首尾能相濟之由申屆、文治は御里坊へ行宿、太助は歸、相模守殿は上の御里坊に宿也、

〔言成卿記〕天保十二年二月十五日、今酉刻舍妹、操內々阿野家へ入輿、中略出門之後、掃除門火等在之、爲令不歸來云々幾久珍重云々、偏祈熟緣者也、家內出立之祝等、內々儀故如形、

〔娶入記〕御こし十二ちやうのしだい

一一ばんごし大上らう、二ばんに小上らう、此あひだへめし候御こし、三ばんに御つぼね、四ばんに中らうのかしら、五ばんに同中らう、これより十二ちやう、しだいに參るべし、いにしへは十二ちやうめ、おはりのり申候、こしのかな物も、五所にて候、すだれもかけ候はで、しいしぎぬ、はりばこをまへにおきて、かもじをわけて、うへにおびをしてのり申也、しかれども、此ごろさやうのぎなし、

一御こしのたてやう、おなじくしだいの事、

右　前同一ばん大上らう　同二ばん小上らう　同三ばん御つぼね　同七ばん中らう　同八ばん同　同九ばん同

御こし

左　前同四ばん中らうがしら　同五ばん　同六ばん同　同十ばん同　同十一ばん同　同十二ばん

一御こしのしだいは、かやうに十二ちやう、ほんにて候、十二ちやうのほかは、五十ちやうも三十ちやうも、いかほどもしだいはあるまじく候、御こしたて候やう、まゐり候しだいあるべし、右の

夜深出御、先有御身固、(陰陽頭賀茂在弘朝臣奉仕也、)次寄御車於寢殿南階、(縁差寄也、所司民部大夫時盛奉仕、中行盛調進、屏風几帳折板、事二掌置等、)下家司(女冠)付簾、大宮中納言(實有、著書、)候御車寄、

〔宗長息女婚禮記錄〕息女(○小笠原宗長女、嫁二武田晴信一、)出給ふ時、内の妻戸の際迄、輿を舁候而行時、輿の先を先へ

評曰、古實ニハ、輿ノ先ヲ其儘直ニ舁時、女房出迎、輿ニ乘時、順ニ廻舁出ルト有之トイヘドモ、詮義ノ上ニテ、ケ樣ニ貞宗定メ給フ也、

なし、出して置べき所にて順に廻し候也、口傳有之、扨打刀扇疊紙を小上臈持出て、輿の内へ入候也、次に局愛敬の衝(マモリ)を持出、息女のえりにかくる也、扨息女は白き單をはだに著し、色有小袖を上に著、衝をかけて出、左之足より輿に入給ふ也、其後御局衆には、小野七郎兵衛吉忠、河口孫大夫忠次、此兩人參り、輿を舁出候時、輿の左には十郎四郎光宗、右には六郎兵衛政員手を掛、緣迄出候時、輿の先を主(宗長)大口にてねる、跡には暇乞の女房達引續て出候也、總別輿を入候にも出候にも、能より出可入、口傳有之也、

右之通、緣迄輿を舁出ておろすを、輿舁兩人出合候而、請取舁出る也、主は一の門迄の事也、扨二の門にて輿おろし候而、諸道具順を立る也、大上臈小上臈、おもひ〳〵に被參候也、能々口傳、

〔大江俊光記〕貞享三年四月九日、日出前、藤森へ見廻、(上屋相模殿一家宅、)早川源右衛門(知行千石、住宅堀川屋敷、)仲三以嫁お常(十八歳)今日祝言、(○中略)お常乘物の乘初、互ニ被頼候ニ付、乘物致候也、爲祝儀、饅頭一食籠令持參、了、壹半程お常乘物出候也、乘物へ衛(マモリ)入、狹箱二、乘物兩脇ニ侍二人、長刀持手明二人、不構儀九郎見送ニ被參、乘物出候時、門火燒候也、嫁女より半時計先へ介添るい遣候也、(○中略)次お常殿迎案内ニ友澤木工左衛門參、(是番元休ニ居候孔實僧吉也、)鍛屋町ニて、赤飯酒漬等振舞休息アリテ、八ツ過ニ彼へ嫁女被參、不殘振舞アリ、六ツ前ニ仕舞歸候也、藤森へハ初夜前ニ歸ル、諸事首尾能由申也、

〔大江俊矩記〕寛政十年八月一日壬辰、小野本間故兵部卿法眼息女お町(長盛廣年廿四歳)大賀肥後守宗跡

由申候、權現樣三河に御座被遊候時、我等祖父は知行五百石被下置、御奉公申上候節、妻を呼むかへ候刻、譜代の家來に、負木と申ものをもたせて遣し、女房にはかづきを被らせ、作の負木に腰をかけさせ、後に負はせて呼迎候事に候、しかるに我等程の家來の身として、滅金の星金物入たる乘物に乘せ、呼迎へ候事、うつけたる事のある物に候、

〔宗長息女婚禮記錄〕光蔭移り來り、吉日に至りて、息女を出す作法之事、世に人は死たる時を何も可學也、たとへば、行て二たびかへらざるを人々のまなぶにや、婚禮は死したる時どうら表也、僻案の禮法當家に不信用也、

〔貞丈雜記（祝儀一）〕一婚禮の時、よめ君の輿をかき出すに、うしろを前にして、死人の輿をかく如くする事、今世上にはやる也、是は婚禮には歸る事を忌む故、死人は歸らぬ物ゆゑ、それにあやかりて、歸らぬ爲に如此するといふ事甚あやまり也、婚禮は人の大禮にして、子孫繁昌の爲也、然るに死人のまねをするは、甚いま〳〵しき事也、死人のまねをしたればとて、心のわろきよめ君は必返さるゝ也、（〇中略）延寶年中、有川衛察といふ者、御よめ迎の時めしたる御こしを、あとをさきにかき申候由、いかゞと問ければ、貞衡の答に、もしよめ子死去に候はゞ、こしをさかさまにかきて出申候事は、出家の指圖次第にて候、當流にはなき事也、常の如くかき申べしと申されたる也、

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、此日左大將（〇藤原兼實子良經）渡別當能保卿（一條室町）亭也、（〇中略）内々遣使於彼亭、問事具否、申自是可告之由云々、小時告事具之由、仍仰右大辨親雅朝臣、問吉時於陰陽師、（主税助晴光）爲御身堅、（〇中略）召儲、候問之、亥時已至之由、次有身堅事、次出行、

〔玉蘂〕嘉禎三年正月十四日、此日左府（〇藤原兼經）被迎第二娘、（〇藤原道家女、中略）委旨見高嗣記、
嘉禎三年正月、右少辨高嗣朝臣注送文、（〇中略）

こしは、白木のこしたるべく候哉、如何、白木のこし用事本儀候、略儀には網代ごしを用也、常にはぬりごしを用也、略儀也、網代ごしは、青竹を細クうすく削り、あじろを組てこしにはり、黒ぬりのおしぶちを打也、白木のこしをば、板ごしとも、木ごしとも、棟立とも云、是は總面一段式正のはれ成時、白直垂など著用の時用之、輿の金物の次第十二所、次は九所、次は七所、次は五所也、まげきものは十二所のかな物の間々へ、色々の花鳥などをかな物にして打也、これは高位の御方ならでは斟酌あるべし、位さがるほど、かな物段々少き也、又御こしには、すだれの内に下すだれをかくる、下すだれとは、すゞしの絹にふとく横筋を青く染め、又はすそごなどに染て、上のすだれのうちより引とほして、上かへを上へなして、こしのやねの如く、むねをたて、かくる也、下の方のうらに綱をぬひ付て下るをいなのつなと云、白黒又は白紅をなひまぜにして、先にふさを付る也、すそのきぬも、いなの綱も、ながえの外へ出してさげ申候、上のすだれの下より長くさがり出る也、すだれは高位の女房衆かけらるゝ也、九所七所かな物のこしには、すだれの外にかくるなり、これをみせぎぬと云、五所のこしには、みせぎぬもかけ申さず候、下すだれの長さ、高位の人のは六尺たるべし、其次は五尺六寸、但何も一方の長サ也、兩方合て一丈貳尺、又其次は一丈一尺貳寸也、すそごとは、すそ程色を段々こくする也、又御こしのつなは、女房ごしは、左のながえのきつかけ一尺計のけて、かしづけにして、右のながえにひつときに留る也、此外の事ども、こしのはねぐみかつこうなどの事は、こしつくる者の方にて、能知べし尋べし、中略
こしには錨をおろし可申哉、こしにぢやうをおろす事知らず候、古法に無之候、其上こしには、錨おろす様なる戸も無之候、すだれ計かゝり候物ニ而候、

〔三省錄後一〕杉浦殿申され候は、其許にも覺て存られ候、我等儀は、毎朝玄關より座敷までを見廻り候處、門下に新しき乘物有之候、從前我等家來婚禮をとゝのへ候て、その女の乘來り候乘物の

の事なし、

〔民事慣例類聚 婚姻〕婚姻ノ當日、新婦出門ノ時、送リ火ヲ焚キ、又山村ニテハ祝砲ヲ放ツノ風習アリ、離別ヲ忌ムヲ以テ、往テ返ラザルノ意ヲ取トイフ、河內國讃良郡、

〔婚禮問答〕はふこ拵樣如何、又あまがつとはふことは別物にて御座候哉、答はふこの一名あまがつと云、別物にては無之候、近世に至、古法を知らぬ者、別物と心得候、拵樣は別書に委細記し有之候間、寫可被申候、是は婚禮の時、新敷作る物にあらず、姫君誕生の時こしらへたるを、ふるびたりとも其儘用ゐらるゝ事也、常々御そばに置るゝ守り也、

はふこを二ツ作り、夫婦と申說も有之、誕生の時のあまがつには髮無之、婚禮の時、かのあまがつに髮の毛を付て、はふこと申說も有之、又はふこの腹の中に、守札經文など納ると申說も有之、また婚禮色直しの時、はふこも色直し有之と申說も有之候、如何、答近世に至り、はふこあまがつの事、故實を知りたる者無之故、樣々の說有之、右の間の趣、皆古法に無之候、別紙に傳有之、可被寫候、

はふ子、犬はり子、むねの守、別のこしに乘せ可申哉、むねの守は、前に申ごとく、姫君御かけ有べし、はふこも姫君の御こしの內へ入べし、犬はりこは、姫君誕生の時に作りたるを、そのまゝ用ゐる也、內に守り札を入て、御こしの內に入べし、別のこしに乘する事無之候、

惡魔ばらひ ごくあげとも云 の女、顏のさいしき衣裳等如何、あくまばらひの女と云事知らず候、古法に無之候、○中略

こし出候節、暮に及候はゞ、てうちん出可申候、高てうちん何方に立可申哉、古法婚禮は必夜也、御こし門を出候時は、門の右の方にかゞりをたき候、是を門火と云也、かやをたばねて、いなぶらの如く三ツ重ねて、下に薪を置て火をたき候、薪をゑんに入る事傳也、門の右とは、門を出れば右の方也、てうちんの事、作法知らず候、左右にも立らるべきか、樣子見はからはるべし、○中略

此歌を三返唱へ、乘て屋根の廻りを三度順に廻りて、後に姫を乘せたる古例在、

師傳に、今は新輿乘初る時は、子孫繁昌の老女を、家中より撰出し用ゆべし、御輿を東向にして置、三方に散米を入持出、御輿の中江蒔て、古法のごとく、君が代の歌を三返唱へさせ申がよし、乘初したる老女江は、御姫より御盃等給て、引出もの被下也、近頃小笠原遠州公の御息女御婚禮の刻、かつら女御輿の先を御供したる事在、彼御家古法のごとく、今も京の葛の郷の祓する女を被召抱置て扶助あるゆゑといへり、如此の時の規式の爲成べし、其時の出立は、かつら出立と申となん、その事を不知人は、異樣の出立のよしを皆人申傳候也、又師傳に、新輿の敷御座の下へ、南天の葉一枚、わら七筋、のし五本、此三色を花包の中江入、本を水引にて結、葉先を往先の方へして敷置べし、道の難を祓、目出度もの也、○中略

姫裝束ありて、父母へいとまごひの時、式三獻又は雜煮三獻を出し、三々九度の盃事有、終て供の上臈小女臈江も、母の御盃を給る也、此時の酌は、わかれ酌にとるべし、口傳、

師傳に、引渡出る時は、父より飲初て、三獻呑て娘へ指時、加へて三獻のみ、母へさし、母三獻のみ納候也、內躬出る時は、母三獻のみ、娘へさし、三獻加へ飲て、父へ指、父三獻飮み納る也、腸煎出る時、娘三獻のみ、父に指、父三獻のみ、母江指、母三獻のみ納候へば、互の三々九度に成也、略義は吸物取肴にて盃事有べし、わかれ酌とは、披酌の事なれども、加候て本酌と加、一度に立わかる、也、常の時の披酌は、本酌を立せ候て、加跡より靜に立候へども、此時の酌に限て、立わかれとて、一度に立也、是父母の懷を出の心なり、

〔貞丈雜記一祝儀〕小笠原家の婚禮の式法の內に、山城國上鳥羽村桂の里に、代々長命にてめでたき夫婦の者あるを、よめ入の時めしよせて、輿の前にたて、一二の門まで供いたさせ候事あり、定てかの家には古例ある事成べし、當家に傳へたる、京都將軍時代のよめ入の式法には、そ

と云、目出度もの也、麻苧は祓に用ゆ、不淨を去り、其上諸白髮の祝儀也、南天はけはらい草とて、一切の惡難を拂もの也、熨斗は、すがた熨斗々々の祝儀、昆布は歡ぶの祝儀也、其包樣、折形にあり、○中略

御部屋掃除の事、附燃の事、嫁出輿の跡にて、座敷へ米を打蒔、隅々よりはき出す物なり、流義によつては灰をまきはく事も有ども、當流には不用、米を蒔は、和國の風俗也、座の不淨を拂心也、其上米は八十八と字くばり有故也、昔は夜の婚禮故、嫁の部屋にとぼしたる油火を三日不消、是は父母別れを慕の禮也、禮記にも見えたり、

御輿出跡松明の事、奥玄關にても御臺所口にても、輿の出たる所にて、左右にて松明をとぼすもの也、是を輿の跡にて燃故、陰の松明と云、

〔婚禮推陳記〕婚禮の前に、姫の輿乘初と云事古法に見えたり、山城國愛宕郡葛（カツラ）の郷に祓する女有、是を賴て輿の初乘をさせたり、いまだ緣邊不定姫をば、此かつら女來りて、かつら桶とて、曲物に腰かけさせて、祓の祝言する時は、緣邊も其儘定ると申傳たり、此かつら女なき時は、供御の女を葛女出立にして、乘初させたる例も有、供御とは奥の食炊女なり、かつら女出立とは、髮はすべらかしの童髮に結、其上を一丈餘も有、ねり絹にて、眉を矩にして前より當て、後にて取違へ前へ戻し、本前を合るごとくに違て、耳の通にて、上より下へわなに成樣に兩方ともにはせ、其餘を後へて前の如く包も在、是をかつら包とも、ひなん包とも云なり、扨練の單をかいどりに著て、小妻をとり、長笄へからみ糸にて閉、餘を長くさげ置也、またかつら髮の上へ、○中略烏帽子をかつき、褄に取て、帶にはせる也、是をかつら出立と云也、扨かつら桶と云は、曲物を白張にして、鶴龜松竹を白繪に書て、中へ散米を入、それをいだきて輿江乘る樣に、散米を輿の中江打蒔て、輿江乘て東に向、

君が代の久しかるべきためしにはかねてぞ植しすみよしの松

出立雜事

〔正佐禮〕執習

當日、（中略）仰家司問吉時於陰陽師（陰陽師爲身堅、被召使、問之、申吉時巳也之由、）次有身堅事、次出行、先是著裝束、（中略）降自中門内方、（殿上四位敬屈也）卽懸裾於鎧、於門外乘車、（於車中下簾也）殿上四位褰簾、

〔婚禮里出之部〕新輿乘初の事、祝言前に日柄を撰み、輿を二の間江入れ、東の方江向け、家中にて目出度筋目の老女を撰み出し、乘初をさする也、其樣體、三方に鋪紙して、打蒔を入、其上に熨斗一把、切昆布十二、ゑみぐり十二、山椒十二ふさ、是を老女の前へ出す時、老女三方の米を御輿の内江少し打蒔、借輿の内江乘、歌に、

君が代は千代にや千代にさゞれ石のいはほさなりてこけのむすまで、と三べん唱也、借輿よりおりて、其三方を御姬樣へ上る、御口祝有て老女召出され、御手自熨斗給り、御盃引出物被下もの也、是は近代の乘初の法也、昔は輿に乘り、屋敷の廻りを三べん廻るといへども、今は不用、

乘替輿江入物之事、乘替の内江は天兒、又はほうこ、又は犬はりこ一對、又は伊勢の祓、其外ゑいし絹はりを絹の袋江入、臺へのせ入る也、天兒、ほうこ、犬はりこは、御幼少の時用らるゝをのせるが本也、若無之時は、あらたに倖子を調てもよし、天兒にても倖子にても、嫁と裝束同じごさく二通り用意有べし、里出の時は、下に白無垢、上に白綾幸ひ菱、又は小袖、帶も白きをさせ、あなたにて御新造色直しの時、倖子にも上へ緋の綾、又は緋りんず、緋紗綾、緋縮緬、帶も赤きにさせ替候也、ゑいし絹張は新敷用意して、綾又は羽二重の袋に入、緒も同じ、白木の臺に據、跡に倖子、前にゑいし絹張を臺に据置たるがよし、

本輿の下ゝ鋪物之事、藁十二筋、南天一枝、麻苧五結び、熨斗五本、昆布五本、此五色、紙にて包、水引にて結び、道ござの下に葉先を行先きの方江して、常住入置もの也、是道の惡靡を拂也、藁は壽命草

也、御こしむかひの仁、衣裳は練貫すあをひた、れ等は何色にても濃色を用候べし、さる毛の馬、其外忌べき品々用べからず、御輿迎の人の供の者も、返しも、だち取まじく候、袴のそばを取て、左右の脇帶におしこふべし、是を小股だちといふ、

〔婚禮推陳記〕婚禮の日、輿の出る前に、聟の方より輿迎の使者を遣也、○中略國を隔たる時は日數を積、舅の方を出る日、使者の往様に越べし、○中略

師傳に、近比は迎使者にも不及也、聟方の一門衆、輿の迎に被往ゆゑなり、○中略輿迎の方は、書院へ被通、舅對面ありて、三方のし出、早速退出せらる、也、

〔吾妻鏡十八〕建仁四年○元久元年八月四日甲午、將軍家○源實朝御嫁娶事、日來者、可爲上總前司息女之由雖有其沙汰、不及御許容、被申京都已訖、仍彼御迎以下用意事、今日有內談、於供奉人者、爲直御計、彼是人數、以容儀華麗之壯士、可被撰遣之由云々、　十月十四日癸卯、坊門前大納言信淸息女、爲將軍家御臺所、依可令下向給、爲御迎人々上洛、所謂左馬權助、結城七郎、千葉平次兵衞尉、畠山六郎、筑後六郎、和田三郎、土肥先二郎、葛西十郎、佐原太郎、多々良四郎、長井太郎、宇佐美三郎、佐々木小三郎、南條平次、安西四郎等也、

〔大江俊矩記〕寛政四年五月二十六日癸巳、嫁於律入輿、松尾宮內少輔殿誘引、亥刻前到著、○中略直に婚儀式取整相濟、

〔大江俊矩記〕寛政十年八月一日、小野本間故兵部卿法眼息女お町、○中略大賀肥後平宗跡江緣組之儀、先日より肥後叔父橋本豐前某等往來に及熟談、　十月十四日、お町引越に付、爲誘引山口相模守殿、晝頃より此方へ來駕、

〔政化間記〕寛政十一年十一月十五日、今日淑姫君樣御入輿○尾張德川宗睦嫡子德川齊朝女嫁に付、松平彈正大弼、爲御迎登城、於帝鑑之間謁御奏者番、

、そこひなき心の程はわきかへる岩井の淸水いはずとも志れ

姬君の御返し

世々をへてたえぬ後こそくみ志らめ岩井の水のそこひなしとは

聟君にかはりて、久世大納言よませ給ひけり、御文はくれなゐのかみに書きて包ませ、おなじ色なる御かへしは、あをきうすやうにておなじ紙につゝまれけり、歌は中院内府によませ給ひけり、

迎使者

〔風呂記〕女房を迎る時の事、舅方より御迎に遣候殿原、宗との人、名をも人被知、又は仕付よく候仁を選て、二騎計遣候が能候、其時女房の親の方よりの引出物可有之、多分は腹卷一領、大刀一、馬一疋にて候、是はよのつねの事也、此外多も少も人によるか、

〔武家故實記事大槪中〕婚禮

一或說に、親迎とて、男先女の家に行て、女をつれて來る事禮なりといへり、是は唐の事也、日本にはなき事也、例とすべからず、

○按ズルニ、古ハ婦ノ輿ヨリ下ル時、夫出テ之ヲ迎フルコトアリ、蓋シ親迎ノ意ナルベシ、後世ハ夫自ラ出デズ、侍女房ヲシテ之ヲ迎ヘシム、到着雜事ノ條參看スベシ、

〔婚禮里出之部〕古法迎使者の事、昔は婚禮の日、聟の家にて家老を聟の名代として、迎の使者遣也、近代此例なし、中略近代は迎使者も不入、聟方の一門衆取持の方一兩輩、輿迎として被參なり、其時は輿迎江、三方熨斗出し、茶多葉粉出す、勿論舅一門中、御輿迎江出合、挨拶濟て追付被立也、

〔婚禮法式上〕婿入之部

一こしむかひの事、一族の内、又はおもき家臣則家老など勤申候、御こしの御むかひに參候て、御料人方の御こし渡候家來へ、何の誰某と申者御こし請取申由、御輿渡候人へ申候て、扉ひらき申

事、紅薄樣一重書之、結裏二重、

〔中右記〕永久六年〇元永元年十月廿六日甲辰、今夜內大臣殿〇藤原忠通始渡給民部卿姬君許、〇中略申時御使大炊助源高基、實房男持御書來、寵在侍廊上方、奉御書、裏紅薄樣、件薄樣不散、付女房、依女房能、件消息歟、無御返事、則歸參了、

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、此日左大將〇藤原良經、兼實子渡別當能保卿、一條室町亭也〇中略曉頭遣消息於彼家、書無薄紅薄樣二重、如例結之引墨、以同薄樣一重裏之、如諸物裏之也、同薄樣チ細ク切テ細ク結之、諸匙片匙結之不引墨也、只書和歌一首、無他詞、

和歌云

千代布倍幾、知喜利遠牟寸婦、宇禮之佐越、古與比乃曾天爾加左奴嚴記可奈、

召使於曹司出居簾前、自賜消息、使勾當源國時、國行男也、賜之向一條亭、依先例雖地下六位著指貫、雖有制如此、戌刻歸來獻御返事、無消紫薄樣也、其體同前、

返歌云〇歌欵

〔幸充日次記〕寬延三年四月十五日丁亥、充賢入來、婚禮之次第幷覺書、又疊紙色目等、幷供隨身記左、〇中略

奉書樣

元祿十六年六月廿三日、今日和歌贈答使薩摩前司守清、狩衣單於殿上下間左馬頭利忠朝臣、傳取入簾中云云、有返事、〇中略

婚禮、異式〇中略親本家之下家司、著衣冠紫奴袴、淺黃色、總舊例持參御消息、歌一首向婦君方付婦君方侍、侍取之入簾中、更自簾中出、宮返歌侍取之授下家司、下家司取之、歸本所告之、御消息事、今度略之、

〔おほうみのはし〕久我內大臣通誠公、享保四薨、三位中將と申しける時、本願寺の姬君にすみはじめさせ給ひけるに、艶書の歌とてつかはされける、

實長朝臣參入、立中門、御藏小舍人著布袴、持御書前行、件御書紅薄様、香染裏、盛柳筥、家司右中辨雅敘朝臣相會啓事由、次敷座於南向戶前、(打出間也、高麗端帖一枚、東京錦端、諸大夫二人役之、南北行敷之、)右中辨歸出示召由、次御使取御書、(下、具柳筥、)參上、自中門廊外方進上簾中、(打出間、)直著座、次勸盃、初獻讃岐守季行朝臣、遠江權守業隆取瓶子、次居肴物、(土高杯二本、二種物、諸大夫二人役之、)次二獻右大辨卿、家司長門守家賴取瓶子、右大辨留對座、大辨前居肴物、(二本、諸大夫二人役之、)次三獻按察中納言、(重)家司常陸守賴盛取瓶子、次自簾中被出祿、(女裝一襲、)御使直進寄取之、降前砌、徒跣再拜退去、於中門著沓退出、次撤座肴物等、

〔長秋記〕元永二年十月廿一日、巳刻著束帶、行向二位經營所、(○藤原公實女、嫁源有仁、中略)遣御消息紅薄様、(繪、有下)結、裹其上、以同薄様結其上、宛如藥、於歌者父宮(○後三條皇子輔仁親王)詠給、三位殿(○輔仁親王子源有仁)自筆書給、以家行遣之、良久持御返事歸參、被書紫薄様、裹様如始、右兵衞督手跡也、便給祿、又有饗應云々、

〔明月記〕建曆三年四月十七日、今夜通光卿娘、參六條宮、(雅成親王、)云々、依心神不快不見之、十八日、前民部大輔仲能、(本名賴房、)示送昨日吉事、(○中略)本所儀、申刻以後人々來集、(○中略)御書使公雅朝臣、(中次雅清朝臣)勸盃、(獻通時、二獻賴俊、瓶賴平、三獻雅親、瓶實俊、)祿女裝束、自簾中出、使進寄肩之、下庭再拜出了、

〔榮花物語〕(十四淺綠)侍從の中なごん(○藤原行成)のむかひばらのひめぎみ、十二ばかりなるを、(○中略)この中じやうのきみ(○藤原道長子長家)をさてもあらせたてまつらばやとおぼして、(○中略)三月(○寛仁二年)廿よ日のほどとおぼしさだめたるに、(○中略)よろづのことゞ、のへさせ給て、ひるつかた中じやうどのより、

ゆふぐれはまちどほにのみおもほえていかでこゝろのまづはゆくらん

〔小右記〕萬壽五年(○長元元年)十一月廿五日乙卯、經季書、以經孝朝臣遣左中將兼綱女、無返事、(○中略)今夜經季朝臣遣左中將兼綱女、

〔中右記〕天仁元年四月八日戊子、今夜四位少將、爲權右中辨因緣、(○中略)消息使式部丞元輔、(女返事)有返

艶書の御返事、大かたはなき沙汰なり、此事は源氏物がたりにある通りに、今にても心得らるべき也、艶書の文體は、むかしよりさま〳〵あり、(○中略)むかしのあらましをいはゞ、當日はじめて消息の事、(文體有二古實一)したしき本家のものをもて使とす、あるひは返事、祿の事なし、祿なき文のつゝみやう、主上と凡人とことなり、必しかるべからず、主上の事、たとへば親王攝家姫入內前に艶書をたまふ例也、

〔榮花物語 三十四晩待星〕七日(○長暦元年正月)式部卿宮(○敦康親王)の姫君(○後朱雀后嫄子)まゐり給、(○中略)內(○後朱雀)より御つかひ、行經の四位少將まゐる、

〔增鏡 六おりゐる雲〕康元元年にもなりにけり、大きおとゞ(○藤原實氏)の第二の御むすめ、(○後深草后東二條院公子)女御にまゐり給ふ、(○中略)十二月十七日、豐のあかりのころなれば、うちわたりはなやかなるに、いとゞうちそへて、いまめかしうめでたく、その日御せうそこを聞えたまふ、

夕ぐれにまつぞ久しき千とせまでかはらぬ色のけふのためしを、關白(○藤原兼平)かゝせ給ひけり、紅のにほゐの薄もなき、八重にかさねたるをむすびてつゝまれたり、

〔榮花物語 二十八若水〕二月(○萬壽四年)十九日ばかりにきけば、皇太后宮(○三條后妍子)の一品宮(○禎子內親王)の春宮(○後朱雀)にまゐらせ給べしといふ事、世にいできて、(○中略)十七日(○三月)よき日なりければ、春宮の御使まゐるべしとて、よろづの御ようゐことなり、御まへのやり水さへ心ゆくさまにすゞしげなり、關白どの(○藤原賴通)うちの大臣殿(○賴通弟教通)などみなまゐりあつまらせ給て、待むかへさせ給、さるの時にぞ參りたる、侍從大納言の御子、少將行經の君ぞまゐれる、東の廊より寢殿へまゐる程のけしきよういことなり、大納言よくをしへ給へりとみえたり、御文やなぎがさねの紙にて、柳につけさせ給へり、見るより心ことにめでたうみゆるも、うちつけのめなるべし、

〔兵範記〕保元元年三月五日丙午、今夕姝子內親王、(○中略)被レ參二入東宮一(○二條)女御、(○中略)御書使右近少將、

消息使

但右被進之品は、先達而御廣敷へ廻し置、

〔言成卿記〕弘化二年十二月十五日、家公被仰曰、日野中納言(隆光)入來、其儀儀同(○日野資愛)養女予妻縁結納日限明後十七日可贈之事、彼黃門被向儀同亭、約諾有之云々、(依媒約也)其旨被申上云々、十七日、從予贈聘日野儀同養女、(婚結納、依吉日也、)

二種一荷、ひたひ一はこ、壽留女一はこ、樽一荷、紅白羽二重二疋、(但一反宛、先々雖紅白縮緬、爲下賜、近曆御祀、如此御例令所見給、用此例給云々、)目六高檀紙、竪八折二枚重、

ひたひ一はこ　壽留女一はこ　たる一荷

以上

紅白羽二重二卷、(皆以小奉書裹之、掛水引、不添熨斗、二種一荷添故云々、別ニ添目六、)紅白羽ぶたへ二まき、

二種一荷之内之目六へ書連雖無難、四種に成之間、嫌此數、別ニ目六添旨、家公卿一々仰云々、

午後家司代左兵衛尉藤茂秀狩衣袴(若黨下男等召具云々、具約)持參日野儀同殿、贈之云々、頃之歸來、雙久芽出入納云々、在祝答、儀同殿不例之間無面會、者、婦人同無面會、(祝酒一獻、引出物金二方云々、)結納無滯相濟之旨、柳原黃門(隆光)へ、自家公令音信給云々、(依媒約也)

〔江家次第二十〕執聟事(近代例)

當日初有消息、

以親本家之者爲使、或無返事、無祿、書裹様、凡人與主上異云々、必不可然歟、

〔澁草拾露(□□)〕聟取次第(予作)

一當日初有消息、

其儀見玉葉建久二年六月廿五日記、江次第無返事云々、建久有返事、

〔中原友俊記〕當時諸家婚姻の事

申遣也、

〔大江俊矩記〕寛政十年八月一日壬辰、小野本間故兵部卿法眼息女お町、（中略）大賀肥後平宗跡江緣組之儀、先日より橋本（肥後叔父）豐前某等往來にて及熟談、今日吉辰に付納幣被差贈也、任約束大賀家より下部壹人にて、此方迄持來、肥後より幣紙にて、某へ書狀添、任約束此方迄差贈間、序手に本間家へ可相達由申來也、塗臺二、錫二連、文匣に金三百疋、附目錄一ツ、拐葉乘堅目錄一通、御肴一折、帶地二筋、御樽一荷、右之通書付來也、三百疋は、帶地酒等代也、兼而如此申合也、某返事に、目錄之通、慥に預り置候、尚早速本間家へ可相達旨、幣紙にて申遣候、塗臺文匣は返却、下部に祝儀、半紙二折包、錢百文遣之也、

〔言成卿記〕天保十二年二月四日、從阿野大夫、被贈結納於舍妹、（於操）二種一荷、紅白縮緬二卷、錫二連、彼家雜掌（金崎內匠）入來、家公（○言知）先御狩衣御著用御面會、舍妹（於操）謁之、從彼女賜口祝云々、於表方祝酒引出物（百疋）在之云々、幾久敷珍重々々、

〔將軍德川家禮典附錄十一〕一右大將樣（○德川家定）御婚禮之次第

天保十二辛丑年十一月朔日

一右大將樣より姬君樣江、（○鷹司政通養女有子）御結納被進候に付、老中若年寄五半時登城、（加珍無地熨斗目、同色上下、）

西丸老中下總守（○間部）（加珍子持筋熨斗目同長袴）

一右大將樣より姬君樣江

御小袖七重　御卷物十（紅白）　御帶七筋　御肴十種　御樽十荷

右爲御使下總守御廣敷江罷出、御目錄老女飛鳥井江渡之、飛鳥井請取之、姬君樣達御聽、重而出座、遂御披露候段、下總守江達之、御熨斗鮑、表使持出、過而姬君樣女中江被下物之儀、飛鳥井、勘解由小路御本丸江罷出、

一御樽十荷

對馬守江、爲御祝儀御時服二重被下之、

〔續百一錄〕婚納

一葉室樣占、享保廿一二月十二日結納、

御大刀一腰、鯣一箱、御馬（代銀拾兩一疋）前大納言樣へ、生絹一折右御奥方樣へ、縮緬紅白二端樣へ、千鯛

一箱右千福丸樣へ、

〔備忘錄雜九〕久留米侯（有馬賴僮）京極宮の姫君（〇家仁親王女登與宮）と緣組ありし時、

口上

中務大輔申上候、姫君樣へ結納御祝儀致進上候、幾久敷目出度奉存候、此段宜被仰上可被下候、

有馬中務大輔

〔大江俊矩記〕寬政四年五月廿九日、宇野善次郎丈、始テ入來、窪新四郎同道也、善次郎妹、彌差越度旨、

相談治定也、　六月十三日庚辰、婚姻治定、結納今日贈之、（實俊）

眞綿二把　千鯛一箱　昆布一箱　御樽二荷

以上

右中臈ニ書認、二枚重、

使者近藤帶刀、草履取一人、釣臺昇兩人、右松尾宮內權少輔殿方へ爲持遣、口上、此度御緣組御治定

御印、乍些少目錄之通進上被致云々、幷父公御極メ之名字、

律ソ

儒ソ

右上包書三ッ折に書認、熨斗を付け、文こに入、同爲持遣、御差支無之方、何れ成共御定め可被成旨

法皇使東園前中納言基雅卿引見あり、○中略御納采の御祝として、大内より御大刀一振、馬料の金三枚、三種二荷、院より御大刀一振、馬料の金五枚、三種二荷、女院より一枚、天英院殿月光院殿へ、內院より各二種一荷、女院より各一種一荷を進らせ給ふ、勅使院使の公卿よりも銀馬代、攝家の方々よりおなじ、勾當內侍より練絹三端、また兩尼公へ近衞太閤基熙公より、紅白縮緬、干鯛一箱、前攝政家熙公よりも同じ、勅使幷に內侍より紅白縮緬を獻す、

〔幸充日次記〕享保六年二月十八日丁未、先是二月十六日、西本願寺新門主光澄、九條晴男派充姫御方へ大門主光常女御結納被進物之品、

一白綾御小袖一重　一紅梅御小袖一重　一綾御帶二筋紅白　一昆布廿把　一生鶴二羽

一鹽鯛廿枚　一錫廿連　一熊引廿本　一御樽五荷

右者從新門主充姫御方江

一御大刀一腰　一昆布十把　一鹽鯛十枚　一鶴一羽　一御樽二荷　一御馬一疋代黃金十兩

右者從新門主大門主江　使川那部氏

〔柳營秘鑑十〕比之宮樣御婚禮之式

一享保十六亥年、伏見殿御息女比之宮樣、大納言樣○德川家重御婚儀ニ付、同年四月關東御下向、○中略同五月御著座、六月御結納、極月御入輿、御祝儀等之大概、○中略

一六月十八日、大納言樣ゟ姬宮樣江御結納被遣之、御使安藤對馬守務之、御目錄之次第左之通、

一御小袖七重紅幸菱二、白幸菱二、縫箔三、白七

一御帶七筋紅白幸菱二、金入模樣二、御服紗帶三、

一縮緬十卷

一十種鹽雉子拾番、鹽鯛十掛、鹽鴨二十、鹽雁二十、鹽鯉二十、鹽鱈二十、鮮鯛二十、海老廿媒、鯣二十連、昆布廿連、

右六半時分ニ、六右衛門持參、

以上

〔艶道通鑑三〕近き元祿の比、高き司にて婚禮の結入に、聟君より衣服、壽桶、鱗の祝はなくて、娶君へ消息に歌一首を送らる、姫君より取あへず御返歌ありしとぞ、台聽にも達し、七百年來の祝言なりとて、御褒美ありしと都鄙に是沙汰せし、

〔安齋隨筆後編十四〕元祿十六九月三日、一條殿姫君紅、久我の御嫡子より結納被遣候節、歌をおくられし也、此事五百年絶たりしに、中院内府通茂公、中立にて如此也しとぞ、歌も中院殿の詠なり、一條殿の女は、紅梅の薄やうに書て送り給ひし也、久我殿より縹色のうすやうに歌書て送り給ひしとかや、久我殿嫡子より、

そこひなき心のほどはわきかへるいは井の清水いはずともしれ

一條殿姫君より返し

世々をへてたえぬ後こそ汲ミらめいは井の清水そこひなしとは

〔白一錄〕正德六年（享保元年）二月十六日、八十宮御納采、上使阿部豐後守上著、十八日、上使參内、御大刀宗次（代金十枚）黄金三十枚、三種（肴）貳荷、（御樽）法皇（靈元）御所御大刀宗恒（代金十枚）黄金五十枚、三種二荷、女院御所、白銀貳百枚、一荷二種、八十宮、綠百端、絹百疋、緞子百卷、五種五荷、一位御方々宮御方へ、大枚綸子五十卷、二荷一種、三御所へ、一荷二種宛、月光院御方々宮御方へ、綸子五十卷、御樽肴、三御所へ同斷、阿部豐後守禁裏へ、金馬代、蠟燭千挺、法皇御所へ、金馬代、蠟燭五百挺、女院御所へ、紗綾廿卷、宮御方へ、銀卅枚、綿百把、從關東御所女中方へ銀百枚、長橋局卅枚、上臈御方廿枚、法皇女中五十枚、女院女中卅枚、

〔有章院殿御實紀十五〕正德六年（享保元年）三月七日、勅使德大寺右大將公全卿、庭田前大納言重條卿

在而、則御使者ニ者家老長山宮内左衞門被參、介添には石井藤五郎、下松孫四郎と申人兩人也、如此の使者有之を、南條氏、注進に依て、宗長、町之使者宿江請待して、馳走勿論也、扨奏者を乞、右之贈物銘々に渡請取、則宗長江披露す、宮内左衞門罷上御禮申上、宗長古老會釋在而則退、金馬代ニ而自分之御禮申上退時、兩人の介添、銀馬代ニ而銘々に御禮申上引退、則饗應被下、御盃の上に而御引出物拜領之、○中略扨御前を退出して、則家老小笠原十郎四郎長氏ノ息、口長之甥、光宗、長崎六郎兵衞所にて饗應、獻々の上にて、互の容子相談悉有て、入輿の日限○中略相定、頓而歸著有之也、

宗長ゟ甲斐守方返禮之事

大刀一腰利光　馬一疋鹿毛　小袖五重

御局より

小袖三重　唐綾十疋　三種　三荷

契約の姫ゟ者、返禮はなき法也、貞宗、光宗、政貞、御近習の人御相談在之而、長尾左近御使者也、介添五三人付參り候、右之贈物渡請取より、披露御禮の作法、使者自分之御禮金馬代、介添御禮、銀馬代、使者介添に御饗應被下、御盃のうへにて拜領物之次第、右同前也、

扨家老武田彥七郎、井上六郎左衞門宅ニ而も饗應、獻之上に而、互の容子念頃に語り、頓而歸著する也、

〔大江俊光記〕元祿十三年六月朔日、今入夜、問屋長左衞門方能登、祝言ノ云入遣、使中村六右衞門市兵衞橋介遣

覺

一縮緬羽二重白羽二重　壹箱　一昆布　壹箱　一鯣　壹箱

一鹽鯛　壹折二　一樽　壹荷

ひ、鮎の魚上中下を信長公御覽じよらせ、伯耆守に信長直に仰渡され、甲府へ御越被成候、秋山伯耆守、七月初に罷歸、信玄へ樣子申上候、以上、

一同年七月上旬に、信長公より信玄公へ、大なる御音物あり、際限なし、書に及ばず、御料人へ、入帖敷ほどの御にほひ袋被遣之候也、以上、

〔宗長息女婚禮記錄〕小笠原孫太郎治部大夫宗長之息女〇中略武田甲斐守信〇略方江緣組相濟、〇中略

甲斐守方より言入の祝詞遣物使者等之事、

宗長江

御大刀一腰光定　御馬一疋河原毛　小袖五重但仕立　五種　五荷

御局方江息女ノ御傅也、後北ノ方ト成給フ、

卷物拾疋　小袖五重但仕立　五種　五荷

約束之息女江

織物三重　小袖三重　帶六筋　三種　三荷

供之女中江

一小袖一重白銀五枚　つぼね　一白銀三枚　大上臈

一白銀三枚　小上臈　一白銀二枚　御師上臈

一白銀壹枚ヅヽ　近習之侍女五人　一白銀壹枚　。右筆

一貳百疋ヅヽ　總侍女十人　一百疋ヅヽ　物師貳人

御殿役五人、茶間役兩人、御末役兩人、中居一人、大半物四人、小半物四人、

右之下女江、いづれも白銀壹包ヅヽ拜領之、

右之御贈り物之事、家老彥七郎忠政、同井上左衞門成政、同山田國全、右近習之人五三人打寄評定

〔百一錄〕元祿十年十一月十六日、仙洞○靈元宮綾宮御方、○准后腹福子可レ爲二伏見殿簾中一之由、有二言入事一也、

〔甲陽軍鑑十下〕一霜月○永祿十年廿一日に、織田信長より織田掃部助を使に被レ成、信玄公御料人、御さし七歲に成給ふを承及び、信長嫡子城介內方に申請度と被二仰越一なり、○中略掃部岐阜へかへり、やがて其年十二月中旬に、御祝言の御樽肴もたせ、甲府へ參り、御申時の祝目出度事なり、仍如レ件、

一信長より信玄公へ御音信は

一虎の皮三枚　一豹の皮五枚　一緞子百卷　一金具の鞍鐙十口　以上

一御料人樣への御音信は

一厚板百端　一薄板百端　一綸白百端　一織紅梅百端　一代物千貫

一けかけの帶上中下三百筋

此外御祝の御樽肴、作法のごとくにて、御使は織田掃部助なり、

〔甲陽軍鑑十一上〕一永祿十一辰年六月上旬に、甲州信玄公より信州伊奈飯田城代秋山伯耆守を御使に被レ成、美濃國岐阜の織田信長公へ御緣者御祝儀の御音信樽肴、作法のごとく、

一越後有明の蠟燭三千張　一漆千桶　一熊の皮千枚

一御馬十一疋之內一疋は、關東宇都宮殿より進上ある鬼河原毛、　以上、

一御曹司城介殿へは御樽肴、作法のごとく、

一大安吉の御脇指　一義廣の御腰物　一紅千斤　一綿千把

一馬十一疋之內一疋は、會津黑とて名馬也、

さありて秋山伯耆、岐阜に於て信長公馳走被レ成、七五三の御振舞、初日には七度御盃出て、七度ながら伯耆守に御引出物給り、三日目に梅若大夫能を仕候て、其後は岐阜の河にて、鵜匠をあつめ鵜をつかはせ伯耆守にみせ給ふ、伯耆守乘候舟をも、信長のめし候舟のごとくになされみせ給

の文に見えたるに、此琴の用は見えず、〇中略　註然れば是を取持て出賜ふこと、何の由とも聞えがたし、故つら〳〵思ふに、上代には夫婦の結びをなすに、必女の親の方より、聟に琴を與へて、其を永く夫婦の中の契とせしことにぞありけむ、其さだかなる據は、未見あたらねど、吾妻といふ名の有も、此故なるべくおぼゆ、〇中略　註さて今此琴を取持て出賜ふは、須世理毘賣を妻とする表物とするなるべし、されば次の文に、父大神の詔に、其汝所持之生大刀生弓矢以云々とあるは、大刀弓矢の用を云、次に其我之女須世理毘賣爲嫡妻とある所に、此詔琴の用をばこめたるべし、さて夫婦の中を絶ときには、その表の琴を、婦の方に返し渡せしなるべし、上の黃泉段に、女男神、各對立而度事戸とあるも、此と合せて思へば、表の琴〇中略　註を女神の方に返し度すと云意の言なるべくや、（中略）但かの伊邪那岐伊邪那美大神の御時に、現に琴を返し渡したまうにはあるまじけれども、然云て夫婦の中を絶ことさいなれる謂を以、語つたへたる物ぞ、河海抄に、和琴伊弉諾伊弉冉尊御時令作出給云々と云るは據あるか、もし古き傳へならば、少しこゝに由ありてきこゆ。

〔東大寺獻物帳〕平城宮御宇後太上天皇〇聖武、禮聘藤原皇后〇安宿媛之日、相贈信幣之物一箱、封

〔日本書紀十二履中〕大鷦鷯天皇〇仁徳、三十一年正月、立爲皇太子、〇履中中略、以羽田矢代宿禰之女黑媛欲爲妃、納。采。既。訖。

〔日本書紀十三安康〕元年二月戊辰朔、天皇爲大泊瀬皇子、〇雄略欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根使主、請於大草香皇子曰、願得幡梭皇女、以欲配大泊瀬皇子、爰大草香皇子對言、僕頃患重病、不得愈、譬如物積船以待潮者、然死之命也、何足惜乎、但以妹幡梭皇女之孤、而不能易死耳、今陛下不嫌其醜、將滿荇菜之數、是甚之大恩也、何辭命辱、故欲呈丹心、捧私寶名押木珠縵、一云、立縵、又云、磐木縵、附所使臣根使主、而敢奉獻、願物雖輕賤、納。爲。信。契。於是根使主見押木珠縵、感其麗美、以爲盜爲己寶、則詐之奏天皇曰、大草香皇子者不奉命、乃謂臣曰、其雖同族、豈以吾妹得爲妻耶、既而留縵入己而不獻、於是天皇信根使主之讒言、則大怒之、起兵圍大草香皇子之家而殺之、〇中略遂喚幡梭皇女、配大泊瀬王子、

大刀帯の事、舅江は眞子舅江は行の留なり、常のごとく片締に留候へば、帯かへるとて嫌也、婚禮には引通に留る也、條々口傳、

使者自分の禮は、大刀折紙、又は靑銅にても御禮申べし、折紙極眞に可ㇾ調、

師傳に、聟の分限により、金馬代銀馬代の差別多し、聟より舅江の馬代、白銀一枚の馬代ならば、使者鳥目にて御禮申べし、使者の方より大刀折紙の裏書望べからず、勿論取次よりも、披露濟ても裏書出すべからず、紙を返すと云詞の響を嫌也、若遣度時は、使者の持參したる覺書を此方にて寫直し、それに判形を加へ遣たるがよし、使者奏者詞遣を了簡し、去、退、離、分、薄、切、醒、無緣、かへす、もどす、そまぬ、如ㇾ此の禁句云べからず、

〔冠婚抄〕結納の贈物に、鯛一掛遣すに、頭二を向合せて、藁繩にて結び合せ、繩のはしを除し、松竹梅を飾り付け、二尾共に、折形の紙にて包み、又鯣を繩にて編たる一枚々々の間を、金銀の水引にて結ぶ事、予が壯年の頃まで見當らず、さて又元祿年間より、角樽の取手を折形の紙もて包み用うと見えたり、是等は花美を好むの奢より仕出たる物にして、通俗大小、文を尙びて質を損じ、禮の本を失ふといふべし、

〔白河燕談〕〔二〕娶ㇾ婦以ㇾ茶

客問、嫁娶禮、送ㇾ茶者有ㇾ之、何謂乎、答曰、明陳晦伯天中記四十四曰、凡種㆓茶樹㆒必下ㇾ子、移ㇾ植則不㆓復生㆒、故聘ㇾ婦必以ㇾ茶爲㆓禮儀㆒、固有ㇾ所ㇾ取也、今本邦婚禮約結時、聘物贈副ㇾ茶、此禮何時起、未ㇾ知、

〔古事記〕〔上〕爾握㆓其大神○須佐之男神之髮㆒、其室毎ㇾ椽結著、而五百引石取㆓塞其室戶㆒、負㆓其妻須世理毘賣㆒、卽取㆓持其大神之生大刀與㆓生弓矢及其天沼琴㆒、○天沼琴、舊印本作㆓天詔琴㆒、今從㆓眞福寺本伊勢本等㆒改、而逃出○大國主神之時、其天沼琴、拂ㇾ樹而地動鳴、

〔古事記傳〕〔十〕今かく大刀と弓矢と琴とを取持て、逃出たまふ其中に、大刀弓矢を用ひし事は、次

鯣の事、頭を向江して、頭のみゆる樣にかさねかけて、順々に積べし、是は十連以下の積樣也、廿連以上は、頭を向の左へして、繩の留を向へして、段々重積也、

師傳に、上は五十連、中は卅連、下は廿連十連も遣べし、

樽は木地の柳樽を二荷も三荷も遣べし、拔樽或は繩にて卷たる樽は略儀なり、

師傳に、近頃は柳樽に兩方へ取手を出したるを用ゆ、是を俗に釉樽とも云、畢竟取扱仕能ため也、進物支配の人、式臺江樽を並る時は、緣女江の樽は、たとへ樽のかゞみに書付あり共、口と口とを向合、式臺に置べし、舅姑江の樽は、書付なき時は、口を向へして並べ、樽の鏡に書付あらば、字頭を向の左江してならべべし、他流に柳樽に足三ツ付きたるも有、又兵庫樽をも分限により用ゆ、世に大鼓樽と云は、此兵庫樽の事也、蕨繩にて樽を卷、蕨繩を十文字にかけたるを俗呼て蕨樽と云ども、是は天野樽と云也、松永彈正、此蕨樽にて年始に民の禮を被請より初るといへり、近代の物也、天野と云も樽と云も、根元酒出所の名なり、如此の規式には、必木地の白樽用る事、また角樽の取手を以包事在、是は先の玄關にて、包紙を取て渡す事也、包樣の品よければ、包の儘披露する事も有、他流に、緣女江の樽の口に、蝶を折て付たるも有、輪數六ツを二ツ宛並べ懸たるも有、

緣女江の小袖帶には熨斗包有べし、其外舅姑隱居方子舅嫁の供の者へも、進物の品により熨斗添べし、紙は引合の椙原を一重用る也、

師傳に、魚鳥の添たる小袖卷物等には、熨斗不添とも不苦といへども、かやうの時は、のし添ざれば不祝儀にみゆる故、了簡してそへたるがよし、熨斗數は十本も十二本も用る也、隱居方舅姑江と眞の熨斗包添べし、子舅江は行の熨斗包、局姉添異添等江は草の熨斗包也、緣女へ兩方より二襞宛折て、紙先のかさなる樣に折也、口傳、

ふらんとあれば、婚禮に用て不苦事といへり、然ゆゑ古人串蚫生鮑を用ひたる事、古禮の獻立にも多し、了簡すべし、辛螺榮等の貝は、蓋あるを以其肉を堅固にし、蚫は岩に取付居て其肉を堅固にすると見れば、敢て片おもひの詞にはあらず、心得べし、

雉子は雌雄宛ならべ、嘴を向合、竪に積也、數多の時は二並に積なり、雌雄の並樣に四季の習有、春夏は積初に雌を積て、扨雄を積也、何程も次第かくのごとし、秋冬は雄雌と積也、これ陰陽往來の習なり、

師傳に、雉子數、上の結納は三十、中の結納は二十、下の結納は十也、夏は雛雉子を用ゆ、物數にて上中下を分る也、二十以上は臺に二通に積也、舅姑等へ鳥遣時は、雁鴨にても、常のごとく嘴を左へ折て積なり、

鯉の事、常と替、緣女江は皆腹を合て積べし、舅姑等へ鯉遣時は、川魚を積作法のごとし、頭を向へして、腹を我が右の方へして積べし、

師傳に、上卅、中廿、下は十也、廿以上は二通にも積べし、

昆布の事、中より折たる所を向江して、一把宛竪に雌羽に重、かけ積べし、雌羽とは右より左へ積事也、如此重候へば、上座へ披露の時に、貴人の右の方、上へ成によりて雌羽と云なり、

師傳に、上は五十把、中は卅把、廿把、下に十把也、十把以下は、紙に一把宛包、積たる事も有、

鯛の事、緣女江は、頭を向江して腹合に積べし、舅姑へは如常頭を向へして、腹を向の右へ、成樣に並積べし、

師傳に、式法は鮮鯛、略は鹽鯛なり、上卅、中廿、下十也、十以下は掛鯛にする事も有、生鯛は、かけ鯛にせぬが吉、かけ鯛は大小により、一懸二かけ三かけも見合によるべし、かけ樣は藁を水呑入通し、尾鰭を能のばし、生鯛を見るごとく樣子能かけべし、

かけ帶とも云也、

古法、緣女江の小袖の上に、末廣を包て添遣たる例も有、又山鳥の尾を包置たる古實も有、夏の結納に、杜若の花を包、又は菖蒲草を包て、小袖の上に置たると云故實もあり、

師傳に、末廣は末廣かれと云詞の祝成べし、又扇を贈る古歌に、そへてやる扇のかざし心あれば我が思ふ人の手をも離れず、如此の歌もあれば古人添たる成べし、山鳥の尾を添るは、山鳥は夫婦の別、正敷鳥なり、此ゆゑに用ゐる成べし、夫婦は他人と他人交居て、禮法正敷、別をみだらざれば、千世の緣も不絶もの也、禽獸さへ別儀正敷を賞翫す、況人道は夫婦の別を正敷すべき事也、古歌に足曳の遠山鳥のゑだり尾のながながし日もあかぬ色かなと讀める歌もあれば、此ながながし日もあかぬ色かなといへる詞を祝し添たるにや、杜若は異名かほよ花と云、紫の一もとゆひのかほよ花色さへ香さへ名さへなつかしと讀る古歌あり、色も香も名も賞したる歌なれば用ひたるにや、菖蒲草を小袖に添るは、きのふまでよそにおもひしあやめ草けふわがやどの妻と見る哉、といへる源三位賴政古歌に據れば添るにや、總じて古實と云は、少の緣を取て、古今用る事多しと先生常に申置れし也、

緣女江の肴の事、三種五種、又十種二十種も分限によりて遣べし、鱒、鮭、鮎、比目、比目とは王餘魚也此類は遠慮すべし、肴數多の時は、大根など添る例はあり、

師傳に、鱒鮭鮎は年魚とて、其年に生滅する故不用、鹽曳などは肴數多時遣したる事も有、比目は交通のされ成もののゆゑ嫌也、女房江肴數多遣時は、雁、鴨、雉子、鯛、鯉、昆布、大根、鯣、海老、串鮑、海鼠、鰹節、鹽曳、鮎の白乾、鱒の鹽曳等迄取合遣也、雁は春は遣べからず、歸雁を嫌也、一説に蛸はかた思ひと云て、婚禮に不用よしいへり、不苦事なり、かたおもひこそよけれ、ものおもひは氣味よろしからず、されば蛸を添たる古歌に、かほどまでふたごゝろなき蛸貝かた思ひとは誰かい

實盡　　　　松重表青、裏紫、
白幸菱　　　白小袖
染小袖　　　柳重表空色、裏淺黃、俗に是を淺黃無垢と云、

右一重宛取合、糸にて閉る事同前、如此小袖三重を異の中の格と云、

師傳に一重宛重合もする、又は別々にしても積也、積樣左に記置趣にて了簡有べし、

縁女江の小袖積樣の事、一重宛上著下著と重て背通より竪に折、所々糸にて閉て、上前を上へして、段々奥の圖の如く略○圖重て、横に引延積也、閉所袖の中三所、おくびの付根一所、小妻先一所、裾二所、以上七所を閉て、餘糸を叶結に留て、糸の先を不切置也、針をかへす事惡敷故、糸二筋を二本に通し、下より上へ二本共に通したるなり、常に替りて、糸にて閉る事、結納小袖の法なり、舅姑江の小袖は閉るに不及也、

師傳に、閉る時其小袖の色の糸にて閉る也、古法は一重宛引延に積といへども、小袖の數、調半によりて引延にも積、又は迎小袖のごとく、襟と襟とを向合、二ッ折にして積たるもよし、舅子舅江大刀折紙に、小袖の時は、上がへ上へして、二ッ折に積也、姑隱居方女子子舅江は、下がへ上へして、二ッ折にして積也、何も袖を常のごとくかへすべからず、是婚禮小袖の法也、一說に、縁女江の小袖一重宛閉合、下がへを上へして積事、他流には粗見及といへども、當流には、とかく上がへ上へして引延にも、又は迎小袖のごとくに近比に積と心得べし、

帶の事、三筋又は二筋、何も白綾緋の綾の縫帶、思紅の板の物にても縫帶が本式也、略儀は縫帶に、常の帶をも添る也、紙に包、臺江横に積也、縫帶と、くけ帶ある時は、さげ帶を上座の方に、くけ帶を下座の方にならべる也、

師傳に、折形に縫帶包、くけ帶包者、それ〲の折形に包たるがよし、縫帶の事を入江帶とも、け

御小袖三かさね　御お美二筋　きじ二十　こい二十　こんぶ二十把　たい二十　するめ
三十連　御たる三荷

以上

右の三段、進物前より少きゆゑ、異の中と云、緣女江の小袖帶帖に、御の字不入よし說あれども、結納には書が法也、いまだ我家江不呼入ゆゑなり、婚禮濟ては、男より女房江御の字なし、總而目錄に名を書事は、うやまひの義也といへども、結納の時は、女房江我名ちらする爲に我名を書事、うやまひの筋にはあらずして、一の古實也、

白かね二百兩　上臈御方へ　白かね百兩　御局へ　白かね百兩　御扴盃へ
白かね千兩　總女中へ　白銀拾枚　輿副へ

右嫁の供の女房江者杉原一重横に折、如此認べし、目錄に一箇條ある時は、以上も不書、品により小袖卷物結絡等に樽代添候て、二箇條もあらば、以上は書べし

緣女江の小袖の事

寶盡（裏紫、俗にすのひと云、）　梅重（表薄紅、裏紅梅、）　白綾幸菱（裏白）　白重（俗白無垢、表裏白、）
地無（俗に濃地箔、裏紅、）　紅梅（表紅、裏紫、）　厚板（綾織島紋也、薄板に段三ツら片色綾、裏紅也、）　山吹（表朽葉、裏黄、）
染小袖（裏紅）　摺箔（表裏紅、俗に紅無垢、）

右一重宛、上著下著と取合、七所閉て遣べし、これを異の上の格と云、上通に書は上著と見べし、下通は下也、

師傳に、寛文九年の比、或御家より御緣女江結納の小袖五重被遣時、唐綾一ツ、染分一ツ、白小袖一ツ、石竹綾地無一ツ、白幸菱一ツ、總鹿子一ツ、菊水地無一ツ、綾箔二ツ、銀箔地無一ツ、右染物綾物は何も紅裏なり、

舅江

進上

御大刀一腰　御小袖五重　御馬一疋砂金拾兩

以上　名字官

姑江

しん上

御小袖三かさね　たい一をり　こんぶ一をり　するめ一をり　御たる二荷

以上　めうじ官

緣女江

御小袖五かさね　御お美三筋　きじ三十　こい三十　こんぶ五十把　たい三十　するめ五十連　御たる五荷

以上

右三段、進物多ゆゑ、認樣には替なしといへども、これを眞の上と云也、鯛を昆布の前にも認、又昆布鯛とも次第する也、又鯛より前に鯉を書事、山川海と次第する順也、

進上

御大刀一腰　御小袖三重　御馬一疋代黃金拾兩

以上　苗字官

しん上

ちりめん五局　わた十把　こんぶ一折　たい一折　御たる一荷

以上　めうじ官

し、是も中下の品は上品に准じて知べし、契約の女房の方へも、小袖樽肴、姑と同前に遣すべし、少かろくしてもくるしからず候、此女房の方よりは返事なきもの也、舅姑よりは婿の方への返報、婿方と同前たるべし、少かろくしてもよし、此時の小袖つゝみやう、おの〳〵常のごとくつゝみて、袖ををりかへさぬ法也、

〔婚禮推陳記〕緣邊落著の時、吉日を撰て、聟の方より緣女の方へたのみの祝儀を遣べし、其進物の多少、聟の分限により、進物の員數に眞行草の格有、

緣女江遣小袖仕立る時、男の局より緣女の局へ小袖の寸法を尋合る時、寸法を委書付て、新敷鯨尺を紙に包、此尺にて此寸法著用のよし云遣すもの也、又婚禮の前に、嫁の局方より聟の局へ、七種の土產持參の時、殿の小袖上下の寸法を尋るとき委書付、其時も新敷鯨尺を包、此尺にてこれ程著用あるよし云遣也、是にて鯨尺を取かはす也、鯨は夫婦の交深ものにて、子數多有祝儀也、

進物の事、舅江大刀馬、或者馬代小袖樽肴、姑江小袖或は卷物錦類樽肴、隱居方子舅等江も、男女によりて遣物有べし、

緣女へは、小袖帶、三種三荷、五荷五種も遣べし、其外局抱添召遣の女中等江も、それ〳〵に隨ひ卷物白銀等遣べし、

折紙目錄の料紙の事、聟の官祿によりて、大高檀紙中高小高等を用べし、平士も婚禮には引合を用る也、文字の眞行草の位によるべし、

師傳に、代黃金拾兩と書事は近代の風儀也といへども、時の宜にしたがふは、昔人の敎なれば、おのづから禮にも叶侍るべし、黃金は紙に包が法なりといへども、寬永の末より、紙に不包して、裸金を直に臺に据て取扱といへども、常は兎も角も、其時の義に任すべし、か樣の時節は、物每に古實を用るが第一なれば、必包遣すべし、

〔四季草六秋草下〕進物

一婚禮の言入の時進物、いにしへは聟よりおくりたる後に、舅の方よりも送りて、相互に取かはして、約束を堅めしなり、進物の品は、人々の心まかせにて、何々と定りたる事なし、乾魚などは不用、昆布などは出家の進物にはゑたれども、俗人表向の進物に用ゐる事はなかりしなり、

〔女諸禮集〕結納の事

互に媒を以て婚姻を定め、吉日を撰びて、男の方より言入れを遣す事を、結納といへり、俗にたのみのゑるしといふ、五荷五種、或は三荷三種、一荷一種なり、五荷五種とは、斗樽十、肴五種也、肴は昆布、鯣、鹽鯛、串鮑、鰹等なり、

小袖一重、内一は裏表共白なり、一は表紅裏何色にても見合たるべし、何れも一反づゝにして、いたのもの包みなり、杉原紙二枚づゝにて、中を水引にて結ぶべし、是より下に至りては、いかやうにも略あり、さりながら帶一筋はそふべし、二筋そふる事、大にいむべし、略々には帶代とて、金銀にて濟むも有り、人によるべし、

〔禮容筆粋五〕婚禮之次第

結納之事

結納は、媒往返して契約相とゝのひ、婿のかたより懇を遣すをいふ、此義とゝのひて後は、いか成事ありとも違變あるまじきとの義なり、さるによつて結納の字義爰に叶へり、此祝儀を婿の方より遣すには、上中下の品、其分限にしたがひてしな〳〵あるべし、上は唐綾之小袖一ッ、幸菱の白あや一ッ、練之小袖一ッ、厚板一ッ、縫箔一ッ、地無一ッ、以上三重と樽肴は七荷七種也、其次ねりの小袖一ッ、厚板一ッ、幸菱の白綾一ッ、ぬひはくか地なしか一ッ、巳上二重に五種たるべし、其次白小袖一ッ、染小袖一ッ、巳上一重三種三荷なり、舅へも大刀折紙樽肴、姑へも小袖樽肴を送るべ

左衛門來る時、宗長よりの引出物に、張弓二張、釼二腰、被出たる事有、定めて古實有べし、
御盃終、直に書院にて、舅方の一家か、又は媒の人被出、相伴にて使者へ料理給べし、婿添の侍へは、
次の間にて、脇々相伴にて料理給べし、舅被出、使者江引物有也、

師傳に、料理は三汁十一菜、三汁九菜十菜にも、又は二汁七菜にも、互の分限によるべし、膳部木具仕立を式とす、使者へ馳走として、舅引肴被成時は、使者我が膳より下座の方へ退座して、かさを貴人の御手へ不被渡、兩手にさゝげ御肴を拜領申、謹而戴申もの也、副使者へは主人の引物なし、時宜によるべし、添使者江は、人を以料理祝給候へと被仰か、又御自身御出候て被仰事も有、料理前に使者江盃を不被下時は、此料理の上にて吸物出、舅御相伴にて盃を被下事有、近比多は皆此趣也、料理の上にて被下時は、臺の盃おさへの臺出す事、本使者江御盃被下、終婿添を被召出、御盃給引出物被下也、是江も道具給といへども、代物に高下有、多は刀代か、又は小袖卷物等を被下候也、

料理過、御暇の時、姑より興副の人を以、使者江小袖か卷物金銀等を引出物に出すべし、御禮は奥付の方ゝ、申上べし、舅の家老江對し、婿添寄領下々迄引出物被下たる御禮も、此時使者申上べし、舅姑よりも、結納の後、爲返禮聟の方江使者を越べし、進物の品同事也、緣女よりは返禮はせざるもの也、勿論隱居子舅より返禮に及べからず、

　師傳に、此使者も、舅方より家老分のものを遣べし、

斯書、一者以稽當家之古法、一者以傳先師之口授、一者以記多年視聽之禮法、以備未曾之不忘矣、凡婚姻之格式、集而大成者也、後學者敢勿妄授哉、

水島卜也之成
伊藤甚右衛門永氏

向、脇差を抜御前へ參、肴の臺を御側江置べし、挾み上るは無禮也、是非挾くれ候へと仰あらば、箸をとり、何にても一種挾、兩肘突、箸先を上て、御指先へさらせ申べし、貴人少御戯の體あらば、箸を取直し、御禮申上、箸を貴人の方に置べし、其品肝要也、扨本座へ歸、兩手突寛居べし、本座とは御酒給たる所也、引渡を据りたる所にはあらず、舅御挨拶に、盃は納候跡にて祝候て料理給べし、返答は後刻被仰べしとあらば、御禮申、以前引渡据りたる所へ歸、兩手を突居べし、御銚子提子勝手へ入、御盃取肴を引通出て、御前の吸物の膳を引也、我前へ通來らば、兩手にて吸物の膳をとり渡すべし、此時酌加通人、皆長袴を式とす、亦引出物持たる時の挨拶は、誰々申候は、俺相に候へ共、今日の祝儀の爲、進入被申候よし云べし、俺相に候へ共、物切に候間とは云べからす、切と云詞。。。。。婚禮の禁句也、若刀代など目錄にて遣時は、臺又は机にも組付、盃の程を見合持出候て、今日の祝儀迄に、目錄之通進入被申よし云渡すべし、其時使者は盃を下に直、御意を請給、目錄臺を兩手にとりのけ、左手計にて臺を持、右手を少摺出、下に臺を置ながら、兩手をあをむけ臺にかけて戴、跡へ退、下座の方へおき、三獻目を飲也、置たる目錄臺は下座より餘人出て取なり、又目錄を舅の家老用人は不持出、餘人持出、使者の前へ置せ、脇より挨拶する事も有、これ少輕し、其時も使者拜戴の品同事也、扨又道具拜領の時、品々習有、當時の刀を給時、戴き次へ立て、我短刀を抜、拜領の刀を指して、御禮申もの也、短刀の上に刀は不差也、使者長袴を不著、脇差指たる時に、刀を拜領の時は、刀を脇差の上に差候て、御禮可申、短刀を指て居たるに、脇差を給る時は、短刀を抜き、拜領の脇差を指して、御禮申べし、勝手江抜置たるを袋に入、札折紙を添、掛の覺書迄添候て箱に入、使者の家來へ遣也、此外小袖卷物金銀等を目錄にて被下時も、其品に目錄を添、使者の家來へ渡す也、古法は、結納に使者へかはりたる物を出したる例有、る、れば小笠原治部大輔宗長の御息女、武田甲州晴信江〇縁組の時、武田方より結納の使者として、長山宮内

御肴給る品をして、罷立とき懐中し、二獻目を給るべし、此間に聟と使者へ雜煮を据る也、此時舅の人か、又は舅の家老引出物を持出べし、使者盃を下に置て、兩手突、舅の御意をかけ給、一禮して刀を請取、とり直し刀を左手に持、右手を摺出下よりかけ、兩手をあをむけ、手を一所へ寄て、舅江向ひ頭をさげ、謹而いたゞき、右手にて鞘を上より取、左手にて縫緒を持、次へ立也、此内に聟と使者へ鯣の吸物を据る也、使者は我短刀を抜給たる刀を指て罷出、御禮申上べし、其儘末座へ立て、給たる刀を抜、以前の短刀を指て、盃を置たる所へ出、加て三獻目を給終、急次へ立べし、舅より御挨拶に是江有とも次へ立べし、立ざる内に、是非とあらば、盃の下を願し、口を付たる所をすゝぎ露を切、謹て戴、盃を公卿の上へ不置、右に公卿をとゝ左にて盃を持て、三方と並べ渡すべし、次へ盃を持立候て、盃を上る時も品同事なり、此時は舅の家老、盃をとり扱ゆゑそれに願べし、扨盃御前へ持行と等、使者以前の所江中座して、盃へ舅の御手かゝると見ば、御禮申上べし、又舅いまだ盃へ御手も不被付被請間、本座へなどゝ御挨拶あらば、猶以其儘御禮申上べし、使者の盃を舅へ持參するときは、酌盃を銚子より早く持べし、是酌の習也、此後舅と嫁の人、盃事ある事もあり、使者は引渡の有所へ著座して、御盃の入を待べし、

師傳に、如此雜煮三獻にて、盃を給事法也、料理の上にて、吸物計出て盃を給るは略なり、雜煮三獻も三膳を三度に据るが式也、一度に出し、又は引替るは略也、たゞへ引渡雜煮吸物出ても、此時は三々九度飲むには不及也、使者へ三獻飲せたるがよし、引渡雜煮吸物を引替にする時は、使者初獻を被下、御肴被下、此間に雜煮を持出御前の引渡と使者の引渡に引替也、使者二獻目を請、被下引出物拜領し、次へ立たる跡へ鯣の吸物を持出、御前の御雜煮と使者の雜煮に引替事と心得べし、引渡なくて雜煮と吸物計にて盃被下時も引替樣同事也、又使者の盃を舅へ返上申時、舅御挨拶に、肴給候へと御あらば、使者辭退の禮して、御禮申べし、是非とあらば臨へ御

師傳に、使者持參の覺書の順を考、書院の上座より緣端通江並置、舅被出著座ありて、使者を通すべきよし仰あらば引連出、聟より進上之大刀目錄を御側近く置て、使者の假名を申上、御禮させべし、舅大刀目錄を手に取、被戴に不及也、又時宜により被戴事も有、媒の人宜挨拶有内に、大刀目錄を引也、此時使者江長熨斗出るなり、使者數熨斗を自分取事も有、又不取して熨斗持出たる通、三方を下に置時御禮申計の品も有、のしは追付勝手江引也、或は使者の人柄により、舅御手自熨斗を取て給事も有、其時は脇差をはづし罷出頂戴すべし、是は使者の筋目官祿人品にもよるべし、扨使者の方より取次江目遣して早く座を立べし、此時は使者自分の大刀を持出、下座に置披露すべし、使者末座へ出御禮申上候はゞ、御次へ罷立候て扣べし、披露納樣草に取扱べし、亦使者自分の御禮迄終、重而御目通へ被召出たる時、のし三方出したるもよき也、

使者御禮終、御次に控る内に、飾置たる進物を勝手江引、重て使者を呼出され、雜煮三獻を据、三盃銚子提子出盃可給、御盃を不被下前に、姑の方より局を使として、使者江の御口上に、使者として被參、目出度思召候、銘々に御祝儀被下、忝祝思食候旨を申渡候て、局は早々立べし、

盃給樣之事、舅と使者江引渡を据候て、次に捨土器を引、御盃銚子提子出る時、媒の人挨拶ある時、舅使者江是よりと一禮有て被呑初、加ありて使者江被下也、酌御盃をとりて、公卿を左、銚子を右に持、銚子より御盃を高く持て、中座にひかへ居る時、使者中座いたし、酌に向ひ御盃を公卿より取下被下候へと一禮すべし、此時酌被下渡す事も有、是は舅高位の時の事也、通法の時は酌被下べからず、餘久敷御盃の式體すれば間もぬけて不宜もの也、脇より盃の式體を見て、其儘と挨拶もあらば、如何可仕哉と云品をして下に置たる公卿を兩手にて取上、御盃を左手にて取、三方を右に置、すべり出御盃を兩手に持、謹而いたゞき、御盃のはたを飲品をして酒をうけ、跡へ退一獻飲べし、此時御肴とあらば、盃を下に置、脇差を拔て急御前江參、摺出御肴を給、跡江退ていたゞき、

も有といへども、婿殿并子息等江の目録多き時は、馬代は式臺に置て、總進物と一所に渡したるもよし、他流には若者馬代を持參する事あり、是は卑劣の氣味有ゆゑ流義には不用也、

結納の口上之事、譬ば父存生の時は、兩口上と云古實有、又自分の時は、今日吉日に付、結納の祝儀目録の通進上申候と云遣し、かやうの時、餘長口上も無益也、尤聟より緣女江は口上にも不及也、

師傳に、兩口上と云は、たとへば父を松尾信濃守、子を備後守と云時は、松尾信濃守申候は、今日吉日に付、幾久爲可得御意、祝儀迄同姓備後守方より、御息女江結納の御祝儀進入申候、互千秋萬歳、珍重に存候よし申遣べし、又使者口上をそれ〳〵云分るにも不及也、奥様御隱居様江も、右の口上の趣に御座候宜御執成頼入よし申、それ〳〵に目録相渡すべし、悉渡したる跡に覺書を渡すべし、時宜により奥方江の進物、緣女江の進物目録は、それ〳〵の附人出請取事も有、古法は聟より舅江狀を遣たる事有といへり、

使者自分の太刀目録を渡事、是は主人よりの口上終て進物渡たる以後、取次を頼、自分の太刀目録を渡すべし、

師傳に、覺書を以悉渡終、其後自分も今日の儀に御座候間、乍憚自分御禮申上度奉存候、不苦思召候はゞ、御披露頼入よし申べし、奏者可然旨申時、座を立自分式臺迄出、自分の家賴より、大刀目録を請取持參し、御前可然様に奉賴よしを云て、いかにもうやまひ渡すべし、此外島目鳥子等にて御禮申上時も品同前也、此時自分の持參物を伽衆坊主に渡すべからず、大成無禮也、近比は副使者も島目等にて御禮申事も有、爲事分限時宜を用ゆべし、

奏者は目録の通請取候て、進物を書院に飾置、舅着座あらば大刀目録を披露し、使者を請じ御禮させ申べし、

し、練貫の摸樣、肩より裾迄橫筋を織たる物也、

〔婚禮推陳記〕緣邊落著の時、吉日を撰て、聟の方より緣女の方へたのみの祝儀を遣べし、

使者衣服の事、古法は烏帽子素襖袴に濃縹の板の物、夏は濃縹の帷子也、近代は褐子持筋の板物、又は帷子褐子持筋の長上下を著す、妎添の侍、花色の板の物江、花色の半上下にて務也、

師傳に、縹とは俗に云花色の事也、色の濃を濃縹と云、薄きを薄縹と云、子持筋と云事、古法にはなし、中比以來の風俗と見えたり、祝言の時は子持筋と云、袴著の時、かたぎぬなどに付る時は、子持筋とはいはずして、おとゞい筋と云也、

妎添の侍、使者より先江往、進物の品々積せ、使者門内江不入先に、式臺江並置渡すべし、並べ樣の次第は、先緣女江の進物を目錄に認る順のごとく、小袖帶鳥魚樽と次第にならべ出し、次に舅姑隱居方子舅江の小袖卷物綿樽肴等、段々並べ渡し、其次に局妎添輿添總女局江の遺物迄引渡し候て、扨、使者門内江來るを待居る也、使者來りて進物を積せ候へば、間も拔て惡敷ゆゑ也、

師傳に、妎添の侍は、或は一人、或は二人也、近比之を世に添使者と云、此外步行侍一兩人、進物支配の爲に遣べし、進物宰領として、中間小頭等は下々下知の爲に遣たるがよし、聟方にも進物來らば、大門を拔せ入候て、進物舁參候小人中間、裏門江かへすべし、是祝儀なり、

使者來り門内江入ば、妎添大刀折紙を取出させ、舅姑緣女の目錄を出し、緣女への目錄は、本使者江渡し、妎添は舅子舅江の大刀折紙、姑江の目錄を持參し、使者の次座に控へ居べし、扨奏者出合時、舅江の口上を云終ると、妎添より本使者江舅江の大刀折紙を渡すべし、是を傍輩妎添と云候也、偖使者より奏者江大刀折紙を渡し、其後姑江の目錄緣女小舅江の目錄を次第々々に渡す也、妎添二人もあれば替々持參したるがよし、

師傳に、此時の使者は聟の家老也、請取人も舅の家老也、又黃金馬代を妎添座敷江持參する品

結納

正月十七日　陰陽助保教

〔貞丈雜記一祝儀〕一婚禮の結納の事、いひいれと云事本儀也、其元の御息女を妻に申受度といふ事を云ひ入る故、いひいれ也、いトゆト五音通する故、ゆひいれとも云事あり、其詞に付て、結納とも書也、然るに今は結納をいひなふと世間に云はあやまり也、ゆいなふと云詞、古はなき事也、

一いひいれを、古はたのみとも云ひし也、是は聟とたのみ妻とたのみ、聟とたのみ、夫とたのむの祝儀なる故、たのみと云、たのみは聟より舅へ祝儀物を送り、舅よりも聟へ祝儀物を送り、兩方より取かはして、互にたのむ儀也、是古法也、今は聟より舅へ送るばかりにて、舅より聟へ送り物なし、今世間法の如くに成たり、

〔全國民事慣例類集二編〕凡ソ媒介人周旋ノ上、契約定レバ結納ト稱シ、家ノ貧富ニ從ヒ、品物ヲ婦家ヘ贈リ、婦家ニ於テ祝宴ヲ開キ、媒介人幷ニ親族ヲ饗宴シ、新婦涅齒ノ式ヲ行フ、此手續ヲ爲セシ上ハ、既ニ夫婦ノ契約成ル者トシ、大ナル事故アルニ非ルヨリハ、決シテ變約セザルコト一般ノ通例ナリ、

〔婚禮法式上〕たのみの部

一たのみの祝儀、手掛式三獻七五三等御祝有べし、分限に隨ふべし、

一たのみの使者は、雙方共に家老の役なり、使者江御料人の御兩親より御盃給り、引出物給るべし、是も何も定りなし、心次第にて候、御料人は使者へ對面なし、御盃も不被給、引出物をば給るべし、進物荷て參りたる人夫江も御酒引出物被下候事也、是も定りなし、

一舅方より聟殿へ參り候いひ入の使者へ、聟殿幷御兩親御盃被下、引出物給るべし、進物荷來る人夫へも御酒引出物給るべし、

一いひ入の使者、衣裝すあをひたゝれの色、何にてもこき色を用候べし、小袖は練貫を着用すべ

右蒲德日

以上

〔國師日記〕寛永八年五月七日、松平右衛門大夫殿より狀來、松平下總殿御息女、鍋島信濃殿御子息江御祝言之日故、七月十五日より晦日迄之間、吉日相考可ㇾ進由也、大炊頭殿も右之通被ㇾ仰由之書中也、

〔泰重卿記〕寛永七年六月十六日甲子、細川越中守書狀到來、烏丸息女、與ㇾ越中守嫡男ㇾ嫁娶之祝儀日取之事也、たのみ遣候事也、男女年を書付、明日可ㇾ給候由申候也、十七日乙丑、嫁娶日取書付候也、晩に使者來ル相渡也、

〔天保集成絲綸錄九〕寛政七卯年十一月

寺社奉行江

民部卿殿緣組被ㇾ仰出御沙汰候間、當月下旬之内、吉辰覺樹王院相考、書付差出候樣可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候、

十一月

寛政七卯年十一月

寺社奉行江

民部卿殿緣組被ㇾ仰出候吉辰之書付、先達而差出候日限之外ニ、當月下旬幷來月上旬之内ニ而、猶又日限相考差出候樣、覺樹王院江可ㇾ被ㇾ申渡ㇾ候、

十一月

〔言成卿記〕弘化三年正月十七日、幸德井陰陽助保救若杉關東下向中故云々予婚姻日時勘文被ㇾ命進ㇾ之云々、

御婚姻吉刻

今月廿七日　時酉

甲斐守方より言入の祝詞遣物使者等之事、(中略)則家老小笠原十郎四郎(長氏ノ息、長之嫡、)光宗、長崎六郎兵衛所にて饗應獻々の上にて、互の容子相談悉有之、入輿の日限、三月廿六日亥の時に相定、頓而歸著在之也、

〔國師日記〕元和九年二月四日、細川玄蕃殿より、姉之祝言日取之儀申來、則書付遣ス、案左ニ有之、

嫁娶吉日

二月廿八日戊子牧大鬼　　四月六日丙寅開金柳

井戸若狹にて、書付直ニ遣之、

二月九日、朽木數齋、祝言日取之吉日書付遣ス、一昨七日ニ被來、日取頼入さ被申置候、昨八日黑日ゆゑ、今日書付遣ス、案左ニ有之、

嫁娶御吉日

一卯月六日丙寅開金柳

以上

右引合一重ニ認遣之、

〔國師日記〕寛永五年正月六日、於西丸諸寺社御禮之後、松平新太郎殿江、播磨天壽院樣之姫君樣、御緣邊ニ付而、吉日書附上ゲ可申由、大炊殿被仰渡候、則歸院如例書付上ル、案有左、

嫁娶御吉日

一正月廿日壬午定水房

右三圖相應日

一同月廿六日戊子開土虚

右衣冠日

一同月廿八日庚寅建金翼

たりけるが、しかるべくて、さはりおほくいできく\して、いまださげられざりける程に、(下略)

〔中右記〕永久六年(○元永元年)十月廿六日甲辰、今夜内大臣殿(○藤原忠通)始渡民部卿姫君許、(中略)今日陽將日也、然而御堂(○藤原道長)通鷹司殿(○源倫子、道長妻)之日也、偏付吉例被用也、

〔玉海〕建久二年六月廿五日壬寅、此日左大將(○藤原良經)渡別當能保卿、(中略)仍仰右大辨親雅朝臣、問吉時於陰陽師、(主税助晴光爲御身堅兼召儲、便問之、申亥之時巳至之由、○事具端取)

〔吾妻鏡 二十四〕建保七年(○承久元年)十月廿日壬午、戌刻伊豫中將實雅朝臣(一條入道二品能保卿末子)嫁于右京兆(○北條義時)嫡女(母伊賀守朝光女)迎大倉家(右京兆居所傍)侍十人扈從、今日雖爲復日、依無日次有用之云云、

〔吾妻鏡 二十七〕寛喜二年十二月九日丙寅、將軍家(藤原頼經、御年十三)○御嫁娶事、内々有其沙汰、爲助教師員奉行、召親職晴賢等朝臣被仰日次事、二人共擇申今明兩日、而明日者、天狗下食也、不可然之由、季氏難申之、以師員兩日中猶可爲勝何哉、且明日事有加難之旨重被尋、各申云、皆雖爲吉日、今日者先例勝也云云、次天狗下食事全不憚、於今者還爲吉例云云、此上不能左右、以今日被定之、仍被遣件勘文於政所之間、爲行然奉行、如御儲之事令致沙汰、又仰泰貞被召吉時勘文、

〔吾妻鏡 三十六〕寛元三年七月廿六日戊午、今夜武州(○北條經時、泰時孫)御妹(號檜皮姫公、年十六)爲將軍家(○藤原頼嗣)御臺所參御給、近江四郎左衛門尉氏信、小野澤二郎時仲、尾藤太景氏、下河邊左衛門次郎宗光等扈從、是非嚴重之儀、以密儀先御參、追可有露顯式云云、今日天地相去日也、自雖有先例、殆不甘心之由雖有傾申之輩、不能御許容被遂之云云、

〔吾妻鏡 四十九〕正元二年二月十日戊申、於最明寺御亭、將軍家(○宗尊親王)御吉事有其沙汰、陰陽師晴賢晴茂宣賢文元、依召參入、各以別紙奉日時勘文、今月十四日壬子次吉、三月廿一日戊子上吉云云、

〔宗長女婚禮記錄〕小笠原(太郎孫)治部大夫宗長之息女、(中略)武田甲斐守(○晴信)方(江)緣組相濟追日婚禮吉月詮義在而、撰而三月に極也、挑之夭々、其葉蓁々、之子于歸之依曲禮也、(中略)如此祝言定る時に、

ヨリ不吉トスル也、斯ル妄言不根ノコトモアルマジ、花ハ實ノルタメニ咲クモノ也、花ノ散ハスグニ實ヲ結ブ故、婚儀ニハ別シテ吉月トモスベキコト也、且ツ諸木ノ華ノソレ〳〵前後モアレドモ、大抵ハ春分ヨリ催シテ清明ヲ盛トス、ソノ清明ノ節ハ二月ニアルコトモ多キニ、二月ヲ世間ニテ忌ザルモヲカシ、上古ハ二月三月ヲ成婚ノ定月トス、周禮ニ委クアリ、周南桃夭ノ詩ニテモ見ルベシ、又タ三月ハ駿和ニテ、日モ長ク心モ長閑ナレバ、婚娶ハ最上ノ時ナリ、人家必ズ正二月ノ内ニ事ヲ急ギテ、延引スレバ三月ノ良月ヲ空ク過シ、四月ニナレバ袷單物、程ナク帷子ニ移リ、世ノ婚女衣服ムツカシトテ是ヲ厭ヒ、富家ニハ其ノ嫌ナクテモ、ソレニ立雜ル親戚、皆富室ニモアラチバ、彼是ト云ヒ、遂ニハ九月ニナル、無用ノ大延引ノ内ニハ、雙方ニ病人不幸ナドアリテハ、又九月ヲ失ヒ、冬月ノ卒迫ニ及ヤウニモナルハ、皆入ラザル三月ヲ忌ヨリ起ルナリ、一日ノ吉凶ニ拘リ忌ムサヘ、餘程ノ害ノアルコトナルニ、況ヤ一月ヲ忌ムヲヤ、是ハ官命アリテ、改マリナバ大益トナルベシ、但シ愚民ノ惑深ケレバ、一通リニテハ聽從スマジ、右ノ古代ニ三月ヲ婚月ト定メアリシコト、幷ニ我邦上世帝王ヨリ王公貴人已下、三月ニカマヒナカリシ例ナドヲ引テ、ロク〳〵告諭アリナバ、惑ノ解ルヤウニナリテ、弊風改マルベシ、

〔安齋隨筆前編十三〕吉日凶日

日に吉凶はなき事也、略中婚姻の願など主君に申上るに、主君より願の如く申付らるゝに、凶日に云渡さるゝ事、其日凶日也とて申渡をうけまじきとて、辭する事はならざる也、是にて考べし、

〔日本書紀十二履中〕大鷦鷯天皇略中三十一年正月、立爲皇太子、時年略中、以羽田矢代宿禰之女黒媛欲爲妃、納采既訖、遣住吉仲皇子、而告吉日、

〔愚管抄四鳥羽院〕略中公實のむすめ[illegible]を御子にしてもたせ給たりけるをば、法性寺殿忠通をむこどらんとおぼしめして、すでにそのさたありける程に、日などえらばるゝに及び

の方には輿を少しも早く入を利運とするなり、早く出さば聟に追従の氣味なり、依之いかう運きは、聟耻のやうなり、去るによりて輿の遲速、貴賤上下共、早きは暮六、遲きは五つ四つ九つ八つ迄に輿入事も有、夫故輿迎には、歷々の侍衆參る、送りは、迎の人に、押付我等同道すべきと申合たる衆、跡騎する也、提灯遠並べ、威儀正敷故、見物夥敷出る、白張上げ提灯は、聟の門前にて青竹の竿共にうちひしぎ捨置て歸る、近年は大方晝の婚禮なり、聟の方にて迎火燒事稀なり、

〔婚禮推陳記〕婚禮に不用月の事、世俗三月五月七月十月、を嫌よし也、いまだ其道理分明ならず、其故は、年中用る曆に、いづれの月も聟取嫁娶に嫌月なければ、俗の云傚せとみえたり、しかれば禮家より其差圖有べき事にあらず、

師傳に、唐には三月桃花の時節に婚禮をなすにや、本朝の俗は三月を櫻ざめとて不用、五月をさみだれとて不用、七月は按ずるに陰陽不交、人間夫婦の道を失ふ卦の象なれば、是にて不用とみえたり、十月は伊弉冉尊の崩御し給ふ月なれば、かくのごとくの因縁によりて不用か、

〔松屋叢書〕武家調味故實、鳥を付ることをいひたる條に、春は花の枝に可付、但櫻は祝言の所へは憚ある故に、不可付云々、其故は花はひらきてより、七日をかぎりて散行間、日限をさして程なきによりて忌之と見ゆ、今俗三月は花月也とて婚姻をいむも、かゝるためしによれるなるべし、

〔永久四年百首 戀〕經月戀

あひみての後も五月をいむとでやみそかにだにも音せざるらん

〔吾妻鏡 三十〕文曆二年三月十八日辛亥、晴、賢申云、五月所憚來之者、元服著袴移徙嫁娶等事歟、依爲齋月、於佛事者、先例不憚、

〔草茅危言 五〕町方婚禮ノ事

一世ニ季春三月ヲ以テ婚禮ノ忌月トシテ用ヒズ、其ノ害甚シ、俗説ニ花ノ縁ニテ散リ易シト云

卯の時より丑の時まで惡し

右之日限、見合の爲こゝにしるすもの也、

〔吉三出し番叟再春菘種蒔〕さてこんれいの吉日は、ゑんをさだんの日をゑらみ、〇下略

〔婚禮問答〕婚禮之刻限、午之中刻本儀にて候哉、

婚禮は古より夜有レ之事に候、されば門火たき候法式も有レ之事に候、晝の婚禮、古は曾而無レ之事に候、

〔貞丈雜記一祝儀〕一婚禮は夜する物也、されば古法婚禮の時、門外にてかゞり火たく事、上﨟紙燭をとぼして迎に出る事、舊記にある也、男は陽也、女は陰也、晝は陽也、夜は陰也、女を迎る祝儀なる故、夜を用る也、唐にても婚禮は夜也、されば婚の字は、女へんに昏の字を書く也、昏はくらしとよみて、日くれの事也、然るに今大名などの婚禮、專午の中刻などを用る事、古法にそむきたる事也、

〔昔々物語〕七十年以前の今に替りたるは、貴賤上下の婚禮の刻限日なり、むかしは婚禮の吉日極、其日聟の方にも舅の方にも、親類縁者懇意の他人も寄合、夕飯料理出し、目出度と壽き、暮をまち、舅の方にても同前、さて日も暮ぬれば、聟の門前玄關臺所前に、紋付の丸提灯立並べ、暮六つを打ても、未だ輿入らざれば、聟の方に寄合居たる親類、輿いと遲し、誰か迎に參れと、家老用人の中、迎ひに參じ、それにても輿入らざれば、親類の中、誰ぞ兩人程迎に參るべしとて、宜敷立振舞の者吟味して、若手の親類兩人迎に行き、御輿遲し、早く御入候樣にと、聟の兩親申付に付、御迎に參り候と申、舅の方に寄合居たる親類共立出、座敷へ通し出合、おし付可出といふ、其時舅の方より同じ位の若き親類出、輿押付我等ども同道いたし可申と申たる人、輿の跡騎、あなたこなたと手間取、はや五時にも成り、白張無紋の丸提灯靑竹につり上げ、輿の先へ二つ、又は四つも六つも揃はせ、提灯の數は大身小身に應じ違ふ、總じて娶入は、舅の方にては、纔少しも遲く出すを利運とす、聟

七月 丙丁庚辛己　八月 甲乙丙丁戊　九月 甲乙丙丁戊　十月 甲乙丙丁己　十一月 甲乙丙戊癸　十二月 壬癸甲乙戊

陰將日娶婦害、女害、姑大凶

正月 巳申□午巳辰　二月 申未午巳辰卯　三月 未卯巳辰卯寅　四月 午巳辰卯寅丑　五月 巳辰卯寅丑子　六月 辰卯寅丑子亥

七月 卯寅丑子亥戌　八月 寅丑子亥戌酉　九月 丑子亥戌酉申　十月 子亥戌酉申未　十一月 亥戌酉申未午　十二月 戌酉申未午巳

〔婚禮里出之部〕婚禮日限、聟より定遣す也、是を唐にて請期と云也、星、軫、箕の三宿に當る日は不用なり、其外申の日、寅の日不用也、

〔婚禮推陳記〕結入に用る日、戊戌己丑を用ゐる、嫌日は午申寅の日、中段にては破るとある日、滅日、沒日、黑日、五墓日、血忌、日月の蝕、廿八宿の日取の中にては、星宿軫宿箕宿の日にあたるは、婚姻にも結納にも用ゆべからず、此三宿は廿八宿の中にて、寡宿と云故也、

〔女諸禮集〕婚禮吉日を撰ぶ事

結納よめとり、萬事に日を撰ぶ事、結納には、暦のをさんたひら、娶とりには、とる、ひらく、などとてえらぶ事あり、俗に從ひて、大概にはえらびて然るべし、

天赦日の事

春は戊寅の日　夏は甲午の日　秋は戊申の日　冬は甲子の日

不成就日の事

毎月四日　十八日　廿五日

とりのときより子の時まで惡し

毎月八日　十五日　廿二日　廿九日

寅、略○中嫁娶結婚、山獵等凶也、
卯、略○中嫁娶結婚、通女家、穿井泉尤凶、
酉、略○中嫁娶凶、
戌、略○中此日出仕對面、嫁娶結婚、諸役奉行人定役公事等大吉、
厭日　戌酉申未午巳辰卯寅丑子亥
厭對日　辰卯寅丑子亥戌酉申未午巳
右今二箇日取、略○中嫁娶結婚等甚厭之、
〔簠簋內傳五〕嘉辰緣會時之事
星軫箕三宿、經說、尊宿、故別凶、嫁娶等也、
〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕嫁娶吉日
甲子　庚子　春忌壬寅　丙寅　癸卯　丁卯　甲辰　庚辰　丙午　壬子　壬　戊子　冬忌　庚寅　甲寅　辛卯　乙卯　甲午　丙辰
又以陰陽不將日、爲上吉、
正月丙寅丁卯　二庚子　四甲子戊子　七壬午　十庚辰癸卯　辛卯　十一庚辰庚寅　十二丙寅丁卯庚辰庚寅
三五六八九月、無有不將、各在忌、就中五九月忌不注之、
忌日
未戌日、伐日、三伏、月殺、往亡、歸忌、無翹、上社、晦、厭、厭對、獲天狗、不食蝕入龍、七鳥、九虎、六蛇、五墓等日忌之、下社與諸吉並無忌、諸吉、謂三鏡、月德、天恩、天赦等也、
〔吉日考祕傳〕嫁娶吉日第二十八
陽將日娶婦殺夫
正月壬癸甲己戊　二月辛丑癸甲戊　三月庚辛壬癸戊　四月庚辛壬癸己　五月辛壬癸己　六月丙丁庚辛戊

結ばぬ内に、内約の金子を乞取てつかひはたすほどの仕合にて、行末返濟の手だて侍るべき、幼女差戻さるゝ、こゝに於ては、某はいつまでも挨拶に及びがたしと云切て歸りぬ、〇中略同じ年の十月寛政七年に至りて、久益と云盲目來りて、繼母が過り入て不所存を改め、又も翁を力に賴べき由を云おこせたり、去に於ては此後何事も翁が異見に背くまじき由一筆認ておこすべき由云て、其書面を取て、〇中略さて彼縁女と急ぎ縁組すべきよしすゝめて、公に申て事濟たれば、ほどなく婚姻を取結びて、女の幼きより親の元を離れて、辛苦の中に育ちたる甲斐をもみせ、三百兩の約金を道なくつかひはたしたる印をも顯したり、三輪も大に悅び、あつき幣物など送りて謝し侍りぬ、

〔續修東大寺正倉院文書十四〕具注暦斷簡

天平勝寶八歲暦日　凡三百五十五日〇中略

歸忌日　其日不可遠行、歸家、移徙、呼女、娶婦、

往亡日　其日不可遠行、拜官、移徙、呼女、娶婦、歸家、〇中略

厭及厭對　其日祀害家長、將兵遷娶婦、入官、種蒔凶、

正月大〇中略

一日乙卯水除　歲前、祭祀、拜官、結婚、移徙、修宅、解除吉、〇中略

十二日丙寅火建　大小歲位加冠、拜官、移徙、嫁娶吉、〇下略

〔簠簋内傳二〕十干之事

甲乙、〇中略佛事、祭禮、嫁娶結婚、〇中略總而善根得果好、

戊己、〇中略嫁娶結婚、五穀苅初取收等吉、

十二支之事

來、內外共不ㇾ拘可ㇾ有ニ安心一、併互ニ往々故障筋等之節ハ、不ㇾ得ㇾ止義、自餘爲ㇾ不ㇾ及ニ往反一事云々、但彼黄門殿約之事故、表立候一件ハ、隨分可ㇾ及ニ示談一云々、

〔猿の燒藻〕大久保彌三郞と云し人は、御先手をつとめて、翁（○桑山盛章）が爲には、養母方の伯父なりけり、嫡子を釜之助といふ（秋山長門守庶子、彌三郞養子なり）、未年若くて世を辭しけるに、其子の賴母と云を、伯父の嫡孫承祖に願ひて、其身は齡七十餘にて終りをとられき、（○中略）彌三郞はらから數多ありければ、末の妹を井伊家（兵部少輔、時若年寄、）子の領地、越後國與板の豪士三輪某に與へられけり、（飛兵衞と云、井伊家の士、）其腹に男女の子出來て、總領を飛兵衞と云、（翁が從弟なり）飛兵衞が娘を幼きより伯父の養ひ置れて、後は賴母にめあはすべきあらましにて養育せられたり、彌三郞存生の頃は、家司に和田某と云ものゝ老功のものにて、萬づ取賄て過ぬ、其後伯父もなくなり給ひ、和田も死して、其後和田が子德右衞門と云もの、打つひて內外共に萬づはかりけるが、此者宜しからざるものにて、（○中略）彼德右衞門（○德右衞門、三郞後者）がすゝめけるにや、伯父の養ひ置ける三輪が娘を戾して、別に妻を迎ふべきよしを、敬信院（○彌三郞妻）もて言出たり、（○中略）こはけしからぬことゝ云出たる哉と思ひて、翁が答ふるは、彼養女は伯父御存生の內より養ひとられて、末々は賴母にめあはせらるべき內約ありて、彼女は何もわいためなき比より、わざ／＼遠國より呼出して養育せられぬ、殊更三輪は富家なれば、父の許にてそだち侍らば、いかばかり榮耀の中に心よく人となり侍るらん物を、ゆく／＼富家とも重緣ともなり、且は陪臣より歷々の御旗本の室となすべき面目を賴みにこそ、幼き比より父母の手を放して、かゝる困窮の家にも與へつらめ、然るをかゝるまづしきこともたえぬ養ひをもて、漸成長せらるゝ上、剩未だ婚義とも緣組とも云出ざる內に、過分の約金をも乞取てつかひはたし、今はたゞ三輪が許に送りかへさんこと、某はさら／＼尤とは思ひ侍らずと、にが／＼敷云ば、信敬院聞て、左は去ながら、彼子も今まで手元にてそだちて侍るに、宜しからざる生質なれば、賴母が望に任せてこそ侍れ、內金のことは、追々返濟すべき由申侍るといはるゝにより、餘り憎さに、未だ緣も

れ、婚嫁の事をあつかはしめられしさぞ、

〔泰平年表（大御所）〕寛政八年七月十一日、綾姬君生、（御母平塚氏、同九年閏七月三日仙臺政千代周宗江御縁組、同十年二月廿八日逝、）

享和三年十二月九日、淺姬君生、（御母おみやの方、文化四年六月十一日許嫁仙臺政千代周宗、同九年四月廿四日周宗卒去、同十四年九月廿七日再縁、越前侍從齊承室、）

〔言成卿記〕天保十二年二月二日、家公君（○言知）御前被仰曰、今度御息女、（予舍妹、稱操、）阿野家縁談、可為大夫（公誠）室嫁、從舊臘御示談相整、舊臘粗御約諾、當春披露之御示談之處、光格天皇崩御ニ付、彼一件延引來、而當年雖諒闇中、内々御治定、入輿彼家、（為客分、）無子細之旨、彼家總本家三條亞相被申云々、亦從彼家内々陽明（○近衞家）諸大夫えも被含之處、自然内府公令聽達給之處、内々治定、為客分入輿之儀、於御届ヶ日後ハ子細無之儀、於披露ハ諒闇後可然思食之旨、内々在御沙汰云々、昨一日滋野井前亞相、（阿野家本家）為媒妁被來、（○中略）右入來挨拶、且彌舍妹任阿野大夫所望、被送之旨御□□□家公令向滋野井家給、可被仰入處、頃日御所勞、御籠居之間、予行向、謁前亞相可申入、被仰、謹奉了、便宜被仰曰、來四日從大夫被贈結納云々、來十五日入輿、先方内々之儀客分云々、來十九日御操どの入來一宿、廿日聟朝臣幷老尼（大夫之祖母、稱不染院、）等入來、（内々聟入之儀、）於當家麁末之饗應、聟嫁已下同伴被歸云々、廿一日家公予等被招彼家、（家公御所勞中、臨期御不參之姿、）如此内々御示談相整云々、（下旬ハ祖父公御忌日、間近之間、廿一日限に事相濟候樣、内々被仰合云々、）

〔言成卿記〕弘化二年十二月十日、予妻縁之事、元來武邊縁談所々雖申望、依不運不出來、段々及中年、家公（茂○言知）頗令配慮給、扨先日來日野家故一位資矩息女、頻被求妻縁、雖不得意、家公頗令說利害給、無餘義正伏及示談、再三及應復、欲及内治定、（可為當儀同養故云々、○中略）女彌於治定ハ、年内中結納送聘、來春（正月）内々可有入輿ト云々、（件婦人、極眞實ハ北小路故右京權大夫息女云々、件義不可外見、眞實可秘、若自然内々ハ何處々々ト申樣成ニテハ、差支之筋合出來、不好事也、段々及示談之處、勿論北小路ハ一向不拘事故、一位實女之振合云々、）十一日、日野黃門（隆光）向日野儀同亭、被為媒約之處、目出度可被送治定云々、（但件女、故一位資矩卿實女、今度為儀同養女、可被送云々、萬事實棄可有約諾云々、結納等之義、從彼家家來丹下、當家來へ可有直談云々、結納聘物等、勿論如形可然云々、且北小路家由之）

是ハ關白秀次公ヘ參ラセ給フ、オコマノ前ノ姉ニテ、雙ナキ美人ナリ

〔以貴小傳〕おかちの局(德川家康妾)は、(中略)第四の御女松姫君、第五の御女市姫君をまうけしが、さもにいとけなくしてうせ給ふ、市姫君は奥の伊達政宗が子息忠宗にたまはるべき御契約ありき、局この御別れをいたくなげきて、かしらおろして、御あとゝひまゐらせんなど聞えしかば、(下略)

〔季連宿禰記〕元祿六年三月十八日壬戌、今日娘(予之妾ノ腹也、今年十歲、實父大野源右衞門紀重公、爲予子分名之)、遣日向國伊東左門許、(巳剋許)令發足、是左門嫡男將監依可爲妻也、彼左門者、日向國守伊東出雲守爲親族、又左門妻者、爲予之姉、以彼子細、自三四年以前有其企、今日所令出立也、珍重々々、於予祝著無限、

〔有德院殿御實紀附錄十八〕松姫君、(常憲院殿(德川綱吉)の御養女)享保五年にかくれ玉ひし後、かなたにつかへし女房かへりすむべき家なく、さすらふものありと聞召れ、やがて本城にめして、給事せしめ玉ひける女房のうち、御心にかなひし者ありければ、中臈にすゝめらるべしとうち〳〵御沙汰ありしに、彼女申けるは、數ならぬ身にて、かゝる仰蒙ること、身にあまりたる御惠、むくい奉るに詞なし、さりながらわらはがいとけなきほどより、親なるものゝ定置しつまあり、一兩年のあひだには仕をかへし、故里にかへり、おやの定置し方にゆかむとおもへり、今かゝる仰にしたがひ、人めかしくなり侍らんには、二度故鄕に歸りがたく、さすれば親のこゝろにもたがひ、幼きよりたのめし方にもまことを立がたし、あはれこの事においては、みゆるしを蒙りたしと涙をながして、老女のもとまでなげきまうしけり、尋常の人ならむには、さばかり御恩もあるべきにさはなくして、かれがいふ所理にかなへり、女たるものは、たれもかくこそあらまほしけれとて、遂に身の暇給はり、しかのみならず嫁娶の用にあつべしとて、金三百兩を賜はりしとなり、此女房、まことは關東の郡代伊奈半左衞門忠逵が下の農民の子なりしを、半左衞門が屬吏小口作藏有香といへるもの、養ひて子とし、宮仕にいだせしが、こたびも半左衞門をもて、たび〳〵作藏にも仰下さ

是は五ッに成給ふ織田城介殿〇忠信へ、御約束の御料人、御煩の時如此、

〔續武將感狀記 二〕穴山梅雪ハ、信玄ノ壻ナリ、勝頼ノ時ニ至テ、其娘ヲ梅雪ノ子ニ嫁セシメントス、勝頼ノ侫臣長坂跡部、武田左馬助信豐ノ賂ヲ受テ、勝頼ニ說テ前約ヲ變ジ、勝頼ノ娘ヲ信豐ノ子ニ嫁ス、

〔伊達成實記 上〕一黑川月舟逆意ノ底意ハ、月舟伯父式部大夫ヲ、輝宗公御代ニ御奉公ニ被上候、飯坂ノ城主右近大夫息女ニ誓約仕、名代ヲ可相渡由被申合候ヘドモ、息女十計ノ時分、年三十計ノ人ニ候間、今ニ祝言無之候、右近大夫存分ニハ、年モコトノ外チガヒ候、式部大夫年入候間、ソノ身ノ隱居モハヤク可在之候、政宗公御目カケニモ上ゲ候ハヾ、彼腹ニ御子モ候ハヾ、名代ニ相立、家中ノタメ能可在之由思案被申レ候、遠返申サレ候ニ付、式部大夫迷惑ニ存、月舟所ヘ不被參ヲ後ヘ引切被申候、此恨、又月舟ハ大崎義隆御爲ニ繼父ニ候、義隆御舍弟義安ヲ月舟ノ名代紛ニト被申、伊達元安ノ聟ニ被申候テ、月舟手前ニ置申サレ候間、義隆滅亡候ヘバ、已來ハ其身ノ身上ヲ大事ニ存ゼラレ、逆心ヲクハダテラレ候由相見エ申候、

〔奧羽永慶軍記 二〕羽州天童合戰ノ事

氏江尾張守、義光ニ申ケルハ、〇中略爰ニ姬君御一所オハシマス、延澤ノ嫡子又五郎ニ緣ヲ結ビ給ハヾ、能登守ハヨシミニ依テ、味方ニ參ル事モヤ候ハン、試ニ使者ヲ以テ申遣ハサンヤト申ケレバ、〇中略義光悅ビ給フ事限リナク、壻引出モノニセントテ、一文字トイフ大刀ヲ又五郎ニ渡シ、其席ニテ遠江守光信ト改ラル、能登守悅ビノ餘リニ、此末ハ遠江守ヲ人質ニ置テ、我身ハ歸ラント申ケリ、其時尾張守申ケルハ、今ハ親子ト成給ヘバ、何ノ意恨カ有ベキ、遠江守殿ヲバ具シテ御歸リアルベシ、姬君ノ成長ノ後、是ヨリ送ラルベク候ト申ケレバ、信景尤ト同ジ、親子共ニ、延澤ノ本城ニゾ歸リケル、夫ヨリ五年ノ春秋ヲ歷テ、姬君十五歲ニ成給ヘバ、遠江守ノ許ヘゾ送ラレケル、

出河右大臣公顯ノ女ニテ候ナルヲ、德大寺左大將ニ作中名、末皇太后宮ノ御匣ニテ候ナル、切ニ被思召レ候ハヾ、歌ノ御會ニ申寄テ、彼亭へ入セ給ヒテ、玉垂ノ隙ニモ、自御心寄ス御事ニテ候へカシト申セバ、○中略宮爲冬許ヲ御供ニテ、彼亭へ入ラセ給ヌ、○中略女モ哀ナル方ニ心引レテ、ノボレバ下ル稻舟ノ、否ニハ非ズト思ヘル氣色ニナン顯レタリケル、サレ共、尙互ニ人目ヲ中ノ關守ニナシテ、月比過サセ給ケルニ、式部少輔英房ト云儒者、御文談ニ參ジテ、貞觀政要ヲ讀ケルニ、昔唐ノ太宗、鄭仁基ガ女ヲ后ニ備ヘ、元和殿ニ冊入ントシ給シヲ、魏徵諫テ、此女已ニ陸氏ニ約セリト申シヽカバ、太宗其諫ニ隨テ、宮中ニ召ルヽ事ヲ休メ給キト談ジケルヲ、宮熟々ト聞召テ、何ナレバ、古ノ君ハカク賢人ノ諫ニ付テ、好色心ヲ棄給ケルゾ、何ナル我ナレバ、已ニ人ノ云名付タル事定リタル中ヲサケテ、人ノ心ヲ破ルラン、古ノ樣ヲ耻、世ノ譏ヲ思食テ、只御心ノ中ニハ、戀悲マセ給ヒケレ共、御詞ニハ不被出、○中略角テ月日モ過ケレバ、德大寺此事ヲ聞及、左樣ニ宮ナンドノ御心ニ懸ラレンヲ、爭デカ便ナウサル事可有トテ、早アラヌ方ニ通フ道有リト聞エケレバ、宮モ今ハ無御憚、重テ御文ノ有シニ、何ヨリモ黑ミ過テ、

知セバヤ鹽ヤク浦ノ煙ダニ思ハヌ風ニナビク習ヒヲ、女モハヤ餘リ強顏カリシ心ノ程、我ナガラ憂物ニ思ヒ返ス心地ニナン成ニケレバ、詞ハ無テ、

立ヌベキ浮名ヲ兼テ思ハズハ風ニ煙ノナビカザラメヤ

〔甲陽軍鑑十下〕一奉獻　富士淺間

右の意趣は德榮軒信玄息女、當病平愈、息災延命のさきんば、

一來る六月、息女富士參詣の事、○中略

右三箇條の旨、相違なく社納せしむべき者なり、

永祿八乙丑年五月吉日　信玄敬白

〔大和物語上〕このたゞみね○壬生がむすめありときゝて、ある人なん、えんといひけるを、いとよき事なりといひけり、をとこのもとよりかのたのめ給ひしこと、この頃のほどになん、思ふといへりけるかへりことに、

我宿の一村すゝきうらわかみむすび時にはまだしかりけりとなんよみたりける、まことにまだいとちいさきむすめになむありける、

〔平家物語一〕我身のゑいぐわの事

御むすめ○平清盛女八人おはしき、皆とり〴〵にさいはひ給へり、一人は櫻町の中納言しげのり○成範の卿の北の方にておはすべかりしが、八さいの年、御やくそく計にて、平治のみだれいで、ひきちがへられて、花山院の左大臣殿○兼雅の御だいばん所にならせ給ひて、公達あまたまし〳〵けり、

○按ズルニ、源平盛衰記ニハ、成範其妻ヲ離別シテ兼雅ニ與ヘシト爲ス、離緣ノ條參看スベシ、

〔吾妻鏡九〕文治五年八月九日丙申、入夜、明旦越阿津賀志山、可遂合戰之由被定之、○中略勇士二騎離馬取合、行光○工藤見之、廻轡問其名字、藤澤次郎清近、欲取敵之由稱之、仍落合相共誅滅件敵之兩人安駕休息之間、清近感行光合力之餘、以彼息男可爲聟之由、成楚忽契約云云、

〔吾妻鏡十四〕建久五年二月二日甲午、入夜江間殿○北條義時嫡男童名金剛、年十三、元服、○中略名字號太郎賴時、○中略次召三浦介義澄於座右、以此冠者可爲聟之旨被仰含、孫女之中撰好婦、可隨仰之由申之云云、

〔太平記十八〕春宮還御事附一宮御息所事

此御匣殿ノ一宮○後醍醐皇子尊良親王ニ參リ初給シ、古ヘノ御心盡シ、世ニ類ナキ事トコソ聞エシカ、○中略常ニ御會ニ參リ給フ二條中將爲冬、何ゾヤ加茂ノ御歸サノ幽ナリシ宵ノ間ノ月、又モ御覽ゼマホシク被思召ニヤ、其事ナラバ最安キ事ニテコソ侍ルメレ、彼ノ女房ノ行末ヲ委尋テ候ヘバ、今

有けり、この男いろごのみなりける人なればいふになん有ける、これを此子は忘れずおもひもたりけり、男ははやう忘れにけり、

〔伊勢物語上〕むかしゐなかわたらひしける人の子共、井のもとにいでゝあそびけるを、おとなに成にければ、男も女もはぢかはして有けれど、男は此女をこそえめと思ひ、女も此男をこそと思ひつゝ、おやのあはすることもきかでなん有ける、扨此となりの男のもとよりかくなん、

つゝ井づゝゐづゝにかけしまろがたけすぎにけらしないもみざるまに

かへし

くらべこしふりわけ髪もかた過ぬ君ならずしてたれかあぐべきなどいひ〳〵て、つひにほいのごとくあひにけり、

〔伊勢物語下〕昔いとわかき男、わかき女をあひいへりけり、おの〳〵親有ければ、つゝみていひさしてやみにけり、年比へて女のもとに、なほ心ざしはたさんとや思ひけん、男歌をよみてやりける、

今までにわすれぬ人は世にもあらじおのがさま〴〵年のへぬれば、とてやみにけり、男も女もあひはなれぬ、みやづかへになん出にける、

〔大和物語上〕同じかねもり、みちのくにて、かん院の三のみこ（〇貞元親王子源兼信）の女に有ける人、くろづかといふところにすみけり、そのむすめどもにおこせたりける、

陸奥のあだちが原のくろ塚におにこもれりときくはまことか、といひたりけり、かくてそのむすめをえんといひければ、おや、まだいとわかくなんある、いまさるべからんをりにをといひければ、京にいくとて、やまぶきにつけて、

花盛過もやするとかはづなくゐでの山吹うしろめたしも、といひけり、

許嫁

後出本座敷、雜煮以下引續饗應、

〔大江俊矩記〕寛政十年二月二十八日壬戌、進藤播磨守婚禮也、○中略緣女丹州篠山家中、緒形兵右衛門女、爲渡邊故下總守養女、今夜良辰引。越。、昨朝篠山出立、龜山宿、今朝龜山立、午時渡邊家著、八鹽恭丸緣女お輝十八歳同伴、秉燭西七條出立、初更後、進藤家著、先祝言、次結盃、次本膳、後段了、丑刻前予散坐歸家了、待。女。房。原田左衛門妻、同席山科筑前守、木村左兵衛尉、同隼人、同右京、各上下、播州狩衣、

〔言成卿記〕弘化三年正月廿七日、予妻婦豐姫、儀同愛公養女、貴今日就吉辰入輿之都合、依之荷物廿五日被送、○中略扨今度不存寄主上○孝仁御不例、眞實事切云々恐惛之至、予心底不穩、可爲延引心得之處、今朝先方以家來辻丹下、今度一件商量之雜掌也、儀同命云、主上存外不容易御違例、恐怖之至、扨今晩入輿之儀於延引者、差支之筋モ有之、難澁之次第、事横行ニテハ恐懼雖如何、眞實質素相愼、極密々、刻限遲々、酉半刻許姫歩行供男女二三人許被送度、左無之テハ及大延引、○中略加之荷物被差贈之後於延引者、當用差支之品モ非無、旁於當家無存意者、可然同意云々、且元來如件於無變事モ、先内々之入輿、旁廿五日ニ内内入輿相濟之振合ニテモ子細無之哉被存云々、家公令同意給、予痴愚性質、頗存恐懼雖不快、隨嚴公御所意、且先達老公之存意、旁正伏了、○中略酉半刻許姫來、密々也

〔大和物語下〕むかしうどねりなりける人、おほうわ○大三輪のみてぐら使に、やまとの國にくだりけり、井手といふわたりに、きよげなる人の家より、女共わらはべ出きて、此いく人を見る、きたなげなき女、いとをかしげなる子をいだきて、かどのもとにたてり、此ちごのかほのいとをかしげなりければ、めをとゞめて、そのこ、こちゐてこといひければ、この女よりきたり、ちかくて見るに、いとをかしげなりければ、ゆめことをとこし給ふな、我にあひ給へ、おほきになり給はんほどにまゐりこんといひて、これをかたみにし給へとて、おびをときてとらせけり、さてこの子のしたりけるおびをときとりて、もたりけるふみにひきゆひてもたせていぬ、この子とし六七ばかりに

御所、今朝還御、入夜賢宮御輿入云々、家來人々各狩衣云々、宮御輿轅〈院北面四人取松明云々、〉歟、

〔季連宿禰記〕貞享三年十一月四日甲申、晚景參二條殿、〈綱平〉昨日依有召也、下云、武家兩傳奏〈柳原大、千種中、〉祇候、白川二品、同伯四條中將、武家〈久留島出雲守、佐野修理大夫、〉等參集、二條殿、女二宮〈〇靈元皇女、榮子內親王〉御簾入之事等被仰合了、各令沈醉、亥初許退出、　廿二日壬寅、參二條殿、來廿六日、二條殿御簾入〈其所中宮御里御所云々〉、同廿八日、女二宮御移徙二條殿〈女二宮御殿、今度別新造、〉之事等、人々有被仰合事等之故也、予依召參之也、自今日每日可參之由有仰、　廿六日丙午、今日午刻、二條大納言殿御簾入也、〈其所中宮御里御所也〉予著狩衣、自早旦令參仕、御參詣祇伯雅元朝臣、左中將隆登朝臣等祇候、雅元隆登等朝臣、今明日之間、祇候中宮御里御所云々、予二條殿御殿御留守之間、可相詰之由有仰、未刻許退出、　廿八日戊申、今日女二宮〈宮今度第二宮、御母中宮、去九月廿日內親〉王、御移徙二條殿御所也、〈朝限、酉歟、〉卯刻許、著狩衣參二條殿之處、大納言殿最早自中宮御里御所還御之由人々申之、仍暫退出、巳刻許又參二條殿、伯雅元朝臣隆登朝臣等祇候、各狩衣也、其儀酉刻許人々出廷上相待、良久而御轅出之由人々稱之、前驅扈從等各狩衣、北面等〈布衣〉直取松明歟、〈二條殿取松明、出向四足門、〉御轅入四足門幷中門、〈雅元隆登等朝臣、幷予等候中門中、御轅經前之時各磬折、予平伏、[illegible]〉自南向階令入給、〈御階上、諸大夫等昇之、御轅入寢殿、諸大夫等退、〉〈其後人々昇自二間路、〉次前驅扈從等、昇被候便所歟、〇中略　頃而前驅扈從人々等、被召御前、被下獻、〈獻之具等、予不見之、〉歟盃之後有猿樂等、及丑刻許各分散、凡予萬端不執之間不知之、只見覺之分記之、尤九牛之一毛也、是尙參差之事可有也、爲後聞人々可記之、寢殿殿上等、强而無其實、只以便宜擬之歟、〇中略　大納言殿御裝束、御冠直衣御重也、今日鷹司前殿下、同右大臣殿、九條大納言殿等御參、其外公家五六輩祇候、

〔後中內記〕享保四年六月九日、川鰭使嫁道具來、　十二日、少將方へ入輿、稻田九郎兵衞娘也、從弟有岡崎老尼也、爲予分差越、待〇〇女郎西大路妻入魂了、梅少路前大納言之娘也、祝儀先達使者來、銘々來、一ツ中近分へ有土產、式三獻、初獻四種、二獻鯛平盛、三獻鯉羹物、銚子提子、雜掌女房常盤、酌加人備了、給仕一重、居廣蓋持參道、娘方、次少將へ狩衣烏帽子指貫小袖一重、嫁方送之、面々向休所、色直之

かたなし、

〔梵舜日記〕慶長十二年十一月廿六日乙卯、豐國社務萩原兼從嫁娶政所姪女、及暮亥剋時分、豐國一位之宅へ祝言也、爲御迎政所迄、此方祝三人宮内少輔、兵部少輔、中書、禰宜廿人、神供所十人、拂除五人、神樂衆八人吉田侍共十八人爲迎參也、次祝言、二位於殿之義三獻過テ、食初膳五ツ、二膳三ツ、三膳二ツ、酒已下過テ、二位、同女房衆、左兵衞佐女房對面也、

〔妙法院日次記〕天和三年十二月九日、當今女一宮、〇靈元皇女憲子内親王、中略、近衞大納言殿へ可被有御婚禮よし、公武御治定、仍テ今日御翠簾入也、以中宮御里御所、假被爲彼宮御殿、十一日、近衞大納言殿御婚禮也、入夜女一宮彼御殿へ渡御、前驅扈從等有之、北面諸大夫等供奉、御行莊尤嚴儀之よし也、

〔倭訓栞前編三十〕みすいり　姬宮の御入輿の時、みす入なし、攝家へ御入輿の時は、姬宮の方へ行て、御所に一宿ありて、翌朝退出あり、是を御簾入といふ、其後姬宮御入輿ある事也、

〔故實拾要一〕姬君御入輿

是姬宮ノ親王、攝家ヘ御入輿アル時、攝家ハ其姬宮ノ御所ヘ、御入輿以前ニ伺候有テ、御所ニ一宿有テ、翌朝退出シ給フ也、之ヲ御簾入ト云也、御簾入有テ以後ニ、攝家ノ方ヘ御入輿アル事也、攝家ハ臣下タルニ由テ也、姬君御入輿ノ時ハ、必攝家ノ方ヨリ先有御簾入事也、亦親王家ヘ御入輿ノ時ハ、御簾入ナシ、是親王タルニ由テ也、御入輿トハ、俗ニ云婚姻ノ事也、

〇按ズルニ、皇女ノ親王ニ嫁シ給フ時、亦御簾入アリ、上文靈元天皇ノ皇女福子内親王、及ビ東山天皇ノ皇女秋子内親王ノ、伏見宮邦永親王、及ビ貞建親王ニ嫁シ給ヒ、中御門天皇ノ皇女成子内親王ノ、閑院宮典仁親王ニ嫁シ給ヒシ時ノ如キ是ナリ、

〔季連宿禰記〕貞享三年七月廿五日丁未、今日九條大納言殿〇輔實、介渡賢宮〇後西院皇女益子内親王御所給、御簾入之作法等、爲嚴儀之由風聞、至廿七日三箇日御逗留云々、　廿七日己酉、九條大納言殿、自賢宮

嘉禎三年正月右少辨高嗣朝臣注進文

十四日丙寅、今夜左丞相、○中略可令通攝政殿御息女御年廿七、故藻壁門院御同胞、第二御娘也、給也、代々婚嫁之例、多○。○。○。○。者爲執聟之禮、或者爲親迎之儀、平治建仁等、皆被進御迎車、彼例等不宜、仍有檢儀、自此可有御渡也、此間事、藏人左衛門權佐高嗣、殿年預家司也、兼來、仰所申沙汰也、毎事最密議也、仍又有新議等、只任時宜有沙汰、豫相尋子細於參議親俊卿、左府御方執權人也、兩方所存知也、午剋許、高嗣先參殿下、催沙汰雜事、次參左府、藤宰相參會、依彼引導、檢知女房御方、前土佐守有長朝臣、東御方、女房御乳夫也、同心參仕、兼可請取此御所之由、雖有其沙汰、不可必然、仍只見迴之、御所御裝束無殊事、

十五日、今朝以藤宰相、爲使、前關白被謝昨日事、又高嗣爲使遣左府第、　廿一日、前博陸被送書狀、使左衛門尉惟宗行定、兼康於藏人所東妻受取持來、表書云、一條殿有判、即書返事遣之、攝政判、左府相親之後始被送也、又予遣書狀於左府許、使左府生兼友、表書左大臣殿攝政判、即有返事、兼經恐惶謹言、正月廿一日左大臣兼經云々、

〔晴富宿禰記〕明應二年六月十四日丁丑、左少史安倍盛達十九歲嫁妻、高橋丹後守女也、莚屋之內構部屋迎取之、當座祝言獻盃等、官務申付之云々、家門上下饗應之儀、父盛俊沙汰之、妻十五歲也、

〔東照宮御實紀三〕君の北方、先に御事ありし後、いまだまことの臺にそなはらせ給ふ方も聞えず、秀吉が妹を進らせばやと懇に申こはる、淺野彌兵衛長政などよくこしらへて、終に御緣結ばるべきに定まりしかば濱松より納采の御使に本多忠勝をつかはさる、これも關白○秀吉のおながちに忠勝が名をさしてよびのぼせられしなり、四月○天正十四年十日、かの妹君聚樂のたちを首途し給ひ、おなじ廿一日濱松へつかせ給ふ、先榊原康政がもとにて御衣裳をとゝのへられて後入輿し給ふ、御輿渡は淺野長政、御輿請取は酒井河內守重忠にて、其夜の式はいふもさらなり、廿二日御とところあらはしなど、なべて關白より沙汰し給ふをもて、殊に華麗をつくされし御事いはむ

如此之儀、先年九條殿、二條殿、近衛殿等之義、同前之由也、

〔季連宿禰記〕元祿十一年四月廿九日癸酉、今日伏見殿(中務卿御廿三歳○邦永親王)令入綾宮(○福子內親王)御方給、(綾宮御方、准后御同宿也、)是御簾入之儀也、來月二日迄御逗留、其日綾宮御方令入伏見殿給云々、(件宮者、仙洞靈元皇女、准后御腹也、)五月二日乙亥、今夜綾宮御方、令移伏見殿給、(御移徙ト傳之、伏見殿、自一昨日廿九日御簾入之儀也、定而今朝還御歟、)綾宮御方、自准后御殿令入伏見殿給、路次定嚴重之儀歟、

〔幸充日次記〕享保四年二月三日丙午、傳聞兵部卿宮(伏見貞建親王)東山院姬宮(○秋子內親王)御緣組、此間先兵部卿宮、五六日許姬宮御方江被爲成御逗留、翊日歟姬宮之御親宅ニ御同道ニ而御成、御移徙共、又御簾入共、御入輿共唱ルト云々、

〔永左記〕永保元年十月廿七日庚辰、今夜越後權守基隆有娶事、(傳陸(藤原師實)息女、故右大辨定親女腹、)姬君御方、自諳博陸給、迎取件人、同車被歸也、有前駈等、

〔古今著聞集(十六興言利口)〕隨身下野武守がむすめを、秦頼武むかへけるに、武守いだしたて、やるとて、物にものせずして、あゆませけるだにふしぎ成に、狩衣にさよみのはかま著たる郎等二人を供せさせたりけり、人々ふしぎの行裝なりといひければ、近衛舍人がむすめ何にかはのるべき、馬にのせてやおくるべかりつらんとぞいひける、

〔吾妻鏡(三)〕壽永三年(○元曆元年)九月十四日庚子、河越太郎重頼息女上洛、爲相嫁源廷尉(○義經)也、是依武衞(○源賴朝)仰、兼日令約諾云云、重頼家子二人郎從三十餘輩從之首途云云、

〔玉蘂〕嘉禎三年正月十四日、此日左府(○藤原兼經)被迎第二娘、(藤原道家女、此四五年、頻以有被密召、必雖不可然、不能固辭、只奉任氏大明神冥鑒、子細不遑具記、)其儀最密々了也、又平治例如入內、不足爲例、永萬承安建仁不快、仍今度無迎車、只自是可迎遣之由、前關白(○兼經父家實)有命、仍廻輕儀所致沙汰也、奉行家司藏人左佐高嗣、豫謁親經卿申定其儀、自彼被造送次第、予見了返給、殿方丈移付女房、萬事頗乖愚案、粗仰子細了、(○中略)委旨見高嗣記、(○中略)

ことどもなり、たゞ人におはすれば、よろづのことかぎりありて、うちまゐりにもにず、むこの大きみといはんにもことたがひて、めづらしき御中のあはひどもになん、三日がほどは、かの院よりも、あるじの院がたよりも、いかめしくめづらしきみやびをつくし給、

〔明月記〕建暦三年四月十七日、東洞院大路、見物車多立、今夜通光卿娘、被參六條宮、（〇後鳥羽皇子雅成親王）云々、依心神不快、不見之、　十八日、前民部大輔仲能（本名頼房）示送、昨日吉事、（〇中略）本所（〇通光宅）儀、申刻以後人々來集、（〇中略）御書使公雅朝臣、（〇中略）次二品（〇雅成親王）光臨、白綱代外金物車、車副（所ニ管厚）前駈六人（衣冠）羽林相公（頼平）扈從、爲着裳結腰也、（引出物女房御衣一具）二品還給之後、寄御車、（毛車）大納言羽林三品寄之、卿相下立、殿上人執松明、可列居南庭云々、然而皆出騎馬了、諸大夫前駈十人、自院被差進、（家長、如康、兼家、外不見知之、）路頭一門他門殿上地下十六人歟、諸大夫前駈等相交、無行列無位次、是先例也、御車出車、（毛網）七内一童女下仕牛物、網代車、（雅清親平）次公卿六人、亭主土、（忠通）唐、（雅親）按、（光親）藤相、（頼俊）三品羽林、（道方）六條殿東四足門税駕懸榻、前駈等貴賤執火、如御幸儀、雅清朝臣申事由左司（家長）予出逢於中門内、示御返事、歸出之後、御車引入寄南階、其後公卿着饗、（三獻）一獻頭辨、二獻三羽、三獻按察、類子如先度、其後人々退出、　十九日、傳聞、（〇中略）昨日吉事出車、頭俊卿妻（師實守頼顧、時華門大納言局、）乘之間、定忠入道娘相向、論左右忿怒、翌日退出云々、入公卿室之後更出車、太不穩歟、當初在祖母別當三位許、稱猶子由、參春華門院、其後爲前後受物、已爲妻、又依外孫之幸招請歟、　廿一日、雜人等今夜云、以此女房名號、可稱女御乎、可稱御息所乎云々、末代人心、曾不知物由、不異猿猴歟、天無二日、尾籠之至也、

〔基量卿記〕元祿十一年四月廿九日癸酉、伏見殿邦永親王、准后御亭聟入、（〇靈宮御方、主上（東山）御同胞之御妹也、）此儀、兼日傳奏議奏等有沙汰、於攝家者聟入毎度事也、於親王モ被爲聟入義哉、但被爲婚禮儀之旨、種々相議不決之間、窺殿下處、是又無覺悟由御返答由也、於聟入義者密通也、依之有斎顧事、於親王者被爲婚禮儀不審之由也、依之窺仙洞（〇靈元）處、於親王モ被爲聟入、先例源氏物語□□有之由也、仍今日

公飫之授婿君給、婿君又授聟公給、次撤之設饗、及午斜、婿君所從之侍輩來入謁之、設饗有遊覽興、及暮退散、（有賜物、今度蜜事、）

〔日本紀略 二 朱雀〕天慶三年四月十九日甲寅、三品成明親王、（○村上）於飛香舍娶中納言左衛門督藤原師輔卿女、（○安子）

〔榮花物語 一 月宴〕かゝる程に、后のみやも御門（○村上）も、四の宮（○爲平親王）をかぎりなきものに思ひ聞えさせ給ければ、そのけしきにしたがひて、よろづの殿上人上達部なびきつかうまつりて、もてはやし奉り給程に、やう〳〵十二三ばかりにおはしませば、おほんげんぷくのことおぼしいそがせ給、おほんむすめもたまへるかんだちべは、いみじうけしきばみ聞え給に、宮の大夫と聞ゆる源氏のさ大しやう、（○源高明）えもいはすかしづき給、ひとりむすめをさやうにと、ほのめかし聞え給ければ、みかどもみやも、おほんけしきさやうにおぼしければ、よろこびてやがて其夜參り給、例の宮たちは、我さとにおはしそむる事こそ常の事なれ、これは女御更衣のやうに、やがて内におはしますに、參らせ奉り給べきさだめあれば、例の女御更衣のまゐりばさることとなり、これはいとめづらかにさまかはりいまめかしうて、おほん元服の夜、やがて參り給、帝きさきの御よめあつかひの程、いとをかしくなんみえさせ給ける、

〔源氏物語 三十四 若菜上〕年もかへりぬ、朱雀院には、姫宮（○女三宮）六條院（○源氏君）にうつろひ給はん御いそぎをし給ふ、（○中略）二月の十餘日に、朱雀院の姫宮、六條院にわたり給、此院にも御心まうけよのつねならず、わかな參りし西のはなちいでに、御帳たてゝ、そなたの一二の對わた殿かけて、女房のつぼねつぼねまで、こまかにしつらひみがゝせ給へり、内にまゐり給ふ人のさほふをまねびて、彼院よりも御てうどなどはこばる、わたり給ふぎしきいへばさらなり、御おくりに上達部などあまたまゐり給、（○中略）御車よせたる所に、院わたり給て、おろし奉り給ほどなども、例にはたがひたる

次有送物、（直衣共、人二腸）如烏帽子狩衣指貫等類、　聟君以此物具、可令著改給、（但略儀不然）

次聟君經本路、降御階、於門外乘車、

次姫君車寄之、　姫君乘之、令向聟君家給、

○按ズルニ、滋草拾露ニ聟取トアレドモ、其實婦ヲ迎フル式ニテ、所謂親迎ナリ、次ノ幸充日次記亦同ジ、

〔婚禮里出之節〕古法迎使者の事、○中略唐にては、聟自身妻の家に行連來る也、是陽行陰を道引の理也、本朝は國風不合が故に、我等が家老を名代として迎に遣し、輿の入たる時、聟出向輿に手を掛る也、この例をさへ今は不用也、

〔幸充日次記〕寛延三年四月十五日丁亥、充賓入來、婚禮之次第幷覺書、○中略記左、

婚禮、（異式）兼日下家司奉仕殿御裝束、當日早旦有御消息事、（依舊例、婚禮日時勘文無之、）○中略晩頭自婦君方被渡御調度宮、（侍相副）下家司（著狩衣、當日不著淺黃、舊例、三ケ）取傳、置便宜所、（女房取之、其儀）剋限立灯臺二（本）次聟公著座給、○中略次婦君著座給、陪膳女房、○中略取打敷（置下）參進敷御座前、婦君方陪膳女房同之、手長役送之女房四人、（著白小袖打掛）從其儀供御前物、（御膳三本）女房役之、（青物色目、白御膳所預調進、在手別）　此間並居折櫃物二十合於庭、（今度略之）

次一獻、聟公飲之授婦君、給聟公陪膳女房酌、（銚子片口）用銚子手長女房役之、次二獻、婦君飲之授聟君給、婦君陪膳女房酌、次三獻、（如一獻）一事畢、撤御前物、次陪膳取打敷退入、次聟公婦君、令入便所、脱裝束給、此間自聟公以女房爲使、賜紅梅無紋白綾等一重於婦君、（女房自使）自聟君父給紅御衣於婦君、聟公改著小直衣、○中略出座給、次婦君、○中略出坐給、○中略陪膳已下不色直、式肴有三獻事、（往昔略之）次聟公婦君亦入便所給、次聟公父渡婦君方有饗、（舊例擇吉日渡御、今度當日渡給、）次聟公婦君、脱裝束付寢給、後朝案顧日（一夜直例）直出頭、○中略第三日、入夜於寢所供三日夜餅、○中略婚姻夜所舉之灯三箇日不消、早朝遣炊所、（依舊例付、婦付、）

次入大饗（置所二二合、各上）折櫃物二十合、今日分配所々、及午斜婦君方向聟公方、（給）先昆布鮑有一獻事、（女房合之）聟

假如東家有義男、西家有義女、兩便婚姻、在朝男待男之家主、女待女之家主、至暮男女同宿、不索財禮、若孕生男、聽分與男家主、議給乳銀一兩、若生女聽分與女家主母、男隨父姓、女隨母姓、以取兩家之便宜也、

〔禮記集註 昏義 二十九〕昏禮者、將合二姓之好、上以事宗廟、而下以繼後世也、故君子重之、是以昏禮、納采、問名、納吉、納徵、請期、皆主人筵几於廟、而拜迎於門外、入揖讓而升、聽命於廟、所以敬愼重正昏禮也、

方氏曰、納采者、納鴈以爲采擇之禮也、問名者、問女生之母名氏也、納吉者、得吉卜而納之也、納徵者、納幣以爲昏姻之證也、請期者、請昏姻之期日也、夫采擇自我、而名氏在彼、故首之以納采、而次之以問名、此資人名以達之也、謀既達矣、則宜貴鬼謀以決之、故又次之以納吉、爲人謀鬼謀皆協從矣、然後納幣以徵之、請日以期之、故其序如此、

父親醮子、而命之迎、男先於女也、子承命以迎、主人筵几於廟、而拜迎于門外、壻執鴈入揖讓、升堂再拜奠鴈、蓋親受之於父母也、降出御婦車、而壻授綏、御輪三周、先俟于門外、婦至壻揖婦以入、共牢而食、合巹而酳、所以合體同尊卑以親之也、

疏曰、共牢而食者、同食一牲、不異牲也、合巹而酳者、以一瓠分爲兩瓢、謂之巹、壻與婦各執一片以酳、酳演也、謂食畢飲酒、演安其氣也、(中略)方氏曰、御其婦車、所以尊之也、授之綏、所以安之也、以輪三周爲節者、取陰陽奇偶之數成也、既三周則御者代之矣、〇中略

夙興、婦沐浴以俟見、質明贊見婦於舅姑、婦執笲棗栗段脩以見、贊醴婦、婦祭脯醢、祭醴、成婦禮也、舅姑入室、婦以特豚饋、明婦順也、

質明、昏禮之次日、正明之時也、〇中略

厥明、舅姑共饗婦以一獻之禮、奠酬、舅姑先降自西階、婦降自阼階、以著代也、

厥明、昏禮之又明日也、

〔滋草拾露 嫁娶〕聟取次第 下作

聟君來 〇中略 直入姬君曹司中、衾之事等略之

次聟君出居給 居前物 姬君同可居之

婚禮

余候直廬、今日大理參內、於直廬謁之、嫡庶也、依嫁娶之禮、如思遂了之由、頗有喜悅之色、

〔吾妻鏡五十二〕文永二年七月十六日壬子、及晚將軍家〈宗尊親王〉入御左京兆〈北條政村〉小町亭、〈中略〉戌剋亭主息女、有嫁娶之儀、被渡于相模左近大夫將監宗政亭、於出居有御酒宴、姬君自常居所出立訖、此間父朝臣、遂不被起御前之座、大名用意、時之美談也、

〔羅山文集六十一〕婚禮

天皇納后、太子娶妃、其儀貴重、載在藤丞相〈藤原賴長〉所撰婚記、不可勝書、

士大夫嫁娶、先通媒妁相約、乃涓吉日納幣、或金銀衣服絹布酒肴、隨家豐儉有差、及嫁前日、遣婦人器財諸具、其日輿及夫門、則夫家老、或子弟、或親族出迎之、婦家老授與、夫家之人掛手于轎以入、又一人授貝桶、夫家之人受之、婦入奧與壻相見、親族男女侍焉、具飮膳甚盛、酒巡數獻、其夜或三夜、壻舅互往來、有相見之賀、古禮尤嚴重、近世疎略、庶人之儀有差、

〔日本風土記二〕婚姻

上古婚姻、不取同姓、男女兩家、自相愛悅、而爲夫婦、中古及今、皆仗媒使、以禮聘娉、始爲姻緣、東家有男、西家有女、年序相等、先求媒使、名曰乃隔達知、至女家通說、女家必先佯辭、待男家三懇、方允、遂辨茶食段匹、餽送、爲定娉親、曰依何外世、貧者布疋、無豬羊財物、候嫁娶之時、男家選吉日、托媒先報女家、至期女家拉壻過門、男家帶令工從齎帶果品酒食、至女家、供酒食畢、或布巾之類、先賫男家從者、待吉時至、遣壻與女同行、官家以轎、富家以馬、貧家令從者背負之、女家亦令多從齎送酒果之類、到男家、女下轎馬、必先跨火、然後與公姑相見、初無拜跪之禮、止令承觴而已、今亦知拜僻之儀、禮畢通宵筵席、女家從者、男家亦以儀賫之、即各散訖、男家不費財禮、止用酒物段疋、女家不設嫁奩、止有薑僕從、嫁娶曰擕密木加、嫁曰木哥篤里、

便宜婚姻

事被仰合間、日已暮、申時許行向民部卿經營所、(三條大宮、播磨守基隆宅也、○中略)此日申時許、民部卿九條水閣燒亡、是放火云々、大略妨經營歟、世人之情、可恐可愼歟、

〔長秋記〕長承二年五月廿八日壬午、兩院自顯頼家渡御長家卿家、來月於顯頼卿家、右衛門督(○藤原實能)可執聟云々、　六月十九日壬寅、巳刻許、付右近將監近方、薫物一裹送右衛門督、(○中略)今夜中納言中將頼長、可嫁彼女之訪也、酉刻許、師仲師任二子、俊信宗隆命家子也、遣少納言許、爲助成也、師仲車懸下簾相具、入夜師仲還來語云、戌時許渡了、依所便同所聳主人車幷女房車云々、女房幷主人料儲膳云々、右衛門督借二條烏丸右兵衛督顯頼家執聟、件所月來爲上皇(○鳥羽)御所、而依此事避御所返給也、(○中略)爲助成來人、按察使右武衛、共直衣、本家雜役諸大夫著衣冠、國能、雅遠、爲眞、是忠、爲職、淸職、範孝、主人布袴、乘檳榔毛車云々、前駈實房朝臣、家時、仲範、顯憲、爲基、盛宗、爲基、憲行、仲行脂燭頭中將實衡、左中將季成、沓取四位少將公能、褰簾按察使、覆衾左衛門督、

〔玉海〕建久二年六月二日己卯、此日以使者、大將(○藤原良經、兼實子)迎婦之儀猶不可然、隨又無其家、力不及之由示遣能保卿(○源頼朝姉夫)之許了、返報云、去夜自關東、此間事、偏可隨殿下(○兼實)御定之由申送候、仍於今者可奉迎大將也、進娘之儀不可候云々、(日來頼朝可進娘、不可奉迎之由依令申、力不及之由徧再三示之、然而近例皆不快、加之當時事體頗尫弱、仍廣元下向之次、示遣子細於頼朝之許、仍聞彼子細、諷諌能保歟、尤神妙也、)而其家猶不作、此直廬(能保閑院西町、構小直廬、稱其所也、)甚狹少、此外無其所、如何、余示云、一條家(能保本住所也、而去年其妻有事、然而一周已過了、更不可忌之由所存也、)何事有哉、又陣中家不可有難者、雖狹少不可傾歟、陣中之條猶不打任事歟、仍一條家可宜之由仰之、深更退出、　七日甲申、大理(○能保)執聟之儀、可追先規之由、今日申切了、日來之間、轉變數十度、事甚奇異、依或者之教訓、自昨日頗和顏、今日申切了、其間子細不遑記錄、末代之珍事、只在此事、可憐可憐、　廿五日壬寅、此日左大將渡別當能保卿(一條室町亭也)申刻藤中納言定能卿來、呼簾前謁之、晚頭民部卿經房卿來、小時向大理亭了、戌刻右兵衛督兼光卿來、暫而參姬宮行啓了、(依明日院號、今夜被渡六條殿云々、)其後定能卿歸了、各爲訪今夜事所來也、　廿七日甲辰、

どろかせ給ふ、左大臣、

むすびつる心もふかきもとゆひにこきむらさきの色しあせずは、〇中略 その夜おとゞの御さとに、源氏のきみまかでさせたまふ、さはうよにめづらしきまで、もてかしづき聞え給へり、いときびはにておはしたるを、ゆゝしううつくしと思ひきこえ給へり、女君はすこしすぐし給へるほどに、いとわかうおはすれば、にげなくはづかしとおぼいたり、〇中略 源氏の君は、うへのつねにめしまつはせば、こゝろやすくさとずみもえし給はず、〇中略 五六日さぶらひ給ひて、おほいどのに二三日など、たえだえにまかでたまへど、たゞいまはをさなき御ほどに、つみなくおぼしなして、いとなみかしづき聞えたまふ、御かたがたの人々、世の中におしなべたらぬをえりとゝのへすぐりてさぶらはせたまふ、御心につくべき御あそびをし、おほなおほなおぼしいたづく、内にはもとのしげいさを御ざうしにて、はゝみやす所の御かたがたの人々、まかでちらず、さぶらはせ給ふ、さとの殿は、すりしきたくみづかさに宣旨くだりて、になうあらためつくらせたまふ、

(中右記)永久二年八月十日壬子、今日源大納言〇俊明男、大夫君經營事沙汰、早旦行向左衛門尉爲平宅、書使左兵衛尉敦正、入夜大夫君來、前驅六人、此中五位四人、雜色十人、長内府隨身府生秦武信、脂燭、宗成宗重、齊取、兆宗、今夜則叢願、　十四日丙辰、今朝大夫君初出仕、依爲院殿上人、衣冠、今日依吉日、於出居、有盃酌事、又令沐浴、源大納言北方、今夜被渡、手本送物、付松枝、今夜歸中御門亭、從十日在經營所也、　十八日庚申、今夕大夫君初令庚申、一家人々被來、　廿二日甲子、今日源大納言、初被渡大夫君新所云々、行向沙汰事、送物、和琴、入錦袋、晩頭被歸、君達顯重顯親俊親等相具也、　廿五日丁卯、今夕大夫君幷女房、初依吉日、被渡源大納言許、是且依方違也、予相具行向、

(中右記)永久六年〇元永元年十月廿六日甲辰、今夜内大臣殿、〇藤原忠通始渡給民部卿俊君許、仍先參東三條、殿下〇忠實忠通父同渡御此東三條、今夜之事令沙汰、康平三年、大殿渡山井大納言亭之例被尋用也、爲

御車副舍人まで、たゞいまそのまゝにて、くらゐにつかせ給へらましよりも、げにめでたしとおもひたり、○中略四五日ありてぞおんところあらはしありける、

〔榮花物語二十七衣の珠〕うちのおほいどの○藤原道長には、三條院のひめみや○禔子内親王を、院○禔子兄小一條院敦明親王たゞ萬にしたてゝ、我御子のやうに思したておぼしあつかひて、三月○萬壽三年五日、山の井のむかひなる所にてぞむこ○道長子教通とりたてまつり給ける、もとより宮のひと〴〵おほくさぶらふうちに、わかき人わらはなど、おほく參りそひたり、よろづいみじういまめかしうておはしましそめさせ奉りつ、○中略いとかひありてめでたくかよひきこえさせ給、四月十日程は、小二條にわたらせ給べし、やがてその、ひんがしの殿をひとたびにとおぼしめせど、なほいとあしければ、かゝるたびありきみぐるしとて、殿の御まへ○道長妻申させ給へば、まづ小二條殿におはしますべきなりけり、○中略四月十餘日のほどにぞ、小二條殿にわたらせ給べくていそがせ給、その夜になりて、車十二にてぞわたらせ給、院もおはしまさまほしげにの給はすれど、あべいことならずとて、中務宮○小一條院弟敦平親王ぞおはします、院の殿上人ども御おくりにたてまつらせ給へれば、さま〴〵のものかづけさせ給、中務宮の御方のさぶらひ御車ぞひまで、みなそれにものかづけ、こしさし給ふ、いとめでたくかひあるさまなり、

〔源氏物語一桐壺〕このきみ○源氏の御わらはすがた、いとかへまうくおぼせど、十二にて御元服し給ふ、○中略ひきいれの大臣のみこばらに、たゞひとりかしづき給ふ御むすめ、○葵上春宮よりも御けしきあるを、おぼしわづらふことありけるは、この君にたてまつらんの御心なりけり、内にも御けしきたまはらせ玉ひければ、さらばこのをりの御うしろみなかめるを、そひぶしにもと、もよほさせ給ひければ、さおぼしたり、○中略御さかづきのついでに御門、

いときなきはつもとゆひにながきよをちぎる心はむすびこめつや、御こゝろばへありておお

りあふらん、いとうしろめたきことなりとおぼして、かみつかたに、さべき御さまにておきてきこえさせ給、

〔榮花物語 十三木綿四手〕さて院〈○小一條院、敦明親王〉の御事、けふあすなるべしとのゝしるはまことにやあらん、〈○中略〉さてしはすにぞむことりたてまつらせ給ふべき、その御ようい、心ことなり、此おまへをば月頃みくしげ殿〈○藤原道長女、小一條院妃寛子〉とぞきこえさせける、御かたちありさまあべいかぎりおはします、御心ざまなど人はめでたしとぞ申める、さるべき人々えりとゝのへさせ給、みや〳〵などに參りこみて、えしもやとおぼしめしけれど、さるべき人々おほくまゐりつどひたり、〈○中略〉すべてえりとゝのへたるかぎり二十人、童下仕四人づゝなり、御しつらひよりはじめ、あたらしうみがきたてさせ給へれば、かゞやきてぞみゆる、そのよになりて院わたらせ給ふ、御せんにさべうこゝろばせある殿上人をえらせ給へり、まだなかりつるおんなからひのありさまのほど、よにあらまほしき事のためしになりぬべし、殿上人のけしきなどもいへばおろかなり、さかりならんさくらなどの心ちしたり、御車のしりに大藏卿つかうまつり給へり、さておはしましたれば、このおんはらからの左衞門督二位中將〈○寛子兄賴宗、能信〉など、しそくさしていれ奉り給、殿〈○道長〉はおはしますなれど、しのびてうちのかたにぞおはしますべき、とのゝ御せんどもはうちむれてあるに、えんのおんともの人々、しのびさせ給へど、いとおほくぞさぶらふ、御隨身どものけしき、えもいはずやさしう思へり、いらせたまへれば、御となぶらあるかなきかにほのめきわたれど、にはひありさま夜めにもしるし、東宮におはしましゝにまゐらせ給はましかば、れいのさはふにぞあらまし、これはいまめかしうけぢかうをかしき物から、又いとやんごとなし、女君十八九ばかりにやおはしますらんとぞおぼえたる、御けはひ有さまいとかひありておぼさるべし、〈○中略〉多の夜なれど、はかなくあけぬれば、いでさせ給ふもいとあかぬさまにおぼさる、御ともの御隨身

におぼいて、このひめ君の御ために、いみじうおろかにおはすれば、關白殿（○道隆）いとかたはらいたう、かたじけなき事にのたまはすれど、をとこのこゝろはいふがひなげなり、

〔榮花物語（四見はてぬ夢）〕村上の先帝の九の宮（○昭平親王）入道して岩藏にぞおはします、（○中略）いとうつくしき姬君出おはしましたりけるを、いと見捨難う思しけれど、世中はかなかりければ思し捨てけるなりけり、此姬君いみじううつくしうおはするを、粟田殿（○藤原道兼）聞し召て、此宮をむかへ奉りて、子にし奉りてかしづき聞え給程に、（○中略）故三條の大殿の權中將（○藤原賴忠子公任）せちに聞え給ふ、はかなき御文かきも、人よりはをかしう思されければ、思し立て、むこに取奉り給、二條殿の東の對をいみじうしつらひて、恥なき程の女房十人、わらは二人、下づかへ二人して、有べき程に目安くし立ておはしそめさせ給ふ、姬君の御有さま、いみじううつくしければ、いとかひ有て思ひ聞え給へり、さてしばしありき給ひて、なほかゝるありさまつゝましとて、四條の宮の西の對をいみじうしつらひて、むかへきこえ給ひつ、

〔榮花物語（八初花）〕宮（○具平親王）この左衛門督殿（○藤原賴通）をこゝろざしきこえさせ給へば、大殿（○賴通父道長）きこしめして、いとかたじけなき事なりと、かしこまりきこえさせ給て、をのこはめがらなり、いとやんごとなきあたりにまゐりぬべきなめりときこえ給程に、うち〳〵におぼしまうけたりければ、今日明日に成ぬ、さるはうちなどにおぼし心ざし給へる御事なれど、御すぐせにやおぼしたちてむことりたてまつらせ給、御ありさまいといまめかし、女房廿人、わらはしもづかへ四人づゝ、よろづいといみじうおくふかく心にくき御ありさまなり、いまの世にみえ聞ゆるかうにはあらで、げに是をやいにしへのくのえかうなどいひて、よにめでたき物にいひけんは、このかほりにやとまで、おしかへしめづらしうおぼさる、（○中略）みやいとかひありておぼしみたてまつらせ給、六條（○具平親王第）にあけくれの御ありきも、みちのほどなどに、夜行のよなどもおのづからあ

なれば、いひ甲斐なき事に候、○中略艶書の紙色、あるひは歌の事、御簾入の事あり、○中略むかしのあらましをいはゞ、

當日はじめて消息の事、○中略隨身所雜色所牛飼所等をそなふる事、

聟君來る日、布袴、(今云差貫、奴袴ともいふ、)往年は御下がさねをさゞむ、衣冠を著てかへる、中興近代、一夜の例其事なし、門の車突を迫て車より下る、前駈松をとりて前行、(松明の事也)脂燭差二人中門に衣冠してすゝみ出、御前の火を脂燭につけて前行、聟君中門より入、寢殿の簾の階より登る、脊さりの人階を下りて脊を執る、其脊は舅姑相ともに懐て臥すといへり、脂燭一人戸の外にとゞまり、一人は本家またたしき人、ふたつの脂燭とり合て、帳の前にいたりて火を燈、籠にうつしつけ、其火を三日きめす事なし、聟公帳のうしろに入て姫公出る、かならず壁方違袴を用ゆ、聟公裝束を脫、衾を掩ふ、物吉の上臈おほふなり、車引入、隨身雜色便の所に著く、次に餅を銀盤に三枚供す、(是は源氏ものがたりにしら、ねのこ三つがひとつさいふ、)尻あり、(尻といふは、繋る子の名、小さき鍵の事なり、)箸だいをくはふ、銀のはし一雙、木のはし一雙、件のはし多くは鶴形を用ゆ、([illegible])一紫檀地の螺鈿の宮、([illegible])其宮を置らてんこいふ、夫婦久しき子孫繁昌のものつくる、聟公餅をくらふ事三枚、食切事なし、件の陪膳は男なり、此等あまりにながくしければ略す也、○中略

寛延四年未秋八月　此君齋書

〔榮花物語四見はてぬ夢〕此御はらのあるがなかのおとうとの君(○[illegible])に、三位中將になしきこえ給ひつ、六條の右のおほいとの(○[illegible])いみじきものにかしづき給、ひめぎみにむことり給ひつ、おとゞ御さしなど老給ひにたるに、この三位中將の御事をいみじきことにおぼして、よきりは夜中ばかりにおはするにもわれはおほとのごもらで、よろづをまつりごち給も、あはれにいみじき御心ざしを、この中將のきみ夢におぼしたらす、かげまさの大臣のむすめをいみじきもの

母屋　庇　出居ノ侍所　隨身所(小舍人在件所、多分車宿爲其所、)　雜色所(同)　牛飼所等辨備畢

聟公來(布袴、往年用綱下重、着衣冠歸、近代一夜例無其事、)追門車突(ツキ)、(○突一本作寄)下車、前驅取松前行、脂燭差(サシ)二人進出中門、(衣冠)以御前火付於脂燭前行、聟公入自中門登自寢殿腋階、(但登階隨所便)沓取人下階執沓、(同上)

件沓、舅姑相共懷臥之、

脂燭一人留戸外、一人親本家之人取合兩脂燭到帳前、火移付燈樓、(三日不消)聟公入帳內、姬公出、(必濃袴、依川製)不待人之心後出云云、聟公解裝束掩衾、(物吉(モノヨシ)之女上萬覆(ヲル))車引入(隨身雜色著其所)

次供餅銀盤三枚、(有尻各盛小餅)加銀箸臺、銀箸一雙、木箸一雙、件箸臺多作鶴形、

已上居紫檀地螺鈿筥蓋

件筥蘆螺鈿云云、多令夫婦年久子孫繁昌者作之、又令儲件餅、聟公食餅三枚、(不食切云云)件陪膳是女陪膳也、

次奉烏帽子狩衣、(妻家儲之)聟公著之出帳前、次供膳、(陪膳本家親昵四位若五位)近代用臺三本、(不用六本儀)一本箸臺加銀箸木箸、追居四種、二窪器、二瓷、第二臺追居乾(カラ)物五盃、生物五坏、(是鱠赤切也)供飯、(居中盤、居第二臺南)陪膳分盛於分器居第一臺、次供酒器、(三物不居盤、相從銚子)冷汁、(相加追物)次溫汁、(同上)次居菓子臺、(五坏立一臺南)次侍所饗三獻、(藏人五位勸盃)汁物追物如常賜祿、(五位褂一重袴、六位褂一重)次隨身所勸坏、衛府五位勸坏、(諸司官人)又給隨身小舍人裝束、次雜色所長二人各給褂一重、(隨身祿時)次牛飼勸盃、給裝束幷祿、(隨時)次出下(アロシ)飯、(出居方)次夜陪膳如此、到第四日放差筵、(女房陪膳)童女著宿裝束、次以吉日乳母許遣物、近代不遣裝束、(禁忌之心也)次聟公父取吉日渡、(有儲)親昵人公卿等以下來會遣曳出物馬二匹幷送物、取吉日御湯殿、擇吉日聟公出仕、近代露顯(トコロアラハシ)一夜也、仍無後朝使云云、

(中原友俊記)當時諸家婚姻の事

親王方攝家方大方の規式次第書もあるや尋られ候、今にしてはむかしの體は、無祿同事の諸家

る故、先酒を書て、客人の男に進めたる古禮なる由記せり、右に云ごとく、男が女の家に行事、正禮にあらざれば、女より盃を初る事禮に非ず、神代に女神が男神に先立たまひし事を、男神宜しからぬ事の由宣ひし事神代卷にあり、是にて考べし、

〔催馬樂〕我家

わいへは、とばりちやうをも、たれたるを、おほぎみきませ、むこにせん、みさかなに、なによけむ、あはびさだをか、かせよけん、あはびさだをか、かせよけん、

〔桂園遺文上〕秋本公英が尋にこたふる文

古はむこすみて夫婦となりても、只女の家に行かよひて婚をなしゝなり、さるは物がたりぶみなどにてみるべし、さるから夫婦の間、常に戀々の情たゆることなく、夜に行き曉にわかるゝなど常のことにて、さる中には、自ら世に忍び、親にかくるゝこともなからんやは、

〔源氏物語評釋首上〕時世のありさまの事

夫婦のなからひなどの事は、○中略事理をもていはゞ、男ぞまづ女の家に通ひて、妻問すべきことにて、見もしらぬ女を、先男の家にむかへくるなども、うらうへなることも也、さればもろこしにも、親迎などいふわざの見えたるは、かたばかりあることを思へるなるべし、すべて男女のみちは、かたみに相感てあふべきことわりなれば、聞も知らぬ人を、おやしぞくの心もて、あながちに引もてきて、おしすうる事などは、天地のおのづからなることわりならねば、昔の世にはせざりしなるべし、

〔江家次第二十〕執聟むこどり事近代例

當日初有消息

以親本家之者為使、或無返事、無祿、書樣凡人與主上異云云、必不可然歟、

壻取

〔神代口訣 四〕持百机飲食奉進者饗也、云有嫁娶之式、

〔古事記 上〕爾海神自出見云、此人〇火遠理命者天津日高之御子、虛津日高矣、卽於內率入而美智皮之疊敷八重、亦絁疊八重敷其上、坐其上、而具百取机代物、爲御饗、卽令婚其女豐玉毘賣、

〔兩嶺子 二〕古の婚禮の儀

上古は始より女の男の家にゆく事にてはなたく、がひの媒介すみて後、女の方へ男ゆきて、婚禮をとゝのへ、後々はわが家へともなふと見えたり、故に舊記古式に、嫁入の式は見えず、婿取といふ作法は多く見えたり、〇中略光源氏の葵上の方へ出させ給ふ類思ひ合すべし、こゝを以て女の方より盃をはじむ、亭主方なればかゝる古禮も所謂ある事なるに、中古以後はよめ入させて、初より夫の方へゆき、盃は古例のこりて、女よりはじむるによりて、異說さま〴〵に行はれぬ、留記にうときが故なるべし、

〔安齋隨筆 前編十二〕婚禮

催馬樂の我家ワイエンと云歌に、〇中略オホギミキマセ、ムコニセン、とは古き書どもを按ずるに、延喜天曆の頃など以來の風俗にてもあるやらん、正しき婚禮は少くして、多くは好色の男、人の家の深閨に養ふ女に密通し、行通ふ度重り、後には彼女の父母も其事を知て、終に其男を聟にする事にて有しなり、又は女の許へ車をつかはし、密に迎へ取り隱し置き、後に女の在所知れて、其男を聟にする事もありし也、是淫亂なる其世の風俗也、正しき婚禮にはあらず、又婚禮の三日めを露顯と云事も、右のごとく內々密々の事なるゆゑ、二日の間は世間に隱し置て、三日めに祝を調へて、世間へ押あらはすゆゑ、露顯と云也、古書に露顯とも、所あらはしともあるは此事也、本と隱密せし事をあらはす也、此事を知らざれば、古書をよみても心得がたき也、兩嶺子と云書近年桂秋齋と云者の作也に、婚禮の盃を女より呑初る事は、古は男が女の家に往て婚禮をしける也、女は亭主な

夜志愛袁登賣袁、師（○加茂眞淵）は如此詔ひ交せるは、いと上代の交合の初の禮なるべしと云れき、

〔日本書紀神代一〕素戔嗚尊自天而降、到於出雲國簸之川上、時聞川上有啼哭之聲、故尋聲覓往者、有一老公與老婆、中間置一少女、撫而哭之、素戔嗚尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如此耶、對曰、吾是國神、號脚摩乳、我妻號手摩乳、此童女是吾兒也、號奇稻田姬、（○中略）素戔嗚尊勅曰、若然者汝當以女奉吾耶、對曰、隨勅奉矣、（○中略）然後、行覓將婚之處、遂到出雲之清地焉、（清地、此云素鵝）乃言曰、吾心清清之、（此今呼此地曰清）於彼處建宮、（或云、時武素戔嗚尊歌之曰、夜句茂多兎、伊都毛夜覇餓岐、菟磨語昧爾、夜覇餓枳都倶盧、贈廼夜覇餓岐廻）乃相與遘合、而生兒大己貴神、

〔古事記上〕爾速須佐之男命詔其老夫、是汝之女者、奉於吾哉、答白、恐亦不覺御名、爾答詔、吾者天照大御神之伊呂勢者也、（自伊下三字以音）故今自天降坐也、爾足名椎手名椎神白、然坐者恐立奉、（○中略）故是以其速須佐之男命、宮可造作之地求出雲國、爾到坐須賀（此二字以音、下效此）地而詔之、吾來此地、我御心須賀須賀斯、而其地作宮坐、故其地者、於今云須賀也、玆大神初作須賀宮之時、自其地雲立騰、爾作御歌、其歌曰、夜久毛多都、伊豆毛夜幣賀岐、都麻碁微爾、夜幣賀岐都久流、曾能夜幣賀岐袁、於是喚其足名椎神告言、汝者任我宮之首、且負名號稻田宮主須賀之八耳神、故其櫛名田比賣以、久美度邇起而所生神名、謂八島士奴美神、（自士以下三字以音○下略）

〔古事記傳九〕此宮造は、全櫛名田日女に御合坐む料なり、書紀に然後行覓將婚之處とある、即此の文に當るを以知べし、凡て上代に、婚禮するには、先其屋を造りしこと、見ゆ、かの伊邪那岐伊邪那美大神の御時にも、先八尋殿を見立賜しこと思合すべし、

〔出雲風土記神門郡〕八野鄕、郡家正北三里二百一十步、須佐能袁命御子、八野若日女命坐之、爾時所造天下大神大穴持命、將娶給爲而、令造屋給、故云八野、

〔日本書紀神代二〕皇孫（○天瓊瓊杵尊）因謂大山祇神曰、吾見汝之女子、欲以爲妻、於是大山祇神、乃使二女、持百机飮食奉進、時皇孫謂姉爲醜不御而罷、妹有國色、引而幸之、

邇爾(此五字以音、)上、卜相而詔之、因女先言而不良、亦還降改言、故爾反降更往廻其天之御柱如先、於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賣袁、後妹伊邪那美命言阿那邇夜志愛袁登古袁、如此言竟而御合、生子淡道之穗之狹別島、

〔古事記傳 四〕八尋殿(中略)○さて先此殿を見立賜は、女男共に住て、御合し賜む料なり、そも〳〵其殿立賜ことまでは云でも有ぬべきを、先如此云は、古妻問するには、先其屋を建しこと、見えて、須佐之男命の須賀の宮作も、都麻碁微爾、夜弊賀岐都久流、と詠し、を見れば、專妻を籠居む爲なること知られ、又萬葉三卷勝鹿眞間娘子墓を見て、赤人歌に、古昔、有家武人之、倭文幡乃、帶解替而、廬屋立、妻問爲家武云云、(是は契冲、又師の考は異なれど、此に由あるといも思はるゝ故に引つ、人好む方を取れ、)是も古賤者も廬屋を立て妻問すといふ、云ならはしの有故に、かく續てよまれしと見ゆ、かゝれば此の八尋殿も、徒に云るには非ず、由あることぞ、書紀にも、同宮共住而生兒ともあるをや、(中略)○行廻逢是天之御柱而、凡そ夫婦遘合の初に、先柱を行廻こと、上代の大禮と見えたり、此は其男女遘合の始にして、先此禮を行ひ賜ふことは、甚々深きことわり有ことなるべし、(書紀に此柱を、國中之柱とし、國柱とし云るをも思ふべし、國土の生れる本元を、此柱に負せたる名ぞかし、)されど其理は傳無ければ、凡人の如何とも測知べきにあらず、○(註略)さて然廻りける柱は、女男隱寢る、身屋(後に母屋と云)の中央の柱にぞ有けむ、其故は後世まで神の御殿造奉るに、其中央に心御柱と云を建て、殊に齋ひかしづくは、○(註略)上代よりの傳なるべく、○(註略)又今人の屋にも、中央の柱を大黒柱と云て重くすめる、○(註略)名こそ信られね、是も神代より、夫婦のかたらひの始に廻柱なる故に重く崇へける、上代よりの傳はり事の遺れるなるべければなり、(上古は貴き賤きけぢめこそあれ、神宮人家さて、造りざまかはれることなし、今の古神宮作は、即上代の人の家のさまなり、雄略天皇の御代に、志幾大縣主が舍に、堅魚木を上て作れりしことなど思ひ合すべし、されば後世の心御柱と大黒柱とは、本は一物なるべくおもはるゝ、)かゝれば、今二柱神の廻賜も、彼八尋殿の御柱どもの中にも、その中央に立る御柱なりけむかし、(中略)○阿那邇夜志愛袁登古袁、阿那邇

古代婚嫁

其方共之内、○中略、加十郎は放蕩ものにて、多分之金銀游興に捨、妻呼迎候節は待受出迎等、多人數寄集、料理向祝儀差出候儀夥敷、其當座日々客を招き、大行成いたし方、○中略、婚禮之節、不相應に美麗成道具相用、金銀之金具蒔繪等之道具堅令停止、相背候もの有之候得者、急度被仰付との町觸相背、町人之身分を不顧、身分不相應之至、不屆に付、此上及吟味、又は御仕置可申附處格別之宥免を以、佐吉加兵衞は札差取放、百日手鎖、定吉加十郎も同斷、○下略、

〔日本書紀一神代〕伊弉諾尊、伊弉冉尊、○中略、欲共爲夫婦產生洲國、便以磤馭慮島、爲國中之柱、柱此云美簸旨邏、而陽神左旋、陰神右旋、分巡國柱、同會一面、時陰神先唱曰、憙哉遇可美少男焉、少男此云烏等孤、陽神不悅曰、吾是男子、理當先唱、如何婦人反先言乎、事既不祥、宜以改旋、於是二神却更相遇、是行也、陽神先唱曰、憙哉遇可美少女焉、少女此云烏等咩、因問陰神曰、汝身有何成耶、對曰、吾身有一雌元之處、陽神曰、吾亦有一雄元之處、思欲以吾身元處、合汝身之元處、於是陰陽始遘合爲夫婦、

〔古事記上〕於是天神諸命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也、故二柱神立訓立云多多志天浮橋而指下其沼矛以畫者、鹽許袁呂許袁呂邇此七字以音畫鳴訓鳴云那志而引上時、自其矛末垂落之鹽、累積成島、是淤能碁呂島、自淤以下四字以音於其島天降坐而、見立天之御柱、見立八尋殿、於是問其妹伊邪那美命曰、汝身者如何成、答曰、吾身者、成成不成合處一處在、爾伊邪那岐命詔、我身者成成而、成餘處一處在、故以此吾身成餘處、刺塞汝身不成合處而、爲生成國土奈何、訓生云宇下效此、伊邪那美命答曰然善、爾伊邪那岐命詔、然者吾與汝行廻逢是天之御柱而、爲美斗能麻具波比此七字以音如此云期乃詔、汝者自右廻逢、我者自左廻逢、約竟以廻時、伊邪那美命先言、阿那邇夜志愛上袁登古袁、此十字以音下效此、後伊邪那岐命言、阿那邇夜志愛上袁登賣袁、各言竟之後、告其妹曰、女人先言不良、雖然久美度邇此四字以音興而生子水蛭子、此子者入葦船而流去、次生淡島、是亦不入子之例、於是二柱神議云、今吾所生之子不良、猶宜白天神之御所、卽共參上、請天神之命、爾天神之命以、布斗麻

緣組被ニ仰付一候面々

森內記娘ヲ　松平近江守ヘ　松平肥前守娘ヲ　對馬守子織田式部ヘ

秋月佐渡守娘ヲ　阿部彌一郎ヘ　有馬左衞門佐娘ヲ　傳藏子牧野左京ヘ

水野左兵衞娘ヲ　渡邊大隅守子平岩助右衞門ヘ　榊原八兵衞娘ヲ　甚左衞門子松波甚兵衞ヘ

中山勘解由娘ヲ　瀧川彥次郎ヘ　高田勝右衞門娘ヲ　佐渡守子大岡五左衞門ヘ

設樂肥前守娘ヲ　成瀨瀧右衞門ヘ　前田久兵衞娘ヲ　小出兵助ヘ

小爲助左衞門娘ヲ　朝日忠三郎ヘ　石川彥五郎娘ヲ　鈴木主稅ヘ

稻垣藤九郎娘ヲ　山口勘兵衞ヘ　稻垣藤九郎娘ヲ　仁賀保小十郎ヘ

〔御日記〕元祿十六年六月十六日、本多能登守御養女、松平肥前守御嫡子大隅守エ御緣組願、小笠原長門守、同彥大夫ヲ以御差出、

〔玉露叢　三十〕延寶七年十二月廿六日ニ、甲府中將殿〇德川綱豐ヨリ、婚姻相濟御禮トシテ、御大刀〇國綱代金七枚黃金三十枚綿二百把ヲ獻上、依テ公方家ヨリ御腰物〇備前助直代金五十枚ヲ拜領、

〔遊藝園隨筆抄〕奢侈を極めたるため、御咎を蒙りたる札差共左の通、天保七申年五月

申渡書

淺草猿屋町家持札差
佐吉父隱居　定吉
佐吉〇中略
同人弟　長之助
文之助
同所天王町家持札差
加兵衞
同人倅　加十郎

上〈孝仁〉御不例、〈實事切云々○中略〉事横行ニテハ、恐惶雖如何、與實質素相慣、極密々、　四年六月廿六日、婚禮屆披露等之事、當月廿八日婚禮相濟之旨、廿九日相屆可爲都合、〈○註略〉則媒約日野中納言隆光卿〈江〉樺辨〈○隆光兄日野資宗〉家來、〈辻丹下〉柳原亭家來〈高田貫次〉與示談、日野中納言ニ懇達約諾在云々、〈此示談、昨日廿五日之事云々、〉同日當家家來〈松田晶長〉柳原家〈江〉行向、家來ニ示談之處、主人〈江〉申達之處、叮嚀之演說、委細承知、尙更ニ日野辨〈江〉、從彼卿以家來、可有往反應對云々、日限并屆書等ハ無所存云々、乘燭比柳原家家來、當家〈江〉來、日野家〈江〉應對相濟候、目出度廿八日婚禮遂行之旨、廿九日可書屆之旨被示云々、　廿九日、予妻室、昨夜婚禮之旨今朝屆出、〈自過日相應對治定〉方雖久偕老同穴、不相變者也、武傳屆書可有家僕之書記、

日野故入道一位殿〈○資矩〉末女、爲故僕同殿養女、左衞門督殿〈江〉先達緣組被致獻候處、昨夜婚禮被致候、仍御屆被申入候、

山科中納言家
小林左兵衞尉

德大寺大納言殿
坊城前
志賀右馬允殿

豫如此可有家來之記、陽明屆書同斷切紙云々、一門昵近等吹聽遣云々、萬事家僕商量也、

(兼中御日記)承應二年十二月八日、緣組被仰付候處所謂、

紀伊大納言〈○德川賴宣〉息女　鷹司信衞〈御〉へ〈○鷹有院殿、實紀伊信平〉

近衞殿〈○信尋〉息女　水戶中將へ〈○德川光圀〉

光俊殿息女　紀伊宰相へ

(玉露叢二十九)延寶六年八月十二日ニ、菊亭大納言殿息女ヲ、水戶少將殿ヘ緣組ヲ仰セ出サル、是水戶宰相殿願ヒニ依テ也、

(萬天日記)延寶七年十二月十五日

七月十一日

先刻家來被召、被仰渡候趣、委曲被致承知候、今度婚禮相調候に付、江戸表使者之儀、烏丸樣廣橋樣御兩家被承合候得共、是迄使者被遣不申候由御座候に付、此方使者も遣候に及間敷候由承知候、

〔續百一錄〕婚禮

元文三年十二月廿五日、五百姬樣、葉室家へ御婚禮、

廿六日　口狀

今度前大納言息女、葉室辨殿方へ婚禮、昨夜被相整候、右爲御屆如斯に候、宜御沙汰被賴存候、以上、

十二月廿六日　石井隼人
　　　　　　　西野右近

冷泉前大納言樣御家
中河右近殿

〔兼胤卿記〕寶曆五年五月十五日、甘露寺前大納言娘、唐橋大內記へ、昨夜婚禮相濟之由兩家之屆出附姊小路了、

右息女者、實は黑田甲斐守娘也、甲斐守家來之娘分に而、婚禮相整候處、右之通に而指支難澁之事も有之に付、甘露寺妻室と實は姊妹故、此由緒を以、甘露寺息女にせられ、更婚禮之儀式屆等も被指出度由、甘露寺內々同役へ被談に付、同役關白殿被內談之處、陪臣之娘に而被嫁候事故願も無之、婚禮之後屆も無之儀候間、子細有間敷由被仰候付、其段同役被申達、更右之通被屆之由同役被示了、

〔言成卿記〕弘化三年正月廿七日、予妻婦、豐姬、儀同資愛公養女、今日就吉辰入輿之都合、〇中略扨今度不存寄主

鍋島攝津守姉、松平信濃守致養妹、今度資時江〇日野縁組之儀願候、宜御沙汰可ㇾ給候也、

八月廿八日　資時

中山――殿

園――殿

右今日御所傳江御差出也、尤御持參被ㇾ遊候筈之處、俄に御風氣に付、日野西様へ御頼被ㇾ進候、則傳奏衆へ御持參、御沙汰被ㇾ成候由、日野西様まで西野右近持參候、

一今日御所にて、御縁組之儀、首尾能被ㇾ仰出、享十五十月廿九日

享保十六年四月廿一日、今日御婚禮、四半刻〇中略

兩傳奏へ口上覺

發而被ㇾ申入候、鍋島攝津守姉、松平信濃守養妹、大納言殿へ昨晩婚禮相調候、爲ㇾ御屆被ㇾ申入候、以上、

四月廿二日　日野大納言家

中山

園

七月十日

一口上

先頃松平信濃守養妹大納言方江婚禮相調候に付、關東へ爲ㇾ御禮使者差越被ㇾ申候儀御座候儀、御尋被ㇾ申入候、此旨宜敷賴入被ㇾ存候、以上、

七月　日野家

中山園大納言様

一從奉行衆使ヲ進候之後、備前中納言秀家ノ宿所ヘ諸將會合有テ、軍評定事終テ退出ノ節、於庭上治部少輔三成ガ申樣ハ、我等ノ人數ヲバ早々出シ可申ノ由申候ノ處ニ、増田右衛門尉ガ申ハ、是程ノ大事ノ儀ヲ楚忽ニ仕事無勿體候、今一談合可仕ノ旨依申、其夜取カケ候事ハ相止申ノ由取沙汰、後日ニ有之事、〇中略

一總而太閤ノ御遺言ニ、年寄衆奉行衆ソノ外ノ衆ニテモ、何ゾ出入有之時ハ、生駒雅樂頭、中村式部少輔、堀尾帶刀等出合令相談下ニテ取扱事ヲ濟シ申儀ナラバ、上ヘ不訴シテ埒ヲ可明旨御仕置ニ付、堀尾帶刀儀ハ、息ノ信濃守ヲバ、秀忠公被爲掛御目候、又帶刀ニハ、内府公別而御懇故、井伊兵部少輔ヲ以テ、御扱ノ樣子ヲ節々得御意、扨公儀向ヲバ雅樂式部帶刀兩三人シテ取持、無事ヲツクリ、内府樣御理運ノ樣ニ致シナシ、二月五日ニ、相互ノ御誓詞相濟申候時、内府樣依仰、兩方ノ御誓紙ヲバ、帶刀預リ置被申候事、

〔藩翰譜四中大久保〕慶長十九年正月五日、忠隣小田原の城を立て都に上る、〇中略同き十九日關東にては忠隣が男等を召して、本多佐渡守正信、仰を傳ふ、抑去年忠隣が養女を以て、山口伊豆守重信が妻とす、かねて兩御所〇徳川家康其子秀忠の御聽にも達せず、執事の身として、始に憲法を犯す、其罪殊に輕からず、先づ忠隣が身は其所領を收め、近江の地に移され、井伊兵部少輔直勝に預られ訖んぬ、

〔武野燭談〕二大猷院殿〇徳川家光

一此御代に、〇中略縁組娶取の禮を、江城にて可調由被仰付て、大名國々にての縁組は停止有、此御代迄、諸大名の娘、大奥方の廣座敷迄召れ、春日局に對面し、夫々に縁組の望を申上ける、春日局無くなりて、御料人達の登城は止ける、

〔續百一錄〕婚禮

享保十五戌年

〔藩翰譜七上有馬、中務少輔則頼〕中略慶長七年七月十七日に卒す、此月十九日、大御所〇徳川家康御養女を以て豐氏〇則頼子に配せらる、家忠日記追加に出づ、大御所の御姪、長澤松平源七郎康忠の姫々養君さし給ひしなり、按るに入道の卒せし事、遠き境にていまだ知れず婚儀ありしにや、

〔伊達成實記下〕一家康公政宗公御入魂ノ故カ、政宗娘ヲ、上總殿〇徳川家康子忠輝ヘ御取合被成度由思召、宗薫ヲ以御内證ニ候、四人ノ大名衆被聞召、秀吉公御他界ノ砌、五人ノ大名衆申合、仕置可仕由被仰置候處、各無相談縁初之儀、覺悟ノ外由仰ラレ、宗薫ヲ死罪ニ可申付由ニ候、家康公政宗公左候ハヾ御相手ニ可罷成由仰ラレ候故、其後ハ無其沙汰候、

〔玉露叢一〕一同廿一日〇慶長四年正月加賀大納言利家、幷從奉行衆ノ爲使、元長老、生駒雅樂頭等、屋敷ヘ參被申候ハ、太閤御他界以後、不經數月ヲ間モ無之處ニ、御縁組ノ義、御我儘ノ由被申上之ト云々、

一自奉行衆大崎少將正宗、福島左衞門大夫正則、蜂須賀阿波守家政、右三將ヘ使アリ、其趣ハ、各中ヘ相談モ無之シテ、秀忠公ト縁組ノ義、御掟ヲ被背不屆ノ由也、正宗ノ返答ニハ、吾々ハ不存義也、宗薫ト申ス堺ノ町人、此才覺仕候由聞及候ト計也、其後彼ノ宗薫ヲ從奉行衆呼寄セ、詮議被仕候由、福島ト蜂須賀返答ハ、蜂須賀被申候ハ、阿波守儀ハ、太閤ノ御爪ノ端ニモ候之間、家康公御父子ト婚姻取組候ハヾ、萬端得御意候トモ、秀頼公ヲ猶以御無沙汰被成間敷ト存、此儀可然ト存申上候由ノ事、

一右ノ儀ニ付而諸大名思々ニ引籠被申候、内府公〇徳川家康ヘハ、池田三左衞門輝政ノ一類、福島左衞門大夫正則、黒田如水、同甲斐守長政、藤堂佐渡守高虎、森右近大夫忠政、新庄駿河守、中略何茂關東方也、大小身トモニ、毎夜内府公御屋形ニ詰テ被居候也、然又大谷刑部少輔吉繼ハ、若家康公ヘ敵取カケ候者、何時モ先手ヲ仕奉行ドモト一合戰可仕之由被申、其身ノ屋敷ニ人數ヲ集待請被居候由也、

を用ゆべし、

〔傳心錄上〕婚禮　儀式質素にいたし、禮儀の亂れざるやう、格祿相應に古實を以て可致筋はかゝさず可致候、小笠原吉良伊勢等の禮義を用ひ候事に候、婚禮は萬世のはじめ、一世一度の事に候へば、略儀を以て取計事には無之候、儉約を用ひ候事は、其日にあたり料理の式に有之、其外取持に來り候者の爲に取飾り、酒肴を以てもてなし酒宴せしめ、跡にては舞諷物騷しき禮に至り候、婚禮の家には樂をあげずと曲禮にも候、禮義にても無之事に費を致さゞるを、節儉を守るとは申候、御先代被仰觸候を相守り、我等が存寄も、とくと合點可致候、總て冠婚喪祭の事に、禮義の欠るゝと申事は有之間敷と堅く被存候、御先代は、近所相壁といへども、百石以上の士は、乘物に乘せ遣候由、餘り大造なる事に候、乘物にて遣し候者、三百石以上、其以下は、歩行にて、かづきを著候て可參候、それも屋敷遠方にて候はゞ格別の事に候、江戸住居の者は、是までの通り乘物にて遣候事、門外と申し、他家敷との取遣りに候へば如此に候、是等の趣の勘辨、組下の者に申聞せ可置候、

〔日本書紀二十五孝德〕大化二年三月甲申、詔曰、○中略有妻妾爲夫被放之日、經年之後、適他恒理、而此前夫、三四年後、貪求後夫財物、爲己利者甚衆、復有恃勢之男、浪要他女、而未納際、女自適人、其浪要者、嗔求兩家財物、爲己利者甚衆、復有亡夫婦、若經十年及二十年、適人爲婦、幷未嫁之女、始適人時、於是妬斯夫婦使祓除多、復有爲妻被嫌離者、特由慚愧所惱、強爲事瑕之婢、(事瑕、此云居騰作柯、○中略)如是等類愚俗所染、今悉除斷、勿使復爲、

〔小右記〕寬仁元年十一月廿二日丙辰、今日多事、(謂多事者、院可坐高松、(小一條院敦明親王)仍大殿(藤原道長)渡被所被經營、御服之間有婚禮、未聞之事、謂天道何、或云、院吹笛給、有管絃之興云々、重裏之內、有婚禮管絃事、非尋常事、足彈指耳、)延姻後日可有也、○中略院今夜可坐高松云々、以大殿高松腹大娘(○寬子)被奉合云々、左大將教通、左衛門督賴宗指燭、已坐重喪、(○此年五月三條帝崩)令有婚禮、匹夫豈然乎、嗟々可彈指、

〔寶暦集成綸錄十五〕寶暦九卯年閏七月
町人男女衣類之儀、〇中略婚禮之節、不相應に美麗なる道具相用候由、金銀金具蒔繪等之道具、堅く令停止之、相背者於有之者、急度可申付候、
右之趣候處、近來猥に相成候段相聞候、彌以延享元子年相觸候通、急度可相守者也、
〔天保集成綸錄八十九〕文政三辰年十月
大目付江
一總而公儀江懸り候儀者格別、家督嫁娶を始め、一類中之贈答、只今迄之可爲半分事、
一家督嫁娶之振舞者、近年御定之趣を以、猶更輕くいたすべし、其餘之祝儀に者、肴物盃事に而振廻無用に候、小身之輩は、一向に肴物盃事たるべき事、〇中略
右之通三箇年、急度可被相守候、以上、〇中略
二月
右享保十六年被仰出之趣、天明七年再觸有之候へ共、猶又爲心得相達候、〇中略
十月
右之通萬石以下之面々江可被相觸候
〔備忘錄令八〕久世廣之
久世大和守廣之、法度之奧に記して、人々に示されし書、〇中略嫁娶の儀式、不及美麗被仰出候、女子は夫の家に養るゝ者なれば、財寶を持行ことは禮義にあらず、妻によつてうるはさんは勇士の耻べき所なり、禮義に違ふを凶徒とすれば、武言のいはれにあらず、嫁娶の禮に餘勢をして奢をなす事、大なる誤りなり、〇中略衣服は女の具足なりといへば、分限に應じ、少しは其文章あるべし、其外の道具を好べからず、女は衣服に上下なくして、美麗を好む物なれば、相定てよく守り、簡略

略

右之趣相守之、總而奢たる儀無之樣に可被申渡候、以上、

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十七申年二月

寺社奉行町奉行御勘定奉行江

覺

一百姓町人婚禮之刻、萬端輕致、脇差など祝儀に遣候儀、無用たるべし、○中略

右前々より相觸候通、彌以堅相守候樣に急度可申付候、以上、

〔享保集成絲綸錄十九〕享保九辰年六月

覺

一音信贈答、嫁娶之規式饗應等、萬事儉約を可用旨、前々より每度被仰出候、彌以右之趣急度被相守、猶又此度被仰出候條、左之通相心得可被申候事、○中略

一婚姻之行列、供乘物十挺に不可過事、○中略

一婚姻祝儀物之取かはし、近年禮物被仰出候趣に准じ、可有斟酌事、

右之品々、萬石以上、其分限相應を計ひ可被用之候、以上、

覺

一婚姻之行列供乘物、三挺に不可過事、

一結納之儀小袖一重、帶二筋、二種一荷を限るべき事、○中略

右者五千石以上三千石、或は千石五百石、夫々分限相應を相考、輕重あるべし、猶亦小身の輩に至而者、別而省略いたし可取計之候、以上、

六月

條々

一嫁娶之儀式不可及華美、自今以後、其分限に應じ可省略、假令大身たりといふとも長柄つり與三十挺、長持五十棹に過可らず、總じて以此數量、分限に應じ可沙汰事、

一振舞之膳、七五三等之饗應之外は、木具并盃之臺、金銀之彩色、糸のつくり花停止之、但晴之會合、嫁娶之時は、木具盃の臺は用捨すべし、總じて振廻之儀輕く致し、酒亂醉に及ぶべからざる事、

〔享保集成絲綸錄十九〕寬文八申年二月

覺

一今度火事付而、彌堅儉約を相守候樣にと被仰出候間、○中略

一嫁娶之節は、小袖代樽帶取かはし可然事、

〔享保集成絲綸錄十九〕寬文八申年三月

覺

一嫁娶之則、萬事成程輕可仕事、

　附刀脇指出候儀、無用之事、○中略

右之通江戸町中へ、從町奉行相觸候間、可被得其意候、以上、

〔享保集成絲綸錄十九〕元祿十二卯年十二月

覺

一婚姻之諸道具、前にも被仰出候通、應分限、彌輕可被仕事、

一婚姻祝儀物取かはし、隨分輕仕、時服代銀拾枚より內ヲ以、應分限取かはし可被改之、總而常々取かはし輕可被仕事、

一婚姻其外振舞之料理二汁五菜、後段一色に不可過、此內ヲ以輕可被仕、酒亂醉ニ不可及候事、中

〔柳營秘鑑二〕婚姻之御禮、御加増之御禮、病後御禮、萬石以上也、
但組之相手一方、萬石以下においては、雙方御禮に不ㇾ及、

〔長曾我部元親式目〕掟
一侍共娘婿入揃、上下共に儉約に可ㇾ仕事、右之外祝言入目、雙方共に總而輕少可ㇾ爲事、

〔享保集成絲綸錄一〕武家諸法度
一音信贈答、嫁娶儀式、或饗應、或家宅營作等、當時甚至二華麗一、自今以後、可ㇾ爲二簡略一、其外萬事可ㇾ用二儉約一事、○中略
右條々、准二當家先制之旨一、今度潤色而定ㇾ之訖、堅可二相守一者也、
寛永十二年六月二十一日　御朱印
條々
一嫁娶儀式、近年小身之輩に至迄、甚及二花麗一、向後諸道具以下、分に過たる結構いたさず、可ㇾ用二儉約一、縦大身たりといふとも、ながえつりごし三拾丁、長持は五十棹に過べからず、總而此數量を以、應二分限一可二沙汰一事、
一振舞之膳木具幷盃臺、金銀彩色停二止之一、但高貴人珍客には木具不ㇾ苦、或者晴之會合、或者嫁娶之時は、金銀之土器龜足、可ㇾ爲二其心次第一、總而振廻之儀かろくいたすべし、酒亂醉に及ぶべからざる事、○中略
右可二相守此旨一、若於二違犯之族一者、糺二其咎之輕重一、急度可ㇾ處二罪科一者也、
寛永十二年十二月十二日

〔嚴制錄〕寛文三癸卯年八月五日
諸士法度

〔享保集成絲綸錄十八〕享保九辰年七月

妾を妻に仕候儀、猥には有之間敷事に候得共、若品も有之、及其儀候はゞ、向後五石以上は、月番之老中、其外其向々之頭支配へ可被達置候、無左候面者、妻之忌服、又者養母等に忌服まぎらはしく候に付申通候、

右之通寄々可申通候、以上、

七月

〔享保集成絲綸錄十八〕享保十八丑年四月

縁組之願申上之、婚儀相調候外は、妻に仕儀、向後可為無用旨被仰出候事、

一先年申達候以後、届置候面、妾を妻に仕候者其通に候、以來之儀、此度被仰出候通に可相心得候、

以上、

四月

〔寬曆集成絲綸錄十六〕寬延二巳年四月

縁組願不差出、内々に而引取置、婚姻相調候上、追而縁組願候者有之由に候、左樣に者有之間敷事に候間、向後猥に無之樣可相心得候、

右之通向々江可被達候

四月

〔享保集成絲綸錄十八〕元文二巳年八月

縁組相願、娘病氣而婚姻難調、離縁之儀相願候以後右娘病氣快再縁相願候節は、何年以前離縁之願仕候と申儀、書付相添可差出候、

右之趣頭支配、其外之面々へも、寄々可被達置候、

〔德川禁令考一公家〕公武法制應勅十八箇條

公家ヨリ武家ニ緣組之事、關東江相達、將軍家ヨリ及沙汰、其上ニテ取組可申、若其儀無之取結バレ候ニ於テハ、其罪可申付候、緣組之上モ、猥ニ宮中之趣、其沙汰仕候儀相聞申ニ於テハ、可爲重罪事、從公家緣邊ノ武家ニ、金銀無心等申入候事、相愼可申候○中略

元和元乙卯年八月　家康在判

〔天明集成絲綸錄二十二〕寶曆十三未年六月

萬石以上之面々、相應之緣組可仕儀ニ候之處、緣組不相願罷在候面々茂有之候、無心得違、一度者相應之緣談取組候樣可被致候、尤再願之儀ハ、勝手次第之事ニ候、

右之通寄々可被達置候

六月

〔享保集成絲綸錄十八〕正德五未年十一月

近年以來、養子之事、緣組之事、又者御奉公に被召出候事に就而、親類續之儀申上に至ては、以之外に筋目違候事共有之候故、前御代〇德川家宣御條目に此事を被載候といへども、其後も度々に及び、相違之事共有之不可然候、自今以後、支配有之面々、能々念を入れ可被遂吟味事に候、此上猶又如此之事出來候においては、事の體により、支配頭之面々、越度の御沙汰可有之候間、其旨可被相心得候、以上、

十一月

〔傳心錄上〕さて又女子緣組の儀、是又家中同士にて取遣り致し相濟可申候、筋目の違ひ候緣邊、或は取親等致候ての緣組は不好事に候、夫とても實に無據譯於有之は、格別の沙汰に候、○下略

○按ズルニ、此ハ松平定信樂翁一家ノ法令ナリ、以下傳心錄皆ナ同ジ、

付上下縁者之儀、不寄何時雙方納得於無之者、前後之論不可有之事、

〔大坂城中壁書〕御掟

一諸大名縁邊之儀、得御意、以其上可申定事、○中略

右條々於違犯之輩者、可被處嚴科者也、

文祿四年八月三日　　隆景、輝元、利家、秀家、家康、

〔享保集成絲綸錄一〕武家諸法度

一私不可締婚姻事

夫婚合者陰陽和同之道也、不可容易、睽曰、匪寇婚媾、志將通、寇則失時、桃夭曰、男女以正、婚姻以時、國無鰥民也、以縁成黨、是姦謀本也、○中略

右可相守此旨者也、

慶長廿年卯七月日

〔武家嚴制錄二〕一家綱公御代武家諸法度

一國主、城主、壹萬石以上、近習、幷物頭者、私不可結婚姻事、

附與公家結縁邊者、向後達奉行所、可受差圖事、○中略

右條々准當家先制之旨、今度潤色而定之訖、堅可相守者也、

寛文三年五月廿三日

〔令條記〕寶永七庚寅年四月十五日

武家諸法度

一婚姻は、凡萬石以上布衣以上之役人、幷近習の輩等、私に相約する事をゆるさず、若くは公家の人々と相議するに於ては、まづ上裁を稟りて、後に其約をなすべし、○下略

〔延喜式四十一彈正〕凡娶宮人爲妻妾者、容隱私舍不肯出仕者、依法科罪、又娶親王及諸臣等駈使婦女不令仕其主者、令本主具錄狀送京職量加決罰、

〔續日本紀三十二光仁〕寶龜四年六月丙午、常陸國鹿島神賤一百五人、自神護景雲元年立制安置一處、不許與良婚姻、至是依舊居住、更不移動、其同類相婚、一依前例、

〔享祿本類聚三代格十七〕太政官謹奏

應良賤通婚所生之子並從良事

右謹案令條、良賤通婚、明立禁制、而天下士女及冠蓋子弟等、或貪艶色而奸婢、或挾淫奔而通奴、遂使氏族之胤、沒爲賤隷、公民之徒、變作奴婢、不革其弊、何導迷方、臣等所望、自今以後、婢之通良、良之嫁奴、所生之子、並聽從良、其寺社之賤、加有此類、亦准上例、放爲良人、伏望布此寬恩、救彼泥滓、臣等愚管、不敢不奏、伏聽天裁、謹以申聞、謹奏、

延曆八年五月十八日

〔類聚三代格三〕太政官符

應奴婢生益附帳之日令注父母名事

右得勘解由使解偁、案延曆八年五月十八日格偁、〈〇此間同上文故略〉據檢此格、須奴婢相生乃以爲賤、方今格出以來、殆八十年、父奴母婢所生之子、方分格一、猶以稀有、而今諸國言上不與解由狀、注載部內定額寺奴婢無實逃亡、其數不少、因檢資財帳、多附生益奴婢、凡厥下民爲體、不耻名賤、詐遁重課、謀就輕役、爰知公民之蠧、求媚婚姻、忘瀆彼族、詐作此賤、非唯違格、兼損課調、論之政途、事非公平、望請彼格後奴婢、爲例顯其父母名、若有違犯者、依法科罪者、右大臣宣依請、

貞觀五年九月廿五日

〔長曾我部元親百箇條〕一侍分緣邊之事、百石限者不得上聞申合儀、堅停止、

令、成、禮、不、得、宴會、

〔令集解戶婚二十八〕戶婚律云、祖父母父母被囚禁、而嫁娶者、死罪徒一年、流罪減一等、徒罪又減一等者、案杖罪以下无罪名、律雖无罪名、令有禁制、即知徹禁以上也、

〔貴嶺問答〕野權守執啓事、儀制令曰、祖父母父母患重、及在囹圄者、不得婚嫁者、來月依御期供養、可被行非常赦、由風聞、相待彼時、赦免之後可遂其事歟、如何謹言、

〔律疏〕八虐

七曰、不孝、略○中 居父母喪、身自嫁娶、若作樂、釋服從吉、居父母喪、身自嫁娶、皆謂首從得罪者、若其獨坐主婚、男女即非不孝、所以稱身自嫁娶、以明主婚不同八虐故也、其男夫居喪娶妾、合免所居一官、女子居喪爲妾、得減妻罪二等、並不入不孝、

八曰、不義、略○中 聞夫喪、匿不擧哀、若作樂、釋服從吉、及改嫁、夫者妻之天也、移服既隆、聞喪即須號慟、而有匿哀不擧、居喪作樂、釋服從吉、改嫁忘憂、皆是背禮違義、故俱爲八虐、其改嫁爲妾者非、

〔律疏名例〕凡、略○中 在父母喪、生子及娶妾、〈中略〉其娶妾者、亦准二十三月內爲限、

〔明文抄三人倫〕凡居父母及夫喪而嫁娶者、徒二年、妾減二等、律

〔唐律疏議十三戶婚〕諸居父母及夫喪而嫁娶者、徒三年、妾減三等、各離之、

〔令義解二戶〕凡陵戶、官戶、家人、公私奴婢、皆當色爲婚、謂凡此五色、相當爲婚、即異色相娶者、律無罪名、當違令罪、既乖本色、亦合正之、若異色相娶、所生男女、知情者、自合從賤、其官戶陵戶家人、是此三色者、官戶爲何二色、即不知情者、亦合從良、公私奴婢爲婚、亦准此、陵戶官戶家人相婚、所生者、從母爲定也、

〔唐律疏議十四戶婚〕諸雜戶、不得與良人爲婚、違者杖一百、官戶娶良人女者亦如之、良人娶官戶女者加二等、

疏議曰、雜戶配隷諸司、不與良人同類、止可當色相娶、不合與良人爲婚、略○中 官戶亦隷諸司、不屬州縣、亦當色婚嫁、不得輙娶良人、略○中

即奴婢私嫁女、與良人爲妻妾者、準盜論、知情娶者、與同罪、各還正之、

更婚哉、爲當終身不聽哉、答、穴太博士說、至終身不許婚也、可問他、(今說同之)問、僧尼立主婚嫁娶、還俗之後離哉以不、答私案科罪之日稱姧了、宜離之、古記云、先姧後娶爲妻妾、雖會赦猶離之、謂先不由主婚和合姧通、後由祖父母父母立主婚娶已許訖、雖生長子孫、事發者猶離之耳、但常赦所不免悉赦除者、不離耳、

〔令集解戶十〕戶婚律云、嫁娶違律、祖父母父母外祖父母主婚者、獨坐主婚、若二等尊長主婚者、主婚爲首、男女爲從、餘親主婚者、事由主婚、主婚爲首、男女爲從、事由男女、男女爲首、主婚爲從者、

〔令集解戶十〕戶婚律云、違律爲婚、事依男女者、男女爲首、主婚爲從、事若依主婚者、主婚爲首、男女爲從者、

〔唐律疏議戶婚十四〕諸嫁娶違律、祖父母父母主婚者、獨坐主婚、(本條稱以姦論者、各從本法、至死者、減一等、)

疏議曰、嫁娶違律、謂於此篇內、不許爲婚、祖父母父母主婚者、爲奉尊者敎命、故獨坐主婚、嫁娶者無罪、假令祖父母父母主婚、爲子孫娶舅甥妻、合徒一年、唯祖父母父母得罪、子孫不坐、

〔法曹至要抄中雜事〕婚嫁幷棄妻事

戶婚律云、許嫁女、已受娉財、而輙悔者、笞五十、注云娉財謂一端以上、酒食非、○據唐律、此下有以財物爲酒食者、亦同娉財十一字、又條云、爲婚而女家妄冒者、杖一百、男家妄冒者、加一等、又條云、以妻爲妾、以女家婢爲妻者、徒一年、各還正之、若女家婢有子、及經放爲良者、聽爲妾、又條云、監臨之官、娶所監臨女爲妻、(○妻一本作妾、唐律同、)者、杖八十、(○異本令集解、官人從征從行條引之、杖八十下、有郎任土人勿論六字、)又條云、和娶人妻、及嫁之者、各徒一年半、妾減一等、各離之、即夫自嫁者亦同、仍兩離之、

〔令義解宮衞五〕凡京路、分街立鋪、(謂分街者、猶每街也、街者四達之路也、鋪者提街之舍也、)衞府持時行夜、夜鼓(謂街鼓、其曉鼓亦同也、)聲絕禁行、曉鼓聲動聽行、若公使、及有婚嫁。。喪病、須相告赴、求訪醫藥者、勘問明知有實放過、非此色人、犯夜者、衞府當日決放、○下略、

〔令義解儀制六〕凡祖父母患重、及在囹圄、(謂患重者、不離枕席也、囹圄者、繫囚之所、其依律散禁者非也、)者、不得婚嫁、若祖父母父母有命

弟、不由父母、皆從違令、但不爲罪耳、謂法例叔及弟、皆須爲主婚各嫁女、故女須實稱男女之意也、由謂令媒人由女之祖父母等也、令釋後記云、媒人請女許者、女先申祖父母父母、中略幷任女所欲爲婚主、穴云、問、律云、皆由主婚者、主婚爲首、男女不坐、未知男家亦有主婚、哉、答、依下條與罪、謂近親、同罪者、然則男自由己之祖父母、次及近親耳、私案、死近親者、任男所欲爲婚主也、餘皆令釋也、

〔標注令義解校本六〕皆主婚之祖父母父母也　この義解誤也、主婚は、女の祖父にまれ、父兄にまれ、家長をいふ、其家長より諸親に由り及ぶ也、されば祖父母父母以下、みな女の祖父母父母舅從母などを云也、故に跡云、謂由女之祖父母以下也、また釋云、假令媒人直請女許者、先申祖父母父母、

幷無此親者　この義解も誤也、由と及とおのづから字義不同、もし祖父母等の無き方にていはゞ、猶上文の如く、次由舅從母云々と有べし、されば嫁女の事を、祖父母以下從父兄弟までに及ぼしてかたらふなり、

〔令義解二〕凡嫁女、棄妻、不由所由、皆不成婚、不成棄、所由後知、滿三月不理、皆不得更論、謂所由者、上條云、嫁女、皆先由祖父母父母等是也、後知者、既嫁娶之後、而知其不由也、三月者、九十日也、不得更論者、不由所由、嫁娶已訖、而所由後知、滿三月不理者、不可更追論、縱三月內理者、科違令罪、不可更令離也、

〔令抄一〕科違令罪　律云、凡違令者、笞五十、謂令有禁制、○此下當有律字無罪名者、

〔令義解二〕凡先奸、後娶爲妻妾、謂不以禮交、爲奸也、假令不由主婚、和合奸通、後由祖父母等、已訖婚娶、其後奸通事發者、雖會赦猶離也、雖會赦猶離之、

〔令集解十〕釋云、中略假令先不由主婚和合奸通、後由祖父母等立主婚、已訖後先奸通事發者、縱生子猶離之耳、但常赦所不免、悉赦除者不離、唐令猶離者非、朱云、問、要有媒人、不由親者猶名奸何、答然也、依戶律、奸可有媒人者、問、要奸狀自首猶離何、答然也、何者、要自首不免罪故者、跡云、此答要會非常赦猶合離之、朱云、彼實不爾、乃依此說離、但罪者聽、於可免者私謂之耳、穴云、科罪訖後更亦不婚也、故謂非常赦是、令釋云、會常赦所不免咸赦除之者、不可離如何、答所存如思耳、問、要會赦猶離之、未知離而後訖、

す事あり、戸令曰、男十五女年十三以上聽婚嫁とあり、日本武尊十六歳にして御子まし〳〵たるにても知るべし、

〔禮記註疏二十八内則〕三十而有室、始理男事、（中略）女子十年不出、（中略）二十而嫁、有故二十三年而嫁、註、故、謂父母之喪、

〔禮記註疏六十一昏義〕（中略）疏、大戴說、男三十、女二十、有昏娶、合爲五十、應大衍之數、自天子達於庶人同一也、故春秋左氏說、國君十五而生子、禮也、二十而嫁、三十而娶、庶人禮也、禮夫爲婦之長殤、長殤十九至十六、知夫年十四十五見士昏禮也、許君謹案、舜年三十不娶、謂之鰥、文王十五而生武王、尚有兄伯邑考、知人君早昏娶、不可以年三十、非乖昏禮也、若鄭意依正禮、士及大夫、皆三十而後娶、及禮云夫爲婦長殤者、闕異代也、或有早娶、非正法矣、天子諸侯昏禮則早矣、如左所釋、毛詩所用、家語之說、以男二十而冠、女十五而笄、自此以後、可以嫁娶、至男三十女二十、是正昏姻之時、與家語異也、

〔唐書五十一食貨〕二十二年○開元詔、男十五、女十三以上得嫁娶、

〔令義解二戸〕凡嫁女、皆先由祖父母、父母、伯叔父姑、兄弟、外祖父母、謂先由者、皆先由於外祖父母以上諸親、縱不悉由者、唯科其違令、不可更離之也、祖父母父母者、皆主婚之祖父母父母也、言女之父母、受其禮辭、必先由祖父母父母等也、伯叔父姑者、父兄曰伯父、父弟曰叔父、父姉妹曰姑也、次及舅、從母、從父兄弟、謂母之昆弟、男曰舅、女曰從母也、言依上文、先當由祖父母等、若並無此親者、乃及舅從母等、故曰次及也、若舅、從母、從父兄弟、不同居共財、謂同居共財、二事相須也、及無此親、謂祖父母以下、從父兄弟以上並無也、者、並任女所欲爲婚主、

〔令集解十戸〕凡嫁女、（中略）凡此條與喪葬令各異、然釋云、祖父母、父母、婚主之祖父母父母也、一云、凡女嫁者、亦待祖父母父母及諸親之命、假令媒人直詣女許者、先申祖父母父母、故（中略）下文无此親者、并任女所欲爲婚主者、卽是女行事也、一云、以下古記无別、又云、不預他人、祖父母以下從父兄弟以上、皆相知然後乃成、若有不相知親、而後悔者聽、但已成者、豈宜隨近親尊長命耳、不合追改、唯以所由人、科違令罪耳、（中略）又云、案於法例文、先申祖父母父母者、雖不由伯叔以下、无罪、又由伯叔父姑者、歸不由兄弟外祖父母、不合論、但未成者悔令離也、已成不合、（中略）跡云、嫁女、謂凡庶嫁婦女之心耳、由祖父母父母等、謂由女之祖父母以下也、朱云、嫁女者、未知妻妾同不、答、妻妾並聞者、下條云、先姧後娶爲妻妾、雖會赦猶離故者、先以寡時離耳、何先由祖父母等、謂女之祖父母等也、夫之祖不云也、未知何人可由、又由者以言由及歟、若作由歟、又由時者則以昏聽歟、若可與聽與狀文何、答、不見也、宜令習者、（中略）若作文所爲歟不何、聞上諸親、雖由、皆悉不由罷者何、答、科違令耳、但由重親、不由輕親、无罪者、未明文志何、或云、聞嫁女者、先由祖父母、誰人可由、答、女父母受嫁人口轉經耳、又先不由祖父母、而及舅從母者、科違令耳、未明、[illegible]次云、嫁女者先爲要也、案下條可知也、但亦准由其親屬耳、令釋初說不當也、何者、條終云、若舅從母等不同居共財、及无此親者、井任女所欲爲婚主者、然則明女行事、非婚主之祖父母等也、依法例、由祖父母等不由兄弟无罪、若由兄

婚嫁年令

〔釋日本紀和歌二十七〕郡摩怒利絁底要取也

〔空穗物語藤原の君〕位まさり、とくのたかくなるまで、め。も。ま。う。け。ず。

〔玉勝間十二〕妻をむかふ　酒をくむ
今の世の歌よみの詞書などに、某の妻をむかへられたるをことぶきて、よみておくりけるなど、妻を迎ふとかくこと、定まりのやう也、これ雅言にあらず、古に然いへることなし、妻をまうけとこそ書べけれ、古はすべて男をまうく、子をまうくなどぞいひける、

〔空穗物語藤原の君〕我むすめ、此人にとらせてとの給て、む。こ。と。り。給、

〔大和物語上〕おなじころ、御息所を宮おはしまさずなりにければ、左のおとゞの右衛門督におはしける比、御文奉り給けり、かのきみ、む。こ。と。ら。れ。給。ひ。ぬ。とき、給うて、

〔兩朝平壤錄日本上四〕婚姻略〇中娶曰搖密木草分、〇木草分、一云木草分親、嫁曰木哥邁里、

〔運歩色葉集二〕聟入　〔同二〕嫁入　嫁取　嫁迎

〔令義解二戸〕凡男年十五、女十三以上、聽婚嫁、

〔令抄戸令〕男年十五　釋云、此越王勾踐、下令欲令人民蕃息、乖於禮義也、政事要略云、開書云、武帝建德三年春正月癸酉、詔自今以後、男年十五、女年十三、爰及鰥寡、所在軍民、以時嫁娶、略〇中禮記曰、女子十五許嫁而笄、以十五爲成人、許嫁不爲殤、明十五爲初婚之端矣、略〇中司馬溫公家禮昏禮云、男子年十六至三十、女子年十四至二十、司馬公曰、古者男三十而娶、女二十而嫁、今令文男年十五、女年十三以上聽昏嫁、今爲此說、所以參古今之道、酌禮令之中、順天地之理、合人情之宜也、略〇中然則男年十五、女年十三以上聽昏嫁者、始于宋武之詔、而唐宋所同循用也、司馬公參古今之道、酌禮令之中、而定家禮、並用禮與令之文耳、

〔秋齋間語二〕儒者又しても禮記を引て、男子は冠ならねば婚せずと、我國のお法を知らず、說をな

他國爾結婚爾行而、大刀之緒毛、未解者、左夜曾明家流、

〔日本靈異記中〕女人惡鬼見點攸食噉緣第卅三

伉儷二合、與波不二、

〔古事記中崇神〕活玉依毘賣、其容姿端正、於是有神壯夫、○中略夜半之時、倏忽到來、故相感、共婚供住之間、未經幾時、其美人妊身、爾父母怪其妊身之事、問其女曰、汝者自妊、無夫何由妊身乎、答曰、有麗美壯夫、不知其姓名、毎夕到來、供住之間、自然懷妊、

〔古事記傳二十三〕共婚供住之間は、六字を引合せて須米流本杼爾と訓べし、古は男の女の許に來通ひて、夫婦の交會するを、住と云りき、此に共婚供住としも書るは、漢文にては、たゞ住るとのみ書ては、古言の意傳はらざる故に、其意を顯さむため書る字なり、次文には、同事を、たゞ供住とのみ書て、共婚の字をば省けるにて知るべし、然るを字の隨に訓ては、古言を失ふべし、

〔竹取物語〕よの人々、あべの大臣、火鼠の皮ぎぬもていまして、かぐや姫にすみ給ふとな、こゝにやいますなどとふ、

〔大和物語上〕故源大納言○清蔭の君、たゞふさぬしのみむすめ東のかたを、年頃思てすみわたり給ひけるを、○下略

〔拾遺和歌集七物名〕ねずみの琴のはらに子をうみたるを　すけみ

としをへてきみをのみこそねずみつれことはらにやはこをばうむべき

〔古事記傳二十三〕此は婚することを寢住とよめり、鼠を隱せる詞なり、

〔竹取物語〕此世の人は、をとこは女に逢、女は男にあふ事をす、其後なむ門もひろくもなり侍る、

〔大和物語下〕おやなど、男あはせんといひけれど、一生にをとこせで、やみなんといふことをよとともにいひける、

〔日本書紀十七繼體〕七年九月、勾大兄皇子、親聘春日皇女、○中略乃口唱曰、○中略阿都圖唎、都麿怒唎絁底、

合（アヒ）すと書る意にて、これも只男女あふことにて、何方よりもいふことなり、すべて漢字と訓とは、ゆきたがひて、意のまたくは合ざることも多きを、後世には、ひたすら其字の意をのみまもりて、言の意にかなはぬこと、此類いと多きなり、

〔類聚名義抄　二〕婚婚（音昏、トツグ、アフ、ツルブ、マク、タナフ、アフ）姻（音因上、トツグ）娶（音聚、ヨメトリ、トツグ、ナフ、トル、マタメトル）嫁（結暇反、トツグ、ヨバフ、アヘス、ユク）

〔古事記　上〕如此言竟而、御合。

〔古事記傳　五〕御合は美阿比坐氐（ミアヒマシテ）と訓べし、○中略崇神紀十に、伊渉乃比賣命與后止御相坐而（ミアヒマシテ）とあり、美阿波せと訓は、古語しらぬひがことなり、婚姻に美阿波須（ミアハス）とは云ことあれど、それは子を親の令逢なれば、自ら逢とは異なり、

〔伊呂波字類抄　與　人事〕娉（ヨバフ）嫁（婚也）、嫁（已上同）

〔倭訓栞　前編三十六〕よばふ　日本紀に聘をよめり、嫁娶にいへり、

〔古事記　上〕八十神、各有欲婚稲羽之八上比賣之心、○中略八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、

〔古事記傳　十〕有欲婚云々は、用婆比牟能心有氐（ヨバヒムノココロアリテ）と訓べし、○中略將嫁は阿波那（アハナ）と訓べし、

〔古事記　上〕此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家、歌曰、○中略登富登富斯、故志能久邇邇、佐加志賣遠、阿理登岐加志氐、○中略佐用婆比爾、阿理多多斯、用婆比爾、阿理加用婆勢、○下略

〔古事記傳　十一〕用婆比は、萬葉に結婚と書り、靈異記には伉儷與波不ともあり、言の意は、呼（ヨバ）より出たるらむ、今世の語に、婦をよぶと云も此なり、竹取物語に、やみの夜にも、ここかしこより覗き垣間見まどひあへり、さる時よりなむよばひとは云ける、と云るは、故に附會て云るなり、萬葉十三に、夜這（ヨバヒ）と書るも正字にはあらず、さては大和物語に、故式部卿宮を、桂のみこせちによばひ給ひけれど、おはしまさざりけるとあるは、女の方より云る例なり、

〔萬葉集　十二〕正述心緒

計也、輿の內のまへに、ゑいし絹張の箱を置て乘也、中古より十二丁目に中﨟乘申候、〈中略〉
一輿行列の次第、御こしの先へ參る御物御道具之次第、一番に貝桶二番御厨子黑棚、三番荷ひからびつ、四番長からびつ、五番長持、六番屛風、七番ほかひ、借こし也、八番に大上らうこし、九番に小上﨟、十番に御料人御輿、十一番に御局、十二ばんに中﨟頭、十三番に中﨟、廿番迄中らうのこし也、以上中﨟のこし八丁也、此外何丁も跡より參るべし、騎馬の衆五騎三騎、又遠路ならば七騎參るべし、長からびつにひからびつ奉行壹人、器物の奉行壹人、以上二人たるべし、是は馬に乘侍の事なり、さしてなき者は先へ參り、料足の長持又折なども先へまゐり候、

〔婚禮推陳記〕行列の次第、古法は一先の露拂に、一番に金箱、是は細引にてからげ五貫目入を一人宛にて、何人も持、二番にからげ錢五貫文宛靑繩にてからげ、五百疋宛一人にて、何人も持、三番に幕串十本を壹人にて二本宛持たり、四番に、幕箱、五番雛箱、六番に屛風、七番に長持、八番に臺皮籠、輪具に入、棒を指持也、九番に表刺の袋二ッ左右に持、左は陽のつゝみ、右は陰のつゝみ、十番乘替の輿天兒又は倖子、十一番に傘袋、十二番に左に陰陽弓、右に蟇目、十三番荷一對、輪具に入持也、十四番大上﨟の輿、十五番に長刀、其次へ馬上の侍十人、五人宛二行に打、其次に貝桶壹ッ宛肩にかづき、二行に步む、右は出貝、左は地貝也、貝渡す役人兩人左右に付なり、近比は貝桶を輪具に入てもたする也、其次御輿也、輿の兩脇の前の角に、輿渡役人附べし、左に大刀刀、右に守脇差を持、姬の輿附の家老左に付、此外老體の侍左右に付て、其跡に輿肇、壹人に一ッ宛持せ往也、其次馬上侍十人、二行に打也、次に小﨟局、其外女房達之輿也、輿に不乘女房は、皆馬に乘、股袴と云て、常の袴に腰なきを著て乘也、其跡は皆諸道具也、遠路の時は、先打も貝桶渡輿渡も、何も騎馬にて打也、

〔婚禮里出之部〕古法行列に被爲持もの　事、一荷とは小袖を入る物也、かぶら足四方のひらに四ッありて、二尺五寸四方程の物也、

合すと書る意にて、これも只男女あふことにて、何方よりもいふことなり、すべて漢字と訓とは、ゆきたがひて、意のまたくは合ざることおほきを、後世には、ひたすら其字の意をのみまもりて、言の意にかなはぬこと、此類いとおほきなり、

〔類聚名義抄 女二〕婚〈音昏、トツグ、ヲル、アフ、マグハフ、クナグ、〉姻〈因上、トツグ、クワ、〉娶〈音聚、ヨメトリ、トツグ、ナフ、トル、マタメトル、トアヘス、〉嫁〈結戰反、トツグ、ユク、ノ、〉

〔古事記 上〕如此言竟而御合。

〔古事記傳 五〕御合は美阿比坐氏と訓べし、〇中略續紀十に、伊波乃比賣命皇后止御相坐而とあり、〈美阿波須と訓は、古語しらぬひがことなり、婚姻に美阿波須とあれど、それは子を親の令逢なれば、自ら逢とは異なり、〉

〔伊呂波字類抄 與人事〕媳〈ヨメ、婦也、〉嫁〈已上同〉

〔倭訓栞 前編三十六與〕よばふ　日本紀に聘をよめり、嫁娶にいへり、

〔古事記 上〕八十神各有欲婚稻羽之八上比賣之心、〇中略八上比賣答八十神言、吾者不聞汝等之言、將嫁大穴牟遲神、

〔古事記傳 十〕有欲婚云々は、用婆比能心有氐と訓べし、〇中略將嫁は阿波牟と訓べし、

〔古事記 上〕此八千矛神、將婚高志國之沼河比賣幸行之時、到其沼河比賣之家歌曰、〇中略登富登富斯、故志能久邇邇、佐加志賣遠、阿理登岐加志氐、〇中略佐用婆比邇、阿理多多志、用婆比邇、阿理加用婆勢、〇下略

〔古事記傳 十二〕用婆比は、萬葉に結婚と書り、靈異記には伉儷與波不ともあり、言の意は、叫より出たるらむ、今世の語に、婦をよぶと云も此なり、〈竹取物語にやみの夜にもこゝかしこよりのぞきかいまみまどひあへり、さる時よりなむよばひとは云けると云るは、彼に附て作りて云るなり、萬葉十三に、夜這と書るも借字にはあらず、又大和物語に、故式部卿宮を桂のみこせちによばひ給けれど、おはしまさゞりけりとあるは、女のかたよりよばふとも云り、〉

〔萬葉集 十二〕正述心緒

〔後漢書順帝六〕永建四年正月丙寅、詔曰、○中略其閻顯江京等、知識婚姻禁固、一原除之、妻父曰ㇾ婚、壻父曰ㇾ姻、

〔伊呂波字類抄止人事〕嫁トツギ　娶○中略　婚　歸已上同

〔名目抄儀私〕嫁娶カシユ

〔下學集態藝下〕嫁トツグ、カス婦人謂ㇾ嫁曰ㇾ歸トツグ、言女人適ㇾ夫家、如ㇾ歸ㇾ己家、故云ㇾ歸也、

〔釋日本紀秘訓十六〕鶺鴒トツギヲシヘドリ、トツギトリ、

〔倭訓栞前編十八〕とつぐ　日本紀に交又交接をよめり、○中略祝詞に嫁繼をよめり、歸をよむは義訓也、されど公羊傳の注に、婦人以ㇾ夫爲ㇾ家、故謂ㇾ嫁爲ㇾ歸とあれば、字のまゝかへるとよむべし、

〔玉勝間八〕とつぐ　めあはす
とつぐは、嫁字をよむ故に、たゞ女の男にあふ方にのみつかへども、さにあらず、鎮火祭祝詞に、神伊佐奈伎伊佐奈美乃命、妹背二柱、嫁繼トツギ給氏云々と有て、たゞ男女あふことなれば、いづ方よりもいふことなり、古今著聞集に、天野遠景といふ者の事をいへる條に、渡邊にて、番○名人が妹にとつぎにけりと、男の方にもいへり、そのころまで、此言いにしへの意をうしなはざりしなり、

〔空穗物語藏開上〕そのむすめ、とつぎ時になり給しかば、みかどをさして、人かよはさでありしに、天皇、みこ、みや、とのばらのみ、よばひのつかひはあけたてはなちめぐりてあれど、こともえつげでぞ侍し、

〔倭名類聚抄親戚二〕妻○中略一云、米阿波須

〔倭訓栞前編三十二〕めあはす　和名抄に妻をよみ、常に娶字女字をよめり、妻配メハハスの義也、

〔玉勝間八〕とつぐ　めあはす
めあはすといふは女子を男に、おやのあはするかたにのみつかふめれど然らず、古事記に曰

モ亦、鎌倉幕府以後ハ、漸ク武家ト婚姻スルモノ多ク、殊ニ徳川氏ノ時代、攝家ニ在リテハ、近衞家ハ島津、鷹司家ハ高松ノ松平、水戸ノ徳川、九條家ハ尾張ノ徳川及ビ淺野、二條家ハ前田、一條家ハ岡山ノ池田等ト婚姻セリ、武家ノ婚嫁ハ或ハ一時ノ策略權宜ニ出ヅルモノモアリ、殊ニ亂世ニ在テハ、女ヲ嫁シテ休戰ヲ約スルモノアリ、女ヲ娶リテ舅氏ノ聲援ヲ借ルモノアリ、甚シキハ女ヲ敵ニ嫁シテ其動靜ヲ探ラントスルモノサヘアリ、徳川氏ノ時、公卿若クハ諸侯ノ女ヲ將軍ノ養女トシテ他ニ嫁セシガ如キモ、亦恩威ヲ施シテ自ラ固クセントノ政策ナリシナラン、再三改嫁ノ例武家ニ多キモ、全ク此等ノ事ニ由レルモノナリ、

名稱

〔令集解〕二十四戸婚 婚嫁〈古記云、婚謂男家也、[illegible]〉

〔伊呂波字類抄〕古人事 婚姻〈[illegible]〉　婚嫁

〔下學集〕下態藝 婚姻〈男娶女嫁〉

〔撮壤集〕下人倫 婚〈[illegible]〉　姻〈[illegible]〉

〔節用集〕古人倫 婚姻

〔婚禮法式〕上 婚入之部

婚入の刻限は夜にて候、〈中略〉男は陽、女は陰、晝は陽、夜は陰なり、女を迎ふる祝儀故、夜を用ゆるなり、されば婚の字は女へんに昏の字を書也、昏はくらしと讀て、日くれの事也、

〔說文解字〕十二 婚〈[illegible]〉

〔儀禮注疏〕二 士昏禮〈鄭目錄云、士娶妻之禮、以昏爲期、因而名焉、必以昏者、陽往而陰來、日入三商爲昏、[illegible]〉

〔禮記注疏〕六十一 昏義〈中略〉〈[illegible]〉

〈[illegible]〉

ノ裝飾ヲ改ムルヲ云フ、聟取婚迎共ニ祝餅ノ事アリ、舅姑以下親族對面ノ事アリ、役人饗祿ノ事アリ、又大ニ朋友知人ヲ會シテ祝宴ヲ張ル、聟取ニハ、露顯ノ當日後朝使ノ事アリ、後世ハ露顯色直共ニ婚禮ノ夜直ニ之ヲ行ヘリ、其後吉日ヲ選テ出仕行始ノ事アリ、又舅入聟入里歸等ノ儀アリ、凡ソ此等ノ儀式ハ聟取　婚迎ト、自ラ其趣ヲ異ニスルモノアリ、又婚嫁ヲ祝シテ、親戚若クハ知人ヨリ物品ヲ贈ル事アリ、德川將軍婚禮ノ時ハ諸侯及ビ旗本ニ令シテ、婚姻ノ約成リシ時、結納ノ時、婚儀ノ終リシ時、共ニ賀詞ヲ陳ベ、金銀器物ヲ獻上セシメタリ、凡ソ民間ノ婚禮ニハ、古來石打水祝ノ俗アリ、德川氏時代屢、令ヲ下シテ之ヲ禁ゼリ、此他婚儀ノ役人、座上ノ裝飾、嫁資服裝、盃酌飲食、禁忌等、頗ル多端ニ渉リ、一々序說スルニ遑アラズ、

媒人ハ、古ハ只男女相互ノ間ヲ媒介スルニ過ギザリシガ、後世ハ別ニ媒人アリ、夫妻ニテ男女ヲ媒合シ、及ビ婚禮ノ席ニ列シテ諸事ヲ斡旋ス、若シ離婚ノ不幸ニ遭遇スルトキハ、亦之ニ關與シテ其終始ヲ全クスルモノトス、但シ搢紳大名等ニハ民間ノ如キ媒人ナシ、

抑、我國ノ古俗、同姓近親ノ婚嫁ヲ禁ゼザリシカドモ、貴賤尊卑ノ分ハ極メテ之ヲ嚴ニセリ、時ニ或ハ破格ノ配偶ナキニアラザレドモ、上皇親ヨリ下庶人ニ至ル迄、概シテ各、其分ヲ守リテ、濫婚ノ弊甚ダ稀ナリ、大寶ノ制、諸王ハ四世王以上ニアラザレバ親王ヲ娶ルコトヲ得ズ、諸臣ハ凡テ四世王ヲ娶ルコトヲ得ザリシニ、桓武天皇延曆十二年ニ至リ、見任ノ大臣、良家ノ子孫ニハ三世王以下ヲ娶ルコトヲ聽シ、藤原氏ニ限リテ特ニ二世王以下ヲ娶ルコトヲ得シメタリシガ、醍醐天皇以後ニ至リ、漸ク內親王ニシテ、諸臣ニ降嫁シ給フ例多ク、後世德川氏ノ時ニハ、內親王ハ攝家若クハ德川氏ニ嫁シ給ヒ、伏見京極有栖川閑院等世襲親王家ノ女王ハ、攝家及ビ諸門跡ニ嫁シ、或ハ德川氏及ビ其他ノ諸侯ニモ嫁シ給ヘリ、公卿搢紳

フルヲ常トス、〔但シ婿貰ノ婿取ハ、夫タルモノ婦ノ家來リ住シ、其家名ヲ相續スルモノナリ、〕ニ婚迎ハ、婦ヲ夫ノ家ニ迎フルモノニテ、婚迎ニ親迎又ハ、御輿入等ノ事アリ、親迎ハ專ラ公卿搢紳ノ家ニ行ハレ、御輿入ハ親王諸臣ノ内親王ヲ迎フル時ニ行ハル、共ニ夫タルモノ先ヅ婦ノ家ニ往キテ合卺ノ式ヲ擧ゲ、然ル後夫ノ家ニ迎フルヲ云フ、蓋シ婿取ノ儀ハ、上古ヨリノ法ニシテ、皇親以下搢紳公卿ノ間ニ行ハレ、婚迎ノ式ハ鎌倉幕府以前ニ萌シ、其後專ラ武家ノ間ニ行ハレタリ、殊ニ足利氏德川氏ノ時ハ、伊勢小笠原等ノ諸家ヲシテ禮式ノ事ヲ掌ラシメシカバ、婚迎ノ式ハ益〻精細ヲ極メ、民間ノ儀式モ概ネ之ニ準ズルコトヽナレリ、而シテ今此篇ニハ、必ズシモ婿取ト婚迎トヲ分タズ、又公家ト武家ト民間トヲ問ハズ、凡ソ婚嫁ノ儀式習慣ニ關スル事項ハ、其事ノ順序ニ由リテ、都鄙通ジテ之ヲ載セタリ、但シ天皇皇太子ノ婚禮ハ、帝王部皇后女御等ノ諸篇ニ載セタレバ、此篇ニハ略ス、女御入内ノ儀ノ如キ、殊ニ參看スベシ、

許嫁ハ婚姻ヲ未來ニ約スルヲ云フ、父兄ノ意ニ出ルアリ、男女互ニ約スルアリ、結納ハイヒイレ又ハタノミトモ稱シ、互ニ物品ヲ贈リテ婚姻契約ノ信ト爲スヲ云フ、結納ヲ贈リ、式ヲ擧グルニハ、必ズ吉日良辰ヲ擇ブ、婚嫁當日婿取ニハ消息使アリ、當日婿ノ婦家ニ到ラントスル事ヲ通ズル使ナリ、婚迎ニハ迎使者アリ、迎使者ハ、親族若クハ家人、夫ニ代リテ婦ヲ親迎スル義ナリ、後世ハ婦ノ到著スル時、夫タルモノ出デヽ之ヲ迎ヘ、又ハ侍女房ヲシテ之ヲ迎ヘシム、其行列ニハ嫁資ヲ先トシ、婦ノ輿之ニ次ギ、老女附人又之ニ次グ、婦ノ夫ノ家ニ到著スル時、貝桶請取渡、輿請取渡等ノ儀アリ、其後合卺饗膳ノ式ヲ行フ、婿取ノ時ハ、先ヅ衾ノ事アリ、次ニ餅ヲ供シ、次ニ饗膳ヲ供ス、婚迎ノ時ハ、先ヅ三々九度ノ獻酬アリ、次ニ饗膳ヲ出シ、終テ床盃ノ事アリ、第三日若クハ第四日ニ至リ、婿取ニ露顯ノ事アリ、婚迎ニ色直ノ事アリ、露顯ハ婚姻ノ披露ニテ、古ハ之ヲトコロアラハシトモ云ヘリ、色直ハ夫婦ノ服裝室内

古事類苑

禮式部十二

婚嫁一

婚嫁ハ、古ヨリトツグ、メアハスナド稱シ、而シテ其夫ヲ迎フルハ之ヲムコトリト云ヒ、婦ヲ迎フルハ之ヲヨメムカヘト云フ、抑〻婚嫁ノ制、上古ハ詳ナラズ、孝德天皇大化二年ニ、婚嫁ニ就キテ流弊除斷ノ詔アリ、文武天皇ノ大寶令ニ、始テ男女婚嫁ノ年齡ヲ定メ、且ツ其由ル所ノ婚主ヲ明ニシ、其他改嫁離緣ノ制、賤民婚嫁ノ法ヲ定メ、祖父母ノ重患、父母夫ノ喪中等ニ婚嫁ヲ行フコトヲ禁ゼリ、後世德川氏ノ時ハ、豐臣氏等ノ制ヲ承ケテ、大名及ビ麾下ノ士ノ私ニ婚嫁ヲ行フコトヲ聽サズ、且ツ屢〻制ヲ設ケテ、其儀式ヲ質素ニスベキ事ヲ令セリ、

婚嫁ノ儀式、上古ハ詳ナラザレドモ、伊弉諾伊弉冉ノ二神、磤馭盧島ニ降テ八尋殿ヲ見立給ヒ、素戔嗚尊出雲國ニ於テ須賀宮ヲ作リ給ヒシガ如キ、以テ當時ノ婚嫁ニハ、先ヅ其屋ヲ作リシモノナルコトヲ知ルベク、又彥火瓊瓊杵尊ノ木花之開耶姫ヲ娶リ給ヒ、彥火々出見尊ノ海神ノ女ヲ娶リ給フ時、共ニ百取机代之物ヲ奉リタルガ如キ、以テ饗膳ノ設アリシコトヲ知ルベシ、降テ仁德天皇ノ朝、雌鳥皇女ヲ納レント欲シテ隼別皇子ヲ媒ト爲シ給ヒシコトアリ、安康天皇ノ朝ニ、大草香皇子押木珠縵ヲ獻ジテ婚姻ノ信契ト爲シヽコトアリ、既ニ媒人アリ結納アリシコトヲ知ルニ足ル、而シテ我國ノ婚嫁ニハ壻取ト婦迎トノ二アリ、壻取ハ、夫タルモノ先ヅ婦家ニ行キ向フモノニテ、數月若クハ數年ノ後、始テ其婦ヲ夫家ニ迎

古事類苑

禮式部十二

婚嫁一

〔一話一言二十八〕享保十八年正月廿五日、東宮〇御諱昭仁櫻町御元服猿樂開口、　伊藤長胤

それあめつちのことよきも、ともに久しき御位、うごかぬ星のかげたかく、重なる光あらはれて、青き天が下にすむ、たかきいやしき人々の、いはふ心もつきせじな、めでたかりける時とかや、

〔本朝文粹十二祝〕第三皇子加元服祝文　紀納言〇長谷雄

口朔旦冬至、吉日良辰、敬酌禮典、加爾元服、宜以童稚之心、順成人之則、有孝于家、有忠于國、稱壽命之遐莊、保福祚之昌熾、欽哉飛之、不可失墜、

年月日

〔拾遺和歌集五賀〕みよしのすけたゞが、かうぶりし侍ける時、　能宣

ゆひそむるはつもとゆひのこむらさきころものいろにうつれとぞおもふ

〔拾遺和歌集十八雜賀〕人のかうぶりし侍けるに　元輔

こむらさきたなびく雲をしるべにてくらゐのやまのみねをたづねん

〔詞花和歌集五賀〕成人の子三人にかうぶりせさせたりけるに、又の日つかはしける、　清原元輔

松島のいそにむれゐるあしたづのおのがさまざまみえしちよかな

〔散木弃歌集八雜〕元服

うなゐ子がはなちの髮を取たてゝまきそめがはよ[illegible][illegible]かはるな

請御訪、元長〇親長子參仕之御點歟、裝束無用意之間、其子細仰談廣橋大納言、御訪事可入人數云々、仍千匹切符、今日到來、

御元服總用之內、中院大納言幷右少辨御訪、各千匹宛分、可被渡遣候也、謹言、

十一月七日　判

飯尾大和守殿

飯尾加賀守殿

御遣奉行許了、何樣可申付云々、

八日、無用脚、且五百匹分可給下書云々、其分領狀、

御元服總用之內、右少辨裝束料五百匹可被渡之狀如件、

文明五

十一月八日　元連判

爲信判

定泉坊

廿一日、御訪殘五百匹到來、下書之樣、

御元服方總用之內、右少辨裝束料、殘五百匹可被渡遣之狀如件、

十一月廿一日　元連

爲信

定泉坊

十二月十四日、若君御元服延引、可爲來十九日云々、依用脚未下也、

〔土佐軍記 上〕一條殿落去

一幡多郡一條殿、年比土佐國侍ヲ幕下ニ屬ス、此一條殿御前ニテ、諸侍元服セラル、

〔廿二社註式奥入〕東三條、角振神、隼神、(中略)久安六年正月四日、天皇(○近衞)御元服、於東三條有御元服事、廿二日庚子、天皇還御、四條皇居、先勸賞、兩神正一位、

〔神馬引付〕一大神宮内外、爲若君樣(○足利義尚)御元服御所樣神馬二疋、(河原毛、黑毛)可牽進之由所被仰下也、依執達如件、

文明五年十二月十九日　伊勢守

大神宮御師

○按ズルニ、石淸水賀茂松尾平野稻荷等ノ諸社ヘモ各神馬一疋ヅヽヲ奉獻セリ、同文ナルヲ以テ之ヲ略ス、

〔雍州府志二神社〕愛宕郡

大宮　謂賀茂條下所謂大宮本社也、凡大賀茂社家氏人之子孫、加首服日先詣此社、

〔滿濟准后日記〕正長二年二月廿九日、御元服(○足利義敎)御祈、於本坊地藏院僧正勤仕、愛染王法伴僧六口、供料三千疋、奉行攝津播磨、御撫物渡之畢、　三月九日、夏初歟、可參御加持之由、大館中務少輔(滿信)奉、加持也、予直參御所、自御直廬同白御小袖令著給也、予奉相對申、御加持作法別有之、五古ヲ以テ奉加持退出之後、有富何臣御身固申入歟、　十一日、今日御對面之儀、先俗中外記等マデ參畢、次准后以下ノ僧中悉參申、先一乘院准后御對面御加持畢退出、次予參御加持、早々次如意寺准后參御加持、同前、次定助僧正實相院隨心院已下次第ニ參御加持同前、(○又見普廣院殿御元服記)

〔康富記〕文安四年十二月八日丙寅、今日滋野井故實益朝臣之息敎國元服云々、此人父重服中也、重服人元服例、歸遠大外記注進之内有之、但香守顯盛、元永比有之由見及候間注申云々、

〔親長卿記〕文明五年十一月七日、室町殿若公御元服、來十二月云々、仍參仕人々云、亂中依窮困各申、

にてありし樣に、舊記に見えたり、

〔貞丈雜記 一 祝儀〕一かり元服之事、かりげんぷくと云は、男子十一歲にて刀をさし始るを云、祝言之次第刀とはこし刀なり、

〔四季草 五 秋草中〕官位

一國持大名の元服して、初より直に侍從に任ずる事を、江戸の人はつッかけ侍從と云習はしたり、つッかけといふ詞はなき事也、初任侍從といふべき事なり、

〔貞丈雜記 二 人名〕一蒲冠者、木曾冠者、河內冠者などの冠者は、くわじやとよむ也、冠者とは、近き頃元服したるわかき者の事也、猿樂狂言に、若き侍の事を、太郎冠者と云も同じ事也、

〔論語註疏 十一 先進〕莫春者春服既成、冠者五六人、童子六七人、浴乎沂、風乎舞雩、詠而歸、疏、莫春、季春也、春服既成、衣單袷之時也、我欲得冠者五六人、童子六七人、浴乎沂水之上、風涼於舞雩之下、歌詠先王之道、而歸夫子之門也、

〔古事談 二 臣節〕長季ハ、宇治殿若衆也、仍テ大童(オホワラハ)マデ不加首服云々、

〔古事談 五 神社佛寺〕八幡故檢挍僧都成清ハ、光清第十三郎之弟子、小大進三宮女房腹也、小大進所生子息八人、皆女子也、仍慕男子一人之間有夢告、熊野權現ニ可申祈云々、依之卽企參詣、還向之後、不經幾程懷姙、所產生之子也、生年九歲之時、本師入滅之間、相具小大進、祗候于花園左大臣家、憐愍之餘、十二歲之時、及可加首服之沙汰、但爲宮寺之氏人、祈請可左右トテ、先髮ヲワケテ引入烏帽子假成其體、令祈請給之間、六ケ日之夜、木工允賴行大臣家侍也有夢想、後朝申云、自南方御帳之中有細光、如日、是成奇伺見御帳之中之處、御アトニ臥タル兒ノ額ニ當レリ、又尋光之根元バ、自男山云々、此夢之後、被止首服之儀、召乘御車後、被將參高野御室、公光師仲等有御共其後頗携絃管祗候、十六歲出家、號甲斐君

〔諏訪大明神畫詞〕寅申の支干に當社造營あり、○中略氏人幷國中貴賤、人屋の營作をなさず、新材を他國へ出さず、○中略加之元服婚嫁の禮、共以是をとゞむ、違犯の者は、必神罰をかうむる、

のごはる、事、是亦定りたる例なり。

〔近代世事談五人事〕月代

堂上方の元服と云は、眉を剃給ふ也、本朝上代の姿は、今堂上方にとゞまるのみ。

〔尾張名所圖會前編四〕熱田元服の式略

毎年初午に、熱田西浦東浦の若き者ども、元服して童名を改む、其賀儀として、去年元服せし若き者を請待す、其式甚異風也、饗客日中に各箱挑灯をもたせ、髪の結やうなど異體に出立すべく、おかしきをむねとす、亭主方より、取持の者大勢出で、客の前後に立たがひ案内をなす、道のりわづか四五町に過ざる所を、壹頭より出て、鼻がたに其家につく恰蝸のあゆむがごとし、又途中にてわがまゝをいひ、取持の者をこまらする事、たとへば小石一つを見て、大なる岩ありといひ、水のこぼれたるを、深き河ありて渡られぬなどいふ、其度ごとに大勢よりて石を堀取、木通りにて橋へよせ、水に橋をわたしなどす、此外さま〲のおかしき式あれど、これを略す。

〔橘窓自語中〕諸禮家に、元服のとき、髪をそぐをもいみて、髪をはやすといへり、今時またもの切ことをはやすといふも、この元服の時の髪をはやすと稱するより轉ていふにや、考ふべし。

〔伯家部類〕一元服著座等憚ル事、元服雖爲吉事、改童形依ノミ、切髪、諸役忌之、雖東宮御元服、著座役送等被絶之、於簾中者、見物不憚之、

〔泰山集雜著甲乙錄三〕當今山〇七御元服加冠一條殿、理髪醍醐殿、理髪者以退刷御髪之末、是年幼時也、御位寳算十三歳也、總凡有リ器、不近玉體、剃刀因不用御鬢、女官以糸纏之、此泰編輯之言也、

〔貞丈雜記二人物〕元服の時、髪の先を短く切て、始て烏帽子をかぶる也、又髪を長くして、もとゞりを元結にてゆひて、女の如く下髪にしたるもあり、此體を兒と云、兒服は長絹すゐかんなどを著す、是も元服せぬ内には、ゑぼしかぶらざる也、大名高き家にては、ちごの時を用ゐる人は明食の髻

〔光臺一覽三〕御幼少にして元服あれば、十六歳迄は眉を剃、棒眉とて米かみ動脈の下に、一如此黑の作り眉なり、十六歳より棒眉を止て、本眉の所には、生されば、茅などの作り眉したまひ、大人の形になり給ふなり、攝家淸花大臣家、總體之公家堂上、此儀は御同前と知るべし、

〔元服法式〕眉の事付かね付る事

元服の時、加冠終て奧の座敷へ入給ひたる時、眉を作らるゝ也、眉毛を剃りおろして眉毛のあとよりも、上の方、額の際に、黛を以て丸く兩方に眉を作る、是を高眉と云、但此眉は、十五六七歳の比まで置るゝ也、それより前にやめらるゝ事も有、其成長にしたがふ也、高眉は、禁裏より御免を蒙りてやめらるゝ也、高眉をやめて、本の如く眉毛を立らるゝ也、又元服の日、鐵漿にて齒を黑く染らるゝ也、右は將軍家公家衆の事也、武家の子などは高眉作る事なし、鐵漿をば付ざる也、

〔類聚名物考人事一〕元服　齒黑　高眉　鬢ふく

當時の堂上方の容體は、まづ幼稚の比は、平人の如く髮を剃たる姿にて(俗に云、坊主あたまの兒也、)おはしまし、二三歳の時髮置ありて、それより髮を生さるゝ也、(すべて京地の風俗、凡下の家にては、女男の兒どもに、八九歳まで髮剃て、坊主子なり、)是は七歳に成給へば、必ず元服有例なれば、その時髮短くては叶はず、元服の時までに髮を長くおふし給へば、下賤の兒の如く、五六歳までも髮剃給ふ事はなし、さて七歳にて元服有ては、眉を剃落して高眉をつけ、齒も染給ふ事也、是攝家方よりして以下、總て堂上方の習はし定まれることゝ也、しかれども七歳にては、いまだ表向へは出交らひ給はぬこと故、この定めなれども、内々の事なれば、また一兩年十歳ばかりに成給ふまでは齒も染ず、眉も落さでおはしますも、好みにしたがひて有事也、さて十六歳に成給へば、出番有例にて、是ぞ表向へおし出して交らひもおはします故、此時をしかと出身の始として、必しも鐵漿つけ眉も高まゆ付らるゝ事也、尤十五歳より出身の事も有習ひ也、さて高眉は十八歳まで付らるゝ事にて、十九歳よりは本眉を立て、高眉は

高眉金黑

故に、他人の眼には、功者過、目口かわきの如く見ゆるなれば、其批判後迄殘り、其人をスッハの樣に人々存る也、然れば元服に時節の相應有、また生れ付の大小と智鈍に仍、遲速能程に可有也、總じて人は始て目を付らるゝ處、不離物に候間、此了簡を以、元服可然候、早過たるも遲きも、時節はづれにて惡敷候、如此遲きも早過るも、皆親の子に迷ふ心より、時を脫し候と也、

(甲子夜話二)予〇松浦清ガ侍妾ノ中ニ、外山家ノ女アリキ、其父モト公家ナリシガ、年若キトキ、身持ツコトナラズ、退身シテ隱遁セシ人ナリ、名闕予其人ト問答セシ中ニ、奇ト覺ユルコトヲ一二記ス、其一ハ、予云フ、公家ハ貴キコトナリ、古ヨリ髮ヲモ剃ラズ、總髮ニテ有コソ目デタケレトカタリシカバ、答ニ、イヤ〳〵左ヤウニハ無シ、我等若輩ノ頃迄ハ、攝關ナドハ格別、大納言ノ衆中、武家傳奏ナドハ勿論、我等祖父ナドモ、皆々月代ヲ剃居タリ、遂テ總髮ハノブラシキ程ニテ、多ハ武家ノ通ナリキ、然ヲ何ノ頃ヨリ、今年代忘漸々ニ今ノ如クナリヌ、替テ今ノ風ハ、復古ナルベケレド、中古ノ風ニ非ズト、

(故實拾要九)高眉　金黑

是高眉トハ、元服セラルヽ人、元服有テ、其當日直ニ本眉ヲ剃落シ、本眉ヨリ上程ノ額ニ以墨丸ク二所ニ眉ヲ作リ被置事也、是ヲ高眉ト云也、但高眉ハ十六七歳ノ比マデ被置之也、夫ヨリ以前ニ被止モアリ、成長ニ隨ツ歟、何レニモ高眉ハ、御免ノ蒙納許被止之也、夫ヨリ本眉ヲ如元立ラルヽ也、此時服ノ袖ヲ被留事也、

金黑ト云ハ、齒ヲ染ラルヽ事也、元服ノ日被染之者也、都テ堂上諸家、皆齒ヲ被染事也、白キ齒ハ無禮也ト云々、元服以前ノ童形ノ髮ハ、常ニ切ル事ナレシ長ケニ餘ルトイヘドモ延置也、是ヲ常ニ結ブ時ハ、髮ノ元ヲ取揃、項ノ上程ヘ上ゲテ結之、其末ヲ二ツニ分ケ、耳ノ上程ニ丸ク兩脇ニ靑輪ニ結之也、

大目付江

明六日、御前髮被ㇾ爲ㇾ執旨被ㇾ仰出ㇾ候處、京都御所向、幷二條御城御本丸其外共炎上ニ付、御延引被ㇾ仰出ㇾ候、此段可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、

二月五日

天明八申年二月

大目付江

明後廿一日、公方樣御前髮被ㇾ爲ㇾ執候ニ付、出仕等其外諸事、先達而相達候通候間、其段可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候、

二月十九日

〔柳營譜略坤〕大納言樣〇德川家慶

寬政九年三月朔日於ニ御本丸ㇾ御元服、文化五年戊辰五月六日被ㇾ爲ㇾ執ニ御前髮ㇾ

〔翁草四〕家宣公御事

中頃戰國の時分より胄下の爲によしとて、月代と云ふ事始り、將たる人迄も、押なべて是を剃る事國風になりて、貴賤上下の差別なく、今治世に至ても、此風を用るに、但皇都の宮中而已は、古の風俗にて、さしも天下の武將たる御身も、是に習はせ給ふ故、御規式に仍ては、威儀嚴重ならずして、平人に異なる事無き御粧ひも有て、是本邦の正に背き、異國外夷に似るを厭はせ給にや、此君御一代は、御總髮成しとかや、

〔翁草八十四〕感人錄下

或人一子の前髮を落させむと、島田彈正入道幽也に相談しけるに、幽也云、物に時節有、元服は人たるの始、大事の節也、早く落せば、諸人はや長人のごとく挨拶す、其時若輩にて、其應對不都合なれば、後々迄其人を不調法者也と思へり、又時過て遲く落せば、前髮有ながら、諸事功者に見ゆる

〔有德院殿御實紀三十二〕享保十五年十一月十五日、けふ右衞門督宗武卿童形あらためらるゝをもて、御座所にて御對面あり、前髮をば御みづからはさみ給ひしこぞ聞えし、

〔享保集成絲綸録八〕元文元辰年十一月

刑部卿殿、來ル十五日前髮被取候ニ付而、萬石以上之面々、公方樣大納言樣江爲御祝儀、月番松平伊豆守、松平能登守宅江使者可被差越候、

但病氣幼少隱居之面々も右之通候

一高家、雁之間詰、御奏者番、諸番頭、諸物頭、布衣以上之御役人、十五日御禮迄居殘、御祝儀可被申上候、尤西丸江も可有出仕候、

一在國在邑之面々、老中能登守江、飛札可被差越候、

右之通可被相觸候

十一月

〔惇信院殿御實紀十七〕寶暦三年三月十八日、大納言殿〇家治童形を改め給ふにより、本城にわたりたまふて御對面あり、御みづから大納言殿の御前髮をはさませたまひ、御盃の獻酬あり、

〔天保集成絲綸録九〕天明八申年二月

大目付江

明後六日公方樣〇家齊御前髮被爲執候ニ付、月次出仕之面々、翌七日半袴着用、四時登城、御祝儀可被申上候、中略

右之通候間、可被達候、諸事去年御袖留之節之趣ニ可被心得候、

二月四日

天明八申年二月

承應二年癸巳八月十二日元服、萬治三年庚子十二月廿五日被ㇾ執二前髮一、

〔參考武家補任 二 紀伊〕二代淸溪院殿光貞卿

常陸介　同年○寛永九年七月七日　同歲○七歲　於二御座之間一元服、賜二御字一、

前髮執　正保元正月二日　十九歲

〔西山遺事 一〕同年○正保二年二月、西山公○德川光圀御前かみとらせられ候、此とき御歲十八、

〔柳營譜略 乾〕嚴有院殿○德川家綱

正保二年乙酉四月廿三日御元服、萬治二年己亥正月十一日被ㇾ爲ㇾ執二御前髮一、

〔參考武家補任 一 尾張〕三代恭心院殿綱誠卿

右兵衞督　同○明曆三四月五日　六歲　元服、賜二御字一、

袖留　同五六月八日　十四歲推

前髮執　同七六月九日　十六歲推

〔嚴有院殿御實紀 十七〕萬治二年正月十一日、吉辰によて童形を改め給ふ、小納戸松平治郞兵衞淸行、成瀨總右衞門重治、御月代の役し、小姓大久保出羽守忠朝御櫛つかうまつる、長の御袴めしてまづ御祖先を拜させ給ひ、次に御座所にて三獻の御祝あり、酒井雅樂頭忠淸御盃たまはり、次に佳例のごとく甲冑の御祝ありて、井伊掃部頭直孝に御盃下さる、家門もみなまうのぼらせらる、

〔御日記〕萬治二年正月十二日、御前髮御取被ㇾ遊ニ付○德川家綱從二諸大名一御祝義ノ御樽肴獻二上之一、

〔柳營譜略 坤〕有德院殿○德川吉宗

元祿十二年己卯七月六日、被ㇾ執二御前髮一、

〔柳營譜略 坤〕惇信院殿○德川家重

享保十年乙巳四月九日御元服、十二年丁未十一月十五日被ㇾ執二御前髮一、

一是髮役の人、かやうに結べし、如斯結せ候而、子は元服親の前ヱ出る時、近習の人、柳盤に陰陽の小刀と、本の小刀と、三方ヱ据て、親の前ヱ置候時、元服する人出、親の前へ役盤のうへヱうつむく時、日の甲乙に寄、右刀にても左刀にても取て、前髮の先を左の手に持て、右の小刀にてはやす品をして、本の小刀にて盤に當て、遣刀に押切て、三方の上に置候得者、子は頭を擧る也、此合候由挨拶す、子は月代をし、髮を常のごとく結也、子主人などにて、家臣元服親勤る時は、柳盤陰陽の小刀も、御前ヱ持參し勤候て、はやし申髮も、勝手ヱ持立もの也、前。年。の。角。入。にするときの髮も、元服の髮も一所にして、親のもの品々入、箱にをさめ、神社へ納る事、同前なり、髮結着座の時、親よりの進物被贈し盃事あるべし、式三獻又は雜煮三獻也、分限にも時にも依べし、

〔伊勢貞親以來傳書〕永正十二年十一月十九日、畠山殿鶴寄殿俄元服、申剋於畠山式部少輔亭、伊勢守貞陸剃。髮。任之、號次郎殿、實名恒長、

〔清正記〕一〕虎之助〈○加藤清正〉十五歲の時、母公へ被申上けるは、我御蔭を以成人仕り、歲は十五さいへども、せいも高し、前。髮。おさ。し。事公も勤可申と被申ければ、おさなしくも申たるものかなと、秀吉殿〈○豐臣秀吉〉へこまぐ\と御語りあれば、藤吉殿、一入機嫌よろしく、内々彼が髮ざしを見るに、能く曾祖父清信に似つる者かなと存候、前。髮。落。し。申。さ。ん。と。て、助。男。に。な。し、加藤虎之助と名付、初て百七十石の領知を給はり、本公の身となる、

○按ズルニ、前髮ヲ剃リ落スヲ、元服ノ儀トセシ事、此頃ヨリノ俗習ト聞エタリ、因テ元服ト云ハズ、直チニ前髮落ト云ヒシナルベシ、

〔參考武家補任〈寬永〉〕二代瑞龍院殿光友卿

前髮執　同〈○寬永〉廿正月二日　十九歲〈[illegible]〉

〔御髮諸略記〕綱重卿

の方ゟ能直して退く、時に結髮の役出て、月代をも能々直して髮をゆふべし、かくて席を改、手水嗽をもして、神酒を頂戴すべし、終て相應に祝儀の膳部を出し祝すべし、尤前髮を採たる人は、素襖に烏帽子を著る事、其位によるべし、無官位人は長袴たるべし、或は其烏帽子親の方へ行て、右の式をも整る時は、子方ゟ酒肴大刀馬代等を持參する也、此節も口祝を出し、次に臺の引渡を出し、三方に大器を一すへ出して、親ゟ子に盃事あり、子三獻呑、返盃して後に、右のごとく結髮の式あるべし、無官位人は十六歲の六月十六日に吉晨を擇て、額を直し袖を留て、元服の式に准ずれ共、元服とはいふべからず、右のごとく額髮を採るをも、俗に元服といへ共、烏帽子をも著ざる程にては、額髮を取、前髮をとるなどとはいへ共、元服とは唱べからず、併當代武家にて、大小名の袖を留、前髮を採て、官位につかるゝをば元服といふべし、額髮を採事も古法にはなかりしが、別書にも有ごとく、佛法渡來して、是を信仰の族、落髮する中に、主君に仕る人は、心のまゝに落髮する事も成難くして、髮を半分そりし也、是より月代半利(ナカゾリ)等の名も起りて、十六歲にして額髮をも取事となりぬ、箇樣の事を心得ては、平民の元服といふべき理はなし、併右に云ごとく、額髮を採て、官位にも任叙する人は元服と云べし、世俗如此なる事をしらずして、額を直して袖を留る事を、袖留のいわゐとはいわずして、半元服といふ族多し、大なるあやまりといふべし、〇中略古法は男子十六歲未滿の六月十六日に袖を留め、十六歲の同月日に、前髮を採る事前に記せり、併十六日にも不限、父母の心に任せて吉日をば擇べし、十六日も、畢竟八數を用る所也、

〔古今元服口傳〕一生髮をおろす事、十七歲の十一月十五日前髮を取る事、中頃已來の例也、今俗にこれを元服といふ、然ども前髮被成抔と申候よし、前髮を小き元結にて根を卷、十貳卷男結に兩締に結て、其次を女結男結に本結にて結、扨紙を以包、其上を水引にて、女結男結に元服の書の髮のごとく以上五所結なり、

ぬぎて、とめ袖の服を著す、これを半元服と云、其後二三年も過て前髪を落し、さかいきを大に剃り、野郎(やらう)あたまにするを本元服といふ也、○中略古代なき事にて、男立の風俗にて、曾て元服の禮にあらず、又袖とめ半元服本元服など、云名目、古代一向なき事也、古ふり袖と云物なし、童子の服は、脇(わき)の下を塞(ふさ)がずして服なり、元服の禮式、今は知る人少きゆへ、歴々の大家の子息も、今やうの元服にて、眞の元服の禮を行はぬ也、

〔元服法式追加〕一又問て云、當世のならはしは、小人の額にかみそりをあて、額の角(すみ)の毛をそり、すみを入候を半元服と申、ふり袖の小袖をぬぎて、とめ袖の小袖を用申候、其後前髪をそり落し申候を本元服と申候、古法を用ひ候ては額にすみを入れず候間、半元服にもなり不申候、此儀如何、答て云、額にすみを入る事、古は曾て無之事に候、近代の風俗にて候、然る間、公家衆は今も額にすみを入られず、さかいきをもそり申されず候、ひたひにすみを入るを元服と心得候は、其ひが事にて候、右に申如く、古法を用ひ、ゑぼしをかぶらせ、祝儀取行ひて後、翌日にてもいつにても、内々にて額にすみを入候て可然存候、とめ袖の小袖の事は、ゑぼしかぶりたらば着用すべき事に候、半元服本元服と申名目、いにしへは一向無之事に候、

〔伊勢家用來冠禮口訣書〕當日には、生髮をおろす人は、長袴にて出座し、烏帽子親に對面し、互に祝言を述て口祝を出し、三種の肴に、足打に土器をすへ出し、かんなべ酌にて、先烏帽子親一獻呑、當人へさす、當人受て下を呑、酒を受呑所へ、親肴をする也、當人是を受、酒を加呑て返盃す、烏帽子親一獻呑所へ、當人より肴を出、親之を受、酒を加呑納る也、祝盃の式すみて、後見の人竹刀迷刀をかんなかけにもすへ持出、主人の左の方に置、次に結髮の具を出し、結髮の役出て、前に記すごとく行の式に髮をまき、紙に包、水引にて結て退くべし、此節當人、吉女の方に向べし、烏帽子親さし寄て、先竹刀をとりて當初、次に小刀を取、左手に髮を持、すり切やり刀に置て、左の袖に入、月代をた

めのよそほひなどいふ詞も、元服の事になん侍る、もろこしにも冠禮とて、委しき禮法在て、もろもろの書に見えたり、ひとゝなりのはじめなれば、いと重き禮にて、ことぶき侍るためしなり、されば我國古の王道は、百官の職ありて、文武の官分れり、四道の將軍をたて給ひしより、武門の品品有けれども、月代そり、額髮剃落すといふ事は、古書にもいまだ見及侍らず、貝原氏が和事始に、沙石集撰集抄の中に、僧の月代の跡ありける事を書出して、鎌倉北條家の時より始りけるにやとかき、平信長の時より額髮剃始し事を書たり、予考ふるに、幸若氏が舞の清重の書に、清重が月代の見えける事をかき侍れば、かまくら右大將賴朝、總追捕使を給りて、天下の政、武家の權になりしより、武家みな月代をそりはじめたりと見え侍る、職傳に梶原源太景季よりはじめたりといへり、甲冑を著て、炎天に戰場の働に、一身の氣逆上してくるしみければ、頭の直中に月の如く丸く毛をそりて、冑の八まん座より氣をぬきしより始りて、月代とかくと聞侍る、今のいとけなき男の月代は、その遺風なり、太平記大塔宮熊野落の所に、十津川にて村上彥四郞義光、ときんを取ければ、月代の見えけるよし書たり、額髮をそり落す事は、或人云、將軍源義政の時、名護屋山三郞といへる武士、美男にて好色の名有、風流の粧をなし、始て額髮をそり落しければ、武家の人々是を學て、みな額髮をとりけるゆゑ、それより今の世まで額髮を取來れり、是を元服と號すとある書に見えたりと聞侍る、其書いまだ見侍らねば、たしかには證說ともいひがたし、又太閤豐臣秀吉の時、名護屋因幡守が子、山三郞とて、美男にして好色の名ある人あり、是は森美作守が妻の弟也といふ、しかれども額髮をそり始めたりといへる事はきこえず、

〔四季草六秋草下〕祝儀

古代の人は、皆さかいきを剃る事なくして總髮也、童子も中剃そる事なく、髻を結て、うしろへ長く垂て置たり、〇中略今世の元服といふは、童子の額の兩方の毛を剃りて、すみを入、ふり袖の服を

古へは公家武家ともに、その下の農商の輩も、みな總髪にて額に角を入たるのみにて、今の世の形の如く、頂を剃事は曾て無りし也、その角を入るさは、今の世の角前髪といふさまにせしものにて有しかば、幼少の時は、丸額にて有を壹形といひ、おとなに成ば、角を入て成人の姿に成たる故、その遺風にて、今世にも元服といへば、平人は烏帽子はきねども、角を入るを半元服といひ、前髪を剃落すを本元服とはいへる也、

〔逸史十二〕逸史氏曰、今之俗以去頂髮爲成人之儀者、京室搢紳之外、無貴賤皆然、相傳創於鎌倉時、或曰創乎室町氏、蓋喪亂之世、從軍者兜鍪皆生蟣蝨、故權剃頂髮以避其患、役罷復然、卽而天下滋亂、滿士丁壯、不遑復髮焉、因以成俗、卒至於以代冠禮、其爲軍容也甚矣、或又曰、中古有月額、今去頂髮者、蓋月額之遺、蓋非軍容也、未知孰是、縱非軍容乎、其失禮容則一矣、

〔隨意錄七〕我方後世之俗、男子十五六、而薙前髮、卽之元服、諸侯以下達乎庶民、以爲通稱焉、然非敢加冠、徒假名耳、

〔秋苑日渉一〕元服

元服本加冠之名、顏師古注漢昭帝紀曰、元首也、冠者首之所著、故曰元服、搢紳家皆有其禮而存焉、今俗謂。剃。額。爲。元。服。、未詳何故、蓋在昔士庶皆有加冠之儀、故因剃額存其名歟、大凡剃額之前、削去頂髮一二寸許、爲髻在其後、於前額更爲一髻、挽其末結後髻之間、謂之前髮、迨二十歲前後削去前髮、所以有元服之名耳、按使琉球紀曰、男女不剃胎髮、男至二十、成立髮髻之後、薙頂髮削去、惟留四餘、挽一髻子前額右傍、貴小如意、如意亦分貴賤品級、此亦前髮之類也、有時之說、詳見前編集、

〔[illegible]草九[illegible]上〕元服舊風考

我國、男の元服といふ事は、おさなき時の髪をゆひあらためて、男容になり、位ある人は、初冠とて冠を著烏帽子を著初侍る、其禮法古き書どもに見え侍れば、委くは過すはつらとゆひ、はに

右之趣、今日出仕之面々江可被相達候、尤西丸御目付江も可被達候、

五月

〔浚明院殿御實紀十二〕明和二年十一月十五日、民部卿治濟卿は袖留之儀行はれしにより、出仕せられ、卷物五、二種一荷まいらせられて御對面あり、

〔天保集成絲綸錄十〕文化四卯年五月

大目付江

明後三日、大納言樣〇德川家慶御袖被爲留候ニ付、月次出仕之面々、熨斗目半袴著用、同日四時登城、御祝儀可申上候、尤西丸江も爲御祝儀可被罷出候、

但病氣幼少之面々は、月番之老中對馬守宅江以使者御祝儀可申上候、尤在國在邑之面々は、老中對馬守宅江以飛札御祝儀可申上候、

右之趣今日出仕之面々江於席々可被相達候、

五月朔日

文化四卯年五月

大目付江

明後三日、大納言樣御袖留爲御祝儀、高家衆、雁間詰、御奏者番、御本丸西丸布衣以上御役人江吸物御酒被下候、其段可被達候、諸事寬延四年御袖留之節之通可被心得候、

五月朔日

〔貞丈雜記一祝儀〕今の世にては、童子前髮を大にわけ、ひたひのすみをぬくを半元服といひ、前髮をおとして、月代をするを本元服などと云事、近代のならはしなり、古無之、

〔類聚名物考身體一〕月額　さかやき　又云月代　つきしろ

右之通可被相達候

五月

明後十五日、大納言樣御袖被爲留候ニ付、在國在邑之面々、被承候以後、老中對馬守江、以飛札御祝儀可被申越候、

但在江戸にて病氣又は隱居幼少之面々は、老中對馬守宅江、以使者御祝儀可被申越候、

五月

〔伊豫吉田御家系譜〕村澄公○伊達氏

享保十八癸丑年十二月二日、御袖留御名改御伺書被指出、同三日御伺濟、同五日、御袖留、宮內與御名改、同十九甲寅年三月廿五日、御前髮執御願書被指出、即夕御願濟、同月廿七日御前髮被爲執、

〔宇和島侯系圖〕村候公○伊達氏

元文四未年五月十一日、奧州公○仙臺伊達氏於御館御袖留、御額直被遣、御官名大膳大夫樣御改、但四品被敍歟、五申年夏、御前髮被爲執、

〔寶曆集成絲綸錄六〕寛延四未年○寶曆元年五月

明二日、大納言樣○德川家治御袖留爲御祝儀、高家衆、雁間詰、御奏者番、布衣以上御役人江、御吸物御酒被下候、其段可被達候、諸事享保十一年御袖留之節之通可被心得候、

五月

大納言樣御袖被爲留候付、月並出仕之面々、熨斗目半袴着用、明日四時登城、御祝儀可申上候、尤西丸江も爲御祝儀可被罷出候、

但病氣幼少之面々者、月番之老中隱岐守、但馬守宅江以使者御祝儀可申上候、在國在邑之面々は、老中隱岐守、但馬守江以飛札御祝儀可申上候、

故也、

〔貞丈雜記小袖三〕一小袖に、ふり袖、とめ袖と云事、昔はなき事也、舊記にみえず、小兒は陽氣さかんにて、身の熱氣をもらさゞれば、病をわづらふ事ある故、小袖の左右の脇袖の下の邊に口をあけて、いきをぬく也、袖を長くする事なし、是をわきあけと云也、簾中舊記に、わきあけと云事有るは此事なり、今は八ツくちと云、わきあけの體、袖の下の所身ごろをはなれて、今のふり袖の短き物の樣にありしより、次第々々に袖を長くして、風流にしたる也、寛文年中の比迄は、女子のふり袖壹尺四五寸計なるを、十六七歲の人著るを、其比は大ふり袖とて、昔なき長袖也と申ける由、古老の物語也、今はいよ〳〵長くなりて、貳尺四五寸に成たる也、ふり袖はいにしへなき故、昔は袖とめの祝と云事もなし、

〔嚴有院殿御實紀十六〕萬治元年十二月十三日、左馬頭綱重卿袖留の式行はるゝによて、阿部豐後守忠秋御使して、時服十二領二荷つかはさる、日門よりは使奉り御けしき伺はる、尾邸より壺口切茶幷に二種一荷獻せらる、

〔有德院殿御實紀二〕元祿八年十二月、御とし十二にて江府にまいりたまひ、九年、〇中略十二月十一日加冠して、〇中略十一年三月廿七日袖留の式行はれ、十二年七月六日畫形を改めらる、

〔伊豫吉田御家系譜〕村豐公〇伊達氏

元祿十二己卯年正月十八日御袖留、御烏帽子親遠州宗昭公、〇宇和島伊達氏　十三庚辰年四月廿一日、御前髮被ㇾ爲ㇾ執、

〔享保集成絲綸錄七〕享保十一午年五月

明後十五日、大納言樣御袖被ㇾ爲ㇾ留候ニ付、月次出仕之面々、御禮過相殘、於ㇾ席々ㇾ謁ㇾ老中、御祝儀可ㇾ申上ㇾ候、尤西丸江も爲ㇾ御祝儀ㇾ可ㇾ被ㇾ罷ㇾ出候、

引わたしにて冷酒一獻あり、盃は土器壹ッ、公卿に居て出べし、此時は鼎の引わたしを兩人にすへべし、拇親三獻のみて子にさすべし、子三獻のみて親へかへす、又親のみてゑぼし親にさす加へて三獻のみて納め、拇かみをそるべし、此時ゑぼし親、前髮を取上結て、はさみにてはさむべし、其後髮をそる者來て、さかやきを剃べし、是は本式の儀にあらず、本式にはゑぼし親、髮をはやすと云作法あり、尤異行草の故實あるなり、當代民間において、一向用ひざる事なれば、爰に記さず、

〔大江俊光記〕元祿五年三月二日、今日主上〈○東山〉御額直し之由、御詰公家衆總詰、非藏人總詰、御詰非藏人へは、金子二歩づゝ、爲御祝拜領之由、阿波周防遠江ゟ爲屆來書、非藏人中ゟ目書一折獻上之由、御臺所侍仕丁へも拜領有之由、今日御祝儀之事、某方へは何方よりも不申越也、

〔大江俊矩記〕文政四年八月十五日癸巳、同姓美濃俊堅、今夕月見〈○中略〉也、〈去六月十六日御願中、几帳御○○○明日御延引、然於輪〉額直之事、昨日民部丞〈江〉賴合領掌、仍未刻計俊堅入來、予直額了、其儀任例畧事省略、泔坏代用陶器、居臺〈入水〉、剃刀髮搔等包檀紙、共置件臺上、先以髮搔搔鬢〈先左次右〉、次援水〈先左次右〉濡鬢〈先左次右上三度用之〉畢、次以剃刀直額〈先左次右如形剃之〉、次以髮搔搔鬢〈先左次右〉了、如元納調度撤之、尤無座之設役送等女房亦不改之、萬事省略不可說々々々、抑直額時、予心中唱曰、君ニ忠アレ、親ニ孝アレ、官位高カレ、壽命長カレ、事畢遣昆布鮑、御時被歸、件事雖被賴、依時節柄無謝物由、昨日民部丞斷之處、今日美濃扇子三本、隨身ニ惠之、雖久敷令祝納了、今夜可有祝酒之設處、是又無其儀由有斷、仍不念賀、

中剃

〔御家譜記〕寬文五年正月十五日、村昭樣〈○伊達氏字伯鳥〉御誕生、御名辨之助樣、　十一年十一月廿八日、辨之助樣御中剃被遊、　延寶七年、辨之助樣御袖留、

〔享保集成絲綸錄〈六〉〕慶安元〈子〉年三月六日

一昨日大納言樣御中剃始に付て、諸大名并三千石以上之面々、御服代御樽代進上之、

鬢上

〔貞丈雜記〈一祝儀〉〕一鬢とめの祝といふ事、京都將軍の時代にはなし、其故は昔はふり鬢と云事なき

一御熨斗三方差上之

一加冠理髮役、其外御重役之面々被召出奉賀之、一統恐悅被申上、

一氏神江御拜あり

一御奥江被爲入、上々樣方御對面、御熨斗差上之、

一御靈前江御拜あり

一御裝束被爲脫、御長袴被爲召、御奥にて御祝之御式畢て、表御書院江御出座有、加冠理髮役被召出御盃等被下、其外拜領物有之、御祝儀之次第ハ、御家之御定次第也、

以上

〔古今元服口傳〕一額を直し袖を留る事、十六歳の六月十六日本也、此時小結烏帽子を止て長絹を著て、大結烏帽子を著す、當世は六月にも不限、其身似合しき日をえらみ、吉方江向すべし、陰陽の小刀にて、額の左へ三刀、右の方江三刀、中江三刀當、御似合よしを挨拶申也、是までは契約親の作法也、扨鬢役の人、額に角を入かみを結也、終て裝束をあらため、契約親と盃事して祝儀あるべし、是を今の俗に角入とも半元服とも云、然ども文言にて言ふには、御袖被留とも、御額被直とも申也、剃たる髮は紙に包前のごとく祝儀の品々入、嗜置べし、

〔禮容筆粹五〕元來世俗のさかやきそるといふ事、額に角をいるゝといふ事、本朝の故實にあらず、しかれどもそのあやまり來る事久しければ、今更是非に不及事也、十五已上は、大學に志して、天道を恐るゝ事なれば、其骨がらにしたがひ、吉月良辰によりて、武家は勇武仁德の人を賴みて、ゑぼし親にすべし、半元服は、尤一年も半年も前かたなれば、名乘は其時に究て然るべし、若延引ならば、此時諱をも究むべし、半元服の時、袖をつむる作法なれども、京師大坂の土俗、專圓額より袖を直す、しかし商家は、制の外なれば論ずべからず、武家にはさのみなき事也、扨祝言の次第は、先

前には、卓に香爐、香盆、立華、燭臺等を置也、敷子一雙、洗米、赤飯、置鳥、置鯉等をも飾る也、立華には柳樹、勝軍木、白茅の三種の内を、いづれにても瓶華に入置也、尤眞の式是也、此式よりして、其官位に應じて省略する義勿論也、

氏神を床の中臺に勸請し、床の左、上座には、八幡大神、同右下座の方に、春日大明神を祭る也、此兩社ともに産神ならば、則中臺として、左に摩利支天、右に毘沙門天か、大黒天辨才天の内を勸請する也、如此事は、其主人の好にも任すべし、○又見古今元服口傳、

〔冠帽抄〕額に角を入るを半元服といひ、前髮をわけ結ふなり、半元服まへは、ふり袖なり、此半元服の時、袖を直すなり、○中略額なほすうちは、袴ばかり着すべし、こくこまひ、長上下にても半上下にても着て、額直しの祝と盃事あるべし、

〔御元服御額直御式〕一御祝之間江御出座、御前髮御熨斗目長袴、御熨斗三方差上之、理髮役賣役出、一獻有、御手熨斗被下、頂戴之、御下座ニ復ス、御熨斗三方撤之、

一介添打亂箱持出、此時吉方を申上据之、次ニ泔坏持出据之、

一理髮役進み出、御額を直候よしを申上、介添打亂箱之笄刀を取、理髮役江渡、請取之、先御左、次に御右、次に御向と御額に三度あてゝ、御祝申上、笄刀を打亂箱江直し、少退き恐悦之旨を申上、御次へ退座、

一御居間江被爲入、御鬢役罷出、御額を直、御髮摘相濟、御熨斗目御召御長袴被爲召、御祝之間江御出座、加冠理髮役罷出、

一介添御烏帽子を御前に据持出、吉方を申上事同前、次に御裝束を御廣蓋に据持出之、御前江直し、畢て加冠理髮役介添打續罷出、御衣紋方被召出、御烏帽子介添より取之、試て加冠し奉る、御裝束終て、御衣紋方退座、加冠理髮役介添、次第を以御下座ニ復ス、

儀於鶴岡八幡宮御沙汰云々、

〔鎌倉九代後記〕永享十年六月、持氏長子賢王、義久元服ノ沙汰アリ、先例京都ニシテ元服ストイヘドモ、初メ義持公猶子義量早世、持氏ヲ養子ノ約アリ、已ニ義持薨去シテ、弟義教ヲ継子トス、是ニヨリテ持氏義教ト不和、義教又鎌倉ヲ亡スベキ志アリ、此故ニ持氏先規ヲ黜シテ、往昔義家ノ例アリトテ鎌倉鶴岡八幡宮ニテ、元服ノ催シアリ、憲實〇上杉京都ヲ憚リテ、頻ニ諫言ストイヘドモ承引ナク、遂ニ彼寶前ニテ、元服ノ儀ヲ調フ、

〔鎌倉大草紙〕將軍家の御舎弟、香嚴院殿と申て、禪僧にて天龍寺に御坐有けるを、長祿元年十二月十九日、二十三歳にて俗に還し申、左馬頭政知と付、上杉中務丞爲上使、同治部少輔政憲、南伊豫守、飯河河内守、布施民部大夫、木戸三河守孝範等御供にて、同月廿四日、伊豆國まで御著、三島の大明神へ御參詣あり、彼神前において御元服有けり、木戸三河守孝範、御加冠、治部少輔政憲御理髪にて有ける、孝範は冷泉中納言持爲卿の門弟にて、無雙の歌人にて有ければ、一首の和歌を詠じ、大明神へ獻上して、公方の御運をぞ祈ける、

　我君の初もとゆひの黒髪にちよふる霜のしらがなるまで

〔伊勢家用來冠禮口訣書〕往古は、武家にて其氏神の社前にて元服せし事も有〇中略後世に至ては、氏神の社頭に於て、元服の式やみて、其館の中に、氏神を床に勸請して首服を加る事也、近代は諸家も其家例により、年齢の定も有て、將軍家の貴前にて元服をなし、御一字を賜り、又は家筋によりては、御盃の上にて、御腰物を賜る事なども有之也、此式にも不及家々にては、右のごとく其館にて、床に氏神を勸請して、元服の祝儀を被執行也、先將軍家よりして大納言迄は、其館の書院の東南の方か、又は其日の玉女の方に、床の上に壇をかまへ、七五のあらごもを敷せ、金襴の垂衣敷絹を用飾り、床の中央には、紅の八打總付たる緒にて東方結をなし、其中に八寸の圓鏡を懸け、其

清宗 持長續男、母□澤朝日入道不識齋女
永享十一年己未十一月五日、於祖神社前元服、十三歳
長朝 清宗續男、母武田信昌女
寶德元年己巳十一月廿三日、於祖神社前元服、七歳
貞朝 長朝續男、母家女房
文明三年辛卯正月十一日、於祖神社前元服、十一
長棟 貞朝續男、母□野氏
明應元年壬子三月廿七日、於祖神社壇元服、十三歳
貞慶 長棟三男、母家女房、實正續一
永祿元年戊午十一月十三日、於鎌倉祖氏神新羅寶前加首服、十三歳
秀政 貞慶續男、母日野中納言女
天正九年辛巳十一月十三日、於江州新羅神前加首服、十三歳

〔太平記 三十六〕清氏叛逆事附相模守子息元服事
相模守清氏○細川ハ、氣分飽マデ侈タ、行跡尋常ナラザリケレドモ、偏ニ佛神ヲ敬フ心深カリケレバ、神ニ歸服シタ、子孫ノ冥加ヲ祈ラントヤ思ハレケン、又我子ノ烏帽子親ニ可取人ナレトヤ思ケン、九ト七トニナリケル二人ノ子ヲ、八幡ニテ元服サセ、大菩薩ノ烏帽子子ニ成テ、兄ヲバ八幡六郎、弟ヲバ八幡八郎トゾ名付ケル、此事聞テ天下ノ口遊ト成ケレバ、將軍是ヲ聞給テ、是ハ只當家ノ累祖、伊豫守頼義、三人ノ子ヲ八幡太郎、賀茂次郎、新羅三郎ト名付シニ異ズ、心中ニイカ樣天下ヲ奪ハントト思フ企アル者也ト所存ニ違テゾ思ハレケル、
〔看聞日記〕永享十年八月廿二日、鎌倉若公元服事、管領上杉爲中沙汰、自公方被御沙汰治定之處、改其

も、まづやはた〈石清水〉へ參りつやして、我四代の祖父義家の朝臣は、此神の御子となして、名をば八まん太郎よし家とがうしき、かつうは、其跡をもおふべしとて、御ほうせんにてもこゝりとり上、木曾の次郎よしなかとこそ付たりけれ、

〔小笠原系圖〕

長政

嘉禎二年丙午正月十三日、於祖神〈新羅明神〉社壇元服、〈十五歳〉

宗長〈嫡孫　母伴野出羽守長房女〉

弘安七年〈甲申〉正月十一日、於祖神社壇元服、〈十三歳〉

貞宗〈母中原經行女〉

德治元年〈丙午〉十一月廿日、於祖神社壇元服、〈十三歳〉

政長〈母藤原光義女〉

元弘元年〈辛未〉十一月廿三日、於祖神社前元服、〈十三歳〉

長基〈政長嫡男　母木曾義純女〉

延文四年己亥十一月廿三日、於祖神社前加首服、〈十三歳〉

長秀〈長基嫡男　母武田陸奥守信春女〉

永和四年戊午十一月五日、於祖神社前元服、〈十三歳〉

政康〈長基次男　母同長秀〉

嘉慶二年戊辰十一月五日、於祖神社前元服、〈十三歳〉

持長〈政康嫡男　母家女房〉

應永十五年戊子十一月、於祖神社前元服、〈十三歳〉

神宮文庫

子執之、大臣祇候、爰使敦位定國先結髮、次敦〈少○字〉著冠、此時左大臣藤朝臣參入、太政大臣幷仲平相具舞踏、賜仲平白褂一領、敦即手造位記、曰、無位藤原仲平、今可正五位下、先帝〈宇○光〉御宇之日、兄時平加元服、曾准其流也、

(日本紀略〈醍醐〉一)延喜廿一年正月廿五日壬子、贈太政大臣藤原朝臣時平第三息男敦忠、於殿上加元服、敍從五位下、

(日本紀略〈圓融〉七)天元三年二月廿五日己巳、太政大臣〈賴○忠藤原〉息男、於清涼殿加元服、右兵衛督遠度理髮、左大臣〈雅○信源〉加冠、即敍正五位下、名公任也、天皇入御、大臣以下著南殿、有饗、又大臣以下殿上人有祿物、太政大臣儲了、又於中院□屯食諸陣、此間新冠者公任於弓場殿申慶、

(扶桑略記〈圓融〉二十七)天元二年二月廿五日、關白太政大臣藤原賴忠朝臣嫡子公任於殿上元服、天皇手自授冠加首、

(大日本史〈列傳〉一百四十二)按、略記爲二年事、恐誤、

(日本紀略〈一條〉九)寬和二年十月廿一日丙辰、右大臣〈兼○家藤原〉息男〈道○信〉於淑景舍御前加元服、攝政養子也、授從五位上、有饗宴、辨少納言史等預之、

(尊卑分脈〈源氏〉)賴義

義家　父賴義朝臣參詣八幡宗廟、〈中略〉自宿彼寶前、月、當有懷妊、即令出生男子畢、今義家朝臣是也、仍七歲春、於社壇依加首服、號八幡太郎云々、

義綱　父於賀茂社令加首服之故也、號賀茂次郎、

義光　平日住三井寺、號新羅三郎、於園城寺新羅明神社壇加首服之故也、

(平家物語〈六〉)めぐらしぶみの事

其比しなのゝ國に、木曾の次郎義仲といふ源氏有と聞えけり、〈中略〉十三でげんぷくしたりしに

大納言樣より

白銀二百枚　綸緬紅白二十卷

御臺樣より

白銀三十枚〇中略

右之通御進獻被遊

殿上元服

〔續日本後紀七仁明〕承和五年十二月辛巳、皇太子〇文德於紫宸殿加元服、〇中略是日亦源朝臣融於內裏冠焉、天皇抽筆叙正四位下、嵯峨天皇第八子、大原氏所産也、賜之天皇令爲子、故有此叙、賜見參親王已下五位已上祿有差、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年七月庚戌、致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨、〇中略緒嗣者、參議正三位式部卿太宰帥宇合之孫、而贈太政大臣正一位百川之長子也、桓武天皇延曆七年春、喚緒嗣於殿上、令加冠焉、其幞頭巾子、皆是乘輿之所撤也、

〔三代實錄四十九光孝〕仁和二年正月二日壬午、太政大臣第一之男時平、於仁壽殿加元服、于時年十六、帝自手取冠加其首、令主殿助從五位下藤原朝臣末直理鬢、卽日授時平正五位下、其告身天皇親筆書黃紙以賜之、勅參議左大辨從四位上兼行勘解由長官文章博士橘朝臣廣相作告身文、其所須冠巾皆是服御之物也、公卿大夫、會太政大臣職院直廬稱賀宴飮、雅樂寮舉音樂、賜五位已上祿各有差、

廿日庚子、太政大臣獻物、飯六十櫃、酒六十缶、魚六十缶、菓六十缶、納衣物韓櫃二十合、置陳於仁壽殿東庭、供御器物金銀華美、絲竹備奏、淸和太上天皇第八皇子貞數親王、及四位已上童少者十許人、在前敎習、是日出舞、群臣歡洽、通宵樂飮、賀正五位下藤原朝臣時平加冠拜儛也、宴罷之後賜時平御衣一襲、

〔扶桑略記二十二宇多〕寬平二年二月十三日己巳、大臣〇藤原基經參入言曰、可加小童仲平元服、卽於御前立倚

御鎧緋威、諸具揃一領、御兜同毛、
御弓重籐一張
御矢二十五筋
御馬鞍置一疋

加冠
井伊掃部頭

右出座、御目見、御太刀目録、御奏者番披露、
但出御以前より、御鎧は御下段西之疊緣に、櫃之蓋に載飾置、御弓は弦をはづし、御杉戸際に飾置、御矢は靱に立、同所に置之、

四月七日
一巳之下刻、御座間御上段御著座、
酒井左衛門尉
右出座老中披露御上段江召之、今度大納言様、御元服御官位ニ付、禁裏仙洞中宮江之御使可相勤旨被仰出、御口上被仰含之、○中略
大納言様御元服御官位ニ付、禁裏江公方様より、
御太刀一腰　御馬代白銀三千両一疋　綿二百把
大納言様より
御太刀一腰、御馬代白銀五千両一疋　時服五十
御臺様より
白銀千両
中宮江公方様より
白銀百枚　綿百把

御供衆金、悉進上之、貞孝以内々披露、次藤中納言殿就御裝束方之儀、糸卷被進上之、

〔續見記十七〕近衞信基御元服并信長御加冠事

天正五年秋七月十二日、近衞殿下前久公ノ公達ノ御方御元服〇中略大臣家〇織田信長御加冠ナサレ、〇中略御腰物金銀三百枚御進上有之、攝家清花御入來、其外近國ノ大名小名各出仕ス、大臣家甚以テ御面目ノ儀ナリ、

〔將軍德川家禮典附錄五〕寛政八丙辰年十月十五日

井伊掃部頭

若君樣〇德川家慶御元服之節、先規之通、御具足獻上可致候、

同九丁巳年三月朔日

若君樣御元服御官位之御祝儀

一禁裏より被進、御大刀目錄、御大刀一腰、作り御馬代黄金二枚、御前江勸修寺持參、千種同列、御元服之御祝儀被進旨述之、御大刀御頂戴、次ニ御官位之御祝儀被進旨述之、御大刀高家御床江納之、

但御官位之御祝儀御樽肴八三種、二荷御前江不出、

一仙洞より御大刀目錄被進、御大刀一腰、作り御馬代黄金一枚、御前江西洞院持參、〇中略

一中宮より被進黄金一枚、御前江左大辨宰相持參、〇中略

一禁裏より若君樣へ、被進御大刀目錄、御大刀一腰、作り御馬代黄金二枚、勸修寺持參、千種同列、〇以下前ニ同ジ

一仙洞より若君樣へ被進御大刀目錄、御大刀一腰、作り御馬代黄金一枚、西洞院持參、〇以下前ニ同ジ

一中宮より若君樣へ被進黄金一枚、廣橋持參、〇中略

一若君樣江之御禮、公方樣被爲請、

御大刀備前國秀光、代金五枚、

〔元長卿記〕永正十四年正月廿七日、四條宰相息加首服、自舊冬加冠事可存知由示之間、午剋許著直衣、向彼亭、即著座、冠者著座、○中略　予起座取一腰遣之、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午歲十二月十九日壬寅日、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣、後義輝、御元服之次第、

一御加冠役、佐々木彈正少弼定賴朝臣、○中略

一定賴進上折紙目錄也、御弓、征矢、矢ヲヘ、ヤレズ、砂金十兩、包金、同盆、白、御緞、御馬一疋、鴾毛、元賴朝臣披露之、○中略

一御乳母ヘ、三千疋折紙、勢州被相調進ラスル也、○中略

一定賴內室、吳服以扇被候、於御內々御盃被下之、同內室獻上之次第、公方ヘ段子五端、御盆一枚堆紅、若君ヘ金襴五端、御盆一枚堆朱、御臺所ノ御方ヘ、引合十帖、三千疋、姬君ノ御方ヘ、緞子三端、引合七十帖宛進獻之、

一從定賴方、同朋衆ヘ小袖被遣之、同從內室方、同朋衆ヘ小袖被送之、同從女房方、性四人ヘ、小袖被遣之、

二日目　廿日也

一同日勅使公家衆々下向坂本、從禁裏爲元服御祝儀御大刀、白、御馬、鴾毛、若君拜領之、同御大刀、大御所被拜領之、○中略　皆以勅使者、廣橋大納言兼秀也、當方有御頂戴、御前貞孝令伺候、○中略

一廣橋大納言兼秀卿、藤中納言永家卿、大內記長雅朝臣、右中辨國光朝臣、右衛門佐永相朝臣、從二位在富、治部卿有春、大外記枝賢、官務登長等進上御大刀、金、

一御供衆、於御內々御大刀、金、進上之、在富在春參向、○中略

一就御元服之儀大御所御方ヘ、廣橋殿、爲治殿、藤中納言殿、同右衛門佐殿、御大刀、金、高倉持參之次

御大刀　一腰持
馬　一疋〃
以上
伊勢守

一次郎殿、伊勢守かたへ御出、馬大刀にて禮を被仰候、目錄之認樣此分也、

大刀　一腰持
馬　一疋
以上

別に又靑錢貳千疋被持之、又遊佐其外伊勢守に、大刀にて禮を申也、

〔康富記〕文安六年(寶德元)四月十六日丙辰、是夜室町殿(義成、十五歳、後改義政、)御元服也、(中略)自禁裏御大刀(折紙)被遣武家、傳奏(中山宰相中將)爲御使、自室町殿被遣内(中略)御贈物、砂金百兩、(金銀折敷)御劍、(銀)御馬(黒□毛、置鞍、)等也、御使攝津掃部頭也、持參傳奏亭、傳奏請取之、被進禁裏云々、攝津自直垂折烏帽子也云々、被進院御所之御贈物、御劍(銀)御馬也、又傳奏(中山宰相中將親通)御馬御太刀被拜領云々、

〔親長卿記〕文明三年十二月十四日、今日二千石元長加首服了、(十五歳)如形之儀也、依時服無用意不參内、　廿九日、參内、(直衣)召具元長(直衣、五位藏人)以勾當内侍申入首服之由、予可參御前之由有仰、即參御前、元長事、依窮困難立身不定、先加首服之由奏之、神妙之由有仰、　四年正月六日、自禁裏被下扇子、號著之、(女房奉書)新大納言(親長)、徹兒賀州、(富樫)持來太刀、元長首服之賀云々、

〔長興宿禰記〕文明十二年十二月廿三日己巳、今日室町殿(義尚)井御臺御參内、去廿日於小川御亭、親王(勝仁)御元服御賀也、御太刀以下御持參、御臺五千疋被獻之云々、御一獻、數盃之後御退出云云、

〔伊勢貞助以來傳書〕永正十二年十一月十九日、畠山殿鶴壽殿御元服、中剃於畠山式部少輔亭、伊勢守貞陸御髮作之、號次郎殿、實名恒長、

一出仕三ヶ度、御太刀(持)御馬一疋并萬疋進上、是元服之御禮也、

一御太刀御馬一疋、御劍一ならびに御鞍物御拜領之御禮也、

一御太刀御馬一疋、御相伴御免之御禮也、

一御太刀御馬被官衆御對面之御禮、被官衆六人、遊佐河内守、遊佐又五郎、松田三郎、與田、片地、各御太刀(持)進上之、

一三ヶ度之出仕、先一番ちやうきの二番表打紋鶴、三番小素袍、

一從伊勢守次郎殿(エ)、日讀之認樣、

仙洞ヨリ御劍、(白)禁裏ヨリ同被進之、時房卿私禮儀一腰、(黑)重而持參御前、於御祝御座、則勅使(仁)御對面、掃部頭滿親申次之、

仙洞(江)御進物、今夜被進之、御使滿親、參傳奏時房卿宿所云々、

砂金百兩(居銀折敷)　御大刀一腰(白)

禁裏(江)御進物同　御大刀一腰(平鞘)　鞍馬一疋

勅使時房卿ヘ御引物　大鞍馬一疋　鞍馬一疋(○中略)

御祝規式以後、於御會所東向、法體衆其外諸大名少々御對面、自餘明日可參之由被仰出ニテ候、御大刀鞍馬折紙等各被進之、于時執權左衛門尉入道道端、於御會所砂金又御□□大刀等、內々被進之、依爲法體、子息持國朝臣參勤、可謂御佳例乎、

十日、右京大夫持元參勤、(○中略)

十一日、治部大輔義豐、同親父武衛代云々、

御祝每事如以前、兩日共御劍(白)弓征矢鞍馬等、如當日被進之、(○中略)

公家進金代、諸國守護役、(銀折敷代、政所方促諸道下行、目錄別紙ニアリ、)御大刀十三振、(此內三振白)御鞍二口、總鞦二懸、

以上自御倉籾井中出之、

〔滿濟准后日記〕永享元年三月九日、自御所以攝津掃部頭、齋藤加賀守、飯尾八郎左衛門尉三人被尋仰事、今夜御元服(○足利義勝)之後、內裏ヘ沙金百兩、御馬壹疋被置御鞍、(總鞦)御劍(銀)一腰、可被進上也、應安元年、鹿苑院殿(○足利義滿)御元服之時、此色々以西園寺被進內裏也、然者今度之儀、可爲如此歟如何、次砂金御劍等ヲ、應安ニ者內裏被進畢、今度仙洞(○後小松)御座之間、可爲何樣哉、此兩條可計入候云々、予御返事、(○中略)愚意之趣、御治世ノ院ニテ御座候間、尤仙洞ヘ可被進歟、但內裏ヘモ、御劍(平鞘)御馬壹疋、(被置鞍總鞦)可被進條可宜歟、其間事、且可爲時宜旨申入畢、

賀物

上之退座、如最前被召上、御盃御銚子ニ被載之、御下段より四疊目、御酌扣有之時、肥後守出座頂戴、此時御刀（長義、代金七枚、）被下之、西丸御側衆持出、御右之方御上段緣際に置之、此節出羽守取次渡之、若君樣より被下旨傳之、肥後守頂戴之、御馬（鞍置）被下旨、出羽守傳之、御次（江）退、道具帶之、出座御禮、重而御次（江）退、小サ刀帶之、此節肥後守獻上之御刀（備前國家守、代金五十枚、）御奏者番持出、最前之席に置之、肥後守出座御禮申上時、御刀指上旨、出羽守言上之、退座、御銚子入、御三方等引之、畢而入御、

〔言成卿記〕嘉永元年九月廿七日、行向西大路、孫隆脩加首服、（○中略）巳刻許冠儀了、於別所申請對者、（○加冠）（土器）盃獻酬、（父朝臣扶持）此間一門親族等來集、（撤殿代鋪設、爲俗賓客亭、）先冷酒、次燗酒、（○中略）先是禁中以下獻上物、各獻上云々、予扶助了、（堅目錄、二枚重八折、）禁中二種一荷、殿下、陽明、桂宮干鯛、勾當內侍ひだひ、內侍所御鈴料、（青銅二十疋）加冠大刀馬、（代銀一枚）理髮樽代（二百疋）干鯛云々、

〔宗吾大草紙〕色々の事

一人の元服の引出物、征矢を遣候に、切符の羽の付たる矢を不可遣候よし申候、

〔河村誓眞聞書〕元服の引出物の事、本式は弓征矢鎧馬大刀の事、申に不及、矢に切符の羽をば不用候、いづれも祝言の時、聲のひゞきの惡物は斟酌候、

〔元服法式〕一元服の祝に、進物に切符(キリフ)の羽はぎたる矢は忌むべし、又矢を四六は遣はさぬ物也、又元服の祝に小豆を忌む也、小豆は煮れば腹きるゝ故也、又二毛(ニゲ)馬を忌べし、

〔源平盛衰記〕三十六　鷲尾一谷案內者事

只今烏帽子親ノ引出物トテ、花櫚木ノ管ニ、白金筒ノ金入タル刀ニ、鹿毛ノ馬ニ鞍置テ、赤革威ノ甲冑、小具足付ケテ給タリケリ、

〔曾我物語〕五　北條殿（○時政）御對面有て、則ち髮を取上、（○曾我時致元服）酒宴も過ければ、鹿毛なる馬に、白覆輪の鞍置てぞ引れける、

理髮　松平肥後守
差添松平若狹守

一御座間御上段、公方樣〇家慶父家齊若君樣御著座、御長袴公方樣へ、若君樣より、

御大刀備前國長光、代金十五枚、卷物十、白銀三十枚、御馬鞍置一疋、三種三千疋、但御進物先達而並置、堅御

目錄も置付、

右御大刀目錄、出羽守〇水野持出披露、若君樣御禮被遊、畢而引之、

初獻

公方樣御盃、公方樣御引渡、若君樣御引渡、公方樣御捨土器若君樣御捨土器御酌御加、

公方樣被召上、御銚付、御加有之御銚付、其御盃若君樣江被進、御頂戴被召上、御銚付御加有之時、被

進御大刀、備前國近景、代五百貫、御小刀、福島藤四郎吉光、代金二百五十枚、老中持出之、若君樣御前ニ置之、被爲進旨御意有之、

右御大刀御小刀則引之、右御盃御銚付被遊、御返盃被召上之、御銚付御加有之、御銚付御銚子入、

二獻

公方樣御盃、初之御盃さ引替公方樣御雜煮、御引渡さ引替若君樣御雜煮、同断御酌御加、

公方樣被召上、御銚付、御加有之御銚付、其御盃若君樣江被進、御頂戴被召上、御銚付御加有之、御銚

付御返盃無之、御銚子入、御盃引之、

三獻

公方樣御盃、公方樣御吸物、御雜煮さ引替若君樣御吸物、同断御酌御加、

公方樣被召上、御銚付、御加有之御銚付、其御盃若君樣江被進、御頂戴被召上、御銚付御加有之、御銚

付御納、御盃等引之、

一重而御白書院、公方樣出御、御長袴御先立老中、御刀御小姓、御上段御著座、

御大刀金馬代　井伊掃部頭

正進上ノ大刀ヲ取集持テ歸ル、元造朝臣伺申サレ遣御也、瓶子二重ハ、肴ハ其儘置ル丶也、〇中略

一內々ニテ大草調進御盃臺、又御肴七獻參ル、公廣女中ヘ渡シ申サル、〇中略

一晩天御元服儀式終而、禁裏ヘ御使攝津掃部助晴直、(晴直父攝津守元造朝臣代)從大御所御大刀一腰(國正)御馬一疋、從若君御大刀、(白)御馬(鴇毛置鞍)、砂金卅兩(金盆銀)被令進上之、傳奏廣橋兼秀卿被案內之、

二日目　廿日也

一從若君御馬一疋被獻之、管領加冠定賴朝臣奉拜領、御使因舊例、攝津守元造朝臣、〇中略

一二日目御祝事、畠山殿御勤役舊例也、今度遊佐河內守勤之、如前大草大隅兩人ヘ、六千疋渡之調進云々、進物同前、

一就元服勅使御大刀御馬、〇中略廣橋大納言兼秀卿拜領之、

一就御服奉仕之儀、御大刀御馬、藤中納言永家卿拜領之、

三日目　次第同廿一日也、

一御祝三獻日同前、獻芸御膳五、三本立二重、矢筈餅同前、但最上御膳今日ハ不參、右大隅調進也、

一式三獻、大草調進、御盃五獻、內々ニテ參ル、同大隅調進、

〔將軍德川家禮典附錄〕〔五〕寬政九丁巳年二月廿三日

一大目付御目付江、左之書付老中達之、

來月朔日、若君樣(敏次郎家慶)御元服御規式可有之旨被仰出候、

二月〇中略

三月朔日

一若君樣、御座間御上段御著座、

加冠　井伊掃部頭

晴經打敷ノ衣棧也ヲ持テ出、御前ノ疊ノ上ニ敷ク、高保銀器本ノ御膳ヲ持出、打敷ノ衣ノ上ニ置ル
ル、植綱二ノ御膳持出、晴經三、高保四、植綱御盃、又高保衣スヾシナリ持テ出、板ノ上ニ敷、晴經巢ノ上ノ
御膳、本ヲ持テ出、スヾシノ衣ノ上ニ置ルヽ、扨アゲラルヽ事、持テ出タル人被役之也、打敷ノ衣ハ
疊テ持出、ヒロゲテ置、トラルヽ時ハ、御前ニテ又疊テ被取ナリ、又高保衣ヲ持出、如以前御前ニ敷
ルヽ、次ニ六本立ノ饗參ル、晴經本御膳ヲ持出、二ヲ植綱持出、三ヲ高保、四ヲ晴經持出、本御膳ノ向
ノ板ノ上ニ置ルヽ、次植綱右ニ置ルヽ、次ニ高保左ニ置ルヽ、以上二通有之、扨定賴ノ前ヘスハル、
盛正本膳ヲ持出、二貞清、三盛正、四貞清、五盛正、六貞清、此時手長行松スエヤウ、御前ノト同前、次ニ
晴經提子、片口、御チカラホ入、ヲ持出、三ノ御前ノ土器ニ入ラル、盛正又提子ヲ持出、定賴前ニ畏ル時、三ノ膳
ノ土器ヲ取ウケテ、ソト吸ルヽ、扨前參リタル如ク、本ノ人サキ一通アケラルヽ、次ニ定賴前ヲ、サ
キ一通スエタル人アゲラルヽ、次御前ノヲ本ノ人、如元ノアゲラルヽ、打敷モ疊テ取ル、次ニ定賴
前如元ノアゲラルヽ、扨定賴座ヲ立、元造朝臣、御大刀折紙持出、披露ノ後退出、元造朝臣取申サル
ル、次ニ定賴參テ、板ノ上ニテ深ク御禮申テ著座、次ニ御所侍出、矢筈餅左ヨリ始テ、二重迄アグル、
扨大草調進ノ二重ヲ、御所侍出、前ノ二重ノ跡ニ置ク、矢筈餅ノ跡ニ瓶子ヲ置、手長大草持也、次ニ
式三獻參ル、本御膳晴經持參、御四方也定賴前平折敷也貞清持出、次ニ御前二、高保定賴、前二盛正、御前三、植
綱定賴、三貞清、御手掛植綱持出、御右ノ脇ニ角カケテ、疊ノ上ニ置ルヽ、定賴前手掛、盛正板ノ上ニ
置ルヽ、次ニ御片口、白晴經持出、御提子高保採テ出、御座敷ノ入口ニ伺候、終ニ加ヘラレズ、扨御盃
一取テ、定賴ニ給テ頂戴有、取テ座ヘ歸ル、御酌提子ノ人退出、御前ヨリ始テ、定賴前打カヽヘテ、如
元アゲラルヽ、高保黑大刀持テ出、定賴ニ被下、板上ニテ被請取退出、次ニ盛正黑大刀持出、御前ノ
中程、板ノ上ニ置畏、扨晴經黑大刀一腰持參、御禮被申、上ヨリモ一腰被下、盛正一振被相渡、次ニ高
保、次ニ植綱、元造朝臣、晴秀、堯連、同前也、何モ黑大刀ナリ、歸ル時ハ、御大刀ヲツキ右ヘ歸ル、其後盛

經殿上人座前幷弘庇、就予座下勸之、(瓶子藏人仲賢)予受盃傳右大將、(○藤原兼平)次第巡行、至殿上人座奥端有續酌、次居汁、(居折敷)予陪膳役送同上、納言已下奥端、手長五位各二人、役送諸大夫、居了中上下簀、次二獻、侍從宰相資季卿勸盃、其儀同上、瓶子定宗資季卿取予續酌、巡行如初、毎度予受盃、大納言爲加冠之故也、次居菓子、(高杯、折敷)陪膳役送同上、次予召奉行家司高嗣令聞時、歸來申吉時已至之由、(○中略)次冠者起座、經本路歸入曹司、(○中略)次敷加冠座、次居同前物、(高杯十二本、繪打敷、伊豫國調進之、)陪膳、(讚岐守兼教朝臣、先取打敷、)役送(地下五位次第役之)次居理髮前物、(黑柿机二脚、居殿上人座上、諸大夫四人役之、)次高嗣申加冠前物居了之由、仍予歸著座、次示氣色於右大將、右大將歸座移著加冠座、次親季朝臣昇居理髮座、次勸盃、(中納言伊平卿、瓶子藏人左衛門佐顯朝、)加冠受盃、次第巡流、予須受盃也、而通方卿早出、擬左大將(○藤原實經)者無便、宜傳宰相之條、又頗無先規歟、仍直下其盃傳理髮座、無別勸盃、(○中略)次賜加冠祿、左宰相中將實持卿取野劒(入錦袋、)置大將前、(代々例、女裝束一襲、螺鈿細劒、送之、今度依保元三年例用野劒、)次賜理髮祿、(女裝束一具、蘇芳織物唐衣、白腰裳、濃袴、)右中將定平朝臣取之、次引出物馬一疋、(宿鴾毛、先例多二疋、今度任保元例一疋、)右衛門大夫成季、左衛門尉宗遠引之、民部大夫宗相宗茂、取松明前行、於南庭三匝之後引出門外、右大將前駈請取之、此間右大將隨身給腰差(疋絹、行友、下家司給)之、次左中將冬忠朝臣來、取加冠祿野劒退下、(作懸禰、取之落、)次右大將起座退下、次人々起座、次歸入、

〔園太曆〕貞和二年正月二日、抑今日孫小童公定、(生年七歳、)令加首服也、仍先公御例、五歳冬可遂此事、旨用意之處、神木(○春日)動座之間延引、就予例七歳有此事、予當年冬也、雖可追其例、近來天下無爲、極以難得也、仍忩令遂也、毎事密儀、只從儉約也、(○中略)帥卿(直衣上結)冷泉前大納言、春宮大夫、右衛門督、持明院前宰相、大宮宰相等著座、(○依略儀不居饗也、○中略)次冠者起座、(○中略)次引出物細馬一疋、(□毛飾鞍、)侍二人(左衛門尉源康成、紀定景、下袴、)了、引之、左衛門尉橘重貞(同)取松明、引入屏內覽之、即引退了、無異事了祝著也、其後令出雜人、閉屏戶垂格子、立切燈臺、(居火爐、)有三獻事、(此時家秀朝臣、基秀召著之、又守賢朝臣歸著、)其儀如例、三獻後居飯、其後又二獻也、此間於休所冠者居前物、陪膳(時茂)役送(侍實)等也、引馬翟也、

物、劒、宰相中將顯雅取之裝束、季房朝臣取之馬一疋、理髮祿、左少將顯國朝臣取之、女裝束、

寢殿南庇東四間立四尺屛風、敷指筵疊地鋪茵、其前土高器各三本、端座敷菅圓座、爲公卿座、東庇立机、殿上人宛如臨時客時儀、盃酌及殿上人座侍所諸大夫座、東對丼中門廊、皆敷指筵、前庭西頭引幔、寢殿階間以西、女房打出料、

〔中右記〕保延三年正月廿日壬午、外孫小童名公親、○藤原實能子於內府○藤原賴長亭可加元服也、仍入夜著衣冠、行向彼亭、大炊御門高倉家也○中略理髮皇后宮權亮顯親朝臣著圓座、理髮了入巾子、暫退、加冠內大臣著圓座加冠、了又理髮進出、事了冠者退歸、脂燭人相從、本役人撤物具圓座、冠者改表衣、位袍出南庭再拜歸入、止加冠祿、是依父子儀不可送由、兼有大殿○賴長父忠實仰也、理髮人居公卿座末、給祿女裝束、諸大夫取之、○中略饗膳依大殿仰不儲也、○中略今度大臣二人在座、凡人元服希有之事也、休所居前物十二本、蘇芳二重織物打敷、事了冠者入休所、著前物立箸、

〔玉海〕嘉應二年四月廿三日癸卯、此日故攝政殿○藤原基實若君○藤原基通於近衞第有元服事、件家祖母二品被座、家體頗無便宜○中略則著束帶、蒔繪劒如恒向彼第、昇自中門廊、欲著座之間、上達部未著座、仍招奉行光長問之、申云、御著座之後人々可著座云々、先例公卿著座之後加冠來著、仍所相尊之也、然而今度依無主人加冠著座之後、公卿可著歟、可然々々、余入自寢殿南面西第一間、此間上達部殿上人座經座末奧座後等著第一座、件座無對座、龍鬢上敷東京錦茵、四第五間也、自第二座對座數也、其後良久人々不著座、不知何故、中宮權大夫定房、新中納言邦綱、右衞門督兼雅、藤中納言資長、新藤中納言忠親、源中納言雅賴、宰相中將宗盛、平宰相敎盛等、適以著座、殿上人同著座歟、不見及、次居余前物、折敷高坏四本、陪膳和泉守季長、依四位不參歟、役送藏人五位四人、飯在此中、公卿殿上人座據居饌、飯同居之、是依嘉承例歟、次一獻、勸盃左近少將有房朝臣、先例藏人頭勸盃、今度不然、如何、但延久殿上四位勸之云々、瓶子藏人五位、巡流如恒、次居汁、居折敷、陪膳役送同前、自餘公卿藏人五位役之、居了敎盛卿候氣色、余以下下箸了、次二獻、敎盛卿、瓶子殿上五位、次居菓子、陪膳役送同前、居了敎盛申上、是不可然、至菓子者、不待居了食之者也、○中略次冠者起座、經本路歸入曹司、○中略次居加冠前物、陪膳役送同前、白織物打敷高坏十二本、卽居理髮前物、如恒此間余移著加

左少辨經賴、余加冠被物(〔illegible〕)、馬一匹、送宰相許、亥剋許、宰相隨身冠者(〔illegible〕)來、

中大殿御前、以御隨身口信被遣蓋染掛一重袴、用右少將隆國表衣、次冠參大殿攝政、宰相隨身將曹、

今夜立明、左右官人院大殿攝政左大將幷余隨身等給疋絹、但大殿攝政殿御隨身官人各二疋、近例

云々、已上十匹云々、

(中右記)承德二年十一月十三日丁巳、午時許、小童二人○宗隆、宗成、中略將參內、是今夕元服以前、可將參之

由依有仰也、○中略人々被來各着南庭座、民部卿(俊明)新中納言(宗通)左大辨(季仲、已上衣冠)右中辨(〔illegible〕)權中將(顯實)四

位新少將(宗輔)藏人少將(〔illegible〕)頭少納言(〔illegible〕)能少納言(〔illegible〕)若狹守(〔illegible〕)藏人左衞門尉(〔illegible〕)藏人修理亮(〔illegible〕)一

獻汁物、二獻(〔illegible〕)汁物、三獻(〔illegible〕)、算〔illegible〕粥粟等、又本役人々撤物具圓座等、此後加冠理髮座、兼可居前

物也、雖然近代儀絕了、冠者改着裝束、出南庭再拜、(〔illegible〕)〔illegible〕宗、仲俊、取纏綵前行、雅宗取〔illegible〕、加冠

裝束一具(〔illegible〕)、次理髮祿(〔illegible〕)、次引出物馬(〔illegible〕)、左近大夫宗實取綵前

行、人々被出、賜立明幷冠師祿(左右近官人各五六人)

(中右記)長治二年正月廿一日庚寅、從內退出之次、行向內大臣(○源雅實)亭(〔illegible〕)、息男童〔illegible〕

定行元服事、彼則許人々着座之後、前客民部卿(俊明)被來着奧座、(〔illegible〕)左衞門督(〔illegible〕)頭中納言(〔illegible〕)

右宰相中將(〔illegible〕)下官、源宰相(〔illegible〕)左大辨(〔illegible〕)源宰相中將(〔illegible〕)大藏卿(〔illegible〕)修理大夫(〔illegible〕)頭辨(〔illegible〕)頭中將(〔illegible〕)實公

卿座殿上人十餘人、諸大夫濟々、家主〔illegible〕(〔illegible〕)先一獻(〔illegible〕)居汁物、二獻(〔illegible〕)居汁物、三獻(〔illegible〕)居菓子、

五位二人敷圓座二枚、元服座着圓座(〔illegible〕)五位三人置物具等、次脂燭二人出居左右(〔illegible〕)

(〔illegible〕)、理髮着座(〔illegible〕)理髮事了、民部卿進寄加冠了、歸本座、〔illegible〕朝臣〔illegible〕進寄〔illegible〕冠者歸入、脂

燭二人前行、次本所役五位等取物具撤圓座、次敷冠者座(〔illegible〕)居冠者前物(〔illegible〕)左〔illegible〕

(〔illegible〕)、宰相中將〔illegible〕勸盃、盃酌數巡、此間殿上人座上居理髮前物(〔illegible〕)左馬頭師隆朝臣勸盃、藏人

兵部大輔〔illegible〕來、仰上卿民部卿云、被定叙從五位下(〔illegible〕)新冠者出南庭(〔illegible〕)二拜了歸入、冠者參出

歌笛聲一二歌、次官人等舞求子、主人召將監重行賜相一襲、官人等插例祿於腰、將監二疋其後加冠以下他卿相及殿上人管絃者等被物了、兩頭同參議祿、主人耳談云、藏人頭給參議祿、如何、其後牽出物馬一疋、從駕人不敢騎、關白所被志云々、絹五十疋相加被、本云々、道長卿取綱末一拜出、理髮麿一聯、今夜事無定事、如大饗、如賭弓事、頗雜亂難爲規模、○又見日本紀略、

〔小右記〕寬弘八年正月廿一日乙未、早旦資平來云、昨戊刻內府○藤原公季孫公成加元服、傅大納言○藤原道綱加冠、左中辨朝經理髮、大納言齊信、中納言賴通、行成、時光、忠輔、參議正光、經房參詣、雲上人有數、又召伶人、有絲竹興、既及曉更、加冠理髮云々、又加冠馬二疋、卿相及雲上侍臣祿云々、○時光以彈正尹、不預祿退出云々、但齊信卿殊志、劒、又賴通卿與答笙、行成卿者、賴通卿之上﨟、而到別志於賴通卿、思時勢歟、且加冠外、總不可有別志者也、或云、新冠給中宮仰、給申府、內府曉更隨身將參大內、卽被聽昇殿、人々云、隨身被將參如何、往古不聞云々、

〔小右記〕長和二年正月廿六日戊午、今日前都督○藤原高遠息資高、爲予(高遠弟實資)養子、故院御時給爵、令加首服、十五加冠理髮前物懸盤、饗所令設也、亦彼母氏、爲見元服、偸閑來也、仍前物高杯九本衛重十、前等事、同所令儲也、都督設冠者前物、又予前物女房衛重、侍所隨身所饗所々大破子等也、戊剋元服、加冠右衛門督○藤原懷平理髮前大和守景齊、祿物等予所設也、加冠祿、赤色織物唐衣、紫織物掛、綾地摺裳、三重袴、但加藤給細劒、是都督劒也、理髮祿蘇芳綾掛、三重袴、盃酒三巡、金吾予前高坏、自餘懸盤、隨身立明、冠者理髮具、冠盛柳筥、予冠也、泔坏居打亂筥、櫛手巾本結小刀等納同筥、皆都督之所儲也、冠者加首服了改著位袍、不用人朝服、只新調也、元服時著直衣下襲表袴等、出庭中拜禮、事了都督及女房歸去、都督不出客亭、後聞立明隨身等、都督給匹絹、府生亮範列立明、仍同給云々、將監保信、將曹正方、府生保方、依無氣色不立明云々、　廿七日己未、早旦景齊送袴一具、其消息云、夜部祿有袴二具、計之加冠祿袴歟者、驚奇無極、出祿之間取加歟、仍以資平密々奉金吾、依親昵也、歸來云、彼祿已不加袴者、

〔小右記〕寬仁三年二月十六日甲辰、今日宰相子○藤原資平於彼宅加首服、○中略加冠中納言經房卿、理髮

以上白套一條、大略中原職學取之、

〔御遊抄 三〕親王御元服以下例

後白河(鳥羽院御子)保延五十二廿七、於待賢門院、加冠左大臣有仁、理髮頭中將敎長朝臣、加冠儀畢、親王起座、次撤理髮具、次大臣退、次親王(○後白河)御拜、(黄袍、不把笏)次召加冠理髮賜祿、(加冠有引出物)次殿上三獻事、(親隆記、御拜以前有此事、其外皆異、)上皇(○鳥羽)更出御、召公卿賜衡重、次勸盃、(頭中將)次院御前、(陪膳右中將、役送參議、)次召親王(著大臣座上)賜衡重、次御遊、先之召地下召人賜衡重、御遊終頭、賜公卿祿、(今度有議被略之)次敍三品、勅使參、(頭中將經定、忠賴取祿、)次親王御拜、(位袍把笏)次親王御膳、(陪膳參議季成卿、役送四位、)

〔吉部秘訓抄 五〕親王御元服御袍色并祿法事

建久二十二八、同記(○經房記)云、秉燭之後參院、(六條殿、東帶、)今夜可有東山殿御移徙并今宮御元服定、(○中略)祿法事、於加冠祿者、今度白褂一重、御馬一疋、可候之由所相存也、西宮文、褂一重御衣云々、尤可取信歟、而於褂者任彼文無左右事也、於御衣者於内裏著此儀之時、被用主上御衣、院中准之、被用院御衣歟、而今度法皇御衣難治事也、永久花園左府(○後三條皇孫源有仁)於白河院元服、只給馬不給他物、法皇御所雖相似、旁不能准的、寬治元年、輔仁親王(○有仁父)於陽明門院首服、加冠給女裝束之由見家記、然而以傳說記之云々、不可爲指南歟、或記束帶之由載之、此例旁不可用歟、仍褂馬之由所存也、以往之例或副鷹、不叶時儀歟、於理髮以下祿者、一可被守保延之例歟、右府被示云、理髮等祿加相類之條如例、予申云、於御衣者、子細同加冠歟、只例祿許可候歟、又右府云、加袴之條如何、予申云、於袴者不限其事、常祿法也、何事候乎、人々殊無被申之間、予申旨有甘心歟、

〔愚昧記〕建久二年十二月廿六日庚子、今日今宮(守貞親王、高倉院第二皇子、母七條院、聖上(後鳥羽)同胞兄也、)有元服、(○中略)實明朝臣來召予、則參上著簀子座、(如元)左大辨定長卿取祿、(白褂一重、先例給御裝束、而今度有沙汰不給、先日被尋問之間事也、法皇(後白河)御沙汰、被給御裝束歟、)置笏給之、(○中略)抑予舞踏之間、自西中門引入御馬、(仁毛、藏人五位爲轡、又取松明、先例諸司勞五位也、如何、)引立庭中、而有堂上

花山院大納言、盛具二十具左衛門督、同十具別當、盛具一十具中宮權大夫、同十五具別納所、今度前右府、右大將、中宮權大夫之外、不調獻之云々、

一祿白大褂三十領、三位以上料紅染大褂二領、四位宰相料衾二百帖、四位已上料已上納辛櫃卅合、各黄絹覆、綵綱、黒枋、

〔貞享四年東宮御元服次第〕東宮山〇東御元服次第

此間出御休廬、供朝御膳、臺本三大夫勤陪膳、次內侍臨西檻召近衛次將、近衛次將立階下、次內侍仰可召加冠理髮人由、近衛次將退出、告召之由於其人、次加冠理髮人參進、著南廂兀子、女藏人持祿進賜、加冠理髮人各受祿、退降自西階、列立右仗南頭、拜舞、東面北上天皇還御、次諸卿著仗座、次大夫就弓場代、以職事奏、帶刀六人、可候近仗由、主膳官人候南殿北庭、由職事歸來仰勅許由、次坊司撤加冠座倚子兀子及厨子、不撤威儀御膳改北廂御裝束、爲東宮供膳所、以屛風一帖爲隔、立棚厨子一基、次諸司設公卿座、立臺盤鋪設一如節會儀、次內膳辨備御膳、如節會儀主膳監辨備皇太子御饌、其儀御座前立四尺臺盤一脚、其上居朱漆馬頭盤、置銀箸匕、木箸匕、唐菓子四坏、木菓子四坏、各盛朱漆盤、盛之居臺盤、坊司辨備群臣饌、如節會儀次近衛引陣、天皇出御南殿、其儀如節會近仗稱警蹕居胡床、次皇太子參進、經西廂出南廂、東行進當御座、北向拜舞、次拜舞訖著御倚子、次諸卿於月華門外著靴、入門列立版位西、北面東上、公卿一列、謝座再拜、近仗立、次春宮亮持空盞授公卿上首、諸卿再拜、訖上首人返授空盞於亮、次諸卿次第升殿著座、如節會儀近仗居、次帶刀六人、候右仗北頭、東面東上一列、立胡床、次陪膳釆女撤御臺盤帊、次內膳自東階供御膳、十二種次供太子饌、四種其儀東宮釆女、出障子戶南行、經公卿後、自太子臺盤右供之、次供皇太子餛飩、次賜臣下餛飩、本宮五位殿上人役、手長內豎勤役送、大臣候天氣、御箸鳴、皇太子臣下應之、次供鮑羹、次供進物所御菜、次供御厨子所御菜、次供皇太子御飯、次供進物所御菜、次供御厨子所御菜、次賜臣下飯汁、手長役送如餛飩、大臣候天氣、御箸鳴、皇太子臣下應之、次供一獻、次供皇太子御酒、賜臣下、亮權亮勸盃、上臈勤端座內豎取瓶子、一獻後還御、儀如出御、傅大夫以下悉奉相從、或傅大夫留候諸卿立座前磬折、次供二獻、

の前にては、酌をするには膝行とて、立てはあゆまずして、膝にてあゆみ進退するゆへに、三足七足などゝ云定數には拘り難し、畢竟は其大抵をいふ所也、○中略且又加冠理髮の役ある程の式にて、右のごとく式三獻の上にて、盃酒の式ある時は、貴人より盃を始給ひて、先理髮の者に賜るを、酌取左手に三方、右手に銚子を持、貴前を後の方にせざるごとく座を立て、加冠の役の前に至りて、先銚子を右脇に假に置き、三方を下に置、兩手にてとくとするゑ置て、右の手に銚子を取、左手をそへ取揚、片膝をつき扣ゆる也、加冠の者へも、此格成べし、いづれも土器を三方より取おろし、兩手に持、貴前へ向敬戴て酒を受、よきほどに持て呑べし、餘りにうつむき過れば、酒にむせぶ事も有べきまゝ、其心得をなすべし、引出物出たらば、土器を兩手にて上座の方に置、其品を請取、貴前へ向て兩臂を疊に付て戴き、上座の方に置、土器を取、酒を加呑て兩手に持、次の間へ立、下を捨て、疊紙にて清め、兩手に持出、酌の前に置、臺をも振かへ置、酌取銚子を脇に置、土器を兩手にて臺へ揚、右手をそへ、左手に持固め、右の方に銚子を持、貴人の御前へ參り、銚子を下に置、兩手にて臺をするゑ、銚子を持ひかへ、貴人土器に手を付給ふを見て、理髮の人敬て一禮し直に立、次の間にて引出物を近侍の人に渡し、近侍の人持出、貴前に置時、理髮の役出座して、口禮を申退くべし、披露せし人、其進物を持納べし、加冠の人も是に准ずる也、

〔元服法式〕元服次第

一右の如く、冠者鏡を見て、扨座を立て、別の座敷に行て、今まで著たるわきあけの小袖をぬぎて、脇を縫ふさぎたる新調の小袖を著し、素襖にても、直垂にても著し、ゑぼしをば加冠の時のゑぼしをあらためず、其まゝ著して前の座敷に出て祝有べし、祝は式三獻以下定る事なし、家々の分限に隨ふべし、祝の時、加冠の人より、冠者に盃をたまはりて、名乘字書たる折紙に、大刀馬にても腰の物にてもそへて給る也、扨冠者より、加冠の人に盃を參らせ引出物進べし、理髮の人も盃を

の吹物の時に、互に三獻づゝ、これにて三々九度盃事といふ引出物可ㇾ有ㇾ之也、

〔大諸禮〕元服之次第

一先元服よりさきに禮儀あり、是は大刀折紙にても、又は酒肴にても、其人により可ㇾ有ㇾ之也、

一かみはやし候ての禮儀は、馬大刀其外色々の遣し物有べし、能々心得べし、○中略

一ゑぼしを着し、座敷へ出候ひて、祝言の酒有べし、式三獻なり、但略儀之時は、三方に盃を三つ重てすへ候て出べし、さて引渡しすはり候ひて銚子いづる也、これは式三獻を略したる體也、何も本式には、式三獻たるべし、能々心得べし、

一總別如此之時、式三獻なり共、又は略儀之時も、兩人計にてのむ也、酒寒酒なり、五獻も、七獻も常のごとく有べし、能々相心得べし、

一高下共に先酒はゑぼしおやのみはじめ、さてゑぼし子におもひさす也、是道也、但又それも時宜によるべく候歟、まかりといへども大形如此也、

〔伊勢家用本冠禮口訣書〕元服に式三獻の膳を出すか、雜煮三獻にても出す程の式には、先其膳をすへ置て、次に酌取左手には盃の臺、右手に銚子を持て、烏帽子親の前にすゆる也、親一上の土器にて酒を三獻呑、子の方へ遣す、酌取の仕形同前也、子三獻を呑納む、次には内躬雜煮の膳を出し酌取土器を前のごとく子の前に持行すゆるを、子三獻呑て親にさし、親三獻呑納る也、其次に膳煞吸物の膳を出し、酌取右のごとく盃臺を持、烏帽子親の前へ持參す、親三獻呑て、可ㇾ獻所を先一獻呑て子にさし、子も一獻呑所へ、親の方よりして引出物を出す也、其人に相應すべき品を饋るべし、武家にては、大刀刀脇差成べし、後見介副の者是を持出、子は盃を上座の方に置引手物を請て戴き、親に向ひ會釋して、三獻を加呑て親へ返盃す、親是を受て一獻呑所へ、子よりも引出物を出す事、其次第右に同じ、此節本酌は三足退り、加酌は七足宇進み出るといふ事あれども、貴高人

諸紅、四位或御衣、殿上四位五位衾一條、六位童疋絹、樂人同、尙侍白御、典侍更衣乳母命婦紅袴、掌侍命婦藏人衾、已上后腹儀云々、

〔冠儀淺寡抄三〕饗膳獻坏等事

古代冠儀者、公卿集會、加冠來臨之後、冠禮以前必先有三獻差饗事、其儀大臣給折敷高坏四本、或出高坏、納言以下塗高坏或同大臣折敷高坏三本、殿上人懸盤、或井懸云々、初獻主人勸之、其餘如常、多略三獻、恐冠儀及遲遲也、一獻、居飯、二獻、居冷汁、箸下、三獻、居菓子、凡此勸盃饗膳之儀、各依其門地宜有差別、仍大略記其儀耳、抑此作法近代自建武之比、雖攝家尙皆省略之、況復諸家、

冠儀畢加冠理髮等前物幷引出物祿等事

同冠儀以前饗、此儀亦四百年所絕畢、然近年於攝家者、忠冥卿、會家卿、冠儀之時、漸再興前物贈物引出物等之事、可喜々々、於諸家亦有力人再興此等事是冀、又古者不限加冠理髮、凡來會人賜祿、但爲彈正人。。。。者不預祿而出云々。。。。以之思之、如大理吏部亦准之、可有了簡歟、

〔冠婚抄〕額直し樣の事、○中略長上下にも半上下にても著て、額直し親と盃事あるべし、○中略式三獻、附タリ出樣の事、第一眞の引渡、第二鯉のうち身、第三鯉の膓煎なり、本式は前の喰初まで也、此元服までの祝儀、親と子と此三獻をすうるなり、三盃にて、三々九度の盃事して、其後料理を出す、此式三獻雜煮三獻には取肴なし、略儀は吸物取肴にて盃事をするなり、三々九度に及ばず、右の三獻の出し樣、引渡は本膳、うち身は二、わたいりは三の心にすうる、座敷つまりたる時は引替也、膳の仕立、別卷に有、

一雜煮三獻之事、第一に行の引渡、第二に雜煮、第三に鰭の吸物、出樣の次第、式三獻同然、輕重をいふ時は、式三獻重し、雜煮三獻かろし、膳の仕立樣、別卷にこれあり、

一三々九度盃の事、喰初より元服までの間、同輩以上の契約親の時、親より飲初、子へさす、下輩の親の時は子より飲初、親へさす、引渡の時に三獻づゝ、內身又は雜煮の時、互に三獻づゝ、わた入鰭

一若君檢御裝束被爲召之出御、宜旨御位記御頂戴、(下略)

(西宮記)一皇太子元服

可給屯食諸司所々　官三、(盛一、定二、)外記二、(盛一、定一、)内記一、(定)左近陣二、(盛一、定一、)右近陣二、(盛一、定一、)左兵衛陣一、(盛)右兵衛陣一、(盛)左衛門陣一(盛)右衛門陣一、(盛)侍従所一(定)御書所一(定)一本御書所一(定)内豎所二、(定)校書殿一、(定)畫所一、(定)作物所一(定)上御厨子所一(定)下御厨子所一(定)進物所一(定)内侍所一、(盛)掃部女官一、(定)主殿女官一、(定)御匣殿女官一、(定)長女一、(定)御厠人一(定)神祇官一(定)中務省一、(定)式部省一、(定)治部省一(定)民部省一、(定)兵部省一(定)刑部省一、(定)大藏省一、(定)宮内省一(定)監物一、(定)勘解由使一、(定)陰陽寮一(定)圖書寮一、(定)縫殿寮一(定)内匠寮一、(定)内藏寮二、(定)典藥寮一(定)大炊寮一、(定)大學寮一、(定)掃部寮二、(定)主殿寮二、(定)主計寮一、(定)主税寮一(定)大膳職一、(定)左馬寮一(定)右馬寮一、(定)兵庫寮一、(定)雅樂寮一(定)修理職三(定)木工寮二、(定)彈正臺一(定)大舍人寮一、(定)内舍人所一(定)左京職一(定)右京職一、(定)主水司一、(定)内膳司一、(定)隼人司一、(定)采女町一、(定)藥殿一、(定)北堂一、(盛)南堂一、(盛)明法堂一、(定)算堂一(定)勸學院一、([illegible])奨學院一(定)學館院一(定)侍従厨家一(定)官厨家一(定)織部司一、(定)主鈴一、(定)大歌所一(定)内教坊一、(定)糸所一、(定)内御書所一、(定)樂所一、(定)皇太后宮職一(定)諸門一、(盛)

天元五年二月十九日　合八十三所、九十五具(盛十三、定八十二、)

○按ズルニ、天皇御元服ノ饗宴ニ關スルコトハ、儀式ノ條ニ收メタリ、參照スベシ、

(西宮記臨時九)親王元服

加冠依召著御前座、([illegible])理髪給爵、([illegible])亦出物、([illegible])又召御前、([illegible])([illegible])宜陽殿西廂設饗、春興殿西庭立屯食三十具、([illegible])内藏寮備酒饌、上卿殿上、本家獻物、([illegible])親王已下所分給、([illegible])

ば、有し御代の如くに某奉るべき由を詮房朝臣申さる、此上の事今はた辭し申べきにもあらねば、其草を參らせたりき、○中略此度は正二位の大納言になさせ給ふよし、十二月の十二日に消息の宣旨あり、これは既に御代知し召れし後なるが故なるべし、○中略三月廿六日、白書院に御出有て御元服の儀行はる、

〔將軍德川家禮典附錄〕五寛政九年丁巳三月朔日

一年頭御對顏、幷若君樣○德川家慶御元服御官位ニ付、勅使初公家衆登城、御三家水戶中將殿初、萬石以上之面々父子共、幷諸番頭諸物頭諸役人寄合、法印法眼之醫師登營、

一御對顏以前、大廣間宣旨御位記請取之次第、

勅使　勸修寺前大納言

　　　千種前中納言

院使　西洞院宰相

中宮使　廣橋左大辨宰相

　　　東坊城少納言

右御下段西之方末席ニ著座

一若君樣、從二位大納言御叙任宣旨覽筥ニ入、副使青木玄蕃大允、御車寄御椽迄持參、覽筥の蓋に載、押小路新大外記江渡之、新大外記受取之、御椽通御上段前板椽中程迄持出時、高家六角越前守出向受取之、

一御位記覽筥の蓋に載、山口少內記、落椽通り御上段前迄持來、副使青木右兵衞大尉江相渡、東坊城少納言出向受取、御下段迄持出、高家中條山城守出向受取之、東坊城元之席ニ著座、

一西之御椽に、老中出羽守彈正大弼出席、南之板椽、詰衆番頭等出座、○中略

〔宣胤卿記〕永正十四年四月廿日、今夜一條若公〈九歳、房通、〇中略〉御元服也、御實父土佐大納言殿、〈房家、四十三歳、[illegible]寺關白〈敎房〉息也、〉後妙華寺關白〈冬良公、〇房家叔父〉御養子分也、〈中略〉今日於陣正五位下、并禁色事宣下、上卿宣秀卿、奉行職事頭左中辨伊長朝臣、六位外記中原康友〈[illegible]〉乘燭程事終云々、陣關之間、臨期借松明光云云、昇殿事、頭辨於殿上仰極﨟源諸仲云々、

〔近衞家事蹟〕前久〈關白太政大臣稙家男、母入道右大臣通言女、從三位源慶子、〉

天文九年十二月廿日元服、聽禁色昇殿、〈五歳〉同日叙正五位下、

〔台德院殿御實紀〕〈五十三〉元和六年九月七日、廣橋内大臣兼勝公、三條大納言實條卿まうのぼらる、けふ若君〈〇家光〉御元服ありて、從二位權大納言に御叙任あり、國松君も同じく首服加へられ、從四位下の中將に叙任せられ、參議をかけらる、〈〇按、[illegible]〉

〔嚴有院殿御實紀〕〈一〉正保二年四月廿三日、御元服〈〇德川家綱〉あり、從三位權大納言に叙任し給ひ、その日正二位に御推叙あり、御年七歳なり、此とき京にては直に正二の亞相に御叙任あるべきよし議せられしに、前代御謙讓ありければ、さらば前々のごとくまづ從三に叙せられ、即日正二に御推叙あるべしとて、かくは申行はれしなりとぞ、

〔折たく柴の記〕〈下〉御中陰の事終りし後、十二月〈正德二年〉十一日にぞ御代始の儀行はれたりける、先先の御代には御元服の儀有て、正三位大納言にならせ給ひ、正二位に昇られ給ひ、御代つがれしに及て將軍の宣旨蒙らせ給ひ、大臣の大將にもならせ給へり、當時は殊に御幼稚のほどに御代つがれしかば、御官途の事申給ひて、先將軍宣下の御儀も行ふべきにて、其事を申給ふべき學業を

〔近衞家事跡〕道嗣前關白基嗣男、母家女房、

建武四年八月廿五日元服、聽禁色昇殿、六歲、同日敍正五位下、同年十月八日任右近衞少將、

〔園太曆〕貞和四年十二月廿日、抑今日春宮大夫息、三男也、年七歲、其兼法師養育、有首服事、名字公爲、位正下五位敍了、

〔愚管記〕延文三年二月十一日庚辰、今夜前關白子息元服云々、名字經房、敍品正下五位、禁色事同被宣下、上卿萬里小路中納言云々、昇殿事、後日可被宣下云々、生年十四歲云々、或十二云々、加冠主人被著衣冠云々、先例可勘、

〔康富記〕嘉吉二年十一月七日甲子、此日室町殿御年九歲、義勝、去年八月十九日御敍爵、○從五位下、御元服也、被用公家儀、○中略、先於陣被行條々宣下事、室町殿御昇進五ヶ條也、○中略、先召大內記在豐朝臣、仰御敍品正五位下事、次召大外記師世朝臣、禁色事被宣下之、次左近中將事被仰之、次召官務長照宿禰征夷大將軍事被宣下之、此後御昇殿事、於殿上召六位藏人定仲被仰之云々、此後上卿被參室町殿、著座公卿也、頭右中辨資任朝臣、被參室町殿、被告申御加階事、於加冠執柄云々、三局之宣旨位記等、明日可持參室町殿之由兼被定云々、應永元年例也、　八日乙丑、大內記在豐朝臣、束帶、御加級之位記、納宮令持參於室町殿、大外記師世朝臣、束帶玉、禁色幷左中將宣旨、納宮一合、同持參之、左大史晨照宿禰、冠帶同上、征夷將軍之宣旨、入宮、持參之、中次左兵衞佐永豐朝臣、織狩衣、於中門緣取宮三合、先位記、次外記宣旨、次官宣旨、重持之、外記者卷加兩、通於一懸紙、被參之、經程之後被返下宮蓋、各砂金十兩、一裹薄塗、薄樣也、充、被下三人者也、此後參賀人々有御對面、御會所之南向也、公方樣東面、有御出座、參入人々於南面候氣色、置御大刀、有御退出、

〔公卿補任〕後土御門　參議　正四位下源義尙○後改義熙、足利氏、

文明五年十二月十九日元服、加冠嚴親、○義政、今日敍正五位下、任左中將、聽禁色昇殿、爲征夷大將軍、昇殿之外、悉於陣宣下

經參上、貴長朝臣申事由、次俊經依召參進、冠者令敍正五位下由申殿下、可許候宣下右大臣殿、右大臣便可召辨由被仰職事、次雅賴朝臣參上、被仰敍位事、了權辨仰內記歟、

〔玉海〕嘉應二年四月廿三日癸卯、此日故攝政殿若君、（○藤原基實子基通）於近衞第有元服事、（略）○中藏人左少辨經房、經賢于敷就予座前仰云、冠者敍正五位下者、余不遂不審問之、（無名字作敍位事、先例冠不受賞、仍一旦問之、然而隨冠者、此事）自本所經奏聞事、今勅令宣下（然者上卿總不及尋沙汰事也、）之、余存可召仰他辨之由、而經房云、便可宣下之由蒙其仰、且是被遂吉例歟云々、仍則仰之了、（此旨知職事、）經房退下、（遂久寬治嘉例、欲仰下、被宣下他辨、仍今度雖存此事之例、可仰下予經房之由、本所被存也、不能左右事也、因寬治例、房、爲承保承之、皆是藏人頭也、就中經房爲辨、經三孫絶、被遂吉例之旨又非無由緒、加之家例事之例、官宣下之事、被仰之者恒例也、又經歷不審之事、本所之所存非不可避讓歟、中近代之作法、宜可然哉、）

〔玉海〕治承元年十二月卅日乙未、花山中納言（○藤原兼雅）息（太相入道平清盛外孫○忠經）加元服、即夜敍爵（從五位下）昇殿、又拜任侍從云々、拜賀之時、可被許禁色之由、蒙被仰云々、攝籙之息、尙未聞元服之夜授官之例、中納言之子息、元服之日昇殿、太以過分也、但權門之事不能論是非歟、

〔近衞家事跡〕家實（攝政基通男、母治部卿源顯信女、）文治六（建久元）年正月廿日元服、禁色昇殿、（十二歲）同日敍正五位下、同月廿五日、任右近衞少將、

〔明月記〕正治二年十二月廿日壬寅、亥時許、若君御元服、（略）○中從五位上、良平、禁色昇殿云々、

〔鷹司家系傳〕兼平公（猪隈關白家實公四男、母從二位忠行女、）嘉禎三年二月廿三日元服、同日敍正五位下、同月廿八日任右少將、

〔吾妻鏡〕（三十五）寬元二年四月廿一日辛卯、今日將軍家若君（六歲、御名字賴嗣、○中略）御元服也、五月五日甲辰、平新左衞門尉盛時、自京都歸著、持參去月廿八日宣下狀除書等、冠者殿蒙征夷大將軍宣旨、任右近衞少將、令敍從五位上給云々、

〔百錬抄〕（十七後深草）建長六年正月廿八日壬寅、近衞前關白息（名字基平）於仙洞御元服、即敍正五位下、被仰禁色事、

綱理髪賴定公信等也、○中略賜敎通正五位下、能信從五位上、○中略二人冠者參內、被免敎通昇殿、東宮同之、

〔日本紀略後一條十四〕長元八年七月十三日甲午、關白左大臣○藤原賴通息男道房加元服、卽敍正五位下、

〔春記〕長暦二年十一月二日甲午、今日中宮大夫長家卿息〔故賴宗女爲妻也、〕家通加首服云々、仰云、今夕彼息參入歟、可召御前歟如何、其案內觸關白可左右也者、晚景參關白殿、依物忌於門外令申此案內等、仰云、召御前給御衣、有何事乎、卽給彼息名簿、被仰云、此名簿以中宮臨時御給爵、可敍從五位下之由奏聞之後、可下上卿者、予卽參內、奏名簿幷中宮御給事、畢出左仗、下春宮權大夫了、

〔中右記〕嘉承二年四月廿六日壬午、關白殿○藤原忠實若君○忠通於枇杷殿有御元服事、○中略爰藏人頭道時朝臣、敍正五位下之由申殿下、後宣下內大臣、

〔中右記〕大治五年四月十九日庚寅、大殿○藤原忠實若君○賴長、○中略關白殿○忠通兄於近衛室町亭令元服給、○中略頭辨敍正五位下之由先申殿下、進右府座前宣下、右府召左中辨、仰下傳宣內記、

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿有左府○藤原賴長若君○師長元服事、○中略此間禪定○賴長父忠實以顯親朝臣〔奧經〕命右府○藤原實行云、冠者可敍位事內々蒙勅定了、而職事遲來爲之如何、右府報云、且可下知、作法可隨仰者、此間藏人右近將監高階爲賴〔位袍束帶劔取笏〕奉勅使參入、下官申事由、次參簾下、冠者敍正五位下由申禪定、直自東庇進奧座、就右府座後、仰敍正五位下由退去、次右府召右中辨師能朝臣宣下敍位、師能奉宣退去、無召內記儀、依不參歟、

〔台記〕久安七年○仁平元年二月十三日甲寅、元服夜、加階、禁色、昇殿等事、奏法皇、就中加階事、勘先例奏之、皆有勅許、有可敍正五位之仰、　十六日丁巳、〔別記〕今麻呂元服事、〔敍正五位下、聽昇殿禁色、〕　十七日戊午、上書法皇○鳥羽奏元服間觸事有恩容之慶、上書上皇○崇德奏賜御馬之慶、

〔兵範記〕保元三年正月廿九日庚寅、今日關白殿○藤原忠通第三若君○兼實有御元服事、○中略此間藏人俊

宣下也、是又文安三年三月式部卿親王宣下御例也、令叙三品給、又令任中務卿給、

〔類言卿記〕延享元年九月廿六日庚子、壽宮典仁親王(十四歳)元服、○中略今日典仁親王任太宰帥、叙三品、宣下、上卿新大納言、(榮親)奉行俊逸、大内記爲成朝臣、中務輔冬輔朝臣、少納言家長朝臣、

〔季連宿禰記〕元祿八年十二月廿三日辛亥、今日伏見殿、(邦永親王、去十四日、令蒙親王宣旨給、)被加御首服、今日御參内云々、又今日令任中務卿給、四位大外記師庸朝臣、令持參宣旨、(○御叙品之事、○今度不及沙汰云々、)是後日四位大外記所被語也、後聞、今日御元服、加冠關白、(近衞殿基熙公)理髮頭辨俊清朝臣、著座可尋記、

〔三代實錄二十八清和〕貞觀十八年五月廿七日癸卯、散位正四位下源朝臣寛卒、寛者嵯峨太上天皇之子也、○中略始加元服、叙正六位上、

〔本朝文粹二位記〕　橘贈納言(相實)

無位藤原朝臣時平

右可正五位下、

中務、伯耆封、辟彊侍中、脊爾時平、名父之子、功臣之嫡、及此良辰、加汝元服、鳳毛酷似、爵命宜殊、可依前件、主者施行、

仁和二年正月二日

〔柱史抄下王〕爲位記代事

延喜廿一年正月廿五日、未刻小舍人敎忠加元服、卽仰令授從五位下、參入侍所、令右近少將伊衡唱叙之、伊衡進跪御前階、展紙叙之、(會本不尋位記、以他紙爲位記代、是則先例也、)

〔日本紀略三朱雀〕承平三年十一月廿七日、左大臣藤原朝臣(忠平)○中略息男師尹、加元服、叙從五位下、

〔日本紀略十一後一條〕寛弘元年十二月廿六日乙巳、左大臣(藤原道長)○中略息頼宗顯信等加元服、各叙從五位上、

〔法成寺攝政記〕寛弘三年十二月五日癸酉、敎通能信等元服、用酉時、加冠右府、(藤原顯光)○中略春宮大夫(藤原道綱)

御叙位　禁色　宣下

上卿　内取御叙位料、正下從上可伺時宜、官外記仰詞　攝政息象　可叙正五位下　又仰之宣聽著禁色

同昇殿拜賀

被仰昇殿六位次付藏人頭申次　對揚殿上人藏人頭嘉承、藏人頭弘安同、　御前召圓座可入　湯漬知六位下土器　申次慶中二次、

二ヶ度御共殿上人、昇殿申次職事、

〔光臺一覽三〕五家近衛、九條、二條、一條、鷹司、○ともに官位御昇進の次第は、先生何君樣と號け有、若君なれば童形其身其儘に、四品の少將の位、產屋より備りたまふ事ぞかし、故に叙爵申させたまひ、理髮加冠有ては、從三位の左中將申たまふなり、

〔元服法式〕一元服以前は官位なし、家々により兼而官位の義を願申て、元服の日より官名を名乘る人もあり、

〔小右記〕長和二年三月廿三日甲寅、今日今上三條○二三親王敦儀、敦平、加元服、○中略主上召左大臣、起座進御座、進御前、奉仰出侍所、召少内記隆佐、昇殿者仰敦儀親王敦平親王等位記事、三品即作位記二卷奉之、左大臣以公信朝臣令奏、御覽訖返給、左大臣復御前座、委中納言俊賢令請印、○中略中納言俊賢以公信朝臣令奏請印位記、○中略兩親王著位服、入自仙華門、於南廊拜舞、須於仁壽殿砌拜舞、而雨脚不止、有議、於南廊有此禮、

〔神皇正統記後村上〕第九十六代、第五十世の天皇號後村上、諱は義良、後醍醐の天皇第七の御子、○中略丙子の春、延元元年○都にのぼらせましまして、內裏にて御元服、加冠は左大臣○左大臣御遊抄作右大臣公賢なり、すなはち三品に叙し、陸奥の大守に任せさせ給ふ、

〔康富記〕康正元年十月廿八日庚午、是日木寺宮邦康親王有御元服、今年正月有親王宣下、爲仙洞法皇○後崇光御養子、令蒙親王宣旨給、後二條院御末孫也御年四十云々、○中略是日即御叙品任官事被宣下、非陣儀消息

右元服ノ時補二六位藏人一

儒門

菅唐橋

右元服ノ時補二六位秀才一

神祇道

〈花山〉源白川

右童形ノ時敍爵シテ、元服ノ時敍二從五位上一任二侍從一

卜部吉田　同萩原

右童形ノ時敍爵シテ、敍二從五位上一任二侍從一

大中臣　藤波

右元服ノ時、任二六位左右近衞將監一

新家

藤葉川　同町尻　同押小路　同石山　同植松

右元服ノ時敍爵シテ任二敍從五位下侍從一

源五辻　平石井　藤豐岡　同三室戶　同外山　同高野　同交野

右元服ノ時敍爵シテ、敍二從五位上下、正五位下、從四位上下一任二八省大少輔或四府佐一

〔禁裏政要追加〕關白息元服

御冠〈置二纓其上一、纓直長置二纓實一入二折敷一〉

當日伺申內裏

勅使五位、可然人〈職事〉可參、行紙燭〈下ニ知出納〉、已上小使小舍人可相副

右童形ノ時敍從五位上、

名家兩家庶流

藤竹屋　同日野西　同裏松　同勘解由小路

右童形ノ時敍爵シテ、元服ノ時任四府佐、

藤芝山　同梅小路　同池尻　同穗波

右不任藏人辨官侍從、其外昇進同右、

藤高倉

右童形ノ時敍爵シテ、元服ノ時任敍從五位上侍從、

平西洞院　同平松

右童形ノ時敍爵シテ、元服ノ時敍從五位上任侍從、

藤富小路　平長谷

右童形ノ時敍爵シテ、元服ノ時敍從五位上、

紀傳道

菅高辻　同五條　同東坊城

右元服ノ時補六位文章生、

明經道

淸舟橋　同伏原

右昇進、紀傳道ノ輩ニ同ジ、

陰陽道

安土御門　同倉橋

右童形ノ時叙爵シテ、元服之時叙従五位上、
藤野宮　同飛鳥井　同清水谷　同山科　同藪　同今城　同持明院　同橋本　源岩倉　藤園
池　同藤谷　源六條　藤滋野井　同冷泉　同難波
右童形ノ時叙爵シテ、元服ノ時叙従五位上、任侍従、
藤水無瀬　同七條　同中園　同冷泉　同裏辻　源千種　同久世　同梅溪　藤櫛笥
右童形ノ時叙爵シテ、元服ノ時叙任従五位上侍従、
藤樋口　源綾小路　藤堀河　同山本
右童形ノ時叙爵シテ、元服ノ時叙従五位上任侍従、
藤河鰭　同梅園　同花園
右童形ノ時叙爵シテ、元服ノ時叙従五位下任侍従、

羽林家庶流

源田向王生同家　同東久世　同愛宕　藤風早
右大概前ノ羽林家ニ同ジ

名家日野流

藤日野　同廣橋　同烏丸
右童形ノ時叙爵シテ、元服ノ時叙任従五位上侍従、
藤柳原
右元服ノ時不任侍従、

名家勧修寺流

藤勧修寺　同清閑寺　同萬里小路　同甘露寺　同葉室　同中御門　同小河坊城

座、御刀被₂指上₁旨、老中言₂上之₁、紀伊殿歸座之時、御刀若年寄引₂之、御加有而御銚子入、御引渡等引₂之、
御會釋被₂遊、老中御挨拶言₂上之₁退去、

〔一話一言十五〕米金の事

元和比、越前福井ノ城下松本ト云所ニテ、町人トモ名主所ヘ寄合、元服名ヲ改トテ、〇下略

〔故實拾要十一〕諸家昇進之次第

攝家

藤近衞　同九條　同二條　同一條　同鷹司

右五流ヲ號₂攝家₁、〇中略大概五七歲ノ時有₂元服₁、叙₂正五位下₁任₂少將₁、

清華

源久我　藤花山院　同西園寺　同德大寺　同大炊御門　同轉法輪　同今出川

右七流ヲ號₂清華₁、童形ノ時、叙爵シテ任₂叙從五位下侍從₁、同上ニ加級シテ叙₂正五位下₁、元服ノ時自₂
從四位下₁同上ニ加級、叙₂正四位下₁、

大臣家

源中院　藤西三條　同正親町三條

右三家ヲ大臣家ト號ス、童形ノ時叙₂從五位下₁、〇中略元服ノ時叙₂正五位下₁、

羽林家

藤正親町　同中山　同鷲尾　同園　同油小路　同松木　同姉小路　同東園　同大宮　同西
大路　源庭田

右〇中略童形ノ時叙爵シテ、元服ノ時叙₂從五位上₁、

藤阿野　同四條　同四辻　同小倉　同武者小路

若年寄ハ、服紗小袖麻上下著用、辰下刻登城、

一御座間御上段、公方樣〈家齊〇德川〉右大將樣御著座、

德川菊千代殿

右被出座、於御緣頰御對顏、老中披露、上意有之而、御下段御左之方ヘ著座、此時御字之折紙、御硯蓋ニ載之、御側衆持出、御左之方ニ置之、此時老中取渡之、御一字被遣旨相達之、菊千代殿中座有而被頂戴、被任叙從三位中將之旨上意有之、老中及御挨拶、御一字之折紙、御次ヘ被持退、

紀伊中將殿〈[illegible]〉

作リ御大刀

白銀五十枚

卷物二十

御馬〈栗毛〉二疋

右之通被獻之、於御緣頰御禮、御大刀目錄老中披露、御馬二疋と言上之、御一字并官位之御禮、老中言上之、紀伊殿被退座、御大刀目錄老中引之、進物御小納戶引之、重而紀伊殿被出座、最前之席ヘ被著座、

御盃御小姓　御引渡同　御肴同　御給土器同

紀伊殿引渡同　御銚同　御加同

御前ニ被召上、御加有而、其御盃三方ニ載之、御下段中程ニ御銚扣在之時、紀伊殿被出座、頂戴、一獻被給、御肴被遣、御刀〈相模國廣次、代金三十枚、〉御側衆持出、御左之方緣際ニ置之、此節老中取渡、被頂戴、御刀持之、御次ヘ退座、刀帶之被出座、御禮老中言上之、御次ヘ被退、刀被置之、重而被出座、加有而一獻被給、盃を持被退時、老中取之、三方ニ載之、御銚ヘ渡之、御前ヘ被召上時、中座有而御禮、御次ヘ退座、此節獻上之御刀、〈大和國包清、代金二十枚、〉若年寄持出之、御大刀目錄披露之、席ニ置之、老中譜在候方ヘ退、紀伊殿被出

〔桃源遺事一〕一同○寛永十三年丙子七月六日、家光公の仰によつて、西山公、江戸の御城にて御元服、御名乘の字御拜領ありて、德川左衞門督光國と御名乘被ㇾ成候、此時御歲九、

〔台德院殿御實紀五十三〕元和六年九月五日、金地院崇傳をめして、近日若君幷國松君御元服ましますにより、御名の文字を撰定すべき旨面命せられ、若君の御名家忠、國松君忠長の文字を撰進す、六日、廣橋內大臣兼勝公、三條大納言實條卿參向ありて、まうのぼり謁見せらる、昨日若君の御名文字を兩傳奏に議せられしに、家忠は花山院家祖の名なるよし聞えあぐるにより、かさねて金地院崇傳に命せられ改撰せしめらる、よて家光の文字を勘進したるに、大に御けしきにかなひ、直に此御名を進らせらる、

〔宗建卿記〕享保十九年四月四日、內々殿下以宗建、右被申上之儀令言上後、殿下以紙面被附宗建被申願、來廿一日御息被加元服之故也、

名字事

右家熈元服之時、勅撰賜宸翰、元祿年中、家久加首服、內々注進賜御點、今度任祖父例、宸筆願存候、

○中略

名字事、若於御尋者、所存者、左之名字之內、被任叡慮於宜下者、猶以可畏存候由也、

內前　稙久　基前　內前二字有勘物古文內前行、略之

廿一日、關白殿下若君有元服事、○中略大夫殿御名字內前、去十九日勅撰被染宸筆、殿下御參被申出之了、是陽明○近衞家近代例也、

〔將軍德川家禮典附錄二十三〕御三家諸家殿上元服之記

嘉永五年辛亥年十月九日

一德川菊千代殿、於御座間御一字被遣、官位被仰出候ニ付、月番老中若年寄、熨斗目長袴、其外老中

〔松平記〕一阿部大藏は、〇中略十三に成給ふ仙千代殿御供申、伊勢國へ浪人被成候に付奉る、神邊に御越年有、其後御元服有て、松平次郎三郎廣忠と申奉る、吉良東條持廣の御烏帽子子に成給ふ故に、廣忠と申奉ると聞えし、

〔蜷川親俊記〕天文十一年十二月十八日甲午、並木將監子、烏。帽。子。名。與三郎、一荷兩種到來、

〔貞丈雜記四人名〕一ゑぼし名といふは、元服する日に、何若丸など、云をさな名をやめて、何太郎何次郎など、名乘るを云、はじめてゑぼしをかぶる時の名なる故、ゑぼし名といふ、

〔總見記一〕信長公元服初陣風俗之事

斯テ天文十五年ニ、吉日良辰ヲ撰ビ、吉法師殿四家老ヲ召ツレ、古渡ノ城ヘ參上、彼城内ニテ元服シ給フ、御年ツモリテ十三歲トゾ聞エケル、備後守、怡悅ニテ上下御祝ノ酒宴アリ、御名ヲバ織田三郎信長ト付給フ、

〔又續南行雜錄〕天文十五年丙午正月、信長公十三歲、於古渡城元服、御父備後守信秀公、令平手監物請名乘、則進信長兩字、爲褒美賜三百貫文領地、

〔松平記二〕一去程に竹千代殿〇德川家康御成人之間、今川殿〇義元御前にて元服被成、義元一字を付被申、松平次郎三郎元信と申、弘治二年正月、義元の御妹聟に關口刑部少輔殿と申て、今川御一家御座候、其聟に元信を被御付、義元の姪聟に御成被成候、御官途有、松平藏人元康と御改名被成、清康〇家康祖父の康の字を御付被成候、右御元服の後、御祝言打續、御祝目出度とて、御譜代衆より御祝義御禮被申上、三河柳原と申人、鳳鹿毛と申御馬進上申候、

〔台德院殿御實紀一〕三年〇文祿忠鄰〇大久保が子新十郎に首服加へしめ、御名〇秀忠の一字を給はり、忠常となのり、又西鄕孫九郎にもおなじくたまはり、忠員となのらせらる、これ御家人等に公の御一字を賜はる始とぞ聞えし、

〔公名公記〕永享十二年十一月廿五日乙丑、今日實淳子息十三歳加首服、余可爲加冠之由、先日相示之間、令領承了、　廿七日丁卯、彼新冠者名字事、予可計給之由示送之間、今日書遣之、公雄

〔康富記〕文安六年○寶德元年四月十四日甲子、今夜今小路殿御元服也、於二條殿有其儀、右府○藤原持通爲御加冠、名字之事、近來鹿苑院殿○足利義滿勝定院○足利義持御字被申請之、今度又被申、仍令付成冬給、

〔新撰長祿寛正記〕義就○畠山ハ、古德本ノ實子ナリ、元服ノ時ニモ、政長ニ下字ヲ給シカドモ、義就各別ニテ、上字ヲ給シナリ、

○按ズルニ、政長ノ政、義就ノ義ハ、足利義政ノ上下ノ字ヲ給ヒシナリ、

〔陰德太平記〕三丹比松壽丸元服附明人相人相事

永正八年、丹比松壽丸、十五歳ニ成給ヘバ、元服可有トテ、此由母公ヨリ佐藤ノ某ヲ京都ヘ上セ、舍兄毛利備中守興元ノ許ヘ宣ヒ送ラル、興元吾ヲ少輔太郎ト稱シタル間、松壽丸ハ少輔次郎ニテゾ有ベキ、實名ハ、元ノ字ハ當家ノ字ナレバ不及云、下ノ字ハ、東福寺ノ彭叔和尚ヘ尋チ候ヘト宣フ、佐藤頓テ惠日山ヘ立越、吉侍者ヲ以テ、實名幷ニ本封ノ事ヲ申入タリケレバ、和尚韻經及周易ヲ考ヘテ、實名ハ元就ト可被稱、又本卦ハ、師ノ卦上六ニ充テ候、上六ハ大君有命、開國承國、小人勿用トアリ、如何樣名大將ト成テ、數箇國ヲ切隨ヘ給フベシ、但今庶子ニ生レ給タリト雖、宗領家相續シ給ベキ本卦ニテ候トゾ被答ケル、斯テ佐藤吉田ヘ下リ、云々ノ由反命シタリケレバ、頓テ松壽丸殿元服有テ、丹比少輔次郎元就ト稱シ給フ、

〔宣胤卿記〕永正十四年二月三日己酉、大藏卿來、一條殿若公、今月可有御元服、御名字之事被仰之間撰之、十餘令見之談合、上ニ兼、下ニ良等也、一定分、猶可尋申御實父大納言殿歟由令入魂了、其外御元服方事條々談合、　四月卅日、今夜一條若君九歳御元服也、○中略

一御名字和長卿注進、房通

へば、打頼奉りて參り候と云せければ、北條殿御對面有て、（○中略）則ら髮を取上、名をば北條五郎時致とぞ付られける、

〔深心院關白記〕建長八年（○康元元年）正月十一日、今日關白（○鷹司兼平）子息於太閤下加元服、（○中略）名字基忠、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年（○正嘉元年）二月廿六日壬午、今日午二點、相州禪室若君（御名正壽、七歲）於御所被加首服、（○中略）次預書下御名字、（時宗）黃門（○上御方門）給之被授武州、

〔異本伯耆卷〕足利讚岐守は、相模守貞時が烏帽子子にて、貞氏と號し、其子高氏は、赤橋武藏守久時が聟と成て、被任治部大輔ける、高氏も高時の稱號の一字をうけて、高氏とぞ云ける、

〔吉野拾遺下〕宇野の六郎といひし子に、熊王といひけるが、（○中略）其日御前（○楠正儀）に召て、今日には吉日にてあるなれば、元服せよかしとて、和田和泉守にもとゞり取あげさせて、和田小次郎正寛と名のらせ、（○下略）

〔喜連川判鑑〕十二月、（○應永十七年）上杉大藏少輔重藤ヲ以テ、京都ヘ令上洛、御諱字ヲ申請テ下向、廿二日御元服、任左馬頭、號持氏、于時十三歲、

〔薩戒記〕應永廿五年二月廿四日乙巳、今日故花山院右大將（忠定）息（養子也、件事下　無實子、故也、）元服也、内大臣殿（○足利義持）爲御猶子儀、（○中略）次内々有一獻、先是召冠者内者内相府御前、被授一紙、是名字也、（持忠云々）

〔相州兵亂記一〕公方管領不和事

明ル永享十年六月、公方（○足利持氏）ノ若公天王丸殿、御元服アルベシトテ、御祝儀ノ用意善盡シ美盡セリ、管領又諫言ヲ以テ被申ケルハ、代々ノ公方ノ御元服アリシ時、皆京公方ヘ御使有、一字御申下サル、先規ニマカセ御使可有、某ガ弟ニテ候、上杉三郎重方ヲ登ノボセサムラハント被申上ケレドモ、此儀曾テ御承引ナクシテ、御名字ヲモ則自ラ義久ト御名乘被申テ、被御祝儀トシテ、國人ドモヲ名字ヲ指テ被召ケル、

〔平治物語三〕牛若奥州下事

上野國松井田ト云所ニ被ㇾ一宿ケルニ、家主ノ男ヲ見給フニ、大剛者ト覺ケレバ、後平家ヲ被ㇾ責上ケル時、語ヒ具シ給ヘリ、伊勢國目代ニ連テ上野ニ下ケルガ、女ニ附テ留レル者ナレバ、伊勢三郎ト被ㇾ召、我烏帽子子ノ始ナレバ、義ノ字ヲサカリニセントテ義盛ト附給ヘリ、

〔平家物語十一〕維盛の出家

重景涙をおさへて申しけるは、〇中略故大臣殿〇平重盛御あはれみ候ひて、あれはわが命にかはりたりし者の子なればとて、朝夕御前にて育てられ參らせて、生年九つと申し時、君の御元服候し夜、忝くも頭取り上げられ參らせて、盛の字は家の字なれば、五代につぐ重の字をば松王にと仰せられて、重景とは召され參らせけるなり、

〔源平盛衰記三十六〕鷲尾一谷案内者事

御曹司〇源義經ハ、如何ニ汝ガ居所ハ何クト云ゾ、年ハ如何ニト問給ヘバ、歳ハ生年十七、居所ハ山ノ鼻ガ指覆鷲ノ窠ニ似タリトテ、鷲尾ト申付テ候、サテ汝ガ親ニハ、嫡子カ末子カ、名乘ハイカニト問給ヘバ、名ハ未付、親ニハ三郎ニ相當リ候ト申ス、〇中略去バ汝ヲバ鷲尾三郎ト云ベシ、名乘ハ我片名ニ父ガ片名ヲ取テ、經春ト付クベシ、片岡ト同名ナレ共、多キ人ナレバ事カケジ、〇下略

〔小笠原系圖〕

長清、〇中略奥州泰衡退治之時、河村山城權守秀高男仙鶴丸、若年而度々發ㇾ矢先登、面謁賴朝卿、御感之餘、於御前俄元服、長清依ㇾ有ㇾ糾法德、武勇功、被ㇾ命ㇾ加冠、則遣ㇾ清一字、號ㇾ河村四郎秀清、

〔曾我物語五〕建久元庚戌年神無月中旬、〇中略十郎は北條四郎時政の宿所に到り、子息の小四郎義時を以て申けるは、助成が弟にて候箱王と申す童、師匠も母も法師になさんとはからひ候、我も發心せずして法師になりては、はかばかしき事有べしとも覺候はず、兎角男に成たき由申て候

私に云、古へは烏帽子親へ望て一字を受、又ゑぼし親にあらねども、一字を與事、其例在之、元より貴賤の方へ、無據一字を遣す時は、自分の名乘の上の字を出し、下手の人より望來るには、下の一字を出す事勿論也、七冊之書札之内に、一字出し樣之書樣、上中下の作法有は、かねて望に依て遣し、時の書樣なり、臨樣のためしも古來在之故也と見覺候、

〔元服法式〕元服次第

一元服以前は、をさな名とて、何若丸何千代丸など、名のる也、元服の日、何太郎何次郎など、名を改る也、これをゑぼし名と云、

一元服以前は實名(ナノリ)なし、元服の日、加冠の人の名のり字を申受て、家の通り字ある人は、その通り字とより合せて實名をつくる也、又主君の御一字を拜領して名乘る事も有、○中略

一主君へ御字の儀願ひ首尾たらば、主君の御館へ出仕して、御字御腰物等給る也、公方樣より御字拜領の事、折紙に被遊候て、御大刀又は御腰物にそへられ候て、御盃頂戴の時に、直に被下候を、一ツに取ていたゞき、御字をば左の手に持退出候、御腰物そへられ候事はまれの儀に候、先御大刀計に候、御腰物そひ候時は、大刀のおびとりの間にとりそへ退出候、

一公方樣へ御字申請る事、兼日申上候時、下の字何と申字と申上、二字ともに御筆を染られ被下候事も有之、只御一字計御筆を染られ被下候事通法にて候、御字の折紙は引合也、御字を上におき、下の字は、我家々に定る字を付く事勿論也、

〔武家事要〕殿上元服之家賜御諱字

御三家　加州　越州　薩州　仙臺　肥後　因州　筑前　藝州　備前　長州　佐賀　阿州
米澤　雲州　津山
元服前賜自姓家　佐賀　阿州

命名

古事類苑

禮式部十一

元服下

〔冠儀淺寡抄 一〕定名字事

預童爵人者、其時定名字、不然人者、冠禮時定之、豫使儒者勘擇之、當日議而定之、儒者乃檀紙一枚書之字三、以同紙一枚爲裏紙進之、家司內々覽主人、書體先書名字之次、書右擇申如件、次書年號月日官姓名、

〔禮記 冠義〕已冠而字之、成人之道也、

〔文公家禮 二冠禮〕冠

賓字冠者、賓降階東向、主人降階西向、冠者降自西階少東南向、賓字之曰、禮儀既備、令月吉日、昭告爾字、爰字孔嘉、髦士攸宜、宜之于嘏、永受保之、曰伯某父仲叔季唯所當、冠者對曰、某雖不敏、敢不夙夜祗奉、賓或別作辭、命以字之之意亦可、

〔成氏年中行事〕公方樣御元服ノ事、京都へ以使節、御一字ヲ御申、御代々御嘉例也、

〔寬正記〕御元服の事、中略御實名定め有之、御元服之儀終て、御裝束を被改候時、御所樣ゟ被爲送候、中略加冠の人の一字を乞て、實名を定めらるゝ人も有、或は御使を以、御所樣御一字を給る御方も有、左樣の事候得ば、御一字の折紙を床にすへられて、冠者頂戴せられしともいへり、

〔御加冠拔書解〕又云、私にても人に名乘之一字を出す事あり、本文武家禮節に云、人に名乘の字を出す事、上の字を出すは貴稱也、下之字を出事、世の常也と云々、

古事類苑

禮式部十一

元服下

北東面爲曹司云々、〇下略

〔光源院殿御元服記〕天文十五丙午歳十二月十九壬寅日、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣、後改義輝御元服之次第、

一御殿樹下殿南向也、但御座敷ハ西ヲ請セラルヽ、北南三間西東二間中ノ御座敷也、疊ハマハリ敷ニテ、間中通路ヲ明ラルヽ、此道御簾カヽル、鑰ニテ上ラルヽ、御座敷ノ御後モ御簾掛ル、御後ノ御簾一臺開テ、若君御座へ出御也、

〔言成卿記〕嘉永元年九月廿七日早旦、衣冠奴袴著用、麻上下供、行向西大路亭、孫隆修加首服、〇中略寢殿南面奥端對座鋪高麗端疊二帖、奥端四帖、頗小帖也、四方懸亘翠簾、冠者座東面、曹司代南面前著供小疊一帖、其前立厨子一脚、紫檀地螺鈿、上層置冠、北泔坏、南、各盛水居柳筥、中層置打亂筥、納長八尺、短二尺、本結全左右鬢搔箏挾等之具、以檜手巾表香、中部薄色、裹濃、裹之、件厨子、南北行立之、冠者右方、自當家借遣了、

座、中門廊敷弘筵、北一二間副東敷紫端帖二枚、爲殿上人座、二棟廊東面爲冠者曹司、垂庇御簾卷母屋御簾、母屋南間敷高麗端帖二枚、同北間副小障子立蒔繪螺鈿厨子一雙、西厨子上階置冠筥二合、(無蓋、一合)東厨子上階西置搔上筥、(有蓋)其東置泔坏、(有蓋)座前置硯筥、(前々下階置二個筥、又厨子東方可置設筥歟、今度不置、略、又前々有其例)(前々又立脇息、九條殿御調度無之、又立衣架、今度被略之、)寢殿東南面出几帳如常、階間簀子東西立燈臺、舉□依保元例、無打出、以東藏人所爲侍所、障子上敷紫端疊六枚、爲諸大夫座、侍所敷紫端帖、立臺盤二脚、其座上置名簿櫃、立簡、入南面袋、(件簡家司用吉時、仰政所令作之、木工寮造板、内匠寮作之)點近邊小屋爲雜色所、立黑漆大盤二脚、敷紫端帖一枚黄端帖四枚、懸白垂布、○下略

〔普廣院殿御元服記〕正長二年三月九日乙卯、亥刻御元服、

御祝儀次第○中略

切燈臺(高一尺五寸、白紋檜、)　高燈臺八本(白文同、金物皆白、)　翠簾廿五間(皆新調)　御座以下御帖十二帖(皆新調)

漸及秉燭、仍所々舉掌燈、

公卿座上一本、(西第一間乾角南面)同座下一本、(同第四間西面)殿上人座下一本、(東面)諸大夫座上下各一本、已上有折敷、侍所二本、(如常)

〔公名公記〕嘉吉二年十二月十五日壬寅、今日愚息侍從實遠(九歲)令加首服、○中略其儀寢殿西庇二箇間西面懸翠簾卷之、(鶴丸如恒)北第一間副東敷高麗疊一枚、爲加冠座、(對東座)其南一箇間二行敷同疊二枚、爲冠者座、(有北作紙宜本)北第一間副西長押立切燈臺一本、舉掌燈、(向東)同第二間中央立高燈臺一本、舉掌燈、(向北)以寢殿西一間爲著袴并前物所、(丸雲北面無如常)北簀子立高燈臺舉燈、(向西)

〔宣胤卿記〕永正十四年四月卅日、今夜一條若君(九歲)御元服也、御實父土佐大納言(房家、四十三歲、於土佐國白息也、)後妙花寺關白(冬良)御養子分也、○中略一條御亭狹少、南面東西二箇間爲其所、著座公卿、(東門宣光)宣秀朝臣、(加冠、如何)西間東上北面、東間奧加冠座、(南面)奧中央南面若公圓座、東一間半爲加冠休所、其

引入座、（用土敷二枚茵、）其東對鋪疊、備冠者幷垣下座、東廂設諸大夫座、東座設冠者休所云々、冠者卽垣下疊上鋪圓座、諸大夫傳巾櫛具、源氏座定、左右指燭、理髮加冠等了退休所、改服行拜禮、而主客共答拜可有物煩、仍停之、卽備膳大臣用折敷十二枚地敷等、垣下親王一世源氏、及理髮者用平机二前、（已上用樣器、）是間獻物折櫃物唱名畢、貫首右中將源正明朝臣召宮別當、

天慶四年八月二十四日、爲明源氏加冠、引入座、（土敷二枚加茵、）冠者座（土敷一枚茵、）云々、畢巾櫛具、源氏出、（服鞠塵袍結髮、）

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府（○藤原賴長）若君元服事、（年十二）豫一兩日、寢殿以下所々奉仕御裝束、（○中略）

今度御裝束、敷筵不敷圓座、菅圓座等、御曹司狹少之上、依無便宜、每事省略、既違代々儀、不可爲後代如法儀歟、只以禪定殿下（○賴長父忠實）御令案令沙汰給者也、

〔玉海〕治承三年四月十七日乙巳、此日小童加首服、依保元元年八月廿九日（戊戌）當時關白元服例行之、最密儀也、（○中略）次余出座、（衣冠濃色指貫）以東出居南庇三箇間、爲其所、垂母屋簾、（不立屛風、依密儀也、雖不可必垂母屋簾、女院密々渡御、有可御覽之所、仍所垂也、）東第一間不敷疊、依可爲加冠之所也、同第二間副母屋簾高麗疊一枚爲余座、同第三間副端長押敷同疊二枚、（引重敷之、東頭及第二間中央、）爲公卿座、座上下擧燈、此外無御裝束儀、以西出居西庇二箇間爲曹司、副北立廚子一脚、（可立二階廚子二脚、今依略儀、立例廚子一脚也、）其間敷大文高麗三枚、南間敷高麗疊二枚、上庇簾垂母屋簾、不立屛風、曹子與客亭其所太遠、然而依家便宜也、

〔玉蘂〕嘉禎四年（○曆仁元年）四月十一日丙辰、此日順孫忠家加首服、據嘉承保元之例所行也、兼日定雜事、

今朝家司高嗣奉仕御裝束、

其儀東對代南面四箇間、副北布障子懸御簾垂之、立亘四尺屛風、南西兩面御簾卷之、其中敷滿弘筵、（無差鎭子、）西第二間以東副奧敷高麗端疊三枚、（依保元三年例、不敷地鋪圓座等、又加冠依爲納言、不敷茵、無絕席、是先例也、保元加冠太政大臣、仍第一疊上加東京茵、）爲納言以下座、其南相對敷菅圓座五枚、爲口座、西第一間西頭敷厚圓座一枚、（寄南、）爲主人

〔後中内記〕元祿十年五月六日、從准后御方、元服親王實下(○文仁親王)日時、女房以奉書、仙洞御所(○靈元)被寵、十六日、卯半刻密々院參、元服之構樣見、奥、(○中略)

元服之次第御殿裝束

小御所南面三箇間奥端、幷東西懸、日御簾垂之、副西御簾立、廻四尺御屏風、副北御簾敷、敷滿繝端疊二帖、(東西行)其上敷唐錦端茵、爲予座、(南面)副端御簾敷高麗端疊二枚、(大文南北行)加錦茵、爲加冠大臣座、(西面)以御所北方、爲休所、東方敷大文疊二帖、(南北行)爲座、(西面)其前置硯筥脇息等、(硯筥北、脇息南)座東北二方立廻五尺屏風、副北屏風立二階二脚、(東西行)東厨子上階置冠筥、西厨子上階置唐匣泔坏等、(以東爲上)西方副北長押敷小文疊一枚、(南北行)爲扶持公卿座、(東面)兼置御調度等、(○中略)菅圓座一枚敷座前、爲理髮座、

〔光榮公記〕享保三年二月十一日、參關院宮、今日御元服也、(○中略)後日隆成朝臣談云、直仁親王、於寢殿母屋元服、敷疊二帖、其上敷茵、加冠座疊一帖上敷茵、著座疊如何、理髮隆成朝臣候廂、(簀座四)餘度請加冠日進云々、尤被用唐匣、二階厨子等被儲、關所、是從内裏内々送遣者、

〔實麗卿記〕嘉永二年三月十五日癸未、今日中務卿宮(○韶仁親王)息男熾仁親王(十五)令加首服給、(○中略)巳刻許冠儀始、其儀南面母屋二ケ間爲寢殿代、東一箇間懸四方簾、南面西一箇間卷之、自餘垂之、副北簾高麗端疊敷二帖、其上設東京錦茵、爲冠者座、(南面)同間當坤敷同疊二帖、設同茵、爲加冠座、(西面)同西間懸四方簾、南面卷之、南北二行敷高麗端疊、爲上達部座、(各一帖、東上)(三)同間庇敷紫端疊一帖、爲理髮座、障子上代敷家司座、(各一帖)東一箇間懸四方簾、敷雲繝端疊二帖、其上同茵等、爲冠(○冠下恐脱者字)御前物所、(西面)設厨御硯脇息等、副北簾立二階厨子、御冠泔器唐櫛筥等設之、其西敷高麗端疊一帖、(南北行)(西)爲納別當座、

○下略

〔西宮記〕(臨時九)一世源氏元服

承平四年十二月二十七日吏部記云、尤明源氏、於中務卿親王家加冠、(年十八)其儀寢殿南廂東向設、

邊、置線盥手巾於口机上、手巾紙柳筥加置之、坊司奉仕御裝束、其儀母屋西第三間北障子南去七尺南向、立平文倚子、敷毯代置鎮子、爲皇太子加冠座、其南二尺二寸北向、立兀子、爲加冠理髮人座、其左右立平文置物机、机上分置唐匣泔坏等、西机置泔坏、東机置唐匣、無蓋、上懸子納御本結黑幘、下懸子納御櫛二枚、筧子、身納笥刀櫛巾及檀紙二枚、設御屏風於母屋乾隅、其前立蒔繪御厨子二基、立四尺棚厨子二基於母屋東壁下、南北行居威儀御膳、一基唐菓子十五坏、木菓子十五坏、一基干物三十坏、

〔宗建卿記〕享保十八年二月一日、今日皇太子○櫻町御元服、○中略立朱漆御倚子、西面立之按西面立之事、去年內々主上○中御門被尋下關白之處、於覽御冠儀者最有便、仍御冠儀之間西面立之、太子御拜之時、密立改南面之由被申之、主上此事如何之由有仰、予又不甘心、御冠儀了、太子御改服、即有御拜之儀、此間主上不可有入御、代々記、御拜之前入御之事無所見、於然者何立改乎、但於御習禮日者、御座不南面、通雅卿記正元元年八月廿七日、皇太弟○龜山御元服、主上○後深草出御、御座御帳內東面云々、是依東禮東面也、於當時ハ可爲西面、而同記當日東面之事不注之、且主上西面爲禁忌之由有所見、建曆御記、略之園太曆康永三年十月廿三日、略之此等之說相違、今日立樣、奉行朝彙亦不甘心、雖然依關白命立之云々、可有後難乎、口口四角有平鎮子、雲圖抄石清水臨時祭試樂裏紙、以此說予沙汰之口口御帳東立廻障子一基、爲御覽威儀御膳押所可立之由、見北山抄江次第等、仍正元退北立之、貞享倣之、承元不押北側口口之由有所見、今日如承元例、口口疊二帖、其上敷東京茵一枚、北面代々記南面、當時無便、貞享度爲北面、今日倣之、爲太子設服之所、御冠座、加冠理髮人座等無礙如何、○下略

〔元長卿記〕永正九年四月廿六日、今日○後柏原今上第一皇子○後奈良御元服也、以省略儀可爲簾中沙汰由、一條前關白冬良公被計申、御次第等關殿下所被申合也、以小御所爲親王御所、南三箇間之內、西二間下格子、垂御簾、東妻戶開之、西北立廻御屏風、東同立御屏風、北之東一間懸御簾、中央間敷高麗疊二枚、大文其上加錦端茵、爲親王御座、南面東第一間敷同疊一枚、小文加東京錦茵、爲加冠大臣座、西面理髮圓座敷、親王御座前、立切燈臺、供掌燈、左右在打敷、御座之北爲御休所、立廻御屏風、委細見差圖、○差圖略

西第一臺盤立中角物一前、饗二前云々、坊司辨備饗饌、中角物十二前、饗廿四前、(南北各十二前、)用樣器、其色白、中角物十二前、(毎前、隔餌、桂心、梨子、棗、)作盤廣四寸五分、饗廿四前、(毎前干物二種、生物二種、)以上盤廣四寸、窪坏物二坏、(海月、鯛醬、)箸臺一、(高三寸、盤一寸、)箸一雙、(七寸、)追物二種、(作盤三寸、小鳥、蝶、辛螺、)汁、(鱠汁、鹽汁、)粉熟飯、(盛窪坏器、)作饗應役也、成膳召國々菓子鮮物、(畿內、近江、丹波、若狹、紀伊、伊勢、尾張、遠江、美濃、信濃、越中、丹後、紀伊、淡路、備前、備後、安藝、)永保裝束司違例事等、

〔冠儀淺寡抄一〕冠所事

古者行之廟、後世無家廟者於正寢、然而嫡家適子、必行之於正寢之廟、庶流末子者、乃於東西對及出居、(廊、或直廬、)曹司等行之、若其宅不具、或元有障難行、則假攝家宗家及實父養父一族等亭而行之、是亦常事也、其父爲重服日數之內、則於其亭不行之、於禁中行之者、是恩寵之至也、若夫天皇元服日、殿上小舍人勸學院學生等行之者別儀也、又於仙洞幷女院等行之、是亦殊恩也、其所裝束陳設者、三個日之後撤之、或即日撤之、(久安別記、)古曹七ヶ日撤之、(同上、)嗚呼冠儀者、禮之始、嘉事之重者也、假令第宅不具、禮儀不備、行之家中而可也、假他家而行之、則不無念哉、爰古來多以之爲規、術權門宗家、爲他日推轂之階梯、竊先王敬始之禮、爲紆計機關之具、鳴鼓而攻之可也、

冠陳設事

凡冠所裝束者、依其人門地、其屋向背等、各不能一樣、莫有定式、唯臨時應變、據古例、據家說而宜損益之、故江帥次第、不載其裝束、良有謂乎、仍舊記之中、擇詳而可爲度者一二、且逐指圖示之耳、○(指圖略)

〔貞享四年東宮御元服次第〕東宮(○東山)御元服次第

當日平明、所司奉仕南殿御裝束、其儀設平文倚子於御帳中、(敷繧繝端疊代、)爲御座、設平文倚子於御帳西南一許丈、(敷繧繝端疊代、)爲皇太子將冠御座、設紫几子於南廂西第三柱、爲加冠人座、其西間去四尺設黃几子爲理髮人座、設御屛風三帖於北廂西第一間東西北、爲皇太子改換御服座、設通障子於御帳東、(北例上、一尺七寸、爲御疊、)疊疊於御帳後、爲御裝物所、供奉女官座如節會、主水司設洗手具於軒廊東第二間北

許丈、東方五十具、當長樂門西柱西承明門東第二柱東、（盛七具立前、茫册三具立後、）西方五十具、（准之）改換御裝束之所、東第二間以高麗端帖二枚敷之、（東西妻相並）其上供東京錦茵、其西副屏風立二階一脚、其上置泔坏御冠筥、（泔坏在南）二階南立唐匣、（有蓋、以上坊司、）置上層、有面脂口脂、第二層有櫛四枚刷二鑷刀、第三層有色紙帖紙等、第四層在續紙等、紙櫛巾也、（永保入例紙邊例）御子宿四面、砌外南面去三丈許、自餘三方去二丈許、廻引斑幔、（南北立屏幔、東南西面、以庇柱爲限、北立幔柱、）身屋南方張承塵、（以帛爲之）以下裝束司、母屋南東西三面懸御簾、其中敷滿長筵、其上供高麗端帖等、供御茵、有上敷龍鬢筵也、東方立御几帳一基、又南東西地、（庇內）敷長筵、其上逼端方敷紫端疊等、上達部可候西方、殿上人可候東方、帶刀等可候幔外歟、春興殿東庭、立七丈幄一字、（卯酉妻）爲獻物所、其東立五丈幄、爲殿上饗辨備所、其北立五丈幄、爲啓所、（已上二字、並子午妻、）件啓所陣頭侍者等可候云々、裝束事、立御屏風於北廂東第三間西邊、如常、坊司參上、撤加冠座倚子机及厨子等、（不撤威儀膳）撤北廂改換御衣所、爲東宮御膳所、東第一間南障子下立黑漆厨棚厨子一脚、第二間爲釆女候所、恭禮門內主膳司等可候云々、以上坊司、御帳內御座南立朱御臺盤一脚、（有蓋、東西妻、）御帳南差西去、立黑漆小臺、（北廂御帳立之）其上敷兩面端半疊、其上立朱御臺盤一脚、（有蓋、南北妻、）南置綠草墪一枚、（陪膳釆女候所）南廂西第二間、差南去東西行鋪簟四枚、其上雙立朱御臺盤二脚、南臺盤居胡瓶一口、北臺盤置酒海御盞酌等、並金銅、皇太子御座前、立朱漆四尺御臺盤一脚、（無覆布引物）兼供朱漆馬頭盤、（有銀箸七等）幷木菓子四坏、（松實、柏實、石榴、棗、）唐菓子四種、（餲餬、桂心、黏臍、饆饠、）並以朱漆盤盛之、當御帳東第二間中央東西兩行設親王公卿座、鋪紺布疊緣毯代、立兀子床子等、殿東面南階南砌上立兀子、（兩面鋪物、不鋪疊蓐、內辨從殿下行事座、）宜陽殿西廂、安福殿北第二間中央南行、立床子幷黑漆臺盤各二行、宜陽殿南第一間西砌內、春興南第三間立胡瓶、並西向、（穀倉院居饌、大膳立臺盤、）階下東西座、以衙重居饌、（件座順指東南斜行立之）大臣、（兀子紫敷物）大中納言、（兀子黃敷物）三位參議、（獨床子、黃敷物、）四位參議、（簀子敷床子、黃端茵、）以上南座、親王、（兀子紫敷物）散二位、（獨床子、綠敷物、）散三位、（獨床子、黃端茵、）以上北座、是裝束司記文之意也、而近代混合、已無是非、納言用綠敷物、大臣料用錦敷物、可准之、其前內豎立朱臺盤五脚四尺、四脚八尺一脚、其

付也、同殿西廂板敷、南西二面張斑幔、從右近陣東南角溝東方北行、廻射場殿西南角柱更東折、從同殿東南角柱亦北折、至于廊第二間西柱、張同幔、（右近陣東南角以北立幔柱、射場殿西南角以東、至于北廊第二間西柱結貫、）從月華門內南掖部上南行、張同幔一條、又左右掖門內方斛引渡同幔、移鈴印御辛櫃、置宜陽殿西廂板敷、長樂永安兩門、南面庭差北邊、張同幔各一條、南殿南庇東第三柱下、立加冠人座兀子、（黃色敷物有之、）其東五尺立理髮人座兀子、（黃色敷物有之、）母屋東頭障子下南行、立五尺屏風二帖、（大宋屏風南頭、當中間之中、）北廂第一二間、爲皇太子改換裝束之所、其西當柱西向、立所司御屏風一帖、（五尺、大宋、）又副北格子幷東第一間、北面東面等戶立御屏風、其中敷滿長筵、主水司東軒廊西第二間北邊、設洗手具様洗手巾等、置入足机上、但手巾納筥、先一日召仰所司、令進、机木工所進、手巾藏寮物、如內匠寮舊記者、自青（○白簀爲、貫簀賴、）二枚、可相副敷、次春宮坊司、（立大進少進率藏人所衆藏下部等行事云々、）自母屋東第三間北障子南去一丈（舊記注七尺、而延光記注一丈也、是又相叶云々、）南向立平文小倚子、（金銀平文也、有金銅金物等、）鋪紫綾毯代、（東西行鋪之、緣、鋪倚子准上、）四爲御加冠座、其南二尺二寸、立白鑞平文倚子、（北面、無金銀及錦代、）鈿、左右立平文置物机、（在南北倚子中間、即宮主上御倚子、）机上分置御筥泔坏等、（盛泔坏銀埦敷、）泔坏置左机、（北舊作、有蓋、）唐匣（櫛匣也、）置右机、（納櫛件、）唐匣上層、有面脂口脂筥、第一層入空頂黑幘、（加末額九寸也、以冠額作之、二重、冠纓、所謂仕也、付黑幘、高九寸、纓、以纓二分許入付幘、）御本結等、第二層納櫛二（八寸、）寬子一褁佐美、一下層納綾櫛巾一條、（件櫛巾裏白、畫黑云々、）檀紙筝小刀等、東頭屏風下、立四尺高繪御厨子二基、有二藍色紫纖物覆、有蒔物裹幷伏組等、三種也、長一丈五尺許、以中幅當御厨子上、左右幅當御厨子前後、母屋西壁下、立厨棚子四基、（南北一行、）傳家政事、威儀御膳、家司相副入自日華門、到東軒廊傳獻之、入辛櫃五合、（其數物入盛褁、）唐菓子十五坏、一（南第、）次木菓子十五坏、次干物肴坏、次生物卅坏、宮坊司雜役人等共居之、以上花盤盛之、其花盤廣八寸、盛高八寸、例一尺盤也、而八寸作之、可爲違例、（有綵色、繪花形、）庭中列立雜辛櫃卅合、當春興殿西砌去一許丈、南北二行立之、其南端限同殿西廂南一間、北端限同廂一間、可當春興殿西廂砌外長樂門東腋東軾、皆赤漆也、有黃絹覆黑漆朸旗、綱等、屯食百具、（盛十五具、入廿五具、）從同長樂永安等門運入立之、分在東西、當版位南三許丈立之、中門相去三

盛之、南第一御厨子、置唐菓子、每五盛、次一基木菜子、次二基干物、階庭中列立祿辛櫃屯食之、祿辛櫃卅合、版位南三許丈東折□三許丈立飯酒魚菜百具、分在東西、版位南三許丈立之、中間相去五許丈、延喜殿上記云、南庭版位以南、東西分立之、飯百櫃、酒百缶、魚菜百缶、屯食物百具、則中取一脚、各置中折櫃十合云々、馳道左右一々並立、其東西相去之程、各當于承明門東西戶間中央云々、被物韓櫃卅合、並立於春興殿西、屯物東、

〔江家次第 十七〕東宮御元服

當日平明、裝束司仰主殿寮、掃除南庭、次仰左右近衛陣、令開長樂永安門、次左衛門入自長樂門、右衛門入自永安門、敷砂、主殿寮撤去東西火炬屋、東置日華門北腋、西置紫宸殿西腋、掃部女孺上殿南面御格子、內匠寮立殿母屋北邊障子等、件障子尋常在殿西廂御膳宿塗藏、件膳彼寮間又相具云々、但其障子戶東第二間、西第二間、及御後間等、中央間有左右扉、東西間戶各有一扉、東在西、西在東、案舊記、東御障子戶間第三間戶云々、見清涼抄、而永保如此、可尋舊例等、掃部女孺懸身屋北間內四面壁代帷、並卷之、裝飾御帳帷、東西南三面帷卷上之、掃部寮官人、南殿御帳中土敷上鋪唐錦毯代、四幅、毯代四角置金銅麟形鎮子、其上立平文御倚子、尋常御倚子螺鈿歟、而近代無件物、常立平文御倚子、今便立之、理須撤尋常御倚子立平文也、其上鋪唐錦褥、永保鋪錦唐綾褥、違例、左右各立置物御机、各垂總、其中央立風鐘、自藏人所受之、御帳東北去五許尺、當北障子立大宋御屏風一帖、西向、以鎮子等固之、他屏風准之、御帳西北角柱下、北障子南去三尺三寸、西行二間立通障子二枚、例儀會去障子五尺也、而今爲覽臧御膳、自常北去一尺七寸、御帳後、鋪綠端小疊二枚、通障子北鋪同端長疊一枚、其西立囊床子二脚、又立草墪二枚云々、永保不立囊床子、失歟、件草墪節會時所不立也、而永保准之不立、但舊記、太子元服時立之云々、其上西鋪綠端疊一枚、內侍以下候所、以御帳北障子後、西間東西行雙鋪小筵二枚、其廻立大宋御屏風二帖、東向、開戶、其內立赤漆小倚子、御粧物所、件倚子北向立之、身屋東第三間、西柱北面、中央北去、倚子北去、謂至北足、五尺五寸、設皇太子座、東西行鋪紫綾毯代、四幅、長八尺、毯代四角置鎮子、以紙裹之、其上立平文小倚子、南面、其倚子前與柱平頭、其上鋪唐錦褥、件褥永保用唐綾歟、南榮簀子敷下、御階東西各鋪座二行、東、辨少納言、外記史、內記、外記史生座、西、殿上侍臣藏人等、雜色以下座也、[illegible]從左近陣南庭中央東西行、曳斑幔二條、一條、始從紫宸殿東面北階南端、東行、東行竟庭中一條、其東端幔柱南去三許尺、小西進立幔柱、東行竟宜陽殿西廂䕓、以幔結

一間東柱、立御屏風一帖、（東向）更東行副御障子、立三帖、更北折一帖、（以上五帖、用大嘗會御屏風）西第三間敷二色綾毯代、立大床子二脚、其上鋪茵、（東面）其前立錦草墪一枚、爲理髮座、東御屏風前、敷菅圓座一枚、爲太政大臣座、西御屏風後、鋪黃端帖二枚、爲內侍女藏人座、西第二間立三尺蒔繪御厨子二基、（逼西南而東面立、其中納御調度等、螺鈿御唐匣、二階鏡臺御鏡筥）宸儀移御之後、藏人出御厨子御調度、供御前、草墪北立御二階一基、其上置御唐匣、御冠筥、（以上無臺）打亂筥一合、草墪南立鏡臺、御鏡筥等、南殿巽坤角壇上、各立白木案一脚、（各高一尺五寸、長二尺、弘一尺三寸）其上置手洗椽各一具、內藏官人一人、相分候、手巾、（各巾一丈、懸白木持候之）日月華門外、宜陽殿西、軒廊北、校書殿東射場、以上懸幔如節會、承明門東西掖、掃部置草墪、（下敷疊薦）

式部立標、

鈴印辛櫃等、移置宜陽殿西廂板敷、陣座南庭中央、東西行曳幔二條、一條始自紫宸殿東面北階南端、東行竟庭中、一條其東端幔柱南去五許尺、小西進立幔柱、東行竟宜陽殿西廂蔀、宜陽殿西廂板敷南西二面張幔、

春興殿南廊西面、結管貫張同幔、右近陣東南角溝、東方北行、屬射場殿西南角柱、更東折、從同殿東南角柱亦北折、至軒廊東第二間西柱、張同幔、左近陣巽角以北立幔柱、射場殿坤角以東、至于北廊第二間西柱、結管貫、月華門內南掖蔀上南行張一條、從安福殿南行東更折、從堋屋東北角南折、至于永安門西掖、

〔新儀式（五臨時）〕皇太子加元服事

皇太子將加元服、先令陰陽寮勘申其吉日良辰、前一二日召仰供奉所司、當日所司、參上南殿、供奉裝束、（內裏儀式、天皇與皇后並御同殿、承和五年、延喜十六年、皆御南殿也）掃部寮立平文倚子、敷錦毯代、（請自藏人所）供御座、其前立置物御机、皇太子座同尋常、（敷毯代）御帳東逼障子、西面立五尺御屏風一帖、又御帳西立通障子二基、（自例北去一尺七寸許、爲御覽西壁下威儀御膳也）其內立囊床子、草墪、又御帳北敷疊、爲女官座、如常、坊司殿西壁下四箇間、並立四尺黑塗

調度敷設等、依時儀被調之、○中略

敷設等事　南方料、疊少々枚、茵一枚、爲敷料、疊少々枚、四面壁代敷料、掃部寮從行事所請分物調進、兩面端土敷二　御帳帷壁代、藏人所調之、御屏風二帖、用大宋御屏風、御帳一具、或新調之、或修理舊也、御倚子一脚、舊有損可修理、置物御机二脚、御前料、毯代一條、調之、鎭子四枚、在掃部、

北廂料御帳間、御□□間、五尺屏風五帖、不見調否之由、寛仁被用大嘗會御屏風、大床子二脚、二　草墪一枚、入盤調之、廣長疊四枚、御疊少々、菅圓座一枚、茵一枚、二色綾毯代一枚、已上物等、藏人御調之、料物自行事所渡之、手水具半挿、盥、兩角盥、置臺上、主水司官人一人、相分候案下、內藏寮官人一人、相分候手巾、件手巾一丈、懸白木持候之、

左右各立白木案一脚、高各一尺五寸、長二尺、廣一尺三寸、內匠寮作之、手洗床各一具置案上、件手洗床等、或新作之、或召□□□々、主水司官

御酒具等事南殿南廂西第三間迫南設之、白木八足机三脚、一脚高二尺、廣一尺五寸、長二尺、卯酉爲妻、北方立之、置御盃幷白木上、以白布覆之、二脚各高二尺、廣一尺五寸、長二尺、子午爲妻、南方雙立之、東机上、陶平瓶一口、酒海一口等、置白布、四机敷白布、居白木八足小机二前、一前□□□□、件小机高一尺、廣一尺、長一尺五寸、各以白布敷面、居肴物等、鋪菅薦一枚、置小机下也、已上高机三脚、相合立之、覆白細布、各三幅、長六尺餘、等机覆之、小机敷布、各一幅、長各三尺五寸、已上机等、仰內匠寮令作之、從行事所給料物、布行事所設之、

〔江家次第十七〕御元服

南殿身屋九間懸壁代、御帳帷卷之如恒、御帳下敷繧繝端大帖二枚、其上敷土敷一枚、龍鬢、其上敷茵一枚、東京錦、御帳良乾、立大宋御屏風各一帖、如恒、御帳北敷兩面端帖等、如恒、南廂西第三間設御酒饌具、迫南立之、白木八足机一脚、高三尺、弘一尺五寸、長五尺五寸、卯酉爲妻、北方立之、其上置陶器御盃一口、口徑四寸、加臺幷盤等、白木匕一枚、御長一尺餘許、綱有曾料、其上覆白細布一幅、長六尺餘、同机二脚、各高二尺五寸、廣一尺五寸、長二尺、子午爲妻、南方相雙立之、東机置陶器鳥頸平瓶一口、納七升、陶器酒海一口、口徑一尺五寸、以上曾入醴、瓶在南、酒海在北、西机敷白布、其上居白木八足小机二前、高各一尺、弘一尺、長一尺五寸、東西爲妻、相雙立之、各以白細布一幅、長各三尺五寸、敷面、北小机上居御箸御一雙、加匙、南小机上居小叩戸二口、口徑四寸、一口盛干鯛平切、高三寸許、鯛引入盛之、一口盛鯛醬、以上南北行、机二脚、各覆白細布一幅、長六尺餘、茅菅薦一枚、弘二尺餘、長五尺許、形如本體不付具、饗之置於小机下、北廂西第二三四間、幷西及北兩戶等懸簾、用南殿御簾、以長筵四枚敷滿、件內、當西第

鋪設

一御泔坏蓋紫干トリ、一銀毛彫、　同臺海部蒔繪面押青地錦

一御柳筥　一ツハ臨期御冠依二御先例一御烏帽子を載る料、一ツハ臨期御泔坏を載る料、

以上

一柳搔板一枚

此御品、御細工所より調進有レ之といへども、御用に不レ成よし、舊記に柳盤と記す、御髮をはやす時、此板にあてゝはやすなり、〇中略

一御泔坏には水を少し入らる、此水は白水米の洗しる又生氣の方より汲たる水を入るゝと云兩說なり、武家方にては、一番の白水を入るゝ、又二番の白水を入るゝと云、兩說なり、

一御櫛巾は飾附計にて、御前江は不レ出、是は疊たるまゝ亂筥の上に置、飾附る事もあり、又亂筥を包み飾事もあり、說品々なり、

右御調度品々調進之事、先例之通、高倉家江仰付られ、三月日江戸著あり、

〔西宮記〕一天皇元服

式部立レ標、承平雨儀、立二左右廊一、貞觀元慶例、所司設二御座於南殿帳內一、晋禮設二大床子一、唐禮鋪二莞席一、貞觀元慶依二唐禮一平鋪(平上恐脫二設字一)承平土敷上加二御茵一、今案帳臺御疊上、加二土敷茵等一、御帳艮乾角、立二御屛風各一帖一、南廂西第三間設二御酒饌具一、白木八足机三前、二前居二御酒具一、一前居二八足小机一、二前居二肴物一、唐禮脯醢(醴新儀式無)臨者、各代以二乾鯛鯛醬一、並用二陶器木上一、覆以二白細布一、机面敷レ布、設二洗器殿東西壇上一、盥二匜盥案上一、各加二手巾一、內藏主水官人、相分候二案下一、主殿寮立二屛幔日月華門外一、宜陽殿西軒廊北懸レ幔、校書殿東射場懸レ幔、掃部寮置二草墪承明門東西腋一、北廂西第二三四間、上二御隔子一懸二御簾一、西北戸同懸、掃部寮以二廣長筵四枚一敷二滿四間一、當二西第一間東柱一立二御屛風一帖一、東面更東折遶二御障子一立二三帖一、更北折立二一帖一、西面西第三間敷二二色綾毯代一、立二大床子二脚一、其上鋪二御茵一、東面御座前置二草墪一枚一、爲二理髮座一、東御屛風前敷二菅圓座一枚一、爲二太政大臣座一、件座依レ時儀、可レ儲歟、西御屛風後、鋪二黃端疊二枚一、爲二內侍辨藏人等座一、西第二間立二三尺蒔繪厨子二基一、遶南西一東面立之、納二御調度等一、御簾等用二南殿一、他御

泔器(銀器、口三寸九分、桐ケボリ、)臺(同白)　下臺(面七寸三分、桐蒔繪、以赤地錦張面、金物□□、)　御鏡(面七寸七分)　御鏡臺(桐蒔繪)　掌

燈二　御銚子二具(此內一具白)

〔親長卿記〕文明五年十二月廿三日、今日未刻、中山侍從宣親加首服、○中略笄刀申出伏見殿御物、打亂宮借用烏丸、各自予許悉皆令用意、○中略烏帽子櫛手巾、(檀紙於六枚、去十三日實興元服之時如此云々、依無御手巾也、)

〔十輪院內府記〕文明十三年正月十三日、侍從通世元服也、其儀密儀、最不及裝束、元服自休所召出、仲相役之、先烏帽子、(居折敷、)次泔器、(銀、蓋、仍居柳筥方也、)次櫛巾、(略儀、檀引合用之、)此內笄刀、(借用中院重代物也、以此借用爲美日、)小本結、(紫也、六筋、尺許、)水引、(六筋、敷、)解梳鬢櫛等引合兩三枚入之、居打亂宮蓋、(以懸子代之、)

〔後中內記〕元祿十年五月六日、從准后御方元服親王宮下日時、女房以奉書仙洞御所(靈元)○被遣、十六日、卯半刻密々院參、元服(○靈元皇子文仁親王)之樣見與、○中略西方副北長押敷小文疊一枚、(南北行)爲扶持

公卿座(東面)敷置御調度等、

冠、(紋巾子、居柳筥、置座左、)次唐匣、(有蓋、置座右、)納物、(上懸子本結三筋、中懸子笄刀、平鑷、鋏、櫛二枚、下懸子、櫛巾檀紙二枚、)次泔坏、(有蓋盤、入置唐匣南、)

〔家祥卿御元服御位記〕御元服御調度(○德川家宣初名家祥)

一御厨子一基(梨子地蒔繪、面押青地錦伏組啄木)

一御二階一基(同斷)

一御冠宮一合(同斷、內張青地錦)　同臺一基、(同斷、面押同斷)

一御打亂宮一合(同斷、內張同斷)　同蓋(蒔繪同斷、裏錦形蒔繪)

內

笄刀二本　檀紙二枚　小捻二筋　元結三筋、內二筋長五尺、一筋長三尺、　櫛二枚(黄楊伏輪)

(銀)髮搔一本

一御櫛巾一帖(長柄、雲文十費、中倚紫平緒、裏黑、文違菱板引、)

一合、(御所御物、)御脇息一脚、(傳奏被借進、)銀器、(同、)已上被用古物、

〔元長卿記〕永正九年四月廿六日、今日今上(○後柏原)第一皇子(○後奈良)御元服也、(○中略)抑今度御調度等、一向零々无沙汰也、本儀、藏人方調進也、雖然當時出納無案内、旁以便沙汰之、

二階一脚(古物)　御冠一頭(拔巾子、一頭例式、)予申付了　泔器新調、勾當局内々被申付、　櫛巾(古物)　納物櫛三枚(予申付)　本結三筋(言綱朝臣調進)　髮搔、紙捻、柳筥三、(以上左大辨宰相進之、)　笄刀(古物)　打亂筥(古物)　茵一枚(古物、御休所用之、)　圓座二枚(予申付之、)

〔中右記〕承德二年十一月十三日丁巳、午時許小童二人、(宗隆、宗成、藤原宗忠男、○中略)著々元服事、(○中略)置圓座二枚、(朝隆取之、冠者座北、理髮料南、)冠者著之、(束帶、但直衣、新中納言丸共帶用之、)說長置冠於座右、(入柳筥、放巾子、)永實置泔坏於座左、(入柳筥、不加蓋、)宗仲置打亂筥於座前、(本結一具、長二、長一、各長二三尺、短、檀紙四五枚、髮搔一枚、櫛二枚、笄刀一枚、入其中、以櫛巾推裹也、)

〔鹿苑院殿御元服記〕應安元年四月朔日

御祝儀式次第　御具足料足政所沙汰

打亂箱(唐木、文菊貝、以青地錦張内、口一尺三寸、自元御前仁有之、仍被出之、)　御櫛三(解櫛、桐葉蒔繪也)　御小基三筋(赤組)　小刀一(五寸、片シノギ、ツカサヤ一尺二寸、以紙卷、水引三所結之、)　甲貝一(鹿角)　御櫛手巾(長六尺、横三尺六寸、加賀絹三幅、文白菱、繪所行光畫進之、)　水引三筋　檀紙一重　以上納打亂箱、進上御前、

泔坏(銀圓器、口三寸九分、文唐花鳥、付銀蓋、)　掌燈二、(無役之、執燭切燈臺、)高一尺五寸、白文松鶴、

〔普廣院殿御元服記〕正長二年三月九日乙卯、亥刻御元服、

御祝儀次第

御祝具足(要脚同前、上文云、御裝束要脚政所方沙汰、)諸道具皆自奉行方申付之、　打亂箱(唐木、御紋桐、以赤地錦張内、口一尺三寸、御蓋青貝、御方有之、仍申出之、)　御櫛三(解櫛、桐蒔繪、)　御小基三筋(赤組)　小刀一(以紙卷之、水引ニテ三所結之、片シノギ一尺二寸、)　水引三筋　檀紙一重　御櫛巾(長六尺、横三尺六寸、兩面絲織色黄也、御紋菱、裏板引フシカ子染也、)　以上納打亂箱、進上御前、

一御休廬事、率行宮司、(權大進爲保)　一所々御裝束事、南殿金銀平文小倚子一脚、(在二金銀物一、白堅文唐綾、縁端紫綾、毯代、扇子筥一、)白鑞平文倚子一脚、(白唐綾、高麗縁、無二金銀飾及毯代一、)金銀平文置物机一脚、(在二金銀物一、敷高麗縁、臥組褡緒綱等一、)御泔坏一口、(在二紫檀地螺鈿臺一、)御唐匣一合、(紫檀地螺鈿、無臺、)上懸子納、御本結三筋、紙捻三筋、幘二枚、黒幘、中懸子納、鋏刀、髮搔、下身納、幘巾檀紙二枚、四尺蒔繪螺鈿御厨子二基、(在二紫文綾物一、覆同色裏、)五尺黒漆棚厨子四基、朱漆臺盤一脚、(在二刷一、)五尺棚厨子一基、(在二金物一、御膳、)此外尋常御倚子、加冠理髮兀子等、裝束師裝之、同北庇蒔繪螺鈿二階一脚、御泔坏一口、(在二蒔繪臺一、)御冠筥一合、御唐匣一合、(在臺、)上懸子納、幘四枚、髮幘、髮搔、鋏刀、下懸子納色紙、帖紙、檀紙二枚、御鏡、御脇息一脚、高麗端疊二帖、東京錦茵一枚、已上本宮沙汰、大宋屏風、長筵、已上裝束使、御鏡(今度有二沙汰一、藏人方獻レ之、)御休廬御簾、大文御座二枚、東京錦茵一枚、龍鬢筵一枚、四尺几帳一基、五尺山水屏風四帖、紫端疊十二枚、承塵、(內藏寮沙汰、但依二中手一、白木宮被レ付二其足一云々、)長筵、(裝束使沙汰、)所々幔、(同)同幔、(同中略)〇

一理髮間手水具、白木八足机一脚、(木工寮)楾手洗、(內藏寮)手巾、(同)柳筥、(內匠寮)已上官方沙汰、(中略)〇

一御調度事、宮司所課、金銀置物机二脚、(在二敷物足一、錦褥緒綱等一、)藤原朝臣、幘巾一重、具雅朝臣、白鑞平文衣筥二合、黒漆高机二脚、(在二花足覆敷物等一、)已上大進房光、黒漆棚厨子一基、權大進親名、朱器、(白鑞臺盤一、被レ加二修理一、之器、)調之、權大進圖俊、白鑞平文倚子一脚、(無二金物一、白唐綾縁高麗端、)權大進爲保、祿辛櫃二合、(在二覆綱抄等一、)權大進宗光、一合、(同)少進時業、

已上宮司等調二進之一、

一被レ新二調御物一事、金銅平文小倚子一脚、(在二金物飾一、白堅文綾物唐錦縁端、)紫毯代一帖、(加冠御時御座、)五尺黒漆棚厨子四基、五尺棚厨子一脚、(黒漆古物、在二金物一、但被レ加二修理一、)四尺蒔繪螺鈿御厨子二基、覆、朱漆臺盤一脚、(在二刷一、)御膳辛櫃二合、已上所レ被レ下現用三千三百疋也、左史生藤弘調二進之一、實名召仕之間、內々仰二付之一、蒔繪螺鈿御厨子一基、(藤三位經家朝臣調二進之一云々、)

一被レ用二古物一御事、地鋪、(東京錦)大夫借二進之一、御泔坏二口、一口、(在二蒔繪臺一、御物、被レ置二南殿一、)一口、(無臺、大夫借二進之一、)御唐匣二合、一合、(御所御物、被レ置二南殿一、)一合、(白、被レ加二修理一、借二進之一、)蒔繪螺鈿二階一脚、(借二進之一、)蒔繪螺鈿御厨子一基、(白、借二進之一、)御冠筥

來仰云、日次事、三日御元服、四日後宴、御調度事、依寬治之例、可被調加今度大嘗會御調度、

〔玉海〕文治五年十月七日癸巳、此日御元服(○後鳥羽)定也、午刻著直衣參內、(大納言同車)依御物忌不參御前、直向西直廬、(○中略)先是召寄御元服御調度等、(納殿、幷當今大嘗會御調度、在官廳、同召寄也、)加檢知、大略併紛失、納殿狼藉不能左右、嘉應御調度所殘、只唐匣筥一也、大嘗會御調度、又屛風之外、無可被用之物、但御帳見在云々、(不召寄、其外別進御調度等、大略不調進歟、)各見畢返遣之、(此間宗隆、貞綱等伺候○中略)

一御調度事　嘉應御調度已紛失、仍任寬治幷嘉應例、可被用大嘗會御調度、其不足可被新調也、而御帳可被用大嘗會歟、將又可被新造歟、(天永大治久安如此)如何、(寬治嘉應如此)人々一同申可被用大嘗會御帳之由、余云、山陵雖有久安之不吉、猶不棄天永例、御帳依大治等之不快、棄天永之例如何、人々不言、但思案又尤可被用大嘗會御帳、

〔荒涼記〕正元元年六月五日丁丑、參御所、(自去月八日、嵯峨殿爲御所也、)依御徒然、公事不審、可有沙汰之由被仰出、就春宮(○龜山)御元服、可有沙汰歟之由申入了、　十一日癸未、已始參嵯峨殿、於東面御談義所、春宮御元服間事、內々有評定、此事去比、可有公事論義之由雖被定、聊有子細、被變其儀歟之間、只有評議也、資季、權大納言、(師繼)花山院大納言、(通雅)自本依爲其人數祗候、按察、(顯朝)左衞門督、(基具)雖稱無才學之由、爲聽衆同接其座也、仰云、今度東宮御倚子、欄有無如何、永保裝束使辨、就重明親王天曆八年正月一日記、啚御倚子、忽撤左右高欄、(匡房卿雖之、後欄猶殘云々、)就此記有御不審也、資季申云、大臣倚子、猶有高欄、太子御倚子、無欄之條不叶道理、以一兩度例、被略欄之條不可然歟者、(○中略)四尺御厨子覆、久壽雖爲各別、任度々例、今度以一帖、可渡覆二脚云々、凡者裝束使御調度、近年大略無實之上、去月炎上、大略燒失云々、資季申云、大弟尋常御座御倚子、爲官沙汰可被作、御元服御座、幷加冠座倚子等、爲本宮沙汰可被造歟者、(○下略)

〔東宮御元服部類記〕元德元年十二月、御入內日、同廿七日御加冠日、(○光嚴)同廿八日庚戌御退出日、

已上行事、大進時柄朝臣、少進貞雅、藏人民部丞順、少將仲式、

一捧物百捧、（可儲大家、）枝物五十捧、折櫃物五十捧、

一飩食百具、（五十具儲家、十具大夫家、廿具廳、追加五具、本宮所々料、廿具別納、）

一所々饗、親王公卿饗、（可儲備前、）行事大進時柄朝臣、殿上饗、（權亮朝臣、）女房饗、（別納所、）藏人所饗、（亮朝臣、）諸大夫饗、（穀倉、）

設、中宮大盤所饗、（少進公明朝臣、）內侍所、（少進貞雅、）本宮殿上、（大屬保在、）大盤所、（少屬眞行、）藏人所、（屬□、）帶刀陣、（少屬仲式、）

一祿物白大褂十四領、（三位參議以上料、）紅染大褂五領、（參議領、）衾二百條、（白、）祿辛櫃卅合、（加盖覆、等赤漆、）

一御冠具、（附藏人所、）御頭形、折櫃一合、小刀二柄、（三寸一柄、四寸一柄、）口鉢二柄、火爐一合、（加火、赤漆、）緂御裹一條、鑷一柄、

切板一板、御机一前、（平足、）白猪毛一把、櫛筥一合、黑紫今著二、（一領藏人料、一領御冠師料、白今著一領、御巾子作料、）

一直廬儲、赤漆火櫃、（加大盖等、）朱御臺四本、（大二本、小二本、）御盤二枚、御膳料御菓子四種、干物四種、生物四種、御窪坏、物土器物等、已上付御厨子所、

〔玉海〕嘉應二年十月廿五日辛未、此日御元服（○高倉）僉議也、（○中略）人々座定之後、光雅來仰左大臣（○藤原經宗）云、（先是一兩度往反、不知何事、）御元服之間事可被議定、（○中略）御調度事（寬治御調度、至久安被用之、于今見在、今度可被用歟、將又任寬治例、被用當今大嘗會御調度、其不足物、被新調歟、○中略）

一御調度事　左大辨申云、寬治御調度、于今見在者、被用彼不可有其難、堀河中納言、藤中納言等同之、左大將又被同之、但其狀云、雖大治久安被用件御調度、又非無寬治天永之吉例、何強可被改作哉、問予意曰、仍舊貫如之何、何必改作哉、是則舊事不可改之謂也、被用寬治御調度可宜歟、平宰相申云、寬治御調度、天永有沙汰被用之、今度又被用之、有何難哉、偏被逐寬治例、又可無難、兩方之間、可在勅定、源中納言申云、寬治御調度、天永尙有其議歟、件御調度、大治久安被用歟者、今度被用當今大嘗會御調度、其不足物可被新調歟、實房、定房、內府、余等同之、左大臣大略被同之、但被申云、任寬治之例可被新調、是御元服御調度、必非可用累代之物之故也、（○中略）左大臣以議定之趣、付光雅被奏之、（○中略）歸

まむすびにしてつまへべし、紙を小刀のうらの方へ折て、上のごとくにまき結候てつまへべし、

〔伊勢家用來冠禮口訣書〕理髮加冠の役人をば、其家筋を正し、子孫も多くして繁榮する人を用ゆべし、理髮の役よりしては、竹刀二本、添刀一本、蝶紙一重、白紅の水引二把、水ひきの髻十二筋、根松五枝三枝あるを二本、山橘五枝、人壽草十二本、親子草五枝、福滿草一枝、勝栗五、山椒五、昆布二筋、熨斗鮑五本、各龜甲臺に品よくすへて、柳の盤、桑の弓、艾矢に、大刀馬胯脊等をそへ、以使者當日の朝、元服をする仁の方へ饋るべし、髻根松等をば包形に包べし、目錄にも各其品々を逐一服記して饋る也、或は髻根松等をば、元服の人の方にて用意するも有、時宜によるべし、竹刀蝶紙等は、誕生の式に作るごとくにする也、人の位によりて、理髮の仁、右の品々を持參して饋る事も有べし、〇中略右は其大法の趣を記す所也、進物の品々は、其時宜によりては、多少等相違する事勿論也、

〔東宮御元服部類記〕應和三年御元服記

二月廿八日辛亥、是日依有太子加元服事、拂曉諸司裝束紫宸殿、〇中略御元服雜事、

一御調度、螺鈿御匣一具、御冠宮一合、在蓋蒔繪御冠宮一合、在白鑞置口同御櫛巾宮一合、納御櫛巾一裹同打亂御宮一合、同唾壺御宮一合、銀御唾壺一口、六寸御鏡一面、納蒔繪御箕紫檀御脇息一脚、御茵一枚、土敷二枚、蒔繪二階一脚、已上、行事權亮源朝臣、藏人內匠助仲文、藏人近江掾永賴、大屬保在、金銀蒔繪三尺五寸御厨子二基、在青鈍覆數同平文御倚子一脚、在紫檀代數物等同置物御机二脚、在數物足結組等同蒔繪御泔坏臺、在數物丸組等蘇芳御枕、加蒔繪御箕在唐錦縫立御硯宮一合、加雜具、御小刀一、御筆四管、墨瓶、金銀蒔繪衣御宮二合、在白鶴置口唐錦折立等同花足二脚、在數物組等同下机二前、在數物足結組等朱御大盤一脚、加帽額數物等同御器一具、黑漆四尺棚厨〇厨下恐脫子字四基、威儀御膳料已上行事、亮藤原朝臣、少進公明、藏人右兵衛少尉奉高、少屬行眞、螺鈿御劒一柄、加結一合

一威儀御膳、可儲傳家黑漆四尺棚厨子、綵色花盤六十枚、可盛唐菓子十五盃、木菓子十五盃、

一賓及贊者具幷祿物、白繭平文倚子一脚、在數物裝束四襲、白繭平文衣宮四合、黑漆高机四脚、各在覆數物等

一打亂箱は、手箱のかけごに替る事なし、ふたはなきものなり、寸尺定法なし、大體長壹尺三寸、横壹尺、深壹寸五分計にすべし、○中略總體の形、手箱のかけごの如く角々を折わげて、かけごの如くふちを付るなり、唐木にて作り、青貝にて紋を入、或は梨子地蒔繪にもし、或は銀又は錫などにて伏輪をもするなり、身の程々に隨て作るべし、箱の內をば、將軍家には、赤地の錦を以てはらせらる、大名以下は、織物の類にてなるべし、是を打亂箱といふ事は、髮具を納めて、髮を打みだしたる時用る故、如此名付るなり、元服の時ならで、常にも用る物なり、又髮具のみに限らず、手のごひなどをも入るゝ物なり、

一泔坏は、茶碗の形なり、ふたあり、是をのする臺を尻碗といふ、形茶臺の如し、いづれも銀又は錫めつきにもするなり、又合子の如く、木にてひきて漆塗蒔繪にもするなり、泔坏の大サ、口のわたり三寸八九分計、深サ壹寸五六分計なり、定りはなし、○中略此ゆするつきは鬢水を入るゝなり、鬢水には米をとぎたる白水を入る、一番とぎの白水を用るなり、白水の性は甚寒る物なり、頭の熱氣をさます爲に用るなり、泔の字はしろみづといふ字なり、ゆするといふも白水の事なり、坏といふは、總じて盃碗などの總名なり、尻碗は泔坏のしりをうくる故の名なり、

〔大諸禮〕元服之次第

一先內より箱のふたに、はさみ、もとゆひ十二筋、かゞみ、びんだらいを置て、持て出る也、同杉原一重たてにをり、又よこに折て置て出べし、

一かみをあて、ゝはやすべきだいの事、柳にてばんをこしらへ候也、長さ一尺二寸、よこ五寸、切目のひろさ三寸なり、

一かみはやす小刀の事、いかにもよくとぎ候て、杉原にてつかをつゝみ候也、つゝみやうは、杉原をふたつに折、又横に折てつかを卷、小刀の表の方にて留べし、切其上をふくさもとゆひにて

等、其記各見陳設部考記

櫛巾、(或作櫛手巾、和名抄曰、手巾、和名太乃古比、)

是乃拭櫛篦及手穢等巾也、以之包打亂筥蓋、其儀先敷延此巾、(横延之)其中央居打亂筥、(横居之)次以下押折上方、次以上押折下方、次以左押折右方、又其餘押折左方、次以右押折左方、又其餘押折右方包之、其絹内單文黃色、外小葵濃色、有黃中倍、是古代普通之例也、或以黃爲表、以濃爲裏兩說也、(但近代多以黃爲表)

幅長七尺、

若又不具及事闕如、則積合引合六枚、爲櫛巾代、衰世之事也、

〔雅亮裝束抄下〕をとこになるあひだのこと

くしたなごひをひろげて、なかのほどにくしのはこのふたをおきて、ふたのうちにだんし二枚しきて、そのうへに、もとゆひ、くし二枚がうち、ときぐし一枚、かうがい、たかむなかたな、つかをかみにてつゝむべし、かみひねりふたすぢいれたり、くし、たなごひの左右をてばこのふたのうへにおしおほひて、またゑりかしらを、うらうへおしをりかけて、つゝむやうにするなり、ゆするつきに水をいれて、やないばこのふたにすゑてぐしたり、又かぶりにてあれば、こじをはなちて、それもやないばこにすゑたり、くしたなごひはながさ七尺ばかりにて、三のばかりあり、おもてあやうすかういろなり、うらこきうちたるひとへもんなり、

〔世俗淺深秘抄上〕一元服時有櫛手巾、件物體、面香綾文小葵、裏黃單文綾打物也、面裏共ニ打物也、或面黃ニテ裏濃打物也、是用關白家様也、

〔千代鏡智〕元服に用る調度の事

一打亂箱　ゆするつき　同尻琬　同臺　柳のかき板　櫛巾　笄刀　鏡　鏡臺　櫛一具　小元結　水引　檀紙　かうがい　ゑぼし　やない箱　是等用意すべし

打亂筥ト云ハ、元服ノ時櫛雜具等ヲ入ル筥也、但蓋ナドノ有ル筥ニハ非ズ、硯筥ノ蓋ノ如クナル物ニテ、是ヲ絹ニ包ナリ、泔須流坏ト云ハ、土器ノ物也、俗家ニ用ル白茶碗ニ同キ物ナリ、是ヲ柳筥ニ載ル也、（入水、有蓋、）笄刀ト云フハ、八九寸許リナル刀ナリ、是ヲタカウナ共、タカカタナ共云也、元服ノ時、理髮ノ人、此刀ヲ以テ髮ノ末ヲ著ル物ナリ、

〔冠儀淺寡抄 二 冠具〕泔坏事（ユスルツキ）又作泔器尻宍、或作塵宍、又作大宍、

銀器有蓋尻宍臺等、是盛髮擾水坏也、於冠席爲調条之結目云々、

古者銀盞、外有唐草臺蒔繪螺鈿等云々、近代之物、彫刻蒔繪等不見、又無蓋、（尻宍計設之、）雖稱銀器、實多以錫造之、蓋依爲長物、皆略之也、其日者撤蓋幷臺等、少許盛水、乍居尻宍置柳筥蓋、（地下人者、不用柳筥、居泔坏臺云々、）或又以蓋重尻宍下、

近代普通、撤蓋幷尻宍等、居柳筥蓋、是不知尻宍與臺爲別物之誤也、尻宍與臺爲別物事、則明于久安人車記之文、類聚雜要抄之圖等也、

打亂筥

盛理髮雜具於打亂筥蓋、包櫛巾、於曹司者、居二階廚子下階、（二階廚圖、）於冠席者、置冠者座與理髮座之間、（中央、）是古今普通定例也、或置櫛巾之外、或又用唐匣、（者置子、）又地下人者、折敷敷檀紙、置雜具、若又不具調事、則宜以料紙筥懸子用此蓋代、

二階厨子同棚其外調度事

凡冠禮之時、先曹司立四尺屛風一帖、（四季繪屛風等、可任其意、）其前立二階廚子（或同棚、木繪廚子何論、）一脚、（木像一雙、何論、近代唯立一脚、）其上階居冠泔器等、（冠右、泔器左、）下階居打亂筥、（以櫛巾包之、中央、）是皆近代之儀也、古者上方廚子置冠筥二合、廚子內納例紙、下方廚子上階並置擾上筥、（有蓋、）泔坏、（有蓋、）等、（筥上方、坏下方、）廚子內納檀紙、其外硯筥、鏡臺、火桶、置物、廚子多淺棧、貫簀、打敷、手巾筥、香等隨設之於處々、其儀詳見久安兵範記、仁平台記、及諸記

可依寸法、南北行立時、可落歟、西机上居陶器箸臺、不似例箸臺、是盤也、其上置柳白木匕一雙、東机上居小叩戸二口、口徑四寸、一口者盛干鯛平切、高三寸許、頗引入盛之、一口盛鯛醬、茅簀薦一枚、弘二尺餘、長五尺許、形如車簾、不付裏、今案大嘗會簀薦、付裏卷之、置於小机下、北廂西第二三四間上格子、第四間御帳間也、并戸等懸錦額簾、以長筵四枚、鋪滿三間內、件三間內、西并南及東三方立廻五尺御屛風五帖、大嘗會御屛風、西第三間中央間也敷二色綾毯代、其上立大床子二脚、東西相並立之、其上鋪東京錦茵、東面、其前立兩面錦草墪、爲理髮座、承平記文、敷綠草墪代、其上立草墪云々、可有下敷歟、或人曰、此草墪太短、奉仕御髮之間不可及、可高自例云々、東御屛風前北倚、敷菅圓座一枚、爲太政大臣座、西御屛風後、鋪黃端帖二枚、爲內侍女藏人座、西第二間坤角、立三尺五寸蒔繪螺鈿竹柵風、兩厨子角相合立之、壺厨子二脚、一脚北面、一脚東面、並可東面、由見舊記、今稱所狹所立也、縱二脚雖並東面、不可有其妨、爲房卿寬仁例、東面厨子中有三層、上層置紫檀地御脇息、橫伏之、依寸法不叶也、或人曰、脇息不可入於上層、何在御唐匣之上哉、唐匣者是首服也、可在上云云、鏡臺、螺鈿、又臥入之、中層置同螺鈿唐匣、蓋上懸子中置面脇口脇筥各一口、次懸子置御元結三筋、長二尺、御額一條二重、以冠絹作之、其形如末額、但橫樣有二、其一曰三山額、或人曰、三山額、帝王不可著給、此額太子所著也、可尋、但青螺色爲所圖也、御元服時額如此、能々可尋、舊貫、其額付紫絲、爲緒長九寸許、自端二分許入付件緒、次懸子置御櫛二枚、刷一枚、蔑佐美、次鼻入、綾櫛、巾一條、長五尺、白小刀、并檀紙、并紙據等、唐匣西鏡筥、但唐匣鏡筥等臺、依層短置之於次層、置、北面厨子中有二層、上層置御冠筥二合、倒置冠筥蓋、其內置冠、或人云、御冠筥可設一合、二合例不見、又倒置頗見苦、設一合與臺相並可置、其東居泔坏、如下層立、二階一脚、其二階下層置唾壺筥一合、打亂筥一合、二階之下置平硯筥一合、次取出二階、立於東御屛風前、其上立御冠筥、有臺、不可然歟、其北立泔坏、中層打亂唾壺同置之、二階北立唐匣鏡臺鏡筥等、次第置並之、民部卿被陳曰、案天祿記、立於大床子前草墪左右也、有便於供御、今並立屛風下、是有何心、殿東西渡殿各第一間南砌立白木案各一脚、高一尺五寸、長二尺、弘一尺三寸、其上置黑漆手洗桶各一口、白巾一條、長一丈、以白木懸之、倚於東柱、西准之、障座前引幔如節會、東子午廊西面又引之、准宜陽殿歟、西對前東幷南等引幔、西東中門外又引之、式部省立標於版位東西如常、東對艮角子午廊南砌爲外辨、如去元日儀、

〔故實拾要〕九元服

役送ノ人々置雜具、先打亂筥、巾櫛等入之、冠者ノ圓座ノ前中央ニ置之、次ニ置冠、居柳筥、冠者ノ右ノ方、次ニ置湯須留坏、有蓋入水、其蓋ノ上ニ櫛一枚、搔一置之也、湯須留坏居柳筥、冠者ノ左ノ方ニ置之、但髮搔等兼而不置之、理髮ノ人退居ノ時置之也、○中略

末廣也、御髮亂サルヽ、御眉ハモヽ眉也、御烏帽子召サレテ横眉也、

〔大猷院殿御實紀 六十〕正保二年四月廿三日、若君(○御年五歳家綱)御加冠の式行はるれば、(○中略)次に牧野内匠頭信成御烏帽子を柳筥にのせて左の方へ參れば、直孝これをとりて御頭上に加へ奉る、(○中略)次に高倉大納言永慶卿御次にまいり、御直垂をとりいだせば、(○中略)若君下段に出まし、傅の輩御直垂をきせ奉り、終て永慶秦重の兩卿出て拜し奉る、(○中略)次に女院(○東福門院)より參らせ給ふ御冠、御烏帽子、御直衣、御直垂、御奴袴、御末廣を女院附大岡美濃守忠吉御使にてもちて奉り、拜して退く、次に飛鳥井前大納言雅宣卿が進らせ奉る掛緒を、日向守忠能御覽に備へ、若君には大廣間へ出ます、(○下略)

〔後中内記〕元祿七年十一月十六日、今日九條内大臣息令元服給、毎度御直衣拜領之由也、仍兼日ゟ願申之由也、左少辨宣顯奉之、藏人清原忠量并小舍人令持之、向彼亭拜領之、

〔有章院殿御實紀 二〕正德三年三月十九日、御元服(○徳川家継)により、禁裏仙洞よりまゐらせられし御冠御烏帽子を御座所にて拜戴し給ふ、

〔將軍德川家禮典附錄 五〕享保十乙巳四月九日

一若君樣(家重公、御年十五歳)御元服御官位ニ付(○中略)

一若君樣御黑書院出御、(御長袴)御上段御褥之上御著座、(○中略)

御烏帽子　　　　水野和泉守

右御上段御左之方へ持參、掃部頭へ渡之、掃部頭請取之、御加冠之役勤之、(○中略)高倉宰相右出座、於御下段御目見、高家披露之、對馬守差添、於御上段御裝束御衣紋之儀勤之、

〔宗建卿記〕享保十八年二月十三日、今日鷹司大夫(輔尚)元服、直衣、濃單、紫浮文烏襷奴袴、近世多濱龜甲也、今度如此、再興歟、

之處、於御冠者申出了、至御直衣者、以前一切無承旨之間不申入云々、凡差言語道斷次第也、若中山忘却歟、又使者等申落者歟、不可說々々々、室町殿御衣蘇芳二領、文竹單、爲祝著申出之、

〔康富記〕文安六年○寶德元年四月十六日丙寅、是夜室町殿左馬頭義成、十五歲、御元服也、○中略御立烏帽子被召也、攝津掃部頭之親、持參之、遣理髮、理髮遣加冠人云々、白襖御狩衣也云々、

〔寬正記〕御元服の事、御加冠は細川殿、御理髮は不定、公家衆日野殿被勤たる例も有之、○中略先年畠山殿今の義就朝臣御元服の儀、左のごとし、剋限に及て、重形長絹の直垂刀を帶せらる、垂髮にて三間の客殿かみの間江出座の時、理髮には畠山中務大輔、加冠は細川右馬頭政國朝臣伺公、遊佐河內守後見し奉る、盤櫛の蓋、內に刀有、近士持て畠山中務大輔殿前にすゝむる時、理髮の義有、盤を引て、次の間に於て長絹をぬがせ申時、廣蓋に裝束烏帽子をすへて、細川政國の御前に出す、遊佐御裝束を取て、其座へ元服の人をいざなひ、裝束の事あり、政國かいしやく有て、ゑぼしをとりて著せられ、調度掛を結び給ふ事終て、政國元の冠者に對座、遊佐河內守伺公して、假名定めの事を披露す、代々の例を以て三郎義就と號す、

〔和長卿記〕明應三年十二月廿七日壬午、今朝武家○足利義高、御元服也、依慈照院殿○足利義政、御例、武家之儀也云々、○中略御首服所之儀、左兵衛督永康朝臣奉仕、此間御長絹御大口也、依武家之儀、無重裝束之儀、御首服之後著狩衣給、

〔宣胤卿記〕永正三年正月五日、右大辨宰相狀到來、息元服、內々儀可爲烏帽子歟云々、冠可然之由返答了、

〔宣胤卿記〕永正十四年四月卅日、今夜一條若公九歲、御元服也、○中略

一御直衣御指貫等、自九條殿被借進、密々儀也、御用意不事行之故也、

〔光源院殿御元服記〕御元服次第　同十九日○天文十五年十二月

一若君御服御裝束御著用之儀、藤中納言殿父子被勤之○中略若君御座へ出御也、御扇傍ニ置ル、

御裝束（要脚政所方沙汰、以奉行三人連署申付之、）

白襖御狩衣（浮文松唐草）　萌黃御衵（織物浮文）　紅御單　紅御下袴（可被譲御紐云々）　御大帷　御帶　御腰ツギ　紫浮文御指貫（御文鳥多須支）　翌日御指貫、紫薄色堅紋、（御紋鳥多須支）　御立烏帽子（御ハリ、御額トメ、）　御扇（檜扇）也

以上永豐朝臣調進、此外御幘巾奉御内々誂、

〔滿濟准后日記〕正長二年（○永享元年）二月廿九日、御元服（○足利義敎）御裝束事、兼有其沙汰、自二條攝政家被計申畢、白襖御狩衣、（御文）コキ紫ノ御指貫（御文）下括、加冠以下役人、悉白直垂（布）也、役人之外ハ、悉淺黃等直垂裏打也、

〔公名公記〕嘉吉二年十一月廿六日癸未、來月十五日、愚息可令加首服之由存之、仍任代々例、禁裏御冠幷御直衣、又室町殿御衣一色、（予元服之時、勝定院殿下、（足利義持）具、衵申出了、可謂嘉例者也、）可申沙汰之由、示遣中山之處、返報如斯、

明日御元服珍重候、可參賀仕候、兼又禁裏御冠申出進入之、御直衣事、先度無承旨之間、不申入候、仍女房奉書如此無念存候、室町殿御衣得□□□□尙々珍重候、□□□□參賀、猶期其時候、定親恐惶謹言、

十二月十四日　定親

十二月十五日壬寅、今日愚息侍從實遠令加首服、（○中略）秉燭之時分、余著烏帽子直衣（下括）少童（總角）著長絹水干、（尤可爲織物也、不可說了、）先於彼北面有著袴之儀、令著直衣（予直衣也、衵之、室町殿衵申出也、蘇芳二衵也、）指貫（予也）等、予結腰、（童在西壘）親衛種衛等朝臣刷之、（○中略）次予起座、此間新冠、於褻居南面改著裝束、（浮線綾白襖狩衣、文龜甲菱、裏白練、蘇芳衵、（紬結、毛拔形、平絹、不久左、）紫指貫、大口、梠横目扇（數者）、（僧予之時、又此物、龜甲ニ、蝶、小鳥畫之、烏帽子諸類、單下袴等略之、）三廿松梅鶴、骨ニハ）親衛種衛等朝臣刷之、

今度堅固密儀、爲沙汰外事、先遂其節之條、欣悅無極、抑禁裏御冠幷御直衣事、任代々佳例可申請之旨、先度以親衛朝臣内々示遣中山中納言之處ニ、可令申沙汰之由報之、仍昨日進執（長櫃有數箇昇之）

東、有文御直衣、二倍織物御指貫、白單、不ㇾ令ㇾ結二御髮一給、○中略加冠、引入御烏帽子、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年○正嘉元年二月廿六日壬午、今日午二點、相州禪室若公御名正壽、七歲、○北條時宗於御所被加首服、○中略若公著童裝束、狩衣、袴繡、被著武州座下、○中略次賜御裝束御烏帽子退下、於中御所西對渡殿立屏風、被著所賜之御衣、浮線綾狩御衣、紫浮織物御奴袴、蘇芳二相、紅單衣、則又被參殿中、○中略先秋田城介泰盛持參烏帽子、經御覽、

〔園太曆〕貞和二年正月二日壬午、抑今日孫小童公定、生年七歲、令加首服也、○中略每事省儀、只從儉約也、予時申下伏見院御冠御直衣御袴生等了、○中略仍今日進取之處、御袴很相違、不被下之云々、臨期不便、仍予綾指貫令著之、且京極右府元服之時、著父公指貫、以其例、春宮大夫元服之時、令著予指貫了、仍此趣治定了、

〔園太曆〕貞和四年十二月廿日壬午、抑今日春宮大夫息有首服事、名字公爲、○中略申下新院○光嚴御方御烏帽子御服等也、白綾御狩衣被下之、當家代々例、大略申下主上御服也、今度申入之處、無餘分云々、被下御冠許、故省其際也、但御狩衣冠雖著之間、臨期申加御烏帽子、

〔鹿苑院殿御元服記〕應安元年四月朔日、御祝儀式次第、

先御出御鬢所、令著御裝束狩衣給御出、次理髮役人持參御立烏帽子。。。。○中略御裝束、以料所年貢、伊勢入道沙汰進之、御服所調進、奉行方申付之、御狩衣、白文松唐草、御指貫、紫、御扇、

〔成氏年中行事〕公方樣御元服ノ事、○中略先御裝束、同御衵御指貫ヲ取出テ、上下ニアコメヲ重テメサセテ、其後ハクダミノ御タヽウ紙ヲ進上申、其後御檜扇ヲ持セ申シ、御クヽリ結申テ、御祝アルベキ御座ヘ御出ノ時、御沓ノ役、アサイ沓ヲメサセ申也、御狩衣ハ木賊色、御差貫ハ紫、御衵ハ紅、御紋ハ何モ桐、是等ノ御裝束、皆調東ノ政所ヨリ被立人、京都ノ政所ヨリ調進アル也、

〔普廣院殿御元服記〕一正長二年三月九日乙卯、亥剋御元服、○中略

自内賜御冠御直衣等、藏人通業持來之、件男伺候余許者也、兼光相具之、依密儀無出逢御使之儀、又不賜小舍人祿、只常伺候男共取之、置曹司了、是皆久安例也、〇中略即賜御冠於冠使、令放巾子、

〔明月記〕建仁二年四月十九日、成定中將子童、今夜於此殿首服、〇中略少時召童、童參、布衣坐圓座、〇中略次信定扶持之退、便所冠、院御冠、不具冠師之間不能修理、仲資等以紙捻如老懸結之、令著内御袍、天、又將參於御庇、天北面立、天二拜退、

〔明月記〕建仁三年二月六日、若君御元服來十三日可被遂云々、　十三日壬子、秉燭以後參上、其儀寢殿南西面爲公卿座、加冠内大臣、藤原隆忠、〇中略此間能季朝臣密語、只今若君御裝束之間、御帶忽取忘、周章無極、有文玉也、沙汰人極懈怠歟、人々又聞驚、予借取此尼公之帶進之、人々殊驚感、於寢殿北面御裝束總角、有家朝臣例、童裝束也、〇中略仲資朝臣奉取直御髻、御裝束例五位無文裝束也、

〔明月記〕元久二年十二月十五日丙寅、秉燭以後、予束帶相具小童、著水干、參内府、少時出給客亭云々、於便所令脱童水干、令著直衣、殿下御直衣、奴袴、院御服、〇中略次冠者起出、緣再拜退出、入東面簾中、改裝束所也、〇中略今夜令著衣帽子、上皇御衣帽子、自八條院調給布衣、裝束雖相具、依夜深不著改、

〔玉蘂〕嘉禎四年〇暦仁元年四月十一日丙辰、此日順孫忠家加首服、據嘉承保元之例所行也、〇中略先是予冠令放巾子、置曹司冠筥上、先例申請公家御冠、童帝之時、申上皇御冠、今度共以勿論、仍以予冠用之、已新儀也、但去年中納言兼平元服之時用予冠、〇中略次小童著、垂髮、布袴、赤色細長、蘇芳下襲、二藍織物、如代々、多束帶、今度依保元三年例、用奴袴、〇中略次予起座向曹司、令取直本鳥、又令改著裝束、五位裝束、保元建仁例、不召五位藏人、二藍半比下重、白瑩表袴、濃袙、濃單、濃大口等也、有長朝臣兼康奉仕之、

〇按ズルニ、當時四條天皇御年僅ニ八歲、而シテ太上天皇亦マシマサズ、故ニ今度共以勿論ト云ヘルナリ、

〔吾妻鏡三十五〕寛元二年四月廿一日辛卯、今日將軍家若君、六歲、御名字賴嗣、〇中略御元服也、〇中略若君著御裝

〔長秋記〕天承元年正月一日己亥、御隨身敦方子童、於院北面加元服、裝束私調、具二藍襖重、濃蘇芳表、二青單衣、脂燭藏人二人、理髮朝隆、加冠忠隆、朝臣名敦政、顯業撰也、

〔兵範記〕久安五年十月一日己酉、依召未明參入宇治時、仰云、左府○藤原頼長若君今月可加首服、○中略

御元服雜事

御裝束一具

表衣　下襲　表袴　大口　擣衵一重　襪　笏　帶　扇　沓

七日乙卯、早旦入道殿○頼長父忠實渡御東小松殿、訖寢殿便宜、若君元服御裝束料也、

召御冠師清成、賜若君頭寸法、即仰御倉町、任御冠師申狀、可令造冠形之由下知了、件形以桐木造之、

件木象日召丹波御庄、　十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君元服事、年十二、○中略　此間大夫殿

著位服、出御、仲行奉行御裝束、

御冠今改着殿新調給　御袍先踏進被縫直寸法　御帶攝政殿遣方、天喜被用鵃形、大治久安被用之、今遣方獻近例、被申請殿下也、此帶自大殿被獻入道殿、入道殿令獻攝政殿給、物體珍重、已似落花形、美麗無極者也、　御笏被申左府何物哉　下襲　打半臂　蘇芳衵一重　濃打衵　表袴　濃大口已上平絹御裝束如恒、單表表袴裏等用濃色、

〔兵範記〕仁平三年七月十六日癸卯、晚頭參殿下、豫仰云、非藏人頼盛子、今夜於三位中將御第可加元服、由中遇御裝束、○中略　頃之頼盛并子童十一參上、先召南方御前御覽、○中略　先下給御裝束、女房花薄物狩衣、蘇芳襖單、二藍龜甲文織物指貫、紅張袴、御單、御帽、以上蘇絹平絹、已上皆古御裝束也、

〔玉海〕治承元年十二月四日己巳、入夜中將○藤原兼實子良通小舍人童於物司加首服、○中略　裝束余所調給也、薄青狩衣重、濃蘇芳衣、青單、狩袴等也、本結烏帽、中將給之、

〔玉海〕治承三年四月十七日乙巳、此日小童加首服、依保元元年八月廿九日戊戌當時關白元服例行之、故寄儀也、但被度依亮闇年、不被申請内御冠、今度寄々申請御冠御直衣等、依久安例也、○中略　而關

〔實隆公記〕永正九年二月十日丙戌、廿黃來、〇中略御元服〇後奈良御童裝束用途事、減少之分語之、以外之體也、言綱朝臣同來、織手難治由申之由談之、勿論歟、　四月廿六日庚子、□□□□宰相入來、親王御方、今日御元服後、內々先可有御參內、御服紅梅著用如何云々、御童裝束通用之上者、紅梅御服不有苦歟、但祭以後也、女中紅梅、何之比被用哉、可依之左右哉之由申之、

〔康道公記〕寬永廿年九月廿七日、今日親王〇後光明御元服也、〇中略刻限親王於本所〈御所々〉令著童御裝束給、二藍御直衣、〈紋三重多須岐〉紅引倍支御衣、〈文菊立涌〉同御單、〈紋菱〉紫指貫、〈浮線綾、紋亀甲、括腹白、〉

〔光榮公記〕享保三年二月十一日、參閑院宮、〇直仁親王今日御元服也、〇中略今日御冠御直衣賜之、是亦密密儀也、近代親王元服時、如攝家不賜之者也、今度內々恩賜、御親睦故也、

〔續日本後紀十三仁明〕承和十年七月庚戌、致仕左大臣正二位藤原朝臣緒嗣薨、〇中略緒嗣者、參議正三位式部卿太宰帥宇合之孫、而贈太政大臣正一位百川之長子也、桓武天皇延曆七年春、喚緒嗣於殿上令加冠焉、其幞頭巾子、皆是乘輿之所撤也、

〔小右記〕寬仁二年十二月五日癸巳、宰相〇藤原資平來、即參內、臨晚重來云、大殿〇藤原道長命云、明日帥〇藤原隆家子可加元服、　六日甲午、早旦惟同上人來云、今日元服可獻大殿衣服由、源大納言〇俊賢頻有消息、猶可加獻玉帶者、而已無其實、求買所々亦無其實、縱雖求得又無宮、何爲者、答云、都督雅意如何、又云、無帶事者、〇中略黃昏宰相來云、只今參大殿者、平絹直衣、紫織物指貫、紅綾擣衣、一重山吹色綾衣、紅三重袴、呼國任朝臣送帥室許、

〔小右記〕寬仁三年二月十六日甲辰、今日宰相〇藤原資平子、〇資基於彼宅加首服、昨日宰相云、左中辨經通資平元服時、行成卿爲藏人頭密々下送御冠、思彼例示頭辨經通云、兩人元服時下御冠也所覺、仍昨日下送御冠、或云、昇殿者下給御冠者、然而兩人不昇殿、彼時被下御冠、其例太好者、白地向宰相訪、乘晚宰相相送、

可被計定之由存候也、先々如此不審、自院被申合事常議候めり、

同廿六、今日今宮(廿)有御元服事、(二品守貞親王)午斜參入院御前、(六條院御所、西洞院)加冠左大臣、(實房公)理髮頭右中將實明、

御袍　淺黃綾袍、雲鶴文、無裏、件御袍色衆有沙汰、所被逐保延之例也、(〇又見玉海)

〔蛙抄〕永仁六六廿七、邦治親王(〇後二條院)元服也、赤色闕腋袍、著殿上、參著上皇(〇後宇多)御前座、加冠、(〇中略)理髮了著男裝束黃袍、縫腋文雲鶴、保延以後每度淺黃、(今度有沙汰如此)

正中三二六、尊良親王元服也、親王候御前、赤色闕腋袍總角、(〇中略)理髮了著黃袍、(淺黃)或云、綾黃青也云云、文雲ニ鶴、(〇中略)王卿賜祿、敘品之後著位袍、(綾文立涌雲、持木笏、)

延元元三十、義良親王(〇後村上)元服也、親王於朝餉著裝束、赤色闕腋袍總角、(〇中略)於休所改裝束黃袍、

〔親王御元服次第〕應永十八年十一月廿八日、諸卿參內、(新調)著殿上、剋限親王於本所著童服給、(應安四年)(於御休所今著給)赤色闕腋御袍、自餘如常、(用濃色)有文丸鞆帶、糸鞋、御總角、(不用鬘)

〔親王御元服記〕長祿二年四月十七日甲戌、無品親王(成仁)於禁裏有御元服之儀、(〇中略)於本所令著束帶給、(赤色御袍、御文小葵、以御下襲蘇芳如常、御半臂濃、御扇赤色、御單紅打、御表袴綾、御文窠霰、有文丸鞆御帶、不持御笏、給御草鞋、)後內々有御身固事、(安倍有郷三位)

〔親長卿記〕文明十二年十二月廿日丙寅、今日主上第一宮(去十三日親王宣下、御名字勝仁〇後柏原)御元服也、(〇中略)退出之後、被下女房奉書、御服事雖為略儀、如御半尻之儀、可有御沙汰、可為如何哉、可尋申禪閤云々、以書狀再往申了、重被計申云、所詮御童裝束、御元服之後、通用可然之間、御半尻者、餘為陵遲、只御直衣、(浮線綾物、御童御服、)御指貫(濃物)御元服已後、可被通用之由被申之、大概其分治定了、於室町殿小川御亭有此事、(子細見于右)御裝束事、今日勸修寺大納言、御次第事申關白、守其次第調儲了、凡室町殿家司可沙汰事歟如何、及曉頭元長(〇親長子)參室町殿、御裝束已下可相催事等、可催沙汰之由仰含了、(〇中略)藤宰相(下[illegible]、永[illegible])明、參內、於對屋著御童服、(童御裝束、浮線綾物御直衣、今日御衵、御袴、[illegible]御下襲[illegible]白事也、)

下重以下物如例、紅打袙、同色袙單等也、般富門院被調進云々、關白被獻位袍笏之儀可尋注也、

〔吉部秘訓抄〕親王御元服御袍色幷祿法事

建久二十二八同記(○經房記)云、秉燭之後參院、(六條殿東御)今夜可有東山殿御移徙幷今宮御元服定、(○中略)此間右府(○藤原兼雅)御元服間事、被議定之趣、被示之趣、袍色祿法等事也予申云、於御袍文者、雲鶴之由見保延記、其外管見不及、若無所說者、不及猶豫歟、(○中略)又右府云、御袍色如何、予申云、如西宮文者黃色歟、而保延被用淺黃、爲吉例之上、定有沙汰之趣歟、云彼云此、以短慮難決歟、左大辨(定長)云、縫殿寮式、雖載淺黃之由、用途載苅安、以之思之、黃色歟、人々皆可爲黃衣之由有存氣、

凡親王御袍色事、去夕粗雖申存旨、見保延大炊御門右府(公能)記事、非子孫難申出、隨其人可有猶豫歟、仍内々所申右府許也、其狀云、

親王御袍事、保延大炊御門右府記勘物云、御袍色淺黃也、人々有難氣云々、長和二年三月廿三日、敦儀敦平御元服也、行成記、兩親王著黃衣、其淺黃也、世稱之黃衣、寬治元年六月二日、今日親王元服、著綠袍云々、是京極大殿御記也、尤可爲指南事歟、

黃袍之條、云西記云式文、無不審候、然而保延綠袍、殿下令計申給云々、今案此事更非新儀、以寬治御記令申給歟、黃袍雖無左右事候、今度一可被逐保延之例云々、被用淺黃強無其難候歟、長和行成卿記之趣、寬治大殿御記、尤可有披見候歟、若可爲淺黃者、不可稱寬治之例、只可被用保延之儀候、去夜不知用捨、雖須申出候、右府記事、依其憚候不言上候、彼記(入道左府)所被借之本、勘物懸鈎候、若無披露候歟、雖恐和讒、言上如件、

十二月九日　經房

右府返事狀云

御袍事、先々黃色、保延綠之由無異儀候、今度如仰任保延綠色歟、猶又任正道黃衣歟之由候、今攝政

一造御冠頂形事、取御冠頂形人、(傳奏、其所著紙、大夫、大進持參紙捻、)御冠師同兼具沙汰給之、(二百疋、實名沙汰、)○中略

一御冠一頭、空頂黑幘一枚、(九葉也、付紫緂緒、以冠緒作之、二重、長九寸許、以三筋合之、左緒左合、右緒右合、自端二分許引入付之、)已上仰御冠師、(爲御孔父役實名沙汰、)

一御服童御裝束二具、(一具御參內日料、一具御元服日料、)具別御結線、闕腋御袍、御半臂、御下襲、御表袴、紅御張單、御大口、御襪、御糸鞋、(八幡檢校淸法印、二具調進之、)御扇、御帶、此外御笏、(牙、)御劔(如平緒、)等、御所有之、仍不注入之、御加冠後御裝束一具、御冠、縫腋御袍、御半臂、御下襲、御張單、御表袴、御大口、御襪、淺御沓、已上御服所沙汰、(內々宰相典侍調進之歟、)自內被進御裝束、御冠、(在御箱、)御下襲、表御袴、紅御張單、御大口、(已上、納蒔繪御衣筥、在入帷、)御笏、已上藏人方沙汰、

〔宗建卿記〕享保十八年二月一日、今日皇太子(○櫻町)御元服、○中略按黑幘今度不及新調、寶永度天皇(○中御門)元服被用幘也、按北山抄天皇元服、空頂黑幘、其體如末額、但花形也云々、又江次第云、幘之樣有二、其一曰三山幘、或人云、三山幘、帝王不著給、此幘太子所著也云々、今日被用幘太子也、寶永天皇元服被用作幘之儀、却て如何、先日殿仰云、此幘以後花園院黑幘(伏見宮有之、)寶永度被作、自內藏頭調進、作形在陽明家、(○近衞)被校山科家云々、

〔行親朝臣記〕長曆元年七月二日壬寅、今日午二刻、今上(○後朱雀)一宮(○後冷泉)有御元服事、○中略宮御裝束、加冠間童御裝束、(靑色御袍、理髮幘、)加冠後淺黃綾御袍、綾御下重等、玉帶、淺沓、(件御裝束、殿下令作給、入衣筥二合、有蒔繪、入錦等、)

〔愚昧記〕建久二年十二月廿六日庚子、今日今宮(守貞親王、高倉院第二皇子、後鳥羽院同母兄也、)有元服□、○中略日沒之後、親王入自西障子、(閑院東方、公經、)著與座、(赤色浮文織物闕腋袍、二藍打下襲、如恒、黑半臂、濃表袴、有文玉丸鞆帶、紫樣打裏、巡方、角帶、)○中略後日大宮大納言示送云、關白(○藤原兼實)被進御袍笏等、事裏打裏蘇芳、蒔繪衣筥蓋、(以蘇芳敷之、)笏以檀紙裹之、人袍下之使藏人右衞門權佐長房云々、袍文立涌雲紋、○中略親王幼時裝束綠色袍、(雲鶴文、綾紫、強く染之歟、單也、)此袍事先日有得、申黃衣之由了、○中略

御成次第古實記に云、諸家の若子のをさなき時より御ぐしをはやされ候はゞ、例式の素襖はかまを參らせ候、御ぐしをはやされ候はずば、さげて御ゆひ候て、御ちやうけんにて御座候べく候云々、御ぐしをはやされ候と云は、喝食を云也、御ぐしはやされ候はずと云は兒を云也、

一元服以前、童子の小袖は、身も袖も何方も、おとなの小袖に替る事なし、たゞ替りたる所は、脇の方袖の下の所に、少シくちをあけて縫ふ也、これをわきあけと云也、〈今の世、これを八ツくちとも云、〉幼年の人は、身の火氣つよき故、その火氣をぬくべき爲に、わきあけを著する也、元服の日より、わきをぬひふさぎたるを著る也、〈○中略〉

一元服の時、始てかぶるゑぼしを、長組輪(ナガクヽリ)のゑぼしとも長小結(ナガコユヒ)のゑぼしとも云也、長の字をつけず、小結ゑぼしとはいふまじき也、其故はおとなのゑぼしにも、細き小結はある故也、その小結のむすび餘りを長くする故、長こゆひと云也、

〔勘仲記〕建治三年正月三日癸巳、今日天皇、〈○後宇多〉於二内裏一二條殿有二御元服事一、〈春秋十一歳○中略〉主上渡二御南殿北庇一、〈童服、大炊御門大納言信嗣獻、奉二仕御總角一、○中略〉刻限〈午刻〉天皇著二空頂黑幘一、〈腋闕御袍不レ改二童御服一、御糸鞋如レ例、〉出二御帳中平敷御座一、〈御帳前大床子〉前、〈○中略〉次天皇改二著御裝束一、〈件御裝束納二平裹一入二御衣筥一、六位藏人持二參之一、置二大床子北邊一、〉御袍、〈黄櫨染縫腋〉御半臂御下襲許令二著改一給、脫二絲鞋一著二御插鞋一、

〔後花山院相國記〕正元元年八月廿七日戊戌、今日皇太弟〈○龜山〉御元服習禮也、〈○中略〉則主上〈御引直衣○後深草〉出御、〈御座東面、御帳内〉關白〈直衣〉候二御後一、則太弟〈御直衣、白單、二藍浮文織物奴袴、[illegible]合袴、被レ亂二御髮一、〉自二御後一御參於母屋東第一間戶、著二御御座一、

〔東宮御元服部類記〕建治三年七月四日、内々御元服の習禮あり、東宮〈○伏見〉弘御所〈御簾皆垂らる〉にして御裝束をめされて出御、〈御總角、闕腋の御袍、霰文の帶、牙の御笏、平緒、糸鞋、〉

元德元年十二月、御入内日同廿七日、御加冠〈○光嚴〉日同廿八日庚戌、御退出日、

〔夕拜備急至要抄下〕一關白息元服

御冠〈置二柳筥一〉　御直衣〈置二柳筥一入二打亂一〉

兼日伺二申內藏寮一

勅使〈五位藏人職事可二參行一〉　紙燭〈下二知出納一〉

已上小使小舍人可二相副一、

〔源氏物語一桐壺〕かうぶりし給ひて、〈〇源氏〉御やすみ所にまかで給て、御ぞたてまつりかへて、おりてはいし奉り給さまに、みな人なみだおとし給、

〔花鳥餘情一〕御やすみ所は、冠者の休所也、〈〇中略〉又御ぞ奉りかふとは、元服の後の裝束、わらはの時にかはるべきなり、童體の時は、赤色の闕腋の袍を著す、殿上の童にも赤色なり、元服の後は、源氏の君は無位の人なり、衣服令云、無位は黃袍也、西宮記にも黃衣と見えたり、元服後は、縫腋の黃袍を奉るべし、

〔大諸禮〕元服之次第

一元服之人初はちごの出立たるべし、貴賤の人ならば、本よりちやうけんをちやくする也、さてかみをはやし候て、ゑぼしすはう袴をきする也、〈〇中略〉

一元服したる人は、次の間へ立て、ゑぼしすはうはかまを著し、さて座敷へ出、祝言有べし、〈〇中略〉

一すはう袴色々事、あさぎに、染もんには松竹鶴龜を付る也、ゑぼしは、こゆひゑぼしたるべし、

〔伊勢貞久武雜記〕男元服之事〈〇中略〉

一烏帽子の事なり、こゆひの烏帽子たるべし、すわう袴には、鶴龜松竹などのいわひの所を付べし、すわうの色の事、淺黃、空色、又若き人に似合たるをかやうに染候ても用候事也、

一袴にはちゞみあけ申候、露紐之事、色革なども能候、また紫革にても仕儀也、

〔元服法式〕一元服以前の裝束は、喝食すがたなれば、素襖を著し兒すがたなれば、長絹を著する也、

ナリ、元服ノ時バカリ用之也、以後ハ透額ノ冠、其以後ハ厚額ノ冠ナリ、

〔冠儀淺寡抄二冠具〕冠

冠禮以前、召冠師賜其頭寸法、（或使冠師取其頭）任其申狀、先以桐木造其形、然後令遣新冠、勿論薄額也、　凡於冠儀者、用拔巾子冠、是古來通例也、（不及考記）或亦用尋常冠、　又古者自由拔離冠之巾子、　近代之冠者不可拔之、仍將用拔巾子冠、則別造之、　件冠居柳筥蓋、（地下居冠筥蓋）置曹司二階厨子上階、（右方）以巾子方為北或西、或置二階棚上階、居樣等同厨子、

冠儀賜御冠事

古者諸臣冠儀、多賜御冠、到于今攝家冠儀、尚必賜之、五位藏人為御使、御倉小舍人著衣冠相從、主人自身相逢受之、或使親昵公卿受取之、或又使奉口家司受取之、給祿於小舍人、（六丈匹絹）

冠者衣服之事

古代殿上童者、必著童束帶、（總角、夾形有無兩例也、青色或赤色闕腋、文小葵、蘇芳下襲、白表袴、青單、）不然童者、多直衣束帶、（如受領子亦尚著之）

直衣束帶事

又雖攝關子息、非殿上童者不著束帶、猶直衣指貫、或細長布袴、是亦中古以來、其例綿々、

凡中古以來到今世、親王大臣子息以下到諸家子弟、皆同著直衣、（白綾固地、文小葵、裏紫平絹、十六歲以上冠者者、尋常直衣、）指貫（紫龜甲二重織物、裏紫平絹、）萌木裏單衣、（或濃文如常）扇、（杉橫目、松檜要金銅蝶鳥、著色々絲卷之、有糸花房、）略衣下袴絲鞋等、不結髮、是為普通之儀、

不預榮爵童、亦古來同著之、當家及一族輩冠儀之時、亦皆此體也、

或又雖有著布衣水干直垂等例、略儀之極、殺禮之甚、不足為例也、

〔世俗淺深秘抄下〕一童五位加首服時、著直衣束帶、其體（○其體二字原无、依異本補、）一如尋常束帶、撤袍如袍著直衣也、雖童五位、著尋常直衣又例也、

冠帽圖會

空頂黑幘

同東宮御料

〔關八州古戰錄十九〕常州下妻ノ多賀谷修理大夫重經モ、小田原ヘ參テ、秀吉公ニ對顏ヲ遂グ、○中略此後實子虎千代丸ヲ元服サセ、石田治部少輔三成ハ、當代ノ機利者ナルマヽ、烏帽子親ト賴ミ、左近大夫三經ト更メテ、領分ノ內、總州岡田豐田下猿島ノ地ヲ削キ與ヘテ、渠ヲ結城家ノ合屬トナシ、○下略

〔御家舊記〕一承應元年、宗利樣○宇和島藩伊達氏御元服、忠宗公御。親。ニ被ㇾ爲ㇾ成、仙臺御屋敷ニ而御祝儀相調、森宮內御月額仕ル、

〔西宮記〕一天皇元服

御裝束三具事　一具黄（闕腋御袍、黄櫨、御下襲、蘇芳、表御袴、御半臂、御衵一重、紅打、御大口、御扇、御襪、御絲鞋、）　一具朝衣（縫腋御袍、黄櫨、御襪、自餘同前、）　一具

夜（御直衣、白綾袿一重、紅打袿一領、紅御袴、）

已上物等、於₂御匣殿₁調ㇾ之、從₂內藏₁渡₂分物₁、從₂織司₁渡₂綾織物等₁也、

御冠作事（自₂御所₁名簿下₂給頭若藏人₁、藏人下₂出納₁云々、御巾子作同ㇾ之、）

空頂黑幘事（以₂冠絹₁作ㇾ之、形如₂末額₁、但爲₂花形₁云々、以₂紫糸₁爲ㇾ緒、御冠師作ㇾ之、）　幘標（以₂冠絹₁御冠師所ㇾ造也、以₂紫糸₁付₂左右端₁爲ㇾ緒、緒長一尺餘許、）

〔天皇御元服和抄〕正月御元服の當日、○中略主上壹服を（御總角、黄櫨染、闕腋の御袍、その外、常のごとし、糸鞋を著御す、）著御し給ひ、北廂の大床子にましゝます、○中略その作法は、臣下の理髮の義にかはらず、空頂黑幘とて、冠の羅を二重にして、花形に作りて、紫の紐を左右に付たるものを御額にあてゝ、御うしろにむすびたてまつりて、○下略

〔三年間記〕夫空頂黑幘ハ、天皇皇太子御元服ノ時、加冠以前ニ著御ノ物ニテ、末額ノ如ク御首ヲ卷ク絹ナレバ、凶服ノ黑色ニ同ジカルベカラザル歟、

〔深窻秘抄〕拔巾子　御元服之御時用、諸臣同、

〔故實拾要九〕元服ノ時令ㇾ蒙冠ハ、拔巾子ノ冠ナリ、拔巾子ノ冠トハ、冠ノ巾子ヲ取放シニ拵タル物

取人ナシトヤ思ケン、九ト七トニ成ケル二人ノ子ヲ、八幡ニテ元服セサセ〈○下略〉

〔東下野守益之墳記〕其冠、以源壽忠〈土岐法名〉爲他姓父、〈自他儀之冠儀也〉割與濃之坪〈白社名〉爲賀、

〔旅宿問答〕亭問曰、何トテ兩三人若君ハ御生害候哉、答其事ニ候〈○中略〉實王殿御元服ノ事、於天下可爲冠親者、管領安房守ニ有御談合、憲實ハ都鄙御一統ノ以操、於京都御元服可然由ゾ申サルヽ、

〔結城戰場物語〕或時曾氏御孫、かまくらの持氏の給ひけるは、嫡子けんおう丸、こさしすでに十三なり、元服させんと思ふに、ゑぼしおやにとるべきものなし、いかゞせんとの御ちやうなり、上杉あはのかみ〈○憲實〉うけ給て申けるは、〈○中略〉若君の御元服、都にて候はゞ、こく土いよ〳〵無事にして、當家御はんじやう、うたがひなしと申上たりければ、かまくらどの、氣色もつての外に見えさせ給へば、上杉は面目をうしなうて、御まへをまかり立、其後鎌倉どの、近習の人々をめして、房州いけんいかゞとおほせければ、おの〳〵申けるは、上杉は京都ひゐきにて、かやうに申候なり、義教御事は、みやこにましませば、御威勢もいみじくましませども、若君のゑぼしおやにめされん事、心得がたう候、たとひ京都にて御元服候とも、内裏仙洞にてこそゑかるべう候へと申たりければ、鎌倉どのきこしめし、御氣色よげにうちわらひて、仙洞へ申さん事はやすけれども、義教と不快のうへ、上洛はむやくなり、よしいへのせんれいにまかせて、八幡大菩薩をこそゑぼしおやに號せんとて、若宮のまへやどうにて、御元服とぞきこえける、

〔今川記〕御元服あり、今川新五郎氏親と申奉る、其頃豆州樣御改名あり、初は政智と申けるを、氏滿と御改ありし〈○中略〉豆州樣を烏帽子親に頼ませ給ふ故に、氏滿の氏といふ字を付させ給ひて、氏親と名のらせ給ふとぞ聞えし、

〔後法興院記〕永正元年十二月十日丁卯、細川聰明丸〈九、京兆息〉今日元服云々、烏帽子親同名馬助云々、今日則出仕云々、

〔今川了俊書札禮〕同じほどの人に聟になり、外戚に成り、烏帽子親にて候には、此方より片敬の書札可然候、

〔伊勢家用來冠禮口訣書〕古は武士、我心に頼おもふ人を頼て、烏帽子親とし、其親髮をとり揚、烏帽子を著せ、我一字を饋て、實名を付たると也、

〔貞丈雜記人名二〕一元服の時、ゑぼしおやの名乘の一字を、ゑぼし子申受て、其以後ゑぼしおや、故有て名乘を改る事あらば、ゑぼし子も同樣に改る事あるべし、

〔源平盛衰記十八〕文覺頼朝勸進謀叛事

文覺ハ、渡邊黨ニ遠藤左近將監盛光ガ一男、上西門院ノ北面ノ下﨟也、○中略十三ニ成ケル年、一門ニ遠藤三郎瀧口遠光ト云者、呼寄テ元服セサセテ、烏帽子子トス、父盛光ガ盛ヲ取、烏帽子親、遠光ガ遠取テ、盛遠ト名ヲ付、父ガ跡ヲ追テ、上西門○門下恐脫二院字一北面ニ參、遠藤武者盛遠トゾ云ケル、

〔參考平治物語三〕牛若奧州下向事

京師本云、承安四年三月三日曉、鞍馬寺ヲ出ケリ、○中略其日近江鏡宿ニ著テ、夜半許ニ、髮ヲ我ト剃上、日來懷ニ持ケル刀ヲサシ、常ニザレテサシケリ、烏帽子ノホコリ押拭著タリ、翌朝出ケルニ、陵助御元服候、御烏帽子親ハ誰ゾ、自ラ御名ハ如何、源九郎義經也、○下略

〔異本曾我物語二〕入道○祐親が子の伊藤九郎助長、○中略北の小御所へ忍びまゐりて、親にて候ふ入道、○中略君○源賴朝を討ち奉らんと計候ふ、○中略たゞ北條四郎時政を御頼みありて、とく〳〵御越しあるべく候ふ、北條がことは助長がためにも元服親にて候へば、某も書を以て申すべく候ふとて、いそぎ御前を立ちにけり、

〔太平記三十六〕清氏叛逆事附相模守子息元服事

相模守○細川清氏ハ、○中略神ニ歸服シテ、子孫ノ冥加ヲ祈ラントヤ思レケン、又我子ノ烏帽子親ニ可

若君樣御元服之節、御加冠之役可相勤旨被仰含、難有旨御禮申上之、上意有之、御次へ退、

同九丁巳年三月朔日

一若君樣御座間御上段御著座

加冠　井伊掃部頭

理髮　松平肥後守前名松平若狹守

肥後守御理髮之役、勤之復座、○中略掃部頭御加冠之役勤之、復座、○中略若君樣入御、

〔言成卿記〕寛永元年九月十九日、鷲尾前大納言入來、西大路孫元服ニ付、加冠之儀、彼亞相へ可被賴儀有內意、彼卿家公、四條兩黃門、於無所存者可有許容、先被伺御所存云々、

一理髮之義、樋口侍從へ可被賴哉內意、然而彼朝臣有不同意、其子細者、先年樋口家元服侍從元服之時也之時、理髮一門不爲同意、于時彼家早世、續朝沈淪之時也、陽明依御命、他家長谷爲理髮、然而四條隆術、當家言緒兩度、今度西大路等、理髮者三度相續々、一門理髮ハ各樋口奉仕、然而本家元服之節者、一門理髮相續々、甚違惡云々、相歎之間、鷲尾へ被示談、於鷲尾モ尤ニ被存、今度他人油小路八條等雲客、雖ニテモ可宜哉、其邊家公へ被申示談云々、

一加冠之儀、前官大納言加冠、當官中納言二人著座之例、一門天明之頃四條、近寛政二年、隆生元服之節同斷、尤無御存意云々、

一理髮之儀、從西大路、雖有時、別段必樋口へ被賴度トハ不聞、雖ニテモ無子細事哉、併樋口被申方ハ如何ニ存給、先年彼家元服之時、理髮彼是之儀者、早世打續、沈倫故之義、亦々元服之節ハ、一門相和シ、可有理髮、右邊等ノ爲ニハ、當時隆韶、毎度理髮有之バ、猶更禮節ニ相成、彼家首服之時可宜哉、同人相續々理髮之事ハ、既ニ鷲尾隆建明和頃、一門相續々三度之事モ有、理髮度數相續々被歎事者、強不同意云々、家公御所勞中ニ付、鷲尾樋口ヨリ內談之儀、旁自彼亞相西大路へ可有示談云云、其旨達一答了、子細奧儀雖盡筆端、應讓始末已書記了、噫嗚呼之事也、

實樣永有慶等云々、

〔後中內記〕元祿九年三月廿五日、卯刻意陳當日昇殿、正五位下勅許也、加首服、東面加冠三條前內大臣實治公著左座、予新中納言勝房著右座、理髮左少將實峯、新官扶持永貞卿、役送布衣御所方予同道參了、

〔將軍德川家禮典附錄五〕寬政八丙辰年八月五日

一御座間御上段御著座　老中　太田備中守

右出座御目見、此節若君樣〇德川家慶御元服御用被仰付旨、上意有之、御禮申上之退去、

同月八日　御目付　矢部彥五郎

若君樣御元服御用取扱可申候、右於新番所前溜、若年寄申渡之、

十月朔日　御目付　横田十郎兵衞

若君樣御元服御用取扱可申候、右於新番所前溜、若年寄申渡之、

一御座間御上段御著座

同月十五日　松平肥後守

右出座老中披露

若君樣御元服之節、御理髮之役可相勤旨被仰含、難有旨御禮申上之、上意有之、老中及御取合退去、

右出座老中披露　井伊掃部頭

てありしなり、

〔東照宮御實紀 二〕竹千代君〇徳川家康御こし十五にて今川治部大輔義元がもとにおはしまし、御首服を加へ給ふ、義元加冠をつかうまつる、關口刑部少輔親永、〇一本義廣に作る理髮し奉る、義元一字をまいらせ二郎三郎元信とあらため給ふ、時に弘治二年正月十五日なり、

〔義秋公方記〕同十年〇永祿九月朔日、朝倉太郎左衞門尉義景ヲ御頼ミ、彼ガ謀ヲ以テ、御憤ヲ可散トノ御使アリケレバ、義景畏テ無貳尊敬シ奉リ、安養寺へ入レ奉ル、爰ニテ義景モタナシ奉リテ、於一乘ノ谷御元服アリケル、兼テ其沙汰有リケレバ、都ヨリ二條殿御向アリケリ、扨テ御元服ノ儀、代代ノ例ヲ被追役者ソレ〳〵ト被仰付、朝倉太郎左衞門尉御加冠ノ役被仰、是ハ代々三職ノ役ナレバ、他家ヨリ如何カト沙汰アリケレ共、光源院殿〇足利義輝坂本樹下宅ニテ御元服アリシトキ細川畠山兩家ニ其人ナクテ、佐々木定頼、管領代ニ比シ、御加冠ニ參ラルヽ、其例トシテ義景ヲ管領代ニ被比、御加冠ノ役勤仕、アマッサヘ被任左衞門督云々、

〔信長公記 十〕天正五年丁丑後七月十二日、近衞殿御方〇前久息信基御元服之御望に候、從昔年禁中に而御祝言之御事候之間、當時其例尤之旨、再往再三雖御辭退候、頻に上意候間、不及是非、御ぐし御はやしなされ、御元服職掌之儀式相調、攝家清花、其外隣國之面々大名小名御出仕、有爲御祝儀、〇又見次條

〔大猷院殿御實紀 六十〕正保二年四月十七日、若君〇徳川家綱御元服、御加冠の役保科肥後守正之、理髮の役仰付らる、　十八日若君御加冠のとき、御冠取次は牧野内匠頭信成、泔坏は松平和泉守乘壽、打亂箱は酒井日向守忠能に仰付らる、

〔後中內記〕元祿七年十一月十六日、今日九條內大臣息、今元服給、〇中略辰刻許元服、加冠內大臣、輔實著座、清水谷大納言、清閑寺中納言、油小路中納言、左大辨宰相、〇闕名今城宰相中將、理髮隆長朝臣、役送仲

一同大草三郎左衛門尉公廣

一御手長伊勢肥前守盛正○中略

一セウメイ役者、御朝夕四人參候、

一御物奉行勢州被官蜷川新右衛門親俊、三上與次郎秀長、

一今度御元服事、因三好黨攝州表出張、就京都物忩之儀、於板本樹下宅被行之處也、就中加冠之役者、先例於三職之中當管領之人令勤事處也、雖然當時因無管領、十一月中旬、被仰付佐々木彈正少弼定頼候處、因御舊例異于他、雖被再三辭退申、上意嚴重之間、終及御請畢、

〔三好記〕京公方義晴公御子、御年今年十一歲ニテ御元服アリテ、御家督御相續アルベシトテ、天文十五年十一月中旬ニ御沙汰アリ、加冠ノ役ハ、代々三管領ノ中、當職ノ役ナレドモ、今細川晶山亂中ニテ、ムジユンノ最中ナリ、若輩ナリ、微力ナリ、旁御請難申カルベシ、幸ニ佐々木彈正少弼定頼、宿老ト云、大名ナリ、最其仁ニ相當レリ、則管領代ニ比シ、勤仕可申旨再三被仰付ケル、定頼大ニ恐レ、辭退被申ケレドモ、頻ニ被仰付間、且ハ家ノ面目ナリトテ御請ヲゾ被申ケル、○中略同十九日十○二月御元服アリ、戊剋ニ被定御名乘義藤、後ニ被改義輝、御加冠ハ彈正少弼定頼、今度ノ御役勤仕ニヨリテ四品ニ被叙、面目身ニアマリテ見エシ、御理髮ハ細川中務大輔晴經ナリ、是ハ代々此役勤仕ノ家ナリ、總奉行攝津守元造、御元服奉行松田丹後守時秀、飯尾大和守堯連也、

〔武家名目抄職名十七〕將軍家御元服の時、何事によらずうけ給はり沙汰する事は、鎌倉の時より、評定引付兩所の職掌にてありしかど、其家の所職と定れる事もなく、又總奉行といふ名も聞えざりしを、足利殿の世となりては、評定衆の中、攝津氏代々御元服の事を奉行す、これを總奉行と稱せり、又其外に、なべての奉行人の中より二人を定て、總奉行と共に事に從はしむ、これを御元服奉行といふ、この二人は、家の定れる事もなく、すべての奉行より命せらるゝ事に

正頼令中間、無力罷出了、　廿三日、今日未刻、中山侍從宣親加首服、〇中略 理髮予青侍親歟 進出烏帽子備下巾、

〔御元服聞書所收後鑑引〕廿七日〇明應三年十二月

一御元服十五歲〇足利義高 勘申時刻卯辰、御加冠管領武州政元朝臣、理髮役細川中務大輔尙經、打亂箱同名右馬助政賢、泔坏同名淡路守尙春、奉行攝津播部頭政親朝臣、松田主計大夫英致、右筆于時、御成行飯尾 大和守元行、同名阿波守、管領御給儀、持參御座之役、

〔元長卿記〕永正十四年正月廿七日、四條宰相息加首服、自舊多加冠事、可存知由示之間、頻雖令斟酌、再應申間領掌、午刻許著直衣向彼亭、〇中略 理髮西川藤左衞門尉、家侍也、近年與力武家云々、烏帽子上下、

〔赤松再興記〕永正十八年七月六日、公方家、義晴將軍從播州御上洛云々、十二月廿四日、於二條亭御元服、〇中略 加冠細河高國、理髮細河尹經、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午歲十二月十九壬寅日、於板本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣、後義輝、御元服之次第、

役者之定

一御元服總奉行攝津守元造朝臣四品當例、勤之、
一御元服奉行松田丹後守晴秀、飯尾大和守堯連、
一御加冠役佐々木彈正少弼定賴朝臣就御役、敍四品、
一理髮細川中務大輔晴經四品先例、勤之、
一打亂佐々木民部少輔植綱依面勤之、
一泔坏佐々木中務大輔高保右同、
一御成調進大隅民部丞秀宗代行松

加冠被行向、名字敎基云々、

康富記嘉吉二年十月十三日庚子、室町殿來月可有御元服、御加冠事、被申殿下之間、今日爲御禮、殿下有御參於室町殿云々、此事珍重之由、傳奏已下人々、今日被參賀申御祝著之、御一獻時分也、官務父子、吉田神主兼名朝臣等、濟々參會、御元服方事可被仰合、又有御一獻之間、清大外史、慚可被祗候之由被仰出、　十一月七日甲子、是日室町殿（御年十九歲、義勝、去年八月十九日御敍爵、）御元服也、被用。公。家。儀。、且又御伯父勝定院贈大相國（○足利義持）之御佳例也、其儀自執柄被作進御次第、（去應永九年、勝定院殿御元服時、後福光園關白、御次第御作進例也、）執柄（二條殿、前太政大臣持基公、）爲御加冠、有御參室町殿第者也、○中略著座公卿萬里小路大納言、（時房卿）右大將殿、（持通公、權大納言、）新大納言、（實雅卿）中山中納言、（定親卿）中御門中納言、（宗繼卿）日野中納言、（[illegible]鄕卿）右大辨宰相（資親卿）正親町宰相中將、（持季卿）久我三位中將、（通尙卿）已上九人加冠關白殿、（持基公）理髮三條新中將公綱朝臣、所役殿上人　雅親朝臣、（御冠云々）資益朝臣、（油須器云々）成任、（脂燭云々）敎秀、（役送云々）勝光（本所家司也）傳奏中山黃門也、

親長卿記文明五年十二月十九日丁丑、此日室町殿若君、（九歲○足利義熙）有冠禮事、被摸應永例云々、奉行家司兼顯（藏人右中辨）也、但父卿（廣橋大納言綱光）相替申沙汰也、加冠主人、（准后室町殿御事也○義熙父義政）著座公卿、中院大納言、（通秀、束帶、宣下上卿、）新大納言、（敎秀、衣冠下絬、未拜賀、）廣橋大納言、（綱光、直衣下絬、去十四日拜賀、）近衞大納言、（政家、衣冠下絬、未拜賀、）德大寺大納言、（實淳、衣冠下絬、未拜賀、）權帥、（益光、此間兼左衞門督、畠山可任左衞門督、仍辭申、遂任帥云々、）花山院中納言、（政長、衣冠下絬、未拜賀、）右兵衞督、（雅康、衣冠下絬、未拜賀、）左大辨宰相（廣光、束帶、）等、殿上人言國爲親等朝臣、兼顯、元長、永康等也、理髮左大辨宰相、冠者扶持帥、脂燭言國爲親等朝臣、御冠兼顯、泔器元長、櫛手巾永康持參之、

○按ズルニ、前ニ引タル薩戒記親長卿記ノ如ク、孫ノ元服ニ祖父ノ加冠シ、子ノ元服ニ父ノ加冠スル事ハ、往昔ニハ聞カザル所ナリ、

親長卿記文明五年十二月廿二日、中山侍從（宣親）可加首服、無可憑方、予加冠之事相憑之由、水元僧

理髮　細川兵部大輔業氏

打亂箱　細川右馬助　兵部少輔

泔坏　細川右馬助

〔薩戒記〕應永卅二年十一月廿一日丙辰、今夜左中將雅豐朝臣男（從五位上實益）加首服、祖父伯二位（資忠王）爲加冠、父雅豐朝臣勤理髮云々、希儀事歟、

〔滿濟准后日記〕永享元年三月九日、今夜（亥刻）室町殿樣（○足利義教）御元服、加冠管領、但法體之間、爲代官尾張守參申畢、尾張守（持國）四品事、內々依申意見、去五日被宣下畢、鹿苑院殿（○義教父義滿）御元服之時、細川武藏守、其時從四位下也、任彼佳例也、理髮同阿波守、（○又見看聞日記）

〔普廣院殿御元服記〕一正長二年（○永享元年）三月九日乙卯、亥剋御元服、

當日安倍有富朝臣相撰申

加冠　從四位下尾張守持國朝臣（今日一級）

理髮　阿波守義慶

打亂役　治部大輔持幸

泔坏　左馬助持永（○中略）

奉行　攝津掃部頭滿親　齋藤加賀守基貞　松田八郎左衞門尉秀藤

加冠以下役人奉行人等、皆著白直垂、（○中略）

當日御加持　三寶院准三后（滿濟）（○中略）

御身固　從四位上陰陽助有富朝臣（○中略）

抑御元服（御歲十六）三奉行事、二月十五日被仰付、以來兩三人滿親、秀藤、基貞、每日出仕、

〔看聞記〕永享十二年十月廿七日、傳聞、去十一日、近衞左府（○房嗣）息（十八歲云々）被加首服、武家（○足利義教）爲

夜加冠役事、兼日不被定之間、思儲之輩、多雖候當座、御計不能左右事歟、

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月八日癸卯、今日將軍家年十二〇源實朝御元服也、戌刻於遠州〇北條時政名越亭有其儀、前大膳大夫廣元朝臣、小山左衛門尉朝政、安達九郞左衛門尉景盛、和田左衛門尉義盛、中條左衛門尉家長以下、御家人等百餘輩著侍座、江間四郞主、左近大夫將監親廣、持參雜具、時剋出御、理髮遠州、加冠前武藏守義信、次渡御休所、後進御前物、江間親廣爲陪膳、役送結城七郞朝光、和田兵衛尉常盛、同三郞重茂、東太郞重胤、波多野次郞經朝、櫻井次郞光高等也、各近習小官中、被候父母見存輩召之云々、次奉鎧御劒御馬、佐々木左衛門尉廣綱、千葉平次兵衛尉常秀以下役之、

〔明月記〕元久二年十二月十五日丙寅、秉燭以後、予〇藤原定家束帶、相具小童著水干〇爲家參内府、〇藤原宗實、中略藏人大夫盛親本所近習扶持之、予著座、相公〇實宗子公定中將公雅朝臣、刑部卿實信、兼在座、〇中略加冠大臣殿、理髮、右中將云々親王博陸之儀歟、幸運之令然也、可謂過分面目、

〔吾妻鏡脫漏〕元仁二年〇嘉祿元年十二月廿九日乙卯、若君御方御首服、申刻於二棟御所南面有其儀、後藤左衛門尉基綱、今日爲奉行也、出御時刻、二條侍從敎定奉扶持之、武州、陸奥守義氏已下、被著侍座、次元服雜具被置之、駿河守候陪膳、周防前司親實、右馬助仲能等爲役送、理髮加冠武州〇北條泰時御名字賴經前春宮權大進俊道朝臣撰申之、

〔吾妻鏡三十五〕寬元二年四月廿一日辛卯、今日將軍家若君六歲、御名字賴嗣、〇中略御元服也、依被用嘉祿之例、前佐渡守基綱奉行之、〇中略若君著御裝束、〇中略武州〇北條經時參進、被勤仕理髮加冠、引入御烏帽子、

〔深心院關白記〕建長八年〇康元元年正月十一日癸卯、今日關白子息、於太閤下加元服、則以閤下爲引入、藏人頭左大辨經俊朝臣爲理髮、余候此座、

〔花營三代記〕貞治七年〇應安元年四月十五日亥刻、左馬頭殿〇足利義滿御元服役人、
加冠　細川右馬頭賴之于時管領、今日任武藏守、

賴一人候歟云々、小童年十二云々、卽被叙正五位下云々、被立嫡子者、可然、正員之子息等、不可叙正下歟如何、

〔玉蘂〕承安五年(○安元元年)四月七日戊午、二位中將息(○藤原良經)被叙従上、今夜於関白(○藤原基房)第加元服、卽爲関白息、仍被叙従上云々、(○中略)件元服之儀、加冠関白、理髪少將高房、指燭民部大輔爲定、侍従家俊等云々、上達部不參、密儀云々、

〔玉海〕治承元年十二月四日己巳、入夜中將(○藤原良通)小舎人童(余番長中臣重武子、父去年故逝、祖父季近、曽祖重近法師等見處、)於曹司加首服、越後權守盛光理髪、右馬權頭基輔加冠、六位一人指燭、雜具等折敷、敷檀紙置之、

〔山槐記〕治承三年正月十日己巳、今夕左衛門權佐光長嫡男(長房、年十、母故左大辨俊經卿女、去々年九月逝去、)加首服、右中辨經房朝臣猶子也、仍於彼辨亭(勘解由小路北、高倉東、)有此事、予(○藤原忠親)爲加冠被請、行向彼所、事所不好也、就中縦爲右中辨沙汰、大理行向佐息元服所、希代事歟、大將向祭使出立所可准之歟、然而此一族人人如父子、大小巨細、各相觸、更變舊意、依思亡室事思愁息等事所行向也、

〔吾妻鏡 九〕文治五年四月十八日庚寅、北條殿(○時政)三男(十五歳)於御所被加首服、秉燭之程、於西侍有此儀、武州(○平賀義信)駿河守廣綱、遠江守義定、參河守範頼、江間殿(○北條義時)新田藏人義兼、千葉介常胤、三浦介義澄、同十郎義連、畠山次郎重忠、和田太郎義盛、岡崎四郎義實、小山田三郎重成、八田右衛門尉知家、足立右馬允遠元、工藤庄司景光、梶原平三景時、土肥次郎實平、宇佐美三郎祐茂著座、(東上)二品(○源頼朝)出御、先三獻、江間殿令取御酌給、千葉小太郎成胤、相代役之、次童形依召被參進御前蹲踞、次三浦十郎義連、被仰可爲加冠之由、義連頻敬屈、頗有辭退之氣、重仰曰、只今上首多祗候之間、辭退一旦可然、但先年御出三浦之時、故廣常與義實爭論、義連依宥之無爲、其心操尤被感思召了、此小童御臺所殊令懇給之間、至將來餘令爲方人之故、所被計仰也、此上不及子細、小山七郎朝光、八田太郎朝重、取脂燭進寄、梶原源太左衛門尉景季、同平次兵衛尉景高、持參雜具、義連候加冠、名字(○時連、五郎ト云々、後改時房、)今

〔續世繼 八花の主〕はなぞの、左のおとゞ○後三條皇子輔仁親王子源有仁こておはせしこそ、ひかる源氏なども、かかる人をこそ申さまほしくおぼえ給しか、○中略御とし十三になり給し時、うひかぶりせさせ給しは、白河院の御子にし申させ給て、院にて基隆の三位の、はりまのかみなりし、はつもとゆひしたてまつり、右のおとゞにて、こがのおとゞ○源雅定おはせし、御かうぶりせさせたてまつり給けり、

〔台記〕久安四年十月廿日甲戌、戌刻加元服於左近府生秦公春之子、名太郎、年十、雅國朝臣爲引入、烏帽憲親爲理髮、源雅亮同有忠秉燭、余出見其禮、事訖賜馬於雅國、侍一人引之、侍一人取之、雅國取綱一拜出、不着新冠前物、依可爲中將隨身所加也、

〔台記〕久安六年正月十五日癸巳、參院于時戌刻、彌陀講了歸大炊後、萬壽麻呂、於出居加元服、依宇治仰也、此間右大將○藤原實能宰相中將敎長卿來會、脂燭六位、憲頼、有忠、理髮爲實、引入○○用烏帽、敎長卿、前物陪膳以長、此間余不用吉服、依宇治仰賜余烏帽本結指貫、薄色堅文織物引入歸家後、禪閤使仲行送劔馬等、

〔台記〕久安七年○仁平元年二月廿八日己巳、今日新宰相中將師長奏慶、○中略次大相府、三條高倉藤原忠通○其儀同右府、但立屛風敷筵、又宰相取馬綱拜出、是非唯官尊元服時加冠、仍致此禮、

〔兵範記〕仁平三年十月廿七日壬午、今夕中將殿侍童七郎丸、於御曹司方加元服、給御烏帽子本結、散位季長理髮、清頼邦綱差脂燭、下官○平信範加冠、次召付侍所、如本令候之、

〔玉海〕承安三年四月十三日乙亥、今日前豐前守能業男、於家中令加元服、件人女院御乳母弟也、仍於前有此事、以四位侍從俊光爲加冠、以家季高松院殿上人光能皇嘉門院殿上人兩人爲脂燭、共諸大夫也、依當時上﨟令役之、以中宮大進行頼正五位下也爲理髮、又職事下﨟取置物具、是雖不可必然、依爲御前役令勤仕也、以西出居廣庇爲其所也、

〔玉海〕承安四年十一月十日癸巳、今日關白○藤原基房落胤若君○隆忠加元服、最密儀云々、被遂自例加冠卽關白云々、理髮少將顯信朝臣、指燭藏人左衞門權佐光雅、民部大輔兼定等云々、光雅獨不甘心、雅

東、理髪女裝束、立明疋絹也、

〔中右記〕嘉保元年十二月廿六日癸巳、今夕左大辨季仲子童加元服、依招引行向彼所、是宰相中將保實三條宅也、加冠帥大納言○藤原經信理髪權中將顯實、脂燭藏人兵部大輔通輔、源少將有賢、此外雲客十餘輩、内御冠御直衣、殿御笏、藏人大輔表衣云々、

〔中右記〕嘉保二年十一月十一日、行向右兵衞督○源俊實亭、三條西洞院息男依元服事所有招引也、中宮大夫、○源師忠右大將、○源雅實民部卿、○源俊明別當、○源俊實左大辨、○藤原季仲雲客兩貫首以下廿人許、濟々集會、先有三獻、二獻四位權少將、三獻下、脂燭左少將顯通、左兵衞佐師時、理髪權中將顯實加冠、中宮大夫事了、冠者於庭中拜舞、入腋、六人前行加冠祿例并裝東、頭中將國信、少將顯雅取之、引出物馬、理髪祿權右中辨重賢取之、事了人々退出之後、二郎童又元服、右大將加冠、頭中將理髪、

〔中右記〕天永二年八月九日、今夜新中納言忠教卿息男○藤原忠基於殿下御出居、密々有元服事、仍人々參麗御物忌、於東對東面北御出居二間方有件事、中納言中將衣冠予、以下直衣新中納言、大宮亮實明朝臣、阿波守忠長、藏人少將忠宗等、參御出居、敷圓座二枚、冠者著座、東面、直衣指貫、次置物具等、泔大衣、冠筥、理髪實明朝臣、指燭二人、藏人少將忠宗、今一人不足、仍徵四位、以阿波守忠長用此役、但布衣、加冠中納言中將、事了歸本所、

〔中右記〕長承二年七月十六日己巳、今夕權大辨○藤原宗成太郎童、於此出居加元服、予○藤原宗忠加冠、理髪源少將憲俊、脂燭其弟越中前司顯定、小大夫憲俊、巳上衣冠、右兵衞督、此宰相中將、件直衣冠者年十四、元。五。位名宗周、令著直衣裝束、御冠御直衣、密々申内也、

〔台記〕康治三年正月廿八日庚辰、權中納言公能卿子、六歲、○藤原實定於此亭加元服、正親町南東洞院、爲二又家右大將○藤原實能已下束帶、余○藤原頼長衣冠、余加冠也、於家爲主、於禮爲客、雖非禮之正、右將軍權時之宜行之、余降階中將公通朝臣、役送五位公淳、内殿上人發讓之甚也、一獻右大將、是主人也例主人作坐取盃、今日將軍起座取之、敬之深也、中略今日理髪大藏卿通基朝臣、如此禮者、頗不能理髪事歟、

也、可有其隙、必可來者、

〔小右記〕寛仁二年十二月七日乙未、師中納言(○藤原隆家)子、昨日戌刻、於大殿加元服、(西對南庇)主人束帶出居、加冠皇太后宮大夫、(道綱)理髮修理權大夫、(濟政)會合卿相太皇太后宮大夫、(俊賢)侍從中納言、(行成)左大將、(敎通)左衞門督、(賴宗)皇太后宮權大夫、(經房)新中納言、(能信)左右三位中將、(道雅、兼經、)侍從、(資平)

〔小右記〕寛仁三年十月十九日壬寅、頭辨經通太郎、於此西對可加元服、(○中略)入夜頭辨隨身息男三人來向、亥時加元服、(新冠者經仲給爵、入道殿北方臨時給、)加冠源中納言、(經房)理髮民部大輔實經、侍從經任(四位)章任、指脂燭、新冠者著朝服、進出庭前致拜、加冠理髮祿如恒、以余馬志加冠、

〔小右記〕治安三年七月廿日壬午、今夜播万守惟憲子元服、中納言兼隆加冠、(依于因緣歟)參議經通通任等同到云々、隨身信武所申、加冠人二疋、兩宰相各一疋云々、宰相皆賀也、

〔小右記〕萬壽四年七月廿六日甲子、今夜伊與守濟家子元服、左衞門督兼隆卿加冠云々、公卿到受領宅雜役之例、往古不聞、可彈指云々、

〔中右記〕寛治二年正月廿一日己巳、內大臣(○藤原師通)若君、(○忠實)於東三條亭有御元服事、加冠右大臣、(○藤原顯房)理髮頭辨、脂燭(藏人少將能俊、侍從俊忠、)正五位下殿上禁色云々、御冠、(院)家司三人、(正宗朝臣、濟長朝臣、泰仲朝臣、)職事二人、(能遠、濟實、)加冠(御馬二疋、女裝束、)理髮、(女裝束)今夜被補前驅六人、令申慶賀於院內給、

〔中右記〕寛治五年正月七日、權大納言(雅○雅實)息男昇殿、(名顯通)則今夜被加元服、於右府(○源顯房)土御門亭有此儀、公卿右府、源大納言、(師○師忠)權大納言、(雅)治部卿、(俊○源俊明)別當、(俊○源俊實)新宰相、(公○藤原公定)兩貫首以下殿上人二十人許、儀式如常、脂燭(公衡、家政、)理髮、(顯實朝臣)加冠、(源大納言)入夜雨頻下、仍冠者無拜賀事、

〔爲房卿記〕寛治五年十月十二日、今日於源少將(師隆)御許、土州外孫(國俊子有隆)加首服、爲源大納言(師家)御猶子、(去八日敍爵、即彼大納言、平野行幸賞、)加冠即大納言、理髮權辨基綱、脂燭(藏人大輔通輔、新少將有賢、)賓客十許輩、依土州命、一向予所沙汰也、饗膳如例、冠者直衣束帶、元服之後著位袍、於庭中再拜、(袍用源少將)引出物加冠馬一疋、女裝

持公卿源大納言、通兄、直衣紅單、家司時名、束帶役送行忠朝臣、敬季朝臣、隆古、前物陪膳宮前隆古、內府前實胤等也、

〔賴言卿記〕延享四年三月十五日乙巳、辰刻許、遐仁親王、〇桃園於小御所東面有御元服、〇中略主上〇櫻町有出御、先於常御殿、著御御引直衣御袙御單御張袴、奉仕予、御前源二位、廣仲御剱御裾女房奉仕、御前物女官供進、加冠太政大臣、〇一條兼香直衣公卿源大納言、通兄、帥中納言、上冷泉爲村、直衣、巳上宰相中將、公文、束帶、理髮俊逸朝臣、調度役送資興、登房、說道、傳奏新大納言、柳原光綱奉行職事實連朝臣、

〔賴言卿記〕寶曆十四年〇明和元年三月十八日己巳、今日有栖川忠宮織仁親王元服、〇中略十一加冠式部卿宮、〇家仁親王著座清水谷大納言、清閑寺中納言、實理朝臣、理髮隆望朝臣、役送惟久朝臣、光時朝臣、廣雅、家司雅陳、前物陪膳惟久朝臣、光時朝臣、扶持勅別當西園寺大納言、

〔日本紀略淳和〕天長八年二月丙子、御紫宸殿、源朝臣定〇嵯峨皇子、母百濟慶命、加元服、冷然院〇嵯峨爲主人也、百濟氏大夫等相共獻物、雅樂寮奏音聲、次侍從以上賜祿、勅授百濟王寬命從五位下、

〔日本紀略一條〕長保五年二月廿日庚辰、左大臣藤原朝臣〇道長一男賴通、於枇杷第加元服、加冠內大臣〇藤原公季理髮大藏卿正光朝臣、加首服之後、叙正五位下、卽參內、被申慶賀之上給御衣、

〔榮花物語八初花〕殿〇藤原道長のわかぎみたづ君、〇賴通十二ばかりになり給、こさしの冬、〇長保五年枇杷どのにて御かうぶりせさせ給、ひきいれには閑院內大臣〇公季ぞおはしましける、すべてのこる人なくまゐりこみ給へりけり、御おくり物ひきいでものなどおもひやるべし、

〔小右記〕寬弘八年八月十九日庚申、今日於內右衛門督告云、今日參左府、〇藤原道長被命云、廿三日於家可令加藤大納言〇藤原賴宗子〇兼經首服、爲加冠可招下官云々、又云、彼日花山院宮達元服、可爲加冠云々、被申剋、是亥剋、不可指合云々、一日兩度役、未聞事也、　廿二日癸亥、左相國以資平被示送云、明日藤大納言子、有令加元服之事、爲加冠必可來、依有本意、花山院宮達御元服刻限申時也、此元服事亥時

中辨昭房朝臣、扶持公卿園大納言、(基福)所役殿上人御冠基時朝臣、泔器基共朝臣、打亂筥隆音朝臣、御陪膳花山院三位中將、(定誠)御衣紋高倉前中納言、(永敦)白川三位(雅喬王)奉行職事頭右大辨賴孝朝臣等也、

(後中内記)元祿七年十二月廿三日、中務卿宮邦永、令加首服給、加冠關白(基熙公)著座廣幡大納言、中院中納言、宰相中將、(公韶朝臣)理髪頭辨俊清朝臣、役送、(廣庸、家供朝臣、)

(後中内記)元祿十年五月六日、從准后御方(○靈元后敬法門院松木宗子)元服親王宣下(○靈元皇子、母宗子、文仁、)日時、女房以奉書、仙洞御所(○靈元)江被窺、　十六日、卯半刻、密々院參、元服之構樣見奥、

役人　加冠　九條内大臣輔實公

著座　久我大納言通誠卿、兼扶持、清閑寺中納言熙定卿、勸修寺宰相尹隆卿、

理髪　坊城頭左中辨俊清朝臣

役送　東園中將基長朝臣、愛宕少將通統朝臣、高野少將保光朝臣、

陪膳　四辻宰相中將公韶卿、(旅中將之人勤之、度々例也、)

役送　四位殿上人右同斷

(光榮公記)享保三年二月十一日、參閑院宮、(今上(中御門)御連枝、新被立一家、)今日御元服也云々、傳聞今日辰刻、閑院宮直仁親王元服、加冠前攝政、(家熙公)著座公卿源大納言、(此宮別當惟通卿)阿野中納言(公緒卿)新宰相中將、(尹公卿)理髪頭左中將隆成朝臣、扶持櫛笥大納言(隆賀卿、宮外祖父、)云々、

(賴言卿記)寛保三年九月廿六日乙巳、有栖川息宮(○音仁親王)元服、加冠兵部卿宮、(○貞建親王)著座公卿權大納言、源中納言、新宰相中將、理髪基望朝臣、

(賴言卿記)延享元年九月廿六日、壽宮典仁親王(十四歳)元服、(辰半刻)宮(直衣、童)加冠内府(直衣、紫苑衣、紅單、鳥襷、指貫下括、○近衞內前)著座公卿新源大納言(長忠、直衣、紅單、)難波前中納言(直衣、薄色衣、紅單、)右衛門督(隆熙、束帶、)理髪頭左大辨賴要朝臣、扶

將子之由被申之、再往有御斟酌、雖然頻被申請勅許云々、中略御名字邦高云々、加冠室町殿、義政足利理髪藤宰相、永継、衣冠下襲、未拝賀也、可爲束帶之由有其沙汰、雖然未拝賀之間、可爲衣冠云々、不可計仍被仰之、中將公卿之處、雖治之由申之、仍每事略之間、無所憚并雖具所役之人、殿人辨、政顯爲家司申沙汰云々、當日之儀、每事源中納言雅行申沙汰也、

〔宣胤卿記〕文明十二年十二月廿日丙寅、今日當今第一宮勝仁親王、十七歳、去十三日親王宣下、後柏原於室町殿有御元服、理髪頭中將宣親朝臣、加冠主人、准后義政、○足利公卿源大納言、雅行、衣冠、未拝賀、大納言殿、義尚、未拝賀、四辻宰相中將、季經所役殿上人言國朝臣、資氏朝臣、元長、卜部兼致、菅原長胤等也、此外地下諸大夫一人、自殿下被召進云々、傳奏勸修寺大納言、奉行職人左少辨元長也、地下諸大夫所役事、不可然之由兼日按察卿申止云々、

〔康道公記〕寛永廿年九十、親王○後光明御元服事、當月廿七日可有之也、御元服傳奏淸閑寺前大納言、共房奉行弘資朝臣、加冠人攝政、予○二條康道理髪人綏光朝臣、扶持公卿中院中納言、通純公卿三條大納言、實房左大辨宰相、宣順所役殿上人有能朝臣、嗣孝朝臣、爲庸朝臣、陪膳季福朝臣、役送同所役殿上人、

〔忠利宿禰記〕慶安四年十一月十四日、成人被語云、昨日十三日伏見殿、諱邦道、慶安二年十一月十六日親王宣下、被加御元服、加冠八條殿、智忠親王著座四辻大納言、公理淸閑寺中納言、共綱理髪頭中將隆貞朝臣、殿上人木工頭源資教朝臣、佐々木右中將雅純朝臣、庭田右中將信康朝臣、櫛笥等云々、　廿五日己亥、今日高松宮、良仁親王於院○後水尾有御元服、翌日民部大輔忠康朝臣長又被語云、今日高松宮被加御元服、加冠左大臣、近衛尚嗣公著座三條西中納言、實教柳原宰相、資行扶持德大寺大納言、公信理髪頭右大辨俊廣朝臣、陪膳正親町宰相中將、實豐役送爲庸朝臣、五條右中將雅純朝臣、庭田中將季信朝臣、阿野傳奏小川坊城前大納言俊完云々、後日大外記師定被語云、今日三品式部卿御推任、勅使頭中將隆貞朝臣云々、

〔忠利宿禰記〕寛文二年十二月十一日辛亥、今日巳刻、親王御方仙洞(後水尾)皇子、御母照殿、御諱幸仁、○實元於仙洞有御元服之儀、加冠關白、二條光平公著座左大將、九條兼晴大炊御門中納言、經光萬里小路宰相、雅房理髪頭右

〔公卿補任光格〕文化八年三月十六日、東宮御元服、加冠右大臣、（○一條忠良）理髪春宮權大夫、傳奏廣橋大納言、奉行隆純朝臣、

〔日本紀略二朱雀〕天慶三年二月十五日辛亥、先帝（○醍醐）第十四成明親王、於殿上加元服、即敍三品、（年十五、與帝同胞、）太政大臣（忠平）加冠、朝忠理髪、

〔小右記類聚親王元服部所引〕寛和二年七月十六日壬午、冷泉院第二親王、（居貞、年十一、○三條）出東三條南宮東對加元服、（巳時）左相府（○源雅信）加冠、理髪參議公季、事未了罷出詣室町、傳聞加冠女裝束、左右馬寮御馬各一疋、（從内一門給云々）理髪女裝束云々、件親王即參冷泉院云々、未時以此親王立皇太子云々、

〔行親朝臣記〕長暦元年七月二日壬寅、今日午二刻、今上（○後朱雀）一宮（○後冷泉）有御元服事、加冠殿下、（○藤原頼通）理髪（頭中將○藤原俊家）

〔百練抄十後鳥羽〕建久六年三月廿九日甲寅、惟明親王爲七條院御猶子、於彼御所元服、土府（○藤原實房）爲加冠、左中將親範朝臣爲理髪、藏人左少將公定爲勅使參向、被敍三位、

〔皇年代略記後醍醐〕嘉元元年十二月廿日元服、（十六、加冠左大臣師教公、理髪頭右中將藤實任、）同日敍三品、

〔皇年代略記光明〕建武三年八月十五日戊子、踐祚、（十七、於權大納言具基卿押小路亭、有此儀、○中略）先上皇（○光嚴）幷親王、渡御（日比御東寺）押小路亭、摸仁治例、先有御元服事、（加冠左大臣經忠、理髪藏人頭内藏頭源重資朝臣、密儀也、）

〔御遊抄三〕親王御元服加冠以下例

尊良親王（○後醍醐皇子）正中三二八、保延例、加冠關白太政大臣冬平公、理髪頭中將具行朝臣、

〔康富記〕康正元年十月廿八日庚午、是日木寺宮（康邦親王）有御元服、（○中略）加冠一條准后、（兼良公）理髪頭右大辨資世朝臣、著座公卿坊城中納言、（彈正尹俊秀）甘露寺中納言（親長卿）也、所役殿上人左中將基高朝臣、（准后殿上人）

〔親長卿記〕文明六年四月廿六日伏見殿（○貞常親王）若宮（廿歳）有御元服事、最略儀云々、可爲主上（○後土御門）御

一加冠理髮人事、(承前、同三日被仰之歟、職事仰其人、)

加冠　傅右大臣(經忠)

理髮　權中納言左衞門督權大夫藤原朝臣(冬信)

一同人裝束事

加冠一具

表衣　下襲　堅文表袴　紅單重　白織物入襴　赤色織物裏　納白鈍平文衣筥一合(在打敷、折)

立居同平文花足小机(在金物唐錦敷物臥組等、)　居黑漆高机一脚(在金物高欄敷物、[illegible]臥組足、錦縁疊、[illegible]等、)

已上大夫調進之、

理髮(今度無沙汰云々)

(後光嚴御元服之時關白押小路烏丸亭、)

〔皇年代略記　後光嚴〕貞和四年十月廿七日、踐祚、(十五)同日先於淸涼殿御元服、(加冠關白良基公、理髮春宮大夫權大納言藤原實夏、)

〔公卿補任　後奈良〕天文二年十二月廿二日、方仁親王(○正親町)御元服也、加冠准三宮尹房公、理髮頭中將公叙朝臣、

〔皇年代略記　後陽成〕天正十四年九月廿日御元服、(加冠關白秀吉公、理髮頭弁光豐朝臣、)

〔皇年代略記　後水尾〕慶長十五年十二月廿二日、於小御所御元服、(十五、加冠關白[illegible]家公、理髮頭中將實有朝臣、)

〔續泰日次案〕享保十八年二月一日癸丑、今日皇太子(○櫻町)御元服也、當日平明、諸司及坊司等、奉仕南殿御裝束、(○中略)皇太子渡御南殿、(候大臣座、御倚子、)著御尋常御倚子、次加冠關白太政大臣(○近衞家久)著、理髮權大納言實憲卿、(春宮大夫)參上、(○中略)次皇太子令移著御加冠倚子給、有御元服之儀、畢後皇太子入御、

〔知音卿記〕明和五年八月九日甲子、今日東宮御元服也、加冠攝政太政大臣(近衞内前公)、理髮春宮大夫(權大納言[illegible])

〔大鏡一醍醐〕つぎのみかど醍醐天皇と申き、〇中略寛平七年乙卯正月十九日、十一歳にて御元服、又同九年丁巳七月三日、位につかせ給ふ、御歳十三、やがてこよひ、よるのおとゞより、にはかに御かうぶり奉りて、さしいでおはしましたりける、御手づからわざと、人の申はまことにや、

〔小右記〕天元五年二月十七日庚辰、早朝參殿、〇藤原賴忠申云、十五日所承之綸旨被奏云々、案内裏式、加冠者傳之所奉仕、理髮者納言所奉仕也、納言若無其人、可及參議、而中納言左衛門督重光、已堪其事、可然歟、於延喜十六年日記、中納言定方奉仕、應和三年參議朝忠奉仕、

〔東宮御元服部類記〕資房卿記

永承元年十二月十九日、今日東宮〇後三條御元服也、〇中略右府〇藤原教通加冠、弁左衛門督隆國理髮、於軒廊洗手、

〔台記〕久壽二年十二月九日壬午、今日皇太子〇二條加元服、加冠内大臣〇藤原實能理髮中納言忠雅、別當左兵衛督

〔平戸記〕仁治三年正月廿日癸卯、今夜於承明院、〇後嵯峨母源在子、後鳥羽后先有御元服事、〇後嵯峨云々、修理權大夫惟忠朝臣奉行、彼御邊緣者云々左大臣〇藤原實基加冠、藏人頭左中辨定嗣朝臣理髮、兼設立物具云々、事事省略密儀也、是兼日沙汰之趣也、〇中略左相府御加冠之條、兼日内々有沙汰也、爲佐渡院〇順德之宮〇忠成王無異歟、而爲此宮之間不被進申歟、前内府〇源通光可宜歟、若有前官之憚歟、左〇實基右〇實親實基弟府間歟、有其催者、不及辭退之由、入道殿〇藤原道家被申云々、而至刻限、事以未定云々、然而遂御參勤云々、

〔增鏡六老の浪〕春宮〇伏見の御元服、八月〇建治三年と聞えしを、奈良の興福寺の少の事により、のびて十二月十九日にぞせさせ給ひける、十六日にまづ内裏へ行啓はなる、清涼殿の東の廂に倚子をたてらる、御門も倚子につかせ給ふ、ひきいれ左大臣〇師忠理髮春宮權大夫具守つとめらる、御諱熈仁と申き、

〔東宮御元服部類記〕元德元年十二月廿四日、御入内日、同廿七日御加冠日、〇中略光嚴、

皇元服之事、後小松院至德四年以來未被行、今度御再興、誠以公私之大慶也、〇中略御加冠攝政太政大臣、〇近衞家熈、御理髮左大臣、〇九條輔實公、傳奏大炊御門大納言、〇經音、奉行職事頭右大辨尙房朝臣、能冠左中將良言朝臣、〇内藏頭也、

〔御昇進記〇坤〕寶永八年辛卯正月朔日　主上〇中御門、御元服恩限已

加冠　攝政太政大臣家熈公　理髮　左大臣輔實公　能冠　左中將兼内藏頭良言朝臣

傳奏　大炊御門大納言　奉行　頭右大辨尙房朝臣　外辨　右大臣綱平公　權大納言豐忠卿　權大納言公全卿　權大納言致季卿　右大將師孝卿　權大納言兼香卿　權中納言共方卿　權中納言爲經卿　權中納言雅豐卿　權中納言惟通卿　權中納言公充卿　參議有藤卿　參議公澄卿　參議兼親卿　左兵衞督基董卿〇下略

〔言成卿記〕慶應三年十月十五日、内藏頭云、來春天皇〇今上、元服、能冠頭左中辨勝長朝臣御内意云々、可爲内藏頭之處、當時公卿難被仰歟、舊例不在内藏頭、被□近衞少將多分今度御用藏人頭、全御新規云々、不可說不可說、萬端末代不足言乎、

〔公卿補任〕慶應四戊辰年正月十五日、天皇〇今上、御元服、加冠式部卿親王、〇伏見邦家親王、理髮權大納言、〇正親町實德、能冠勝長朝臣、傳奏中山前大納言、〇忠能、奉行俊政朝臣、

〔續日本紀〇三十九桓武〕延曆七年正月甲子、皇太子〇平城、加元服、其儀天皇皇后並御前殿、令大納言從二位兼皇太子傅藤原朝臣繼繩、中納言從三位紀朝臣船守兩人手加其冠、了卽執笏而拜、有勅令皇太子參中宮、〇桓武母后皇太夫人高野新笠、乃赦天下、

〔扶桑略記二十三裏書〕寬平九年七月三日丙子、卯二點、皇太子〇醍醐、乘輦車、出自東宮、參入内裏、午二剋、於淸涼殿加元服、大夫時平卿加御冠、權大夫菅原卿加手、左中將定國理御髮、次天皇御南殿、諸衞服中儀、時平爲內辨、菅原卿受宣命就位、宣制加元服幷讓位之由、親王以下再拜、

寛治例、毎事有其沙汰、藏人方事、信輔奉行、

〔增鏡 十老の浪〕建治三年正月三日、內のうへ（○後宇多）御かうふりし給ふ、十一にぞならせ給ふらんかし、御諱世仁ときこゆ、ひきいれの關白太政大臣殿（○兼平）理髮頭中將もとあき、御總角大炊御門大納言（○信嗣）の君つかうまつられけり、

〔續史愚抄 後宇多〕建治三年正月三日癸巳、天皇（御年十一）於二條里內、有加冠禮、（午吉時）加冠攝政太政大臣、（兼平）理髮左大臣、（師忠）（○中略）能冠內藏頭範賢朝臣、式作進左大臣、（師）

〔繼塵記〕延慶四年（○應長元年）正月三日丙子、今日天皇（○花園）御元服日也、皇居二條殿、（二條以南、富小路以西、東□、正安御元服以皇居也）未刻事始、天齡十五歲、（清和陽成圓融三代例也）加冠攝政太政大臣、（冬平公）理髮左大臣（家平公）能冠內藏頭俊言朝臣、行事藏人兵部權大輔賴定、官方左中辨光藤朝臣、酉刻事了、

〔兼宣公記〕至德四年（○嘉慶元年）正月三日乙卯、拂曉著束帶、（巡方魚袋）參內、是今日爲天皇（○後小松）御元服之間、（○中略）余直參內、入夜事之儀初、能冠內藏頭敎興朝臣、御理髮太政大臣、（○藤原良基）加冠左大臣殿、（○足利義滿）御元服之儀、無爲畢由被申仙洞、余爲勅使參院、則參御前、釆女細被尋下者也、勅答之儀、別無仰者、天明程事了、

○按ズルニ、皇年代略記等ニハ、加冠太政大臣、理髮左大臣トアリ、

〔椿葉記〕永享もほどなく五年になりぬ、正月三日、天皇（○後花園）御げんぷくし給、（○中略）加冠せつしやう、（○二條持基）理髮左大臣（○足利義敎）なり、至德の佳例ををはる、そのときのかくはん二條攝政、（良基公）理髮は左大臣、（鹿苑院殿足利義滿）○なりしかば、その佳例にあひあたりて、攝政も一條殿（○兼良）にてありけるを、二條殿かへりならせ給ひて加冠をつとめ給、むろまち殿も鹿苑院殿の御れいにて、理髮をつとめ給ふ、よろづ申さたありて、一段嚴重なり、

〔章弘宿禰記〕寶永八年（○正德元年）正月一日庚寅、今日天皇（○中御門）御元服也、刻限卯一點、著朝衣參內、抑天

(皇年代略記堀河)寛治三年正月五日丙子、御元服、十一、加冠攝政太政大臣師實、理髮左大臣俊房、

(皇年代略記鳥羽)天永四年正月一日、御元服、十一、加冠攝政太政大臣忠實、理髮左大臣俊房、

(長秋記)大治四年正月一日庚辰、皇帝○崇德加元服、下官有故障不參、後左大史伴時兼來相談云、太政大臣○藤原忠通加冠、右大臣○藤原家忠理髮、

(玉海)嘉應三年○承安元年正月三日戊寅、此日有天皇○高倉御元服事、十一御年加冠攝政太政大臣○藤原基房理髮左大臣○藤原經宗能冠內藏頭親信朝臣、寛治曾祖信輔朝臣、爲內藏頭勤此役、爲逐被休例者、追續之次被任也、權佐光雅、修理助高階仲基、主人上臈裝束司藏人頭左中辨長方朝臣、

(源平盛衰記三)殿下乘合事

攝政殿ハ、○藤原基房十二月○嘉應二年九日、兼テ宣旨ヲ蒙ラセ給ヒテ、十四日ニ太政大臣ニナラセ給フ、十七日ニハ御悅ビ申シアリ、此レハ明年御元服○高倉ノ加冠ノ料ナリ、

(玉海)文治六年○建久元年正月三日戊午、此日天皇○後鳥羽御元服也、加冠余○藤原兼實太政大臣理髮左大臣實定、能冠內藏頭範能朝臣、

(百練抄十六後深草)建長五年正月三日壬午、主上御元服儀也、十一御年加冠攝政太政大臣○藤原兼平理髮左大臣、○藤原道良理髮內藏頭資平朝臣、

(勘仲記)建治二年十二月二日壬戌、參殿下、今日攝政殿○藤原兼平任太政大臣、兼宣旨也、藏人宮內少輔信輔奉行、殿大納言殿令勤勅使給、此事代々上皇勅使也、○中略抑大相國御再任事、法性寺殿之外無其例歟、大治三年十二月十七日令任給、依崇德院御元服也、久安五年十月廿五日任之、蓋要歟依近衛院御元服也、此兩代於上者非重代、於下者頗御佳模也、就崇德近衛兩代例、日來有種々閑巷之說等、然而東風吹來之上、不謂例之吉凶、再令任太政大臣給、希代之政事、御運之貴、仰而取信、莫謂々々、今度不可發儀云々、　十四日甲戌、參殿下、依明年御元服事、今日攝政殿可令任太政大臣給也、今度依

何太郎何次郎など、おとなの名をつくなり、是をゑぼし名といふ、さて其後せいも高く、たくましく成たる比にいたりて、長こゆひのゑぼしをやめて、常のゑぼしを用る也、

〔羅山文集六十一雜著〕冠禮

有太子冠禮、有公卿大夫冠禮、有士庶人冠禮、皆通曰元服、太子初冠時、左大臣、或右大臣、或外祖父、外舅、或近臣理髪、攝政或關白加冠、其泔器竹皮刀櫛梳剪刀之類皆備矣、式制載在衣服令及西宮記、文繁不及、此禮畢叙爵、

公卿大夫之子初冠時、其華族互理髪加冠、或代冠以烏帽子、烏帽子之品、有立烏帽子、有風折烏帽子、少年有透額冠、有小結烏帽子、

庶人著小折烏帽子、故呼元服、曰烏帽子著、

〔御加冠抜書解〕京都公方家御代、武家に御加冠と申事あり、是は武家の御子息、殿中にて元服し給ふとき、將軍家、みづからゑぼし取てきせ給ふ、是を御加冠に預り(○り下恐脱申さ二字)申て、武家甚だ手柄とし給ふ事也、其御禮之法、常の元服に替る事なし、先御次の間にて、誰にても理髪を勤られ候得ば、則裝束をあらため、御前へ召出されて、公方家、御自身烏帽子を取らせ給ひて、其人にきせたまふ時、謹て御禮申て退座候也、

〔皇年代略記清和〕貞觀六年正月一日戊子、加元服、加冠攝政太政大臣忠仁公(○藤原良房)

〔皇年代略記朱雀〕承平七年正月四日丁巳、御元服、十五、加冠太政大臣忠平、理髪右大臣仲平、

〔日本紀略六圓融〕天祿三年正月三日甲午、天皇於紫宸殿加元服、御年十四、太政大臣(○藤原伊尹)加御冠、左大臣(○源兼明)理御髪、内藏頭助信朝臣爲能冠、

〔皇年代略記一條〕永祚二年(○正暦元年)正月五日、元服、十一、加冠外祖太政大臣(藤原兼家)理髪左大臣雅信、

〔左經記〕寛仁二年正月三日丁酉、申二刻有御元服(○後一條)事、加冠大殿、(藤原道長)理髪攝政殿、(○藤原賴通)

人爲此役者不及論

〔冠儀淺寡抄 六役送〕役送作法冠具人、五位殿上人、院殿上人、或又諸大夫、及地下官人等、各三人從此役、其服者各束帶勿論也、帶劍人者、帶蒔繪劍、搢笏、或又衣冠單、又近代害儀、用靑侍著布衣單無論、

〔元服法式〕元服の次第

一兼て元服の日、參勤の役人を定め置べし、其役人は、

加冠の役　ゑぼしを取てかぶらせ申す人也、引入共云、

理髮の役　髮をゆひ、髮をはやす人也、

烏帽子の役　ゑぼしを持出る人也、是は理髮の役也、

泔坏の役　ゆするつきを持出る役也

打亂箱の役　うちみだりの箱を持出る役也

鏡臺幷鏡の役　是は二人にて、鏡臺鏡匣を持出る也、○中略

一加冠といふは、ゑぼしおやの事也、これはおもき人體の勤る役也、將軍家にては、斯波細川畠山の三職の勤給ふ役也、理髮もそれに准じて、三職の子息同苗中の役也、私にてもこれに准じて、家臣の中、おもき人體に申付らるべし、又親類の中、おもき人にたのむ事もあり、父みづから加冠せらるゝ事も有、略義には加冠と理髮を、一人にて兼る事も有、

〔貞丈雜記 一禮法〕元服の時、加冠の役理髮の役といふ事あり、加冠とは、烏帽子を取てかぶせる人なり、ゑぼしおやの事なり、理髮とは、童子の髮の先を紙に包みて、髮の先を切人なり、理髮の人髮を切して、さて加冠の人ゑぼしを取てかぶせる也、さて此時始めて、こゆひのゑぼしをかぶりそむる也、加冠の人より、名乘字を一字つかはす事もあり、將軍家の御名乘字を申受る事もあり、元服して其時位高き家の子息は、官位を給はる、官位せぬ人は何丸何若などゝ云をさな名をやめて、

又服者、日數之內、或任官未謝恩人、若昇進之後、服後等、未著陣公卿等出現斯座、雖有其例、不打任事歟、然事及闕如、或有別子細者、不及是非、

若有致家禮人者、其人居定之後可進著、

或有別用而不合期人、自跡著加、是亦常事也、

又冠者親父出而著座、是亦常事也、先規多是於他家行之時出座、於家中之儀少歟、近比者、攝家冠儀之外、父著座之事絕畢、是據江次第童五位元服次第、有冠者父不必著座文云々、是者謂冠者父雖不出座、亦無其難耳、仍書不必、若必定爲不可出事者、宜書必不也、育文義而誤乎、呵々、

藏人頭者、著殿上人座、勿論、然多召著公卿座末、

凡其座者、依門地及其屋向背不一樣、大略公卿座在南庇、則殿上人座設東庇、(諸大夫座設廊、侍座設侍所、)之類也、

或殿上人著公卿座末、(絕席、)雖略禮、近代諸家冠禮、以此儀爲通例、(殿重之時者、猶可別設之、)但攝家冠儀者、近代殿上人著座之事絕了、

同入來著座事

其作法同加冠人、或先暫著殿上人座、其後移著公卿座、

〔冠儀淺寡抄(六脂燭)〕人體衣冠作法等事

古代者、夜陰行之時、必設脂燭人、五位殿上人二人、或四位二人、或四位五位各一人、是多皆攝家冠儀之禮也、或於攝家行之時之儀也、諸家者諸大夫或地下官人等爲此役、各搢笏持之、具土器受燼、持參其前、謂之續脂燭云々、燒餘者消之置折敷、不可投階下、又五位諸大夫、或官人二人、折敷居土器、其上盛脂燭各五枚、候理髮座左右、又近代者、皆白晝之儀也、仍不及此儀、

同衣服之事

束帶勿論搢笏執脂燭、帶劍人者、用蒔繪劍、或依其處解之、(謂如院御前、)或著衣冠、或又事及闕如時、著布衣、

抑拜高者不下堂、雖略禮之甚、中古以來、既爲流例、普通之作法也、將爲之如何、厭其事則似借上而奏、恐時勢而失禮、雖無忿無是非乎、

〔冠儀淺寡抄五理髮〕人體事

親王攝家等冠儀者、多用頭中將、若頭辨或辨官中將少將、及可然殿上人等爲理髮、

又攝家冠儀、或以中納言爲理髮、

諸臣子弟冠儀者、一族殿上人之中、擇最堪其事者爲此役、（不聞四位五位）或地下諸大夫、（四位五位）其餘不遑毛擧、

近代凡家冠儀、多以六位藏人爲理髮、可惟古代者、雖地下冠儀、猶五位爲此役、六位例未考得之、（地下冠儀、四位五位爲理髮例見上、）

又參議從此役、希代事也、

常德院贈太政大臣（義尚公）會冠儀、以大辨參議爲理髮了者、武門之勢、不可爲規、

又中比衰世、以家侍爲理髮者、依闕事不得止也、勿論不足爲例、

同衣服事

本儀束帶（蒔繪細劍、丸鞆帶）勿論

或著衣冠、（衣單帖紙、等可隨意、）雖爲略儀、近代既爲定例、（攝家親王等、會侍者著束帶、）今爲之如何、

著直衣者、猶以略儀也、不可然事乎、

淺季衰世、著布衣、又若地下諸大夫侍等著直垂烏帽子上下等、不足論者乎、

〔冠儀淺寡抄六著座〕著座人體員數等事

多是大納言以下殿上人等會集著座、大臣著座者、加冠主人之外最少矣、殿上人座者、別敷設之、或同所與公卿座絕席、是等之事者、依其家依其人、可有斟酌乎、其人數少則一兩人、多則十餘人、大略三四人、若五六人、是普通之儀也、

加冠衣服事

本儀束帶蒔繪劒丸鞆帶勿論也、次略著衣服、衣單扇等、可在其意、或著冠直衣、又者著小直衣、又異體等之例雖有之、略儀之極、常著淺黃白等奴袴人、此日者假用薄色奴袴、

加冠入來著座事

正寢裝束、冠具陳設、皆事具了、公卿殿上人等、各著座之後、主人馳使、告其由於加冠、若不告之則剋限向其亭、扣車於門前、先遣先駈、令問人々著座否、乃向其亭、於門外下車、或中門外、可依其人其家、昇自中門廊外方、是略儀也、本儀入中門、當昇自內方乎、然而先々多皆昇自外方、經廊渡殿簀子等、臨其席、著第一疊、

或又加冠來臨著座之後、公卿以下著座、先是來集尋常客亭、是多無可然主人謂如父祖父等時之作法歟、

又家主爲加冠時者、先加冠著座、次公卿殿上人等著座、是常事也、

加冠座事

其儀先敷設高麗端疊於其所、爲大臣者、大文絕席、其上敷龍鬢、又其上敷東京錦茵、或略鋪敷茵許、

雖爲大臣、家主者不敷地鋪茵等、唯絕席爲用大文高麗端疊、納言爲加冠時者、不敷茵、是雖爲通例、又依其家依其人、可有對禮也、

同拜加冠事

冠儀畢、冠者還入曹司、親昵人扶持之、改著男裝束、束帶降自廊內方、夜陰者、諸大夫或侍等、取脂燭先進、進立庭中、不正向尊者、聊斜立定、二拜、其間不分手、不及中次、畢右廻經本路還入、

若雨者、降自廊外方入中門、於砌內拜、不進庭中、或於廊前板敷拜、

或又於曹司、改著冠直衣衣單等、空手不著襪、或下著如元、更進出簀子、斜向賓而二拜退入、親昵人扶持之、

或又冠儀畢起座、還入曹子之、便於簀子斜再拜、左手押冠、右手持橫目、親昵扶持之、如恒、

正向尊者不拜事

勤之、羽林名家ノ諸家中ハ、依無諸大夫、其家ノ雜掌、(俗家ニ云家老也、無位無官ナリ、)或青侍等、著布衣役送ヲ勤ル事也、

〔光臺一覽 三〕理髮と申事は、髮を理ること讀せて、御家門は御傍輩中か間、清花は清花中間之極官極老の勤まる仁體之方、諸家も夫々の高官の宿老を頼たまひ、理髮の役すみて、六位の士御額を直し奉る事なり、(○中略)扨右のごとく理髮の儀式終て後、加冠とて、御一家か御仲間之中の宿老、冠を爲召被進御事也、其中攝家清家諸家に理髮は一家之中なり、是此役は輕き故也、加冠は他門こ被成事、此役重きゆへなり、中古有章院鍋松君樣御元服將軍宣下一度に有しが、關東より御懇望之趣にて、御參向有しが、理髮は近衞內大臣正二位家久公、加冠は二條右大臣正二位綱平公にて有しなり、是輕重の證據なり、

〔冠儀淺寡抄 四 加冠〕加冠名幷人體事

凡冠儀、加入冠於巾子、謂之加冠、或謂入頭、(或謂入冠額、)或謂冠入破、(或謂入破額、)又謂冠入絹、終以爲名目、指其人、謂加冠、猶指理髮人、謂理髮也、加冠所謂賓也、或謂之尊者、(又謂尊客、)或謂引入、又俗謂之烏帽子親、比之父者、所以敬之、禮之實也、可喜々々、

抑古者豫簒之、此專用一族長者、(所以敬其老、尊其族、可喜々々、)若其人有障、(疾病忌服、)採外戚同門等之內賢而有禮者、是或曾祖父、祖父、外祖父、親父等加冠、是雖非本儀、亦古來爲常例、但攝家嫡子冠儀者、必以現任公卿爲賓者、(不論年齡、)然流末家者非其限、又於祖父親父、亦無其論、亦流例也、(皇嗣不論、在官敍位、)

太政大臣加冠例

是又臨他家、爲此役、舊例不見、保元月輪殿(兼實、○略)元服、堀川相國爲加冠、被行向、然而是當時關白亭、其若君元服也、又被相圖者、元是大納言子息、其勢難爲他例歟、(○中略)

古事類苑

禮式部十

元服中

加冠理髮及諸役

〔名目抄 諸公事言說〕理髮(リハツ)　加冠(カクワン)　能冠(ノウクワン)

〔源氏物語 桐壺一〕ひき〇いれ〇の〇大〇臣〇のみこばらに、たゞひとりかしづき給御むすめ、春宮よりも御けしきあるをおぼしわづらふことあるは、この君〇源氏にたてまつらんの御心なりけり、

〔岷江入楚 桐壺一〕ひきいれの大臣　是は加冠の人也、理髪の人、かみをはやし、もとゆひを取て、冠の巾子ばかり見せてのくを、加冠の人、よりて冠をきする也、是をひきいれとも加冠ともいふ也、つねの冠の巾子をぬくやうに用意する也、

〔故實拾要 九〕元服

理髮ト云ハ、一々作法有テ、髮ノ末ヲ切ヲ理髮ト云ナリ、〇中略理髮ハ四位五位ノ殿上人勤之者也、加冠ト云ハ、元服セラルヽ童形ニ冠ヲ令蒙ヲ云也、〇中略攝家清華家ノ人元服ノ時ハ、大臣タル人加冠ヲ被勤事也、若大臣故障アルノ時ハ、華族ノ大納言被勤之也、但攝家ハ五流ノ中ニテ、互ニ加冠タリ、清華ハ七流ノ中ニテ加冠タリ、又清華家元服ノ時、攝家ノ加冠ヲ望マルヽ時ハ、其攝家於亭被令加冠、元服ノ席ヘ渡御無シ、依之清華家ヨリ、攝家ノ加冠ヲ不望也、諸家ハ依家望之也、〇中略役送ト云ハ、元服ノ時、冠幷打亂筥湯須留杯等ヲ、元服ノ間ヘ持出、或撤之役ノ者也、是ヲ役送ト云也、但役送ヲ勤ル者ハ、攝家清華家ニテハ、其家ノ諸大夫、著衣冠勤之者也、無位無官ノ靑侍等、更無

古事類苑

禮式部十

元服中

當日早旦、裝束寢殿代、

次於內之方、令覽日時勘文、女房傳取覽之、剋限冠者入、曹司着座、次加冠以下着座、次役者敷冠者理髮座、次役送置雜具、冠、冠者之左、泔坏、冠者之右、次依加冠氣色、扶持人引導冠者、令着座、親昵人令扶持、

次依加冠氣色、理髮人進、理髮畢入、巾子、復座、

次加冠起座着圓座、加冠畢復座、次理髮人依加冠氣色、進納雜具、次冠者起座、於簀子一拜退入、扶持如前、次役送撤雜具、次自下﨟起座退入、

今度依省略、無饗祿冠者前物等之事、○中略作法如次第、役送木下右兵少尉秀有、小林右馬允秀方、闕腋奴袴、已剋許冠儀了、

右出座、於御上段、御衣紋之義勤之退去、

高倉侍從

右出座、於御上段、御身固之儀勤之退去、

土御門三位

一御廣蓋、則東之間へ引之、

但此時老中列居、溜詰も溜之間ニ在之、

一若君樣、御座間御上段御著座、

加冠　井伊掃部頭

理髪　松平肥後守（差添松平若狹守）

右壹人づゝ出座、老中披露、御下段御左之方著座、

泔坏　水野出羽守

打亂筥　青山下野守

右兩人一同御前へ持參、出羽守御側ニ罷在、下野守ハ御椽迄退、肥後守御理髪之役勤之復座、

御烏帽子（柳筥に載之）　太田備中守

右御上段迄持參、掃部頭御加冠之役勤之、復座柳筥引之、泔坏亂筥引之、畢而掃部頭肥後守御祝儀申上之、老中及御取合退去、〇下略

〔言成卿記〕嘉永元年九月廿七日、早旦衣冠奴袴著用、（麻上下供）行向西大路亭、孫隆修加首服、吉刻雖午刻、依便宜稱時到之由、早朝冠禮可行云々、予頗雜事爲世話執持、自早朝行向了、（池尻三位、油小路少將等取持了、）辰刻前、尊者鷲尾前亞相（隆純）參會、家公御直衣、黃衣白生單、薄色御奴袴、（下括）四條中納言、（隆生）直衣白單、薄色奴袴、（下括）理髪隆韶朝臣、（衣冠、紅單、二藍奴袴下括、）各來集、無程冠儀始如次第、過日尊者送一紙云々、其寫如左、

入給ふ、此間に御床に陳ねし物はみな撤して、さらに宣旨御位記を御床に置て、若君には御裝束を改めさせ出給ひて、宣旨御位記をいたゞき給ふ、このこと終て、兩御所御直垂めして再出給ひ、へば、右衞門督宗武卿、宮内卿重好卿、民部卿治濟卿、大藏卿、治察卿、祝詞聞え上られ、小姓大紋著し、熨斗鮑持出て前におく、此時掃部頭直幸、肥後守容頌、幷老職および但馬守凉朝、御側用人板倉佐渡守勝淸、少老まで祝し奉り、次に三家及溜詰、幷松平越前守重富も拜し奉る、若君は奧に入給ふ、また公卿をはじめ、三家萬石以上みな見えさせ給ふべきなれど、いまだ幼稚におはしますにより、見え給はざる旨、老臣幷但馬守凉朝並び出て傳ふ、

〔將軍德川家禮典附錄五〕寬政九丁巳年二月廿三日

一大目付御目附(江)左之書付老中渡之(〇中略)

來月朔日、若君樣(〇德川家慶)御元服御官位ニ付、萬石以上之面々父子共、幷ニ諸番頭諸役人寄合法印法眼之醫師、直埀狩衣大紋布衣、素袍、法印法眼ハ、其裝束著用、可ㇾ有ㇾ登城ㇾ候、

但寄合ハ、布衣以上出仕候事、

一表向五半時揃

右之通可ㇾ被ㇾ相觸ㇾ候

三月朔日

一西之御椽ニ老中出羽守(水野)彈正大弼(本多)出席、南之板椽詰衆番頭等列座、(〇中略)

一松平肥後守井伊掃部頭(江)、若君樣より御盃可ㇾ被ㇾ下之處、御幼年ニ付、公方樣より御盃被ㇾ下、御禮モ被ㇾ爲ㇾ請候、(〇中略)

一御廣蓋ニ、重御直衣、御指貫、御扇、御直垂をも下に入、東之間より御小納戸持出、御上段椽より三疊目中央ニ置、東之方へ退、

髮搔令搔入髮給、（先左次右三度也、先是泔坏、御鬢搔、居柳筥、在御座前、）次冠者退出、賛子、二拜退入、其後内々召殿下御歌、予同參、賜二獻、（各盃也）諸そへ內藏頭孝道（背衣、取酌、）次有賜物、笏（入袋）白松折枝、（件笏搭限殿形云々）被自詠歌、

位山のぼるたび／＼手にふれよ松の萬代今日をはじめに、諸そへ、孝道持出之授冠者、了、畏申退歸、歸宅、其後參內、於御三間拜天顏、於申口賜天盃、如常、次參東宮、召御歌、賜御末廣、（御平日）畏入退出了、

〔浚明院殿御實紀十三〕明和三年四月七日、若君（家基○）御加冠あり、勅使廣橋大納言勝胤卿、姉小路前大納言公文卿、女院使石井前參議行忠卿、准后使山井大藏卿氏榮、大廣間の下段に出、西の方に座し、平松少納言時章朝臣も其末に出て座せり、此時御叙位の宣旨は覽箱に入、副使青木縫殿少允、御車寄の縁に持出て、押小路大外記師資にさづく、大外記師資これをとりて、上段の前の中ほどにすゝみ、高家織田對馬守信榮にさづく、次に御位記を覽箱の蓋に載て、山口少內記友俊に青木玄蕃少允副て持出づるを、平松少納言時章、出むかひてこれをとり、高家由良播磨守貞整にさづけて座にかへる、また西縁には、宿老并に但馬守凉朝、東にむかひて坐し、南縁には雁間詰番頭等列居す、宣旨御位記は覽箱に載たるまゝ、黒木書院の床の上にならべおき、章御直衣御指貫御扇御直垂をば廣蓋にのせて、小納戸大紋著し、東のかたより持出、上段の縁より第三の疊の中央に置て退くとき、右兵衞權佐永範卿いでゝ、御衣紋の役して退き、土御門三位泰邦卿もおなじく進みて御身がためして之ぞく、この程若君には長袴めして、伊藤近江守忠福御大刀、大久保河內守忠家御刀をもち、上段につき給ふ、泔盃は但馬守凉朝、打亂箱は鳥居伊賀守忠意、御前に持出て、但馬守凉朝はすぐに御前に座し、伊賀守忠意は縁に之ぞく、時に松平肥後守容頌、御理髮の役して、松平右近將監武元、柳箱に御烏帽子載たるを上段に持出、井伊掃部頭直幸いでゝ、御加冠の役す、事はてゝ、掃部頭直幸、肥後守容頌ともに祝し奉るを、但馬守凉朝取合申て之ぞく、若君には奥に

（折たく柴の記下）三月〇正徳三年十八日には、御元服〇徳川家継の次第を撰み奉れり、これ程なく此儀を行はるべきによりて、かねて仰を蒙りし所なり、御元服の具、其日御装束の餝飾の事迄も、某が議を奉らせたり、三月廿六日、白書院に御出有て、御元服の儀行はる、

（有章院殿御實紀二）正徳三年三月廿六日、御元服の儀行はる、よて辰の刻に、高家織田能登守信門、大澤右衛門督基隆は、高倉中納言永福卿、土御門三位泰福卿をともなひ、黒木書院溜の間にまかる、これよりさき御装束を廣蓋に載、小納戸持出るを、御側衆久貝因幡守正方うけ取て御床におく、いまだ御幼稚にわたらせ給へば、兩卿その御装束にむかひて、かりに御衣紋御身固の儀つかふまつり、はてゝ、後御装束をば、土屋相模守政直指揮し、因幡守正方これを取、小納戸してをさめしむ、やがて萱御直衣御指貫横目扇をもたせ給ひ、間部越前守詮房、狩衣きて抱き奉まつり、阿部豊後守正喬先導し、堀川兵部大輔廣益御大刀、宮原刑部大輔氏義、御刀さゝげ、御後より例の女房つきそひ進らせ、黒木書院にわたらせらる、〇中略かくて井伊掃部頭直該、松平肥後守正容、各拜揖しまぞくさき、柳筥に載せし御烏帽子、織田能登守信門持出、泔坏は大澤右衛門督基隆、打亂筥に入し、幘巾は長澤壹岐守資親持出、御烏帽子はおましの西の方第二の疊におき、泔坏は東の方第二の疊、幘巾は御前におく、此時掃部頭直該、肥後守正容、御次の落椽にて盥漱し、御前にすゝみて左の方につく時に、直該正容揖すれば、正容立て上段にのぼり、御前近く進み、打亂筥をひらき、理髪つかふまつる、はてゝ、もとの座に歸る、次に直該上段にのぼる時、詮房御烏帽子とりて直該に授く、直該これをうけ取て御加冠の儀あり、事はてゝ、後直該復座の後、正容かさねて御前にすゝみ、梳具取をさめてまぞき、直該正容ともに出て賀し奉りて後、奥にいらせ給ふ、

（宗建卿記）享保十九年二月七日、嫡男家成加首服、〇中略次冠者起座、經本路入曹子、假著衣冠、行向加冠亭、予同伴至關白御亭、頃之殿下令著出居座、冠者候簀子、殿令氣色給、冠者參進殿御座前、次殿下取

奉ル、次ニ御次ノ間ニテ、高倉大納言藤原永慶、赤御裝束ヲ取出シ、土御門三位安部泰重、衣冠ノ上ニ大帷子ヲ著シ、襪ヲハキ、笏ヲ持、揖シテ御裝束ノ前ニヒザマヅキ、日時ヲ勘ヘ、吉方ニ向テ、揖シテ御身固ノ事務ム、扶抱ノ輩御裝束ヲ請取、若君下壇ニ下リサセ玉ヒテ著御アリ、先例御身固ハ、陰陽頭御前ニ參シ、御手ノ內、御衣ノスソヲマジナヒ奉ル事ナレドモ、幼君或皇后ノ身固ハ、御裝束ヲマジナフ例アルニ依テ、今日如ㇾ此、今日又御裝束著御ノ時モ、高倉御前ニ出ヅベキ儀ナリトイヘドモ、幼君ニマシマス故、御裝束ニ聊カ手ヲ付ル體バカリナリ、若君又上壇ヘ上ラセ玉フ、直孝正之忠勝等、御裝束似合奉ル由挨拶ス、於ㇾ是將軍家〔○德川家光〕出御アリ、御烏帽子、萌黃御裝束、御劍ノ役ハ、從五位下侍從源範英、〔今川刑部大輔〕御刀ハ牧野佐渡守親成、〔他役ヲ勤ムル時ハ、大草主膳正高盛ニ渡ス、〕上壇ニ御著座アリ、若君御對面、久世大和守廣之長鮑ヲ三峯ニノセテ捧出、將軍家自ラ是ヲ取玉ヒテ若君ニ進ゼラル、此時女院〔○後水尾后東福門院德川和子〕御所ヨリ若君ヘ被ㇾ進、御冠御烏帽子御裝束ノ箱ヲ御椽ヘ捧出テ、牧野佐渡守親成、齋藤攝津守三友、小出越中守君貞、板倉市正重太役ㇾ之、酒井日向守忠能披露ス、御使者大岡美濃守忠吉、御椽ニテ御目見申テ退ク、其裝束御冠、〔有ㇾ纓、小箱ニ入、〕御組掛、御小本結、御直衣、〔夏冬兩樣アリテ、當腰小紐皆備ル、〕御襲ノ緒、御阜、〔○阜恐單誤〕御指貫、〔二ツアリ括〕御檜扇、御末廣、〔以上御直衣ノ具〕御烏帽子、〔小箱ニ入〕御小本結、御直垂、〔上下露紐アリ〕御末廣、〔以上御直垂ノ具〕御進物引納、其次ニ飛鳥井前大納言藤原雅宣、進上ノ御冠御烏帽子ノ掛緒、忠能披露、將軍家入御シ玉フ、

〔後中內記〕元祿十年五月十六日、卯半刻密々院參、元服〔○靈元皇子文仁親王〕之構樣見ㇾ奧〔○中略〕刻限加冠人參入、候ニ上達部座一、諸卿同參候、予簾中出著ニ童裝束一、扶持公卿參ニ休所方一、內々褰ㇾ簾、次加冠人參入著座、〔奉行之人告ニ出座之由一〕次理髮人依ㇾ召〔加冠令ニ奉行人召一ㇾ之〕參仕、依ニ加冠氣色一進著ニ前圓座一、次理髮、其儀如ㇾ常入ニ巾子一退候、次加冠人著ニ圓座一、〔理髮座〕加冠畢復座、〔以ニ左手一潜令ㇾ拘ㇾ纓給〕次理髮畢整ニ入御調度等一退、次予令ㇾ歸ニ入休廬一、次撤ニ理髮具一、次加冠人起座、

仕アリ、御裝束調テ、オモテノ御妻戸之間ヘ有御出、御酒式三獻、御劍御鎧弓征矢脊行縢參、其以後御馬御鞍置テ一疋余添、一匹ハダセ也、御厩別當被請取之、此御祝共皆自管領參、御劍役御一家、弓征矢海老名、行縢本間、名字度々亂之、衆中之記錄可有之、御具足役者名字不定、役人御荷用之人、皆直垂也、面ノ御祝過テ後於十二間之御座、御マキリ肴ニテ御酒三獻、管領ヲ爲始、宿老並役人同候、役人管領宿老中ハ、御劍御馬進上、又拜領、御荷用之人數、其外奉公外樣、不殘御劍御馬等進上、依其分限御劍計進上之方アリ、又被下、國々被坐奉公外樣モ御祝被申上、御祝過テ御裝束、悉鶴岡神主ヲ被召下之、其後御髻ノ役重テ參リ、左折ノ御烏帽子ヲ被召、

〔家綱公御元服記上〕正保二年乙酉卯月廿三日、若君（竹千代殿、御諱家綱、御歳五歳、）御元服、辰ノ刻諸人群集ス、其官位ノ品ニ依テ、各衣冠ヲ著ス、アラカジメ日時ヲ考ヘテ、巳ノ刻ニ若君白書院ヘ出御、上段ノ御茵ノ上ニ、御著座、御劍ノ役ハ品川内膳正高如、御刀ハ本多土佐守忠隆、御脇指ハ内藤出雲守忠吉、御小刀ハ松平伊勢守直綱、御盥ハ牧野因幡守富成、御鼠子（家書）石川市正總氏役之、常來駒扶抱ノ輩等伺候ス、從四位上左近衞少將源忠勝（若狹國主酒井讃岐守）從四位下侍從源忠清（厩橋城主酒井河內守）從四位下侍從源重宗（京都所司代板倉周防守）從四位下侍從紀正盛（佐倉城主堀田加賀守）從四位下侍從源信綱（河越城主松平伊豆守）從四位下阿部忠秋（忍城主阿部豐後守）從四位下阿部重次（岩槻城主阿部對馬守）從五位下源種綱（朽木民部少輔）等以下、其外近習ノ輩御緣ノ左右ニ列座ス、當テ下壇ノ右ノ方ノ簾ヲタレタリ、忠勝御前ヲ窺フ、彦根中將藤原直孝（井伊掃部頭）加冠ノ役タルニ依テ、御緣ノ左ヨリ御前ヘ進出テ伺候ス、次ハ會津少將源正之（保科肥後守）理髮ノ役タルニ依テ、御緣ノ左ヨリ進ミ出ヅ、從四位下源乘壽（館林城主松平和泉守）泔坏ヲ高繪ノ臺ニ居エ持、從五位下源忠能（酒井日向守）打亂箱ヲ柳ノ箱ニノセテ持、相並ンデ進ミ出テ御座ノ左右ニ伺候ス、（泔坏ヘ[illegible]ヲ以テ湛ヘ、御鬢水ヲ入ヽ、）打亂ハ御櫛御本結御笄刀御鋏ヲ入、其側ニカキ板ヲ置タ、正之御座ニ近ヅキ理髮ノ事ヲ勤ム、從四位下源信成（關宿城主牧野內膳正）御烏帽子ヲ柳ノ箱ニノセ持參シテ、直孝請取加冠ヲ

サルヽ也、昔ノ刀、古ニ依テ如レ此故實也、扨御立烏帽子ヲ召サセマヰラセ、針ヲサヽルヽ事、古法ニナシトイヘドモ、今度定賴古實ニテ、望申サレ指ルヽ也、若君右ノ御手ニテ御カヽヘ有テ、晴經御ユスリツキノスワリタル柳筥ノ上ニ、御笄ト御櫛ノ齒ヲ外ヘナシテ置、打亂ヲ本ノ如ク取置、退出ノ時、定賴參テ御櫛御笄ヲ取、御鬢ノ左ヲ三度、水ヲバ不レ付シテ掻申サルヽ也、御ユスリツキニ、水少シ入置候ヘドモ、終ニ水ハ不レ入儀也、前々ハ御鬢カヽレ候時、先ヅ左ノ御手ニテ御カヽヘアリテ、管領被レ參候時、右ヘ取直サレテ掻セラレ、又御右ノ時、左ニテ御抱アリ、今度ハ定賴、是モ逗留迷惑ノ由被レ申候ニ依テ、始ヨリ右ニテ御抱アリ、右ヲ付申サルヽ時、御左ニテ御抱アリ、御笄本之所ニ置ルヽ、定賴本ノ板ノ上ヘ歸座ス、扨高保出テ御ユスリツキヲ取、次植綱出テ打亂ヲ取、次晴經出テ御烏帽子ノ臺ヲ取、ヤナイハ也、扨定賴、內ヘ御成候ヘノ氣色申サレテ、御烏帽子左ノ御手ニテ御抱有テ、御後ノ簾中ヘ御成也、次ニ定賴座ヲタヽレ候也內々ニテ藤中納言殿永家卿御髮ナホシテ、御烏帽子ヲ召セナホサルヽ、

一御末童坊德阿彌、白砂ニ蠟燭ヲ持テ出、是ハ御承仕ノ役タルベキ由沙汰アリ、頓而御承仕出テ、御掌燈ヲ取退、次ニ御所侍出テ御圓座ヲ取、

〔成氏年中行事〕公方樣御元服ノコト、京都ヘ以二使節一御一字ヲ御申、御代々御嘉例也、勝光院殿樣御元服ノ時ハ、海老名修理亮依レ爲二若年一、伯父式部丞、爲二代官一勤二御髻ノ役一也、稻村上、篠河上、御兩殿御元服ノ時モ同人勤レ之、長春院殿樣御元服之時ハ、本間遠江守勤二御鬢之役一、御髮ヲバ鋏ヲ以テハサミ申、御髻ヲバ下ヲカウヨリヲ以テシメテ、其上ヲ紫ノ組ノヒラキヲ以、菱ノ上下ニ一重ヅヽ結テ、サワシ結可レ申、サワシメヲバ、二ヘニトケヌヤウニ結テトメ申ベシ、其後御立烏帽子ヲ取テ、先御髻ノマヘノカタニサスヲ、イカニモ能々サシ申テ後、御髻ノウシロノカタニ、常ノ烏帽子ノ樣ニサスヲサシテ、御手ヲ能シメテ、御鬢スキテ、愛甲中將殿被レ參、御裝束アリ、○中略御元服ノ時、管領出

朝臣、後鹿苑院義滿、被二御元服次第〇中略

御元服當日十二月十九日戊二點可然之由、有春朝臣就被勘進申、今日被行之、

一當日御加持、聖護院殿准三后、前後七箇日被行御祈、結界、御舊例三寳院殿御執行云々、今度者内内而被行御加持、

一御身固、依舊例有富有春兩人勘進之、

一若君御服御裝束御著用之儀、藤中納言殿父子被勤之、

一極﨟高保、晴經、定賴、元造、以上五人、白小袖袷白直垂大帷大口著之、折烏帽子、カケ結紙ヨリ刀海老作鞘巻也、〇中略

一表江御出有テ、有富有春御身固有之、御次管領代細定著座、衣裝大帷子折烏帽子、カケ結紙ヨリ、海老鞘巻刀ヲサヽルヽ也、

一御座ヨリ圓座ヘ移ラセラルヽ、御管領代座ノ通ノユヒ板ヘ下リテ著座、次晴經、立烏帽子ヲ我前ヘ向テ持參、御右ノ脇ニ其マヽオカルヽ、次ニ極﨟打亂レヲ持、御前ノ通ニ置廣ゲラルヽ、作法有テ退ク、次ニ高保、御泔坏ヲ御宮ニ居、御左ニ置キ、蓋ハ陰ニ置ルヽ也、次晴經御前ヘ伺公ス、管領代氣色有テ、御傍近ク指寄、打亂ヨリ御櫛其外道具ヲ取出シ、大基、此本結紫ノ組物也、御髮ヲ結上、ハヤサルヽ際マデニ卷上テ止ラル也、卷様口傳有之、其先ヲ御斉ニテ二ツニ分テ、兩方ノ御櫛ノ本ヲ小本結ニテ結バレ、是モ紫ノ組物也、小高檀紙ニテ何ヲモ包ミ、其上ヲ二所當ノ本組ニテ結テ、左ノ御髮ヨリ、笄刀ヲ逆手ニ持、小本組ト包タルアヒヲ、ハヤサルヽ也、ハヤサレタル御髮ノ先ヲ、打亂ヘ入ラルヽ、抑此笄刀、古ヨリ三振在之、一ハ伏見殿、一ハ花山院殿、一ハ裏辻殿御所持、此内舊例ニテ、花山院殿ニ在之ヲ、御當家〇足利氏ヘ與奪御用也、刀ハ小鍛冶也、御物ニ成也、從往古不豚云々、此御刀ニテ、ソトハヤサレテ、同樣ニ一振打セタ、懷中有テ、ソレニテハヤ

〔公名公記〕嘉吉二年十二月十五日壬寅、今日愚息侍從實遠令加首服、○中略秉燭之時分、余著烏帽子直衣、下結、少童總角著長絹水干、尤可爲織物也、不可說、了、先於彼北面有著袴之儀、令著直衣、予直衣也、相室町殿御中出之、藤芳二和也、指貫、予也、等、予結腰、直在西方向、親衡種衡等朝臣刷之、裝束了髮ヲ左右ヘ解懸了、雖可儲銀器略之、每事存略之儀也、次家司伊與守量衡、布衣上結、覽日時勘文、入筥、於童、次予著寢殿西庇座、北第一間也、入自當間、次行寬、狩衣白襖、持參圓座二枚、敷北第一間、予座前、一枚北、童座、一枚南、理髮座、○中略次理髮基繁朝臣入當間著圓座、北面、先開櫛手巾、取解櫛搔上鬢、取本結卷本鳥、以髮搔引鬢幅、先左次右、卷畢以髮搔分本鳥末、以紙捻結之、先左、次右、次以檀紙裹之、先左次右、先檀紙ヲ押折、橫以筭刀切之、以紙捻結之、先左、次右、以筭刀切髮末、髮ヲ輪ニ取成テ、其中ヘ入刀、爲上、共ニ入手巾底、次以鬢櫛涌泔坏、搔左右鬢、取冠入本鳥、進寄冠者傍、依扶持、兼帶也、次予聊進寄、不起座、取髮搔搔鬢、先左二度、次右一度、先是冠纓押入之、如元置髮搔、基繁朝臣雜具等如初納手巾、次新冠降西簀子拜、予二拜、加扶持、基繁退入、

〔和長卿記〕明應三年十二月廿七日壬午、今朝武家義澄、足利、御元服也、依慈照院殿義政、足利、御例、武家之。。儀也。。。云々、傳聞加冠細川政元、管領并武藏守相任擧、理髮同奧州、○中略御首服之後、更出本座給有御拜、兩段再拜、被奉拜八幡宮云々、武家之儀之時每度如此云々、次垸飯、管領沙汰、其儀如形云々、

〔言繼卿記〕天文四年正月廿日壬午、首服之事、藤原賴房、八時分也、加冠新大納言、伊長卿、衣冠、先著座、西上北面、次新冠著座、西上南面、次布衣、左京亮、冠持參、次山口又七打亂筥持參、次又布衣泔器持參、次予衣冠進、打亂筥中、櫛髮搔小本結三筋本結二筋取出、次新冠取手宜之、以手解髮、長本結にて卷之、以髮搔分之、短本結にて結之、先左、次右、次檀紙二枚筭刀取出之、檀紙にて髮ヲ卷、先右次左、紙捻にて結之、ワナ左右共ニ內ノ方也、次取筭刀切之、先右次左、新冠ニ不見櫛巾中ヘ入之、取冠入髮、以左手令持之、筭刀以下納之、解櫛髮搔泔器、居柳筥退了、次加冠進、左右鬢ヲカク、次復座、次予進櫛髮搔納之櫛巾、如元調之退了、次布衣以下如前撤之、次新冠起座、次加冠起座了、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午年十二月十九壬寅日、於坂下樹下宅、公方左馬頭義藤

衆置之、爲早速也、內大臣殿著座、（東面、大文高麗）次中納言殿（直衣、下括）山科宰相殿、（直衣、敎興、下括）被著庇公卿座、次若君被著圓座、（南面）次侍從宗富大夫宗名（兄弟也、各束帶）取脂燭候若君左右、（宗富左、宗名右）次予撤劔笏猶持之、入南面妻戶著圓座、（實者不可著圓座、如冠可令著此座、仍依之由也、雖今案古實也、去年御元服之時如此也云々）次予取冠見之、（左手）件冠南面置之、（御冠筥之蓋）予一見之後置之（四頭）雖須拔若公之劔、令突手於板敷、（具頭也）次引挑髮取解櫛被之、（先卦後讀、可拔之云々）次取長本結、（三筋之內、長筋有之）取中程結也、次取髮搔搔分、次卷本鳥、（主ノ左一卷、イカニモ下ヘ求ニテ結之也）次又取髮搔搔分本鳥之末、取短本結結之、（先左、次右、片結也、後鳥內方ヘ）次取紙一枚（中ヲ折事、立サマニ自中程折也）卷之、（切目ノ方向內方ニ卷之、先左、次右）次短本結與紙之間、上樣折縫之、先是以紙總結紙上、（其結樣如短本結、以此可知左右縫之故也）次髮末與本鳥以左片手取加之、右手以笄刀切之、（先左右上樣ニ持之、刀ニ刀ヲ上方ヲ上ニ成ニ持之、刀幷髮搔等、皆重代之物ナリ）髮之末密々、自袖下入御櫛巾中、（若君之御方ニ不開ノ入之也、其中ヘ）次左右短本結取之同入之、次取巾子入本鳥、以主手令押之、爲令（令下ニ不字）落拔也、次押合櫛巾、取出髮搔幷鬢櫛置櫛巾上、此後如元引直圓座、予暫退下候簀子、次內大臣殿移著圓座給、（中納言殿幷櫛公卿座）加冠人殿御復座、（亦是爲人退下）次予又參進著圓座、（如舊押上之也、鬢又上、不著圓座本儀）次取櫛髮搔搔人贊、（先左、次右、次鬢、各一櫛也）次指紙櫛巾如元調置也、予退下、次新冠起座、經庇入簀司、次中納言山科宰相自下膳起座、經簀子退入、次冠者改著直衣等、於南方簀子二拜、

〔普廣院殿御元服記〕正長二年三月九日乙卯、亥剋御元服、

御祝儀次第

一先御出御髮所、（東面殿）　次理髮役人、持參御立烏帽子、ヤナイ筥ニ居エ、御前ノ右御脇ニ並置則退出、　次役人持參打亂筥、御前ニ置之則退出、　次役人持參泔器、（入）御前ノ左ニ置之則退出、　次理髮參勤之　次加冠參勤之　其後於御會所、御備服之儀內々有之、從四位下左兵衛權佐永豐朝臣、著衣冠勤其役、同令著御裝束給、（役人）　次御出寢殿、（從二位宰相中將、川宰相）吉東御妻戶ヨリ御緣ニ御出、階隱間ヨリ入於御座、入婚御拜云々、還御道如御出、

御所被加首服、(中略)若君著童裝束(狩衣袴纐)被著武州(〇北條長時)座下、時刻將軍家(〇藤原賴嗣)出御、(中略)若君被參御前、武州被奉扶持之、次賜御裝束御烏帽子退下、於中御所西對渡廊立屏風、被著所賜之御衣、(浮線綾狩御衣、紫浮織物御奴袴、蘇芳二衵、紅單衣、)則又被參御簾中、武州扶持如先、其後置雜具、先秋田城介泰盛持參烏帽子、(置柳筥)進御前簀子、擡御簾進入之、次壹岐前司泰綱取打於(〇於恐衍)亂筥、太宰權少貳景賴役泔坏、(置柳筥)已上作法如先、(中略)次武州參進理髮、次新冠候御座前給、御加冠、次新冠三拜、次本役人等參進、撤雜具、

〔園太曆〕貞和四年十二月廿日壬午、抑今日東宮大夫息(三男也、年七歲、兼法師養育、)有首服事、名字公爲、(中略)於寢殿西面有此事、(中略)其後(中略)大夫置雜具、(永季光之、圓座、兼氏御冠、長經御烏帽子、次櫛巾、打亂筥、中央、雜具納之、次泔坏撤蓋入水、)次童(敦有朝臣扶持之、垂髮、御服御狩衣、予綾指貫著之、)經簀子入二間、著東圓座、(第一間南頭西面)次理髮少將保修、白衣上紙、著西圓座、此間諸大夫二人、(兼氏、永季、)取脂燭參進、候冠者左右、光之持參替脂燭、保修退去、次予居寄圓座上、渡髮搔、其後結烏帽子緒、是別儀也、然而大切也、予復本座後、保修更進理髮之間、敦有朝臣進寄扶持、出西面簀子二拜、歸入休所、光熙勤能冠歟、次本役人等、次第撤雜具如先、

〔鹿苑院殿御元服記〕應安元年四月朔日

御祝儀式次第

先御出御鬢所、令著御裝束(狩衣)給御出、　次理髮役人、持參御立烏帽子、(御右御脇竝之、則口出、)　次役人持參泔坏、(入水、御前之左二置、則退出、)　次理髮參勤之、　次加冠參勤之、其後疊御座仁有御移給、　次獻御飯(六本立、御陪膳、彼役人三人、兩兵部典厩、)　次加冠著座　次被聞食三獻　次進御劍(役右馬助、此外御箙弓征矢鞍馬、內々被進之、管領沙汰也、)　次被下御劍於加冠武州(細川賴之)(役人吉見右京亮賴證、被馬一疋、內々被下、)

御裝束

御狩衣(白文松唐草)　御指貫(紫)　御扇

〔薩戒記〕應永廿五年二月廿四日乙巳、今日故花山院右大將(忠定)息(養子也、後幕下無實子故也、)元服也、(中略)雜具等

形一兩度搔也、退出了、其後冠者入內方給、〈經御庭〉脂燭二人相隨、次著裝束又進出拜給、脂燭如先、次於休所供御膳、有宗朝臣陪膳、

〔後鳥羽院御記〕建保二年四月八日、今夜三郎加首服、〈中略〉○公卿著座、〈家卷庇簾、公卿座弘庇〉〈北面〉敷菅圓座、左衛門督忠信、按察使光親著束帶著之、次大夫著余直衣指貫、自北妻戶參進、不差紐、經弘庇著圓座、長押上也、余座南間也、次撤疊敷圓座二枚、是大夫座幷理髮人座也、次殿上五位置理髮具、侍從親仲置冠於右邊、此冠余之冠也、不放巾子、盛柳筥、以巾爲兩、次左衛門佐家季、置口坏出、座左方、撤盛人水盛柳筥、次侍從廣通置鬢巾座前、然而當時〈ハ〉座右也、雖可坐東面、先向余之方、仍北面也、故如此、本結三筋、〈長一筋、短二筋〉鬢巾二枚、〈紙縒一〉笋刀、鬢搔、檀紙五枚、各入打亂筥、置鬢巾上、紙捻三筋入之、次殿上五位二人、取脂燭參候、左兵衛佐保教、右衛門佐朝俊也、上﨟北、下﨟南、面保教候南、仍光親卿示之、仍候北、次理髮左中辨定高朝臣著圓座、余示大夫、仍東面居向也、令理髮、此間六位持特脂燭、置役人傍、盛土器、居折敷、理髮了、定高退座、次加冠右衛門督忠信持著、加冠了復座、起座時有指於加冠座、無指、懷中笏、令加冠、次理髮人又著座、理髮退、次大夫自差縵、脂燭人退、次大夫座〈ヲ〉退、自抑冠、余敎訓也、次撤理髮具、次大夫刷髮進出庭中、降臺盤所東面簀子、先是上北面信說爲仲、取松明進出北砌邊、範經取各進出大夫著之拜舞、雖不持笏舞踏有之例、但無笏揖拜了退、次引加冠馬、下北面衛府二人引之左衛門尉藤成能同助且、右衛門尉中原宣季、取松明先行、威上﨟取松明、然而今夜下﨟取松明、忠信卿指口座、降東寄妻戶簀子、取綱末一拜、成能取馬口、〈毛葦〉加冠引馬出中門、次召理髮人給祿掛一重、內藏頭經時朝臣取之、定高降南屋簀子拜舞、了出中門、如加冠人、次余起座入內、大夫信成於馬場屋宿所著前物、先是著布衣、隨身上北面信說、以衛府侍爲役送、次參口召前、次余出外、信成持劍候、小時入內、有名謁、信成最前令名謁、次退宿所、于時亥三點許歟、

〔吾妻鏡〕〈四十七〉康元二年〈○正嘉元年〉二月廿六日壬午、今日午二點、相州〈北條時賴〉禪室若公〈御名正壽、七歲〉〈○時宗〉於

ス、アラ以紙捻結之、以小刀切之、以刃仰切之、次又右如此、或兩方結之後切之歟、其切置櫛巾上左方、東可隱置歟、次搔上髮入巾子、冠者自以手押之、起座候東南簀子、次右府起座、直進寄著理髮圓座、取冠加之、右手取髮搔、先渡左方、次渡右方復座、次理髮參上又著座、理髮退著本座、此間予起座參進南簀子、脂燭二人前行、次冠者、次予相從被歸入、主人被入簾中、本方也、冠者被著裝束、主人御覽之歟、嘉承例如此、次撤加冠具、次撤圓座、前冠者坐、役人如先、

〔吉記〕文治元年十二月十七日丙寅、今夜左中將公時朝臣息二千石、其名實廣、予外孫、可加首服、可勤加冠之由依被示、亥刻向彼亭、中御門高倉、客殿兼居饌、予對座、殿上人前二本、次人々座定、亭主中將、美作中將公守朝臣、一人兼在座、兩人共直衣、藏人勘解由次官定經等也、依禮儀不被招賓客、次有盃酌一獻、諸大夫役之、次立箸、略二三獻云々、次立切燈臺、次敷圓座、三前座、次置加冠具、予著加冠座了者、可勤理髮、童著座、依無便宜、先令置也、次童著圓座、著裝束、藏人次官扶持之、次予勤理髮、其作法如常、次加冠了、冠者退入、次冠者改著裝束、下著如本、著主上御直衣、先例多先著下物歟、但說々也、今度之儀、偏被申合皇后宮大夫云云、拜加冠歸入、

〔明月記〕正治二年十二月廿日壬寅、亥時許、若君○藤原兼實子、良經養子、御元服、大臣殿○藤原良經出御、衣冠、二位中納言、直衣、諸大夫撤掌燈、次家司國行敷圓座、業清又取今一枚敷之、殿上人宣房、親房置理髮具、脂燭人、少將資家、侍從賴房、井衣冠、進候圓座左右、以業清置替脂燭、次予參著御前圓座、開櫛巾內、其內本結ヲ取天引延天、本卷程ヲ計天置之、又小本結刀物具等ヲ右方ヘ取遣天氣色、若君ウツブキ給、御髮ヲ搔返天、かうがいにて分取天、左髮ヲ梳天、小本結ニ天結天、又右ヲ梳天、次梳合天、長本結ヲ卷天結之、ピンフク以櫛押天、末ヲ卷ハ天々結固了、其髮末ヲ又かうがいにてわけて、左ヲ小本結ニテ結天カキ、又右ヲ小本結ニテ同結之、左ノ末ヲ紙ニテ裹天、カミヒネリニテ結テ、わなにとりなて、目ヲアゲサマニツカヒテ切了、又右ヲ同樣ニ裹天切了、御冠ノ巾子ヲ入テ、ソギ末ハ入櫛巾天、不奉見、物共取入テ、押疊天置天、退候檻下、大臣殿著同圓座、令加冠給、還著本座了、又進寄圓座、御髮ヲカキ入、只如

入巾子、退、予伏口起座、自座上替著理髮圓座、加冠（不結、纓只引入巾子上也、）取髮搔洗頸、（先左次右、）令冠者仰冠額、復座、次理髮又著座理髮、（冠頭纓數、猶不改與、）如元押帖幘巾、著本座、次脂燭退、次親經進寄扶持冠者、於南簀子令二拜、經本路歸入、次經房朝臣取劍、（直劍、野劍、具二孔雀、納言、會地、鍛會、）經與座、置予座下、次定長取理髮具、（女房、給、）次引馬、（黑毛、鞍、）民部大夫經長、右兵衛尉實弘引之、於中門砌下予前驅隆仲請取之、定長取劍、又賜前驅、（隆仲朝臣、用意、給之、）（舍人二人請取之、隆仲又取劍令持之、）予起座、經房朝臣下立中門廊外、予於沓脱著沓、於門外乘車、光長來欲襄車簾、先是前驅襄、予謝之、今夜光長相具冠者可參關白殿云々、依先例可獻名簿云々、書樣事示合予、

藤原正六位上藤原朝臣長房

治承三年正月十日

定長可消書云々、長房者故人名也、（參議大藏卿長房也、）近代名字盡了、當世之人多取故人名、作名無反音云々、

後聞冠者參殿下、召入御所、給御本云々、

〔山槐記〕治承四年二月十一日癸巳、今夜關白（基通）○藤原舍弟（年十二、○忠基）（故關白基實卿男、母女、）加元服、（○中略）居了之後、權右中辨光雅朝臣正笏參進、跪南簀子、揖候、（主人東面、）（坐二）被仰云、吉時間、光雅揖退歸、時歸參申吉時成之由、退、次取圓座一枚、東第四間副屛風敷之爲冠者座、敍位仲實又取圓座一枚、同間南邊敷之爲理髮座、次宮內少輔棟範來東戸邊、氣色予、予伏著起座、向二棟廊南面廊前、若君（直衣、紫織物指貫、有白丸文、濃蘇芳衣、青單、紅打、）出居、予相從其後扶持之、經南簀子入當間、自圓座東方著座、予自同間簀子退復座、次左馬權頭宗雅取冠（居柳筥、）置若公座坤、侍從家俊取泔坏置若君座巽、民部大輔兼定取幘巾（以濃方爲外、）置若君座前、右兵衛佐盛定、右衛門佐隆雅、取脂燭參進、候理髮座左右、（盛定在左、隆雅在右、所謂座下方也、然而依便宜之可、撤也、）次諸大夫二人置脂燭於折敷持參之、次隆房朝臣解劍置座、正笏參進、著理髮圓座、取泔杯巾子置之、次開幘巾解纓本結遠置、次若君跪、（不解）逆授髮搔分中、梳左方以紙捻結之、（件紙捻兼日用意云々、）梳右方解合左方、卷本結以幘引邊幘、以髮搔分髮末、梳左方以小本結結之、取檀紙一枚卷髮末、（件檀紙一枚、以檀紙一枚、方卷也、如此之、）

左小本結梳合之、左手取之、右手取之、以長本結卷之、（以組方卷之）五六返許之後結固之、（眞結）以髮搔引邊幅、取櫛梳上之、次以刀設紙縒返入刀、取髮搔分髮末、以紙卷之、各以紙撚結其末、（先左、次右、）以本結長方卷固之、切末、（先切左）盡梳上髮、取巾子入髻退去、（理髮作法不知子細、只隨見及如形注之、定有相違事歟、抑先例理髮人退候實子、今度出東腋戶外、徘徊如何、但或次第云、候便所云々、）次余拔箸取笏起座、著理髮圓座、（經座上、冠者與脂燭之間也、）置笏取冠入冠者額、（引入巾子、指於巾子、）結燕尾、（此實無事、）取髮搔渡額、（左右各一度、）返入髮搔、取笏復座、次理髮人參進、如形理鬢、調雜具等退下、次冠者起座、（暫退、仍余示氣色也、）經本路歸入曹司、（脂燭二人前行、邦綱卿扶持之、）次忠度撤泔坏、信基取櫛巾、（所置冠之柳筥取具之也、）各退下、初役人撤脂燭殘折敷等下、次季長高佐撤圓座、

〔山槐記〕治承三年正月十日己巳、今夕左衞門權佐光長嫡男（長房）〇加首服、右中辨經房朝臣（光長兄）〇猶子也、仍於彼辨亭（勘解由小路南、萬里小路東、）有此事、〇（中略）經房朝臣光長兩人同日元服、故中御門內大臣、中納言之時爲加冠、被來故權尙書亭、彼丞相爲隆卿因緣、其故如予息准彼例之由右佐所示也、秉燭行向、著直衣、（薄色奴袴、）網代車、車副二人遣之、檢非違使右志中原重成在共、看督長火丁等又召具、路間不相具前驅、於門內經仲隆仲（兩人式部大夫也、）取松明在前、安房守定長來門跪、左佐下立中門廊外、予經座下著茵、寢殿西北子午廊也、右中辨經房朝臣（束帶、）左衞門權佐光長（束帶、）藏人勘解由次官基親（束帶、）安房守定長（束帶、）宮內少輔輔棟（衣冠、巳上殿上人、）中宮權大進光綱（衣冠、）東宮學士親經（束帶、巳上地下、）著座、美濃守定經欲著座、經房朝臣曰、早參所々可申慶者、去五日敍正五位下也、內藏寮官人下家司等六人立明、（經房朝臣爲內藏頭、仍召官人也、）〇（中略）依尙書命定長起座、於中門廊行之、先散位信賢取冠者圓座、敷東一間北屛風前、次貞光取理髮圓座、冠者座南去三許尺敷之、次季佐取冠、（主上御冠也、居柳筥、以巾子爲南、）置冠者座坤方、次忠光取泔坏、（居柳筥、以臺爲尻下、）置冠者座巽方、次貞光取櫛手巾、（打亂筥、在其內、）置冠者座前、次若君（主上御直衣也、此外裝束私儲之、紫甲纈物奴袴、濃打衣、裏濃蘇芳袿二領、濃單衣、濃下袴、泥繪扇、不結髮、）自座下方經南簀子著座、親經扶持之、次定長棟範取脂燭著座、（定長在左、棟範在右、）諸大夫置紙脂燭、次基親著理髮座、此後親經進寄令跪若君、奴袴不叶進退、仍予指示令寄親經也、基親解若君紐、理髮了

天喜元年四月廿一日京極殿御元服例、仍今度同可然、○中略卽經房歸參申云、於他事者、任例可服日例也、而上○高倉御惱、昨日有御增、雖不及殊御事、折節頗無便宜、殿上童者、事頗蒙榮耀、仍忽停止、此事且是女院仰也、不可有童昇殿者、又元服之後不可出仕、無先例之上、御不豫之間無心也、然而元服出仕、事非興宴、先々主上御不豫之時、無晝御座之召定例也、至于先例之條者、嘉應二年、當時三位中將○藤原基通不童殿上、元服以後出仕、專雖可逐用、又非無傍例、仍今夜態所出仕也、依不可有童殿上、三位中將并忠親卿、可書名簿人也不可參仕之由仰遣了、早朝別當光經朝臣、奉行信季、相共奉仕御裝束、其儀在指圖、大都摸久安例、○中略晚頭召陰陽頭在憲朝臣、勘申日時、在憲依奉仕公家齋龍御祭、息男陰陽助濟憲參上、少納言信季覽之、次奏女院、日時入筥秉燭上達部參入、堀川中納言忠親、源中納言雅賴、兵部卿信範等也、信範卿、依可有童殿上儀、午刻參上、而依其事止、退出、更歸參也、此間藏人右少辨親宗持參御冠、置柳筥、公卿等在上達部座、仍於曹司方相逢之、受取之、寬治以後、可然親昵上達部相逢受取之、而延久四年、京極殿自相逢給、就中今度女院御沙汰也、仍旁下官所相逢也、小舍人給祿、女院廳官久行、著衣冠、給之、六丈絹一疋、此間招源中納言、是令名字相議定、良通了、親宗不審申名字、內々仰此旨了、次下官出居上達部座、次余以下參著御前座、無召、簀子敷圓座、余著階只束、次余召人、信季參上、仰刻限可問之由、卽歸來申戌之刻至之由、仰次第事等可行之由、次日向守定長少納言顯家等、取圓座二枚參上、其路入自西面妻戶、無座之故歟、頗不心得、猶可經簀子也、件兩人共女院殿上人也、敷南階當間、一枚冠者料、副北竝置之、一枚理髮加冠等料、共南數之、相去二尺餘許、次小童著座、著直衣童指貫等、不童殿上也、新藤中納言忠親卿扶持之、入自西面妻戶、著北圓座南面、忠親卿小童著了後復簀子座、先例可然之公卿、相副扶持定例也、延久寬治俊明卿、嘉永宗忠卿、久安宗能卿、保元當時關白、于時中納言中將、此間新中納言資長卿參上著座、次置加冠雜具、先民部權少輔宗雅內殿上人取冠、置柳筥、經簀子、欲入西面妻戶、而余相示令經簀子、入自階間、置冠者右方、放巾子、次散位基輔取泔器、置柳筥、經同路置冠者左方、抑置雜具之役人、代々用內殿上人、而今度女院兼殿上人、無人數之上、兼定盛定等稱障不參、仍女院殿上人中、以上臈用基輔、保元依無殿上人、被用女院殿上人是例也、次侍從家俊同殿上人取打亂筥、經同路置冠者前中央、本結三筋、長二

賜御牛、（牛七黒）即延入彙和於侍所北廊、使成隆朝臣賜冠者衣一領、賜祿於牛飼、（給七段）直歸參、依無所便不見御牛、頭之藏人勸解由次官顯遠持來上冠、（有所忌憚、不得兵開内裏、以閑法皇也、請天子遣之、）權中納言忠基卿給之、取御冠置曹司冠筥上、給祿於小舍人、（絹六文）此間頭右大辨朝隆朝臣來、示加階禁色昇殿等事法皇命之由、即出著座、（兵衞佐先之左右近衞官人立明、脂燭一兩、著褐衣冠、率五寄於庭之座、）民部卿宗輔卿、（遂民部卿之後未參慶、而猶來臨、芳意之至也、）權中納言季成卿、太宰權帥清隆卿、右兵衞督忠雅卿、權中納言忠基卿、右中將重長卿、（三位）左中將經宗朝臣、左大辨資信朝臣著座、（先之參議以上在殿上人座、）上首辨依余命著上達部座末、（余元服日、顯右大辨隆朝臣、著上達部座末之例也、）上總介資賢朝臣以下著殿上人座、（兼）關白（○藤原忠實）、（余父）御寢殿巽角闇籠中、覽禮儀、人々、賓内大臣（○藤原實能）來、（從遣使官、由之時所來也、）經座末後著奥座、左兵衞督公能卿、從賓來著座、此間權大納言公教卿亦來著座、即居賓饌、（朝餉二來也、）賓有成朝臣陪膳、（折敷高坏四本、）次居主饌、顯憲朝臣陪膳、（四本）次一獻、（顯輔朝隆朝臣、瓶子藏人顯輔、不取瓶約、可謂大失、仲行勸殿上人、）二獻、（參議經宗朝臣、瓶子、但馬守定臣、）隆、高參、（勸殿上人、）居汁下著、三獻、（權中納言忠雅卿、瓶子、治部大輔雅頼、追任勸殿上人、）居菓子之後、成隆朝臣仰可□時由、歸來申時刻過之由、（時過及資、然而依禮□之間、又陰陽師不申時過由、但其上吉時也、）次地下大夫撤座上燈臺、次敷圓座二枚於座上、（仲行、□）次冠者出對東孫廂南面戸、經殿上人座前著座、（左兵衞督、師賢之、）次侍從師盛置冠、（巾子在北、）宮内權大輔俊光置泔坏、敢位長雅置樽巾、（以冀爲内、以巾爲外、余時例也、）次中務少輔敦良、少納言敦宗、執脂燭參進、清職盛業奉經脂燭、次顯朝隆朝臣起座、經殿上人座前著座、一揖之後理髮、（解冠者鬢、理了、開之事也、）了入巾子一揖、退候孫廂、賓進著圓座加冠結纓、（五例無結纓、依余命有此事、）復座、朝隆朝臣更進理鬢、納泔具退、復本座、次冠者自本路退入曹司、（左兵衞督賢如先、）脂燭前行至曹司、次撤加冠具圓座等、立燈臺、（已上明□役人、）此間朝隆朝臣來、傳綸命曰、叙正五位下者、（○中略）去十一日始裝束、東對南廂裝束也、大夫還後今夜撤之、曹司裝束廿二日撤之、大夫歸對東廂、元服之前在此廂、□元服後當七日、仍不渡本所、疑他所、依避俗忌也、（○中略）三箇日後解辨當岐小本結、而依擇日次、廿二日解之、同日始備、廿五日初沐、廿九日元服之後初騎馬、依吉日也、

(玉海)承安五年三月七日戊子、此日小童（○藤原良通）於女院御所有加首服事、早旦可有童殿上事、是朝

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府○藤原頼長若君○師長元服事、年十二豫一兩日、寢殿以下所々奉仕御裝束、○中略此間禪定父○頼長忠實召信範、令間刻限於憲榮朝臣、申吉時成了由、信範重參進啓之、次撤位重範憲親、取菅圓座各一枚、敷母屋西一間、重範敷冠者座、南向、憲親敷理髮座、北向、次冠者出自東弘庇北簾中、自南庇西行、入母屋西門、著奧圓座、次五位三人置加冠具、先御冠、盛御冠、少納言成隆、帶劍搢笏取之、置冠者右方、巾子南置之、而以額可向南之由代々有所見、以巾子向南失也云々、次泔坏、入水、有尻院、無蓋并臺、少納言俊長持之、置冠者左、次櫛巾子、內單文、實外獎文濃色、皆打之、有實中陪三幅、長七尺、件櫛巾內、納長本結一筋一丈二尺、小本結二筋各四尺許、解櫛一枚、削櫛一枚、髮搔一、笄刀一、檀紙五枚、押帖之、置打亂筥蓋、侍從光家、取之置冠者前、件櫛巾以濃色方爲內之由、有左府命乎、禪定御氣色之處□一說也、然而普通之□皆以黃爲內、就中以單文綾可爲內、不可沙汰者、已上三人、依無內殿上人、或顯官、用院殿上人也、次左馬權頭顯定、散位俊光、已上殿上人取脂燭各一、參進、居冠者左俊光右、顯定散位仲行經憲、折敷居土器、其上盛脂燭各五枚、持參、置顯定俊光等前、各副箸一、是雖先例不見、入道殿御定也、隨必可入由兩人所談也、然而以土器可受燭由有所見者無謂事也、不可爲例歟、理髮人左近中將成雅朝臣、解劍留座、取笏參著南圓座、先取冠於左手見之、拔巾子置本柳筥、次開櫛巾、先解大總角、糸等入巾中梳上御髮暫結之、先切檀紙捻紙捻歟次梳右方、了左右合梳、卷大本結、以櫛引邊幅、又卷大本結、次卷左小本結、卷紙切之、故實云、刀ヲ仰テ切之、今夜其定切、次卷右小本結、比左紙切之、次入巾子、退候南孫庇、正笏次加冠、右府○藤原實行起座、經屛風前幷冠者後右方等、著南圓座、理髮座也加冠、舊記云、結纓後坐、近例梁調頭、無結纓儀也、畢經本路復座、代々加冠人、自座上直著圓座之儀、被經冠者後、延久、寛治、嘉承、大治、久安等、經冠者後由、雖無所見、既有其謂歟、爲珍重儀、猶尊先例可存之、但禪定仰云、長保五年二月廿日、宇治殿御元服、內大臣公季爲加冠人、若被耳此定歟、但雖今作法有謂、尤可爲規模者云々、次成雅朝臣、重參進理御鬢、了雜具納櫛巾、如本帖之、著殿上人座上、奉仕理鬢以後、不著本位座、直在殿上人座上、不居物之所也、次冠者起座、經本路、令入曹司、給脂燭人前行、宰相中將扶持之、次殿上人諸大夫等本役人次第參進、撤加冠具幷圓座脂燭等了、

〔台記別記〕仁平元年二月十六日丁巳、是日令麻呂○藤原頼長子隆長加元服、二月元服、宇治殿例也、於東三條東對行其禮、○中略及酉刻使少納言成隆朝臣戒賓□此間泰親持來密奏、披見更封返給令奏、余及冠者密令泰親身固、秉燭之後、冠者於曹司裝束了、大舍人助源雅□奉仕總角、此間法皇○鳥羽使左近將曹秦兼和

座、師重又進渡剃冠者歸入、撤理髮具、次儲加冠理髮前物、不居、左大辨取（[illegible]）、參加冠、皇后宮權大夫
（〇源雅兼）取之、次引出物馬一疋、（有鞍[illegible]）理髮兼皇后宮權亮[illegible]朝臣取之、次冠者著束帶、於庭中二拜退入、
左大辨（〇源雅兼）云、前々指還方也、人々云、件事不定、或指或不指云々、今夜指丸鞆冠、（[illegible]）
（中納言）給之、裝束之間、內府作居座以右宰相中將（〇源雅定）遣筥、作冠者有今夜敍爵、（[illegible]）
（納言兒一人著時、內府門敍、[illegible]）後日左府（〇源俊房）仰云、加冠引出物馬隨儀二疋也、況於大臣哉如此、

〔中右記〕大治五年四月十九日庚寅、大殿（〇藤原忠實）若君（〇頼長）元服給、有元服定、左中辨實光朝臣書定文、
云々、（略）〇中關白殿（〇藤原忠通）兒（[illegible]）今間令渡給、從西入御、左中辨實光朝臣令啓日時、覽關白殿并大殿、（今日[illegible]）以
宮內卿忠長、被申右大臣（〇藤原家忠）著衣冠可渡給者、是關白殿此不例之後、未令出仕給、仍依不可束帶
著給、以此旨被申右府也、返事云、猶著束帶可參之由被申、其後衣冠之由被申也、治部卿（〇源能俊）民部卿（〇藤原忠教）、
（已上大納言）、源中納言（〇源雅顯）左衞門督（實行）右衞門督（雅定、中納言）、已上左宰相中將（宗能）右兵衞督伊通（已上參議）大貳經忠、（[illegible]）
位、殿上人七八人參集立、（自南庭入也）、右大臣被來、（束帶）著奧座上、（[illegible]）人々相分著座、居饗客饌、（略）〇中若君著給、
（中將宗能朝臣奉扶持、[illegible]）置御冠於右、（入柳筥）置泔坏於左、（入柳筥、不加蓋、少許入水、）置櫛巾於座前、（入柳筥）具置打亂
筥蓋、殿上五位三人、雅俊、雅兼、憲俊等也、脂燭人殿人少輔親右少將忠賴、取脂燭分居左右、地下五
位二人、置脂燭於折敷、置其座前、頭辨雅兼進寄著前圓座、披櫛巾理髮、了入巾子、暫退中候於南廂
庇、右大臣進著前圓座加冠、了復本座、頭辨又進寄理御鬢、了復本座、冠者入給之間、中將宗能相從、脂
燭人前行、撤物具圓座等、（本役令撤之）頭辨敍正五位下之由先申殿下、進右府座前宣下、右府召左中辨仰
下、傳宣內記、次敷加冠座於西一間北屏風前、（[illegible]）其前居饌、（[illegible]）
（[illegible]）又居理髮前物机二脚、上達部座末也、下官勸盃、（[illegible]）予奉右大臣、頗與殿下揖
讓、遂右大臣受盃事、殿下令傳治部卿遞流、頃而大夫君著束帶、（二藍下襲、無文表袴、[illegible]、件帶大殿御帶也）下從中門廊南、
前駈六人取松前行、進出庭中、於南階前程二拜、了歸入給、

立隱、（予警折、○中略）自長橋車寄令參給、中山亞相於宜秋門代下車、同參被車寄、御昇殿之後、各相續昇殿、小時於御前令參給、須臾退下、則御退出了、（○中略）今日爲內々勅使、姉小路羽林參入也、　十六日甲申、今日織仁親王敍品宣下也、

〔左經記〕寬仁四年十二月廿六日壬寅、參關白殿、（○藤原賴通）故中務卿宮（○具平親王）二男（○師房）元服、（關白殿養子也、今日改名字并給姓、）主客著座、盃酌兩三巡了、及刻限（亥云々）敷冠者理髮座等、（皆圓座、冠者、地下四位取之、理髮、地下五位取之、）次冠者著座、（直衣束帶）次置調度等、（冠入柳筥置右方、泔坏入柳筥置同方、櫛巾笄本結紙刀等入筥蓋一合置左方、五位三人各取之、）次理髮著座、（大宮亮政朝臣）次脂燭者二人進居、（殿上五位二人）次理髮云々如例、先脂燭者立、次冠者撤調度、次撤圓座、（□合）次居加冠（○右大將實資）前物、（高坏、地下五位陪膳、）居理髮前物、（二机）加冠理髮著座、（此間冠者改衣進庭拜之、）三拜畢歸本座、一兩巡之後被物有差、次牽出物、（馬一匹）事畢冠者被參御堂、人々退出、

〔左經記〕長元四年八月十三日戊子、依左亞將相公卿（○源顯基）消息詣閑院、（兒息元服云々○資綱）東對南廂儲上達部殿上人座、居饌、（上達部高坏、殿上人机、）及戊刻左金吾（○師房）被光臨、兩三盃之後、地下五位二人取菅圓座敷座上、次五位三人、取理髮具置北南圓座前、次兒童著座、（直衣束帶不結髮、去正月敍位、仍不結髮歟、）次殿上五位二人、取脂燭居座東西、次左中將實基理髮、（不帶劍笏、）理髮了暫去座、金吾加冠歸座、中將進挾鬢了退去、冠者立座、秉燭者同立、五位三人撤理髮具、次二人撤圓座、次五位三人取加冠座敷座上、（一人高麗端疊一枚、一人地敷、一人茵、）次四位（守隆朝臣）取折敷、五位等取高坏物十二本居座前、次五位四人、舁理髮前机廊立上達部末、加冠理髮著座、一獻家主大納言、二獻藤納言、三獻宰相中將、（取杓）次被物、（女裝束一具、加綾細長、）理髮、（女裝束一具、）次引出物馬二疋、次金吾出給、

〔長秋記〕天永四年（○永久元年）正月十三日、源大納言（○雅俊）幼兒於內府（○雅俊兒雅實）亭加元服、民部卿（○源俊明）以下上達部殿上人、著對南面座、諸大夫置雜具、（邦忠未勘公文者也、從此役有禁忌之山、人々云々、）次元服者著座、（著殿上童裝束、）次家主內大臣出著座、脂燭、（左少辨雅兼、右衛門佐資信、）理髮權中將師重朝臣、（依民部卿命、解劍持笏、）理髮了入巾子退、內府進入額復

扶持公卿等奉相從如初、

〔實久卿記〕文政六年十一月廿一日乙酉、今日上皇〈〇光格〉御猶子、幟仁親王〈有栖川韶仁親王息男〉令加首服給、同日令參內院給、〈〇中略〉巳下刻許、有御冠儀事、公卿內大臣、〈〇九條尚忠〉花山院大納言、〈家厚〉權中納言、〈重〉小倉中納言、〈豐〉左衛門督〈雅〉等著出居座、次頭左中辨光成朝臣〈東坊〉著廂座、次於母屋有理髮之事、內府加冠也、其儀予不及見、午刻許事了、申刻許、爲內々御使、自禁中登季朝臣、自洞中重德朝臣、自大宮實好朝臣等參上、令面會給、須臾有參內催、仍小倉中納言予等、〈〇中略〉中門外列立、〈南面東上〉幟仁親王〈直衣、濃打衣、薄色衣、男木賊、單、〉〈甲斐下襲下結〉降、對南階給、出中門乘車、次參內給、〈〇中略〉自右衛門陣參長橋給、內々有御對面、次參院、〈常御所也〉內々有御對面、次參大宮給、了御歸家、予相從、事了歸家、今日新冠親王、上總太守宣下云々、　廿二日丙戌、巳刻許參上總宮、今日敍品宣下也、

〔實麗卿記〕嘉永二年三月十五日癸未、今日中務卿宮〈〇韶仁〉息男幟仁親王〈十五〉令加首服給、〈〇中略〉巳剋許冠儀始、〈〇中略〉先右大臣〈〇近衞忠熙、直衣、濃紫織物奴袴、白單、淺黃下結、白衣、〉著座、次源大納言〈〇久我建通、直衣、濃色織物奴袴、紅單、濃色奴袴下結、濃色衣、〉中山大納言〈忠能、直衣、濃色衣、紫織物奴袴、黃單、淺黃下結、〉飛鳥井中納言〈雅久、直衣、濃色衣、濃色奴袴下結、紅衣、〉左大辨宰相〈〇愛、直衣、濃色奴袴下結、黃衣、白單、〉新宰相中將〈基、直衣、紅衣、蘇芳奴袴下結、鳥襷、〉等著座、〈各東面北上〉次藏人頭右中辨資宗朝臣〈束帶〉著廂座、〈此座敷一帖、南廂東間〉次源大納言起座、自庇入東間、到北座下、冠者令出著座給、則亞相扶持之了復座、次左少將實建朝臣〈束帶〉取御冠參進、置於冠者御左、次右兵衛權佐親賀朝臣〈束帶〉取泔器於冠者御右、次散位雅言、取唐匣置於泔器西、次五位藏人大夫、〈不知名〉取理髮圓座置於冠者御前、次右府目於資宗朝臣、資宗朝臣下座承之復座、更揖起座參進、先取圓座置左傍、理髮之儀了、如元置圓座復座、次右府起座、加冠儀復座、又目於資宗朝臣給、〈其儀如初〉資宗朝臣參進、整雜具復座、次本役人參進撤雜具、次冠者起座給、〈扶持如初〉次右府已下起座、此後有謝物之儀、不見及、隔詰修理權大夫雅恭朝臣云々、午斜令參內給、先是任官宣下〈上總太守〉云々、中山亞相、予、雅恭朝臣等、降寄車寄、立中門代外、則令出給、〈雅恭朝臣獻御沓〉臣於中門外御乘車、〈此時中山亞相、雅恭朝臣、〉

辨尹豐朝臣參進(曳裾)理髮、(御冠以下具、泔置之、見奥、)訖左相府起座、御加冠訖復座、次頭辨參進、櫛手巾以下如元調之了退下、次御新冠入御、(其儀如前)次左府被退入、此後於御直廬著御御裝束、(御直衣、袙、御指貫、烏多須喜、)供御膳、(六本立也)此後各申御禮(各進上御大刀)事了、

〔康道公記〕寛永廿年九月廿七日、今日親王(○後光明)御元服也、(當時儲君親王也、母者園參議基任卿女、仙洞〈後水尾〉女官、號京極局、)予加冠也、其儀注左、今度自仙洞假名御次第出、其分ニテ予ニ見合可作進由仰ニ付、則作進之、

親王御元服次第

御殿御裝束、(簾中)其儀見指圖、刻限親王、於本所(南御所)令著童御裝束給、二藍御直衣、(紋三重多須幾)紅引倍支御衣、(文菊立涌)同御單、(紋菱)紫指貫、(浮線綾、紋亀甲、括腹白、)次親王令著御休所給、扶持公卿等相從、次親王令出簾中給、扶持人參御休所方、内々褰御簾、先是加冠人參入、候上達部座、諸卿同著座、次奉行人告御出由於加冠人、次加冠人參入著座、此間置理髮調度、其儀殿上四位入御休所取御冠、經北庇折南、經公卿座後出南面妻戸、入自同東一間置御座右方、御冠向外方、次同四位一人取泔坏置御左方、次又一人取櫛巾、置中央御座與理髮圓座間、次加冠令奉行人召理髮人、次理髮人參進候南簀子、依加冠氣色進著御前圓座、(但押遣圓座於右方、不敷)次理髮、其儀先以左手取御冠、拔巾子、如元置之、次開櫛巾、取出本結、(三筋)次解御直衣紐、奉令爽御手於板敷、(左右御膝程)取解櫛梳御髮、以長本結纏御本取、以髮搔分其末、以短本結結之、(先右、次左、)次以紙一枚(折中)卷之、以紙捻結紙上、(片鎰方向内、先左、次右、)次取筝刀切之、(先左、次右、取加御髮與御本取、於左手切之、短本結與紙同也、)御髮末密ニ自袖下入櫛巾、次取左右短本結同入櫛巾、次取巾子入御本取、以左御手奉令押之、次押合櫛巾、置髮搔幷鬢櫛於櫛巾上、次如元引直圓座、暫退候簀子、次加冠人著圓座、(理髮座)入巖額、畢復座、次理髮人更著圓座、以髮搔理御髮、(先左、次右、次御後、)畢收紐、整御調度等退、次親王令歸入御休所給、扶持人褰御簾如初、次加冠起座、次撤理髮調度、次於御休所更理御髮、著男御裝束給、(直衣)次供御前物、御臺六本、(有打敷、)平盤二枚、(汁物、御酒盞、御銚子、片口、)陪膳參議、(兼中將人、解劔指笏、取打敷參進、)役送殿上四位、供御前物、畢、(不撤之)次令入本所給、

汰了、先御泔、〈坏浮、蒔物、〉次御泔、〈引倍木、紅、〉次御直衣、〈御文小葵、生浮線綾物、〉御指貫、〈濃物、御文地龜甲、文臥蝶丸白、〉解懸御髮、御座定御身固、有宜卿參入、事畢退、上﨟持參御盃、〈見在前簀〉則撤之後、先御參御前、有御盃、即御退出、源諸仲重親等取燭傳前行、言綱朝臣持御劍、家司職事等在御共、其外內々祗候之靈輩相從、廣橋中納言爲扶持公卿之間候近所、經渡殿屋等、御懸篠打板至南之廊、令入御休所給、御休所御座〈東面〉副北御屏風立、二階一脚、上階置御冠、〈内〉盛柳筥、次泔器〈有蓋、入水、〉盛柳筥、〈東〉中階櫛巾、盛於打亂筥蓋、敷之、扶持公卿、〈廣橋中納言守光、〉進寄御簾、兼在座、親王出御、先之關白以下、廣橋中納言、左大辨宰相等著上達部座、藏人頭左中辨伊長朝臣、氣色加冠、〈以記錄所、爲關白直廬、〉次加冠〈關白左大臣尚經公〉著座、次設雜具、言綱朝臣入東面妻戶、取御冠、出本路、入南面妻戶、置御座右方、〈御冠向外方、〉次泰規朝臣取泔器、置御座左方、次重親取櫛巾、置中央、伊長朝臣候加冠眼路、加冠氣色、仍伊長朝臣召理髮人、〈藏人頭中將實胤朝臣〉參進、候妻戶前、依加冠氣色、入妻戶、進、押寄圓座於右方之、〈不敷〉開櫛巾、取出理髮具、拔懸巾子、取御手本令突左右御膝之通、解御紒、返御髮、其作法頗神妙、以檀紙卷末畢、二ニ折テ横紙ニ卷之、山槐記說云々、縱紙常事也、理髮畢、引直圓座、退候妻戶外、加冠起座、移著圓座、入頭額、取髮搔、入御鬢、歸座、實胤朝臣更參進、撤入雜具、押折櫛巾、置打亂筥、退、次親王令歸入休所給、次加冠起座、次撤雜具如前、冷泉宰相參進、令改著御冠給、御服新典侍局參被直之、次供御前物六本、立平盤二、御銚子、言綱朝臣、泰規朝臣、雅綱朝臣等、相互持參之、陪膳新宰相中將、〈親王〉衣冠、舊例束帶、但依不具省略歟、次參客束帶引裾、陪膳取御銚子、氣色、不及被揭盃、即撤銚子、退御前物不撤、如例、親王令起座給、　廿八日加冠祿等、密々以代被送進云々、今度之儀、依申沙汰、併無爲、被悅思食由懸之仰也、仍三百匹拜領、伊長朝臣同三百匹被下之、祝著畏入之由申入、其後新勾當局中入了、從新大納言典侍局被送兩樽壹荷、悅申了、

〔二水記〕享祿四年四月廿四日戊寅、今日伏見殿〈貞敦親王〉若宮〈邦輔親王〉御方、有御元服事、巳剋著直衣參竹園、各參候也、衣冠相交了、巳剋御出座、〈次間北面、御簾[illegible]御出、源中納言衣冠、[illegible]御簾、〉次三條前左相府〈實香公〉著座、次加

人參仕之後、可進入之由有勅定、小時右大辨雅藤朝臣參入、於中門取上御裝束、傳奉行人、空長櫃下家司相具歸參、午斜諸卿參集、○中略上首五六輩著殿上、(內大臣殿已下委不見及)先之親王於弘御所令著御裝束給、(童御裝束、闕腋、)次御總角、右京大夫顯範朝臣奉仕之、(不用纓)事了退出之時、於簀子給祿、(白褂一領加濃袴)予取之、(今日被加補家司者也)顯範朝臣、肩祿向親王御方、於庭上二拜退出、次親王令著殿上給、(小舍人上程)出御自對代南面令經中門廊給、三條大納言(實盛)奉扶持之、次上皇(御束帶、紫御袍、)出御寢殿御座、執柄候簾中、被褰御簾、御隨身進出西中門、發御前聲、渡階前、列居東砌下、頭中將冬季朝臣參上簀子、於坤角程伺御目、奉仰出殿上、申御旨退、次親王令起座給、出自本路、入中門北妻戶、經西對代南緣、同東面幷二東廊前弘庇等、入寢殿西庇南第一間、自御座後令著給、(扶持人如初)頭中將參進、奉仰召加冠大臣、次內大臣殿(○藤原忠教)令著御前座、次大臣隨御氣色、使藏人說春召理髮人、頭中將冬季朝臣參進、大臣伺御氣色仰之、理髮人退歸、次置理髮調度、○中略次理髮人(冬季朝臣)著圓座、伺大臣御氣色仰之、次理髮、其儀先取御冠、拔巾子返置之、次開唐匣、取櫛巾、被展之、次取御本結、解延之、此間親王令南面給、次解御紐、次親王折左右御膝、令平伏給、理髮了、冬季朝臣退向西簀子、親王興居給、次大臣著圓座、加冠了復座、次冬季朝臣重著圓座、攬御鬢、次攬御髮、次結御纓、次鑷御紐、次調置御調度具、此間親王令東面給、次冬季朝臣退出、于時酉斜也、親王還御御休廬、○中略事了賜公卿祿、次諸卿退座、次撤御遊具、此間敘品、勅使藏人右衛門權佐俊光參入、立中門外、予出逢申事由、昇堂上、於寢殿坤角奏事由、此間敷勅使座於西面戶前簀子、次予降自中門切妻、正笏出逢、召勅使、次著座、新宰相取女裝束、(唐衣裳濃袴)給勅使、次勅使降庭拜舞退、次親王令改著御位袍給、進庭中御拜舞、令持御笏給、脂燭殿上人、幷御裾役人如初、次上皇入御、○中略今夜親王勅授事、可被宣下云々、內大臣殿令奉行給、

〔元長卿記〕永正九年四月廿六日、今日今上(○後柏原)第一皇子(○後奈良)御元服也、以省略儀、可爲簾中沙汰由、一條前關白(冬良公)被計申、○中略刻限於臺屋、著御童御裝束、冷泉宰相(永宜)勤之、御前裝束、大藏卿(和長)致沙

御氣色、法皇後白河御座、南廂第二間簾中也、東面懸御簾、其後無指仰也、只計形勢也、召云、實明朝臣、頭中將在中門廊北戸外、召殿上人之由所仰、仍召之、後日之、內々可候殿上之由所示畢也、應召參上、候南簀子、東一間東頭、予仰云、理髮物具持參レ、實明朝臣退歸、五位殿上人次第持參之、中○

略　次予又伺氣色、召實明朝臣、如先、實明朝臣參上、余仰云、理髮仕禮、實明朝臣進參、昇長押著圓座、次親王南面居直給、頭中將先取御冠、先引直之、以巾子爲東、置假所示合也、然而冠置樣不可然、又理髮之間事、昨日今朝示合也、問諸人也、拔懸巾子下方一日出也、如本置之、次開唐匣蓋、並其傍、蓋在北方、身在南、取出櫛巾、在二重、披展之、新調物也、其家所調獻也、大納言具也、小先日文箱、次取本結解延之、次解御紐、此間親王折左右膝不伏給、實明朝臣解左右總角、取、櫛、具調色、中、面置之、伯漆置也、次形入唐匣第一懸子、是一說云々、或先解左、取夾形入懸、後合左右總合也、今度不然、之解、左右總合也、以紙、次取合左右髮拔之、以長本結卷之、以右手退之、次以櫛引鬢幅、次卷本結了、以檀紙押卷髮末、押當鬢本、見其程、天以刀切之、押鬢櫛巾、次以髮搔分總天、以小本結結之、先左次右、是又一說云々、但直左右總、各別以紙裹之、先切左次切右、或以小本結分左右總、以一紙裹之、左右總一切、次取櫛浸泔坏水、搔上鬢、取巾子入髻了退去、候透渡殿西頭、次之、是則說也、此儀下所不知也、但切髮了、結分左右總之儀、客爲之說歟、予搢笏離座膝行、進長押下、指笏之後昇長押上、先右膝、膝行著圓座、先右膝退之、取冠、以左手取纓、以右手取巾子、奉入了、退行下長押、先左膝、拔笏膝行、左廻復座搢、次實明朝臣、如初參進著圓座、取櫛拌鬢理御鬢、先左次右、之以巾可押、手、可次鏡御紐、次結鬢、先結髻、可寬鬢之也、帖櫛巾入唐匣、他具等如本返納之、掩蓋退去、左右經墨也、可先是親王西面居向給、予伺氣色、申可歸入給之由、仍起座左廻、出東面戸經透渡殿歸休廬、中納言觀修持之、中間

略　此間親王於休廬更理鬢改著裝束、出中門廊東緣上殿戸、此間於殿上見之、門公卿多、殿上人可、儀、可下著殿上、殿上緣南、給之時、且南緣、開居也、於車寄戸前著沓、左中將基□朝臣獻之云々、入自中門進庭中、大宮大納言實國、此事合之、一日拜舞左右左、凡入、此事先日被尋仰、仍中左右左由了、退歸、左大臣殿被尋、大納言也、經本路還休所給了、

〔勘仲記〕正應二年十月五日辛亥、今日於仙洞後深草□、有親王後深草皇子久明□御元服習禮、又御裝束始也、六日壬子、早旦參殿下、家基□、被進親王御袍於仙洞、御使料也、紫御袍、文立涌、入打、有伏組、縫、表、在、御笏、以象牙、之實、有文玉、以紙裹之、御石帶、納長櫃、下家司出納相副、仕丁舁之、予相具、參仙洞、內々申入之處、奉行

うつくしけさそひ給へり、引入れのおとゞのみこばらに、たゞひとりかしづき給ふ御むすめ、春宮よりも御けしきあるを、おぼしわづらふことありけるは、この君にたてまつらんの御心なりけり、うちにも御けしき給はらせ給ひければ、さらばこのをりの御うしろみなかめるを、そひぶしにもともよほさせ給ひければ、さおぼしたり、さぶらひにまかで給ひて、人々おほみきなどまゐるほど、みこたちの御座のすゑに源氏つき給へり、〇中略おまへより內侍せんじうけたまはりつたへて、おとゞ參り給ふべきめしあればまゐり給ふ、御ろくの物、うへの命婦とりてたまふ、衣ろきおほうちきに、御ぞ一くだり、れいのことなり、御さかづきのついでに、

いときなきはつもとゆひにながき世をちぎるこゝろはむすびこめつや、御心ばへありておどろかさせ給ふ、

むすびつる心もふかきもとゆひにこきむらさきの色しあせずば、とそうして、ながはしよりおりてぶたうし給ふ、ひだりのつかさの御むま、藏人所のたかすゑて給はり給ふ、みはしのもとに、みこたち上達部つらねて、ろくども衣な〴〵にたまはり給ふ、その日のおまへの、をりびつ物こものなど、右大弁なん、うけたまはりてつかうまつらせける、どんじき、ろくのからびつどもなど、ところせきまで、春宮の御元服のをりにもかずまされり、なか〳〵かぎりもなくいかめしうなん、

〔愚味記〕建久二年十二月廿六日庚子、今日今宮(守貞親王、高倉院第二皇子、母七條院、聖上(後鳥羽)同胞兄也、)有元服□可參勤加冠之由、先日播磨守經仲朝臣(束帶)所來仰也、仍申刻著束帶參院、(六條西洞院、御監六人、)著殿上座、新宰相光雅卿、三位經家卿、在此座、自餘人々、在障子西方不著座、如何、頃之左大將(良經)、平中納言(親宗)、源中納言(通資)來著、日沒之後、親王入自西障子(開奧方爲路)著奧座、〇中略小時頭中將實明朝臣召親王、(來居南方、緣氣色也、)隨起座參入給、(其路如先、御前儀不見、)次實明朝臣來示召由、(其所如召親王、予後上方也、)則起座經透渡殿著南簀子座揖了、〇中略予正笏伺

元服圖 繪入源氏物語所載

出御、但垂母屋御簾、兩親王著座、東廂 左大臣藤原道長 右大臣藤原顯光 著、又庇座兩頭、左中將公信、右大辨朝經、就親王東頭座、預圖 理髮、○中略 理髮人等退居年中行事御障子邊、次左大臣進寄親王座邊、次右大臣同進共加冠、了左大臣復座、次右大臣復座、延喜廿一年例、右大臣忠平、進取冠加重明親王、冠訖退座、次大納言藤原朝臣定方、進加常明親王冠訖、延長三年二月、右大臣定方、大納言藤原朝臣清貫、共進加冠、今案、但有兩說、今般儀慣延長例歟、次理髮人等進、而理髮訖退出、次兩親王退下、皆著赤色童裝束、下侍所、改服、黃衣次左右大臣退下候侍所、○中略 少時兩親王著黃衣、入自仙花門、於東庭拜舞退出、次內侍出殿上戶口、召加冠人々、兩丞相 次左右大臣著御前座、女官取祿給之、大褂、更加御衣、不細見、○中略 左大臣進殿上口戶邊見遣御前、再三仰可參出之由、若是給加冠人之御馬歟、後聞御馬三疋、左一疋右一疋給左大臣、左一疋給右大臣、內侍召理髮人、公信朝經參御前、女官執祿給之、色目不憶見、大褂阿古女御衣歟、○中略 秉燭主殿寮炬火太遲々、被催左右近樂、暫之於瀧口戶內、共發亂聲、○中略 先是給衝重諸卿、

〔源氏物語 桐壺 一〕このきみの御わらはすがた、いとかへまうくおぼせど、十二にて御元服し給、ゐたちおぼしいとなみて、かぎりあることに、ことをそへさせ給ふ、ひとゝせの春宮の御元服、南殿にてありしぎしきの、よそほしかりし御ひゞきにおとさせ給はず、所々のきやうなど、くらづかさ、こくさう院など、おほやけごとにつかうまつれる、おろそかなることもぞと、とりわきおほせごとありて、きよらをつくしてつかうまつれり、おはします殿のひんがしのひさし、ひがしむきにいしたてゝ、くわんざの御座、ひきいれのおとゞの御座、御前にあり、さるの時にぞ源氏まゐり給、みづらゆひ給へるつらつき、かほのにほひ、さまかへ給はんことをしげなり、大藏卿くら人つかうまつる、いときよらなる御ぐしをそぐほど、心ぐるしげなるを、うへ○桐壺帝はみやす所○源氏母のみましかばとおぼしいづるにたへがたきを、心づよくねんじかへさせ給ふ、かうぶりし給て、御やすみ所にまかで給て、御ぞたてまつりかへて、おりてはいし奉り給さまに、みな人なみだおとし給、○中略 いとかうきびわなるほどは、あげおとりやと、うたがはしくおぼされつるを、あさましう

入シテ、外ノ方ヲ折反テ、キハヨリ切之、舊記幷私元服等、常未聞之儀也、定有所習傳歟、非多分之儀之間、委所見答也、御髮末入宮、右又同前、

次以水奉梳上之、次取黑幘奉結之、(諸鉤、紫緒奉結後、)次差御紐、次疊櫛巾返入之、次懸子等掩蓋、取笏揖右廻、(可左廻歟)經本路至母屋東一間西柱下、向乾立揖、次右大臣起兀子、揖進寄(其路同理髮)東机下、跪指笏起取御冠、頗傍行當倚子後、立獻祝詞、(○中略)次取御冠奉加之、拔笏揖、經本路歸著兀子、

〔貞享四年東宮御元服次第〕東宮御元服次第

天皇(○靈元)出御南殿、(其儀如節會)次女藏人(用命婦)持御冠、置於加冠御座之右置物机、次皇太子(○東山)著御尋常御倚子、傅取御裾、擧士二人、亮二人、大夫二人、左右相分前行、(上臈在左)大進少進奉從御後、若逮昏殿上人秉脂燭前行、其路出御休廬南行、西折北行、更西行入紫宸殿北障子戸、直南行東進、自倚子南著御、(御揖如例)次加冠理髮人參進、到軒廊洗手、相共升自西階、著南廂兀子、(加冠手水、主水正取楾獻手巾、內藏助取盥、理髮手水、主水佑取楾獻手巾、內藏允取盥、)次皇太子著御加冠御倚子、其路起座經西置物机西、自座前著御、次理髮人進著皇太子前兀子、理髮訖取空頂黑幘加於御頭上、起座稍退西方東面立、若逮昏殿上人秉脂燭、候理髮之座左右、次加冠人到置物机下、跪執御冠、(左執頂、右執前、)北面立獻祝、(祝聲如尋常讀書)即著兀子、脫幘、(入本筥)加冠訖復南廂兀子、次理髮人亦著兀子、理髮訖復南廂兀子、脂燭殿上人退下、次皇太子還御、加冠理髮人立座前磬折、次加冠理髮人退下、次女藏人取唐匣冠筥泔坏、納西厨子退出、(○又見季連宿禰記)

〔實久卿記〕天保十五年(○弘化元年)三月廿七日甲午、此日皇太子(○孝明)有御元服之事、申沙汰雜事、(○中略)卯終刻事、具之由、會傳奏(右大將)奉行(光政朝臣)言上、予、殿下(○鷹司政通)申入後奏之、殿庭敷設有差圖、辰刻許、於朝餉御座、著御御服、渡御于南殿、(○中略)次皇太子令參上給、(○中略)令經宣仁門幷宜陽殿西壇上軒廊等、昇東階中央給、(關白殿右大臣(九條尚忠)等相從昇殿)自南庇入御東第四間、(御座當間也)令進立尋常御座前給、御許了著御御倚子、(殿下右大臣候御傍)加冠(傅大臣○近衞忠熙)理髮(權大夫○久我建通)等、於軒廊洗手、各昇殿著南庇兀子、儲皇令立尋常御座

の御裝束の如し、次に太弟又南の庇の東向を入御ありて、御帳の東南の庇にして謝座、先一揖、次二拜、采女空盞をとりて、北の戸より出て、公卿の座の北、太弟の御座の西をへて、太弟の御前に居る、太弟跪て、御笏を右の御膝の下に左膝に置れて盞を取しめ給、采女盤を持て御帳の東方に退き居る、太弟謝酒再拜畢て、采女又進候す、太弟又跪て盞を返給て、御笏をとりて小揖して、起て又揖して倚子の前に進立て、又揖して御著座、次公卿已下著座、花山院大納言已下殿上人少々交りつく、公卿も謝座謝酒あるべけれども、これを略す、次に御膳を供す、采女役送て召く陪膳、殿上人どものこりの采女代を勤む、御飯に御箸立らるゝやう、左府扶持し申さる、次に一獻、臣下の前も、かたのやうに次第に給ふ、次に太弟御退下、公卿どもふせるが如くして座にあり、宮司とおぼしくて少々又座をたつ、一獻の後御退下あるべき故に、夫より後は御習禮なし、

〔東宮御元服部類記〕公秀公記

元德元年十二月廿八日庚戌、今日皇太子春秋十七、○光嚴御元服之日也、今度被撰建治之佳例歟、然而爲當日之行啓、又無習禮歟、承元之外無其例歟、而有議被省略、權大進國俊奉行也、有前夜之儀、爲無遲々也、公秀爲拜見出御之儀、欲參持明院殿之處、此間御習禮以下、綿々出現之間、風氣相侵之上、令參會凝華舍代、內々可祗候之由、當日奉仰之間、相扶所伺刻限也、今度以安福殿爲其所、先例昭陽舍也、長和寬仁用凝華舍、其以後有此殿儀也、及卯刻行啓既成之由告來、○中略此間傳右大臣、立軒廊東二間、乍立洗手、漸到階之間、理髮權中納言兼左衞門督冬信、關洗手各昇階、○中略次冬信卿起座、揖入東第二間、斜到倚子下、○中略次解左御總角御本結等、次取御解餝奉梳之、以紙捻結之、片鬢次解右御總角如前、但今度不結之、拔左紙捻、左右ヲ取合テ、奉梳合之、取御本結卷之、次取髮搔分御髮末、又奉梳之、以小本結結之、右又如此、次取紙與四寸許押折、紙ヲ爲違儀也卷御髮末、其上結之、右又如此、次取左御髮、折返和那々々天、左手ニ持之、右手ニ取刀奉切之、野宮左府記云、刀向下折反爲之也、是因實也云々、而今日不然、折反テ殘ル御髮ノ方西、押付テ、刀ヲ和那ニ不

同經公卿座上居兀子前、即退歸本座、此間太子代起座退出、被追歸、理髮代又參進退本座、次太子代退下、(不入此座、退歸軒廊、)加冠理髮代退下、次傳以下退下、次主上入御、春宮入御、依永承例無采女代、　廿八日己亥、皇太弟御元服日也、(太弟、春秋十一歲、蓋後朱雀聖帝例也、月日相當寬仁古跡、定知繼體守文儲君、)於五條大宮里內有此禮、(於里內被行之例、久壽高松殿西禮、今度東禮、已上二ヶ度也、)吉時午刻之由、內匠頭在盛朝臣擇申、○中略 次太弟參進、○中略 加冠傳右大臣、(○藤原實雄)留立軒廊東一間北邊、理髮權中納言左衛門督基具、於日花門下著靴、經幔內進立此所、

〔東宮御元服部類記〕建治三年七月四日、內々御元服(○伏見)の習禮あり、○中略 攝政、(○藤原兼平)左大臣、(傳○藤原師忠)兵部卿、(ちかたか)花山院大納言、(長雅)新大納言、(經忠)前中納言(時繼)直衣、皆まゐりて、寢殿の方に候、東宮弘御所御簾皆垂らるにして、御裝束をめされて出御、(御總角、御闕腋の御袍、御文の御帶、牙の御笏、平緒、糸鞋、)傳御裾に候、花山院大納言、新大納言、幷に殿上人共、帶刀宮司のやうに前行して、釣殿の程に留る、儲皇東の簀子を北行、東向の南の二の間を入て、尋常の御座の前にて揖して著しめ給、上皇出御ありて、御作法の事談申さる、攝政傳同じく是を申さる、次に花山院大納言、新大納言、加冠理髮の座につく、次に太弟座を起て、揖して右廻して、置物の机の東を經て、加冠の御座に著せ給、又一揖、次に新大納言、理髮の座に著て御理髮(其由ばかりなり)太弟御笏を東の机の上に置しめ給、(代々御紐を解さ雖も、正元に其儀なき間、今度彼例に任せて御紐なさかず、)理髮をはりて、新大納言座を起て、東の庇の南の第二柱の本に退き立つ、次に花山院大納言、加冠を勤めて本の座に復りつく、次に新大納言又進寄て御理髮、次に本の兀子代に返りつく、次に太弟御笏をとりて、起て一揖して北の障子の中へ入御、次に加冠理髮人座を立つ、次御冠の筥御泔坏御唐匣等を取て、東の御厨子に置く、次太弟北の庇にして御靴をめされて、東南の庇をへて御帳の東南にあたりて、一揖して御拜舞、(右左右)又揖して右廻して、東の妻戶を出しめ給、次加冠御座幷に文臺加冠の人の座等、皆是を撤す、尋常の御座本の如し、日の御膳の御臺盤二脚を御座の前に立つ、殿上の臺盤二脚を渡して、親王公卿の臺盤とす、榻を立雙べて、同じき人の座とす、其儀常の節會

〔續日本後紀仁明七〕承和五年十一月辛巳、皇太子於紫宸殿加元服、詔皇太子恒貞、夙標岐嶷、元良溫文、猶聞東華、守器上序、雖幼從長、日以蹐升、今月休辰、肇修元服、義兼四禮、道重三加、盛德以之克融、承祧由其愈楙、嘉慶之事、豈獨在予、宜治愷澤被之率土、可賜天下爲父後者六位已下爵一級、承和四年以往官上租稅未納咸從免除、普告中外、俾知此意、无位佐伯宿禰貞子、紀朝臣是子、粟前眞人永子、吉野眞人高子、並授從五位下、以東宮侍女也、

〔恒貞親王傳〕承和五年、皇太子貞○恒 加元服、時年十四、天子御紫宸殿、行三加之禮焉、是日大赦天下、

〔村上天皇御記東宮御元服部類記所引〕應和三年二月十一日、令延光朝臣仰左大臣、實賴○原闕東宮參上之間、坊官等行列事、又加元服、拜謁中宮事、若依式宴以前可行歟、若宴以後可參拜歟、又太子初把笏參上、加冠之間不可持之、退入北廂改衣服之時、更把笏便宜乎、大臣令申云、大略依此十六年儀被行、但今依唐禮、加空頂黑幘事可宜、拜中宮事、如式御前拜舞之後即可參也、又初所把笏、加冠之間置々物机、事了更把、入改衣所可宜、被列事、想像舊事、大夫傳一々列立、次太子、至于學士亮等、次第不聽得、今須更定申、仰令定申、又令仰加冠祝詞、檢唐禮、毎三加各有其祝詞、今改彼十六年所用說可宜、大臣定申、此度用第三祝詞可宜、仰依定申、又大臣令申、廿八日加元服吉也、以廿八日可行、

〔後華山院相國記〕正元元年八月廿七日戊戌、今日皇太弟山○龜御元服習禮也、依召未刻參大宮殿、裝束司左中辨光國朝臣以下參仕、奉仕南殿裝束、略○中及子刻、傳右大臣參、御帳賀掌燈臺高燈又御帳前南庇西邊掌燈、已上二所也、卽主上御引直衣、○後深草出御、御座御帳內東面關白直衣候御後、卽太弟御直衣、白單、二藍浮文、織物指貫、蛤合襪、自御後御參於母屋東第一間戶、著御御座、略○中次傅右大臣束帶實雄大夫權大納言經朝臣束帶闕予等入東庇、自座後著座、指北面四上次太弟代藏人頭宮內卿資平朝臣、昇東階經公卿座後、居太子几子前、不置几子、是例也、次加冠代左中將相保朝臣、理髮代藏人春宮大進資宣等、昇東階各著南庇几子、居几子傍次太弟代經公卿座後末著加冠几子、側居次理髮代起座、經公卿座上居几子前、少時退東居、次加冠代、

屛風内(南頭)式部卿親王進受御冠、至御帳前奏祝詞曰、掛毛畏支天皇我朝廷、令月乃吉日爾御冠加賜比天、盛爾美支御貌人度成利賜奴、天神地祇相悅比護利福倍奉賜比氏、御壽長久久寶位無動久御座世度申、訖昇帳臺奉加御冠、退下立本所、次權大納言參進帳臺、取刷奉理御髮、退下立本所、皇帝入御北廂、式部卿親王權大納言、共磬折了共降東西階退去、式部卿親王假候殿上(奧座)權大納言候杖座、更召能冠人令理御鬢、女官進取御帳中唐匣退、於御帳後授内侍、内侍以唐匣置臺上、次采女敷菅薦、以小机二脚並立於御帳中、皇帝更出御帳中、(黄櫨染縫腋御袍、不改他色、著御草鞋、)勝長朝臣候御裾、劔璽猶留北廂、次權大納言就東洗器下洗手、昇東階自簀子渡御前、就酒臺下取盃盛醴、加匕面葉、立西二間邊(東面)式部卿親王降殿上小板敷出無名門、就西洗器下洗手、昇西階立權大納言北、受盃參進御帳前、奏祝詞曰、御酒惟厚久、御肴惟嘉之、芳支之最花乎敬祭利賜波、諸神達悅歆比、太萬遣乃味乎嘗賜波、御體平介久御坐氏、天地乃休事乎日月度共爾受保賜比、手長乃御世乃遠岐御世爾貴比加禮載御坐度申、訖昇帳臺跪奉御盃、天皇受盃令置机東簀薦上給、式部卿親王、退下西階進立庭中、(成位西二許丈東西)權大納言參進昇帳臺取肴物(干鯛)奉之、退候臺下、皇帝先祭後嚌、權大納言更昇帳臺、皇帝返賜肴物、權大納言賜之、如元置御机上、退下東階、渡馳道立、式部卿親王南(東面)皇帝祭醴(先祭後啐)式部卿親王權大納言共再拜、皇帝入御、

〔東宮御元服部類記〕皇太子正良親王(○仁明)元服

詔、朕(○淳和)以寡薄、忝膺寶位、分宵忘寢、思萬機之有闕、昧旦求衣、懼一民之失所、春氷秋駕、未足爲比、天下至廣、億兆至衆、監撫之重、必爲元儲、皇太子正良、天資岐嶷、識用敦○(識以下恐有誤脫)養器春方、重光震位、備辰極日、元服顯加、免夫童稚、既以成人、豈只禮茂三服、實亦慶覃兆庶、宜據故實式班恩榮、其倉廩充實、不致懸欠、有有二○(育以下恐有誤脫)庶民安堵、國郡司者、量狀授爵、天下爲父後者、六位以下叙爵一等、唯正六位上、宜量賜物、又去弘仁十二年以往、調庸未進、咸從免除、普告遐近、知此意焉、主者施行、

弘仁十四年八月二日(癸卯○癸未誤)

〔三代實錄 四十一 陽成〕元慶六年正月二日乙巳、是日天皇加元服、其儀天皇御紫宸殿、從二位行大納言兼右近衞大將源朝臣多、執御冠筥昇自東階、度御前、置御座西、歸當東階西面而立、太政大臣(○藤原基經)昇自西階、當西階東面而立、小選太政大臣進執御冠、再拜膝行、跪奉加天皇、膝行退立本所、大納言膝行、進理皇帝御鬢、膝行退立本所、皇帝起御後殿、太政大臣降自西階、大納言降自東階、(中略)是日帝同產弟貞保親王同加元服、即便授三品、先是預詔勸學院藤原氏小兒高四尺五寸已上者十餘人加冠、三日丙午、天皇御紫宸殿、從二位行大納言兼左近衞大將源朝臣多、行內辨事、(中略)宣制曰、天皇(我)詔(良萬止)宣大命(乎)衆諸聞食(止)宣、今日(波)正月朔日(乃)豐樂聞食(須)日(爾)在、又時(毛)寒(爾)依(天)御被賜(波久止)宣、今日兼行元日之宴禮、故詔文俻正月朔日、諸仗服上儀、　七日庚戌、是日太政大臣從一位藤原朝臣基經、(中略)參議正四位下行左大辨兼播磨守藤原朝臣山蔭等詣闕上表、奉賀天皇加元服、曰、臣基經等言、政之脂飾、非禮不成、其儀、儀之縷談、惟冠以居其首、伏惟皇帝陛下、憲章有程、體履無顯、卜吉陽而遇吉、元服既崇、排紫極以臨民、凝旒在矚、禮之盛也、賀其捨諸、臣等追牽舞於百獸、非慙華磬之聲、學爭壽於三呼、何必岱山之岫、無任抃躍之至、

〔玉海〕嘉應三年(○承安元年)正月三日戊寅、此日有天皇(○高倉)御元服事、(御年十一)加冠攝政太政大臣(○藤原基房)理髮左大臣(○藤原經宗)能冠內藏頭親信朝臣、(寬治、曾祖師信朝臣、爲內藏頭勤此役、爲追彼休例、去追儺之次被任之、)權佐光雅、修理助高階仲基、(主人上臈、主字恐家誤、○)裝束司藏人頭左中辨長方朝臣、(中略)次攝政仰光雅召能冠人、次親信朝臣著當色、(紫色)參上奉仕御理髮、其儀自長橋方參上、入自西第二間、先就大床子北邊、(經余前也、如舊記者、可候大床子東草墪邊也、)開唐匣筥蓋、置大床子上北端、次取上懸子置其南、又取下懸子置其南了、更忠經攝政前、就大床子東方、(草墪北邊)先取出櫛巾、(在唐匣身)開置大床子上、(表香、裏黃、是檜皮色歟、)次取御本結展置其上、次就草墪、先解左御鬢、(總角具、入唐匣下懸子、)次解右、(如初入也)取櫛(在下懸子)奉梳合之、(此間主上臥御)奉理御髮、(如例人作法、但以紙捻不結分之、)取檀紙二枚、(在櫛巾內)裹分御末、以紙捻各一所奉結之、取爪刀、(件刀入櫛巾之中也、而唐匣內無之、仍攝政召光雅尋之、中櫛巾之由、仍見之如素在之、)先切左次切右、(御髮末突御頂之程也、作○切○等○)

纓、色如其綬、黈纊充耳、玉導、置於箱、太常博士一人守於西階下近西東向、諸侍衛之官各服其器服、供詣閤奉迎、典儀帥贊者先入就位、通事舍人各引群官人就階列位、太常博士引太常卿升西階立於西房外、當戸北向、侍中版奏外辦、皇帝著空頂黑介幘、雙童髻、雙玉導、絳紗袍以出、侍衛警蹕如常儀、皇帝將出仗動、太樂令令撞黃鍾之鍾、右五鍾皆應、協律郎舉麾鼓柷、奏太和之樂、(凡樂皆協律郎舉麾、工鼓柷而後作、偃麾、戛敔而後止、)皇帝出自西房、太常博士引太常卿、太常卿引皇帝、(太常卿前導、博士先引、)皇帝即御座南向立、樂止、(太常卿與博士退立於皇帝之左、)通事舍人引太師太尉入就位、(凡太師太尉進退皆舍人導引、)太師初入門、舒和之樂作、至位樂止、典儀曰再拜、贊者承傳、群官在位者皆再拜、太師升自西階、太師初行樂作、至階樂止、太師升立於西階上東面、太尉詣阼階下盥洗盥手、升自東階、詣東房內、取纚櫛箱進、跪奠於御座西端、太師詣御座前、跪奏稱請座、退復位、皇帝坐、太尉進當御座前、少左跪、脫空頂幘、置於櫛箱、櫛畢、設纚興、少西東面立、太師降盥、初降樂作、盥訖、詣西階下、樂止、太師受冠、左執項、右執前、升自西階、進當皇帝前少左、樂作、太師祝曰、令月吉日、始加元服、寄考惟祺、以介景福、乃跪冠、興復西階上位、太尉進皇帝前少左跪、設簪結纓、興復位、皇帝興、太常卿引皇帝適東房、殿中監進徹櫛纚箱以退、皇帝著袞服、太常卿引皇帝出即御座南向坐、樂止、太尉詣序外帷內、盥手洗爵、酌醴、加柶覆之面葉、立於序內、南面、太師進受醴面枋、進御座前、北面祝曰、甘醴惟厚、嘉薦令芳、承天之休、壽考不忘、訖跪進爵、興退、降立於西階下東面、於將祝、殿中監帥進饌者奉饌設於御座前、皇帝左執爵、右取脯擩於醢、祭於籩豆之間、太尉取脯一以進、皇帝、皇帝奠爵於薦西、受脯、袒左手執本、右絕末以祭、上左手嚌之、授太尉、太尉加於俎降立於太師之南、皇帝帨手、(侍中一人進帨巾、)取爵以柶祭醴啐醴、建柶奠爵於薦東、皇帝初受爵、休和之樂作、奠爵訖樂止、太師太尉俱復橫街南位、太師初行樂作、至位樂止、典儀唱再拜、贊者承傳、在位者皆再拜、太師太尉出、初行樂作、出門樂止、侍中前跪奏禮畢、皇帝興、太樂令令撞蕤賓之鍾、左五鍾皆應、太和之樂作、太常卿引皇帝入自東房、侍衛警蹕如來儀、入訖樂止、通事舍人引東西面位者以次出、

用、今屬履端朔旦、開歲惟新、元服肇加、禮容新舉、玄武之象既彰、黃屋之算彌彻、叶民之望、超七十二君之清塵、承天之休、握萬八千歲之實算、是知一人有慶、萬國歡心、凡在黎苗、孰不抃躍、臣等任忝股肱、喜深骨髓、太陽既照、更增傾藿之誠、廣廈斯成、倶獻賀燕之志、不任鼓舞抃幸之至、謹奉表陳賀以聞、

〔本朝文粹四表〕貞信公天皇元服後辭攝政表　　後江相公〇大江朝綱

臣忠平言、〇中略忠仁公〇藤原良房者、皇后〇文德后明子之父、皇帝〇淸和之祖、世推其仁、然猶恐王事之久攝、歎皇綱之難治、營雖功成、還政於有國之主、加冕禮畢、退身於無何之鄉、〇中略

天慶元年八月十五日　　太政大臣從一位臣藤原朝臣某上表

〔中右記〕大治四年正月五日甲申、助敎信俊來談云、我朝淸和帝、初御元服時、大江音人卿引唐禮元服儀作於式也、其後用件式也、

〔開元禮九十一嘉禮〕皇帝加元服上

臨軒行事〇中略

群官依時刻集朝堂、倶就次各服其服、通事舍人引就朝堂前位、侍中版奏請中嚴、太樂令鼓吹令帥工人入就位、奉禮設罍洗於阼階東南、罍在洗東、加勺冪、篚在洗西南、肆實巾加冪、尙舍奉御設席於東房內近西、又張帷於東序外、殿中監陳袞服於東房內席上東領、玄衣纁裳十二章、八章在衣、日月星辰山龍華蟲火宗彝、四章在裳、藻粉米黼黻、白紗中單、黼領、靑褾襈裾、革帶、玉鉤艓、大帶、素帶朱裏、紕其外、上以朱、下以綠、紐約用組、朱韍三章、龍山火、鹿盧玉具劍、火珠鏢首、白玉雙佩、玄組、雙大綬、六綵玄黃赤白縹綠純玄質、長二丈四尺、五百首、廣一尺、小雙綬長二尺六寸、色同大綬、而首半之、間施二玉環、朱韈、赤舃、金飾纖纚、用皂羅巾方六寸、屬帶於前兩耳、玉簪及櫛三物同箱在服北向、尙舍奉御設莞筵紛純、加藻席繢純、加次席黼純、又在南、尙食奉御實醴尊於東序外帷內、坫在尊北、實角觶柶各一、加冪、饌陳於尊西、籩豆各十二、俎三在籩豆之北、設罍洗於尊東、罍在洗西、加勺冪、篚在洗東北、肆實巾加冪、執尊罍篚者並緋公服、立於其所、袞冕垂白珠十有二旒、以組爲

元服例

三加幞頭公服革帶納靴執笏、若襴衫納靴、〈禮如再加、惟執事者、以幞頭盛進、賓降沒階受之、祝辭曰、以歲之正、以月之令、咸加爾服、兄弟具在、以成厥德、黃耇無疆、受天之慶、贊者徹帽、賓乃加幞頭、執事者受帽徹櫛入于房、餘並同、〉乃醮、〈○下略〉

〔三代實錄　清和〕貞觀六年正月戊子朔、天皇加元服於前殿、親王以下五位已上入自閤門、於殿庭拜賀、禮畢退出、百官六位主典已上、於春華門南拜賀、先是預詔勸學院藤氏兒童、高四尺五寸已上者十三人加冠、是日引見内殿、　七日甲午、詔曰、明神止大八州國所知天皇詔旨良万止宣勅乎、親王諸王諸臣百官人等天下公民衆聞食止宣、天皇幼少久御坐止伊止毛、皆親王等乎始天、王等臣等乃相伴奈比奉利、相扶奉留爾依天、食國之内無事久平介久之天、御冠加賜比、人止成賜布、此慶乎天下國内止共爾可爲止奈毛所念行須、凡爲人子者、有悅事時爾波、必先都於夜乎崇飾毛乃奈毛止聞行須、故是以皇太后乎太皇太后爾、皇太夫人乎皇太后爾上奉利崇奉留、又大神宮乎始天、諸社乃禰宜祝等爾給位階一級、正六位上量賜物、又諸寺僧尼乃滿位以上加位一階、若大法師位奈流爾波、乎度授弟子一人、又天下僧尼乃年八十已上爾施物太万布、又五位已上子孫年二十已上敍當蔭階、又天下爲父後者、六位已下敍階一級、唯正六位上爾波度授一子、无子者爾波量賜物、又京官主典已上加賜帛累、又貞觀六年正月七日午時以前大辟已下、罪无輕重、已發覺、未發覺、已結正、未結正、及犯八虐、常赦所不免者、咸赦除之、其私鑄錢及强竊二盜並不在赦限、但入死刑者降一等、諸老人年百歲已上賜穀伍斛、九十已上參斛、八十已上壹斛、孝子順孫、義夫節婦、表其門閭、終身勿事、鰥寡孤獨、篤疾重病、不能自存者爾波宜量賜物、又天下百姓乃徭十日免賜布、又仕奉人等中爾、其仕奉狀乃隨爾治賜人毛在、又御意爾、或治賜人毛一二在、故是以冠位上賜比治賜止宣、天皇我勅乎衆聞給止宣、授無品惟條親王四品、〈○以下王臣五十人授位略〉是日太政大臣從一位臣藤原朝臣良房、〈○中略〉參議正四位下行式部大輔兼播磨權守臣春澄朝臣善繩等、上表奉賀帝加元服曰、臣聞夫冠者、五禮之始、嘉事之重、古之聖王、必敬此道、因斯長幼能和、尊卑有序、表成人之茂典、儀訓俗之宏綱者也、〈中略〉伏惟皇帝陛下、紀高窆節、功邁千古、〈千古一本作萬古〉鍾〈□一本作鍾〉澤留於生知、愛沈幾於日

をあてず、中にてまはし切にする事も有、又わらをつかねゆひて、それに髪をあて、はやす事もあり、又髪の先を二ッにわけ、紙にて二包にしてはやす流もあり、又巻たる紙にひだを取る流あり、不用之、

〔儀禮士冠禮〕冠之日、主人紒而迎賓、拜揖讓立于序端、皆如冠主、禮於阼、略○中戒賓曰、某有子某、將加布於其首、願吾子之教之也、賓對曰、某不敏、恐不能共事、以病吾子、敢辭、主人曰、某猶願吾子之終教之也、賓對曰、吾子重有命、某敢不從、宿曰、某將加布於某之首、吾子將莅之、敢宿、賓對曰、某敢不夙興、始加祝曰、令月吉日、始加元服、棄爾幼志、順爾成德、壽考惟祺、介爾景福、再加曰、吉月令辰、乃申爾服、敬爾威儀、淑愼爾德、眉壽萬年、永受胡福、三加曰、以歲之正、以月之令、咸加爾服、兄弟具在、以成厥德、黃耇無疆、受天之慶、醴辭曰、甘醴惟厚、嘉薦令芳、拜受祭之、以定爾祥、承天之休、壽考不忘、醮辭曰、旨酒既淸、嘉薦亶時、始加元服、兄弟具來、孝友時格、永乃保之、再醮曰、旨酒既湑、嘉薦伊脯、乃申爾服、禮儀有序、祭此嘉爵、承天之祜、三醮曰、旨酒令芳、籩豆有楚、咸加爾服、肴升折俎、承天之慶、受福無疆、字辭曰、禮儀既備、令月吉日、昭告爾字、爰字孔嘉、髦士攸宜、宜之于假、永受保之、曰伯某甫、仲叔季、唯其所當、略○下

〔文公家禮冠禮二〕冠

前一日宿賓、遣子弟以書致辭曰、來日某將加冠於子某若某親某子某之首、吾子將莅之、敢宿、某上某人、答書曰、某敢不夙興、某上某人、若宗子自冠則辭之所、改如其成賓、陳設、註○略厥明夙興陳冠服、略○註主人以下序立、略○註賓至、主人迎入升堂、略○註賓揖將冠者就席爲加冠巾、冠者適房、服深衣納履出、賓揖將冠者出房立于席右向席、贊者取櫛掠置于席左、興立於將冠者之左、賓揖將冠者、卽席西向跪、贊者卽席、如其向跪、爲之櫛合紒施掠、賓乃降、主人亦降、賓盥畢、主人揖升復位、執事者以冠巾盤進、賓降一等受冠笄、執之正容、徐詣將冠者前、向之祝曰、吉月令日、始加元服、棄爾幼志、順爾成德、壽考惟祺、以介景福、乃跪加之、贊者以巾跪進、賓受加之、興復位、揖冠者適房、釋四䙆衫、服深衣、加大帶、納履出房、正容南向立、良久、若宗子自冠則賓揖之就席、賓降盥畢、主人不降、餘並同、再加帽子、服皁衫、革帶、繫鞋、賓揖冠者卽席跪、執事者以帽子盤進、賓降二等受之、執以詣冠者前、祝之曰、吉月令辰、乃申爾服、謹爾威儀、淑愼爾德、眉壽永年、享受遐福、乃跪加之、興復位、揖冠者適房、釋深衣、服皁衫、革帶繫鞋、出房立、

たき數也、もとゞりの結樣、下の繪圖にて考べし、
一右の如くもとゞりを三所卷き結びて、扨左の手に柳のかき板をとり、右の手に笄刀を持て、立てかき板の上にもとゞりをのせて、笄刀を以て、小もとゆひの卷めと、第二の水引にて、卷たるとの間をはやす也、此時もとゞりの長サを能き程にはからひてはやすべき也、短くはやすは惡し、扨つくばひてはやしたる髮のさきをば打亂箱に納むべし、扨童子の後より三尺計も退て座し、加冠の人、童子にゑぼしをかぶせ申を待つべし、
一右の如く、理髮の人少退く時、烏帽子の役人出て、ゑぼしを持て、冠者の前ちかく左の方へ寄せ置て退く也、扨加冠の人立て、冠者の前に座し、ゑぼしを取て、冠者にかぶせて、うづかけをゆひ、うしろのゑぼしごめのはりを、もとゞりにさし退くべし、冠者ゑぼしをかぶせらるゝ間は、兩手を疊につきて居てかぶるべし、もし家に加冠をするならば、兩手を疊につくに及ばず、ひざの上に置てかぶるべし、（理髮、上事下事書事あり、此事に末にある）
一右の如く加冠し終りて、加冠の人退く時、理髮の人、冠者のうしろへ進み寄て、（下人か納口に）細縮に泔坏の水を付て、かうがひをも持て、左のびんを三かき、右のびんを三かきかきながら、かうがひにてなで付る體をして、楊枝を打亂箱に納め、座を立退べし、
一右の如く加冠理髮終て、鏡の役人、鏡匣を持、鏡臺の役人、鏡臺を持ち、兩人一度に持出て、鏡の役人、鏡を取出して鏡臺にかけ、冠者に鏡を見せ申て後、鏡を匣に納め、鏡匣鏡臺を持退べし、（中略）
右に記したる趣は、式正の法なり、略儀には、つゞらのふたなどに髮具を入て、打亂箱の代に用ひ、茶碗に水を入れ折敷にすゑて、泔坏の代に用る事もあり、又加冠の人、理髮を兼る事もあり、又かげにて髮をはやすやうに、もとゞりを前にまるすごさく水引にてゆひ、紙にて包みこしらへ、座敷に出、理髮の人その髮をはやし、加冠の人ゑぼしをかぶせる事もあり、又髮をはやすに、かき板

かりゆひの水引

此水引の結あまりもはさめにして其まゝ置也

水引むすびあまり

だんしにて包

水引三巻女結

水引三巻男結

小元結三巻

小もと結おり紙のうちへ入

此間を筝刀にてそへやす

を持出で、童子の前ゑぼしの左に盛也、三番にゆするつきに白水を入、尻腕にのせ、臺にすゑて持出、童子の前打みだり箱の左に置也、何れも童子の膝もとより、五尺ばかりも遠のけて置也、○中略」

一右のごとく、調度どもをならべ置て後、理髮の人童子に向ひ、御鬢に參るべきよし申さるゝ時、打亂箱の役人立て、打亂箱を取て、童子の右の脇、後の方へ寄て座し、櫛巾に包たる打亂箱を我前に置て、櫛巾をひらきてのばし候へば、打亂箱は、本より櫛巾の眞中にあるを、其まゝにてゆがみを直して退也、次にゆするつきの役人立て、泔坏を蓋ともに持て、童子の右の脇に持行て、櫛巾の上に、打亂箱の右の方に置て退べし、扨理髮の人座を立て、童子のうしろへ行て、理髮の儀式をつとむる也、○中略

一右の如くして、理髮の人、童子のうしろへ寄りて、（[illegible]）童の髮ゆひてある平もとゆひをときて、打亂箱に入て、とかし櫛を取て、髮をとかし、細櫛にてもとゞりをそろへて、水引を一筋取て、もとゞりをかりゆひして、扨小もとゆひを取て、以前のかりゆひの水引をこなたへ少こかして、そのあとへ小もとゆひを三卷まきて、まむすびにして、そのむすびあまりをばつめすして、其まゝ置也、扨以前のかりゆひの水引をばときて、打亂箱に入べし、小もとゆひとは、ほそくひらたく組たる、くみ緒の事なり、

一右の如く小もとゆひを卷き、扨水引を一筋取て、小もとゆひの結あまりを、もとゞりに取そへて、小もとゆひの卷めより、手一束程をきて、こなたを水引にて三卷まきて、男むすびにして、其結びあまりをもつめすして、其まゝおきて、扨だんしを一枚取りて、たてに二つに折て、折めの方を、もとゞりの下よりあて、其折めを左の方より引上て、もとゞりの上へ打きせて、右の方よりも紙を打きせ、くる／＼と卷て、其卷たる上を、水引にて三卷まきて、女むすびにして、其結びあまりをもつめすして、其まゝ置也、都合ゆひ所三所也、一所を三卷づゝ卷て、都合三三九卷也、九はめで

一兒すがたと云は、髪を喝食のやうに短くはせず、生れのまゝに長くして、平もとゆひにて結びて、是も下げ髪にする也、○中略

一元服の日、喝食姿も兒姿も、其まゝ平日の通りの姿にて、座敷に出て元服する也、常に喝食の人は喝食姿、つねに兒姿の人は兒姿にて、座敷に出る也、

〔元服法式〕元服の次第

一元服の當日、童子座敷に出らる、著座定り而、加冠理髪の人に對し一禮有べし、若家臣加冠理髪勤るならば、童子著座定て、加冠理髪の人能出て、御禮申て座につくべし、扨加冠の人、童子に吉方を教へて其方に向はせ申べし、將軍家には、かねて吉方にむけて御座二疊敷て、其上に御ちとねを敷るゝ也、

一吉方とは、玉女の方、又は聞神の方也、玉女の方は、其日の支より九ッめ也、たとへば子の日ならば子丑寅卯辰巳午未申と九ッかぞへて、申の方玉女の方也、又聞神の方は、その日の支より三ッめ也、たとへば丑の日ならば丑寅卯とかぞへて卯の方聞神の方也、

申　酉西　戌
未　午南　巳
亥　子北　丑
辰　卯東　寅

十二支の方位如此也、日により、玉女の方、北方などに當らば、玉女の方をやめて、聞神の方を用べし、

一童子吉方へ向て、著座定りて後、近臣元服の調度を持參する也、其次第、先一番に長小ゆひのゐぼしをやない箱にすゑて持出、童子の前右の方に置也、將軍家には御立烏帽子也、二番に打亂箱

せ初、かけ結もあらば、能はごに結置べし、終て退けば、貴人の官位相應の裝束を改給ひて、座を正しくして、理髮加冠の役出座し、進上物を披露人出で、各是を披露し、兩役祝詞を述、貴人も宜會釋有也、進物を納て、分限相應に盃酒の式をなし、兩役人引出物を賜りて後、祝の膳部を出し、一門緣類出座して、各饗應あるべき義勿論也、

此式濟て、元服の人、必氏神へ社參あるべし、尤衆面社司へ社參の時刻、奉幣の趣神納の品々をも、使者を以遣し、敬白祈念等の儀を賴遣すべし、神劍神馬等を奉納ある事定法也、其家々の例にもよるべし、元服の髮を蝶紙に包、其內に米をば十八粒、親子草、福滿草各一枝、山椒五粒、熨斗鮑五筋、此五種を入包、水引にて兩輪に結、桐の箱に入、蓋をば釘にて付べし、上書には、

奉納八幡宮御寶前元服髮一髻　　松井刑部大輔正長

など丶、其氏神の神號を書、下に當人の姓名を書べし、尤臺にすへ出す也、神納物の折紙も、高官は大高檀紙を一枚折て用ゆべし、

獻納　　雄劍一振銘　　龍蹄一匹毛付　　以上

以上の末に、姓名實名を書べし、以上元服具の式の次第、大略かくのごとく也、猶是を以て補具次第の分別専一也、

〔元服法式〕一元服以前、童子の形に二品あり、喝食すがたと、兒すがたの二ッ也、二品は其おや〳〵の心次第にて、いづれにもする也、元服の日まで右のすがたにて、元服してはおとなのすがたになる也、

一喝食すがたと云は、髮の長を肩の上にとゞく程の長さにして、先をはやし揃へて、もとゞりは、頂の上にてひらもとゆひにて結て、さげ髮にして置也、中もとゆひとは、女房の髮ゆふもとゆひ也、うすやうの紙をたちて、細くたゝみてゆふなり、

にて右の方を女結に、左の方を男結にして、端を切べし、其次を前の方にて折返し結て、端をば不可切、結樣左右同前也、扨二三歩も間を置て、後の方にて、左右共に如前堅く結て、其端を切べし、夫〻五六歩置て、紙にて唯に包み、中程を前の方にて、水引二筋にて折返し結て端を不切、左右同前也、此髮をまく紙も、理髮の役〻出す也、引合紙か、杉原紙一枚を竪に折、又よこに折て、端にひだを一よせ、其まゝ髮を卷樣に二枚用意して、一枚には襞の內に左の文字、一枚にはひだの內に右の字を書、かんなかきにもすへて、結髮の具と一同に、近侍の人持參し置也、結髮の役、右のごとく段段髮を結て、髮の中程をまく時に、右の紙を取改見て、左と書付たる紙にて、右の髮先を包、右の文字を書たる紙にて、左の髮を包べし、如此に結髮して、其役人退座す、其節理髮の人すゝみよりて、五角の盤を元服する人に向け、竪にして五角の所を上にして置時、元服する人も、理髮の役に向ひてうつむく也、其時介添の役、後の包わけたる髮を取て、柳の盤の切目へすゆる、理髮の役是を左手にしかと持、右手には竹刀を持て、向の方へ遣り、刀に陰陽の刀を當初て退く、介添添刀を取、左手に髮先を盤のかごに當押へて、やり刀に裁て、左の方の髮を右袖へ入、右の方の髮をも、一刀にやり刀にはやして、左の袖に入、添刀を三方に置、當人面を揚る也、介添五角の盤を取、下座に退て、蝶紙に袖に入置たる左右の髮先を包、龜甲臺にすへ置退く也、理髮の役、此包たる紙を二にわけて、一をば氏神へ納め、一をば貴人の方に封じ置べし、又三にわけて、一をば理髮の役の方に納置事も有例也、其時宜によるべし、かくて結髮の役出て、高官は、紫色なる平打の緒にて、髮のもとを一によく掛並て、四まき結て、左の方に菱形に二重卷、又右の方へ菱形に三重まきて、納の所を又三重に結納、冠烏帽子下にする也、尤髮の本の方〻して、髮先の方へ菱形をばまき揚る也、かくして結髮の役退、櫛具を納て、冠烏帽子を柳筥にすへ、加冠の役の前に置を、加冠の人柳筥を兩手に捧げ、すゝみよりて冠烏帽子を右手に取、左手をそへて、貴人の左の方を先にする心持にて著

一かみの結様の事、まづ折わけて結べき程はからひて、本をれいしきのごとくゆひて、もとゆひのさきをつまへべし、さてはやすべき所をかもうさぎに結、うしろに、結目のあるやうにしてつまへて、又五分ほどをきて、以前の杉原にて上を包、さて紙の上を又ひさむすびしてつまへべし、包紙を一ひだ取べし、何も口傳有之、

〔伊勢家用來冠禮口訣書〕元服をする仁の方にては、黃楊の櫛一具、摺剪大小二柄、水引二把、水こきの器十二筋、平器拜等をば亂箱に入て、柳箱にすゆる也、尤亂箱の上には、紅色の帛を覆置べし、尤右の具共をば、亂箱に根松二本、山橘五本、人壽草十二筋、親子草、福滿草等を改敷にして、其上に品よく置べし、嶋甲臺に右のごとく改飾をしても載置也、此外に嶋甲臺か、三方にも高立を附て、右の品々を以改飾ごし、其上に勝栗、熨斗鮑、昆布、山椒田作の五種をもりて、口祝に出すべし、桑弓艾矢は、蝶紙と一所に置也、柳の盤とは、柳にて作たる四角の盤の隅を一方切て五角の形とす、其橋一尺二寸、竪七寸、高サ五寸、隅の切目三寸也、右のごとく、一切祝儀の用具全備して、元服する人は、無官の衣服を著す、貴人は長絹なるべし、出座ありて、理髮加冠の人に對面し、口祝の臺を出し、次に打鮑祝の三種を一膳にもり三土器を組付て銘々に出し、銚子提子を出して、各冷酒を三獻宛加、ともに九獻を存也、終て銚子提子等の引渡の膳をも納て、柳箱か嶋甲臺に結髮の具を入、亂箱なくば柳箱にすへ、近侍の人持出、貴人の左の脇に置也、次に泔器を臺にすへ、右の方に持参し置べし、次に冠烏帽子をば、柳箱にすへ出す也、次に五角の盤を持出、貴前に置、其節結髮の役出て、貴人の髮を解て櫛を取、左の方ゟ三度櫛を當始、右の方に三度、上の方より一度、下の方より二度、以上三々九度櫛を當そめて、其後作法のごとくにする也、最初に解櫛に、必水をば附べからず、最初櫛に水を付るは凶事故に、大に禁ずる義也、右のごとく櫛違して後、髮をよくすき揃て、本の方を器にて十二卷、前の方にて端を男結にして折返し、其端をば不切也、次に此髮を二にわけ、後の方

〔貞順故實集〕元服の事、髮の根を三重にむすび候て、わなに留候、又口口計置て、右の如く又結候、結びとめは、ぼんのくぼの方に有べく候、其先を引合の紙二枚にて、文などの如くに卷て、又其上を結候へば三々九にて候、髮のうらを柳の板にあて候て、三刀はやす也、又五刀七刀にも能々はやし候を、三度もみ候て、息をふかけ候て揉申候、扨又上の方の結目を解て、根の髮ばかりにて烏帽子を著候、その後上下を著候て祝ふ也、

〔伊勢貞久武雜記〕一男元服之事、大略十二にて御座候、御元服、いにしへは兒髮前三寸結たると申候、近年は髮のまん中に結候、げんぷくの後の方へ、三寸程寄結候てはやし候、人の手三束にくらべ、先を三かたな程はやし申候、其故三そくはやしと申習し候、

一髮はやし候あて物は、わらを一にぎりほどに、杉原か引合の一重にて包水引にて三所結、新敷板に添子をわらの本の方を先へなし出し候、又はやし候て、此わらを髮のうらに取添、折に入置立候也、昔の事也、當世は柳板を用られ候、

一わらのゆひ樣、無別儀候、二重に仕、兩わなにむすび候、結たる方は下になすべきなり、

〔大諸禮〕元服之次第

一たれにても、其柳の盤に小刀をのせて横にして、其上に小刀をおき候て出、はやし手の前に置候時、元服の人立候て、盤のきわへより候時、已前の盤持て出たる者出候ひて、盤をたて候て持候也、ばんのきりめにてはやし候也、同如此の時、元服の人賞翫ならば頓て少人の前へ盤を持て行べし、同ゑぼし親賞翫なれば、已前のごとく、ゑぼしをやの前にをくべし、何も同輩なれば、ゑぼしをやを賞翫勿論也、心得べし、

一はやしたるかみのさきをば、盤持たるもの取て、あなたのかひぞへに渡すべし、かひぞへ請取候て、其人の氏神へ納べし、心得べきもの也、

三ノ間也、四方ナリ、ソレヲ主ノ前ニヒラク、元服ノ具ト云ハ、小元結三筋、櫛三枚、此内一枚トキカミヒチリ三筋、タカンナヅヽミニス、カウガイ二、ピン櫛一、刀一、長六寸、ユスルツキヲ柳筥ニスユ、打亂筥ハ猶本儀也、ユスル土器ノ臺アラバ、勿論ソレニスユル、ユスルツキト自餘ノ具足ト物二ニスユ、

〔三内口決〕一元服事別注可レ達

凡之儀ハ、其座敷悉撤レ疊候、若板敷見苦敷者數疊敷滿之其殿之中央奥圓座一枚敷之南面中央直爲冠者之座、其左之座頭敷疊一帖四面南面直爲加冠之座、中央冠者之圓座之前二尺餘引去、又敷圓座一枚、爲理髮之座、刻限凡記之冠者亂髮著座、次加冠著座、次雜役之人々置雜具、先打亂筥櫛巾之冠者圓座之前中央置之、次置冠、或烏帽子居柳筥冠者之右方、次置泔須留坏、入水有二蓋、盛髮搔一、髮上一也、同居柳筥冠者左方、一但櫛髮搔等兼不置、理髮之人退去之時置之可然、同居柳筥冠者左方、次加冠召理髮之人、其人依仰著圓座、其作法先展櫛巾調雜具、一作法記一之次冠者平伏、理髮之人取冠者之手、左右へ摺向ナ開之合突之可修、組之間合用意也、理髮之人取冠者亂髮搔攏テ取本結、下一結紙捻、其名次常ノ小本結一筋ナ二結取テ、本結ナ卷上ヲ、其末ナ結留、又以紙捻具最末ナ結之、次理髮之人、以髮搔髮ノ末ヲ二ニ分テ、以紙捻結之、先左方、次右方、次以引合卷之、二折ニシテ横卷之、兼書左右、以紫之小本結二筋左右結分之、片カザ、右網向和那ナ中トヲ、次理髮、其作法、結分ル髮ノ末ナ折返シテ、髮刀ナ逆手ニ持テ、左手ニ取納之、冠者ニ不令見之也、理之ナ刀ナ櫛巾ノ前ニ通入、右手ニテ取髮末ヲ櫛巾ノ中ニ取納之、冠者ニ不令見之、仍如了見者也、可有理髮之人之作法如此、左右次第理之了、次加冠取冠或烏帽子令蒙之、理髮之人取冠者之左右手令持之、次理髮之人雜具等打亂筥中へ返納、櫛巾如元相調、此時髮之櫛一、髮搔一、置泔坏、起座退出、次加冠之人進寄理髮之圓座下、取鬢櫛髮搔、不浸水、漸進到冠者之前、及面理髮搔鬢、先左鬢、次右、次中央、心中ニ祝萬々歳之壽而髮搔、鬢下ヲ揃即搔事櫛等如元返置歸著座、次役者撤雜具、次冠者起座入休所、於此時改本結剪餘以下可成如事、次加冠之人起座退出、若著座之人有之者、冠者之右方敷疊一帖、其中兩人著之、與加冠相向著座之、此間ニ座敷相改テ、如常敷疊、次冠者出座、冠者著我座之程、盃杓多少可隨時也、

短元結卷之二廻、以兩手結固之片鎰、鎰各爲內方、先左冠者右方次右、其間以左大指節爲定、次取出檀紙卷包左髮末、此紙內々折設之、其樣先檀紙一枚、竪ニ折、又横ニ折、又竪三折、包畢以紙捻一處結之、二返、其結樣如短元結、右方同之、次密々取出筝刀、聊向右方、於後方拔之、寄懸件鞘、刃當我方、以左手握左髮、逆手以右手取刀、逆手、刃向上、當短元結與檀紙之間、折返所持髮、一手持之、立右膝副臂於件膝、與膝相共漸々引切之、三刀半切之云々、實不可拘其數、不可思以手切之、當思以膝切之、切畢如初置刀於後方、以右手引上櫛巾上方引懸左手無名指、以右手取彼切髮、乍包紙密々納櫛巾中、入横不使童子見之、次切右方、作法如左、事畢又聊向右方取刀、如元納鞘、返入櫛巾內、次左右共引拔短本結、返納櫛巾內、次以右手取巾子、以左手持髮入巾子、使冠者左手持之、此便使冠者右手上膝上、如元懸首領蜻蛉、次取出鬢櫛髮搔等置櫛巾上、髮搔左、髮櫛右、置泔坏左方柳筥上、是者近代作法也、以左手如元引寄冠筥、以右手引寄泔器筥、見繕櫛巾等、若有髮切等者、密可入櫛巾中、退復本處、次尊者進寄、加冠作方畢復座、次理髮人更進著初圓座、以櫛髮搔攪鬢、其儀先左方、以櫛攪之兩度、以髮搔撫之一度、次右方以櫛攪之一度、以髮搔撫之一度、或說、先左次右次後、是近代作法也、且甚有不便之事、不可從之、事畢入櫛髮搔等於櫛巾內、如元帖櫛巾、使冠者右手持扇、退復本座、若猶扶持者、此時引導冠者可令起座、抑此作法、古來不一樣、今所記者以江次第諸家子弟元服、童六位元服等次第爲本、其細記者前菅中納言、胤長冠儀予爲理髮時之作法也、予此作法學故前中納言、實觀此卿者執古實人也、又遍照金剛寺殿冠儀爲理髮旁以熟此作法、乃依金剛寺殿仰所受其敎也、

〔運阿口傳抄〕元服次第、主ハ我手ニニギリテ、二ツ重テ、ヒタヒニアテ、ウツブシニ、蹲居也、打亂筥廣蓋兩說、小元結三筋可入之、二筋ハビンユヒツク、刀ハタカンナ刀、ビンヲ五分バカリスグニヲルベシ、スグト云ノ時ハ、刀ノヒン、チトマロヤウナリ、ツカノツヽミヤウハ、タカンナヅヽミナリ、髮ハ二ツニワケタルヲ、ダンシニテツヽミテ、二ニヲリテ、刀ヲサカテニモチテ、我方ヘ、ハヲナシテ引キル、主ノ方ヘ、ハヲムケズ、左ヨリハヤス、理髮ノヒザノ下ニ、サシカウ、左ノヲバ、ヤガテ左ニ、右ヲバ右ニナリ、櫛手拭ハ綾二ノ

搔、或謂立髮搔、）先左（冠者右方）次右、（冠者左方）各一度、其用右手、（總二度）或以左手取髮搔、先渡左方、次渡右方、或左方二度、右方一度、（總三度）或左右各三度、（總六度也）或渡左方、次右方、次中央等三度、皆是其由計也、作法畢、返置髮搔於本所、復座、右者有結燕尾、固纓本等事、中古以來、此作法絕畢、

抑冠者後方、有指入纓處、謂之纓壺、古冠未聞此名、恐唯以紐結付之也、今冠亦巡巾子之下、有紐形、蓋其遺制乎、仍古代者、雖有結之固之作法、今冠出來以後者、不及其儀歟、中頃亂世、不能別設拔巾子冠、仍用尋常冠、其時不用拔巾子冠、用常冠、則理髮作法畢、假入彼冠於髻、而退、次加冠進著其圓座、先押直額、正之、次取髮搔而渡之、如常復座、

又有加烏帽事、其作法先如本渡髮搔、次結烏帽子結、多是賤官賤位、武弁庶人等之事也、

〔冠儀淺寡抄（五理髮）〕理髮作法事

其後役送覽、持參冠具陳置之了、次理髮人進著前圓座、（古代夜中之時、先是脂燭人二人、進左右、或理髮著座之後著圓居、）參帶劒人者解脫之、唯持笏參進、（或空手）或受尊者氣色、參進著圓座、（先突左膝、次突右膝、）著之、次以左手取冠見之、以右手拔巾子置之於冠前橫置之、（以右爲上）或立懸冠巾子、或不拔離之、唯拔懸如元置之、（此或近代之事歟、但不佳、）次如元返置柳筥了、（次古者有解結燕尾事、近代此作法絕了、）次以左手聊押遣冠筥於左方、亦以右手押遣泔器筥於右方、次開櫛巾、其儀以兩手開重於左右、次入手引寄下重於前方、（除置之）上重者、猶如元而復置之、（此次古者調設紙捻、近代皆略之、故不及此作法歟、）次取出元結三筋、（長一、短二、）解延之、置櫛巾上、其儀先取長元結、自中程折之置之、是恐結之時、其先長短參差、（口傳、如是計置、謂結之時、其長短先出櫛、仍隨於事、子細計其中程、一結可結置、然者分明而有便云々、）次取短元結、同計長短、折中程而延置之、（是短故不計）置、其時見分故也、各置之於櫛巾上、次取冠者左右手、令下之膝前、（或此時使冠者左右手、重置膝上、其上說居、近代不見此儀、又取冠者手、左）右へ相開、先令突之云々、此便拔離首領蝶結、（是稱曰蝶結、此事歟、）次以左手持髮、分右手指搔集亂髮、先左次右次後、網之手櫛、（本儀以櫛鋪、鬢之、然近代用手櫛、依有便也、）次以右手取長元結中程、（左手持髮、）自下方當之、以兩手卷之、（入分許）於後方一結之、自其漸々卷上畢、（彼形三重、可依髮爲短、）二、二繼而結固之、（如例於後方結之、謂之也、此時右者有集遣事、近代多略之、）以髮搔中分髮末、以

御くしのはこのふたに、かみをしきて、もとゆひ、御くし二三枚、かうがい、かばさみをいれたり、とることつねのごとし、たゞし御もとゆひをのごふことは、まづかみをすこしやりて、ほそくたゝみて、びんぎならん、かけがねのつぼにひきとほして、はなづらのやうにむすびて、それより御もとゆひをひきとほして、すゑをとりあはせて、ひろきかみを、たゝうがみのやうに、みつにたゝみて、わなのところを、御もとゆひ、ふたすぢがなかにいれて、ひきのべて、のごひて、御もとゆひのなかのほどをぞ、もとつけたるはなづらのやうなるかみに、きし〳〵とすりのごうやうに、うらうへのすゑをとりてすべし、御くしのはこのふたをおきて、御もとゆひのすゑを六七寸ばかりをおきて、ひだりの手してとりて、さりげなくて、ながきかたを、右の手して、ひだりのひぢのほどにおしあてゝとりて、そこをきとひねりておきて、そこよりもとまきのはじめをば口しそめて、いつからまき、おほくてなゝからまきにすぎず、もとまきおほかれば、もとゞりのとくぬくるなり、又ひぢにあてねば、六七寸のほどよりながきかたを、くしのはこのふたの二方にひきあつることも有べし、うちの御もとゞりとることも、おなじことなり、ふさのゆひやうかはるなり、ふさをふたつにわけてこもとゆひふたつして、べち〳〵にふたつにゆふなり、そのゆひやうは、うらうへながらかたかぎにゆふなり、そのかぎのてを、ひだりみぎにむすべば、ひだりのは、めのこむすびにせよ、それがよきなり、もとゞりをとることは、ならふによるまじ、てんせいのてきゝによるべし、

〔冠儀淺寡抄四加冠〕加冠作法事

理髮作法畢、入巾子退、次加冠起座、(懷中扇)進自座上著理髮圓座、雖束帶不及座揖、置笏於圓座右、或不及起座、作居進寄(膝行)著之、次先取出懷中扇、置之左方、(或右)次以左手取冠(若冠者直在冠者之左、以右手取之、)移右手、以左手持拔巾子之本、以右手加入冠、(右口决)取冠者左手令抑冠額、更取髮搔(以細爲先)方搔入鬢毛、(右者謂之渡額、或謂渡髮)

なり、のちのれうにしるしおくなり、すけゆきがてにて、かきておしたり、
かはらけにしそくをおきて、をしき二枚にすゑたり、さぬきわらうだ一枚ぐすべし、もしわれどりはちをせば、ざによりて、わらうだしきたらんに、ひだりのひざをさきにかけてゐて、くしのはこのふたをつゝみながら、ちごのまへによこざまにおきて、うるはしくひろげて、ちごをうつぶしに、ひざををりてふせて、もとゆひをとりて、くしのはこのうへに、ひきのべておきて、かみをかみざまにかきなして、うなじよりうるはしくわけて、まづひだりのかみをうるはしくときて、かみひねりしてゆひて、またみぎをときて、のちとりあはせて、もとゞりにとりて、びんふくひきてのち、しきたるかみをとりて、かみのすゑを、ふさのほどをのべてつゝみて、かみひねりしてゆひてきるべし、きらんことは、ようゐあるべし、ふさのほどみじかくするな、うるはしくもとゞりをとりて、ふさをはさまんに、あしからじのれうなり、かみばかりはきれねば、かみのうへをきるなり、あしくきりて、ちごのひたひきるな、ようゐあるべし、よくとりはつるがよきことなれば、ながきもとゆひをば、ふたへにおしをりて、みじかくしてとるなり、どくどりはてんれうなり、もとゞりとりはてゝ、みづして、けづりあげてのけば、かくわんの人の、かぶりをも、ゑばうしをもせさするなり、かみのすゑは、ちごにみせできりはてゝ、ひざのしたにおしかひて、くしのはこのふたにいれてのく、こじをはなちたるかぶりなれば、まづこじを、もとゞりにいれてのち、ひたひをせさするなり又こじをはなたぬ、つねのことなり、かうがいにて、ひたひをわたして、びんをかくまねをす、さうぞくは、まづわらはさうぞくにても、なほしにてもきて、そとこになりて、かへりいりて、そくたいをして、いで、ゝはいしてのち、もとのざにつきて、まへのものはまゐらするなり、もとゞりのふさをゆふことなし、

御もとゞりをとること

雜具(用本役人) 次冠者於便所改裝束著綾袍(多用五位藏人袍) 次出庭中再拜 次居加冠理髮膳加冠料冠者座跡(有打敷) 理髮料本座机也、二人舁之、略定時不居饌、 次加冠理髮羞饌、家主勸盃加冠、 次加冠祿女裝束一具、或束帶、或加大刀、本束帶時細大刀、自餘野劒、親昵公卿取之、 次理髮祿女裝束一具、以上四位取之、 次加冠曳引出物馬、五位二人取續松明並前行、五位一人諸衞官人一人、牽馬渡前庭、授尊者御前、

〔江家次第二十〕臣下元服

裝束如庇大饗(如常) 次撤座上第一間燈臺并廂燈臺等 次敷座於件間(一所冠者料、南面、一所理髮料、北面、) 冠者(自庇進) 次置雜具、冠(置冠者右) 泔坏(置冠者左) 櫛巾(置中央) 指脂燭二人、進居理髮座左右、(自庇可進、或脂燭人引導、冠者先著、) 次理髮人進著座、(帶劒人脫之) 置笏於座左、 先取冠貫左手見之 次拔巾子置於本宮 次解緌鶩尾返置 次開櫛巾 次以刀設紙撚三(或先在巾) 次解本結返入於宮 次先解左方本結梳、取以紙撚暫結、 次解右方梳之 次左右令梳卷本結、以櫛曳邊幅、 次本結畢 次卷左右小本結 次以紙卷左小本結、末以紙撚結一所、 次右又如之 次以刀先切左 次切右(髮切不令冠者見之) 次入巾子於髻而退 次加冠人進著座、以冠入於巾子上并額、畢固纓本、 次退復座(此間可仰粲饌事) 次理髮進攬髮、并納雜具畢退、 次冠者退 次撤雜具 次冠者於便所改裝束著綾袍(多用五位藏人袍) 進出於庭中再拜退 次居加冠理髮膳、加冠座(在座上) 理髮座(在座末) 次家主勸盃(或兩三獻) 次被物女裝束 次加冠引出馬 次加冠退出

〔雅亮裝束抄〕おとこになるあいだのこと

首書、くしたなごひのうちには、だんしを二枚たゝみながらおきて、そのうへに、たかうながたな、もとゆひ、くし二枚がうち、ときぐし一枚、かみひねり三すぢをぐせらる、これも兩せちにのきに□□□かるべし、ならふところは、だんしをひきちがへて、おくところそならひたれ、ふおん

次左右合梳卷本結、以櫛曳邊幅、　次卷本結畢、次卷左右小本結、（以左大指節爲定）　次以紙卷左小本結、末以紙捻結一所、　次右又如之　次以刀先切左、次切右、（髮切不令冠者見之）　次入巾子於髻而退　次加冠人進著座、以冠入於巾子入冠額、畢固纓本、退復本座、　次可仰榮爵事、　次理髮進撤髮并納雜具而退、　次撤雜具（同本役人）　次冠者退　次冠者於便所改裝束著綾袍、多用五位藏人袍、給爵時儀也、不給爵人者、可著直衣、　進出於庭中再拜退　次居加冠理髮座（冠者座歟）　次加冠理髮著座（家主勸盃、或兩三獻）、　次被物女裝束（各一具）　加冠料親昵公卿取之、理髮料殿上四位取之、　次加冠料引出物馬、（五位一人、六位衞府一人引之、）或加冠引出物加大刀、

〔江家次第二十〕童五位元服

冠者來、（著奧座）　冠者父不必著座、　三獻并箸下作法如常　次撤座上第一間燈臺并廂燈臺（諸大夫）　次敷菅圓座二枚於件間、（諸大夫）　內冠者料、外加冠料、　次冠者著、進自廂、直衣束帶、或布袴隨時儀、　次置雜具、先冠、置冠者右、（以巾子寄前）　次泔坏、置冠者左、

已上入柳筥蓋、殿上童儀、自餘可用冠筥蓋并泔坏臺、

次置櫛巾、（入打亂筥）置中央、納檀紙三枚、本結三筋、（長一尋二）櫛二枚、笄刀一柄、髮搔一、　次脂燭指二人、（殿上五位、藏人）（持脂燭）進居理髮座左右帖、進自庭、諸大夫二人以代脂燭、盛土器、居折敷相從、　次理髮人著座（著圓座之）　先取冠置左手見之　次拔巾子返置於本筥　次解縱燕尾返置之　次開櫛巾（以疊紙一方爲具）　次設紙捻五筋　次解本結三筋（巡三疊）　次中分髮先梳、取左方、以紙捻暫結之、右又如此、　次左右梳合、以本結卷之、故經長大納言說、以本結長方向下卷之、　次以櫛曳邊幅　次卷小本結（以左大指節爲定）　左右結畢以檀紙卷小本結、末以紙捻結之、　次以刀先切左、故大宮右府說、後冷泉院御元服時、學作法於經賴云、刀向上用之云々、　次切右方（以左方爲定）其髮切不令冠者見之、　次入髻於巾子退（[illegible]）　次加冠人著座（進自座上）以冠納入巾子、正冠額、結纓本復座、　次理髮進撤髮返納雜具退、　次冠者退　次撤

次入巾子退　次加冠立座、進入冠者額結鬢尾、退復座、　次理髪又進理鬢退　次冠者退歸渡殿宿所、此間藏人頭冠者敍正五位下之由仰當座一大臣、上卿即可傳仰內記之由仰辨、　次冠者著綾袍進庭拜（御前人取松立中門邊）　次撤圓座敷加冠座　次居加冠前物（先打敷）　次饌物等如恒　次理髪前舁机居之　次引出物　次大刀（此日或公卿取之）　次加冠祿（裝束大刀或公卿取之）　次理髪祿（殿上人取之）　次加冠引出物馬（諸大夫二人前行持松明、諸大夫幷衞府官人引御馬）　次冠者參內、人々相具、於殿上口付近衞次將奏之、　次復命之後、冠者拜舞　次有御前召（藏人頭傳仰、昇青璅門、候御前御座南間廣庇）　次五位藏人、取御衣給之、入自鬼門、出自南第二間被之、自殿上戶歸入、　次冠者懸御衣、下自長橋內、經長橋末、於河竹臺間拜舞、出自仙華門著履、　次被仰昇殿事（先藏人頭召出納仰之）　次告冠者、冠者又拜舞、畢昇殿上、藏人付簡、　次居湯漬、次被下禁色之宣旨、（藏人頭書之下上卿）　次下御衣給冠者宿所、冠者改著御衣參殿上、　次退出

〔江家次第 二十〕諸家子弟元服

一獻、（居飯）二獻、（居冷汁、箸下）三獻、（居菓子）　頭取之、公卿、參議、納言、　次撤座上第一間燈臺幷廂燈臺等、　次敷菅圓座二枚於件間、一枚冠者料在北、（地下五位）一枚理髪料在南、（地下五位）　次冠者著（自庇進）垂總頭、（無夾形、青色闕腋袍、白綾如）恒、著絲鞋、（以上殿上童儀）　地下者直衣布袴、（或直衣束帶、淺黃直衣、）　次置雜具先冠（入柳筥蓋）置冠者座右（以巾子當前）　次泔器（入柳筥蓋、無臺）置冠者座左

已上置柳筥之蓋、殿上童儀也、地下之人可用冠筥蓋幷泔坏臺云々、

次櫛巾（入打亂筥、入檀紙三枚）入本結三筋、櫛三枚、刀一柄、刷一、置中央、　次指脂燭二人、（插笏持脂燭）進居理髪座左右、自廂可進、諸大夫二人各取置脂燭雜具、折敷置其傍、　次理髪人進著座、（帶劍人脫之）置笏於座左、　先取冠貫左手見之　次拔巾子置於本筥　次解緩燕尾返置　次開櫛巾（以黑方爲表）　次以刀設紙捲三筋　次解本結返入於筥　次先解左方髮梳取、以紙撚暫結、　次解右方梳之

已上殿上童儀也、地下者自中分之梳之、

源氏皇子可加元服、先撤晝御座、立倚子爲御座、次孫廂南第二間、敷疊并茵爲加冠座、其南敷菅圓座、爲冠者座、（延長七年二月十六日、兩源氏加冠之時、孫廂第二間敷加冠座、其南第一間敷圓座二枚爲冠者座、）時剋出御、令侍臣喚加冠人、加冠人參入著座、次源氏依召參入侍座、侍臣以理髮具（匣蓋納巾冠等也、）置座側、次召侍臣堪其事者（用四位、）令理髮、訖加冠人進而加冠、訖理髮人更進而理髮、畢退下、次源氏退下、更服參入、當于御座、於庭中拜舞退出、次令內侍召加冠人、應召參上、命婦持祿給之、拜舞退出、（其祿同親王加冠之時、）王女藏人召理髮者同給祿、（又同親王之例、）拜舞退出如初、內藏寮辨備饗饌、給殿上侍臣、或出御侍方有歌遊事、王卿已下至于六位給祿有差、

〔西宮記臨時九〕一世源氏元服

御裝束同親王儀、但源氏座在孫庇、西面北上、前置圓座、其下置理髮具、入柳筥、

引入著座、召源氏著座、召藏人置理髮具、理髮被召著圓座、（掌人巾子候便所、）引入著座、（引入退、）冠者下（於下侍改衣、著衣、）拜舞（入自仙華門、）引入祿（拜舞、）天皇御侍倚子、（王卿已下候、有御遊盃酒、源氏候四位上、王卿給祿、本家分也、食廿六具儲備、）

〔江家次第二十〕一人若君元服事

自內裏遣御冠、（五位藏人爲使、入御筥、御倉小舍人著衣冠相從、）主人自相合藏人奉御冠退、

若於廂相逢給者、立座自簀子敷進、獻冠於主人歸、無祿、

入夜公卿以下著（廂座、）

加冠來後、羞饗饌如恆、勸盃人等隨時定云々、初獻主人取、自餘作法如恆、座上敷圓座二枚、

次冠者著座、自簀子敷進、（經上達部座東、）次置冠左方、次泔坏置右方、次觸手巾置中、次理髮著座、次脂燭二人候理髮左右、（件脂燭四位持之、）各具土器、指燈臺脂燭、同置土器上、（諸大夫持參、）次理髮先取冠入左手見之、抽巾子置、兩觸手巾、次解冠者總角、（先左、）

次取髮如恆

取畢先以紙裹髮末切、（件刀刃向上切之、）又想髮作法、故三條大納言說、髮長方剃之云々、異他家、

禮、內記微音稱唯退歸、草納筥持參、上卿披見、內覽奏聞如恒、次清書覆奏之後、召中務輔給之、

〔新儀式 臨時五〕親王加元服事

親王加元服之儀、撤晝御座、鋪毯代立大床子、（用所、）南廂第二間、鋪疊二枚、其上鋪茵為親王座、（北面、但元服之時東面、疊用所、茵用本家、）孫廂南第二間、鋪疊幷茵為加冠者座、親王座東邊鋪菅圓座、為理髮座、時剋出御、次親王自侍方、參上著座、次召加冠、上卿著之、後置加冠調度親王座東頭、上卿奉仰、召理髮人、進著座、理髮訖退候南階邊、上卿起座、到親王座東頭、加冠復本座、理髮更進理髮訖退出、次親王退出、次上卿退出、次撤加冠調度、次親王改換裝束、（下侍東第一間、立廻五尺御屛風三帖、鋪地敷二枚、其上置茵、並用本家、但所雜色以上鋪之、）自仙華門參入、於東庭舞踏退出、爰內侍於侍東戶下召加冠人、進候孫廂、女藏人取祿賜之、（白褂一重、御衣一襲、大臣加白橡表御衣、或馭遊之、次召左右馬寮十列、各一匹加給、）退下舞踏、自仙華門罷出、次召理髮者、候南廊小板敷、同賜祿、（白褂一領、阿古女御衣一領、）舞踏同上、內藏寮辨備酒饌、賜王卿及殿上男女房、（或本家設此饗、）本家設獻物、（殿上王卿已下及藏人所雜色等取之、入自北廊戶、列立御前、西面南上重行、若人數不足、召用內豎、或亦設純物立便所、克明親王之時、分立南庭東西、令檢非違使分給所々障、）其後召王卿於御前、（其座如常、）即賜酒肴、（新冠親王同候之、）次召侍臣堪管絃者及樂所人等、同令歌遊、（侍臣候南廊小板敷、樂所人候南階下、或左右近陣奏興之、）候御厨子所、時供御酒、次王卿及男女房、賜祿有差、（可注下載天皇同座親王、於御前行此禮叙三品例等、又非今上親王於私第加元服參入儀等、又第一親王與他親王有分別乎、）

〔西宮記 臨時九〕親王元服

延喜同日四人元服、二人兩度參上、大臣納言二人加冠、（兩度、）於里亭加時、於母屋有此儀、

天皇出御、（垂母屋御簾、撤晝御座、鋪毯代立大床子、）親王著座、（東廂南二間、敷茵所、鋪疊三枚上敷之、有二人、敷二枚、北面、元服時東面、）引入著孫庇南二間、（依召、疊一枚置茵、二人候鋪二枚、第一二間、大臣鋪緣、納言兩面茵、本家儲置加冠具、親王座頭、唐匣一合、泔坏一口、巽角、二階御冠、入柳筥、）理髮著親王座東、（菅圓座、理髮了入巾子、候南小戶前、）引入進、（執冠入了、自座下著本座、有二人之時、引入並進、或自上臈進、）理髮進攬髮出了、親王退、引入退、（親王下下侍、改衣、黃衣、本家立四尺屛風三帖、鋪地敷茵等、）親王拜、（入自仙華門、於東庭拜舞、）

〔新儀式 臨時五〕源氏皇子加元服事

（陽殿西廂、給印、與少納言共進立案下、主鈴置印於案上、退立自所、卽中務大輔唱國郡朝臣、入自敷政門、進就大臣前、給入位記、其進置案上、加手與少納言捺印位記、李大臣知受儀、其輔二人退出、次主鈴納印、與少納言退出、大臣令持位記於内記、對弓場殿覆奏、了還陣云々、）天皇更御帳中、近仗警蹕、而後著座、（先是立胡床陣、）須臾皇太子參上、（先是太子自中宮還在直廬、）至座東南謝座立、東宮采女一人、把空盞授太子、（自北邊授之、退在御帳艮角御屏風之後、）太子受之再拜、采女亦進、受盞却還、太子著座、親王以下五位以上、入自日華門列立庭、近仗興、（參議已上一列、四位以下在後、重行、並北面西上、未得解由、及違過狀、大夫等皆預之、）謝座、春宮亮把空盞授貫首人、卽謝酒、訖上下各著座、親王公卿更下殿、出自敷政門、諸大夫起居、出自日華門、執御贄、（菓子魚鳥之類百捧、）入自日華門列立庭中、近仗興、大臣偁留殿上、問之、貫首人稱唯曰、春宮坊獻御贄、以次稱物名、訖大臣曰、給進物所、貫首人稱唯喚膳部、膳部稱唯來受、（受參議已上所取之物、）諸大夫持、就進物所進之、親王公卿等退侍座、内膳自西階登供御膳、東宮采女登供皇太子饌、坊司給上下群臣饌、獻物之後、左右近衛將曹各一人、率近衛各二人、開長樂永安兩門、辨二人起座、出自長樂門、率史各一人、東西相分自件兩門參入、立屯食湯、（延喜外記記云、各當屯食中間西面立、）令六衛府舍人（延喜外記記云、諸衛舍人二百人云、）逐出、頒給諸司所々、（於中重給之、檢非違使左右相分、偶共行事、）卽閉南門、三節之後、治部雅樂人等、自日華月華兩門、分立承明門壇下、逐奏音樂、（大唐高麗各二舞也、延喜外記記云、治部省率雅樂寮、於日月華門外、各奏一曲之後、入自同門、經春興安福兩殿壇下、列承明門壇下、北面立奏、）（大唐高麗各四曲、還退出、其後于時酒肴各給竹云々、）樂訖退出、（延喜殿上記云、樂止之後、親王公卿各參上、左近衛中將上卿臣、右近衛少將侍從、伊衡、左兵衛佐、永實等、依召參上、候公卿座以南唱歌、）大臣起座、執見參簿、轉内侍令奏覽、訖以見參給少納言、此間内侍（延喜殿上記云、掌侍直明子、持御祿太子綿、出自御帳東、以皇太子座北、賜之御衣一襲云々、）持御衣、賜皇太子、太子受之至南廂、西面拜舞退下、少納言唱見參、親王已下應召起座、就給祿所、坊司立辛櫃下、依次給祿、（三位已上白褂各一領、四位五位白衾各一條、）列立庭中、拜舞（北面西上）退出、天皇卽還御、

〔柱史抄下臨時〕皇太子元服事

延曆七年以往宣命、弘仁十四年以後詔書也、但寬平九年、醍醐天皇卽位之時、讓位宣命之中、今日有加元服之詞、被度無詔書、其後代々有詔書、天下爲父後者六位已下叙爵一級、國唐未進免之□□□□加冠、禮了太子御休廬、天皇入御之後、所司裝束南殿、如節會儀、此間上卿仰云、東宮御元服詔書事

聖德太子繪傳

（文筥、各二合、居黒漆高机、各二前、有覆、數物等、改服還陣座、時刻共起座、於軒廊東一間洗手、主水設洗器、於第二間、云々、）至東廊洗手、共參上著南廂座、（先是春宮坊司、就各宿所、給加冠理髮人等裝束、仍換衣服、祗候陣座、）皇太子立座著加冠座、理髮人起座、進著太子前倚子、理髮訖、取空頂黒幘著於頭上、（黒幘先在御櫛箱）起座東差退西面立、（在母屋南面東第二柱下、延喜殿上記云、春宮坊御廚子南、）加冠人起座、進到置物机下、跪執冠、右執頂左執前北面立、（在置物机南邊）祝曰、以歲之正、以月之令、咸加其服、以成厥德、萬壽無彊、承天之慶、（祝聲如平）（生之讀書、延喜殿上記云、祝文置置物机上、著座加冠、還著兀子、）卽著倚子、脫空頂黒幘加冠、訖復南廂座、理髮人亦進著倚子、結纓理髮、訖復南廂座、卽太子起座入北廂、加冠及理髮人退下、（延喜殿上記、皇太子未入內之前、加冠理髮下殿、）此間女藏人二人、持御笏（天皇爲太子時之笏）御衣（先所服用下襲袴等、並納御窠、但表衣本宮調候、）給太子、內侍藏人出、取置物机上櫛箱冠筥等、納東廚子退還、太子改換衣服而出、傅先候階下相待、太子更昇階、贊引太子而進、（延喜殿上記云、先右大臣參上著兀子、皇太子出自障子戶、進於御前舞踏、此間大臣立南簀子敷、待太子拜禮畢、出行著直廬、）傅至南階上東邊、北向留立、（傅自簀子敷進向、太子自南廂西行、）太子直進、當御座拜舞訖還退、傅引下殿、勅命太子參中宮、內侍臨檻喚近衞次將、次將至階下立、內侍仰云、喚加冠理髮人等、次將稱唯却迴、仰加冠及理髮人、參上著南廂座、女藏人二人、持祿進給之、（加冠御裝束各一具、理髮御褂一具、）各受之退下、於庭中拜舞、（西面北上、延喜殿上記云、並立櫻樹坤角、當于殿東一間西面拜、）退還（延喜御記云、檢舊記、皇太子加冠時、無給加冠等人祿例、只承和九年、田村天皇（文德）爲親王加元服時、給加冠右大臣御衣、今不能從、然仍因准彼例、給此兩卿、云々、）天皇還御、其後春宮坊司等參上、撤加冠座倚子机及廚子等、（但威儀御膳御廚子不撤）所司更立殿上親王公卿座、如節會、內膳辨御膳、造酒置御酒器、主膳辨皇太子饌、（前臺盤引頓、不用數物、延喜殿上記云、有幘額毯代等、預供菓子、唐菓子、木菓子、各四盛、改北廂東第一二間裝束、爲東宮膳所、所司立之、御屛風二帖爲隔、西面立之、其中敷疊四枚、隔子下依例立棚廚子一脚、膳所辨備饌物、采女等候、）所司宜陽春興兩殿西廂、設四位已下五位已上座、（床子二行）大膳立上下臺盤、造酒立酒器、（皆有胡瓶）坊司率所司辨上下群臣饌、（延喜殿上記云、殿上侍臣幷女房藏人所、同賜饗、）大臣參御在所、令奏詔書幷位記、卽還陣座、詔書召中務輔給之、位記於軒廊依例捺印、覆奏之後、付坊司各令分給、（詔書之詞、隨時載之、位記、敍東宮宣旨乳母也、延喜外記記云、大臣令齎詔書舊案於大內記三統理平、度階下到弓庭殿執奏、奏訖還左近陣、此間左近衞陣長樂門、次左右近衞立胡床於南階東西、于時大臣令齎位記詔書於內記二人、兩度奏如前儀、復陣座、卽中務少輔藤原朝臣朝見給詔書、此間少監物和氣雅文、入自日華門納鑰退出、少納言平朝臣安興、令齎印盤於少主鈴長岑利用、率左近將監藤原忠家、入自日華門進立軒廊南庭、先是主殿官人、引却陣前斑幔於西方、主鈴長岑利用到宜

仗警を稱す、内辨宜陽殿の兀子につく、内侍西檻にのぞむ、内辨謝座して軒廊にかへり入、官人を召て、廷尉佐をめす、廷尉佐宜仁門を入て、内辨の前にす、む、内辨施行以前見徒免ずべきよしを仰す、佐まかりぞきて尉に仰す、内辨西階をのぼりて、堂上の兀子につく、この、ちつねの白馬節會のごとし、よてもらしぬ、

抑天皇御元服の禮は、貞觀よりこのかた寶永にいたりて、廿二代その蹤あり、代々の式、家々の日記などに、粗書のせ侍る、しかあれども委書あつめたる抄物もなきにや、いまだ見及侍らず、よて管見をはぢず、見やすきがためにかんなに書つゞりて、天皇御元服和抄と名付ること、しかり、

安永九年八月　　公麗

〔新儀式五臨時〕皇太子加元服事

時刻宸儀出御、次皇太子入自敷政門、昇自東階、著尋常座、（先是皇太子參入、在直廬、）若有鎰奏、此間賜之、次加冠理髮二卿、盥洗昇殿先著兀子、（内裏式、傳及中納言已上一人候於殿下、至其時二卿共洗手上殿、傳先加冠、納言相於太子把笏者、承和五年、傳大臣昇殿、召主殿允紀道茂、令加元服者、）次太子著元服座、次理髮者、（延喜中納言定房卿、）著小倚子東、理髮既畢、退立春宮坊御厨子南、（西向、）加冠大臣（延喜右大臣、）進小倚子前、磬折而立執冠加、（先是東宮、設二卿裝束上下表裏各二襲、送之、仍二卿起自陣座、各還直廬、改著衣裳、亦就陣座也、）祝返置机上著座、加冠還著兀子、次理髮者進小倚子、理髮還著兀子、二卿相共下殿、皇太子入自障子戸換服、又大臣參上著兀子、皇太子出自同戸、進於御前舞踏、此間大臣立南簀子敷、待太子拜舞畢、前行下殿著直廬、少時掌侍臨檻喚二卿、（或云、近衛次將喚之、）歸入御帳之後、次二卿參上著兀子、次藏人命婦執大臣祿、（白大褂二領、赤色表御衣、御下襲、表袴也、）藏人執中納言祿、（白大褂二領、）倶進兀子北、（四尺許、）居賜之、大臣等跪賜、相共下殿、並立櫻樹坤角、當于殿東第一間西面、拜舞退出、此時宸儀還御、次所司參上、改殿上裝束、更設宴座一如節會、坊司等參上、撤御厨子倚子等、（但威儀御菓子御厨子不撤也、）立皇太子臺盤、（有幅額毯代等、）預供菓子、（唐菓子木菓子各四盛也、）此間左近衛官人率近衛二人、開長樂門、大膳職立臺盤於宜陽春興殿西廂、即閉門歸、穀倉院設饌、入自日華門、辨備諸大夫

記文章博士菅總長朝臣（清書少外記友昌）抑此賀表を作るには、松筆さて、男山春日山などの、松の枝をもて筆をつくりてかく故實侍るとかや、天永の度は敦光、賀茂山よりとりて作るよし見え侍るとぞ、かくの如き故實も、今は其道につたはらぬこそ念なく侍れ、さて當日作者、表草を攝政の直廬にもて參る、攝政奉行職事に仰て外記に下さしむ、清書せさせん料なり、其をもて清書せさすべきよしを仰するなり、清書をはりて、少外記文杖にはさみ、史生にもたしめて、殿上の口に參りて、頭若は五位藏人もて攝政の御署を申、攝政殿上につきて賀表に署をくはへらる、職事外記にかへし給ふ、先是左大臣以下諸卿仗座につく、外記賀表を筥にいれて、外記令一人硯筥をとりて、左大臣以下の署を申、仗座に候せぬ公卿、陣の後に北上西面に立ならびて署をくはふ、（外記二人、藏賀硯賀々公卿の南にしちむかふなり、一人かくの如し、）署くはへをはりて、（不參の人にくにへす）外記表函にうつし入て、花足にするて案にのせて、床子座の前にたつ、中務輔丞などこれを舁て、月花門外にたつ、（南行北）職事陣にいで、賀表かくべき公卿の事を仰す（大納言二人、中納言二人、參議二人、おの〳〵上首なり、）內辨その人々に告示す、その人々起座して靴をつけ、月花門にむかひて、表の案を舁て、庭中を經、南階をのぼりて階の間の東の間にたつ、おのおのかへりいで、靴ぬぎて陣の座にかへりつく、內侍表函をとりて、北庇へもて參りて攝政に覽す、掃部女官四人、いで、案を舁て、御階宿りの邊におく、次職事軾にいで、恩赦の事を仰す、內辨大內記を召て恩赦の事を仰す、內記宣命草を奉る、內辨職事をもて奏聞、職事かへりいで、清書の事を仰す、內辨內記を召て清書の事を仰す、次內辨大外記を召て外任奏をとふ、外記これを持參、內辨職事を召て奏聞す、御弓奏の事、おなじくこれを奏す、職事かへりいで、外任奏をかへし給ふ、御弓奏、內侍所につくべきよしを仰す、內辨外記を召て外任奏をかへし下す、御弓奏、內侍所につくべきよしを仰す、內辨外辨を仰す、諸卿外辨の幄につく、第一の人、請司をとふなどつねのごとし、內辨仗座をたちて、陣後にて靴をはく、近衞階下に陣す、主上帳中の御倚子に著御、近

右にわかれて參入音聲（春庭樂）を奏してまゐる、左萬歲樂、裹頭樂、右皇仁、散手を舞ふ、次退出音聲（長慶子）を奏してまかづ、縫殿寮、祿の辛櫃をたつ、（昔は十合、寛治五合のよしのせたり、）内辨殿をくだり、（萬歲樂の終頭にたつ、又散手の間に立、兩說なり、）陣座に尻をかけて、内記召て宣命を見る、外記召て見參を見る、ひとつに杖にはさましめ、取てかへりのぼりて、御屛風の妻にすゝみて、内侍につけて奏す、かへし給ふて、又殿をくだりて、見參杖等を外記にかへし給ふ、（後宴元日ともに見參を外記にかへし給ふ、七日の節會と後宴かれ行はるゝ時、見參は參議に給ふて祿所につかしむ、）宣命を笏に取そへて、かへりのぼりて、參議を召て宣命を給ふ、内辨以下殿をくだりて庭中にたつ、宣命使殿をくだりて、版位につきて宣制兩段、公卿再拜舞踏す、つねのごとし、公卿おの〳〵殿にかへりのぼりて、座にかへりつく、次内辨以下、又殿をくだりて祿所にむかふ、後宴元日の祿取くはへて、一度にこれを給ふ、（まづ後宴の祿をたまふ、）後宴祿は、大臣白大褂一重、大中納言三位參議散二三位白大褂一領、四位參議紅大褂一領、諸大夫黄衾一領のよし、冠禮儀注にのせたり、行事所これをとゝのへて縫殿寮にわたすなり、元日祿は縫殿寮これをまうけて給ふなり、つねのごとし、公卿たゞちにまかづ、主上入御なる、（つねのごとし）近仗蹕を稱してしぞき入、

七日、進賀表、白馬宴恩赦等儀、　前年賀表作るべき儒者を攝政直廬に召て仰らる、貞觀右大辨大江音人、元慶式部少輔文章博士菅、（天神の御事なり）承平左少辨文章博士藤朝綱、（清書外記史生能書者）天祿右大辨文章博士菅輔正、永祚文章博士大江匡衡朝臣、寛仁右少辨文章博士藤資口、（清書外記史生光成）寛治參議左大辨式部大輔勘解由長官大江匡房卿、（清書少内記某、外記史生能書者なきゆゑなり、）天永式部大輔藤敦光、（清書少内記某）大治左中辨藤實光朝臣、（清書權右中辨顯輔朝臣）久安文章博士藤永範朝臣、（清書右中辨光輔朝臣）嘉應右大辨文章博士藤俊經朝臣、（清書少内記經長）文治式部大輔藤光範朝臣、元久左大辨藤親經卿、承久式部大輔菅爲長卿、（清書少内記佐職）仁治式部大輔菅爲長卿、（清書六位外記某）建長文章博士菅長成朝臣、建治文章博士菅在匡朝臣、正安式部大輔藤明範卿、延慶藏人右少辨文章博士藤資名、永享少納言菅長鄉朝臣、（清書少外記中原康富）寶永大内

て祝詞を奏し、掛毛畏支天皇我朝廷尓仕奉留、親王等諸王等諸臣等恐美恐美毛申給波久、掛毛畏支天皇我朝廷、令月乃吉日尓御冠加賜比天、百禮具尓備利、萬民同悦太氏津留、不勝此大慶之天、謹上萬歳千歳乃壽許平止恐美恐美毛申賜止波久申、俛伏ふかく揖するをいふして再拜す、此時庭上の公卿同時に再拜す、次陪膳采女、御盞をとりて主上に奉る、建武には攝政家平公、つたへとりて奉らるゝよし見えたり、主上御酒をきこしめして舊記御酒とのゝたり虚盞をかへし給ふ、采女これを給りて後取の采女にさづく、采女酒臺の上におく、上壽の人、殿をくだりて本列にくはゝる、そも〳〵上壽の年齢七旬の人、元慶中納言藤冬緒卿、七十五承平中納言同扶幹卿、七十四寛治權大納言源經信卿、七十四久安大納言藤宗輔卿、七十四、但し[illegible]の所勞ありて、權大納言藤宗能卿にあらたむ、建治大納言藤隆親卿、七十五六旬の人、天祿權中納言藤文範卿、六十四永祚權大納言源重信卿、六十八寛仁大納言藤道綱卿、六十三天永大納言源俊明卿、六十九大治權大納言藤宗忠卿、六十八久安權大納言宗能卿、六十六嘉應權中納言源資賢卿、六十文治大納言藤忠親卿、六十、但し[illegible]の所勞によりて、權中納言親信卿これをつとむ、仁治大納言源雅親卿、六十二建長權中納言源雅具卿、六十八正安權大納言藤公貫卿、六十六至德權中納言藤隆冬卿、六十二永享權中納言藤基秀卿、六十五寶永權大納言藤原隆賢卿、六十五旬の人、貞觀中納言伴善男、五十四文治權中納言藤親信卿、五十五元久四條大納言藤隆房卿、五十八承久權大納言源通具卿、五十三延慶權大納言藤爲兼卿、五十八等也、さて上壽の人列にくはゝりてのち、外辨公卿拜舞、此時昔は袖をふりて三たび萬歳をとなふるよし、舊記に見え侍る、此事多く侍る事也内辨列をはなれて堂上にかへりつく、次内辨敷尹を仰す、外辨公卿謝座す、造酒正空盞をさづく、外辨公卿謝座つねのごとし、後宴ばかりの行はる時、謝座謝酒の儀なし、次公卿次第に堂上の座につく、近仗胡床に居す、所司御膳を供す、常の節會のごとし、三節の御酒を供す、後宴ばかり行はるゝとき三節を供せず次一獻を供す、臣下に給ふ、内辨國栖を催す、後宴ばかりの時、三獻に國栖を奏す、二獻を供す、臣下に給ふ、内辨奏して御酒勅使を仰す、三獻を供す、臣下に給ふ、雅樂寮樂を奏す、伶人承明門代より入て、左

へり入門をとづ、近仗しぞき入、もし母后御同居の時は、此時すぐに其御方へましく〵て、御拜舞の事ありて、本殿へ入御なり、○中略

後宴とは、御元服ののちに宴會おこなはれて、群臣に酒祿を給ふ儀なり、後宴ばかり行はれしは、承平、天祿、寛仁、久安、嘉應、文治、元久、承久、建長、建治、正安、延慶、至德、永享也、又元日節會と後宴と兼行はれしは、貞觀、元慶、天永、大治、寶永等なり、又七日節會と後宴と兼行はれしは、永祚、寛治、仁治等なり、後宴の日、御衰日にあたれどもはゞかられず、大治久安かくのごとし、こゝには元日宴後宴と兼行はれしを記すなり、まづ當日平旦、所司殿上殿下をよそひかざる、中務標をたつ、公卿(装束節會のごとし)仗座に參りあつまる、内辨(一上不參なれば次の人に仰らる)官人を召て軾をしかしむ、外記を召て諸司をとふ、大内記を召て宣命の事を仰す、内記草をもて參る、(宮に入たり)内辨職事を召て奏聞、かへし給ふて清書の事を仰らる、内辨、内記を召て清書すべきよしを仰す、(此時清書はさらに奏聞せず、内辨も今召覽せず、)又外記を召て外任奏をたづぬ、外記これを奉る、又職事を召て奏聞、返し給ふて外記に下して、列に候ふべきよしを仰す、此間主上南殿に渡御、執柄御裾に候じ、内侍劒璽をとる、(近衛次將扶持す例のごとし)威儀女房供奉常のごとし、近衛陣をひく、主上帳中の御倚子に著御、近仗警蹕を稱す、公卿外辨の幄につく、上首諸司をとふこと つねの如し、内辨陣の後にて靴をつけ、宜陽殿の兀子につく、内侍西檻にのぞむ、内辨謝座して、のぼりて堂上の兀子につく、次内辨開門を仰す、闈司つく、内辨舍人を召す、少納言版につく、此間外辨公卿雁列、内辨大夫達召すよしを宣す、少納言いでゝ、外辨の上首に告、外辨公卿、承明門代を入て標下につく、(異位重行常のごとし)近仗胡床をたつ、内辨殿をくだりて列に加る、此間采女、御臺盤の帊幷酒臺の帊をてつす、次上壽の人列をはなれて、南階をのぼりて御酒臺の所にいたる、采女御酒盞に醴を盛て上壽の人にわたす、上壽の人これをとりて、御前にすゝみて陪膳の采女にさづく、采女御前にすゝみて、御盞を二御臺盤の南の妻におく、上壽の人、北面にひざまづき

あらひ、東階をのぼりて左大臣の北に立て、盃をうけて、ヒの柄をまへにして、（柄これをいふ）御前にすすみて祝詞を奏し、御酒惟厚久、御肴惟嘉之、芳（支之）最花（乎）敬祭（利）賜（波）、諸神達悦欣（比太比）、風遣乃味（乎）嘗賜（波）、御體平（久分）御坐（弖之）、天地乃休事（乎）日月（度）共（爾）受保賜（比天）、手長乃御世乃遠（岐）御世（爾）賣（比）歳（加加）御坐（止）申、御帳臺にのぼりて御盃を奉る、主上これをとり給ひて、机の東のすごものうへに置給ふ、太政大臣まかりぞきくだりて、庭中版位の東にたつ（西面）左大臣すゝみて、御帳にのぼりて、肴物の（干鯛）器を（小蔀戸といふこれなり）とりてたてまつりて、帳臺下にひざまづきて候ふ、主上干鯛の器をとり給ふてまづまつり、後になめ給ふ、左大臣御氣色によりて、更に御帳臺にのぼりて、器をうけ奉りて、もとのごとく御机に置てまかりぞきくだりて、庭中にすゝみて太政大臣の南にたつ（西面）主上體をもてあつり給ふ、太政大臣共に再拜、主上北廂へ入御、（御膳に供奉るはじめの公卿、扶持し）、太政大臣左大臣ともにかへりいる、太政大臣は、殿上をへて北庇に參らる、左大臣は仗座にかへりまかる、采女すゝみて、御帳中の小机すごも等を撤す、南庭の机同じくこれをてつす、內膳主水洗器巾などをてつす、次に女官例によりて御裝束を奉仕す、其儀帳中平敷の御座をてつして、御倚子をたて、置物の御机をたつつねのごとし、攝政の圓座をしく、裝束使辨これを監臨す、掃部寮、南階の東西に殿上人上官等の座をしく、左右近衞南階東西に胡床をたつ、此間昔は少納言辨外記史、日花門外南廊床子に候て事をおこなふ（中比より此事なし）近衞の次將（闕腋、節會の如し、靴を著る、）陣をひく、主上御倚子に著御す、（今ほ度御帳につき給ふ）儀式御帳に候らる、內侍劒璽をとりて置物の御机に置、近仗警を稱す、殿上人上官等、階下の座につく、公卿仗座を立て外辨にむかふ、左大臣は外辨座につかず、陣にとゞまり候ず、天皇以後の例なり右大臣以下、外辨の幄につく（建禮門に候す例なり）、左近次將闈門の事を仰す、次に闈門、闈司座につく、外記、近衞官人をさして、公卿に闈門のよしを告しむ（今日少納言召なし）公卿起座（宣制の事なし）承明門代を入て庭中の標下にたつ、拜舞してまかりいで、仗座にかへりつく、主上本殿に還御、近仗蹕を稱す闈司か

かけしむとぞ、左大臣の手をあらふには、むかしより主水佑内藏允これをつとむ、しかれども至德永享には、室町家、時の權勢によて、由緒の宰相中將をもて手水をかけしむ、これは例とするにたらず、太政大臣東階をのぼりて簀子にたつ西面左大臣又西階をのぼりて簀子にたつ東面内侍唐匣の筥をとりて蓋をくにへす西の御屏風の南頭にたつ、左大臣す、みて立ながら唐匣をとりて、御帳にのぼりて、御幘を脱奉りて、唐匣に入てしぞきたつ、又内侍御冠をとりて、筥のふたにすう東御屏風の南頭にたつ、太政大臣す、みて御冠をとりて、筥のふたは内侍もちて歸り入る御前にす、みて祝詞を奏し、掛モ畏支天皇我朝廷、令月乃吉日爾御冠加賜比天、盛爾美支御貌人度成利賜奴、天神地祇相悅比護利福倍奉賜比氏、御壽長久、寶位無動久御坐世止申、御帳臺にのぼりて御冠をくはへ奉りて、しぞきて簀子の本所にたつ、左大臣す、みて御帳臺にのぼりて、御唐匣の角の御髮搔をとりて、御髮ををさめ奉りて、唐匣にかへし納て蓋をして、しぞきて簀子の本所にたつ、主上北廂へ入御なる、御傍親の公卿申すなり此時兩大臣ともに磬折す、次に太政大臣左大臣、ともに東西の階をくだりて、太政大臣は北廂へ參る、左大臣は伎座にしりをかけて候らる、攝政五位藏人に仰て、御加冠をはるよしを院の御所に申さる、さらに能冠の人をめして御髮ををさめしむ此時能冠の人、常色をつけすして參る、此間女官す、みいで、御帳中の唐匣の筥をとりて、御帳の後にて内侍にさづく、内侍唐匣の臺のうへにおく、又は五位藏人をして臺におかしむ次采女簀薦を御帳中にしき、小机二脚をならべたつ、一脚は御箸臺をすゑたり、一脚は干鯛銀器をのせたり、次主上又御帳中に出御、黃櫨染、縫腋の御袍、他のものに改られず、攝政御裾に候らる、今度御糸鞋を著御せず、御草鞋を著御、御帳臺の下にてぬぎ給ふ御傍親の公卿、御後にさぶらふはじめのごとし、次左大臣陣座をたちて、さらに手をあらひて西階をのぼり、御前をわたりて酒案の下につきて、盃をとりて匕をもて醴を盃にもりて、匕をのべて、匕のさきをまへにして、これを面葉さいふ左右の大指にておさへて、酒案のかたはらに西にむかひてたつ、太政大臣はじめのごとく馳道をわたり、東の洗器の下に立て手を

位以下堪能者奉仕するよしのせたり、永平藏人少將清忠大藏内藏頭助信朝臣、永祚右中將正清朝臣を點じおかる、所、遲參せるによて、伊賀守陳政をめす（時に内藏頭修理亮なり）寛仁修理大夫源濟政朝臣、（權記には頼親定頼朝臣とあり）寛治内藏頭藤師信朝臣、天永内藏頭藤顯隆朝臣、大治内藏頭藤家保朝臣、久安右中辨藤光賴朝臣、（ときに内藏頭平忠常なり）嘉應、文治、元久、承久、仁治、建長、建治、正安、延慶、至德、永享、寶永、みなみな内藏頭これを勤む、つねの束帶（闕腋な縫す）のうへに、當色ごて濃紫の小袍（はしたなりうたり）を請司の小忌著たるやうにうちかけて、帶をして前うしろ帶にはさむなり、その作法は、臣下の理髮の儀にかはらず、空頂黑幘ごて、冠の纓を二重にして花形に作りて、紫の紐を左右に付たるものを御額にあて、、御うしろにむすびたてまつりて、能冠の人はまぞく、攝政藏人をもて、陰陽師に時をたづねらる、吉時いたるよしを申、主上御椴中中敷の御座に著御、（[illegible]）御鬢は大床子の上にごゝめおかる、御傍親公卿、又職事一人（頭、或は行職事、本）御帳のうしろの透渡の座に候す、次攝政太政大臣、殿上をへて小板敷をくだりて、陣の後にて靴をつく、左大臣仗座をたち、おなじく此所にて（南のかた）靴をつく、公卿みな仗座をたつ、（所々に候て、御元服の儀を見物す）太政大臣宣仁門を入て軒廊にたつ、左大臣おなじく所の西にたつ（さしにおいて南）太政大臣庭中にねりす、みて、版位の西のかたに北面にたつ、左大臣おなじく練す、みて、太政大臣の西にたつ、（おなじく北面）太政大臣左大臣相ともに再拜、太政大臣かへり入て軒廊の本所にたつ、（西面南面）又左大臣又かへり入て本所にたつ、（西面北面）又太政大臣左大臣相揖して、騎道をわたりて東の洗器の下（北方）南面にたつ、左大臣洗器の下に（北方）す、みて南面にたつ、太政大臣手をあらふ、寛仁の度、御堂、（道長公）攝政（宇治殿頼通）の父として太政大臣に任じ、御加冠を勤られし時、榮花のあまり、中納言某卿におほせて、手水の役をつとめしむ、其後これを例として、代々の御加冠の太政大臣、みな親昵の人、又家門の公卿をもて、（中納言參議などなり、大納言は[illegible]る）、この事をつとめしむるなり、寛仁までは、貞觀此かた、代々の太政大臣、みな所司をして手水を

禮を引てこれを作る、その、ちみなこの式によりて作れるよし中御門右府記しおかれぬ、承平大江維時朝臣、寛治參議大江匡房卿、天祿權中納言源延光卿、大治内大臣源有仁公、（此時左大臣闕、右大臣藤家忠公、）久安右大臣藤實行公、（此時左大臣、宇治贈相國なり、）天永左大臣源俊房公作進ありしより、嘉應藤經宗公、文治藤實定公、元久藤家實公、承久藤家通公、仁治藤良實公、建長藤道良公、建治藤師忠公、正安藤師教公、延慶藤家平公、至德源義滿公、永享源義教公、寶永藤輔實公等、皆左大臣にて作らる、此外は分明ならず、吉日をもて職事をまねきて奏聞せられ侍るなり、此式を御所にとゞめおかる、十二月廿八日御元服習禮の日、職事左大臣に下す、大臣大外記召てこれを下さるゝことなり、御元服習禮は十二月廿八日、むかしより定日にて侍るにや、攝政左大臣以下を伴ふて、南殿の北廂よりはじめて、南面を見めぐらる、評議などもあり、采女なども召て、職事等事をしへなどするにや、さて事はてゝ、左大臣仗座に著、職事式を下すなり、年あけて、正月御元服の當日、平明に所司御裝束を奉仕す、公卿參りあつまる、裝束つねの節會のごとし、仗座に候ず、左大臣端座に候て、外記召て諸司の具否などをたづぬ、行事藏人、北廂東の御屛風の下に二階をたて御調度をならぶ、主上童服を（御總角、黃櫨染闕腋の御袍、その外常のごとし、糸鞋を著御す、）著御し給ひ、北廂の大床子にまします、攝政御裾に候じ、すぐに圓座に候ず、内侍劍璽をとりて前後に候じ、（左右近次將扶持す、節會のごとし、）大床子の上におく、女房供奉つねのごとし、（屛風の外の座に候ず、）藏人頭以下簀子に候ふ、御傍親の人參りて攝政のかたはらに候ふ、（座を給はず、）此事天永に中納言、（法性寺）嘉應右大臣、（月輪）文治左大將、（後京極）仁治右大臣、（圓明寺）など候られしにや、永享には、御傍親の人なきによりて、一會の傳奏たるによりて、萬里小路大納言時房卿さぶらひしよし、定親大納言記し置ぬ、寶永には櫛笥大納言隆賀卿、御外祖父たるによりて候じけるよしつたへ承りぬ、次に五位藏人二人、唐匣泔坏等をもて、草墪の北方に置、（唐匣北にあり、泔器なほその北にあり、）攝政藏人をもて能冠の人をめす、能冠とは、臣下の元服の理髮の役のごとし、此役の事、江家次第には、殿上四

寛仁元年十二月十九日　山階　邑上（曾祖）　後邑上（祖醍醐院）　圓成寺（父○一條）

今上可被申由　山階　圓乘寺（○後朱雀）　圓宗寺（○後三條）

寛治二年十二月十九日（時申二點）

上卿左大臣、先仰辨令勘日時、次俊實卿奮定文、御元服由告山陵使

山階　　權中納言藤原朝臣公實

圓乘寺　參議藤原朝臣保實

寛治二年十二月十九日

宣命（在眞作之）

〔柱史抄 下 臨時〕御元服由被申山陵事（伊勢幣以後有此事）

明春可有御元服之由、被告申山陵也、當日上卿著仗座、先令勘日時、次令奮使定文、又召內記令進宣命草、內覽奏下、次第如恒、

〔神祇官年中行事 臨時〕一御元服之時、官人七八人參內、無指役、進差文、四條院御時無之、官人七八人參陣見參也、本官御祈差進之、

〔天皇御元服和抄〕まづ前年仗座、又院の殿上、又は執柄の直廬にて、御元服定あり、寛治文治元久等には直廬にて行はる、嘉應にも直廬にて此定あるべかりしに、當日松殿攝政（○藤原基房）內々參りなんとて、行旅引つくろひて出られしに、小松資盛朝臣の意趣によりて、平家の侍ども狼籍に及びて、俄にとゞめられて、後日に院殿上にて定め行はれ侍し、又明年御元服行はるべきよしの奉幣使を伊勢大神等へ奉らる、又山陵に告らる、天智天皇山階の陵、その外曾祖父、祖父、父の陵などなり、祖父、父御現存の時は、高祖父など加へらるべきにや、御元服の式は、作るべき人をえらみて仰らる、久安には綸言によりて作り、大治には院宣によりて作るよし見えたり、貞觀には大江音人朝臣

命使下殿就版宣制一段、群臣再拜又一段、群臣再拜宣命使復座、群臣復座、式部輔叙五位以上四位以下、兵部輔叙武官五位以上、兩輔共退出、叙人左右相依馳道、拜舞訖退出、諸仗居掃部撤案、王卿下殿拜舞、謂之親族拜、畢復座、左右大將下殿取白馬奏、奏之、左大將不論上下先起大將復座、左右府生取標、左將監取版位、白馬陣起、如恒渡南庭、畢亦渡御殿前、酒部立、内膳供御膳、群臣諸仗共立、晴御膳供畢、八盤群臣諸仗共居、賜御膳也、自西階供膳、給臣下餛飩、御箸下、臣下應之、供鮑羹、撤索餅供御飯、撤餛飩給臣下飯、供進物所御菓、供御厨子所御菓、給臣下汁物退物、御箸鳴、臣下應之、供三節御酒、一獻國栖奏、二獻仰御酒勅使、三獻雅樂寮奏立樂、左萬歳樂、裹頭樂、右皇仁、敷手、次奏退音聲、退出、内教坊別當奏舞妓奏、樂人發音聲、樂前進出、舞妓登舞臺而舞、

皇帝破陣樂　玉樹後庭華　赤白桃李華　萬歳樂　喜春樂

舞畢退出、王卿下殿拜舞、謂之樂拜、畢各復座、掃部立祿案、大藏積祿、辨奏目錄、内辨著陣、見宣命見參等、進奏之、奏畢返給之後、内辨返杖復座、召參議一人給宣命、復座又召一人給見參、下殿、内辨以下下殿列立、近仗立、宣命使就版先一段、群臣再拜、又一段、群臣拜舞、宣命使復座、内辨以下復座、諸仗居、式部輔召唱、王卿一々下殿就祿所、縫殿寮先給祿、後宴祿大藏省次給祿、節會祿群臣以次退出、

天皇還御

御元服由被申山陵事伊勢幣後有此事

上卿奏仰令勘日時、定使公卿次官、前例納言、次官必用四位若王等、令作宣命皆如例、於陣座行事、

元慶五年十二月廿七日付荷前使　山階○天智　深草仁明、尊祖　田邑文德　水尾父○清和

承平六年十二月十日　山階　後田邑曾祖父○光孝　大内祖父○宇多　後山科父○醍醐

天祿二年十二月廿五日　山階　大内山曾祖　後山階祖　村上父○村上

永祚元年十二月廿七日付荷前

清涼殿母屋南第二三五間立四尺几帳、（不立御帳間）敷緑端帖於孫廂第一二三間、又西折敷一枚、爲王卿座、殿上小舍人等、於便所加元服參入、各奏其由、（淺黄袍）卽召御前、（入自仙華門）拜舞之後退出、給祿、（黄衾各一帖）又拜舞退出、勸學院小學生等、（寛仁六人）同加元服參入、（院別當辨奏其由、暫令候藏人所、往年候客座、近代著所座）卽召御前、各拜舞畢、（或不必召之）執政候御前、各令申父祖名、退出之間、令給祿、（黄衾一條）宸儀御晝御座、令藏人召王卿、（先是候仕座）王卿著座、侍臣取衝重給之、一獻、（藏人頭勸坏、五位藏人取瓶子、）召侍臣堪管絃之者御遊、（永祚主上〈一條〉吹御笛）此間供御酒肴、（御臺二本、菓子干物各四坏、）太政大臣供御酒、或有給御酒事、若有御氣色頓首而候、賜御坏退、仰侍臣召土器、移入御酒、授御盞於其人、其人持土器、令寫御酒之後、置之於地、卽授御盞云々、獨飮置坏、降自御前之階拜舞、昇自掖方、取盞流巡、二獻、（藏人頭以下取之、或公卿取之、）給祿、（親王御下襲表袴、太政大臣青色御表衣御下襲表袴、大臣御下襲表袴、大納言以上三位宰相白細長一領、四位宰相紅染掛一重、四位五位白絹一匹、六位束絹一匹、）若有母后者、渡御於其方、遷於帛袷上、拜舞如恒、次改御裝束、出御、（平座）召公卿、次宴遊同上、次給祿、大臣女裝束一具、納言細長袴、參議小褂袴、殿上人匹絹、○中略

祝曰、掛（毛）畏（支）天皇（我）朝庭令月（乃）吉日（爾）御冠加賜（比天）盛（爾）美（支）御貌人（度）成（利）賜（奴）天神地祇相悅（比）護（利）福（倍）奉賜（比天）御壽長久（久）寶位無動（久）御坐（世止）、太政大臣加御冠之間祝事也、○（太以下十二字一本无）

御元服後宴事（寛治三年）

裝束司奉仕上下裝束、

外記催諸司、藏人催內侍闈司幷女官等、式部立標幷叙人標、兵部立叙人標、中務置宣命版位、掃部立位記案、若非一上者、被仰內辨、

奉仰著外座、仰官人令敷膝突、召外記問諸司具否、外記申代官、（於小庭申之）

上宣誡（多利也）、外記申散用、上宣令候輿、

天皇御南殿北廂、

進賀表、

座、爲避俗忌、今日候御後云々、

〔江家次第十七〕御元服

皇帝著黃櫨闕腋袍（打蘇芳下襲、并著緌鞋等、）等、出御南殿、（女房十人供奉如恒）時剋皇帝於南殿北廂奉調御髮訖、（殿上四位以下、堪能者奉仕之、）著空頂黑幘、（天祿記、著御巾子并幘、而不乘着由、見應和三年太子元服御記、）出御於御座、太政大臣及大臣、（著靴）出庭中再拜、（其立所、如內辨大臣、唐禮北面西上位、）太政大臣西度、（度鰭道、）詣西壇洗器之下、盥手、（主水司內藏寮官人奉仕）昇自西階、（脫靴於階下、）自簀子敷南行東折、當西第二間立、大臣詣東壇洗器之下、盥手、（同上）昇自東階、（脫靴）自簀子敷南行西折、當東第二間立、大臣自同間斜進到東屏風南頭、內侍授唐匣、（不加蓋）大臣取之、進跪置於御座西邊、卽脫御幘置唐匣蓋與小北東面立、太政大臣入自西第二間、進候西屏風南頭、內侍授御冠、太政大臣受之、（右手執頂、左手執前、）進當皇帝前少左、祝曰、中、（如平生之說、唐〇中字、北山抄作云々二字、）卽跪加御冠、訖廻復本所、大臣進皇帝前少左、跪理御冠、（可用唐匣中櫛、）訖復本所、皇帝入北廂、能冠者一人、更理御髮、太政大臣幷大臣各退歸、女官撤唐匣以退、采女於御座前鋪茅簀薦、立小机設御肴、皇帝著朝衣、出南西座、大臣洗手昇自東階、（脫靴）度簀子敷到于机下、（執）坏、筯、鱠、加匕箸之而棄、東面而立、太政大臣洗手登自西階、（脫靴）立於大臣北、受之、面柄、進御前北面祝曰云云、中訖跪進坏、退降立於西階下、（著靴）經橘樹南、而東進二許丈東面立、皇帝受坏、置於薦西、大臣取一肴物以進、皇帝受之先祭、後嘗之授大臣、大臣置之机上、降自東階、（著靴）西度立於太政大臣南、皇帝取坏、以匕祭鱠、建匕置坏於簀薦東、太政大臣及大臣俱再拜、皇帝入北廂、太政大臣還昇自西階、（大臣經階下東座、）采女撤膳物、內藏主水撤洗器等、女官依例裝束立御倚子、（有蓋輪帳、）辨少納言、著日華門外南檻床子行事、諸衞服上儀引陣、皇帝出自北廂、著倚子、（御輪）近仗稱警、外記率內記史生等、著階下座行事、王卿著外辨、辨少納言候如常、式部彈正供奉如常、近衞開閤門、（開□門、長樂、開建禮門、）闈司出居、外記奏近衞一人告召、由王卿以下參入、相共拜舞各以退出、（百官主典以上、於承明門外拜、）皇帝入於後房、闈司歸閉門、諸衞解陣、

天皇御本殿、有御遊事、

畢退出、爲充元服料、自院各賜小物、人別絹一匹、錢一貫、信濃布半端、依舊例給之、（天祿於陣給賞祿云々）

群臣上賀及壽儀　上賀儀同元日、仍不更注、但其詞在別、（承平六年十二月廿八日宣旨、正月一日朝拜停止、四日有御元服事、五日宴、八書院、可受百官賀、其儀同元日、宣召御供奉所司、又習禮事、以三日可行者、天祿依雨止此儀、唯有宴會、正曆元年、依無其日不御八省、七日上賀表并壽、）近衞引陣、御座定稱警、內侍召大臣、謝座參上開門、闈司分居、大臣喚舍人、少納言就版、大臣宣召侍從、親王以下參入、內辨下殿加列、上壽者、（預點親王以下、中納言以上、）昇自南階、（用東間、元慶依雨儀、昇自東階、度西云々、）詣御酒臺所、（經寶子數入自西第三間、）北面立、采女奉御酒一盃、授上壽者、上壽者搢笏受盃、進到御前、授陪膳采女、陪膳采女受盃、進置御前、上壽者執笏、北面跪奏云々、退跪南廂奏之、俛伏興再拜、群臣上下皆共再拜、（拜畢、上壽者跪候、）采女進受虛盃、以授采女、采女受盃置於臺、上壽者下就本列、（經列西、貞觀式云、於階西旅拜舞、而承平式如之、）親王以下共舞踏三稱萬歲、（八條式部卿親王、三度獨稱萬歲云々、而承平唱謂、不如字唱之、是拜舞內常稱、見朝拜式云々、）群臣皆就座、（無謝酒、貞觀式云、上壽者先就、而承平例不然、）俛伏坐、（著座揖歟云々、）所司供御饌、（賜臣下饌、）采女奉御酒、所司又行群臣酒、三獻後國栖奏之、（元會例一獻後奏、而此日式如此、）仰御酒勅使、雅樂寮奏樂、（式、大歌儀同元日云云、而近代無此事、）太臣奏宣命見參、（宣命詞如元日、但加御元服事、被改之歟、酒幣御物宣制如常、見參給外記、）中務唱名、縫殿給祿、更擇日上賀表、（事具百官上賀表、又七日有恩詔、具日記、不注記、）

賀表事（貞觀式依不見、近例不注云々、）　承平七年正月七日、有上表事、左少辨兼文章博士朝綱、奉太政大臣宣、作之、當日未刻進草、卽給外記、令能書史生淸書、少外記內藏惟直、三統公忠、令使部齎硯筥、以件表參陣、給太政大臣以下御名、于時皆坐左仗、其後納函、置花足并高案、召中務省、令昇件案、外記共參入、（表函預外記奉上、宣付所司、令作進、而事甚忿々、不能令作、仍暫請內記所函花足、中務書案等充之、不可爲例、）自局至左兵衞陣內、令使部等昇之、於陣內中務輔以下共昇之、立日華門前、于時大納言以下參議以上六人、於日華門外昇件表案、（大納言恒佐卿、中納言扶幹卿昇中、中納言伊望、實賴卿昇前、參議淸蔭、師輔朝臣昇後、）昇南階、（上卿在南、昇自東間、從寶子數可四度歟、）立南廂內、（當階四間、東西爲妻、以東爲上、貞觀式、立寶子數云々、）自下退出、內侍昇之、（正曆例、內侍取、女官昇案云々、）函、入後房覽之、次引陣、（元慶上賀表後給下名、承平給下名後上賀表歟、）此日宣命、有赦免賑恤等事、其叙位等如常、（貞觀宣命、有以皇太后宮爲太皇太后之文、）太政大臣、節會日不就列、從腋可參上之由、雖被下宣旨、依未著朝

一重、自餘各一領、紅染一疋、諸大夫黃衾、

賀表事正月七日御出後、未賜下名以前有此事、先例文章博士多作、有障他儒作之、

一上仰博士令作表狀、兼日仰之給外記令清書、外記令史生清書、參左仗取上達部名、納函高案、渡中務省、中務省輔以下舁之、立日華門外、置大中納言參議等舁之、中納言二人舁左右前、大納言二人舁左右中、參議二人舁左右後、入自日華門、舁自南階立南廂、斜渡庭中、舁南階、入自額西間、額間立之、卯酉爲妻、自下薦退出、內侍出自通障子西邊、斜進案下、取表歸入奏覽、承平內侍等舁表案奉置御前、次掃部女孺四人、出自同障子西邊、舁案退入、如出儀、件表幷案等、藏人依仰下給所云々、件函幷案等、外記奉上宣、仰侍從厨家、厨家仰所司令作進、承平事忽不能作進、仍外記暫請內記所表筥花足、中務省高案等宛此用、不可爲例、又自局至左兵衛陣內、令使部等舁之、自陣至日華門、中務輔以下舁之、

恩詔事正月七日宣命次有此事

〔北山抄四〕御元服儀

當日早朝、所司設御冠座於紫宸殿御帳內之南面、案晉禮設大床子、唐禮鋪[illegible]薦、貞觀元慶之例、依唐禮設平敷、今案土敷上、卽加御茵、記文云々、帳臺疊上敷之、元慶式、中楹之間設之云々、御帳艮乾兩角、各立御屏風一帖、或云、御座之北、以屏風云々、而記文如之、又設御座及諸櫛服御物等、清涼抄云、前一年、執政大臣行事、先仰藏人、令內匠寮及作物所等作設御調度、記文云、北廂西三四間、設御座及御櫛服、一御諸物、天祿二年記云、西第二三四間、及西北廂戶、懸簾、上御格子、以廣筵敷滿四間、第二間以東副御障子、立御屏風三帖、其東西各立一帖、第二間東向、東立三尺几帳、給御厨子二基、納御調度、臨期藏人出之、供御前、第三間敷毯代、立大床子二脚、其上施御茵、御座前置草墪、爲理髮座、御前屏風前敷菅圓座、爲太政大臣座、西御屏風後敷黃端疊二枚、爲內侍幷女藏人候所、又南廂之西第三間、設御酒饌具等、設白木八足机三前、就中二前居御酒具、盛八足小机二前、居御酒肴、唐禮設脯醢、今代以乾鯛鯛醬、並用陶器、木匕、木匕、箸、儀式作、其上覆以白絹布、小机敷布、元慶式、南廂之東設之、又用土坏云々、又設洗器於殿東西壇上、盛匜盥於案上、各加手巾、主水官人分立案下、內藏官人候手巾、主水官人候洗手、先此式部、置親王以下行立之位、承平記文云、依雨儀、宜陽殿西廂立參議以上標、又有時儀、承明門東西廊立諸大夫標、春興安福兩殿南廊懸[illegible]幔、日華月華兩門外、宜陽殿西軒廊北、校書殿東面射場殿南、又懸之、闈司座如常、貞觀式、近仗立胡床、不出座、元慶記、大夫立春興安福兩殿、其時

皇帝、於南殿北廂、奉調御髻、訖著空頂黑幘、記文云、幘是御冠師以冠絹裁之、其體如末額、但花形也、納之唐匣、天祿記云、著御巾子幷幘、而不重著之由、見應和三年太子元服日御記、出御於御座、太政大臣及大臣、出庭中再拜、其立所如內辨大臣、今案唐禮大師大尉、[illegible]道東設北面西上位、又記文云、北面、貞觀式第一[illegible]第二大臣云々、承平依雨儀無件等拜及度跪道儀、但有群臣拜舞、太政大臣西度、記文云、度跪道、詣西壇洗器下盥手、昇自西階東向而立、記文云、自[illegible]子

乎嘗賜ぱへ御體平久、天地休事乎日月止共嘗受保賜比天、手長乃御世仁貴比戴加禮御坐止申、訖跪進坏、退下自西階、元慶再拜退、南行經橋樹南、東進二丈東面立、天皇受坏、奠簀薦西、大臣進取一肴物進天皇、天皇受先祭、後嘗授大臣、大臣加机上、降自東階、西度馳道立太政大臣南、天皇取坏、以匕祭、總畢體建匕、奠簀薦東、大臣共再拜、承平依雨不拜昇殿、元慶大臣降西階、大納言度御前降東階、天皇入北廂、太政大臣昇自西階、大臣經階下東度自東階昇殿、承平不拜舞、元慶大臣大納言不拜、釆女撤御膳、女官裝束立御倚子、有置物御机、內藏主水撤洗器、上官等著日華門外南腋床子行事、近衞陣階下、服中儀立胡床、天皇著御倚子、近仗警蹕、上官著階下、開門開承明長樂永安門、闈司著、王卿已下參入、無召外辨令下近衞一人告可參入之由云云、列立、陣立、承平依雨立宣陽殿、諸臣立承明門、六位立外拜舞退、天皇歸本殿、閉門、元慶承平、天皇拜太后、王卿著殿上侍宴、○中略

寬仁不儲御箸幷臺等、仍忽依太政大臣仰削御箸、以樣器盤爲箸臺也、箸一雙、柳、加審、匕一枚、柳長一尺餘許、柄有曾利、仰內匠寮令作之、陶平瓶一口、納七升、付鳥頭、召造酒司醴酒入之、同酒海一口、口徑一尺五寸、入醴酒也、同御酒盞一口、口徑四寸、加盞幷盤等、同小叩戶二口、口徑四寸、一口盛干鯛平切、高三寸許、頗引入盛之、一口盛鯛醬、已上陶器等、仰丹波國令作之、仰宣旨、鯛乾少々鯛醬、召讃岐國給宣旨、醴酒二斗許、召造酒司給分物、茅簀薦、居御酒肴小机之下敷料也、編茅廣二尺許、長五尺許、形如車簾、或書云、不知所出之所、是田家所儲歟云々、今案掃部寮納簀薦、仍仰彼寮令進之、○中略

日時事○中略

被告伊勢事於八省被立宣命幣等、使王幷中臣忌部、皆如例、元慶五年、天祿二年、各十二月十一日被告、[illegible]承平六年十二月十一日被告、永祚元年十二月廿五日被告、寬仁元年十二月一日被告、

被告山陵事伊勢幣後有此事、上卿奉仰令勘日時、定使公卿次官、王次官必用四位云々、令作宣命、皆如例、於陣座行事、元慶五年十二月廿七日被告、付荷前使、天祿二年十二月廿五日、被告山階、大內、後山階、村上、永祚元年十二月日被告、寬仁元年十二月十九日、被告山階、邑上、後邑上、圓成寺、

召物事行事所量可入程、可召土產國々、

被物事宴會日、大褂、親王大臣各一重、納言參議各一領、黃衾、諸大夫料、已上祿等、於行事所調備、入辛櫃等、宴會日渡縫殿寮、御元服了、於本殿宴賀祿、納言已上上卿參議幷三位大褂、殿上六位已上匹絹、殿上元服者黃衾、公卿子或御衣、勸學院元服者黃衾、已上祿、藏

階下東面、（今案、唐禮南方西階歟）皇帝受杯奠於鷹西、大臣取一肴物以進、皇帝受先祭、後嚌之授大臣、大臣加於机、降自東階、西度立於太政大臣之南、（唐禮、大師祝醴、退降立於西階下、東面、大尉進脯、降立於大師之南、）皇帝取杯以匕祭醴、啐醴建匕、奠杯於鷹東、太政大臣及大臣倶再拜、皇帝與（○與、原作盥、據北山抄改、）入北廂、采女撤膳物、女官依例裝束、立御倚子如常、乃後諸衛屯列、皇帝出自北廂、著御倚子、稱警如常、次近衛開門、闈司出居如常儀、次親王以下參入、（無少納言召、）拜舞訖退出、皇帝入後殿、闈司歸閉門、卽陣解、是日皇帝冠訖、詣太后所御殿、如朝覲之儀、又勸學院藤氏兒童、高四尺五寸已下者十餘人、加冠參入、引見御殿前庭、（先是、據御彼院、以內藏寮絹倉院布綫、充給裝束料、加首服參入者也、貞觀御覽之後、於右大臣直廬賜飲賦詩、其題立（立北山抄作云）雨元日陰（北山抄作元日陰雪）承平列立御前、令申其祖、一々申了、登於藏人所、令給酒菓子、返遣之、）又或親王加冠敍品、（元慶帝同產弟貞保親王加冠、敍三品也、）又殿上小舍人等同有加冠者、（承平有加冠者三四許人是也、）更擇吉日（歷二三日、不歷多日、）御大極殿受群臣拜賀、其儀、皆同元正朝賀之禮、但奏賀者進就版位、北面立奏曰、明神止大八洲國所知、日本根子天皇我朝庭爾仕奉留、親王等諸王等諸臣等百官人等天下百姓衆諸、恐美恐美毛申賜久、掛毛畏支天皇朝庭、令月吉日爾元服加賜比天、禮儀具備利、不勝此大慶之天、拜賀仕奉事、遠恐美恐美毛申賜久止奏、退復行立位訖、勅曰、參來、奏賀者稱唯就位、勅曰、供奉衆諸乃相扶奉留爾依氏、平久自今以後云々、相穴奈比捧奉留爾依天、食國之政波平久長久聞食奈牟止念毛須止宣倍、奉勅稱唯、逡巡而退、便留宣命之位、乃宣制曰、明神止御大八洲日本根子天皇我詔旨良萬止宣不大命遠衆聞食與止宣、王公百官、稱唯再拜、更宣如勅旨、諸王百官、共稱唯再拜、舞踏再拜、武官振旆、稱萬歲、皆如常、乃大禮儀畢、鳳輿還宮、紫宸殿裝束儀式、皆同元日宴會、但無御曆氷樣等奏、侍從參入、就位立定、上壽者、（豫點親王以下中納言已上、）昇自南階、詣御酒臺前、北面立、采女捧御酒一盃、授上壽者、上壽者、搢笏受盃、進到御座前、授陪膳、采女受盃、進置御前、上壽者執笏北面跪奏曰、掛毛畏支天皇我朝庭爾仕奉留、親王等諸王等諸臣等、恐美恐美毛申賜波久、掛毛畏支天皇我朝庭、令月乃吉日爾御冠加賜比天、百禮具備利、萬民同悅多天萬川留、不堪此大慶之天、謹上萬千歲壽許乎止恐美恐美毛申賜波久止奏、俛伏興再拜、群臣上下、皆共再拜、采女取御盃奉進、皇帝舉酒、群臣上下

右廿二日者、先皇御忌日也、廿四日有臨日之憚、仍廿八日内々治定了、

〔新儀式（四臨時）〕天皇加元服事

天皇將加元服、前一年、執政大臣行事、先仰藏人頭等、令内匠寮作物所（○所原本無、據北山抄補、）設御調度、豫定吉日、前十餘日、遣使於伊勢大神宮并陵廟、告以天皇明年正月可加元服之狀、蓋唐禮將冠告于圜丘方丘及宗廟之故也、（天皇加元服、在正月七日以前、貞觀元慶承平例也、仍遣使伊勢大神宮、皆在前年十二月上中旬、又遣使三四陵、多是荷前使、但以宣命有被付、但木尾大内山等陵無之、）（奉幣使、別差參議一人、五位一人、被申事由也、）當日早朝、所司設御座於紫宸殿御帳之内南、（案唐禮設大床、唐禮臨軒設座、貞觀元慶之例、依唐禮設平座、今案土敷上、加御茵、）御座之北、隔以屏風、又設御座、及儲御櫛服御等物、又南廂之西第三間設酒饌等、（設白木八足机三脚、中二脚居御酒具、一脚居□□、小机二脚居御酒肴頭、酒盞、乾鯛鯛盤、並用陶器、其上（其上北山抄作木上）盤以白細布、小机敷布、今代以）又設洗器於殿東西壇上、（盛案上、各加手巾、主水官人分立案下、但内藏官人候手巾、主水官人候洗手、）先此式部、召親王以下行立之位、其時皇帝於南殿北廂内、奉調御髮訖、皇帝著空頂黑幘、服缺腋御衣、出著於御座、太政大臣及大臣出自庭中再拜、（其立所如内宴、今案唐禮大師大臣、）（經道東設上位、西面北上位、）太政大臣西度、詣西壇洗器之下盥手、昇自西階東面而立、大臣詣東壇洗器之下盥手、昇自東階、詣屏風東頭、受御櫛筥、（内侍若藏人傳授、）進跪奠於御座西端、御跪脫御幘、置於櫛筥、舉、與少西東面立、太政大臣進詣屏風西頭、受御冠、（内侍傳授、）右手執頂、（冠後也、）左手執前、進當皇帝前少左、祝曰、掛（毛）畏（支）天皇（我）朝廷、令月（乃）吉日（爾）御冠加賜（比天）、（皆）美（支）御貌人（度）成（利）賜（布）、天神地祇相悅（比）護（利）福（倍）奉賜（比天）、御壽長久（久）、寶位無動（久）御坐（世比）、乃跪加御冠訖、復西階上位、大臣進皇帝前少左跪、理御冠訖、復東階上位、皇帝入屏風内、（御冠後、侍臣一人、候屏風内、以御鬢理御鬢、）太政大臣及大臣各退降、女官進撤櫛筥以退、采女於御座前、鋪菅薦、立小机、設御肴、俄頃皇帝著朝衣出、南面而坐、大臣盥手昇自東階、度御前、酌于机下、執杯酌醴、加匕置之面、（葉椀大盞也、置匕面也、）東面而立、太政大臣昇自西階、進受醴面柄、進御座前、北面祝曰、御酒惟厚久（之）御肴惟嘉（之）、芳（之）最花（遠）敬祭（利）賜（波々）、諸神達悅飲（比太）風（遠）味（逹）香賜（波々）、御體平（介）久（之）御坐（之）、天地（乃）休事（與）、日月（止）共（爾）受保賜（比）、手長（乃）御世（乃）遠（支）御世（爾）貴（比）成（加）御坐（止）申、乃跪進杯、退降立於西

今月十七日乙巳　時酉

治承三年四月十七日　陰陽頭賀茂朝臣在憲

濟憲申云、若過酉者、亥刻吉事也云々、

〔園太暦〕貞和五年二月一日壬戌、抑安藝守成藤入來、爲武家使、大嘗會前後、首服相憚之由申來候歟、實否不審也、更無相憚事、且首服之例繁多之由返答了、

〔園太暦〕延文元年九月廿六日癸卯、左大辨宰相送狀有相尋事、

無指事候間、其後久不申入候、何條御事御座候哉、近日之間、旁必參上可申候、抑大祀以後三ヶ年不憚首服之由其說候歟、本說不審存候、可被勘下候、以此旨可令洩申給候、兼綱頓首謹言、

九月廿二日　兼綱

傍說雖承、且先年引勘之所、不相憚之條勿論之由返答了、

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天正十五丙午歲十二月十九壬寅日、於坂本樹下宅公方左馬頭義藤朝臣〈後被號義輝〉御元服之次第、〇中略

御元服當日、十。二。月。十。九。日。戊。二。點。可然之由、有春朝臣就被勘還申、今日被行之、

〔忠記〕明和三年三月八日戊寅、昨日內々使陰陽師〈在廷〉勘元服日時、〈本儀可使陰陽頭勘之、然予聊有思子細、年來使件男勘撰之、〉先召勘文草、如左、〈但今度不及請書、〉

御元服日時之事

今月

廿二日時辰上刻　廿四日卯刻　廿八日卯上刻

右三ヶ日、吉日時勘申如件、

明和三年三月七日　在廷

〔玉海〕治承三年四月七日乙未、新宰相中將定能來、中略示合乙童〈○藤原兼實子良經〉元服之間事、相公云、不可有童殿上者、只童時先令參院內如何、余案此事、雖不可必然、近代之事、偏可依時議、先入見參之條、何事之有哉、仍內々見日次之處、來十七日吉日也、仍內々致其沙汰、　十一日己亥、先內々問元服日次於在憲朝臣、注申云、十七日乙巳者、余重問云、廿三日辛亥如何、依爲辛日不注申歟、吉例太多、强不可苦歟者、申云、雖有例猶本文忌、尤可被忌避歟者、余案之、辛亥日村上御元服、此外辛日元服、其例非一、强不可忌避歟、然而於有他吉日者非此限、召少納言信季、且仰元服之間事、　十二日庚子、今日問元服日次事於人々、其趣十七日乙巳上吉也、加之支干當二條殿御例、仍無左右可用彼日、而祭以前元服可有憚之由、見長元經頼記、〈通房元服之度也〉彼度宇治殿被仰合人々、小野右府被申强不可憚之由、他人之中狀、或可憚、或不可憚云々、遂以延引、七月被行之、其後檢四月元服之例、〈大殿、故殿二位中將時、當時殿中將時、〉皆以祭以後也、通房例於家不用之、仍延引于他月之條不可然、但祭以前憚之條、彼經頼記之外無所見、而度度四月例、多祭以後也、仍頗非無所憚、廿三日辛亥、雖祭以後、辛日可憚之由見文書、但先例如此、

天慶三年二月廿五日辛亥村上〈十五、親王時、〉　應和三年二月廿八日辛亥冷泉院〈十四、東宮時、〉　長元四年十月十七日辛卯、大宮右大臣〈十三、俊家、〉

又戌日幷不入吉日之例多存之、如此事雖有本文之忌、用來事强不憚歟者、此兩日之間、可用何哉、抑於祭以前憚條、不可爲他事之故云々、而今度之儀、不及經營、最密儀也、仍强不可有憚歟者、民部卿說、中納言、兵部卿入道等皆云、祭以前更不可憚、他公事佛事等有例之上、近代此儀不聞、支干相叶吉例、旁可用十七日者、仍隨此答等、　十七日乙巳、此日小童加首服、依保元元年八月二十九日〈戊戌〉當時關白〈○藤原基實〉元服例行之、最密儀也、中略申剋事行家司左京權大夫光長、〈衣冠〉使陰陽頭在憲朝臣所〈其書使所帶、以又息陰陽助清憲朝臣令進勘文、〉令勘申日時、〈入筥〉覽之、余留勘文返給筥、

擇申　御元服日時

儀始、

〔法成寺攝政記〕寛弘三年十二月五日癸酉、教通能信等元服、用。酉。時。

〔左經記〕長元八年三月廿五日己酉、午刻參女院、〇中略 殿下〇藤原賴通 被仰云、兒童元服、欲爲來月、或者告云、四月八日以後賀茂祭以前、不營他事、近則右大辨、祭以前元服、世間不受云々實歟、申云、元服誠四月也、但世人不受不聞侍者、重被仰云、忌否未思定、如何、申云、尋先例、幷遍問人々、可令行給歟者、仰、問可然人々、總謂不忌之由、就中右府〇藤原實資 被示云、八日以後祭以前、公私雖忌佛事、於餘事者更不忌、但佛事、上古殊不忌歟、〇中略 又雖不可例、中納言資平、四月祭以前元服、〇中略 又故戸部〇藤原齊信 云、更不可忌、但尋先例可行者、仍尋一門先跡、多正二月、或冬被行、權大納言、雖四月祭以後也、仍未一定者、重申云、人々遍申可忌之由、可令忌給也、不然令行給有何事乎、但祭以前可忌之由誰人所申乎、

〔台記〕久安二年二月十三日壬子、巳刻左宰相中將忠基卿裝束 將小童〇實少納言忠隆子、忠基爲子 加元服、〇中略 依。晝。無。紙。燭。、

〔兵範記〕久安五年十月一日己酉、依召未明參入宇治殿、仰云、左府若君〇藤原賴長子師長 今月可加首服、內々被尋問日次之處、來十九日丁卯吉也、　十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君元服事、〇中略

當日午刻、信範奉禪定殿下〇賴長父忠實 仰、令陰陽頭憲榮朝臣勘申御元服日時、

擇申　御加冠日時

今月十九日丁卯　時戌

久安五年十月十九日　　陰陽頭賀茂朝臣憲榮

〔台記別記〕仁平元年二月十六日丁巳、是日令麻呂〇藤原賴長子隆長 加元服、二月元服宇治殿例也 於東三條東對行其禮、午刻陰陽頭憲業朝臣□□日時、今日戌時 家司親隆朝臣入宮覽之、加入作侍所簡日時、歸上、先例不覽件日時返、 披見了留文返宮、家司以下注一紙給親隆、今旦所申定禪閤〇賴長父忠實 也、

れ墨をすり筆を染て是を置く、次に紙をまき返て笏に取添て又氣色す、次笏を置て是を書く、傳、例文をとりて與奪せらる、端がき計かきて、かきまうくる定文にとりかふ、此間例文をかへし下さる、其後次第に定文を見あぐ、然るを土代を加へ覽すべきよしさたあり、土代は存知の爲のものなり、與奪の人直にかく、かけとて執筆の人に下す物なり、必諸卿に覽すべき物にあらず、先例又存知せざるよし爲方是を申といへども、猶覽すべしと云々、上宣の上は子細に及ず、土代を定文に卷具して是を覽す、傳の前にいたる、見をはる程に爲方座をたつ、次傳、亮をめして日時幷に定文を加へいれて是を啓せらる、卽返し下さる、又亮に下さる、亮、廳に下す、次に傳、藏人をめして常燈を直し硯を撤す、事畢て公卿院の殿上人ひき參す、傳しばらく殿上に違りつきて、行事所始の日時を覽す、次隆良朝臣爲方、廳につきて事を行ふ、事了て人々退出、

〔季連宿禰記〕貞享四年正月廿三日壬寅、今夜東宮(○東山)御元服也、(中略)戌刻許出御之事有、亥。初。刻。出御之由人々稱之、

〔知音卿記〕明和五年八月五日庚申、今日東宮(○後桃園)御元服日時定陣儀也、(中略)九日甲子、今日東宮御元服也、(○中略)吉。刻。卯。一。點。云々、一巳刻許御加冠之儀被始之、出御有之、未刻其儀畢入御云々、

〔實久卿記〕天保十五年(○弘化元年)三月十一日戊寅、今日東宮(○孝明)御元服日時定也、春宮權大夫(○久我建通)午刻著陣行之、辨資宗同參陣、陰陽頭晴雄進勘文、來。廿。七。日。卯。刻。被定了、

〔賴言卿記〕延享元年九月廿六日、壽宮典仁親王、(中略)元服、(○中略)

〔賴言卿記〕延享四年三月十五日乙巳、辰。刻。許、遐仁親王、(○桃園)於小御所東面有御元服、

〔實久卿記〕文政六年十一月廿一日乙酉、今日上皇(○光格)御猶子、韶仁親王(有栖川織仁親王息男)令加首服給、(○中略)巳。下。刻。許、有御冠儀事、

〔實麗卿記〕嘉永二年三月十五日癸未、今日中務卿宮息男熾仁親王(十五)令加首服給、(中略)巳刻許、冠

日之氣、且是爲人一日休息、有其要云々、

〔村上天皇御記 東宮御元服部類記所引〕應和三年正月十一日、遣藏人頭延光朝臣、仰左大臣 藤原實賴 可令擇申皇太子 冷泉 可加元服日時事、 十三日、左大臣令延光奏元服日時文、 來月十一日、廿三日、廿 十六日、仰左大臣云、丙午日加冠凶、須檢問此由、一定令民部卿藤原朝臣 在衡 作儀式可宜云々、 十七日、令延光朝臣仰右大將藤原朝臣 師尹 可行東宮御元服日事等、 二月十一日、左大臣令延光奏元服日吉凶文、今月廿三日、廿八日、 仰令問兩日勝劣云々、中略 大臣令申廿八日加元服吉也、以廿八日可行、

〔荒涼記〕正元元年七月十六日戊子、右中辨來、來八月春宮 龜山 御元服、依兼亮可奉行、次第間事示合也、 七月十六日戊午、秉燭之後參春宮、冷泉萬里小路院(後嵯峨)御所也、但上皇者當時御他所也、 今夜御元服定也、子刻許、右府 實傳 於陣令勘彼日時 來月廿八日 之後、參此御所也、卽著殿上、中略 傳資季、已上端 大夫、通成奥、權大納言、師繼端、花山院大納言、通雅 中宮權大夫、雅忠 權中納言、爲氏 土御門新中納言、定實 左大辨、經俊、端 等也、亮成俊朝臣爲仰傳事、依命持參日時勘文、納筥、定牛御冠頭形等事、於御元服者、於陣被勘之間、於本宮不被勘也、日下知硯切燈臺等事之後、召著亮於端座末、傳依無下知、亮遞進上例文、二通、寬仁例文也、今度土代一卷加、或留右筆之人前也、自端座次第取上、傳與奪、亮書定文、兼書儲取替之、極熱中大切事也、 次第見上、召亮於緣、加納日時筥被啓返給、入加例文返下亮、亮退下侍方了、傳起座、資季以下相從、撤硯替燈臺事、無人早下知也、

〔東宮御元服部類記〕建治三年七月廿五日、今夜御元服の定なり、傳花山院大納言、長雅 土御門源大納言、みちより 一條大納言、實家 大夫、實兼 權中納言、師親 大炊御門宰相中將、冬輔 藤宰相、頼親 花山院宰相中將 家教 等、大宮の殿上につく、寬仁正元の例に任せて、公卿九人也、 次に傳、亮をめして日時の事を仰せらる、次隆良朝臣日時の勘文を筥の蓋に入て是を覽す、次傳、藏人をめして切燈臺をたて硯を置しむ、例文土代紙等さり具する也、 次傳、藏人をめして爲方著座すべきよし仰せらる、爲方、公卿の末につく、次例文をとりおく、遲々すべき間、かたがたよりこれをさりあぐ、 傳の前に留め置く、次爲方笏をとりて、傳の目を伺ひて、水をい

元服間事可被議定、先日次事、(正月三四日共爲吉日、三日有御元服者、四日可有後宴、四日有御元服者、六日吉日、以之可被行後宴、兩條如何、○中略)日爰左大臣示人々云、○略 明年正月可有御元服事、日次事、○略 可被定申、○略

一日次事　左大臣辨發語云、御元服日次事、(此取條事人以下數之、如)四日御元服六日後宴可宜、平宰相同之、源中納言申云、御元服三日後宴四日可宜、忠親以上皆悉同之、(此內左大將申云、吉事爲先、近日、仍可被用三日云々、)內大臣獨申云、兩日爲吉日者、尙被尋優劣、可被用勝歟、○中略 左大臣以議定之趣、付光雅被奏之、(折紙被載之、擬光雅定之間、兩說實)子、(隨人々申狀、是依左府命也、)光雅稱不聞、得平宰相左大辨等申詞之由、左府被命直可問聞之由、仍光雅問之、參御所奏聞、(後聞、直參御前奏之云々、)歸來仰云、日次事、(三日御元服、四日後宴、)

〔玉海〕文治五年十月七日癸巳、此日御元服(後鳥羽)定也、午刻著直衣參內、(大納言同車、)依御物忌不參御前、直向西直廬、○中略 其後良久人々不來、仍以宗賴尋之、卽左右府已下(右大臣只今參入云々、)諸卿十人來著座、皆悉著座之後、余召宗賴朝臣、問日次於陰陽師、(陰陽頭宣憲朝臣、大舍人頭業俊朝臣等、陰陽師所召也、召學弘朝臣也、而業俊天王寺之間、欲安家之上臈召業俊、)御元服二日丁巳、三日戊午、四日己未、(後宴又吉、)後宴五日庚申、(申日有例、)云々、重問兩日優劣子細、歸來申云、二日戊寅日也、然而承平天永被用之、三日雖不入吉日、新撰陰陽書、入月立吉日、(正月戊午云々、)兩日如此、業俊申云、三日稱三長、殊用吉事之日也云々、余仰人々令定申、左府云、自下臈可申歟、余諾、人々自下臈定申之、總七ヶ條也、

一日次事　左大臣已下九人、皆申三日可被用之由、通資卿一人、申二日宜之由、後宴日事、左大臣就支干吉、四日可宜云々、右大臣已下申五日可被行之由、是天祿、永祚、寬仁、寬治、天永、皆置中一日被行之、至于申日之條、天祿、永祚之嘉例也、不可被憚云々、余云、御元服三日、無左右事也、不入吉日例等、有兩三之中、(寬仁、大治、嘉應、當院、卽王日御元服等也、)嘉應戊寅日、卽入正月吉日、如今之戊午、仍彌不可及異議歟、後宴猶依日次勝、可被用四日歟、後宴必三ヶ日之內所被行也、四日於非吉日者勿論也、若被點五日、臨期如甚雨之障出來、頗無便宜歟、劣可被用四日歟、至于吉例多之條、先撰日之善惡之上事歟、人々猶有執五

漢和帝、雖忌月、正月有元服之由勘申也、右大辨重資讀勘文、大藏卿爲房朝臣發語申云、帝。王。御。元。服。多。用。正。月。也、仍可被用正月也、於音樂者、天曆公卿論奏、依御忌月被止了、忽音樂事難定申、可在勅定、右大辨重資 右宰相中將顯 大宮權大夫忠 治部卿基 同此詞、予定申云、後漢以後、帝王御元服、必用正月、仍孝和帝、雖忌月正月有元服禮、件旨見諸道勘文、仍必用和帝例、可在正月也、○中略 仰云、依人々定申、御元服可在正月也、又音樂事モ、人々多可有之由依定申、可有音樂也、然者先可被尋日次事也、殿下以藏人辨令問日次給、大炊頭光平兼召儲也、申云、正月元二三日、支干共宜也、重仰云、猶三ヶ日之中、可宜之日重可申者、二日ハ下食日也、下食ハ可忌吉事之由見文書、三日ハ月殺日也、頗劣也、元日勝也、仰云、然而可被用元日也、後宴日如何、光平申云、御元服之後、三ヶ日中、必可被行後宴也、仍正月三日、有後宴可宜者、仰云、然者第三日可有後宴也、　十六日庚子、從院白河、○有召、著直衣則參入、雖御物忌參殿上、殿下民部卿、同參殿上給、大藏卿爲房、籠御物忌、被仰云、正月一日可有御元服也、而節會先可被行歟如何、相議可申、民部卿被申云、御元服先可有歟、予申云、朔日節會不可被行也、其故者、我朝清和天皇一代、以正月朔日有御元服、披見三代實錄之處、貞觀六年正月有御元服事、無節會事、至第三日、有朝拜幷宴會、是相並元日儀幷後宴儀被行之由、大略所見也、仍元日節會不可被行歟、以此旨被奏、○中略 院仰云、然者朔日節會不可被行歟、但三日有御元服、五日被行後宴如何、以此旨被問光平家榮之處、申云、三日ハ雖月殺日、御元服何事候哉、但四日ハ凶會、五日ハ御衰日也、御衰日被行後宴之事、無先例之上、凡天子御衰日、無行吉事之例、仍自本朔日有御元服、三日後宴、七日賀表之由、先日注申也、予申云、陰陽師等申旨、已叶貞觀六年、是先例也、民部卿大藏卿同予議、又仰云、先一條院御元服、後宴被行申日、然者准申日、猶御衰日如何、重被問陰陽師等、光平家榮幷師遠等、皆召儲也、光平家榮共申云、於申日者、被行吉事、先例甚多、於主上御衰日者、全無其例、仍難申者、仰云、然者只依先日儀、可用朔日者、

〔玉海〕嘉應二年十月廿五日辛未、此日御元服高倉、○僉議也、○中略 人々座定之後、光雅來仰左大臣云、御

理便利、最可然事也、

日時勘文事

豫使陰陽師勘日時、乃書吉日良辰於檀紙一枚進之、(有懸紙、無掛紙、)當日家司納宮覽之主人、主人見畢、留文返給宮、(或又覽之冠者云々、御之)書式先書擇申御元服日時、次下一字書今月某日支干時某、次又下一字書年號月日姓朝臣名、

〔千代鏡〕元服の次第

元服の祝は、兼て吉日をえらび定むべし、將軍家には、兼て陰陽頭に仰付られて、吉日吉方を勘がへさせらる、陰陽頭より勘文を參らせ、其勘文の趣にまかせらる、なり、勘文とは、吉日吉方をかんがへ書志るしたる書物の事なり、私にて吉日をえらばゝ、鬼宿日を用ふべし、鬼宿日は、

正月十一日　二月九日　三月七日　四月五日　五月三日　六月十日

七月廿五日　八月廿一日　九月廿日　十月十八日　十一月十五日　十二月十三日

何事の祝にも、右の月日を用ふべし、大吉日也、

〔左經記〕寛仁二年正月三日丁酉、申二剋有御元服事、(○下略)

〔中右記〕寛治二年十月廿一日癸巳、於攝政殿(○藤原師實)御直廬、有明年御元服(○堀河)定、十二月十六日戊午、殿下令申慶云々、次於陣座御元服定、并元日侍從定、次召道言朝臣於藏人所、被勘御元服日時、(正月五日中時云々)次御冠師參上藏人所、御冠頸形上(○御冠頸形上恐有誤字)無日時勘文、

〔中右記〕天永三年十月九日癸巳、午時許參內、人々漸參集、(○中略)藏人辨雅兼來、綸旨下、文出於左府、仰云、可定申、一々見下披見之處、明年正月、主上(○鳥羽)可有御元服也、而當御忌月、可被仰哉否、并後宴可有音樂哉否條、諸道勘文也、大外記師遠勘文一通、儒家式部大輔在良一通、紀傳一通、明經一通、明法一通、大略勘文中、漢朝不忌月也、但村上御時、正月御忌月、被止節會樂也、彼是之間、可在叡斷者、後

正月大(中略)

十日甲子金開　大小歳位、天恩母倉、加冠、修宅土、療病、治戸井竈吉、

十二日丙寅火建　大小歳位、加冠、拜官、移徙、嫁娶吉、

〔西宮記〕一天皇元服

日時事(頭若藏人蒙仰、召陰陽師於藏人所令擇申、貞觀六年正月一日御元服、水尾十五、三日御八省受賀、了御南殿宴會、)　元服(陽成院、)年十四、三日御八省受賀、了御南殿宴會、(元慶六年正月二日)　元服(朱雀院、)年十五、五日於八省受賀、了於南殿宴會、(○此下恐脱承平七年正月四日八字)　元服(圓融院、)年十四、五日依甚雨不御八省、於南殿宴會、(天祿三年正月三日)　元服(一條院、)年十一、不御八省、七日於南殿宴會、(永祚二年正月五日)

元服、(後一條院、當年十一、)不御八省、五日於南殿宴會、(寬仁二年正月三日)

〔柱史抄(下)臨時〕御元服事

凡帝王元服、必用正月、蓋漢家之例也、本朝七日以前、擇吉日有此事、

〔天皇御元服和抄〕抑天皇御元服と申事は、(中略)正月に必此禮行はる、一日の例は、貞觀(清和)○天永(鳥羽)○大治(崇德)○寶永、(中御門)二日例元慶(但し昨日大雪ゆゑ、けふに及ぶ、○陽成)三日例、天祿(圓融)○寬仁(後一條)○嘉應(高倉)○文治(後鳥羽)○元久(土御門)○承久(後堀河)○建長(後深草)○建治(後宇多)○正安(後伏見)○延慶(花園)○至德(後小松)○永享、(後花園)○四日例、承平(朱雀)○久安、(近衞)○五日例、永祚(一條)○寬治(堀河)○仁治(四條)○等なり、六日以下その例なし、

〔冠儀淺寡抄(一)〕月日事

古禮者筮日、中古以來、正月之內、擇日行之、於我朝亦天子者不用他月、必正月一日至五日、追吉例而行之、諸臣者不限正月、唯隨意而行之、然正月最多、(其例不遑毛擧、)其日者元日行之例甚少、(多者二日以後行之、)次十二月、次二三月、次九十月、四月者祭前、可憚之由有其說、又五六月行之例少也、依避大暑乎、(凡春冬最多、夏秋少矣、)又父母及其身服中、或諒闇年等行之事、古代雖聞有其例、頗似好事、不如擇無事之嘉辰、(若又雖延引、子細上者、尙可宥行之乎、最非常事也、)又我邦諸臣冠儀、古者皆夜陰行之、不知其子細、近代者總白晝擇吉時行之、雖背古儀、道

日時

〔藩翰譜 水戸〕中納言源賴房卿は、大御所第十一の御子、御童名鶴千代丸、慶長十一年九月廿三日、御年四歳にて、常陸國下妻の地参らせらる、○中略十六年三月御元服有て、○下略

〔元服沿革〕德川賴房、時ニ年九歳ナリ、

〔家綱公御元服記 上〕正保二年乙酉卯月廿三日、若君（竹千代殿、御諱家綱、御歳五歳、）御元服、

〔百一錄〕延寶七年八月十三日、難波公養子御元服、任侍從、十二歳、雅章末子、

〔將軍德川家禮典附錄 五〕享保十乙巳年、吉宗公御子若君樣、（家重公、御年十五歳、）四月九日御元服、

〔泰平年表〕大御所樣御世家齊公御事は、○中略安永二年十月五日、一橋館に於て御誕生、御初豐千代殿と稱す、天明二年四月三日御元服

〔元服沿革〕家齊、時ニ十歳ナリ、

〔將軍德川家禮典附錄 五〕十一代將軍家齊公第二ノ御子若君樣、（家慶公、御年五、御幼名敏次郎君、）御元服、○中略寛政八丙辰年、

〔好色一代女 一〕老女のかくれ家

此四十年跡までは、女子十八九までも竹馬に乘りて門に遊び、男の子も、定まつて廿五にて元服せしに、かくもまたせはしく變る世や、

○按ズルニ、好色一代女ハ、貞享三年ノ印本ナレバ、四十年アトハ、正保時代ニ當レリ、

〔拾芥抄 下末諸事吉凶日〕加冠帶吉（謂元服著袴、）

甲子　丙寅　丁卯　己巳　癸酉　甲戌　甲午　癸卯　乙亥　丙子　壬午　戊子　辛卯
癸巳　庚戌　己亥　甲辰　癸亥　乙巳　己酉　丙辰　辛亥　壬子　甲寅　乙卯　丁巳

丑日不冠帶、

〔續修東大寺正倉院文書 十四〕具注曆斷簡

天平勝寶八歳曆日　凡三百五十五日○中略

七歳ナリ、

〔蜷川親元記〕文明五年十二月十九日丙子、御元服入夜、九歳、正五位下左中將着御、

〔增補家忠日記〕天文四年乙未、此春若君〇于時十一歳御首服有テ、二郎三郎廣忠ト號シ玉フ、加冠ハ吉良持廣、

〔甲陽軍鑑三〕信虎公を追出の事

甲州の源府君武田信虎公、秘藏の鹿毛の馬、〇中略近國迄申ならはす名馬なれば、鬼かげと名付、嫡子勝千世殿〇晴信所望なされ候所に、信虎公、〇中略御返事には、勝千世殿にて、彼馬はにあはず候、來年十四歳にて元服あるべく候間、其時武田重代の義廣の御大刀、左文字の刀脇指、廿七代迄の御旗、楯なし共に奉るべきよし御返事に候、勝千世殿、又かさねての御訴訟には、〇中略來年元服とても、かたはらに部屋住の體にてはいかで請取申べきや、〇中略され共駿河今川義元公、御肝入にて、勝千世殿、十六歳の三月〇天文五年吉日に御元服ありて、信濃守大膳大夫晴信と忝も禁中より勅使として、轉法輪三條殿甲府へ下向し給ふ、

〔近衞家事跡〕前久

天文九年十二月卄日元服、聽禁色昇殿、〇五歳

〔藩翰譜一尾張〕大納言源義直卿は、大御所第九の御子、御童名五郎太丸殿、慶長八年正月廿八日、御年四歳の時、甲斐國を參らせらる、同十一年八月十一日、御元服ありて、〇下略

〔元服沿革〕德川義直、時ニ年七歳ナリ、

〔藩翰譜一紀伊〕大納言源頼宣卿は、大御所第十の御子、御名は長福丸、御年二歳にして、慶長八年十一月七日、常陸國水戸の城を參らせらる、同十一年八月十一日御元服、

〔元服沿革〕德川頼宣、時ニ年五歳ナリ、

執柄御所存云々、常定重申云、不可有未元服人之條勿論也、但卅以後元服例未聞之、然者猶不可有元服之禮之由存候、且以裹御髮可爲御元服之由所存也、但於言不可稱此儀、有斟酌之故也、禮記之心、冠義者最初緇布ノ冠也、以布染黑染用之、今相似者也、又三冠知貴（○三冠知貴據禮記冠義、當作三加彌尊、）ト云禮文ナリ、此文ヲ惡ク心得テ、三度マデモ元服ノ禮アリト云人可有之、此儀非其謂也、以緇布冠爲元服之禮、而其後大夫ホドニモ成テ、命ゼラレテ爵弁ヲ著ス、其後又命ゼラレテ弁ヲ著ス、是ヲ三加トハ云也、而ヲ三箇度マデモ冠禮ハ可有ト心得事アラバ、不可然也ト申之云々、以上少納言入道演說候、執柄御返事之趣可尋記候、

○按ズルニ、儀禮士冠禮ニ據ルニ、初加ニ緇布冠ヲ用ヰ、再加ニ皮弁ヲ用ヰ、三加ニ爵弁ヲ用ヰルナリ、即チ一日ノ事ニテ、士ノ冠禮ナリ、建內記ノ說誤レルガ如シ、又義教ノ元服ノ年齡カタ遲レタルハ、初メ僧トナリ、後還俗シタルガ故ナリ、

〔結城戰場物語〕或時持氏御孫、鎌倉の持氏の給ひけるは、嫡子賢王丸、ことしすでに十三なり、元服させんと思ふに、（○下略）

〔公名公記〕永享十二年十一月廿五日乙丑、今日實淳子息（○十三歲）加首服、

〔公名公記〕嘉吉二年十一月七日、今日武家（○義勝、足利、九歲）被加首服、

〔公名公記〕嘉吉二年十二月十五日壬寅、今日愚息侍從實遠（○九歲）令加首服、（最舊儀也、當家代々、七歲著其儀不審也、然去々年事、武家等、有存旨之上、不得計略之間、于今延引了、）

〔康富記〕康正元年十月廿八日庚午、是日木寺宮（邦康親王）有御元服、（○中略）御年四十云々、

〔公卿補任〕（後土御門）參議從四位下源義視
寬正五年十二月二日還俗、（元淨土寺門主）　同六年十一月廿日於左相府御亭元服、今日禁色宣下、

○按ズルニ、柳營御傳ニ據ルニ、義視ハ寬正五年二十六歲ニテ還俗シタレバ、元服ノ年ハ二十

首服給、取御烏帽子授之給、號小山七郎宗朝、(後改朝光)今年十四歲也云云、

〔玉海〕文治元年十一月十四日癸巳、傳聞三條宮息、年來被坐北陸之宮、(○生年十九、雖加元服、未有名字、)一昨日入洛、賴朝之沙汰云々、

〔吾妻鏡九〕文治五年四月十八日庚寅、北條殿三男(○時房、十五歲、)於御所被加首服、

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月八日癸卯、今日將軍家(○源實朝、年十二、)○御元服也、

〔吾妻鏡三十五〕寬元二年四月廿一日辛卯、今日將軍家若君(○賴嗣、六歲、)(○御名字中略)御元服也、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年(○正嘉元年)二月廿六日壬午、今日午二點、相州禪室(○北條時賴)若君、(○御名正壽、七歲、○時宗)於御所被加首服、

〔近衛家事跡〕道嗣

建武四年八月廿五日元服、聽禁色昇殿、(○六歲)

〔園太曆〕貞和二年正月二日壬午、抑今日孫小童公定(○生年七歲)令首服也、依先公御例、五歲冬可遂此事旨用意之處、神木(○春日)動座之間延引、就予例七歲有此事、

〔園太曆〕貞和四年十二月廿日壬午、抑今日東宮大夫息、(○三男也、年七歲、○中略)有首服事、

〔建內記〕正長元年五月廿七日、昨夕又以大館被尋申關白(○藤原持基)云々、自關白以經康爲御使有談合、(談合常定也)執柄所存者、必有冠禮、其後可有將軍宣下云々、常定申云、冠禮事、廿而冠ス、禮記文也、今御年齡卅五、(○足利義教)漢家本朝無例、然者御元服之義ハ、不可及其儀式、只御髮生之時分、可著冠給計也、更不可有嚴儀、元服之稱不可然、且以被裹御髮、已被表御還俗了、又還俗人大塔宮外無例、彼宮無元服之嚴儀、但於彼宮例者不吉之間、就有無不可稱彼例事也、如此對談、常定申述之處、經康云、然者以被裹御髮、可准元服哉、凡無元服者、爭無左右可著冠哉、次元服人、次出家、次有還俗者、如今所存、尤不可有元服之禮、今月御童體御出家、次御還俗之間、一向未及御著冠之儀、然者可有嚴儀之條、叶理之由

〔頼言卿記〕寶暦十四年三月十八日己巳、今日有栖川息宮織仁親王元服、〇十一歳

〔實麗卿記〕嘉永二年三月十五日癸未、今日中務卿宮〇有栖川幟仁親王息男熾仁親王、〇十五歳令加首服給、

〔續日本紀〕二十孝謙天平寶字元年四月辛巳、勅曰、〇中略其天下百姓、成童之歳、則入輕徭、既冠之年、便當正役、〇又見令集解

〔三代實錄〕四十九光孝仁和二年正月二日壬午、太政大臣〇藤原基經第一之男時平、於仁壽殿加元服、于時年十六、

〔西宮記〕臨時九承平四年十二月廿七日吏部記云、允明源氏、於中務卿親王家加冠、〇于時十六歳

〔榮花物語〕八初花殿〇藤原道長のわか君たづ君、〇藤原頼通十二ばかりになり給、ことしの冬、〇長保五年枇杷どのにて御かうぶりせさせ給、

〔性空上人傳〕沙彌性空者、東京人〇左京也、〇中略二十七加首服、

〔續世繼〕八花のえ花園の左のおとゞ〇源有仁とておはせしこそ、〇中略御とし十三になり給し時、うゐかぶりせさせ給しは、白河院の御子にし申させ給て、〇下略

〔台記〕康治三年正月廿八日庚辰、權中納言公能卿子、〇藤原實定〇六歳於此亭加元服、

〔台記〕久安四年十月廿日甲戌、戌刻加元服於左近府生秦公春之子、〇名太郎年十一

〔兵範記〕久安五年十月十九日丁卯、今日於宇治縣小松殿、有左府若君〇藤原師長〇頼長子元服事、〇年十二

〔源平盛衰記〕七丹波少將召下ス事

少將〇藤原成經ハ、少キ人呼出シ、髮搔撫デヽ、七歳ニナラバ元服セサセテ、御所ヘ進ラセントコソ思ヒシニ、〇下略

〔吾妻鏡〕一治承四年十月二日辛巳、今日武衞〇源頼朝御乳女、故八田武者宗綱息女、〇小山下野大掾政光妻、號寒河尼、相具鍾愛末子、參向隅田宿、則召御前、令談往事給、以彼子息可令致昵近奉公之由望申、仍召出之、自加

りたび〳〵あり、近くは崇光院の御例にもおのづからあひかなひ侍れば、一入めでたくぞ侍る、

〔忠言卿記〕安永十年(〇天明元年)正月一日、此日天皇(〇兼仁、光格)御冠禮日也、(〇春秋十一歳)

〔小右記〕寛仁三年八月廿八日壬子、今日皇太弟(〇敦良、後朱雀)加元服、(〇年十一)

〔東宮御元服部類記〕長兼記

承元二年十二月廿五日庚寅、今日東宮(〇順德)御元服也、(〇春秋十二歳)

〔後花山大相國記〕正元元年八月廿八日己亥、皇太弟(〇亀山)御元服日也、(〇太弟春秋十一歳、蓋後朱雀聖帝例也、)

〔東宮御元服部類記〕公秀公記

元徳元年十二月廿八日庚戌、今日皇太子(〇春秋十七歳〇光嚴)御元服之日也、

〔小右記〕寛和二年七月十六日壬午、冷泉院第二親王(〇居貞、年十二、〇三條)出東三條南宮東對加元服、

〔親王御元服記〕應安四年三月廿三日丁未、今日當今(〇後光嚴)若宮(〇春秋十四歳、御諱緒仁親王、昨日有親王宣下、〇後圓融)一有御讓位幷御元服事、

〔伏見宮系譜〕貞成親王

應安五壬子年三月廿五日誕生　應永十八辛卯年四月四日元服(〇四十歳)

〔若宮御元服記〕文安二年三月十六日庚寅、今日若宮(〇春秋廿一、〇後崇光皇子貞常親王)於竹園有御元服事、

〔親長卿記〕文明六年四月廿六日、伏見殿(〇貞常親王)若宮(〇廿歳)有御元服事、

〔親長卿記〕文明十二年十二月廿日、今日主上(〇後土御門)第一宮(〇去十二月親王宣下、御名字勝仁、〇後柏原、十七、中略、)御元服也、去月中旬、被召予有御談合之旨、(〇中略)御十七歳之外、有佳例歟否事有仰、予申云、御十七歳以後事、先例無覺悟、御十三十七歳佳例之由、去長祿二年、當今御元服之時尋決了、追可勘申進、予勘十七箇度、或十三、或十四、十七歳也、其外事不勘得、

〔親言卿記〕延享元年九月廿六日、壽宮典仁親王(〇十四歳)元服、

一元服は、男子十五歳の時、おとなになる祝なり、その童子の大小により、又はおや〱の心次第にて、十五歳前後にもするなり、

〔伊勢家用來冠禮口訣書〕凡元服は、人生れて一周にして、成人の法を行、是和漢の禮也、一周とは、其人出生の年より十二年目といふ也、元服人として出身の始、俗體の定れる所にて、日本の習には、十二歳にして、童形の長き髮を短く切、高位の人は紫糸を以結び、冠を著初る、是を元服と言也、

〔禮記曲禮〕男子二十、冠而字、

〔文公家禮士冠禮〕男子年十五至二十、皆可冠、

〔春秋左氏傳註疏襄公三十〕九年十二月、公送晉侯、晉侯以公宴于河上、問公年、季武子對曰、會于沙隨之歳、寡君以生、晉侯曰、十二年矣、是謂一終、一星終也、國君十五而生子、冠而生子禮也、君可以冠矣、

疏（正義曰、案此傳文、則諸侯十二加冠也、文王十三生伯邑考、則十二加冠、親迎于渭、用天子禮、則天子十二冠也、晉語、柯陵會、趙武冠、見范文子、冠時年十六七、則大夫十六冠也、士庶則二十而冠、）

〔皇年代略記淸和〕貞觀六年正月一日戊子、加元服、（加冠攝政太政大臣忠仁公、十五、）

〔日本紀略朱雀二〕承平七年正月四日丁巳、天皇於紫宸殿加元服、（年十五、）

〔日本紀略一條九〕正曆元年正月五日壬午、天皇元服、（年十一、）

〔中右記〕大治四年正月一日庚辰、天皇（〇崇德）御元服、（御年十一、）

〔中右記〕大治四年七月七日癸未、巳時許、令崩給了、（〇中略）法王（〇白河）後三條院長子、（〇中略）治曆元年十二月九日口午、於東宮御所閑院加元服、十三、

〔久安六年御元服記〕正月四日壬午、皇帝（〇近衞）於攝政東三條第、加御元服、（御年十二、）

〔良業記〕元久二年正月三日辛酉、今日皇帝（〇土御門）於內裏有御元服事、（御年十一歳、）

〔親房記〕延慶四年（〇應長元年）正月三日丙子、今日天皇（〇花園）御元服日也、（〇中略）天齡十五歳、（淸和陽成圓融三代例也、）

〔椿葉記〕永享も程なく五年になりぬ、正月三日、天皇（〇後花園）御げんぷくし給、十五の御例は、むかしよ

年齡

〔扶桑略記 崇峻〕三年庚戌十一月、厩戸皇子元服、年十九群臣奉賀、

〔扶桑略記 用明〕二年丁未七月、厩戸皇子、未レ及二元服一、年十六隨二大軍後一、

〔續日本紀 元明〕和銅七年六月庚辰、皇太子〇聖武加二元服一、

〔藤原家傳 武智麻呂〕養老三年正月叙二正四位下一、於レ是〇於是恐先是誤儲君〇聖武始加二元服一、血氣漸壯、師傅之重二其人一、爲レ善、故其七月、拜レ爲二東宮傅一、

〔天皇御元服和抄〕抑天皇御元服と申事は、清和天皇よりぞはじまりける、御門御年十五歲の例は、清和、陽成、朱雀、花園、後花園、十四歲は圓融院、十三歲は後伏見院、十二歲は近衞院、但し此御門は、去年御十一歲にてあるべかりしに、法性寺攝政重服なりしによりて、のべてことしに及ぶ、公卿陣座にてさだめ申けるなり、周成王、十二歲にて御元服ありし例など、ひき申けるなり、御十一歲は一條院よりはじめて、堀川、鳥羽、崇德、高倉、後鳥羽、土御門、後堀川、後深草、後宇多、後小松、中御門院、みなみな御十一歲にて行はれ侍しなり、

〔冠儀淺寡抄 一〕年齡事

行二冠禮一年齡、古者年十二到二二十一行レ之、然中古以來、和漢共唯隨意行レ之、越二十歲一而童形者將少矣、若二攝籙子息一、五六歲而加二首服一、是格外、勿論越二二十歲一而行レ之亦非常、又雖レ未レ滿二十歲一既讀二孝經論語一、暗二誦古詩古歌等數十首一、略記二臆我邦公事官名等一、良知二禮義一、則冠レ之亦可也、假令雖レ及二十四五歲一、甚怯遲鈍、尙如二齠齔一、或雖レ有二才力一狼戾婚謾、則先教二諭之一、足レ知二其成人之道一、而行レ之亦不レ遲矣、

當氏〇菅原近代之例、長雅七歲、胤長九歲、兩卿之外、無二十歲未滿之例一、長持、家長共二十二歲、兩卿之外、無レ過二二十歲一之例、

〇按ズルニ、公卿補任ニ據ルニ、長雅ハ永正十八年、七歲ニテ元服シ、家長ハ元文元年、二十二歲ニテ元服シ、胤長ハ延享五年、九歲ニテ元服セリ、

〔千代鏡 智〕元服の次第

[illegible]

〔太平記 (廿卷)〕常盤腹の子、童名は牛若、(中略)十六と申しける承安四年の春の比、五條の橘次末春といふ金商人に相供して、東國へ下りける道にて、自ら男になりて、九郎源義經と名のる、

〔憲法類編 (二十五家督相續)〕戊辰(〇明治元年)十一月廿八日、堂上諸侯中下大夫へ御沙汰、

一嫡子嫡孫、自今年拾五歲ニ至リ元服可致、右年齡ニ不至トモ、願ニ仍リ時宜之御詮議可有之事、

但武家ニテハ、從來乘リ出シト唱候得共、今般官武一途ニ被仰出候ニ付テハ、總テ元服ト可相唱事、

〔故實拾要 (九)〕首服　首飾

是皆元服ノ事也、或消息等ニ、愚息(補遺)來ル何日加首服也、其節於御入來者、可爲本望ナド被認事也、常ノ詞ニモ被加首飾、被加元服ナド云事ナリ、

〔四季草 (秋六下)〕元服

元服とは、元はかうべなり、始て首に冠ゑぼうしをかぶるゆゑ、元服といふ、服は身に付る事をいふなり、

〔貞丈雜記 (一禮法)〕一元服といふ事、元ははじめとよむ、服はきものとよむなり、をさなき者成長してはじめておさなの衣服を著るを元服といふ也、

〔儀禮 (士冠禮)〕始加祝曰、令月吉日、始加元服、(元首也)

〔漢書 (昭帝紀七)〕元鳳四年春正月丁亥、帝加元服、(師古曰、元首也、冠者首之所著、故曰元服、〇下汲黯傳序云、上正元服、是知謂冠爲元服、)

〔扶桑略記 (三欽達)〕此天皇時、尾張國阿育知郡有一農夫、(中略)〇妻有身、及期生男、(中略)〇童子後得元服、爲優婆塞、

〔聖德太子傳曆 (上)〕崇峻天皇三年庚戌、(中略)時年十九、冬十一月太子(中略)冠焉、群臣賀之、

〔名目抄諸公事言說〕御元服(ゴゲンブク)親王、春宮、天皇、皆依代相替不一順、

〔運歩色葉集元〕元服元ハ始也、又曰首服、

〔下學集下態藝〕元服(ゲンブク)元首也、始也、又云首服也、始冠(ウヒカムリ)者弱冠

〔伊勢物語〕むかし男ありけり、うゐかぶりして、ならの京春日の里にしるよしして、狩にいきけり、

〔源平盛衰記三〕朝覲行幸ノ事

嘉應三年正月三日、主上〇高倉御元服有テ、〇中略初冠(ウイカウムリ)ノ御姿最ト厳ク、翠ノ山ニ月ノ出ルガ如ク、羅ノ内ニ梅ノ綻ビタルニ似サセ給ヘリ、

〔空穂物語吹上之下〕女は、かみあげて、からきぬきでは御前にいでず、をとこは、かうぶりしうへのきぬでは御前に出ず、

〔年中行事歌合〕四十五番　左　御元服　前大納言〇藤原實冬

君が代のいくちとせをかよはひ人のはつもとゆひに結こむらし〇中略

左よはひ人といへるは、天子御元服の時、上壽とて現任の公卿の中に、第一老年の人を撰て、御酒を奉しめ、祝詞を獻ずる事の有也、

〔類聚名物考人事〕はつもとゆひ　初冠

初て元服するを云、この時までは童形にて髪をもかきおろして有を、初冠よりは髪をとりあげて髻をかくればいふ也、

〔雅亮装束抄二〕をとこになるあひだのこと

〔雅言集覽十二〕をとこ　男、元服をいふ、

〔續古事談五諸道〕助忠〇多氏ガ末ノ子忠方、近方、イマダイトケナキ童ニテアリケルヲ召イデヽ、オトコニナシテ、〇下略

名頭

子ノ元服ニハ、朝廷ヨリ御衣御冠ヲ賜フ習慣ナリシガ、後世ニ至リテハ、唯大臣ノ子ニノミ賜フ事ト爲レリ、

中世ヨリ、男子生レテ、初ニハ鶴君松若太郎二郎ナド、ノミ稱シ、元服ノ日ニ始テ名ヲ命ゼシガ如シ、而シテ其名ヲ命ズルヤ、加冠ノ人、其名ノ一字ヲ授ケテ、冠者ノ名トスルコトアリ、コハ治承頃ヨリ起リテ近世マデ行ハル、又冠者ニアラズト雖モ、貴顯ノ名ノ一字ヲ授カリ、榮譽トセシコトアリ、德川氏ノ時ハ、三家及其他ノ諸侯モ、元服ノ日登城シテ、將軍ノ名ノ一字ヲ授カルヲ例トシ、之ヲ殿中元服、又ハ御一字拜領ナド・稱セリ、

元服ノ日ニ敍位スル事アリ、位ノ高下ハ父祖ノ蔭ニ從フ、鎌倉室町等ノ將軍ハ、此日ニ將軍ノ宣下アリ、德川氏ニ至リテハ、將軍ノ嫡子ハ、首服シテ權大納言ニ任ズルヲ以テ例トス、要スル、ニ鎌倉室町等ノ冠儀ハ、大抵搢紳ノ儀ニ據リシモノナレド、德川氏ニ至リテハ、大ニ是ト異ナル者アリ、其文飾ニ流レンコトヲ恐レシ故ナラン、

近世ニテ、武士ノ元服ト稱スルハ、前髮ヲ剃去スルヲ謂フ、蓋シ前髮ヲ剃去スルコトハ、足利氏ノ末、兵士ノ輩、常ニ戰場ニ在リテ、久シク冑ヲ脫ガズ、因テ前髮ヲ剃リテ其氣ノ逆上ヲ防ギシガ、遂ニ武家一般ノ風トナリシト云フ、故ニ當時ハ前髮ヲ剃ルヲ成人ノ儀トシテ、元服ト稱セシナリ、然レドモ前髮ヲ剃ルコトハ、專ラ兵士ニ行ハレテ、貴人ハ猶ホ總髮ナリシガ、德川氏ノ中葉ニ至リテハ、將軍モ亦前髮ヲ剃リタリ、且ツ此時ハ元服ノ日ニ烏帽子ヲ用ヰル人モ、平常露頂ナルハ、大ニ從前ニ異ナリ、又此時七八歲ニシテ元服スルハ額直ニシテ、前髮ヲ剃ルハ其後ニ在リシナリ、額直ハ一ニ半元服トモ稱シ、額ノ角ノ髮ヲ剃リ去ルヲ云フ、市人モ之ヲ行ヘリ、袖留ハ小袖ノ脇ヲ塞グモノニテ、亦成人タルヲ表スルナリ、

〔伊呂波字類抄久疊字〕元服

赦ヲ行フ等ノ事アリ、是ニ於テ攝政ノ任ヲ解キ天皇始テ親政シタマフナリ、皇太子ニハ能冠ナク、禮ヲ祭ルコトナク、親王以下ハ、黑幘ナク祝詞ナシ、加冠理髮ハ、皇太子以下之ヲ具スルコトニテ、皇太子ノ加冠ニハ傅ヲ用ヰ、理髮ニハ大夫若クハ權大夫ヲ用ヰ、親王以下ノ、加冠ニハ德望アル人ヲ選ブナリ、又納言參議等ノ子ニシテ、攝關ノ如キ高貴ノ人ノ加冠ヲ求ムル時ハ、其第ニ往キテ之ヲ行フコトアリ、攝關ノ子ナドハ、殿上ニテ元服シ、天皇親ラ冠ヲ授ケ給ヒシコトアリ、又武士ニハ神社ニ詣デヽ行ヒシ事アリ、源義家ノ八幡神前ニテ首服シ、源義親源義光ガ加茂明神ト新羅明神トノ社壇ニテ行ヒシガ如シ、信濃國小笠原氏ガ代代新羅明神ノ社壇ニテ行フ例ナルモ、義光ガ後胤ナレバナルベシ、足利氏ノ末葉ニ至リテハ、搢紳家、貧シクシテ禮ヲ擧グルコト能ハザルモノアリテ、或ハ家僕ヲ以テ加冠理髮ト爲シ、或ハ祖父ト父トニテ之ヲ行ヘリ、鎌倉將軍ノ元服ニハ、北條氏加冠ト爲リ、足利將軍ニハ、管領加冠ト爲リ、德川將軍ハ、井伊掃部頭彥根加冠ニシテ、松平肥後守會津理髮タリ、又一般ノ冠禮ニハ、冠者加冠理髮ノ間ニ三獻ノ式アリテ後、加冠ハ冠ヲ戴カシムル時ニ、微音ニテ之ヲ祝シ、更ニ宴ヲ張ルナリ、

搢紳ノ元服ハ、後世マデモ冠ヲ用ヰシガ、武家ノ元服ニハ、烏帽子ヲ用ヰテ、亦加冠ト稱シ、元服シタルモノヲ冠者ト稱シ、加冠ノ人ヲ指シテ烏帽子親ト云ヒ、烏帽子親ニ對シ、冠者ヲ烏帽子子ト稱ス、斯ノ如ク假ニ親子ノ契約ヲ結ブモノナレバ、後世契約親、契約子ノ稱アリ、

中世以來皇室陵夷シ、古例ニ從フコト能ハズ、僅ニ其大體ヲ存スルノミナリシガ、南北朝以後ハ、四海大ニ亂レ、朝儀廢絕シ、皇太子ヲ立ヅル禮モ行フコトヲ得ザリシガ、靈元天皇ノ朝ニ至リ、初テ朝仁親王東山ヲ立テヽ皇太子ト爲シ、冠禮稍〻舊典ニ復セリ、其以後近代ニ至ルマデ、多少ノ沿革ナキニアラズト雖モ、粗〻此時ノ式ヲ以テ準的ト爲セリ、而シテ公卿殿上人ノ

ヨリ二十歳マデノ間ニ在リ、鎌倉室町將軍ノ如キハ、其年齡一定セズト雖モ、概シテ早ク之ヲ行ヒタリ、又父祖ノ例ニ依リテ其年齡ヲ定ムルアリ、藤原公實ノ家ニテハ五歳ヲ以テシ、藤原公名ノ家ニテハ七歳ヲ以テセシガ如シ、德川氏ニ至リテモ、概ネ七八歳ヨリ十歳以下ニテ行ヒシ例多シ、而シテ邦康親王ガ四十歳ヲ以テシ、足利義政ガ三十六歳ヲ以テセシガ如キハ、還俗ノ人ナルニ由リ、斯ク晩カリシナリ、而シテ還俗ノ人ハ、多ク冠禮ヲ行ハザリシナラン、

元服ヲ行フニ、天皇ハ必ズ正月一日ヨリ五日マデノ間ヲ以テシ、諸臣以下モ亦正月ニ行ヒシ例多シ、又天皇ノ外ハ、初ハ夜中ニノミ行ヒテ、白晝ニ行フコト稀ナリシガ、德川氏ノ時ニ至リテハ多ク白晝ニ之ヲ行ヒ、夜中ニ於テスルコトハ極メテ稀ニナレリ、而シテ日時ノ吉凶ヲトシテ之ヲ定ムルコトハ、古今一樣ニシテ、民間ニテハ多ク鬼宿日ヲ用ヰタリ、

凡ソ元服ノ禮ハ、貴賤ニ由リテ隆殺アリ、天皇ノ元服ニハ、加冠アリ、理髮アリ、能冠アリ、加冠ハ元服ノ冠ヲ加フル者ニテ、又引入ト稱シ、尤モ其人ヲ重ンズ、太政大臣之ニ當リ、太政大臣ナキ時ハ、特ニ加冠ノ爲ニ其人ヲ任ズルヲ例トス、而シテ冠ヲ加フルニ方リ、祝詞ヲ陳ベ、加冠訖リテ後ニ又祝詞ヲ陳ベ、肴ト醴トヲ進ム、肴ト醴トハ天皇ノ之ヲ以テ親祭シタマフモノナリ、理髮ハ左大臣タル者之ニ當ルコトニテ、加冠ノ前ニ空頂黑幘ヲ脫シ奉リ、加冠ノ後ニ、櫛ヲ執リテ御鬢ヲ理スル者ナリ、空頂黑幘トハ幘ノ黑色ニシテ頂ナキモノニテ、初メニ之ヲ以テ御首ニ加フル者ハ能冠ナリ、能冠ノ能ハ、堪能ノ義ニテ、櫛ヲ以テ總角ヲ解キ、髻ヲ以テ髮ヲ結ビ、笄刀ヲ以テ髮末ヲ截ル、皆能冠ノ役ナリ、此役ハ古來多ク內藏頭タル人ヲ用キル、此日始テ童子ノ袍ヲ脫シ、成人ノ服ヲ服シタマヒ、且ツ勸學院ノ藤氏ノ兒童數人同ジク加冠シテ參入ス、此禮畢リテ後ニ、更ニ吉日ヲ擇ビ、宴ヲ群臣ニ賜ヒ、位階ヲ進メ、物ヲ賚ヒ、

古事類苑

禮式部九

元服上

元服トハ、男子頭首ニ加フルニ冠ヲ以テスルコトニテ、元トハ頭首ヲ謂ヒ、服トハ冠ヲ指ス、蓋シ男子ノ生ルヽヤ、幼時ニ在リテハ、常ニ頂ヲ露シ頭首ニハ戴ク所ナシ、是ヲ童子若クハ、ワラハト云ヒ、長大ニシテ冠セザルヲ大童(オホワラハ)ト云ヒテ、猶ホ之ヲ成人ト爲サズ、其初テ冠ヲ著クルヲ元服ト云ヒ、ウヒカウブリト云フ、其式ヲ指シテ冠禮ト云ヒ、其事ヲ指シテヲトコニナルト云フ、ヲトコトハ童子ノ域ヲ脱シ、成人ノ男子タルヲ謂フナリ、元服ハ實ニ成人ヲ表スルノ禮ナリ、

吾邦ノ冠ハ、神代ヨリ見エタレド、後人或ハ異議アリ、其推古天皇ノ朝ニ起レリト云フハ、外國人ノ説ニシテ、固ヨリ憑信スルニ足ラズ、而シテ冠禮ノ書冊ニ見エタルハ、聖德太子傳曆ニ、太子ガ十九歳ニシテ、崇峻天皇ノ朝ニ冠シ給ヒシヲ以テ始トスレドモ、其書後人ノ手ニ成リテ、妄誕不稽ノ事多ケレバ、疑ナキコト能ハズ、意フニ推古天皇ノ朝ニハ、冠ヲ以テ位次ヲ定メシコトモアレバ、必ズ冠禮ト云フコトモアリシナラン、然レドモ其國史ニ見エタルハ、元明天皇ノ和銅七年ニ、聖武天皇ガ皇太子ニシテ元服ヲ加ヘ給ヒシヲ以テ始トス、

元服ヲ行フ年齡ハ、古來一定セザレドモ、大概天皇ハ十一歳ヨリ十五歳マデヲ限トシ、皇太子ハ十一歳ヨリ十七歳マデノ間ニテ行ハル、親王モ右ノ例ノ如シ、臣下ニ至リテハ五六歳

古事類苑

禮式部九

元服上

ひぬ、〇中略昔關東數みかた合戰し、首じつけんの時、はぐろの首をば侍の首とて、先上へかけたり、故に戰場へ出るには、討死を心がけ、楊枝をつかひ、齒黑をもつはらとせり、いにしへの實盛はびん髯を墨にそめ、小田原北條家の侍は、齒黑をす、古今ことなれども、其心ざしはおなじきものなり、

〔太閤記十二〕相州小田原御進發之事、

秀吉公、三月〇天正十八年十九日、都を立せ給ふ、其日の出立、作り髯にかね黑也、御大刀差添など、ことごとく若やかに物し給ひし、

〔おあん物語〕家康樣より責衆大勢、城へ向つて軍がよるひるおじやつた〇中略味方へ取た首を天守へあつめられて、それ〳〵に札を付ておぼえおき、さい〳〵首にお齒黑を付ておじやるよ、それはなせなりや、むかしはおはぐろ首は、よき人とて賞翫した、夫故白齒の首はおはぐろ付て給はれと、賴まれておじやつた、

もふ人あり、さにあらず、

〔源平盛衰記 二十二〕入道申二官符一事

九月〇治承四年四日戌時ニ太政入道〇平清盛手輿ニ乘、新院ノ御所ニ參テ申ケルハ、〇中略義朝ガ三男ニ右兵衛佐頼朝ト申奴ハ、近江國伊吹ガ麓ヨリ尋出シテ、將テマウデキテ侍シヲ、入道ガ繼母ニ池尼ト申候シガ、頼朝ヲ見テ一旦ノ慈悲ヲ發シ、彼冠者アヅケ給ヘ、敵ヲバ生テ見ヨト云、タトヘアリト低伏申侍シカバ、誠ニモ源氏ノ種ヲサノミ斷ツベキニモ非ズ、入道ガ私ノ敵ニテモナシ、只君ノ仰ヲ重ズル故ニ、コソアレト思ヒ存ジテ、流罪ニ申宥テ、伊豆國ヘ下シ候ヌ、其時十三ト承リキ、カネ付タル小男ノ、生絹ノ直垂ニ小袴著テ侍シヲ、入道ガ前ニ呼居テ事ノ樣ヲ尋問候ヒシカバ、如何アリケン、事ノ起リシラズト申候キ、

〔源平盛衰記 三十八〕平家君達最後幷頸共掛二一谷一事

熊谷〇直實ハ、腰ノ刀ヲ拔出シ、既ニ首ヲカヽントテ、内兜ヲ見ケレバ、十五六許ノ若上﨟、薄化粧ニ金黑也、ニコト笑テ見エ給フ、熊谷ハ穴無慙ヤ、弓矢取身ハ何ヤラン、是程若ク嚴キ上﨟ニ、イヅコニ刀ヲ立ベキゾト心弱ク思ヒケル、抑誰ノ御子ニテ渡ラセ給フゾト問ケレバ、〇中略是ハ故太政入道ノ弟ニ、修理大夫經盛ト云人ノ末子、イマダ無官ナレバ、無官大夫敦盛トテ、生年十六ニ成也ト宣ケリ、

〔宗五大草紙 上〕人の召仕れ候仁、心得らるべき事、〇中略齒をくろめたる人の、かねを付ぬは狼藉なり、

〔北條五代記 五〕關東昔侍形儀異樣なる事

見しは昔、さがみ小田原北條家諸侍、仁義禮智信を專とし、形儀作法たゞしく、〇中略常の放言にも、賢臣二君に仕へず、黑色へんせざるをもて、鐵漿とすといひて、侍たる人は、老若共に齒黑をし給

不及新調、其後於小御所有御祝、東宮出御、御直衣御指貫、御鬢被垂之、不及御鬢遣、先御近習之輩御對面、(上段御疊二帖鋪茵一枚)公卿雲客、各御對面了、公卿更著座、次主上(○靈元)出御、依御氣色、右大將取御茵敷中段、次御座、三獻了入御、(○中略)爲御祝東宮へ御文匣三人幷御肴等中へ御肴進上了、

〔有栖川系譜〕織仁親王、寶暦十四年三月十日御鐵漿初、同年同月十八日御元服、(十一歲)

〔有栖川系譜〕韶仁親王、(○中略)文化五年五月三日御鐵漿始、同年同月七日御元服、(十五歲)

〔蜷川親元記〕文明五年十月卅日丁巳、若君樣御齒黑御祝、

〔赤松再興記〕永正十八年七月六日、公方家、(義晴將軍)從播州御上洛、御年十一歲也、(○中略)同八月九日御齒黑、

〔言成卿記〕寛永四年四月廿日、油小路隆基(○三十歲)九條殿へ見情參上云々、晝後拔眉染齒云々、寰親西大路侍從(女○隆)妻室隆筆云々、七ケ所鑷嘗乞云々、

〔海人藻芥〕僧俗ノ衣紋ハ、(○中略)鳥羽院ノ御代ヨリ、強キ裝束ヲ用ル故ニ、衣紋ノ沙汰モ出來ヨルナルベシ、(○中略)凡彼御代以前ハ、男眉ノ毛ヲヌキ、鬢ヲハサミ、金ヲ付ル事、一切無之、及末代每事嬌飾ノ至也、

〔遊碧軒記(三人事)〕公家の齒黑は、二百餘年以來の事に見ゆ、上代の事には不見、眉を十六まで剃らるゝも、其頃よりの事に見ゆ、上代の事には不見、是美麗を事にして、婦人と混雜より出るごみゆ、

〔安齋隨筆(前編六)〕一齒タッル　紫式部の頃、女のかね付る事はありけれども、(紫日記榮花物語等に見へたり)男のかねつくる事はなかりし也、男のかね付る事は、鳥羽院の御代よりはじまれるよし海人藻芥に見へたり、鳥羽院と左大臣有仁公御合されて、衣文といふ事はじまり、男のかね付る事も、眉作る事もはじまりたり、これ皆君臣ともに、好色より事起りしなるべし、それより以前に男になき事なり、公家の衆は、今も專ら男にてかねつけらるゝ、風俗となれり、上古より公家には如此とお

一寶曆十庚辰年十一月十五日、御鐵漿初、御祝物土屋修理樣御奥方ゟ被進、

〔將軍德川家禮典附錄十一〕有姬御方ハ、鷹司准后殿姬君、鷹司關白殿御養女、文政六未年九月五日御誕生、天保二卯年九月十五日御下向、御本丸江御著輿、同六未年十一月廿八日、御鐵漿初相濟、

○

男子鐵漿始年齡

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

一若宮樣の御はぐろみ、御元服の二三日まへにあり、御年定りなし、

〔故實類聚抄上〕公家齒黑の事

公家衆は、十三歲より鐵漿をつけて、十八歲より眉をはらひ給ふといふ事を、垂加流の神道には、齒は骨のあまりなる故、あらはしておくは、神前へ出る時けがらはしき物故、無禮になるとて染るといへり、是故實をしらぬ說なり、公家の鐵漿を付給ふ事は、鳥羽院より初まれり、仍て古き書には不見、鳥羽院、公家衆の子供參內の時、女の如く黑く鐵漿を付參內せよと仰られける事なるを、後には成人して付るやうに成て、足利時代などは武家にうつりて、大身なるものは、武家も黑く付たる事なり、記錄などには、齒者といふて、あるは、鐵も得付ぬ歟侍のことなり、○中略

男子鐵漿始例

〔實隆公記〕永正三年十一月十九日甲午、宣賢來、今日宮御方、御齒黑御眉等御祝也、仍頭中將參入間、讀書先期、後日之由命了、御祝入夜事了云々、頭中將退出、阿古丸同作眉之由語之、

〔伏見宮系譜〕邦道、今上親王、○後水尾猶子、中略慶安四辛卯年十一月八日鐵漿始、同月十三日元服、十一

〔桂宮系譜〕長仁親王、後西院第一皇子、無品中務卿、明曆元年乙未五月十四日誕生、○中略寬文九年己酉十月二日齒黑染、同四日畫眉、同五日元服於洞中、

〔基量卿記〕貞享四年正月十八日、巳刻東宮○東山行啓也、是禁中へ御移轉之儀也、○中略今日御齒黑之御祝義也、申刻有御祝、六本立之御膳、御內儀之沙汰也、御齒黑之御調度、去年新調之御道具也、此度

〔續史愚抄東山〕貞享五年(元祿元年、)十二月十一日庚戌、福子内親王(十三歳、號的宮、新院皇女、)有齒黒、

〔伏見宮系譜〕培子、(中略)享保八癸卯年十一月十六日、鐵漿初、(十三歳、號岩宮、光子、)

〔伏見宮系譜〕德子、(實今出川公詮女、母邦永親王女、基宮、)享保十二丁未年八月十八日誕生、(中略)元文四己未年六月、紀伊三位中將宗將卿縁約、同年十一月朔日鐵漿初、

壽子、寛保二壬戌年八月六日、未刻誕生、(中略)寶曆四甲戌年三月十九日鐵漿初、

〔有栖川系譜〕織子女王、(中略)寛政三年五月五日、藝州世子右京大夫齊賢朝臣御縁組御願濟、(十二歳、)(中略)同四年九月廿一日、江戸市ケ谷尾州屋形へ御著輿、同年十一月廿一日御鐵漿初、(十三歳、)

〔御次詰所本御系譜〕淑子内親王、(仁孝皇女、)文政十二年正月十九日(未刻、)降誕、(中略)天保十三年八月廿五日御鐵漿初、(十四歳、)

〔實麗卿記〕安政四年十二月十一日戊午、今日和宮(仁孝皇女親子、十三歳、)御鐵漿始也、依之午刻許著衣冠參内、申上恭賀、

〔建内記〕永享三年十二月□□子(○藤原時房)女(九歳、)有祝著事、齒久呂美三筆、予付初之、眉毛ぬく事、母是を役、次に三獻、

〔實隆公記〕明應八年六月七日丙申、當番、及晩參内、於中内侍局有一盞事、是和長朝臣息女齒黒祝也、

〔陰德太平記十八〕陶隆房相良武任不和之事

陶尾張守隆房、相良遠江守武任、兩人心志不和ニ成テ、遂ニ亡國ノ基ヲナス、(中略)武任ヤガテ義隆卿(○大内)ノ御臺所ノ乳人、新少將ト云女房ニ、吾娘齒黒メノ契約シテ、イト懇ニ云呢ビ、仍其後新少將ヲ頼テ御臺所ヘカクト申入、(下略)

〔伊勢吉田御家系譜〕村信公――女子(慶、信行設、○南部甲斐守信依室、)

一延享五戊辰年三月廿三日、於江府御誕生、

一わたしかねの箱、長サ一尺三寸五分、横三寸五分、高二寸一分、ふたの上に、わたしがねの形を蒔繪にする也、是法式なり、なし地蒔繪、黒ぬり蒔繪にも箱をする也、望次第たるべし、箱の紐の長さ、一尺三寸五分、ふとさ六分、(色は紅也、)二筋共に同斷、紐結びやうは、わなむすびなり、わたし金は、金めつきなり、長さ一尺二寸五分ばかり、わたしがね三枚程、箱に入るゝなり、わたしがねの寸尺、是は定法にてはなきなり、此位にこしらへ候てよき也、わたし金、きぬにつゝみ入るべし、拵やう法もなし、あはせにぬふべし、

一うがひ茶わんは、木碗又は銀幷燒物の類なり、下臺あり、木碗はなし、地蒔繪、黒ぬり蒔繪等なり、下臺も同前、うがひ茶碗、ふたも身と一對なり、

〔女諸禮集〕婚禮之卷拾遺

齒を染る事

先づ夫の方より結納をうけてより、其儘齒を染る事、約束を變せざる祝儀とせり、其法一家親類、又は親しき友の中にて、おとなしき女房をたのみて、筆親(フデオヤ)と名付る事なり、此筆おやに成たる人より、其日の祝儀とて、鐵漿付の調度一具(ミゝだらひ、わたしがね、上水ふで、五倍子等なり、)取揃へ、樽肴をも遣す事なり、さて右の祝儀相すみて、筆おやにたのみたる人へ、女の方よりも祝儀を遣す事、右に應じ衣服或は絹布類、綿酒肴などを贈る事、分限によりて定りたる法なし、さて其日用る鐵漿を、棟數七軒にてもらひ用る事なりといひ傳へたり、如何なる故を知らす、此鐵漿を貰ひし方へ、酒肴を贈る事なり、さて鐵漿つけ終りて、式々盃事あるべし、雜煮本膳を出す事、人々の分限相應に有べし、

〔親長卿記〕文明六年二月十六日、今日若宮、(十一歲、當今〈後土御門〉一宮、〇後柏原、)有御眉御齒黑等事、有御祝、於常御所有一獻、源大納言入道、(〇通秀、)予、右衛門督、(〇季春、)源中納言、(〇雅行、)民部卿、(〇忠富、)等祗候、

〔續史愚抄靈元〕貞享二年四月廿三日壬子、此日今上女二宮、(御年十三、)有御齒黑、

してゆふなり、かづらさには、女の詞に、かもじさいふものなり、平もさゆひさは、たゝみたるもとゆひの事なり、白ぎはには、はらやをすり用る也、すみぎはには、まゆすみを用るなり、まゆすみを今はこねずみと云なり、

一かねつけ候時の調度の事、はぐろ箱、長さ一尺八分、横八寸、總體高さ七寸七分、ふたのかわ一寸三分、山なり八分、かけごは、ふちより内のり一寸五分、此内へ入る小道具二つ入なり、小道具とは、はぐろ箱の入子の事なり、其入子は、一つは長さ三寸八分半、横一寸八分、高さ一寸一分半、これはかね筆を入る、又やうじをも入るなり、一つは長さ二寸四分半、横一寸八分半、高さ一寸一分半、是はふしを入る也、入子のふたは、かぶせぶたなり、入子二つ共にふた同じ事なり、ふたは見はからひ、よき程の高さにする、はぐろ箱の入子のしきりの高さ五分ばかり、はぐろ箱の紐紅長さ三尺五分、ふささ九分、二筋共に同斷、諸わなむすびにするなり、はぐろ箱はなし地蒔繪等法式なし、いづれも望次第にするなり、蒔繪は源氏の繪等成べし、はぐろ箱の身には、ふしを入る箱と、かね筆入る箱を入るゝ也、片方には、口ふき候もみ紙を入るゝなり、かけごにはかね坏、大中小三つ、此外三組にても、よし幾組も入る、其時用申候、ふしはぐろ筆、やうじ幾本と定りなし、かねをあたゝめ候片口、是も幾つと定りなし、三つにてよし此類かけごに入る也、かねをあたゝめ候片口は、金めつきふたあり、

一かねはきとて、つねの御たらひ、耳だらひなどのやうのものなり、つのも耳もなく、木にて作り、黑ぬりまき繪等、何にてもする也、人々の心次第たるべし、徑九寸ばかりにてよし、

一わたしの事、これはかねはきだらひにわたすものなり、その上にかねつきを三つおく、大中小に、三ついれにしたる物なり、大にはかね入て右におく、中にはふしを入て中におく、小には水を入て左におくなり、長一尺二寸ばかり、廣二寸五分ばかり、

小なるに、水つぎの水をいれ、うがい茶わんにも水を入て、扨かね筆を取てわたし參らする也、此かね筆は、ふし入たる筆にはあらず、別の筆なり、童女は筆を受取て、右に持ながら、小きかね坏(ツキ)の水に筆をひたして、その筆にて齒をしめすまねをして、扨筆の先にふしを付て、齒につくるまねをして、扨かねを三度つくるまねをして、筆をわたしがねの上に置るゝ也、是迄にて儀式はをはるなり、扨調度ども取て退くべし、

一儀式終て、手かけ式三獻七五三等祝おり、かの夫婦に、童女より御盃賜はり、引出物賜はり、夫婦よりも、何にても參らする事、髮置の如し、

一かざみ幷袴など用ひらるゝは、將軍家の姫君、又高位の大名の息女の事なり、平人は不用之、又細長を著せ參らする事あらば、袴を著用せぬ者なり、

一ぼうまゆの事、第一にけしやうして、次にすみぎは、又次に白ぎはたるべし、すみぎはも白ぎはも、ほそくひたひをまろくつくるべし、ひたひのすみぎは、ひたひの髮のきはにつくる、白ぎはすみぎはの下につくるなり、大方すみぎは白ぎは共に、ばへさがりのある所のすこし上までおくなり、まゆ毛のうへしたの方も、まゆ毛のなりにつくるべし、まゆ毛のすみぎはは、まゆ毛のきはにつくる、其そとに、白ぎはをつくる也、兩方共に、同じひたひのうへ程、けしやうの上に、又おしろいを一段白くして、下ほどうすきやうにくまどりする物なり、白ぎはといふは、こうがいのさきにて、おしろいをつけておく事をいふ、すみぎはといふも、まゆずみをしん入のさきにておく事をいふなり、ぼうまゆは、九ツのとし、かねをつけはじむる時分より、十四五までつくるなり、

一髮ゆひやうは、一所わけめする也、わけめといふは、ひたひのはへぎはより、つむりの眞中あたりまで、髮を左右へかきわけて、眞中に筋を立る事なり、扨髮をゆふものなり、さのみ髮の根はゆふべからず、ちとさげて、かたの上より少し下の方にて、平もとゆひにてゆふべし、かづらは不入

其土官本身宗族子姪、并首領頭目、皆以銹鐵水浸烏格子末、悉染黑牙、與民間人以黑白分其貴賤、女子年及十五已上、不分良賤、亦染黑牙始嫁、

〔諸大名出仕記〕歯ぐろみの事、○中略此時も、主人の女中などへ筆を申、色々の樣體有之候、祝は帶直しと同前也、○又見貞順故實聞書條々

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

姫宮樣、御はぐろみあり、御ふく一かさね、御いかものまゐる、御だらぐ志やう、次御わたし、御ふで一つい、御こぶこほり、かさねのうすやう、御やないばこにのる、御祝御いか物ばかり、御所にて二獻まゐる、

〔千代鏡〕童女涅葉付初之部

一童女かねつけぞめ以前は、まゆつくらず、髮にわけめをたてず、たゞうしろへなでさげおくなり、ゆふこと無し、○中略

一此祝も其家のおもき家臣の内、夫婦そろひ、子孫繁昌の人出て、かねの付初させ申べし、

一祝の當日、童女ぼうまゆを作り、髮にわけめをたて、うしろにて一所に、もとゆひにて下げかみにゆひて、五ッ衣をめし、その上にかざみを著して、座敷へ出給ふ也、其時かのめで度夫婦出て、御禮申上て、夫は直に立て、別の座敷に伺候すべし、女はかね付る樣を男には見せぬ物なる故、夫は其座敷には居らぬなり、婦は童女を吉方へ向はせ申置て、はぐろ箱を持て御前へ出、童女の前、右の方に置べし、扨別の女房衆、かねはきだらひ、うがひ茶碗、かねいれのかたくち、わたし金の箱、水つぎなど持て參る時、彼の婦、わたしがねの箱より、わたしがねを出し、かねはきだらひの上にわたし、はぐろ箱より、かねつき（かねつきは、ちゆうすの事なり、かねを入ろなり、かねつきのきの字、すみてよむべし、）大中小三ッいだし、わたしがねの上に置て、大なるかねつきに、かたくちのかねをいれ、中なるに、かね壺にてふしを入れ、

年齡

〇下略

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第
一御十三、姫宮様御はぐろみあり、
〔諸大名出仕記〕歯ぐろみの事、年は不定候、先十二、十三計の比にて候、
〔日次紀事 冬 十一月〕十三歳姫宮有歯黒之儀、攝關息亦然、
〔上臈名事〕一九つにて、かねをつくるなり、
〔千代鏡 禮〕童子鐵漿付初之部
一此祝は、本式は八ッの年にする事なれども、多くは九ッの年にする事也、是も吉日をゑらびて此祝あるべし、
〔源氏物語 六 末摘花〕紫の君、〇中略なに心もなくてものし給さま、いみじうらうたし、こだいのそば君の御名殘にて、はぐろめもまだしかりけるを、ひきつくろはせ給へれば、まゆのけざやかになりたるも、うつくしうきよらなり、
〔源氏物語湖月抄 六 末摘花〕昔は幼き女は、左右なくかねをつけざれば、古代のをば君のならはしにて、紫の姫君も、十歳にあまるまで、はぐろめなかりしなり、〇中略
まゆのけざやかに　歯黒めの後、ぼうまゆの常のまゆになりたるをいふなり、
〇按ズルニ、源氏物語ノ成リシハ、一條天皇ノ比ナルベシ、是ヨリ以前ハ、幼女ハ鐵漿ヲ著ケザリシヲ、此比ニ至リテハ、通例十歳以前ニ著クル事トナリシ故ニ、紫ノ君十一歳ニテ、未ダ歯ヲ染メザルヲ、時世風ニ合ハザルヤウニ書キ做セルナリ、然レドモ此文ノ前後ニ慶賀ノ事見エザレバ、未ダ儀式ハ無リシナリ、
〔日本風土記 二〕染牙

同、逢誤以染歯為黒歯国之事也、然此所引文、與劉注頗不同、亦可疑、史記趙世家、黒歯雕題、集解引劉逵曰、以草染歯、用白作黒、其誤與源君同、

〔枕草子二〕心ゆくもの　はぐろめのよくつきたる

〔栄花物語十九御裳着〕わかうきたなげなき女ども五六十人ばかり、もころもといふものいと白う著せて、しろきかさども着せて、はぐろめくろらかに、べにあかうけさうせさせてつゝけたてたり、

〔紫式部日記〕つごもりの夜、（寛弘五年十二月）つゐなは、いとゝくはてぬれば、はぐろめつけなど、はかなきつくろひどもすとて、うちとけゐたるに、（下略）

〔栄花物語二十四若枝〕つぼねには、まだもののぬひさわぎて、おないみじや、かしらをだにこそつくろはねなどいふもあり、またしはてたるは、はぐろめつけなど、こゝろのどかに、わが身のけさうをしみがくもあり、

〔曇花院殿装束抄〕くろだなのおきもの、事

二ちうめに、（中略）わきのちうに、御はぐろみのはこ、わたし木、くれなゐのうすやうにつゝみて、下のおうにやは〳〵のかみ、うへにぶんちん置べし、

〔堤中納言物語虫めづる姫君〕あぜちの大納言の御むすめ、此姫君ののたまふ事、（中略）人はすべてつくろふ所あるはわろしとて、まゆさらにぬき給はず、はぐろ、さらにうるさしきたなしとてつけ給はず、いとしろらかにゑみつゝ、（下略）

〔上臈名事〕女房ことば

一つくるかね　御はぐろ

〔とりかへばや物語三〕中納言は、おもひかなひぬるこゝちして、うれしきまゝにかしらあらはせなどしてみれば、あまのほどに、ふさ〳〵とかゝりたり、まゆぬきかねつけなど、女びさせければ、

鐵漿始

名稱

歯黒、是ヲハグロメ、又ハグロミト云ヒ、或ハカネト云フ、鐵漿ヲ施シテ歯ヲ黒クスルノ謂ナリ、抑女子ノ黒歯スル事ハ、倭名類聚抄枕草子以下ノ書ニ載セテ、中古ヨリノ俗ナリト雖モ、鐵漿始ノ一ノ禮式トナレルハ、諸大名出仕記建内記等ノ書ニ始テ見エタレバ、足利氏時代ニ起レルガ如シ、其儀親族若クハ知音ノ中、老成ノ婦人ヲ選ビテ、鐵漿母（カネオヤ、又筆親トモ云フ）ト爲シ、之ヲ處理セシム、此式昔ハ八九歳ニテ之ヲ行ヒシガ、近世ハ十三歳ノ時、多ク之ヲ行ヒ、民間ニテハ、結婚ニ臨ミテ此式ヲ擧ゲ、以テ人ノ妻タルコトヲ表スル事トナレリ、而シテ其鐵漿ヲ數戸ニ乞フガ如キ習俗アリ、

原來黒歯ハ、女子ニ限レル事ナリシガ、中世以來、男子モ亦之ニ倣フコトアリ、故ニ此ニ附載ス、

〔倭名類聚抄　十四容飾〕黒歯、文選注云、黒歯國、在東海中、其土俗以草染歯、故曰黒歯、（俗云、波久路女、）今婦人有黒歯具、故取之、

〔箋註倭名類聚抄　六容飾〕海賦云、或掣々洩々於裸人之國、或汎々悠々於黒歯之邦、李善注、引淮南子曰、自西南至東南、有裸人國黒歯民、許愼曰、其民不衣也、其人黒歯也、又招魂云、雕題黒歯、得人肉而祀、王逸注云、南極之人、雕畫其額、歯牙盡黒、並與此引不同、呉都賦云、烏滸狼臁、夫南西屠、儋耳黒歯之酋、金鄰象郡之渠、劉逵注、烏滸以下諸國皆有解、特黒歯無釋、其解西屠云、以草染歯、染白作黒、雖與此合、然是西屠國俗、非黒歯國之事、按大荒東經云、有黒歯之國、郭璞注云、歯如漆也、海外東經云、黒歯國爲人黒歯、食稻啖蛇、郭璞注、引異物志云、西屠染歯、亦以放此人、則知黒歯國人、其歯自黒、西屠國人、染歯使黒以放之也、而今本呉都賦注、脫黒歯釋、唯載西都染歯、蓋源君所見本亦

そへ、阿波國へさしくだし右の御肩衣袴にて千松はじめて袴著す、

〔折たく柴の記上〕七歳〇新井白石と申す正月元日〇寛文三年より疱瘡を煩ひ出して、以の外の難儀に及びしかば、〇中略戸部は、〇中略もしもやたすかる事もあるべきやと仰下されて、〇中略ウニカウルをあたへられしに及びて、毒氣忽に發して赤色を發しければ、それよりこそ此世の人となりたるなれ、〇中略かゝりしかば帶とき、袴著などいふ事どももその年比をも待つに及ばず、戸部のみづから帶をもとき給ひ、袴をもきせ給ひたりき、

〔伊達吉田御家系譜〕村信公————女子慶、信行院、〇南部甲斐守信侯室

一延享五戊辰年三月廿三日、於江府御誕生、

一寶曆四甲戌年正月廿八日、御紐解、

〔政化聞記〕文化十四年十一月廿七日、盛姫君様、御紐解御祝儀有之、

右之通御肝煎卿被示候、尤參賀之輩、以表使申上可然、禁中江申上候儀者、御帳ニ而可申上旨ニ候、仍申入候、早御回覽可返給候也、

但近習幷院參祗候之輩、他御所參賀之儀、一統被觸候通相心得可然、同卿被示候事、

三月廿四日　基豐

右兵衞權佐殿〇以下署名略

追而祗候家司ヘ者不及申入旨候、仍相除候事、

〔實麗卿記〕萬延元年閏三月廿八日壬戌、今日祐宮〇今上、九歲、御紐直、申上慶賀、祐宮於禁中申上、次參准后、同上申上了、

〔言成卿記〕萬延元年閏三月廿八日、今日祐宮御紐直御祝義云々、御內儀御沙汰云々、御直衣著御獻參賀、予依所勞、名代言繩朝臣勤仕、禁中准后祐宮等ニ、於祐宮於禁中可申云々、

〔言繼卿記〕天文十一年正月六日丁亥、自福生庵喝食帶直とて、小折トクリ被送、祝著云々、

〔孝亮宿禰記〕慶長二十年正月廿日丁卯、二條殿御方御所、御ひぼ直有之、內々御祝也、中御門大納言、淸閑寺宰相、予祗候、九條殿有御成云々、

〔寬永諸家系圖傳百十四〕蜂須賀

至鎭〇中略

大坂御和睦のみぎり、茶磨山へ御目見に祗候の處に、大權現〇德川家康御前へめし出され、此度至鎭が忠節御感におぼしめさるゝよしかたじけなき上意にて、千松〇至鎭子忠英事もやうやくひぼ°お°と°し°の時分と思召るゝ間、大權現にあやかり申やうにとの御諚にて、御上帶をとかせられ、千松にくださるゝのむね仰出さる、至鎭拜謝して御上帶を頂戴す、其後又上使ありて御肩衣、袴、ならびに吳服一重、黃金三百兩千松にくださる、これを頂戴いたし、すなはち御上帶にあひ

〔伏見宮系譜〕理子、〇貞致親王女、元祿十二己卯年正月廿日紐直、九

貞建、今上親王、〇東山親子、元祿十三庚辰十二月廿一日誕生、〇中略、寶永五戊子年十一月十一日紐直、〇九歳

培子、〇邦永親王女、中略、享保四己亥年三月十日紐直、九

邦忠、今上親王子、〇櫻町親、中略、元文四己未年三月廿四日紐直、九

〔有栖川系譜〕職仁親王、靈元天皇第九皇子、正德三年癸巳九月十日御誕生、〇中略、享保六年三月十六日御紐直、〇九歳

職子女王、〇職仁親王女、延享二年九月廿四日御誕生、〇中略、寶暦三年三月廿八日御紐直、〇九歳

〔言成卿記〕天保七年九月廿六日、今日敏宮〇仁孝皇女、淑子内親王、八歳、御紐落也、予着後著直衣奴袴、〇直上下供、中略、從其禁中敏宮洞中等參賀、〇自禁中敏宮御紐落恐悦也

〔言成卿記〕天保十年三月廿六日、辰半刻比、著直衣奴袴、下侍上、參准后御方、親王〇明、中略、御紐直恐悅付御帳、次參內先同斷、此御所付御帳、次言上同斷恐悅於親王御方、先申議奏衆權中納言承知、次以表使言上、御返事之後退出、洞中大宮等參上、同斷付御帳了退歸、

〔實久卿記〕天保十年三月廿六日壬戌、今日親王御紐直也、仍辰終刻參內、付勾當掌侍申慶賀、

〔大江俊進記〕侍中公用往來

天保十年三月廿四日

一勅別當廣橋大納言回文自鳳早家到來、即傳上臈了、

來廿六日巳刻、親王御紐直ニ付、當日親王御方江參賀可然、不及獻物之事、

但親王依御伺樣、參賀之便、禁中江も申上可然、尤使御所不及參賀且重服者、翌日參賀可然事、

帶直例

はしたて、この祝儀には、繪圖の如く、〇圖略式三獻用る時は、引渡のけづり數三刀づゝ、けづりかけ、七ツなり、

〔千代鏡禮〕帶直しの事

一帶直しの祝ひを、今は帶ときの祝ひと云、〇中略是は廣ぶたに、つけ紐なき小小袖と帶をのせて、子孫繁昌の人持て出て、小兒を吉方に向はせて、つけ紐の小袖をぬがせて、つけ紐なき小袖をめさせ申、扨帶をして參らする也、殊なる儀式もなし、

一是も男子には、婦廣ぶたを持來て夫にわたし、夫小袖を著せ申なり、婦は末座に居る迄なり、女子には、夫廣ぶたを持來り婦にわたし、婦小袖をめさせ申なり、夫は末座に居る迄也、其外祝ひ等の事、髮置の時の如し、

〔二水記〕永正十四年十一月廿五日、參伏見殿、〇中略午時禁裏四宮〇道喜御方、御帶直之御祝參、三獻度御酌也、〇平生被預申伏見殿、仍今日御祝伏見殿也、此後右府〇藤原實香被候、次若宮御出座、此時冷泉前中納言參進、奉著御半尻、退、次右府衣冠進寄、插御髮退給、次予候御陪膳、此時範遠直衣練貫持參御膳、予取之居御前、次二、次三如常、次右府進寄方左御哺、其儀第一獻、二度目汁濆、不及勝、此段如何、參了、御湯巳後各撤之、此後更三獻參、菊亭大納言、〇季孝三條中納言、〇公頼坊城、〇和長其外家禮之仁、少々參候、各令沈醉了、入夜四宮若宮有御參內、於常御所御盃參云々、

〔續史愚抄靈元〕天和三年三月廿八日庚午、春宮、〇東山御年九有御紐直事、

〔基量卿記〕元祿十七年三月晦日、岡宮御紐直、爲御祝義、箱肴一種進上、從宮給强飯御肴、

〔執次詰所本御系譜〕中御門院、元祿十四年十二月十七日降誕、〇中略寶永六年正月十六日御紐直、〇九歲

吉子內親王、〇靈元皇女正德四年八月廿二日生、〇中略享保七年十一月一日紐落、〇九歲

〔千代鏡 四〕帶直しの事

一帶直しの祝ひを、今は帶ときの祝といふ、是も男子は五のとし、女は四の年、帶直しの祝ひあり、

〔一話一言 三十九〕款問池答

問、江戸の女子、七歳にて帶解といふ祝あり、上方にはかつてなし、いつの頃、何を本とせしにや、

答、上方には、かつてなしといふこと不審、後水尾院の年中行事に、九歳の時、紐おとし有、○中略但しこれは九歳なり、武家にては七歳の時とおもはる、そのはじめはいまだ考す、

日時

〔東都歲事記 四冬〕十一月十五日　嬰兒宮參　髮置三歳男女　袴著五歳男子　帶解七歳女子等の祝なり

當月初の頃より下旬迄、但し十五日を專らとす、尊卑により分限に應じて、各あらたに衣服をととのへ、產土神へ詣し、親戚の家々を廻り、其夜親類知己をむかへて宴を設く、○中略

永田馬場山王宮　同茅場町御旅所　神田明神社　芝神明宮、深川八幡宮　市谷八幡宮　赤坂氷川社　湯島天滿宮　淺草三社權現等、別て多し、何れも今日神樂ありて賑へり、

帶直式

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

一御九歳御ひぼおとし、これより御おびあそばされ候、御心次第に、春にても冬にても、その日御いか物、御ふく一かさね、まいらせられ候、御さいかうじ、御ねもじ一かさね、うけおりもの、御おび一すじまいる、ときにより、かはり申候、三が三しゆ御しん上　こんのおぼえ　御こぶあはに、いたゞきの御かちんのこん、かべのこん、以上三獻なり、いつも、一こん〳〵にて、御さかづき出る、おさめの獻にて御くはへ出る、御前にて二獻、

〔諸大名出仕記〕帶直の事、○中略帶をば主人の御上などに申候もよく候、吉方へ被向候て被仕候、次に帶の事、龜の甲織付たるを仕候也、○又見二貞丈雜記、實闕書儀等一

〔大草相傳聞書〕引渡のけづり樣、げんぶく、も、かゝかねつけ、おびなほし、一そくはやし、かみたて、同

帶直

童兒ノ初テ帶ヲ用キルヲ、帶直シトイフ、男女トモ九歲ニテ行ヒシヲ、後ニハ男子五歲、女子七歲ニテ此式アリ、或ハ帶解キトモ云ヒ、又紐落シトモ稱ス、紐落シトハ、是ヨリ以前ハ、紐アル衣ヲ著シタリシモ、是ヨリ以後ハ、紐無キ衣ヲ著ルガ故ナリ、此式諸大名出仕記ニ始テ見エタレバ、足利幕府ノ頃ヨリ起リシナルベシ、

當日子孫多キ夫婦選ニ應ジ、帶及ビ新衣ヲ臺ニ載セテ、其席ニ持出デ、童兒ヲ吉方ニ向ケテ、衣服ヲ改メ著セ、且ツ帶ヲ結ブナリ、

名稱

〔伊勢駿河守貞順記〕帶直しの事、九歲にて仕候、

〔東都歲事記 冬四〕十一月十五日　嬰兒宮參、○中略　帶解七歲女子

〔書言字考節用集 時候二〕紐解女兒七歲之賀

〔孝亮宿禰記〕慶長二十年正月廿日丁卯、二條殿御方御所御ひぼ直有之、

〔御水尾院當時年中行事 下〕一九歲の時、紐おとしあり、

〔日次紀事 冬十一月〕禁裏院中、此月被涓吉日、○中略　九歲御方御紐直、倭俗幼兒間、不圍帶、衣領之中間、著紐於左右、互自兩袖之下左右貫之、於背後結之、高貴息男女、共多九歲臘月、撰吉日解捨衣紐、代圍帶、是謂紐直、地下息、五歲而捨紐、古名七歲

年齡

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

御九歲御ひもおとし

〔諸大名出仕記〕帶直の事、九歲にて仕候、

〔女大學教草〕帶直祝、女子七歲、

ひつゝ、おやのあはすれども、きかでなん有ける、さて此となりの男のもとより、かくなん、

つゝゐつゝ、ゐづゝにかけしまろがたけすぎにけらしないも見ざるまに

女返し

くらべ見しふりわけがみもかたすぎぬ君ならずしてたれかあぐべき

〔紀貫之集　二〕延喜十八年、女四宮の御かみあげの料の御屏風の歌、依内裏仰奉之、正月、

山の端をみざらましかば春霞たてるもしらでへぬべかりけり○二月巳下略ス

と有如く、古へも夫と定めし男の、女の髪を上る風俗の有しなるべし、然れば掻上つらむかと
いへるも、此ほど打絶し間に、他男をもちて髪上ぬらむかと、女の心を探りおぼめきて云やり
しなり、さて娘子が和歌にも、他人は皆早く髪上よといへども、君が見し放の髪は、他人にあげ
しめじ、たとひみだれたりとももと云て、やがてかはらぬ事を云るなるべし、多計登麻言は、今
は髪の餘りに長きに過たる故に、總よと人皆は云へどもなり、さて古の女は、十四五歳と成ま
では、髪を垂てあるを、童放とも童兒ともいふを、十四五歳の頃より後には、髪いと長くなる故、
男して髪を總揚るを、髪揚といへり、〇中略歌意は、今は髪のあまりに長きに過たる故に、はやく
髪揚せよと人皆はすゝむれども、君が見し放の髪を、たとひ長きに過ぎて亂れてありとも、他
夫にはあげしめむやは、なほ君のさはやぎ給ひて、さきの如く通ひ來まさむほどを、何時まで
も待居るべきをとこたへ贈りて、心がはりのせぬよしを志めしたるなり、

〔萬葉集九〕見菟原處女墓歌
葦屋菟名負處女之、八年兒之、片生乃時從、小放爾、髪多久麻庭爾、並居、家爾毛不所見、虚木綿乃、牢而
座在者、〇下略

〔萬葉集十六〕古歌曰
橘、寺之長屋爾、吾率宿之、童女波奈理波、髪上都良武可、

〔竹取物語〕此ちごやしなふほどに、すく〳〵とおほきになりまさる、三月ばかりになるほどに、
よきほどなる人になりぬれば、かみあげなどさうして、かみあげさせ、もきす、ちやうの内より
も出さず、いつきかしづきやしなふ、

〔伊勢物語上〕昔ゐなかわたらひしける人の子ども、井のもとに出てあそびけるを、おとなに成に
ければ、男も女もはぢかはしてありけれど、男は此女をこそえめと思ふ、女は此をとこをとおも

髮上

○

〔類聚名物考人事〕裳著　もぎ　髮上。かみあげ　著袴　はかまぎ

裳著と髮上とは同事なり、裳きせ初る時に、髮もあぐる事なり、後世は髮曾木とて、稚き時にするを、俗に髮置と心得、裳著を十四五歳の比するを、元服の事とのみ思ふは僻事なり、延喜〈〇醍醐〉女四宮の御裳著の事を、貫之家集に御髮上と書るもても知べし、

〔歷世女裝考三〕髮あげ

髮あげといふ事、古書どもにあまた見ゆ、結髮(カミアゲ)に兩義あり、一ツは男をさだむる時、かの振分髮を一ツに結集暴て、その末は脊後へたらしおく、その義は男の元服と同然なり、是上代よりの風儀なり、日本書紀の允恭紀〈今より千四百餘年まへ〉七年の下に皇后聞之、恨曰、妾初自結髮陪後宮、既經多年とあり、前にも引たる萬葉に、うなひはなりは髮あげつらんかとある歌も、伊勢物語の君ならずして誰かあぐべきの歌も、婚を約して結髮する證とすべし、漢土も文選〈蘇子卿古詩〉結髮爲夫婦、李善が註に、結髮始成人也とあり、和漢暗事なり、さて又男せずとも、その年頃になりぬれば髮あげする事もありしとみえて、〇下略

〔日本書紀允恭十三〕七年〇中略適奔大泊瀨天皇之夕、天皇始幸藤原宮、皇后〈〇忍坂大中姬〉聞之恨曰、妾初自結髮陪於後宮、既經多年、〇下略

〔萬葉集二〕三方沙彌、娶園臣生羽之女、未經幾時、臥病作歌、

多氣婆奴禮、多香根者長寸、妹之髮、比來不見爾、掻入津良武香、　三方沙彌

人皆者、今波長跡、多計登雖言、君之見師髮亂有等母、　娘子〇下略

〔萬葉集略解二〕掻入の入は、上の誤にて、かきあげつらむか、なるべしと宣長〈〇本居〉云り、

〔萬葉集古義二上〕髮を上ると云ことは、後にびんそぎといふ事を、夫と定まりたる男の、するこ

〔日本紀略 圓融 六〕天延二年十一月十一日乙酉、選子內親王(先朝第十皇女)於清涼殿初笄、

〔小右記〕寛弘二年三月廿七日乙亥、脩子內親王(○一條皇女)於清涼殿有笄事、亥刻、其儀存例、不能具記、但左大臣(○藤原道長)結御裳腰、(西宮帥承平三年記云、小一條大臣、結康子內親王裳腰者、依件記所結歟、後年見貞信公御記、并故殿(藤原實賴)御記、無其事、若是西宮記相誤歟、注小一條大臣則是貞信公也、○藤原忠平、)女御藤尊子結髮、(令本結云々)橘德子理髮、(御乳母、位三品、尋先年之例、三人所來預參、依西宮記被行歟、彼記小一條大臣結裳腰、滋野內侍理髮、尚侍結本結者、可奇之記也、故殿御記、以尚侍爲結御裳腰人、以典侍幸子爲理髮人者、猶西宮記錯誤歟、)左大臣初應召參入、(內侍召侍臣告、若是御元服時例歟、)結腰了退出、更有召參入御前、給祿、(大袿歟)下自長橋、於仁壽殿階隱拜舞、(依雨)次召諸卿於御前、(其座又庇、如御讀經座、)給衝重、主上(○一條)御大床子、供御厨子御菓子(御臺二本)藏人頭實成爲陪膳、不稱警蹕、中納言俊賢供御酒、不稱警蹕、兩人失歟、暫上母屋南第二間御簾、爲供御膳之道、召樂所人於南廊下、令奏絲竹、堪其事之侍臣、令候年中行事御障子、御遊不幾、大臣以下給祿有差、(大臣以下大褂、侍臣疋絹、召人疋絹、)此間左右馬寮御馬二疋、自瀧口戶牽入御前、(左御馬權頭允、右右近將監與光、)左大臣下自長橋方、執左馬寮御馬綱末、於仁壽殿階隱再拜、(御馬牽出仙花門、先例也、)須一拜之失也、主上起御座入御之間、左大將(內大臣)稱警蹕、於本殿令勤座、給時無警蹕、失誤甚歟、今日所々饗饌食等云々、先例飩食列立南殿前、又諸卿著宜陽殿饗、而無其事、至飩食於西方須行所々云々、又無宜陽殿饗、又於清涼殿御前可有音樂、而依甚雨停止、丑一點事了退出、今日儀不因前例、若從時宜歟、

〔日本後紀 桓武 八〕延曆十八年二月乙未、贈正三位行民部卿兼造宮大夫美作備前國造和氣朝臣清麻呂薨、本姓磐梨別公、右京人也、(中略)與姉廣虫共事高野天皇、並蒙愛信、(中略)姉廣虫及笄年、許嫁從五位下葛城宿禰戶主、既而天皇落飾、隨出家爲御弟子、法名法均、

〔菅家文草 四〕言子

男恐女醜裹天姿、依禮冠笄共失時、寒樹花開紅艷少、暗溪鳥乳羽毛遲、家無擔石應由我、業有文章欲附誰、此事雖同窮老歎、適言其子客情悲、

初笄例

○按ズルニ、此書女源氏皇子初笄事、目録ノミアリテ本文ナシ、

〔禮記 内則 二十八〕女子、○中略十有五年而笄、謂應年許嫁者、女子許嫁、笄而字之、其未許嫁、二十則笄、

〔儀禮 士昏禮 二〕女子許嫁、笄而醴之稱字、許嫁已受納徴禮也、笄女之禮、猶冠男也、使主婦女賓執其禮、

〔通典 五十六〕女笄 周

周制女子許嫁、笄而醴之稱字、許嫁已受納徴禮也、笄女之禮、猶冠男也、使主婦女賓執其禮、祖廟未毀、敎於公宮三月、祖廟已毀、則敎於宗室、祖廟、女高祖爲君者之廟、以有緦麻之親、就尊者之宮敎之也、敎以婦德婦言婦容婦功、宗室大宗子之家、公羊傳、婦人許嫁、字而笄之、死則以成人喪治之、謂不爲殤也、昔僖公九年伯姬卒是也、雜記、女雖未許嫁、年二十而笄禮之、婦人執其禮、雖未許嫁、年二十亦爲成人矣、禮之、酌以成人、宜、婦人執其禮、明非許嫁之笄、賈公彦云、許嫁笄、當使主婦對女賓執其禮、其儀如男子也、又許嫁者用醴禮之、不許嫁者用酒醮之、敎其早得禮、燕則鬈首、既笄之後去之也、鬈首若女有笄紒也、

〔家禮 二〕笄

女子許嫁笄、○中略賓爲將笄者加冠笄、適房服背子、乃醮乃字乃禮賓、皆如冠儀、

〔日本紀略 醍醐〕延暦二十年十一月丁卯、茨田親王冠、皇后、今上高津、大宅、三内親王加笄、

〔三代實錄 淸和 十六〕貞觀十一年二月九日丁酉、是日賀茂齋儀子内親王始笄、

〔日本紀略 醍醐 一〕延喜十六年十一月廿七日戊寅、第三皇女無品慶子内親王笄之、

〔日本紀略 朱雀 二〕承平三年八月廿七日辛未、先帝第十二康子内親王、於常寧殿初笄、即叙三品、

○按ズルニ、本文康子内親王ノ初笄ヲ西宮記大饗等ノ書ニハ、著裳ト記セルコト上文著裳例ニアリ、

〔日本紀略 朱雀 二〕天慶元年八月廿七日辛丑、今日無品英子内親王、於西三條第初笄、

〔日本紀略 村上 四〕應和元年十二月十七日丙午、是日也、朱雀院第一皇女昌子内親王、於承香殿初笄、天皇神筆、給三品位記、又侍臣奏絃管、

〔日本紀略 村上 四〕康保元年二月廿三日庚午、今日女四親王規子、於内裏初笄、

行やらで山路くらしつ郭公いま一こゑのきかまほしさに

〔拾遺和歌集三秋〕三條のきさいの宮のもぎ侍ける屏風に、九月九日の所、　もとすけ

我やどのきくのしら露けふごとにいくよつもりて淵となるらん

〔後拾遺和歌集七賀〕人のもぎ侍けるによめる　清原元輔

すみよしのうらの玉もを結ひあげてなぎさの松のかげをこそみめ

人のをさなきはら〳〵の子どもに、裳著せ、かうぶりせさせ、はかまきせなどし侍けるに、かはらけとりて、　源重之

いろ〳〵にあまたちとせのみゆるかなこ松がはらにたづやむれゐる

〔兼盛集〕大將の家に、むすめの裳きたるに、

ちはやふる神の社を尋つゝけふのためてふいのりをぞする

○

〔新儀式五臨時〕内親王初笄事

内親王初笄之儀、撤晝御座、鋪二色綾毯代、立大床子、(所用)各放北御障子、額間鋪錦端疊四枚、其上鋪地敷二枚幷茵、爲親王座、(地敷茵用本家、或不放御障子、南第二間鋪親王座、又結髮等座在其西、)東邊置理髮調度唐匣等、西邊鋪茵爲結髮座、(東面)親王座以北二間立四尺御屏風三帖、鋪長筵及疊爲結髮理髮座、(結髮加茵、或四廂北第三四間、撤御座、鋪其座、儲其饗、)次垂東廂御簾、事畢上御簾、撤裝束、御座不撤、王卿依召參上、獻物酒饌歌遊給祿、一同男親王加冠之例、但結髮(或尙侍、或典侍、)理髮者、別儲饌給祿、(其饌後院辨備高坏、又結髮白掛二領、唐綾羅等一襲、理髮紅染褂一領、理髮者用更衣、給阿古女御衣一襲、又綾羅類加結髮、平或不加綾羅等、或只結髮等、本家送女裝束各一襲、又儲饗饌、)

〔新儀式五臨時〕内親王初笄事(○中略)

女源氏皇子初笄事

こそは、けふ(三日〇二十)やがておとなにならせ給へば、(〇雲客ヲ云ナ)とのばらなどまゐりあつまり給ひぬれば、まづ中宮大夫殿(〇藤原齊信)は、大盤どころのかたよりいらせ給て、裳のこしゆはせ給ひけり、

〔台記〕康治元年十月十四日癸酉、酉刻左衞門權佐親隆、召主計助泰親、使勘申著袴日時、時酉、又申云、今日可有著裳者可勘申乎、待賢門院入内日有著裳、被勘日時也、余(〇藤原賴長)對曰、如長元九年經賴記者、著裳密儀乎、不可日時勘文、加之今日同聚可著、更不可勘者、(中略)余先於正寢南庇令著袴、(〇諸鶴結之以脇)(腰圍爲右)方、次著衣、次著裳、(結二大腰、諸鶴結之)先例裳、多或女令著、今度無可然人、因予爲之、次著唐衣、抑著裳日、著唐衣否、依不審、問女房等、無明答人、雖生愚心所案、不如著之、因令著了、出寶座、即著前物、丹波守公信朝臣(殿上人)陪膳、五位家司職事等役送、(不取出、女房自内撤、)了前霜臺大弼雅賴朝臣置坏、折敷持來、盃了中將公通朝臣勸盃、次羹汁、次藤相公、羽林勸盃、居菓子、了分散、余退下歸宿、院殿上人諸大夫東帶、南面打出、(白衣)女御代(〇賴長養女多子、)著裳等事、先日尋申宇治殿、仰云、天仁元年不著之、存其旨之間、女御代可著裳之由、見長元九年經賴記、仍令著也、須御禊日令著、而件日戌日、依憚今日著之、今日事、後代可見、親隆記、

〔玉葉〕文治六年正月十一日丙寅、此日攝政太政大臣(〇藤原兼實)長女(〇後鳥羽后任子)有入内事、(中略)姬君御儀前平敷御座、(母儀在)余奉令著御裳、以引腰結之、(無小腰、先例也、)自袖下引マハシテ諸匙ニ結之也、(衣上)

〔玉葉〕承元三年三月廿三日、此日故攝政前太政大臣(〇藤原良經)長女有入宮事、(名立子、生年十八、與余遺家、閑院、母故中納言能保卿女、)(〇中略)御書使歸參後、一車女房乘之、三位中將數家卿寄之、此間有御著裳事、卿二品(〇藤原兼子)奉令著裳、以引腰結之、(無小腰、先例也、)自袖下引廻、諸匙ニ結之也、(衣上)即卿二位退下了、

〔拾遺和歌集春一〕きたの宮のもぎの屏風に　つらゆき

春ふかくなりぬとおもふを櫻花ちる木のもとはまだ雪ぞふる

〔拾遺和歌集賀二〕北宮のもぎの屏風に　源公忠朝臣

山院よませ給ふ、又四でうのきんたうのさいしやうなどよみ給へり、

〔日本紀略一十一條〕長保五年二月廿日庚辰、左大臣藤原朝臣○道長一男賴通、於枇杷第加元服、○中略又今夜彼女子、初著裳、

〔日本紀略一十一條〕寛弘二年三月廿七日乙亥、脩子內親王、於內裏有著裳事、左大臣○藤原道長以下參入、女御尊子結內親王腰、左大臣結親王腰、○以下七字恐衍有管絃引出物事、即日脩子內親王叙三品、殿上女房以下給屯食、

〔源氏物語二十九行幸〕御もぎのことこそはとおぼして、○中略かくてその日になりて、○中略ぎしきなどあべいかぎりに又すぎて、めづらしきさまにしなさせ給へり、げにわざと御こゝろとゞめ給ひけることゝみたまふもかたじけなき物から、やうかはりておぼさる、ゐの時に內にいれ奉り給、例の御まうけをばさるものにて、うちのおましいとになくしつらはせ給て、御さかなまゐらせ給ふ、御となぶら、れいのかゝるところよりはすこし光みせて、をかしき程にもてなし聞え給へり、いみじうゆかしう思ひ聞えたまへど、今夜はいとゆくりかなるべければ、ひきむすび給ほど、え忍び給はぬ氣色、○中略御おくり物など、更にもいはず、すべてひき出物ろくども、しな〳〵につけて、れいあることゝ限あれど、又ことくはへ、になくせさせ給へり、大宮の御なやみにことづけ給し名殘もあれば、ことごとしき御あそびなどはなし、

〔とりかへばや物語一〕ことしは御裳ぎ御元服、われも〳〵といそぎ給、その日になりて、このとのの御しつらひ、よのつねならずみがきたてゝ、ひめ君わたし奉り給ふ、ひんがしのうへもわたり給へり、おほとのぞ御こしはゆひ給、○中略ろくどもおくり物など、さらに世になききよらをつくし給へり、

〔榮花物語二十四若枝〕はかなくて萬壽二年正月になりぬ、○中略まことや、べんのめのと○紫式部ノ女のめひ

せ給ふ、との、御まへ、〇藤原賴通御もの、具ども、えもいはずしと、のへさせ給、なべてならぬ御事どもをおぼしいそがせ給、御。裳。の。腰。は。大。宮。〇一條后彰子ゆ。ひ。奉。ら。せ。た。ま。ふ。べ。け。れ。ば。この宮はさらにもいはず、かの宮の女房の裝束など、三日のほどの事なれば、いみじき御いそぎざもなり、治安三年四月一日にぞたてまつりける、〇中略かくて御くしあげさせ給へる御はかげ、似る物なくめでたくうつくしうおはじます、御こしゆはせ給ひて、いとねぶたげなる御氣色なれば、かくて御裳きせさせ給へれば、夜ふけてあすもとてかへらせ給、

〔榮花物語三十二歌合〕としかへりぬれば、〇長元九年、中略うちに一品宮〇後一條皇女章子の御もぎの事、おぼしめしいそがせ給ふ、御調度は、くら人よしきよに、おほせ事たまはせて、いみじくなべてならずとおぼしめしたり、

〔榮花物語三十四暮待星〕一ほんの宮、〇章子その年〇長暦元年のしはすの十三日に御裳たてまつりて、やがて其夜、春宮〇後冷泉に參らせ給べしといそぎたゝせ給に、たり、

〔日本紀略七圓融〕天元三年二月廿五日己巳、今夜太政大臣〇藤原賴忠息女於里亭著裳、

〔小右記〕永觀二年十二月五日庚辰、晩景參大將〇藤原朝光御許、昨日以惟明朝臣依御消息、將軍女〇花山女御姚子於閑院著裳、事未了之間、依召歸參內候宿、將軍女著裳之後、今夜入內、　六日辛巳、傳承昨日右大臣〇兼家向左將軍女著裳所、即有被物引出物、〇馬二疋二大臣未有向納言家之例、天下之人、頗驚無極、右大將又有引出物云々、〇馬二疋

〔日本紀略九一條〕正暦四年二月廿二日庚辰、攝政〇藤原道隆第三姬君於同院〇東三條院西對著裳、

〔榮花物語六かゝやく藤壺〕おほとの〇藤原道長のひめぎみ〇彰子十二にならせ給へば、としのうちに御もぎありて、やがて內にとおぼしいそがせ給、〇中略さるべき人々、やむごとなきところ〴〵にうたよませ給ふ、うたは、ぬしがらなん、をかしさはまさるといふやうに、おほとの、やがてよませ給、又花

承平三八二十七、康子内親王著裳、（叙三品）小一條大臣（○藤原忠平）結御裳腰、滋野内侍理髮、尚侍結髻、有献物、（王卿以下執）給尚侍物、四尺屏風二雙、地敷二枚、茵臺三雙、銀垸四種、臺盃銚子、自餘様器、御装束二具、（入蒔繪筥）銀壺四口、（入高麗置燒物筥）與侍女装一具、入宮、王卿著左仗饗、王卿候常寧殿、給祿、（親王女装赤掛、次女装、參議掛袴、四位五位掛、六位袴、）於左仗賜王卿祿、（大掛）侍從樂人給祿、典侍白掛、掌侍赤掛、乳母命婦衾、

〔大鏡（五太政大臣公季）〕このおほきおほとの、御は、うへは、延喜の御門（○醍醐）の御女、女四宮（○康子内親王）ときこえさせき、延喜いみじく時め、かしおもひたてまつらせ給へりき、御もぎの屏風に、公忠辨、ゆきやらでとよむは、このみこの宮なり、つらゆきなどあまたよみて侍りしかども、人にとりてすぐれの丶しり給ひしかたよ、

○按ズルニ、本文康子内親王著裳ノコトヲ、日本紀略ニハ初笄トアリ、初笄例ニ詳ナリ、

〔日本紀略（四村上）〕應和二年四月廿五日壬子、第三保子内親王著裳、於内裏有此儀、大納言在衡外孫也、

〔日本紀略（十一一條）〕寛弘二年三月廿七日乙亥、脩子内親王、於内裏有著裳著袴事、左大臣以下參入、女御脩子結内親王腰、（○中略）有管絃引出物事、

〔小右記〕治安三年四月一日甲午、今日无品禎子内親王、於太皇太后宮（上東門院）有著裳事、申時皇太后（○三條后藤原妍子、禎子生母）禎子内親王同車渡給、太后宮大納言以下、扈從如恒云々、余（○藤原實資）酉刻許參入、上達部饗在西中門北廊、關白（○藤原賴通）内府（○藤原教通）已下著座、但下官參著後、關白内府著座有盃酒、小時中務卿親王參入、其後式部卿親王參入、關白密語云、禎子内親王可叙一品、内々被議内記宜歟、即以左中辨重尹、可召大内記忠貞朝臣之由、令傳仰外記則忠云々、（○中略）先是甲申日、以亮兼房被奉裝束、有被物、太后被奉結髮具、其使權中納言長家、持其口者口口口兼綱皆有被物、（納言加給裝束二人白掛袴歟）於西對前庭拜禮、（○中略）余所痛忽發動、稱以極惱由、自彼處退出、此間著裳也、

〔榮花物語（十九御裳著）〕四月（○治安三年）には、枇杷どの一品の宮（○禎子）の御裳著とて、春よりよろづにいそが

日時

んで、春よりうちはじめて、こと〳〵なくおぼしいそぎて、なにごともなべてならぬさまにとおぼしまうく、

〔小右記〕治安三年四月一日甲午、今日无品禎子内親王、於太皇太后宮（上東門院）有著裳事、〇中略 關白（藤原賴通）云、皇太后宮酉剋臨禎子著裳、〇二日亥點 太皇太后従寢殿可渡給、

〔源氏物語二十九行幸〕御もぎのことこそはとおぼして、その御まうけの御てうどのこまかなるきよらどもくはへさせ給ふ、〇中略 かくのたまふは、二月ついたちごろなりけり、十六日、ひがんのはじめにて、いとよき日なりけり、ちかう又よき日なしとかうがへ申しけるうちに、よろしうおはしませばいそぎたち給て、〇下略

著裳式

〔西宮記臨時九〕齋王著裳

差遣殿上兵衛佐、裝束一襲入宮、加沈香入小筥、

内親王著裳

撤晝御座、鋪毯代、立大床子、（晝御座北廂）北御障子敷錦端疊四枚、其上鋪地敷并茵、爲親王座、（或南三間地敷本東、鋪二）件座結髮座在西、親王座東邊、置理髮調度唐匣、親王座西邊、鋪結髮座、（北東面）北二間立四尺御屛風二帖、鋪錦端疊爲結髮理髮座、（結髮如前、或西廂北三間敷二御座在親王南）鋪之、獻物御髮祿同男儀、〇中略 元結髮理髮別給儭（後以并儭）祿結髮白褂二領若綾、理髮紅褂一領、理髮更衣典侍、御祖一重綾十疋、或本家送女裝、

〇按ズルニ、新儀式ニハ此文ヲ掲ゲテ内親王初笄事トス、下條初笄式ニアリ、

著裳例

〔續後撰和歌集二十〕延喜御時（醍醐）〇 女一宮（勤子内親王）のもぎ侍けるに裝束てうじて、つかはすとて、裳にかゝるべき歌召れけるに讀て奉りける、　躬恒

澤田川せゞのしらいとくり返し君うちはへて萬代やへん

〔西宮記臨時九〕齋王著裳

著裳

著裳ハ、モギト云フ、女子成人シテ、初テ裳ヲ著スル式ナリ、年齢ハ十二歳ヨリ十四歳ノ頃ニシテ一定セズ、總テ婚儀以前ニ行フ例ナリ、預メ日時ヲトシ、尊屬又ハ德望ノ人ヲ選ビテ腰結ト爲シ、裳ノ腰ヲ結ハシメ、又髮ヲ結ヒ上グ、故ニ結髮理髮等ノ役アリ、

著裳ノ稱ハ醍醐天皇ノ頃ヨリ見エタリ、此式ハ、專ラ搢紳ノ間ニノミ行ハレテ、武家ニハコレヲ行ハザリシガ如シ、

上古ノ女子、許嫁スル時ハ、垂髮ヲ改メテ結髮トス、而シテ其髮ハ夫タル人コレヲ結フ、之ヲ髮上ゲト云フ、後著裳ノ事起リテヨリ、遂ニ髮上ゲノ稱ハ廢レタリ、又裳著ヲ一ニ初笄トモ稱スル事アリ、漢土ノ笄年ニ倣ヘルナリ

名稱

〔書言字考節用集二時候〕裳著（モギ）又云、著袴、見二源氏一、

〔八代集抄十五拾遺〕もぎ　裳著なり、女のもぎはおとこの元服とおなじ、腰結とて可然人裳を著初らるゝ事あり、御髮上などいふ事も此時有、

〔倭訓栞前編三十二毛〕もぎ　姬君のもぎなどいへるは、裳を初て著する祝ひなり、

年齢

〔榮花物語六かゞやく藤壺〕おほとの〇藤原道長のひめぎみ、〇彰子十二にならせ給へば、とし〇長保元年二月のうちに御もぎありて、やがてうちにとおぼしいそがせ給、

〔空穗物語藤原の君〕あて宮は、御年十二と聞えけるきさらぎに、御裳たてまつる、ほどもなくおとなになり出給ふ、

〔河海抄十二梅枝〕御もぎの事　明石中宮著裳十二

〔源氏物語四十九寄生〕女宮一所をぞもち奉り給へりける、〇中略十四になり給ふとし、御もきせ奉り給は

〈第一、此外不招他客、〉次奉行家司左京權大夫光盛參上申云、皇嘉門院〈崇德后〇聖子〉御使參、余仰可召之由、即判官代豐前守能業、持御裝束置余前板敷、〈蘇芳綾單重、表龜甲裏單、文女郎花、二重織物、三重表着、二重二倍織物小袿、濃引倍支、濃袴、納衣筥蓋、裹赤色打裹、被加藏色紙散骨、〉也、退下之間、家司前和泉守季長朝臣、取祿給之、〈白褂濃袴〉能業取之退去不拜、〈依著衣冠、不拜歟、〉次左馬權頭宗雅〈殿上人、雖可著衣冠之由、著束帶、〉參上取裝束、自南面妻戶進女房、先是女房八人〈上臈二人、中臈四人、下臈二人、須有中臈六人也、而忽故障出來、仍本闕召下臈二人也、中臈之中、可然之人二人、勤取入御前物之役、上臈二人、及伴役人二人、著蘇芳單重、女郎花表著、二重唐衣、殘四人、女郎花單、蘇芳表著、薄青唐衣、并濃引倍支、濃張袴等也、〉伺候南面簾中、姬君同坐帳前、〈檜單重、重袴、女郎花單重、〉也、母上同相副、〈蘇芳單重、紅袴、不著物具、〉次予入簾中、〈大將同之、〉母上相共令著裝束、余結腰、〈〇向生氣方、〇先例無處見、以今案處爲也、〉姬君座定之後余召人、光盛參簾下、仰御前物可供之由、申未持參之由、仰重可催促之由、小時持參之、即陪膳刑部卿賴輔□人、〈依無殿上四位、用地下四位、且只許不難之故也、陪伴人、著束帶、如何、不可然、殿上侍臣有地下人、隨宜可著衣冠歟、〉取打敷、〈蘇芳織物新調、并二重織物、〉次季長朝臣已下八人、持參御前物、〈臺六本、盤二枚、〉依姬君不供酒盞也、皆居了余含之、三箸如恒、供了陪膳即起座、自外不能出之內々撤之、遣乳母之許例也、事了入內殿、姬君脫裝束、大將歸參女院御方、余及大將隨身〈上臈以下皆布衣〉立明、事訖賜祿於左馬允奉親、〈職事取之、褂一領也、〉依奉仕御前物也、先々久候勤仕了、而候藤原辭之、仍雖非重代仰之、〇中略過三箇日可撤御裝束也、今日依有處思不招客、天下騷動、未落居之上、遷都之間、世間彌不穩、就中取諸勞萬事不可好威儀、仍處用省儀也、廿二日壬申、此日撤御著袴御裝束、依過三箇日也、

〔五元集拾遺〕長幼有序　其角

袴著は娘の子にもはかまかな

〔榮花物語 十四 淺緑〕霜月(〇寛仁二年)に成ぬ、大將殿(〇藤原教通)の大ひめ君は五、こひめ君は三にならせ給にければ、御はかまきせ奉り給、京極殿(〇教通父道長亭)にわたらせ給て、西の對にいみじうしつらひ居させ給へり、殿の御まへ(〇道長)御こしはゆひたてまつらせ給、時なりて殿わたらせ給へり、大姫君を見奉らせ給へば、御ぐしせなかなかばばかりにて、いみじうけだかう、をかしげにおはす、小ひめ君は、御ぐしふりわけにて、御かほつきらうたげにうつくし、さま〳〵うつくしう見奉らせ給、(〇中略)さて殿の御おくりものよりはじめ、との丶うちのをさこをむな、みなさるべきさまにしたがひつ丶、のこりなくなに事もせさせ給へり、いみじうめでたし、そこに二日おはしまして、よさりぞ歸らせ給ふ、

〔源氏物語 十九 薄雲〕御はかまぎは、(〇明石姫君)なにばかり、わざとおぼしいそぐ事はなけれど、氣色ことなり、御しつらひ、ひゐなあそびのこ丶ちして、をかしう見ゆ、參り給へるまらうどゞも、たゞあけくれのけぢめしなければ、あながちにめもた丶ざりき、たゞひめぎみの、たすきひきゆひ給へるむねつきぞ、うつくしげさそひて見え給へる、

〔仙源抄 た〕たすき　手繦帶シタル樣ノ心、襷タスキ、少人ノ姿ヲ云、薄雲ニ明石姫君ノ袴著ノ所ニアリ、

〔世俗淺深秘抄 下〕一東宮著袴裝束之中ニ有稱襷、是讀樣人々不分明、但或說曰タスキ、秘事歟、

〔玉海〕治承四年七月十九日己巳、此日姫君著袴也、早旦仰家司秀長朝臣奉仕御裝束、其儀寢殿南庇當障子帳前、東西行敷繧繝端疊二枚、其上敷龍鬢加唐錦茵、爲姫君座、同疊西頭南北行、泥繪四尺屛風一帖、其內立二階一脚(上層南置泔坏、其北置火取、下層南置打亂筥、其北置唾壺、二階南置硯筥、)匣鏡臺同筥等、御座前傾左置脇息、御座東西副奧端、二行敷高麗疊、卷庇簾、出几帳帷、(女房不出袖、)上達部座、殿上人座、障子上侍等如例、寢殿南簀子御座東間、立燈臺擧燭、(反燈爐綱如常、)吉時戌刻、余著冠直衣等、出居上達部座、右大將同著之、(著冠直衣、先是來此、)

日依被示可參由、臨昏參內、女御御坐麗景殿放出、西面庇簾北居饗、(南上對座、未居殿上人饗、以北爲上、)春宮大夫、左大將、治部卿、左大辨、新宰相中將著座、主上(白河)渡御、(此間上達部饗了、)有頃還御、其後供姬君御前物、(陪膳宰相中將、)

〔台記〕久安二年二月十七日丙辰、皇女著袴、(法皇(鳥羽)少子、皇后所生、生年六歲、俗號乙姬宮、未下親王宣旨、○妹子、)其儀如例、但一獻後、皇后宮亮忠隆朝臣來召攝政、攝政起座、(余降座、)參上、結腰了歸座、此間自簾中賜纏筝、(皇后所給也、)左兵衞督重通卿進取之退下、(給前駈也、)次左衞門督公敎卿、(使別當、院別當、)取手本(五)、攝政座前、(法皇所給也、)攝政取之、余揖笏進取之退下、賜中將爲通朝臣、拔笏歸座、

〔百練抄(高倉八)〕治承三年十二月廿一日、賀茂齋內親王(範子○)著袴、(于時御二歲、左近府、)

〔小右記〕長和三年十月廿七日、今夜右近小女著袴、以資中介結腰、前物仰進物所令調備、作兒稱源宰相子、

〔小右記〕寬仁二年十一月九日丁卯、今日左大將(敎通○藤原)大娘(五)二娘(三)於大殿(父敎通、道長)著袴、依昨大殿御消息、黃光頻參入、先奉謁大殿、卿相參會、秉燭後依大殿命、經凝殿南簀子向東對、對南庇設上達部座、副障立四尺屛風、(南面敷高麗端疊上敷、北面敷二菅圓座、對座依二座席狹一、)卿相暫著南廊、殿上人座敷菌了、隨大納言公任卿相催、次第著南庇座、次居饗饌、(折敷、)居汁物了之間、大殿、攝政(賴通○藤原)從西對被坐、大殿著外方、召菅圓座爲座、攝政著南面座、次居南殿饌、大納言公任卿勸盃、大殿受之、次大納言道綱、次攝政、次々如例、此間三宮(太皇太后、皇太后、中宮、)給著袴兒衣、御使等被物、戌二剋著袴、(其所東對、)大納言公任卿、中宮內於大殿、大殿入給西面簾中、次中攝政、攝政同入給、(南殿給二賭人腰、)小時還出復座、伶人座敷對南庭、大殿云、可敷南廊西簀子者、伶人著座、上達部殿上人堪管絃人、絲竹相和、上下被物之間余勸盃、(依大納言事也、令月卅月、皆辭退去、然而近代事不任意耳、)(闕)事、縮物於南殿、(大殿西面、參議經通、右三位中將兼隆、少將經記了、攝政手本納、資平、參議資平執之、右衞中將公信、)馬二匹、(獻攝政、)大殿被志馬三匹、三大納言、(道綱、公任、齊信、)大殿獻云、三大納言屈請也、四條大納言(公任)後者、攝政前駈有被物、立明左右近官人、大殿攝政下官等隨身匹絹、亥刻許事了、後聞、大殿北方御前物、用銀器云々、(又見左經記、)

〔扶桑略記 二十八 後朱雀〕長暦四年（〇長久元年）十月廿二日、（〇十月廿二日恐十一月廿三日誤）天皇遷幸内大臣藤原朝臣敎通之二條第、同日祐子内親王著袴、准三后、賜年官年爵矣、

〔春記〕長暦四年（〇長久元年）十一月廿三日甲戌、今日故中宮第一女宮著袴日也、御神樂了後、相引參關白殿三（〇三恐二誤）條第、上達部多參入云々、寅一剋寄御車云々、予已下著御車、侍臣皆擧炬火、是近代之例事也、卽御々車了、予等御前如例、但不擧炬火、他人皆取之、上達部乘車供奉云々、於内裏東面北小門移御輦車、本御檳榔御車也、此間關白命云、輦可聽給之事、可奏聞者、予參御所而已以御寢間也、仍以女房令奏之、卽召御前奏此旨、仰云、依請者、卽仰藏人賴資令仰輦車宣旨了、其作法多失禮云々、御輦車寄北對東妻戸也、卽下御了各々分散、予不退出、于時寅三剋許、今夜可有御著袴事也、辰剋許參若宮御方、關白殿下、幷相親上達部等參候、（公成、頁賴、直衣候之、非藏里之人、事不可然事也、）有御裝束事、御帳幷御調度等、華麗微妙也、予小時退歸、主上（〇後朱雀）仰云、今夜可渡向北對也、但不可出居簾外、依有漪淺之憚也者、予晚景束帶參上、仰云、彼宮裝束可送也、其案内可觸關白者、卽參北對申此由等、先是關白已下著饗饌、（對南面關方有儲）關白命云、今只暫候（天）可給者、復奏此由了、以定房可爲使也、其由可仰者、予仰之了、參宮御方、不帶劒依禁中也、良久之藏人左少將定房、持參御裝束二具、入平文衣筥、（有花足之臺）若宮一所御裝束也、皆用織物等云々、有表裏等、藏人左少辨經成、蒙仰所調也、經成有勢、今日不參入也、定房捧之、右少辨資仲、又取次筥參入也、卽給祿於定房、又給小舍人祿云々、亥二點許、關白内府相引被參御在所、爲渡御也、卽主上渡御、（著御御直衣）右頭中將信長、取御劒前行如例、侍臣等執脂燭供奉之、卽入御御簾中了、此間關白已下著饌、盃酒數巡、（〇中略）内大臣召予、仍參陣頭、被奏云、祐子内親王事、尋先例本封之外加千戶封、任人賜爵、可准三宮由有其詔云々者、予先申關白殿、殿下命云、可然事也、奏事之由可宣下者、卽奏之依天許仰下、

〔經信卿記〕永保元年十一月二十八日庚戌、今日内府（〇藤原能長）女御（〇白河女御道子）御姬宮（〇善子）御著袴也、一

ますこしかきしるしてあらんなむよかるべきこと御けしきありければ、權大夫なん、その日の歌の序題かきしるし給ける、心は祝の心になん、

權大夫能信

たがためとなにかたごへんきみが代はよろづよをへでつくる世もなし

關白殿

ひめまつのこだかくなればうつろはぬ雲ゐのうへこそみどりなりけれ

內大臣殿〔藤原教通〕

おひそはるゆくすゑとほきひめ松とこだかきかげとむすびつるかな

大夫齊信

わたつうみのかめのせなかにゐるちりのやまとなるべき君がみよかな

おほかれごこれよりしもはなにかはとてとゞめつ、御あそびあり、ひさしくものかづき給、けふは女房ゑろききぬごもに、こきうちたる紅梅のから綾、うちいでわたしたり、みすぎははえわたり、をかしうみゆ、又の日は紅梅にもえぎのからきぬなど、三日の程いみじくさうずきつくしたり、うちの御めのご達、大貳の三位、みまさかの三位、かうづけなど皆參りて、うち出さぶらひ給、やがて一品にならせ給て、そごこかうぶり女かうぶり、つかさなごえさせ給、

〔本朝文粹十一和歌序〕後一條院御時女一宮〔章〕御著袴翌日宴和歌序　戸部尚書齊信

三年之冬十一月廿一日、置酒稱壽、昨日良宴之遺美也、鴻臚遷秩、鸞吟窈窕、鳳凰讌呹、不知陽臺朝雲之未歸歟、亦不知洛浦神星之交會歟、一貫一詠、以遊以遨、至彼翠臺之水頻湔、畫梁之塵高飛、座客咸躍、是流是遡、除波相傳、飛鳥側〔二皇〕者、皇女也、待羽翼以騁、以群廣野娘〔一特〕者公主也、契鳳翼以復、龍興、前事不忘、後事之師也、託詞花乘來葉、但宮臣兩人、叙事舉、令而已、

におはしませば、やがてそのとのにてあるべし、うちにてあらぬ、くちをしくおぼしめさるれど、御めのとよりはじめ、宮の女房たち、いみじういそぎたり、〇中略四月一日ひめみやの御はかまぎなり、大殿〇藤原道長もいみじう御心にいれさせ給に、内はたなに事をもとおぼしめして、えもいはずめでたくたてまつる、三日の程よろづいとめでたし、

〔左經記〕寬仁四年十一月廿六日癸酉、賀茂臨時祭也、其儀如例、上達部見物之後、被參關白殿、故式部卿宮（一條皇子敦康）御女（嫄子）今夜著袴、其事關白殿令經營給、西對西廂廊有上達部殿上人座、數盃之後、自大宮〇後一條母后彰子有御裝束御使、修理權大夫濟政朝臣、大宮亮也召著殿上人座上給白掛袴、不拜退、次及晚以馬一匹被奉四條大納言、今夜尊者也事畢上達部殿上人引歸參內、〇中略自中宮〇後一條后威子又有御裝束云々、

〔日本紀略十四後一條〕長元三年十一月廿日己巳、第一章子內親王、於飛香舍著袴、勅本封外加千戶、任人賜爵准三后、卽敍一品、　廿二日辛未、章子內親王著袴三箇夜、仍大臣以下參入殿上、

〔榮花物語三十一殿上の花見〕ひめ宮〇後一條皇女章子は、入道〇藤原道長の御ぶくにて、ひと、せは御袴も奉らざりしかば、いつゝにて奉る、しはすの十よ日〇長元三年になんありける、みかど〇後一條后、〇威子御心にいれさせ給て、おぼしいとなませ給、殿〇藤原頼通も、故殿〇藤原道長のおはしまいしにかはらず、ゐたちいとなませ給へば、いとゞめでたし、その日のぎしきありさまなどいへばをろかなり、みなくれなゐにえびぞめのうはぎ、柳のからぎぬ、いろゆるされたるは、ふたへ織物、たゞの人々は、ゑりきぬひものし、えもいはずいざみつくしたり、うへ〇後一條わたらせ給て、御こしゆひ奉らせ給、いとめでたくをかしげにおはしませば、かぎりなしとみたてまつらせ給ふ、二の宮〇馨子又いとうつくしうて、さしすがひておはします、こよひはなに事も物さわがしくてすぎぬ、又の日うへわたらせ給て、上達部おまへにめしあれば、みすのとにさぶらひ給、和歌などあるべしとおほせ事あれば、權大夫〇藤原能信かはらけとりて、關白どの〇藤原頼通にまゐり給けるに、さう〳〵しきに、けふのありさ

〔小右記〕長和四年四月七日丙辰、今日中宮（○三條后妍子）女親王（禎子、三歳、○）著袴、間時剋於近習卿相、報云、酉戌剋者、仍黄昏參入、陣頭無人、取案内諸卿候中宮者卽參入、（后宮御在所、是主上御北對東殿也、）左大臣（○藤原道長）云、從内圍備女親王前物、供其膳後、心閑著座如何、彼是云善、此間至昏（○三條）渡御、（御物忌何事、依無已渡御歟、）左大臣進候簾中、戌剋主上令結袴腰、其後進親王前物、（沈香六本二本菓子、有御臺風流云々、不能覺而已、）中納言行成執打敷、宰相執御臺、（四本）菓子御臺幷御膳物等、殿上人取之、皇太后宮使高侍從兼綱被奉裝物、（若見衣歟、御）給兼綱祿、執拜也、式部卿親王（○敦明）、右大臣（○藤原顯光、敦明親王舅、）參入、左大臣催李部王已下著饗座、酒酣夜深有朗詠、垂母屋御簾、寒庭御簾、撤上出御、（御座四邊机、置風王盧擲麗具等、）南簀子敷圓座等、次召王卿、次第著御前座、次居衝重、有酒事、次敷伶人座於庭邊、應喚大膳大夫道理已下著座、又管絃卿相殿上人等進令祗候、雲上地下竹肉合音、左大臣更召取行義朝臣横笛、授式部卿親王令吹、少許吹、大臣取笛返賜行義朝臣、親王吹笛之間、右大臣大納言道綱卿拭感涙、一兩曲後、賜伶人衝重、先是供御膳、（洲濱上立石植木、具上有風流之體、不具記、大納言綱通奉仕云）云、大納言道綱陪膳執打敷、次大納言賴通已下、執御膳、稱警蹕、次定賴朝臣昇御酒具、先盛人頭兼綱、敷打敷其上立之、（御酒具造蓬萊山、山上居瑠璃壺、其傍有其盃具等、件山居如机之物、）御遊漸闌、至昏入御、其後王卿已下給祿有差、左大臣殊命、自下臈令給祿、（伶人殿上人至饗等了、）祿了王卿起御前座、暫候初饗座邊、左大臣留親王、招集卿相、有管絃、令見氣色、有可忘親王之物音歟、左大臣勸親王令吹笛、先是主上以大納言道綱被仰欲聞親王笛之由、左大臣稱唱令催吹、於此座有盃酒、其後志劔（納袋、若野劔歟、）大納言賴通執之獻親王前、左大臣示右大臣令執劔、右大臣取之授修理大夫通任、此間主上還御歟、諸卿退出、漸及曉更歸家、沐浴之間鷄鳴、今日王卿、式部卿親王、左大臣、右大臣、大納言道綱、賴通、中納言俊賢、行成、時光、教通、賴宗、經房、參議兼隆、實成、道方、通任、三位右兵衞督兼定、左中將能信、參議賴定、公信、朝經、

〔榮花物語十二玉村菊〕ことし（○長和四年）はひめ宮（○三條皇女禎子）の御とし三にならせたまへば、四月に御はかまぎの事あるべし、いまよりつくも所に、らひさき御ぐども、いみじうせさせ給、御門（○三條）枇杷殿

入させ申べし、夫は末座に居る迄なり、

一是も祝さだめ無し、髮置の時の如し、

女房の袴のこしのとめやう、前後の紐を一ツに重ねて、圖の如く〇圖略むすぶべし、わろく結べばしまらず、ゆるくあらば、むすびたる跡にて、ひもをくりこしてしむべし、

女子著袴例

〔西宮記臨時九〕內親王著裳

吏部記、天曆四年十月、承子內親王〇村上皇女初服袴、主上御飛香舍、結袴腰、供進御肴、沈香折敷六枚、銀器土器樣器弁備之、昇殿公卿、次又候簀子敷、殿上侍臣、陪南軒廊、給酒肴、曲宴酣醉、御衣一襲給右大臣、其公卿以下內親王家賜祿、公卿女裝束一襲、四位五位白細長袴各一重、六位袴一具、其殿上男女房、設饗所々、諸陣賜屯食云々、

〔日本紀略四村上〕康保三年八月廿五日丁巳、今日選子內親王著袴、

〔小右記〕長保元年八月廿五日乙亥、左大臣〇藤原道長參青宮、〇三條青宮女一宮〇當子著給御袴云々、右大臣〇藤原顯光以下雖無指喚、左府於仗座指示氣色、仍諸卿相率參宮、於殿上有饗饌、三位二人加著、〇親信、懷平、左大臣依召參御前、爲結御袴腰歟、小時復座、兩三盃後、召諸卿於御前給衝重、最後盃大夫道綱、左府仰可出合由、卿相讀和歌之間有給祿、左大臣、右大臣、內大臣、大褂各一襲加物、〇御衣歟、後聞左大臣加御下襲半臂□□□右內大臣加紅□□重云御袍等、大納言大褂一襲、中納言以下一領、左大臣殊給贈物、〇手本云々、納蒔箱物、大臣進庭中致拜禮、此間給御馬、諸卿退出之間、太以周章、仍不能憐見、執馬綱重致拜禮歟、拜禮相重聖初拜不可然歟、只給御馬、一拜退出、可有便歟、亥刻許、各々分散、

〔法成寺攝政記〕寬弘四年十二月廿六日戊午、東宮〇三條女二宮〇禔子男四宮〇師明御著袴、風病發動遲參間、亮通任朝臣來、示早可參內、卽參入、兩宮結御袴腰、候殿上、召以傳、退出、傳授祿賜御馬、從南階下取綱一拜退出、須退出而候殿上、上達部等、相與數獻後出、女二宮御前物御裝束等、權大夫奉仕、

置二打亂筥一、其北置二唾壺一、二階南置二硯筥一、便鏡奩同宮等、御座前頗左置脇息、御座東西副二帷編一、二行敷高麗疊、卷二庇簾一出几帳帷、出袖女房不上達部座、殿上人座、障子上侍等如例、正寢南簀子座東間、立燈臺一擧燭、反燈臺御燭、如常、亂供御裝束於清涼殿□設□御□母□孫庇灯檯□有事例□之云々、刻限主人著冠直衣等、出居上達部座、次自親昵之貴所送遣裝束、奉行家司、就主人前申此由、主人仰可召使之由、即使持裝束置主人前板敷二蘇芳綾單重、衣龜甲、萬葉、文女郎花二重織物、三重、表著二藍織物、小褂濃引倍衣、濃袴、納衣筥蓋一裹、赤色打衣、加二紅色紙數骨一也、使退下之間、家司取祿給之、白掛、濃袴、使取之再拜退出、次殿上四位參上取裝束、自南面妻戶進女房、先是女房八人、上臈二人、中臈六人也、伺候南面簾中、姬君同座帳前、勤取入御物之役、母上同相副、次主人入簾中、母上相共令著裝束、主人結腰、不引繩、可結右、向生氣方也、姬君座定之後、主人召人奉行家司候簾下、仰前物可供之由、即陪膳殿上四位、取打敷參上、女房取之傳陪膳女房、次家司以下八人持參前物、臺六本、銀盤二枚、不供酒盞也、皆居了主人含之三箸、如恒供了、陪膳即起座、自外不能出之、內々撤之遣乳母之許也、

〔女諸禮集〕袴著之事

女子は此時をかつぎぞめといふ也、袴著の式法、上々方には、ことに六ヶ敷事なり、先廣蓋に小袖袴扇など取そへ出すなり、兒は白衣にて出すべし、碁盤の上にたゝせ、玉女の方に向はせ、左の足より蹈込て、右をも又入るゝ時、こくと紐を結び著すべし、右はあらましなり、式法は事多ければ略之、

〔千代鏡禮〕女子袴著之部

一女子の袴著は、六ッの年にするなり、平人にはなし、位高き家の御息女にはあり、是は紅の袴を始てめさする事なり、姉の袴は紅の長袴なり、地は精好なり、內裏上﨟などのめす袴なり、

一是も前に同じく、小兒座敷へ出給ふ時、めでたき夫婦出て、御禮終て、夫婦の袴すゑたる廣ぶたを持來て、婦に渡すを受取て、小兒を吉方に向はせ申て、婦袴を取てめさする也、右の足よりふみ

女子著袴日時

り、○中略みつにはおはしませど、御ぐしながくれいのむつばかりのこどもにておはします、

〔中右記〕保延三年十二月十日丁卯、院姫宮、○鳥羽皇女叡子被著袴也、大殿養子、母故長實中納言女、姫宮生年三歲、准后人也、

〔台記〕久安二年二月十七日丙辰、皇女著袴、法皇(鳥羽)少子、皇后所生、生年六歲、俗號乙姫宮、未下親王宣旨、其儀如例、

〔小右記〕寛仁二年十一月九日丁卯、今日左大將○藤原敎通大娘、五二娘、三於大殿○藤原道長著袴、○又見榮花物語

〔女諸禮集〕袴著之事

正月なり、吉日をえらぶべし、

〔女重寶記三〕はかま著かづき初、五歲の正月たるべし、近年は何ごとも霜月十五日を用ゆる風なり、

〔台記〕康治元年十月十四日癸酉、酉刻左衞門權佐親隆、召主計助泰親、使勘申著袴日時、時酉、又申云、今日可有著裳者、可勘申乎、待賢門院、○鳥羽后璋子入內日有著裳、被勘日時也、余對曰如長元九年經賴記者、著裳密儀乎、不可及日時勘文、加之今日同時可著、更不可勘者、昏黑右將軍、新黃門、左京兆尹藤相公來、集正寢西廂、豫備食余先於正寢南庇令著袴、諸斷鉤結之、以紺固方爲右、次著衣、次著裳、鉤結大腰、諸結之、先例裳多是女令著、今度無可然人、因予爲之、次著唐衣、抑著裳日著唐衣、不依不審問女房等、無明答人、鄙生愚心所案、不如著之、因令著了、出賓座、即著前物、丹波守公信朝臣、院殿上人陪膳五位家司職事等役送、女房不取出、自內撤了前霜臺大江維順朝臣、置坏折敷持來巡了、中將公通朝臣勸盃、次羞汁、次藤相公羽林勸盃、居菓子、了分散、余退下宿廬殿上人諸大夫束帶、南面打出、白衣女御代○賴長養女多子著裳不事、先日尋申宇治殿、仰云、天仁元年不著之、好其旨之間、女御代可著裳之由見長元九年經賴記、仍令著也、須御禊日令著、而件日戌日、依憚今日著之、今日事、後代可見親隆記、

女子著袴式

〔正佐禮〕姬君著袴　當日早旦、仰家司奉仕裝束、其儀正寢南庇當障子帳前、東西行敷褝緣端疊二枚、其上鋪龍鬢、加唐錦茵、爲姬君座、同疊西頭南北行、四尺屛風一帖、其內立二階一脚、上層南置泔盃、其北置火取、下層南

上下一具今日贈之、（嘗著用之古物調色、黃ニ染、仕立直之、）引一折來、大小も越前今日迄指料、先日借し遣也、十八日乙卯、河原町同姓松千代著袴也、社參之序入來、（七歲、十銭）今日可被招處、時節柄故斷也、爲祝儀赤飯一重肴一籠、（はまぐり、いな七つ、）以使贈來引一折遣、

女子著袴年齡

〔拾遺和歌集〕（十八雜賀）天曆御時、（○村上）内裏にて、爲平のみこはかまぎ侍けるに、

もゝしきにちとせの事はおほかれどけふの君はためづらしきかな　參議好古

〔新勅撰和歌集〕（七賀）天曆御時、（○村上）みこたちのはかまぎ侍けるに、　中納言朝忠

大原や小鹽の小松葉をしげみいとゞ千とせのかげとならなん

〔拾遺和歌集〕（十八雜賀）子をとみはたとつけて侍けるに、はかまぎすとて、　もとすけ

世中にことなる事はあらずともとみはたしてん命ながくは

〔後拾遺和歌集〕（七賀）人のをさなきはらはらの子どもに、もきせ、かうぶりせさせ袴著せなどし侍けるに、かはらけとりて、　源重之

いろいろにあまたちとせのみゆるかなこ松がはらにたづやむれゐる

○

〔伊勢家禮式雜書〕（八）男女祝年數の事

袴著、（中略）女子は六歲、

〔女大學敎草〕袴著の祝

本式は七歲なり、今は五歲、

〔小右記〕長和四年四月七日丙辰、今日中宮（○三條后姸子）女親王（○禎子）著袴、

〔榮花物語〕（三十一殿上の花見）齋院につひにひめ宮（○後一條皇女馨子）さだまらせ給ぬれば、みかど后おぼしさわがせ給事かぎりなし、（中略）十月（○長元四年）に御はかまきせ奉らせ給、女房きくもみぢを折つくした

但於二西丸一御同樣被レ下レ之〇中略

同廿六日

一竹千代樣、御袴著相濟候爲二御祝儀一、於二西丸一公方樣江御膳被レ遊、御上、御能被二仰付一、布衣以上之面々、御能見物被二仰付一、御料理被レ下レ之、

一公方樣、五半時之御供揃ニ而、西丸江被レ爲レ成、

一西丸御座間、御上段公方樣、大納言樣御著座、御兩卿方御對顏、御膳被レ進、御盃事相濟而、入御以後、竹千代樣出御、御兩卿方御對顏等有レ之、

〔伊豫吉田御家系譜〕村信公――――常致

一寶暦八戊寅年十月廿一日於二江戸一御誕生、御一門格、

一同十二壬午年十一月十五日、御袴著、御上下尾田隼人差出、

〔天明集成絲綸錄十八〕明和二酉年十二月

來正月廿八日、若君樣御袴著御規式有レ之、直ニ紅葉山御宮江若君樣御參詣被二仰出一候、

右之通向々江可レ被二相觸一候

十二月

〔天保集成絲綸錄六十八〕文化二寅年十一月

寺社

來ル十五日、菊千代殿袴著ニ付、山王江爲二御名代一、近習を以御備物幷別當神主江近習申渡ニ而被レ下物有レ之候間、可レ被レ得二其意一候、

十二月

〔大江俊矩記〕文化四年十一月十五日壬子、河原町同姓松千代、當年五歲、來十八日著袴ニ付、爲二祝儀一

一竹千代樣紅葉山御宮江御參詣、雨天ニ付、御延引被仰出候ニ付、御名代右近將監、大納言樣よりも、御名代右京大夫相勤之、

一左之通被進物有之

公方樣より竹千代樣江

御上下　五具　內御長袴二具 御中袴三具

看物　二十　三種　二荷

御直ニ被進

御刀（吉岡一文字 代金五十枚）　御脇差（信國 代金三十枚）○中略

一御袴著之爲御祝儀、御三家方より三種二荷充、紀伊宰相殿より二種一荷、長松院殿千代姬御方より一種充、松平加賀守より二種一荷、以使者獻上之、

一同斷ニ付、萬石以上之面々より、使者を以御樽肴獻上之、

同廿二日

一竹千代樣、御袴著相濟候爲御祝儀、御三家始萬石以上之面々、御本丸西丸江總出仕有之、於席々謁老中、

一御本丸西丸殿中、熨斗目半袴、

一大納言樣御本丸江被爲成、

一爲御祝儀出仕之面々、御本丸西丸老中若年寄江各相越、○中略

同廿三日

時服二

後藤縫殿之丞

一竹千代樣、御召初之御上下差上候ニ付、被下置若年寄申渡之、

〔大猷院殿御實紀六十〕正保二年正月三日、若君〇家綱御袴著始あり、御產所にて御對面あり、御前にて御袴を牧野内匠頭信成奉り、昆布進らせられ、はて、若君内宮に參らせられ、千妙寺權僧正奉幣の役す、神酒いたゞかせ給ふ、かへらせ給ひて後、再び御產所にて御三獻の御祝有て、御所より青江貞宗の御脇差進らせ給ひ、若君より青江の御刀來國光の御脇差さゝせ給ふ、この日二丸にわたらせ給ひ、元日本城に出仕の輩、まうのぼり拜賀す、出仕の輩に御祝の餅を給ふ、

〔御家舊記〕一寛文五年正月十五日、村昭樣〇宇和島侯伊達宗贇子御誕生、御名辨之助樣、　一同九年十一月十五日辨之助樣御袴著、

〔基量卿記〕延寶七年正月六日、今日基茂〇十五歲著袴、堅固密儀也、吉時巳、〇中略家君渡御、爲令結髮故也、基茂著紫龜甲指貫半尻、持扇松立花、立碁盤上踏石二、〇下鴨社川石也次ビンヅラ、家君令結給了、誠以家門大幸此事也、終日有賀儀、

〔季連宿禰記〕元祿六年十一月廿二日辛酉、自白川伯三位使來云、來廿五日、二條殿若公御著袴稱御深曾木、有之、御祝儀獻上之事、二條大納言殿御肴、若公二宮御方御箱肴可獻之、女五宮御方、只御使ヲ以可申賀儀云々、　廿五日甲子、予歸宅之後、著狩衣、參二條殿、〇今朝御祝儀物獻上、二條大將殿御肴一種、若公御肴、女二宮御方同、今日二條右大將殿若公御著袴稱御深曾木歟也、其儀不奉見、人々祇候、被下御祝、晚景有御囃、五番其外亂舞有興、鷹司殿下、同左府殿令入給、入夜亥刻許、予示源盛言、密々歸宅、

〔將軍德川家禮典附錄三〕寛保元辛酉年正月廿一日
一竹千代樣〇德川家治御袴著ニ付、老中若年寄西丸江登城、
一五半時過、公方樣西丸江被爲成、
一御本丸殿中、熨斗目半袴、西丸者熨斗目長袴著之、
一竹千代樣御袴著御祝儀、於奥相濟、

五重上りこうのおり物、紅御ぬひ物、御そめ小袖、織り物二、　引合

若君さま式御引物御白大刀ばゞり御前へ出　五重御練小袖御服平裹ニ入　杉原

御母より

五重上おり物へぬひ物、御そめ小袖、れり二、各小御服御平裹ニ入、　引合

三獻めに進上

御大刀持　御履物國定

上さま御香合堆紅　御盆剔紅

若君さま御大刀持

此獻々、御所さま御酌にて、被下貞宗、其後上さま御酌にて、同被下之、此時御所さまより御劍持

上さまより御服縫物　若君さまより御劍持　御馬被下貞宗、

上さまより御母へ御服被下云々

若君様より御所さまへ

御大刀白　御鐙　御馬參る是は各式御引物内なり

上さまへ段子一端赤　御盆剔紅　引合參る

此兩種貞宗進上之

右兵衛督殿烏丸辨殿に、各一重被下之、

今夜より供御式に參る、供御方事、小林新左衞門尉に被仰付候、仍御大刀金卷兩御所さまへ進上候、一重被下之、

夏阿　御大刀持進上之、

吉阿　御大刀糸卷進上之、

於十二間御大刀まゐる申次左京亮下総守
御相伴衆畠山尾州政長細川讃州佐々木大膳大夫入道習親成元御大刀持御馬進上各不參也
同上さまへ千疋宛各進上之
一國守護御大刀糸巻御馬但不同也
吉良殿御大刀金伏輪御馬
番衆外様頭人奉行雖為陣中以祝儀各烏帽子上下可着用之由被仰候て如此、公家同、禁裏仙洞御方之祇候公家達、　以上各
大刀金伏輪進上之
右兵衛督殿、はじめて若君さま御装束まゐらせらる、仍御大刀持被下之、即大刀金伏輪進上之、
役者各大刀金也重て進上之
右京大夫殿細川勝元より進上分
御所さまへ　御大刀持　三千疋　御馬
若君さまへ　御大刀持　五千疋　御馬
上さまへ　千疋　但自身は御不參也○中略
三御盃是より兵庫助申沙汰也、但以一献料大草調進之、御肴三献也○中略

進物

御大刀黒　腹巻黒革肩白　五重練貫　杉原

御母より

五重上おり物練貫二　御あや白二　引合

上さま五重練　引合

御母より

御劍　越後守

一御馬 鞍置 小山四郎

二御馬 同 大隅太郎左衛門尉　同次郎

將軍家御方

御劍

一御馬 鞍置 肥前太郎左衛門尉 原佐　同四郎左衛門尉

二御馬 同 彈正衛門尉　同十郎

若君御方

御馬 鞍置 甲斐太郎

〔蔭涼軒日錄〕永享八年十一月廿八日、若君依被著御袴、諸老宿參賀、香嚴院隨首座、謙侍者同參賀、

〔慈照院御髮置次第〕若君樣御祝次第、永享八年十一月廿五日、午時於二管領一在之、于時細川右京大夫持之、先御クシ置、次ニ御ハシ置、次ニ御袴著、

〔若君樣御祝記錄〕應仁元年丁亥十一月廿八日庚寅

一御著袴、於常御所、御直垂御地白、雲はく御もんに松竹の畫をめす、御所さま御腰を結まゐらせらる、

上臈一人 あちや上臈轉法輪三條殿御息女

中臈二人 左京大夫殿 新兵衛督殿 各御役人也〇中略

式三獻　供御まいる 御わけの供御きこしめす

御まゐり肴五獻　大草調進之

御手長 伊勢左京亮 伊勢下總守 伊勢右京亮 伊勢一郎左衛門尉 伊勢修理亮

〔明月記〕建仁三年正月廿日庚寅、今日小童令著袴、不出仕之比、雖無便宜、依兼日思儲、密々遂此事、日來申付黃門、申院(○後鳥羽)御服、雖有領狀詞、更無其事、仍夜前語帥局、申請春宮御服(御束帶)今朝送之、寸法一事不違相逢其身、吉時申時申斜記錄所評定訖、相公自内裏退出(束帶)予著直衣、高倉少將、布衣三人、會合、先令著御服、相公被扶持、取出相傳之小帶用之、居前物、判官代定時取打敷、以靑侍等(有官)令役送、土高坏十二本、(女房取入居之)相公以箸含之、被授盃令立、又脫裝束令著布衣(私儲之)次著酒饌、依最密故、不請外人、女房不隱人々也、馬一匹奉相公、無風雨之煩、尤以感悅、

〔吾妻鏡十八〕元久三年(○建永元年)六月十六日丙寅、左金吾將軍(○源賴家)若君(○善哉公、後公曉)自若宮別當坊渡御于尼御臺所(○賴家母政子)御亭、有御著袴之儀、將軍家入御彼御方、相州御息等被候陪膳、

〔吾妻鏡二十四〕承久二年十二月一日丁巳、午刻若君(○藤原賴經)著袴也、於大倉亭南面(寢殿)有其儀、武藏守泰時、足利武藏前司義氏、駿河守義村、小山左衞門尉朝政、千葉介胤綱以下著小侍、次中將實雅朝臣、(束帶)右京兆(布衣)相州(同)等候東面廣廂、時剋後藤左衞門尉基綱、持裝束(納廣蓋)進于前、京兆結腰、二品扶持若君、次被獻兵具、劍武州、弓矢前武州、刀義村、甲(盛唐櫃蓋)朝政宗政等舁之、馬三匹、一(置鞍、糸鞦)家長引之、二(鞍同)上泰村光村、三(裸)經朝朝貞等引之、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年十一月廿一日甲辰、今日將軍家(○藤原賴經)若君御前(○賴嗣)御著袴魚味也、未剋於二棟御所南面簾中有儀、先魚味、次御著袴、任承久佳例、前武州令奉結御腰給、陪膳北條大夫將監、役送筑前權守重輔、同手長彌次郎左衞門尉親盛、但馬左衞門大夫定範等也、其後著始綿衣給云云、

〔吾妻鏡三十六〕寬元二年十二月八日甲戌、今日大納言家(○藤原賴經)乙若君御前御著袴幷令魚味給、申刻於寢殿有其儀、人々著布衣(下括)參集、武州被獻垸飯、宛如元三、武州被奉結御腰、又大殿令食之給、彼此陪膳、北條左親衞候之云云、兩事訖進御引出物、

大殿御方

敷席、設居饗饌、（大臣三本、准三議二本、是除菓子外也、任先例也、但余饌追居之也、）又不儲殿上人座、是保元例也、雖略儀自高松院有御使給裝束、是自襁褓之昔有猶子之義、故有此訪歟、御使判官代有隆（故顯時卿前相模守、）息、申剋許來、太早速、須先案內本所之人也、不知子細歟、剋限不至、暫待候之、秉燭中御門中納言（叙正二位之後未拜賀、然而依為私事、先例不憚、故余請）之、納言隨而來、兵部卿信範等來、（已上直衣、）即余出座、次奉行家司少納言信季參上、申高松院御使候由、（仰可召由、先例可尋、）即有隆（束帶插笏、）取衣筥（有蓋、不似先例、可尋之、）參上、置余前板敷、拔笏退下、家司光經朝臣（本點定資奉朝臣、而依遲參光經役之、）取祿給之、有隆取之、降自南緣南妻、於簾下二拜（依雨濕不出前庭也、）退出、次左近中將能定朝臣、取裝束（加蓋、）置著袴所、（以寢殿西第二三四三箇間為其所、除西庇也、垂母屋廂簾、西第三間東柱南北行構假鴨縮、懸簾垂之、西二間西[illegible]障子東面、同懸簾垂之、中間副奧敷高麗端疊二枚、東西行、其上敷東京茵為著袴座、其後立五尺屏風二帖、西間副西敷高麗端疊一枚、南北行、廂不懸几帳帷、西第四間以東四箇間出几帳帷、但無打出、依略儀也、當御座間東西柱貫子數擧燈、其西燈臨期撤之、依為御前物役送道也、）次予起座入著袴所、召定能朝臣、相共令著裝束、（此間藤中納言參上著座、直衣、）其次第先下袴、（不結腰、）次掛（有假帶、）次直衣、（遣尻如主、上御直衣、）引令著畢、定能朝臣退下、取打敷參上、四位以下八人、取御前物參上、定能朝臣次第取居座前、（頗卷上簾、居之如恒、）訖退下、次予含之、（先例招親昵公卿一人、令著裝束令含前物、今度依略儀無之、）次余相具小童出居上達部座、（小童居端座上板敷、）須臾小童歸入、（定能朝臣扶持之、）

〔玉海〕治承元年十二月廿六日辛卯、此日關白（〇藤原基房）息童（當腹嫡子也、生年六歲、）著袴也、余依先日告、相扶灸治行向也、今度被逐永保康和等例云々、著衣冠（指貫濃色、）參向、（毛車、前駈六人、束帶、共殿上人二人、同束帶歟、隨身褐冠如常、）入西門昇自中門北廊、經中門幷二棟廊南緣及殿上人座末、入內寢殿西面北第一間、經上達部座末與等、著與座第一茵座、今日裝束儀、寢殿南面庇階以西三箇間（北階間、）為著袴所、（不知其內事、）同西庇四箇間為賓筵、垂母屋簾（添北兩面也、褰簾立廻四尺屏風、）上庇簾（南面）一間、又西面四間敷滿弘筵、（有差筵鎮子等、）二行敷高麗端疊、（南上對座、）南第一間與疊上、施東京錦茵為余座、同間端不敷、頗寄南敷菅圓座一枚為主人座、自第二間對座敷之、豫居納言以下之饌、（各高坏三本、主客料、未居之、）同西廣庇（不敷弘筵、如何敷也、）南第二三四間副端長押一行敷紫端疊為殿上人座、（同樣居机、）饗、向同廣庇之南面妻戶、垂簾有打出、（白衣、）上達部座上下舉燈、殿上人座上頭舉燈、二棟廊南面簾皆垂

子、三獻左大辨殿上五位長雅取瓶子、此間有朗詠今様等事、

〔玉海〕承安二年八月廿一日丁巳、此日小童有著袴之事、自去十八日始裝束、(光長行之)其儀寢殿西庇、(當時晝御座也)自南第二三間二箇間爲著袴所、(母屋庇并南北障子、皆懸簾垂之、)南間敷繧繝端疊二枚、(南北行)其上敷東京錦茵爲其座、副北障子敷高麗疊一枚、(東西行)西廣庇南第二間南北立燈臺二本、(各居燭)上下庇不敷筵、西卯酉廊西四箇間爲上達部殿上人座、(日來女院(藤原忠通女呈子)殿上也、而今日儀、依無其所、暫被渡北照、抑久安記云、殿上人如元、其外別儲月卿雲客座、是皆賀陽院御沙汰也、仍今度准彼例、殿上人之外、別被儲其座也、又故入道殿、并攝政殿、此御所御同宿、與女院之時、以北庇爲殿上、此所被儲尋常之上達部座、且准彼儀、暫被渡北面也、是依御定也、)南西二面懸簾上之、東北少垂簾、副之立亘四尺屛風、敷弘筵、(有鎭子等)其上敷高麗端疊五枚、(二行對座、但此內東第一間奧、敷東京錦茵爲余座、件座無對座、仍敷五枚也、抑余座敷茵之條、[illegible]有議、永保三年、四條宮并大殿御沙汰也、而彼日左右大臣被參、即被敷茵、大殿并內大臣殿[illegible]座不敷茵、依此例者、余座不可敷歟、而久安四年、猶爲高陽院御沙汰之故、依知足院殿仰、故殿御座被敷茵、今度殊相似久安之儀、仍所敷茵也、彼永保之例、依尊左右兩府、被專我子歟、理可然、今度無他大臣、一向被摸久安之例、)爲公卿座、其末不絕敷紫端二枚、爲殿上人座、此座南簀子敷筵、(或說云、無高欄之所、不敷筵云々、然而座敷筵之時、無廣庇之所、ハ如簀子敷之、何依高欄之有無哉云々、仍所敷也、)當日先居饗饌、(判官代能業奉行之)上達部座朱塗高坏各三本、(余前四本、但追居云々、)殿上人座懸盤二脚、各衆居飯、申刻陰陽頭賀茂在憲朝臣、主稅助安倍時晴朝臣(共四位也)參上、令勘申日時、(吉時戌刻、兩人連署、永保以來、召陰陽師二人被勘之、仍所召二人也、○中略)光長覽日時勘文、(入筥)先余見之、次付女房經御覽、即返給了、刻限余已下著座、(余、中御門中納言宗家、源中納言雅賴、大貳重宗等也、)次殿上人著座、(左近中將定能朝臣、中務大輔經家朝臣、大夫兼忠等也、)次余起座、坐著袴所、(此間藤中納言資長參上著座)次小童出來、(出自南障子也、著衵、)次余召人、則光長參來、仰云、中御門中納言此方ニ、又可召定能朝臣者、光長進寄公卿座長押下、告納言、則兩人來入簾中、(納言居高麗端疊也)先是置裝束於座北邊、(薄物直衣、濃打衣、生蘇芳衣一領、青單、濃張袴、帶二筋、隔也、不具指貫、先例也、置衣筥蓋、敷赤色裹也、)抑治曆以來至于久安、皆自他送裝束、(治曆自上東門院遣之、永保爲四條宮御沙汰、自中宮遣之、康和爲殿下御沙汰、姬君裝束自四條宮遣之、若君裝束自中宮遣之、久安爲高陽院御沙汰、自美福門院遣之、上件例等、皆依爲親昵之院宮、有此事歟、今度須自皇后宮遣之也、而先々偏雖爲親昵之故、又自實所遣之儀也、但永保久安、爲院宮之御沙汰、自后宮遣裝束、頗乖此儀歟、然而彼等皆爲時之妻后、頗依可爲事之飾、殊有此御訪歟、今度爲女院御沙汰、自皇后宮被遣之條、強非輕重、加之下官著袴之時、本所儲裝束、仍且ハ依愚父之例、且ハ隨當時之便耳、)次定能朝臣(不解劒)宗家等令著裝束、下官結腰、其次第先下袴、次衣、次直衣、(龍尻如束)

言可被歌歟、仍余命之、安名尊、席田、(呂)伊勢海、(律)此間菓子湯漬、給大將隨身屯差、歌了引出物馬二匹、自東中門引之、(大將權大納言、各一匹也、)各馬前秉燭、五位二人各纏、(右五位、左兵衞、)次給立明祿、次散、大將引出物退、今日自攝政殿給之、人々分散後、女房撤前物、兒著指貫、余著直衣、與兒同車、(代綱)參攝政殿、(近衞)皇太后坐此亭、即參其御方、攝政令坐給、賜手本、相具兒歸參高陽院、即歸宅、(兒留高陽院、)翌日令兒事悅思由、以消息遣權大納言許、

〔台記〕久安二年十二月十九日、今丸(○中略)著袴、戌剋親臨東日時勘文、會卿大夫于路寢南及西廊、行享飲之禮、先太后使大進泰親朝臣賜兒裝束、有成朝臣傳、

(裏書)泰親朝臣持裝束進置座上退歸、有成朝臣賜祿、(出一重衣)泰親降堂再拜、余使侍從公保執兒裝束、置于兒休所之後、余及權中納言公能、入兒休所、令著袴、(余結腰、宰相中將公能相具著之、)畢著前物、(高坏六本、蒔繪器、)少將光忠朝臣陪膳、泰親朝臣、有成朝臣、(已上家司)保說、(職事)政業、(家司)顯方、(職事)盛憲、(已上家司)憲親、(職事)役送、著了公能卿舍之、次歸兒復座、(兒留居入)一獻、余勸盃、(泰親朝臣置盃於折敷持來、余作居本座執之、)二獻、頭左中將經宗朝臣勸盃、余讓宗輔卿、宗輔卿終辭、余强之、宗輔遂執盃授余、著溫座、權中納言公能、賦德是北辰之章、三獻、皇太后宮大夫宗能、歌安名尊、席田、伊勢海、差貫、催粥、送馬一匹於宗輔卿、賜立明近衞官人祿、(○中略)今夜有打出、女房養今氏子之故也、(○中略)著袴禮畢、今著指貫、向大將方、後著狩衣云々、

〔台記〕久安四年三月九日丁卯、今日殿下(○藤原忠通)具兒(忠通)兒、於高陽院御所著袴云々、殿下結腰、左大將已下會之、

〔兵範記〕仁平二年十二月廿日庚辰、今夜左府(○藤原頼長)四男若君、於東三條殿有著袴事、對南面儲設裝束、公卿直衣、別當、(公親)權中納言、(忠基)二位中將、新宰相中將、左大辨參會、有饗、(高坏)殿上人座在弘庇、居机饗、成雅朝臣以下束帶、諸大夫同前、殿親丞相(○頼長父忠實)令結腰給、次供前物、皇后宮亮師國朝臣陪膳、諸大夫役送、次左府著座、有盃酌事、初獻家司有成朝臣持參盃、二獻右中將光忠朝臣、諸大夫取瓶

引直衣歟可尋、此後居前物、高坏十二本、中務少輔爲陪膳著汁、兒振頭不喰、仍大略許、罷膳後召久則縄頭、前物調備者也、此後權大納言具兒參內、

〔中右記〕長承四年(○保延元年)二月一日乙巳、今夕右衛門督兒著袴、(五歳)晚頭著衣冠、行向殿大納言高倉亭、家主二人外、頭辨宗成、少將公能許也、大納言結腰給、劒一腰被奉、公能取之、予催馬樂朗詠、索出物馬一匹、此外又馬予料、及深更歸、

〔台記〕康治二年十一月十四日丙寅、昨日以信範申著袴雜事於宇治、(○藤原賴長父忠實居所)此中先例兒前物用銀器、今度可用土器之由所存也、所以然者臣素好儉約、　十二月八日庚寅、菖蒲丸(六歳)著袴、(今度事、依永保三年入道殿、康和四年攝政殿等例所行也、)是余庶長也、(○中略)未刻參高陽院、迎菖蒲(尼北政所坐此院)所峯大殿高藏亭、(○中略)昏黑卿以下來、(雖告衣冠由、皆束帶、但右大將衣冠、權大納言宗輔、權中納言公能、大宮權大夫忠基、宰相中將教長之外不來、)正寢南廂南階以西設卿座、同西廂設殿上人座、南階東二間爲兒休所、余衣冠(薄色堅文織物指貫、依無綾指貫也、)出座、此間兒著休所茵、右大將來之後、皇后宮使權大進惟方來立中門、家司皇太后宮大進泰兼朝臣來申此由、承余命退召使、使持裝束(置衣筥蓋、不具指貫、)參進、置上達部座上、退還之間、泰兼朝臣取祿(大褂袴)給之、使下中門再拜退出、余命右中將憲俊朝臣、令置裝束於兒休所(東間)次余入兒休所、令著袴、(引直衣、先例也、)此間招權大納言宗輔卿座傍、裝束了羞前物、(臺六本、銀器)陪膳憲俊朝臣、(不脫劒)少卷簾羞之、役家司職事八人、維順朝臣、泰兼朝臣、(已上四位家司)忠能、(職事)賴方、(家政業職)賴佐、(職、已上取臺六本、)盛憲(職、取蓋盤、)信範(非家司職事、取湯盤、)皆是撰英雄也、賴方昨補家司也、是无雙英雄故也、於信範者、依事闕俄勸之、不補家司職事也、忠能以下六人皆五位、事了下簾、憲俊退、權大納言含之、依爲英雄也、且又與兒爲親昵也、(外戚爲親昵)大納言先復座、次余伴兒出復座、兒在余座上進上、(弘筵上也、依无座也、)次一獻、此間兒還入、憲俊朝臣扶持之、維順朝臣居盃於折敷持參、二獻、勸盃頭中將經宗朝臣、伴人先就殿上人座、余始出座之時、命之令就卿座、數度與大將相讓、遂大將取盃轉余、流巡一(流巡及殿上人座、)居汁(予手長泰兼朝臣、)箸下、三獻、大宮權大夫忠基卿、流巡了余命頭中將令朗詠、(今日兩三反)可有歌之由命大將、大將云、權大納

も大納言ごのも内にまゐりあひて、又まづ物がたりのついでに、八月十六日に、おさなき物ごもに、はかまぎ仕らんとおもひ侍るに、ことさら申さんとの給へば、大納言かしこまつて承はりぬ、さりながらもさやうのことに、まが／＼しき身にてなどきこゆれば、いかにもおもひはからひて申なり、かならずとの給へば、ともかくもおほせにこそとて、その日にも成て、ゆかりあるかんだちめ、殿上人などまゐりあへり、大納言も、すこし日くるゝ程に參り給へり、よろづにあるべかしくて、くら人づかさのものなどまゐりあひて、いとこと／＼しきさまなり、〈〇下略〉

〔江談抄二雜事〕可然人著袴奴袴不著事

戸部卿曰、故右大將〈〇藤原頼通子通房〉御童稚之時、著袴之日夕、從上東門院被奉御裝束一襲、〈冬日侍中頭也〉無不被副進奴袴、時人或嘲、令忘却給之由、或重申、可被申請之由、殿下〈〇藤原頼通〉無返答、不審無限之至矣、不著用給、其後院嘲食此旨、仰云、官人者、著袴之時不著奴袴也、近代人々不知案内歟、予時近習上達部殿上人非參議等、識者済々焉、何不傳聞哉、尤耻辱多乎、資業章信不知此旨、猶以不及古實也、

〔中右記〕元永二年八月朔日乙亥、今夕少將之太郎二郎童姉三女子著袴、予〈〇藤原宗忠〉結腰、兩少將、左中辨在座、

〔中右記〕長承三年八月廿一日戊戌、今夕左兵衞督〈〇藤原宗輔〉兒、於此亭著袴、〈名闕〉予〈〇宗輔兄宗忠〉結腰、

〔永左記〕承暦五年〈〇永保元年〉十二月十四日丙寅、今日新中納言男女兒等著袴、東廊立屏風、鋪高麗緣帖等、爲上達部殿上人座、民部卿、左衞門督、左兵衞督、及殿上人兩三人來在座、酉剋許、兒男二人、女一人、各著袴、予結腰、有引出物馬一匹、次居饌、盃酌一兩巡之後、人々退出、

〔中右記〕長承三年八月廿二日己亥、大宮大夫兒著袴也、未時著直衣□向彼亭、上野守顯俊朝臣布衣、少將憲俊、中務少輔師能、木工頭雅隆、大夫師仲、皆著直衣、主人直衣、殘饌舉數膳、若君出、相具裝束、慥衣冠蓋、直衣打衣〈[illegible]〉濃袴、不具指貫、御能扶持、大納言結袴腰、少輔令著直衣、如常人著、不著指貫、時

門跡ニ云々、先於仙洞有著袴之儀云々、銀器打敷等、依召進之、

〔言國卿記〕文明八年十一月廿一日、今夜二宮御方、〇後土御門皇子尊敦御フカソギ御ハカマギ也、先御フカソギ、若宮御方御サタ也、次御服ヲ源大納言メサセラルヽ也、次御前ノ物參、次六本立參了、次常御所ニテ御祝アリ、

〔二水記〕永正十四年十一月廿五日參伏見殿、今日若宮御方〇貞敦御深ソギ御著袴也、予可爲御陪膳之由被仰、仍著衣冠令祗候了、〇中略次若宮御出座、此時冷泉前中納言參進、奉著御半尻退、〇中略次予候御陪膳、此時範遠直衣線貫持參御膳、予取之居御前、次二次三如常、次右府進寄左力御哺、其儀第一箸、二度目汁漬不及陪膳、此段如何、參了御湯已後各撤之、此後更三獻參、菊亭大納言、三條中納言、坊城大藏卿其外家禮仁、少々參候、各沈醉了、

〔大鏡五太政大臣兼通〕この殿の御はかまぎに、貞信公〇兼通祖父忠平の御もとにまゐりたまへる、おくりものにそへさせ給ふとて、貫之ぬしにめしたりしかば、たてまつりたりし歌ぞかし、

ことに出てこゝろのうちにしらるゝはかみのすぢなはひけるなりけり

ひきいで物にことをせさせ給へるにや

〔住吉物語下〕いかばかり神佛もにくしとおぼすらん、あはれ女の身ばかり、うらめしき物はとて、よにつらげにの給へば、大將まことにことわりなり、をさなき物も出きたれば、われもいかばかりかは、みせ奉らまほしけれども、此をさなき人までも、おそろしさにこそ、さりながらしらせ侍るべきこともちかく成たり、しばしまたせ給へなどこしらへ給けり、かくしつゝ過行ほどに、ひかるほどの女君いでき給ひけり、おもひのまゝなれば、おぼしかしづき給ふ事かぎりなし、かやうになきみわらひみあかしくらすほどに、わか君七、ひめぎみ五までになり給ひけり、八月はかまぎといふことせんつゐでに、大納言どのにはしらせ奉らんとおほせられけるほどに、大將殿

大治、女房於簾中傳取之供之、仍陪膳不解劔供了、殿御前物、(役送人參進、陪膳不參、)近例或女房內々撤之、

此間上皇入御

親王入御

次改御裝束、殿上五位六位役之、(高經、親繼、實宣、成俊、憲綱、)

卷南庇五ヶ間御簾、親王御座撤之、階間以東簀子、幷透渡殿敷圓座、(大臣料用厚圓座、)

若入夜者、御座間幷透渡殿中門廊掌燈、御隨身主殿官人立明、

上皇出御

以院司(藏人頭有賢、)召公卿、

大治、院司藏人右中辨顯賴朝臣、

攝政大臣以下、著御前圓座、

次賜衝重、(殿上五位役之、)

次四位院司勸盃

大治、頭辨顯賴朝臣、

五位取瓶子、

大治、侍從憲俊、

次供御前物、

懸盤六脚　折敷二枚　御銚子

陪膳大納言(或中納言)

大治、權中納言雅定卿、

役送參議三位(侍從宰相、左宰相中將、左兵衛督、左大辨、別當、予、土御門宰相中將、右兵衛督、花山院三位中將、)

大治、參議不足、藏人頭相加之、○下略

(後深心院關白記)應安六年十一月廿四日、庚寅、今夜新院(○後光嚴)皇子、(緒仁、母左京大夫時、朝內大臣實繼)(號君○後圓融)入室梶井

疊二枚龍鬢地鋪唐錦茵、爲上皇（○後嵯峨）御座、其東間同鋪繧繝疊龍鬢唐錦茵、爲親王御座、（上皇并親王御座無差別、大治例也、）母屋西第一間、敷繧繝御座二枚東京茵、爲中宮御座、其北西立五尺御屛風、御座前立三尺御几帳、

已上大治六年女院御座之儀也、但今度若猶可用龍鬢唐錦歟、

南庇西第一二間、敷高麗帖、爲中宮女房座、立几帳出彩袖、所々居饗、

刻限人々參進

諸卿著殿上（兼居饌、○中略）

此間召奉行院司、被問吉時吉方、院司問陰陽師奏之、次上皇著御寢殿御座、（御冠御直衣、有御出衣、）

大治渡御女院御方、公卿扈從、御隨身於砌下發御前云々、今度自母屋可出御歟、

親王同著御御座、（女房扶持中之、）若又勅別當可候歟、

同御裝束、女房（或又可然之公卿可役歟、）取之置御座邊、

次有御著袴事（令向吉方給、）

其人奉仕御裝束、上皇奉結御腰給、

次供親王御前物

御臺六本　御盤四枚

陪膳

中納言顯親卿　　大治、實能卿、

於中門廊取打敷（藏人傳之、）持參之、自御座間簾外供之、

役送

殿上四位六人（實尚、爲氏、惟忠、基雅、定輔、公直、）

上總一領　上野二領　安房一領　備後一領　佐渡一領　若狹一領　攝津一領　信濃一領
出雲一領　周防二領　出羽一領　阿波一領　美濃三領
匹絹廿六匹殿上人以下料
筑前三匹　肥前三匹　豐前廿匹
白布七十段院御方、并本宮男女官料、
下野廿段　武藏十五段　相模十五段　伊豆十段　駿河十段
弘筵
美作　備前　備中　備後
已上四箇國之內、十五枚秀康朝臣進之、
讚岐三枚　伊豫二枚　土佐一枚
小筵卅枚
長門
圓座卅枚
讚岐

〔葉黃記〕寬元四年四月廿三日壬午、是日於院御所、冷泉萬里小路殿、有親王〇後嵯峨皇子宗尊御着袴事、儀兼相具、件殿御局平親子、春秋五歳、日來御坐承明門院御所、去三月廿二日渡御此御所、〇中略
若宮御着袴次第
亥仕御裝束、兼以吉日、被也、
其儀寢殿母屋四ケ間、庇五ケ間敷滿弘筵、在表疊、二繝子、東南簀子幷東透渡殿同敷弘筵、母屋庇懸御簾如例、西鳥居障子有遷、御簾東鳥居障子撤之、東第一間障子有覆、御簾南庇中央間東西行、敷繧繝

懸盤六脚作螺鈿、四角有心葉組三垂之、其末有露、盤面押打敷切、

一脚御飯在蓋盤、　一脚四重坏四口、馬頭盤、御著二雙、木匙一、匕二枚、　一脚窪器四口　一脚菓子四坏　一脚干物四坏　一脚生物四坏

折敷二枚

一枚御汁物汁實一坏、追物三種、　一枚御酒盞

御銚子

陪膳藤大納言師經卿起座、於東對東妻戸前解劒插笏、取打敷、經透渡殿并南簀子昇御前長押敷、東西妻北端懸御座上、是一說也、退下候長押下、向良、參議散三位次第役供、陪膳隨持參、第一折敷、御汁物實一坏、追物三種居之、陪膳人乍令持折敷於役人、取居四種御盤、御盤役人、居汁實許於折敷持歸也、第二折敷、御酒盞取之置懸盤右方上折敷、次持參御銚子、頭宮內卿經高朝臣取之、至寢殿巽簀子之間、陪膳拔笏起座、無揖、向閑所、如本帶劒、陪膳人取御銚子、候氣色返給先例也、而早起頗不審、定存先例歟、

正治依近例、自寢殿坤角持歸御酒盞、仍不持參、今度用正禮歟、

次敷召人座南階以東砌敷之

次置御遊具○中略

祿物領狀國々

織物掛三重關白兩方料、餘分一重、

白掛四重兩方御裝束使料、餘分二重、

袴四腰同料餘分二腰

越前蘇芳織物掛一重、濃袴一腰、　參河同掛一重　丹波同　美作白掛一重、袴一腰、　土佐同　尾張同　長門白掛一重

白大掛七重大臣料

越後一重　讃岐一重　遠江一重　備中一重　常陸三重

同掛十七領納言以下料

臣雖具相從著殿上、依可有獻物也、右大臣以下雨三在座、頃之東宮亮資頼朝臣來、告獻物候由於右府、右府以下起北面向西方、次上皇出御、其儀關白參上、(兼日被告之)褰寢殿母屋御簾、(階東間也)院著御庇御座、(南面)關白退佇立東對南庇邊、(先例候寢殿南東面戶前簀子、不設座、今所爲頗有疑歟、)次院司藏人頭右中將雅清朝臣參上、跪候寢殿西簀子、奉仰歸出殿上、就予座後告召由、予起座、入殿上之南戶、經東對南面弘庇透渡殿寢殿南簀子等、著御前圓座、(第二圓座、先跪座邊、引寄之、揖了引寄下襲、正笏候、)次太子獻物、其儀右大臣以下、降立西中門外、(東上北面)大進宗圓取籠物傳進右府、權大進宗親傳內府、地下五位(經藏人)傳納言參議、同五位(不經藏人者)傳殿上侍臣、(東宮殿上人)上臈官傳諸大夫、右大臣以下五十人、插笏各取一捧、(本右末左、左手低右手上也、)入西中門寢殿南階東間柱南立、(不下不揖、)內大臣立其西、右大將以下、經列後次第立右府東、其後內府更立加東、未曾有違失也、萬人屬目、已上西上北面、(公卿一列、侍臣一列、諸大夫一列、○中略)

皆悉立定後、(暫座下見定、)予正笏乍北面問云、何ゾノ物ゾ、(微音、人之聞頗也、但御了、座下氣色、故實也、)右大臣奏云、春宮坊獻給御贄、(微音中之、但其音不聞堂上、已次各參物名、其調關御贄也、四宮記云、有出御之時、不參物名云々、但多關物名之由見舊記、永治記云、出御之時、獻物不關其名云々、)予仰云、膳部給、(微音如初、仰了、頗南氣色、)右大臣召膳部、(二音如初、不聞、或記云、先微唯、列上方、傍行二步、又召膳部、於殿仰云、諸膳召之、故實也云々、今日無其儀如何、)召膳部六人、於東宮中門外稱唯、參進公卿前、大臣以下乍立給之、拔笏、膳部賜之、(永々公卿一度取集三四人、)各經本路退下、此間侍臣以下、乍待籠物出東中門外、召膳部給之、(舊例就進物所給之、近代不給、)次右大臣以下次第揖、自上臈經列前出東中門外、昇外方著院殿上座、(內府稱有失禮之由上早出云々、)次關白參上著御前座、(不待召、先例也、自本候座不退)下、次院司五位藏人宮內權大輔家光(仁安正治共五位藏人)參進、跪候寢殿簀子、關白候氣色目之、家光退去、出殿上、召諸卿、次右大臣以下著御前座、次居衝重、(內藏寮辨備之、三所殿上五位役之、關白料五位藏人宗賴居之、各二前、)次院司藏人頭右中將雅清朝臣(仁安正治共藏人頭)勸盃、判官代五位藏人權大進宗親取瓶子、就座上勸之、次第巡流如恆、此間公卿前衝重、并庭上先例也、次供上皇御膳、予調進之、

打敷(蘇芳二重織物、地文龜甲、上文圓文、二藍濃淡、暈繝之、裏打以金銀泥畫松鶴等、以蘇芳、但畫疊目、左右有繧繝各異、寫也、)

（度不然、未得其意云々）渡御御著袴御座、則令結御袴腰給、（引廻去結）令結左方了、暫歸入御座、母屋御座、大夫參進奉著御直衣等、（紅打衣、攣重御衣上著御也、御引直衣、此等之上置也、）次供東宮御前物、（自內裏調進也）

御臺六本

第一御箸臺二雙（銀一、木一）　七一枚　第二四種　第三窪器四口　第四菓子四坏　第五干物四坏

第六追物四坏

御盤四枚

第一（御飯、在蓋盤、）　第二（御汁物、汁實二坏、追物三種、）　第三御湯盤　第四酒盞

陪膳權大夫實氏卿、於西廊南戶前、插笏取打敷、（藏人傳之）經透渡殿、就寢殿西第三間（加弘庇定）簾下供之、女房（權大納言君）於簾中取之敷御座前、（東南妻）次陪膳卷御簾、（一丈餘許上之、差張）役供人、藏人頭右近中將雅清朝臣、（不帶劍笏之勤）於御膳宿方取第一御臺、左中將爲家朝臣取第二御臺、右中將師季朝臣取第三御臺、右中將資雅朝臣取第四御臺、左少將實忠朝臣取第五御臺、右少將盛兼朝臣取第六御臺、各次第參進傳陪膳、人人次第傳供之、女房取居也、次師季朝臣已下四人、更取御盤四枚供之、供御飯之時、役供之人取蓋暫候、陪膳人乍御盤傳女房、女房取之居御飯於第十御臺、返給御盤、陪膳傳給役人、役人以蓋仰置御盤上、持歸之、第二第三第四御盤、次第供之、女房取居打敷上、供了陪膳人垂御簾拔笏退去、次大夫參進、取御最把供之、（三箸）次東宮入御御所、其儀同出御、次改御裝束、其儀兼三所（謂三所者、院、女御、東宮也、）殿上五位參上、立母屋南面西第四間（加弘庇定）以東四箇間、東面二箇間御簾、卷南庇五箇間東庇三箇間御簾、當階間敷繧繝端疊二枚、（東西妻）其上敷龍鬢地鋪、其上敷唐錦茵一枚、爲上皇御座、（南面）其東間敷繧繝疊一枚、（南北妻）其上敷東京錦茵一枚、爲東宮御座、（依御幼稚、雖不出御、自長治以來、代々設御座者流例也、）棟分障子以西三箇間（加弘庇定）南庇、構東宮御著袴御座、敷繧繝端疊二枚、其上加東京茵、爲女院御座、其間御簾懸菊二重織物几帳帷、其西二箇間二行、敷高麗帖四枚、爲女房候所、其間簾懸几帳帷、有打出、此間予經北對南簀子、廻東面（殿上人信定朝）

尺五寸、長三尺許、弘一尺四寸許、上有亂束、高三寸許、足四方廻打、木端楊足也、塗胡粉、以移花畫洲濱井松鶴等小枝、案廂閒居之、其上置籠物五十捧、(卅捧大夫調之、廿捧權大夫調之、)之、一尺許騒籠二枚、付濃之彩色三、其內薄様二重、或本結之、令交納松邊上、以物作柏栗等、付三尺松枝、以蘇芳絹卷枝、以青糸爲葉、舊例或加入籠、只有付枝之作、今度不然、平

御裝束行事廳官

所々舖疊、長治院司調進之、今度有議、前中納言宗通、承院宣催廳領御庄云々、門內外掃除、兼令下知之、(中略)○巳一點、著束帶參高陽院、(自西四足出入、依便宜也、)先向寢殿見御裝束無相違、則參東宮御方候御方、此間自內裏被獻御裝束、(內藏寮調進之、)

御直衣(白小葵最小浮文織物、如表衣入御尻、) 打御衣(紅小葵、爲裏濃、自本重御衣上閉之、爲著易也、) 御衣一領(白小葵、)

御單衣(白單文綾、) 合御袴(紅打三重、) 襪(面白小葵綾練、裏白綾練、三所付五紋、中央野菊、左右鶴、各一、) 懸緒(白小葵綾練、弘三寸、帖之、) 御帶(用御直衣切、)

御扇(檜白泥繪、以紺青緣青畫松鶴、以濃絲貫之、以絲結小松枝付之、銀蟹目、蝶鳥形寸法頗小、懸緒御帶御料、各別以檀紙二枚裹之、)

已上納濃打裹、(面綾、裏絹、)置御衣筥蓋、蒔鶴食松、

勅使左近中將爲家朝臣、(長治曾祖父後忠卿、爲中將勤此役、自然相會、)參上西中門外、出納令持御裝束相從、亮資賴朝臣相逢、歸昇就晝御座東二間簾下、申事由、歸出召勅使、勅使插笏(蒔繪劔、)取御裝束、昇中門廊入西面妻戶、經同廊東簀子、就晝御座東二間簾前獻之、女房(左衛門督君、前中將公俊朝臣女、廿人女房中也、裝束色目見奥、)取之持參御前、勅使拔笏候弘廂、亮持笏取祿、(白掛一重、茜染張袴、)進寄賜勅使、勅使取之、自中門內方簀子降庭、頗進出向御所方再拜、出中門退出、此間賜出納祿匹絹、出納取之、

次又被奉御膳具、(御著袴了可供御膳具也、代々自內裏被進之流例也、)

御飯垸(在盃盤、) 四種四口 窪器四口 盤十六枚 御酒盞 御汁物器 御湯器 御銚子 御臺六本(面朱漆不蒔之、正治例也、代代多蒔鶴松、今度有儀如之、) 御盤四枚 打敷(蘇芳二重織物、地文龜甲、上文浮線綾丸、逢目押組、組末入露、)

已上納朱漆辛櫃三合、(在兩面覆、)

衞士持之稱警蹕、事了納御倉、

云、其禮縱雖略、其儀何卑哉、先例御臺六本也、未聞此例、又無公卿之儀幷御遊等之條如何、攝政已奉結御袴、何無公卿盃酌之儀哉、毎事首尾相違、此間儀、偏右大臣（○藤原實定）議定云々、自本如此之事、深不存知之人也、可謂不足言而已、

〔玉葉〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子（○懷成、三歲、仲恭）御著袴也、（○中略）於上皇（○後鳥羽）高陽院御所（大炊御門西洞院東、西有四足、以東對爲院御方、以西對爲宮御方、）有此事、事々正治嘉例也、昨日始御裝束、院司宮司相共奉仕之、式予依院宣作進之、次第大夫作之、本宮事亮資賴朝臣、院方事院司藤大納言資賴朝臣、（兼行、長治爲房朝臣例、）判官代藏人宮内權大輔家光、藏人方事、藏人頭宮内卿經高朝臣、藏人左兵衛尉橘知仲所奉行也、

御裝束儀

寢殿母屋幷南東西庇西弘庇鋪滿弘筵、（有差筵簀子、以四面庇接入御所中、仍敷殿板敷、與寢殿平頭構之、）同東南西簀子、（有弘庇之所、其簀子不敷、弘□面依入御所中、敷簀子也、）同卯酉廊南簀子、東對西南弘筵、東中門廊同敷長筵、寢殿東南庇西南懸御簾、敷弘筵、爲賴房朝臣役之、西第三四五六間、母屋南東二面懸御簾、卷之、同北西妻戸、東庇北障子、南庇西障子懸御簾、垂之、母屋同四面懸壁代、西北二面立亘五尺山水御屏風、第四間中央供上皇御座、（繧繝端疊二枚、上敷唐錦茵、幷庇錦畫等、）西第二間（除弘庇定、）爲分障子、以西南庇三箇間爲御著袴所、東間北東二方立泥繪四尺御屏風、（東際屏風宮戸前開之、）其前廻北殿東宮御著袴座、（以繧繝端疊二枚、上敷東京茵、）其西二箇間不敷疊、其北母屋一箇間、四面懸廻壁代、東北二面立亘五尺山水御屏風、其南又供御座、（繧繝端疊二枚、以高麗端疊爲邊緣、）其西庇敷同疊等如例、西弘廂不敷疊、以東對東北角廊爲院殿上侍臣座、以御車宿屋東妻三箇間爲院隨身所、以南之外屋爲武者所藏人所、寢殿乾卯酉屋爲東宮御所晝御座、立御帳、（夜御帳不渡之、供白地也、南面御簾卷之、所々御使垂入之後、上皇渡御寢殿之間御之、是先例也、無所見、予誠御也、）西卯酉廊爲殿上侍臣座、其北庇東二箇間爲御膳宿、西中門廊不敷弘筵、（先例如此、而太政入道可被敷合之由稱之、然而不承引之、）以御車宿左西妻爲藏人所、同南庇爲帶刀陣、東中門東廊、幷殿上廊南屏前、御車宿屋北腋、引二宮幔、（宮中門閉幔、）西中門外同引幔如東、同中門外北腋（殿上廳前、）立二丈幡、其南立纛物案四脚、（置如鳥子纏、爲三、）

亮子大炊御門富小路御所、有御著袴事、法皇〇後白河雖臨幸、密々儀也、此儀偏為女院御沙汰云々、余為結腰可豫參之由、先日定長朝臣内々示送、昨日所來催也、〇中略參上著公卿座、以定長入見參、仰云、今日事、為女院御沙汰、然而内々所能渡也、見參無便宜、後日可申云々、小時定長告出御之由了、余起座參上、入自寢殿東面妻戸、二宮豫御坐座上、庇中央間敷綵繝端疊二枚、其上敷東京錦茵一枚、為御座、無地敷、依略儀也、南庇御座東西二行、敷高麗端疊、母屋不敷疊、上母屋簾不立屏風、垂庇簾出几帳、帷無打出、中央間立几帳二本、為取入御前物也、立燈臺舉燭、女房一人候東庇、余進候御座邊、階東間西頭邊也、件女房參入、先奉令脱御袒、御小袖上著御下御袴、依為吉方、向南方給、余引廻御腰于左方、片匙カタカギニ奉結之、御腰太短也、雖有說々、以之為善、次著御御衣、裏濃蘇芳、織□、青單、濃打御衣、□其上女房欲令著御指貫、余申云、非別御定者、不著指貫給、君臣著袴之禮未聞著指貫之例、仍撤去之、即著御御直衣、是又自本引出御ハコヘ、専不可然、仍可入ハコヘ之由教訓女房、此事等専非腰結之所知、然而著御之間事、示合下官可沙汰之由有仰旨、豫定長所示也、仍有此私說等也、元女房一人奉仕、依無便宜、余召加今一人也、皆著御了、如本南面ニ御坐、即余出自初妻戸、歸到公卿座、招定長示御指貫撤却之間事、此間女房動簾、定長參入、歸告有御贈物之由、二位中將、二位中將即參進、余出入之妻戸下、而更參進南面簾下、後語云、女房仰可參南面之由云々、此事不可然、自余退出之妻戸、可被指出也、毎事不有付實不便也、於簾下指笏取贈物、琵琶一面、入錦袋也、歸來於透渡殿東間、授余共殿上人右少將伊輔朝臣、伊輔取之出自中門廊妻戸、賜前駈云々、即余中將受取贈物之間、居本公卿座也、出中門廊妻戸退出、不見此後事、可供御前物云々、陪膳實宗卿可勤仕之由、昨日定長所語也、而不見其儀、追可尋記之、今日贈物之儀太懈怠、余欲退出之間女房可持來也、而良久經程之條、專不可然云々、余又待贈物、非可伺候、仍御裝束著御了所退下也、理須奉結御袴腰了即可退下、然而著御御裝束之間事、女房太未練、仍為教訓暫伺候、其間何不賜贈物哉、凡今日儀一々不甘心、著袴之人已若宮也、陪膳又公卿也、而出几帳女房伺候、太無謂、公卿為陪膳、主人頗成人之時、女房傳供、未聞其例、理亦不可然歟、依為女院御沙汰出几帳歟、愚案猶不可然、御沙汰雖女院之最、其人已若宮也、其所裝束猶可付男女歟、又御前物折敷高坏云

安、皆入自東中門東上列立、准彼旨今度自西參進、西上可列歟、大夫云、可然、但彼皆以東爲春宮御方、仍雖自東參入御座以東爲上、故東上列立歟、今般西方東宮御方也、又以東爲上、仍進自西天、東上ニ列立、道理可叶歟、余云、此儀素可存知也、其上重加案、院拜禮小朝拜等、不依御所便宜、隨前庭狭少、有東上西上之差別、然者不可依御所之上下歟、大夫承諾、此後相共臨其所見之、而縱雖西上之南殿進南、仍末列之人可立南殿南庇下溜上、尤無便宜、仍猶可爲東上之由内々令議畢、此後余退出畢、經房朝臣云、琵琶事、以令申御旨奏聞之處、勅云、可催實宗云々、〇中略抑今日博陸所示送之獻物之間之事、次第凡不得心、奇異也、

廿日癸酉、此日皇太子有魚味著袴等事、〇中略此間著御御裝束、御直衣、紅打衣、白御衣、紅張御袴、重衡朝臣奉仕之云云、此間被進東宮御裝束、於臺盤所方藏人受之、授勅使泰道朝臣、余竊見件御裝束、小葵文浮文織物御直衣、紅打衣、打御衣、著白綾御衣一領、固文單衣、紅小文張三重御袴、差表御帶、御直衣御扇、稱一帖、白練小葵文綾、面白平絹裏三幅也、懸緒弘三寸許、帖之、裏打蘘置衣筥蓋、件蓋蒔繪松、置□□□、主上御裝束了、召御前、有被尋仰事等、御袴腰結様、見土御門右府記之由、通親朝臣注申之云々、白川院御著袴、于時後三條院坊御時、即春宮之若宮也、結右之由被記之云々、又昨日如申、堀川院御著袴之時、久我相國自筆證文、奉結左之由注之、共爲儲說、申是非難知之由、爲之如何云々、余申云、左右在御定、余本體不知事也、但須被用土右記歟、而案事理可結左歟、凡男萬事用左、又普通表袴腰左結之、至女房袴者結右、不引廻腰之故也、然而可有男女之差別歟者、勅定云、所申可然、可被用長治例者、此間大將參入、同被召御前、暫間頭辨經房朝臣、申廻限至之由、先是自内御方被獻御裝束幷御膳具、自中宮又被調獻御裝束云々、件事等不見及、可尋之、即出御御帳西間母屋、出自額間、此間左大臣及余候南簀子、關白拔西庇鳥居障子候其中、尤無便宜歟、如何、通親朝臣取晝御座御劒前行、經房獻御草鞋、經御殿南西簀子、數遂道入御自造合間南面、御殿奥中宮御所之造合間也、關白褰御簾、此間左大臣余相共經中宮御所南簀子、著東宮殿上、相次關白來著、經臺盤上著奥座也、左大臣及予在端、小時右大將參上著奥座、經座末也、先是余參主上御共之間、大將無可參東宮御方之道、仍廻北對北可參之由仰含畢、此間御著袴畢、供東宮御膳、並改御裝束、良久通親朝臣告出御之由於關

傳、而被問獻物之條、誠以可然哉、執政臣問獻物之例、不可勝計、〈承平天永御賀、及東宮元服等、度々有此例、〉者、〈○中略〉酉刻著直衣、參內、〈今年余綱代車不調、仍借用大將(家實子、家通、)綱代車也、〉依召直參御前、〈朝餉〉御著袴之間條々有被尋仰事等、

一御袴腰結樣事

依今朝下官申樣、片鎰〈カタカギ〉之由有御存知之上、頭中將通親朝臣申云、長治之度、堀川院被問仰久我內大臣、而左方ニ片匙ニ可結之由有所注置、卽進證文、彼大臣自筆也云々者、余申云、此事尤有興、傳家之人猶貴事也、但左字全以非失歟、已自筆云々、何有書失之疑、何況女房袴腰ハ不引廻、仍可結于右、至于男袴腰者、引まはして可結、然者前後左、何不被結哉、而結于左方者有謂、表袴腰ハ後之左ニ結之、以之思之、男袴腰可結左歟、然者引まはして左方ニ片鎰可被結也、不可有異議歟、或說前引まはして諸鎰可結云々、然而無可指南之證文、久我相國自筆已可規模、於今者可令付彼膝給歟、勅定、被申旨可然、明日可存御此儀者、

一御はこへの事

申云、凡人著袴之時、引直衣造尻、如主上御引直衣、春宮何異之哉、每事不可違主上之例者、御拜何因哉、〈主上儲君共右左右也〉何況事直衣ニ有はこへ之條、古今未聞者、勅云、人々多申此旨、同可存御此儀、

一襪事

長治知足院入道〈○藤原忠實〉記、不注著御之由、疑不著御歟、永治仁安共不召之云々、近例已不著御歟、加之其著御之體、詳無存中之人、不如不著御、所存如此、猶可被尋人々歟、諸生無所習傳、仍件子細、晰難申披者、勅云、仁安之度、僞不著之由所覺悟也、今度同不可著御者、

一御裝束

以指圖〈中宮大進宗輔所圖也〉合式文〈左大臣通遂件式、不得御意事甚以多云々、〉委御覽、其後奉仕御裝束了、〈大夫忠親、大進光長、中宮大進宗輔等、相共事仕之、云々、〉渡御、余及通親朝臣候御共、巡覽了還御、此間余謁忠親〈○東宮大夫〉議獻物列立之事、長治永治仁

羽〇鳥 出御、御冠直衣 頭中將召公卿、關白以下著御前座、居衡重、頭中將公敎勸盃、藏人少將公能取瓶子、供御前物、件物予勤仕之、民部卿忠敎卿陪膳、宰相三位役送、先敷召人座、召人元輔以下六人著、居衡重、藏寮勸盃、置御遊物具、有御遊、關白殿、箏 右大臣、琵琶 下官、拍子 左衞門督、笙 左兵衞督、笛 左宰相中將、付歌 季兼、箏 資賢、和琴 呂、阿名尊、席田、賀殿急、律、更衣、萬歲樂、常樂急、五數返、 給祿、頭中將取殿下御祿、左大臣以下祿、殿上四位、大褂、人々起座、入御垂御簾、後供女院御前物、陪膳源中納言雅兼、不見其儀、

〔台記〕天養元年十月廿八日乙巳、重仁親王上皇（崇德）第一親王著袴、年五歲未始參新院、三條同刻終幸皇后宮、白河新造宮、一昨遷御所、公卿以下皆束帶、上皇冠直衣、薄衣織物指貫、出紅打衣、御隨身布衣冠、須著褐衣也、著袴之儀一如舊、上皇陪膳別當公敎、親王陪膳權中納言公能、上皇渡御時、余及兩大將、依法皇〇鳥羽命、御共也、法皇御簾中、上皇結腰云々、事了供皇后御前物云々、有御遊、

〔玉海〕治承四年正月十六日己巳、未刻春宮藏人來催云、來廿日可有御著袴幷御眞菜事、可參入者、申承了由、件藏人藤親家、主稅頭爲淸男云々、 十七日庚午、自內裏被仰云、可書進東宮〇安德御著袴、主上〇高倉御進退作法、女房奉書 申不知子細之由、重仰云、猶可書進者、凡如此御作法、執政臣可備顧問者、凡何況此事不知案內、然而再三之綸旨、不能申左右、 十八日辛未、召東宮大進光長、問御著袴之間子細獻物間事、博陸辭遁云々、如何々々、 十九日壬申、早旦自內裏被仰下云、御著袴之間、被奉結御腰、師鎰(モロカギ)歟、片鎰(カタカギ)歟、又御直衣、はこへ可引出歟、可籠歟云々、申云、雖不知先例、片匙(カタカギ)可宜歟、又御直衣可被籠尻歟、又今日參入可言上子細者、未剋關白〇藤原基通 以棟範被示送云、永治故殿御記無所見、尤遺恨、兼又左大臣〇源經宗 可問獻物云々、而令列庭中給之條、若無骨之由有御存知歟、然者可承存者、報云、御記事奉了、獻物事、仁安之度左府問鄙生〇藤原兼實 爲上首列庭中、今更何可存異議哉、凡以勿論事也、抑今度獻物、尤可令問給歟、長治堀河左大臣、官位共爲上臈、仍知足院殿于時內覽右大臣 不被問之、永治故殿雖可令問給、依優花園左大臣、又不令問給、仁安前博陸不被問之已無理、何況於今般者、左大臣已爲

裝束云々、予等退下在宿處、巳時許昇殿上、侍臣四五輩著饌、聊有盃酒、人々淵醉、經季資綱朝臣等相返勸盃、卽是乘興歟、雜藝雜歌、酒畢參麗景殿細殿、先是主上〈○後冷泉〉渡御云々、又相引參中宮御方、相遇女房、有興言等、興畢各々分散、予參麗景殿、爲候還御也、而頭辨參候、仍相代退下、爲著朝服也、晚頭關白已下諸卿參入、著麗景殿簀、小時主上渡御、〈御直衣〉予候御劒、戌剋著御御袴、主上結給御腰云々、供若宮御前物、陪膳良賴卿、役供四位殿上人六人也、事畢給諸卿祿、經輔取關白御祿、予取內府祿、事畢主上還御、予同候御劒、御本宮一襄、以予被奉若宮、予付女房、無祿如何々々、良久之宮出御、良經朝臣奉抱之、予候御劒之、侍臣取炬火前行、內大臣已下公卿四五人候御供、至朔平門下、卽止、關白不參給、卽還御閑院、如初云々、儀式等具在別記、總今日每事似等閑、是世之作法執柄不入其心之故也、可彈指可彈指、予退逢、

(水左記)承保二年八月十六日乙巳、今日春宮〈○白河〉御著袴也、關白殿〈○藤原敎通〉左大臣〈○藤原師實〉兩人參上御前、此間有掌燈庭燎事、關白殿結御腰給云々、余〈○源俊房〉候殿上、不見其儀、著御了、左府歸著殿上、謂下官曰、前著袴之人、不云上下、無著指貫、而今夜所被設御指貫也、是不似前例、仍申其由、若是過言歟者、下官答、尤可令申給事也、於當宮不御坐傳乎、此間權亮公定來召公卿、隨參上御前、先公卿前居突重、一獻、〈能季〉次進御膳、陪膳權大夫資仲、二獻、公□取之、公卿給祿、次引出於馬二疋、〈寄御馬云々〉一關白御料、一左府料、左府下南庭指笏、取馬繩再拜、自中門邊出、事了以下退出、帶刀八人、或取馬口或舉火、今夜無歌笛御遊、

(中右記)長承二年正月元日丁巳、今日五宮御著袴也、〈○中略〉人々著院殿上饌座、〈四侍臣人、上臈實職〉會此間於簾中、有御著袴歟、院令結其腰御云々、〈五宮今年五歲、名本仁、〉供若宮御前物、陪膳右衛門督實能卿、役供殿上四位、就南面簾前供之、此間公卿座有盃酌、一獻〈四位陪膳〉二獻、右宰相中將成通勸盃、居汁物、〈大臣納言、殿上四位陪膳大納言以下居之〉、三獻左衛門督雅定卿、卷寢殿南四間西庇御簾、中央間敷御座二枚、南面簀子西渡殿敷圓座、院

殿上隔障子懸御簾、御簾前立五尺御屏風、其内事不見、酉時著袴、宮結給腰、秉燭後差若宮御前、（御臺六本盛銀器、亮泰通朝臣奉仕、）參議定頼執打敷、殿上四位已下執膳、次敷菅圓座御前簀子、主殿執燎、宮出御、關白候座、以宮亮良頼召諸卿、余先著座、内大臣已下相從、居衝重盃酒一兩巡、次供御膳、（懸盤六本、淺香敷、御膳盛銀器、大夫頼宗奉仕、）中納言長家執行打敷、四位已下益供稱警蹕、（警蹕事余疑、其故者女院御座、仍所疑也、彼此三可疑事也、關白云、宮最初事也、無警蹕如何、余云、左右可隨定、仍警蹕、）御膳了有絲竹興、其上達部殿上人祿有差、（大臣女裝束、加織物褂、）子始許事了、今夜院出給云々、

〔榮花物語若木二十八〕四月二日（〇萬壽四年）東宮（〇後朱雀）の若宮（〇後冷泉）御はかまぎのこと、女院いそがせ給なれば、この御方よりも、宮の御裝束たてまつらせ給はんとて、枇杷殿にはいそがせ給、（〇中略）その日ぞやがて、めのとたちのおくり物ども、さるべきさまにせさせたまへり、つねの御ありさまに、又きぬあやなどをそへさせたまへりける、うへの女房女官ゑもづかへなどまでの事、さき〴〵の御ありさまなるべし、

〔源氏物語桐壺一〕このみこ（〇源氏）みつになり給とし、御はかまぎのこと、一の宮のたてまつりしにをとらず、くらづかさおさめどのゝものをつくして、いみじうせさせたまふ、

〔狹衣四下〕一の宮の御げんぶくあるべきに、やがて御もぎの事おぼしいそがせ給ひけり、（〇中略）二宮（〇二歳）の御はかまぎもこよひなりければ、よろづさしあひて、さま〴〵のめでたき事のみあまりなれば、せう〳〵にまねびたらんは中々そこなはるゝ事もありなんかし、

〔春記〕長暦二年十一月廿五日丁巳、今日第二親王（〇後三條）御著袴也、寅剋許參皇后宮、（〇後朱雀后禎子、後三條母后）先是大夫幷督殿參候給、良經資綱等同候之、聊有小儀事、寅三剋許參内給、關白殿（〇藤原頼通）被奉御車、又他上達部不參、侍臣四五人諸大夫四五人前駈而已、御乳母等在御車、又女房十餘人候御共、亦用網代車、予奉出車也、予等前駈御車留朔平門、良經朝臣奉抱二宮、予候御劒、御麗景殿了、此間女房未參入、仍大夫奉抱也、言（〇言恐宮誤）著御直衣、不著指貫也、件殿先日藏人經成朝臣奉仰加修理、又本宮儲御

たゝせ給て、その日になりてまゐらせ給ぬ、その程のぎしきありさま思ひやるべし、○中略御はかまたてまつりたる御ありさま、いはんかたなくうつくしうおはします、○中略さま〴〵の御おくり物めでたくておはしましぬ、上達部殿上人女房などの、さま〴〵めでたき事ども、こまかにいみじうせさせ給ひて、四日といふ晩に、女御もわか宮もいでさせ給ふ、

〔小右記〕長德五年○長保元年八月十八日戊辰、右馬頭來清談云、明日靑宮第二王子著袴、依新制饗祿停止、若有御遊、可賜御衣上達部歟者、　十九日己巳、自院被仰云、明旦可御坐慈德寺、可扈從者、令申故障、春宮屬良正申云、今日可有二宮著袴事、可參入者、同申障由、

〔權記〕長保三年十一月十三日、亥二刻、今上○一條一皇子、○敦康於飛香舍、○中宮有御著袴之事、皇子去秋以後渡給中宮、漢馬后例也、上渡御時刻戌、皇子亦渡御、飛香舍南廂額間、鋪御座錦端疊二枚、地敷二枚、茵一枚、前安脇息、西障子副四尺屛風一帖、屛風前立二階一脚、火取唾壺硯綴紙筥等幷泔杯具、女房座東安御衣筥二合、自上被奉之、使頭中將□□云々、東庇上達部殿上人座、時刻御著袴、先是明順朝臣貽幷殿部於便所奏慶由、著袴了、上御膳、召卿相參進候南簀子敷、一兩巡之後、左衞門督勸盃有賀之儀、和歌余執筆、事了給祿各有差、先還御之間、左衞門督供皇子御前物、○銀臺六基、二基菓子料有打敷、一日依左府殿命、春宮屬信理奉仕也、了還御、

〔日本紀略十一一條〕寬弘七年十月廿二日丁卯、第二皇子○後一條於中宮御方著袴、仍主上渡御、大臣以下相率參入、藏人頭右中將公信朝臣調進御裝束、同頭右大辨源道方朝臣調進御前物臺六本、皆率勅儲之、自餘雜具、藏人所幷左大臣○藤原道長家本宮等沙汰也、所々饗祿屯食如恒、宴閒有絲竹之興、

〔小右記〕萬壽四年四月四日甲戌、女院今夕渡給關白第、明晩入給內、依明日東宮○後朱雀若宮○後冷泉著袴事、可坐彼宮云々、　五日乙亥、東宮少進隆國令申、今日若宮御著袴、可參入者、問時剋、令申云、酉時者、報所勞相扶可參之由了、○中略余參東宮、若宮著袴日也、有殿上饗、關白以下在殿上、御前裝束不見、放

にかさぬべし、わたいりを出すべし、此時又親一獻飲て子に差す、子一獻のむ所へ引出物あるべし、偖二獻加へ親へ返す、親二獻のみて納むべし、此次に吸物を据ゑかへに出す、後見の人盃を初て、其外へ酒を盛る、亂酒になりて、進物の事互に心に可ㇾ任、口傳條々有ㇾ之、

〔千代鏡禮〕男子袴著之部

是も夫婦揃ひ、子孫繁昌の人めさするなり、

一祝の日、小兒座敷へ出給ふ時、彼の夫婦御禮終て、扨小きすあを袴を廣ぶたにすゑて、婦持來るを夫受取て、小兒を吉方に向はせ申て、袴ばかりめさするは、をさなき人なる故、上をば略するなり、是すあをの著ぞめなり、(すあをの紋は、家の紋を付、又は紋に松竹鶴龜を付申候、)大名などの子息は、すいかん長絹などをもめさする也、此時も下ばかりなり、すあをすいかん長絹の上も、ゑぼしをも用申さゞる也、元服の時めし候、

〔西宮記臨時九〕内親王著裳

延長二年八月廿九日、於二弘徽殿一親王著袴、召二左大臣以下一給二酒肴一、御厨子所供二御酒一、中宮供二肴菓一、殿上人以下給ㇾ酒、召二加宮司一、宮司勸盃給二綿衣一、中宮又給二御衣一、中宮宣旨叙爵(伊衡唱)親王別當、(昇□□)

〔日本紀略四村上〕應和元年八月十六日丁未、第五親王守平(○圓融)著袴、天皇御ㇾ之、有二管絃一、

〔西宮記臨時九〕内親王著裳

康保三年八月廿七日、於二承香殿一親王(○村上皇子具平)著袴、(自ㇾ内給二裝束一入ㇾ宮)公卿參候、親王家給二酒肴一、有二御遊一、息所賜ㇾ祿、獻二和歌一、重光昇殿、

〔榮花物語二花山〕この冬(○天元五年)わか宮(○一條)一の御はかまぎは、東三條院(○外祖父藤原兼家第)にてあるべうおぼしおきてさせ給を、うち(○圓融)にはなどてか、内にてこそとおぼしの給はせて、しはすばかりにといそぎたゝせ給、女御(○兼家女一條母后詮子)もまゐり給て、三日さふらはせ給べし、さていみじういそぎ

〔小笠原諸禮大全下〕

袴着

自外不撤之、内々取出之、送乳母之許、此後兒初著指貫也、

〔幕府年中行事歌合下〕卅九番　左　御袴著

むさしのに咲はじめたる藤ばかま限もしらぬ色のふかさか

若君〇徳川將軍世子御袴著は、五つの御年はじめて御はかま召さるゝを申す也、この日朝とく、執政の人御使にて、御上下五くだりをまゐらせらる、後おまし所にて御對面あり、御所〇徳川將軍は御のしめ長袴を奉り、若君は御のしめ半袴をめさせ給へり、執政をはじめ、皆のしめ長袴を著す、同じ日紅葉山の御宮に詣給ふ、かの御宮に豫參の溜詰執政は直垂也、還御の後、おまし所にして御祝ひあり、御盃のあひだ、御刀脇差をまゐらせ給ひ、御所よりも紅葉山に代參をむけらる、兩御所に召合ふ輩に、御祝ひの餅酒を賜へり、

〔小笠原流禮儀書〕著袴の次第

一袴著の親より、素襖袴扇刀を廣蓋に居ゑ出すなり、上下の染樣は、鶴龜松竹をつくべし、色は時によるべし、大方はかちんたるべし、

一袴著の人は、白衣にて出すべし、

一先草の引渡にて、冷酒一獻あるべし、

一碁盤の切り目を玉女の方へ向かはせ、其上に袴著の人を玉女の方へむかはせ立たせ、借親さしよる時、後見の人兩人、左右より素襖袴をわたす、著る人手をかけ、左の袖より手を通させ、さて袴の前腰を持、左の足より差候て、後腰をあぐ、〇中略

一祝言のやうだいは、式三獻有之也、

一酒の飲み樣は、三方に三盃をすゑ出すべし、先親三こん飮て下に重ぬべし、盃は元の所に置べし、又打身を兩人へ可据、此時は子飮初め親へさす、親一獻のむ所へ進物可有之、さて二獻飮て下

（來居）同西廣庇敷頭筵、南第二三四間、副端長押一行敷紫端疊、爲殿上人座、（同院机響）居、向同廣庇之南面妻戸、垂簾、有打出、（自衣打出、自簾間續、每間出女房衣也、）上達部座上下擧灯、殿上人座上頭擧灯、二棟廊南面簾皆垂之、中門廊敷紫端疊、（行事居之、）前駈隨身幷左右官人等立明、當日仰陰陽師勘申日時、刻限尊者來入西門、幷自中門北廊、經中門幷透渡殿殿上人座前、著奧座第一圓座、次主人幷諸卿（出自二棟廊座中、）同時著座、次殿上人著座、此間自親昵之貴所送遣兒裝束、使參入立中門、家司相逢、歸昇經透廊、參進正寢南簀子中、此由、承主人命歸出、降自中門內、告召之由、次使自持裝束、（置衣筥蓋、同機置、）經同道、置座上筵上、拔笏退下之間、於透渡殿、家司取祿、（白大褂、女房衣也、或抄大褂、其饒同衣面具、裝束亦賜具云々、）給之、使相跪左手取祿、右手持笏、降自中門內、進出前庭、再拜退出、次四位一人（在殿上人座、）起座、經後簀子參上、取裝束持參著袴所、經本道復座、次主人起座（家禮公、觸御座、）出自南面入著袴所、次兒出來、次主人仰家司、召親昵之卿一人幷四位一人、家司進御座長押下、告卿及四位則參入、（不解劍、）令著兒裝束、其次第先下袴、（主人結腰、引腰結左方、件和腰結之、或說云、諸和部結之云々、）次掛、（有儀、）次直衣、（或說如家禮、如主上御引直衣、）令著了兩人退了、次供兒前物、陪膳四位、取打敷經透渡殿南簀子參上、次四位已下入人、取臺六本盤二枚、次第益送、陪膳次第取居座前、（如殿上饗居之、如恒、）乾退下、（經殿上人座、不著、）次主人含之、（或說親說、之公卿一人含之、件說不讖、）次主人引具兒復本座、兒居座上筵上、（始所令著之、公卿扶持之、親、）小時兒歸入、（扶持之人如例、）次扶持之人復座、次居尊者前物、（四本、陪膳四位、）次居主人前物、（四本、陪膳四位、）次一獻、四位一人持參盃、（殿上五位取瓶子、從主賓客專朝臣、取之、大客陣之、）座上之大臣取之擬次人、次第巡流如恒、次二獻、（四位取瓶子、殿上五位取之、）次居熟汁、（主客手長如例、或作手長如恒、）居了下座之卿中上、次尊者已下下箸、次三獻、下座之卿拔箸取笏、起經殿上人座前南行、自座上降、西簀子、於透渡殿西邊跪、（向東、）揷笏取盃巡行如初、盃渡座上之卿之後、獻盃之人起座、（經簀、）留立、廣庇南簀子、盃巡尊者座了、如本經殿上人座前復座、每獻有殿上人座勸盃、藏人五位勸之、此間主人命朗詠、次湯漬、（殿人間前、不待一獻了、食之、）次菓子、（同前、）次引出物馬一疋、牽出自東方、（五位二人、四位一人、牽前、一人引之、五位一人、）一鞭之後、於中門之方內、尊者之前駈受取之、次自下﨟起座、次尊者起座、經初路退出、人々分散後、前物

著袴式

〔玉海〕承安二年八月廿一日丁巳、此日小童有著袴事、○中略申刻陰陽頭賀茂在憲朝臣、主税助安倍時晴朝臣(共四位也)參上、令勘申日時、(吉時戌刻、兩人連署、永保以來召陰陽師二人被勸之、仍所召也、○中略)光長覽日時勘文、(入筥)先余見之、次付女房、經御覽、即返給了、

〔玉海〕安元二年正月五日辛亥、乙童著袴事、依吉日沙汰之、大略可遂予保元例也、　六日壬子在憲勘申乙童著袴日時、廿三日廿八日云々、可爲廿三日之由仰信季了、

〔寶曆集成絲綸錄十七〕寶曆九(卯)年十月

享保年中、度々御觸有之候通、諸事相守、別而不益を相止メ、儉約之儀可相守旨、當四月相觸置候處、例年十一月比、髮置袴著等祝ひ有之節、所々町人共社參致來り、子供衣服等も花美相見、其內には品に寄、町人著間敷品も相見(江)候、社參之儀は、世上一統町中賑ひ、宜敷事候所、右衣服之儀に准ジ、心得違候者有之、賑ひ社參致候儀を相止メ候樣罷成候ては、甚心得違之事に候、右體之儀は、町中繁榮に付、町人共信仰之儀に候間、勝手次第に賑社參等は可致事に候、尤幼年者にても、御法度之衣服は著させ申間敷候、

但右社參之節、幼年之女衣服、格別に大造に相見候得共、是は成長之節、相用候爲に相誂候得共、尤大造にても不苦事に候、

十月

右之通不洩樣、早々可申繼候、以上、

〔正佐禮〕著袴　先事之一兩日、先設所々之座、其儀先正寢南面庇階以西三ヶ間(北階間)爲兒休所、(著袴所也)敷繧繝端疊二枚、其上敷東京錦茵爲其座、(大臣子口設此座也)同南庇四ヶ間爲賓筵、垂母屋簾、(東北兩面也、副簾立廻四尺屏風、)上庇簾、(南面一間、西面一間、)又敷滿弘筵、(有差筵鎭子等)二行敷高麗端疊、(南上對座)南第一間奧疊上施東京錦茵爲尊者座、同間端不敷、顛寄南敷菅圓座一枚爲主人座、(雖大臣設圓座)自第二間對座敷之、居納言已下饌、(各高坏三本、主客料)

院中宮御前物裁與、吉田中納言頗難之、代々親王御著袴定文皆如此、頗謬難歟、後日中納言大治定文、求出之、今度書樣無相違云々、頗被謝謬難歟、　廿三日壬午、若宮御著袴高雅奉行、〇中略

擇申　御著袴日時

今月廿三日壬午　時巳

寬元四年四月十六日　　雅樂頭賀茂朝臣在清

〔台記〕康治二年十一月十一日癸亥、菖蒲丸著袴、來廿八日庚辰之由奉親勘申、憲榮難之、廿一日廿三日之由勘申、召奉親問之、奉親進勘文陳之、又難憲榮所申之日、所陳有理、又問憲榮、所申無理、大略閉口、爲奉親被嘲、

〔玉海〕仁安元年十二月五日甲戌、此日有旬儀、亦東宮〇高倉御著袴定也、依所勞不參旬、相勞晩頭參東宮、〇中略下官招大進光雅問云、亮可書定文歟、相存哉如何、光雅云、敦盛朝臣皆所相存也、〇中略余仰云、可。令。勘。日。時。者、敦盛退歸、令奉親朝臣勘申之持來、入筥余取之加一見、如本入筥置座前、次召敦盛仰紙筆可持參之由、即持參之候端座末、此間藏人立切燈臺於亮座前、[illegible]次進例文、以治定文也自座末次第取上之、末座公卿一兩人被見之、不知案内歟、右大將密語云、於例文者、尋不可被見歟云々、右大將竊示云、敦盛皆書儲所懷中也、下官見畢、示是定可書由返下之、[illegible]次敦盛氣色予余、余目許之、敦盛書畢又上之、今度公卿皆被見之、余見之與左大臣、左大臣取之一見畢返余、余加人日時、召敦盛朝臣授筥、仰可奏之由、少時歸來與余、余則返下亮、畢、次余退出、依所勞殊無術、所忩罷出也、

擇申　御著袴日時

今月廿二日辛卯　時午

仁安元年十二月五日　　陰陽助安部朝臣泰親

今案歸忌、往亡、道虛、晦、八龍、七鳥、九虎、六蛇、伐日等、忌之、

〔日次紀事冬十一月〕禁裏院中、此月被涓吉日、（○中略）五歳宮方、御深曾義、著袴、

〔華實年浪草冬十一月〕袴著（民間多用此月十五日、貴家被撰吉辰平、）

〔東都歳事記冬四〕十一月十五日　嬰兒宮參　髮置（カミオキ）（三歳男女）　袴著（ハカマギ）（五歳男子）　帶解（オビトキ）（七歳女子）等の祝ひあり、當月始の比より下旬迄、但し十五日を專らとす、尊卑により分限に應じて、各あらたに衣服をととのへ、產土神へ詣し、親戚の家々を回り、その夜親類知己をむかへて宴を設く、

〔本朝世紀〕久安五年六月廿四日甲戌、今日於一院（○鳥羽）殿上、三品雅仁親王（○後白河）男孫王、有著袴給定、仍院別當左大將雅定卿、及侍從中納言成通卿、參著殿上座、先被勘日時、次藏人持參硯續紙例文等、次左大將令參議忠基卿書定文、被用新院（○崇德）若宮之例云々、此間右大將、新大納言、左兵衞督、右兵衞督等追參入、孫王御前物、參議經定朝臣、可令調進由被定了、件孫王一院（○鳥羽）後所令收養給也、仍有此沙汰也、

〔葉黄記〕寬元四年四月十六日乙亥、若宮（○宗尊）御著袴定也、入夜院司公卿土御門大納言、（顯定、執筆、）吉田中納言、（爲經）左大辨、（經光）予、（○藤原定嗣）花山院三位中將、（師繼）著殿上、大貳惟忠朝臣、仰日時可勘申之由、於執筆云々、卽仰惟忠朝臣云々、仰陰陽師在清朝臣、（於下侍勘之、）卽持參勘文、入筥、次大納言召藏人憲說、仰文硯事、藏人持參硯、（續紙、土代、院司交名等加入之、）置中納言前、次藏人立切燈臺、（置納言座下、撤燈臺居替也、）次中納言取例文傳執筆、（不傳土代、如何、）執筆與奪納言、執筆次第見上之、（中納言書畢授左大辨、左大辨授予、予傳羽林、）次以大貳被奏之、返給之後、卽下之大貳、又下主典代、次撤硯切燈臺、（中納言召藏人仰之、）定文書四枚、第四枚只書年號月日、纔一行之用也、强不可及四枚歟、如此之吉書定文、前々或憚四枚、例文、可用大治後白川院御時例文也、而件年定文不求出、仍用仁安高倉院坊御時御著袴定文畢、東宮與親王雖可有相違、如此之例文、只以祝著爲先之故也、

日時

〔續史愚抄伏見〕正應三年十月廿三日癸巳、春宮後伏見、御年三、有御著袴、

〔續史愚抄後光嚴〕應安四年三月十五日己亥、儲皇御年十四、今上皇子、後圓融、於右衛門權佐資教東洞院第有御著袴、密儀歟、御二此第一

〔二水記〕永正十八年十二月廿一日、傳聞於御方御所有御祝事、御深曾木、御著袴之儀也、若宮御方御○五○歳○也、

〔續史愚抄後櫻町〕寶曆十三年十一月十六日己巳、此日儲皇親王後桃園、御年六○、於禁裏三間此日一日爲直廬、御座也、准后吉子、九條尚實、有御髮剪御著袴等、密儀、攝政内前、三位中將輝良等著座、前關白道前理御贊、赤狩衣、御襟結、加仕歟

〔中右記〕元永三年○保安元年二月十一日壬午、今夕行向源大納言許、是大夫君小兒、名加嶋、令著袴也、源宰相中將、殿上人、君達七八人來會、大納言被結腰、小兒雖五○歳○、誠以成人也、

〔中右記〕長承元年十二月四日庚寅、今朝予宗忠○藤原參宇治一條殿御所、少輔子共著袴、男○子○十○二○女○子○九○、

〔台記〕康治二年十二月八日庚寅、菖蒲丸藤原頼長子○六○歳○著袴、今度事依永保三年入道殿、師通四歳攝政殿等例所行也、

〔玉海〕承安二年八月廿一日丁巳、此日小童有著袴事、於女院御所有此事、代々例幡遂行之、今度用略儀也、小童今年六歳也、京極殿以來、皆六歳著之、

〔玉海〕安元二年三月十日乙卯、此日乙童著袴、八○歳○

〔玉海〕治承元年十二月廿六日辛卯、此日關白基房藤原息童、當腹嫡子也、生年六歳、著袴也、

〔玉海〕元暦元、年八月十三日己巳、此夕小童二人、兄八○歳○弟六○歳○密々著袴、

〔大江俊光記〕元祿五年正月廿六日、仲平七、爲多五歳ニ付袴著、

〔均光卿記〕寛政六年十一月十四日戊戌、今日予舍弟都丸五○歳○著袴、

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕道虛日著袴忌之、

加冠帶著袴吉日 加○冠○元服、著○袴○也、

甲子　丙寅　丁卯　己巳　癸酉　甲戌　乙卯　丙子　壬午　戊子　辛卯　癸巳　甲午

癸卯　甲辰　癸亥　乙巳　己酉　庚戌　己亥　辛亥　壬子　甲寅　乙卯　丙辰　丁巳

丑日不冠帶、不歸故鄕、又失兄弟、辛不上頭云云、

るき物なり、陰氣のいきほひは、はやくせはしき也、此道理なり、

〔榮花物語二花山〕天元五年になりぬ、○中略わか宮○一條一のうつくしうおはしますらんも、ことしは三。に。な。ら。せ。た。ま。へ。ば。秋つかた御はかまぎの事あるべう、うち○圓融にはつくも所に、御ぐどもせさせ給、

〔中右記〕長承二年正月元日丁巳、今日五宮御著袴也、○中略院○鳥羽令結其腰御云々、五宮御年五歳、御名本仁、○鳥羽皇子

〔台記〕天養元年十月廿八日乙巳、重仁親王上皇(崇德)第一親王著袴、年。五。歳。

〔玉海〕治承四年正月廿日癸酉、此日皇太子○安德有魚味著袴等事、三。歳。著。袴。爲。吉。例。之。上、來月依有讓位事、可被忩行也、

〔玉海〕文治三年十一月廿七日甲子、此日高倉院第二皇子、與當今(後鳥羽)同胞兄也、御年九歳、○後高倉於殷富門院大炊御門富小路御所、有御著袴事、

〔玉蘂〕承久二年十一月五日辛卯、此日皇太子○懷成、仲恭三。歳。御著袴也、

冷泉院　天暦六年十二月八日庚寅　御○三○歳○

花山院　天祿元年十二月十三日庚辰　御○三○歳○

實仁太子　承保二年八月廿六日己巳　御○五○歳○

鳥羽院　長治二年十月廿七日辛卯　御○三○歳○

近衛院　永治元年十月廿六日辛卯　御○三○歳○

高倉　仁安元年十二月廿二日辛卯　御○六○歳○

安德天皇　治承四年正月廿日癸酉　御○三○歳○

當今○順德　正治二年十一月廿一日癸酉　御○四○歳○

設ケ、招飲スルガ如キコトアルニ過ギズ、

名稱

〔名目抄臨時〕御著袴

〔書言字考節用集二時候〕著袴(ハカマギ)見本朝文粹、東鑑、又謂之袴着、事詳江次第、河海抄、　著袴(チャクコ)

〔四季草六秋下〕袴著

袴著の祝、古より有事にて、古書に見えたり、古は女子もはかま著あり、女も常にはかま著たるゆゑなり、古書にあり、〇中略著袴は袴著にて袴ばかり著そむるなり、

〔安齋隨筆後編二〕袴著

或書に云、女子に袴著はあり、男子に袴著はなしといふは誤なり、〇中略男女ともに、袴著はあることなり、

年齡

〔女諸禮集〕袴著之事

一男子五歲

〔貞丈雜記一祝儀〕一男子袴著の事、三歲本式也、しかし其人のこのみに依て、五歲七歲にもせし事と知べし、

〔千代鑑禮〕男子袴著之部

一袴著は、男子は七ツの年する事なり、

〔伊勢家禮式雜書八〕男女祝年數の事

袴著　　男子は七歲　　女子は六歲

右の如く、男子の祝は牢の年也、女子の祝は重の年也、牢の數は陽數也、重の數は陰數也、一三五七九は陽の數也、二四六八十は陰の數也、男は陽なる故、陽數を用也、女は陰なる故に陰數を用也、又男子の祝年は、女子よりはおそし、女子の祝年は男子よりははやし、陽氣のいきほひは、おそくゆ

古事類苑

禮式部八

著袴

男女生レテ三四歲、或ハ六七歲ニシテ初テ著袴式アリ、之ヲハカマギト云ヒ、又音ヲ以テチヤクコト云フ、此式ハ延喜時代ヨリ萠シヽモノニテ、專ラ搢紳ノ間ニ行ハレシガ、其後漸ク盛ニナリ、鎌倉幕府以來、武家亦此事ヲ行フコトヽナレリ、

此式亦著袴親アリテ、袴ノ腰ヲ結ブ、其人ハ專ラ親戚中、尊貴ニシテ宿望アルモノヲ擇ブコト、猶ホ元服ノ加冠ニ於ケルガ如シ、故ニ皇子皇女ノ著袴ニハ、天皇之ヲ親ラシタマフ事アリ、而シテ貴顯ノ子女ニ在リテハ、其父若クハ時ノ大臣タル人之ヲ行ヒ、或ハ夫婦健全ニシテ、子孫繁榮ノモノヲ以テ之ニ充ツルアリ、而シテ其裝束ハ必ズ親族ノ尊長ヨリ之ヲ贈ル、其大臣子女ノ著袴ニハ、中宮若クハ女院ヨリ之ヲ賜フ、而シテ袴ハ貴賤ニ由リテ其別アリ、直衣ヲ著ルベキ人ハ指貫ヲ用キズ、其略服ナルガ故ナリ、室町幕府ニテハ、直垂ヲ用キ、江戶幕府ノ時ニハ、士民總ベテ、麻上下ヲ用キタリ、又女子ハ紅袴ヲ用キル、而シテ平人ノ女子ニハ古來此式ナシ、

皇子皇女ノ著袴式ニハ、饗饌奏樂等ノ事アリ、公卿ノ子女ノ著袴式亦粗、之ニ準ズ、鎌倉室町ノ兩幕府ノ例ハ、大名等弓箭馬匹等ヲ獻ズル事アリ、江戶幕府ニテハ大名ヨリ飮食物等ヲ獻ジ、又猿樂ヲ張レリ、當時庶人ノ著袴ハ產土神ニ參詣シテ、歸路親屬ヲ訪ヒ、又宴ヲ其家ニ

帶直

鐵漿始

古事類苑

禮式部八

著袴

著裳

月前、入夜月出之間甚清明、珍重々々、基親著烏帽狩衣拜月、其後以宮城野萩箸作大饅頭之中央ニ通穴、此穴ヨリ望月光是祝儀也、

〔言成卿記〕嘉永三年六月十六日、內藏頭〇言成子言繼當年十六歲、爲袖止之間、任近例嘉祥御盃出座、巳刻許衣冠奴袴麻上下供參朝云々、未半刻許退出、御盃出座、公卿五輩、殿上人五輩計云々、今晚內藏頭、月見袖落也、然而一家親族招請之義、當時省略中、且一家中當時延引區也予月見之時、一家在招請、其後一向無之、旁無招請、而實內祝、西大路祖孫〇隆意冷泉三位〇爲理隣家等內々令招請給、秉燭入來、地下輩少々來也、月見次第、向月光、爲家公〇言知御例、本人狩衣、在獻、コシダカ饅頭五頭、盛土器在尻居、并盃土器在尻居前居萩箸一雙、在耳土器、居高坏、取饅頭一、以萩箸穿朱點見月云々、次一獻、次壁獻、上載鯛鰭云々二獻鯉一物、三獻高橋調進云々、家公御例云云、予之節ハ、唯三方ニ載大形饅頭、以萩箸穿朱點見月已、且下姿也、今度依家公御例如此云々、元來月見作法非舊說由緒不分明中古之義也、可尋、龜末祝飯祝酒等被設、在狂言之興、天明宴訖、來客分散、終夜熱暑無術、

男子月見

祝儀之事、申剋許行向彼亭、(夫上後眞如堂玉泉院)有盃酌饗應、有狂言興、賓斜歸宅、

○

〔俳諧類船集前編十五〕つきみ　搢紳家にて、振袖をとめらるゝを月見といへり、六月十六日の風俗にして的據なし、

〔大江俊光記〕元祿三年六月十六日、主上(○東山、御十六歳)以深曾木御月見、爲御祝儀、非藏人中より肴獻上、

〔妙法院日次記〕元祿四年六月十六日、新宮御方御月見也、御月見トハ脇フフサガルヽ事也、月ニ百味ヲ被備テ、其内ノまんぢうに、御指にて穴をあけられて、其穴の中より月を御覽被成事なり、御門主御十六歳の時も如是、依御嘉例今夜亦如是也、入夜御酒宴也、御酒宴了て、彼百味を頒取ニ被遊也、

一御月見、依召出入之輩參集、

一十七日、昨日御月見御祝儀とて、方々より御音物等あり、仍而今日方々へ御かへしあり、

〔執次詰所本御系譜〕桃園院、○中略寛保元年二月廿九日降誕、○中略寶暦六年六月十六日御月見、

後桃園院、○中略寶暦八年七月二日降誕、○中略安永四年六月十六日御月見、

〔有栖川家系〕織仁親王、○中略寶暦四年甲戌八月一日御誕生、○中略明和六年六月十六日御月見、

韶仁親王、○中略天明四年甲辰十二月十九日御誕生、○中略寛政十一年六月十六日御月見、

幟仁親王、○中略文化九年壬申正月五日御誕生、○中略文政十年六月十六日御月見、

熾仁親王、○中略天保六年乙未二月廿五日御誕生、○中略嘉永三年六月十六日御月見、

〔基量卿記〕元祿十一年六月十六日己未、内院今日御祝不參、基長朝臣基親同上、今日基親(十六歳)月見也、有祝儀、其儀不存、故實、近代之習俗也、蒸菓子類十五種、外ニ大饅頭一以上十六色盛土器、乘臺供、

家婦局三人迄也、基長朝臣此間起座了、獻之儀、一獻、酢一盃、鹽一盃、海月一盃、熨斗鮑一盃、二獻、煎海鼠一盃、三獻、餅一盃、此外無爲勝手、其後於内殿有祝著、入道殿靈松院殿等出座、最前依短髮無出座也、伯卿室來、午刻局閑院御對面御祝了、及暮退下、今日爲十六種菓子盛臺、中央有大饅頭、大サ七寸許、夜來月明之時、以箸局食之、如形食之、件箸以宮城野萩作之、以件箸通饅頭中央作穴、件ノ穴ヨリ見月事也、今日其定也、

〔基量卿記〕元祿十六年十二月一日、一條殿〇兼輝姫君、鬢曾木也、以長秋記幷帳江入楚九禪說、手筥蓋ニ敷檀紙一枚、置山菅山橘海松、御手洗石二入之、其外具髮鋏鬢板等云々、〇中略五日、一條殿婚禮十一日也云々、

〇按ズルニ、本條ハ、婚嫁ノ期ニ臨ムニ由リテ、定例ナル六月十六日ヲ用ヰザリシナラン、

〔堂上聞書〕鬢揆といふ事

松姫様、〇徳川綱吉女十六歳の御時、正德四年午六月十六日、御鬢揆御祝儀有之、十六疊敷の於座席東の方に碁盤の切目を直し、其上に姫君を立せ申、都賀茂川の青石を三つ、碁盤の上に置、右の足の爪さきにて踏せ、左右の鬢を、姫君の夫、〇前田吉德髮鋏にてはさみ候也、いまだ夫の無きは、父の親はさみ候例なり、

耳だらひ　二ツ
つのだらひ　二ツ
柳箱　一ツ　櫛鋏などをおくなり

右之規式畢て引渡しにて獻々の御祝有之、
是は大臣家の息女ならではなき事の由也

〔均光卿記〕寛政二年六月十六日乙丑、嘉祥佳節、珍重々々、〇中略大藏大輔能光朝臣妹十百子、有月見、

之由被仰聞、否由申上退出、　今日爲祝義、禁中へ强飯、硯箱ノ蓋ニ一ッ、銚子提御酒入、生鯛二遣上、女御御所へ同前、御匣殿へ同前、御局中へ强飯小桶壹、取肴かまぼこ、生たこ、かうの物、ふ、ざうふ、こんにやく、重箱に入之、お末女嬬御物師中へ、强飯小桶壹ッ、ごりざかな同前、男すゑへ强飯小桶二ッ、ごりざかな、杉原にて臺に、小串、干かます、こんにやく、たうふ、かうのもの、五色つみ分け錢申、八升入の樽一荷、夜に入月見に酒もり、色々肴入申、切麥むぎ切被用由也、今日かつうの祝義に、出入の衆來る、當明寺參入、山門禪定院式部卿、昨日出京、壬生寺より吉丸來、右近局何も對面、珍重々々、

廿二日甲子、去十六日、右近局へ鬢曾木之爲祝儀、禁中よりは拜領無之由也、女御御所より、杉原十帖、さらし壹端拜領、御匣殿より引合十帖、帶一筋、大典侍殿より、金子壹歩、かつう、中納言典侍殿より長かもじ、壹もとゆひ二つ、かつう少々、すけ殿より引合十帖、壹もとゆひ壹つ、かつう、中内侍の局より、餅壹折、十大乳人より、小杉三束、さやのきれ、かつう、丹後局より、ながかもじ、かつう、讃岐局より、かつう、盡もとゆひ、相模局より、かつう、ゑもとゆひ、こひさき、出羽局より、ごさ紙二束、伊勢おしろい五はこ、かつう、伊豫御局より、瓜壹折、かつう、右之通參る由也、

〔基量卿記〕元祿四年六月十一日、今小路局、(當年十六歲)十鬢曾岐也、　十六日、辰刻今小路局退出、午刻還鬢曾木之作法、其儀予冠直衣紅單檜扇著座、次基長朝臣著衣冠著座、次局(白衣、眞生絹、面隱、檜扇腹也、不著帶、)貫、著紅袴(鬢好也、檜日扇、)持著座如例、二人持碁盤置中央、置紙清水之邊青石二枚(大サ長サ五寸許、扁平石也、)次持泔坏(有蓋、泔坏圓入飯手、)(洗川木、)次持參櫛筥、上置山橘二本山菅二本海松一總置之、次持參打亂筥(包香巾、內入鬢搔、鋏、櫛二枚、檀紙二枚、紙捻二筋、洗川二重、)(剃刀一、鞘入之、)次予起座氣色ス、局進來於予前、予扶持之乘碁盤、令踏御手洗川石(左右足踏之、)次予取髮搔分鬢、左右以櫛梳之、其儀、(略)○圖

次以檀紙包之、以紙捻結之、次以髮鋏切之、(鬢板同持左手、持鬢切之、鬢板長二寸五分、横二寸二分許、以唐木作之、切以鬢鋏切之時、以右手由鋏、面)(實、齋松持刷、此鹽源氏物語之說、今度以今度用之了、)次局退下、次於閑所著腋留之練之小袖、掛長カモジナ、又著座、次有獻手

〔御湯どの丶上の日記〕享祿三年六月廿〇廿恐十誤六日、上らうびんそぎにて、五色二か、御てんしんまゐる、御所樣〇將軍足利義晴御そぎわたらせおはします、御さかづき五こんまゐる、

〔お菊物語〕天樹院樣〇德川秀忠女豐臣秀賴室御びんそぎをも見けるが、碁盤の上に御立被成候を、秀賴公、たかうながたなにて、御髮をすこし御切そぎ被成けるとなり、

〔資勝卿記〕寬永五年八月十五日癸卯、梅小路鬢ソギニテ、早天ニ中納言亭ヘ參候、未上刻、東向碁盤ノ上ニ賀茂川石ヲ二ツ置、コレヲ踏立、兩ノ手ニ子ノ日松、橘ヲ紙ニ包持、緋袴ヲ著用、チリノ袷也、髮ヲスベラカシ、兼テ鬢ヲ分テ、カリニ元結ヲ置、又モトユヒヲモユヒ申候也、扨左右ニ引合ニテ包テ、水引ニテユヒ申候、大方コウバサミニテハサミ、其後髮板ニアテヽ、笄刀ニテキリ申候、左右同前ニ候也、

〔忠利宿禰記〕寬文二年六月十六日戊午、今日右近局、十六歲鬢曾木被仰出候故、禁中ニ而かつうの御祝儀相濟、午刻以後ニ參入、何も對面、珍重々々、

女藏人右近局鬢曾木之次第

兼日吉方ヲ尋、丑寅方也此方ニテ青石二ツ用意、碁盤一面吉方ヘ向、其上ニ青石載申、次ニ局碁盤ヘ立、綟裕袴、長カモジ次柳筥ニ水入置キ出ス、小四方用次打亂ノ箱、內ニ櫛一具、タカウナガタナ、ハサミ、カウガイ、白紅ノ元結二筋、又常ノ元結二筋、檀紙二枚、髮チツヽミ申用意打亂レノ箱無之故、硯箱ノ蓋ヲ用、予狩衣ヲ著、先櫛カウガイ取出テ、左右左ト鬢ヲナヅル、次左方ノ鬢先ヲ少シ取テ、カウガイニテ分テ、其上ヲ白紅糸ニテ結之、其上ヲ又紙ニテツヽム、元服理髮ノ時ノ作法同前、其上ヲ白元結ニテ、ワナノ內ヘナル樣ニ結之、右方同前、道具如元箱ノ蓋ヘ入テ退、次局碁盤ヨリ下テ座ス、次三ツ盃、次雜煮、次吸物、各一獻、珍重々々、夕食過テ禁中ヘ被參、夜ニ入月見ノ作法有之由也、女中何モ局ヘ參入、酒モリ有之由也、鬢曾木ノ次第、今度二條殿前攝政康道公ヘ去九日伺候仕、得御意申處ニ、右之作方

つくるかうがいの事なり、象牙又は角にてもする也、

一かもじは、三所もとゞりにつくる物なり、おくれ髮、ぼんのくぼにて兩方へ打違へて置也、髮の打違への本を、其まゝうへの髮の下に置也、いにしへは女房の髮は、背ふのりにて取をさめ候なり、

一かもじを結事、まづ髮の上の際を鬢の髮をのけてゆふて、下を揃へてけづる也、入元結して、上組の假結をごく也、かもじは若き人は多くする、年寄は少くする也、其外中年の人は、よき比にすべし、かもじは昔丈も定り候樣に申つれども、見てよきやうに候、近々かもじの丈、一二尺ほどたまるほどにすべし、

〔女禮目錄口傳〕鬢曾岐の事

其人を玉女の方へ向はせ、その夫さしよりびんぐしにて左のびんに水を付、笄刀にて三度なで、左のびんをおさかひの下より廻し、右のひたひのすみにくらべ、びん板にあて、つぎ候也、右のびんも同く十五六筋なり、又乳通りにくらべ候といふ傳有之なり、

押紙　大内にてある式なり、武家にても高位の御方は有之、

鬢曾木例

〔孝亮宿禰記〕元和八年六月十六日辛巳、於禁中、女御〈○後水尾后徳川和子〉御方、〈○御十六歳〉今日御鬢ソギ有之、一條右大臣殿〈○昭良〉令奉仕給云々、

〔梵舜日記〕元和八年六月十六日辛巳、江戸將軍樣〈○徳川秀忠〉女御御髮曾木之御祝儀、一條殿御祝之由也、諸人賀申之義也、

○按ズルニ、資勝卿記ニ、元和七年十二月十五日、女御樣御脇フサギ也、トアレバ、脇塞ギノ翌年、鬢ソギヲ行ハレシナリ、

〔續史愚抄〕〈東山〉元祿四年六月十六日庚午、福子内親王〈十六歳、新院霊元皇女〉有御鬢削、

る也、拗むこ殿は座を立て、本の座へ座せらるゝ、上らうは、そぎたる髮を引合の紙に包也、包やう、ふかそぎの時の如し、拗つゝみたる髮をば、川へ流すなり、

一次にひめ君、碁ばんのむかふの方よりおりて、むこ殿へそと御禮御申候て、奥の座敷へ入らせ給ひて、かねをつけ眉毛をそり、本まゆを作り、髮に三所わけめをたて、かづらを入て、三所ゆひて、おとなの裝束をめして、座敷に出て、御いはひあるべし、祝は手かけ、式三獻、七五三以下、家の分限に從ふべし、

一かねつけ初の日は、かねを付るまねばかりなり、元服の日より、ほんにかねを付けらるゝなり、

一此日よりわきあけの小袖をぬぎて、わきをぬひたる小袖を著し、其上に五つぎぬ、うはぎからぎぬ、緋の袴裳をめすなり、裝束の事は、家々の位相應の裝束を用べし、

一本まゆの作りやう、わけめのたてやう鬘の入やう以下、左の如し、（まゆずみを、これずみといふ、油烟に蠟と水油とまぜて、かうやくの如く、少しかためにねりたる物なり、香箱などに入おきてつかふなり、）かもじは、入もとゆひ共に五所ゆひ候、わかき時は三所ゆひ候、ゆひやうは、入元結の下ゆひをして、さて入もとゆひをかけてゆひ、そのつぎを手一束ほどづゝおきて、水引にて三所ゆふ也、拗又その下は手三束ほどおきて平もとゆひにてゆふなり、手一束といへども、入もとゆひと水引の間は、すこしひろく見ゆるやうにあるべし、若き人は、水引の所一ところ、入もとゆひと、たゝみ元結と、合て以上三所なり、但廿入の春より、五所ゆふ也、水引にて三所ゆひ、入もとゆひと、たゝみもとゆひ、合て以上五所なり、水引もたゝみもとゆひも、ゆひやう同じ事なるべし、二重まはして、左の方にわなのあるやうにして、右にはもろ口あるべし、水引もたゝみ元結も、同じ長さにはさむなり、たゝみ元結を、ひつさきともいふ、（たゝみ元結は、藤やう、又鳥の子なり、）

一まゆをつくる物に、丸きはしんいれといふ、さきのすぐなるは、かうがいと云なり、是はまゆを

持て、むこ殿の右のわきに置て退くべし、ゆするつきは左に置べし、
一次に上らう、ひめ君のうしろへ參りて、ひめ君の髮をゆひたる元結をとくべし、
一次にむこ殿、とかし櫛かうがいを取て、右のびんの髮、次に左のびんのかみをわけて耳の前へさぐるなり、此時びんの髮のわけやうは、右の耳より上のかみ、わけめをたて候はん所と、耳との中ほどより、びんの髮をわけ出すなり、左のびんもこれになぞらへしるべし、此わけたるびんのかみは、ほそき筆のおくほどなるべし、
一次にくしかうがいを打亂箱に入て、はさみを取て耳の上より前の方へ取り、左の手に持て、左の耳の前にて、はさみにてびんの髮をそぐ也、そぐとははさむ事なり、そのびんの髮を、又右の耳の前に、本のごとく下るなり、扨左のびんの髮をうしろへ廻し、右の耳の上より前へとりて、右の耳の前にてはさみにてそぐなり、そのそぎたるびんのかみをば打亂箱に入るゝなり、扨むこ殿は、少し座を立のきて座せらるゝ也、びんのかみの長さのくらべやう兩樣あり、一ッは本文にいふるすごとく、是拿子の記の趣也、今一ッには上﨟名之記にいはく、びんのかみをわくる、ひたいのすみの通りから、耳の通りたるべし、かみの濃き人は耳をこしても分るなり、あぎの下を通して、一方のひたひのすみから、わきめをこしてわけたるかたのひたひのくみにくらぶべし、但かみすくなくばわきめにくらぶべし云々、兩樣いづれにても用べし、
一次に姬君、碁盤より腰をはなし、右へ立まはらるゝ時、上﨟かいしやくして、碁盤にあがらせ申、姬君は吉方にむかひて立て御座候也、
一次に聟殿、ひめ君のうしろへ參り、もろひざつきて、つくばひて御座候時、上﨟打亂箱を右の方に置く也、ゆするつきは左におくなり、
一次にむこ殿、山すげ海松山橘靑目石の包たるを取て、姬君の肩の通に、水引にてゆひつけ、解櫛取て、左の手に髮のすその方を持て、くしにて三度かきながら、千尋百尋と三度となへて、くしをば置て、はさみを取て、髮のさきを少しそぎて、前のびんの髮と一ッにして、打亂箱の内へ入らる

一女房の元服は、びんの髮をそぎて、拂眉をそり、本眉をつくり、髮に三所わけめを立て、かつらを入て、三所ゆひて、さておとなの裝束をする也、おとなの裝束は、から衣と裳をめす事なり、下の小袖もわきあけをばぬぎて、わきあかぬ小袖を用るなり、

一此祝も、吉日をゑらみてする也、かほのけはひ、又髮ゆひて參らする役は、男の元服の理髮の心なり、鬢そぎの、びんをそがるゝは、男の元服の加冠の心なり、顏のけはひ、又かみゆひて參らする役は、其家の重き家臣の內に、夫婦そろひ、子孫繁昌して、めでたき人の婦に申付らるべし、

一祝の當日、姬君は前のかねつけぞめの時のごとく、ほうまゆ作り、髮一所わけめをして、髮をさげて、平もとゆひにて一所ゆひて、五ツぎぬ緋のはかまに、ほそ長をめして、座敷に出て、鬢そぎのにたいめんして、座につき給ふべし、

一次に女房衆、打亂箱を持出て、中座して侍居る也、此打亂箱の中には、櫛一具、(三ツ櫛也、)かうがい一ツ、はさみ一挺、水引二筋、山菅三葉、山橘一本、此二色は本を紙にて包む、木の花づゝみ也、海松一ふさ、少さき青め石二ツ紙に包み、其上に引合の紙一帖入て、櫛巾に包て持て參る也、是等の入樣とて定法なし、見てよき樣に入べし、打亂箱を置て、左のはしを上へ打きせ、右のはしを其上へ打きせて、あまりを又右の方へ打かへして、又むかふと前の方を上へ折かけて置、さて持出る也、又別人のゆする坏を持出る、(ゆするつき臺にすゆる、白木を入る、)

一次に女房二人、碁ばんをかきて來りて、吉方にむけ置退くなり、ごばんの置樣、木のきりめの方を吉方にむけ置なり、

一次に鬢殿、御びんそぐべき由御申候時、上らう、姬君をかいしやくして吉方にむかはせ、ごばんにこしかけさせ申なり、(碁ばんの上に腰かくるは、びんの先そぎよき故なり、)

一次にむこ殿、座を立て、姬君の前に行き、もろひざつき、つくばひて御座候時、女房打みだり箱を

紙ニ左右ヲ書付□□□□兼其所ニ設之、或役送有之、本人當也、贊親（單持衣、或單衣冠、）親兄等頗勤之、○中略

鬢曾木次第近代之儀

當日早旦裝束寢殿、其儀見差圖、

剋限其人（著二綾單給紅袴一、最略之儀也、）

先於休所手水、自簾中自西方廻於東、昇於碁盤上立、（盤面生氣方、碁盤也、踏二佳川石一、）女房扶持之、畢退候傍、先是泔坏、盛柳筥、（鏡二面、鏡臺等、）具、梳髮搔等、打亂筥、（髮板、鬢鋏、檀紙、料紙、硯、折敷、）水引等入之置之、（泔坏、碁盤前中央、）女房役之、（打亂筥小、）

次公卿（衣冠或直衣、單、）

先手水、自南庭進入母屋、跪碁盤前、右取鬢鋏、（小）左廻進其人右方後、左手取髮末、右手取鬢鋏除之、親族殿上人取進、在後給之、入裹紙中、

次公卿居寄後左方除左鬢、其儀如右、

次公卿經本路退

親族殿上人、調入裹紙於打亂筥退、

次其人下於碁盤前入簾中、女房扶持如初、

次撤雜具、先泔坏、次打亂筥、

此間親族人著座便宜所、女房持參打亂筥置前、又一人持參硯筥置右、

次親族人入水摺墨染筆

自筥中取出裹紙、右字打返上中央某子鬢除中央、年號右、月日左書之置傍、又取一裹書左右、以水引結之、片鬢通入打亂筥、

次女房取打亂筥置二階棚上、次撤硯、次三獻近例也、

〔千代鏡（信）〕女房元服之部

水ひきにてゆひ、さてきわからそぎ候、びんぬしにみせず、左右まぎれぬやうに、のちに書つけしておくなり、びんそぎ候て、ごばんのうへよりまへのかたへ、そく〳〵と三ど、おりつあがりつあそばし候也、

九條まんどころ様、あそばし候うつし也、公方様仰により、いせの守どの、御つたへなり、ひすべしひすべし、ゆめ〳〵他見あるまじく候、あなかしこ、右はおそめよりかり出し、うつすものなり、

〔滋草拾露二十三〕髮曾木具事

一疊 鬢人料 鬢親料 二帖　　一打亂筥二ツ 左右 櫛巾 或柳筥二ツ 左右打亂筥、いづれにても不苦、

一髮搔 左右 二ツ　　一櫛 左二ツ、髮搔一ツ、右二ツ、解櫛一ツ、以上四枚、

一髮鋏 左右二ツ、或内一ツ常の鋏用、　　一髮板 左右二ツ

一笄刀 左右二ツ　　一薄様 白紅二ツ

一碁盤一ツ　　一石二ツ 青目賀茂川ナカリセハ大井川ノ内ノ石、長流水用、

一橘松 何モ作枝、或木枝チ用、

休所

八花形鏡　　泔器 柳筥、或泔器臺ニ載之、

椋角タライ、拔簀用之、

右休所設之

向吉方、或南向、左右ノ髮搔ニテ少シ出シ、假令バ十筋許紙ニテ包之、元服ノ時ノ如ク包之、先ビン鋏ニテ三度撫テ、其後以髮搔分之テ之ヲ包、引合ニテ包之、如元服時、髮イタヲアテ、以笄刀ソグ、或ハ常ノ鋏ヲ用ユ、打亂ノ時ハ、亂筥ヘ入ル、柳筥ノ下ヘ入ル、カ、或ハ懷中歟、鬢人ニ不見之、事了鬢親

一女房の元服は、本式は十四の年にするなれども、多く十六のとしにする也、又せい高く候はゞ、十五の年にもする也、たとひ十七十八にても、よめ入前はせぬなり、よめ入して後にする也、

一十四歳にて元服ならば、髮そぎの儀式ばかりにてすむなり、かねをつけ、眉毛をそり、本まゆ作り、三所に、たてかつらを入る事などは、十六の年よりする也、但かたち大にて相應ならば、十四の年よりも、かねつけ眉毛そる以下の事をもする也、

日時

〔諸大名出仕記〕女房びんをそがれ候事、○中略六月十六日午の時か、同そがれ候、十六日壬午にて候へば、猶以吉事にて候、總別びんのさきをつめられ候も、壬午にて候、

鬢曾木式

〔後水尾院當時年中行事下〕一十六歳の時、皇女はびんそぎあり、これも大臣そくいかものなどこふべきなり、皇女は近代大概は比丘尼なり、自然攝政家などへ嫁するやうの事ありとも、十六歳までは、ありつきなくてある事なき故、近代御所にてびんそぎの例なし、かうやうの例なき事は、時宜によるべきなり、

〔諸大名出仕記〕女房びんをそがれ候事、○中略色々口傳有、志るし候分にては、心得も行候はぬ間詞にて可申候、是又殊外の祝にて候、

〔上臈名事〕びんをそぐも、十六からなり、そぎはじむるは、をとこそぐなり、ごばんの上にてそぐなり、びんのかみをわくる、ひたひのすみのとほりから、みゝのとほりたるべし、かみのうすき人は、耳をこしてもわくるなり、あぎの志たをまはして、一方のひたひのすみから、わきめをこして、わけたるかたの、ひたひのすみにくらぶべし、但かみすくなくば、わきめにくらぶべし、

〔藤大すけどの記〕びんそぎの事

一はじめよりかみすべらかし、かもじかけて、よくゆひて、びんはゆひそへずに、はなちびんにして、ごばんのうへにたち候て、右左のびんさきつゝみ、よきほどにびんをして、そのきはをつよく

後

前

鬢曾木

女子十六歳ニシテ鬢末ヲ剪ル、之ヲ鬢曾木ト云ヒ、又髮曾木トモ云フ、此式足利氏ノ末葉ヨリ見エタリ、其儀六月十六日ヲ以テ之ヲ行フ、大略深曾木ニ同ジ、此夜月見ト稱シテ、饅頭等ヲ月ニ供ズ、女子其饅頭一箇ヲ取テ、之ニ孔ヲ穿チ、其孔中ヨリ月光ヲ覘フ事アリ、故ニ又月見ノ稱アリ、此式男子ノ首服ニ類似スルヲ以テ、或ハ女ノ元服トモ云フモノアリ、其鬢親ハ、女子ノ許嫁セル所ノ夫婿ヲ以テ之ニ充ツ、若シ未ダ許嫁セザルトキハ、父兄等代リテ鬢親トナルナリ、

近世男子ニモ亦月見ノ式アリ、蓋シ女子ヨリ轉レルナラン、

〔御湯どのゝ上の日記〕享祿三年六月廿十〇廿恐誤六日、上らうびんそぎにて、五色二か、御てんしんまゐる、

〔倭訓栞〕前編二十五 びんそぎ　式法あり、大抵ふかそぎに同じ、鬢除は下にいふ、腋つめの事也、髮おきは二歳、ふかそぎは五歳、鬢そぎは十六歳なるべしとぞ、萬葉見安に、女子の鬢そぎは、男子の元服にひとしと見え、萬葉集に、年の八とせをきる髮のと見えたるは、むかしは八歳の比より、そぎ始しにやと見えたり

〔後水尾院當時年中行事〕下 一十六歳の時、皇女はびんそぎあり、

〔内院年中行事〕姫宮十五歳までは御袴黑也、御十六歳六月十六日、御びんそぎより御袴赤なり、

〔諸大名出仕記〕女房、びんをそがれ候事、十六歳、

〔千代鏡〕信 女房元服之部

一女房の元服は、びんのかみをそぎて、〇中略 扨おとなの裝束をする也、

被取計候、諸事御髮置之節之趣に可被心得候、西丸御目附江茂可有通達候、

十月

明和二酉年十月

萬壽姬君樣、御深曾幾爲御祝儀、來月四日松平越前守、溜詰御譜代大名同嫡子、高家詰衆、御奏者番同嫡子、菊之間緣類詰同嫡子、布衣以上之御役人、熨斗目半袴着用、御本丸西丸江可有出仕候、

一出仕無之面々、幷隱居幼少病氣之面々者、月番之老中伊豫守宅江、以使者御祝儀可申上候、

一在國在邑之面々、隱居部屋住共、老中伊豫守江飛札可差越候、

右之趣可被相觸候

明和二酉年十月

三奉行江

萬壽姬君樣、御深曾幾御祝儀に付、赦被仰出候、輕罪之者、遂吟味可被書出候、

十月

〔浚明院殿御實紀十二〕明和二年十一月四日、姬君（○德川家治女萬壽姬）深曾幾の御祝あるにより、溜詰譜第衆、高家鴈間詰奏者番、菊間緣詰父子とも、布衣以上酒肴物を賜ふ、この御祝に御臺所へ綿三十把二種一荷、若君へもおなじ、姬君へは卷物三十、三種二荷參らせ給ふ、また御臺所より兩御所へ綿三十把、二種一荷づゝ、姬君へ卷物二十、三種二荷、若君より御所へ綿三十把、二種一荷、御臺所へもおなじ、姬君へは卷物二十、三種二荷、姬君より御所へ綿五十把、三種二荷、御臺所へ綿三十把、二種一荷、若君へもおなじくまゐらせらる、後閤の方々三家三卿、幷北方母堂よりは使もて、酒肴あるは肴に酒料そへてさゝげらる、宿老の老御側田沼主殿頭意次よりも同じく獻じ、松平加賀守重數をはじめ、諸大名酒肴を獻す、奥醫師等にも賜物あり、

ソギ令奉給、次有御魚味、自北面妻戸間供之、先巻上御簾、先是覽日時勘文、有弘朝臣進之、長親持參、召政所筥蓋納之、於
前殿下御方有御覽被返下之、勘文予懷中、筥蓋返下家司了、次予持參打敷、織物中出、御所侍傳予、御進入簾中、陪
膳女房取之展敷、卽予祗候簀子、次供御前物、役送諸大夫隆泰兼信勤之、御前物予調進之、御小預用途百五十疋下行之、
召仕丁釜殿令舁之云々、次第進樣、小預存所進也、供了垂御簾退出、撤却之時、自内々被出之、御前物予所拜領也、
入夜景還御、毎事幸甚々々、退出之後、愚息女子令含魚味、深ソギ同致沙汰了、

〇按ズルニ、上文夾注ノ髮ソギハ、卽チ鬢ソギノ謂ナラン、鬢ソギ亦一ニ髮ソギト云フ事ハ鬢
曾木篇ニ收ムル所ノ滋草拾露ニ見ユ、

〔親綱卿記〕文祿四年十一月十七日、今日宰相中將息フカソギ也、　廿二日、七條殿御髮曾木、無事被
成御沙汰了、勸大、萬里、伯、予父子三人參候也、御髮ハサミ了、

〔風のしがらみ下〕同じ内府〇中院通村孫の、通兼公寛永十二年、五歲にて深曾木ありし時、五葉の松に、鶴
をあまた造たる盃の臺のかわらけとりて内府、

　とも鶴のともにかさぬる千代も經ん五葉の松に影をならべて

〔基量卿記〕元祿十七年十月十四日、及暮公澄朝臣入來、深曾木之事被尋、本書無慥所見、漸長秋記文
計之由申談了、

〔槐記〕享保九年甲辰十二月廿四日、保君御方御深曾木參候、此日伊都君御方、御忌明上御殿候、及暮
御別業參候、仰ニ此比親王御方、御深曾木ノ御用御役、日々參候ス、

〔天明集成絲綸錄四〕明和二酉年十月

　大目附御目附江

來月四日、萬壽姬君樣、〇德川家治女御深曾幾に付、溜詰御譜代大名同嫡子、高家雁之間詰、御奏者番同嫡
子、菊之間緣頰詰同嫡子、布衣以上之御役人江、御吸物御酒被下候間、可被得其意候、尤向々相談可

朝臣(右中將)忠光(奉行)云々、爲若賀參上之處、依所勞以正親町大納言申上、

〔台記〕康治元年二月五日己巳、參高陽院、垂髪(○藤原賴長子兼長五歳)髪始垂也、法皇(○鳥羽)坐此院、依仰著烏帽參入、

〔滋草拾露二十三〕鷹(○滋野井公麗)云、垂髪ハ其儀如何、未分明、カミヲタルヽ、當時タルヽト云詞、髪剃事也、(以剃刀ケタレナドヽモ云)既文治元、玉葉、垂髪爲剃髪事之樣有所見歟、但名物方言、初生髪云垂髪云々、又鳥羽院四歳髪曾殺、九歳生髪之由有所見、安德天皇降誕之後、(治承二十二也)御剃髪之由僅有所見、又今日(治承三十二九)剃髪給歟、新生小兒剃髪事定例也、然者二三歳之時、初垂髪之由舊記載之、不審非一歟、廣可參決、

〔台記〕康治元年十二月廿二日庚辰、參宇縣、小兒(弟)始垂髪、(二歳)明年閏月(○二年閏在二月)明後年四歳、仍今年有之、

○按ズルニ、本文小兒ハ、次條ニ見エタル今丸ニテ、卽チ隆長ナルベシ、蓋シ當時ニアリテ垂髪ハ三歳ニ行フヲ以テ例トス、然ルニ隆長二歳ニシテ行ヒシモノハ、明年二月閏月ナルヲ以テ、特ニ避ケタルナリ、然レドモ二年十二月ハ、正ニ其式年式月ニ當レルヲ以テ、更ニ復タ之ヲ行ヒシナランカ、姑ク記シテ疑ヲ存ス、

〔台記〕康治二年十二月三日乙酉、午剋今丸(舊御丸弟也、○隆長)予來垂髪、(始垂也、三歳)

〔玉海〕承安元年二月五日庚戌、今日小童(○藤原良經、嘉應元年生)垂髪、其時下食無憚之由、在憲朝臣所申也、

〔勘仲記〕弘安六年六月十五日丁酉、參殿下、(○藤原兼平)前殿(○兼平子基忠)若君入御御所、爲令置御髪也、御所樣三歳、六月置之、十一月御深ソギ、土用以前被忩、仍今日所有入御也、　十一月十一日辛酉、參殿下、前殿御方若君、(童君)御深ソギ御魚味御綿著等也、先御綿著、(御髪置濃紫方、御前ニ置、青御單、入之州濱、後日自前殿御方、以御書被下云、)次深ソギ、御圍碁盤、(右木加之御髪ソギ)前殿御方、(御髪置事由雖有所見、二歳之由不分明、二歳モ雖不可違、猶無所見上者、其儀不可注置歟、可存知之由有御定云々、)

小路前宰相被申渡候、仍而申入候也、

十二月十九日　　隆祐

廿七日、辰半刻頃、著衣冠奴袴、先參准后御方、今日儲君親王御深曾木、恐悅付御帳、退出、次參宮、(同斷)次參院、(同斷)次參殿下、(鷹司政通)(同斷申置)次參內、先(同斷)此御所付御帳、次親王御方、先申議奏卿、依指揮以表使言上親王、(依家司也)次於番所賜御祝酒、先從禁中、(吸物一ツ、三獻、)次從親王、(こわこ、稱貢物、)次吸物、(三獻)是則依家司也、(普通近習一統ハ、從禁中こわこ吸物三獻等賜已也、)冷泉侍從、(爲理)近習未勤參賀、賜御祝酒、(初之方口も入魂祝シテ拜領之方、可然、予示之者、於番所有拜領、予扶持之、其後被退出、)予今日相丞方、陪膳御用被觸候間預其義、巳半刻比、殿下御參、午刻比賜御料理、予輩奉供之、事々依嗚呼略之也、役人衆、三卿衆、參役之輩、各賜御料理云々、未半刻比、御深曾木御次第被始云云、於御三間被行件儀云々、三卿衆參集、家公(○言知)從今朝令參給、(○中略)殿下御直衣、(儲君親王御扶持)左府公、(御鬢役二條齊信)○役送公前朝臣、(家司祗候兼帶之人)胤保、(祗候)各單奴袴著用、勤仕御次第不見及可尋、事了更左府公祗候輩、可有御對面(儲君親王)之處、臨期無出御云々、(御人ミシリ故云々、御幼稚之事恐察云々、)左府公御退出後、從親王爲令謝勞給賜御使、家司延房朝臣參向云々、(供廻等、都而如例御使、)

〔言成卿記〕天保十三年三月十日、今日洁宮(青蓮院宮)深曾木、自禁中賜半尻幷横目扇等、一箱御調進云々、

十三日、傳聞今日青蓮院宮洁宮、(有栖川宮子)爲當今(○孝明)御養子、於宮中深曾木著袴云々、七歲云々、鬢親大炊御門內府公云々、所役殿上人實麗朝臣、公前、長順、六位可尋、以上前物陪膳云々、於參內前被行云々、

〔言成卿記〕萬延元年三月十六日、今日巳刻、祐宮(○今上)御深曾木御祝云々、

禁中祐宮(於宮中申上)參賀、予依所勞、名代少將(江)令命了、於家公(蕉)、少將御名代勤仕云々、(於少將ハ、當番以表使申上歟、)

傳聞御鬢親左府、(忠香云々)御陪膳、(隆韶朝臣、忠光云々、)於御小座敷被行云々、

〔實麗卿記〕萬延元年三月十六日庚戌、今日祐宮御深曾木、御鬢親左大將殿、(二條齊敬)○役送殿上人隆韶

○五歳
桃園院、寛保元年二月廿九日降誕、延享二年十二月八日御深曾木、○五歳

〔有栖川家系〕糸子女王、延享三年三月二日御誕生、○中略寛延三年十一月廿六日御深曾木、○五歳

織仁親王、寶暦四年甲戌八月一日御誕生、○中略寶暦十年三月七日御深曾木、○七歳

〔輯次詰所本御系譜〕後桃園院、寶暦八年七月二日降誕、同十三年十一月十六日深曾木、○六歳

〔伏見宮系譜〕貞行親王、明和元甲申年十二月廿五日深剪、五歳贊親九條左大臣尚實公、役送富小路左兵衛佐與直朝臣、五辻右衛門佐順仲朝臣、

〔輯次詰所本御系譜〕皇女、安永八年正月廿四日降誕、○中略同九年十二月十三日親王宣下、諱欣子、○中略天明四年十二月三日深曾木、御贊親近衛内大臣經熙公、御外戚也

〔有栖川家系〕幸子女王、○中略天明七年三月十六日御深曾木、六歳

〔輯次詰所本御系譜〕仁孝天皇、寛政十二年二月廿一日午剋降誕、文化元年十二月十九日御深曾木、○五歳

今上、○孝明天保二年六月十四日中剋降誕、同八年十二月廿七日御深曾木、○七歳

○按ズルニ、深曾木ハ五歳ノ冬ニ行ハルヽ例ナリ、此内後桃園天皇ハ、五歳ニ當レル寶暦十二年七月、御父桃園天皇崩御アリテ、諒闇トナリシカバ、翌年ノ冬六歳ニテ行ハレ、マタ孝明天皇ハ、五歳ニ當レル天保十一年十一月、光格天皇崩御アリ、翌十二年十一月モ、猶ホ諒闇中ナリシカバ、二年後レテ、七歳ニテ行レシナルベシ、

〔言成卿記〕天保八年十二月廿日、廻章到來、就來廿七日儲君親王○孝明七歳御深曾木、當日御所々々親王准后等江可令參賀、重服者翌日參賀、未勤親族中へも可申傳事、獻物、寶暦十三年之通、禁中儲君親王等、生肴一折宛、仙洞大宮准后等、干肴一折鯣三連宛、可令獻上、重服者不及獻物候事、右勘解由

がうし、(表紅梅と白梅とおりまぜ、うら白、如式、)上に御衵、(あてひもあり)濃袴、(精好を五倍子にて染)次公詔朝臣、ごばんを姫宮の御前へもち參り、直しおきてしりぞく、次爲信、御泔杯御幸ぐし幸ばさみを取て、柳宮にのせて持參、(爲信持參)(のさき、きんあき、泔杯のふたを取て、御厨子のうへにおくと云々、)右の御後のかたに置之、次きんあき、たちばな松のつくり枝大たかだんし、柳宮にのせてもちまゐり、ごばんの右のわきにおきてしりぞく、おの／＼下ざにかへる、次關白殿、碁盤の前にすゝみ賜ふ、時に姫宮碁盤へあがりて、右をふみ賜て(左右)御立、次關白殿橘松のつくりえだを以て、姫宮のひだりみぎの御手に持しむ、(右橘左松)御うしろのかたへ右へまけり、幸ぐしを取て、御かみ二三とかへしなで、弃を以て左右二ッにわけ、御髪先を取て、はさみきり給ふ、(左右二ご)次大典侍、大高だんしにて御かみ先をつゝみわくる、(右左二つゝみ)次關白殿、年月日時を左みぎにかき付給ふ、次姫宮、碁盤より前のかたへ飛をり給ふ、次公詔、碁盤を撤す、次に爲信、泔杯柳宮を撤す、次に公詔、また御幸ぐし御幸鋏等を撤して退く、次に陪膳のともがら參り御獻あり、次第式の如し、

〔妙法院日次記〕元祿十年十一月三十日、今日藤宮御方御深除ニ付、御祝義として、昆布一箱、干わらび一箱、御樽一荷八ッ入、被遣之、

〔執次詰所本御系譜〕秋子内親王、(○東山皇女)元祿十三年正月五日生、寶永元年十二月三日深曾木、(○五歳)
中御門院、元祿十四年十二月十七日降誕、寶永二年十一月廿七日御深曾木、(○五歳)
吉子内親王、(○靈元皇女)正德四年八月廿二日生、享保三年十一月二日深曾木、(○五歳)
櫻町院、享保五年正月一日降誕、同九年十一月十一日深曾木、
忠譽法親王、(○中御門皇子)享保七年十一月五日生、同十一年十一月廿四日深曾木、(○五歳)

〔桂宮系譜〕公仁親王、　元文三年戊午九月廿八日、著袴深曾木、(六歳)

〔執次詰所本御系譜〕盛子内親王、(○櫻町皇女)元文二年閏十一月十一日生、寛保元年十二月九日深曾木、

〔秩父詰所本御系譜〕靈元院、承應三年五月廿五日降誕、明暦四年十一月廿一日御深除、○五歳

〔續史愚抄〕後西院明暦四年○萬治元年十一月廿一日甲寅、儲皇親王、○御年五歳、靈元於女院御所有御髪剪御著袴等、

〔忠利宿禰記〕萬治三年十一月十八日庚午、今日二宮五歳、後西院皇子○幸仁御深曾木云々、仍鮮魚一種、令進中納言典侍、遣賀詞、清閑寺大納言共綱卿息女也

〔續史愚抄〕靈元延寶五年十二月廿一日甲子、今上女二宮御年五、(榮子)母女御御髪剪、關白房輔奉仕、

〔續史愚抄〕靈元延寶七年十二月十九日庚辰、今上五宮五歳、東山院有御髪剪御著袴等、

〔伏見宮系譜〕邦永親王、延寶四丙辰年二月廿八日誕生、○中略天和三癸亥年二月廿三日深剪、入

〔御深除之式〕髪除之事、名目はふ。か。そ。ぎ。といふ、いまに名家以上の公家、ふかそぎの儀有之よし、鬢の先を除候事なり、あらまし左にしるす、

元祿庚午のとし○三年十二月朔日、於仙洞○靈元御所、有姫宮號ニ貫眞ニ(靈元皇女御子)五歳宮、御母准后、御深曾木儀、准后のおゝせにより爲儀式所、上段七帖、中段八帖、下段九帖、御鬢親關白殿基熙公、直衣に御着給ふ、役送殿上人二人、一人は四辻左中將公韶朝臣、一人は藤谷侍從爲信、裝束常の如し

女房東二條殿准后の御姪なり、白小袖あかいざり、

御階隨大典侍准后の御姉なり、裝束、緋のはかま、みすべらかし、

御手長御乳人同裝束なる、みすべらかし、

鬢設、次鬢盤一面上に小面しき、其上に黒いろの石二ツおく、これ乱河原の石を用ゆる法なり、二階厨子一脚、上の段にたゝあり、置中櫛一雙、中段三大高にてつゝみ、白紅の水引にて結ぶ、

又櫛松のつくりえだ、大高檀紙におく、剋限巳の中刻御鬢親中座につき給ふ、又役送二人着座、次に姫宮御出御座上だゝみ一帖、両面にしく姫宮御髪不被成、御理かよろのかたちなり、御下着白、次紅梅、うらみ次重

也、

〔看聞日記〕永享元年十一月廿八日、姬君御深曾木、於東面(會所)有此儀、雖可爲常御所、不得便宜之間、如此相計、東面西方大紋疊二帖敷、其上敷茵爲御座、酉刻姬宮出座、(御和御裝)兩御方、(湯卷)御深曾木懸仕、其儀如常、秉燭之間、典侍勾當伊豫參、供御前物、御陪膳春日殿、(湯卷)役送右衛門督、(同)小今、(同)先敷打敷、御前物次第供之、御坏飮御、(片口銚子)次第之儀了撤之、次一獻、初獻了勾當退出、

〔二水記〕永正十四年十一月廿五日、參伏見殿、今日若宮御方、御深ソギ御著袴也、(○中略)此後右府(○藤原實香)被候、次若宮御出座、(○中略)次右府(衣冠)進寄、插御髮退給、予(○藤原隆康)候御陪膳、此時範遠(練貫直衣)持參御膳、予取之居御前、次二次三如常、

〔二水記〕永正十八年(○大永元年)十二月廿一日、傳聞、於御方御所有御祝事、(御深剪、御著袴之儀也、中務卿宮令參給、御腰結事、同中書君被勤之、新典此事如何可勤、)御膳六本立、御陪膳帥卿、御手長頭中將季國朝臣役之、女中被撤之云々、若宮(○正親町)御方御五歲也、抑御腰結事、丞相可然歟云々、但以其次被申中書君了、

〔實隆公記〕大永五年十二月十三日丁卯、今日二宮御祝御深曾木、中書王曾木給、御袴御腰、帥奉結、

〔言繼卿記〕永祿九年十一月廿二日、安二位來、禁裏姬君御方御髮ソギ、來月中旬吉日可被勸進之由申了、晚頭勘進如此、

御ぐしそぎの日

十二月四日　かのとのう　時むま

七日　きのえむま　時むま

十六日　みづのとのう　時むま

御遊もいの時、御むかひあるべき御はらたつみ、

十一月廿二日　從二位ありはる

此壺中事了又還御給、御大壺可用意歟、此後良久、上皇召師仲給鏁具等、次第取之、如本給侍等、次上中央間御格子、登於御階、上皇自此令入女院御車給、大夫取御劔、〇四戸下庭授師行、下官取御琵琶授親隆、出御後掌車、乘女子後退出、供奉上達部、大納言顯長、中納言伊通、顯頼、參議經忠、公敎、實衡等也、今夜儀式甚優美也、

〔山槐記〕治承三年十二月九日壬辰、今日春宮〇安德令垂御髮給云々、後日大進光長來云、令倉出納令取吉方水、自中宮御方給手洗、件水使無所見、仍示合別當〇時忠所遣也、内御乳母三位〇輔子、大納言邦綱女參入東宮御方奉垂之、不及賜祿、無殊儀、三歳時可有此事也、而康和當三歳之年有閏月、二歳令垂給、雖不可用彼例、來十二日可有御著袴、明年二月可有讓位、正月垂髮有憚、仍今月所被行也、

〔吉記〕壽永二年六月十七日、今日少將姬君垂始髮、予〇藤原經房垂之、

〔洛草拾露二十三〕經光卿記貞永元年十月二日、今日春宮〇四條始可參鎭御髮云々、吉方水、小松、山菅、芝根等、爲亮朝臣沙汰令進云々、雖又致沙汰歟、〇中略御著湯之後、可被垂始御髮云々、大殿御參被奉侍云々、長治元爲房卿記云、三ツ歳可令垂給、明年有閏月、仍年内令垂給也、内御乳母伊與三位參入奉垂之、

按、長治二年閏月有二月、貞永元年閏月有九月、

〔百練抄十五後嵯峨〕寛元三年十一月十一日壬寅、東宮〇後深草三歳初令剃御髮給、

〇按ズルニ、上文百練抄ニイハユル、剃髮ハ、即チ髮曾木ナリ、下文吉續記以テ證ト爲スベシ、

〔吉續記〕文永六年十二月二日癸酉、予〇藤原經長終日祗候、先於春宮〇後宇多三歳御方有御髮曾木事、予兼日申定日次、今夜任嘉承例爲今月、寛元爲十一月、大夫兼日被申定、被與奪、吉方乾、水小松御出納國氏令取之、此等子細仰藏人、長世御手洗被出之、關白殿〇基平御髮曾木令奉仕給、嘉承寛元〇[illegible]奉曾木云々、

〔看聞日記〕應永廿三年十二月廿七日、今夜姬御所〇[illegible]御魚味并御深曾木、有祝著事、如形殊更許

〔長秋記〕長承三年十二月四日己卯、依召參大宮、(〇白河皇女太皇太后令子内親王)中略、見寢殿御裝束、御帳前立庇調度、如常、但龍鬢之上敷唐錦茵、是上皇可御之由所設也、帳西二間、立母屋御調度、如常、但以內宮立雙御厨子西、大夫被尋此事、已講隆覺云、是先年立后時、人々所不審也、而依上皇仰被立、此所了、仍今度如此云々、〇中略此所敷東京錦茵、廂御調度後屛風後置碁盤、是。宮。達。欲。御。髮。剃。時。可。昇。上。給。料。也。五日庚辰、院若宮、(〇後白河八歲)前々齋院、(〇鳥羽皇女統子內親王)五宮、(〇鳥羽皇子本仁親王)爲。剃。御。髮。渡太皇太后宮(〇令子內親王)給、上皇、(〇鳥羽)女院、(〇鳥羽后待賢門院璋子)同以渡御、日來雖有此儀、及今未定、申刻、儀成一定之由令申給云々、仍急參著直衣、先之大夫被參進、銀薄様、乃返給予、裹御手本(繪二面)置玉柳筥、以唐組結其中進納、劒袋唐地錦、改替裹組等、入沈地御劒、(是高名劒也、御堂御劒云々、)寢殿御格子併上之、入御後、併可下者、依可有事煩、除橋隱幷其西間二間、令下御格子、但御几帳帷在外、御車寄間隱下格子由也、(光忠□□)除西間母簾中爲令臨也、堂中所々令施薰、侍有魚香、令制止而停之、臨夜陰、女房右衞門督、(予姫也)行前參仕、東廊妻輦車下入御所、供奉女房等不可自車下、只此人一人可候云々、亥時御幸、前駈入西門之間、大夫予相議下立中門下、宮司等著衣冠雖被候、依非殿上人不進出、皆侍前屛北邊下立、先上皇入御、此御車今宮五宮、輦中門廊下御、上皇御烏帽子、宮達直衣、經中門廊渡殿等、御寢殿御車寄所、此儲打板幷御屛風御几丁如常、次輦女院御車、前々齋院乘御、宰相中將公教、應召參御車寄、女院入御後、上皇宮達簾中入御、上皇召師仲、被仰御髮剃雜具等可進之由、師仲昇階間、次第進之、御手洗入吉方石、幷山菅山橘等、又御手筥蓋敷檀紙、入御櫛一枚、三宮御料各如此、侍幷相從召仕等持之、召寄橋際取之、次第進之、自本所蒙仰、師仲致其沙汰云々、此後上皇手自下格子、女房供御燭、(女房立帖御屛風、押寄鏡筥等於西北下格子、其後如本被雙立云々、鏡蓋轉倒、雖然鏡不破歟、)母屋御調度前爲御所、女院西向御、上皇北向御、大宮東向御、前々齋院南向御、宮達庇御座雙居給、上皇取碁局立大宮御前給、次齋院昇之向東立給、水等上皇傳取令獻大宮、大宮剃給也、事了如本居、次今宮五宮如前、事了御對面及數刻、今宮有急事出給、上皇召師仲令扶持、下官取殿上燭前行、奉令入

（深曾木の圖 繪入源氏物語所載）

〔源氏物語葵九〕けふは二條院にはなれおはして、まつりみにいで給、○中略きみ○光源氏はいざたまへ、もろともにみんよとて、御ぐし○紫上十四歳のつねよりもきよらにみゆるをかきなで給ひて、ひさしうそぎ給はざめるを、けふはよき日ならんかしとて、こよみのはかせめして、時とはせなどし給ふほどに、まづ女房いでねとて、わらはのすがたどものをかしげなるを御らんず、いとらうたげなるかみどものすそはなやかにそぎわたして、うきもんのうへのはかまにかゝれるほど、けざやかに見ゆ、きみの御ぐしは、われそがんとて、うたて所せうもあるかな、いかにおひやらんとすらんとそぎわづらひ給ふ、いとながきひとも、ひたひがみはすこしみじかくぞあめるを、むげにをくれたるすぢのなきや、あまり情なからんとて、そぎはてゝ、ちひろといはひきこえ給ふを、少納言、あはれにかたじけなしとみたてまつる、

はかりなきちひろのそこのみるぶさのおひ行末はわれのみぞみん

ときこえ給へば

ちひろともいかでかしらんさだめなくみちひる鹽ののどけからぬに、とものにかきつけておはするさまらう〳〵しき物から、わかうをかしきをめでたしとおぼす、

〔源氏物語湖月抄葵九〕髪そぎの調度の中に、海松を一ふさくはふることあり、碁盤、山橘、海松、青松、青目の石二、置之也、是等を御髪にはさみそふる也云々、

〔嬉遊笑覧一容儀〕女子髪あげの事、○中略源氏葵、源氏、紫のうへと、祭見に出立むとする處、此さき紫上十四歳なり○中略君のみぐしは、我そがむ紫の上をば、源氏みづからするなり、とて、うたて所せうも、あるかな、いかにおひやらんとすらむと、そぎ煩ひ給ふ、いとながき人も、額髪はすこし短かくぞあめるを、むげにおくれたる、すぢのなきや云々、此處をかける源氏絵に、紫のうへ、碁盤の上に立る圖あり、此物語の時代はいかゞありけん、其後の畫には、雙六盤などを、踏だいにしたる圖などもあれば、碁ばんも同じく、何にも用ひしなるべし、然るに後世これを深そぎの儀に用ふるを式とす、

深曾木圖

一小兒座敷へ出給ふ時、めで度夫婦御揃申て、扨男子のふかそぎならば、婿打みだり箱をくし巾に包持參する時、夫受取て小兒を吉方へ向はせ申て、打亂箱をくし巾につゝみながら持て、うしろへ參り、打みだれ箱の内のはさみを取出し、小兒のぼんのくぼの上の毛を少しはさみて、つまみ持て居る時、婿引合の紙を一枚さり、たてに二つに折て、それをたてに三ツに折て、上下を折返して、扨ひろげて、其内に髮の毛を入れさせて、上下を折るを、夫受取て打亂箱に入て退く也、婿は初より小兒の右の方に居也、包紙は二ツに折たる折目の方は、下かえになすべし、

一祝儀の膳部、その外定る事なし、髮置の如し、

一女子の時もかはる事なし、さりながら夫のする事を婦するなり、婦のする事をば夫つとむる也、右の如くにはさみ納るなり、

一はさみたる髮の毛は川へ流すなり、髮の長くなるべき事をいはふ故川へ流すなり川の流れはかぎりなく長きゆゑ、それにあやかるべきこゝろなり、

〔貞丈雜記一祝儀〕一ふかそぎと云祝は、小兒五ツの年、はへそろひたる髮の先を少はさむ祝也、髮はさむ役人は、髮置の時、しらがを參らせし人のする事也、打みだり箱に、髮具を〈具の事くし道〉入れて持參し、吉方へ向はせ申て、はさみを取て、髮の先をはさみて紙に包み、打亂箱に納めて退き、扨御祝あり、はさみたる髮は川へ流す也、是も髮の長くなる事を祝ふ也、男女同じ、

〔榮華物語三十四暮待星〕御ぶく〈○[illegible]〉はて、一品宮、〈○後一條皇女章子〉齋院〈○後一條皇女馨子〉の御ぐしそがせ給、との〈○藤原頼通〉ぞそぎ奉らせ給、色々のきくの御ぞのうへに、しろきからあやたてまつりて、一品宮のおはします、いとけだかく、はなばなとめでたくをかしげにおはします、御ぐしのかゝりなど、ゑにかくとも筆にも及ぶまじ、齋院のいとこめかしくらうたげにうつくしうおはしますを、さまざまにありがたくみたてまつらせ給、

うちに供す、御所より兼日御服一重、おり物ぬひはくやうの物に白裏、赤裏、時節随ふべし、ひとつ、今ひとつは毎度ねり貫なり、

〈姫宮髪そぎの記〉宮々方五歳ふかそぎ下々ノ者袴著と同、ふかそぎの時は、落たきの拵様の呉服をめさる、千載集に、おちたきつ八十宇治川の早きせに巖こすす波は千代の數かも、此歌のこゝろばへなるべし、　寛永十七年六月十六日

〈伊勢駿河守貞順記〉ふかそぎの事、〇中略この様體は、下賀茂御手洗川の石をとりて、左右の手にもたせ候て、ごばんの上にあがらせ、さて髪をよくときさげ候て、かみのすそをはさみ候て口候はやし様に口傳候、同石を左右の足にも一づゝふまへさせ申なり、

一ふかそぎの祝の事、髪たて候程には候はず、大概にあるべく候、

〈髪置次第其外色々之事切紙〉ふかそぎとて、五の年にする也、是ははへそろひたるかみのさきを少はさむ事なり、此祝も何と不定候、其家々に嘉例候はゞ、そのとほりたるべし、此かみをはさむ人は、かみおきの時の人たるべし、

貞丈云、本式は、男は五歳、女は四歳也、ふかそぎも男女ともにする也、しらがをきせ申たる人、ふかそぎする也、別にこと〳〵しき儀なし、打みだり箱に鬢具を具の事くし道入て持參し、吉方へ向はせ申て、はさみを取て、髪のさきをはさみて紙に包み、打亂箱に納めて退き、扨御祝あり、はさみたる髪は川へ流す也、是も髪の長くなる事を祝ふ也、男女同じ、

〈千代鏡〉ふかそぎの部

一打みだり箱に、くし、かうがい、はさみ、引合の紙一重入べし、

一是も其家の家臣、夫婦そろひ、子孫はんじやうのめでたき夫婦、此役をつとむる也、髪置の時、しらが參らせし人のつとむる事は勿論なり、

深曾木式

中吉　甲乙　壬癸　己戊　定戌日開日甲與木、壬與水吉也、
忌日　丙丁　卯未申亥子、除執破危收閉建等日、甲與水、甲與火忌之、凡丙丁忌之、伐日、天一天上、土公、入井、道虛、土用忌之、

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第
一御五歲のくれ、御ふかそぎ、春にても、夏にても、

〔歷代女裝考三〕深剪　髮剪
江戶市中にて、霜月十五日を小兒の祝日とする事は、一年の內に大吉日七ッあり、霜月十五日は、其一ッなり、京都は髮置の祝ひ霜月朔日、大坂は心にまかせて日をえらむ、帶ときの祝ひは、京も大坂もせすと、浪華人はいへり、

〔日次紀事冬十一月〕禁裏院中、此月擇吉日、○中略五歲宮方御深曾儀、

〔後水尾院當時年中行事下〕一五歲の暮ふかそぎあり、大臣のうち、當官にても前官にても、しこうにてそがる、皇子は半尻前張を著す、皇女はあこめを著す、碁盤のうへに立て、吉方（生氣の方）にむかふ、紀の宮の石二ッを取て、ごばんのうへにおきて兩足にふましむ、大臣髮のすゑをそがる、櫛ばにゆするつき、くし、かうがい、かうばさみ等の物をすゑて、昵近の人もて參る、そぎはてゝ後、碁盤のうへより吉方へくだる、親昵の人扶持す、大臣退て候せらる、皇子（同じ皇女も）はあつ帖に坐す、皇子のまへ、いか物六本だてをすう、はいせん手ながの人、同前六本立いかものをてつして後、更に三獻あり、大臣相伴なり、大臣はいせんは、男女をいはす昵近の人務、盃は每度大臣給なり、はいせんの人などに傳らる、是は時宜によるべき事なり、ありつき已前は皇子皇女ともに人のさかづきは參らす、されば大臣といへども、盃をとりかはさるゝ義なし、三獻の後、大臣退出、宮は御前に參らる、御所にて三獻參る、五色五荷などの御樽參る、其中まんぢう參る、其まんぢうを必三獻の

年齡

童形の後に、長く垂れたる髪を結て、是をきるなり、これを深曾岐と云、

〔後水尾院當時年中行事下〕一五歳の暮、ふかそぎあり、

〔玉函叢説一〕深曾支の事

萬葉十三卷に、歳乃八歳叫、鑽髪乃、吾同子叫過とあるを、同九卷の八年兒之、片生乃時從、とあるにあはせみれば、八年兒は、髪もはや頭の末に垂る計なれば、其末を頭の程にそろへて切たりと見えたる、是はおくれたる髪筋なくひしくのばさん料成べし、此風後代までつたはりたれど、五歳にする事となれるは、元服なども、後代はいとはやくすなり、其うへ後漢書鄧皇后紀に曰、后年五歳、大傳夫人愛之、自爲剪髪、とあれば、是をもとにて、五歳にはなりしもしらず、

〔上臈名事〕一ふかそぎといふは、五のとしする事也、かみのうらをはさむなり、

〔伊勢駿河守貞順記〕ふかそぎの事、五歳にて仕候、是は先女子の事に候歟、

〔伊勢家禮式雜書八〕男女祝年數の事

ふかそぎ　男子は五歳　女子は四歳

十代鏡禮ふかそぎの部

一ふかそぎとて、男子は五ッの年、女子は四ッの年にする事なり、是ははへそろひたる髪の先を、少しはさむ事なり、

日時

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕髪。曾。木。日事又以甲戌日用之

凡酉丑日爲吉　又乙卯巳用之、又常以午日用之、春必用午日云云、二。月。四。月。十。一。月。用。之。他月不可用之　又常以戊己并返木、

若甲乙返土用之云云、是極秘説口傳也、返云、八十二直在土、木火土金水也、

上吉日　戊己　庚辛　寅辰　午酉　午日滿日戊與土　戊與木　庚與金吉也

そぐとは殺字の意にて、はさみ切てへらす事なり、切を忌てそぐとはいふ、白氏文集剪脫書華と見えし、書華は髮の事なり、

〔遠碧軒記 禮儀二〕宮方の深そぎそぐは除も殺も字心あしきによりて、深曾木と萬葉書にする法なり、

〔玉函叢說 一〕深曾支の事

深曾岐となづけたる事は、中頃より童女の十六なる髮を切そぐ也、是を髮そぎといへば、それにむかへて是は髮を切なれば、ふかそぎとはいひそめけん、

〔倭訓栞 前編二十六 不〕ふかそぎ　深除と書り、髮そぎ同事ながら、髮の多きをもて、深くそぐと祝したる名目なり、又深除の眉、裳著の眉のかはれる事、后宮名目に見えたり、歌にも海松ふさなどよめり、管見記に、永享十一年十一月廿二日、武家若君五歲深髮、幷御著之祝著之義、同廿八日、息女三歲深髮事云々と見え、碁盤に山菅、山橘、海松、青目の石二ッ置とも見えたり、

〔歷世女裝考 三〕深剪ふかそぎ　髮剪かみそぎ

中昔の書どもに、深曾岐、髮曾岐といふ事、あまたみえたり、そのよしを書面に校ふれば、二歲までは髮を剃り、三歲の春より髮を生し、其子の誕生日に髮置の祝ひをなす、此時裳著もあり、さてかきたらしおく髮や、生ひのびて、帶のあたりにとゞくほどにいたれば、其子の歲のほどにはかかはらず、髮の末を剪整るを、加美曾岐とて祝ふ、切といふ言葉を忌てそぐといふ一年に二度ばかりそぐなり、斯爲は、髮の末、ひとしく見つきよからん爲、あるひは毛脚をそろへて、生延さんためなり、

〔婚禮當用集〕深曾木之事

是は童女三歲にて髮置し、其伸びたる髮を五歲の時にそぐなり、其そぎたる髮は、東の川へ流すなり、そぎ樣口傳、是より童髮と云、是までは振分髮と云、男は五歲七歲にて、深そぎの式あるなり、

名稱

深曾木

深曾木(フカソギ)ハ一ニ髮曾木(カミソギ)ト云ヒ、又剃髮、垂髮(剃ルヲ忌テ云フ)トモ稱ス、幼童髮置ノ後、其髮ノ漸ク長ズルヲソグ禮ニシテ、男子ハ五歲、女子ハ四歲ニ行フヲ例トス、然レドモ或ハ三歲、六歲、若クハ七八歲ニシテ行フコトアリ、其日時ハ、二月、四月、十一月ノ外ハ之ヲ用キズト云ヘドモ、其例證ノ最モ多キハ十一、十二ノ兩月ニシテ、而シテ三月、八月、九月等ニ行ヒシ例モ亦無ニアラズ、

其儀當日幼童ヲ碁盤ノ上ニ立タシメテ吉方ニ向ハセ、賀茂糺河ノ石ヲ取テ、之ヲ兩手ニ握ラセ、兩足ニモ亦同石ヲ踏マシメ、而シテ髮ヲ左右ニ分チテ其末ヲソグ、其ソギタル髮ハ之ヲ河中ニ投ズ、

此日髮ヲソグモノ、之ヲ鬢親(ビンオヤ)ト稱ス、嘗テ其兒ノ髮置ノ式ニ從事セシモノヲ以テ此役ニ當ツル例ナリ、

〔新撰六帖 六〕やまたちばな

ふりにけるう月のけふのかみそぎは山橘のいろもかはらず

〔倭訓栞 前編 六〕かみそぎ　源氏に見ゆ、鬢そぎの式の如し、

〔類聚名物考 身體 四〕髮削　髮曾木 拾芥抄 かみそぎ

兩鬢の毛を十二筋づゝ切て分る、碁盤の上に腰かけさせる、その上に、加茂川の石をしくといふ、これは、鴨川に祓禊する意なるべし、今伊勢へ參詣る人、二見の浦の藻を取て、水に入て身にかくるをもく鹽といふて垢離のかはりにするなり、又加茂の社家の人、京へ出て歸りに石を川へなげ入て、代垢離といふが如し、

給比、父母爾仕奉利給比、髮乃白久成末奈牟天、壽久奈賀久不許久座止欲申、訖少揖復座、扶翼膝行、安白髮器於臺、
次撤泔坏、
次撤打亂、
次撤白髮器、
次執事者一拜退、兒子答拜還入、扶翼相從、

のなどうちいふけはひ、いと〳〵さとうかしこげなれば、親のこゝろ、いかでか、やみにまどはざらん、〇中略冬になりもて行ば、かの髮置の祝、いにしへには聞えねど、いまは高きいやしきする事なればとて、吾子が衣などは更にもいはず、從者のたう色をさへぬひ出し、さて髮親には誰をかせまし、人がらも才も、さいはひも、くちをしからぬものをと思ふに、萬にたらひたるはかたき事也、その定もうち〳〵彼をなど思ひよりて、當日の儀は、當流の說を露たがはず用うべけれど、さて俗文に書付んもくちをしきに、京家の風をまねびて書なしたり、さてその日をまちける程、かの疱瘡わづらひて、こたびはさりともと賴しかど、又しもかひなく見なしつるは、いかゞはこゝちもまどはざらん、つきせずあはれにかなしう、淚のひる間もなし、その髮置のあらましごとも、かひなくなりぬれど、この書付しものをさへ、むなしくなさんもなごりなきこゝちすれば、筆のついでにものすなり、

髮置之儀

當日早旦、裝飾寢室、設兒座於西第二間南面、扶翼者座於兒座後、

吉時兒子出著座、扶翼相從著座、

次執鬢者出自艮廊戶、南行西折斜進、著座而一拜、兒子荅拜、

次兒子向吉方

次居白髮鬘

次居打亂

次居泔坏

次執鬢者進兒前、執白髮鬘膝行、自兒後少左被之頂、則扶翼進捧持之、執鬢者取櫛梳、三度膝退向兒祝曰、令月乃令日爾、新髮遠生初給天、盛美岐童體止成給利倍、月月日日爾彌增爾生長利、猛支物部止成

日、御髮置、御白髮熊崎新造差出、

〔天明集成絲綸錄 三〕寶曆十二午年九月

來ル廿九日、萬壽姫君樣〇德川家治女御髮置ニ付、溜詰御譜代大名同嫡子、高家屬之間詰、御奏者番同嫡子、菊之間緣頰詰同嫡子、布衣以上之御役人江、御吸物御酒被下候間、可被得其意候、尤向々相談可被取計候、諸事御色直之節之通可被心得候、

〔天明集成絲綸錄 四〕明和元申年十月

來月四日、若君樣〇德川家治子家基御髮置御祝儀ニ付、翌五日熨斗目半袴著用、御三家始總出仕、夫より西丸江可罷出候、老中伊豫守、幷板倉佐渡守、御本丸西丸若年寄中江可被相越事、

但隱居幼少病氣之面々者、老中伊豫守、板倉佐渡守宅江、以使者御祝儀可申上事、

一在國在邑之五萬石以上之面々ハ使札、其外者可爲飛札事、

但在國在邑之隱居部屋住、拾萬石以上者使札、其外者可爲飛札事、

右之趣可被相觸候

十月

〔均光卿記〕寬政六年十一月十四日今日、予舍弟都丸五歲著袴、又秀丸二歲予嫡男萬丸二歲戴綿、祝著不斜、

〇按ズルニ、戴綿ハ、作法ニ就テ云ヘルニテ、卽チ髮置ナリ、

〔政化間記〕文化十三年九月廿三日、達姫君樣御髮置御祝儀有之、右大將樣方、公方樣〇德川家齊將軍幷御三卿江被進物有之、

〔後松日記 二〕吾〇松岡行義嫡男を多治麻呂といふ、文政四年十月廿三日にむまれ、同六年正月十四日疱瘡わづらひてうせぬ、〇中略又同胞に二男生れぬ兄を市松といふ、〇中略市松を又なくあはれにおもひて、あらき風にもあてじとせし程に、やう〱三とせになりぬれば、夏の比より、あゆみ、も

一竹千代樣御髮置爲二御祝儀一、於二西丸一御膳被レ進、御能被二仰付一候ニ付、公方樣西丸江、五時被レ爲レ入、

一布衣以上之御役人、熨斗目麻上下著用、西丸江登城、御能見物、御料理被レ下レ之、

御能組

翁　三番叟　彌右衛門

高砂　觀世大夫　久右衛門　九郎兵衛 喜右衛門　文十郎 又三郎

箙　寶生大夫　茂右衛門　彦三郎 五郎次郎　安兵衛

羽衣　十大夫　新次郎　三郎右衛門 新九郎　總右衛門 庄兵衛

龍田　八左衛門　源七郎　三太郎 清次郎　總次郎 小八郎

祝言　大藏大夫　權右衛門　助五郎 清五郎　新三郎 長藏

末廣がり　仁右衛門

福の神　傳右衛門

〔伊豫吉田御家系譜〕村信公

├村賢公

一延享二乙丑年正月十二日、於二江戸一御誕生、○中略　一同四丁卯年十一月廿五日、御髮置、

├女子　○慶信院南部甲斐守信依室

一延享五戊辰年三月廿三日、於二江府一御誕生、御産母村賢公御同腹、　一寛延二己巳年九月十三日、御髮置、御白髮尾田隼人妻指二上之一、

├常致　○中略

一寶曆八戊寅年十月廿一日於二江戸一御誕生、御一門格、御産母志野、　一同十庚辰年十一月十五

綿百把　三種二荷

公方樣江竹千代樣より

眞御大刀備前國景光代金五枚　卷物十　御馬鞍置一疋　三種二荷○中略

同二日

一御髮置爲御祝儀、御本丸西丸江總出仕有之、於席々老中能登守謁之、

一左之通申渡之、

銀　三枚　　西丸御馬預　田中主膳

竹千代樣より御馬被進候ニ付、被下旨申渡之、

時服　二　　吳服師　後藤縫殿之丞

此度被進候御白髮布差上候ニ付、被下旨申渡之、

一御髮置之爲御祝儀、於西丸來ル五日御能有之候、布衣以上御役人見物被仰付旨、向々江能登守江申渡之、

一左之書付大目付、御目付江達之、

來ル六日御能見物之爲、御禮登城之面々、服紗小袖麻上下ニ而候間、其旨寄々可被達候、

十二月二日

來ル五日、西丸ニおいて御能見物之面々、爲御禮翌六日四時西丸江出仕、夫より御本丸江登城、老中右京大夫、能登守江も可被相勤候、若年寄支配之分ハ、常々御禮事之通可被心得候、

右之通可被達候、尤西丸御目付江も可有通達候、

十一月二日

同五日

御部屋様江　一種五百疋

右之通可被獻候

公方様江被獻物ハ、御本丸御玄關より、大納言様竹千代様江被獻物ハ、西丸御玄關より、御髮置御祝儀之當日、朝六時より五時迄之内、以御使者進上可有之候、且又疱瘡麻疹水痘之障有之候ハヽ追テ可被獻候、尤其節御申聞可被成候、

但御部屋様江進物且女中江之贈物ハ、坂下御門番所迄、以御使者御差出可被成候、

右之通可申上候

十月　尾張宰相殿

回文言紀伊中將殿文言除之

同文言闕脱　水戸中將殿

右書付、御三家御城附江達之、○中略

十一月朔日

一竹千代様御髮置御祝儀有之

一五半時、公方様西丸江被爲成、

一竹千代様御髮置御祝儀、於奥相濟、

一五半時過、紅葉山御宮江、竹千代様御參詣被遊、御本丸熨斗目半袴、西丸ニ而ハ長袴著之、

一御髮置之爲御祝儀、御取かはし有之、

公方様より竹千代様江

御白髮　御犬箱　卷物二十　三種二荷御直ニ被進之

御刀二字國俊代金五十枚　御脇差青江貞次代金三十枚

大納言様江

本丸江可ㇾ罷ㇾ出候、尤老中右京大夫、能登守、若年寄中江可ㇾ被ㇾ相ㇾ廻候事、

但隱居幼少病氣之面々ハ、老中右京大夫、能登守宅江、以ㇾ使者ㇾ御祝儀可ㇾ申ㇾ上候事、

一在國在邑之五萬石以上之面々者使札、其外ハ可ㇾ爲ㇾ飛札ㇾ事、

但在國在邑之隱居部屋住、拾萬石以上ハ使札、其外ハ可ㇾ爲ㇾ飛札ㇾ事、

一右ニ付朔日、月次御禮無ㇾ之候間、不ㇾ及ㇾ出仕ㇾ候、

右之趣可ㇾ被ㇾ相ㇾ觸候、

十月

一來月朔日、竹千代樣、御髮置御祝儀、被ㇾ獻ㇾ上物、

公方樣（〇德川吉宗）

大納言樣江（〇德川家重）　三種二（〇二本作一）一荷充

竹千代樣

御部屋樣江（〇德川家治母）　二種五百疋

御乳人

銀三枚充

いさの

金五百疋

御さ口

紀伊中納言殿

公方樣

大納言樣江　二種一荷充

竹千代樣

紀伊中將殿

御方より、正英に御盃被下謹て頂戴す、時に御腰物〈城州國行、代金三百兩、〉下し賜て退ぬ、次に正英嫡子右近正親御目見、御大刀馬代獻上すれば、則御小袖三領賜之退ぬ、正英妻女も御祝儀とて、綿三十把奉れば、又白銀二百兩たまもの有、其後若君御方、内藤若狹守重頼を以て將軍家へ御祝の儀仲らる、御大刀一腰〈備前經遠、代金七十兩、〉御小袖二十領、白銀一千兩奉らせ給ふ、兼ては御規式の折から、御本丸へ渡御なりて、御祝有べき由御沙汰ありといへども、折節天氣寒はげしければ、幼君の御事いかゞと議定有て、重頼をもつて、右の如く奉らせ給ふとぞ聞えし、則若狹守御前へ被召出、時服三領拜領し退出す、次に正英を被爲召御目見、御大刀馬代、御樽肴獻上す、將軍家、殊に御氣色宜しく、御腰のもの〈左文字、代金五百兩、〉御手自下し賜り、有難き台命を蒙りて御前を退ぬ、次に右近正親御目見仕り、御大刀馬代獻上す、御目見事終て時服三領賜り、父子ともに退出せり、若君の御方より、内々の御方へも、品々の御祝儀參らせ給ふとなむ、〇中略翌十六日午剋、將軍家西御丸へ渡御、若君の御方へ御對面、御腰物〈粟田口國安〉御脇差〈相州正宗〉參らせ給ふ、御祝儀事畢て還御なる、時に正三位甲府相公綱豐卿、正三位尾陽黄門光友卿、從三位水戸相公光圀卿、尾張羽林中郎將綱義卿、紀伊羽林中郎將綱教卿、水戸羽林次將綱條朝臣、其外御一門之歷々、諸大名小名昵近の輩迄、各西御丸へ登城して賀し奉り、夫より御本丸に伺公して、御賀のつきせぬ旨を被奉演說て、〈紀伊黄門光貞卿は、在國御座に候後日以家臣、今日之賀儀を申させ給ふぞ、〉十八日若君の御方へ、御一門を初、國々の諸侯大夫、分に隨ひ御祝儀を獻じ給ふ事差有しぞ、寔に天が下國富民安くして、此君の御壽十かへりの松の榮え花咲春は、幾千代もつきせぬ御代を祝ひ奉るとなん、

〔將軍德川家禮典附錄　三〕元文四己未年十月廿三日

一左之書付、大目付御目付江渡之、

來月朔日、竹千代樣〈〇德川家治〉御髮置御祝儀ニ付、翌二日熨斗目半袴著用、西丸江總出仕、夫より御

光公葬御の時に、殉死して忠義を顯しぬ、正英は正盛の二男として門葉廣く、尤由緒自餘に異さて、斯仰出されけるとぞ、正英仰を承て、家の面目、世の擧れ、外實不二大形一悅喜して、心を盡して役せられける、されば前大樹（家綱公）千代姫君（尾張黄門光友卿の御室家）御祝の御白髮は、東福門院（後水尾后徳川和子）御方より參らせ給ふ故、かれは公家有職の人に仰て、其事をなさせ給ふとなん、今度は武家の故實を心得たらん者を撰びその沙汰有べしと、正英、器量に當る者普く尋らる、爰に水島卜也と云老父あり、最初幼齡より故實の道に志深く、小笠原流の舊記を正し、其蘊奥を極め、其外諸家の舊法を探り、要用を極めずと云事なく、久しく東武に住し、其名江都に鳴て、齡七旬に餘り、御代の繁榮を見來りし老翁なり、さては今度の任に撰出されける、されば江府に多き人の中、殊更伊勢小笠原の二流、其家職として幕府に候せらるゝ、それをさし越え當任に撰まるゝ、事、希代の勝事と云つべし、誠に目出度御規式なり、先綿をのべ、髮の質になぞらへなし、次に白苧をくしけづりて、白髮によそはひて、右の綿に付たるは陰陽自然の數と云ひ、百とせの限りなき御壽の形なり、長三尺二寸、是三十二相を象どるにや、廣さ一尺餘り、是又十干を表すにや、上より一尺二寸置て、本結にてかたく結びたるは十二支に比す、何れも天の數になぞらふべし、其上に根引の松、山橘、南天、親子草、藁幹、昆布、長熨斗、右七種飾を紙にて包み結添へ、桐の櫃に入、紺青及金泥にて御紋の葵を繪がき、外に御櫛、鋏、御泔坏、御墨筆等、金紙に包み、犬箱對に是を入て捧ぐ、

十五日の早旦に至て、先御本丸に登城し、上意を奉て、それより西御丸に祗候し、辰の刻に至り、御儀式何くれといとなめり、奉り物の品々、御白髮一飾、御犬箱二ッ、御小袖五重、御肴二種、御樽壹荷、御大刀馬代黃金十兩、幷御腰之物（來國光、代金百兩、）獻二上之一於二御座之間一御目見、御手自御熨斗拜領、それより御側近くさし寄、兩箱の蓋を開き、先御櫛を取り御髮にあて初奉り、御鋏にて左の御鬢より初て、各三鋏づゝ、置奉り、さて櫃を啓て御白髮を取出し掛參らせ、萬歲の秋を祝し奉る、此時若君の

一文字の御大刀、幷御服二十被奉獻、三獻の御祝儀の後御前へ出る、其時御召有之、忠吉御前へ出て若公の御盃を戴、長光の御腰物を下され、さらに又御銚子を召て、大樹の御盃を忠吉に下され、西蓮の御腰物を拜領す、毎度忠清承りて忠吉に授、其時御氣色有て、猶盃の數をすゝめさせ給ふ、さて忠吉、來國光の御腰物、來國俊の御脇差を若公へ奉る、御前の御祝過て、常の侍所にて、御譜代の大名少名番頭組頭諸物頭諸役人のともがら各參集、飲食を給、其半に若公出御有り、皆拜して賀し奉る、入御之後、猶御酒宴有て、落椽にて猿樂等うたひ拍し、滿座萬歲を唱ふ、各酔歡退出す、或亦今朝將軍家へ御服二重、酒肴一荷二種、若公へ行器五荷五種を忠吉奉る、同じく妻も今日の御祝にとて、唐の織物を五卷將軍家江奉る、同五卷を若公へ奉る、忠吉夜に入て若公の御方へ參、此度の面目祝の餘りに、御大刀、こがね、衣服等を捧て、忠吉が嫡子忠政長次郞も御劒御馬を奉る、若公の御方より白銀五百兩、御服五重を忠吉が妻に被下、御服五重忠吉にかづけらる、凡今日の御祝に附て天下の大名小名殘るかたなく酒肴銀子等を兩御所江捧る、領知三千斛より以上其品有と聞ゆ、同月十九日、廿一日は、執事、奉行人、番頭、組頭、物頭、諸役人、若君の御方へ伺公の人々、忠吉が館へ招請して饗應をまふけ猿樂催す、誠に御運の繁をたうとび、將恩惠の深きを悦なるべし、

〔柳營譜略大猷院〕綱重卿

正保元年五月廿四日、於西之丸御誕生、御幼名長松君、〇中略同三年正月十一日御髮置、

〔忠利宿禰記〕明暦三年十一月廿三日、今日藤丸三歲髮置、御靈社へ參、御鈴進上、祝有、

〔德松君御髮置之記〕天和元年辛酉十一月中の五日、甲子鬼宿なれば能日なりとて、若君德松君〇德川綱吉子御齡三歲にならせ給ふによりて、御髮置あるべきに公儀定りて、御祝の御沙汰有之、將軍家〇源綱吉兼て從五位下紀朝臣正英〇堀田對馬守に被命、御白髮を奉るべき旨仰あり、抑正英父加賀守正盛は、先考家光公の寵臣として、四品侍從に補任し、佐倉の城主と成て、執權職を帶し、終に家

（雅樂頭）同名河内守つかふまつるごさくなるべし、忠吉授り承、是は寛永十七年忠清に仰なり、故雅樂頭源忠世に代て奥方の御年男の役を勤む、其折節目出度奇瑞共有て、其翌年若公御誕生ましければ、彼是思召て此仰有、忠世は從四位下前橋の侍從、今の忠清が祖父にて忠吉が從弟也、同廿年正月十一日に天氣快、風さへ鎭にて、若公の御髮置の事を催さる、常の御座の間にて其規式有、巳刻ばかりに大樹（○德川家光）上壇の御座に爲著給、（御長袴著御）若公御前江まいらせ給、刑部の局、守奉り下壇におわします、其時御髮の具を持參、（御櫛御鋏）三寶載て、大樹、若公御側へよらせ給ひて、御手づから御櫛をこらせ給ひて、御髮三度かきなでさせ給ひ、此とき御櫛は古を用ひさせ給ふ、式御鋏にて三度御髮の末をそろへさせ玉ふ、此御鋏、將軍家光公御髮置のとき用させ給ひ、今又此祝にあへる事、最目出度大幸也と仰有て悅ばせ給ふ也、彥根少將藤原の直孝、（井伊掃部頭）若狹侍從源忠勝、（酒井讃岐守）佐倉侍從正盛、（堀田加賀守）御前に侍ふ、酒井河内守從四位下源忠清、松平伊豆守從四位下源信綱、阿部豐後守從四位下忠秋、阿部對馬守從四位下重次等候じて賀し奉る、將軍上壇に歸著給ひて後、御氣色を請て、忠清御白髮を白きすゞしひらづゝみにておふひ、箱の蓋にのせて臺に居持參、御前にて是をひらき、若公の御頂に置奉る、御前に侍ふ人々千秋萬歲ご一同に賀し奉れば、斜ならぬ御氣色程、言に不足、其後若公内之御宮江御參有、供奉の人々烏帽子直垂を著す、御大刀忠清、御腰物正則、（阿部美濃守）御脇差忠能、（酒井日向守）御守護忠孝、（酒井靱負讃岐守子）等之役、寶前へ御劍一腰を獻之、忠勝是を持て參り、權僧正忍盛（竹林坊）に授ぬれば、とりて納め奉、大僧正天海、神前の座につかれたり、若公奉幣まし〳〵て後、神供御酒をいたゞかせ給ふ、御酌は少將源義弘、（吉良上野之介）御加は侍從源直房、（今川刑部大輔）等是を勤、若公還御まし〳〵て、さきの御座にて三獻の御祝儀あり、正供、（内田信濃守）三友、（齋藤攝津守）廣之、（久世大和守）親成、（牧野佐渡守）、等、御配膳勤之、初獻御前に聞召て若公へまいらせらるゝ、此時長光の御腰物、吉光の御脇差をまいらせ、忠清是を承、若公へ奉る、若公の御盃を御前江獻、仍上時、菊

故備後守忠利が子也、忠利久鋪く將軍家へ仕奉る、其御よしみ不ㇾ淺、其上忠勝（酒井讃岐守）が弟也、殊更忠吉は、男女の子ども餘多在ㇾ之、生ひそだち、夫婦ともに榮たり、さるに依て此度若公の御白髪を奉らせ給ふ、抑忠吉平生の言行すなほにて、多年奉公の忠勤、おこたらぬこゝろばせをしろしめされたり、かれこれに付てぞ此仰あり、彌此旨を守るべしと申傳らる、忠吉承て、台命のかたじけなき、誠に家の面目、末代の規模成事を返々悦、然ば忠吉、御白髪を奉るべき先例を春日の局に尋らるゝ、慶長のたび、將軍家、家光公御白髪おきの時、御白髪は東照大權現よりまいらせらる、女房一位の局持て參、其日大權現わたらせ給ひければ、若公（家光公）御前江まいらせ給、大權現御櫛にて三度御髪をかきなで、御鋏にて三度御髪はさませ玉ひ、又御手づから御白髪とらせられ、御頂におかせ玉ふ、此御祝のほど目出度御例とぞきこゆ、千代姫君の御髪置は、うち〳〵の御沙汰なれば、なずらへがたけれども、御白髪は宮々の御作法に任て、東福門院（○後水尾后徳川和子）よりまいらせられしなり、是も目出度ためしなれば、此度も其儀たがへずよろしかるべし迚、京都へ申されしかば、則忠吉が館迄參らせらる、御白髪の長サ三尺五寸、横一尺のつみわたなり、上より一尺二寸ばかりさげて、根松二本、山橘三本、昆布二、長熨斗二ッ、麻二結を白紅の水引にて結付る、其上を廣さ五分ばかりの白きもと結にて結たり、東福門院、御心に入ていとなみ玉ひてしんせらるゝ也、是は桐の白瀝に入られ、葵の丸を色どり繪書たるに入られたり、京都よりまいらせられし御白髪に付られたる根松橘のたぐひは、みな造花なり、當家の舊例は、實の植物を用ひらるゝによりて、根松橘を付改、此外御髪置の具にとて調たる樣々有り、犬箱一對に、一ッには御眉作り、筆十二對、（薄様二包）御櫛二具、（同包）繪元結一對、髪鋏壹本、しんたてよこおきのかうがい、（薄様二包）又御疊紙一折、其内御鋏有り、こんぶ、かち栗、熨斗包添たり、是當日の朝忠吉奉る、同年十二月廿七日、仰の旨有、明年正月より若公の御方御祝の毎度に、忠吉御配膳の役を勤べし、規式においては、將軍家の作法、忠淸（酒井）

あり、御吉方いぬゐ、○中略

禁裏仙洞より御劒白まいる、仍若君樣、即兩御所さまへ御參、御大刀白御馬御進上、○中略御所さま御烏帽子直衣也、

〔宣胤卿記〕文明十二年十二月廿一日丁卯、今日三歲少生、有髮置祝著儀、

〔蜷川親俊日記〕天文七年十一月四日甲戌、來廿三日、若君樣○足利義輝御カミ置御祝言ニより、供御可參之由、飯尾中務大夫、松田對馬守、兩人爲御使、貴殿○伊勢貞孝へ參、御對面ノ御盃マイル、其返事ハ、貞周親俊談合仕返事申、御祝儀之間當日ニハ可進納、以後事ハ、兩御料所、調次第可申付之由返事、對馬守へ罷向申畢、　廿三日、一若君樣御髮置巳之刻、自貴殿御服マキル縫物、地龜甲浮文、ツア紋一重、桂地院御服拜領、ヌヒ物細馬黑

〔蜷川親俊日記〕天文八年四月廿八日丙寅、貴殿御料人御髮置、

〔蜷川親俊日記〕天文八年六月六日壬寅、一東鄉松鶴髮置、一荷兩種到來す、

〔言繼卿記〕天文十三年十一月廿七日壬戌、若子髮置沙汰候、各朝湌ニ呼候、西專庵喝食被來候、其外北尾新右兵衛呼候、男共大澤長門守、同竹壽丸、澤路筑後守、同修理進、同彥九郞、同虎千世丸、井上次郞五郞、安藤四郞、早瀨彥次郞等也、次予酌にて各一盞勸了、

〔柳營譜略〕嚴有院殿御諱家綱公

寬永十八年八月三日、於御本丸御降誕、○中略同二十年正月十一日御髮置、

〔視聽草六集七〕御髮置の記

寬永十九壬午年十一月十四日巳刻、將軍家○德川家光御近習の女房を以て仰有けるは、明年正月、若公竹千世殿、御髮置の御祝有べし、其折節忠吉○酒井和泉守御白髮奉るべし、今日既に吉日成に依て、兼而仰出さるゝと也、此旨忠吉謹而畏承、其後尼公壽林、重而仰を承て、和泉守、累代御家老の一族ニ而、

一御所樣還御之後、若宮樣ヨリ御引出物次第、御使貞國御所樣へ金大刀一振、御鐙一兩、淺黄糸

御馬一疋

一上樣へ御練十重、金襴一段、盆一、

北向御方へ、御練五重、引合、

今夜管領御母、若宮御方へ御參、千疋持參

御練貫三重、引合、御袷、

一今夜ヨリ上臈御局三條右府御いもうと、土岐刑部少輔あれ、御祗候、今まいり殿、

此外御美女二人、小雜仕一人祗候、

一今夜ヨリ供御、式々にマイル、毎月朔日御祝、自政所方沼田調進

〔蜷川親元日記〕寛正六年十一月十日甲寅、姬君樣、一兩日中可ㇾ有二御髮置御祝一、仍亭主御大刀可ㇾ有二進上一歟之由之事、御返事親元以ㇾ狀申ㇾ之、一向無二覺悟一、普通之者、可ㇾ被二尋聞召一歟云々、

〔常德院殿御髮置次第〕若君さま〇足利義尚御祝記錄應仁元十一廿八雨降

應仁元年丁亥十一月廿八日庚寅

若君樣御祝次第

先御髮置未時　御箸直申時　御著袴同時

御撫物出御身固三位在盛、刑部卿有宣

常御所於二御琴間一有ㇾ之もり物百廿合、西方ニ被ㇾ置ㇾ之、

日野內府、勝光御椽ニ御祗候、同兵庫助貞宗祗候、御祝奉行飯尾大和守元連、同斷候、

一御髮置御粉、御所樣〇足利義政付まいらせらる、

若君樣御水干をめして、紅のうきおり物、御らんきのかふに鶴びし、御扇よこめを御もちありて、六本だてに御むかひ

一若君樣還御之後
三御方、御所樣、上樣、北向御方、貞固亭へ御成、式三獻マイル、
一御所樣へ、貞固進上分、
白大刀一振　腹卷一兩　御練五重
御母進上之分
五重　上織物色々
一若君樣へ　進上之分
式御引出物　御練五重
又御酌之時　進上分
御大刀一振
御大刀御馬、貞固ニ被下、
一上樣へ　進上分
御練五重　盆一　香合一
御母進上分
御服五重　上織　ハクリメ　練二
貞固ニ御服被下之
貞固御酌ニマイル時、御大刀進上、
又御酌ニテ、貞固ニ被下時、御大刀、國信進上、御大刀給之、
一上樣ヨリ若宮樣へ萬疋、御折紙被持、
北向御方ニ千疋被持　貞固ニ御織物被下

其後三御方ナガラ、會所ヘ御ウツリ有テ、
　御直垂大口ヲメス　御地シロキ、スヂ、御紋桐カラ草、
御所樣、御コシユキマイラセラル、
式三獻（御手懸）ヒメノ供御御マイリ、肴三獻マイル、
　御配膳ノ上﨟
三條右大臣家（〇公冬）
御料人　綾ノ二小袖　五ギヌ
御中　中將殿　あやの二小袖
御下　美作殿　ハカマニ　ウスギヌ
御所樣ノ御配膳五ギヌ、役人ばかり綾也、
　此御祝大草調進
其後又寢殿ヘ御成、御祝儀式、正月二日御出初ノゴトシ、御强御向アリ、
若君樣ヘ、管領ヨリ御引出物次第、
式御引出物　御練貫十重　金大刀一振　盆一枚　金襴一段　御持大刀二振
御母ヨリ、練一重、　引合
若君樣ヨリ、管領ニ御大刀（白）被下、
　法師殿御大刀（白）　御鎧進上
細川右馬助殿　御大刀進上
　細川下野殿　御大刀進上
此外細川一家內者少々、御大刀進上、（金伏輪）

先御クシ置、次ニ御ハシ置、次ニ御袴著、

一管領へ御成次第

先女中樣御成、御輿、(板立)　御中間御力者、(直垂)

御共人數裏打

佐々木小兵衞　曾我平次　雅樂修理亮　熊谷二郎左衞門　同十郎　堀和小二郎

次御所樣(○足利義敎)　御出(御烏帽子直衣、御車、)

(御同乘)三條中納言實雅(カリギヌ)　御共人數裏打

次ニ若君樣(○義政)　貞國亭ヨリ御出

此時陰陽頭有重、御身固御撫物出、

女中樣ノ御輿ヲ御迎ニマヰラセラル

御中間力者同御雜色、直垂ニテ御共申、

御共女房

小上臈二人、(御今まいり、御あちやゝ、)御乳人三人、

騎馬御共スカタビラ

(御若名太郎左衞門　朝日三郎左衞門　朝日雜右衞門　伊勢上野守　伊勢八郎左衞門)

一於管領御祝次第　寢殿ニテ此儀在之

先御クシ置ノ御粉、御所樣ツケマイラセル、うき織物ノ二御服ヲメス、

其後御前張ノ御大口　總長(御地白唐織物、御紋石ダヽミ龜ノコウ、)めして、御ハシ直ノ供御ニ御向アリ、

御所樣、三ハシマヰラセル、やがて御水干ヲめして、御膳ニ御向アリ、(御水干ノ御紋ハ、藤丸ニ桐ノ丸、)

此祝三度ナガラ　行松調進　御手水(先伊勢八郎左衞門、次ニ飛鳥井少將雅親、)

髮置、

櫻町院、仁諱昭 享保五年正月一日降誕、同六年八月廿四日御髮置、

桃園院、仁諱遐 寛保元年二月廿九日降誕、同二年十二月廿八日御髮置、

後桃園院、仁諱英 寶曆八年七月二日降誕、同九年十一月廿九日御髮置、

仁孝天皇、仁諱惠 寛政十二年二月廿一日午刻降誕、享和元年十二月廿四日御髮置、

孝明天皇、仁諱統 天保二年六月十四日申刻降誕、同三年十二月十四日御髮置、

公遵法親王、○中御門皇子 享保七年正月三日生、同九月廿六日髮置、

忠譽法親王、○中御門皇子 享保七年十一月五日生、同八年五月三日髮置、

慈仁法親王、○中御門皇子 享保八年五月廿五日生、同十一月三日髮置、

尊眞法親王、實伏見貞建親王四男、寛保四年正月十九日生、延享三年十一月十三日髮置、

皇子、○桃園皇子 寶曆十年二月十四日生、同十一年十一月廿八日髮置、

〔有栖川宮家系〕喬子女王、○德川家慶室 中略 寛政十一年三月廿八日、御髮置御色直、○五歳

吉子女王、○水戸參議齊昭室 中略 文化四年三月廿七日、御髮置、四歳

〔島津本吾妻鏡〕仁治二年六月十七日、若君御前、○藤原賴嗣、三歳、御生髮也、武州、著布衣令參仕給、毛利藏人黍光、左衞門大夫定範以下父母兼備諸大夫侍候云云、

〔貞丈雜記〕一祝儀 髮置ノコトヲ生髮トモ云、東鑑ニ見エタリ、セイハツトヨム也、

〔勘仲記〕弘安六年六月十五日丁酉、參殿下、○藤原兼平 前殿下○兼平子基忠 若宮入御御所、爲令置御髮也、御所樣三歳 六月置之、中略 前殿下令奉置御物具、如御髮ソギ、及晚退出、

〔慈照院殿御髮置記〕若君樣○足利義政 御祝次第

永享八年十一月廿五日午時於管領在之、于時細川右京大夫持之、

髪置例

を髪置親の前に居ゑ、さて小兒を玉女の方へ向けおき、鋏にて左の鬢を三度、右の方三度、中を三度はさむまねをして、さて綿を額よりうしろへ長くかけ、熨斗と藁七筋を水引にて結び添るなり、女子は女の役なり、

〔日次紀事十一月〕此月民間三歲小兒髪置、令蒙綿帽子、是謂白髪、插松枝幷多知波那於其上、又食膳置加那加志羅魚幷小石、而祝其堅固也、

〔嬉遊笑覽一容儀〕かみ置のこと、○中略誹諧糸錦、廿六番合かみ置、左笠重き雪のゑらがや花元結、青雲、右かみ置やしだり初めの糸柳、和仙是等は綿ばうしにはあらず、麻を用ひしなり、ある老母の物語を聞しに、予が髪置の時、扇を開き、柄のかたに麻苧を長く下げて、色水引にて扇に結付たるを頂に置て、産土神に詣でき、予が祖母は京都の人なれば、これは定めて上方の風俗なるべしと云へり、寶曆の末の事なり江戸砂子に女子の祝ひに、白髪又たすきがけと號して、麻苧異絹に、末廣松梅の作り花を、五彩の水引を以て飾り結び、かつがしめて、生土神へ詣づるよし見ゆ、

〔看聞日記〕永享七年十一月十五日、抑愚息○後崇光姬宮二歲御髪置、有祝著之儀、源三位役之、有一獻、源宰相獻御酒海、持經明盛等候、及酒盛、廿二日、禁裏○後花園姬宮二歲御髪置有御祝、源三位役之、一獻如例、源宰相歸參、御乳人參、姬宮御服二紅梅御服一獻五代百疋鯉二、自内裏被進、珍重也、入夜自室町殿○足利義教樽十荷一鯉五給之、御祝之折節、殊珍重也、

〔御湯どのゝ上の日記〕天文廿二年十一月廿八日、姬宮の御かた御くしおきにて、御さか月三こん、ひろはしより三色三つまゐる、

〔言成卿記〕天保元年十二月十一日、今日就女二宮御髪置、禁中准后○藤原繁子等參賀、殿下別段參賀了、女二宮ハ、於准后恐悅申上了、

〔御次詰所本御系譜〕中御門院、諱慶仁、東山院皇子、元祿十四年十二月十七日降誕、同十五年十二月十一日御

右の方の身通りに扣罷在、此時白髮の役、小兒の前に扣て、かぶせ申時、扱廣蓋に入たる御くし置の粉を、小兒の頂に少シ付て、扱白髮をかぶせ申、同介添も手をそへ引直し、とくとさせ申、さて白髮をかぶせ申たる老女後へ廻り、著座の時、小兒の右に扣たる老女、打亂箱を以て、小兒の右の後の方へ罷、櫛巾の包をひらき下座へ退、扱老女櫛笄を取て、白髮の左の鬢を三かき、かく體をして、かうがいにて三度なでつけ、右をも左の通りにして、櫛かうがいを打亂箱に納め、下座の方へ退き、目出度祝詞を申退く、扱中﨟兩人罷出て、壹人は白髮をのせたる廣蓋をひき、壹人は打亂箱を櫛巾に包引申候、御くし置の粉といふは、おしろいなり、男女同斷なり、

〔貞丈雜記一祝儀〕一男子髮置事、○中略三歲にて髮置の祝言より、ちやうけんをきせ候、下々の侍は、上下を著せ候、又肩衣袴にて候、男は此時袴を著そめ候、祝言之次第三歲の髮置、いへたか○宗賢は、白ちやうけんに、紫の露ひも皮とたち樣有り、其次は白きぬに赤き露ひも付候、其次はくもをして、ろくしやうゑなどに、松竹鶴龜を繪にかきて、あかき露ひも付候、女房故實條々

〔女諸禮集〕髮置の事

男女ともに、三歲の霜月十五日なり、又霜月の內にて、吉日を撰びてもすべし、玉女の方にむかはせ、左右を少しづゝ、九つはさむなり、男子は左の鬢より始め、女子は右の鬢よりはじむるなり、親類の中にておとなしき人の役なり、扱式の酒事あるべきなり、

此日より紐をとりて、常の帶をさすべし、此とりたる紐は、生土の社へ來るなり、神巫禰宜等是を用て、神樂の鈴の飾り緒とする事なり、親類を彼方こなたへと行く事なり、或は隣家懇意の人々、待受けて壽をいふ事なり、

〔女大學敎草書入〕髮置の祝儀は、三歲の時、十一月十五日と定む、年の老若によらず、目出度人をたのみて髮置親とすべし、○中略さて廣蓋へ色水引十二筋、熨斗十二本、綿一把、麥七筋、はさみ一挺、右

ともに、さきを上へはねるやうにする也、水曳ならば、むすびめより切るべし、平もとゆひは、だんし引合杉原などにて、常に女房の髪を結申すより、ちさはゞひろくたちて、たゝみたるもとゆひなり、

一しらがの事、すが糸これなき時は、つみわた、又はあさの苧にてもするなり、本式にはあらず略なり事かきたる時には、さもあるべし、

一人もとゆひ、又は大もとゆひとも云、今は綸もとゆひといふ、地は金紙にて夫に色々のさいしきにて、松竹鶴亀の類を繪がく、大サは大指のふとさも有べし、兩端にしんを入て、丸くして、中ほどをおしひらめて、むすびたる物なり、常の女房衆の用るは、女の手の小指のふとさ程あるなり、松は千年ふれども葉色かはらず、山たちばなは、冬の雪霜にもいたまず、うるはしく赤き實なりて何れもめでたきものなれば、いはひの事には、必用る也、山たちばなとは、やぶかうじの事なり、

一打亂箱に入物の事、男子の髪置ならば、はさみ一挺、入もとゆひ三ツ、白紅水引五把、くし一組（ヤト、キ、中、ス、）かうがい一（唐木蒔繪）白水引五把入べし、女子の髪置ならば、はさみ一挺、入元結三ツ、白紅水引五把、くし一組（ヤト、キ、中、ス、）かうがい一（唐木蒔繪）たゝみ元結五把入べし、くし一組（ヤト、キ、中、ス、）は、解とは、とかし櫛なり、鬆とは、至極歯細きくしなり、中とは鬆くしよりは少しあらき櫛なり、三ツ共に蒔繪あるなり、生の枝なき時は、作り枝をも用ふべし、〇中略

〔貞丈雜記一（祝儀）〕一髪置の時、御くし置の粉の事、白髪を廣蓋にする、根松山橘を添、御髪置の粉を紙に包入、老女持出、また外の老女、打亂箱を檜巾に包ながら持、さきの老女の跡につき從出、座敷に中座して、跡て扣從任、小兒吉方に向ひ、座定り候時、白髪の役、打亂箱の役、ならび立て、さきの老女は、白髪の廣蓋を小兒のたの方に置き、小兒の前にひかへ、また老女打亂箱、小兒の右の脇に置之、

志らがうしろの圖

是は白紅の水引にてしらがをつまみ上げてゆふ也しかさまむすびにしてそのゆひわまり三寸ばかりにして簪などにまきてちゞみをよする也

是はいれもとゆひ也此下を白水引にてゆひてその上に入もとゆひをかゝる也

これは白紅の水引也

男子のしらがは此處白水引にてゆふ也たゝみもとゆひは不用

女子の志らがは此處を如此たゝみたる元結にて結也常に女房のかみゆふもとゆひよりはちさはゞひろくすべしつれのごとくちゞみをよせたる也

此すそは如此一文字にそぎたるがよし

此つまみあげたる所をみづらと云也みづらはびんづらと云事也彼之みづらゆひと云也

志らが前の圖

此志らがの内は小兒のかしらへかむりてかしらの入るやうにかぶとのはちなどのごとくにぼくする也

此處はひたゐにあたる所也下地をこまかにあみてあみたる端を切そろへて其切口を白き絹にてつゝむ也その絹とすが糸のさかひめの上にわたをほそく引のばしてのりにて付て絹の端をかくす也絹の兩端をばうらの方へ少折かへす也

はおとなしき人にても出て小兒を吉方に向はせて、御座敷をなさせ申べし、

一右の如く吉方に向ひ給ふ時、夫婦ならび立て、夫はしらがの廣ぶたを小兒の前の左の方におきて、扨小兒の前にかしこまるべし、婦は打亂箱を小兒の前の右の脇におきて、小兒の右の身通りのわきにかしこまるべし、扨夫しらがを取てかぶせ申時、婦手をそへて引なほしなどすべし、

一右の如くかぶせ申て、さて小兒のうしろへ廻りかしこまる時、婦打亂箱を持て、小兒の右のうしろの方へ置時、夫くしかうがいを取て、しらがの左のびんを、くしにて三度かくまねし、かうがいにて三度なでるまねをして、右の方をもその如く、三かき三なでして、くしかうがいを打亂箱に納むべし、しらがにそへたる小松山橘は取上ルに及ばず、其まゝ廣ぶたの中へおく也、扨夫婦は退くなり、別人出て廣ぶた打亂箱を取て退くべし、

一女子の髮置ならば、夫のする事を、婦つとむべし、婦のする事は、夫つとむべし、此外かはる事なし、但右のびんよりかきそむる也、

一右の儀式終て、手懸式三獻七五三等の祝有べし、家々の分限に隨ふべし、

一小兒より、しらが參らせたる夫婦の人に、御盃給はり引出物給るべし、夫婦よりも進上物する也、引出物も、進上の物も、何と定りたる事なし、これらも分限に隨ふべし、

一しらがの長さは、其小兒の帶より少しさがる程に可仕、しらが少きはわろし、澤山に有べし、

一此丸き所は、頭にかぶらせ申所なり、大きさは、つむりに着せよき程に候、男女ともに、しらがはまへ方左右をつまみあげる、白紅の水引にてびんづらをゆひ候、又入もとゆひの下、手一束おきて、白紅の水引にて二重まはし、左の方にわなをして、かたわなにむすびて、能ほどにさきをはさむべし、此白紅の水引より下、手一束程置て、男子のは、白き水引にて二重まはして、まむすびにすべし、女子のは、たゝみたる耳もとゆひにて、二重まはして、まむすびに結び、平元結ならば、兩方

一しらがの長は、其御子の帶より少さがる程に可仕、しらがすくなきはわろし、澤山に有べし、しらがの糸はすが糸なり、

一此まるき所は、○圖略頭にかぶらせ申所也、大さはつむりにきせよき程に拵候、女のしらがは、まへの方にて二所、白紅の水引にて、からこのごとくゆひ候、又大もとゆひの下手一束置て、たゞ白紅の水引にて二重まはし、左の方にわなをして、まむすびにして、能程にさきをはさむべし、此白紅の水引より下手一束程置て、たゝみたる干もとゆひにて、二重まはして結て、兩方共にさきをかゞめ候やうにあるべし、

〔千代鏡禮〕髮置之部

一髮置は、男子は三ッの年、女子は二ッの年、何月にても吉日をえらびて、此祝をいとなむべし、此時すが糸にて、しらがを作りて、小兒にかぶらせ申なり、しらがの作り様は末にしるす、○中略

一しらがを進じ、又かぶらせ申人は、其家のおもき家臣、夫婦そろひ子孫繁昌して、めで度人に其役を申付べし、夫婦共に參りて、しらがをかぶらせ申なり、又一族の衆より、しらが參らせ申事も有べし、

一祝の前日、又は其當日の早朝に、先しらがを廣ぶたにすゑて、小松山橘を紙にて包て、しらがにそへて進上する也、此小松山橘は、しらがにゆひそゆるにはあらず、別に包て、祝儀の心にそゆる也、此しらがをば、廣ぶたのまゝ、別の座敷に納め置べし祝の座敷にはおかぬなり、

一祝の刻限に至て、小兒座敷へ出給ふ時、しらがを進じたる夫婦の人、その座敷へ出て御禮申べし、

一右の如く御禮終て後座を立て、男子髮置ならば夫はしらがのすはりたる廣ぶたを持、婦は打みだれ箱を、くし巾に包みて持て出て、御座敷に中座して、つくばひて待つ時、御めのとにても、又

らがを參らするは、其家の一の臣下、若は其外の仁にても、隨分の仁、子共など澤山に持ち、はんじやうして年比の能き仁たるべし、

貞丈云、男子は、本式は三歲の年、女子は二歲の年にする事なれ共、女子も三歲にてする事もあり、其家の一の臣下トハ、家老の事也、隨分の仁トハ、格式のある者の事也年比の能き仁トハ、年寄たる者の事也、

一吉日をえらみ、能き方へむかはせ申、しらがをその役人持參申、頭にかけ候、扨祝は式三獻雜煮次ニ七五三、何も心次第に祝べし、定る法無之、しらがを進申役人、夫婦共に祗候申、白髮をきせ申事也、

貞丈云、吉日は十一月十五日にかぎらず、いつにてもあるべし、但此日鬼宿也、餘月も鬼宿あり、鬼宿を用べし、吉き方とは、玉女の方、又閙神の方などを云也、玉女の方は其日のエトより九ツメにあたる方也、たとへば子の日なれば、子丑寅卯辰巳午未申トカゾヘテ、西南の閒、申の方へ向はせ申也、玉女の方、もし此方がふさがりにあたらば、閙神の方を用べし、閙神の方は、其日の干支より三ツめ也、小兒を吉方へ向はせ、しらがをかぶらせ申、鬢かうがいを取て、左のびん三かき、右のびん三かき、かく鬢をして櫛を納め退、扨御祝あり、

一しらがを進上申人に、其御子より引出物給事定なし、時分の物、又は唐物金銀何にても給候、親親よりも給事、是も定なし、大刀衣裳何にても心次第にて候、しらがを進上申人も、祝儀進上申候、肴樽時分の衣類等也、是も定なく候、其身體程たるべし、

しらがを進上申人、則しらがをかぶする也、又親類などよりしらが進じ候はゞ、しらがかぶする人外の者也、時分の物とは、時の物也、夏ならば帷子、冬ならば小袖進上なり、金銀とは、金の板金、銀の板金、砂金などの事也、刀とはさやまきの事なり、

きくとぢは、すゞしの糸を、ふしかねに染て用候、又素襖のは、革にて仕候也、○又見二貞順故實聞書條々一

〔伊勢駿河守貞順記〕一髮立の祝の事、式三こんなど可レ然候、此外三本だて五本だての間たるべし、

〔小笠原流禮儀書〕髮置之事

一祝言の作方、筥の蓋に、櫛、はさみ、元ゆひ、水引、綿、熨斗一把、藁を七筋、以上七種を据て出すべし、是は髮置の親の方より出すなり、

一髮はさみの樣、をさなき者を、玉女の方へむかはせ、髮置の、親、さしよりはさむべし、男子をば左のびんを三はさみ、右のびんを三はさみ、中のを三はさみ、以上九はさみ、はさむべし、中は卷目をはさむなり、扨綿を一枚のべて、左よりうしろへ長くかけ、其下に熨斗一把、わら七筋、綿にとりそへ、根を取結びて、男結に兩わなにして、扨其次を水引一筋にて女結にするなり、さて式三こんの祝有レ之、

一大盃三ッ、三方の上に小角を置て出すべし、酌取樣、常の如く取べきなり、

一女子をば女房の役なり、是は右のびんよりはさみ初るものなり、祝のもやう引出物同前なり、

一先引渡を兩人へすゑる時、酌盃を取、髮置の親の方へ持參するを、三獻のんで下に重ぬべし、次に打身出る時、酌盃を親の前へ持參するを、一獻のんで子の方へさす、子三獻のむ所へ引出物を出す、戴き又一獻のむで親へ返す、親二獻のむで納むべし、かやうに飲候はゞ、互に三々九度にて候、さて吸ものをすゑ、かへに出し、別の盃にて、後見の人其外に酒をもるべし、口傳有レ之、○中略

一をさなき者には、介借の人あり、盃の後見をする人なり、

一祝の後のふるまひ以下、其人に隨てすべき事なり、依レ之記に不レ及、口傳條々、

〔髮置之記切紙〕

一髮置は三歲の年する事也、此時しらがとて、すが糸にて、かみにかむり候樣に拵かむらせ候、し

髮置式

れども、古は十一月十五日にかぎりたる事にあらず、いつにても吉日をゑらびて志ける也、陰陽師の書に、年中ノ最上吉日、正月十一日、二月九日、三月七日、四月五日、五月三日、六月朔日、七月廿五日、八月廿二日、九月廿日、十月十八日、十一月十五日、十二月十二日とあり、然ば此内何れにても用べき事なるに、十一月十五日にかぎる事心得ざる事也、

〔後水尾院當時年中行事下〕一御所々々の御祝どもの次第、○中略二歳の霽、髮おきあり、○中略當日御服一重、しらが綿、御所より參る、當日先御袋の局にて御祝あり、御いはひ事例のごとし、宮しらが綿に根ある小松に、橘のし等のものをゆひつく、をかづく、いか物をすう、はいせんは、御袋上臈分の人なれば、即是を勤む、其外の人なれば、はいせんの上臈、御所より參る、常の御所にて御さかづき參る、初獻こぶ、あは、宮にて參る、二獻かちん、當日御袋より進上の事、宮へは參らず、御前へばかり參る、次にしらこかはらけ二ツ入、硯ぶたに居、をもて參る、はいせん御前におく、御ゆびに付られて、宮のひたひ口につけらる、獻は定らず、御前をてつして宮退出、三日の間しらこをつけ、しらがをかうぶらしむる事也、根本は主上御手づから附まします也、此ころはみな私にてのさた也、御いはひごとに御袋乳母に下行あり、別帖にみえたり、三歳の霽、色直し。あり、當日御所より紅梅一重參る、霜月二○二本作一一番丑より巳後の日時をえらばせられて定らる、當日いか物三本だてをすう、次に二獻參る、はいせん手なが等、前に同じ、御所にて、かちん御まな二獻參る、宮夫より御ななほしさかいひて、獻も成人の人と差別なく參る、常の供御も御もらひをやめて、成人のていなり、

〔諸大名出仕記〕髮立の事、公家は二歲、武家は三歲にて仕候、此樣體は、先髮をたれ、末の粉をつよりにぬり、さてわたぼうしを長くさせて、其綿帽子に、山たち花岡熨斗蚫を加へて結そへ、中程を入もとゆひにてむすび候也、岡眉を作り申候、男女ともに此分にて候、山橘熨斗蚫の數、口傳に有、又支度之事、男子は長絹を著させ候、平人のは布の素襖袴にて候、長絹のは、つゆひも、くみにて候、又

と云、かみ置せぬ前を襁褓といふなり、

〔東都歳事記四冬〕十一月十五日　嬰兒宮參　髮置三歳男女　袴著五歳男女　帶解七歳女子等の祝ひなり

當月始の頃より下旬迄、但し十五日を專らとす、尊卑により、分限に應じて、各あらたに衣服をととのへ、產土神へ詣し、親戚の家々を廻り、その夜親類知己をむかへて宴を設く、女兒の祝ひに、白髮又たすきかけと號して、麻苧眞綿に、末廣松梅の作り花を五彩の水引を以て飾り結ひかつがしめて、生土神へ詣るよし江戶砂子に云り、此事近年市中に少し、

永田馬場山王宮　同萱場町御旅所　神田明神社　芝神明宮　深川八幡宮　市谷八まん宮

赤坂氷川社　湯島天まん宮　淺草三社權現等分て多し、何れも今日神樂ありて賑へり、

〔寶曆集成綿綸錄十七〕寶曆九卯年十月

享保年中、度々御觸有之候通、諸事相守、別而不益を相止メ、儉約之儀可相守旨、當四月相觸置候處、例年十一月比髮置袴著等祝ひ有之節、所々町人共社參致來り、子供衣服等も花美相見、其內ニハ品ニ寄、町人著間敷品も相見江候、社參之儀者、世上一統、町中賑ひ宜敷事候所、右衣服之儀ニ准ジ、心得違候者有之、賑ひ社參致候儀を相止メ候樣罷成候ては、甚心得違之事ニ候、右體之義者、町中繁榮ニ付、町人共信仰之義ニ候間、勝手次第ニ賑社參等者可致事ニ候、尤幼年者ニ而茂、御法度之衣服ハ著させ申間敷候、

但右社參之節、幼年之女、衣服格別ニ大造ニ相見候得共、是者成長之節、相用候爲ニ相開候得共、尤大造ニ而茂不苦事ニ候、

十月

右之通不洩樣、早々可申繼候以上、

〔貞丈雜記一祝儀〕元服、かね付初、髮置、袴著、帶直し等の祝を、今は必十一月十五日にする事に成りた

年齡

日時

〔伊勢駿河守貞順記〕一髮立の事、公家は二歲、武家は三歲にて仕候、

〔後水尾院當時年中行事下〕一御所々々の御祝どもの次第、〇中略二歲の髮おきあり（中略）世俗に、髮置たてのに、兒、二人相ならべずなどいふ說あれば、次に誕生の宮あれば、二歲より內にても髮置あり、

〔諸大名出仕記〕髮立の事

公家は二歲、武家は三歲にて仕候、

〔看聞日記〕永享七年十一月廿二日、禁裏〇後花園姬宮二歲御髮置、有御祝、

〔後水尾院當時年中行事下〕一御所々々の御祝どもの次第、〇中略二歲の髮おきあり、霜月しはすの中、日時勘文次第日をさだむ、

〔日次紀事冬十一月〕禁裏院中、此月被消吉日、三歲諸王子御髮上、御色直、

〔小笠原流禮儀書〕髮置の次第

一男女とも、三歲といふ霜月十五日に、良辰をえらび祝言有之なり、

〔女諸禮集〕髮置之事

男女ともに、三歲の、霜月十五日なり、

〔千代鑑〕髮置之部

髮置は、男子は三ッの年、女子は二ッの年、何月にても吉日を撰びて、此祝をいとなむべし、〇中略

一祝日は鬼宿日にても、其外何日にても、撰び用ふべし、

〔鶴松君御髮置之記〕天和元年辛酉十一月中の五日甲子、鬼宿なれば、能日なりとて、若君〇德川綱吉子鶴松君御髮置あるべきに公儀定りて、御祝の御沙汰有之、

〔喰初之次第〕一男女ともに、三歲と云霜月十五日に、良辰をえらび髮置すべし、

一三歲は日月星三光に表す、人の頭は天の象也、然ゆへ三歲にて髮置をする也、髮置以後は當

古事類苑

禮式部七

髪置

凡ソ兒生ルレバ、先ヅ髪ヲ剃ル、後稍、成長スルニ隨ヒテ、復タ之ヲ長ゼシム、之ヲ髪置(カミオキ)、又ハ生髪、或ハ髪立(カミタテ)ト稱ス、其儀公家ハ二歳、武家ハ三歳ニシテ始テ之ヲ行フ、鎌倉幕府時代、既ニ此稱アリ、後世或ハ男兒ハ三歳、女兒ハ二歳ニシテ之ヲ行フ、民間ニテハ男女ヲ問ハズ、總ベテ三歳ニシテ之ヲ行フ、而シテ近世ノ例多ク十一月十五日ヲ以テ式日ト爲ス、

髪置ノ稱ハ、既ニ鎌倉幕府時代ヨリ見エタリト雖モ、其式詳ナラズ、足利氏時代ノ儀、小兒ハ男女ヲ問ハズ、白粉ヲ面ニ施シ、山菅、山橘、及ビ熨斗鮑等ヲ綿帽子ニ結ビテ戴カシムルコトアリ、德川氏ニ至リテハ、式後紅葉山ノ東照宮ニ詣ヅルヲ以テ例トス、而シテ當時ハ、男兒ニ限リ、白粉ヲ施スノ式ハ既ニ絕エタレドモ、綿帽子ヲ戴クコトハ、上下一般ニ行ハレテ、號シテ之ヲ白髪(シラガ)ト云フ、其意蓋シ小兒ノ長壽ヲ祝スルニアリ、

名稱

〔書言字考節用集〕二時候 髪置(カミオキ)小兒三歳之賀

〔倭訓栞〕前編六加 かみおき 大諸禮に、男女ともに三歳の霜月十五日を良辰とすといへり、

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

一御ぐし置御二のくれ也

みかど御らんせられ候へば、御二のくれにかぎらず候、

古事類苑

禮式部七

佛像、危座、和銅元年正月十五日、平旦誕之、母無痛苦、而室有異香、一胞之中、二兒相對、不啼哭、常含笑、在孩稚、聰慧過群儕、九歳師事天王寺榮湍、十七剃髪、受菩薩戒、甫冠歳學通内外、人皆曰、夙智開發、二人常並頭相語而流涙、人無測也、

〔類聚國史五十四人〕天長六年六月己巳、因幡國高草郡人會禰連廣刀自女、產一男二女、給正稅三百束、充乳母一人、三箇年粮料、　十一月丙戌、佐渡國人丈部若刀自賣、產三男、給正稅三百束、乳母一人、三箇年粮料、

著一蔕者、有各胞別蔕者、其受胎有由一卵有雙仁者、有異日重孕者、有一時二卵迸出而成兩胎者、○中略

有品胎者、余嘗見之者二人而已、故其法未詳、但其大略、猶如孿胎之法、而其所生之兒、率不可育已、脩飾云、品胎亦倒首、與孿胎無異、兩胎左右並居、而一胎居前、如品字狀、因得名焉、其分娩前者先出、左次之、右又次之、此爲品胎之常、其他變證亦多、凡品胎者、自非母質强健絶人、滋養虧缺、兒多不育、四胎以上、絶無而僅有、古方書所載、事多妄誕、不足盡信也、

〔日本書紀神代一〕於是陰陽、○伊弉諾伊弉冉二神始遘合爲夫婦、及至產時先以淡路島爲胞、○中略次雙生隱岐洲與佐度洲、世人或有雙生者象此也、

〔日本書紀景行七〕二年三月戊辰、立播磨稻日大郎姬爲皇后、后生二男、第一曰大碓皇子、第二曰小碓尊、其大碓皇子、小碓尊、一日同胞而雙生、天皇異之、則誥於碓、故因號其二王曰大碓小碓也、

〔日本書紀天武二十九〕四年十月庚寅、是日相模國言、高倉郡女人生三男、

〔續日本紀文武一〕三年正月壬午、京職言、林坊新羅女牟久賣、一產二男二女、賜絁五匹、綿五屯、布十端、稻五百束、乳母一人、

〔續日本紀文武三〕慶雲元年六月乙丑、河內國古市郡人高屋連欒女、一產三男、賜絁二匹、綿二屯、布四端、

〔續日本紀文武三〕慶雲三年二月戊子、山背國相樂郡女鴨首形名、三產六兒、初產二男、次產二女、後產二男、其初產二男、有詔爲大舍人、

〔產論一〕孕育

孿生或男女同孕、或純男、或純女、余所識家、每歲孕而孿生、又必一男一女、五產皆然、

〔元亨釋書方應十五〕釋善仲、善算、攝州刺史藤致房之雙兒也、母源氏、紀州刺史懷位之第八女、慶雲四年正月十五日、夜夢蓮華二莖從空飛入口中、覺後胸中如呑物而有娠、母以夢故懷胎之間、不嘗葷腥、常對

文、文以五月五日生、嬰告其母曰、勿擧也、其母竊擧生之、及長其母因兄弟而見其子文於田嬰、田嬰怒其母曰、吾令若去此子、而敢生之何也、文頓首因曰、君所以不擧五月子者何故、嬰曰、五月子者長與戶齊、將不利其父母、(索隱曰、風俗通云、俗說五月五日生子、男害父、女害母也、)文曰人生受命於天乎、將受命於戶邪、嬰默然、文曰、必受命於天、君何憂焉、必受命於戶、則高其戶耳、誰能至者、嬰曰子休矣、

〔權記〕寬弘五年九月廿八日乙酉、此日所生兒、辰刻初沐浴、前式部少輔江爲基讀孝經、弦打加持僧等在之、午時許見役、入月子俗忌之、仍過今月可遂產事之由、種々祈願、而俄有產事、是佛神冥助也、

〔玉葉〕建曆元年三月十四日丙寅、或人云、正月誕生之人、皆最吉也云々、仍勘例之所、醍醐天皇、仁和元年正月十八日、三條院、天延四年正月三日、鳥羽院、康和五年正月十六日、淸盛公、正月十八日云々、其年未詳、邦綱卿、正月一日云々、(其年未詳、)當時關白家實、治承三年正月廿九日、皆高運也、又法性寺殿、○ [illegible] 正月誕生給也、小兒今年正月五日誕生、尤可成事、爲後記之、

〔婦人養草〕丙午の年の女は、夫を殺す性也と世俗に云ふは、丙は陽火なり、午は南方の火なり、火に火を加へて、何かはよかるべきぞ、

〔下學集 人倫 上〕孖(フタゴ)　孿(フタゴ)

〔產論 術備 一〕孿育

凡孿胎、一側於左、而倒首向下、一側於右、而竪頭向上、其生也、左先右後、故後者必逆生、其胞衣各一、是爲孿胎正法、其奇者、或駢首向下、共一胞、或雙皆上首、共一胞、胞皆大如盤、是爲孿孕奇法、獨其雙逆胎者、難逆而死、而孿生者、

術備云、孿胎亦倒首背面、左右並居、今翁以爲分娩左順右逆、其在胞內亦然、是特據其臨娩所見立之說耳、果如其言、則橫產亦爲在胞內始橫居者、其謬固不待辨、蓋胎在胞內、小偏右、故居左者先出、宮內寬鬆、後生者回轉而露足也、亦有一順一逆者、有雙胎上首者、未必悉死、凡雙胎有同胞

關東のならひ、貧民子あまたあるものは後に產せる子を殺す、是を間曳といひならひて敢て慘ことをしらず、貧凍餓に及ざるものすら倣て此事をなせり、官の敎あれども尙しかり、然るに陸奧白川の傍邑須加川といへる所に、內藤平左衞門といへる豪農これを歎きて、年每に緣を求て間曳んとおもふもの有ときけば、其養べき財をあたへて救へり、もと米價賤しき所なれば多分の費にはあらずと自はいへりとなん、此人篤實類なくて學を好めり、されば是のみならず、人を救ひ、あるひは道橋を造り慈悲を行ふこと多ければ、領主も賞し給ひて苗字帶刀をも免され、士に准らへらるといふ、

生年吉凶

〔拾芥抄下末生年吉凶〕凡子午年生人夏冬生富、春秋生凶、　未巳年生人春秋生吉、夏冬生凶、　申辰年生人春秋生富、夏冬生凶、　戌寅年生人春秋生大吉、夏冬生凶、　酉卯年生人春秋生吉、夏冬生凶、　亥丑年生人夏冬生吉、春秋生凶、

〔下學集中態藝〕五月子不養言五月子必害父母云、孟嘗君雖五月生、位至高大、其母爲辭公而長生矣、由是親之、則五月子非不祥也、見史記、

〔大鏡序〕たゞ我は子うむわざもしらざりしに、主の御使に市へまかりしに、またわたくしにも錢十貫を持てはべりけるに、にくげもなきちごをいだきたる女の、これ人にはなたんとなん思ふ、子を十人まで生て、これは四十たりの子にて、いとゞ五月にさへ生れて、むつかしきなりといひ侍りければ、持たる錢にかへて來にしなりと、

〔類聚名物考人事〕四十たりの子を忌み、五月に生るゝ兒を忌事、　四十に足時に生るゝ兒を忌は、今の俗にも四十二の二歲子といふ事あり、是四十の年に生れし子なれば、四十二の時はその兒二歲なれば也、是は四二の訓の、死にかよへるを忌事なるべし、また五月に生れたる子を忌は、五月は古へことに忌し事見ゆ、源信明集にも、神世よりいむといふなる五月雨などもいへり、又史記に孟嘗君が傳に、五月五日生れしを、親の忌にくみし事見ゆ、

〔史記列傳七十五〕孟嘗君名文、姓田氏、文之父曰靖郭君田嬰、○中略初田嬰有子四十餘人、其賤妾有子名

能正視、閉目背面、乃敢爲之、而兒也胞血淋漓、有口不能語、其苦、咿嚶良久乃死、言之他人傷心、其親而忍爲之、其去禽獸者能幾何、然其一線不忍之心、卽進善之端、爾何不擴之、野奥諸州、此習爲最熾、他州人語及此事、顰蹙爲不近於人類、今人呼爾爲禽爲獸、寧不憤然發怒乎、若身不免於其實、則有何言以解之、是官之所以告諭丁寧數々不已、今又曉以理、申之以利害者、欲爾等養其不忍之心、而爲良善之民、仰體諄々之數、而免于禽獸之歸、

〔樂翁侯傳〕天明四年、○中略貧なれど子供多く育て、五人以上に至るものは、賞として米一俵を賜はり、村毎に帳を調へ、庄屋より御使へ出し、長百姓より皆次横目へ出す、此帳を以て併せ見れば、民の費用、且に避すべくして、姦欺を爲すこと能はず、○中略村々動もすれば疾疫流行して、男女死失し、生口も減す、是は畢竟出生の子を、殺さして害する等の惡風俗、不仁の事より邪氣を感じ致す譯を教戒し、又市女を請ひ、彼の死たる小兒をよせ、村婦等に聞せ、恐懼して後來を謹ん事を欲し、越後は人多くして、婦人までも能く業を勵、且子を害するの風もなく、白川の在には婦人少く、娶るには金を出さゞれば、年壯成者も妻をもたず、田地を受け、多く作る事能はず、自ら土地も餘り、荒蕪も年を逐て多き故、越後より女をよび嫁せしめ給ふ、○中略町在の貧民、子を害する事止ざるは、畢竟貧苦より出たる所業なればとて、寛政二年より、初産を除き、二人めより赤子養育の爲とて、七夜過ぎに金二分、十二ヶ月めに又二分、都合一兩つゝ下され、此事を試みに五ヶ年の間爲し給はんとなりしが、同九年に至ては、又増て七夜過に一兩、十二ヶ月めに一兩、都合二兩つゝ賜りたり、○中略如此心を盡し給ふ故、其後は知らず、寛政四年人數を算せし時は、天明五年に比すれば、三千五百餘人増し、新百姓も追々取立、城北飯澤なんどは、村落をなし、所々にて、高百石も出來たり、

〔近世畸人傳 三〕内藤平左衛門

百姓共、大勢子供有之候は、出生之子を、產所にて直に殺候國柄も有之段相聞、不仁之至に候、以來右體之儀無之樣、村役人は勿論、百姓共も相互に心を附可申候、常陸下總邊にては、別而右之取沙汰有之由、若外より相顯に於ては、可爲曲事者也、

十月

右之通可被相觸候

〔視聽草六集三〕敷教條約

儆殺子

白川立敎館敎授廣瀨典奉命撰

爾等衆民、生子過二三兒、必殺而不育、此俗遵行已久、恬不爲怪、是以難改也、然其事殘忍極至、背天地之道、不惟於理固不當然、而於利害亦不宜殺也、夫天地之所以長久而不墜者、生意耳、其氣決然往來、不有斯須間、是以萬物生其間、能發榮滋息、而無憔悴枯落、雖一毛髮之微、莫非生意之所存、故人害生意、則害必至焉、是理勢之當然也、而人之所以害生意者、莫甚於不育子也、今夫牛之爲獸痴、而烏之爲鳥賤、猶舐犢哺子、不失慈愛之天性、人而違之、以萬物之靈、而禽獸之不若、是其於理、固不當然也明矣、爾等於子豈全不愛乎、利害之心、或有驅迫、恐子孫衆多、衣食不給、與其共至貧困、不若殺之就安、於是乎、敢爲逆天悖地之事而不顧也、今我往々見之、壯而殺子、衰老無托、衣不掩體、食不充腹、遂爲僧尼、乞人餘而不足、轉于溝壑、多子則初雖貧約、後各執業、以至富足、老而多賴、疾病足養、然則其至貧困、不在多子、惰業自取、忌之不戒、而歸罪於多子、不亦誤乎、且爾之有子、天之所與、而爾殺之、豈不犯天怒終身陷於貧困乎、是其於利害亦不宜殺也明矣、爾等生子、官必賜金以賑、爾等反欲爲利害而殺之、夫嬰兒呱々、官與爾孰親孰疎、官實不若爾骨肉之親也、然則爾等殺子、不獨於上二者有背且犯、又虐公家莫大之仁惠、爾等可不之思哉、爾等亦人也、當其殺之時、不忍之心惻然而生、吾聞之、其將戾首加之膝、不

院、幷同座人實綱朝臣等爲丙、件人參入之處、大內幷殿下爲丁、仍兩處無觸穢者、而或者申云、甲處入人爲甲、其入人處爲乙者、有異又申云、穢物死骸、不取弃以前入人爲甲、取弃穢物後入人爲乙、是則法家之習也、卽又殿下以大舍人頭長門、令參二條院、被尋問件事、被申云、穢物卽日取弃乎、永豪之參、其後事者、

墮胎

〔日本紀略村上四〕天德三年二月十三日戊子、右兵衞陣前裏、袋置落胎、爲卅日穢、

〔源順集〕男の人の國にまかるほどに、子をおろしける女のもとに、

たらちをのかへるほどをも知らずしていかですて丶しかりのかひ子そ

〔充臺一覽二〕先に女御、御壹人も御誕生無之內に、局方御懷妊候ても、平產も被成難く、湯とも水ともなし奉る、御沙汰なしの御事也、

〔德川禁令考文武傳四十九〕天保十三寅年十一月晦日

女醫師之儀ニ付御觸

市中女醫師と唱候者、血道之療治、正敷致候ハ不苦候處、其中ニハ姙娠之者を賴に應じ預り置、墮胎致させ候類も有之哉ニ相聞、不屆之至候、向後右樣之儀於相聞ハ、賴人迄も遂一途穿鑿、急度咎可申付候間、兼而此旨可存候、

不育兒

〔古事談僧行三〕成典僧都者、仁海僧正眞弟子云、或女房密通於彼僧正之間、忽懷妊產生男子、母堂云、此兒長成者、此事自令披露歟トテ、水銀ヲ令服嬰兒云々、令服水銀之者、若存命ハ、其陰不全云々、依之件僧都ハ、於男女一生不犯之人也、

〔德川禁令考四十四家〕明和四亥年十月十五日

出生之子取扱之儀御觸書

水野壹岐守殿御渡

云、十八日己未、御産氣日來連々、今曉殊物忩之間、寅刻皇子降誕、萬人悅豫之處、皇子有御事云々、及晝有女院崩御云々、(御年廿五)上下悲歎、言語難及、云僧侶、云陰陽、耻辱此秋也、卜筮算勘以下、皆以相違、諸道陵夷、何事如之、

〔源平盛衰記 十八〕文覺賴朝勸進謀叛事

彼文覺ハ渡邊黨ニ、遠藤左近將監盛光ガ一男、上西門院ノ北面ノ下﨟也、其母イマダ子ナシ、夫妻共ニ家ノ絕ナン事ヲ歎テ、長谷寺ノ觀音ニ詣テ、七箇日祈申ケレバ、左ノ袖ニ鷲ノ羽ヲ給ルト夢ニ見テ、懷姙シテ儲タル子也、父ハ六十一、母ハ四十三ニテ生タル一男也、母ハ難産シテ死ヌ、

〔後愚昧記〕永和三年正月十二日、今日申剋許、大樹〇足利義滿妾(故時光卿女、資敎妹一腹也、元年來宮仕禁裏、號新典侍、而二品尼計略、遣武家之大樹寵愛也、)産女子(産所四條坊門京極、兵庫入道宿所云々、)了、而爲逆生之間、卽死去云々、日來爲男子者、馬甲冑等可出之由、諸大名等用意之、而支度相違之間、於馬者引歸云々、凡産生爲難産之間、比興之雜說等滿巷、何足逞記哉、或說云、兩子一度出生、共以死去了、而隱密兩子之由、實否不知之、

〔拾芥抄 下末 觸穢〕忌三月以前傷胎事

弘仁十二年六月八日格云、四月以後胎傷與死同、三月以前不忌限者、今案此格四月以前、獨立此例、三月以前未見忌例、今若准人產、定可忌七日歟、

或云、四月以前胎傷者、准月水忌、懷姙女、四月以前不可參社、夫不可忌、

觸四月以前傷胎穢事 有穢甲乙等

承曆二年爲房記云、四月廿一日甲子、去十四日、二條院有穢(藤大納言室家、傷胎四月以後、)後一條院御國忌講師、被請律師永豪、卽以參仕、其後永豪以同十八日、參入新東北院、後冷泉院御八講、其同座人宰相中將宗俊卿、以同十九日參仕大內、又同座人式部大輔實綱朝臣、幷殿下家司職事等參入殿下、件事廿日始有披露、仍殿下先召明法博士有眞、被問穢氣次第、申曰、二條院爲甲、入人永豪爲乙、永豪入處新東北

とおもひて、のちのおほんことゞもをおもひさわぐほどぞ、いみじきやとの、、しるほどに、やがてきえいらせ給ひにけり、かくいふことは應和四年四月廿九日、いへば、おろかなりや、おもひやるべし、うちのみやたちも、よべぞいでさせ給へる、このたびのみや、そんな〇皇子にぞおはしましける、

〔榮花物語七鳥べ野〕みや〇一條后定子の御こゝちなやましうおぼされて、けふや〳〵とまちおぼさるゝに、ことしはいみじうつゝしませたまふべき御とし〇定子時二十五歲にさへあれば、いかに〳〵となやましげに、この殿ばらみたてまつらせ給に、いさゝくるしげにおはします、さるべきはらへ御誦經などひまなし、やん事なきしるしあるそうなどめしあつめて、のゝしりあひたり、御ものゝけなどいとかしがましういふ程に、長保二年十二月十五日のよるになりぬ、内〇一條にもきこしめしてければ、いかに〳〵とある御使しきりなり、かゝる程に、みこ生れ給へり、女におはしますを、〇脩子くちをしけれど、さばれたひらかにおはしますを、まさる事なく思ひて、いまはのちの御ことになりぬ、ぬかをつきさわぎ、よろづに御誦經とりいでさせ給に、御ゆなどまゐらするに、きこしめしいるゝやうにもあらねば、みな人あはてまどふを、かしこきことにする程に、いと久しう成ぬれば、猶いと〳〵おぼつかなし、御となぶらちかうもてことて、帥殿〇定子兄藤原伊周、かほをみたてまつり給ふに、むげになき御氣色なり、あさましくて、よびさぐりたてまつり給へば、やがてひえさせ給にけり、あないみじとまどふ程に、僧たちさまよひ、なほ御誦經しきりにて、うちにもとにも、いとゞぬかをつきのゝしれど、なにのかひもなくてやませ給ぬれば、帥どのはいだき來らせ給て、聲もをしますなき給、さるべきなれど、さのみいひてやはとて、わか宮をばいだきはなちきこえさせて、かきふせたてまつりつ、

〔百練抄十四四條〕天福元年九月十二日癸丑、自去夜、女院〇後堀河后御產氣云々、來月御當月也、人以驚云

胎期未滿而生

〔元亨釋書一傳智〕釋空海、世姓佐伯氏、讚州多度郡人、父田公、母阿刀氏、夢梵僧入懷而有身、在胎十二月、寶龜五年生焉、

〔大鏡三太政大臣忠平〕このおとゞ、これ基經のおとゞの四郎君、御母本院の大臣、びはの大臣におなじ、○中略いかなりける事にか、七月にてうまれさせ給へるとこそ申つたへたれ、

〔元亨釋書二傳智〕釋榮西、號明菴、備之中州吉備津宮人、其先賀陽氏、薩州刺史貞政曾孫也、母田氏、懷孕八月而誕、母無困惱、永治元年四月二十日、明星出時也、隣人曰、傳聞不滿期而有產者不利其父母焉、母聞之、不乳三日、兒又不呱、有沙門陽嚴、往來賀家、以事告其父、父大嗔曰、兒已死乎、對曰、猶活也、嚴誡婦家、鞠育、甫此始澣浴、

難產

〔大鏡裏書〕中宮安子崩事

村上御記曰、應和四年四月廿九日、辰刻使藏人文利問中宮、兼令問止產養否之由、還來申、伊尹朝臣令申云、自今曉寅刻計、氣息雖纔通、不可敢存坐、更不可被行他事、即令召惟賢、惟賢參來、令文利申云、中宮氣已絕、○又見本紀略二日

〔榮花物語一月の宴〕さきのみや后安子○村上日頃たゞにもおはしまさぬを、○中略おほん心地久しうなれば、いとよわくならせ給ひて、ともすればきえいりぬばかりにおはします、○中略さま／＼耳かしかましきまでの御祈どもしるしみえず、いといみじき事におぼしまどふ、おほん物の氣ども、いと數多かるにも、かの元方大納言の靈、いみじくおどろ／＼しく、いみじきけはひにて、あへてあらせ奉るべきけしきなし、○中略かゝるほどに、おほかたのおほんこゝちよりも、例の御事のけはひさへそひて、くるしがらせ給へば、いとゞおほんしつらひし、おほんずきやうなど、そこらのそうのこゑ、さしあひたるほどに、いみじうみやはいきだにせさせ給はず、なきやうにて、おはします、そこらのうちと、ぬかをつきおしこりて、とよみたるに、みこかい／＼となき給、あなうれし

正にして、智惠世にすぐるゝとなり、子に益をなす事、胎内よりはやかくの如くなり、懷妊初の月は、力を出し重き物を持べからず、恐れおづる事を忌むべし、辛物なまぐさき物を忌、二月め、彌驚きさわぐ事をいむ、辛物油濃物を喰可らず、三月めは、悲む事、物思ひする事を忌、四月めは、心を柔和に、飲食の時を違へず、糯米魚鴈の如きを食すべし、五月めは、髮を洗ひ湯をあみて、衣類の垢を去り、饑をこらゆる事勿れ、六月めは、野に出て馬などを見てよし、七月めは、身を使ひ氣血をめぐらし、飲食少くすべし、八月めは、心を和らげ靜にすべし、乾く物饑る事を忌なり、九月めは、甘き物よし、醴をのむべし、十月めは、大事に身を持べし、只生るゝ時節を待て心せくべからず、凡産前産後に病あらば、良醫師に逢て藥をのむべし、近世民間にて、臨産に藥をのむは、乳に災ありとて、嫌ふ事あり、總じて病あらば藥をのむべし、乳は乳にて別に病あり、其外久しくよりかゝり、或は明るきがよきとて、蠟燭をともす事、皆々誤なり、二三日すはり居て、後に枕を高く、次第にすそをひくゝして、足を少しかゞめ、仰に臥べし、胞衣桶二ツ、出し桶二ツ、是は女中の打蒔を入る物なれば、閾のへ置べし、産屋には透間の風をかたく防ぐべし、安神散を當座に用べし、小さき青石を燒き、或は堅炭の火に、こめの酢をかけて、産屋の内、或は次の間に、にほはすべし、若し血暈とて、目まひなど來らば、鼻の下にてかゞしむべし、ふるき漆塗の物をふすべて、かゞしむるもよし、

出産雜事

産ニハ其期ヲ過ギテ生ルヽモノアリ、其期ニ滿タズシテ生ルヽモノアリ、或ハ一時ニ數子ヲ産ミ、或ハ流産若クハ難産スルモノアリ、又或ハ其生年月ノ吉凶ニ拘リテ棄テヽ顧ミザルアリ、甚シキニ至リテハ之ヲ墮胎シ若クハ分娩ヲ待チテ直ニ之ヲ殺ス等ノ事アリ、今之ヲ出産雜事ト稱シテ此ニ附載ス、

〔日本紀略十一一條〕長德二年十二月十六日壬子、中宮（一條后定子）誕生皇女、（脩子）出家之後云々、懷孕十二ヶ月、

一御色直御引出物、褥物五重、上樣（御重樣御事也）同上、
一御食初御引物、御小袖五重、色々上樣三重、
〔伊豫吉田御家系譜〕村賢公（和泉守）――女子英（フサ）八重（實子）胤
一天明元辛丑年十月廿七日、於江戶御誕生、（○中略）
一同二壬寅年三月三日、御喰初、御箸親高橋九郞右衞門妻、
〔拾芥抄（下末諸事吉凶）〕反支（產時忌之、令數牛皮）
子丑朔（六日）　寅卯朔（五日）　辰巳朔（四日）　午未朔（三日）　申酉朔（二日）　戌亥朔（一日）
〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、未二點皇子（○安德）降誕、（○中略）次御乳人參上、御鼻員以練絲結之如恒云々、
〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第
一（○中略）御うまれあそばして其まゝ、すゞしの糸、一ちやう二しやくよりあはせ、御はなひさせ給ふたびに、一七夜むすび申候、（○中略）
一（○中略）上樣めされ候御ふく、まいらせられ候、すなはち御かいまきにめし候、
〔枕草子二〕すさまじきもの
ちごのなくなりたるうぶや　うぶやしなひ、うまのはなむけなどのつかひに、祿などとらせぬ、むことりて、四五年まで、うぶやのさはぎせぬところ、
〔世繼草〕夫覆ふて外なきは天の德なり、天は上にあれば夫の位なり、地は下にあれば女のかたちなり、子を生ずるの義なり、列女傳といふ書物に云く、古へ婦人子を孕みては、寢るに側だゝず、坐するに片よらず、立に片足立せず、邪味を食せず、割たゞしからざれば喰せず、目に邪氣を見ず、耳に婬聲を聞ず、夜は瞽をして詩を誦し、正しき事をいはしむ、かくの如くすれば、生るゝ子形容端

例也、役人藏人五位六人、宗季、宗隆、能業、邦業、光能、良俊等也、面良俊、依服假事出來、仍信光勤之、光能信光者、不經藏人、然而各依爲一所殿上人、又院司所准用也、入夜久信參上、有所勞不相具云々、於閑所給御衣一領、不一單、先例無祿事、仍於閑所給御衣也、勤仕御前物之人、先々多焉、若ハ必御衣給之、非祿儀也、去々年依不參不給之、今度參上、仍所給也、自今夜供若君御料如恒、

〔山槐記〕治承二年六月廿八日辛卯、酉刻小女食魚味、其儀最省略、有前物、母堂令含之、予有所憚、女房衛重、侍雅色所饗、庄々勤之、不及賓客、

〔明月記〕正治元年十二月十一日、午時許、三名小兒魚食、乳母等含之、前物十二、以上高林相儲云々、後相具參御所、田上令書儲讀、自門令儲下、先參宮臺盤所、亦令懷忠弘參殿下御出居、給書本造物、叢種々威容、尤爲面目、此子於事物容自今所爲悅也、

〔吾妻鏡二十四〕建保七年〇承久元年七月十九日壬子、左大臣道家公賢息、歳二、母公經卿女、建保六年正月十六日寅刻誕生、下向關東、〇中略十四日〇六月、於左府有魚味之儀、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年二月廿三日辛巳、今日若君御前、魚味、御著袴、御馬召始等事、有其沙汰、佐渡前司奉行之、

〔齋藤親基日記〕文正元年四月十日、未刻、若君御色直、御食初、同時

一伊勢守許御成、御臺様同前、

一御祝六本立　行松勤之

一供御幷御肴入獻　大草上延勤之

此外亭主御肴有之

一若君進上御大刀二振充、御所様御座中ニ各進上之、

一還御及乘燭、總次御大刀二振進上、御對面、

供之、今一度於内裏可供之、晝御座夕御膳間、於内裏可供之、保延於内裏有魚味事、則夜御退出、然而同於内裏供夕膳、今爲違彼例也、加之公家之法、行幸他所、於旅所雖供朝御膳、還御之後、於本所供夕御膳、准據彼例也、依予豫誡仰資賴朝臣、次給内御乳母祿、女裝束、具地摺裳、赤唐衣、濃袴一口、調進之、少進光資持向彼局、爲先例也、

〔玉海〕嘉應元年十一月十九日辛未、今日小兒三歲可食眞菜事、女院御所、寢殿北面供密儀用北面母屋中央間、敷繧繝端帖二枚、其上加東京錦茵無地鋪先例也爲其座、當件左右柱簀子立燈臺擧燭、臨期撤四方燭、依爲役送路也、戌刻吉時兼日問日時於在憲朝臣、當日無勘文之儀、是又例也、陪膳散位俊光朝臣正四位下前侍從也、豫所定左少將定能朝臣也、而依參御熊野詣御供、故也、進候北緣、次役人五人捧前物參、第一、和泉守季長、第二、中宮大進信國、第三、備後守光經、[illegible]第一盤、散位季廣第二、刑部權大輔信季等也、抑分御器一口四種二口、箸臺外皆樣器、是承曆例也、又無酒盞銚子等案、事理必可有之、仍檢代々吉例之處、皆以無、故今度又如此、今日陪膳取打敷參進、承曆之例、役人之上臈取之、今度欲隨其例之處、兵部大輔顯方遲參、仍隨常例陪膳取之、追案之、役人取打敷、無其謂事歟、陪膳次第供之、女房二人新宰相、[illegible]名在簾中取入之、帥局刑部卿宗長朝臣女、即乳母也、取居之、陪膳退下了、余云箸含之、先取最花、如恒必含飼也、此後無別儀、件前物進乳母局云々、承曆例有盃酌餚詠事、今度依略儀止之、彼例於四條宮殿下御方歟有此事、因之用女院御所、余贄殿預右衛門尉紀久信勤仕御前物、承曆久紀勤之陪膳被下役人皆衣冠、下官直衣、無立明、爲密儀之時、無其便之故也、抑今日支干叶承曆例、可謂吉祥歟、又俗口口云、自所生月當廿箇月食之、而承曆例、當廿五箇月當所生同月食之給、今依彼例所行也、陪膳被下、自女院御方被催之、自去年女院養爲子、仍每事院中沙汰也、依爲院司、季長行今日事、

〔玉海〕嘉應三年○承安元年三月十六日庚寅、此日乙童始食眞菜、九條第陪膳定能朝臣左中將役人六人、取打敷臺三本、盤二枚等參上、陪膳取進簾中、女房二人取入之、陪膳女房取居之、飯中、菓子左、如恒即陪膳退起了、依不可取出之、今日事顯方朝臣行之、申剋食之也、陪膳以下皆衣冠也、御前物久信勤之、分御器四種、箸臺外皆土器也、而用樣器失也、打敷蘇芳織物也、小兒座、疊上加茵、先童例也、每事略儀、偏逐彼度之

權陰陽博士賀茂在継
陰陽頭　安倍資元
承久二年四月十六日

此間藏人敷圓座三枚於御前弘庇、(略)○中東宮出御、(白小葵浮文織物御細長、依夏不召御單御小袖、)權大夫實氏卿奉抱、而令奉抱出自北障子御帳西邊、奉居晝御座御茵上、此間關白進寄候弘庇、著御畢著圓座、權大夫退候御帳東頭之間、猶進可候御座邊之由、關白氣色、仍進候、(是內々承院宣也、)東宮獨御座、無御面嫌之儀、如成人之禮、感淚難抑也、次權右中將高實參進、候中門廊第二間簀子、依關白氣色退歸、出殿上召諸卿、(生年十一歲、作法優美、如成人、尤可感云々、九條大納言息、予猶子也、)大相國參上著座、進退嶷々、移刻之間儲君令六借給、太口無心也、今日參入自本不甘心事也、不蒙催推參云々、上皇(○後鳥羽)尾籠之由有仰、予相次著座、(圓座狹、三人著座、太無便宜、)次大夫(供御膳、)進寄御座邊陪膳、(略儀)先以木御箸取御三把、盛阿末加津土器、(自今日供御三把於阿聚座之儀、可供朝飯御三把也、)御箸供燒鯛、(一箸)次供燒、(一箸)次漬御飯於御汁物、(二箸)奉含之、(一箸作居盤供也、)儲君如形聞食之、(上皇有御氣色、)次入御、權大夫奉抱如初、此間關白已下敬居、次大臣自下﨟起座著殿上、此間陪膳令撤御膳、其儀不見及、問大夫可記、(藏人於殿上邊仰殿由、長治例也、下﨟置大盤第一與第二間、藏人取參上、問長治例也、)次一獻、大進五位藏人宗剛持參盃、(具瓶參之、藏人邦定、)鼻遲流如例、此間右大將、依召參院御方、然次二獻、權亮高實勸盃、(取瓶約、作法神妙、可謂優美、)瓶子非藏人邦定、此間大夫著座、次居冷汁、(關白陪膳中宮□宗朝臣、相國陪膳信定朝臣、予陪膳隆綱朝臣、已上役送殿上五位、納言已下五六位也、)納言未居之間、參議申上、關白已下下著、頗違例也、次三獻、參議公頼卿勸盃、(取瓶約、)瓶子殿上五位、次四獻、中納言定高卿勸盃、瓶子殿上五位、此間依召關白參院御方畢、次居菓子、(大臣之外不居、如何、)不居熱汁如何、右違例也、此間朗詠予催之、宰相中將範茂卿朗詠、(宮辰今月旬三辰、誰是一辰、)次五獻、大夫敎家卿勸盃于相國、瓶子殿上五位、次居水飯、不待居畢食之、次公卿起座、不給祿先例也、(略)○中院御方重可渡御之由、被申之、仍奉□之則渡御、別當三位奉抱、與侍取御帶頃之還御、無御面嫌、每事神妙、院有御感云々、悅思不少、次供朝餉御膳、儲君御坐御疊上、陪膳別當三位、(中儀兵部內侍、下候常例、各裝之、著物具裝束色無定、御三日不可帶過、)取御三把供阿聚底、自今日如此二度、於此御所

取御氣色之由示之、本左大臣可問之由哉、次第而忽有議、關白可被問之由、有其沙汰、問彼內議、有此發聞歟、光長云、御膳棻刻限至云々、傳云、每事可忩行、且又可奏內御方云々、次供朝饌、一御臺盤、陪膳權大夫知盛卿、左中將泰通朝臣昇之、二御臺盤通盛朝臣、隆房朝臣昇之、次次四位已下役送供御座前、供畢知盛候南簀子敷、良久東宮出御御座、亮重衡朝臣奉抱之、出自御帳東間、奉居晝御座、此間關白、著御前圓座、經知盛前著之、次重衡朝臣、召左大臣及余、此間東宮獨居、敢無面嫌之氣、兩人共參著簀子圓座、他公卿不著座、先例也、次知盛卿參進、居御座東邊、奉含之、先御粥、次御飯、次漬汁、奉含之、此間御進退、敢非幼稚之儀、殊有成人之景、可貴云々、次重衡朝臣奉含之間、件朝臣、陰候御帳東邊也云々、參進、奉抱入之、關白已下小平伏、

〔明月記〕正治元年十二月十六日、今夜第三皇子、親王宣旨并御魚食事、後聞粗記之、左右內三亞相參內、著仗座、親王宣旨了、進弓場列拜、左右亞相卽參院給、執柄著殿上、初獻、仲經朝臣持參、盃不取續杓退去、兵衛佐家衡取瓶子、殿下取盃、不被仰左右、懸默〇懸恐默誤然之間、宗賴卿召返仲經、還來寄宗賴座下、更訓其儀、取杓盃流巡了、殿下起給、其後三獻、依後白川院例、無御遊云々、魚食了、左大臣殿又令參內給、於仗座頭權大夫、仰殿上別當兵仗事云々、

〔玉葉〕承久二年四月十六日、此日東宮〇仲恭始聞食魚味、昨日依齋日延引、堀川承保元年有魚味、然而親王與春宮儀異、雖被准、仍延引院宣也、蓋長治元年佳例也、于時御內裏、而保延治承、於禁中有此事、依爲不快之例、有議今曉行啓院御所、高陽院被遂行也、長治鳥羽院御同宿儀、御所且彼例也、卯刻行啓、〇中略巳刻改裝束參東宮、大夫之外未參、資賴朝臣云、自院只今還御、日來御坐七條、其以前可催具之由被仰下、〇中略午刻計、右大將參入、相次漸々參集、未刻院還御、大將參御所方、口關白參給、二條中納言定高申案內、則入座東面簾中、予九條大納言等在此所、此間大夫於殿上、見日時勘文、陰陽頭阿倍資元朝臣、大膳權大夫賀茂在繼朝臣、於藏人所勘申之、其書樣、治承有沙汰、爲房記、與陰陽師等家所傳之案文相違、就陰陽家案文被用事、今度可用何例乎之由申之、予猶就長治爲房卿記、可令書之由仰之畢、以口覽院御方、奏覽畢返給大夫、下亮下藏人所、

擇申始可供魚味日時

今月十六日乙亥　時午申

膝の上におき、膳をすゑさせ、上にある生飯を膳のすみへ取り、めし一はし、汁一はし、飯一はし、以上三口くゝますする眞似をなし、菜をも右の通りにするなり、其膳を其まゝおき餅を出す、土器折敷は木具なり、齒固として、大根二切付る、餅二箸、大根一はし、くゝますする眞似をするなり、箸は膳木なり、長サ壹尺二寸を用ゆ、祝儀すみて後は、振舞もあるべし、

〔永左記〕承暦元年九月廿三日庚午、今日准后女御、道子有御產氣之由風聞、或人云、申時許之平安降誕云々、〇中略爲皇女之由也、　十二月廿八日甲辰、此日今上〇白河第一皇女、初聞召魚味云々、傅陸以下被參內、

〔中右記〕大治二年九月十一日戊戌、戌刻御產平安成、王子　四年四月廿七日乙亥、第四宮聞食魚味、俄有催、巳時許相具宰相中將、參院御所三條第、早參人々未被參、寢殿南面簾四間、上御簾供御座、殿下參給、殿上末居物間、人々皆在西渡殿、萬事懈怠、及午刻登儀居、殿上大盤、四間侍廊、女院殿上也、人々着此座、殿下、內大臣、藤大納言、予、治部卿、源中納言、別當新中納言、左兵衛督、藤宰相、皇后宮權大夫、右兵衛督、大貳、先供若宮御膳、藤大納言經實爲陪膳、殿上人益送、小臺六本、御盤二枚也、先若宮出御、新院(鳥羽)扶持御、大納言歸着殿上座、一獻、右馬頭忠能朝臣、勸盃、瓶子資光、二獻、宰相長實、瓶子忠朝、予依別當進朗詠、佳存今月旬、德是北辰旬、各一反、立箸、汁物象居之、三獻、左兵衛督實能、瓶子公行、拔箸介起座退出、

〔中右記〕保延三年四月八日、今日午時許、號院女御人故長實中納言女也、平產女子、　七月十七日、姫宮魚味聞食、民部卿以下上達部九人參入、

〔玉海〕治承四年正月廿日癸酉、此日皇太子〇安德有魚味著袴等事、三歲著袴、爲吉例之上、來月依可有讓位事、可被忩行也、魚味當十五箇月、世俗云、廿箇月食之云々、然而先例不必然歟、午四點著束帶、[illegible]參內、先是關白參儀、傅左大臣未參、魚味事未始云々、參御所方、小時參着東宮殿上、東宮御在所、坤角午午庭也、以北爲上、西庇爲殿上侍臣饗所、東爲台盤所、[illegible]殿盤居饗、[illegible]先例也、左大將以下公卿七八人許在座、頃之傅左大臣參入、招大進光長、問獻物人事、可

品ばかりなり、其所肝要なり、

一餅五ッ、膳の左のきはへすゆるなり、後見の人取て寄るを、是も三箸養ふなり、此もちは、代物過分にて買取べし、ほどらいは人に可寄、條々口傳、

右之如くくゝめ上候て、則刀脇指をさゝせて、後見の人にわたすなり、扨座直し候處へ三盃をいだすべし、さて引渡出る時、酌盃をとり、喰初の親の前へ持參するを、三獻のんで子にさす、子三獻のんで下におくべし、盃はもとの所へおくなり、次に打魚を出す時、酌盃を子の前へさすを、子三獻のんで親へさす、親三獻のんで納るなり、次にはわたいり出る、扨又酌盃を親の前へ持參するを、親一獻のんで子にさす、子三度のんで親にかへす、親一獻のむ所へ進物あるべし、其上にて親また一獻のんで納る也、箇樣に候へば、互に三々九度なり、子の方に後見の人有之、盃のさし入をするなり、物するゑかへに、吸物を出し、後見の人、其外に酒を盛るべし、條々品多く口傳有之、

一女子ならば、女房養ふなり、何にても似合はしき物を出すべし、摸樣は同前なり、

一喰初の祝、四條流獻方口傳書云、喰初は、男女共、生れたる日よりくりて、百廿日に當る日也、月數は五ヶ月にて百廿日なり、是を箸初の祝共いふ、今流儀によりて、男百十日、女百廿日とも覺たる人あり、略儀なり、百廿日本式也、此時に能く立つ市場にて、（定市の事也）餅五ッ買取、五度土器に盛出す、又足打に、親子草（鼠麹草(ハヽコクサ)事也）かい敷にしても盛なり、是を齒固の餅とも申なり、白餅にも、又は小豆餅にもするなり、此餅は、代物を過分につかはす法也、（貞丈云、公家にては、くひぞめを眞菜の祝といふ、又魚味の祝とも云、魚を用る故なり、）

〔女大學敎草書入〕喰初の祝

喰初は、誕生ありし當日より、百廿日めに養初の祝義あるなり、善惡の日によるべからず、養おやとて、いかにもめでたき人を頼定る吉例なりと云、貴人は蝶形の長柄、加へ瓶子を飾り、式三獻三三九度の盃あり、雜煮吸物出る也、養ひやうは、養親小兒をうけとり、其年のあきの方へ向ひ、左の

〔貞丈雜記〕一祝儀一魚味の祝は、小兒に初て魚肉を喰しむる事也、又眞菜の祝といふも同じ事也、小兒三四歳の時祝也、其日まなとて、(眞菜と書て、まなとよむ也、まなといふは、魚の事也、)小兒に食物を供る祝あり、(是をくひ初と云、はしたてともいふ也、本はまなの祝と云也、)此時膳部に魚物を用ゆ、小兒は脾胃の弱き故、三歳比迄は、專乳を用て、粒食魚肉を喰せず、扨其以後三四歳に至る迄も、魚肉を喰さむる事なし、小兒は脾胃弱き故粒食魚肉を喰しむれば、脾胃すこやかならずして、病起る事あり、依之粒食魚肉を喰せざるなり、三四歳にも至り、脾胃も少かたくなりたる比、始て粒食魚肉をゆるして食しむるを、魚味と名付て祝ふ事なり、東鑑卷廿四に、同十四日於左府有魚味之儀とあり、(是は左大臣道家公の御息、鎌倉實朝公の養子にして、鎌倉へ下し給ふ前に、魚味の祝ありし也、)同卷三十四、今日若君御前、魚味著袴云々、又同卷に今日將軍家、若君御前、御著袴魚味也云云、同卷三十五、大納言乙若君、御著袴、並令聞食魚味給、申剋於寢殿有其儀云々、(此外公家の日記に、魚味と云事見えたり、同じ事也、)

〔御產之規式〕箸立の事(下々にてくひぞめといふ)

一眞菜の祝と云事本也、小兒をめのといだきて、吉方に向はせ申て、膳をすゑ初るなり、箸をとり飯をふくめなどする事はなきなり、今日より毎日供御をすゑ參らする也、是百一日めの祝なり、

首書、此日ヨリ、アマガツニモ膳ヲスヱ初ル、

〔小笠原流禮儀書〕喰初之次第

一男女ともに、生れて百二十日には、善惡を不嫌に喰初可有也、

一男子をば男養ふべし、女子ならば女の役なり、樣體はおさなき者をいだき候て出るを、喰初の役請取、左の膝に置所へ、膳をすゆるなり、

一膳の樣體は、食の上に生飯を、ちいさくほうじゆのなりににぎりて置、常の如く膳を居るを、養人箸にて生飯をとり、手元の角、皿のきはに置て、扨食をそと三箸くゝめ、汁をもくゝめるなり、但

魚味始

松平和泉守　御脇指 御刀　大紋御側衆 御乗物 御側衆　大紋御大刀 西丸御小姓 西丸御小姓　長袴高家持之 御鬮籠之者廿人 直垂高家御大刀代ニテ持之　御側衆 奥向之面々、御乗物廻り之面々大方熨斗目上下、　大紋若年寄 若年寄　十徳醫師

法印 法眼 装束　御參内傘 御沓　御鬮籠頭持之 御鬮籠頭持之　御草履取　御日傘 御腰物筒 退紅持之 御腰物筒　のしめ御徒 御徒 乗物老女　のしめ上下御徒 御徒 乗物御さし

のしめ上下御徒 御徒　御數寄屋坊主 御茶辨當 露次之者持之　布衣御目付 御目付　のしめ上下御徒目付組頭 御徒目付組頭　役羽織御小人目付 御小人目付　御直鎗 御直鎗 御十文字 御地鎗 御直鎗　羽織御中間持之　のしめ上下御中間頭 御中間頭　御鐵炮 御鐵炮 御鐵炮 御鐵炮 御鐵炮　役羽織御小人持之

のしめ上下御小人頭 御小人頭　のしめ上下御貝役 御大鼓役　御簑箱 御貝挾箱 御手笠 御雨覆　役羽織御小人持之　御小姓組與頭 御書院番與頭　熨斗目御番衆一組 御番衆一組　大御番與頭　素袍御番衆一組 御番衆一組　のしめ上下御馬方 御馬方

羽織御口 御口 御召馬 沓箱 平服　羽織御口 御口 御召馬　のしめ上下御馬乗 御馬乗　沓箱 平服　のしめ上下添番 添番 添番　御跡乗物　のしめ上下御徒 御徒　のしめ上下御徒四人 御徒四人 御徒四人

羽織御口 御口 御代り馬 沓箱 平服　のしめ上下兩番御供押 兩番御供押　のしめ上下御徒押 御徒押　羽織御小人押 御小人押　此間凡壹町程

小素襖裏をつくし少童騎馬 少童騎馬 侍二人草履取口取 鎗持一人召ニ具之　のしめ上下兩番御供押 兩番御供押　のしめ上下御徒押 御徒押　羽織御小人押 御小人押　布衣以上同勢　のしめ上下御徒押　羽織御小人押　布衣以下同勢

羽織御小人押

〔伊達吉田御家系譜〕村賢公和泉守――女子[illegible]　御早世

一安永八己亥年七月七日、於江戸御誕生、

一御七夜之節、御一門格被仰付、

一同年十一月九日、屋敷内稲荷江御宮參、御歸掛水谷十右衛門江御立寄、

〔倭訓栞二十九〕まなはじめ　明月記に姫君眞菜始と見えたり、生兒に始て魚をまゐらすなり、鯛を用うといへり、又まなとばかりも見ゆ、

一腰也、女房衆の供は大勢也、定無之、一行神前へ上物も、男子同前、

〔家綱公御誕生記〕寛永十九年御宮参、先紅葉山御社参、夫ヨリ山王江御宮参被遊、還御之節、井伊掃部頭所江被為成候、國持大名者、山王江御先江被参御目見江、諸大夫ノ面々ハ、西ノ丸ヨリ御先二行ニ供奉被仕候、御小性衆御駕ノ跡ヨリ、騎馬ニテ二行御供被仕候、以上廿二騎、

〔營中秘策十二〕若君様御誕生一式之事

一元文二巳年五月廿二日、夜明ケ七ツ時、廿二日之日取ナリ、辛亥日、於西丸竹千代様御誕生、梅溪前中納言實陰卿息女之奈生所也、○中略

一同年九月廿七日、若君様、初而山王江御社参、午之刻出御、未之刻還御、右之節如例井伊掃部頭屋敷江被為入候、○中略

御宮参御行列之事

のしめ上下 御徒 御徒　内證 御目 御目　神馬 のしめ上下 御馬乘 神馬目録之ハ御供大勝持ル　沓箱 平服　素袍 諏訪部文左衛門　布衣 御目付　のしめ上下 御徒目付 御徒目付　その外 御小人目付 御小人目付

大紋 大目付　御本丸 老中 直垂　御鐵炮 御鐵炮 同心持之 同心持之　のしめ上下 御先手鐵炮頭　のしめ上下 與力二人 與力二人　御弓 御弓 同心持之 同心持之　のしめ上下 御先手弓頭

のしめ上下 與力二人 與力二人　御長柄十筋 御長柄十筋　御中間持之 御中間持之　御中間組頭 御中間組頭　のしめ上下 御鎗奉行　御目 御目　御馬　沓箱　のしめ上下 田中主膳　御召替 大番 御召替

天兒 御徒 御徒　御貝桶之者　のしめ上下 御徒一組 御徒一組　のしめ上下 御徒頭　御挾箱 御小人持之　同 同 同　御茶道 同上　御日傘 同上　御沓籠 同上

御簞笥 同上　御床几 御小人持之　御小人組頭　御徒目付 御徒目付　御小人目付 御小人目付　のしめ上下 小十人組 小十人組　のしめ上下 小十人組頭 小十人組頭　同 同　のしめ上下 小十人組 小十人組　御大 御大

のしめ上下 佐々木勘三郎　御小人 御小人　御同朋 御同朋　大紋 諸大夫 諸大夫　四月十七日……御譜代衆、……　大紋 大目付

西丸 老中 直垂　布衣 御目付　御長刀　御蟇目 御矢　御弓 御弓 與力持之　老中 松平左近將監 直垂　酒井雅樂頭 大紋

うぶすなへ參らする云々、(既に天文永祿の比は、うぶすな參、又宮參など云名は聞えし也、其外は詳ならず、)御宮參と云名目、義滿將軍以來の事にや、

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第
一御宮まいり、御たんじやうの日より百廿日めなり、たゞしくひあまし候と、世に申ならはせ候とて、百廿日よりのび候事おほく御ざ候、御れう〇(御靈社)へ御まいり候て、くわん御なり候て、御まへへならせられ候て、御さかづきまいる、

〔伊勢家秘書誕生之記〕宮參
一色直有て三七日の後、吉日次第、宮參有べし、色直の後三七日の內は忌也、
一宮參の法式は、參內の如く也、兵具は不帶、守刀は乘物の內へ入るなり、守刀は刀脇刺也、但一腰にても吉、刀は大刀也、刀脇刺を袋に入て持、長刀二振、輿の左右に持、弓も袋に入る、(袋入云、產所ノ弓引目也、弓引目袋ノ作法別書にあり、)矢も袋に入持する也、神へ進上の物、神馬弓矢大刀也、大刀は箱に入、さきへ遣し置、神馬も同斷、弓矢は輿の跡に持する也、さきへ神樂代神主へ被下物を遣置、官女なければ種姓能女歟、扱は男のもりなるべし、兒を抱て社壇に上る時、大刀を持て神前に向、箱より取出し、箱の上に橫に置き、急度有之仁勤之、弓矢を袋ながら其脇に置、是も急度有之仁勤之、次神馬を引、神主幣神盃を兒に頂かせ申事也、神樂有、神樂のすむ內は、兒社に居給ふ、諸侍は其所に居る、若童子御座有かね候時は、名代御立、神樂の內に御歸也、本は神樂過て歸家也、家綱公御宮參の時、貞衡(伊勢兵庫)に被仰付、趣申上給ふ、如此相調也、小笠原丹齋は、弓鐵炮の行列有、是は賴朝將軍公の時の例と云々、然所に井伊掃部頭、鐵炮は賴朝の時分にはあらじと宣事、依之貞衡申上、儀式御用有、此趣は足利將軍義滿公の御宮參の法式也、家綱公御宮參、女中四十人餘御供也、
一女子の宮參、男子の宮參に同、少しは替り有、刀脇刺を持せず、守刀を袋に入て輿の內に入る也、

宮參

〔吾妻鏡十二〕建久三年十一月五日甲戌、卯剋新誕若公(〇源實朝)御行始也、入御藤九郎盛長甘繩家、被用御輿、女房大貳局、阿波局等奉扶持之、〇中略終日御坐、供奉人等中有献盃、盛長獻御劍、又御共男女同有贈物、女房二人各小袖一領、相模次郎以下、各色革一枚也、亥剋還御云云、

〔吾妻鏡三十三〕暦仁二年(〇延應元年)十二月十三日戊申、若宮御前(〇藤原賴嗣)御行始之間事、被經御沙汰、被問吉方、東若坤方吉之由、維範朝臣申之、東方雖爲吉方、來廿一日者太白方也、坤方依爲吉方、自產所施藥院使良基朝臣大倉家、當件方、可然之人家可見定之由被仰下、仍爲平左衛門尉盛綱奉行、令維範朝臣相計之、加賀民部大夫康持、并武田入道等名越家、叶方角之由申之、盛綱令披露此旨、康持頗尋常也、早可被用、武田者、遁世者不可然之由被仰出云云、

延應二年(〇仁治元年)正月二日丁卯、及晩若君御前御行始、(〇御輿)前武州御亭云々、

〔御產所日記〕普廣院殿樣(〇足利義教)御時之事

若君(〇義勝)御誕生永享六年(甲寅)二月九日

一若君樣御方違、(在方有職)兩人參勤被仕、作方、御身堅、以金刀左右御伽奉仕云々、

一若君樣、自御產所御方違者、三月三日申時、畠山尾張守持國宿所へ御成、同御所樣御成、御直垂紫色也、同上樣御成則還御、若君樣一夜御逗留、持國著染直垂也、翌日伊勢殿貞國宿所へ御成、御所樣同貞國宿所へ御成、同上樣御成申時、

〔蜷川親元記〕寛正六年八月十日乙酉、新造若子、御參初御祝、(行松進之、)觀世昔阿彌候、御料人ヨリ千疋、折紙被下之、親元奉之、

〔貞丈雜記(一祝儀)〕一宮參事、本はうぶすな參といひし也、誕所記(伊勢貞陸記にしるしたるが)云、百日の内は白小袖、百日め、色直しとて、產婦兒并仕女も、色小袖を著す、色直しの祝あるべし、色直し有て、三七日の後、吉日次第、宮參あるべし、又祝言次第(蜷川親孝記、大永比)記云、百日に色直しと云て、赤き小袖を著させて、

歟、但扈從公卿可預饗祿云々、　廿一日戊子、今日攝政若君被參女院、余依物忌不指出、其儀以傳說開之、唐車(出紅衣)車副六人、(白襖上下濃打衣)出車五兩、(檳榔毛出女郎花衣、前駈侍各二人、衣冠、檳榔出車大過差事也、不可云々、)前駈殿上人四人、(經家朝臣、宗雅、順信朝臣、行雅、)地下君達二人、(定宗、兼能、)家司職事十七人、(四位二人、五位十五人、無六位云々、)後騎(左少辨兼光)衞府長左府生中臣季近在車後、(平禮白襖濃打衣紅單)扈從公卿、(檳榔毛)中御門中納言、(束帶)花山中納言、(直衣)藤中納言、(同)源中納言、(束帶)大貳、(直衣、藤中納言ハ淺黃指貫、大貳ハ藤色指貫云々、)寄車於寢殿南面、(兼雅卿)此間公卿隱居閑所云々、下自車之後、公卿等著殿上座、(兼居饗、大盤上居之、也、遣物所預勤之、)次有贈物手本、(道風手、入銀筥以錦裹、以玉結之付銀松枝、)自簾中女房被出之、院司中御門中納言取之、召本所家司授之、次一獻、(經家朝臣勸盃、藏人範行取瓶子、)可有三獻由雖相儲、不可過一獻由人々被示、仍略之云々、次給祿有差、納言(蘇芳濃物單重)參議(女郎花單重)女院殿上人等取之、次還御、今日事、光長奉仰行之、判官代行賴饗行事云々、

〔玉海〕承安三年九月廿三日癸丑、自卯刻許有產氣、○中略辰刻許、無辛苦平產女子、　十月廿三日壬午、此日小兒(女子)行始也、未刻參女院、(九條殿)前駈五位八人、(衣冠)半蔀車、車副四人、雜色長重武、著布衣有車後、出車三兩、(左中將定能朝臣、中務權大輔經家朝臣、民部少輔、衞府不足、召加瀧口內舍人等、)各出被、定能朝臣駕車、有出車之後、中御門中納言宗家、參會女院御所、令寄車、今日彼御所巽角、當太白方之由、在憲朝臣令申、而二町過南、仍仰其旨、無申方雖非吉方、又非凶方、仍所參也、若其所爲禁忌方角、若當塞方之時、先向吉方也、今度生氣、東大將軍方也、又坤爲吉方、而無尋常人之家、仍直所參也、

〔山槐記〕治承三年十月廿七日辛亥、今日卯刻產男子、　十七日辛未、小兒(去月廿七日生男子)行始也、依憚前關白御事、用密儀、乘八葉車、共侍一人、向近江介重綱六條坊門烏丸宅、家主褒石三與之、不下車遣立門內也、自件所來三條亭、須延引也歟、而京中不閑、仍所迎也、於三條沐浴、

〔山槐記〕元曆元年七月十七日癸卯、小兒行始、吉方東也、仍向三條萬里小路齋院許、齋院不御坐、密々示留守人□□參議隆仲朝臣一人在共、

頭中將公敎朝臣（召二具舍人、居飼、番長、郞等、付馬口居飼、思二遊歟覽一、）　右中將資季朝臣　左中將伊家朝臣　少將通俊賓朝臣（出車扶持）　左中將雅行朝臣　左公
中將將朝臣　右中將隆賴朝臣（出車扶持）　右中將實文朝臣　權右中將長隆朝臣（付二御車一）　藏人大輔賴宣　右少將資名　左衞門佐成隆　騎云官行高　右少將敎行

三番長俊

御後官人

利國　惟宗盛重

北面

御厩案主師景（召二具居飼、御厩舍人、如木雜色二人一、）　景繁（召二具如木雜色一人一、）　源重季　藤原信義　源康清（□□）　平基周（康繼）

藤原長淸（同將）　同親能（同）　同信實（同）　大江景邦（同）　源康繼（致經 實）　同則（同將）

出車

新大納言　春宮大夫（師信）　西園寺中納言　大宮中納言（季衡）　左兵衞督（公賢）

衞府各一人扈駈、（着二東帶一、行粧盡二花美一、）是以扈左大臣家人云々、

見物了向二中御門宅、西終刻上皇幷姬宮還二御常盤井第、於二持明院殿一上皇自二門前一下御、女院姬宮被レ參、

御車於六條殿南面云々、次有二御贈物、（比巴、上御門大納言取レ之、）

行路

京極南行　土御門西行　富小路北行　中御門西行　東洞院東行　一條西行　室町北行

行列

先新院殿上人　次同公卿　次御隨身　次御車　次御後官人　次姬宮殿上人　次同公卿　次

御車　次御後官人　次下北面　次出車

〔玉海〕承安二年六月廿日丁巳、早旦女院御方被レ仰云、攝政殿（基房）有二御產氣一云々、　七月十二日己

卯、來廿一日攝政若君行始、可レ被レ參二女院一云々、院中經營、殆可レ及二陪從之儀一云々、是攝政被レ存レ可レ然之由

旋遷入、

〔新院姫宮御行始記〕延慶四年三月廿五日丁酉、今日新院○後伏見姫宮御。行。始。也、毎事被ㇾ摸二大治元年八月上西門院○統子例一云々、辰刻同車、公長朝臣向二棧敷一、先新院御幸、廣義門院御同乘、網代庇御車被ㇾ加二修理一、御隨身上﨟各盡ㇾ善盡ㇾ美、

供奉人

公卿

關白〔藤原冬平〕毛車、直衣、隨身褐衣、被二參會一　右大臣道平公直衣、淺履、舍人居飼如木雜色一人在ㇾ後、　新大納言爲兼卿直衣　三條大納言公茂卿、直衣、召二具舍人居飼衛府長郎等一付口、　花山院大納言家定卿直衣　春宮權大夫雅長卿直衣　西園寺新中納言實衡卿直衣、召二具舍人居飼一、　三條中納言公秀卿直衣　彈正宰相中將親房卿束帶　左宰相中將爲藤卿直衣

殿上人雖ㇾ爲二衣冠之儀一悉著二束帶一

頭宮内卿藤朝朝臣御沓役　右中將右京大夫有時朝臣　右馬頭茂賢朝臣　左中將親康朝臣　左少將維成朝臣　右中將資清朝臣隨身萌木袴　少納言行房朝臣　左少將濟尹朝臣　左少將基定朝臣　右少將國資朝臣　左少辨親時朝臣立御榻　家顯朝臣　藏人少納言仲宣　勘解由次官親賢　右衛門佐光業　春宮大進成輔　左少將基連　右衛門佐家俊　右兵衛佐家高　橘一爲青色袍　藤原邦成同

御後官人

幸繼赤革帷、熊皮袴、令ㇾ著、下部郎等十人、著二當色直垂一、　藤原光忠當色直垂郎等廿人在ㇾ後

次姫宮御車唐庇

公卿

土御門大納言通重卿直衣、召二具舍人居飼一、　西園寺中納言兼季卿、召二具舍人居飼一、　別當具親卿直衣、召二具火丁者、督長、舍人、居飼一、　二條宰相資親卿束帶、後粧太凡事、　新宰相中將兼信卿束帶

殿上人束帶

織物表、赤地摺裳、二重織物、自簾被出、皇子祖母二位一人、奉抱被候云々、遠近之間、不乘御乳母條、尤爲奇事也、御乳母甲斐君、豫參此殿奉待云々、傳聞寢殿中央間、敷設若宮御座、（帖二枚、上敷茵云々、）中剋還御、欲寄御車間、右大將自東方取贈物、西行、步御車寄帖至西門之比、上皇褰御簾給、將軍折入御劍、（件御劍入桐）（赤地錦袋、）渡西下庭、隨身渡南庭、長實朝臣依上皇仰、取件御劍、跪御前、授廳官本、入彩畫細櫃、作細櫃在院御方、更入件物、預官人令候御共云々、次乘御車、如初、若宮先乘給、關白參御車寄給、次上皇乘御、如前經本路還御、

〔長秋記〕大治四年八月二日、第五宮御行始、院（重衰）女院（御產以後）無御幸、一品宮令渡土御門殿給、（可爲家車也）東方白川出御、經實、實行、雅定、實能卿、（布衣）忠宗、（同）雅兼（衣冠）自餘布衣、京極（北）近衞（西）高倉（北）正親町（西）東洞院（南）入西南門、（以宮左兵衞佐車寄）未剋參院、（直衣）公卿皆著薄色指貫、（雅定、大納言、實白生、）反閉家榮、清隆覽勘文、（寢殿南面）下、女院主典代宗房、次乘御車、（女院去四月御見物車）諸卿渡南庭、到東方、（下官、實行、雅定、實能、經實、源師時、伊通、）殿上人貫首以下皆束帶、北面同供奉、御隨身敦利、季利騎馬、大夫尉光信候御後、反閉家榮、（代女院主典）別當左兵衞寄御車、路如今朝、（但自西門）公卿著饗座、（西廊）繪折敷高坏、人別二本、其末机饗四前、對座殿上人、（實行、下官、）（家宗朝臣）一獻諸大夫居、侍間起座、藤大納言渡南簀子、取贈物、（自東對給二、枝手本、）於中門廊給清隆、乘御車還御、

〔明月記〕正治二年十月八日、今日皇子御行始也、沐浴之後、午時許向坊門西山、駐輦乍立用棧敷、自中戶奔融入其所、良久之間、以人令伺見、漸及未斜奔歸云、已出御二條殿、（先自三條殿六角殿、今日御出也、）自二見者如蘊、車無隙、中時渡御、先殿上人、（淡路守定）宗行、雅經、兵衞佐、（定經）忠信、少將宗衡、親長、公氏、有通、清長、實宣、有能、（無未見知）範光、長房、經通、雅親、公信、敎成、公淸、保家、仲經、通具、朽葉重二人、押色菊亦遠之、隨身四人、二藍狩、已上束帶、宰相中將、（公經）檳榔隨身四人、（牛定輔）蘇芳香隨身四人、中納言公房、中納言公繼、（已上中納言、上達部已束帶）源大納言、御車唐車歟、其華美非目所及、殊勝云々、御車副二藍紅衣纈、白袴、青匂打衣總、牛飼赤色同衣纈色々袴、御後檢非違使二人、（季國、信久、）次攝政殿、（下毛野）前駈束帶、御隨身等裝束如例、見

行始

〔日次紀事臨時〕良賤産婦、幷小兒血忌。明日。宮參或寺參、

〔長秋記〕元永二年六月六日、未刻以長實被仰曰、〇中略七月皇子〇崇德可入內裏給、而當御忌方、但先例皇子御忌方、不入內事不分明者、可忌否、於凡人者、先向吉方、常事也、於皇子其例未見之由所申也、件兩案、可量申之由可示左大臣者、又以宿老身度々被參事、深感思食之由所示也、乃退出令申此旨、被申云、〇中略御忌方事、於兒無憚、付母幷乳母、有其忌之由所承從也、若然者不可有其忌歟、重可被問陰陽也、但上皇奉具皇子、先令向吉方給、其後令入內給、何難候乎、〇中略此旨可奏者、乃申此旨、仰云、〇中略御忌方事、重可問光平、　七月廿日、若宮始入內給、先渡御白川殿、午四刻著束帶參院、先之人々濟々焉、藏人某持來廻文二枚、若宮前駈上達部殿上人交名也、公卿直衣、民部卿宗通、新大納言仲實、右衞門督顯通、新中納言實隆、右兵衞督實行、宰相中將雅定、殿上人長實朝臣、基隆朝臣、宗輔朝臣、藏人頭師時朝臣、家保朝臣、伊通朝臣、忠宗朝臣、實能朝臣、成通朝臣、重通朝臣、忠隆、顯保、雅國、土佐守公隆、侍從顯賴藏人等也、未刻先牽若宮御車於南階、唐御車也、赤色簾、同色下簾、御車副八人、白張襖上下、以紫末閉之、白張單、白帷、牛飼童、萩上下、赤目結帷、桶相從、廳官七人、著布衣、副御車、南階構打板、爲御車寄、其上敷高麗帖二枚、東面差出女郎花帷御几帳、其東面立御屏風、仁和寺寬法親王、昇自西中門廊、入自寢殿南西一間、奉護身退出、次陰陽師光平朝臣、入御簾中、反閉了退出、於西中門給祿、主典代行近取之、次民部卿東實能朝臣西昇堂上、奉仕御車寄役、長實家保等朝臣、於堂下又奉仕、此後乘御了、南去引立御車、次寄上皇〇白河御車、此間內大臣、右大將、藤大納言、源大納言、藤中納言、治部卿、源宰相中將、左宰相中將列居、北上西面、若宮前駈、上達部殿上人、候宮御車邊、但民部卿雖爲宮前駈、褰院御車簾奉乘、先上皇前駈出自西門騎馬、廻殿之北東至三條、是中宮、於東門、有御覽故也、檢非違使盛通光信候御共、次若宮前駈、次宮御車、長實朝臣爲後騎、大夫尉宗實同候、次院武士幷若宮侍、次關白參給、經三條京極大炊御門河原、渡浮橋、入御白河殿西門、上皇御車引立東方、宮御車引立階前、御車寄人如初、自御車前蘇芳二重織物細長指出、自後方紅單重、二藍二重

〔玉海〕治承二年十二月廿二日辛亥、今夜中宮〈〇高倉后德子〉初入内云々、〈〇中略〉清經朝臣、叙從四位上、家實云云、廿八日丁巳、東宮〈〇安德〉始入内、仰手車云々、右少將維盛朝臣、叙正四位下、家實云々、　晦日己未、傳聞、〈〇中略〉去廿八日行啓、只御乳母時忠卿室、候御車云々、

〔百練抄〕〈十五後嵯峨〉寛元元年七月廿八日、中宮〈〇姞子〉奉具今宮〈〇後深草〉有御入内、　閏七月一日、帥中納言〈實雄〉著仗座、中宮御產以後、初度入内賞、以公持卿可叙正三位之由、被宣下云々、

〔増鏡〕〈五内野の雪〉七月〈〇寛元元年〉廿八日に、中宮〈〇後嵯峨后姞子〉もいま宮も、内にまゐり給、れいの事なれば、かなたこなたの供奉、上達部殿上人、かずをつくして、ふるきためしもいとまれなる程にぞ聞えける、宮は御こし、御子〈〇後深草〉はあをいとげの御くるま、こんゑの大將、けびゐしの別當をはじめて、ゆゆしき人々つかうまつらる、こよなき見物にてぞ侍りける、

〔百練抄〕〈十六後深草〉寶治元年十一月廿六日乙亥、中宮〈〇姞子〉御產之後、入御院〈〇後嵯峨〉御所、姬宮同渡御云々、

〔吾妻鏡〕〈二〉養和二年〈〇壽永元年〉十月十七日甲寅、御臺所幷若公、自御產所入御營中、佐々木太郎定綱、同次郎經高、同三郎盛綱、同四郎高綱等、奉昇若君御輿、小山五郎宗政懸御調度、同七郎朝光持御劍、比企四郎能員、爲御乳母夫、奉御贈物、

〔御產所日記〕普廣院殿樣〈〇足利義教〉御時之事

自御產所還御御時若君樣〈〇足利義勝〉御供人數事

鳴弦役人三人、伊勢肥後守、小笠原彌六、已上五人、　御力者十二人、皆直垂、下行拾貫、是等給云々、

御中間數人、當六人參、御中間當、是等無下行云々、

〔蜷川親元記〕寛正六年八月廿二日丁酉、若君樣自御產所烏丸殿へ御移、〈〇足利義尚〉御輿〈轅立〉御供五騎、伊勢備前守、設樂、海老名、直垂裏打、以上三人ハ、鳴弦役也、伊勢七郎右衛門尉、〈貞職〉小笠原民部少輔、

廿五日庚子、若君樣、烏丸殿へ御移御禮、公方へ總御大刀參ル、同若君樣へ御禮、

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

一御いみあき

御のりそへ上らふ、御所へならせられ候て、御こぶあわにて一こんまいる、御ふく御ねもじ、御たてびたいあそばされ候、

〔產所法式〕一いみあけの祝、○中略これもまづ三盃を初て獻々たるべし、

〔榮花物語五浦々の別〕はかなく夏○長德三年にもなりぬれば、わか宮○脩子、長德二年十二月生、の御ありさま、いとうつくしう、おはしますたびの御せうそこも、日々にといふばかりなり、○中略宮○一條后定子、脩子母、おはしますたびなれば、よろづ御けはひことなり、御こしなどは、こたいに有べきことなれば、御車にてとぞおぼしめしたる、○中略かくて內に參らせ給ふ夜は、○中略うへ○一條わたらせ給て、若宮みたてまつらせ給、えもいはずうつくしうおはしまして、たゞわらひにわらひものがたりせさせ給、うへの御前、いまゝで見ざりけるよとおぼしめすに、まづ御なみだもうかばせ給べし、

〔榮花物語八はつ花〕かくて十七日○寬弘五年十一月は、うちへいらせ給ひければ、○一條后彰子その事ども、女房おしかへし、いそぎたちたり、その夜になりぬれば、れいのさとのも、みなまゐりつどひたり、かたへはかみあげなどして、うるはしきすがたなり、四十餘人ぞさぶらひける、いたうふけぬれば、そゝきたちていらせ給ぬ、女房の車きしろひもありけれど、れいの事也、きゝいれぬ物なりとの給はせて、殿○藤原道長はきこしめしけぢつ、御こしには宣旨君のり給、いとげの御車には、殿のうへ○道長妻少將の乳母、若宮○後一條、寬弘五年九月十一日生、いだき奉りてのる、つぎ〳〵の事どもあれど、うるさければ、かかずなりぬ、

〔日本紀略十二三條〕長和三年正月十九日丙午、中宮○妍子還御內裏、供奉諸衞給祿、

〔日本紀略十三後一條〕萬壽四年正月三日乙巳、中宮○威子御產以後初參內、第一皇女○章子同入內、

忌明

〔文保記〕一生產穢付流產

人七日〇中略 流產人雖三ケ月以後、胎穢同上〇中略 產婦百日不參大神宮、不同宿同火之夫、一日無憚矣、〇中略 次所生子、七日以後者、不可有穢之由、雖有申之輩、百日以後、免參宮例也、次若百日祝之時、產婦令同火者、其日不能參宮、是迄彼日可忌火之故也、〇中略

流產事、月水留後、計月者四ケ月、計日者八十八日、是流產也、

〔續古事談〕四神社佛寺 兵庫頭知定ト云フ陪從アリケリ、產穢ニ入テ、廿餘日ヲヘテ、八幡ノ御神樂ニ參勤テカヘリ、事ナカリケレバ、又臨時祭ニ參タリケルニ、舞殿ニテ鼻血アエタリケレバ、恐ヲナシテマカリ出デ思樣、コノ產穢ノ外、不淨ノ事ナシ、コノタヽリニヤトウタガフホドニ、知定ガムスメノ十歲バカリナルガ、俄ニ氣色カハリテ、知定ヲヨビテイフヤウ、我ハ八幡ノ御使也、汝ヲ誡メムトテ來也、イカデ產婦トイダキテ、大井ノ寶前ヘハマキルゾ、仍御勘當アル也、〇中略 知定申樣、產穢ヲバ、イク日バカリイムベキゾヤ、女子云ク、三十日イムベシ、ワレオトナニツクベケレドモ、一ニハウタガヒアルベシ、一ニハケガラハシ、ヲサナキモノハ、ウタガヒナクケガラハシカラズ、コノ故ニ託宣スルナリトテ、サメニケリ、

〔基量卿記〕延寶六年九月四日、向伯卿亭、予當月家婦平產臨月也、然者當時神宮奉行之內、同屋敷可憚也、雖然無他家屋之間、以了見從別門中立賣正親町也出入、從別殿以注連引隔可通行、於烏丸向門不可通行、如此可有如何哉之旨相談處、內侍所今度御注連も如此體也、其上後京極殿家內有產穢之時、如此被沙汰由有所見之上者、當時零落公家、別家無之上者、如此了見之外無他事云々者、　十一月二日、今曉寅剋、男子降誕祝著也、〇中略 從御蠶別當產屋雜事勘文到來如吉例、抑家內室禮事、先日伯卿如申談、以注連引隔、以正親町面爲通路、予方淸淨也、

〔遂步色業集〕伊忌明之事アリ產

産穢

陪膳、江間殿令從之給、被進御贈物、御劒沙金鷲羽也云云、

〔玉勝間 一〕五十日百日の事

同書〇吾妻鏡に、十一月〇建久三年廿九日、新誕若君五十日百日儀也、といへることあり、若君とは實朝公をいへり、此君は、其年の八月九日に生れ給ひて、十一月廿九日は、百十日にあたれり、今の世にも、兒の生れて百十日をいはふは、むかしのいかも、かの祝となるべし、さて五十日と百日とは別にて、おの〳〵そのあたれる日にいはへることなりしを、こゝに一度の事にいへるは、そのかみあはせて百十日にあたる日に、一度にいはひたるならはしの有しにこそ、

〔吾妻鏡 三十三〕延應二年〇仁治元年三月七日辛未、未剋將軍家若君、御五十日百日也、於寢殿南面有其儀、前武州布衣著西侍北座給、御家人數輩參候、時剋自政所進餅以下御前物、昇居于西侍北緣、信濃民部大夫行泰布衣爲奉行、北條左近大夫將監經時、布衣被候陪膳、前隼人正光重、布衣前山城守元忠布衣入同侍北遣戶、經廊根妻戶、持參簾外、親衞取之被置御前、其後被進御劒砂金等、役人、

將軍家御方

御劒　遠江守朝時　砂金　右馬權頭政村

若君御方

御劒　右馬助光時　砂金　民部大夫時章　御馬一疋置鞍　上野彌四郎右衞門尉時光

同五郎兵衞尉重光

次於侍所有盃酌等、凡今日事、悉以前武州御沙汰也、盛綱景氏等奉行之、

〔延喜式 三臨時祭〕凡觸穢惡事應忌者、〇中略產七日、

凡改葬及四月已上傷胎、並忌卅日、其三月以下傷胎忌七日、

凡宮女懷姙者、散齋日之前退出

五十日百日祝

遣買市餠事、遣西市、下十五日用西市之例也、但件市無口又依知子細、兼仰東市、令史渡彼市云々、大屬中原成擧、相具仕丁三人、(二人各持折櫃一合、一人折櫃前行云々、)持參市餠、餠百六果、納折櫃二合、必餘廿六之由、市司申云々、令盛餠盤二枚、自內御方被渡御膳、藏人右衞門尉藤原家實(匠尉)爲御使、(○中略)供東宮御前物、(市餠、雖獻百六果、可調百果之由、光長示來、○中略)今日東宮無御湯殿、供餠之日無之例也、

〔定家朝臣記〕康平五年十二月廿五日、有內大臣殿(師實○藤原)若君御百日、作法如御五十日、源大納言已下參會、戌剋供餠、其後有坏酌事、

〔中右記〕大治二年七月廿四日壬子、秉燭之間、參殿下御所三條坊門東洞院亭也、今夕若君有御百日、事、西對代廊南庇、爲上達部座、居饗饌、(例高器)同廣庇殿上人座、(机)藏人所御隨身各居饗饌、今夜事、成勝所下家司等所課云々、去御五十日時、被宛諸國者、殿下、右兵衞督伊通、(已上直衣)予、著座、殿上人右中將重通朝臣、君達右大辨師俊、(非殿上人、已上束帶、)此外人不參、依世間氣色歟、先中將陪膳、取打敷進寢殿南面中央、付女房、諸大夫役送、御臺六本、盤一枚、殿下入簾中、令含給之後還座給、諸大夫舁居折櫃物籠物於南簀子敷、有盃酌、供御汁物、殿下陪膳實房朝臣、依仰予朗詠萬歲千秋句、亥時許事了歸家、

〔玉海〕承安四年二月二日己未、此日小兒(女子)百日也、多雖過百日、月日食五十日百日等、仍撰吉日之時、如此先々例也、吉時午時、

〔山槐記〕治承二年正月廿二日丁巳、今日二女食百日餠、五十日混合、仍儲餠百五十合、前物折敷高器九本、折敷龜甲白織物、有女房衝重、侍雜色所垸飯等、不儲客饗、去十六日滿百日也、然而有相障事等、延引、今日依吉日有此事、

〔山槐記〕治承四年二月十一日癸巳、小兒(男)食百日餠、(去七日百日)五十日餠混合也、

〔吾妻鏡十二〕建久三年十一月廿九日戊戌、新誕若君(實朝○源)五十日百日儀也、北條殿沙汰之、女房不儲、

〔玉海〕承安二年六月廿日丁巳、早旦女院御方被仰云、攝政殿〇藤原基房有御產氣云々、　八月十日丙午、此日攝政若君五十日也、今日滿日、卽相吉日云々、公卿直衣、三獻云々、或人云、豫可有御遊由有其沙汰、所作之人々被催儲、當座俄停止、不知其故云々、後聞宮遂五十日、百日之外無先例、如此被結構、已蔑爾朝憲歟、太爲奇怪事由、有申入院邊之人云々、仍召兼光、條々被勸發仰、凡今度產間事、每事過差也、就中行初之間事、未曾有云々、

〔拾遺和歌集十八雜賀〕大貳國章、うまごのいかにわりごてうじて、歌をゑにか丶せける、　元輔

松のこけちとせをかねておひしげれつるのかひこのすとも見るべく

〔河海抄十八宿木〕天曆四年八月廿五日、儲君〇冷泉降誕之後當百日、依世俗之例供御餠、

〔產所法式〕一〇中略百日の祝事、これもまづ三盃を初て、獻々たるべし、

〔小右記〕長和二年九月廿日己酉、入夜資平來云、〇中略來月十六日、中宮〇三條后妍子皇子〇禎子百日、雲上人可調獻籠物、資平所謂三枝、一枝付二籠二一枝銀籠、今二枝竹籠者、然而乍三枝可作銀籠云々、相府志猶在皆銀、居籠之折敷、或銀、或貴木云々、難堪之世也、立朝端之者、難持一銖之銀、

〔本朝文粹十一和歌序〕一條院御時中宮〇藤原彰子御產百日和歌序　儀同三司〇藤原伊周

第二皇子〇後一條百日嘉辰、合宴於禁省矣、外祖左丞相〇藤原道長以下、卿士大夫侍座者、濟々焉、望龍顏於咫尺、酌鸑觴而獻酬、醉恩之餘、私相語云、隆周之昭王穆王、曆數長焉、我君又曆數長焉、本朝之延曆延喜、胤子多矣、我君又胤子多焉、康哉帝道、誰不歡娛、請課風俗、將獻壽詞云爾、

〔續古今和歌集二十賀〕後朱雀院むまれ給て、御百日の夜よませ給ける、　一條院御歌

二葉より松のよはひを思ふには今日ぞ千とせの始とはみる

〔山槐記〕治承三年二月廿二日、今日東宮〇安德御百日也、〇中略其儀皆如御五十日次第、

〔源氏物語四十九寄生〕宮のわかぎみのいかになり給日、かぞへとり給て、そのもちひのいそぎを心にいれて、こ物ひわりごなどまでみいれつゝ、世のつねのなべてにはあらずとおぼしこゝろざして、ぢん、したん、しろかね、こがねなど、みち〳〵のさいくども、いとおほくめしさぶらはせ給へば、われおとらじと、さま〳〵のことゞもをしいづめり、

〔大鏡五太政大臣公季〕頼中將顯基の君の御わかぎみ〔○資綱母、實成女〕おはすとかや、御いかをば四條にわたし聞えて、太政大臣殿〔○藤原公季〕こそく、めさせ給ひけれ、御おほちの右衞門督〔○公季、實成〕ぞいだききこえ給へるに、このわか君のなき給へれば、れいはかくもむづからぬに、いかなればか、らんと、右衞門督たちゐなぐさめ聞え給ひければ、おのづからちごはさこそはあれ、ましもさうありしと、太政大臣殿の給はせけるにこそ、

〔定家朝臣記〕康平五年十一月二日、若君〔○藤原師實子〕御五十日也、於東三條東對有此事矣、〔今夕儀〕西庇設御座、〔敷繧繝縁疊二枚、其上敷地敷一枚、立御屛風、有可立御几帳之儀、殿下仰不可立由云々、〕南廣庇設上達部殿上人座、〔立屛風、不立屛風、〕辰剋民部卿親任、〔家司〕右衞門府生成任、〔知家事〕向東市買餅、〔以絹一疋買之、又御市刀自等、令用意、以絹一疋、米一石、爲其直、〕入夜左衞門督已下公卿皆參、有饗饌盃酌事、亥剋供餅、〔御臺六本、用銀器、〕四位少將〔忠綱〕爲陪膳、〔取打敷〕諸大夫役之、〔五位〕

粉餅十盃、木菓子五盃、〔已上居銀器三本、〕著臺居御盃一本、殘二本御座、〔不居物〕市餅五十枚、〔盛銀器一枚、居御臺一枚、供之、〕

子非乃煎一坏、〔盛銀器一坏、居御臺一枚、〕

大炊頭久頼盛之、給祿一領、

次居菓子折櫃五十合於西簀子、〔越後權守頼綱朝臣、依仰調獻之、〕事了上下退下、

〔中右記〕大治二年六月九日丁卯、攝政殿〔○藤原忠通〕若君、初衣令着給、今夜又有御五十日事、三位二人、〔長實、經忠、〕依院仰參入、殿上人十人許云々、予依所勞不參入、甚遺恨也、以史俊重上地下文、送按察中納言許了、是改勞也、付市佑孝遠了之由所申也、

先被聽入立歟、今日爲吉日故、可奉拜見之由、可仰彼卿者、仍予以長隆朝臣召師、師參上、（衣冠下括）參宮常御所東二間、（左衛門督局一人候此所）廊御方（物具張袴、自元所役料、所被著儲也、）奉抱宮居者、出引物進、聊褰引物、師參上奉拜也、拭感涙退下了、○中略次供市餅、其儀大貳下長隆朝臣、於西面御所西簀子下賜市餅、（乍居盤給之）長隆於簀子摘切餅五十果、（最少分ツ摘切也）盛銀坏、（所殘之餅、在今一口之銀坏、）如元居盤返上之、大貳取之、相具片口銚子持參寢殿、傳陪膳上臈、上臈取所摘入之銀坏入藥煎、（在片口銚子、大貳入之、）以摩古木摩和之、（予扶持之）次置一御臺上、（御匕御箸樋等同置之）次殘餅御盤、幷片口御銚子等、大貳取之持退、暫置臺盤所邊、○中略次皇女（白浮線綾二御小袖、予儲之、）○中略先南御方、（陪膳人也、裝束如元、）持御弘蓋、○中略置御座上御茵南頭、次皇女著御茵上、（但廊御方乍奉抱之、居茵北方、令向生氣御方、東兼）次上皇、（可著御東御座、然而其程遠隔御前物之間、更令起御渡御宮御座長程、被奉含之、）上皇以木匕三度令奉含餅給、次皇女入御、（御弘蓋相從、如出御之儀、）次上皇又令起退御、○中略次人々退出、市餅殘、以左衛門尉景朝、（衣冠、無憚之者也、）令埋吉方、（甲方、卯與寅之間也、）築地之際埋之、折櫃之物、分獻所々、

院、（此内五合者、分進永福門院之由、内々申女房了、）新院、廣義門院、（以上總官濟種）宮御方、（此内五合、分進一位殿、）予、（此内五合、分進入道殿、以上總官宣直、）

以上判官代勘解由次官親賢、相具參向云々、如建長例者、只外祖第許、判官代相具向之、其外院宮藏人許也、而今度皆判官代、相具參向歟、是又有何事哉、

〔源氏物語 三十六 柏木〕この君、いかのほどになり給て、いとしろううつくしう、程よりはおよすけて物語などし給、○中略御いかに、もちひまゐらせ給はんとて、かたちことなる御さまを、人々いかになどきこえやすらへど、院わたらせ給て、なにか女に物し給はゞこそ、おなじすぢにていま／＼しくもあらめとて、みなみおもてに、ちひさきおましなどよそひてまゐらせ給、御めのと、いとはなやかにさうぞきて、御前の物、色々につくしたる、こ物ひわりごの心ばへどもを、うちにもとにも、もとの心をしらぬことなれば、とりちらし、なにごゝろもなきを、いとこゝろぐるしうまばゆきわざなりやと覺す、

〔春華門院御五十日記〕建久六年十月七日戊午、今日今上(後鳥羽)第一皇女(昇子)御五十日也、○中略供折櫃物五十合、(宛諸國、各十合調進之、或押薄、或畫圖等、仍其體各別也、餅體同凡人儀也、)地下諸大夫運之、置弘徽殿南階以西簀子敷、(二行置之)或雖五十日、折櫃物五十合、其外加籠物五十枚、有其例、已如百日儀也、非常例之上、其理不可然歟、仍今度无籠物也、○中略今日次第、先供皇女御前物、(御座)殿下奉仕之後、女房等內々撤御前物、○中略次大臣二人、給引出物馬各一匹、宮中儀、其理雖不可然、寬弘長和長曆、皆有此儀、仍今日被遂彼例也、

〔廣義門院御產記〕延慶四年四月十四日(丙辰)今日姬宮御五十日儀也、(當五十二日、昨日依御衰日、被中延及今日也、○中略)今朝早旦、遣買市餅、其儀院廳官一人、(衣冠、)(紀康俊、)向東市(上十五日者東市、下十五日者西市、)買餅、蒙日下行料米、(新院廳御沙汰、料米□石、御五十日ハ五斗也、然而近例一石云々、御祈賦同沙汰給之云々、於祝餅□□不給之云々、)於市令史令用意之、於市姬社中祝讀廳宣、

餅五十果、(楾其□勢)女盛大樣器、入折櫃(有紙)立、居土高器、

廳官受取之歸參、(路間仕丁一人、持榼餅行、歸著□、又一人持餅折櫃、□□□相從、以上著濃青退紅役之、今日見其儀、前後著隨身、)於公卿座南少階邊、女院院司權右中辨長隆朝臣(無陪膳人也、)取上之、於臺盤所南面獻女房、女房大貳、(新院御在位時內侍也、號備□、法印□女、父□□□、○中略)候簾中取之、暫置折櫃於臺盤上、先是予改著直衣、(冠下襲、著)參上於簾中、毎事奉行、院、(伏見、直衣、著御烏帽子、御下襲、御指貫)新院、(後伏見、御冠、御直衣、)同令行諸事給、已終剋、永福門院、(○伏見后、)章義門院、(○伏見皇女、)廣義門院、(○後伏見后、)御同車、(出御)(御參御車、御)御幸、○中略可盛市餅之、進物所預(安倍宗俊、安倍守宗、)遲參、長隆度々遣使、小時宗俊(衣冠、下括、全頓着、相從云々、)參、御進物所邊、次大貳取市餅折櫃、於初所(臺盤所南面)、仰長隆朝臣、朝臣取之、持向進物所、仰宗俊令盛之、

其儀餅五十果、盛銀垸一口、(大)又銀垸一口、(可入餅爲料也、只今未入物、)各居、(御前ノ具ノ御盤也、)居給御盤一枚、(作物御盤爲器、)

(具御前物、撤之、)匕一枚、(長六寸五分、)箸一雙、(長八寸五分、)摩古木一、(所謂榊□也、長三寸、以上、以方柳枝作之、宗俊沙汰也、)居樣器、同加進御盤、

(但今日見其體、御箸匕御箸等、入空銀垸中、於樣器者不居物、只置大打敷一枚、加進之、太以違例、仍予撤折敷、以御箸匕御樣器上、加盛御盤上了、)

片口御銚子、(盛□所、於臺盤邊也、)同相具之、以上宗俊盛調之後、得選取之、持參自西面、御湯殿上方內々進之、大貳取之、如元暫置臺盤所臺盤上、上皇仰云、姬宮御乳父、可爲賴藤卿之由、已治定了、於御乳父者、先

ぎみたち、とりつゞきまゐる、高欄につゞけすゑわたしたり、たちあかしの心もとなければ、四位少將や、さべき人々など、しそくさして御らんじて、内のだいばんどころにもてまゐるべきに、あすよりは御物忌とて、こよひみなもてまゐりぬ、宮の大夫〇藤原齊信みすのもとにまゐりて、上達部、御まへにめさんとけいし給、きこしめすとあれば、とのよりはじめたてまつりて、みなまゐり給て、はしらの東のまをかみにて、東のつまどのまへまでゐ給へり、女房おしこりて、かずしらずゐたり、〇中略大夫かはらけとりて、こなたに出給へり、三輪のやまもとうたひて、御遊さまかはりだれど、いとおもしろし、

〔續古今和歌集〕二十賀後一條院むまれさせ給ての御五十日の時、法成寺入道前攝政〇藤原道長歌よめと申侍ければ、　紫式部

いかにいかゞかぞへやるべきやちとせのあまり久しき君がみよをば

〔山槐記〕治承三年正月六日乙丑、今日東宮〇安德御五十日也、去年十一月十二日降誕、今年正月一日當五十日、其間无沒日、仍以滿日可有此事也、而元日申日、二日御衰日、三日四日五日、八龍日次之間、及今日也、當五十四日、是又當承曆日數、自然叶佳例、〇中略早旦遣買市餅、上十五日用東市、下十五日用西市云々、仍今度兼日、内々召仰彼司令史、遣料米一石、百日又遣一石、今案、宛一果於一升歟者、今度可遣料米五斗也、同百日如何之由問大進、答曰、先例五十日之時、一石、件米臨沙汰、但重衡朝臣進云々、又買餅之市社號市姬云々、參市屋東方、申祝云々、遣幣料紙一帖、縢突白布一段、大屬中原成擧、左大史已相具仕丁二人、向市屋、持參市餅、餅五十果、裹紙納折櫃、亮取之、獻臺盤所、卽返給、於便宜所、御厨子所預散位久信、大夫右衞門尉令盛銀盤一枚、〇中略東宮出御御座、(中略)供餅事、用吉時、緣所聞者午剋也、今已及申剋、〇中略此間供市餅云々、〇中略自臺盤所方、亮重衡朝臣、傳中臈女房二人、但先是摘切餅五十果入銀坏、相具御膳所獻院也之、以摩粉和摩漿煎獻之云々、陪膳女房取之、居第一御臺、〇中略主上〇高倉渡御、御直衣、〇中略東宮令向吉方給、主上令奉含御、以木箸三度令奉含云々、

〔大鏡[illegible]〕むらかみ、朱雀院か、むまれおはしましたる、御。い。か。のもちゐ、殿上にいださせ給へるに、これひらの中將、和歌つかうまつれるとて、おぼゆめり、

ひさしくせにこよひかぞふる今よりはもゝとせまでの月かげを見ん、とよむぞかし、御かへし、みかど〇村上のしおはしましけん、かたじけなさよ、

いはひつることだまならばもゝとせののちもつきせぬ月をこそ見め

○按ズルニ、玉葉和歌集ニ載ルニ、此ハ村上天皇降誕ノ後、五十日ノ時ノ事ナリ、

〔榮花物語八初花〕御。五。十。日。一〇後一條霜月のついたちの日〇寛弘五年になりにければ、れいの女房、さま〲心々にしたてまゐりつどひたるさま、さべき物あはせのかたわきにこそにためれ、御帳の東のかたのおましのきはに、北より南のはしらまで、ひまもなう御几帳をたてわたして、みなみおもてには、御前のものまゐりすゑたり、にしによりては、大みや〇[illegible]のおものの、れいのぢんのをしきに、なにくれども、ならんかし、わかみや一〇後一條の御前のちひさき御臺六、御さらよりはじめ、よろづうつくしき、御はしのだいのすはまなどいとをかし、大宮の御まかなひ辨宰相君、女房みなかみあげて、さいしさしたり、わか宮の御まかなひ大納言のきみなり、東のみすすこしあけて、辨内侍、中務命婦、大輔命婦、中將君など、さるべきかぎり、とりつゞきまゐらせ給、讃岐守大江きよみちがむすめ、左衞門佐源爲善が女、日頃まゐりたりつる、こよひぞ色ゆるされける、殿のうへ〇[illegible]御帳の内より、みこいだきたてまつりて、ゐざりいでさせ給へり、あか色のからの御ぞに、[illegible]すりの御もうるはしくさうぞきておはしますも、あはれにかたじけなし、おほ宮はえびぞめのいつへの御ぞ、すはうの御こうちきなどをぞたてまつりたる、殿。も。ち。ひ。ま。ゐ。ら。せ。給。上達部すのこにまゐりたまへり、御座は、れいの東のたいなりつれど、ちかうまゐりて、ゑひみだれたり、右のおとゞ〇藤原顯光内のおとゞ〇藤原公季も、皆まゐり給へり、大殿の御方より、そりびつ物など、さべききうち

松

柏

石榴
杏代

干棗

搔栗
李代

酒

色利

四種

鹽

酢

同
黃色

唐菓

同
黃色

同
青色

同
綠色

鶴

以レ銀作レ之

同
綠色

小餅
黃色

同
綠色

同
青色

同
黃色

餅

餅

銀

粟

樽器

銀

以レ銀作レ之

五十日餅

一御誕生ニ付、御刻在府之面々始め、兩御丸江登城有之、

一御七夜、在府之大小名、西丸江登城、終而御本丸へ參上、御祝儀申上之、今日公方樣、午刻御供揃ニ而、西丸江渡御有之、

一六月六日、同十二日、同十五日、同廿四日、御祝儀御能、何も當付にて、四座之猿樂勤之、

〔寶暦集四〕一寶曆十一巳歲八月朔日、當將軍家治公御臺樣御產、姬君樣御誕生、（御名万壽姬君）御七夜御床飾、二重餅一對、中に御はうらい、右はうらい負候儀、御誕生御七夜前よりかざり有之由、御七夜迄は、口を閉候て有之、御七夜には、口を開きて、掛有由、是又大久保對馬守殿、一對のかた〳〵御拜領にて、拜見に罷出る、是決して拜見のならぬものなり、御影を以拜見、誠に能時節也、

〔後拾遺和歌集七賀〕故第一親王うまれ給ひて、うちつゞき前齋宮むまれさせ給ひて、內裏よりうぶやしなひなどつかはして、人々うたよみ侍けるによめる、　右大臣顯房

是も又ちよのけしきのしるき哉おひそふ松のふたばながらに　よしのぶ

〔拾遺和歌集五賀〕うぶやの七夜にまかりて

君がへん八百萬代をかぞふればかつ〴〵けふぞ七日なりける　平かねもり

〔拾遺和歌集五賀〕右大將藤原實資、うぶやの七夜に、

こゝしおひの松は七日になりにけりのこりのほどをおもひこそやれ　元輔

〔拾遺和歌集十八雜賀〕ある人の產して侍ける七夜

松が枝のかよへるえだをさぐらにてすだてらるべきつるのひなかな

〔後拾遺和歌集七賀〕おなじ七夜に（匡房）（○大江）よみ侍ける　赤染衞門

千代を斷るこゝろのうちのすゞしきは絕せぬ家の風にぞ有ける

〔二中歷一八產所〕五十日餠圖

五萬石以上　御產衣壹重　御大小之內壹腰壹枚位　壹種一荷
萬石以上　御產衣壹重　壹種一荷　御脇指、御小脇指たるべく候
右御大小共、常ニ獻上御道具之通り、尤三所もの、不及御紋歟、
兩番頭以上之面々者、御肴一種ツヽ可指上候、但萬石以上之大番頭ハ、萬並之通り可指上候、
一公方樣大納言樣江、拾萬石已上之面々、二種壹荷ツヽ、五萬石已上、一種一荷ツヽ、壹萬石已上壹種ツヽ、兩番頭已上、御肴一種ツヽ可差上候、
一兩上樣若君樣江、拾萬石以上之嫡子隱居、壹種壹荷ツヽ可指上候、
一御產婦御方江
白銀貳拾枚ツヽ　六拾萬石以上　白銀拾枚ツヽ　三拾萬石以上　同五枚ツヽ　拾萬石以上　同三枚ツヽ　五萬石以上　同貳枚ツヽ　壹萬石以上　同三枚ツヽ　十萬石以上之嫡子隱居　同壹枚ツヽ　五萬石以上
一兩丸表使　若君樣御さし江
白銀貳枚ツヽ　三拾萬石已上　白銀壹枚ツヽ　拾萬石已上　金貳百疋ツヽ　五萬石已上
右之通可相送候事
一公方樣大納言樣、御祝義もの御取かはし有、幷に、一位樣　月光院樣　養仙院樣　利根姬君樣
竹姬君樣　右衞門督樣　刑部卿樣江モ、御祝義もの被遣之、被進物如舊例、
一御三方樣より、御三家幷御嫡子方へ、御祝義物種々被遣之、御使老中勤之、
一松平加賀守、松平大隅守、松平越前守、陸奧守嫡何モ卷物拾、二種一荷ツヽ被下置之、
一松平上總入道、大隅守父松平陸奧守江、卷物五、壹種一荷ツヽ被下置之、
一老中、若年寄、御側、御小姓、御小納戶、奧醫師、大奧女中等迄、被下もの有之候事、

朝　鹽小鯛大こん　小石　御飯

夕　鹽煮金がしら　小石　御飯

御三ツ目赤飯

一御。七。夜。

朝　鹽小鯛大こん　小石　御はん

夕　鹽煮金がしら　小石　御はん

玄米精　五百八十七重餅

一三方　三膳内二膳御盃、但木地白繪御紋付、二膳ハ金だみ、こんぶよう御紋繪樣、十二膳へ、木地白繪御紋付、一膳へ、木地白繪御紋付、一膳へ、金だみ、繪ぶよう繪樣、

御薄盤十四膳ノ内　向之土器貳十一　三薄盤十二膳内　尺長著四膳　同臺十四　ふく

め鯛二ツ壹ツハ矢箱付　金曲物十四二ツハ蒔青御紋付　金銀水引七把

御銚子　提子　壹組同銀めつき、下臺有之、

一公方様より若君様江、御七夜御祝として左之通り、

御產衣五重　綿百把　三種二荷

一大納言様より左之通

御產衣五重　御刀長光代金百枚　御脇差國光代千貫　白銀百枚　綿百把　三種二荷

一兩上様より御產婦御方へ、白銀五拾枚、寒物拾、壹種壹荷宛被進之、

一若君様江諸家より獻上左之通り

三拾萬石以上　御產衣壹重　御大小御大小二腰六十枚位　壹種一荷

貳拾萬石以上　御產衣壹重　御大小內壹腰二十枚位　壹種一荷

拾萬石以上　御產衣壹重　御大小內壹腰壹貳枚位　壹種一荷

ハ勿論、御目見江被仰付也、
一御誕生ノ御祝儀ニ御能被仰付、大僧正江御饗應被下之候、〇中略
一御樽ハ獻樽也、是ヲ天野樽トモ云、錠前アリ、鎹添事、
一御箱肴、干鯛昆布ニテ、大形可有之候事、
一若君樣江、諸大名ヨリ獻上之次第如左、
一三千石以上、御大刀目錄、
一一萬石迄御大刀目錄、御番頭ハ一種一荷添也、
一一萬石ヨリ二萬九千石迄、御產衣二重、御大刀目錄、一種一荷、
一三萬石ヨリ五萬九千石迄、御產衣二重、御大刀目錄、御腰物カ、御脇差カ、一種一荷、
一六萬石ヨリ九萬九千石迄、御產衣三重、御大刀目錄、御腰物カ、御脇差カ、二種一荷、
一十萬石ヨリ十九萬九千石迄ハ、御產衣五重、御大刀目錄、御腰物カ、御脇差カ、三種二荷、
一二十萬石ヨリ卅萬石迄、御產衣五重、御大刀持、御腰物カ、御脇差カ、三種二荷、
一卅萬石以上、御產衣十二、御大刀持、御馬代正月ノ如ク、御腰物カ、御脇差カ、三種三荷、〇中略
一御腰物御脇差二重箱也、內黑塗ニ、白ク粉ニテ、御脇差一腰、御刀一腰ナド丶書テ上ル、人ノ名字官名乘書付ル、外箱ニ足ヲ付ル、塗ハ溜塗也、上ニモ書付スルニハ、御脇差國次一腰ナド丶書也、
〔官中秘策十二〕元文二巳年五月廿一日、於西丸竹千代樣御誕生、
一御產所御床飾　蓬萊臺　御土器三　御瓶子　銚子　提子
　右御誕生より御七夜まで有之
御產棚江御備物　御初饗　御三盃　熨斗蚫　根まつ　玉椿　公饗　三膳
一御飯毎日改め、御六ツ目まで、左之通備之、

元云々、　六日辛巳、一明日御產所七。夜。御祝、細河殿御中沙汰也、雖然昨日彼屋形、假成產所了、仍進物等被渡屋形間、進上之儀、出仕等事、七ヶ日ハ不可叶之由、吉田神主申候間、可爲其分、但一獻料ヲ有進上、先可有一獻歟如何、御返事、此趣可然歟、但可被伺申、○中略　一十三日後。五。夜。御祝、治部大輔殿御中沙汰也、雖然自十日無御通達之間、有御參者、八幡御參之儀不可叶、六日可被取替也、日不若候ハヾ、可被取延哉、但可被伺申也、細川殿御使、寺町太郎七夜御祝時宜也、巨細松尹州可申候由也、十六日辛卯、細川殿白直垂御產所、去七日御祝、七夜進物今日御進上、御神事中遠慮之間、下ニ延引也、依無貴殿御出仕、武庫御取次ニ御出仕、時宜如以前、○中略　後。七。夜。御祝、治部大夫殿、八幡滯留候間、先以雜掌御申云云、　十七日壬辰、治部大輔殿、御產所御進物昨日後七夜御持參、武庫御參御取次、又。七。夜。御祝、

〔家綱公御誕生記〕寬永十八年巳八月三日、巳ノ日巳ノ刻、家綱公、於武州江戶城御誕生、○中略　御。七。夜。之御祝儀獻上之御書付、御當番從阿部豐後守出ル、○中略

一御七夜ニハ、公方樣若君樣ヘ御禮ナシ、御二七夜ニ出仕、御禮被爲請候事、

一御七夜ニハ、御屋物御脇差、御產衣、御樽肴、御奧方ヘノ銀子、右之分納ル事、

一御大刀ハ、重テ御禮ノ日持參ノ事、

一御屋物御產衣等、中ノ口ヨリ上リ申候、

一御奧方ヘノ銀子ハ、御臺所御門ニテ納リ申候、

一御樽肴ハ、大手御門ノ內、御番所ニテ納リ申候、

右之通ニ候間、其品ノ目錄相調、可被差上事、

一同御七夜、若君樣、初テ御表ヘ出御、御座之間ヘ尾張紀伊兩亞相、水戶黃門、尾張紀伊兩宰相、水戶中將、同下館侍從、加賀中納言、同少將、越後少將、大僧正天海御目見江、被仕候、其後ニ酒井河內守、戶田左門、永井信濃守御目見江、但河內守儀ハ、御誕生ノ蟇目、左門儀ハ御箆被仰付ニヨリテ也、老中

刀一腰、白伊勢殿ニテ被進上申、御袋樣江御引出物、與五夜同前、上樣御成、無間御雜掌料千疋被遣、大草方云々、御引出物進上、御使朝倉、裏打ニテ參、御加用人如前、○中略

一後七夜、廿一日戌時御祝、畠山尾張守持國參勤、白直垂御所樣御成、式三獻、御肴五獻、御大刀進上、御引出物如以前、上樣江御引出物以下與五夜同前、一家人々御大刀一腰、金兩御所御方江進上、御引出物御使譽田三郞左衞門尉直垂、○中略

一廿七日酉時又七夜、御祝山名右衞門督入道常照、道服ニテ參勤、同其後彈正代七參勤、白直垂御所樣御成、彈正著座、式三獻、御肴等御引出物以下如前、上樣モ御成、彼一家人々、御大刀進上、御供人人同役人等、各御大刀進上、雜掌料金千三百疋被遣、大草方江、○中略

一初夜三夜五夜七夜、又七夜、後七夜、御祝ノ日也、初夜三夜者、自公方下行、五夜七夜、又七夜、後七夜、是四度者、大名達ノ御沙汰、五夜ハ時ノ管領、七夜ハ武衞、又七夜ハ畠山殿、後七夜ハ山名殿、三職ハ時ノ管領次第タルベシ、此時ノ御引出物ハ、御出生御方江二重、御袋二重、上郞ノ御方二重、御乳人一重也、

一初夜御祝時、公方トシテ御練貫一重宛、役人七人是給也、大草迄七人也、此小袖ハ政所方方出也、

〔蜷川親元記〕寛正六年七月廿二日丁卯、○中略

一同所○產御祝日

初夜。今月廿五日時酉政所方沙汰也　三夜。廿八日時同　五夜。八月一日同管領御申沙汰　七夜。七日同細川殿　後七夜。十日同延引十六治部大夫殿　又七夜。十六日同延引十七日山名殿　在盛○中略

八月朔日丙子、五夜。御祝、管領御參、白直垂時宜終て、すぐに殿中へ御參、仍貴殿も、すぐに御參有、自若君御大刀持御拜領、御產所亭主御同道、先規ハ此御祝ニ有御成テ、式三獻まゐりて、管領御大刀銀進上之、卽又御劍白御拜領有、然レ共依御神事無御成之間、有出仕云々、仍三御盃計、御大刀者如

御乳人　練貫壹

一初夜御祝時　役人七人、一重宛被下之、（大草マテ七人）

一同初夜御祝時　自御所樣御馬一疋、守家ニ御前ヘ被召被下、（○中略）

一參夜御祝政所役、雜掌料千疋遣、大草方御前江被（○此間恐有脱字）二重立御引出物色々、沼田調進、自公方御下行之、

御所樣御成、式三獻、其後御肴五獻、

御袋御方　練貫一重、引合十帖、

上臈御方　同前　御乳人、練貫一ツ、（○中略）

一十三日、五夜御祝、管領（右京大夫持之）參勤、白直垂也、

御所樣御成、管領著座、式三獻、持之大刀一腰進上、（白）則御所樣ヨリ、管領江御大刀一腰、伊勢入郎右衞門ニテ被下、管領退出之時、御大刀一腰、（白）以伊勢若狹樣江進上ト云々、御前之御加用、細川治部少輔單物被勤仕、管領ニ御加用ハ、鳴弦役人三人、雜掌料千三百疋、管領大草方ヘ被遣之、同上樣有御成、式三獻、御肴五獻、其後自亭主方御肴有云々、（其時上樣ヘ、三條殿大御所之御事也、）

一自管領、御引出物、以安富紀四郎御進上、一重被下練貫、上樣御引物、練貫五重、引合十帖、御袋御方樣、練貫二重、引合十帖、（其時御袋ヘ、御北向御コトナリ、）上臈練貫一重、引合十帖、

御女房達三人、各練貫一重、檀紙十帖、

御乳人、練貫一重、檀紙十帖、

御屋愼、練貫、檀紙十帖、（○中略）

一同日（○十六日）申時、七夜御祝、斯波治部大輔義郷參勤、白直垂、御所樣御成、御祝義郷著座、式三獻、其時御大刀一腰（白）進上、同御大刀一腰、（白）以伊勢入郎左衞門、義郷被下之、退出之後、義郷若狹樣江、御大

十二本、織物打數也、陪膳修理權大夫賴輔朝臣、役人藏人五位六七人許、自南面階隱間供之、女房等居簾中、傳取供之了、陪膳起座了、不被出也、次有啜粥事、其儀先下家司二人、舁立粥案一脚於南庭、(居階南間、去階下四五尺)立之、次問口、家司兵部大輔顯方著座、(先例四位、□□□□而今度四位稱障、仍五位上臈勤仕之也、)次粥役人等七人、入自東中門列立案南、下家司二人、取松明分立左右、先盛粥授役人等、次家司問云、タソ、次役人第一人、(能登權守久明、民部五位大夫也、)又問云、此殿ニハ、夜ナキシタマフ姫君ヤオハシマス、顯方答云、粥役人云、次第ニ廻殿中三反、毎度下家司入粥也、粥役人問之、問口答之、(家司問之事ハ、初一度計也、)匝了家司起座、次役人等置膳器於案上退出了、下家司傳取可置也、次舁出案了、　十日今日五夜也、次第如三夜、(但啜粥五廻也、)　十一日、今日鳴弦六人之中、一人稱障不參、仍五人也、　十二日、今日御湯了、給祿於讀書人、於中門拜也、

〔吾妻鏡二十〕養和二年(○壽永元年)八月十三日辛亥、若公誕生之間、追代々佳例、仰御家人等、被召御護刀、所謂宇都宮左衛門尉朝綱、畠山次郎重忠、土屋兵衛尉義淸、和田太郎義盛、梶原平三景時、同源太景季、橫山太郎時兼等獻之、　十四日壬子、若君三夜儀、小山四郎朝政沙汰之、　十六日甲寅、若君五夜儀、上總介廣常沙汰也、　十八日丙辰、七夜儀、千葉介常胤沙汰之、常胤相具子息六人著侍、上、父子裝白水干袴、以胤正母(秩父大夫重弘女)爲御前倍膳、又有進物、嫡男胤正、次男師常、舁御甲、三男胤盛、四男胤信、引御馬(置鞍)、五男胤道持御弓箭、六男胤頼御劍、各列庭上、　廿日戊午、若君九夜御儀、外祖介沙汰之給、

〔御產所日記〕普廣院殿樣(○足利義敎)御時之事

若君(○義勝)御誕生永享六年(甲寅)二月九日

一初夜御祝、政所沙汰、御引出物沼田調進、自公方下行有、五百疋、大草方(江)遣之、

若君御引出物　銀劍一腰

御袋御方　練貫一重、引合十帖、

上﨟　練貫一重、引合十帖、

ふ、御うぶやしなひ、よのつねのをしき、ついがさね、たかつきなどのこゝろばへも、ことさらに心心いどましさ見えつゝなん、五。日。の夜。は、中宮の御かたより、こもちの御まへのもの、女房の中にも、しな〴〵に思あてたるきは〴〵、おほやけごとにいかめしうせさせ給へり、御かゆさんじき五十具、所々のきやう、院のしもべ、ちやうのめしつぎところ、なにかのくまゝで、いかめしうせさせ給へり、宮づかさ大夫よりはじめて、院の殿上人みなまゐれり、七。夜。はうちより、それもおほやけざまなり、

〔源氏物語四十九寄生〕こよひ(○産後三日)のぎしきいかならん、きよらをつくさんとおぼすべかめれど、かぎりあらんかし、(○中略)しん殿のみなみのひさし、ひんがしによりておましまゐれり、御臺やつ、れいの御さらなど、うるはしげにきよらにて、又ちひさきだいふたつに、くゑそくのさらども、いといまめかしうせさせ給て、もちひまゐらせ給へり、

〔定家朝臣記〕康平五年九月十一日乙卯、口剋、有内大臣殿(○藤原師實)御產、(男子、但馬守高階朝臣宅、)　十三日、朝夕御湯如常、巳剋關白殿下(○師實父賴通)渡御、今夕本家政所、儲若君御衣幷饗饌等、渡殿副北障子立白四尺屏風五帖、二行敷高麗端幷紫端疊、爲上達部殿上人座、敷長筵、入夜上達部被參會、(源大納言)殿上人十二人、各以著座、豫居饗饌、(公卿饗高坏、殿上人懸盤、)坏酌數巡之間、朗詠間發、獻非手錢、此間奉御前物、(左中將經信朝臣陪膳)次獻若君御衣、(諸大夫四位取之)次有攤塞事、(攤盤二公卿前高坏、)次有煎粥事、　十五日、左府設若君御衣、御前物饗饌幷非手錢等給、攤盤如一昨日、入夜公卿已下參會著座、坏酌數巡之後、獻御前物、(四位陪膳、少將陪膳、)次獻若君御衣、(寳合)二　次有攤塞之興、此間召御使長宗朝臣、給祿、(白御衣一領、加綾掛一重、)

〔永昌記〕嘉承元年七月一日庚寅、今夜小兒第。三。夜、囘粥人三人以清實朝臣爲聞口、義經朝臣爲言口、養產儀亦如常、

〔玉海〕仁安二年十一月八日、今日三。夜。也、啜粥幷御前物許也、先日前内府許示定也、戌剋供御前物、[illegible]

ヲス、次內大臣起座シテ、ダノ間ニ著、次ダノ作法如七夜、事了吸物ニテ御酒ヲ給、各退去、

〔榮花物語三樣々の悦〕めでたき女君(○藤原道長女彰子)うまれ給ぬ、(○中略)七日が程のおほんあり樣、かきつゞくるも中々なれば、えもまねばず、三日の夜は本家、五日の夜は、攝政殿(○道長父兼家)より、七日の夜は、きさいの宮(○圓融后詮子)よりと、樣々いみじきおほん產養ひなり、

〔空穗物語藏開中〕三條殿のかくて、源中納言殿のうぶやの七日のよになりぬれば、きのかみにおほみあかしごとゞもを、おとこがた女方おまし所しつらふことつかうまつる、

〔小右記〕永觀三年(○寬和元年)四月廿八日壬寅、寅時降誕女子、　卅日甲辰、偸關參小野宮、正三位中將、使前安房守致節朝臣被訪產事、今夜聊令儲產婦前事等、產婦前、紀伊守正雅(在任國、仍仰御厨事等、衝重十二枚折敷等、)女房衝重廿前、內藏屬保實、男方垸飯、內膳典膳敦頼、(實資者、大外記忠輔朝臣所儲、)加裹錢、(廿貫、以十貫令賜男方、十貫給女房、又令加給小舍人隨身所二貫、雜色所五貫、政所二貫、)又屯倉四具、惟明朝臣、右近將監貞理、右衞門尉殷忠、內藏屬連雅等也、令分給所々、　五月四日戊申、前越後守朝臣、備產婦前、(四種等、)女房、史扶範、男房、藤平朝臣、人々調備所々屯食、前越後守朝臣、五品四五人來、今月忌月、仍不可饗饌、彼是來會、默而不可止、聊有半机儲、元輔其人、執盃讀和歌、其後有擲采之戲、藤平朝臣、出碁手三十連、

〔法成寺攝政記〕寬弘四年正月五日癸卯、酉刻女房重惱、是依產事也、卯時生女子、(○嬉子)　七日乙巳、有饗產婦前物、濟政、　九日丁未、產婦前物、右中辨道方、上達部五六許被來、　十一日己酉、產婦前物、上達部殿上人諸大夫、隨身所饗女房突重屯物廿具、不來上達、右大將、民部卿、尹中納言、左兵衞督、式部大輔等也、自餘被來、西對西面敷座、宰相中將、產婦前物、是從本所設也、立明近衞卅人、賜匹絹、宮(○一條后彰子)御使秦通女裝束、付來屬四人匹絹、今夜事、老後無便、又從宮有如此事、希有事也、還又面目、未有立后給皇后爲母有此事、百年以後、所不聞事也、前々人、是老後立后歟、

〔源氏物語三十六柏木〕御うぶやの儀式、いかめしうおどろ〳〵し、御かた〴〵さま〴〵にしいでたま

參、則殿上ニ著座、如三ケ夜、役汁物已下敍居之、○中略次獻盃、一獻、盃經廣、瓶子紹光、次二獻、盃通前朝臣、酌共綱、次立箸匕、次朗詠、這ハ是北辰季繼卿雅胤卿二人、次三獻、通村卿朗詠了起座、經座後下座、疊ノ南面程居留、北面シテ蹲踞ヲクル、次六位藏人持參盃、取之進奧座右大臣ノ左方後居留、爲賴朝臣取瓶子相從、次右大臣起座、如例○中略右大臣ダノ間第一ニ著座、○中略此間寢殿ニ御衣案二脚ヲ進、○中略次ニ晴御膳ヲ供、南ノ御殿、東ノ簀子ヨリ庇ヲ經テ、寢殿ノ階間ヨリ進、御陪膳ハ業光卿、御手長宗四位、五位供了撤之、了著攝ノ間、六位改高灯臺於切灯臺、切灯臺東方ニ圓座一枚敷之、次權大進共綱サイヲ筒ニ入、持參シテ圓座ノ上、東ノ端ニ寄セテ退、　十九日戊子、中宮樣御七夜御祝儀有之、殿著殿上座、○中略次勸盃、一獻勸盃經廣、瓶子共綱、御衣勅使有、○中略次二獻、勸盃經廣、瓶子紹光、次朗詠有、這ハ是北辰三有、四辻大納言新三位、次朗詠了テ、女院御所ヨリ御衣參、○中略三獻勸盃廣橋中納言、瓶子雅昭、次亮、奧座ノ下座ニ至、因テ退、此間供晴御膳、次關白起座、著ダノ間、奧右大臣、端內大臣、奧四辻大納言、端左大將、端日野中納言、奧柳原、端次切灯臺ニ取替、六位藏人役之次敷圓座、次權大進、サイ二ヲ筒ニ入、持參シテ圓座ノ上、西ノ端ニ置カケ、料紙ヲ座前ニ置、小高檀紙ノ上、金ノミガキスナゴノ薄樣ヲカサネオク、大臣七、大納言五、中納言三也、參議ノ前スクナシ、臺ニ居、四位五位殿上人持參也、座ノ前ニ置、胡粉塗ニ緣青エガキタルニスエ、次六位藏人ヨリウチハジムル也、權大進大進已上ヨリウチハジムル、右大臣ウチテ、サイヲ筒ニ入、次關白ウチ給テ、又サイヲ筒ニ入、右大臣直退去、次料紙各前又持參シテ、圓座ニ置也、料紙圓座已下撤シテ、下座ヨリ退、今朝先宮ノ御方ニテ御振舞有、次ニダノ作法過テ、寢殿ニテ有御遊、右大臣、笙內大臣、四辻大納言、左大將、亮、新三位等也、保馬樂有、伊勢海也、　廿一日庚寅、入夜參中宮樣、○中略勸盃、一獻共綱、盃ニ酒ヲ請テ先傾テ、次ニ請テ內大臣ヘ參候也、綱光ノ盃、父子故、業光卿ヘ參テ、次兼賢ヘ參也、二獻勸盃次箸匕ヲ立、次朗詠、○中略不參故新三位爲賴朝臣庭ニ圓座敷、伺公シテ朗詠有之、三獻、勸盃廣橋中納言、內大臣ノ座外ノ通ニ來、亮目

祝著之儀、一獻也、　十日、今日又當二七ケ日、仍有御頭居事、如先度、但員數十四也、　十七日、今日三七ケ日也、仍又有御頭居事、今度數廿一也、

〔資勝卿記〕寛永三年十一月十五日甲申、中宮(○後水尾后和子)へ伺公、三ケ夜之御祝儀有之間、束帶可仕由也、一條殿(右大臣)伺公、先各著殿上、飯汁物餛飩以下、兼居殿上東上南奥座に、(○中略)次一獻盃、(勸修寺辨)瓶子、(廣橋侍從)右大臣ノ座上ノ後方ニ進、酒ヲ請テ、右大臣ニ進テ、辨退飮了テ、予前ヘ臺盤ノ下ヨリサシ出シ被渡候也、次予盃ヲ取テ、酌左ノ方後ニ進テ見テ、左ノ方ヘ顧廻テ、請酒飮了、又位次ノ公卿ニ、臺盤ノ下ヨリ渡、奥座ハ座下ヨリ酌スヽミ申候也、次ニ同前末座ノ前ニ盃止候也、次二獻、盃中宮權亮、酌淸閑寺權大進、次朗詠二曲詠了、右大臣早出也、次三獻、盃日野中納言、酌冷泉中將爲賴朝臣、次權亮、公卿末座ノ邊ニ來、第一ノ公卿ニ目ス、ダ(○撤下同)ノ間ニ召之由也、上首ヨリ起座、公卿ノ後ヲ經、座下ヨリ起座也、季繼卿退出也、次□□ノ間ニ著座、(○中略)公卿著了後著座、此間御衣案二脚、立寢殿之庇内左右、第一案、業光卿光賢卿舁之、次案、中宮亮爲賴朝臣舁之、次晴御膳供之、光賢卿陪膳、四位五位雲客手長、供了撤之、次ダノ間ノ高灯臺ヲ替、切灯臺、(六位役之)次六位職人敷ダノ圓座、次内大臣公卿已下ノ座前ニ、料紙中高檀紙ヲ置、四五位殿上人役之、(○中略)次權大進共綱、筒ニ(筒長サ七寸許、丸サモ六七寸有之、)木ノサイ二ツ入、持參シテ圓座ノ右ノ方ノ端ニ置退、サイハ皆六ヲ三ニサス也、次料紙一帖ヲ持參シテ、圓座ノ中央ニ置退、三尺許ノ間膝行シテ置之、左廻退、先六位職人、(幽小路)持參、次權大進共綱、權亮、次公卿ノ下﨟ヨリ料紙ヲ置、笏ヲ指起座、拔笏皆懷中也、中院一人指笏了、資勝、公卿第一座故、座ヲ下、直ニ料紙ヲ置、座ヲ下リ、疊ノ後ノ座上ノ角ヲ懸テ起テ、少歩行シテ、又膝行シテ料紙ヲ置也、次六位職人進テ、ダヲ打、進退如料紙置時、度々内大臣サイヲ取ヲ筒ニ入、資勝打テ、サイヲ筒ニ入退、是故實也ト云々、内大臣打サイヲ入了、下座ヨリ退去、通村卿ハ、ダヲ打テ直ニ退去也、今度起居作法、マチ〳〵也、　十七日丙戌、(○產後第五日)中宮樣へ伺公、則例ノ所ニテ、束帶申候也、右大臣(一條殿)御

シ給フ姫宮也御坐、長實朝臣云、此殿ニハ夜泣シ給フ姫宮モ、自此東谷七、峯七ヲ越ナゾ御坐ス、泰盛云、然者甲斐國鶴郡之長ヒコノ米粥長クス、ラム云ス、凡西行乘燭、陰官四人（前二人、後二人、束帶、相從、）三個、每度如此、事了伊豫守退、陰官撤案、人々退出、

〔玉海〕治承二年十一月廿日己卯、此日貴女御覽并中宮御產九夜也、（○中略）戌四點參中宮、先是關白已下公卿濟々著座、（殿上人未著、）余（○藤原兼實）經殿上人座末并座後著奥座、（猶須經殿上人座上、公卿座下也、而其間太狹路、仍經北道也、左内兩府著端、大相著奥、如二七夜、）次殿上人定能朝臣已下著座、次居大臣饌、（折敷高坏、手長、如二七夜、）次上西門院御使右近中將頼實朝臣參進立中門、次權亮維盛朝臣（七日内、宮司皆著白、與而今日著例下重、）起殿上人座、降自中門外方相逢、歸昇進大夫座下（在奥座、）末氣色、進寢殿南面啓事由、歸出降自中門內方召之、出中門外了、先是（維盛啓事由之間也、）五位大夫敷圓座於上達部南廣庇、（如二七夜、八條院御使座、）次御使頼實朝臣昇自中門外方、著件圓座、（北面、）次維盛朝臣取祿（白綾一重、）給之、披笏退歸、次頼實朝臣降庭中、（續懸左手、）再拜、出中門畢、次采女六人參進寢殿南面、次五位大夫陪膳、（第一折敷如常、）傳采女供之、次采女退下、（氣兒御衣、）次一獻、美作守基輔朝臣持參盃、（[illegible]）侍從家忠取瓶子、次二獻、藏人頭左近中將定能朝臣（日來依不參、今日初參也、不）勸盃、（取瓶子懷酌、）自藏人左衞門尉（遠使）源基行取瓶子、次居汁、（手長、圖書先、）次中上箸下、次三獻、從三位太宰大貳親信卿勸盃、宮內少輔棟範取瓶子、（敷位、叙酌、）（取）次居汁、（手長、圖書、）下箸又同、次關白被示可有朗詠之由、大相國云、今夜無術、可助音云々、仍按察使資賢卿出令月、次儲是、（二反、）次隆問、昭王、穆王、（三反、嬰三反、實國出之、○中略）次置筒事、（基俊、藏）次自下臈進紙、（先六位、次五位藏人、次公卿自下臈進之、）次進紙之人撤盞、（○下略）

〔後愚昧記〕永和三年六月廿六日、上臈產氣分、（○中略）無爲平產皇子了、　七月三日、今日又御沐浴、今日令當七夜給、仍如形有御□居事、是强飯ヲ皿ニ擣ナ七果、居押桶蓋、（敷檀紙、）置宮御方御枕邊、强飯ヲニギル事、直衞（治部大輔）勤之、此役人品秩未知先規事也、所詮有父母之人勤之條爲先規云々、此家僕之中、父母有之人、直衞ト三郎男（雜色也、）也、不可依上下歟、然而相計也、先規等可尋知之事也、其後又如形有

のおなじ事、上達めのろくは、みすうちより女さうぞく、宮の御ぞなどそへて出す、殿上人頭ふたりをはじめて、よりつゝとる、おほやけのろくは、おほうちき、ふすま、こしざしなど、れいのおほやけざまなるべし、御ちづけつかうまつりし橘の三位のおくりもの、れいの女のさうぞくに、おりもの・ほそながそへて、しろかねの衣ばこ、つゝみなどもやがてしろきにや、またつゝみたる物そへてなどぞきゝ侍りし、○中略九日夜、○第九日産後は、春宮權大夫、○藤原賴通つかうまつり給ふ、しろきみづしひとよろひにまゐりすゑたり、ぎしきいとさまことにいまめかし、白かねの御衣ばこ、かいぶをうちいでゝ、ほうらいなど、れいのことなれど、いまめかしうこまかにをかしきを、とりはなちては、まねびつくすべきにもあらぬこそわろけれ、こよひはおもてくちきがたの木丁、れいのさまにて、ひと〴〵は、こきうちものをうへにきたり、

〔玉葉和歌集 七賀〕後一條院むまれさせ給て七夜に　前大納言公任

秋の月影のどかにもみゆるかなこやながきよのためしなるらん

〔本朝續文粹 十一和歌序〕皇女誕生五日○太皇太后宮子內親王、後一條中宮御産、○下宮恐章誤　藤廣業卿

萬壽三年十二月十三日者、今上第一皇女降誕之五日也、使命燕飲、皆醉堯樽、群臣蕩々、既知長秋之兼四德、萬物熙々、自感陽春之欲相隣、當于斯時、時人僉曰、關白丞相者、椒庭之連枝、蓮府之累葉也、彼公旦之輔成王、周道猶盛、霍光之相宣帝、漢德中興矣、聖主之得賢臣、古今希有者歟、請以卅一字之詠歌、各述于萬秋之歎情、

〔長秋記〕元永二年五月三十日、三夜御養産也、○中略諸大夫一人取圓座、敷南階東頭、實子次伊豫守長實朝臣白重著之、南庭立粥案、□當階東間附南頭廳官一人、衣冠案下案上桶一口、入粥立杓、其傍並黑器、主殿官人庭燎、次民部卿大夫、五位七人泰盛、資康、重孝皮康吉爲宗遠仲□就案下、取盃進南階前、第一人云、此宮ニハ夜泣

の座は、にしを上なり、しろきあやの御びやうぶどもを、もやのみすにそへて、とざまにたてわたしたり、五。日。夜〇第五日産後は、との〇藤原道長の御。う。ぶ。や。し。な。ひ。十五日の月くもりなくおもしろきに、いけのみぎはちかう、かゞり火どもを木のしたにともしつゝ、とじきどもたてわたす、〇中略おものまゐるとて、女房八人、ひとつ色にさうぞきて、かみあげ、しろきもとゆひして、しろき御ばんもてつゞきまゐる、こよひの御まかなひは、宮の内侍、いと物々しく、あざやかなるやうだいに、もとゆひはえにしたるかみのさがりば、つねよりもあらまほしきさまして、あふぎにはづれたるかたはらめなど、いときよらに侍りしかな、〇中略れいはおものまゐるとて、かみあぐる事をぞするを、かゝる折とて、さりぬべき人びとをえらせ給へりしを、心うしいみじとうれへなきなど、ゆゝしきまでぞ見侍し、御丁の東おもて二まばかりに、三十餘人、ゐなみたりし人々のけはひこそ、見物なりしか、いぎのおものは、うねめどもまゐる、戸ぐちのかたに、御ゆどの、へだての御びやうぶにかさねて、また南むきにたてゝ、しろきみずし一よろひにまゐりすゑたり、〇中略おものまゐりはてゝ、女房みすのもとにいでゐたり、ほかげにきら〳〵と見えわたる、〇中略上達め座をたちて、御はしのうへに、まゐりたまふ、殿をはじめ奉りて、攤うち給ふ、紙のあらそひなど、いとまさなし、〇中略ろくども上達めには、女のさうぞくに、御ぞ御むつきやそひたらん、殿上の四位は、あはせ一かさね、六位は、はかま一ぐぞ見えし、〇中略七。日。の。夜〇第七日産後は、お。ほ。や。け。の。御。う。ぶ。や。し。な。ひ。藏人少將〇藤原道雅を御つかひにて、もの、かず〳〵かきたるふみ、やないばこにいれてまゐれり、やがて返し給ふ、勸學院の衆ども、あゆみしてまゐれる、げざんのふみども又けいす、返し給ふ、ろくども給ふべし、こよひのぎしきは、ことにまさりて、おどろ〳〵しくのゝしる、御丁のうちをのぞきまゐりたれば、かく國のおやと、もてさわがれ給ひ、うるはしき御氣しきにも見えさせ給はず、〇中略こちたき御くしは、ゆひてまさらせ給ふわざなりけりとおもふ、〇中略おほかたの事どもは、一日

〔うぶやしなひの圖　紫式部日記繪卷所載〕

〔伊勢物語下〕むかしうぢ(○在原氏)のなかに、みこうまれたまへりけり、御うぶやに、ひと〴〵うたよみけり、御おほぢがたなりけるおきなのよめる、

わがかどにちひろあるかげをうゑつればなつふゆたれかかくれざるべき、これはさだかずのみこ、時の人中將(○業平)の子となんいひける、あにの中納言ゆきひらのむすめのはらなり、

〔河海抄十八宿木〕天暦四年閏五月五日、此日自中宮給産餉、息所前衝重廿枚、面打敷等用蟬翼、有銀筥箸上洲濱等、酒壺俱如例、有男女房饗、各用朱臺盤、荒屯食十具、皇子御衣十襲、五具唐綾、五具平絹、襁五具納於折櫃四合、置中取二脚、(○九條右丞相記)同記曰、當第七夜、姫宮政所設饗饌、息所御膳、衝重廿前、緋面打敷有銀筥同四種箸上洲濱、又有酒壺、俱一具、又親王公卿料廿前、每前檜打敷四枚、恭手五十貫、純食五具、冷泉院御誕生記也、四條抄曰、右衞門府奉恭手錢、(机立砌前、召使爰別置高坏、官人取立、王卿依親、依制令停止之、)依例或有圍碁之興、(此間或府督勸盃之)

〔榮花物語五浦々の別〕中ぐう(○定子一條后)には、三月(○長德四年)ばかりにぞ、みこ(○敦康)むまれ給、(○中略)おほとの(○藤原道長)。七。夜。の御ことをつかうまつらせ給、うちには、ゐん(○一條母后詮子)にもうれしきことにおぼしめしたり、ゐんよりきぬあや、おほかたさらぬことゞも、いとこまかにきこえさせ給へり、七日の夜は、いまみや(○敦康)みたてまつりに、とう三位をはじめ、さるべき命婦くら人たちまゐる、そのほどの御ようい、皆あるべし、

〔大日本史七十九后妃〕按榮華物語曰、長德三年六月、后(○定子)入宮有身、二閱月而出、四年三月生敦康、於是、赦伊周隆家、然以敦康薨年推之不合、

〔紫式部日記〕三。日(○産後第三日)。にならせ給ふ夜は、宮づかさの大夫(○藤原齊信)よりはじめて、御うぶやしなひつかうまつる、右衞門のかみは、おまへの事、ぢんのかけばん、しろかねの御さらなど、くはしくはみず、(○中略)東のたいのにしのひさしは、上達部の座、北をかみにて、二行に南のひさしに、殿上人

式也、

一產屋祝言に、包丁人可心得事、鯉に不限、何魚にても、こと〻めのひれ參らすべからず、京都にて其ためし有、此ひれは賞翫のひれなれども、時によるべき也、此ひれは腹尾の近く有ひれ也、すきさしのひれともいふ、

〔貞丈雜記一祝儀〕一子載の餅、貞丈按ニ、戴いただきを如此云歟、四條流獻方口傳書云、產立の祝、產養とも云也、產神棚へ備へ置、產婦へ七夜に祝はせ申なり、折五合に、五色の餅を盛、五合備也、略儀には折二合なり、其外に置鯉置鳥も備る也、餅のかい敷には、松の葉根笹を用ゆ、餅の上に、何も鶴を作飾る也、五色の餅は、白は米の粉、黃は豆の粉、青は柚の葉の粉、黑は胡麻、赤は小豆の粉也、是にて五色也、折二合に盛時は、五色を盛合也、產婦へ五色の餅を一獻々々に五度に居る、段々引替る也、勿論銚子も一獻一獻に、六獻めに內粥出、七獻めに腸煎り、是を式の肴と申也、又折二合にする時の祝には、初獻引渡、二獻の時二合の折、三獻めに鯖の物出る也、此餅を子載の餅とも申なり、貞丈云、餅イタヽクノ也、五色ノ餅ナイカイ也、

〔續日本紀十聖武〕神龜四年閏九月丁卯、皇子誕生焉、　十月癸酉、〇產後第七日天皇御中宮、爲皇子誕生、赦天下大辟罪已下、又賜百官人等物、及天下與皇子同日產者、布一端、綿二屯、稻二十束、　十一月己亥、天皇御中宮、太政官及八省、各上表奉賀皇子誕育、幷獻玩好物、是日賜宴文武百寮已下至使部於朝堂、賜五位已上者、賜綿有差、累世之家嫡子、身帶五位已上者、別加絁十疋、但正五位上調連淡海、從五位上大倭忌寸五百足二人、年齒居高、得入此例焉、　庚子、僧綱及僧尼九十人、上表奉賀皇子誕生、施物各有差、

〔日本紀略淳和〕天長四年五月甲戌、此夜皇后〇正子誕生皇子男也、　庚辰、〇產後第七日冷然院〇嵯峨賀皇子新誕、賜五位已上衣衾、　十二月癸丑、設服御物及飲食器皿等、獻於北宮、賀皇子誕生也、

一誕生は今日のひるのうちにても候へ、又夕さり、夜のうちにても候へ、產屋のいたとて、鯉の包丁あるべく候、其夜の明更の卯辰の間、朝日の出給ふにむき給ふ人よき間、それを表して、寅の時に御祝の包丁有べく候、寅のときを用事、日はとらの時より御出あるなれば、依之の儀也、

〔年中記(寶石類書所引)〕天文六年九月公光書寫正記

一御うぶたての事

御こは物をかたと同じく入て、上に鳥のこをにぎりて、三。日には三。五。日には五。七。日には七可置也、折の勢は、口一尺二寸、足は三足、かはの高サ四寸、口傳あり、

一まいりそめの事

此折十二合也、何も鶴龜をはたに如此可立入。○圖略 せいにもゑがくべし、中にはしろこのだんごを入べし、折の大さ四寸餘、但さん足なり、たゞしかはのたかさ二寸餘、もりたての高サ八寸餘なるべし、口傳あり、

此御祝共に、いづれも〳〵ざつしやうの體、時の時宜によりて、式三獻、又八種のさかな、二重へいじを立らる、事も同歟、

一又高盛十二合、立様御方のは、

たかもり　ところ　山のいも　柿　栗　かんし　赤餅　大つゝ　置鳥置鯉畫

たかもり　ところ　山のいも　柿　栗　かんし　白餅

一御前立　二重の事

二重　へいじ　へいじ　置鳥置鯉

〔伊勢家秘書誕生之記〕祝

一百日の内は、家内の人々、外より出入の者迄も、毎日祝有べし、かん點心御飯など被下、御祝有法

酒一瓶子

〔簾中舊記〕御產所の事

わか君さまにて御入候へば、時のくわんれいより、御ぐそく、御弓ゑこ進上候、姫君樣にて御入候へば、御ねりぬき十かさね、上樣へ十かさね、うらはしたて物のきぬにて候、そさうに候、御こしいだきまいらせられ候人に五重也、

〔成氏年中行事〕一若君姫御料樣御誕生之時、○中略三日五日七夜ノ御祝ノ時ハ、五合行器ノ臺ノ樣ナル中ニ、折ヲ一曲添テ、白強飯ヲヒラクヲシテ、三日ノ御祝ノ時ハ、御具足三、五日ノ時五、七夜ノ時者七參也、又別ノ折ノ大ナルニ、白強飯ヲモリ、カワラケニ水ヲ入テ、御ハシヲソヘテ、御手掛ニオカレタル、鳴弦ノ役人兩人參テ、御ハシヲ取テ、カワラケナル水ヲ手ニ付テ、鳥ノ子ノナリニ握リテ、三日ノ御祝之時者、三ナラベテ置ク、五日之時ハ、五ニギリテ、中ニ一、四角之方ニ四置、七夜之時ハ、七ニギリテ、中ニ一、マワリニ六ツオクベシ、其後式三獻御酒アリ、是ハ阿梨帝ニ供御申アルタメ也、其後御酒數獻參テ、前ニ書、御著帶ノ御祝ノ時ノゴトク、御所中ノ女房不殘參、御產所勤ラルヽ人ノ方ヨリ、悉小袖以下之引出物アル也、次奧役頭モ、白直垂ニテ、御產所ヘ參致伺候、

〔產屋之規式〕誕生候へば、うぶ御衾さてまいるなり、其樣體僧樣にも有べし、但又其家の佐用可替候間、一篇に是あるべからず候なり、

一誕生の子、男子にて候へば、父おやの御だいごきの三ッめ、五日の間かさのごきに、食汁を入申候、又小汁さいなどは、かはらけたるべし、子のはしはかた〳〵すゆるなり、夫に（ならひじかしく錯）つこしらへやう有べし、次に子三歲に成給時、箸なほしせらるゝなり、其さきまでは、父おやのかさのごきにて、はしはかた〳〵づゝすゑ申候、又女子にて候へば、母おやのごきのかさたるべく候、樣體は右同前にて候、これまでは御養の名を、もらひ御だいさいふなり、

女子

問、此殿仁夜啼志給布若君夜御坐須、

答、此殿仁夜啼志給布若君毛、自此東仁、谷七峯七越氏古曾、夜啼志給若君八御坐奈禮、此殿仁八、端正有相令具足天、女御后仁可成給歟姬君曾御坐須、以詞如前、

日野本裏書

七夜御前物九十立次第、土高器各盛之、折敷四角、心葉結懸之、一折敷御飯筒盛之、一折敷酢鹽箸臺匙器物二種居之　一折敷御汁物進物四種居　一折敷蘿四坏　一折敷蒜四坏

一折敷生物四坏鯉鳥鹿猪、此等代官用之物、　一折敷松柏　一折敷時菓子　一折敷干物干鮑、干鯛、干鮹、鹽魚楚割、男子者居盞酒器、

御酒者片口銚子

欠餅　菓飯　宮畔

以土瓶入清酒衝重前

一本四坏飯餅精進物魚、已上四坏、餅飯上置橘一果、精進辛菜、大根、蕪、薊、和布、芹、已上合盛也、置酒槽、魚鯛、鱒、名吉、鮑、鱧、鰒、已上合盛、上置鯛、土高器上折敷盛様器備之、

斗鷹一枚、七節竹一筋、付絹盖一果料紙、家令卿一前、

初夜の祝あり、三夜五夜七夜も同じ儀也、

〔新儀式〈五　臨時〉〕皇后産事

皇后有御産事、先遣中使、被奉問之、七夜仰内藏寮、令設饗饌、有賜祿物、（或穀倉院設之、屯食等也）

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

御。七。夜御うぶ御せんまいる

御せん二（かながしら二ツひらき石、二ツふくめのたかもり）

いづれもかわらけにのる　御はいせん二（御ひらの高もり、御ぜんこわぐごなり）おやもちたる上らふ　三日あげ申候

〔公事根源〈正月〉〕獻御粥　十五日

昔他國の事にや、蚩尤といふ惡人有けるが、黃帝と中御門とたゝかひて、正月十五日に、蚩尤つひにころされぬ、其首は天狗と成て、其身は蛇靈となる、是によりて、けふ寅の時あづきの粥をにて、庭中に案を立て、天狗を祭て、其後東に向再拜して、ひざまつきて是を食すれば、年中の邪氣をのぞくといふ本說有、また高辛氏、むすめありしが、是も心あしくして、正月十五日に、巷中にしてうせぬ、其靈魂とゞまりて、道路にさまよひて、行人をなやます、此人平生粥をのみこのみける故に、今日是をまつればわざはひなしとかや、此二說いづれをよしとも難定、大かたわたまし、養命の時など、粥を四方にそゝぐも、かやうの事の數にさぞおぼゆる、

〔二中歷〈八童謠〉〕啜粥詞　男子

問、此殿仁夜暗志給布姫君乃御坐須、

答、此殿仁八夜暗志給布姫君毛、自此利東仁、谷七峯七越氏古夜暗志給布姫君八御坐奈留、此殿仁入、命長久官位高久、大臣公卿仁可成給倍留若君曾御坐須、

問、然者甲斐國鶴郡仁作氏布、永在乃稻乃粥、永久啜具牟、

產養

まいはん方なし、〇中略皇子の御いのりはじめてせさせ給ひ、七瀨の御はらへに、辨ゆげいのすけ五位の藏人など、時にあへる七人御衣箱とりてたつほど、おぼろげのかんたちめなどもあふべくもなかりけり、

〔御產所日記〕普廣院殿樣〇足利義教御時之事

若君〇義勝御誕生永享六年甲寅二月九日寅剋

一十日〇中略

一河原御祭　供料三千疋下行之、

在方卿參向、河原御代官伊勢守貞國、白直垂御撫物役千秋刑部少輔、河原持向則歸參、在方卿御馬一疋、御大刀一腰栗毛被下之、各金覆輪進上、則被下、河原御祭、自御產所翌日、一七ヶ夜行之、御撫物御單、

〔蜷川親元記〕寛正六年七月廿日乙丑、若君樣御誕生、　廿二日丁卯、御產所御祈始、河臨祭、七月廿八日、時中八月四日、同在盛、是ハ貴殿可有御參向事也、兩日之間可爲何哉云々、可爲廿八日之由御返事也、　廿八日癸酉、河臨祭、多田須河原河井社南東森ノキハ也被執行、晩、勘解由小路三位在盛卿、爲御代官貴殿白直垂大帷、貞親朝臣、御參向、御馬也、御供蜷川又三郎親元、乘馬ナリ、千秋刑部少輔同參向、同直垂於彼所御兩人著座、各被敷疊、時宜終而、直ニ御產所へ御參、御大刀金御進上、御撫物ハ千秋持參之、在盛卿被參也、自御產所直ニ殿中へ御參、御大刀金御進上之、彼兩人モ同被參、卽御退出也、

〔倭訓栞前編四宇〕うぶやしなひ　源氏にみゆ、禮內則に接字をよめり、平氏太子傳、李部王記などに產養と見えたり、產所の饗應なり、西土の產育とは意少異れり、

〔貞丈雜記一祝儀〕一小兒誕生の當日を初夜と云、三日めを三夜と云、五日めを五夜と云、七日めを七夜と云、此日每に祝ふを、うぶやしなひの祝と云、其當日吉日にあらざれば、追而吉日をゑらびて、

御新始

くる事本也、後に元服して男になりたる時、何太郎何二郎何三郎などゝ名を付也、(源氏ハ源太郎、平氏ハ平太郎などゝ云なり、)是をゑぼし名といふ、其時實名をもつくる也、をさな名、何太郎何次郎などいふ名をつくるは非なり、

〔日本書紀神代二〕一云、豐玉姫謂天孫曰、妾已有娠也、天孫之胤、豈可產於海中乎、故當產時、必就君處、如爲我造屋於海邊、以相待者、是所望也、故彥火々出見尊已還鄕、卽以鸕鷀之羽、葺爲產屋、屋蓋未及合、豐玉姫自馭大龜、將女弟玉依姫、光海來到、時孕月已滿、產期方急、由此不待葺合、徑入居焉、已而從容謂天孫曰、妾方產、請勿臨之、天孫心怪其言、竊覘之、則化爲八尋大鰐、而知天孫視其私屛、深懷慙恨、旣兒生之後、天孫就而問曰、兒名何稱者當可乎、對曰、宜號彥波瀲武鸕鷀草葺不合尊、言訖乃涉海徑去、

〔爲隆卿記〕天治元年五月廿八日甲辰、子剋皇子降誕、　六月十日乙卯、召敦光朝臣、若宮御名可撰申之由、內々自院被仰云々、

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月九日己酉、早旦以後、御臺所御產氣、○中略巳剋男子御產也、○中略有御名字定、千萬君云云、

〔貞丈雜記一祝儀〕一小兒誕生ありて後、河臨祭(カハイノマツリ)と云事あり、是も吉日を撰びて、陰陽頭、河邊に出て祭りをする也、御產所御新始河臨祭と殿中日々記にあり、御產婦御小兒の御新始なり、

〔長秋記〕元永二年五月廿八日、自夜半中宮御產氣御坐云々、○中略事已成、子時中一剋也、男皇子○崇德誕生、天下慶何事過之哉、　六月七日、今日皇子御新始、被修七瀨御祓、寢殿南面簾下、被押出浮線綾赤色裏、院殿上五位召使中宮口被修之、五位諸大夫爲使云々、又於透渡殿宮御料御佛十體被造始、佛師圓勢勤仕之、

〔續世繼三男山〕保延五年にや侍りけん、つちのとのひつじの年五月十八日、よになくけうらなる玉のをのこ宮(近衞院)うまれさせ給ひたれば、院のうちさらなり、世中もうごくまでよろこびあへるさ

命名

〔玉葉〕承元三年六月三日乙丑、今日小兒有剃髮事、其儀先女房一條局抱兒生口上、余著布衣剃始之、三ハサミ自前剃之也、其後女房剃之、其剃末ヲ紙置之也、其外無儀也、抑依不審引勘舊記之處、治承二年十二月二日、(安德天皇御誕生也)中山內府記云、早旦以左兵衛尉則季取吉方水、(清水瀧)小御洗入之、加入以石三、小松、山橘、麥門冬、芝、提持參、女房(用無障之人)取之置御前、吉時午、內大臣被參入、御乳母(洞院局)奉抱、內大臣取加石三、小松、山橘、麥門冬、芝等置御頂、奉向東方、御頂御髮三度奉插之、以水絞御髮、以麥門冬如奉結、其後御乳母大納言局(釋門女)奉剃之、以之案之頗不吉例歟、隨又余誕生之時無別儀、只奉剃之三度、後女房剃之由、見故殿御記、幷女房二條殿御說也、(御乳母息所)仍追彼例爲之也、

〔御產所日記〕普廣院殿樣(○足利義敎)御時之事

若君(○義勝)御誕生永享六年(甲寅)二月九日

一御剃髮四月四日

〔蜷川親元記〕寬正六年八月六日辛巳

一十日御剃髮御祝也、大上﨟可有御參事也、雖然其日より依御神事、不可有御返違候、然は上﨟御歸參、可被如何候哉、同可被伺申候、在盛卿へ可被尋聞歟、(○中略)、十九日甲午、若君樣御剃髮(御祝十日去)御禮、公方へ御大刀まいる、貴殿未能御出仕候間、御大刀以武庫御進上云々、

〔御產之規式〕小兒に名をつくる事

一小兒に、をさな名を付る事は、七夜につくる也、名のなき程は、若子とよび、主人の子をば、若君とよぶ也、名は父の心にまかせて、何なりとも付らるゝなり、又家により、定りたるをさな名あり、父の方より名を折紙に書て、大刀刀などそへて參らせらる、をさな名は、或は松竹鶴龜などの齡久きもの、又は百千萬の多き數、四季の名物などの名をとる事、定法なし、をさな名は、何麻呂と名づ

忌正三五七十月、辰、巳、申、辛、壬、寅、午、未、戌、亥、子日、皆凶、破日、丼六丁日、五戌午未、辛壬、亥寅日皆凶、

〔產所法式〕一誕生候へば、則陰陽のかみの所へ、誕生の刻限、同男女の儀を申候へば、かもん〈○掃部女〉こいひて引合一枚に認候て遣候也、このかもんに、ゑなをつぐ日、同湯をあびせてよき日、か。み。を。た。れ。候。日。此外いみあけ百日までの規式を悉認候て出候、如其用申候なり、

〔伊勢家秘書誕生之記〕剃髮

一小兒の胎髮を剃る事、出生の日より、幾日めと云定なし、吉日を撰みてする也、此日にも祝ふべし、

〔御產之規式〕剃髮之事、

うぶそりは、小兒をめのといだき、吉方へ向はせ申て、女房のよくかみそりつかふ人にそらするなり、手のごひ一つ、かみそり二つ、打みだり箱にすゑ持出てそるべし、毛をまめす湯は、小きたらひに入べし、そりたる髮は、つゝみて置べし、

〔榮花物語〈初花〉〕またのあしたに、内の御つかひ、あさぎりもはれぬに參れり、若宮の御こひしさにこそはあらめど、おしはかる、その日ぞわか宮〈○後一條〉の御ぐし、はじめてそぎ奉らせ給ふ、ことさらに行幸の後とて、あるなりけり、

〔明月記〕寬喜三年二月十二日己巳、皇子〈○四條〉降誕、　十九日丙子〈今日令着皇子御髮給、后宮御白云々、〉

〔宮様御用掛勢田章斐雜記〕寬政十二年二月廿六日

一午刻過、二皇子様御產髮、御機嫌克御たれ候也、前大納言殿〈○勧修寺經逸〉被仰聞、卽此御祝儀申上、御所へ參、右京大夫ヲ以恐悦申上ル〈中畧〉

一御產家へ再參ル、御うぶ髮被爲重候御祝、肴物御酒等給之、請之御使番、御醫者等　も同様給之、

一結ニ御禮申上ル、

剃胎髮

〔長秋記〕元永二年五月廿八日、男皇子(○崇德)誕生、　六月六日、辰刻伊與守承仰、示可參之狀、乃馳參、改御裝束畢、數剋不入見參、御湯殿被移寢殿西渡殿東一間、自一昨日當件間指假廁、撤日來白御几帳、被出尋常几帳、又撤白御帳御屛風、立尋常御屛風、御座如此、自餘別無相違、

〔永昌記〕保安五年(○天治元年)六月五日庚戌、今日第二皇子(○鳥羽皇子通仁)誕育七夜也、　六日辛亥、法勝寺參賀、(○中略)三位經忠予等起座、(公卿座如夜々儀、但撤白屛風、立倭畫屛風、)於中門內、取祿進出前庭、

〔中右記〕天治元年六月五日庚戌、中宮七夜也、　六日辛亥、今朝撤白御屛風御几帳等、供尋常御裝束等、

〔花園左府記〕天治元年六月七日、第九夜也、酉刻參入、(○中略)采女六人參進、今夜改白衣、思々色也、

〔爲隆卿記〕天治元年六月十日乙卯、今日第二宮被改御所、以西面爲御所、宮侍乘役之、白几帳等分給女房云々、

〔御產所日記〕普廣院殿樣(○足利義敎)御時之事
若君(○義勝)御誕生永享六年(甲寅)二月九日寅剋
一御色直、同月(○四)九日貞國宿所、

〔倭訓栞(前編六)〕かみたれ(○加)　髮垂の義、兒の初生六日に生髮を剃をいへり、反語をもて祝せる也、寶積經に悉達太子自持刀下髮と見えたり、兒生れて七日を經て剃胎毛髮の事、竺土の風俗も同じ、諸書に見ゆ、

〔貞丈雜記(一祝儀)〕一小兒うぶ湯の後、始て湯あびせるを、湯始の祝と云、うぶそりを剃髮の祝と云、(○中略)殿中日々記にあり、

〔拾芥抄(下末諸事吉凶日)〕剃髮吉日
五酉　五丑　乙丑　乙酉　乙巳　乙卯

色直

めづらしくけふたち初るつるのこは千世のむつきをかさぬべきかな

〔河海抄 十三 若菜〕御產當日、上下著白裝束、九夜改白裝束、復尋常也、

〔簾中舊記〕御產所の事

御產所へは、あかくめし候、御たんじやう候て、三日はしろくめし候て、三日過候へば、又あかくめし候、

〔產所之記〕一御うへさま產所のあひだめし候御うはぎ、白小袖、ねもじにてもくるしからず候、御よぎ、色のものにても不苦、一七夜過てめし候、

〔伊勢兵庫助注記御產所御道具〕一若君樣にても、姫君樣にても、御色直しまでは、白御小袖なり、

〔伊勢家秘書誕生之記〕色直

一百日の內は、產婦并仕女ども、產屋にては白小袖を著す、百一日め色直とて、產屋より常の座敷へ出給ふ、產婦兒并仕女ども、常の色小袖を著し祝有べし、小兒にも膳をすゆる、是喰初なり、喰初と云事當流には不知事也、色直の祝三獻、雜煮七五三などなるべし、此時御一門衆、又家の臣下幷仁たる者は、大刀馬其外衣類等不定、心次第に兒に進上するなり、引目の役人、箆の役人、疊持たる人、其外仕女、何も不殘、其々に御祝被下也、產所の道具は、產の內、藥進上申候、藥師被下物也、是は定法なり、

〔榮花物語 初花〕十日ほどの〳〵とするに、白き御帳にうつらせ給ひ、○中略をかしきしらさうぞくどものさま〳〵なるは、たゞすみゑの心ちして、いとなまめかし、○中略入日、○御產部入日人々いろ〳〵にさうぞきかへたり、九日の夜は、春宮權大夫つかうまつり給ふ、○中略こよひは御几帳みなれいのさまにて、人々こきうちきをぞきたる、めづらしくなまめきて、すきたるからぎぬども、つや〳〵とおしわたして見えたり、

一中入綿二百目宛也
一組合ノ儀定リナシ、時ニヨリ樣子次第、
一御產衣包物、生羽二重、上ノ括目ニ、金箔ニテ御紋二ツ置ナリ、御紋ノ大サ恰合次第、
一臺ノ長サ三尺、横二尺七寸、緣ノ外ニ御紋三ツ宛、四方合御紋數十二、臺ノ中ニハ鶴龜松竹、右何モ胡粉ニテ白繪ニ畫ク、
一御產衣三重迄ハ、一包ニ包事、
一御產衣、御城迄持參ニハ、桐ノ溜塗ノ箱、浮張アリ、打蓋セ蓋ニシテ、兩方ニ取手ノ鐶鈎ナリ、〇中略
一御產衣事、幾ツモチリケノ所ニ御護附也、御護ハ袋ニ入、上ヲ服紗ニテ包、服紗ニ表書也、御目錄添之、

〔官中秘策十二〕若君樣御誕生一式之事
一元文二巳年五月廿一日夜明七ツ時、廿二日ノ日取ナリ、辛亥日、〇中略
一公方樣より、若君樣江、御七夜御祝として左之通り、
御產衣五重
白唐綾松竹寶づくし御紋　白綸子銀薄ちらし御紋寶づくし　白紗綾銀薄ちらし寶づくし　白練同上　御下召白羽二重
一大納言樣より左之通
御產衣五重　右同斷〇中略
一若君樣江諸家より獻上左之通り〇中略
萬石以上　御產衣壹重
御產衣、貳拾萬石以上ハ、御上召唐綾、御下召羽二重、其以下御上召綸子、御下召羽二重タルベシ、

〔詞花和歌集五賀〕正月一日、子うみたる人にむつきつかはすとてよめる、　伊勢大輔

君樣へ御著衣御祝、御大刀まゐる、（常ノ御祝計也、右筆力衆少々、）五日庚辰、若君樣へ御著衣御祝、御大刀參、常之御祝也、

〔基量卿記〕延寶六年十二月十二日

一今日大樹へ、從內裏被進御細長調進于御前、令見物之、令圖畫了、

御細長圖（○圖略）袖長サ一尺二寸、身長サ五尺五寸、身ハヾ七寸一幅也、表龜甲白綾、裏平絹、頸紙常ノ裝束ノ如シ、細長一筋、上ガヘノハブレ常ノ男トンボウノ所ニ付タ、今一筋ハ、ウシロ眞中ニ付タ、細長長サ六尺餘、白キチリグリニテムスブナリ、ムスビヤウ常ノ如シ、

襁褓

襁褓二ツ、內一ツハ白綾、紋龜甲、裏平絹、
一ツハ平絹兩面、長サ五尺、ハヾ二尺五寸、

筥（○圖略）筥大サ長サ一尺五寸、深サ五寸餘、橫一尺二寸、底ニ一寸程ノエンアリ、總地白粉ヌリ、內白綾ニテ張之、（○圖略）蓋上島アリ、若松鶴龜等ノ作物、金銀也、島岩等、銀ノミガキ有、畫樣、底ノフチノエンニモ、四方ニ鶴龜松等立之、數不定歟、大概鶴龜五十、（○十疋歟）ブヽカ、フタ、ヤラウブタ也、

〔家綱公御誕生記〕寬永十八年巳八月三日巳ノ日、巳ノ剋、家綱公於武陽江戶城御誕生、諸大名出仕、御七夜之內、每日出仕也、御七夜之御祝儀獻上之御書付、御當番從阿部豐後守出ル、御產衣包ニ紺紛ニテ鶴龜松竹ヲ畫也、國書ニモ畫ク、御服物御臍差ノ袋ニ緒ヲ縫付、家ハ無地高畫御紋アリ、（○中略）

一御產衣ノ長、鯨尺ニテ三尺五寸、御袖下縫ハ御長相應ニ、

產所江參テ後、御門跡ニテ御加治アテ被召也、但時取アリ、
一御著衣召ス時ノ御祝ハ、御產所ノ亭主役也、大草方へ五百疋下行也、
一御服衣召初ノ時ノ色ハ、御出生ノ御方、其御年當カンガへ申上也、黃色靑色ヲ定申也、
一御服衣ヌヒ初申サル人ハ、二親持タル女房七人ニテ、御服ヲヌヒ初申サルヽ也、其御針、御服衣ニ副テ參也、

〔室町殿日記〕〔二〕義輝公若君御誕生之事
一御嫡男いできさせ給へば、〇中略若州武田殿より、爲御祝義、御產衣、并昆布鹽雁鯛壹樽被成進上候、御使者片山主計頭也、

〔蜷川親元記〕寬正六年七月廿日丁卯、若君樣御誕生、　廿七日壬申、二階堂三左ヨリ、貴殿自御產所管領へ、爲御衣御帶御持參、日取物在盛被進之、明後日廿九卯時也、　廿九日甲戌、武庫御產所へ御參有て、御帶絹黑葛ノ蓋ニ入て、管領へ御持參之、御廣蓋、管領にさゝまゐ、御衣御進上ニ付被用候歟、奏者遊佐、前刻より案內を被仰付みざり了御帶被渡遣之、卽御對面、大刀持武庫へ被進之、御著衣明後日八朔也、此御帶ウ、〇此間恐有脫字の色にそめて、御衣に被調之、并御衣十重、御紋鶴龜かくべし、如此明後日可有御調進云々、此趣遊佐不覺語之由申候間、具ニ被仰之、猶松田丹後方へ可有御尋歟之由被仰候、武庫例式御上下著也、
八月朔日丙子、武庫御うぶ衣御加持爲御使、御產所へ御參、例式御上下著也、御衣平裏につゝみて、御廣蓋にすはる、御護刀御じゆぎやう形、〇標別御長持に入、大門より出、三寶院殿へ御參、御供蜷川三郞左衞門宗茂、於御門跡御長持より被出て、御護刀御じゆぎやうは、御長持にのこす、先以奏者備中法橋被進之、卽御加持有て、武庫に御對面有てわたし申さる、又御長持に入て、御產所へ御持參、大門より入て、御輿よせの妻戶より御持參云々、卽御大刀金御進上之、やがて御著衣御祝在之、　三日戊寅、出仕如常、爲若君樣御著衣御禮、公方へ御大刀まゐる、常の御樂計也、　四日己卯、若

可爲使歟、但執柄產之儀、古來所不見也、仍今度爲新儀、依時宜所被用、尙不被甘心、次皇后宮、(御使大進信國)次下官、(其人在昨日記、)次大相國北方、(使散位高階泰定)次四五獻云々、　七月八日乙亥、昨今物忌也、或人語云、攝政產七夜、自建春門院被送兒衣、時忠卿奉仰調之云々、而一合ニハ縟長、一合ニハ納織小衣、(加小袖衣、)后宮產、寬弘以後、未見此例、臣下產、康平承暦、又無此儀云々、前大相國見之與言云、成人之後、可令奉著、早可割置太能治之沙汰也、最神妙云々、其語自達法皇之御聞、仍時忠之識者、太異樣之由、有不快之御氣色云々、但時忠定有所見致其沙汰歟、尙答可見尋先例也、

〔玉海〕承安三年九月廿三日癸丑、辰刻許、無辛苦平產女子、　廿九日己未、七夜也、予又行向產所、所儲平愈云々、自女院遣兒衣南物衝重紙等、密々事也、無給御使之儀、先例儲饗祿招人、會時所々御使、呼前給祿者也、今度爲省略之上、余不居食、仍無招人々之儀、何有饗應御使之祿哉、仍密々可行由令申也、

〔御產所日記〕普廣院殿樣(○足利義教)御時之事

若君(○義勝)御誕生永享六年(甲寅)二月九日

一御著衣御祝、雜掌料千二百疋、被遣大草方、亭主沙汰被申、二重者依爲廿七日、翌日以前ニ被獻、

一御生絹、青色薄淺黃スヾシ、幷白御小袖一、練貫拾重、管領調進、御使安富伯耆、則一重被下、御所樣御成之御中ニテ、御祝御所樣ヘ參、其後管領著座、式三獻御大刀進上、(白)如以前上樣御成、御小袖被召申云々、

一御生絹御加持三寶院、御使ハ伊勢兵庫助、御引出物等、亭主勤仕之云々、御所樣還御以後、大名以下、各御大刀一腰(金)進上、御著衣翌日、治部少輔度々被仰遣、御加用御大刀(白)一腰被下、御使伊勢八郞左衞門治部少輔、則黑大刀一振進上云々、(○中略)

一御著衣御服初事、時之管領役也、御服ハ十重綾也、又ハ御練貫ニテモ可有之也、御服管領ヨリ御

時著初衣、從中宮賜御使、大進泰通、衣筥二合、一合入白織物衣、綾褂袴、一合入綾衣、絹褂袴、絹百口入
赤漆唐櫃一合、

〔源氏物語寄生四十九〕をとこにてうまれ給へるを、○中略五日の夜、大將殿より、○中略ちごの御ぞいつへ
がさねにて、御むつきなどぞ、こと〴〵しからず、しのびやかにしなし給へれど、こまかにみれば、
いとわざとめなれぬ、心ばへにぞ見えける、

〔定家朝臣記〕康平五年九月十一日乙卯、卯剋有內大臣殿御產、男子、但馬守高房朝臣宅、十七日、殿下令儲今夜
事給、入夜群卿參會、其儀如前、次皇后宮使大進爲中一宮、使前因幡守行房北政所家使定各被獻若君御衣、皆召御
前、有纏頭、白織物褂各一領、先是召散位良綱賜同祿、爲殿御使、持參御衣等也、事了廻粥如常、七夜

〔中右記〕大治二年六月九日丁卯、攝政殿若君、初衣令著給、今夜又有御五十日事、

〔玉海〕承安二年六月廿日丁巳、早旦女院御方被仰云、攝政殿○藤原基房有御產氣云々、廿六日甲子、今
日七夜也、下官○藤原兼實送兒衣、衣筥二合也、其色目自本所被注送之也、使太皇太后宮大進源行頼正五位下、皇嘉門院殿上人也、納長櫃一合、衣冠下家司一人相具之、赤衣仕丁二人舁之、秉燭之後進之也、廿七日乙
丑、去夜儀、或人語云、先勸學院參賀、次人々參集、盃酌三獻之後、自所々有兒御衣、先建春門院使判官
代木工頭親雅、女院依被忌此日不昇堂上、進立中門、家司資泰朝臣相逢申事由、卽家司二人、傳取進
之、可有祿哉否有沙汰云々、然而依被忌不給之、依權議、兼雅卿下逢中門邊遣之云々、使衣筥二合也、
所々皆同前、而籠下机裹之云々、尤失也、裹宮置机上也、次皇嘉門院御使、別當中務權大輔經家朝臣、
四位也給祿、白褂袴件御使事、重家卿內々伺攝政形勢之處、承曆三年、堀河院誕生之時、自陽明門院有養產
事、御使四位別當有宗朝臣也、仍准彼例、別當可宜云々、仍先被點季長朝臣之處、爲本所家司、可傳獻
兒御衣也、仍難兼行之所、被改定經家也、余倩案之、所々御使、依產所之尊卑、可有沙汰歟、專以帝王降
誕之例、難准臣下養產之儀歟、康平承曆之例、自后宮有養產、皆是大進爲御使、准彼等者、五位判官代

ツバニハ、以紙薄一方洲濱一ツヽ押之、宮蓋内外塗雲母、身内押白亀甲綾、置白鑞口、
花足同塗雲母、中ノクボミニ押白亀甲綾、クボミトフチノ高折トノ間ニ、押白平組、四角立松鶴絵
等少々、足有白銅金物、
案同塗雲母、面押例白綾、同面耳ニ有伏組、同中央縦ザマニ、一巡有伏組、牙象并足等有白銅金物、又
ツバニ金物有之、四角并中央也、縦ザマト中央無之、又四足打金物垂白組、其體如嚴鈎、覆白生絹三
幅、各縫目并耳ニ伏組有之、白鶴含松、或以白糸縫之、或以紙薄押之云々、猶委可尋法也、以上納長櫃、
但案勢分大也、難納長櫃、仍付長櫃上下、家司一人衣冠付之、以上三條前内府説、元昭訓門院御產之
時沙汰之、次第尋聞用之了、

〔資勝卿記〕寛永三年十一月十五日甲申、中宮（○後水尾后和子）へ伺公、三ヶ夜之御祝儀有之間、東帯可仕由
也、○中略此間御衣案二脚、立寢殿之庇内左右、第一案、業光卿光賢卿昇之、次案、中宮亮爲賴朝臣昇之、
次晴御膳供之、　十九日戊子、中宮様御七夜御祝儀有之、○中略御衣勅使有、先亮起座シテ、勅使ニ出
逢テ關白之座之通、下座ニ蹲、關白ノ目ヲ請テ起座シテ、勅使ヲ召出シテ、北階ヨリ登、勅使園中將
著庇座、小文一帖敷之有、茵、簀子方座ノ後ヨリ著キザマニ、茵ヲ東左方ヘ引ノケテ著座スル也、勅
使以前ニ、先御衣ノ案ヲ階ノ間ニ立也、出納將監天野豐前昇之、次左大將起座シテ、殿上ノ西方ヘ
行、取衣給勅使、頭中將庭ヲ下テ給之、左大將復座、此間下殿、二拜退出、次御衣ノ案ヲ進寢殿母屋ノ
内簾中、泰重朝臣實村昇之、○中略女院御所ヨリ御衣參、御使爲賴朝臣、御衣案同前立之、○中略八中
宮權大夫役之、使下殿、二拜退出、

〔小右記〕永觀三年（○寛和元年）四月廿八日壬寅、寅時降誕女子、　五月一日乙巳、午時以白色衣合著兒、以
產者腹結絹用之、女子之前々以件絹用之者、

〔法成寺攝政記〕寛弘四年正月五日癸卯、酉時許、女方重惱、是依產事也、卯時生女子、　十一日己酉、未

許、

同帶　無文

納物事

白御細長二具、表白小龜甲綾、(練張)裏平絹、(練張)中陪無之、

二領重之、(無差別)綾單(文如常)一領重之、御紐組結定分六尺五寸以上、一具分如是、

御身長四尺五寸、御身弘六寸五分、御大頭、(上四寸三分、下四寸七分、)御袖引立一尺七寸、御袖弘八寸、

御襁褓三帖

二帖白小龜甲綾(兩面練張)

一帖平絹(兩面練張)

以上、弘二幅、長五尺、

入帷二帖(御宮二料)

表白小葵綾、(粉張瑩之)裏平絹、(同)中陪無之、弘三幅、長七尺、

御裏二帖(御宮二料)

表白小葵浮織物、裏白遠菱綾、瑩之、平絹中陪、(以上ォメル)弘二幅、縫合目白平組押之、弘七分、長七尺、(組末垂餘之)以上、(○中略)

抑今日御衣、上薦土御門中納言通顯卿、下薦予沙汰也、予調進之訖、

御細長二領、(白浮文綾各二重、文在御車、)御襁褓二帖、(白綾□帖)入帷二、(白綾)御裏二、□□各一ツヽ、納御衣筥二合、件衣筥各居花足、件花足二雙、居鷺脚案上、件上有白生穀覆、以同穀爲帶結之、

御衣筥調樣

先地塗米粉、其上塗雲母、其上以白銅作洲濱三打付之、件洲濱上、幷傍白松、幷同鶴同龜作立之、筥ノ

同帶二筋、同穀無裏捻云々、長一丈七寸、

今度依三條前內府說、各以一幅四重帖之、弘二寸許、

莊嚴事

御衣筥蓋內外、幷身外塗胡粉、（今度下地塗白粉、其上塗雲母、）以白銅作、洲濱三打付蓋上、蓋上立松十五本、（小松高三寸許、葉塗皆白、）鶴五龜三巖三、各置蓋上、其所必不定、島上水中、皆依風情置之、以紙薄彫洲濱、筥身外四方各一押之、（今度筥長方洲濱各三、短方洲濱各二押之、）以紙薄彫千鳥、蓋外四方押之、以白龜甲三陪浮織物、身內四方幷底押之、（蓋內不押、）以白錫置口如常、

花足

表裏四方四足、皆塗胡粉、（今度雲母、同御筥、）花足中央、御筥居程、深一分許彫窪、可落入御筥也、爲不令動也、件彫窪內面、白龜甲三陪浮織物押之、彫窪四方ノ際、白平組廻之、半入筥下、半出筥外、平組外緣端一寸許不押之、（其他雲母、）四角白松各三本立之、四方鶴龜巖等各立之、四角幷長方中央、白銅金物打之、（短方無金物、）四足有沓金物、

案

裏幷四方四足、皆塗胡粉、（今度雲母、同花足、）上板面白龜甲三陪浮織物押之、（如注文者、二幅押云々、然而面弘一尺七寸也、仍織物寸法、無不足之間、以一幅押之、爲二幅、以白平組押中央也、）其面四方、幷中央白平組押廻之、四角組上打白銅、耳金各一付白丸緒總角白總、金物有之、總末在四足沓鼻、（丸緒組雖練糸、總猶用生絲例也、）上板四角、幷長方中央下緣四角、幷長方中央等、白銅金物打之、（短方無金物、）四方牙象六、各有白銅伏輪、四足有同沓金物、上板四方、幷下緣四方、及四角柱、牙象板等、同塗胡粉、以雲母畫鶴含松云々、（今度下地塗雲母、仍以銀紙薄彫飛鶴千鳥等、所々押之、）

案覆

三幅、縫合目六筋、白平組（弘一寸、）押之、（但末糸垂餘之、）以胡粉畫鶴含松形、（今度依治承注文幷三條前內府說、以白糸縫紙彫之所押之鶴、長二寸、）

綾綢長一領　平絹襁褓二重　衣宮二合在ノ覆　案一脚〇中略

保安五年三月五日

〔増鏡五内野の雪〕十二日、〇寛元元年六月三夜のぎしき、本宮の御さたにていとめでたし、〇中略ちご御子〇後深草の御ぞの案二きやく、はしがくしの間にかきたつ、

〔園太暦〕延慶四年〇應長元年二月廿五日丁卯、今日御産三夜儀、〇中略先有時朝臣、俊言朝臣、昇上首〇土御門中納言調進御衣案、立寢殿簀子、〇南階東間東頭也、案東西行立之、兩人經本路退、次資業朝臣、長隆朝臣、〇今日參行人也昇下臈御衣案、〇予調進立同間以前案西頭、立様如先、次本役人退出、次供御膳、〇中略

兒御衣調進事延慶四年二月日注進之、

寸法事木作分用曲尺、

御衣宮二合、長各一尺六寸、弘一尺三寸、高三寸五分、蓋深一寸、身深二寸五分、

花足二脚長各一尺九寸、弘一尺六寸、[illegible]、高三寸、足上二寸五分、足如常、[illegible]

案一脚　長四尺一寸　弘一尺七寸

四方彫牙象長方各二□□、幅方各一合六、

高二尺八寸上板厚六分、牙象闊二寸、下縁厚六分、足二尺四寸八分、

今度依三位前内府說牙象闊五寸作之、仍定二尺一寸八分也、必不可然事歟、足如常覺足也、無比類、

以上三種、四角無塗、

治承乾元注文、長三尺九寸五分、高二尺八寸五分、

絹寸方者用竹量

案覆一帖、無文白穀無裏三幅、長一丈三尺四方總之、

案中門廊殿下舁立、二脚、各長三尺餘、其上置衣筥二合、各有蓋、以白龜甲織物裹之、衣筥上打懸生絹三幅、打敷覆白龜甲文、三幅薄物重、三重、毎縫目有白糸伏組、案四通白輪絹、有組有總、下有金文覆、上打懸絹、白絹二重也、已上如本、到寢殿、于時未進御前物於簾中、仍數刻徘徊東面、　六月五日、今日皇子著用生衣、日來母后〇鳥羽后璋子著用給以帶、用御衣云々、

〔忠敎卿記〕保安五年〇天治元年、三月十四日辛卯、早旦參院、〇中略

定

御產間雜事〇中略

一御衣

御衣筥　二雙在案小机覆

一合納織物御衣一襲　　一合綾襪裸二重

權大夫

一合納綾御衣一重　　一合絹襪裸二重

忠宗〇中略

保安五年三月十四日〇中略

諸國所課

五夜〇中略

御衣

一具　參河

織物細長一領　綾襪裸二重　衣筥二合在裹　案一脚在覆

一具　丹後

なり、

〔御産之儀式〕産衣(ウブギヌ)圖　うぶぎぬは、小兒の掛也、小袖にはあらず、袷也、綿不入、

一うぶぎぬ進上の事あらば、紐をばさがらぬ樣にたゝみて、糸にてさち付べし、一重づゝ、平包につゝみて、臺にすゆる也、三重の時は、臺三つ也、一重ねとは袖を通して重るにあらず、一ッづゝたたみて重るを一重ねといふ、常の小袖も同じ事也、

〔紫式部日記〕十一日(○寛弘五年九月)の曉に、北の御ざうし二まはなちて、ひさしにうつらせ給ふ、(○中略)たひらかにおはしますうれしさのたぐひもなきに、をとこ(○後一條)にざへおはしましけるよろこび、いかゞはなのめならん、(○中略)三日にならせ給ふ夜は、宮づかさの大夫(○藤原齊信)よりはじめて、御うぶやしなひつかうまつる、(○中略)源中納言、(○俊賢)藤宰相(○行成)は、御ぞ御むつき、衣ばこのをりたて、いれかたびらつゝみ、おほひ、したづくゑなど、おなじことの、おなじしろきなれども、しざま、人のこころごゝろ見えつゝ、しつくしたり、

〔小右記〕長和二年七月九日己亥、資平云、昨日參中宮、本宮奉仕御養產事、(○中略)權大夫經房、奉仕息子御衣、(銀筥三合、各居淺香机二脚、)權亮能信奉仕御襁褓、(銀筥、石形、二、各居淺香机二、又云、主上入御襁褓、水精、)上達部以下饗饌、

〔小右記〕長元二年二月五日甲子、中納言注送云、去夕有關白御養產事、白木棚厨子二脚、居物六十坏、殿上人傳、采女供之、有兒御衣二箱、各居机、饗饌如例、有攝與、　八日丁卯、今日中宮御產七夜、(○中略)上東門院(○一條后彰子)被奉皇兒裝束、宮二合、使行任朝臣、敷讃岐圓座給祿、下庭拜、一品宮被奉兒裝束、二宮無机、使右中辨經任給祿、

〔經信卿記〕永保四年(○應德元年)四月十九日、今夜三夜也、(○中略)先供御前物、(○注略)次昇御衣案、(殿上人二人、)立南面庭、(二脚、殿上人供、)次兼上膳、(○下略)

〔長秋記〕元永二年五月三十日、三夜御養產(○注略)也、(○中略)次依頭辨催、下官、伊通、忠宗、實能、昇御衣案、作

のいろ〳〵、よろづの事、御入候なり、〇中略

一御子さまのめし物、松竹鶴龜の白きおりもの、御あはせはねもじなり、

〔產所法式〕一產衣の事、色は不定候、誕生のとき、雲の色の如くにするなり、誕生の時、雲の色白候へば、產衣の色も白候、雲の色青候へば、うぶ衣の色も靑候、あかく候へば、產衣の色も赤候、黃に候へば、うぶ衣も黃候、產ぎぬのやうだいまで、かもんに書のせられ候間、そのごとくにするなり、

一產ぎぬを仕立候に、やうだいども候なり、うぶ衣には、一番に仕初たる帶をもつて仕候なり、

〔伊勢家秘書誕生之記〕產著（うぶぎ臺にすゆるは、一重かさねて、白ねりをあはせにして、四方にみはゞをする、是を臺にはすみちがへに置、うぶぎは臺にすぐに置、包衣のみすみ〳〵を上にてちがへ、小袖にかけ申候、むすぶ事なく候故に、其臺を持參の時は、打かけたるはし、兩方へひらきて候故、其儘居不レ申候、殊に四方をうぶぎに懸て、其上に松竹鶴龜の紋を、白でいにて書く物なり、然共兩方へ懸置端ひらく、就二大家綱公御誕生被一レ遊、諸大名よりうぶぎ進上候時、島津氏進上候產著、右の如くになる、家來者共、如何のよし貞衛に尋候間、當座の心得にて、するひろの扇をおもしに置、公方御前の御次の座敷にて、扇を取て出す、老中も尤の由にて、後後左樣に世間成樣相見え候、古來よりの法式にては無レ之候、風などの吹候時は、彌おもしになり能樣に候、書入云、貞丈云、オモシニハ、打枝ヲ置テ可レ然、ウチエダトハ、銀ニテ作リ花ナドヲチスルナリ、祝ニハ唐松タチバナノ枝ヲ作ルベシ、ウチエダノ事、婚入ノ記ニアリ、小袖ノオモシニスルモノナリ、）

一產衣は白き本也、又は空色にても用なり、是は幾重も數多時可レ然也、鶴龜松竹の白でい（銀デイノ事）にても、白はく（銀ハクノ事）にても紋所にする也、うぶぎ長はゞ寸法無レ之、見能程、但常の小袖よりは、ちひさくする也、金銀泥にて書、うぶぎと二重づゝかさねて、臺にすゆるなり、大方十四五歲程の小袖程にて、袖の脇を（ワキアケ也、今八ツタチト云）あくる也、白と空色と、二色進上候時は、白を上に重ね可レ申候、又生子著用の小袖は、脇をふさぎ、小手袖にする也、〇中略誕生百日內は、白き物を著用なり、

襁褓（書入云、二字共ニムツキトヨム、下々ニ云、シメシノコトナリ、）

一むつきの數の事、布十三、絹十三なり、以上廿六、長サ長物指（吳服ザシナリ）にて、一尺三寸なり、色は白き

著衣祝

一穢物こざ包、今夕河原江爲埋候、下部江申付、世俗之習ひ、埋了後わらひ候て歸り候樣申付置、爲扶勞烏目百文遣之、

〔貞丈雜記 一祝儀〕一產著の祝の事、凡產衣と云名は、義敎將軍家の比より此名聞えしなり、夫已前よりの事なるべき歟、其始は詳ならず、產衣を始て著するを、著衣の祝と云なり、俗に產著といふは、本儀生衣(ウブキヌ)なり、

〔拾芥抄 下 諸事吉凶日〕著衣吉日

辰巳日　男□□　女巳吉、男用父舊衣、女用母舊衣、

甲乙日生、綠色、忌庚辛日、申酉時凶、　丙丁日生、青色、忌甲乙日、亥子時凶、可著、　戊己日生、赤色、忌戊己日、丑未辰戌時凶、　庚辛日生、黃色、忌丙丁日、巳午時凶、　壬癸日生、白色、忌戊己日、未辰戌時凶、

〔裝束抄 一〕

一細長 表白龜甲、裏白平絹、　二領 内壹領へ、表裏さしも白、

一單 表小葵、裏無紋、　二重

一襁褓 表龜甲、裏平絹、　二帖 内壹帖、表裏さしも白、

一帶 白練　二筋

一裹 同練絹、　二帖

一衣筥　一

一案　一脚 置覆絹、繪有、

一花足 角に松竹を立之　二脚

右王子御誕生、將軍家若君御誕生之時調進、將軍家へ、從公家被進、内藏頭調進、

〔產所之記〕一御誕生候て、かんもんを御とり候事にて候、何月何ケ日と申遣、かんもんに御うよき

一納申御胞衣ヲ、先清水ニテ七度洗テ、後酒ニテ三度、其後酢ニ浸、其後白布三尺ニテ裹申、其上ヲ赤色絹ニテ裹申、

一太平ト文字ノ有錢ヲ卅三文ト、筆一管ト、墨一丁相副テ、壺ニ納申、吉方ハ御陽守可ㇾ申、其方山壺ナガラ納申也、典藥鄉成卿、同伊勢殿、貞國白直垂ニテ有ベシ、鄉成卿ト有ㇾ同道、納申在所ヘ參勤ス、兩人罷向テ納申、歸參候時、若君ノ御時ハ、御馬一疋、御大刀一振、鄉成被ㇾ下、姬君ノ御時ハ、一重被ㇾ下之、同伊勢殿、御大刀黑一振被ㇾ下之、

御胞衣納之御具足、桶布壺已下、各沼田進ㇾ上之、

〔蜷川親元記〕寬正六年八月朔日丙子、貴殿御胞衣おさめの爲に、御產所へ御參、御供、又三郎、助三郎、親元、白直垂大帷、御產所にてめす、御胞衣洗る丶時宜不ㇾ及ㇾ存知、やがて御前より御出、御直垂、道ほどは被ㇾ持、御ゑな長唐櫃ニ入、政所公人相副、御吉方巽也、仍ゑる谷を經て、歌の中山へ御出、卽御直垂於ㇾ山中ㇾ被ㇾ著也、典藥頭參向、狩衣歌ノ中山ニテノ在所、清水より栖岩寺へ通路より上、弓杖十四五杖ばかり歟、土を堀て、河原者四五人先壺をすゑて、御胞衣の桶、白赤絹にて二重につゝむ、典藥是を取て、壺の中へ入てふたをす、卽土をかけてうづみ申て、上に松を三尺ばかり栽らる、やがて御かへり、同所にて御直垂をぬがる、清水寺を經て、すぐに御產所へ御參候、御大刀金御進上之、其儘御祗候、在盛卿亭にて、新御上下被ㇾ著ㇾ改之、

〔大江俊迪記〕天保三年八月十三日丁亥、戌刻過爲子安產、女子出生、　十五日己丑、今日午後ゑな納メさせ候、世俗之習ニまかせ、當年ゑはう亥子方ニ納候、尤產所より方角定メ、玄關前敷砂之向ふ深さ貳尺餘り堀、ゑな壺ヲ棕繩ニ而十文字ニクヽリ、件ノ穴ノ底江納メ其上ニ大成白川石ヲ置、其上江土ヲ、上ハ地面平等ニいたし置、納メ了而世俗ノ習ニまかせ、わらひ候樣申付置、後世此處ヲ堀かへすべからず、今度出生之小兒存命中、若其處ヲ堀返せば、必其身ニ害あるよし、世俗ノ申ならわしに候、

御產殿歸參、於御祓所、御酒肴頂戴之御禮有之、並神主より御請傳達有之、今明日中ニ、神主御請ニ能出候由、

一右無御滯被爲濟候御屆、且恐悅申上候、右近ヲ以テ申上ル、御返答有之、

一右御使相勤候進藤右近番長、幷仕丁兩人へ、於御產家御祝酒御認被下、進藤番長へ、御祝儀金百疋、仕丁兩人へ、鳥目壹貫文被下、

一御長櫃ハ、進藤右近番長へ被下、鋪鍬ハ、仕丁兩人へ被下候段申渡ス、

一午刻御所へ出仕、今日御胞衣納吉例、無滯被爲濟候御屆、且恐悅右京大夫ヲ以申上、御返答有之、

廿八日

一前廣ニ奥より請取、預り置候品、

金子五百疋　內

百疋　御ゑなすまし

〔永昌記〕嘉承元年七月十日己亥、午刻納小兒胞衣、（依爲安方故、天井置之、）

〔玉葉〕承元三年五月廿五日丁巳、今日御湯殿始也、○中略御湯間汲吉方水、御湯之間洗胞衣、吉時昇居槽於便宜所、其傍立床子一脚、女房左衛門佐著件床子、先以清水洗之、以美酒洗之、次以錦纏□□、次入錢五文於白瓷瓶子、（以文錢上用、九十九文外）歟、次以胞衣入錢上、次新筆一管入胞衣上、次掩瓶蓋、以生氣方土塗塞之、（左衛門佐行之、）次以行豪令釣乾方、（中略）翌日遣槽於御乳母許也、

〔御產所日記〕普廣院殿樣（○足利義教）御時之事

若君（○義勝）御誕生永享六年（甲寅）二月九日（○中略）

一同日（○十一日）御胞衣與、御祝下行、亭主役云々、

鄉成卿參勤云々、御胞衣ヲ伊勢殿（貞國）洗始申、其後御樋殿洗者、小林洗申、鄉成卿南向著、

右御請文到來

一明日御胞衣納御使、本庄角之丞服者ニ付、御產穢中ながら、社地へ向候儀故相憚、進藤右近番長相勤候樣、角之丞ニ今日申渡ス、尤寅刻前ニ、御產所へ參著可ㇾ有ㇾ之、今日申渡ス、

一明日御胞衣納之節、下部幷人夫廻り、松植植木屋壹人相廻候儀、今日又々點檢致ス、

一御胞衣納ニ罷越候仕丁ハ、當日より七日之間、出仕無ㇾ之休息いたし候事、先例ニ候得共、畢竟本所も六日迄ハ穢、七日目ニハ淸く相成候義ニ候間、右御用相勤候人體、引殘り相憚ニ不ㇾ及、御七夜御當日より淸く相成、御所へモ罷出候樣可㆓相心得㆒樣にと、仕丁頭淺山源藏へ申渡、

一右同斷罷越候御使番も、御七夜之日より淸く相成、勿論其外兩人之御使番も同斷、御七夜より御所へ出仕候而も不ㇾ苦候段、本庄角之丞へ申渡、

廿三日晴

一御胞衣納ニ付寅刻前、のしめ著用出仕、進藤右近番長、のしめ非常付仕丁二人、白張著用、外に釣臺持、御使番之刀指下部提燈持等、各丑半刻參集、

一右相揃候段、右近ヲ以申上ル、前大納言殿御面會、御胞衣桶、上ニ御へら一對、（大和錦にて包）青石二、ゴマメ二、（水引にて結）白糠絹に包、御封付、臺ニ乘御渡、受取候而、進藤右近番長呼寄相渡、外ニ御燈明臺、（宮樣御用）（白木菊燈臺）油坏二枚、鋤鍬等、白木長櫃ニ入、鎰ハ進藤懷中す、神主米川安藝守へ、爲㆓御祝義㆒金三百疋、色紙盆ニ入、進藤へ相渡、長櫃ハ白丁之仕丁兩人奉ㇾ擔、右釣臺ニハ、松樹一株、御酒肴、（御所より御用意）寅刻過出立、尤植木屋一人、同時ニ罷越候樣昨日申付置、竹垣取立人夫、幷竹等用意、是ハ春日社地へ、直樣相向候樣、昨日申付置候、

一右御出立後、寅中刻、一たん引取候也、

一巳刻前、のしめ著用、御產殿へ參ル、宮樣御機嫌伺、同時進藤右近番長、御胞衣納、無ㇾ滯被ㇾ爲ㇾ濟候旨、

一御胞衣被納候御場所江被植候松樹一本、用意致置候樣、御花壇奉行伊地知市之進へ申渡、

六日

一御胞衣納之節之御長櫃鍋鐵ハ、御使番仕丁江被下候ヤ、　伺之通可取計樣

廿一日

一午刻過皇子〈〇仁孝〉御降誕、新典侍殿〈〇勧修寺婧子〉にも御障無之、

一前大納言殿〈父、經逸、〉御面會、即刻御所ハ參、御胞衣納は、春日社地〈附圓院〉御治定之旨被申聞、右文被返出、御胞衣納日時等、御末おまんへ申入置、持人白丁二人、御使番之供、刀指一人、下部一人、幷提燈持、松持兩人、其外釣臺等、且右之松は、花壇奉行より受取、酒肴は吟味役御賄より受取、明後廿三日晩丑半刻御產家へ參著候樣、上丁頭小菅彌左衞門へ申渡置、尤御使番茶代百文、仕丁二百文、與服所より受取可申趣も申渡ス、

松樹一本、明日植木屋より取寄、仕丁頭へ被相渡候樣、御花壇奉行水谷左兵衞尉ハ申渡、

右御場所、竹垣幷松植人夫等、卯刻社地へ參著候樣、修理職岡田權大夫ハ申渡、

御產家へ歸參、御胞衣納之儀、御場所等、幷參著刻限之儀、右近を以、前大納言殿ハ申入、

廿二日

一御胞衣、西院春日社地へ被納候旨被仰出候ニ付、今日右神主へ案內申遣、半切紙ニ認如左、

以手紙申達候、然者今度

御降誕宮樣御胞衣、依吉方、明廿三日卯刻、其御社地へ被納候旨被仰出候ニ付、役人一人相懸罷越候、御場所之儀ハ、其節右役人可及御示談候、右之段可申入、如是ニ御座候、以上、

二月廿二日　勢田豐前守

水川安藝守殿

衣納事、醫家陰陽家共、可埋地之由、見本書之由所申也、而光平朝臣、雖見本書、近來結付外屋者、更可埋地之由難申云々、件事何樣可被行乎、〇中略件兩案可量申之由可示左大臣者、〇中略乃退出分申此旨、被申云、納胞衣事、近例已上天井中、埋地事雖有其議、未見給、只付近例被納上天井、何事候乎、就中當院堀川院今上〇鳥羽相並不經幾程、追件例被納宜候歟、不可有異議者、〇中略此旨可奏者、乃申此旨、仰曰、胞衣事如被申、可納天井、

〔資勝卿記〕寛永三年十一月十三日壬午、今日辰刻中宮樣皇太子御誕生也、　廿二日辛卯、若宮樣御えなを、吉田へ被收候也、

〔宮樣御用掛勢田章斐雜記〕寛政十一年十二月八日

一宮樣御誕生御入用御調度

一御えな桶白檜　壹　代八匁

十六日、今日當番ニ付、右京大夫ヲ以、左之通相伺候、

一御胞衣被納候節、鋤鍬幷長持等、用意可申候哉、

　申付候樣

一御胞衣桶包之絹、御里ニ而、御用意有之候哉、

　御里ニ而御用意有之候

右之通、右京大夫を以御返答有之、

一御長持鋤鍬等申付候樣、帳役山本權七江申渡、

二月朔日

一御胞衣納之節、竹垣人夫等用意之儀、修理職岡田權大夫へ今日申渡置、

二日

るものなり、地に穴を堀、四方石垣をつき、胎衣を納、石の蓋をしてかへるなり、虫などの不入様にするなり、俗人ば見煩物也、うごかぬ様に有べし、

〔貞丈雜記 一祝儀〕一胞衣を納て歸る時、其役人笑ひて歸る事、產所記、殿中日々記等に見たり、公家にも此事有、天子の御胞衣は、稻荷山、賀茂山、吉田山、此三所へ納る也、人のふまぬ所に納めて、三聲笑て立歸るよし、公家の有識の人申たりき、

一胞衣を納る時、今世男子は、墨筆を入納む、是今世の事にあらず、古よりの事なり、康和御產部類記云、被納胞衣、大納言幷左少辨顯隆、奉仕其事、加入壺中金銀犀角墨筆小刀歟と見えたり、康和五年正月十六日、堀川院之皇子降誕の時の事なり、女子の時、糸針等を入る事は、未古書に見當らず、男子の時、墨筆を入るより起りし事なるべし、

〔婦人養草〕產の後、胞衣をさめ、臍の緒をしたゝむる事、みだりにすべからず、皇子御誕生の後、御胞衣は、東山吉田の社の下へ納奉る、又有爲神をいはひ、生產神にし給ふ故なり、諸がたにては、地下人の子どもうまれて後、是を門の敷居の下などにうづみ、方角をえらび納る事なるを、田舍にては、產家の板敷の下へうづみ、又かさねての產する時も同所に埋るなり、されば不淨の氣を求め、狐狸一切の妖獸怪鳥これをうかゞひ、產の時障礙をなす、〇中略鬼門金神を撰て、屋敷の内のたよりよき所を見たて埋納むべし、臍の緒は、年號月日時刻を包紙に記して、虫ばまぬやうにしておくべし、

〔日本書紀 一神代〕於是陰陽〈伊弉諾尊伊弉冉尊〉始遘合爲夫婦、及至產時、先以淡路洲爲胞、

〔長秋記〕元永二年六月五日、被納御胞衣、取人自獄子、以木寫其口入桶、如椎桶但頭高結、其上或他所侍一人昇、自透渡殿北妻、結付寢殿狐戶、作胞衣本體可埋地之由所見云々、雖然近來多結付天井等歟、中近日土用比也、仍埋地依可有憚、仍沙汰良豐結付云々、　六日、未刻以長實歟仰云、皇兒胞

二月　四月　六月　八月　十月　十二月

甲庚の方にかくすべし

〔伊勢兵庫助注記御產所御道具〕一御ゑなをさめられ候御やうだいは、つねの如くおけへ入なり、

くばうさまのは、そのおけを、つぼへ入れ申され候、〇中略

一ゑなのをさめやうは、其つぼの中へ御きぬ一尺、くれなゐに染て入申候、御ふでかた〳〵、太平の御あし三十三、つぼのなかへ入申候、大方此分に候、

〔伊勢家秘書誕生之記〕胞衣

一胞衣桶は曲物也、高サ八寸程、口ノ廣サ七寸程に、あつくいかにも丈夫に二重のかはにする也、そことつよくあるべし、切ふたなり、蓋は釘にてしめてよし、胡粉にてぬり、雲母にて松竹鶴龜を繪にかく、

一胞衣を水にてきれいに能洗ふなり、御身かた譜代の人也の衆、口まめになき者に、あらはせらる、物なり、能洗て、白練一幅四方のあはせのふくさに縫て、胎を包、又白練二幅四方程に、大サ不定して、二重か三重、桶に敷て、包たる胞衣を入、敷たる練のはしを上に打かけ、太平の青銅十六文、おもりに置なり、太平の青銅無之時は、其時代の鳥目可用也、胎衣入たる内のくつろがぬ樣に、紙亦綿にても、上を能くつめて、動かぬ樣にして、桶の蓋をして、釘にてしめ、扨外家に入候なり、

一外家杉にて輪を入、桶にしたる吉なり、切蓋にして、釘付にする也、此桶の足は六ツ也、くれ木を足に用なり、外家は胎衣桶の大サによるべし、是は桶にゆひたる物也、箱にさしたるも不苦、箱も桶の大サにより拵べきなり、同じくは杉にてさしても、桶にゆひても、木あつに有べし、桶のわもしげく入べし、

一胎衣を納る時は、引目射たる人に、陰陽頭をそへて、二人吉方に納る也、納樣には、どつさと突て[illegible]

御のし一むすび入、ごばんにのる、御きくさうだいにて、さうめうまいる、御ゑなおさめまで、きえ候はぬやうにいたし、御ゑなは、御日がらしだいに、御吉方へおさめて、御うまれあそばして其まま、すゞしのいと一ちやう二しやくよりあはせ、御はなひさせ給ふたびに、一七夜むすび申候、

〔日次紀事〕（臘時）皇子降誕　典藥頭奉納胞衣（凡依其年御誕生之方而納之、知今多納東方吉田山）

〔成氏年中行事〕一若君姫御料様御誕生之時、○中略　典藥頭胎ヲ申出シ、從政所参、推桶ニ入テ、若君御誕生之時ハ、桑弓蓬矢ヲ一手副申、姫君御誕生ニハ、御タヽウ紙ヲ一具添申テ、給テ置申也、三日之御祝之時、公方様、始テ御産所へ御出、御祝ヲバ御産所勤スル人ノ方ヨリ進、公物、大草致調進也、五日之御祝、御同前、次七日夜御祝、七日之御祝ハ申サヌ事也、五日ノ夜ニテモ、七日ノ夜ニテモ、鳴弦役人兩人之内、先弦打ヲ申役人、御胎ヲ納申、陰陽頭、吉方ヲ承テ、御胎ヲ若黨ニモタセテ、中間三人計、夫丸ニ鍬ヲ持セテ山ニノボリ、地ヲ七尺ニ堀テ納申、芝ヲフタヽミテ、其上ニ根松ヲ一本可殖、

〔產所之記〕一ゑなおけ、これも白きこをぬり、其上に松竹鶴龜をかくなり、ゑなおけのはこ、びやうぶばこのやうにさゝせ候、足を六ツ打申候、はこのながさたかさ、おけのかつかうによるべし、

一ゑなをよくあらひて、白きぬにつゝみて、ゑなおけに入、あらふ時、御身方の衆、口のまめになきものに、あらはせらるゝ事なり、

一たい平の鳥目十三文、ゑなにつゝみそへ、おけへ入るゝなり、

一ゑなをおさむる時は、引目射たる人に、おんやうしのかみをそへ、二人つきて、よき方におさめ申候、歸りざまに、ごつごわらひて歸る事なり、○中略

一胎衣被納吉方の事

正月　三月　五月　七月　九月　十一月は

丙壬の方にかくすべし

藏胞衣

古事類苑

禮式部六

誕生祝下　出產雜事㊦

〔類聚名義抄　肉二〕胞音泡　胎衣　ハラノシト　ハラム　クノフクロ　尿フクロ　フクロ　胞衣　エナ

〔倭訓栞　前編五衣〕えな　日本紀に、胞を訓せり、〇中略胞衣をいへり、對馬にてはいやといふとぞ、〇中略藏むるに方を擇ぶは、崔行功小兒方に、凡胎衣、宜藏於天德月德吉方、深埋緊築、令兒長壽と見えたり、

〔拾芥抄　下末諸事吉凶日〕藏胞衣吉日

正亥子　二丑寅　三巳午　四卯酉　五亥酉　六寅卯　七午　八未申　九巳亥　十寅申　十一午未　十二申酉

忌日

正二月申酉　三四午戌　五六甲子　七八寅戌　九十子辰　十一十二寅午　春甲子　夏丙午　秋庚午　冬壬亥　又甲辰、乙巳、丙午、丁未、戊申不藏之、生日與相剋者忌、

吉方天德　月德　天道之地吉　又云、月空方吉、已上件方見曆

〇按ズルニ、壬亥二字、恐ラクハ誤アルベシ、

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

一御ゑな、七十五度きよめ、あいのかはらけに入、二まいにてふたをいたし、小がたな右左一つい、

古事類苑

禮式部六

誕生祝下 出產雜事附

一十一日午剋御湯始、御祝政所沙汰、五百疋、大草方ヘ下行之、御所様御成有テ、三杓懸初御申アリ、
御加持三寳院准后滿濟參勤、御馬一疋被牽進之、御使ハ二階堂大夫判官之忠、
御尼形者、在方調進、御大刀一腰、黑在方被下、
一虎頭、八入杓、御湯具等者、沼田預申間、調進上申、御湯有テ後、管領其外役人御大刀進上、
〔蜷川親元記〕寛正六年七月廿五日庚午、今日若君御湯始也、御禮事、先規ハ有御成、還御已後即御大刀まいる、若君へも進上云々、　廿八日癸酉、今朝出仕之時、若君御湯始御禮、御大刀進上常之御衆計也、同時官廳立柱上棟御禮、御大刀進上之、同御衆、若君樣へ始而御禮、總御大刀以下色々、御供衆御大刀御馬、同時御湯始之御禮、御大刀進上云々、

御簾、懸御几帳帷、次供御湯、南榮居大桶二口、（仕丁著當色、役之、下家司一人、衣冠著當色、相副役之、）侍二人傳昇獻之、下仕二人、著白唐衣裳、出南庇、取入簾中、權大僧都行觀、依召參候、（坐簾中、）次讀書鳴弦參入、列立庭中、（文章博士定孫、讀書孝經、五位六人、六位六人、）御湯殿事了、讀書等退下、次有夕御湯殿、漸及昏黑、仍御隨身奉仕松明、

（永昌記）嘉承元年七月二日辛卯、小兒今日始湯殿事、申時汲東方流水、直講定政讀書（古文孝經）衛府六人鳴弦、（已上衣冠）

（玉海）仁安二年十一月九日、今日浴殿始也、以寢殿南庇爲其所、先置雜具等、侍等役之、又下家司一人仕丁、直向吉方汲水、（東方也、）則汲水歸參、仕丁直向釜殿入加浴湯、次下家司相具御湯參南階下、六位二人（信光、左近將監高松院判官代、正綱、皇嘉門院判官代等也、）取之進女房、女房取之入居桶、（湯一口、水一口、）女房入分盆等、法眼宗命參加持御湯、了始御湯殿、讀書光經、鳴弦六人進庭中、（光經進出當階立也、其後五位四人、其後六位二人、本五位六位各三人也、而六位一人不參、仍用五位也、）小兒下湯了、光經讀之、此間法眼尙候障子外加持之、湯了、讀書以下退歸、又更始夕湯、其儀同前、又加持之、置御湯殿、其次第先敷地敷、（手作布五幅、其上絹五幅、）其上立鮎一脚、（在簀、西、南北妻、）次置瓮臺、（用之彫床子、置八合、十六也、在西妻、）鮎ノ南北ニ各一脚ヲ立也、次立置物棚、（北ノ彫床子ノ北ニ立之、）次立小床子二脚、鮎東西ニ立之、（在鮎中、）次立居桶二合、（各在足、南ノ簀、蓋南ニ東西ニ置立、）次居瓮桶一口、（居桶ノ東ニ居之、在杓、）次北瓮上置成杓、（銀付金銀玉、事置基進之、）居桶上ニ置湯シタミ各一、置物棚上、虎頭一、犀角一ヲ置、御湯青侍等撤之、掃除之如本取置、

（玉海）承安三年九月廿三日癸丑、自卯時許有產氣、（○中略）辰刻許無辛苦平產女子、　廿五日乙卯、今日三夜也、又湯殿始也、早旦在憲朝臣、令濟憲朝臣進日時勘文、在憲昨日參上云々、今日依有勞事不持參云々、（○中略）

湯殿儀鳴弦六人、（五位五人、六位一人、隨儲出也、）役人二人、（女院六位二人、）已上皆衣冠、仕丁酌吉方坤水如恒、

（御產所日記）普廣院殿樣（○足利義教）御時之事

若君（○足利義勝）御誕生永享六年（甲寅）二月九日（○中略）

によむけしき、いはむかたなくめでたし、

〔増鏡 五 内野の雪〕十二日、(〇寛元元年六月)三夜のぎしき、(〇後深草)本宮の御さたにていとめでたし、やがて御ゆどの、事あれば、つるうち、五位十人、六位十人、ならびたつ、御ふみのはかせ、光兼朝臣、右衞門權佐すけさだ、大外記もろ光などしんでんのみなみおもての庭にたちて、孝經の天子の章をぞよむ、そのかんたちめ、すのこにさふらひ給、

〔後愚昧記〕永和三年六月廿六日、無爲平產王子了、　七月一日、今日宮御方始御沐浴、御湯殿具造之事、今日可爲辰時之由載勘文、然而公方御賄料之無沙汰、上﨟又非有朝恩、本所又全分無力之間、御湯具不及造之、如形始而御沐浴許也、沙汰外事也、御訪事、二品不申沙汰之、不可說之至也、爲之如何、御湯吉方水(坤與南間流水汲之、釜殿直垂、相具人夫向之、汲紙屋河水也、)用之、御湯加持之事、任承法師(在字治)可勤之處、依日來窮屈不及參入云々、又以水可違之處、時刻可相違、仍不及沙汰、爲之如何、抑御湯以後、白具足等、釜殿賜之由、日來申之間、相尋三品之處、無其儀事也之由有返事、參差之至、如何、

〔小右記〕永觀三年(〇寬和元年)四月廿八日壬寅、早朝罷出、寅時降誕女子、不逢產間、雖馳向產已遂了、於右近衞少將信輔宅(冷泉院少道、北帶刀町東宅、)有此事、巳時以速貴朝臣妻令哺、巳時以鴨河水用產湯、酉時始沐、以左衞門尉爲長妻令沐、

〔定家朝臣記〕康平五年九月十一日乙卯、口刻有內大臣殿(〇藤原師實)御產、(男子、但馬守高房朝臣宅、)從昨日辰剋有御氣色、被行御祈禱幷諷誦、改白色御裝束、平安事了、(〇中略)辰刻始造御湯殿具、次御讀經、結願了給布施、(各三疋)次御修法二壇結願、(不動、成尋阿闍梨、大威德、勝範律師、)各給布施、次權僧正退出、被牽出御馬一疋、酉刻有御湯殿、案主清忠向吉方令酌水、先下家司等持參御湯殿、家司職事等傳取、對南庇西第二間先敷絹、其上立御槽、其東西立床子各一脚、(御湯殿人幷迎湯料、)床子後敷打板各一枚、其上敷疊、其南立盆臺二脚、(居盆十六口、別八口、四行居之、)置匏六柄、絹篩二柄、御槽北立置物机、(有白織物、四東四妻立之、)其東立五尺御屏風一帖、南

元永二年五月廿九日甲戌、未剋始御浴殿、差遣官播磨貞仲、率仕丁一人、荷丁二人、令汲東流水、(白川水)
○中略、皇子(○崇徳)令渡御御浴殿給、
大納言二位奉仕御湯殿、(件人今上(鳥羽)御乳母也、)女二位爲對湯、二條殿奉抱皇子、(件人故宰相中將家政女、)御匣殿持璽、
角虎頭、(件人右大臣女、)高倉殿持御劍、典侍藤原能子散米、(件人能登守基頼女也、)
教記(御誕生事等併以後儀、)
元永二年五月廿九日甲戌、參向中宮、相具御注孝經、(○中略)皇子(○崇徳)令浴御湯給、大夫目之、予(○大學頭藤原敦光)
進自本列二三尺許、指笏披文讀之二遍、欲讀今一遍之間、皇子令上給、大夫被目之、予拔笏取劔賞、
還列前退去、
予所讀之書
天子章、愛親者、不敢惡於人、敬親者、不敢慢於人、德敎加於百姓、刑于四海、蓋天子之孝也、甫刑云、一
人有慶、兆民賴之、
件書令持侍僕之間、以紙一枚卷其上、取副笏之時取棄紙、密寄天子章、
〔續世繼三(男山)〕保延五年にや侍りけん、つちのとのひつじの年五月十八日、よになくけうらなる玉
のをのこ(近衞院)宮うまれさせ給ぬれば、院のうちさらなり、世中もうごくまでよろこびあへるさ
ま、いはん方なし、ひつじの時ばかりなれば、御いのりの僧御前に參あたるに、おの〳〵御馬ひき、
女房のよそひなどたまはす、仁和寺の法親王(覺法)山の座主など僧がうたまはり、さま〴〵の賞こ
り有てまかでたまひぬ、御うぶやしなひ七夜など、關白殿(法性寺忠通)○よりはじめてまゐり給ひて、
御遊どもあり、御ゆどのみなみおもてにしつらひて、つるうち五位六位しらがさねにたちなら
べる、男みやにおはしませば、文よみ式部大輔(敦光)左中辨(顯業)などいふはかせ、大外記(師遠)とかいふも
のみやう經はかせとて、つるばみのころも、あけのころも、袖をつらねてうちかはりつゝ、ひごと

後一條天皇御誕生圖　九卷本榮花物語所載

人にわらはる、ふみよむはかせ、藏人の辨ひろなり、かうらんのもとにたちて、史記の一くわんをよむ、つるうち廿人、五位十人、六位十人、ふたなみにたちわたれり、夜さりの御ゆどのとても、さまばかりしきりて、まゐるぎしきおなじ、御ふみのはかせばかりやかはりけん、伊勢のかみむねときのはかせとかれいの孝經なるべし、又たかちかは、史記文帝のまきをぞよむなるべし、

〔權記〕寛弘五年九月十一日戊辰、午刻中宮〈〇一條后彰子〉誕男皇子、〈〇後一條〉　十三日庚午、東帝參內、又參宮、夕方御湯殿、致時朝臣讀書、弦打二十人、〈五位十人、六位十人、〉西上北面、異位重行、公卿座在東對西庇、殿上人在南庇、諸大夫在廊、粥役對者讚岐守淸通朝臣、在南簀子敷、間者以下立庭中、五位七人也、夕毛詩第十六大明章致時、勸學院衆步、右大辨有官無官別當以下、同獻見參、立東對南庭、西面北上拜禮、大辨立事、未知前例、可尋、　十五日壬申、朝致時禮記第六文王世子篇、　十六日癸酉、夕致時周易第一乾卦、

〔帝王編年記〕〈十七後三條〉長和二年癸丑七月六日、姸子女御〈道長公第二女〉有御產事、降誕皇女、〈陽明門院〉可有御浴殿事、而七日不宜、陰陽師吉平勘申、　八日、左大臣〈道長〉被仰云、世俗此日不浴如何、吉平申云、此事無所見、七月八日沐浴之由、見于尙書曆、仍有御浴殿事、

〔水左記〕承曆三年七月十日丙子、今日若宮〈〇堀河〉御湯殿事、昨日次不宜之故也、今日被始雜事云々、御湯殿讀書、左中辨正家朝臣、〈文章博士〉大學頭有綱、〈同五帝本記〉大外記定俊、〈助敎、孝經、〉鳴弦五位十人、六位十人、啜粥親房、〈以下雜樂五人〉

〔長秋記〕元永二年五月廿八日、經忠朝臣問云、三位可參御湯洗、〈〇崇德〉之由有其仰、裝束如何、答云、白單衣裳、唐衣表著、紅張袴、織物表重也、是常事也、淸忠云、著唐物如何、答云、著用之由、秦仲朝臣所示也、是承曆三年例云々、　六月五日、御湯殿儀、無鳴弦、但顯輔朝臣取弓參南簀子敷、仕丁荷御湯、如日來、但無布覆、今日依雨、以板爲覆、〈其體如屋棟〉兩度畢、

〔中宮御產部類記〕源禮記〈御誕生幷產養以後儀〉

〔新撰姓氏錄右京神別〕丹比宿禰

火明命三世孫天忍男命之後也、男武額赤命七世孫御殿宿禰男色鳴、大鷦鷯天皇〇仁德御世、皇子瑞齒別尊〇反正誕生淡路宮之時、淡路瑞井水奉レ灌御湯、于時虎杖花飛入御湯瓮中、色鳴宿禰稱天神壽詞、奉レ號曰多治比瑞齒別命、乃定多治部於諸國、爲皇子湯沐邑、卽以色鳴爲宰、令領丹比部戶、

〔紫式部日記〕十一日〇寬弘五年九月の曉に、北の御ざうし、二まはなちて、ひさしにうつらせ給ふ、〇中略午の時に空はれて、あさ日さし出たる心ちす、たひらかにおはしますうれしさのたぐひもなきに、をとこ一〇後一條にさへおはしましけるよろこび、いかゞはなのめならん、〇中略うちには御ゆどの、ぎしきなど、かねてまうけさせ給べし、〇中略御ゆどのは、とりのときとか、火ともして、宮のしも部、みどりのきぬのうへに、しろききたうじききて、御ゆまゐる、そのをけすゑたるだいなど、みなしろきおほひしたり、をはりのかみちかみつ、宮のさぶらひのをさなるなかのぶきて、みすのもとにまゐる、みづし二、きよいこの命婦はりま、とりつぎてうめつゝ、女房二人、おほもくむま、くみわたして、御ほとぎ十六にあまれば、いるうすものゝ、うはぎ、かとりのもからぎぬ、さいしさして、しろきもとゆひしたり、かしらつき、はへてをかしく見ゆ、御ゆどのは宰相の君、御むかへゆ、大納言の君、ゆまきすがたどもの、れいならずさまことにをかしげなり、宮は殿いだき奉り給て、御はかしこ少將の君、とらのかしら、宮のないしとりて、御さきにまゐる、からぎぬは、まつのみのもん、もは、秋の草村、てうとりなどを、しろかねして、つくりかゞやかしたり、おり物はかぎりありて、人の心にしくべいやうなければ、こしばかりを、れいにたがへるなめり、殿のきんだちふたところ、源少將〇雅通などうちまきをなげのゝしり、われたかううちならさんと、あらそひさわぐ、へんち寺のそうづ、ごしんにさぶらひ給ふ、かしらにも、めにもあたるべければ、あふぎをさゝげて、わかき

ぬまたかたより、とらのかしら、やしをのひしやく、そのかげをうつし申され、御うぶゆをひかせ申され候事、

〔伊勢家秘書誕生之記〕第八手洗(タラヒ)貞丈云、誕生ノ時、直ニ湯ヲアビスルヲ、ウブ湯ト云、其後湯ヲアビスルヲ、湯始ト云、吉日次第ナリ、祝アリ、○中略

一湯盤の高サ八寸、口ノ廣サ一尺五寸、二重ニ曲テ、上下ニかつらを入べし、

一御盤、是も繪を書也、松竹鶴龜を、白粉をふり、其上を雲母にて書也、產婦のたらいなり、

一白盤二つ、繪樣は御たらいに同じ、一つは兒の湯をあびするなり、一つは胞衣洗也、

第九湯あげ湯白衣

一湯あげ湯帷子、何も白を用る也、湯あげ四角なる物なり、ゆかたのやうなる物にてはなし、青く空色にも、白くもする、絹にてするなり、布などのこはきは惡し、湯あげとは、四角にして風呂敷のごとくなり、湯かたびらとは常のゆかたの事也、

〔貞丈雜記一祝儀〕一若君御誕生有て、御產湯をひかせ申時、ひかせ申とは、御湯めさせ申也、虎の頭のかげを御湯にうつして、ひかせ申事あり、虎は猛き獸にて、諸の獸の恐る物にて、邪氣を退る故、其影をうつして、御湯をひかせ申なり、又やしをのひしやくを用ゆ、やしをは、唐の菓に、椰子と云木の實あり、大サ徑リ三寸計あり、丸し、それを二つにわりて、ひしやくの如く柄をすげて用るなり、椰子を俗にやしと云椰子は毒を解物なる故、產湯に用て、胎毒を解す爲なり、室町將軍の御產所の御道具を記したる書に、御うぶゆひきの御事、ぬまたかたより、とらのかしら、やしをのひしやく、そのかげをうつし申され、御うぶゆをひかせ申され候事、と見えたり、そのかげをうつされとは、虎の頭のかげを、御湯にうつす也、虎の頭を用る事ふるき事なり、

〔日本書紀十二反正〕瑞齒別天皇去來穗別天皇○履中同母弟也、去來穗別天皇二年立爲皇太子、天皇初生于淡路宮、生而齒如一骨、容姿美麗、於是有井、曰瑞井、則汲之洗(アムキマツル)太子、時多遲(タヂヒ)花落有于井中、因爲太子名也、多遲花者、今虎杖花也、故稱謂多遲比瑞齒別天皇、

湯殿始

事なり、〇中略

〔運歩色葉集字〕鵜羽湯ウバユ又産湯

〔倭訓栞前編四字〕うぶゆ　産湯也、洗兒湯をいふ、姓氏錄に淡路瑞井水奉灌御湯と見え、紫式部日記皇子誕生の儀に、御湯まゐる、其桶すゑたる臺など皆白きおふひしたりと見えたり、

〔朝野群載二十雜文〕産所讀書

古文孝經序　孔安國

孝經者何也、孝者人之高行、經常也、自有天地人民以來孝道著矣、上有明王則大化滂流、充塞六合、身體髮膚、受之父母、弗敢毀傷、毀音可讀孝之始也、夫孝德之本也、敎之所繇生也、立身行道、揚名於後世、以顯父母、孝之終也、〇中略又見二

〔成氏年中行事〕一若君姫御料樣御誕生之時、〇中略御湯被召時、御湯ニ金銀珠玉ヲ入申テ、メサセ申サルヽ也、鳴弦役ハ、七夜之御祝湯ヲ、眾物ヲ著シテ、半夜ヅヽ番組ニ弦打ヲ申也、殿中ヘ御移之時、鳴弦打ヲ申始タル人ノ弓ヲ進上仕、御湯メサルヽタビニ、誰ニテモ其時伺候人、弦打ヲ被申也、是ハ、卅三日之間也、

〔産屋之規式〕一三日めのうぶゆ、ひかせ申され候とき、さかなの事、ざうにて三獻たるべく候、其時女房たちみなく へも、さかづき被下候、この外いづれへも、酒をたまはり候なり、

一うぶゆひかせ被申候へば、新しき鉢をこしらへさせ、海川の中に候、砂をとりよせ、其口にひらと一文字に入候て、さて注連繩を七五三重ひきまはし、氏神を觀上〇中略申べし、此日より神前ご定なり、次に此砂を誘、同まめをひく人、精進をつかまつりきんするなり、この役人にろくを給はるなり、

〔伊勢兵庫助注記御産所道具〕御うぶゆひきの御事

白銀三枚ヅヽ、三拾萬石以上、
白銀二枚ヅヽ、拾萬石以上、○中略
右之通可ニ相送一候事

〔小兒養育草〕夫父母の兩精子宮に入て凝かたまる時、一ヶ月は露の如く、二月は桃の花の如く、三月には男女の形別れて、四月には其姿揃ひ、五月には五臟いでき、六月には六腑なれり、七月には總て形の番ひ、手足の伸縮、目耳鼻前後の二ッ通じ、八月には魂そなはり、九月には三度其身を轉じて、十月にして氣を見て、夢の覺たる如く子宮を出て生るゝなり、生出ると取揚て、初聲を出す前かたより、和かき絹を用意しおき、其を指に卷て、子の口中にふくませたる所の汚れ汁をぬぐひ去るべし、おそければ腹中に入て、胎毒の諸病をあらはす、乳を用ひざる以前に、甘連湯を用べし、法は黃連二分、甘草一分二厘、絹に包みて乳頭の大さ程にして、あつき湯にひたし絞り入、又は吸はしむべし、是を用る事、一日も半日もして乳を用ゆ、此藥にて胎內の穢毒を吐下し病無らしむ、又蜜藥とて、欵冬の根に甘草を合せて用ゆる、或は當藥、或はまくり甘草を用るなり、是等の法も惡きにはあらねども、邊土遠國、醫師なき地に用る方なり、甘連湯にまさる事はあらじ、右に云る如く、一日も半日もして、乳付に、其身は息災にして、子を多く育てたる人をたのみて吞すべし、母の乳はとくともみ和らげて、吸出さしむべし、又臍帶をたつ、刃ものを忌て、竹べらを用ゆべし、然れ共嚙切るをよしとす、其方は和らかき絹を以て臍帶を包み、兒子の足の掌にくらべて、長からず短からぬ樣にすべし、其跡に麝香か又は熊膽を塗り、紙の和かなるにて二重に包みて、糸にて強く卷て、產湯の水、濁りの通らぬ樣にすべし、產湯には藥を入て用ゆ、小兒に著する衣類も、新らしきは惡し、古き衣類を仕立直して著すべし、新しき物は熱して病を生じ、古きは薄くともよし、生れて三十日めに胎髮をそり三十二日めに宮參り男子三十二日、女子三十三日、とて、產土神にまうでする

心日宸記

延慶四年二月廿三日、廣義門院御産、皇女降誕、次女院被奉含御乳、大治、寛元、建長、母后御乳付、次二品抱新兒入御帳中、如臥南枕則令還云々、御臍緒御乳付等事、尚必可有此事、仍不憚日次、

私

大治二九十一、待賢門院御産皇子、後白河院也

寛元六十　中宮御産皇子、後深草院也

建長元五廿七、大宮院御産皇子、龜山院

御臍緒切、御乳付等事、有故實、依口傳除之、　　紀光

〔小右記〕永觀三年寛和元年〇四月廿八日壬寅、早朝罷出、寅時降誕女子、〇中略巳時以遠資朝臣妻令哺、

〔定家朝臣記〕康平五年九月十一日乙卯、□剋有内大臣殿藤原師實御産、男子、但馬守高房朝臣宅、〇中略卯剋乳付、

〔吾妻鏡二〕養和二年壽永元年〇八月十二日庚戌、酉剋御臺所政子源賴朝妻〇男子御平產、〇中略戌剋河越太郎重賴妻、比企尼女依召參入、候御乳付、

〔御產所日記〕普廣院殿樣足利義敎〇御時之事

若君義勝〇御誕生永享六年甲寅二月九日、〇中略

一初夜御祝政所沙汰、御引出物沼田調進、〇中略御乳人、練貫壹、〇中略

一參夜御祝、〇中略御引出物色々、沼田調進、〇中略御乳人、練貫壹ッ、〇中略

一十三日、五夜御祝、〇中略

一自管領御引出物、〇中略御乳人、練貫一重、檀紙十帖、

〔營中秘策十二〕若君樣御誕生一式之事

一元文二巳年五月廿一日、於西丸、竹千代樣御誕生、〇中略

一西丸上﨟老女、御乳人御介副江、

於仕人、道御圍所、取進眞蜜也、牛黃(入道進、御乳付之後、被置皇子御枕上、)

已上御乳付料、○中略 此後有御乳付事云々、

傳聞洞院局奉抱上、以綿纏指、拭去御口中幷御舌上血、(血多入御口中、不速泣給云々、)又以他綿纏沾、取甘草湯奉含之、又以綿纏沾、取朱蜜奉塗御脣、又以綿沾、取牛黃奉含之、次奉含御乳、(件洞院局、去六月雖有產事、當時乳汁不出之人也、先例如此、寬弘五年、從三位橘德子奉仕之例歟、承暦大宮、今度可然人不御坐、康和元年母儀、件兩度不快、仍今度准寬弘歟、)次御乳人參上、(故兵衞大夫通信女、右近將監親房妻、宮母儀二品家女房也、通信者侍也、親房者、故前上野守實房朝臣孫也、父無官六位云々、)御臍緒以練糸結之如恒云々、皇子入御帳中、(所立母屋四一間之內、白御帳也、自北方入御、)彼御方(故建春門院〈後白河后滋子〉御弟、即又中宮外姨母也、)奉抱之即還御、(須御坐帳中、然而近代之法、異上古儀、南向風寒、似無其便、如本臥即還御云々、只隨時宜也、)

〔均光卿記〕寬政二年六月二日乙亥、今曉寅刻、於葉室中納言亭、新典侍局賴子降誕、(葉室中納言賴熙女、今年十八歲、)巳斜著布衣、(白襖上下、)向葉室中納言亭、賴子局、予爲從弟之間申賀詞、蓋一分也、家君著御白顯文紗御狩衣、(紋花菱、)同御參入、母堂同令行向給、(御服皆白、)行向產屋之者、各著白流例也、(近例)者、抑此度御產事、御乳付之事等、內々被召勘物、家君則御注進云々、後日拜借注之者也、

御乳付事

大記

康和四年八月十六日、(女御御產、皇子降誕、)今日依申日、不召勘文、則有御乳付事、(母氏女云々、)以左少辨顯隆妻、(季綱朝臣女)參御乳付、

源禮記(紀光案、治部卿能俊卿記歟、)

元永二年五月廿八日、(中宮御產、皇子降誕、)母后御乳付、幷令切御臍緒給、今日以右兵衞佐忠隆室、爲御乳母、(堯顯隆朝臣母)

永昌記

天治元年五月廿八日(中宮御產、皇子降誕、)廿九日御乳付、御臍緒切御事母后、(已上御讀生夜役)

乳つけの圖（紫式部日記繪卷所載）

乳付

女之奉生所也、○中略

一御篦刀之役　　酒井雅樂頭名代　同姓日向守勤之

〔日本書紀　二神代〕一云、豐玉姬、○中略謂天孫○彦火火出見尊曰、妾方產、請勿臨之、天孫心怪其言竊覘之、則化爲八尋大鰐、而知天孫視其私屛、深懷慙恨、○中略乃涉海徑去、○中略亦云彥火火出見尊、取婦人爲乳母湯母及飯嚼湯坐、凡諸部備行以奉養焉、于時權用他姬婦以乳養皇子○鸕鶿草葺不合尊焉、此世取乳母養兒之緣也、

〔紫式部日記〕たひらかにおはしますうれしさのたぐひもなきに、をさこ○後一條にさへおはしましける、○中略御ちつけは、橘の三位、○下略

〔榮花物語　十一莟花〕月ごろいみじかりつる、御いのりのしるしにや、いぬのとき○長和二年七月六日ばかりに、いとたひらかに、みこ○禎子內親王うまれ給ひぬ、○中略御ちつけには、東宮の御めのとの、あふみの內侍をめしたり、

〔長秋記〕元永二年五月廿八日、自夜半中宮○鳥羽后璋子御產氣御坐云々、○中略未刻自女房許告火急之由、仍乍驚馳參、昇殿上之間事已成、于時申一刻也、男皇子誕生、天下慶何事過之哉、○中略皇子御乳付、宮自令奉含給云々、女房甲斐、權大夫愛物也令奉飮御乳、但馬守忠隆妻參御乳母、顯隆女也

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、未二點、皇子降誕、○中略定成朝臣獻御乳付雜具甘草湯、又以蜜和光明朱、又牛黃等也、兼給之所料理也、納手箱一合、所儲置之御藥雜物等、

石蠶二典藥頭定成朝臣、十月一日進一對、入道大相亦一對被獻之、其體白石也、似蠶蛹、其程如大柑子、　海馬六入道被獻之　鼺鼠皮一枚同進、其廣如兎皮、其色薄青也、　獺皮一枚同進、其色黃、　弓弦一筋內大臣被獻之　馬銜毛定成朝臣進

已上當日御藥也、後聞第三日被納之、但至于定成朝臣所進之石蠶、三日以後返給云々、

錢九十九文當日朝入道被獻之、祝言料、　甘草入道進　光明朱同　蜜祭日自藏人所遣召蜜、御匣所進非眞蜜、仍定成朝臣賜藏人所儲、差副寮官一人、

乳付、切臍緒、

〔榮花物語八初花〕をさこ〇後一條院にしさへおはしませば、そのよろこびなのめなるべきにあらず、〇中略かくて御ほぞのをは、どの、うへ、〇藤原道長妻倫子これはつみうるこそ、かねてはおぼしめし、かざ、たゞ今のうれしさに、何事もみなおぼしめしわすれさせたまへり、

〔長秋記〕元永二年五月廿八日、自夜半中宮〇鳥羽后璋子御產氣御坐云々、〇中略男皇子〇崇德誕生、天下慶、何事過之哉、〇中略宮〇中宮自切臍緒御云々、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、未二點皇子〇安德降誕、〇中略奉〇切〇御〇臍〇緒、先御產成了、卽差小屬安倍資忠、右衞門府生、陰陽師子息云々、遣切生氣方東河竹、卽持參、口徑一寸許、長五六寸許、亮重衡朝臣取之、參御前、作竹刀一、只製作、刀方不再云々、其無傳子息也、或用鐵刀、今用竹也、進之、洞院局大夫典侍以練糸奉結御臍緒、長六寸、二所結云々、內大臣取竹刀奉切之、洞院局置紙於手上、其上置御臍緒、切糸內方、刀鐵奉切、內府與女房之間、立三尺御几帳云々、此後御胞衣、至于奉藏之日、皇子御所東方、立御几帳置之、此所不令見人云々、

〔明月記〕寬喜三年二月十二日己巳、曉鐘之程、聞御產御氣色、不堪不審、參西殿、〇中略三位入道〇[illegible]來加、良久言談之間、雜人等稱御產已成由、已二時歟、侍等走來云、皇子〇四條降誕、十三日庚午、申終許宰相來、適談昨日事、〇中略御〇臍〇緒〇殿下令〇奉〇切〇給、

〔御產所日記〕普廣院殿樣〇足利義教御時之事

若君〇義勝御誕生永享六年甲寅二月九日寅刻〇中略

一九日御所樣御成之時、御胞衣結被次申、〇中略御竹刀數二、役二階堂大夫判官之忠進上之、

天文五年丙申三月十日〇中略戊刻若君樣御誕生アリ、御胞衣結、公方樣被次申、

〔宮中秘策十二〕若君樣御誕生一式之事

一元文二巳年五月廿一日夜明ケ七ツ時、廿二日之日取ナリ、辛亥日、於西丸竹千代樣御誕生梅溪前中納言實陳卿息

申、

〔簾中舊記〕御產所の事

御おとつぎには、御產所へなり候て、公方樣、御ゐなを御つぎ候、

〔伊勢家秘書誕生之記〕第六篦眞丈云、ヘラト云ハ俗語也、本名ハ、アチヒエト云、

一篦ノ長サ一尺二寸、幅一寸二分、竹刀半分ニ切、刀ヲ作也、竹の皮ノ方ニ切カを付ル、切カの留所ハ節有、女子も、竹の皮の方に切刃有、女子ハ節なし、篦を削ル人ハ、長久子孫繁昌、可然仁體削るべし、臍の緒と一所に納置物也、

〔日本書紀神代二〕一書曰、初火燄明時生兒、火明命、次火炎盛時生兒、火進命、又曰火酸芹命、次避火炎時生兒、火折彥火火出見尊、凡此三子火不能害、及母亦無所少損、時以竹刀截其兒臍、其所棄竹刀終成竹林、故號彼地曰竹屋、

〔倭名類聚抄十五膠漆〕竹刀　日本紀私記云、竹刀阿平比衣言以竹刀剪金銀簿也、

〔箋註倭名類聚抄五膠漆〕按神代紀竹刀、以截嬰兒臍帶、非剪金銀簿之用、言以以下、蓋源君之言、非私記之文、當爲夾行分注、又按阿平比衣、蓋日本紀截臍竹刀之舊訓、恐非源君之時、俗謂剪金銀簿竹刀爲阿平比衣也、

〔塵添壒嚢抄二〕臍緒以竹刀切事

ヲサナキチゴノホソノ緒ヲ竹刀ニテキルハ、前蹤ニヨル歟如何、風土記ノ心ニヨラバ、皇祖裒能忍耆命、日向國贈於郡高茅穗槵生峯ニアマクダリマシテ、是レヨリ薩摩國閼駝郡竹屋村ニウツリ給、土人竹屋守ガ女ヲメシテ、其腹ニ二人ノ男子ヲマウケ給ケル時、彼所ノ竹ヲカタナニ作リテ、臍ノ緒切リ給タリケリ、其竹今有ト云ヘリ、此跡ヲ尋ネテ、今モカクスルニヤ、

〔法成寺攝政記〕寬弘五年九月十一日戊辰、午時平安男子後一條產候、僧陰陽師等賜祿、各有差、同時御

豆守、山名矢房丸、山名入澤虎房丸、山名三河民部少輔、山名有道掃部頭、以上七人、

〔武德編年集成五十〕慶長八癸卯年七月十七日、未ノ刻、江戶ニテ大猷公（〇徳川家光）御誕生、母公ハ大御臺所、是淺井備前守長政ガ娘ニシテ、豐臣太閤ノ養姫ナリ、御姙娠十ケ月ニ滿ズト云々、酒井右兵衞大夫忠世、（後改二雅樂頭一）胞篦ノ役ヲ勤ム、

〔御家舊記〕一萬治二年十二月十日、豐姫樣（〇宇和島侯伊達宗利女）御誕生、蟇目櫻田監物勤之、

〔官中秘策十二〕若君樣御誕生一式之事

一元文二巳年五月廿一日、（〇中略）竹千代樣御誕生、（〇中略）

一御蟇目之役　（老中）松平左近將監

一御矢取之役　（右仲）松平和泉守

御蟇目　御祝儀之品

一三種之御肴（三方）熨斗鮑　昆布　勝栗（ちらし吹）

〔南方海島志〕一凡婦人懷孕ノ時、產帶スルコトナシ、產甚安シ、產婆ヲ用ズ、三宅島ナドハ臨產デ自ラ家ノニハニ下、臼ニトリ付キ產ス、ソノ外スベテ他ノ力ヲカラズ、妊身ノ中ハ常ヨリアラキ働ヲ爲ス、ミナ難產ノ患ナシ、

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕切臍緒幷乳付　若寅申日（小兒良日）及凶會九坎沒滅等日產者、當日不可勘日時、今案不可用王時、

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第

一上樣より、御たん生の日、御つかひまゐらせられ候まで、御ゑなのを、つぎ申さす候、

〔產所之記〕一へらなどは、けづる人體の事、一段長久子孫多可然輩けづられべく候、

〔成氏年中行事〕若君樣ニテモ、姫君ニテモ御誕生之時、依御吉例、里見名字被參、御臍ノ緒ヲフギ被

護和院　御平産アレバ、頓而退散、
同御〇陰字脱陽守兩人、有私候御祓申、
在方有重之〇之下恐脱役字也、御産成者、先退出申、〇中略
一御誕生即日、直垂著セラルヽ役人ハ、鳴弦三人計也、是ハ七夜座サマサズノ鳴弦ヲ晝夜依被勤申也、二階堂同、松田大草同、其時ノ御産所ノ亭主ハ、初夜御祝時ヨリ、白直垂ヲ被著也、

〔蜷川親元記〕寛正六年七月廿日乙丑、若君様御誕生、子刻、亥歟、御袋茶阿、武庫御出仕、貴殿御息也、即貴殿依仰御出仕、武庫御奉也、ウケタマハリ御護刀、藤四郎同御劔、國口以貴殿御産所小串次郎右衛門政行家、冷泉京極南東、被送進之、於彼門外、貴殿亭主ニ直ニ被渡之、御廣蓋ニすゑらる、　廿二日丁卯、若君様御誕生御禮參賀、公家門跡、大名奉公以下面々、進物如先規云々、今出川殿御參賀、貴殿御進物、御大刀、黒二千疋、上様へ千疋云々、武庫御大刀、黒千疋、御供衆大略此通歟觀世音阿大夫參賀、
若君様へ御禮事、同時雖可被申之、七ケ日已後、御産所御門中へ可被參申之由被定より、此由自貴殿松丹ニ被仰之、親元申次、
就御産之儀、貴殿へ參賀之人々、
山門執當　同使節、其外山徒少々、成林、正行乘蓮、運養護正、西養最勝、辻本杉生、坊月輪日吉樹下、　文筑後守
飛驒國司使〇中略
松梅院より、天神御筆、涌出品一卷、紺紙金泥私まで受取置之、若君様御誕生之時者、必々御産所ニ被召置之由申之、卅ケ日之間云々、　廿三日戊辰、住吉社ヨリ、就若君様御誕生、御卷數御馬、月毛公方へ進上之、細川殿執御申也、使安富、因幡入道申次、從新左貴殿へ卷數、　九月四日己酉、越智彈正忠、就若君御誕生、御大刀、黒御馬、鹿毛進上之、　六日辛酉、山名殿御使、タキミ同名在國之衆、若君御誕生御禮事、自國申上之、可預御披露云々、各大刀金狀千疋折紙在之、山名九郎、山名下野守、山名伊

同廿三日、御撫物進上時、御使兵部卿法橋、

一同日內典金剛童子延命法、供料三千疋、聖護院於御本坊、一七ヶ日被修之、御撫物御單御結顯、廿三日、御卷數一枚、御撫物進上、御使服前法眼、

一外典略泰山府君、供料三千疋、御馬一疋、鴾毛、御鞍、御撫物御鏡一面、千秋刑部少輔有重、宿所持向、一七ヶ日於有重亭行之、同廿二日戌刻結願、有重方金覆輪一腰進上、御大刀(金)則被下之、

一北斗御祭、供料千疋、有重(仁)下行、御大刀一腰被下、(黒)御撫物御鏡一面、千秋刑部少輔有重、宿所持向、○中略

一寶池院、廿一日マデ、一七ヶ日御祈禱參勤、

一訶利帝母、廿一日繪所調進、代物五百疋下行、持參時御馬一疋被下之、

一同御供養者、三寶院(江)被仰、御使伊勢八郎左衛門、翌日御大刀一腰(黒)進上、御使同前、○中略

一諸社諸神馬事、任延文三年之記被寄進、其外明德五年六月十三日證狀就申被進、

一御祈禱事重而被仰出、寶池院殿自二月卅日、三月二日マデ有參勤、御加持被申云々、○中略

一聖護院ヨリ御驗者二人參勤、自御產所翌日、毎日御加持、

一自三寶院、毎夜座サマサズノ陀羅尼參勤、○中略

一御產所、三十ヶ日晝夜祗候ノ輩、

鳴弦役人

伊勢八郎左衛門尉綱、海老名七郎持行、設樂三郎貞助、大膳亮守家、二階堂大夫判官之忠、松田對馬守貞清、(此間人名、毎日出仕、私候、夜ハ退出ト云々、)

一御產之御氣分、自然ノ驗者、兩人參勤有云々、

嚴寶院　有私候、細々御加持被申也、

出産圖 十界圖所載

道左府近院御方御物也、定有子細歟、但自然忘却歟如何、尤不審、然而無他劒之間、今度遣之、袋赤地唐錦、裏青色唐綾也、伏組等如常、押狀二枚書之、加禮紙切懸封之、不加立紙、入函、以讃岐檀紙一枚裹之、上下書封如恒、御劒二、路次之間入櫃、於關東出仕之日、可入長櫃一合、退紅仕丁二人裝束、今日自御所被調下也、如此事先例不詳、以今案被定也、禁裏御劒、被納唐櫃之由有說、不審事也、又此御使父母現存者可被用之由世間沙汰云々、而先例全不然、隨又貞將使者不然云々、仍如此、

〔御產所日記〕普廣院殿樣〔○足利義教〕御時之事

若君〔義勝〕御誕生永享六年〔甲寅〕二月九日寅剋〔○中略〕

隨役人

御引目役　伊勢八郎左衞門尉盛經　海老名七郎持行　鳴絃役　設樂三郎貞助　總奉行

二階堂大夫判官之忠　右筆　松田對馬守貞淸　醫師　大膳亮守家　陰陽頭〔在方有重〕

兩人〔○中略〕

一十日御守刀之御劒、伊勢殿御使參、同十三日也、松田對馬守被進之、三寶院則有御加持、同日御前參、其後御腰物、伊勢殿御使參、

一內典佛服法　供料三千疋

三寶院、自御產翌日、於御本坊一七箇日、

一河原御祭　供料三千疋下行之、

在方卿參向河原、御代官伊勢守貞國、〔白直垂〕御撫物役千秋刑部少輔、河原持向則歸參、在方卿御馬一疋、御大刀一腰、〔黑〕被下之、各金覆輪進上、則被下、河原御祭、自御產所翌日、一七ヶ夜行之、御撫物御單、

〔○中略〕

一同日〔○十六日〕內典御祈禱、供料三千疋、延命法、三寶院於御本坊、一七ヶ日被修之、御撫物御單御結願、

鞍〈懸縣備守〉已上六人獻御護刀、又因幡前司、小山左衞門尉、千葉介以下御家人、獻神馬御劒等、御加持驗者等給之、八田兵衞尉朝重、野三左衞門尉義成、左近將監能直、引御馬、加賀守俊隆取𠚥祿、〈衣〉次阿野上總妻室〈阿波局〉爲御乳付參上、女房大貳局、上野局、下總局等、可爲御介惜也、

〔花園院御記〕正中二年十一月卅日丙子、高時〈相模〉○北去廿二日男子誕生云々、付先例可被遣御劒之由有沙汰、載使下向哉否、同有沙汰、永仁〈高時兄〉止勅使、然而今度止勅使之由別不申、又其時例難被用歟、文永貞時誕生之時例不分明、或云有勅使云々、終日有沙汰、被仰合人々、內府俊光定資等卿、皆御使下向可宜、但有其煩不叶者、力不及事歟、然者可爲院宣之由申之、但定資卿猶可爲勅使歟之由頻申之、十二月十一日丁亥、今朝書關東狀、其辭云、

男子誕生事、承悅之趣、以仲詮令申者也、

十二月十日

院御方院宣十日之由被書、仍御書又同日也、予又同書之也、兼日可遣院宣之旨有議、定資已書進、而可爲手書之由治定之間、被院宣止了、自院御方雖有勅書、猶如院宣也、是爲施行也、彼御書云、

男子平誕事、尤以珍重、仍令差進使者候也、

十二月十日云々

遣字、申字等、頗過分歟、而近代之法如此歟、仍如此也、遣御劒事、被載院宣、禮紙狀不載、狀又無院宣、只仲詮以詞令申也、今度先例不審、然而以新儀、今案如此治定也、龍樓御書、被載御劒事、不及見彼案文也、然而舊如何不知之、

駁所遣劒蒔繪野劒也、長伏輪〈星〉之蒔菊枝花所々交貝、帶取紫革、縫菊也、柄鮫方不透之伏鮫也、前右府云、野劒加貝事不可然、螺鈿野劒作樣各別也、如此劒號武劒云々、故入道相國說云々、而此劒故入

連不絶、天之所授、氏明神(○春日)之助也、爲世間爲一家、可欣感、可仰崇也、件旨申大殿幷殿下了、殿下給御消息云、鳴弦人、讀書人、今度依此姬君時例、令著衣冠、令候簀子、如何、尤可然由申了、先年二箇度有不吉事、仍今度可令違彼時例給之儀歟、尤可然事也、

〔玉海〕仁安二年十一月一日乙丑、以賴輔朝臣、產之間夜々事、相尋前內府之許、返答云、御湯事鳴弦、五位五人、六位五人、(已上束帶)可宜歟、但近代之法、各出故障、定難參仕歟、然者只五位三人、六位三人、各衣冠、不可及傍難事也、三夜五夜事、折節神事指合之比、誰人參籠哉、無人饗饌、又以無益事歟、只御前物、幷粥計可宜歟、七夜事、任先例可被儲、卿相雲客等饗云々、條々被計旨尤可、　三日丁卯、自今日爲產祈始修不動法、(實時阿闍梨驗者也)又今日調進產調度等、(近國例)　六日庚午、自去夜亥時計有產氣色、丑刻裝束產所、(寢殿、女房以幔東間爲其所、垂母屋簾、)修法僧侶、各相具伴僧等、祗候南庇加持之、卯刻許平產、(男子)相續後物又平安、先是醫師(憲基)參上、獻種々藥等、又陰陽師三人(陰陽頭加茂在憲、同助安倍泰親、主税助同時晴等也、)候南簀子敷、讀中臣祓、產成了、陰陽師僧等退出、給祿於修法僧侶、引馬於驗者二人、(衛府引之)給祿於醫師陰陽師等、(被物等也)陰陽師獻勘文、(一紙三人加署、辰刻注之、在憲時晴等申辰時之由也、泰親申卯刻之由、其間在憲與泰親有口論事云々、)抑泰親自懷中取出男子勘文、(自本占申男子平產之由也)頗有自讚之氣云々、自女院被悅仰、又自邦綱卿之許示送悅由、上皇(○後白河)幸仁和寺之間、春宮無人、仍爲留守祗候、且所馳言上也云々、余答云、無左右能龍之條有其恐、能可披露之由返答之、又自攝政之許被悅示、又人々少々來臨、鳴弦讀書並了、

〔吾妻鏡十二〕建久三年八月九日己酉、早旦以後、御臺所(○源賴朝妻政子)御產氣、御加持宮法眼、驗者義慶坊、大學房等、鶴岡相模國神社佛寺奉神馬、被修誦經、(○中略)先鶴岡神馬二疋、(上下)千葉平次兵衛尉、三浦太郎等相具之、其外寺社、在所地頭請取之、景季義村等爲奉行、巳刻男子(○實朝)御產也、鳴弦平山右衛門尉季重、上野九郎光範也、和田左衛門尉義盛候引目役、小時江間四郎殿、三浦介義澄、佐原十郎左衛門尉義連、野三刑部丞成綱、藤九郎盛長、下妻四郎弘

〈カワラケナリ〉屏風一雙〈以白唐紙張之、文松竹也、ヘリ白綾張ノ平絹也、〉ヨリカヽリ二〈ナガサ二尺許、以外短也、比興物也、以綾卷之、カヽリ金ヤ其上ヲ以生平絹貼之、尻皆ヘ不縫之、ツト閉之、凡產具足、不閉塞之故也、〉

後聞今夜關白、近衞前關白參內、賀申皇子事云々、

〔御湯殿の上の日記〕元龜二年十二月十五日、わか宮の御かた〈○後陽成〉御たん生にて、めでたし〳〵、
さうの中將に御たちもたせられて、御さん所へ遣さる、めでたし〳〵、

〔資勝卿記〕寛永三年十一月十三日壬午、今日辰刻、中宮樣〈○後水尾后和子〉皇太子〈○高仁〉御誕生也、後則自禁裏御劒參、關白殿御伺公、今日予、烏丸、廣橋三人程、束帶ニテ可伺公由也、中納言、柳原、廣橋宰相、中宮樣御本殿へ伺公、中宮亮權亮モ束帶、入夜關白殿御伺公、寢殿ノ簀子ノ座ニ著給、〈闕腋〉以權亮皇子降誕之由奏聞、則禁中ヨリ御劒權亮持參之、後入、〈前關白〉關白殿御劒御請取、寢殿ノ簾中ヘ御持參候テ則退出、簀子西方給祿ヲ取テ、給權亮通前朝臣、拜領ニテ東廊南ノ御殿ノ簀子ヲ經テ、階ヨリ庭上ニタダリ、寢殿ノ階之通ニテ、二拜ヲ〈笏ヲ持ナガ、御衣未著〉了退去、其間東帶仕候衆、傍ニ佇立也、

〔榮花物語〕〈三樣々の悦〉かくて永延二年になりぬれば、〈○中略〉この左京の大夫殿〈○藤原道長〉の御うへ、〈○道長室倫子〉けしきだちて、なやましうおぼしたれば、御讀經御修法の僧どもをば、さるものにて、しるしありと見え聞えたる僧たち、めしあつめの、しる、大殿〈○道長父藤原兼家〉よりも宮〈○兼家女藤原詮子〉よりも、いかにいかにとある御消息、ひまなうつゞきたり、さていみじうの、しりつれど、いさたひらかに、ことにいたうもなやませ給はで、めでたき女君〈○彰子〉むまれ給ひぬ、此御一家にははじめて女生れ給ふを、かならず后がねといみじき事におぼしたれば、大殿よりも御よろこびたび〳〵聞えさせ給ふ、よろづいさかひあるおほんなからひなり、

〔中右記〕大治二年四月九日戊辰、午時許、攝政殿〈○藤原忠通〉御產、男子平安令遂給由、左中辨所告送也、乍驚喜可馳參、依目所勞不參向也、抑殿下未儲男子給、甚有其恐之處、今日男子誕生給也、執柄之家、連

御加持給、南。面。階。間。落。亀、不經幾程、胞衣下了、卽被尋日時、今日日次不宜、不可進勘文云々、御臍緒切、御乳付、子時云々、御浴殿廿六日、勘文廿五日可進云々、有頃朕參御几帳邊、女房抱兒、予唱祝詞、其詞云、以天爲父、以地爲母、領金錢九十九文、令兒壽、三返唱入兒左耳、卽取金錢、置御帳中枕方、南候諸壇阿闍梨給祿、番僧先退出、阿闍梨暫留候、藤大納言、後光權大納言、季衡、實衡、參議隆有等、取大褂給之、阿闍梨未退出、次小兒渡新御帳、給、予又唱祝詞、號善理壽千歲、唱入兒左手也、大納言、實衡奉抱渡御帳、但實者女房抱之、大納言相添許也、次御驗者道昭僧正出簾外、先之內々退出、更參自簾中出、候階間與、前右大臣取祿給之、祿之出庇御簾女房出之次被引御馬、次朕又引馬、召次所參之間、松明無之間、雖無先例、以新儀被略之、松明廳官如先候階下、取松明、次道昭僧正退出、前右大臣以下送之、次醫師尙忠參候南簀子、大納言實衡、取祿給之、下階拜了退出、次御劒使實雅朝臣、於院御方給御劒、昇東中門著公卿座前、同座公卿兼著座、實衡卿著束帶、取御劒入內、又長隆持參御袴、同取之進內、大納言起座、取祿給之、勅使起座、此間諸卿起座、實雅朝臣以下庭拜舞退出、于時丑終許歟、卽退出、

〔後愚昧記〕永和三年六月廿六日、上﨟產氣分、晩頭以後出來、驗者任承法師護身之、醫師事、管領醫師季直丹三位尊季嗣子息也、然而家門之體、每事不具之間、不及參候云々、忠惠大僧都、山徒也、然而爲醫師、內々招請之、兼日太平安胎散進之、今夕參候之、剩又易產藥不注其名二服進之、丑刻歟、寅初歟、未辨知之程ニ、無爲平產皇子、〇後小松了、凡喜悅無極者也、抑白具足、疊屛風几帳燈臺押桶等之類也爲朝恩知行之者之間、可調進之旨、被仰知繁卿橘三位之處、乍申領狀、于今遲々、自是連々雖令催勾當內侍、被內侍奉勅仰知繁也未調進之、希代之事也、又既產氣分出來之由、夜中令告二品并三品主上(後圓融)御母儀了、彼兩人所住北山也、於三品者、如是時者、可來臨之由兼所約諾也、〇中略天明之後返事到來、三品之心氣所勞更發、仍不來臨云々、仍胞衣雖墮下、不奉切御臍緒、招請勾當內侍、稱故障之由、再三責之間、及辰刻□□來臨、奉見若宮御方、仍其後奉切御臍緒了、　廿七日、抑今日午刻許、白具足自知繁卿許送之、

白端疊六帖カサ子ベリ也、平絹粉張也、　押桶六口塗粉、キラヽニテ書鵠、口ノ經八寸、高サ七寸、三口ハ入白米、三口ハ入赤土器、

しき内侍のすけなど、さるべきかぎりまゐり給へり、けふもなほ心もとなくてくれぬれば、いとおそろしうおぼす、伊勢の御てぐらづかひなどたてらる、諸社の神馬、所々のじゆきやうのつかひ、四位五位かずをつくして鞭をあぐるさま、いはずともおしはかるべし、おとゞとりわき春日のやしろへはいして、御馬、宮の御ぞなどたてまつらる、内には更衣ばらに、わか宮二所おはしませど、此御事をまち聞え給ふとて、坊さだまり給はぬほどなり、たゞひたひらかにおはしますとも、もし女御子ならばと、まが／＼しきあらましは、かねておもふだにむねつぶれてくちをし、かつは我御身のしゆくせ、みゆべききはぞかしとおぼして、おとゞも、いみじうねんじ給ふに、ひつじのくだり程に、すでにことなりぬ、宮の御せうと公相の大納言、皇子御誕生ぞやと、いとあざやかにのたまふをきく人々の心ち、夜のあけたらむやうなり、ちゝおとゞまことかとのたまふままに、よろこびの御涙ぞおちぬる、あはれなる御けしきと、みたてまつる人も、こといみしあへず、公相、公基、實雄、大納言三人、權大夫實藤、大宮中納言公持、みな御ゆかりの殿原、うへのきぬにてさぶらひ給ふ、みしほども、やがて結願すべしとて、僧ども法師ばらまで、したりがほに、あせおしのごひつゝ、いそがしありくさへぞめでたき、月次の御神事なるうへ、けふひついで、心やましき事とかやにて、わざとそうし給はねど、御げむじや櫻井の宮の僧正（覺仁法親王）をはじめたてまつりて、つぎ／＼みなろく給ふ、ほつしんわうには、宮の御ぞ、大夫とりてたてまつり給ひ、宇治のさきの僧正には、公基の大納言、房意法印には、權大夫公持かづけ給ふ、御馬はおの／＼ほん坊におくられけり、又の日、月次のまつりはて、ゝ御はかしまゐる、勅使隆良なりき、

〔花園院御記〕文保三年（〇元應元年）四月廿一日、入夜有院（〇後伏見）御書、聊有御氣分、但不及披露云々、有頃又有御書、可參云々、卽着直衣（上皆今度內々儀之故也）參、已御裝束了、御驗者諸境阿闍梨來祇候、御加持程也、暫降誕之由、（子時午刻）也內々女房告之、陰陽師還參、不及御祓以前也、降誕後、陰陽師參、胞衣以前歟有御祓、上皇頻令催促、

子刷南欄敷之、東面妻　大進基親取東京茵、同自懸所進也　加帖上、次供掌燈、六位進兼資取打敷、勅使座西方刷南欄敷之、大夫進尹範取燈臺立其上、權大進元綱取燈供之、此後亮自中門內方出逢召勅使、勅使插笏、取御劒參進著座、內大臣自寢殿東方進寄、插笏被請取御劒、勅使退座奉之、內府入階間簾中、經西庇、[illegible]便也　持參北面、被案御枕上、勅使正笏候座、內府歸出、跪勅使座東方被氣色、拽給之由也、使退座候、內府被返入東方、使正座、予插笏取祿給之、○中略　御產成了之後、候臺盤所女房皆悉著白裝束、○中略　御殿油七ヶ日之間不消之、納押桶被置便宜所、女房一人守護差油、自今日七ヶ日之間、堂上堂下不可有御清目、只取塵、庭上又以杁櫂(エフリサラヒ)置砂者也、

〔百練抄 十五後嵯峨〕寛元元年四月廿一日、中宮○姞子　御產御調度御覽、自內裏被獻畢、公卿大夫公相　已下、五六輩著座、　六月十日乙卯、坎日　自去夜有中宮御產氣也、宮主陰陽師等勤御祓、諸社有御誦經、又被進神馬、午後皇子○後深草　降誕、禁裏無御混合儀、櫻井宮覺仁親王　常住院僧正良算、被引御馬、醫師施藥院使經長朝臣、賜御衣云々、入夜左衛門督顯親　被行御卜奏、

〔增鏡 五內野の雪〕まことや、こぞより中宮○後嵯峨后姞子　は、いつしかたゞならずおはします、六月○寛元元年　になりて、○中略　十日のあけぼのより、その御けしきあれば、殿のうちたちさわぐ、しろき御よそひにあらためて、あやにうつらせ給ふ、天下の、しりだちて、馬車はしりちがふさま、いとこちたし、うちよりも御つかひひまなし、れうの御馬にて、雨のあしよりもしげくはしりきはふ、さらでだに、いとあつきころを、あせにおしひたしたる人々のけしき、いとわりなし、后のみや、いとくるしげにし給ひて、ひたけゆくに、色々の御物のけども、なのりいでゝ、いみじうかしかまし、おとゞ○姞子父藤原實氏　きたのかた、いかさまにと御心まどひて、おぼしなげくさま、あはれにかなし、かやうのきざみは、たかきもくだれるも、おろかなるやはある、なべてみなかくこそはあれど、げにさしあたりたる世のけしきをとりぐして、いみじうおぼさるべし、うちの御めのと大納言二位殿、おとな

間、敬白、

治承二年十月十日　　皇后諱敬白

十一月十二日辛未、寅刻自中宮召使走來、告御產御氣候之由、則馳參、候寢殿東面、大夫時忠被示曰、御氣色已頻、可奉仕御裝束歟、〇中略御所泉廊立屏風一帖、其內敷高麗帖一枚、大土器三口、所注三云々、中間折敷一枚、生氣御方陳衣水入提、所注中提云々、淸饌之、向彼所加持之、摺牛王獻之、以件水女房奉塗御臍云々、度々令移居給之時、重加持進之、件牛王加持事、或人云、聖寶僧正加持之由、雖無所注、有其說、僧正時覺、待賢門院御產之時奉仕之云々、但無慥記歟、美福門院御產之時、度々勝覺僧賢覺勤之、仍今度重賢隨所望奉仕云々、〇中略時刻巳及未、又以御衣有御誦經、又有御卜、令過未申刻給者、子丑刻可令遂御之由一同申、但秦親朝臣一人申云、只今可令遂給也、全不可申他時歟、此間內外周章散米、當障子聲頻、亮重衡、權亮經盛、參入母屋簾中、撤弘筵打御物氣之間、其聲不聞之歟云々、大夫下知侍令開東門、東日所開之小門也、云々、此事見將琳產經卷末二點、皇子降誕、女房作日局奉懸、大輔局抱御腰、洞院局近候御傍云々、令奉着御替帶給云々、不解本御帶、其上令着給云々、內大臣重盛〇平讀祝詞三反、以天爲父、以地爲母、領金錢九十九、令見壽、被置錢於皇子御帳御枕上、件錢九十九文、納方三寸許、白生絹袋也、以白糸爲括、御產以前自禪門平淸盛被獻之、大夫取之被傳內府、皇子誕御以前、被置白御帳內也、〇中略此間自日陰間上、轉甑破三箇、以[illegible]破之、[illegible]之、猶落役爲令破也、召使持之、於在御北隣良背可落之由說御云、而誤落北方、不足言事也、仍更取上之、令持侍之、所司盛光相副令落之、件甑自社所有大原渡內膳大炊令用之後渡、於御殿給云々、〇中略令供蘆御枕、蘆調役也、自北方供之、〇中略先是申剋許也、被奏皇子降誕之由、〇中略藏人頭左中將定能朝臣出逢、奏皇子降誕給之由、頭中將歸入、付內侍奏聞、內侍取御劍、野劍、鮫柄、左靑龍、右白虎、西朱內外、錦革緖、田石突白龜甲、織物袋、白細緖、代々之例、或納錦袋、於本宮納收白織物袋、置御枕上、或又納白袋、自內裏被獻之、〇中略授頭中將、中將取之、令持藏人基行、一臈官也、外向左衞門陣、基行於弓場殿令持小舍人矢田部久則、於門內藏人取之、授頭中將、中將取之、授權亮、權亮取之、又令持小舍人久則、路間入車歸參、御修法結願之間、暫在北門邊云々、御加持以前所歸參也、然而存次第不早參歟、也、西墻御加持了、改裝束之後、進立中門外、小舍人持御劍立傍、亮重衡朝臣帶劍、依左馬寮也、返之於中門車寄戶相逢、歸昇跪南階西間簀子、申事由、只氣色也、卽歸退、退之間、令敷勅使座、權大進光總取高麗帖一枚、從中門廊外定縱敷之、自門廊所獻也、內南階西間簀

上南殿簀子、顯隆卿取宮御衣給之、(有御詞)雅康朝臣下南庭一拜退出、次光平朝臣參上、同給御衣、又一拜退出、(各須舞踏、不然者二拜歟、)次引御馬、本院(○白河)三疋自西引、新院(○鳥羽)二疋自東引、次新院御隨身各爲使、分遣僧等壇所、(御室、長尾宮、大僧正寬助、山座主仁實、殿僧都增智等也、各歸參中給□之出、僧正行尊依二禁不參、)又召賴延法眼、慶實律師等給御衣、先是給陰陽師祿、宗房取之、自御几帳御座等宮侍運之、一日御裝束始了、今加裝之歟、

〔山槐記〕治承二年十月十日庚子、巳刻著直衣、□參中宮、(○高倉后德子)有千度御祓、陰陽師十人、於東面方勤之、每月御事、畢賜御衣各一領、殿上人取之、廳官傳之云々、申刻被供養泥塔一萬五千基、(本數万基也、自餘新出來、)於寢殿南面有此事、(○中略)大宮權大夫經盛卿、爲御產御祈、奉造立等身不動像一體、於宮奉供養、被物一重、絹裹一、同沙汰進之、御導師法印行海、權大進光綱奉行之、同御祈、今夜法印全玄、行冥道供云々、二品(○清盛妻、德子母)沙汰也、祭文草、宮內卿永範朝臣、以消息送大夫許、大夫被相尋潔齋人、大夫進尹範、申精進之、仍令淸書之、

娑婆世界南瞻部州大日本國皇后(諱)敬白眞言敎主、理智不二、淸淨法身、摩訶毘盧遮那如來、三世十方一切諸佛、大慈大悲地藏菩薩、地前地上諸大薩埵、聲聞緣覺、諸賢聖衆、梵天帝釋、四大天王、三界諸天、北辰北斗、七曜七執、十二宮神、二十八宿、本命元神、當年屬星、內外宮大小星宿、焔魔法王、泰山府君、司命司祿、五道大神、百部鬼王、本朝大小天神地祇、案上案下三千餘座、年中行疫神、幷部類眷屬等而言、伏惟、謬以庸昧之身、猥昇后妃之位、信敎惟疎、備坤儀而有惶、內則不茂、毘乾化而謝譽、爰懷孕有慶、誕彌至期、然則產生得安全、母子共泰平事、則莫先於仰神明之威力、莫過於憑佛法之護持、自玆玄冬初律、白月十日、修冥道無遮之善、行秘藏殊勝之法、香華蠟燭、次第陳列、飮食錢帛、儀式周備、如說整之、如法營之、伏乞冥道諸神、知見納受、一百位之冥衆、赴集此處、千萬載之仙算、增益我身、皇子忽誕、遂顯堯門之名、婦德永施、遂備姚墟之美、世以歌螽斯之詩、天以授龜鶴之齡、凡厥退萬厄於未然、除百殃於無形、長秋宮之中、妖氛之氣不犯、淸涼殿之上、同骸之儀無違、內外願念悉皆

給、人々未被參、此未時許、御產氣色、權僧正行尊師、賴壽法橋、賴延阿闍梨顯覺等候達也、僧侶不候達、也、行尊僧正渡物氣後、則御產成了、巳男子也、此後右大臣內大臣殿、從御所參、相扶令參給也、出仕上達部殿上人、皆以參集、院御馬給行尊僧正、又候達僧侶給宮御衣、御修法布施、且於御前給了、抑皇子降誕之事、誠爲法王（白河）御爲天下大慶也、就中見曾孫皇子、我朝未有此例、上皇大幸、冠絕古今也、昔漢武帝、聞宣帝之爲嬰兒、此外見曾孫皇子、全不見史書也、今日法皇御覽曾孫皇子、大幸之甚、記而有餘、凡爲天下爲朝衣、誠可欣感々々々々、（御乳付、幷御臍緒切本事、中宮自令切給也、）晚頭左少將中宮權亮實能朝臣御劒使、從內參入、先於東中門、令頭辨顯隆申事之由、（頭辨本宮亮也、）先敷座於東透渡殿、高麗一枚、上敷東京錦茵、（大進廣隆、）（大夫進實光、六位進引之歟、）以頭辨召勅使、少將指笏取御劒、就座進之、大夫民部卿取祿給之、（女裝）下從東對西階、二拜、了歸參、勅使參之間、大夫二人外、右衞門督、治部卿、別當、著束帶被候東對南面、是依有別仰也、右大臣以下、乍著直衣、此間候院殿上也、

御劒勅使、承曆三年七月、堀川院誕生之時、公實卿、爲中宮權亮奉仕也、仍今度御使、被用本宮權亮也云々、今日持御劒小舍人、不著衣冠如何、先例多著衣冠也、又御劒入內々從院被奉、內者、袋先々白織物也、面縫袋事、五月有其忌者、仍被用舊袋、（永曆錦袋也、）乘燭以前退出、人々同被出了、從今夕於西對代、寬助僧正、依中宮御祈、行孔雀經法、

〔永昌記〕天治元年五月廿八日甲辰、戌剋許、聞中宮（鳥羽后璋子）有御產之由、馳參三條殿、（直衣）御修法冗發幷御念呪僧等、各應召參入、（僧綱等在東面、凡僧在南面、）異口同音奉加持、或轉經滿本尊呪、御讀經僧、同不斷轉讀揭聲、（中略）○陰陽師家榮等不斷御祓、宮司清隆實親等、持參大麻、光平朝臣雅康朝臣等、候南簀子、及亥剋、頗有御氣色、召守護人女、共被渡御物氣、子剋皇子降誕、藤中納言申殿下云、御產遂了者、大夫爲宗房、奉仰關白○○○御所上、（忠通）○五月大夫能俊卿又被申云、御產成了、皇子降誕也、公卿等賜饗、僧徒退出、頗登女等令退、（其中有不覺之者、只侍二人令昇出、）法皇（白河）○於簾中令行事給、顯隆卿、奉仰召光平雅康等、雅康先參、（本自衣冠）召

はなきを、なにごともいまの世のありさまは、さま〴〵のれいをひかせ給べきにあらねば、これをはじめたるためしになりぬべし、

〔榮花物語 二十八 わか水〕日くるゝまゝにぞまことにくるしげにおはします、（〇後一條后威子）このとのばらや、ほかの上達部もまゐりこみ給、こゝらの僧共のこゑをあはせたるほど、すべて物も聞えず、とのの御まへ（〇藤原道長）なやましくおぼさるれど、ごしむまゐらせ給、内（〇後一條）より女院（〇一條后彰子）よりの御つかひ、つゞきたちたり、近江の三位、宰相のめのとなどみなまゐれり、いぬのとき（〇萬壽三年十二月十日）ばかりにぞ、いとたひらかにせさせ給へる、（〇章子）いまひとつの御ことをのゝしりたり、よろづにその事どもをせさせ給、その後ありさまおとなきにておしはかられたり、（〇中略）うちにもきこしめして、おなじうはといかでかおぼしめさゞらん、されどたひらかにおはしますを、返々も聞えさせ給て、御はかしもてまゐりたり、さき〴〵は、女宮には、御はかしはもてまゐらざりけれど、三條院御時、一品宮（〇禎子）の生れさせ給へりしよりぞかくあめる、

〔中右記〕元永二年五月廿八日癸酉、天漸明之間、從中宮大夫進資光告送云、中宮（〇鳥羽后璋子）從此夜半御產之氣者、乍驚出立、日出之後、參入院（〇白河）御所三條烏丸亭、中宮同御寢殿也、右大臣右大將已下、上達部殿上人出仕之輩、濟々參集、僧侶仁和寺宮、僧正寛助、山座主仁豪、權僧正行尊以下、卅餘壇御修法、阿闍梨各引率伴侶、參集寢殿南面、此間關白殿令參給、（内大臣殿、近日有小所勞、不參給之、）供白木御帳、御屏風、御几帳、御疊、如此事皆悉供御所了、僧達御加持之聲、遠滿院中、陰陽師頻奉仕御祓、藏人侍從季成、左少將忠宗朝臣、少納言忠能、互爲内御使、頻以往反、漸及巳刻、更令落居給也、僧達或退下、人々稱以退出、殿下故退出給、予爲休息、巳剋許歸蓬戶、但以下人令窺形勢也、衆人皆爲休息各退出、未時許、人告送云、中宮只今重有御產危急氣、仍院御馬被進諸社、又丈六佛數體、於南庭被作始云々、馳車忩參之間、於途中下人走逢云、御產已成、又次人々雜色相逢云、皇子（〇崇德）降誕者、乍悅馳參院之處、關白殿又令參

相中將經房、宮の大夫など、れいはけどほき人々さへ、御木丁のかみより、ともすればのぞきつゝ、はれたるめどもを見ゆるも、よろづはぢわすれたり、いたゞきには、うちまきの雪のやうにふりかゝり、おししぼみたるきぬの、いかに見苦しかりけんと、のちにぞをかしき、御いたゞきの御ぐしおろし奉り、御いむことうけさせ奉り給ふほど、くれまどひたるこゝちに、こはいかなることと、あさましうかなしきに、たひらかにせさせ給て、のちのことまだしきほど、さばかりひろきもや南のひさし、かうらんのほどまでたちこみたる僧もぞくも、いまひとよりとよみて、ぬかをつく、○中略いまとせさせ給ふ程御ものゝけのねたみのゝしるこゑなどのむくつけさよ、げんのくら人には、しんよあざり、兵衞のくら人にはそうそといふ人、右近くら人には、ほうぢうじのりし、宮の内侍のつぼねには、ちそうあざりをあづけたれば、ものゝけにひきたふされて、いといとほしかりければ、ねんがくあざりをめしくはへてぞのゝしる、あざりのけんのうすきにあらず、御ものゝけのいみじうこはきなりけり、宰相の君おき人にゑいかうをそへたるに、夜一よのゝしりあかして、こゑもかれにたり、御ものゝけうつれとめし出たる人々は、皆うつらでさわがれけり、午のときに空はれて、あさ日さし出たるこゝちす、たひらかにおはします、うれしきのたぐひもなきに、をとこ〈○後一條〉にさへおはしましけるよろこび、いかゞはなのめならん、

〔榮花物語十一莟花〕中宮〈○三條后妍子〉もたゞにおはしまさねば出させ給、○中略長和二年七月六日の夕かたより、御けしきあるさまにおはしませば、○中略いぬのときばかりに、いとたひらかにみこ〈○禎子〉むまれ給ぬ、○中略よにめでたきことなるに、たゞみこなにかといふことさきこえ給はぬは、そんなにおはしますにやとみえたり、とのゝおまへ〈○妍子父藤原道長〉いとくちをしくおぼしめせど、○中略こよひのうちに御ゆどのあるべくのゝしりたり、うち〈○三條〉にはけざやかにそうせさせ給はねど、おのづからきこしめしつ、御はかしいつしかともてまゐれり、れいは女におはしますには御はかし

たのみうらみ、みこゝろみなかれわたりにたる、いといみじうきこゆ、北の御ざうしと御丁とのはざま、いとせばきほどに、四十よ人ぞ、後にかぞふればゐたりける、いさゝかみじろぎもせられず、けあがりて物ぞおぼえぬや、いまさとよりまゐる人々は、中々ゐこめられず、ものすそ、きぬの袖、ゆくらんかたもしらず、さるべきおとななどは、忍びてなきまどふ、十一日のあかつきに、北の御ざうし二まはなちて、ひさしにうつらせ給ふ、みすなどもえかけあへねば、御木丁をおし重ねておはします、僧正きやうてふそうづ、ほうむそうづなどさぶらひて、加持まゐり、院源そうづ、きのふかゝせ給ひし御願書に、いみじきことゞもかきくはへて、よみあげつゞけたることの葉のあはれに、たうとくたのもしげ成事かぎりなきに、とのゝうちそへて、佛ねんじきこえ給ふほどのたのもしく、さりともとは思ひながら、いみじうかなしきに、人々なみだをえほしあへず、ゆゝしうかうなど、かたみにいひながらぞ、えせきあへざりける、人けおほくこみては、いとゞ御こゝちもくるしうおはしますらんとて、南東おもてに、いださせ給ふて、さるべきかぎり、この二まのもとにはさぶらふ、とのゝうへ、さぬきと、宰相君、くらのみやうぶ、御木丁のうちに、仁和寺のそうづの君、三井寺の内供の君もめしいれたり、とのゝよろづにのゝしらせ給ふ御こゑに、そうもけたれて、おとせぬやうなり、いま一さにゐたる人々、大納言の君、こ少將の君、宮のないし、辨のないし、中務の君、たいふの命婦、大式部のおもと、殿のせんじよ、いとゝしへたる人々のかぎりにて、心をまどはしたるけしきどもの、いとことわりなるに、また見奉りなるゝほどなけれど、たぐひなくいみじと、心ひとつにおぼゆ、またこのうしろのきはにたてたる、きちやうのとに、内侍のかみの中務のめのと、姫君の少納言のめのと、いと姫君のこしきぶのめのとなど、おしいりきて、みちやうふたつがうしろのほそみちを、え人もとほらず、行ちがひみじろく人々は、そのかほなども見わかれず、との、公達、宰相の中將(これたか)四位の少將(まさみち)などをば、さらにもいはず、左宰

矣、

〔紫式部日記〕秋〇寛弘五年のけはひのたつまゝに、土御門殿の有さま、いはんかたなくをかし、〇中略おまへ〇一條后彰子にも、ちかうさぶらふ人々、はかなき物がたりするをきこしめしつゝ、なやましうおはしますべかめるを、さりげなくもてかくさせ給へり、〇中略後夜のかねうちおどろかし、五だんの御ずほう、時はじめつ、われも〳〵と、うちあげたる伴そうのこゑ〳〵、遠くちかくきゝ、わたされたるほど、おどろ〳〵しくたふとし、觀音院の僧正、ひんがしのだいより、廿人の伴僧をひきゐて、御かぢまゐり給ふあしおと、わたどのゝはしの、どゞろ〳〵とふみならさるゝさへぞ、ことことの氣はひにはにぬ、法住寺の座主は、うまばのおとゞ、へんちじの僧都は、ふどのなどに、うちつれたる淨衣すがたまで、ゆゑ〳〵しきからはしどもをわたりつゝ、木のまをわけてかへりいるほども、はるかに見やらるゝこゝちしてあはれなり、〇中略十日〇九月の、まだほの〳〵とするに、御しつらひかはる、白き御丁にうつらせ給ふ、殿〇彰子父藤原道長よりはじめ奉りて、きんだち四位五位どもたちさわぎて、御丁のかたびらかけ、御ましどももてちがふほど、いとさわがし、日ひとひ、いと心もとなげにおきふし暮させ給ひつ、御ものゝけども、かりうつし、かぎりなくさわぎのゝしる、月ごろそこらさぶらひつる、どのゝうちのそうをば、さらにもいはず、山々寺々を尋て、げんざといふかぎりは、のこりなくまゐりつどひ、三よの佛も、いかにかきゝ給ふらんと、思ひやらる、おんやうしとて、世にあるかぎりめしあつめて、やほよろづの神も、みゝふりたてぬはあらじと見えきこゆ、みずきやうのつかひたちさわぎくらし、其夜もあけぬ、御丁のひんがしおもては、うちの女房まゐりつどひてさぶらふ、にしには、御ものゝけうつりたる人々、御びやうぶひとよろひをひきつぼね〳〵くちには木丁をたてつゝ、げんざあづかり〳〵のゝしりゐたり、前にはやんごとなき僧正僧都かさなりゐて、ふどうそむのいき給へるかたちをも、よびいであらはしつべう

〔成氏年中行事〕一若君姫御料樣御誕生之時、○中略鳴弦之役兩人參御前ニ、壁一重隔テ伺公、御蟇ノキコユルタビゴトニ、弦ウチヲ可仕、兩人番ニ廻テ可勤之、晝夜共ニ少モ不可有油斷、御蟇目之役、白線ノ疊ヲ申出シテ、方角ヲ承テ、若君樣御誕生之時ハ三、姫君御誕生ニハ二、弦打可仕、御蟇目之射樣又心中ニ祈念中頌文歌、矢取幷御疊持若黨兩人之樣體等之事、弓日記ニ書之間、不及重記、○中略鳴弦役、御蟇目ノ役、御荷用ノ人、典藥頭、皆以白直垂也、矢取ハ御疊持テ、射サスル若黨ハ單物也、

〔今川大雙紙〕一御産の蟇目射るには、白き大口ひたゝれにて射べし、白べりのたゝみ一疊出すべし、それにむかばきをかけて射べし、弓の庭の間七枚半にすべし、射る數は、女子には一手射べし、男子には三かいな可射、先一手射て待て、御産所より左右あるべし、扨男子ならば、かさねて一かいなは射べし、以上三かいな也、射る方は、玉女の方なり、蟇目の羽は、鶴の本白を付べし、

〔産屋之規式〕一産の引目射たる人には、さかなは給るまじきか、たゞ祿ばかり給はる也、乍去無餘儀たまはり候時は、精進のざうにを給はるべし、雜煮のこしらへやうは、昆布かち栗たるべし、是をすはる人懷中申なり、別紙有、

〔徒然草上〕御産の時、こしきおとす事は、さだまれる事にはあらず、御胞衣とゞこほる時のまじなひなり、とゞこほらせ給はねば此事なし、下ざまよりことおこりて、させる本說なし、大原の里のこしきをめすなり、

〔鹽尻八〕産屋ノ甑　千金方に胎腹中に死し、或は胞衣不下者ニ炊蔽(コシキフタ)甑閉さも云を取て、戸前○一本作陰戸に燒末して、水にてのましむれば卽時に下るといふ、我國貴人御産とゞこほらせまします時、御屋根より甑を落す事、中世以來ありしもかゝる事を傳へてせしにや、

〔日本書紀神功九〕十二月○仲哀九年辛亥、生譽田天皇○應神於筑紫、故時人號其産處曰宇瀰也、

〔扶桑略記三敏達〕壬申年正月朔日、橘豐日皇子○用明之妃、巡第中至于廐下、不覺有産、總經一十二箇月、

四

〔續修東大寺正倉院文書十四〕具注暦斷簡

天平勝寶八歳暦日　凡三百五十五日〈中略〉

日遊　其所在產婦不可居之坐、及掃舍亦忌、

〔延喜式八祝詞〕大殿祭

屋船久久遲命、〈是木靈也、〉屋船豐宇氣姬命〈是稻靈也、俗詞宇賀能美多麻、今世產屋以辟木束稻置於戸邊、乃以米散屋中之類也、〉御名〈乎波〉奉稱〈氐、〉〈下略〉

〔朝野群載二十一雜文〕產子勘文

擇申今月七日子剋產兒雜事日時

可造湯殿具日時

今月九日甲戌　時酉戌

沐浴日時

同日甲戌　時戌〈可浴午方水〉

裹胞衣日時

同十一日丙子　時申酉〈可裹丙方、巳與午之間、〉

著衣日時

同十七日壬午　時卯辰〈可著綠色衣〉

剃髮日時

二月廿一日乙酉　時午未

永久四年正月九日　陰陽師伴信

出產

れを頭にするなり、又白練の絹一幅を、二幅のたけに裁て、四隅を縫合て、綿を入て、腹にてくけて胴にする也、手足も出來るなり、○圖略

あまがつは、老女の月水見ざる女に、精進行水させて縫する也、小兒誕生あらば其日に縫べし、目鼻口などは、畫師に申付べし、繪師も精進行水して畫くべし、男子のは、口をあかざる體に畫べし、女子のは、口をあきたる體に畫べし、頭の髪は、うぶ毛のはへたる體に畫くべし、中たりの形は、畫くべからず、面體は、いかにもいとけなき體にゑがくべし、右の如く作りて、白き衣裝をぬひて著すべし、小兒の衣裝の如し、但廣袖わきあけなり、二つも三つも其時々に隨て著すべし、いつも白色也、色直しと云事もなし、右の如く調て、神主又は、陰陽師護持僧などのもとへ遣し、加持させらるべし、其加持は若子の御身にうけ給ふべき惡事災難を、此あまがつに負するやうに、加持する人に心得さすべし、あまがつを若子の御傍におくには、小く白きゑとねを敷て、其上にうつむけ、はらばひにして置なり、立ておく事なし、常にけがれたる女房衆、手をふるべからず、小兒箸立の日より、毎日あまがつにも供御をそなへ參らすべし、

一犬箱の事、犬をはりこにしたる箱なり、是も若子の御傍に置く也、一對の內、一ッは男犬、口をあかず、一ッは女犬、口をあくなり、大サは長サ一尺貳寸計なり、こしらへ樣は、張子師の知る事なり、此宮の內へは、女犬ニ入る也はなしねの緒、むすびの糸、又は、男犬ニ入なり寺社方より參らせたる守り札を入て、若子の御そばに置なり、

あまがつも、犬箱も、男子のは、十五歳の時、產土神の社へ納るなり、女子のは、よめ入の時も、老年になり給ふ迄も、身にそへて何方へ行給ふにも、御めしの輿の內に入らるゝ也、よめ入の時も、あたらしく作り替る事なし、ふるきまゝにて用るなり、

〔拾芥抄 下末 諸事吉凶日〕產婦向面吉方　正南　二西　三北　四西　五北　六東　七北　八東　九南　十東　十一南　十二

〔御産之規式〕

おし桶の圖

肩疊の圖

程なり、白練内に綿を入て、雨のさきを細く中ふくらに縫也、此ふとき所如右也、城殿にてこしらゆる也、但此方にても調不苦、臍の緒と同納置也、

一鼻の結糸の事、白か空色の糸かを、六七筋左合によりて、長一尺三寸にして置、但右合にはひねらず候、一七夜、兒の鼻ひる數をむすぶ、一七夜の後、鼻しねに其數を結て、臍の緒と同納也、鼻ひる程吉なり、臍の緒など包樣無之也、

第十四あまがつ幷犬箱

一あまがつとは、ほうこの事なり、二三歲の子、程にして、衣裝をして、子の伽におくなり、魔のみいれざる祈念の爲なり、あまがつ一つなり、

一犬箱も伽にあるべし

第十五守刀（書入云、マモリ刀ハ、ワキザシナリ、ワキザシトハ、アヒクチノ事ナリ、打刀ヲ添ル事モアリ、打刀トハ、ツバ刀ノ事ナリ、今ノ世、常ニサス長キ刀ノ事也、）

一守刀の銘は寶壽と打たるを用也、袋に入て、兒の傍に置也、天台僧加持有べし、寸尺拵樣は、式法也、銘吉寶壽なれば猶よし、女子にも守刀あるべし、（書入云、寸尺ハ六七寸バカリ、拵樣ハナシ、目貫ツバナシ、短キ下緒ヲ用、ワキザシハ、懸紐トテ、懐中ニサス物ナル間、尺短シ、）

〔御產之規式〕一かただゝみは、御產婦のよりかゝり也、左右と後と下とは、板にて作る、總體は疊の表にて包む、よりかゝる所へは、はんやにても綿にても、やはらかに入て、よりかゝれば、中へ身の入る樣に作る也、此上に大なるしとねを打かけて、御產婦をするゑ參らするなり、疊のへりは白綠なり、左に圖をあらはす、

〔御產之規式〕一あまがつの事、はふことも云、又孺形とも云、是は若子の御傍に置て、惡事災難を、此あまがつにおはするなり、若子の形代也、されば是を尊び祭るべし、あまがつの作り樣、白練の絹一幅を四方に裁て、端を丸くぬひめぐらして、綿を入て糸を引しむれば、まりの如く丸くなる、そ

入ルナ、カラト云、胡粉をぬり、雲母ニテ松竹鶴亀ヲ絵書、湯ヲ少ヅヽ入置、是モ神ニ供ズル湯也、上ノ段ニハ、桶ノ前ニ、すぐにしめをはる、又ハ桶一ヅヽにも、しめをはるなり、下の棚ニハ何も不置、此棚北向ニハ不置、一七夜ノ後ハ取也、上ノ棚、中ノ棚ノ湯ヲ、ウブ湯ニ少ヅヽむめ合て、たび〳〵兒にあびせ申すなり、

第四屛風

一屛風も、白張に雲母にて、松竹鶴亀ヲ書也、裏のかたは、亀甲を雲母にて押なり、へりは練、亀甲を絵ニ書なり、

第五片畳貞丈云、肩ノ字ヲ可書也、誤ノ事ナレバ、肩ノ字ヲシ、片ノ字イムベシ、

一產婦のよりかゝりの畳なり、二七夜は、主の心次第ニ敷也、よりかゝりよき様に、かた〳〵を高くするなり、高サ不定、へりは白布にてする也、○中略

第七燈臺

一白木ニて作り、おし桶のごとく絵を書なり、大サ不定、上ニくもでにして、下は四角の木なり、數は月數に十二なり、閏有は十三置用也、是產屋にとぼすなり、白蠟燭ヲとぼすなり

一白蠟燭トハ、常ノ蠟燭なり、但蠟燭は火ちらつき、產仁ノ驚ニ憚間、只產所には、油火よきなり、○中略

第十二產婦の衣

一產所の間、產婦の衣裝、うはぎ白練の小袖也、但ねりにあらずとも、白小袖不苦也、夜の物、一七夜過て著也、色ある物にても不苦也、書入云、本式ハ白ナリ、

第十三鼻しね并むすびの糸

一小兒一七日の間、鼻をひるを、數をもすゞ物なり、長サ二尺八寸程也、よさき七八歳の人の小指

〔産所法式〕

産棚の圖

一御うぶゆを入候おけ　一ツ
一御てうづ桶　一ツ
一まゝだらひ　二ツ
一御ゑなおけ　一ツ
一おしをけ　二ツ　繪あり○中略
一まらばりの御びやうぶ一さう、御もんは鶴のかよ白綸、
一御たゝみ白へり
一御ひきめの弓　二ちやう
一御こしかけ　一ツ
一御かたゞか　一ツ
一御まくら　一ツ
一御むしろ　一まい
一御いぬばこ

此ぶん宮内卿御局へ尋申候、大方注置也、　伊勢兵庫助

〔伊勢家秘書誕生之記〕產ノ棚幷ヲシ桶
一產所ニ產棚有、白木ニテ三重ニ棚ヲ可作、寸尺不定、胡粉ニテぬりて、雲母ニテ松竹鶴龜ヲ書也、上ノ段ニ、大ナルヒサク程ノ曲物（貞丈云、大方高サ五寸五分、径五寸、）五ツ、フタナシ、胡粉ニテぬり、雲母ニテ松竹鶴龜ヲ繪ニ書、湯ヲ少ブゝ入、三社ノ神、（貞丈云、天照、八幡、春日、）氏神、（貞丈云、氏神ノ事、氏ノ祖神ヲ云、藤氏ハ春日明神、平氏ハ桓武天皇、橘氏ハ敏達天皇、源氏ハ清和天皇、又嵯峨天皇、又村上天皇、又宇多天皇、其家ニ依也、）ウブノ神（貞丈云、其所ノ鎮守、ウブスナノ事ナリ、）ニ供之、中ノ棚ニハ、おしをけ十二閇有、年ハ十三歳也、サシ渡シ三寸、高サ三寸五分程にして、かつら〳〵（貞丈云、カヅラトハ、組ヲ高ク結ヲ付ルナリ、組ヲ結ブ、）

一かただ丶み一でう、一七夜もすぎ候て、二七夜、あるひは三七夜も、御しきなさるゝ御事にて候なり、

一ひきめだゝみ二でうあり、○中略

一とうだい十三、これもゑやうは、おしをけの如くに、十三ゑをかゝせ申候、但月の數、十二ヶ月には、十二有べし、

一らうそくも白きがよく候、但さん所の前には、火ちらつくにより、油火がよきよしなり、○中略

一御屛風のゑやう、松竹鶴龜を、きらゝにてかき申候、ゑらばりなり、裏のかみのかたも、きつかうを、きらゝにておし申候、へりはねもじ、同きつかうを、ゑにかくべきなり、

一はなしねの事、きぞのにてこしらへ申候、ゑやうは、きぞのしり候、但こなたよりもこしらへ候てかけ候哉、

一御まぼりかたなの事、刀の銘は、ほうじゆと打たるを用事にて候、ふくろに入候て、御そばに置申候、是もてんだい宗にて、御かぢあるべし、

一御とぎの犬箱あるべし

一あまがつ一ツ、ほうこの事なり、犬さ二ツ三ツの子ほどにあるべし、○中略

一御產所の御道具は、御產所の御藥進上せられ候、藥師に被下ものなり、○中略

一御はなのむすびいと、ながさ壹尺三寸ばかりなり、かずをとるものなり、○下略

〔伊勢兵庫助注記御產所御道具〕

一御あまがつ一ツ　大なるはふこの事なり○中略

一御花のいとの事　口傳

一御うぶだらひ　大小二ツ

一御おきかき　二同火筋二せん
一御炭取　二
一御灯臺　六同打敷在之
一御らうそくの臺　打敷在之
一御蚊帳　御紋鶴龜、同御竿金物白、在之、
御蚊帳は、御出生之御所樣御蚊屋也、御あつらへの御蚊屋、御還御之時分進參間、私給、此御蚊屋借めさるゝと云々、頓而私へ被返下處也、
一御宿物　一御綾
一御小おんぞ　二同御綾〇中略
一御所樣　義輝ノ時分、天文四年十一月一日戊午御產所總奉行、任先例二階堂中務大輔有泰奉仰出、則御調申入云々、〇中略
　一色々ちうもん
一御かちやう　一御さは　一御かな物四　一御びやうぶ二さう、大小、　一御むしろ二まい、へりしろあや、　一御よりかゝり一　一御こしかけ一　一御まくら一　一御おしおけ十二　一御きちやう一　一御ひき物一　一御すみとり二　一御ひばち二、だいあり、　一御ひばし三せん　一御ふせご一　一たゝみ十六でう、御ざ三でう、御ひきめたいみあり、　一たうだい八此内らうそくのだい二だいあり
　以上
　寬正四年八月十九日
〔產所之記〕一產所にまかるゝたゝみのへりの事、まろきへりなり、たゝみの數、月のかずまき候、十二月の時は、十二でう、閏月有時は十三でうにて候、

儲、其物等不敷之、散米土器等、押桶各六口、並置北庇、

近習女房等、著白裝束、祗候御傍云々、御產御座女房敷敷物、(練絹兩面、長八尺、弘五幅、布、同以布敷御座上、布上敷絹也、)移御座之時、著青色御衣、可令用吉方色給之由、定成兼申行也、又著御白御裳云々、

〔後水尾院宸記〕御うぶや以下の次第　覺

一御たんじやうの御だうぐ

御よりかゝり　こしかけ一つ　御あつたゝみ二でう　御かたたか一でう　御たゝみ十二でう、いづれもしろべり、御びやうぶ、松竹つるかめしろゑ、ふかべりなし、御おしおけ一ついしろゑ　御きくとうだいしろゑ　御ゑなおけ木ぢ一つ　御あまがつ一つ　御ゆどのゝ御どうぐ、いづれもまげ物、

〔御產所日記〕御產所之御具足色々給注文

一御びやうぶ　二さう大小、白御畫鶴龜、

一御きちやう、同だい共、　御あや御裝束あり

一御ひき物二　御綾

一御疊　十五でう同　御座三でう、御引目疊二でう、

一御筵　一枚絹べり

一御枕　二綾つゝみ

一御寄掛　一

一御腰掛　一

一御押桶　十二、皆白水入、

一御火鉢　二同臺あり

其上立柱（但有方付、但此間殿暗、燈不見得、自今以後、可用燭札也、南北隨柱各二本、有臨台、此無燭不懸燈角、然而知常打、未知可否、）
其上組天井（於下打之練也、內匠寮還參之間、不打天井平金物、所謂略儀之義也、）
四面懸帷（東南四帖之、五幅四帖、西北四幅四帖、帽額一幅也、）
抑四月御產之時用冬帷、十月御產之時用夏帷之由、美福門院（鳥羽后）御產之時有沙汰、此事爲
故實之由、故贈左大臣被注置、仍付彼說、今度被申行之、去月爲御當月之故也、但長曆二年三月
廿七日、被獻御調度、四月廿一日御產、件度被用夏帷之由、見行親記、一門記、最可指南之上、孟夏
初多用、非其季之帷事、先例不詳、只被注故實、尤可謂知事也、
一其內供中敷御疊、
一其上供表筵、
件中敷幷表筵等、雜役之間無便、仍懸御帳帷了、以後令敷之也、
一御帳內東南西、立四尺御几帳各一本、母屋四面、懸白壁代、
侍等立高足懸之、北方依爲帳臺上、爰寄上懸之、早速爲令懸給也、抑本無壁代耳、今仍爰日長押
鴟穴、是忌打釘云々、
一御所南戶內、立白御几帳、（不副立母屋附御簾、供御所在塗戶內也、）
一御產御座、自北方供之、
基親朝臣日遊所在於陰陽師、母屋無障、仍母屋戶內供御座、開反支於典藥頭定成、今日不相當、又
可令向乙方給之由申云々、先例母屋簾中敷御座五枚、其東北兩方（西時鋪也、爲東時之時、可立西北兩方、）之立白五
尺御屏風、御座上又立白三尺御几帳也、然而御所便不相叶、只隨宜自北供之、
一敷御座之時、典藥頭和氣定成參入讀呪云々、
當土用幷反支時、先並敷牛皮二枚、其上敷灰、其上敷綿、其上敷御座也、而今日不當反支、仍雖相

永享八年(丙辰)正月二日、若君御誕生、御袋左京大夫殿、御產所赤松伊與、(○中略)

嘉吉元年十月廿五日、御姬君御誕生、御袋大方殿様、御產所籾井、

此外御姬君御產有ツル、不及注申者也、

〔中右記〕元永二年四月十九日甲午、今朝巳刻、從內御產御調度被奉中宮(○鳥羽后璋子)也、白木御帳一基、(有帷、元白臺井師子形、)御屛風十二帖、(五尺四帖、八尺八帖、)白御几帳十六本、(四尺十二本、三尺四本、)御疊十五帖、(此中御帳料三帖、前敷二帖、已上白綾へり、)上筵一枚、(有綠へり、)日者於行事所調出也、行事藏人大膳亮高階盛行、出納紀能忠、相共令持御調度參入、中宮御所三條烏丸西中門方(東爲院御所)先於西對代廊南庇、上達部依召參仕、藤大納言、(經)右衞門督、(顯通、一人東帶、)治部卿、(能)別當、(忠)權大夫、(通)新宰相中將、(信、已上直衣、)先敷勅使座、(高麗一枚上茵)宮司運並御調度、(一兩許、皆悉不置、)召藏人給祿、(女裝束、藤大納言取之給、)又於中門邊給祿於出納以下、(出納大褂一領、小舍人則行八丈絹一疋、召小舍人二人六丈絹一疋、仕人二人白布各一段、衞士四人手作布各一段、)事了人々退出、又官廳進押桶等云々、予依無召不參、後尋聞書也、自有僻事歟、

〔山槐記〕治承二年十一月十二日辛未、寅刻自中宮(○高倉后平德子)召使走來、告御產氣候之由、則馳參、(○中略)卯刻、陰陽頭賀茂在憲朝臣參入、候南階以東簀子座、令大進基親問可奉仕白御裝束之吉時、申云、卯時吉、仍卽令侍等奉仕之、

其儀

兼撤尋常御座大床子

先例押尋常御帳於東間、(西禮御所儀也、東晴御所之時、可押西間也、)而此殿母屋間狹、御帳寸法不叶、仍日來只供平敷御座也、又雖可押件御座許、狹有物付等、依可候其所、兼皆所撤也、

立白木御帳於母屋西第一間、(依間狹、御帳雖皆先例、兼有沙汰、被縮作也、)

先例御座二枚(京筵綾緣、生絹裏、南北妻相並敷之、以南爲御枕、)

其上四角並土居

〔玉海〕承安三年八月十四日甲戌、可渡産所之日次、問遣在憲朝臣之處、申云、十五日之外無日次、來廿二日入九月節也云々、重遣問、十六七日廿一日如何、申云、十七日定日吉、十六廿一日優日也云々、其所未定、先年所用之樋口大宮爲吉所、仍雖借、定能朝臣未申左右、　十五日乙亥、實嚴闍梨來、議其言事等、産所ニハ、七星如意輪、殊可祈供、是秘法也、他人不知云々、　十七日丁丑、今日依日次宜、女房相共渡六條坊門大宮第、件家定能朝臣領也、先年借用爲産所、依爲吉所、今又所借請也、九條第、女院渡御之故也、　九月一日辛卯、施藥院使憲基參入、産所押借地法、東西南北十歩之中不可憚云々、但自當時寢所家方可忌之、近東大將家相王等也、但此家非本所、爲旅所、仍不滿四十五日、若十五日者、非此限、又太白方用心可違之、又隨日遊所在、可定母屋庇、

〔吾妻鏡十二〕建久三年七月十八日戊子、御臺所〇源頼朝室政子渡御于名越御館、號濱御所、被點御産所也云云、

〔吾妻鏡三十三〕曆仁二年〇延應元年十一月廿日乙酉、巳刻二棟御方〇大宮殿、藤原頼經室、有御産氣、自大倉移于施藥院使良基朝臣藥師堂之宅給、可爲御産所云云、

〔御産所日記〕普廣院殿様〇足利義教御時之事

若君〇足利義勝御誕生、永享六年甲寅二月九日寅刻、

御産所、波多野因幡入道元尚宿所、鷹司西洞院、〇中略

一於御産所御宿初之事者、九ケ月ニテアルベキナリ、聊モ八月ニテモ十月ニテモ、御宿初ハ御沙汰アルマジキ也、御産所ノ御具足共、藥具出來アルベシ、或御湯殿、或御産アルベキ御座所、或御疊、御屏風、御押桶、御机帳以下、御産所ノ御具足、皆々調出來、アタトヽノヘラレテ、御宿初アルベシ、御宿初アリテ後ハ、御産所ニ聊モ作事アルマジキ事也、竹釘ノ一モウツベカラズ、如是記録ハ、遠來行間右筆ノ方ニアルベシ、自然心得ノタメ注置者也、〇中略

永享七年乙卯七月十二日、若君御誕生、御袋御北向殿、御産所結城、

〔日本紀略 十四後一條〕長元元年九月廿七日戊午、今日中宮〇威子出御權中納言兼隆卿大炊御門東洞院第、依可有御產也、

〔扶桑略記 三十白河〕延久六年〇承保元年十月十六日庚辰、中宮〇賢子出禁中、行啓木工權頭藤原定綱宅、依懷孕七箇月也、

〔中右記〕天治元年三月十四日辛卯、今夕中宮〇鳥羽后璋子可渡御三條烏丸亭也、是依御產事、可出御之上、明後日夏節分々先也、

〔中右記〕大治四年七月九日乙酉、女院〇鳥羽后璋子今夕渡御家保朝臣三條京極新宅云々、是御產所依御卜吉也、新院(鳥羽)奉具、渡御之後、新院則還御云々、人々布衣、

〔顯廣王記〕治承二年七月廿九日、中宮〇高倉后德子退出禁、〇禁下恐有脫字而啓六波羅、諸衞公卿供奉、雲客併參供奉、來十月可有御產之故也、入道相國〇后父平清盛兼被作彼亭、

〔百練抄 十五後嵯峨〕寬元元年四月八日甲寅、入夜中宮〇姞子御退出、今出川殿令相當八ヶ月給也、

〔百練抄 十六後深草〕寶治元年七月廿四日乙亥、中宮〇後嵯峨后姞子行啓今出川亭、太政大臣亭、依可爲御產所也、

〔後愚昧記〕永和三年四月四日、內裏上臈、爲產所留始、今夜來臨、被宿止、明日可歸參也、五月ヨリ雖可居住此屋、依〇依依恐有誤說之憚、今日所宿始也、日次事、親宣朝臣所相計也、

〔小右記〕永觀三年〇寬和元年四月廿八日壬寅、早朝罷出、寅時降誕女子、不違產間雖馳向、產已遂了、於右近衞少將信輔宅冷泉院少道北、帶刀町東宅、有此事、

〔定家朝臣記〕康平五年九月十一日乙卯、有內大臣殿〇藤原師實御產、男子、但馬守高房朝臣宅、

〔玉海〕仁安二年十一月一日乙丑、以賴輔朝臣、產之間夜々事、相尋前內府之許、〇中略今日施藥院使丹波憲基朝臣來臨、押借地之法、寢殿母屋中妻戸幔東間也、上長押南面押之也、是先例也、當月朔日必押之云々、

たびらよりはじめて、よろづいみじうさやかにめでたし、京極殿は、かたふたがれば、えおはしまさで、東三條院にいでさせ給ぬれば、内にも御心ざしいとあやにくなるまで、おぼつかなくぞ思ひ聞えさせ給に、宮には殿おはしまして、よき日して大般若觀音經、藥師經、壽命經などの御讀經、おの〳〵ふだんにせさせ給、法華經ははじめよりせさせ給へばなりけり、

〔日本紀略 三十二 一條〕長和二年正月十日壬寅、中宮(○藤原妍子)行啓東三條第、依御懷姙三月也、

〔榮花物語 十一 つぼみ花〕中宮(○三條后妍子)も、たゞにおはしまさねば、出させ給て、齊信大納言の大炊御門の家におはしまいて、月ごろにならせ給ぬれば、そこにてみこ生れ給べきにやと思ほどに、その頃つちみかど殿に、わたらせ給べければ、いへあるじざのなにわざをとおぼしいそがせ給、それも東三條院に出させ給へりしを、そこのやけにしかば、こちにわたらせ給へるなりけり、(○中略)かくてわたらせ給て、そこにて御いのりざもを、大宮(○一條后彰子)のをりのことゞもを儘せさせ給、

〔日本紀略 十三 後一條〕萬壽三年九月二日乙巳、中宮(○威子)行啓右衞門督兼隆大炊御門第、依可有御產也、

〔左經記〕萬壽三年六月十七日辛卯、午後依召參御堂、頃之關白殿(○藤原賴通)內府、民部卿、宮權大夫等參候、被定宮(○後一條后威子)可御出所、有御卜、(主計頭吉平奉仕御卜、)一所(左衞門督家、東洞院東、大炊御門南角なる所、陰陽之吉、)二所(中納言家、二條南、東洞院西、四角なる所、陰陽之不快者、)則召左衞門督兼、被仰可供奉之由、次大略被問御出日、吉平申云、九月二日可宜、此外不見吉日者、迅可奉諷文之由有仰、

〔左經記〕長元元年九月廿日辛亥、宮(○後一條后威子)以來廿七日、行啓左衞門督家、仍始從今日、令覺律師參於彼家、被修不動調伏法、(伴僧六口)從關白殿(○藤原賴通)被渡分物等、限至于御產期、廿二日癸丑、廿七日行啓以前、於左衞門督家、可行土公御祭幷大散供之由、召仰守道朝臣、又仰可行月曜御祭之由、申云、月曜御祭廿四日可行也、土公幷大散供、廿七日行啓以前可行也者、則分給物等、兼又作護符、可打御在所之由、仰守道了、

は、〇倫子などにきこえんとの給はすれば、ものくるをしとはぢさせ給ふに、とのまゐらせ給へるをりに、いなやものはしり給はぬかと申させ給へば、みや、わりなくはづかしげにおぼしめしたり、〇中略さは、げにたゞならぬ御心ちにやとて、大輔の命婦に、しのびてめしとはせ給へば、しはすとしも月とのなかになん、れいの事はみえさせ給ひし、この月はまだ廿日にさぶらへば、今しばし心みてこそは、おまへにも聞えさせめと思ふ給へてなん、すべて物はしも、つゆきこしめさず、かうなやましげに、れいならずおはします、殿に聞えさせんとけいしつれば、いとおぞろ〳〵しうこそはおぼしさわがめ、しばしな聞えさせそ、まうとにくるしからんをりこそと、仰らるればと聞えさすれば、殿の御まへ、なにとなく御めに涙のうかせ給ふにも、御心の中には、みたけの御しるしにやと、哀れに嬉しう思さるべし、〇中略かゝる程に三月にもなりぬれば、中宮の御けしきそうせさせ給べきを、ついたちには御燈の御きよまはりなべければ、それすぐしてそうせさせ給ふべきなりけり、とのゝ御こゝち、世にしらずめでたううれしうおぼしめさるゝ事もおろかなり、いまよき日して、やま〳〵寺々に御いのりども、いみじ、さとへ出させ給べきに、四月にと、とゞめたてまつらせ給へば、その程などすぐさせ給、〇中略かくて四月ついたちに、中宮出させ給、その程の御ありさま、いへばおろかなり、京極どのゝ、いとゞゆくすゑたのもしき松の木だちも、めでたう思し御らんじ、さま〴〵の御いのりかずをつくしたり、

〔栄花物語日陰の鬘十〕中宮〇三條后妍子いかなるにか、れいならずなやましうおぼされけり、とのゝ御前〇藤原道長思しなげかせ給に、れいせさせ給事、たちぬる月この月、〇長和元年十一月さもあらですぎぬ、〇中略まことにたゞならぬ御けしきにおはします、〇中略正月〇長和二年にぞみやの御まへ出させ給べき、その日女房のなりなど、あざやかにせさせ給、さてその夜になりぬれば、ぎしきありさまなど思ひやるべし、つねの行啓せさせ給、めでたしとありつれど、かうやはみえさせ給つる、御こしのか

〔三代實錄一清和〕天皇、〇中略母太皇太后藤原氏、〇中略明子、嘉祥三年歲在庚午三月二十五日癸卯、生天皇於太政大臣父〇清和外祖藤原良房東京一條第、

〔三代實錄三十陽成〕天皇、〇中略母皇太后〇高子贈太政大臣正一位藤原朝臣長良之女也、〇中略后以選入掖庭、遂有身、去貞觀十年十二月十六日乙亥、生帝於染殿院、

〔日本紀略醍醐〕延長四年六月二日丁亥、辰刻中宮御產第十四皇子於桂芳坊、名成明、〇村上

〔榮花物語二花山〕一條の大納言〇藤原爲光の御姬君、〇花山女御忯子したて、參らせ給、〇中略か、るほどに唯ならずならせ給にけり、〇中略三。月。に。て。奏して出給はんさするに、よろづにとゞめ聞え給ひて、五。月。ば。か。り。に。て。ぞ。出。さ。せ。給。よろづ御愼みも、御里にて心安くとおぼすに、今まで出させ給はざりつるに、かく出させ給ひて、手を分ちて、よろづにせさせ給ふ、

〔榮花物語六輝く藤壺〕皇后宮、〇一條后定子けふあす出させ給なむさするを、せちになほ〳〵ときこえさせ給、二月〇長保二年に參らせ給へりしに、ついたちごろに、さとにて月の御ことありけるに、三月廿日あまりまで、さることなかりければ、あやしくいさゝいかに〳〵さ、心ぼそくおぼさるべし、〇中略三月つごもりにいでさせ給、

〔日本紀略一條〕寬弘五年四月十三日癸卯、子刻中宮〇彰子自一條院、遷御上東門第、御懷孕五月也、依爲神事之間、所出御也、

〔榮花物語八初花〕中宮〇一條后彰子も、あやしう御心ちれいにもあらずなどおはしまして、物もきこしめさずなどあれど、おどろ〳〵しうもてなしさわがせ給はねど、おぼしつゝ、みて、しはすもすぎさせ給ひにけり、正月〇寬弘五年にもおなじごとにおぼされて、いとねぶたうなどせさせ給へば、うへ〇一條おはしまして、こぞのしはすに、れいのこともなかりし、この月も廿日ばかりにもなりぬるは、こゝちもれいならずとの給はすめりとあれば、しらずたゞならぬ事なめり、おとゞ〇藤原道長や、

産前移他所

〔南方海島志〕一凡島他屋タヤト稱シテ、人家ヲ隔テ山側ナドニ地板ユカモナキ小茅舍コヤヲ造リ、毎村數ケ所有リ、婦人有月事者、又臨產ノ婦人入之、其法經水ノ婦人ハ八九日、產婦ハ五十餘日、其間絕テ家人ト往來セズ、其父母雖疾而其婦來リテ侍養スル事ヲ不得、在他屋之婦、雖病而臨死、其子不得往而省視焉、是以其婦人大率濕邪瘴氣ニ感ジ、或ハ死シ、或ハ痼疾ヲ得、少婦ハ淫行ヲ階ス、庚寅ノ巡島使、ソノ傷風敗敎ヲ痛ンデ、島民ヲ曉喩シテ曰、此事內地無之、不慈不孝莫大於此焉、且廢業導淫促壽召疾、自今以往禁止スルコト可也ト丁寧ニ示シケレバ、島人皆曰、此他ナシ、唯神明ノ祟リヲ畏レテ然リ、願クハ訓言ニ從ヒ、他屋ヲ毀チ、ソノ跡エ作物ヲ爲ントス、此誠敎化之一端也、

〔貞丈雜記 一祝儀〕一御臺所にても、御妾にても、懷姙の時、臨月近くなれば、御殿を出て、御家人の宿に移り居て產し給ふ事古例也、東鑑幷蜷川親元が、殿中日々記等に見えたり、是は古は何事も陰陽師に考へさせ、吉凶を定る事なりし故、御產の時も、將軍家の御所より、御臺所の御所、凶き方にあたりたる由陰陽師考へ申時は、吉方に當りたる御家人の宿へ移り居給ひて、御產ありて後、吉日を撰びて御所へ歸り給ふ也、其時誕生の御子も、御所へ入給ふなり、又御家人の宿ならずとも、吉方なれば別所の御館今中屋敷下屋敷ノ如シへも移り給ふなり、ケ樣の事今の世にはなし、

〔成氏年中行事〕一若君姬御料樣御誕生之時、○中略御產所へ可有御產刻有御出也、御產所ハ新造也、御產之時、可有御敷、白綠ノ御座三疊可有用意、ま故ハ御產ニ二疊、引目被射時一疊入也、是ハ尋常ノ疊可然、二疊ハ爲御座間、二重綠也、

〔產屋之規式〕一產屋に移り給ふ時は、まづ式三獻たるべし、同雜煮あるべし、產屋つくり給候へば、包丁人ゑな刀を誘こしらへ候て、誕生のときまいらせ候、ゑな刀をば竹にて作り申、又產所にしく疊は、白綠たるべし、同屛風にも繪をば不書候、みな〱白地たるべし、

〔日本紀略 淳和〕天長九年十二月甲子、皇后○正子移御后宮職東院、當誕月也、

〔日本書紀 二神代〕彥火火出見尊、(中略)及將歸去、豐玉姬謂天孫曰、妾已娠矣、當產不久、妾必以風濤急峻之日、出到海濱、請爲我作產室相待矣、(中略)後豐玉姬果如前期、將其女弟玉依姬、直冒風波、來到海邊、逮臨產時、請曰、妾產時、幸勿以看之、天孫猶不能忍、竊往覘之、豐玉姬方產化爲龍、而甚慚之曰、如有不辱我者、則使海陸相通、永無隔絕、今既辱之、將何以結親昵之情乎、乃以草裹兒、棄之海邊、閉海途而徑去矣、

〔古事記 上〕於是海神之女豐玉毘賣命、自參出白之、妾已妊身、今臨產時、此念天神之御子、不可生海原、故參出到也、爾卽於其海邊波限、以鵜羽爲葺草、造產殿、於是其產殿未葺合、不忍御腹之急、故入坐產殿、爾將方產之時、白其日子言、凡佗國人者、臨產時、以本國之形產生、故妾今以本身爲產、願勿見妾、於是思奇其言、竊伺其方產者、化八尋和邇而、匍匐委蛇、卽見驚畏而遁退、

〔古事記傳 十七〕產殿は、師の字夫夜と訓れたるに從ふべし、書紀には產屋と作れり、又此記眞臭段にも、下五百產屋とあり、字夫夜と云ぞ古き稱なりける、書紀仁德卷允恭卷などに、產殿とあるも然訓べし、(殿と作るを、夜と訓むは、いかゞとも云べけれど、此字の[illegible]となら[illegible]、ミアラカとしよめば、[illegible]千の御なたば、[illegible]なりがの仁德卷に、天皇の御[illegible]產殿[illegible]の產屋にこあれ、當時の言には、共にうぶやとこそ云つらめ、)さて兒の初めて生れたる時の、物をも事をも字夫某と云こと、古も今も多し、(今世の言に、凡て物の生れるまゝにて[illegible]りかざれることなきをも、字夫といへり、)その字は、生の字と一にて、生れたるに云稱なるべし、(字夫夜とて、今此に鵜羽を以て葺るよし云る[illegible]ふ言は、產屋のみに非ず、他の物にも[illegible]るものとも聞えざれば、鵜羽を葺るよしにはあらじか、(中略)さて此御產殿のこと、今日向國那珂郡宮浦村の海邊に、其御跡と云て、大なる窟あり、鵜戶權現と云、中に社ありて、鵜戶權現と云、此あはらいむ[illegible])

〔古語拾遺〕天祖彥火尊、娉海神之女豐玉姬命、生彥瀲尊、誕育之日、海濱立室、于時掃守連遠祖天忍人命供奉陪侍、作箒掃蟹、仍掌鋪設、遂以爲職、號曰蟹守、(今俗謂之借守者、彼詞之轉也、)

加持御身固之後、頓而左京大夫殿御局渡之、其後在御祝、三御盃、先有春拜領、次大草三郎光友被下、次松田丹後守晴秀被下、別有春朝臣御盃拜領、雖無先例、依所望被下之、御祝式三獻、御二御所參、大草調進之、其後上樣、於次間在御酒數巡、各伺候衆被下御酒、牛役者幷伺候之衆、金御大刀進上、無御對面、以五口申次披露之、

〔官中秘策十二〕若君樣御誕生一式之事

一元文二巳年五月廿一日、於西丸竹千代樣御誕生、

一御さし之役　松平肥後守妻

一緜帶之役

〔伊勢吉田御家系譜〕村信公━━━━女子道智泉院

一安永三甲午年十二月二日、御著帶幷御袖留、

一同四乙未年三月朔日御出產、御男子龜太郎樣、

〔節用集宇〕產屋ウブヤ

〔拾遺和歌集五賀〕藤氏のうぶやにまかりて〇下略

〔倭訓栞前編四宇〕うぶや　伊勢物語にみゆ、產屋の義、異名本に鵜葺屋をよめり、神代紀に鵜羽もて產屋を葺し事あるより起るともいへり、初產の時に父母の家に歸りて子を產は、婦人遇孳經に、天竺俗禮、產日歸父母國と見え、沙彌塞律に、婦有娠送歸其家、月滿生女と見えたり、

〔古事記上〕伊邪那美命言、愛我那勢命、爲如此者、汝國之人草、一日絞殺千頭、爾伊邪那岐命詔、愛我那邇妹命、汝爲然者、吾一日立千五百產屋、是以一日必千人死、一日必千五百人生也、

〔古事記上〕木花之佐久夜毘賣參出白、〇中略吾妊之子、若國神之子者、產不幸、若天神之御子者幸、卽作無戶八尋殿、入其殿內、以土塗塞、而方產時、以火著其殿而產也、

〔吾妻鏡二〕養和二年(○壽永元年)三月九日己卯、御臺所(○源賴朝妻政子)御著帶也、千葉介常胤之妻、依妹御、以孫子小太郎胤政、爲使獻御帶、武衞(○源賴朝)奉令結之給、丹後局候陪膳、

〔吾妻鏡三十三〕曆仁二年(○延應元年)八月八日乙巳、午刻二棟御方(○將軍家〔藤原賴經〕御寵、號大宮殿、大納言定能卿孫、中納言親能卿女、)御著帶也、御加持岡崎僧正(○成源)、御祓大膳權大夫維範朝臣、依爲密儀、於御所不被行云云、自去四月被行御祈等云云、

〔薩戒記〕應永卅二年十月廿七日癸巳、今日午刻女房著帶、(日時兼日陰陽頭由小路三位在方卿勘申之也、)於東面庭南間有此事、其方依先女房南面著座、予(○中山定親)跪其前、(女房左方、前字一本作右、)取生帶、(精好結也、納寶、先是以故陰陽頭重宣加持所也、)自總方指入女房左袖中、女房取之、自小袖下付身引廻後、自右袖出之、予取之如元納筥、次予又取布帶、(如白指、)入女房左袖中、女房取之帶結也云々、次予退、次有盃酌、

〔蜷川親元記〕寬正六年四月廿五日壬寅、依武庫仰、東山杉御坊(江州、親元)遣愚狀、明日樣御帶御祈女らやあ加持可有御座候、雖未定まづ〳〵爲御心得被申之旨申畢、仍則御返事有之、雖爲未定、內々被告申之、御喜悅云々、卽懸武庫御目畢、

同御帶要脚事、如例飯左太方(江)遣爲取、以公人(四郎五郎)御三百疋到來、此內貳貫貳百ハ御帶二筋、(絹)三百御平裹緋子也、以上大藏卿殿(江)渡申之、(以聞)五百文御祝爲要脚、四郎五郎ニ下行云々、御取遣之、　廿六日癸卯、積善院ヨリ、就昨日被申御帶事、武庫(江)御狀有之、御出仕之間、殿中(江)進之、御返事有之、　廿九日丙午、聖護院らやあ御帶加持、爲御使武庫御參、御供總又三、御成午刻、武庫御大刀(金)御進上、同御劍(黃長)御給、

〔御產所日記〕御所樣(義輝)ノ時分、天文四年十一月一日戊午、御產所吉方、幷御著帶日次、有春朝臣勘進之、(○中略)　十七日甲戌、午刻御著帶在、御祝、聖護院殿御參、祇帶從御臺樣御乳人請取之、聖護院殿御前持參之、於御對面所在御加持、御服ヲ申出、左京大夫殿御局渡之、御身固在之、有春朝臣參勤、御

之間、今朝帖進上、生絹晒等、昨日從督中納言給之也、絹布一所ニ取重、先五ツニ押帖、又長ヲ五ツニ押折、以中高（○檀紙）二枚包、（無折目、）以紅白結之、錫十連相添進上云々、　三年九月十六日、督中納言局著帶也、如去年、家婦疊帶可進由仰也、今朝自局帶來、生絹（一丈二尺）晒布（一丈二尺）入文匣來、則帖之、其體生絹晒共ニ五ツニ帖之、絹端有中、次又縱ニ五ツニ折、絹端有中、次以檀紙二枚包之、無折目、上下不折也、以白紅五筋結之、兩鎰也、熨斗（三切）昆布（二切）長短如常食入之、插白紅ノ結目、入文匣、不載臺、錫百枚相添、以女房村木、以書狀進入、引出物百疋給之、其後爲御祝義、自御局夫婦へ併肴、幷家婦へ三百疋相添給之、使へ百疋遣了、

〔山槐記〕永曆二年（○應保元年）七月十一日壬午、午刻姙者著帶、權少僧都明玄護心、差隼人正清定遣住房、陰陽頭賀茂在憲朝臣來、始每日解除、今度自觸之、主稅助丹波重成、獻仙沼子、籠帶內、

〔玉海〕仁安二年七月十七日壬子、今日有著帶事、在憲朝臣來有祓事、帶護身東寺長者法務禎喜、使少將定能祓、陪膳同前、役人宗隆、奉行賴輔朝臣、吉時午刻、向壬子方著之、

〔玉海〕承安三年四月八日庚午、今日法印公舜、阿闍梨實嚴、信助等來、各相逢謝遣、依先日召陰陽頭在憲朝臣來、爲問姙者著帶日次也、申云、來十五日丁丑、時午、件日爲祓可參仕之由召仰了、　十五日丁丑、此日有著帶事、（帶家中儲也、）早旦以駿河權守盛房爲使、進東寺法務禎喜許、依吉例殊遣使人許也、盛房依無障用使也、（著布衣、）卽歸來、吉時午刻也、陰陽頭在憲朝臣、（衣冠、）參候施藥院使憲基（布衣）同以參上、進御藥等、（仙沼子十五丸、此中一八別加之、）以件藥縫裹帶中、卽帶之、（向吉方辛方也、）次有祓事、（陪膳盛房、役送保行、藏人五位職事也、件人又無障也、）其儀如恒、次醫師陰陽師等退出了、

〔愚昧記〕安元三年（○治承元年）十一月七日、今曉女房白地退出、是今日著帶之故也、料絹自向殿給之、則令練張、了帖之、裹檀紙二枚、入放筥蓋、使重安遣醍醐座主乘海房、了、先々兩度彼人護身也、申斜歸來、則著之、予結之、

臣參上、次有大祓、宮主卜部兼躬修之、其後陰陽師又奉仕御祓、

〔后宮御著帶部類〕醫師經長記、寛元元年正月廿四日辛丑、依召參殿下、其次中宮（○後嵯峨后姞子）御著帶事被仰、先例ハ御著帶畢後、仙沼子ヲバ、被入御帶間、今度ハ先被入仙沼子、其後御著帶之由聞食云々、又仙沼子ハ、先例まさしく御帶中ニ被入之事モ有、又被縫付事モ有之由有仰、

〔葉黄記〕寛元五年（○寶治元年）四月八日辛卯、參院、（○後嵯峨）今日中宮（○後嵯峨后姞子）有御著帶、前相國調進御帶、以左中將爲氏朝臣、爲御使進之、頭亮顯朝朝臣、於中門廊請取之進之、（先申事由、爲氏可進歟如何、）以權大進資宣、遣圓滿院前大僧正（圓靜）房、加持之、吉時（申）御著帶、上皇（御烏帽子直衣、○後嵯峨）令奉結給、先是典藥頭長忠朝臣進仙沼子、次有御祓、（宮主陰陽師在盛）陪膳顯朝朝臣、役送（資宣）、自今日被始御修法三壇、金剛童子、（櫻井宮、用途前相國、）聖觀音、（圓滿院僧正、用途播磨國、院御方御沙汰、）藥師、（聖增僧正、用途按察入道、）各於本房行之、宮司等勤御衣使、本宮事、頭亮顯朝朝臣奉行、院御方事、高雅可奉行云々、（○又見百練抄）

〔御著帶部類記〕乾元二年正月廿三日壬子、昭訓門院（○龜山妃瑛子）御著帶日也、（待賢門院〈鳥羽后璋子〉初度御著帶、元永二年正月五日壬子、大宮院〈後嵯峨后姞子〉初度御著帶、仁治四年正月廿三日庚子、今日云月日云、支干不違二代之佳例歟、）兼日陰陽頭賀茂在秀朝臣擇申之、（今月相當六ヶ月給、於初度者、六月其例多、）判官代民部大輔長隆奉行之、（父母現存之上、元永大治顯隆顯賴等奉行、仍今度猶藤彌月□□入云々、）御帶入道相國可被調進之由、兼被仰下之、（○中略）北白川院（御法體）令調進給さ、仍御衣箱幷裹以下、自兼日用意之、於御帶者、當日可交易事云々、仍今朝召取之、以無憚之人（父母現存人）令帖之、

〔後愚昧記〕永和三年二月九日、內裏上臈（○後小松御母藤原嚴子）著帶（六ヶ月）事、內々以女房狀付勾當內侍、可申沙汰之由示遣之處、即備叡覽了、付其可奉行之旨、以勅書被仰遣二品局、十一日、勾當內侍示送云、上臈御著帶事、可爲何事例哉、可申所存、又本所可爲此宿所歟云々、返事狀示送勾當內侍云、例事何度例さも難申之、可然之樣可被相計申沙汰之、本所事、此旅所之式不思寄事也、可被點他所歟之由返答了、又日次事、內々被相尋之、可承之由、自二品被申者、相尋親宜朝臣之處、廿三日廿八日者、被勘文

也、納二折櫃一不レ用二於高坏一自二臺盤所方一獻レ之、中將局取レ之、縫付御帶左方、亦御藥幷禁物禁忌注一通(假名書之、有二立紙一、)副進之、權大夫於御前讀申之、

○按ズルニ、本草和名ニ仙沼子、(生二蜀人家一、因以名之、)一名救疾子、(帶二於身上一治レ病、故以名之、)一名預知子、(帶入二蠱毒之家一、自鳴、故以名之、○中略)和名之多都鮭ト見エタレバ、之ヲ產婦ニ帶セシムルハ、蓋シ其健康ヲ保タンガ爲ナルベシ、

〔玉海〕建久六年三月十五日庚子、此日中宮(○後鳥羽后任子)有御著帶事、承曆(○白河)以後於內裏有此事歟、元永(○鳥羽)治承(○高倉)又同也、寬弘(○一條)五ケ月有御退出、又於禁裏不記著帶事、億事現於里亭可有此儀、仍追寬弘例、去八日有御退出也、吉時申刻、加持山座主、使權大進宗房、(依無院司也)御帶可召之人皆有障、大將雖吉例、初度子爲女、仍余(○兼實)所進也、自今日有每日御祓、但今日先有神祇官御祓、每旬日可有之、中間皆陰陽師也、今日頭宜憲參上申吉時、又候御祓也、御加持畢、於晝御方帶之給也、其後有御祓也、典藥頭賴基、持參仙沼子二七枚、入御帶中畢、

〔后宮御著帶部類〕定嗣卿記、寬喜二年十一月十一日戊戌、今日中宮(○後堀河后竴子)依御懷姙、有御著帶事、(○中略當七ケ月、五ケ月、依當九月被憚之、六ケ月承曆三年以後其例多、然而被用七ケ月、近代之說歟、)件御帶、自北白川院(后母尼)被調獻之、(平絹一丈二尺、生絹之、凡一丈二尺許、六重結之、以白薄樣二重裹之、其上以紅薄樣平裹之、此御帶、被日以吉日可被結之、被用二十五日、爲殿下御沙汰被調之、御乳母事皆有職之故也、)藏人頭右中將藤原基氏朝臣、(可被調進御帶之者、無據人也、不能左右、)爲御使參上、先徘徊臺上、藏人頭亮資賴朝臣相逢啓事由、被仰之後、基氏朝臣持參之、(○中略)女房權大夫(中宮御乳母、無權○中略)取之、持參御前、開宮御覽、(○中略)次召大進忠高、爲御加持、遣御帶於二品法親王(御性仁、號小路宮、)房、次典藥頭和氣基成朝臣(衣冠、色持、實、)參進御手水間、進仙沼子二七丸、(盛…子、以二七粒、…四字…一丸盛加之、○中略)次以吉時、向吉方、著御御帶、主上(○後堀河)令事結給云云、此後被始每日御祓、

〔百練抄〕十五後嵯峨寬元元年正月廿三日庚子、中宮(○姞子)御著帶、(今年五ケ月、)關白(○二條良實)被進御帶、權大進俊實相具之、向常住院僧正坊、被加持、其後著御、主上令結給、權大夫實雄卿被問吉時、陰陽博士在盛朝

〔中右記〕天治元年正月廿日乙巳、中宮(○鳥羽后璋子)口御口事、白地出御院正親町御所、○中略御懷姙後、及五ヶ月也、先御帶、以顯盛朝臣、遣御帶於大僧正、○中略陰陽頭家榮勤仕御祓、

〔山槐記〕治承二年六月廿八日辛卯、中宮(徳子(高倉后)御年廿四、六波羅入道前太政大臣(平清盛)二女、母贈左大臣時信公女、二品時子尼、)御懷姙當五ヶ月、仍有御著帶事、初度也、○中略母儀二品被候、又獻御帶之後、右大將(○平宗盛)北方被參云々、○中略臺盤所中將局、(左中辨重方朝臣女、未嫁人云々、其裝束著物具、)取御衣筥、(其上以打褻云々、交新調進之、蒔鵝松含、有白襪物折立、○中略)大將(直衣冠)出逢客亭、取御衣筥、入內方、納御帶、(練絹一丈二尺也、幅ヲ白字折テ、又三倍ニ帖テ、以耳爲奧方、縫之、六倍也、以檀紙二枚裹之、上下押折之、細切檀紙、以片鎰結之、)授基親、基親取之、持參宮、自臺盤所方獻之、中將局持參御前、(御所褻)解平裹、開蓋、宮開檀紙御覽了返給、女房賜基親、基親持向前權僧正憲覺、(年八十四、老耄殊甚、不堪行步、件人當今御降誕之時、加持御帶、爲吉例之、白上、承居堀川院誕生給之時、陪膳參入、加持御帶、追被例被用園城寺人歟、房、河)(東光寺邊)僧正不出逢、以法橋乘智、令請取之、入持佛堂、不敢御使座、不儲盃酌、(元永寬助僧正房、敷茵被勸盃酌、)加持了返上之、以五葉松一枝、(長一尺餘折枝也、當今御時、此僧正插根引小松三本、件松被植高辻大宮殿、午時云々、今度相違彼御例、抑又元永二年正月五日子丁、寬助僧正、以根引小松三本、被插之云々、後日仁和寺宮被仰云、插松計、大御室始令插給也、著帶人不覺悟、件帶加持日、當正月子日、仍有此事、其後雖不吉、子日猶春日可插之由、故御室所被仰也、我門跡所存如此、而今度六月也、不知其謂、凡他門不可有此事歟、但亦其人心閑存說之由、雖他門插來歟、可尋申也、插御帶上結緒、引小松三本插之、)又加納童子經、(卷五色絲、以白薄樣裹之、件經今日一日之內、書寫供養、此日進文度、爲右大將沙汰、昨日被送護物、)於御衣筥、基親持參宮、候殿上、宮御晝御座、權亮惟盛朝臣、就晝御座簾下申事由、歸出取御衣筥進入簾中、女房中將局取之、置宮御前、(東)此後自宮御方、被申事由、主上(○高倉、御引直衣)渡御、(密議、女房候御共、)次女房召權亮、被問吉時幷吉方、權亮召陰陽頭賀茂在憲朝臣於殿上西方土戶邊問之、在憲朝臣、(雖可候侍所、未初參云々、)申云、間申方(寅與卯之間)午時可著御者、(無勘文、是例也、)權亮申此旨、中將局開御衣筥退、母儀二品、被御方、(二品弟、內府(平重盛)室也、)右大將北方、(二品弟、)皆出簾子外、主上令奉結御帶給、主上令座宮御左方給、(求男之人、其夫居左、求女之人、居右云々、)取御帶二倍(六尺也)爾(天、)自御小袖左方、右袖引入テ、御後方ヲ引廻テ、諸輪奈(帶)被奉結云々、(此事被奉問攝白(藤原基房)、諸輪奈之由令申給、仍今日被尋申院之處、皇太后宮之度、片輪奈結給之由令申給、二品聞此事、驚忌、今度被用諸輪奈、皇太后宮者、處姬之人也、抑雖有記、內事之恐、猶存代之義、此事輕、不可出口外、○中略)御著帶之後、典藥頭和氣定成朝臣、(衣冠、男主枕頭、定長相具參入、)持參仙沼子、(二七粒、其薄樣藥寄)

うみたる人に、帶をもらひてするもしうぎなり、帶をしそむる事、三ごんのいはひありてのち、よき方角にむかひてすべし、右の帶を、後にはとゆかへ、外の帶をし給ふべし、帶の吉日といふは、

きのえいね　きのとのうし　たつ○ひつじ　たつ亥闕字　つちのえいぬ　うま　ね　つちのとのうし　かのえさる　ぬい

ひのえいぬ　うま

右の日、帶をしそむれば、難產なし、

〔左經記〕長元元年七月廿四日丁巳、今晩密々向忠元師所、令勘宮〈后威子、一條〉御懐姙事、不及巳剋歸宅、及晩參關白殿、〈賴通〉仰云、宮御帶事、今月中可有之由、前日有相示、召問守道朝臣、可令勘申日時者、則召仰守道云々、申云、明日吉日也、明旦可奉勘文者、則申太閤〈道長〉仰云、可參啓大上〈上東門院〉者、則參南殿申事由、仰云、聞了、但御帶者、以宮候綱可令用給也、院御服也、他所又無便歟云々、則參宮以上仰旨令啓、　廿五日戊午、早旦喚宮進賴經、令守道勘御帶可令着給日時、令御覽關白殿、所啓事由者也、余〈經賴〉依爲忌日不申行也者、則令勘日時、〈巳二點御帶、午二點可令着給云々〉二持參之由、令使示送、則報聞畢、

〔后宮御著帶部類〕顯頼卿記、元永二年正月五日、今日中宮〈鳥羽后璋子〉依御懐姙事、令著御帶給、民部卿〈藤原〉朝臣、參事仰被儲之、權大進清隆相具御衣筥、向彼家、入御帶於御衣筥、持參宮御方、御覽之後爲加持、御以清隆遣僧正寛助房、〈仁和寺〉御衣筥令持使丁、藏官友兼相副之、先之主稅頭光平朝臣、依召參宮、候侍所、大亮朝臣參候宮御方殿上、然間權大進清隆歸參、〈御帶上、僧正加持、付小松三本、入御衣筥云々〉清隆持御衣筥候殿上、權亮實能朝臣取件筥持參御所、次午剋光平朝臣申云、向西方可令著御者、以權亮實能朝臣令啓、次於晝御座令著給云々、光平朝臣先例無日時勘文之旨所申也、清隆云、僧正祿疊高麗疊一枚、其上施東京錦茵、爲庭□□勸盃的、先是僧正相逢、取御衣筥入持佛堂云々、

〔中右記〕元永二年正月五日壬子、今日中宮〈鳥羽后璋子〉御懐姙之間、御帶令著給、先以舍人清隆作御帶遣寛助僧正許、□加持給、主上〈鳥羽〉令結給云々、

とりかへ〳〵せられ候、湯などあびられ候ときも、帶をせられながらあびられ候、あびはてられ候へば、又かへの帶をせられ候也、

〔伊勢家秘書誕生之記〕第一著帶

一懷姙して五ケ月に成時著帶也、又人により七ケ月めにもする、是は稀なり、帶の長さは八尺一幅白布也、貞丈云、口傳云、高位ノ人ハ白綾ヲ用、色は白を用也、端縫をすべし、子孫繁昌の人、夫婦して帶をたゝみ持參する也、たゝみやうは、兩方の端を中にて合せて、又其如く内へ兩よりたゝみ、其を二に折て、廣蓋にても、手筥の蓋にて○て下恐脱も字中を受て、夫婦して持參する也、先を婦跡を夫持て參る也、貞丈書入云、本文ノ如ク細ク疊ミテ横ニ四ツニ折也、サテ廣蓋ニノスル、帶ノハシノ方御前ノ右ナリ、又云、御一家等ニ進上ノ事アラバ、大高檀紙ニテ包ムベシ、二筋モ三筋モ進ベシ、包樣常ノ帶包ニ同ジ、臺ニツムニハ、左端ノ方、人ノ前也、臺ナドニ寸法ナシ、包ノ上ハ、白紅ノ水引ニテ結也、水引ノハシハ、人ノ右ナリ、帶肴ヲ添テ進ベシ、水引ハカタワナニ結ベシ、一スヂ進ナラバ、廣蓋ニ置ゴトク、横ニモ置ベシ、

如此持參する也、姙婦の前にては、夫は姙婦の人の右、婦は姙婦の人の左の方に坐す、持參の婦、帶を取、姙婦の右の袖より通し、後さまに廻し、左の脇の下より前に廻し、胸さきにて一結して、其上を片わなに結なり、わなは左へ、先を右へして結なり、然に伊勢左衛門申は、わなは左へする、帶のはづれは陽、中は陰なり、女は左陰、男は右陰なり、然故左へ陰をする也、亦兵庫被仰候旨、其心得は不足、常に帶をする時は、其段能候、姙婦の人は、其身計にて無之、兩人の爲の帶にて有之故、右になす事、男子の仕方、是祝の心也、帶に不限、總別產の仕方は、男子のあつかひにする物なり、

〔女重寶記大成〕三懷姙のとき帶の事

五月めより、胎内にてかたちをそなゆるものなれば、そのまへに帶をし給ふべし、○中略帶の事、生絹を八尺にして四つにたゝみ、そのをとこの、ひだりの袖より、女の右の手へわたすべし、これしうぎ也、たんじやうあつて、此きぬに盤鳥をつけて、あさぎにそめ、うぶぎにすべし、子いくたりも

候、中略御てかけのたゞもなき妊〇婦は、御所さまの大上﨟、おび參らせ候歟、

〔娶入記〕一くはひにんの時、おびめされ候事、五月になり候時なり、人によりて七月にもめし候、おびの長さ八尺一はたばり也、たゝむ事、まづりやうはうのみゝを中におりあはせて、またそのごとく兩方よりおりあはせて、さて中よりおりて、ひろぶたにても、てばこのふたにてもうけて、をとこをんなふたりしてもちて參るなり、めされ候にうばう、〇その人にむかひあひて、みぎのめそでよりおびを通し、うしろざまにまはし、ひだりのわきの下よりまへにまはして、こゝろさきのもとに、かたくちむすびにして、そのゝち御いはひの御酒三獻參る、子あまたもち候にうばうに、おびをもたゝませ候、

〔成氏年中行事〕一若君姫御料樣御誕生之時、御座所之次第之事、上代ハ可被動御座所、人之宿所へ、公方樣同御袋樣大御所樣、又ハ上﨟中﨟下﨟、次ニハ手長小雜士等ニ至マデ、御著帶之御祝在之、式三獻、公方樣御劍一腰、白御馬、御小袖五重、上﨟樣へ三重、中﨟へ一重、其以下絹染物風情也、御酒數十獻之間、御劍幷種々御引出物等參、近代ハ爲人之煩由被仰、御著帶之御祝、於殿中有之、

〔產所法式〕懷胎之事

一懷胎の事、四ヶ月に帶仕初なり、帶には絹を被用候、二ひろ程にて候、吉日を以てせられ候、帶をば、おちなどのかいしやくあるべし、

一帶のたゝみ樣の事、樣體有べし、絹はそくよりてする事なし、たゝみ候なり、

一帶を著候ての祝は、本々は式三獻にて候、又常には先三盃に被向候て、其後ぞうに以下、三こんにて祝あるべし、祝過て帶をさかれ候てよく口畫候、帶をせらるゝも吉方へ被向候、又さかるゝも吉方へ向てとかれ候也、

一六ヶ月めに、又本々の帶をせられ候、是より誕生までせらるゝなり、又帶をば二筋こしらへて、

著帶

〔金葉和歌集九雜〕たゞならぬ人の、もて隱して有けるに、子をうみてけるが、もとよりうみたる梅をおこせたりければよめる、　讀人しらず

葉がくれにつはると見えしほどもなくこはうみ梅になりにけるかな

〔産論一〕孕育

始孕三旬、則病阻、蓋以後經不能行而及期病也、或頭微痛、或心中憒焉、或懈惰不欲執作、至四十五日若五十日、益熾、其大凡、其人脈數、惡寒發熱頭痛口渴、嘔吐咳逆、上氣不食、腹痛下利、耳鳴煩悶、或欲啖鹹酸果實、多臥少起、〇下略

〔運歩色葉集〕著帶(タイ)

〔書言字考節用集二時候〕著帶(チヤクタイ)妊婦到五月在此式、本朝流例也、

〔倭訓栞前編三十五由〕ゆはたおび　いはたおびとも見ゆ、懷姙五月に帶するをいへり、齋肌(ユハダ)の義なるべし、

〔貞丈雜記一祝儀〕姙婦の腹帶をゆはだ帶といふ、結肌帶(ユフハダオビ)といふ事を略して、ゆはだ帶といふ也、

〔拾芥抄下末諸事吉凶日〕懷姙著帶吉日

甲子忌春　丙子　戊子　庚子忌秋　壬子　戊戌　丙戌　辛酉　己酉　己寅　辛寅　但相當月殺副月使日不用之、更不可向塞方、

〇按ズルニ、己寅、辛寅、恐ラクハ誤字アラン、姑ク存シテ後考ヲ俟ツ、

〔籠中舊記〕御産所の事

一上さまの大上臈をはじめ、御女房しゆ、御みやづかへ候、御おびの御いはひには、つねの御所にて、三の御さかづき參り候、御所樣、御おびぢきに參らせ候、伊勢兵庫に御大刀たび候、ひやうごにぢきに御大刀たび候へば、又直に進上候、二親もちほん〇ほん二字恐誤候人に御やくをさせ參らせられ

〈皇女〉童女君者、本是采女、天皇與(アハセテ)一夜而娠、遂生女子、

〔新撰字鏡〈肉〉〕䐈〈尤杯反、孕胎兒也、豆波利乃登支、〉

〔倭名類聚抄〈病三〉〕择食　辨食立成云、择食〈和名豆波利、又鴨氏波四、〉

〔類聚名義抄〈八食〉〕择食〈ツハリ〉

〔運歩色葉集〈津〉〕择食

〔箋注倭名類聚抄〈病二〉〕择食　按千金方求子部、白薇圓方後云、三月正择食時、可食牛肝及心、至四月五月不須、病源候論、妊娠惡阻病候云、惡阻病者、心中憒悶、頭眩、四支煩疼、懈惰不欲執作、惡聞食氣、欲噉鹹酸果實、多睡少起、世云惡食、又云、惡字是也、乃至三四月日以上、大劇者、不能自勝擧也、亦即是醫心方所謂、按豆波利、見榮華物語花山卷、及落窪物語、新撰字鏡、䐈謂豆波利乃登支、又徒然草、謂草木含芽爲豆波留、今萬葉集歌、萬曆賢、豆波留登見衣之、稚毛無久、早字美佛賢、或賢氣留、含芽謂择食、鷄謂生產也、散木集、豆波利世之、二兒乃山乃、作麻、世賢字美遇天、猶奴佑岐俄、二子謂卵、作謂择食、卵謂生產也、或曰、豆波留、蓋衝張之義、萬安方引大全良方云、惡阻病、俗呼選飯、唯思酸辛之味也、

〔おちくぼ物語〈三〉〕宮仕心うかりけることは、いつしかとつ。は。り。給。へ。ば。、いかで子うませんと思ふ、少將の子はいでこで、このしれもの、ひろごる事との給ふを、四の君ことわりにて、いかで死なんとおもふ、

〔榮花物語〈花山〉〕五月ばかりにてぞ出させ給、〈略〉○〈花山女御忯子、中略、〉かく出させ給ひて、手を分ちて、よろづにせさせ給ふ、初は御。つ。は。り。さ。て。、ものもきこしめさゞりけるに、月ごろすぐれざ、同じやうにつゆものきこしめさで、いみじうやせほそらせ給ふ、〈略〉○〈中略〉橘一つもきこしめしては、御身にもとゞめず、凄ましう衰に心ぼそげにのみ見えさせ給へば、〈略〉○〈下略〉

懷妊

〔伊呂波字類抄古人事〕產コウム

〔古事記仁德下〕天皇爲將豐樂而幸行日女島之時、於其島雁生卵、爾召建內宿禰命、以歌問雁生卵之狀、其歌曰、多麻岐波流宇知能阿曾、那許曾波余能那賀比登、蘇良美都夜麻登能久邇爾、加理古牟登岐久夜、於是建內宿禰、〇中略歌曰、那賀美古夜、都毘邇斯良牟登、加理波古牟良斯、

〔古事記傳三十七〕加理古牟登ハ、雁子產(カリコウム)となり、(宇牟の宇を略きて牟と云なり、凡て阿伊宇淤の音は、省く例常に多し、)

〔後拾遺和歌集賀七〕少將敦敏、子うませて侍ける七夜によめる、〇歌略

〔拾遺和歌集物名七〕ねずみの琴のはらに子をうみたるを　すけみ
としをへてきみをのみこそねすみつれことはらにやはこをばうむべき

〔倭名類聚抄人倫二〕孕婦　養性志云、孕婦(和名字不女)食酢面無血色、食梨子腹閉塞、血結不行、

〔倭訓栞前編四〕うぶめ　倭名抄に孕婦をよめり、うぶは產の義也、

〔類聚名義抄人一〕任(音シム)ハラム　娠(音申)ハラム　〔同女二〕孕婦ハラメ　產婦ワブメ　〔同肉二〕肧(普才反)ハラム　ツハリ　胎ハラム　ハラゴモリ　〔同心六〕懷ハラム

〔倭訓栞前編波二十四〕はらむ　妊娠をいふ、日本紀に姙身、所懷、所娠、有身、有賑などをよめり、腹產の義也、

〔古事記上〕木花之佐久夜毘賣、參出白、妾妊身(ハラメリ)、今臨產時(コウマムトキ)、是天神之御子、私不可產(ウミマツル)、故請、爾詔、佐久夜毘賣、一宿哉妊(ハラム)、是非我子、必國神之子爾、〇下略

〔釋日本紀五述義〕山城國風土記曰、賀茂建角身命、娶丹波國神野神伊賀古夜日賣、生子名曰玉依日子、次曰玉依日賣、玉依日賣於石川瀨見小川之邊、爲遊時、丹塗矢自川上流下、乃取插置床邊、遂感孕生男子、

〔日本書紀雄略十四〕元年三月、是月立三妃、〇中略次有春日和珥臣深目女、曰童女君、生春日大娘皇女、(更名高橋)

飾等、產後始テ平常ニ復スルヲ云フ、蓋シ產前ヨリ是マデ專ラ白色ヲ用キシナリ、而シテ着衣色直ノ名目ハ、並ニ室町幕府時代ヨリ起レリ、此他胞衣納、垂髮等ノ儀アリ、胞衣納ハ胞衣ヲ土中ニ埋藏スルナリ、中古之ヲ家屋ノ天井ニ置キシコトアリ、蓋シ方忌ヲ避ケシナラン、垂髮ハ、生兒ノ胎髮ヲ剃ルヲ云フ、是ヲ垂髮ト云フハ、亦之ヲ諱ミタナリ、

凡ソ出產當夜ヲ初夜ト云ヒ、以下三夜、五夜、七夜、九夜等ノ祝宴アリ、是ヲ產養(ウブヤシナヒ)ト云フ、公卿以下參集シテ、和歌管絃等ノ御遊アリ、

產後五十日、又祝宴アリ、此日餅ヲ市中ニ沽ヒ、之ニ餅粉及ビ鰹魚ヲ和シテ、父帝若クハ外祖父、箸ヒヲ把リテ生兒ニ哺ス、百日又之ニ同ジ、

新誕皇子、初テ內裏等ニ參リ給フヲ御行始ト云フ、大略產後五十日以前ニ此事アリ、〔[illegible]〕十日ニ、宮參(ミヤマヰリ)ト稱シテ、生兒ヲシテ產土ノ神社ニ詣セシムル事アリ、是レ御行始ノ遺風ナルベシ、又始テ魚味ヲ供ズルヲ眞菜始(マナハジメ)、若クハ魚味始ト云フ、二十ケ月以內、或ハ五六ケ月ニシテ之ヲ行フ、サレドモ、其齡三四歲ニ至リテ行フ事モアリ、以上皇室御產儀ノ一斑ナリ、

攝關以下、鎌倉幕府以來ノ武家ノ出產儀ノ如キモ、貴賤ノ等ニ由リテ豐殺ノ差ハアレドモ、其大體ニ至リテハ大差ナシ、

〔伊呂波字類抄〔太疊字〕〕誕生

〔書言字考節用集〔九言辭〕〕出生(シユツシヤウ)又云、出產、

〔古事記〔上〕〕伊邪那岐命〔中略〕問其妹伊邪那美命曰、〔中略〕爲生成國土、生奈何、〔訓生云宇牟、下效此、〕

〔倭訓栞〔前編四〕〕うむ　子をうむは生產なり、まみむめもにて用けり、〔中略〕古事記に生々をうみうみてことよめり、

〔類聚名義抄〔五〕〕產コウム　ウマル

禮式部五

誕生祝上

誕生ハ、子ニ就キテハウマルト云ヒ、母ニ就キテハウムト云ヒ、父ニ就キテハウマストト云フ、而シテ産ト云フハ母ニ就キテ言ヘルモノニテ、誕生ト云フハ多ク子ニ就キテ言ヘルナリ、古俗妊婦アレバ、必ズ先ヅ別ニ産屋(ウブヤ)ヲ造リテ出産ノ所トス、後世産前他所ニ移ルモノ、蓋シ是ガ遺風ナルベシ、中古ニ至リテ其式漸ク備ハル、今先ヅ皇室ニ於ル御産ニ就キテ、此ニ其梗概ヲ略陳スベシ、

按ズルニ後宮ノ例、凡妊者ハ、懷孕三四月、奏シテ其里亭ニ退出ス、尋デ著帶ノ儀アリ、帶ハ妊者ノ親族之ヲ調進ス、先ヅ僧ヲ請ジテ、之ガ加持ヲ行ハシム、若シ退出以前、此式ヲ行ハル丶時ハ、至尊親ラ其帶ヲ結バシメ給フ、

既ニ産期ニ臨ミテハ、陰陽師若クハ僧侶ヲ召テ、祓除祈禱等ノ事ヲ行ハシメ、或ハ屋上ヨリ甑ヲ轉バス等ノ儀アリ、出産後、近衞將ヲシテ御劒ヲ新誕ノ皇子ニ賜フ、而シテ皇女ニモ此賜アルコトハ三條天皇ノ皇女禎子内親王ヨリ始ルト云フ、次ニ湯殿始ノ儀アリ、五位六位ノ人各十人、鳴弦ヲ爲シ、儒臣ハ經史ヲ讀ム、次ニ臍緒ヲ續グ、續グトハ裁ルヲ云フ、倒語ヲ用キルモノハ之ヲ諱ミテナリ、次ニ乳付ノ事アリ、乳付ハ哺乳ヲ云フ、次ニ著衣始、色直等ノ儀アリ、著衣始ハ、生兒始テ新衣ヲ著スルヲ云フ、產衣(ウブキ)是ナリ、色直ハ、產婦ノ衣服及ビ產室ノ裝

古事類苑

禮式部五

誕生祝上

〔源平盛衰記二十二〕衣笠合戰事

義澄義盛、小坪軍ニ打勝テ三浦ニ歸リ、軍ノ次第コマ〴〵ト語リケレバ、〇中略大介〇義明云ケルハ、敵ハ一定明日寄スベシ、佐殿〇源頼朝ヨモ討レ給ハジ、急ギ衣笠ニ引籠リテ軍セヨ、〇中略敵寄スルナラバ暇アルマジ、先靜ナル時、ヨク〳〵兵粮ツカフベシトテ、酒肴椀飯舁居テ是ヲ勸ム、

〔事蹟合考一〕御三家の事

賴房卿〇水戸徳川は、專ら將軍の御名代として、御軍用を始、四海の城地、異國の征法等相知るべしと有り、〇中略依之光圀中納言の御代迄は、毎年三月十三日より八月十二日まで、公義扈從人の組頭以上、總御旗本の列たる人、毎日非番次第五人三人を限らず拾人百人たり共、其日限の中、一度彼書院に參上いたし、壹汁三菜の料理申請たり、此時御亭主人出られ、壹人ヅヽ其名を呼び懸、何某よく喰やれと挨拶せられしなり、〇中略水戸家將軍の御名代として、公儀は人數扱かはるゝ時、それかれと御旗本の列たる者の面てを見知らせられん爲に、右のごとく椀飯行はれし也、

〔浚明院殿御實紀附錄一〕日光山へまうでさせ玉ひし時には、享保の例により、瀧尾權現のあたり、山水のさまを御覽せられんと內々御こゝろにたのしみおはしけるに、この山の古き俗に、椀飯をすゝむることあり、山法師、天狗とかいふものゝ樣に打扮して、權現の使者なりと名のり、人に食物をすゝめて、くらはじといへば、ふとき繩、黑木の棒など持出て、强てくらへと爭ひ責ることとぞ、これを御覽せさせ奉らんとて、そのこと行はれしが、山法師等がきほひのゝしる樣、いと見にくゝものさはがしかりければ、やがて御休所へかへりいらせたまへり、

一修理并替物用途事
一椀飯役事
右三ヶ條、充課百姓事停止之、以地頭得分可致沙汰焉、
一百姓臨時役事
一修理替物事
一椀飯役事
不可充課百姓、以地頭得分可致沙汰之由、可被下知在京人并西國守護人地頭等、有違犯輩者可注申之狀、依仰執達如件、

弘安元年二月卅日　　武藏守 判
相模守 判

(上杉古文書)明春御垸飯要脚事、任先例可被致其沙汰之由所被仰下也、仍執達如件、

永正七年十月廿八日　　美濃守 花押
對馬守 花押

上杉兵庫頭殿

(上杉古文書)長授院

每年相定國役注文

五貫文　采女養料
拾貫文　御垸飯料○中略

永正七年十一月十日　　神餘越前守
昌綱 花押

長授院

雜載

物語に、梅花いと譏くさき、鶯いと花やかに、世中今めかしく、所々節供參り云々、節供といふべきを、今節句と書て、又五節句などいひて、氣節の句きりのやうに思へるは非なり、

〔塵塚談下〕正月椀飯饗應の事、古へは正月に限らず、吉事には椀飯と稱し饗應する事、東鏡に見えたる由、我等二十歳比迄は、板橋巣鴨村邊の百姓、相應に暮すは、毎年正月椀飯といふて、親族并近邊の者を招請し饗應せし也、右の田舍にても、近歳は一統に無之よし聞及ぶ、當時我等しれる所には、兩町奉行にて、正月四五日比に、組與力同心に、椀飯と號し饗應あり、外には一切聞及ばず、町人なれど、後藤本阿彌茶屋三谷等の、むかしの規矩を亂さゞる家には、椀飯あらむと思ふ、緣なくていまだ尋ず、

〔昔々物語〕一昔は大身小身衆は申に及ばず、下々輕き者一人も召仕程の者は、町人までも、正月椀飯振舞とて、親類緣者子共迄不ㇾ洩呼集め、それ〴〵に酒食、分限相應に結構にして、目出度とことぶきうたひのゝしりて、酒盛し快よく遊ぶ、これ遊ぶばかりにあらず、一年中遠々敷打過たる親類ども、此椀飯振舞、年始の第一の祝義なれば、一家親類むつび集り、不通不和にて打過し親類共、親方へわびこと抔に、此寄合にてしたしみ和合する爲也、また誰が子息ははや歳たけらるゝ間、今年緣へん等のさた可ㇾ然、また誰が息女こそ當年中、緣組いかゞ候哉、或は其家ふるびたる人には當年御普請可ㇾ然などゝ、年中の大事も談合初として、機嫌よきちそうになり、是故疎き親類、正月の椀飯振舞より、またしたしく成行事あり、

〔吾妻鏡五十〕文應二年〇弘長元年二月廿日壬子、修理替物用途、并垸飯役事、充ㇾ課百姓ㇾ事、永停ㇾ止之、以ㇾ地頭得分、可ㇾ致ㇾ沙汰之由被ㇾ定之、

〔新編追加雜務〕條々

一造作事

垸飯

(吾妻鏡十六)正治二年正月十八日乙巳、中將家(頼家)令出大庭野給、(中略)今日垸飯者、畠山次郎重忠所役也、以之稱御駄餉、傾金洗澤、仍於其所至昏黑有盃酒儀、

(吾妻鏡二十七)安貞二年六月廿六日、將軍家(頼經)爲御遊興、御出杜戸、有遠笠懸、相摸以下御勝負、武州被獻垸飯、又長江四郎以下進御駄餉盃酒之間、有管絃等、　七月廿四日、將軍家御逗留田村、廿五日、令還鎌倉給、　廿六日、駿河前司參御所、貢申入御事、又獻盃酒垸飯等、武州以下參會云云、

(吾妻鏡八)文治四年三月廿一日丁巳、梶原平三於御所經營、頗盡美、獻盃酒垸飯、二品(頼朝)出御侍上、諸人群集、就中去十五日供奉人所役輩、又若宮伊豫阿闍梨義慶、依請相具兒童等參入、御酒宴及歌舞、此事去十五日宿願無爲遂行之間、所申慶也云云、

(吾妻鏡十)文治六年(建久元年)十一月四日甲寅、二品(頼朝)御入洛、可爲今明之由、　五日乙卯、着御野路宿、前右馬助朝房自當國(近江)參上、獻垸飯酒肴等、不令頓納之給云云、

(吾妻鏡四十一)建長三年六月五日甲午、有評定、此事毎度、日來有盃酒垸飯等之儀、又當炎暑之節者、召寄富士山之雪、所爲備珍物也、彼是以無民庶之煩体、被止之、善政隨一云云、

(吾妻鏡十二)建久三年七月廿五日丙申、勅使廳官肥後介中原景良、同康定等參着、所持參征夷大將軍除書也、　廿八日戊戌、爲北條殿御沙汰、令送垸飯於勅使給、又小山左衛門尉、千葉介、畠山次郎以下、調進被贈物、爲善信俊兼等奉行、召聚之、

(俳諧御傘一)豐明節會(中略)豐明の節會とするはさも也、おせちとてかりするは僻也、これは天下の地下人、正月に親類ども振舞を申付たる節會なれば、不及是非時に用る、

(俳諧歳時記一)正月　節振舞(朝節、夕節といはふ)

(俳諧歳時記栞草一)節振舞(夕節、朝節、紀事、東都の俗、元日より晦日に至るまで、親戚朋友互に相招き、食を設け饗應す、是を節と云、節とは節供の下略にや、中略、朝夕は[illegible]の時節二、三、云々、)

(嬉遊笑覽五宴會)垸飯　後世わうばんぶるまひとて節振舞などの儀とす、節は節會をいふ、今昔

御、千葉介經營、公私有引出物、上分御馬一疋、下各野劒一柄云云、

〔吾妻鏡十八〕建仁三年十月九日甲辰、今日將軍家政所所始也、午刻別當遠州、廣元朝臣已下家司各布衣等著政所、民部丞行光書吉書、令圖書允清定成返抄、遠州持參吉書於御前給之後、有垸飯盃酒之儀、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年十二月廿日戊午、去二日、將軍家〇源實朝令任右大臣給、仍今日有政所始、〇中略清定爲執筆書吉書、〇中略將軍家、故以出御南面階間覽之、京兆持參被吉書於御前給京兆又令歸政所給、被行垸飯、其後行光進御馬御劒等於京兆、

〔吾妻鏡十四〕建久五年二月二日甲午、入夜江間殿嫡男童名金剛、年十三、元服、於幕府有其儀、〇中略將軍家出御、有御加冠之儀、〇中略次三獻垸飯、其後盃酒數巡、殆及歌舞云云、

〔吾妻鏡二十九〕天福二年三月五日、武州孫子匠作嫡男、歲十一、於御所被加首服、〇中略新冠已下人々、又堂上有垸飯儀、一如元三、

〔康富記〕文安六年四月十六日丙寅、是夜室町殿左馬頭義成、十五才、御元服也、十八日戊辰、武家御元服第三日也、垸飯斯波民部少輔殿、白直垂也、騎馬三騎、皆白直垂、

〔和長卿記〕明應三年十二月廿七日壬午、今朝武家〇足利義澄御元服也、〇中略御首服所之後更出本座給有御拜、兩段再拜被奉拜八幡宮云々、次垸飯管領中沙汰、其樣如形云、

〔吾妻鏡一〕治承四年十二月十二日庚寅、亥刻前武衞將軍〇源賴朝新造御亭有御移徙之儀、廿日戊戌、於新造御亭、三浦介義澄獻垸飯、

〔吾妻鏡二〕治承五年五月廿三日戊戌、御亭之傍、可被建姬君御方幷御厩、六月十三日戊午、新所御移徙也、千葉介常胤獻垸飯以下云云、

〔吾妻鏡二〕治承五年六月十九日甲子、武衞〇源賴朝爲納涼逍遙渡御三浦、〇中略義澄構盃酒垸飯殊盡美、

羽前司行義、下野前司泰綱、秋田城介義景等、兼候庭上、御輿入南門寄寢殿、土御門宰相中將殿被候之、其後有垸飯之儀、奥州沙汰給、先出羽前司行義申時剋、次親王出南面、南廊司被候、殿切妻地下、(庭)相公羽林參進、上御簾三箇間、(御簾寢殿南面)次備右馬權頭政村持參御劍、入南門若庭上、昇自寢殿階、置御簾之傍、歸著本座、次御弓箭、前陸奥左近大夫將監長時、次御行騰沓後藤佐渡前司基綱、

次御馬(置鞍)

一御馬　備前前司時長　遠江六郎教時(引之)　二御馬　足利太郎家氏　上總三郎滿氏　三御馬　遠江次郎左衞門尉光盛　同六郎左衞門尉時連　四御馬　大曾禰太郎左衞門尉長泰　同次郎左衞門尉盛經　五御馬　北條六郎時定　工藤左衞門尉高光

二日乙卯、今日垸飯、(秋田城介義景沙汰之、)和泉前司行方申剋限、御劍武藏守朝直、御弓矢陸奥掃部助實時、御行騰沓秋田城介義景、

次御馬

一御馬　相模右近大夫將監時定　相模式部大夫時弘　二御馬　伊勢前司行綱　信濃四郎左衞門尉行忠　三御馬　出羽次郎左衞門尉行有　同三郎行實　四御馬　和泉次郎左衞門尉行章　同三郎行家　五御馬　越後五郎時員　梶原左衞門尉景俊

三日丙辰、垸飯(足利左馬頭入道正義沙汰之、)下野前司泰綱申剋限、尾張前司時章持參御劍、御調度相模左近大夫將監時定、御行騰沓出羽前司行義、

〔增鏡十一今日の日影〕一院(○後深草)の御子、(○中略)久明の親王ときこゆ、(○中略)廿五日(○正應二年十月)鎌倉へつかせ給、(○中略)三日が程は、わうばんといふ事、又馬御覽なにくれといかめしき事ども鎌倉うちのけいめいなり、

〔吾妻鏡三〕壽永三年(○元曆元年)十月六日辛酉、未剋新造公文所吉書始也、(○中略)其後行垸飯、武衞(○源賴朝)出

也、加賀守貞直引之、御膳御配膳役人畠山右馬頭當年始、次郎持純、大館刑部少輔持房、御コハ役同也、十五日、椀飯出仕アリ、山名刑部少輔持煕右衛門督入道常煕代出仕御方御對面同前、御風呂アリ、

〔嘉吉記〕赤松伊豆守ハ、主君ノ敵ト云ヒ、自敵ト云ヒ、先御所〇足利義教不慮ノ横災ニ逢セ玉フコトハ、伊豆守ヲ寵シ、御內々ノ御教書ヲ被下シヨリ事起レバ、滿祐〇赤松ト共ニ天ヲ戴クベケンヤ、〇中略四職ノ衆、カハル〳〵勤ムル義ナレバ、正月七日垸飯ヲ勤メ、嚴重ノ式粧ヲナシ御感アレドモ、傍ヘノ人々ハ、垸飯ノ精力ヲ播州ニテ出シ、滿祐ニ向テ一矢射タランニハ、イカホドノ式粧ニモ勝ルベシト諸人ノ傍言ハ止ザリケリ、

〔建內記〕永享十二年正月一日乙巳、室町殿〇足利義教垸飯、管領細川右京大夫持之朝臣參勤云々、陪膳藏人權右中辨資任、持衣例年參勤云々、　二日丙午、室町殿垸飯、土岐參勤云々、陪膳資任也、　三日丁未、室町殿垸飯如例、當年六角勤之也、雖在陣、其子參洛也、

〔康富記〕嘉吉四年〇文安元年正月二日壬子、室町殿垸飯、土岐也云々、　三日癸丑、垸飯、六角勤之云々、

〔碧山日錄〕寬正三年正月三日己亥、年々是日黃幡之勤、佐々木兩家、曰六角、曰京極、互爲焉、茲歲六角當之、然而河內之陣而未班、其師、京極之勝秀以公命勤之云、

〔齋藤親基日記〕寬正六年十二月卄日、飯兵大之種一方內談衆御免、仍御祝方垸飯方一方上表、則御祝方被仰付貞有、御大刀自御末進上、垸飯方被仰付元連、同前　七年正月一日、椀飯管領、政長奉行兵大貞有、元連、　二日、土岐、　三日、六角、　七日、椀飯赤松刑部、伊豆也　十五日、椀飯山名如先々、文正二年〇應仁元年正月一日、椀飯管領、政長尾州奉行飯兵大貞有、飯和元連、　二日、土岐美濃守、成頼三日、椀飯佐々木中務少輔、京極勝清　七日、椀飯赤松刑部少輔、貞祐

〔吾妻鏡四十二〕建長四年三月十九日癸卯、今曉三品親王〇宗尊親王關東御下向也、　四月一日甲寅、路次自稻村崎經由比濱鳥居、〇中略入御相州御亭、于時申一點也、奥州、相州、前右馬權頭、政村甲斐前司泰秀、出

馬　佐々木左近將監　加地六郎　四御馬　藤内左衛門尉　加藤兵衛尉　五御馬　南條七郎　曾我小太郎

三日乙巳、武州黄沙汰進垸飯、進物役人、

御劍　小山左衛門尉朝政　御調度　山城判官行村　御行騰沓　三浦九郎左衛門尉胤義

一御馬　武藏太郎　肥田八郎　二御馬　足立八郎兵衛尉　同九郎　三御馬　吉良次郎　同三郎　四御馬　豐島小太郎　同又太郎　五御馬　大和判官代　同進士

四日丙午、垸飯和田左衛門尉義盛沙汰之、進物役人、

御劍　三浦左衛門尉義村　御調度　伊賀守朝光　御行騰沓　和田新左衛門尉常盛

御馬五疋

〔花營三代記〕應永廿八年正月一日乙丑、有垸飯、出仕細川右馬助、垸飯井御コハ御配膳、貞清貞慶貞房三人也、〈中略〉諸大名御所樣御方御所樣御盃ヘ有出仕、御方御所樣、御直垂、御地白紋桐織貫、〈三日ヘ、〉〈垸飯出仕之面々ニハ、御立烏帽子御狩衣也、任例也、〉　三日、垸飯有出仕、京極加賀守高數、　卅一年正月一日戊寅、垸飯有出仕、管領畠山彈正少弼持國、御方御所有御對面、〈後ニ大御所御對面、管領御對面也、〉諸三獻御ハイゼン、一色阿波太郎持賢、大館刑部少輔持房、　二日、垸飯土岐二郎持益、大宗同前、　三日庚辰、垸飯出仕、六角四郎兵衛尉持綱、有御對面儀、式同前、　七日甲申、垸飯出仕、赤松左京大夫滿祐、自御方御所樣參リ、御方依御違例無御對面、御盃給、〈御酌〉刑部少輔持房、赤松銀劍進上、銀劍被下、〈官領代出仕〉　十五日、垸飯出仕アリ、山名刑部少輔持熙、〈御方無御對面、儀式同前、〉　卅二年正月一日壬申、垸飯出仕有、畠山彈正少弼持國、〈管領一男也、法名德本、〉直垂大帷、〈直垂紋アクリ、〉白絹、六脚、〈馬毛鴾毛、白大刀、御所樣御年頭也、被献馬、〉騎馬五番也、於寢殿御方御所樣有御對面、御立烏帽子御狩衣也、五ケ日同式三獻マイル、三獻之時、持國銀劍直進上、三獻寬御盃ヲ持國ニ給也、則銀劍給

家（〇源頼朝）出御南面、前少將時家朝臣上御簾、先有進物、御劒千葉介常胤、御弓箭新介胤正、御行縢沓二郎師常、砂金三郎胤盛、鷲羽（納櫃）六郎大夫胤頼、

御馬

一千葉四郎胤信　平次兵衛尉常秀　二臼井太郎常忠　天羽二郎眞常　三千葉五郎胤道

四寺尾大夫業道　五

庭儀畢上御簾、更出御于西面母屋、被上御簾、盃酒及歌舞云云　二日辛亥、御垸飯、（三浦介義澄沙汰）三浦介義澄持參御劒、御弓箭岡崎四郎義實、御行縢和田三郎宗實、砂金三浦左衛門尉義連、鷲羽比企右衛門尉能員、

御馬

三日壬子、小山右衛門尉朝政獻垸飯、御劒下河邊庄司行平、御弓箭小山五郎宗政、御行縢沓同七郎朝光、鷲羽下河邊四郎政能、砂金者、最末朝政自扶持之、自堂上參進、置御座前云云、次御馬五疋、　五日甲寅、宇都宮左衛門尉獻垸飯、御酒宴之間、即出堪能者有弓始、

〔吾妻鏡二十一〕建曆三年（〇建保元年）正月一日癸卯、午刻將軍家（〇源實朝）御參鶴岡八幡宮、（〇中略）還御後被剧垸飯儀、廣元朝臣經營之、

御引出物役人

御劒　兵衛大夫季忠　御調度　和田左衛門尉義盛　御行縢沓　結城左衛門尉朝光

御馬五疋

二日甲辰、相州被獻垸飯、進物役人、

御劒　武藏守　御調度　左近大夫朝親　御行縢沓　民部大夫康俊

一御馬　伊賀次郎兵衛尉　同三郎　二御馬　三浦九郎左衛門尉　佐原又太郎　三御

ウチアハビ　ムメホシ　クラケ　ス　シホ

承久以後、武家ノ肴ノ様ヲミルニ如此、梅干ハ僧家ノ肴也、而ヲ俗家ニ用ラルヽ事如何、若澁上ノ作法歟、〈中略〉縦梅干ヲスフベキナリトモ、タラゲラスヘラレタル所、塩ニスフベキカ、予元日ノツウパンツトメタリシハ、ナゾスヘタリシ、ムメボシノ所ニ、クラゲヲトリカヘタリ、

〔大内家壁書〕椀飯同御節并所々御出之事

一椀飯御祝、三獻進物如例式、其後面々着座有之、御肴三獻まではくむべし、其後は一たちたるべし、五獻目にむぎ參るべし、幾まんぢう折臺略すべし、〈中略〉

文明十三年十二月廿六日　御評定

〔吾妻鏡二〕治承五年〈養和元年〉正月一日戊申、卯剋前武衛〈頼朝〉參鶴岳若宮給、〈中略〉事終還御之後、千葉介常胤獻垸飯、相具三尺鯉魚、又上林下若、不知其員云云、

〔吾妻鏡八〕文治四年正月六日壬寅、上總介義兼獻垸飯、相副馬五疋、二品〈頼朝〉出御南面、總州自持參魚作刀、

〔吾妻鏡十二〕建久二年正月一日庚戌、千葉介常胤獻垸飯、其儀殊刷、是御昇進故云云、午剋前右大將

飯常州野州ヨリ隔年ニ參、○中略

一同七日ノ朝御祝同前、御椀飯ハ自政所參、仍銀劍計參テ、御弓征矢沓行縢御馬等ハ不參、內ノ御椀飯同前、

一同十五日朝御祝如常、○中略御椀飯自上總一年、自下總一年參、然間千葉介方進上椀飯奉行千葉介方代官參、銀劍弓征矢沓行縢御馬二匹、前如記進上之、其外御祝共、一日二日三日御同前、御椀飯ノ時粥參、賴入ル朝モ被聞召、然ドモ前々ヨリ大草進上ハ、七日ノ御ミソウヅモ、十五日ノ御粥モ、御椀飯ノ時也、爲一可有不審ノ方聞、巨細記之、

〔諸禮集上〕一みかうしの間出入の事、大かた法のやうにきらい候、たゞし公方樣御主殿は、四方ながらえとみにて御座候、此殿にて正月垸飯已下御いはひも御座候、

〔宗五大草紙〕人に召仕れ候仁心得らるべき事

一公方樣にて椀飯の時は、殿上人一人御參候て、將軍家へ御みやづかひ候、三獻めの御盃は、其日申沙汰の人御給候、又此時の御酌のこられ候樣今の御供衆、御覺悟難有よし、常に金仙寺○伊勢眞宗侘事候し、又御主殿をば御所侍と御承仕と悉皆調申候、椀飯の時の御疊の敷やうなどの口傳、相傳の人もなく候間、絕候はんよし、直見と申て、古き御所侍の一人殘候しが、侘事致し候し、

〔道照愚草〕一御配膳と申は、御膳をすへ申事も候、○中略椀飯之時は、殿上人御配膳の間、是も御手長參勤也、

一花御所御寢殿に、後土御門御座より出御、御殿は萬之御祝言參也、椀飯も此御殿にて參也、然時は御酌以下は、殿上人參勤也、御手長參役、御供衆もから打にて祗候、三めの御盃を其日申沙汰の人頂戴也、

〔世俗立要集〕武家ノサカナノスヱヤウ

ノ御肴ヲ始トシテ、皆々請取持參セラルヽ、二獻目三獻メ、御酌何モ人體可相替、三獻メノ御酌、御酒ヲ申時、御一家ノ人、銀銚持參、管領御代官手ヨリ直ニ被受取也、其後弓征矢ヲ役人持參、其次ニ各行騰ヲ役人持參イタシ、能出後、管領被官武州守護代子、或ハ孫、或ハ兄弟等、御車寄ノ立砂ノ前ニ御馬御鞍ヲ置テ引立、同引副ハ裸馬ナリ、其後御酌御前ヲマカリ出御肴ヲバ初獻ヨリアゲ申、御盃ヲバ、三獻目ヨリアク申ベシ、如此ノ儀、當日番之御中居殿原、號ニ御作動ノ人數、御屏風疊テ十二間ノ御座ヲ明申、彼御座二重唐瓶子同銚子提、ソレヲバ大卒中出御酒參、御マイリノ肴ニテ三獻、御一家幷評定衆召サレ、此御祝ニハ宿老中、皆御荷用ヲ被申、三獻過テ御隔子役人、如朝參、御隔子被下、是ハ御一家之役也、其後宿老中歸宅、公方樣大間ヘ御歸アツテ、內之御椀飯始也、仍御袋樣、上臈中臈下臈、如朝皆々御參、

一公方樣御裝束ハ、表ノ御祝同前、御袋樣幷上臈樣ハ御衣メサレ、御荷用之方々ハ、上古ハ引付之衆、御椀飯御荷用ヲモ御免アリ、近年被破之、次ニ中臈下臈之裝束ハユマデ（ニユマア、本作ユマキニア）宮給ヲメサレ、自一日夜ニ入、至テ十五日同前、御祝ハ先御二重御瓶子御銚子提持參、其後御三獻過テ强飯、同式之御臺參、奉公中令持參、上臈ニ賴申時御持參、大御所樣御祝、御方々御椀飯以下御同前也、

一同二日朝御祝如朔日、〇中略椀飯相州守護ヨリ一年、房州之守護ヨリ一年、隔年參、椀飯奉行如朔夜參、銀銚弓征矢ヲバ、二日同、三日夜ハ、椀飯奉行、代官ノ手ヨリ受取テ役人ヘ渡也、各行騰ヲバ代官ノ手ヨリ直受取テ持參アル也、御銚弓征矢、自代官手役人直受取事ハ、管領職ニ限也、其外ハ皆々先椀飯奉行受取テ可渡役人、仍近年御銚弓征矢、如管領之代官役人直可渡由及異儀、外樣代官難有之、爲不違上聞、如舊規相定者也、大御所樣御出、御酒數獻、御手ヨリ是又久御吉例也、

一同三日朝御祝同前、公方樣御單物、御紋桐、御小袖ハ御隨意、御衣裳其外御衣裝モ御隨意也、御椀

三日

一垸飯出仕、佐々木、京極六角隔年也、乘馬騎馬三番、御盃御大刀事二日同、

七日

一垸飯出仕、赤松乘馬同前、御盃御大刀三日に同、

〔年中定例記〕殿中從正月十二月迄御對面御祝已下之事

一垸飯〇正月朔日 管領、三職之内當職御方 管領御座候はぬ時は垸飯なし、管領の供十騎、一騎打也、〇中略

一垸飯〇二日 土岐 供三番六騎〇中略

一垸飯〇三日 六角 供同前〇中略

一垸飯〇七日 赤松 供三番六騎〇中略

一垸飯〇十五日 山名殿 供三番六騎

〔宗五大草紙〕殿中さま〴〵の事

一正月椀飯の次第、朔日時の管領、騎馬五番十騎 二日六角殿、騎馬三番六騎 三日土岐殿、騎馬同 七日赤松殿、騎馬同 十五日山名殿、騎馬同 各裝束以下しるすにおよばず、

〔成氏年中行事〕一正月朔日

一殿中ノ朝ノ御臺ヲバ、御サンバ計被召、大御所樣ヨリ御カヘリ以後、晝御臺參、次ニ御椀飯、上古ハ酉刻計ニ始ル、近代ハ夜ニ入、公方樣御直垂、御紋ハ桐二重、淺黃白御小袖ニ、チリノ大口ヲメサル、御一家以下ノ奉公老若、直垂ニテ出仕、朔日ノ椀飯ハ管領ヨリ參、遠侍ニハ高盛物二アリ、一ニハ波葉一ニハ蛤也、置鳥置鯉アリ、椀飯奉行直垂ニテ出仕、是ハ右筆勤之、管領代官ト兩人、御中門ニ令伺公、

一公方樣出御奉待、御座ハ妻戸之門也、御酒式三獻、御荷用之人々、各御贄屋〇御贄屋一本作雜掌屋ニ集、初獻

武家垸飯

十合(甲斐守爲明調進、其體又圓、四面畫假長押洲濱擣物、)

已上四合、昇立西中門内西腋、自御前不見之所也、保延陣頭侍者等、先昇居長櫃於釣殿、供于餅之後、陣頭侍者等、自長櫃取出之、献欄下、殿上人、今度只可昇立間所由、有左府命云々、(○下略)

(天延二年記)五月廿二日、始御國忌事、預備垸飯、　廿三日、奏送垸飯、

(小右記)天元五年四月十三日甲戌、今夜一品被參内、差遣侍臣等、傳聞大夫調備食物二檜破子等、被奉中宮、加屯食垸飯之物、令賜所々陣云々、

(勘仲記)弘安九年三月廿七日甲午、天皇(○後宇多)可有行幸春日社、(○中略)御輿以下、無爲被遂行之由申了、神妙之由被仰下、次退出、(宿所出雲權守泰光館、寺家點定之、寺家送垸飯、上下饗應、)

(貞丈雜記一儀式)垸飯は鎌倉時代、三浦など此役を勤ける由、京都將軍家には、等持院殿(尊氏公)の御代より行はれて、鹿苑院殿(義滿公)の御時より、規式猶以定られけるとぞ、毎年正月元日は管領、二日は土岐、三日は佐々木(佐々木京極、佐々木六角、)隔年、七日は赤松、十五日は山名出仕して此役を勤む、此御祝儀は、寢殿にて(條々聞書ニハ御主殿トアリ、)參らする、式三獻參りて、三つめの御盃、其日垸飯を獻せらるゝ人頂戴せらる、御盃頂戴の御禮さして、式の進物を獻せらる、(式の進物とは、式の引出物也、進物之部ニ記ス、)御劍は殿上人勤らる、御手長に參る役人、裏打の直垂を着して勤之、此時御座敷の疊の敷樣は、まはり鋪也、應仁の大亂以後は、垸飯の御祝絶たるゆゑ、御規式等知りたる人少しと云々、

(年中恒例記)正月一日

一垸飯出仕在之、未刻管領(自身乘馬、供十騎、)、依式三獻參テ御盃頂戴之、御大刀(金)進上之、如此之垸飯出仕は、應仁以前の事也、乘馬後日に進上之、

二日

一垸飯出仕、未刻土岐、(乘馬、御馬三疋、御盃、御大刀、同日間、)

飯廿坏盛樣器、臺盤三脚緣居之、坏其十坏其倍樣器箸臺置箸、其左右居樣器酢鹽器二口、

菜廿坏盛方折櫃、以折櫃口寸法爲盛物高、件櫃塗銀泥、以紺青緑青畫鶴松、有金銅口帶、以色々薄樣立四角、盛物皆滿折櫃之內、高物與紙立均、精進物一坏如形口居第一、殘十九坏皆魚物、鯉切盛也、此內有零陵子燒、以色々薄樣裹之、總廿坏一巡居列、臺盤三脚中央、或曰垸飯者、折櫃內居、筍盛、菓也云々、調備之體、不知子細之由、國司申云々、仍臺盤左府被注下之旨如此云々、

交菓子二外居口一尺二寸、高四寸、綵色井金口帶紙立等皆菓折櫃、長臺盤二脚中央各一合居之、一巡居列交菓折櫃也、

此外無盛器之菜、主殿司曰、饗頭中云、殿上人著行之時、三獻盃肴物等可進也者、

同臺盤所垸飯播磨守行盛調進、但日來忘却、驚當日儲、忿令調云々、及深更未進云々、件國右大將宗盛知行、

色目同殿上、但不可具酒云々、

中宮女房衙重六十前廿前越前守通盛朝臣、件國平宰相教盛知行、廿前紀伊守爲盛、件國右兵衛督賴盛知行、

同侍所饗廿前越中守雅隆朝臣、件國前治部卿光隆知行、

同廳廿前和泉守信兼

東宮殿上廿前尾張守知度、件國中宮御分也、无定文、依爲親王時上達部、殿上人饗宛備前守時房、

同女房衙重廿前丹後守經正朝臣、件國內大臣知行、

同藏人所饗廿前常陸介經仲、件國大藏卿經信朝臣知行、

同廳廿前駿河守維時、件國右大將宗盛知行、

啓陣廿前石見守能賴、件國藏人右少辨光雅知行、

昇居粉物長櫃於便所

十合丹波守行雅調進、件折櫃、塗銀泥、以紺青緑青畫鶴松、雕透牙象、有金銅伏輪口帶等、其內居筍盛餅、作鶴松立之、納長櫃、一合件長櫃塗胡粉、畫井身彫透洲濱、張水色薄物、畫上洲濱邊立鶴松、足有金銅甲杳小物、有金銅木尻鹵八組、爲昇栗[illegible]、件國春宮權大夫兼雅知行、

十合因幡守隆清調進、折櫃如丹波、長櫃塗胡粉、畫井身雕透洲濱、不張薄物、不書松鶴、今物如丹波、以蘇芳打衣爲□栗、件國大宮大納言隆季知行、

十合若狹守師盛調進、其體皆同因幡、件國大宮權大夫經盛知行、

飯器二十口(銀器)　箸二十前(在臺、)

菜二十坏　筒、(徑五寸、高三寸、)淡繪如殿上垸飯、

折櫃(徑五寸五分、高二寸五分、)同前

菓子外居二合(徑一尺二寸、高六寸、管足高二寸、)同前

已上寸法可依時儀、

〔權記〕長保三年八月十一日庚戌、今日一宮始供眞菜、(中略)殿上女房垸飯一具、(明順朝臣、)　五年十一月十六日壬寅、權中納言殿上被出垸飯、　十七日癸卯、余(○藤原行成)出垸飯、頭中將所課也、

〔左經記〕寬仁元年十一月廿一日乙卯、候內、新中納言被出殿上垸飯、(左大將[illegible]調云々、)上達部殿上人多被參會、各乘醉巡檢五節所、

〔小右記〕寬仁二年十一月廿日戊寅、今日宰相出垸飯於殿上、藏人頭左中辨經通所調備也、極豐贍云云、殊調菓子六十合、(折櫃、皆彩色云々、)　廿合內大盤所、廿合太皇太后、廿合中宮、各奉之云々、纔不聞之事也、非宰相之雅意、且頭辨之所爲、近代之事、以之爲優、　廿一日己卯、重成朝臣、自宰相五節所來云、昨日殿上垸飯過差、折櫃(折櫃彩色、)菓子六十合分、奉三所、(內大盤所、大宮、中宮等也、)今朝宰相頭辨食處、殿上人十餘輩來會間食、

〔左經記〕寬仁四年十一月十九日丙寅、左京大夫被儲殿上垸飯、雜姬等參上如例、

〔山槐記〕治承三年正月一日庚申、供御藥云々、儲君(○安德)出御晝御座、近衞局(久我內大臣女)事、抱御乳母洞院局、(見當方朝臣進去、御服日歟內、)候路頭、勤作役之人、着盤所出垸盤、(菓子二十坏、盛司入折櫃、安當二外居、盛三盛日如此、)　六日乙丑、今日東宮御五十日也、(去年十一月十二日降誕、今年正月一日當五十日、其四箇日、仍元日可有此事也、自元日中日、二日御衰日、三日四日五日入龍日次之國、及今日也、當五十四日、是又吉、承曆日數、自然叶之、佳例、○中略)所々居垸飯、

內殿上垸飯(近江守盛實朝臣調進、作國大宮權大夫、入道藏人盛如行、無定文、入信濃守實教朝臣、)

〔西宮記十二月〕佛名
三夜所垸飯粥、後朝、（行事下知）
〔江家次第一正月〕供御藥（正月元二三）
陪膳女房、調垸飯居臺盤、（大盛二十坏、飯二十坏、大折櫃交菓子二合、）給諸司女官幷六衞府大破子、（三十荷、小折櫃交菓子三十合、）
〔類聚雜要抄三〕五節雜事
一所々垸飯
瀧口本所　大外居交菓子二合　盛飯廿坏　垸飯廿坏　透蓋飯一盛　瓶子一口　鯉一隻　雉
一枝　鹽梅幷木炭等
武者所　大外居交菓子一合　盛飯卅坏　垸飯卅坏　透蓋飯一坏　瓶子一口　鯉一隻　雉一
枝　鹽梅幷木炭等（○中略）
右永久三年內大臣殿（○藤原忠通）令五節出給定文之定也、土御門東洞院右大臣殿（○藤原雅實）家內裏時也、
次宮內卿忠長阿波任、令五節出給度、祿法幷處々垸飯同菓子、（○中略）出立所雜事等、以此定文被行之、
〔厨事類記〕殿上垸飯
飯器廿口（樣器）　汁器廿口（同）　佐良四十（土器、前別二口、）　窪器八十口（同前別四口）　箸廿前（在臺敷）
已上居折敷（綵色淡繪美麗）
菓廿坏　筒（口徑五寸、高三寸五分、）押色々薄樣、金銀布持折櫃二十合、（口徑六寸、高三寸、）綵色畫圖、（淡繪美麗）金銀布持菓
子二合外居、（弘一尺二寸、高六寸、管足高二寸、）色々薄樣立四角、
淡繪同前
盃三口（土器、居折敷、）　青瓷瓶子二口（以薄樣裹口）
臺盤所垸飯

今おもふに、俗にわうばんぶるまひといふはこの事也、さかしらだてする人の大番也と思へるは、いと僻ごとなり、和武をわうといふは音便にてつねの事也、行對にて、今云辨當といふに同じ、それを馬にも負せれば、やがて駄餉ともいへり、皆おなじことなり、

〔年中行事故實考一〕垸飯

鎌倉將軍家の時、春の始、大名より奉る饗應の事を云、○中略垸字諸說あり、恐らくは椀の字を誤傳へし物成べし、室町家の時は、三管領家獻せらる、源氏やどり木の卷にあれば、久しき言葉にや、

〔貞丈雜記一祝儀〕一椀飯と書て、わうばんとよむ也、又垸飯とも書く也、是は正月、將軍家江大名出仕して、御祝の御膳部を獻じ奉る事也、東山殿年中行事に、獻椀飯とあり、下々にて、せちふるまひと云も同じ心也、

一垸飯の飯の字は、盤の字にて、垸飯と書は誤なるべけれども、昔より用ひ來れる事なれば改がたし、又垸飯は正月のみに限たる事にあらず、今の世の詞に、料理をふるまふと云事を、古は垸飯を設るといひし也、古書ニ垸飯ト書タルアリ、垸ハ非也、椀ノ字ヲ用ベシ、

一垸飯の事、庭訓往來其外古書、垸字を用タルハ誤也、垸ノ字ハ、玉篇ニ烏管切トアリ、音ワン也、垸ノ字ハ、玉篇ニ、後官切トアリ、音クハン也、垸ト垸同字ニアラズ、垸ハ椀と同用の字也、古書ニ垸ヲ不用シテ、垸を假り用たるは、垸ノ字、俗字ニハ一引を加ヘテ垸ト書タ、宀の下ニ死を書く故、死ノ字を忌みて、垸ノ字を假り用ルナルベシ、字體ノ似たる故ニ、押テ假り用る歟、ワンハンをワウハントと云は、判官をハウグハント云同例也、ムをウと云は、ムとウ、音相通する故也、ワンハント云ずして、ワウバント云類の事を名目と云也、

一垸飯は、今世俗にふるまひと云に同じ、垸飯と云事、武家のみに限らず、公家にもあり、〔中略〕諸國ハ、貴賤ノ人ニフルマフコトナリ、正月ノフルマヒ許ニ限リタルコトニテハナシ、

〔鹽尻三十九〕賢按、垸飯に垸と椀と二種あり、垸は土器を用ひ、椀は木わんなり、

〔日本靈異記攷證中〕鋺、高野本作レ鋺、和名抄引此同、按鋺卽鋺字、續日本紀、大安寺資財帳用二此體一、字鏡集亦鋺、訓二カナマリ一、○中略萬葉集片垸、玉造小町子壯衰書金垸、江家次第茶垸、東鑑垸飯、亦垸字也、

〔仙源抄和〕わうばん　宿木中君御產五夜ニ、カホル大將產養に、屯食五十具、ゴテノ鋺、ワウバン、

〔源氏物語四十九寄生〕からうじて、その曉におとこにてむまれ給へるを、宮もいとかひあるさまにて、うれしくおぼしたり、○中略御うぶやしなひ、三日は例のたゞ宮の御わたくしごとにて、五日の夜、大將殿より、とんじき五十具、碁てのせに、わうばんなどは、よのつねのやうにて、こもちのおまへのついがさね三十、○下略

〔庭訓往來〕祝言於レ于レ今者、雖レ事舊候、猶以珍重珍重、○中略厨。垸飯。無二相違一者、早課二沙汰人等一、地下目錄取帳以下文書濟例納法注文悉可レ被二召進一也、○下略

〔尺素往來〕新春吉兆、遂レ日發見、○中略凡元三以來、垸飯已下、諸大名出仕行粧等、軼二於先々一而奇麗、併是天下一統、海內無爲之故候哉、○中略

正月

〔武家名目抄儀式一上〕垸飯

按椀飯は、もと人を饗する名目にて、酒に盃酒といひ、飯に椀飯といひしを、いつしか君上に奉れるの名とはなりたり、奥州後三年合戰物語に、三日厨といふも、庭訓往來に、厨垸飯と書るも、皆在廳などの新任の國司を饗するをいへり、椀飯を讀て、わうばんといふは、その音便によれるなり、むとう常に通ず

〔類聚名物考飯食二〕垸飯　わうばん　椀飯

配于參州、泰親公奉之、其議而饗應之式、有不中禮者、實熙卿曰、飲食者禮之本也、正其本者、有邦者之事也、今見君有治世長民之器、宜定其法式以立禮之本也、泰親公大悅、招膳職官人園部和泉守之族于京師、講求其式、實熙卿亦參互斟酌、采擇武門可用者、隨時制宜、其後出征之日、始用三獻之禮、武威日盛、四方靡從、寬永中、御臺所頭天野圖書、撰定韓使來聘公卿參向之饗式、而歲首五節、一仍參州之舊、於是幕府燕饗之儀大備矣、是謂當流、既而圖書有罪處流、世少知其法者、或混合他流、儀制亦紊、予先人得當流傳法、深究秘奧、貞享中、秋元但馬守喬朝、傳命使先人釐正之、纂者刊之、舛者糾之、靈得復舊矣、予恐久而失其傳、是以繙閱家記、抽其精要、勒成一書、以貽萬代、因書當流之緣由、爲之序、

享保九辰曆初冬　　小川藤原良恭謹識

名稱

〔圖〕埦飯

埦飯ハ、ワウバント云フ、又椀飯ニ作ル、椀ハ埦ニ同ジ、食器ナリ、古來誤用シテ多ク垸ニ作レリ、埦飯ハ村上天皇ノ比ノ書ヨリ見エタリ、酒飯殽核ヲ備フルモノニテ、公卿以下事アリテハ、殿上ニ集會セル時、一人或ハ數人ニ課シテ、衆人ニ饗應セシムルナリ、鎌倉幕府ニ至リテハ、歲首ノ恒例ト爲リ、其式モ奢華ト爲リ、大刀鞍馬等ノ引出物ヲ加フ、其他慶賀ノ事アル時、或ハ遊覽等ノ時ニモ埦飯アリ、足利幕府ニ至リ、更ニ其規式ヲ制定シ、每年正月、管領以下、日ヲ定メテ輪次將軍ヲ饗シ、又右筆ヲ以テ埦飯奉行ト爲シテ其事ヲ司ラシム、鎌倉ノ管領モ幕府ニ倣ヒ、家臣ヲシテ之ヲ獻ゼシメシガ、應仁以後ニ至リテハ漸ク衰ヘテ、相共ニ廢絕スルニ至レリ、

又後世民間ニテ、歲首ニ親族交友相集リ饗應スル事アリ、稱シテ埦飯振舞、又節振舞ト云ヘリ、

〔下學集〕下態藝 椀飯（ワウバン）正月武家出仕

宗嘗問朱子奢、則其來蓋已久矣、唐時拜官、例許進食、昌容拜僕射、獨無所進、將作大匠宋進卿曰、拜僕射不燒尾、豈不喜耶、昌容曰、宰相主調陰陽、代天理物、今粒食踊貴、百姓不足、臣見宿衞兵至有三日不食者、愍不稱職、不敢燒尾、

何子容曰、燒尾之義、或謂、虎化爲人、唯尾不化、須爲焚除、乃得成人、或謂、魚躍龍門、唯尾不化、必雷火燒之、乃成爲龍、或又謂、新羊入群、爲諸羊所觸、火燒其尾則定、封氏見聞錄載、太宗問朱子奢以燒羊爲對、夫一宴之名、何關大體、而爲說者誕漫、不勝其異、侯鯖錄石林燕語莫之能折衷焉、而況非此類者、聖經古史、墜簡殘編、經秦煨燼、出漢柄鑿、郢書而燕說之、安得不紛々於後世乎、

〔延喜式十八式部〕凡五位以上侍宴、衣冠不正、容儀違禮者、遣錄糺之、但殿上侍臣不在此限、其在朝堂者、四位以上遣史生已上、五位追喚其身、隨狀敎喩、

〔源平盛衰記三十九〕重衡酒宴附千壽伊王事

佐殿(○源賴朝)狩野介ヲ召テ、三位中將(○平重衡)ハ無雙ノ能者ニテ座シマス也、和君ガ私ナル樣ニテ琵琶彈セ奉レ、賴朝モ汝ガ後園ニタヽズミテ聞ベシト宣ケリ、宗茂宿所ニ歸テ時ノ景物尋テ奉酒勸ト支度シタリ、酌取ニハ晝ノ女ヲ出シテ、狩野介瓶子懷、家ノ子侍、肴盃面々ニ持テ參タリ、中將酒三度ウケテ最無興ニ思ハレタリ、(○中略)其後三度ウケテ女ニ賜フ、女給テ宗茂ニ讓ル、親者共五六人取渡テ止ヌ、

〔式正秘傳書〕四條家園部流禮式序

武家禮節之所起、出於小笠原、足利氏之時、信濃前司貞宗、深達弓馬之法、是時嚴禁犬追物、貞宗捧狀請弛其禁、將軍家從之、遂命考定武家諸禮法式、其後伊勢氏傳饗應式、今川氏傳書禮式、雖各立門戶、而其本一也、故輯錄三家之言、著成一書、名曰三議一統、慶長以降、幕府饗禮、專用園部流者、權輿於秦親公在參州之日也、先是林藤助光政、元旦進兎羹於親氏公、初爲嘉例、其後洞院大納言實熙卿、有故

燒尾宴饗

今昔、小野宮ノ大臣〈○藤原實賴〉ノ大饗行ヒ給ケルニ、九條大臣〈○藤原師輔〉ハ、尊者ニテナム參給ヘリケル、其御送物ニ得給タリケル、女ノ裝束ニ被副タリケル紅ノ打タル細長ヲ、心无カリケル前駈ノ取テ出ケルニ、取□□シテ遣水ニ落シ入タリケレバ、即チ迷テ取上ゲ打振ヒケレバ、水ハ走テ乾キニケリ、而ルニ其濕タリケル方ノ袖ノ、露水ニ濕タリトモ不見シテ、不濕方ノ袖ニ見競ケルニ、只同樣ニナム打目有ケル、此ヲ見ル人、打物ヲゾ讚メ感ジケル、昔ハ打タル物モ此樣ニゾ有ケル、今ノ世ニハ極テ難有キ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔三代實錄十二清和〕貞觀八年正月廿三日庚子、是日勅禁斷諸司諸院諸家諸所之人燒尾荒鎭、并責人求飲、臨時群飲、被除責被物、起請偁、去天平寶字二年二月二十日勅書偁、臨時立制、有關通規、議代行禮、昔王彝訓、頃者民間宴集、動有違愆、或同惡相聚、濫非聚化、或醉亂無節、便致鬪爭、據理論之、甚乖道義、自今以後、王公以下、除供祭療患之外、不得飲酒、其朋友僚屬、內外親情、至於暇景、應相追訪者、先申官司、然後聽集、如有犯者、五位已上停一年封祿、六位已下解却見任、已外決杖八十、冀將淳風俗、能成人善、習禮於未識、防亂於未然者、而今綸綍出後、年代久遠、有司解體、并而不行、因茲諸司諸院諸家諸所之人、新拜官職、初就進仕之時、一號覓鎭、一稱燒尾、自此之外、責人求飲、臨時群飲等之類、積習爲常、醉亂無度、主人餘有竭財之憂、賓客會無利身之實、若期約相違、終至陵轢、資設不具、定爲罵辱、非啻爭論之萌牙、誠作鬪亂之淵源、望請准據勅文、殿加禁止者、但雖聚集者、不當過十人、不得飲酒過差、至於鬪爭、若有違者、親王以下五位以上、並停食封位祿、〈又見類聚三代格〉

〔類聚代辭編十三〕燒尾

唐書言、大臣初拜官、獻食天子、名曰燒尾、蘇瓌爲相、以食貴百姓不足、獨不進、然唐人小說所載與此不同、乃云士子初登科、及在官者遷除、朋僚慰賀、皆盛置酒饌音樂、宴之、爲燒尾、兼關立人三品、趙彥昭假金紫、崔湜復舊官、中宗皆令與宴、逓燒尾、則非獻食天子也、其解燒尾之義、近誕無據、然謂太

にて遂候、爲法意見也、

〔西宮記正月〕臣家大饗

給蘇甘栗事

九記云、天暦七年正月四日云々、遣錄事等至于尊者亭、晩可勸盃、而早執盃、是爲家禮也云々、了引出物、先例或尊者取馬綱、雖可拜之、而今夜醉氣過度、直以退出、

九記云、承平四年正月四日、非參議大辨祿、同參議親王祿、同納言、又有引出物、尊者加物、櫻色綾細長、引出物馬一匹、鷹一聯、犬一牙等、猶設衾也、

〔江家次第正月二〕大臣家大饗

引出物

馬各二疋五位二人執炬火前行、衞府官人一人、五位一人引之、以上毎如此、或衞府依仰騎之、即給尊者前駈、

尊者若好鷹者被奉之、尊者前駈相跪受之、受時問犬名云々、私云、不可問、鷹由有新制、不可爲引出物云々、

〔小笠原書物十一〕式の引出物の事、初度大刀注文を出、二番に弓征矢を出、三番に甲鎧を出、四番に鞍置馬、幷乘替、五番に錢を渡、中間役也、よめむこの祝儀の時は、小袖を一重副る也、此時は、四番に小袖、五番めに馬也、以上六種の引物也、

〔玉海〕嘉應三年〇承安元年正月十九日甲子、此日攝政太政大臣〇藤原基房朱器大饗也、三公皆有障、一人不行向、以左將軍〇藤原師長大納言爲上首云々、〇中略少將顯信朝臣取圓座、民部少輔宗雅取沓、右少辨兼光召史生鷹飼諸民、將軍勸四獻之盃、其盃親範卿傳受也、納言爲上首之時、公卿傳盃事、先例可尋之、又馬一疋被引大將、此事豫被問人々、申旨不分明、而隆季卿申永保例、堀川左大臣初任大饗、無大臣之客、大納言拔出、大將二人被引馬云々、因玆有此儀云々、

〔今昔物語二十四〕小野宮大饗九條大臣得打衣語第三

膳すわり候はゞ、ひざをくむべし、但座敷せばく候て、貴人とひざぐみのやうならば、ひざを立てもくふべし、時宜によるべし、飯又肴取おろして疊におく不可然、先箸を取ながら、飯ならば汁をかけ湯をのみ、箸をおくまで貴人を見合、貴人より先にてあるべからず、箸を取おく事も同前、又中酒も、かくさんの時は、上衆次第にうけておかれ候て、人數皆うけて後、貴人より盃を御取候を見て、各ものみ候、うけ候て人を見あはせ候はで、心まかせにのむ、狼藉なる事也、内々にてはさも有べし、又盃出候時は、さし次第に呑候間無是非候、其時長持すべからず、又盃を人のさし候時、さす人ひざをたてられ候はゞ、色代してこなたにもひざを立て呑べし、又さす人の前へ持て行事も候、是は敬心也、かやうの故實、いくらも有事にて、貴人の外、人前にては、心のまゝには有べからず、かくさんの時、人により、ひやしをわんにうけ、又わんなどにてのみ候、其時は汁をあけ候てのみ候し、わんを盃に引候事は、京邊にて及見候はず候つる、但惡覺候哉、當時わんをひかれ候こと、へんどうにてよく候、

〔鈴方明記四〕貴人の御相伴之事、膳のすわる迄は膝をつきて居、扨膳すわりたる時は、膝を直して箸を取べし、但座敷の詰りたらん時は、膝を立ても喰べし、それも人に寄、時宜によるべし、汁を懸る事、上座より懸時かくべし、汁をかけ口を喰べからず、箸のよごるゝものは不可喰歟、酒などもそつじに請べからず、請ても上座を見合呑べし、酒を呑まで上座を見合候て能なり、

〔蔭凉軒日錄〕永享八年十一月廿二日、大德寺開山大燈國師百年忌、御成鹿苑、管領爲御相伴也、

〔天文日記〕天文五年九月七日、醍醐之報恩院到來候、二獻にてあひ候、相伴には光應寺喚候、上野も出候、初獻は報恩院より盃出候はんと覺悟候處に、酌被取候て、愚如躰にのみ候へと被申候間、無力のみ候、其盃のすゑに、侍法師候を喚出、光應寺盃のませ候、二獻めは報恩院のまれ、座敷へ先報恩院をよび候て、後に愚出候、退散之時は、緣にて一度逢候、座敷のきはの緣にては候はで、側する

〔明良洪範 八〕稻葉丹後守、諸侯ヲ饗應スル事有シ時、細川越中守、黑田筑前守ヲ上座ト定メラル、既ニ其日ニ至リ、取持衆ノ中一人、心付テ申ケルハ、細川黑田ハ、代々音信不通也、今日ノ對座如何有ント評議スル間ニ、右兩家共入來也ト申故、上座ヘ案內ス、夫ヨリ、膳部等出レドモ、互ニ挨拶モ無ク、不興ニテ有シトカヤ、

〔名目抄 諸公事 言說〕垣下座 エンガノザ 云二地下座一也

〔建武年中行事略解 三〕垣下、非二其役一加二著列座一、謂二之垣下一、宴席亦有二此名目一、

〔貞丈雜記 六飮食〕垣下の座とは、公家にて饗應の時、正客の外の人、相伴の座を云也、

〔源氏物語 四十二匂宮〕ゑん殿の南のひさしに、つねのごと南むきに中少將つきわたり、北むきにむかへてえ。が。のみこたち、上達部の御座あり、

〔安齋隨筆 後編 四〕垣下の座 匂宮の卷、〇中略 北むきにむかへて、えがのみこたち、上達部の御座あり、細流抄 〇細 に垣下也、請伴の心也、孟津抄 〇孟 に垣下をゑかとよむ也、花鳥餘情 〇花鳥 にひさしの座、中少將は奥の方につき、親王公卿は端につく、是をば垣下の座と云、中少將を饗應する請伴の心也、弄花抄 〇弄 垣下の君達、必垣のもとにはゐさるべし、中少將を本として、其外の人達は相伴の心也、評閣 貞丈云、是は前の文に、のり弓のかへりあるじのまうけ、六條院にて、いと心ことにし給ひてとあり、中少將は、のり弓の射手也、されば此還饗には、中少將を正客として、其外の人々をば、相伴とする也、すべて相伴人を垣下の人とも、かいもと共云也、かいもとは、則垣下也、

〔江次第抄 六〕大臣著二穩座一 今案執柄之人、代始著二壁下座一、直移二著垣下座一、無二勸杯之儀一、又第一大臣勸杯之後、著二垣下座一、

〔宗五大草紙〕人の相伴する事

一人の相伴の事、貴人の前にてめし、又何にても相伴あらば、物のすわるまでは、ひざを立て可レ有、

〔西宮記正月〕臣下大饗

給蘇甘栗事

天慶四年正月四日吏部記云、詣大相府忠平藤原饗所、尊者左大臣仲平藤原乘輦至、主公有障、不出客亭云々、

〔玉海〕承安二年正月二日辛未、此日攝政家基房藤原臨時客也、中略臨時客、尊者二人之時、下臈尊者、經主人盃之時、其路如何、此事於法勝寺、隆季卿問會(藤原兼實)事也、疑殆之旨、尤可然問事也、被答云、不覺悟、但推之可從上臈尊者儀歟、被示行、尤可然、下官所存如何、但尚可勘見歟、

〔任太政大臣記〕建仁四年元久元年十二月十四日壬寅、奉仕家裝束、中略當日有議定、中略太政大臣藤原良經饗、納言尊者無先例、而今度兩大臣左大臣家實、右大臣忠經、轉任之人也、中古以來、轉任大臣不儲饗、閉門稱物忌、而有別勅可出仕、由有沙汰也、於內辨者、大納言可勤仕之、新任大臣二人之時、兩人相互爲尊者、納言內辨可准被儀也、不儲饗出仕儀、別勅上不可有咎之故也、右府猶申所勞、內府被申可出仕之由云々、中略此間右大臣參入奏慶云々、到饗所、於北門下車、不入四足、是依實也、召奉行人問事具否、皆具了、公卿大略參集、待尊者許也云々、以人仰座中事可行之由於資實朝、是大饗之儀居物之際太有煩、奉行家司任透渡殿邊、不見座中事、仍先々多有違亂之故也、攝關御時、經房卿承此事也、頃之資實尊者右大臣已來臨云々、予出寢殿西簀子、親王、此間諸卿降立殿人所前、北面西上尊者於門下降、自東入門、進立中門、次予降南階、於下級、揖、齊、皇后宮權大進兼隆進、當南階西柱、去柱一許丈面立、次尊者入幔門、跳進、當南階東柱北面立、諸卿次第列立、其東一行也、中略次尊者昇南階、經南簀子昇座、本坐間一奥座後等、著大納言圖座、下臈也

〔江次第抄二〕主人勸外座尊者、尊者有三人之時、主人勸外座尊者、第二尊者以下、自奥座勸之、中略若有尊者二人者云々、奥座無尊者之時、勸一納言、其坏毛最末參議、不轉、辨座、大辨坏、別儲之也、

事なれば、ぶけにくださる、、太郎かひをば、ち、、ぶにくださる、ひさげ五つぞ入ける、二郎かひをば三郎にくださる、しんすけ給はつて、とひの次郎にとらする、てんじやうをゆるされたるうつはものとて、ひさうしてもちけるを、をりふしかはづの三郎、とひがむこになりてきたりしを、ひきでものにしたりけり、うちはおのれなりにして、そとはなしぢにまきて、いそなりにめをさしたり、ひさげ三つぞいりける、これをとりいだし、たきぐちがもとしよりはじめて、二ぞづ、ぞまはしける、五百よ人のもちたるさけなれば、さけにふそくぞなかりけり、のちにはらんぶして、をどりはねてぞあそびける、

〔四季草六秋下〕盃事

盃事と名付て、今世祝事には、親兄弟、或は君臣、盃をさして乾魚などを肴に挾み遣はす、又返盃して、右の如く肴をはさむ事あり、是甚略式なり、本式にはまづ式三獻を出す、是には盃取かはしなし、式三こん終て、初獻烹雜(ざうにのことなり)を出す、(前にいふ如く、その肴あり、盃てうしひさげ出るなり、)烹雜終て、次に幾獻も出す時、總座中酒宴になりて、盃をとりかはし、肴(乾魚などには非ず、食るいさかななり、)をはさみ遣し、座中盃めぐりて、賑に興を催すなり、今世盃事と名づけてするは、此酒宴の體を、かたばかりにまねてするなり、今の世は此まね事を、却て本法式正の事と思ふがあやまりなり、是も戰國の頃、世の中貧しくなりて、賑々しく眞の酒宴の興を催す事もならずして、そのかたばかりしたるが傳りて、却て本式の如くになりしなるべし、

〔淸白士集二十四箚記〕日本碎語

酒杯如椀、而斟必十分、淋漓而止、少則爲不敬也、行酒必主人先飲、而後酌客、

〔滿佐須計裝束抄一〕だいきやうのこと

そんざのざには、しとねをしく、大納言已下はゑんざなり、

ば盃を置て給べし、就之御前におゐて頂戴仕候と、又いたゞき不申との次第ども有之、能々分別あるべし、又能出さまに、座敷ひろく候はゞ、末座にて、やうにより、そと披て可出、猶種々故實どもあるべし、

〔曾我物語 一〕おなじく◎おくの、さかもりの事

さるほどに、かしはがたうげに、おの〳〵うちあがりければ、こひの次郎が申けるは、けふの御さかもりは、かねてざしきの御さだめあるべし、わかきかた〴〵の御いらんもや候べき、大ばのへいだは、これをき、、これはしばゐのざしき、たれを上下とさだむべき、さしようふ人のさかづきは、えびなどのよりはじめ、わかとのばらは、たきぐちどのよりはじめよ、此人は、いづかたにぞと申ければ、おさゝの三郎き、あにゝて候ものは、くまくらのきたのわきに、し、のかくるゝをめにかけ、ふか入して、いまだ見えず候へ、いへごしこそまゐりて候、つちやが申けるは、三郎どのこそたきぐちどのよ、きやうだいの中に、たれをかわきてへだつべき、そのさかづきを、三郎どのよりはじめよさいふとき、大ばきゝ、たきぐちどのは、としこそわかけれども、さる人ぞかし、いまきたるといふを、すこしのあひだまたぬか、さうなくさかなあらすなとて、おくの、山ぐちのかたへ、むかひをやり、たきぐちおそしとまつ、◎中えびなのげん入がこれをみて、東入かこくのうちに、そのこゝもちたらん人は、たきぐちどのを、よきものあやかりにせよ、きりやうといひ、ゆみやとりては、はんくわい、ちやうりやうなり、あつはれさぶらひやとほめられ、いよ〳〵きしよくをまし、おいのばつざしきよりすゝみいで申けるは、たゞいまのさかづきも、さる事にて候へども、あまりにもどかしくおぼえ候、大なるさかづきをもつてひとつづゝ、御まはし候へかしと申ければ、たきぐちどのゝおほせこそおもしろけれとて、いとうの二郎かひといふかひをとりいだし、此かひは、一ばん二ばんのかひとて、ゐんへまゐらせたりしを、くげにはかひを御もちゐなき

んばい等を指圖しはせ廻り、毒のこゝろみをして、膳を出す故、亭主は客と同座して食せず、やうやう湯の出る時分、亭主隙ある故、座敷へ出て挨拶して、湯をば客の前にて毒見して參らする也と云説あり、心得がたし、湯も臺所にて心見して參らすべし、湯にかぎり、客の前にてこゝろみする事心得がたし、舊記になき事なり、

〔吉部秘訓抄五〕一左府(實房公)與戸部(經房卿)問答公事事

建久三、正、七、同記(○經房卿記)云、今日先詣左府(實房公)亭、(二條東洞院、故實綱卿家也、自去除夜之比所渡住也、)

談申節會條々

左府被示云、○中略取盃事不依奥外、以座下手可取之、此事右府(兼雅公)一日被談之、奥座人無異議、以左手取尻居、以右手持盃飮之有便、於端座者、便以右手取之由有執人、然而於我者、偏以左手可取之由存之、兩人之説相違歟、

兩府(實房、兼雅、)云、於澆濁者沃大盤、

〔宗五大草紙〕大酒の時の事(同殿中一獻の事)

一公私共に、召出に參る人の身體、酒ののみやう以下、にこ〳〵となきは惡よし、金仙寺(○伊勢貞宗)いつも被申候て、若き人には稽古させられ候し、○中略扨酒をうけ候事、さしうつぶきて請、すきとのみて罷立べし、又盃をあげひきなどし、又そとのみて、數をうけなどする事有べからず、すきとのみて可罷立、猶とあらば又うけてのむべし、またをすつべからず、のみやう、そりてのむは尾籠也、さのみうつぶきたるはわろし、能程にはからふべし、又下戸は盃を取たるに、御酌のかほをそと見べし、是は下戸と云心也と、酌心得らるべし、但酌心得なくて入られたらば、力なくすきと呑べし、如此事をも、ふるき人々は、互に法意の如くに申ならひ候し又めし出しに參りて、貴人の方を一目よりほかは見べからず候、又物など被仰候はゞ、盃を下におきて御返事可申、肴を被下候は

ヲ賞セズシテ、鷹ヲ賞スベカラズ、又古人云、別足ハ、ツヽミタル所ヲトリテ、キリクチヨリクヒキリテメスベキ也云々、カナラズウヘヲカフラム事ハミグルシキ事歟、可尋之、生鳥ニモ、右ノヒタレヲモルヨシ所見アリ、

〔貞丈雜記飲食六〕一鳥のべつそくと云事、雉子に限りたる事也、近衛龍山公〇前久の鷹百首の歌注に云待かけの事、昔禁野の雉、八重羽にして、足も三ツありと注之、あはするに鷹を取ころしける化鳥也、其時待かけをたくみ出し、彼化鳥をとらせけるとなん、それより待かけははじまりて、あら鷹などの、かたいりなるをとりかふには、待かけにあはすれば、やすくとるに用之、雉子のあしを別足といひならはす事、禁野の雉子よりおこれり、當時あながち足三なけれども雉の足に限り今に別足と云也、同じ足ながら、山鳥の足をば、別足とはいふべからず、

〔貞丈雜記飲食六〕一客人は、人のもてなしに出したる物をば、うまき體をして、すゝみて能く食ふは、亭主へ對しての禮也、亭主はもてなしの品、珍らしからぬ物にて、あんばいもよろしからねば、御口にあひ申まじとて、卑下して、客にしひて參らせざる事、客人へ對しての禮なり、當世は其禮を知らぬ人、たゞ客人は食ふまじきといひ、亭主は無理にしひてすゝめんとする事、田舍人の風俗也、酒も規式の時には、しひる物にあらず、さかもりの時には、强るを興とする事、古今ともに同じことなり、但下戶に酒を無理に强るは無禮也、

〔大諸禮〕通之次第同喰樣

喰やうの事、いかに貪飯するとても、汁をいたゞき、また手などにて取てくふ事、ゆめゆめあるまじく候也、能々心得べし、其時の品心もち條々口傳、

〔貞丈雜記飲食六〕一飯の湯も、客人より初むべき事也、貞衞云、飯の湯も、客人より初め申候、亭主より初申事は、略儀にて候、當世は、亭主より初るなき事也云々、ある人の云、亭主は臺所にて、食物のあ

る、如レ此事も、心を付て見習ひしなり、今世の人は、風俗かろ〳〵しく、鼻のさき智慧のみにて、食物のくひ樣の法などいふ事をば、あざ笑ふ人多し、世風の衰へ賤くなりたるなり、

〔古今著聞集 十八 飮食〕文治の比、後德大寺の左大臣〇藤原實定におはしける時、德大寺のていに、作泉をかまへられて、中御門左府〇藤原經宗へ案內申されければ、わたり給にけり、〇中略一條二位の入道能保、右衞門のかみにて侍ける、盃酌まうけて候ける、盃酌すこんありて、ゆきたか、めしいだされて、緣に候じて鯉きりたり、左府ゆきたかに、しめし給けるは、鯉調備するやうをば存知たり共、食やうをばしらじ、くふて見せんとてものし給ひけり、まことにやう有げにて、めでたかりけり、人々目をさまさずといふ事なし、かへり給ひける時、馬牛など引しんせられけり、幕下大理には、むまばかりをぞ奉られける、かゝる人々の會合、ありがたき事也、

〔式正秘傳書〕初獻之鳥之事　昔者鶴之筋、鯉足盛也、片野雉目打以來、鳥盛事也、此雉三足也、背鰭、羽有レ刃、中足別足云、自レ是初獻可レ進也、同五種之削物者、蓬萊可レ成、鯉萬年祝也、因レ然盛樣如レ此也、

〔厨事類記〕鳥足ハ、或說云鳥ノ右ノ別足也、ヤキテフショリ切テ、薄樣ニテツヽミテモルベシ、フショリ上ハワリテ、キリカサチテ、ソバニモル、前オキ、ウシロオキトチオク也、故實云、晴ノ御膳ニハ、ユデテモリタルガヨキ也、或說ニハ、左足ヲモルベシト云々、

今案或包丁云、鳥左鯉右トテ、鳥ハ左ヲ賞シ、鯉ハ右ヲ賞スト云々、依二此說一歟、或云、鳥左、鯉右トハ、鳥ハ左ヨリキリ、鯉ハ右ヨリオロスガユヱ也、紀久信家ニハ、左足ヲモルト云々、〇中略

裏書鳥ノ左足ヲ賞事、當家不二存知一之鳥ハ、御鷹飼ヲ可レ用歟、然者鳥ヲ柴ニツクルニ、左ノヒダレヲトリカフ、トリカフトハ、鷹ニカフ儀歟、又左ハ木ニツクル方也、右ハ日貢ニ備ベキユヱニ、左ヲトリカヒ、右ヲウヘニモツクル也、又左足ハ、面ヲウヘニモレバ、カヒサマ也、或人云、左ヲ賞スルユヱニ、鳥ニモカフ也、又左足ハ、內モヽガ上ニナル、先メスベキガユヱ也云々、此儀又不二心得一、御膳

食法

舊例不必待臣下汁物下御箸、(北)

〔後二條關白記〕寛治五年正月七日丁卯、節會次第、(中略)宣命使復座、予(藤原師通)以下、各著兀子、箸匕殿(内)之、避座就靈蓆、(今日小雨雪、依例云々、)

〔山槐記〕治承二年正月七日壬寅、天皇(高倉)御南殿、(中略)內膳司自南階供御膳、(中略)御箸下、臣應之、(內匕立、內箸立外、是一說也、或說、箸立匕外方、)

〔宮槐記〕建保元年正月一日癸卯、內豎持進粉熟進立、(中略)予(藤原公經)夾笏於尻下、立箸、予相加匕置器上失也、立箸許也、關次云、粉熟雖不立匙箸、且食之例也云々、中籙關之處、氷井樹前粥有此儀、於粉熟者不然也云々、爲關次之上、爲急事在裏、仍皆悉不立了之間予食之、只取上ヲ宛箸許也、

〔實躬卿記〕永仁三年八月十七日、子刻事始、(中略)二獻之後、彼朝(德光)臣申御箸、予座狹之間、懸臺盤、仍不能立箸之間持笏、是前幕下命也、雖不。。。立。。。得。。。箸。。。置。。。笏。。。又。。。一。。。說。。。也、然而依被命、今夜如此、

〔公永卿記〕永德元年七月廿三日、任大臣節會、主客以下立箸匕、三條中納言一人、立匕於內方、其外皆一同立匕於外、

〔古事談〕一(王道后宮)學大寺大饗、宇治左府(藤原賴長)令向給之時、如法令食給云々、事畢之後別足之食樣、見習ハムトテ、人々群寄見ケレバ、纔ヨリハ上ヲ、スコシツケテ切タリケルヲ、カヾマリタル方ヲ、一口令食給タリケリ、

〔四季草〕(六)(伏見)食法

食法の事、物くらふに、其物に依て食べき法あり、古事談に、(中略)云々、(大饗とて、大臣の大饗とて、大臣に任ぜられたる人、其時、後に外の大臣を正客に招き、其外大中納言參議まで相伴に招きて、饗膳をせらるゝ事なり、其時正客の大臣を尊者といふ、鱸大寺殿の大饗に、宇治殿尊者にて參りたまひしなり、別足とは饗膳にある雉の股を云なり、是を別足と云事は故事あり、今略之、雉には鶏のさきをりにするなり、)これ雉の燒鳥の食樣を見習はんとて、人々の集て、膳の下りたる時に打寄て、かのくひ殘りを見し事をいふなり、古の人は、儀式古實を貴びしゆ

供御飯時、即以銀御箸取三把大盞返之、御箸鳴置之云々、故公忠右大辨說也、但近代無此例、

〔禁秘御抄上〕御膳事

只御膳三度、是只女房サ。バ。バカリ取之、〇中略大床子御膳時々必可有著御、〇中略近代只立箸許也、取左。波。立箸、陪膳取其御箸、又立洲御箸折出也、

〔禁秘御抄階梯上〕按、祭食、出生食皆三把也、以飯初尾祭之意歟、

〔左經記〕長元四年十二月十九日壬戌、參齋院、女房云、朝夕御膳散飯等、至野宮奉難良刀自之神云々、

〔四節八座抄〕元日

一居物申上下箸事（大辨不候之時、最末參議申上之、）

先居餛飩訖、（內竪役之）乍居正笏氣色內辨、（自座前合眼也）內辨乍居端笏、向御所方候天氣、即御箸鳴、臣下聽之、其儀立笏於臺盤足下、（有口傳、禮須插尻而近例如此、）建箸匕、（不建）皆悉下箸了、更取匕、如形食之、如本置之、（箸同建之）次居飯、（持飯欲居之時、先撤餛飩居替之、欲撤之時拔箸、如元置前、禮須大炊頭可役外座、然而近例只內竪役也、）一巡居訖、（雖人不著之所居也）次居汁菜等、（一座居之、內竪同役之、無人之所不居）訖候氣色之儀同餛飩、（拔箸取笏）其儀先取匕立飯、外方取箸立飯上、（頭前方也）皆悉建箸畢、取上汁、如漬飯食之、如元置前、（建箸如元）抑自地起座時、拔箸不拔匕、還著即又立之、早出之人、箸匕共拔之、（或雖早出人、不拔匕、是爲自地之由云々、然而不用此說、）

〔江家次第五二月〕列見二月十一日

三獻、第五辨、（若無辨者、少納言亦勸云々、）勸公卿座并辨少納言座、第三史勸行酒辨并史外記座、第四史勸行酒史、

上卿以下立箸匕、（立匕於外、立箸於內云々、）

〔公繼公白馬節會抄〕賜臣下飯汁、（撤粉熟、自拔箸、）

供物訖、悉著草墪給、臣下飯汁一巡、飯一巡、汁雖人無所居之、尋詞物居ヨ、

居訖申上、候天氣如初、

り、五とは初獻(ぞうに、そへ肴鯉のあつしの、)二獻(まんぢう、そへ肴うづらの羽もり、)三獻、(たひのあつ物)四獻、(むしむぎ、そへ肴たちばなやき、)五獻、(やうかん、又はすいせんかん、そへ肴鯛の一こん煮、)三とはきやうの膳也、三の膳まで出すなり、料理調様、庖丁人の家に定法有、右は大草流也、流によりて替るべし、五五三と云は、七五三を略して、めしにつも湯づけにても、五の膳まで出すなり、

〔四季草 秋六下〕七五三

七五三の膳と云を、今世志らぬ人は、本膳にさい七つ、二の膳にさい五つ、三の膳にさい三つ、くみ付る事と思へり、それは七本立、五本立、三本立とて、さいの數の事なり、七五三の膳部にはあらず、七五三といふは、まづ三とは、式三こんなり、膳三つあり、(引渡し、打身、わたいりなり、)五とは五獻出すをいふ、其五こんは、初獻雜煮(ざうにの事なり、)添肴あり、二獻まんぢう添肴あり、三獻あつ物、(すひ物の事なり、)四獻むしむぎ(ひやむぎ、ぬるむぎ、時節によるべし、)そへ肴あり、五獻やうかん(又すいせんかんの類、)そへ肴あり、右の膳何れも組付け物あり、七とは(吸湯づけにても同じ、)七の膳まで出すをいふなり、これらの食物の調やうは、庖丁の家々に傳へて、故實ある事なり、武家の知る事にあらず、庖丁家に尋ね志るべし、

〔塵添壒囊抄 十三〕散飯(サバ)取事

サバヲ取ハ何事ゾ、又其文字色々也、何ヲ可レ爲二本說一、誠ニ昔ヨリ思々ニ書習シテ不レ一准、或散飯、或生飯(サバ)、又三飯(サンバ)、三把ナド書ケリ、○中略サバト云ハ、和ゲテ云詞ナルベシ、

〔江家次第 十七〕立太子事

書二陪膳記一

成幼宮時、以二女房一爲二陪膳一、(盤上)上一本髮女藏人四人以上傳二供之一、藏人一人居二土器二口於御盤一持參、御受、御三把、率二帳中一同末加二津一云々、

〔侍中群要 三〕取二三把一事

めしの時は、はしを湯の中へも入る也、

一常に此三獻を略して、公卿にのし、くり、こぶをおきて、かはらけ三重て出事は、略儀の式也、かやうの時も、のみ様は同前也、三方にかくの折敷にくみつけにて候、

〔四季草秋六下〕臺。熨。斗。

臺熨斗の事、今世三方に、伸蚫(ノシアハビ)をするゑて、客人に供るを臺熨斗といふなり、(のしあはびなれば、伸蚫と書べし、熨斗とは、衣のしわをのばす火のしの事なり、されば熨斗の字は其義通ぜず、のしあはびを、のしとばかりいふ事もあやまりなり、)古代客に饗應の最初に、のしあはびを供するはなし、手掛といふ物を供しけるなり、手掛は檜木にて、折敷の如く平く六角にして、少ふちを付る、是上の臺なり、其下は六角に折曲て、細長き臺を立る、其下に其臺を受る臺あり、上の臺の大さほどにして、六角に折り曲げて、少し高き物なり、以上六角の物三重なり、其臺の上に、五色の削り物を高盛にするなり、五色は、青(まめたり)黄(のしあはび)赤(かつをぶし)白(ごんぎり、乾はむなり、)黒、(いりこ、江戸にてくしこと云、)此五色を細に削りてもるなり、其調やうは、庖丁家にて知る事なり、武家のしる事にあらず、此手掛を略して、其代りにのしあはびを臺に載て、一番に客に供ずるなり、

〔大諸禮〕通之次第同喰様

一菓。子。出事、たとへば、相伴申ほどの人へは、何へもいだす也、去ながら貴賤へは、足付のふちだか、各へは、足つけずにふちだか也、同又略義に、各へ一つに持て出引事もあり、さて見合、楊枝をとり、扇をかざしつかふべし、同やうじを折てつかひたるがよきなり、貴人などへは心にまかすべし、くひやうは何にてもくひ候て能也、心にまかすべからず、同口に手をかざすごとくにして、わきへむき候てつかひ、はながみをとり出し、口をのごひ、つかひたるやうじをも、ふところへ入置なり、

〔貞丈雜記飲食六〕一七。五。三。の膳と云事、七とは、めしにてもあれ、湯漬にてもあれ、七の膳まで出すな

次居湯漬、〈可有餡也〉

至極饗應之時、高坏十二本備也、其時必用打敷高坏、次八本、次六本、次四本、次三本云々、普通高坏用之、

〔長秋記〕天永四年〈〇永久元年〉正月一日、主上〈〇鳥羽〉御元服也、〈〇中略〉行向体所、有酒肴并湯漬事、自平等院肩所被進膳物菓子餅餤粥等、事畢行向陣方給、

〔台記〕保延二年十二月九日壬寅、大饗儀、〈〇中略〉即著三獻、公能朝臣取盃、瓶子取忠兼、〈〇中略〉流巡如常、〈〇中略〉次居飯、維順、本可居飯料ニアケタル所ニハ不居シテ、更居他處、小失禮也、次公卿前次第居飯、大納言除職雅職、中納言忠兼、參議實兼居了、居汁幷菜、居飯之人同居汁也、參議實親正留中事由、予〇取頓長略立箸、次立匕、次々人同立之、先取最華天食之、食了汁土器ヲ置机下、次四獻、

〔貞丈雜記〕〈六飮食〉一客のもてなしに、飯の後に餅類にても何にても出すを、今の世には後段と云、いにしへはなき詞なり、飯の後にも、又は前にも、いか程も食物を出してもてなすを、幾こんと云也、是古之詞也、たとへば五こんめに飯を出したらば、其次に出す物をば六こんと云、又其次に出すをば七こんと云、何ぞ一品出しては必盃出し、銚子出す故、幾獻と云也、いく度も如此也、こん數は亭主の心得次第也、後段といふ名目はなき事也、

〔貞丈雜記〕〈六飮食〉一今世上に湯漬と云は、さい數を少くするなり、本膳には汁を置かず、二の膳に汁をおいて出す、本膳二の膳、共にさい數は不定事なり、

〔大諸禮〕通之次第同喰樣

一物喰次第、湯づけの時は、まづ湯をかけておき、〆合箸を取くふべし、湯づけのときは、汁をすふ事不可有之、汁のみばかりくふべし、總別湯づけの汁のさいえんは有まじき也、

一湯づけのとき、中酒過て湯をのみ候ときは、はしをとらずして、湯ばかりをのみてよし、つねの

饗饌圖 年中行事繪卷所載

僧綱、凡僧可ㇾ爲二此定一、
高坏居ニナレバ、高坏本數モ多ク成、又アマリニ大樣ナレバ如此計申也、是又常儀也、○中略
御飯箸臺御酒盞事
御飯箸臺雖ㇾ酒用二銀器一、於二御酒盞一供二土器一、
御酒盞事
三獻每度土器可ㇾ供ㇾ之
以二樣器一可ㇾ下二公卿殿上人一歟事、不ㇾ可ㇾ然、一座人必可ㇾ居二酒盞一、別酒盞事也
可ㇾ用二銚子提一事
朝覲行幸之時、主上御膳用二銚子一、元服著袴等饗用二片口銚子一、然者銚子者、存式之日用ㇾ之、賓客羞膳之時用二銀提一、關白家臨時客用ㇾ提者也、
饗膳名各別事
折敷高坏机等謂二之饗一、高坏謂二之膳一、本數不ㇾ可ㇾ過二六本一、比目不ㇾ居ㇾ之、饗二內外賓客一之時居ㇾ之、
〔三中口傳〕二亭主供膳事
可ㇾ依二其所一、大臣家ナラバ尤可ㇾ被ㇾ勸由仰ㇾ之、自餘輩、手於二御前一可ㇾ食ㇾ之哉、又雖ㇾ云ㇾ爲ㇾ殊無二內外之人一、再三不ㇾ蒙ㇾ仰者不ㇾ可ㇾ然、
〔三中口傳〕二一湯漬薯蕷粥隨ㇾ見在ㇾ事付供儀
湯漬薯蕷粥、隨ㇾ見在ㇾ供ㇾ之、
若宮入御、二條大納言宗被ㇾ計申ㇾ之也、
〔門室有職抄〕人々差二酒飯一儀
先居二例飯一、飯盛二高坏一、次一獻、坏居二折敷一持參、次居二比目一、次二獻、不ㇾ可ㇾ有二二獻一者、居二比目一後、可ㇾ有二一獻一、次居ㇾ汁、次三獻、次居二冷汁一、次居二菓子一、

シ、三ハ飲テ後、人ノ飲ニモ、左右ナク不請取間遲シ、故酒ヲ三遲ト云也、亦或說云、三遲トハ、酒名也、人ニ酒ヲ饗スルニ、定テ三遲ノ義式有、先筵ヲ敷キ、次ニ詞ヲ交、次肴ヲ勸、是三遲云也、此三說皆替、其何ヲ可正哉、難辨間並擧タル所也、

〔類聚名物考政事九〕三遲

闘巡三遲は、諸御宴の時、罰盃を行ふ時の名目と見ゆ、文明の比には、その名は同じくて、たゞ轉轉して、酒宴の事と見ゆ、朗詠抄は、大に誤也、江次第のは別の事也、三遲術道の術は術の誤歟、術は軒の誤也、又案に、遲は持と同音にて、佛書にも見ゆ、又碁經に、持を遲に作る、闘の事也、競馬にも、持に成を云、歌合にももち有、

〔本朝文粹十一詩序〕九日侍宴觀賜群臣菊花應製　紀納言

臣聞、季秋初九者、日月并應、陽數相並之候也、〈中略〉便賜禁園之菊花、以和仙厨之竹葉、恩深於一意、飲洽於群臣、先三遲而吹其花、如曉星之轉河漢、引十分而蕩其彩、疑秋雪之廻洛川、

〔通俗編飮食二十七〕來遲飲三杯

石林燕語、酒律謂、酒巡一匝、末座者連飲三杯爲藍尾、蓋末座遠、酒行常到遲、故連飲以慰之、按此是酒來遲、非謂人之來遲也、古凡罰飲之數、多限以三、韓安國作几賦不成、罰三升、蘭亭之會、王子敬詩不成、罰三觥、景龍文館記序、人題四韻、後者罰三杯、李白宴桃李園序、罰依金谷酒數、亦是三斗、

〔三中口傳二〕一食膳饗應事

公卿ニハ高坏四本　役送藏人五位

侍臣ニハ二本　役送式部大夫五位

公卿高坏之時、侍臣或有用机之例、是顯有儀之時也、如元服著袴時必不可有此儀、〈中略〉

殿上人ニハ、飯一本折敷ニ汁ヲ居テ、此日等ハ可爲如公卿也、

或記云、天暦十年八月十三日考定云々、到朝所西方、著淺沓、納言已下、到造曹司所著之後、次錦著座、左大辨相公（有相）勸盃、行罰酒云々、放盞之後、相公取替杓、而大臣盃庭酒之後、即返給於外記、（去年列見、大辨不取杓、今日如此、有覺悟歟、）次權左中辨賴忠朝臣獻盃、行罰酒云々、巡行之間、右大辨好古、入自西戶著座、巡了薦粉熟、右大辨獻盃、又有罰云々、放盞之後、不取杓、（非參議大辨經直、進而令從瓊上取盃進上失、）巡行到辨座之間、仰賴忠朝臣、令到於右大辨所、其故者左大辨放盞之後取次杓、而右大辨不取、不知孰是、兩大辨間、一人可有罰、好古云、江宰相、（朝綱）爲非參議大辨之間不取杓、因之所爲也、左大辨曰、宴座、史獻盃之間、大辨取杓、自勸盃之時、何不取之、民部卿曰、件例不宜者、右大辨飮罰酒了、予云、推量事情、大臣與納言、已有差別計也、納言爲日上之時、大辨若不取杓歟云々、

〔台記〕康治三年（天養元年）〇六月廿三日癸卯、請印列見如常、〇中略一獻粉熟、二獻飯汁、三獻餠餤、此間著氷兩三度、（一獻後無定期、爲消暑氣也、此中盞飮氷一度、）依太后崩、無宴穩兩座、不行罰酒、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、〇中略余仰曰、可有右大辨朝臣遲參之罰、朝隆朝臣二度飮之、了轉錄事公保朝臣、公保一度飮了、轉少納言成隆朝臣、成隆已下、皆二度飮之、少納言敎宗、轉錄事隆長、隆長一度飮了、轉左少辨範家、範家資長、各二度飮之、（近例錄事不預獻、而可預巡之由、見長元六年關白大饗經頼記、仍豫敎諭其由也、又長元六年、關白大饗有罰酒、其後不見行罰酒之例、今日復舊耳、天德元年左大臣大饗、依史生之失、行罰酒於參議右大辨有相朝臣已下、此三人今日不令飮罰於右中辨、余失也、）

〔塵添壒囊抄十〕酒三遲云事

酒ニ三遲ト云事ハ何ナル事ゾ、是ニ付テ數說アリ、朗詠ノ注ニハ、三遲トハ酒名ナリ、爾名故ハ、酒盞ニ入巡也、三遲定時飮也、不然飮ハ藥ト不成ト云、仍酒ヲ三遲ト云ト云々、

亦玄惠法印ノ抄云、晴ノ座ニテ酒ヲ飮ニハ、必三遲ト云テ、オソキ事アルベシ、一ハ人ノ手ヨリ酒器ヲ受ル、ニ、无左右不請取間遲シ、二ハ請取テ酒ヲ受テモ、聽テ不飮、人ノ目ヲ懸ル時、飮間遲

錄事、揖手籌、（罰一籌、）滿醒三遍、百犯百罰、錄事（非錄事不得輒令人罰、若錄事不坏、無及罰下四、酒正錄事執之、若錄事併坏、名）（賢官論義所犯、不論令罰之、）明府（行酒者、事目讓飲酒、皆罰明府一負罰論酬讀者免、）當盃（明府不使戶罰明府一坏、）擬把罰之四座、（座一巡、一二升、不能）（者論之、免之、）非戶凝滯、及熱等類、例件等人、可待其許諾、（此事云、得違數、熱不得、違冷、明府可、熱不可、冷、）酒座間、不應為事、隨時准式文、

〔西宮記正月〕十八日賭弓

賭方將曹督行罰酒、（賭弓負方、王卿已下將佐、不論官、大將行、酒正執、乃令飲、在帳中將佐一々令飲、）

〔北山抄八〕賭射

每度賭其方大將、以罰酒唱平、行負方王卿、（用建酒同坏、若無執約、少將建酒正執之、）

〔西宮記臨時八〕依新定酒式王卿飲罰酒事

延長二、正、廿五、（甲子）自院被奉子日宴於大炊、天皇御南殿、中務卿親王、避座立喚、采女采女稱唯、進御酒、陪膳采女擎盞欲獻、爰親王進跪唱平、天皇御執盞御飲畢稱精、御親王下自南階、便自座西頭南行、西向拜舞、訖復座、（拜舞東廂、）即行酒者、賜親王等酒、依酒式行酒人（酒式本行云々）賜獻者、而後可舞踏、依仰親王飲罰、又大臣依仰飲罰、以不舉罪之故也、天皇被仰云、昔故左大臣在時語云、寬平中有此事、本康親王為獻者、中平、御精訖、親王下殿拜舞、復座給酒、其時以建酒式告親王、而後事已行、又無所言、今日之事、與彼所言相同、恐後人以此為例、仍行罰酌新定酒式云、獻獻人避座離立喚采女、采女唯、擎御盃來授陪膳采女、獻者差進跪唱平、（或平說、建酒所、）御精訖、（獻者當酒例御盃者、外陪采女擎之、御精御時、）行酒人進賜獻者酒、即離受飲訖下殿、（自南階、可下、但親王太子不下、）舞踏還座、（於便宜處、飲酒賜之、）

延喜三、正、三、天皇行仁和寺、避宴間有盃酒、依仰唱平、（有大臣擧盃）舊例納言參議拜萬戶者二人、為王卿座儀事、

〔西宮記八月〕定考

云々、不二二盃一、天皇置レ箸、臣下又置、取レ笏降レ階、召二采女一云々、

〔江家次第 三月六〕石清水臨時祭

一獻 使料、藏人頭勸盃、雜色取二瓶子一、(中略)雜色使、而瓶子取レ令レ入レ酒飲レ之、更入レ酒授レ使、

〔古事記 上〕其神之嫡后須勢理毘賣命甚爲二嫉妬一、故其日子遲神(〇大國主神)和備弖(三字以音)自二出雲一將レ上二坐倭國一而束裝立時、(〇中略)其后取二大御酒坏一、立依指擧而歌曰、(〇中略)如此歌、卽爲二宇伎由比一(四字以音)而宇那賀氣理弖(六字以音)至レ今鎭座也、

〔古事記 中景行〕倭建命、(〇中略)還二來尾張國一、入二坐先日所レ期美夜受比賣之許一、於レ是獻二大御食一之時、其美夜受比賣捧二大御酒盞一以獻、

〔古事記 下雄略〕天皇坐二長谷之百枝槻下一、爲二豐樂一之時、伊勢國之三重婇、指二擧大御盞一以獻、爾其百枝槻葉落、浮二於大御盞一、其婇不レ知二落葉浮一於盞、猶獻二大御酒一、天皇看二行其浮レ盞之葉一、打二伏其婇一、以レ刀刺二充其頸一、

〔台記〕保延二年十二月九日壬寅、大饗儀、(〇中略)予酒ヲ入レ盃シテ(マ子ナ)、合二眼大宮大夫一、大夫目レ之、予飮テ又令レ入レ酒テ、擬二大宮大夫一、大夫飮了、又入レ酒擬二雅定一、(〇中略)三獻、(〇中略)大夫取レ盃欲レ擬レ予之時、公能取レ酌入二大夫盃一、大夫被レ傳レ予、予目二雅定一卽飮、(〇中略)次六獻、大宮中納言(伊通)取レ盃、經二贇子一居二予座上方一(天、)盃入レ酒合二眼予一、予曰、大宮大夫、(大宮大夫ニ盃ヲ受ヨト云心也、)大夫又答揖、此時予目二伊通一、伊通飮了、盃ニ入レ酒ヲ授レ予、予合二眼大宮大夫一、大夫答揖、予飮畢盃ニ入レ酒、瓶子取賚賢入レ之、授二大宮大夫一、流巡如レ常、

〔玉海〕承安二年正月二日辛未、此日攝政家(〇藤原基房)臨時客也、(〇中略)三獻、勸盃新宰相賴定朝臣、主人頻被レ讓レ之、仍下官(〇藤原兼實)取レ之氣二色攝政一、飮レ之盛レ酒(賴定取二瓶子一入レ之、)擬二攝政一、攝政取レ之、飮了盛レ酒、(賴定向入レ之、執レ笏退了、)被レ目二公保卿一、公保卿起座、經二座末幷贇子敷等一、居二攝政下一揖、指レ笏、給レ盃復座、次第巡行如レ初、

〔西宮記 臨時八〕後到

五巡後到著者、(可レ行二三盃一、)七巡後到者、(可レ行二五盃一、)十巡以上到者、(可レ行二七盃一、)一遲不レ得二通風一、二遲酒間架勾、三遲、(不レ得レ修レ之、)非

目出キ事ヲ云テ、酒ヲ勸ムル也、潘岳ガ閑居賦ニ、稱萬壽以テ獻觴ヲ云々、壽トハ、酒ヲ飲ム時祝言也、史記云、武安起テ爲壽ヲ云々、壽字ヲコトブキト讀ム、内裏卯杖ノコトブキナンドモ同事歟、大嘗會ニモ、於神祇官ニ奉壽詞事有、日本紀ニハ、室壽ト書テ、ムロノ〇ノ恐誤字キトヨム、新家移徒ニ祝言スルヲ云也、客人ニ酒ヲ壽(シフ)ルニ付テ、答酢ト云事アリ、答トハ、客ニ曰酬ヲ、客報主ニ曰酢ト云テ、亭主客人ニ答ヲ酬ト曰ヒ、客人ノ主人ニ答ルヲ酢ト云也、サレバ大智度論ニモ、答酢旨趣、辭理超絕セリト侍ベリ、凡ソ此論ヲ引ニ、智度論共、大論共、智論共云ヘ共、度論トハ不云、

〔學山錄二事物〕慶壽

奉酒上壽、以詩大雅、虎拜稽首、天子萬壽、豳風七月、爲此春酒、以介眉壽、爲其所始、而左傳武侯爲祝上壽酒、史記淳于髡曰、奉觴上壽、一斗徑醉、又丞相田蚡爲壽、坐避伏、已而竇嬰爲壽、故人避席、又漢書項莊入爲壽、又漢九年、未央宮成、高祖大朝諸侯群臣、置酒未央前殿、高祖奉玉巵、起爲太上皇之壽、此等皆進爵於尊者、獻無疆之壽也、又舊唐書貞觀八年三月甲戌、太上皇燕西突厥使者於兩儀殿、顧謂長孫无忌曰、蠻夷率服古未嘗有、无忌上千萬歲壽、高祖大悅、以酒賜太宗、太宗又奉觴上壽、又貞觀十六年十二月丁卯、宴武功士女於慶善宮南門、酒酣老人等遞起爲舞、爭上萬歲壽、上各盡一杯、是亦其事也、

〔新儀式四臨時〕天皇賀太后御算事

天皇計程、奉盃獻壽、訖復御御座、

〔北山抄一正月〕二日二宮大饗事

王卿以下、先進御所拜賀、次向玄輝門邊、著靴就座、三獻、宮司勸盃、後王卿遞勸之、其儀於小門前石階壇上取盃、二人相對酌酒唱平、擬把人揖之、突左膝飲畢、起又酌酒唱平、次々唱平行之、如旬儀也、

〔北山抄四〕御元服儀

〔江次第抄〕〔一〕唱平兩行　愚案平者、稱壽之意歟、

〔鑑所談〕〔一〕唱平

拔ズルニ唱平ハ、人ニ酒ヲスヽムルニ、其人ノ酒量ニ應ジ、平均ニ飮ベシト云義ナルベシ、俗ハ治病ノタメ酒ヲ許ストイヘドモ、酒量ニ平ニ至マデ飮ベカラザレバ、コレガタメニ、平ヲ唱フコトヲ得ズ、故ニ俗トイヘドモ酒ヲ飮ニ自唱ベキヨシナシ

〔江家次第〕〔十九〕臨時競馬

御馬鞍（此間鞍ニ鈔貫ニ行ニ翼酒、勝方進盃次將勸盃、用ニ建酒司酒、仍呼ㇾ平如ㇾ常、）

〔安齋隨筆〕〔前編六〕一唱平呼平　江次第卷十九ノ廿一丁表臨時競馬篇有ニ呼平字、貞丈按、唱平といふは、人に向て、ゆるやかにくつろぎ安座したまへといふ事を、タヒラカにと云なるべし、されば平を唱ふとも、平を呼ともいふなるべし、今世の俗語に、ろくに居たまへと云に同じ、ろくは陸の字なり、俗に平なるを陸といふ、擧陸と對る字にて、陸は平らか也、先年伊勢大神宮造替遷宮の時、久志本左京常一も、其事を行ふべき爲に伊勢へ行たりしが、歸りて予が家に來り、伊勢にて有りし事ども物がたりしける、かの神事に付け、神主ども會合して宴を設る事ありしに、上座の人先飮て、盃を次の人の前にすゝめて、マウロタユマウレカと云けり、其次々へ盃をすゝむるに、みな同じ如く云けり、常一聞なれぬ事なれば、何とも思ひつかず、後に尋ね聞ければ、マウロタユといふは、平かに安座し給へといふ事なり、マウレカといふは、タレカニ安座したまへといふ事なり、是タフロギ飮むべしといふ意なり、むかしより如此云ひ習らはしたりと答へけるとぞ、（マ。ウ。といふは、異ノ字にて、マ。といふべきを、引ていふなす、）貞丈思ふに、是古代の唱平の遺風なるべし、

〔塵添壒囊抄〕〔四〕壽○酒○云事（付盃○酌○詞本）

人ニ酒ヲシフルト云、何レノ字ゾ、常ニハ只強字ヲ可用歟、壽字也、獻壽ト云テ酒ヲ奉ル時、壽長ク

上壽唱平

立定、共謝座畢、上卿進著西面座、以次之人、入自母屋中央間、相分著座、第一人著南、大辨著北、辨少納言入自第三間著座、外記史入自第一間著座、少納言外記著北、第一座辨起座取匕、第一史先也、酒部所傳授、進至尊者南邊盛酒、退立唱平、尊者飲畢、次第如之、廻自南座末更逆上、至北第一人飲三盃、謂之藍尾、行酒畢復本座、次左中辨若无左中辨、次辨行之、辨官記云、无右大辨行酒儀、是則依无擬杓歟、右中辨以下次第飲之、非參議大辨、不可必著此座乎、但行獻盃、大辨幷少納言座有藍尾、畢第一史勸行酒、辨及外記史藍尾如前、次第二史勸行酒史、次辨史次第行酒、如辨官記者、左中辨又可二獻行酒、然而擬例畢不行之、但二獻以後無藍尾、若辨官數少者、少納言可行酒、見辨官記也、三獻之後立箸、不幾置之起座、納言爲上之時、只辨以下暫立、出自北戶脫靴、上卿於東廊脫、以次西廊、著東廊床子、卽撤宴座敷穩座畢、

〔江家次第 五 二月〕列見二月十一日

宴座

一獻、中略大辨搢笏取杓、到上卿座南邊、入酒於白銅盞、退唱平、上卿飲之、次第西行勸之、入自公卿座末、北行勸最末人、次第東行、到北面第一座人、頻勸三度、以上皆每度唱平謂之濫尾、畢授杓於史復座、中略二獻、以後無濫尾、無右大辨行酒儀云々、

〔台記〕久安二年二月十一日庚戌、巳刻參官、依列見也、中略召近邊諸司之時、大內記長光、五位於壇上謝座著與座、飲藍尾如常、

〔江次第抄 五〕唱平　長兼記云、仰唱平事、自飲之時、受酒了自唱之、可自飲之由或注之、今按之、自唱自飲、其理不可然、仍奉上卿時所唱之也、

〔錦所談 一 頭書〕追考ルニ、江次第抄ノ說、其據アリトイヘドモ、諸記ヲ以テ推ニ、或ハ人ノ爲ニ唱ヘ、或ハ自唱コトアリ、故ニ强テ此說ニヨリガタシ、

〔江家次第 一 正月〕元日宴會

一獻酒正率內豎、相對獻盃、兩行唱平、

の故出たしかにはみえず、闇推にてしるのみなり、近比滋野井入道公澄卿の隨筆に、管見野水抄といふものあり、その中に藍尾酒を出されたれども、白氏文集、容齋隨筆のみを出されたり、別の考なし、

今案に、藍尾の事、古人の說もたしかならず、但容齋隨筆によれば、最在後飲也といへる事さだかに見えて、仕舞の盃を三盃飲を云にや、江家次第もその意とみゆ、南座巡行、北座逆行、至于一座と有は、たとへば南側の座は、上座の貴人より下座の下官へ盃をまはし、北側の座にては下臈より下座に盃をはじめて、上座の上臈の方へまはす時に、各その最後の人飲て、また初る事三順するを、藍尾三飲といふにや、藍字を婪字にも相かよはして書くなり、婪字に貪の義あれども、その意かなはず、藍字は猶更意義なし、もと方言にいへるにや、再考ふべし、明月記等にも、藍尾のことあれども、未その義定かならず、

〔容齋隨筆四集九〕藍尾酒

白樂天元日對酒詩云、三盃藍尾酒、一楪膠牙餳、又云、老過占他藍尾酒、病餘收得到頭身、歲盞後推藍尾酒、春盤先勸膠牙餳、荊楚歲時記云、膠牙者、取其堅固如膠也、而藍尾之義殊不可曉、河東記載、申屠澄與路傍茅舍中老父嫗及處女、環火而坐、嫗自外挈酒壺至曰、以君冒寒、且進一盃、澄因揖遜曰、始自主人翁、即巡澄當婪尾、蓋以藍爲婪、當婪尾者、謂最在後飲也、葉少蘊石林燕語云、唐人言藍尾多不同、藍字多作啉、出於侯白酒律、謂酒巡匝、末座者連飲三盃、爲藍尾、蓋末坐遠、酒行到常遲、故連飲以慰之、以啉爲貪婪之意、或謂啉爲燣、如鐵入火、貴其出色、此尤無稽、則唐人自不能曉此義、葉之說如此、予謂不然、白公三盃之句、只爲酒之最數耳、安有連飲者哉、侯白滑稽之語、見於啓顔錄、唐藝文志、自有啓顔錄十卷、雜語五卷、不聞有酒律之書也、蘇鶚演義、亦引其說、

〔北山抄七〕列見事

藍尾

或記云、天祿四年十一月十一日、參春日使歸饗所、第一民部卿勸盃、舞人春延申云、待。油。闕。巡。者、民部卿云、不知先例、行酒恒平朝臣已爲府故人如何云々、恒平申云、有例事也、使陪從等又行待油闕巡云云、民部卿從之、春延擬中宮大夫放盃之後、大夫云、不可有闕巡、故何者、闕巡是可來而爲不來之人滿其巡也、公卿何重給哉、事旨無理、民部卿雖有所陳、大夫等是〇是一本作不從頗似失舊儀云々、

吏部記承平四年四月十六日云々、東對南放出南向坐、使近衛十二人、以机𣝣器備肴、〇中略此間絲竹漸發、近衛等起座改裝束、爰使中將師輔朝臣始出勸盃、公卿即行折中闕巡云々、

〔台記別記〕久安三年十月二日壬辰、今日有官政及平座事依昨日食也、〇中略一獻朝隆、二獻光房、三獻少納言成隆、〇中略四獻少納言能忠、相公〇藤原忠雅降座轉盃於朝隆朝臣、辨少納言待從、各飲闕巡禮也、飲四盃也、是三獻以前不飲之代也、而成隆之外、唯飲一度、不知禮也、

〔錦所談一〕闕巡待油(マチアブラ)

待油ハ、待膏ニテ、大臣家ノ大饗等ニ、尊者イマダ來ラザル前ニ、納言以下ノ、辨少納言ノ座ニ於テ勸盃スルヲ云ナリコレ尊者ヲ待テ行ユヱ、待膏ト稱スルナルベシ、又世俗立要集ニ、藏人所瀧口ノマチザカナ、マチザカナトイフハ、事ヲスル日、イマダヨラヌサキニ、ザセキニスヱマウクルナリトアリ、コレ待膏ニハ非ズトイヘドモ、其待ト云義、コレヲ以テ知ベシ、

〇按ズルニ、玆ニ見ユル所ノ、待油待膏ノアブラノ字明ナラズ、古事記三重婇ノ歌ニ、美幣能古賀、佐佐賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇。岐。志。阿。夫。良。ト見エ、又倭名類聚抄ニ、酒膏、文選注云、醪敷佐加阿布酒膏也トアリテ、酒ヲアブラトモ謂フニ似タリ、

〔類聚名物考飮食三〕藍尾酒　らんびしゆ一作啉尾、婪尾、人事盃酒部に委

藍尾酒の事、その說さだかならず、西土にも白氏文集に、その意見え、その後の物にもまゝしるせり、皇朝にても、古へよりこの名みえて、江家次第にも出たり、明月記にもこの名あり、されどもそ

闕巡

〔三中口傳 二〕饗酌間事

攝政家、如諸定事、無次酌事、

〔西宮記 二月〕十一日列見

天暦二、二、十一日、宴座間、有辨已下二人、〈朝綱、好古、〉仍三獻、少納言實利行酒、〈依所可行也、〉更有右大辨座、依無所見、不行酒、〈二獻、是右中辨可行也、而辨取盃醋酌之由、不立也云々、〉

〔西宮記 八月〕定考

或記云、天德二年八月十一日定考云々、宴座如例、權左中辨顯忠朝臣取一獻之酌、左大辨文時朝臣取繼杓、如辨官記者、中辨已下繼杓、大辨〈○辨、本作弁、〉一取之、今日儀相違歟云々、

〔玉海〕承安二年正月二日辛未、此日攝政家〈○藤原基房〉臨時客也、〈○中略〉二獻〈○中略〉主人取盃從下〈實宗卿已上〉人、〈攝籙不及勸盃者、不得心事也、〉巡行如初、

〔任太政大臣記〕建仁四年〈○元久元年〉十二月十四日壬寅、太政大臣饗、〈○中略〉四獻〈自此獻、料理所獻之、用土器、〉勸盃右大辨公定卿、瓶子侍從基定、盃實子、著余〈○藤原良經〉上臈之、予取盃、擬飮者、基定取繼酌、次第巡流、

〔倭訓栞 中編 七〕けつずん　闕巡の義也、建武年中行事に、四獻のたびさかづきくだりて、けつずんをのましむと見えたり、

〔江次第抄 六〕飲闕巡、今案四獻、召侍從賜酒之時、以前三獻分令飲也、故號闕巡也、一巡之時不飲之闕也、

〔西宮記 臨時八〕分行節會等飲酒事

闕巡可隨闕巡數、但立闕巡者云々、然則必可在此座也、遲來人又同之、〈[illegible]〉〈[illegible]〉

〔西宮記 臨時十〕祭使事

乍居一拜立、良久不拜之間、不審之處、上首倚不拜、右宰相中將以下再拜、定有所役歟、

〔建內記〕文安四年正月七日、謝座群臣二拜、次造酒正代六位外記康顯、（帶劍、依準人正歟、）持空盞趨進、次謝酒二拜、次貫首人、持空盞可立之處、乍跪待造酒正、因玆康顯不審、不參進、經程、然而不立上之間參進了、四條中納言作法相同乎、日野前大納言（資照卿、去年進退如此、）所持之由、中御門大納言見物演說也、

〔名目抄 諸公事言說〕續杓（ツギシヤク）

〔類聚名物考 政事九〕續杓　續酌

太政官廳指圖、（年月不知、作者眞蹟寫、）先一獻、（勸盃大臣以下）參議大辨起座、居西南一間中央、史二人、起座進酒部所、一人取盃授大辨、（所數）一人取酌進大辨許、取坏許、經公卿座後、進上卿座上勸之、（五位取繼酌、上﨟）獻盞後起座、但巡盃過我座之後歸著、流巡如常云々、

今思ふに、この文によれば、まづ史二人出て、そのうち一人は、盞を取て大辨に授るに、今一人は、酌を取て大辨のもとにす、みよるに、まづ盃ばかり、酒をば入ざるを、そのまゝに取持て、公卿の座の後の方をまはりて、上卿の在座上にすゝみよりて、酒をすゝめて、のましめんとする時に、五位の人、その史に替りて、取つぎて上卿に酌する也、さてその盞を上卿うけ取て後、座を起てかへる也、思ふに辨へは、史の酌をすれども、上卿へは、貴人なれば、えすまじければ、別に五位の人替りて酌する事にや、續酌とは、取續て酌する事を略して、かく書る歟、

〔江家次第 三 正月〕御齋會竟日

一獻（次將勸之、五位者繼酌、於納言以上、若大臣參者、雖四位可繼酌、）

其繼酌者、在連座納言者猶執之、比座不取之、

〔江次第抄 二〕不執繼酌、奧座有大臣可執之、　奧座有大臣者、可執繼酌歟、勸盃人盛酒勸大臣云々、飮了時、勸盃人取瓶子入酒、大臣以盃擬第二人之後、繼酌人退下、奧座無大臣之時、不及繼酌也、

空盞

一膳を出すに、先手長の衆、一間に二人づゝ有之よし、これは座敷より見えぬ所迄參ものも也、
一同手長といふは、膳部の方より請取、通のかたへわたすを手長といふ也、又手長の方よりうけとり、御座敷へ參るを通といふなり、
一手長より通の方へ渡時、賓客の膳をば、乳より上に指出し、膳の下に右の手をそへ、左にて中ほどを持て可渡也、
一同給仕といふ事は、公家方の言也、可心得也、
一給仕の時、疊紙をば可持、扇をばおくべし、あながち腰にさしたるはくるしからず候へ共忘てもつかふまじきがため也、

〔江次第抄〕一空盞　空盞者、未曾酒之盞也、故上首人乍坐拜之、酒正授空盞者、告示今日可賜恩酒之由、故又致拜謝之禮也、

〔儀式〕六元日御豐樂院儀
御豐樂殿、皇后出御、亦如常儀、(中略)立定、大臣宣侍座、共稱唯謝座、訖造酒正把空盞、(以盞四口盛之)上來授貢首者、(之親王)訖更却二三許丈、北面而立、

〔新儀式〕四天皇賀太后御算事
令親人先喚宮大夫、(大夫不在、以亮爲之、下同)大夫隨召參入著座、次王卿以次著座、(先是、中宮職設其座)座定造酒正把空盞、授貢首親王、親王遙向勸坏於宮大夫、王卿以次勸坏、

〔中右記〕寬治八年(嘉保元年)正月七日己卯、公卿列立南庭、(中略)酒正宗政、授空盞於貢首人、相觀取之拜、宗政不得儀、拜走出庭中、公卿逡巡之間、人々有咲氣、後拜了後、持空盞歸入、

〔實躬卿記〕正應四年十一月廿二日辰、豐明宣、(中略)外辨參列、小忌冷泉中納言、(經頼)右宰相中將、(中略)大忌殿大納言□□□□□次謝座、造酒正取空盞自軒廊出授小忌上首相親、置笏取盞、造酒正退歸、

候座、(今日一獻之前、不待召参上、失也、)二獻右少將行通朝臣、召外記、仰可令入借之由、三獻右少將公光朝臣、次湯漬、(公卿座、將監手長、將曹益送、次將辨少納言座、將曹直居之、無手長、其湯入銀提、)

〔台記〕久壽元年十二月十九日丁酉、公家荷前云々、○中略次官饗、(無魚類、)居侍所臺盤、肥後權守範光(不歴藏人、五位、)勸盃、左衛門志宗憲爲時取瓶、次居汁、(爲時役之、無手長、)衆長當日不用魚類、

〔玉海〕仁安二年十二月九日壬寅、今日東宮御書始也、○中略仰一獻、四位殿上人資盃、(居折敷、瓶子少進、)次二獻、亮勸盃、(瓶子藏人、)次三獻、權大夫、(瓶子五位殿上人、)次居汁、(攝政左府下官内府等、皆手長以下人嫁居之、)次四獻、中御門中納言、(瓶同〆)次五獻、源大納言、(瓶子光雅也)

〔任太政大臣記〕建仁四年(○元久元年)十二月十四日壬寅、太政大臣(○藤原良經)饗、○中略居汁、(加雉燒物、同折敷居加之、)陪膳手長等取居之如初、

〔宗五大草紙〕公私御かよひの事

一初獻の御盃持て出候人、さのみ若輩の人にては有間敷候、公方樣にても、御供衆の中にも、隨分の御方御持參候、公方樣攝家門跡大臣家までは、四方にすわり候、大かたの公家衆は、三方にすわり候、武家は角の折敷にするゑ候、大臣ならぬ公家武家へ御出の時も、此分に候し、

一盃持て出候やう、ちと高くさし出して、持たるが見よく候由申候し、

一公方樣にては、初獻の御ひさげの人、二獻めの御酌を御取候、次第に如此候、乍去定たる御法にてなき由、故勢州申され候し、又大内方にて見及候しに、初獻の酌の人、二獻めの盃を持て出候し、さも候べきか、

一配膳酌已下、總じて貴人の前にては、右へまはり候を、本式と申事候へ共、座敷のやうにより、左へもまゐるべし、貴人の方へ、後のむかはぬやうにと心得べし、猶口傳有、

〔大諸禮〕通之次第同喰樣

〔江家次第十一 十一月〕賀茂臨時祭

出御

次供御贖物、

頭爲陪膳、　五位藏人爲益供、

高坏二本、　内藏寮辨備安御膳棚、

次宮主獻大麻、

入自仙華門、就長橋供之、陪膳傳供、即以返給、

〔玉葉〕文治三年四月十七日戊子、此日立吉田使馬、（中略）次供朝膳、[illegible]役供行事經來、

〔満佐須計裝束抄 一〕大饗あるじの事

このざのくえんはいには、ゑふをへたるくらうど五ゐよかるべしとて、いつもの大饗殿のには、（中略）所やくをせんには、てながをせば、尺をさして、まづよれ、こと人、をしきに、ものをすゑて、もちてきたらば、をしきをもたせながら、物ばかりをせう〳〵とりすゑよ、かならずみなすうる事にあらず、われ又やくをして、をしきをもちてよらんに、てなが、をしきながらとらば、かならずをしめ、てながとは、はいせんをいふなり、

〔台記〕仁平四年（十月改元久壽）正月十四日丁卯、中鮮、伴[illegible]長餘長參入賓、（中略）還着東廊座、（中略）次二獻左少辨範家巡行了、王大夫依召着座、次居王饌、[illegible] 次勸盃、[illegible] 益送史、[illegible] 納言參議手長外記、[illegible] 益送史、依大將氣色下箸、三獻少納言實經巡行了、（中略）次余以下參内、入自南面西門、着右近陣座、[illegible] 依大將氣色下口器、次汁物、[illegible] 令官人數献、當府次將辨少納言闕着、一獻右中將光忠朝臣、[illegible] 依余命、次將等召外記史令

位（同餛飩）進居、（其路同餛飩、殿上人亦同、）役送地下五位取折敷、（役送衛府自欄上奉之、）自簀子西行、端座者、入自南面西一間、自廂西行、居陪膳後、陪膳取居了、役送人持空折敷、自本路退歸、給折敷、自簀子西行退去、奥座者自西弘廂北行、入自大辨座上、居陪膳後、陪膳取居了、役送人取空折敷、自本路退歸、返給折敷、自簀子西行退去、少納言辨座役送、不經藏人五位、自簀子東進、跪居東一二間欄干、陪膳（同餛飩）進居大辨後長押下、□□（在座前、今度役送人取折敷、衛府奉之如前、大辨二折敷、役送二人、少納言中少辨自後居之、一折敷、[illegible]役送人別一人、少辨已上折敷、皆組面、）自簀子西行、自弘廂北行、居辨座後長押下、陪膳自各右取居了、役送取空折敷、自本路退歸返給立作所、自簀子西行退去、

〔新儀式　四〕召雅樂寮物師等令奏音樂舞等事

時刻著御座、大臣依召參上、爰伶人發音樂、王卿依次參上侍座、内藏寮給王卿以下侍臣等饌、侍臣益送、又賜樂人饌、藏人所雜色以下益送、御厨子所供御菓子干物、計程供御酒、

〔西宮記　正月〕二日二宮大饗

七八巡後、宮司給祿、○中略次宮司給王卿祿、次著東宮饗、（四上、殿上人役送、）

〔政事要略　二十八〕十一月下酉賀茂臨時祭事

入夜、使等歸參、○中略主殿寮庭燎、内藏寮辨備酒饌、所雜色等、亦以益送、殿上王卿侍臣、遞勸坏酌、

〔儀式　六〕元日御豐樂院儀

群官謝酒訖受還、以次升就座、五位以上、見參議以上兩三人升殿、共東西相分就座、諸仗共坐、少時所司（各當色、）著益供御饌、（各一度、十五人、左右人、用西階、）近仗共起、（供饌並坐、）訖皇太子及上下群臣起座、主膳監益供皇太子饌、訖大膳職益賜五位以上饌、（入自堂後賜之、但升殿者、膳夫酒部等、入自東廊、）

〔新儀式　五〕皇太子加元服事

皇太子出自休廬、入自敷政門參上著座、○中略次采女等、出自障子戸、遞以益供東宮饌、采女一人前行供之、

夜藏人定其人と見えたり、供御脇御歯固に、屠蘇白散あり、藏人式に侍臣堪大飲者奉仕すと見ゆ、

〔倭訓栞中編十九波〕はいせん　陪膳とかけり、陪膳の釆女、陪膳の典侍などみゆ、思儘日記に、今歳のはいぜんには更衣さぶらふ、いとめづらしき事なるべし、

〔倭訓栞中編二十七也〕やくそう　役送とかけり、建武年中行事に見ゆ、

〔倭訓栞前編十七底〕てなが　手長と書り、今いふてつだひの人也、

〔江家次第一正月〕供御藥（元三正月）

内膳自右青瑣門供御歯固具、（○中略）

次盛御酒盞、自御几帳綻、付於藥頭、藥頭傳陪膳、主上起座、入自夜御殿南戸、當塗籠東方戸立給、陪膳女房、取御酒盞、（入御酒）通自東廂御障子、參御前供之、（○中略）

次召後取、其人出自殿上上戸、經簀子敷、自第二間入著座、

次女官、移入御酒盞餘分御銚子餘分等於大土器、傳給於後取人、其人飲畢、

〔公事根源正月〕供御藥　同日（○一日）

是は元三の儀なり、御殿にておこなはる、（○中略）屠蘇は東の戸に向てのむ由本文有故にや、次に女官にかへし給へば、是を後取の人にのましむ、昔は上戸を撰て後取にめしけるとかや、一日は四位、二日は五位、三日は六位の藏人也、つごもりの日、奉行の藏人交名をきり紙にしるして、殿上のすみの柱にをす也、さて二獻には神明白散を供す、むかしはさかなを後取の人に給事有、大根をたぶ、女藏人給はりて扇にすへて是を出、元日人々精進のゆへなりと江次第に見えたり、

〔西宮記臨時八〕陪膳事

節會陪膳、釆女奉仕、内宴、更衣若典侍奉仕、御本殿朝夕膳、四位奉仕、（女房可候也）朝干飯陪膳、女房候、舞女房者、五位以上候、（正下者）公卿供朝夕膳者、插笏不脱劍、（臨時陪膳脱之）警蹕事、除伊勢齋者可稱之、御晝御座之

後取御酌役送手長

酒の入たる方を取、左の手にてながえを取て、左の脇へ渡す也、右からならば左の手にて酒の入たる方をとり、右の手にてながえを取て、右の脇へ可渡、又酒の入たる方を兩の手に持て、ながえをも渡也、何も銚子を下に置べからず、下樣へは何となく渡候也、

一酒をくはへ候事、貴人の御前計たるべし、さのみ末々までくはへ候まじく候歟、

一提を持、くはへを仕事、提を右の手にてつるを取、左の手にてひさげのはたをそとか〻へて、右のひざを立、左のひざをつきて可提、ひつさげても持、又事により時宜によりて、たゞみにも置べし、酒を入候事、おほくは不可入候、但銚子に酒なくば可被入、銚子に提の口をあつべからず、さい爲しにならば、さいのうちへ手を入つきてくはへべし、又御酌の人、さいのそこへ銚子をおく、是もさいの外に手を付てくはふべし、總じては座敷の中程へ出合候てくはへ候、但御酌貴人なればふか〴〵と參りてくはへ候、又くはへ貴人にて候へば、御酌よか〴〵と御出候てくはへられ候が能候、又くはへ候やう、右の手にてはつるを取、左の手にて、提のはたをそとか〻へてくはへ候、立候事は、御酌の人立候て後に立たるが能候、おなじ樣に立たるはわろく候事、又永正十八年四月頃、かりそめに上洛の時、色々の事、故勢州〈貞陸〉へ尋申候時、くはへの事、常には銚子のわたりの左へくはへ候、慈照院殿〈足利義政〉被仰候しは、左へくはへ候て、其酒を入きらで、わたりの上をこし、右へ可入よし、たしかに被仰候つるよし物語候し、

〔資勝卿記〕寛永十一年七月十八日壬寅、大樹〈〇德川家光〉御參內、〈中略〉三獻、御陪膳ノ上﨟御前にヒカヘられ候、御銚子を將軍とらせられ、御しやくにて主上〈明正〉へマイラセラルヽ、御クワヘアリ、

〔名目抄 人體〕後取〈二人、元三、御藥供之、殿上人役之、又人々元日四位、二日五位、三日六位、〉

〔倭訓栞 前編十一〕まんどり　延喜式江次第に後取と書り、後取の大臣、後取の采女などいふ名目あり、榮花物語に殿上のまんどりといひて、ゑひの、しりてと見えて、名目抄に後取、元三御藥陪

臣勸盃、殿上二人、各有瓶子云々、畢予〇藤原師通起座、立弓場殿邊、予勸盃、瓶子取通輔、

〔玉海〕仁安二年十一月十二日丙子、今日御湯了、給祿於讀書人、於中門拜也、〇中略次一獻、成光朝臣、持參盃、居折敷、五位諸大夫取續酌、相從、余取之、巡流了、次二獻、重家朝臣勸盃、瓶子五位諸大夫也次居汁、余陪膳成光朝臣、役送諸大夫、公卿座、諸大夫居之、次下箸、次有催馬樂、

〔宗五大草紙〕公私御かよひの事

一一獻の時、御酌の事、初獻三獻めを賞翫と申、三獻めは、必亭主などもとらるべきか、又年始に、將軍家御參內の時、三獻めの御酌は、武家の御所樣御さだ候とて候、又今川貞世、か丶れたる大雙紙に、御酌の人、かならずゑぼし懸をすべしとあり、當時見及ばず候、御酌ならず共、はれの御役仕候時は、ゑぼし懸を可仕事也、椀飯などの時、御酌左樣候也、

一文明の比は、後成恩寺殿、〇一條兼良伊勢物語御講釋之時、度々一獻有し比、杉原伊賀守、賢盛御酌を被取候し時、仰られけるは、將軍家〇足利義政には、准后にならせ給ひ候間、近臣の面々は、殿上人の位成べしとて、御酌を御免候つるを、我等〇伊勢貞親若輩の時、同御座敷に祗候致し承候つる、但年久敷成候間、覺えちがへ候哉、本は有間敷候、又公方樣御酌は、女中にも、大上臈小上臈より外は御取なく候、男衆には、公家衆、御相伴衆、御一家之外は、伊勢守取被申候、諸家へ御成之時は、御相伴衆ならぬ人も、亭主とられ候か、攝家にも、女房殿上人より外は御取候はず候、淸花には、殿上人も諸大夫も、御酌を御取候、

一銚子を人に渡候事、貴人へは銚子を取なほし、ながえの方をさし出し、總の我身をちとしづむるやうにして、銚子をちとさしあぐる樣に心得て、酒の入たる方を右の手に取、ながえを左の手のひらにすゑてまゐらすべし、おなじ程の人ならば、是も銚子を取なほし、右の手にて酒の入たる方を持、左の手にてながえを持ても可渡、人の寄やうによりて、左からならば、是も右の手にて、

行酒

上皇御前、余卽取銚子、欲入酒之間、親王起座進御座前、頻請銚子之間余與之、飮御了、御盃有余前、前大納言可返取銚子之由予示之、然而親王猶取酌、然者可復本座歟之由、再三示之猶不聽、仍受酒（間）（座）後、可復座之由頻示親王、仍復座、猶被取銚子、余三盃飮了、前大納言取銚子、親王又一盃飮之、兵部卿以下面々拂底飮之、諸人頗有醉氣、及數獻後供御膳了分散、

（看聞日記）應永廿八年二月九日、予（○後崇光院）首服以後、黃門未見參、初而對面、殊爲悅、一獻持參、（內々二百疋進之）出仕計會、折節不思寄芳志也、則有一獻、方丈未無見參之間、別而被申請有對面、則進御盃食籠御方、就御方出座、前宰相三位候、重有朝臣、長資朝臣、行豐朝臣、隆富等役送、正永同候、三獻之時、中納言御酌ニ立、至侍臣取之、予又取酌賜彼卿、五獻之時、左府（○持基）（被取）御酌ニ立、予又賜左府、與衛朝臣、賞翫藤衛等召御前賜盃、三位勸之、藤衛飮畢則退下、五獻畢左府退出

（內裏式上）元正受群臣朝賀式

皇太子及上下群臣起座、（皇太子起座、餘皆此）供饌、訖大膳職從賜五位以上饌、（各入、自中儀、[illegible]、酒部等入、自中升殿）先是酒部入人、各趨立酒槽下、（此皆謂、[illegible]）已上、賜群臣饌、訖行酒者、把盞賜升殿者、相續賜不升殿者、（[illegible]）

（北山抄五）大饗會事

辰日、（中略）行事辨等、賜王卿插頭、此間會飮、按行酒、（天慶例也、又被可問內豎、乎）

（台記）久安四年二月十一日庚子、列見如恒、（中略）師能、成隆、能忠、酌酒、信範、史不行酒、（[illegible]、史不酌、二獻[illegible]）非禮、余命令行酒、三獻了着東廊、

（古事談二臣節）法成寺殿金堂供養（治安二年七月十四日）日、入道殿（○藤原道長）執盃、進閑院太政大臣（公季）前、權大納言行成卿執銚子、入道殿被仰云、久無出交盃酒、今日殊有所思、然以勸盃、言未了、落淚難禁云々、

（後二條關白記）寬治五年三月廿三日壬午、參內、主上御[illegible]（○[illegible]）如例、（○中略）奏賀中宮、次席從事了、侍

御酌御下段二疊目扣在之時、御勝手より御銚子出、二銚子に成、數之御土器出、松平左京亮始、諸大夫兩人、御流𢀓服頂戴、御勝手より又一銚子出、三銚子に成、萬石以上之諸大夫、若年寄、幷御側衆御留守居、萬石以下之諸大夫、法印法眼之醫師、(但奧之醫師共、狩野晴川、)御流𢀓服頂戴、畢而御銚子入、入御、

〔古今著聞集 十八 飮食〕知足院殿、(○藤原忠實)中納言のとき、堂院にまし〳〵て、中納言(宗輔)に、箏をならはせ給ける時、辰の刻より申にいたるまで、他事なかりけり、その時盃儀をまうけられて、さい〳〵にすゝめられけり、源中納言國信卿、其時てんじやう人にて、亭主の陪膳しけり、政長朝臣、納言の餅をするゑけり、道良朝臣、瓶子をとる、亭主盃を納言にさし給ふ、納言盃給はりてのまんとする時、道良朝臣、人まゐれやと呼て、銚子を他人にゆづらんとす、すなはち清實、盛長、有賢等參、其時納言のいはく、今日は御師匠を饗應せらるゝ日也、道良なんぞ瓶子を他人にゆづるべきや、道良もつともしかりとてすゝめければ、納言うち笑あひしてのまれけり、人々見て、あはれしたりがほなる人かな、なほ家の子なりとぞいひける、道良はおよすげものなり、京ごくの大との に、堀川の左府、六條のいうふ、ちうぐうの大夫もろたゞなど、つねに參らせられて、盃酌の有ける時も、殿下の前のほかは、一度も他人の瓶子にはよらざりけり、有賢等にぞ讓ける、

〔花園院御記〕元亨四年(○正中元年)正月十九日丙午、參女院御方對面、有頃歸來、其後於北面(院御方)廣義門院(○後伏見后藤原寧子)有御對面、須臾女院還御、其後上皇(○後伏見)出御廂、予親王相從之、兵部卿、中院前大納言爲陪膳、上皇聊目親王給後、御飮了、予欲飮之間、兩三度讓親王、依固辭予飮之、次第巡流如常、二獻時、予數度、頻讓予親王、固以辭讓、余遂飮之、巡流如恒、(今度兵部卿讓藤大納言)先之國房隆有等卿、被召候御前也、三獻、依仰前大納言持盃來、中書王前、度々固辭退、依重仰以酒入盃之間、親王力不及飮之、以外賞翫歟、被用客禮也、(本儀、親王已臣下之列也、讓盃之儀不可然歟、然而近代有此例、所謂今上在藩之時、上皇有此例歟、近代如此、今日爲行始被參之間、殊用客禮也、仍如此歟、)及數獻後、予讓盃於親王、親王固辭之間、上皇仰曰、取銚子可勸云々、仍予取酌勸親王、飮了、前大納言取盃置

可被出也、かやうの義、以後之爲、又東宮御幼年故、上ヲ輕しめ候仕方、不可然事也、主上御陪膳時、かやうの義仕候共、中々不可聞召、可被仰付、東宮御幼年、無何如此也、急度可申付由被仰付、各承之、則召寄條々申渡了、上ヨリ仰ハ無之候へども、何時出仕遠慮、可然由申含退出了、

〔大江俊光記〕寶永六年十一月廿日、巳刻參内、差次新藏人參、有栖川宮〔[illegible]〕御盃被下、御盃ノ御臺ニ、上ヘボウゾウスハル、有栖川宮ヘもスハル、三方ニ御盃ノ土器スハル、御銚子上リテ出、御シタミノカハラケ左手ニスヘテ出、御手長渡御陪膳取テ上ヘ上ル、御シタミアリテ、宮ヘ被下、宮マイル、御クハヘ在、又參、ヒレノ御吸物出、又宮ニモ、右ノ膝手ヨリ御吸物出、又一獻上リ、宮ヘ被下、一獻ウケテ、藏人クハヘ持參退、クハヘ在テ、銚子引、上ノ御吸物引、宮ノモ引、又ボウゾウ引、宮ノモ引、御土器ノ三方引濟、役送差次藏人、次傳法輪前右大臣〔[illegible]〕右ニ同、役送新藏人俊光、入御何も平復、次退ク、

〔將軍德川家饗應錄〔一〕〕天保五甲午年

正月朔日〔[illegible]〕

一大廣間〔[illegible]〕

一兩公方樣、內府樣、御上段、御着座、

御引渡〔[illegible]〕　高家　前田出雲守

御酌　同　山名播磨守

御加　同　大澤右京大夫

御前江被召上、御加無之、其御盃御銚子ニ載之、御中段西之方下ヨリ四疊目、御酌相任之時御酌代、

御酌　御奏者番　戶田備中守

御加　同　花房志摩守

て、三盃各のみ候て、愚〇證如盃大方殿御上り候間、又大文字の坏、愚のみ候、其次に愚盃ちごのまれ候、其後愚盃みな〳〵のまれ候、〇中略

一御堂衆とほりに出候、〇中略

一中居衆とほりに出で候、樓師のみ候、綱所衆とほりに出候、〇中略

一大坂留守の面々とほりに出候、愚盃、乗順のみ候、去年などは、御堂衆のみ候内にのみ候へ共、當年は主にあかせ候て如此候、

〔明良洪範十七〕又或時紀伊頼宣卿方へ、忠輝卿〇池田ヲ招カレ饗應有シ時、如何故ニヤ、忠輝卿、兎角機嫌宜シカラズ、頼宣卿、心配シ給ヒ、自身盃ヲ進メナドシ給ヘド、酒モ飲ミ給ハズ、然ルニ頼宣卿用事有テ、正木小源太ト云小姓ヲ呼ビ寄セ給フニ、忠輝卿、其小姓小源太ヲ御覽ジ給ヒテ、頼宣卿ニ所望シ玉ヒケル、頼宣卿、早速御承知有リケレバ、夫ヨリ大イニ機嫌宜ク成リ玉ヒ、與ニ乗ジテ傍ニ有合セシ大砂鉢ヲ取ラセテ、酒ヲナミ〳〵トツガセ、兩度迄飲ミ玉フトゾ、

〔基量卿記〕貞享四年二月一日、吉良上野介〇義央御暇被下、巳刻參殿上、主上〇靈元無御對面、傳奏、展御返事之趣、次東宮〇東山於小御所對面、其儀如先日、吉良土屋、共々被下御盃、次於鶴間、右大將、東宮御返事之趣仰、〇中略

一今日東宮御盃被下刻菊亭大納言爲御陪膳、不調法之事有之、子細者、御昆布鮑一獻參ル、御加ともに、以上三獻聞召之後、則爲御通、御土器にうつしかへて、人數多時もうつしかへて出ス事也、攝家方門跡衆はじめ其通也、然處今日兩人へ御盃可被下由各申合處、臨期失念、一人之由被存歟、三獻聞召之後、則御したみ、土器へ被弃了、依之右大將、勸修寺、予等申合、兩人ながらへ被下候由、心ヲ付了、吉良相濟、土屋へ被下候時、又菊亭以御銚子指上之間、東宮又聞召了、如前被下、此義以外之事也、三獻以後聞召之事、曾以無之事也、最前之御したみ、土器へ被移候ヲ、御三方之上へ、土器へ移入

給べし、就之御前において頂戴仕候と、又いたゞき不申との次第ども有之、能々分別あるべし、又罷出ざまに、座敷ひろく候はゞ、末座にてやうにより、そと提て可出、猶種々故實どもあるべし、

一盃の臺にすわりたる盃の事、貴人の御盃ならば、いくつもあれ、一ヅヽいたゞきてのむべし、臺ともにいたゞくと申人候へ共、それはわろきよし、金仙寺の給ひ候ひし、又呑たる盃をば、臺に可置、是も下に置候を、御酌取て、臺に御置候と申人候へ共、たゞうへに可置さ候つる、但し貴人の御前にて、するゝゝの人は下に置て、もやうによりて能候べし、公方様にても、細々たべ候つる、其時は臺の上に盃を置申候し、

一貴人の御盃給候事、一段の貴人主人、又主人の御息一門などは、いたゞきて口にあて、ゝ呑べし、又佛法の師匠同前、其外は敬候人成共、ふかく戴きたるばかりにて、口にはあつべからず、猶心得口傳故實あるべし、

〔小笠原諸禮大全上〕御盃頂戴の事

酌の條にあるごとく、酌人持參するなり、三方にても臺にても、中にて受取、右のごとく左右へ引わけ、膝て兩肱をつき、いたゞきて酒を受、ひぢをつきながらのむべし、肴をたまはゞ、御側へ參り頂戴し、立ざまに懐中し、本座へ歸り、又一獻く。は。へ。て。の。み、盃を持下座の方へ立なり、其時かへし奉るべきよしあらば、下に座し、能えたみふきて盃を酌人へ渡すべし、

〔大乘院寺社雜事記〕寛正六年九月廿二日、御社參、〇將軍足利義政、見物、〇中略三寶院入御、一獻在之、三獻也、役送殿上人三人、初獻酒器公方、次三寶院、次予、次日野、初獻之時、御引物折紙、日野持參申、第二獻酒器三寶院、次予、次公方、次日野、第三獻酒器公方、予御酌ニ參申、則御酌ニテ御盃給之、次三寶院ニ給之、

〔天文日記〕天文六年正月朔日、内儀にて、ひしの祝有之、其時白散出し銚子へ兩色の藥少づゝ入候

たゞき酒をうけて不ㇾ戴呑て、土器を持罷立なり、

〔禮容筆粹七〕大流は、貴人酒をのみのこし給ひて、銚子の中に打込給ふを、右のごとく土器をわたりにのせて、御酌持參いたす也、此時は土器をいたゞかずして、御酒をうけて後いたゞき、呑立にすべし、

〔禮容筆粹七〕御通りといふは、貴人の御酌にて、一人々々づゝ被ㇾ召出、御酒をつぎ被ㇾ下を、盃をいただかずして御酒をいたゞき、其盃を御前に置罷立也、

〔宗五大草紙〕大酒の時の事同殿中一獻の事

一御通りに出候事、大方は次第定るべく候、亂酒になりては、末々には人のさし圖次第に、早々可ㇾ罷出、殊に貴人の御酌などの內は、色體候て、ちゝ候て、またせ申され候事、狼藉のよしさた候し、

〔宗五大草紙〕公私御かよひの事

一貴人の御盃、下ざまへ給候時、ついがさねながら、給候人の前へ御酌持て行候て、御盃を取て給候人に渡し候、是は少賞翫の心にて候、又こなたより御盃を取て、御銚子にすゑて、給候人の前へ御酌持て行て、銚子を指出候へば、のみ候人、御盃をとりてのまれ候、又人により御酌御盃をとりて、のむ人に渡候事も有ㇾ之、かやうの故實、ちゞといくらもあるべし、又よの人のみたる盃をば、銚子の上にはすゑ候はで、左の手に持て、今又のみ候人に可ㇾ渡、又下ざまの盃なりとも、うへゝめし上られ候はゞ、前にすはりたる物にすゑ候べし、等輩の人も、我のみたる盃をば、たゝみに可ㇾ置ㇾ之、御酌とりて、前にすわりたる物にすゑらるべし、

大酒の時の事同殿中一獻の事

一公私共に、召出に參る人の身體酒ののみやう、〇中略めし出しに參候て、貴人の方を、一目よりほかは見べからず候、又物など被ㇾ仰候はゞ、盃を下におきて御返事可ㇾ申、肴を被ㇾ下候はゞ、盃を置て

取替、女中以下近臣等各如此、

〔資勝卿記〕元和七年十月廿二日庚寅、能過テ、天酌〈○後水尾〉ニテ御トヲリ有、五度入ニテ三盃、至六位有之、

〔資勝卿記〕寛永十一年七月十八日壬寅、大樹〈○徳川家光〉御參内、五ツ以前也、〈○中略〉一獻有、大樹ノ御前、典侍殿御陪膳、上臈ノ御酌ニテ、將軍へまゐる、其後伊豫殿御酌ニテ、女中バカリ御トホリ有、次二獻、初獻ニ同ジ、次三獻、御陪膳ノ上臈、御前にヒカへられ候、御銚子ヲ將軍とらせられ、御しやくにて、主上〈○明正〉へマイラセラル丶、御クワヘアリ、ソノ御銚子、御陪膳ノ上臈御請取候て、主上へマイラセラレテ、天酌にて將軍へマイラセラル丶、御盃取て、本ノマへ御タチアリ、御陪膳ノ典侍どの、御銚子マイラセラル丶、御座敷ノ中ほどにて、女中昵近ノ男達、御トホリアリ、御クワへ、女中ハナガ橋まで、オトコタチハ、公卿ノブン也、

〔基熙公記〕元祿五年正月六日、武家傳奏對談序、余問云、當今〈○東山〉代始之後、無天酌儀、子細如何、答云、當今御位之時、仙洞〈○靈元〉仰云、天酌儀後花園院以來之事也、〈○中略〉自今以後、可被停天酌之由、被仰故云々、

〔德川禁令考〈十二諸事〉〕元治甲子年五月三日　大樹公御暇參内之次第〈○中略〉公方樣〈○徳川家茂〉昨二日未刻、爲御暇御參内、於小御所御對面、異御大刀一振、御小直衣一領、御羽織、且又於常御殿御對面、天盃御頂戴、天酌有之、

五月

〔禮容筆粹〈七〉〕御流とは、大名高家、我が下ざまの家人に被下次第也、主人の前に、土器を幾つも臺につみかさね、主人のきこしめしかけられたる酒を、其かはらけにうつし、段々下へうつしつたへ、兩銚子のわたりの上にかはらけをのせて、酌持參する也、其時頂戴の人出て禮を申、土器を取い

數相定有之之間、殊無子細者、不可叶由也、則東坊城相公拜賀節、雖申天盃事、不及勅許也、向後可爲其覺悟由仰也、

〔基量卿記〕貞享三年三月十日、主上(○靈元)著御御引直衣、爲年始御禮之間如此也、被下天盃、御陪膳今出川大納言、御手長頼重、役送卜部兼亮、

〔宗建卿記〕享保十八年五月九日、新宰相中將(實雄)慶申也、(○中略)依爲外樣無御對面、於番衆所邊賜天盃、得選酌、雖爲外樣依爲近習、内々有御沙汰、賜天盃之由也、深以被畏申了、雖爲外樣賜天盃事、於中古ハ爲勿論、近世無件儀、近世有其人々、其餘不賜之、而被追中古例、今度御再興之由、内々有仰、頃日被爲見下御勘物注左、

永祿二年十月十一日、頭左中辨淳光、はいがにて、二色三かまいる、そう一度あり、きちやう所にて御たいめんあり、すゑにて御さかづきたぶ、ことざまは、とくせんゑやくにてのむ、

〔看聞日記〕永享八年八月廿九日、客人光臨著座、(○中略)數獻之後、上樣(○後花園)御酌ニ被立、予(○後崇光)類色代申飮之、次客主南御方等同御酌、巡流了、其後予御酌ニ立、客主上樣等進之、女中悉欲取之處、可復本座之由奉之間退、客主取御酌、本所女中皆給、三條中納言、兩度召出給盃、上樣御盃、南御方取之予ニ給、及數獻之間、酔氣前後不分明、七八獻了、客主起座、上樣纔御歸、(女中皆歸)公方(○足利義教)ハ東御方局爲直廬、改裝束、(著直垂)被歸云々、

〔實隆公記〕文龜二年七月十二日壬午、卅首勅題拜見、(○中略)一二獻之儀如例歟、三獻、室町殿御酌、(○中略)件獻終、以勅題卅首被出之、(○中略)伏見殿御酌之時分、末々作御酌參進之、次賜之退出、六獻之間、主上自地入御、室町殿同退出、於御休所、御製可拜見之由、被仰下之間、内々自御湯殿上、參議定所拜見之、尤珍重也、愚詠事又伺時宜、口則清書、七獻御盃、(風流題、長生殿裏春秋富、御心也、)之間、御短冊各置之、(○中略)下官依仰自女中方參入、候御酌、金銀御盃二也、今度天酌(○後柏原)之間、奉御銚子退下、此巡流、(兩盃)伏見殿室町殿御

けり、

〔台記〕久安二年五月十七日乙酉、依仰午初詣無動寺、(中略)同刻終臨幸、(中略)次渡南山房、(余(藤原頼長)歩行、在御輿前、)先供御膳、又余已下賜膳、一如水飲儀、(座主預儲、)座主申云、山露於人有毒、飲酒消之云、中堂禁酒者禁酢也、願上飲之、上則飲之、(忠隆朝臣供之、)了使忠隆朝臣賜盃於余、余曰可用他盃、(存禮也、)上曰莫替、予以御盃飲之一啐、

〔北山殿行幸記〕應永十五年三月八日　行幸次第

儲御所御裝束儀(中略)

參議持參御酒盃、(銀盃、居銀器、)參議取之退下、上首公卿取御酒盞進御前、次參議持參御銚子、同公卿取御銚子進御前、次主上(後小松)取盃給、次盛御酒、次主上目若公、(義嗣、足利)給、若公起座、御前敬屈候、主上飲御果、而又盛酒賜若公、若公指笏(或御懐中)賜御盃、此間御杓人、返銚子於本役人復座、次若公取御盃復座、召男共、藏人頭參進、被仰土器可持參之由、藏人頭持參土器、(不居折敷、)若公取之移入御酒、返賜銀器於藏人頭、藏人頭取之退下、次若公飲御果、置土器於座前、取笏給、

〔寛永行幸記〕寛永三丙寅年九月六日、行幸(二條城、中略)此日依重陽、大相國(秀忠、德川)將軍家(家光、德川)於御前賜天盃、

〔資勝卿記〕寛永十一年十月廿八日辛亥、板倉防州(重宗)伺公被申候、御大刀一腰、御馬代金子壹枚、馬代ハ清原主計持出申候、御大刀ハ持參候也、御大刀內御禮ハ外也、次天盃頂戴候也、次御能御見物之間ニテ、高松殿御側ニテ御盃出申、板倉防州御酒被下候、攝政殿も御出候て、御酒を被下候也、防州退出候也、

〔基量卿記〕貞享三年二月廿六日

一吉田侍從元服、申天盃事、愛宕相公申沙汰、此人外様也、外様之輩、天盃被下事、從先年頂戴之輩人

天盃
天酌

の方へ可出、中々是非をば申さず有まじく候といふこゝろなり、又貴人ながら、それ程もなければ、能したをすて、ふかくいたゞきて、盃を御酌に可渡、かやうのしつけも、こゝ〳〵敷、めに立はわろし、

〔看聞日記〕應永廿三年三月廿五日、今夜仙洞御遊有御習禮、〈○中略〉見物雜人群集、芝殿幷息女、總得庵主比丘尼達、濟々參有一獻、抑親子ガ一獻ヲ奉ト云事アリ、御所樣〈○足利義持〉へ自新御所〈○義持義量〉一獻申御沙汰也、及酒盛亂舞、地下聲御前祗候、

〔西宮記臨時八〕酒座事

王卿賜御盃者、御飲間依天氣、獻盃人恐敬跪候、御精〈○精一本作清〉訖、重酌給之、獻盃王卿、賜御盃還著本座、召土器瀉御酒、授御盃之後飲、巡行如常、放盞後、下拜舞著本座、〈或下自前階拜、了自傍可參上、近代自傍不昇、〉

〔北山抄四〕賜御盃事

若有氣色、頓首而候、賜御盃退、仰侍臣召土器、移入御酒、授御盞於其人、〈其人持土器、令瀉御酒之後置之於地、即授御盞、見吏部王天暦七年菊合日記也、〉獨飲置盃、降自御前之階、拜舞、昇自掖方、取盃流巡、

〔西宮記裏書〕延喜三年二月一日、召王卿給酒、〈殿上〉奏絲竹、左大臣仰中納言湛朝臣、〈○湛時參議、年月恐有誤、〉令獻壽言、召公卿遞供御酒、又以恩盃給式部卿親王、〈舞踏〉次給祿有差、

〔日本紀略四村上〕天德元年四月廿二日己卯、女御安子、於藤壺賀右大臣〈○安子父藤原師輔〉五十算、天皇渡御、右大臣以下諸卿有飲宴之禮、賀算事、毎事盡美、天皇以御盃給大臣、有音樂、大臣嫡孫小童奉仕舞、〈伊尹朝臣子〉

〔古今著聞集十八飲食〕寬弘三年三月四日、東三條より一條院に行幸有けり、先家の賞をおこなはれ、のち御作文管げんなど有けり、又盃酌の興もありけり、内大臣〈○藤原公季〉御盃を奉らる、中納言俊賢卿、御銚子を取、左府天盃を給はりて、れいの如くかはらけをうつしてのみて、前階をおりて拜舞有

云ソガ如シ、音便ナリ、凝ハギヨウノ音ナレド、中世ヨリ、十慕ノ猫ノ字、多クケウセウ等ニ作レリ、與ヲケウト書ケルガ如シ、サテ凝酒ノ字ハ西宮記ニ見エテ、下ニ引ケリ

〔大諸禮〕酌之次第

一中呑といふ事、鍛を參る時、誰にても間をすけまゐらせ候を中のみと云也、たとへば三つ參る時、三つめをくつろげまゐらせ候也、同また御つまり候はゞ、はじめ一つきこしめし候て、二つ目をすけまゐらせ候也、しぎにより初を御請候ても、中を御賴の事も可有之、何も事によるべし、大方まづ初一つをば、とかくに參候て、二つ目か、又は三つ目をすけまゐらせ候てよき也、心得べし、

一同又大中と云事、たとへば三つ目のみ候時、中を呑候人、二盃のみて、三つ目を、また誰なり共、間を賴てすけられ候を、大中と云也、如此の時者、いくたりへも賴候也、以前の盃本、あまりに御つまり候へば、かやうに間をおき候て、ほどを經て、くつろげ申べきためなり、又體により、下輩の盃を、貴人中のみをさせられ候事も有之、それも參樣は何も同前也、よく心得べし、

〔西宮記臨時六〕一ノ所盃酒事（節會及諸大夫新賀號、盃例以諸司官人爲所經下、近代絶不行、）食後少納言若辨獻盃、（立座登自東階、跪於簀角柱下、）盃、（所監執盃二、盛于土器、居神上、次臣跪上、上卿以勸云、何所下御酒杯、爲名中云、其勸臣爲新賀本仕、）上卿受盃、（五位可取盃、勸盃例以所監勸盃、近代無此例、）盃勸下、參議末、參議自南座一人進來、受盃歸本座、巡行如例、但獻盃人預巡行也、不過三獻、三獻過時、成大飮云々、

〔西宮記臨時八〕令行節會等飮酒事

中納言師尹卿、爲侍從廚家別當之時、何日起座獻盃、左右大臣共違座之處、獻盃辨少納言可取、次的、（對座時不敢可候、四位以下取納言獻的、）其、親王大臣對座時獻盃者、先欲獻大臣、大臣辭讓、于時獻盃欲至親王座之間、親王又固辭、遂獻大臣、後令獻親王、主客獻酬之儀、見酒式、世俗往來之法、雖無所見、大體依式文所行、

〔宗五大草紙〕大酒の時の事（同殿中一獻の事）

一我呑たる盃を、貴人に上られ候事有べし、其時はいかにも下をすて丶、いたゞきさてそと御的

盛、勝萬寺、此仁之事、今朝興正寺、以二左衛門大夫一被レ申候事にて、勝萬寺よび候はん歟、此方可レ爲二次第一候間、由旨候間、申事にはよばれたく候はゞ、よび可レ申候、其方可レ爲二次第一由申候へば、在京候間、よびたく候さ被レ申候間、よび候、自本興正寺以上五人なり、初獻に鯛の肴くみつけ、右に海老二わり、左に鯿引、盃惣はじめ、其後兼譽のまれ候て、皆々のまれ、勝萬寺のまれ候盃を惣呑、興正寺にさし、其にてはて、、二獻、又惣盃のみ、其次兼智、兼譽、兼盛、勝萬寺、興正寺、如レ此次第に被レ呑、興正寺盃を兼譽へさゝれ候を、興正に又さゝれ候、其を惣のみ、兼盛にさし候て、又勝萬寺のまれ、兼智のまれ候て果候、二獻の點心也、すひ物うけいり也、三獻、肴は鴈せんはいり也、くみつけ右に鯛のさしみ、左に白きけづり物、なり、盃兼譽被二初候て、惣のみ、兼智にさし、勝萬寺にさゝれ、兼盛のまれ、興正寺のまれ候、三はいのまれ、兼智にへだてられ、聽而興正又四ッ被レ呑候、左衛門大夫のみ、次第々々に皆々出て各呑候、此さほりの事、興正寺以二左衛門大夫一三獻の肴出て候て、盃展轉候時、各とほりによひて、一ッのませたきよし被レ申候間如レ此候、仍大方殿へとりするゑ、三ッ貳荷參らせ候、色々辭退候へ共、重ね々々申候間、此分に候、

〔宣胤卿記〕明應三年正月一日、今夜節會、略〇中一獻、以二左手一作レ盤取レ盃、以二右手一盃ナ取放テ口ニ次人一、飲了、沃二酒於盞盤中一、如レ元居レ盤返給、

〔徒然草下〕盃のそこをすつる事は、いかゞ心得たると、或人の尋させ給ひしに、凝當と申侍れば、そこに凝たるをすつるにや候らんと申侍しかば、さにはあらず、魚道なり、流をのこして、口のつきたる所をすゝぐなりとぞおほせられし、

〔塵添壒囊抄十〕魚道事付凝當把盞事

盃ノ底捨ヲ、ケウタウト云ハ何事ゾ、　是ニ異儀有、凝當ト書ハ、凝當ヲ捨ルト云義也、當ノ字ヲバソコ共ヨム也、玉卮無レ當、金樓子、當底也、史、實ニハ魚道ト云ベキニヤ、以二餘瀝一洗二盃痕一、是ヲ魚ノ過二舊道一喩也、仍魚道ト云也、魚ハ雖レ遊二泳大海一、敢テ不レ忘二舊道一、殘盃ヲ以、口ノ付タル所ヲ濯也、仍魚道ト云也、然殘盃ノ器ヲ魚道ト云ベキ歟、亦酒盃ノ次第ヲ計ヲバ、把盞ト云ナリ、

〇按ズルニ、ゲ、ウダウハ、凝濁ナルベシ、濁ハダクノ音ナル」ヲ、ダウト云フハ、餺飥ヲ、ハウタウト

三長記承元二年十二月廿一日丙戌、右衛門權佐經高來、相逢示曰、東宮御元服之間、不審事爲散蒙所來也、〇中略

一勸盃作法事

佐示曰、跪飮了、起授盃可唱平歟、而藤中納言曰、如造酒司先不可飮、只受酒可授盞之由敎訓、亮範朝臣此條未是非了、又件盃居盤之由、藤中納言存之云々、予〇藤原長兼答曰、跪飮了、案淵醉作、居又受酒授盃了可唱平、至次々之人者乍立受酒、自不飮之授盃可唱平歟、藤中納言存者可爲獻盃歟、代々記勸盃之由皆記之、跪條又无、不審歟、土器也、可有此旨之由說之、

〔花園院御記〕文保三年〇元應元年正月朔日丁巳、有御藥事、〇中略權大納言藤原朝臣依御目解御覽、爲參遣、居菓子於上皇〇後伏見御前、資明持參白散箱、置階隱座前、成輔朝臣持參御酒盞、藤原朝臣置御前、〇參上資朝持參銚子、階隱間額直、入三種於銚子、進御前、役人持銚子相隨、上皇令飮御、了返銚子於本役人、取御盃來、朕前、取銚子入酒、飮了置盃、階隱又返銚子於本役人、取盃復座、資明持銚子相隨、藤原朝臣取盃使資明置前大納言前、頻相讓後、取盃飮了次第巡流、

〔天文日記〕天文五年正月十三日、從興正寺、佳例之餤之如形祝儀點心候、〇八種略其後風之肴、ツミフカヘ、〇鶴鷺引物也、次鯛之肴、タミフケ、〇鯛物焼也、已上三獻候、從是前、點心計と申含候、雖然至只今相調候由條被誘候事々不及是非、兎も角も申出候、又とりするの事、是も自家初申候へども、只今申され候旨其分候、此肴之儀、兼日內儀にてさや〱、重々申され候へども、只亭にてと返し申候、今日相伴は、光應寺、左衛門督、順證寺、敎行寺、刑部卿、西光寺、從本興正寺、上野也、初獻愚身盃初、二獻光應寺被初候へど、二三度申候へ共、辭退候條のみ、興正寺にさし、其をのみ候、三獻の、光應寺被初候、其をのみ候、其次展轉候也、又大方殿とりするの五ツの樽二荷、新造へも岡前歟不知也、

〔天文日記〕天文六年正月十三日、興正寺、先日より被申候點心、未刻過に被振舞候、相伴兼譽、兼智、兼

〔吉記〕元暦二年正月十四日戊戌、未斜參官廳、依御齋會終也、○中略二獻、勸盃少將成定朝臣、巡行之後、予○藤原經房轉盃於實明朝臣、朝臣來座下給盃、同板敷也、又予爲納言可降座下盃、雖不審乍居轉之、

〔曾我物語六〕とらがさかづき十郞にさしぬる事

とらもざしきにさだまれば、さかづき、まへにぞおきたりける、よしもり、とらを、つく〴〵見て、ききしはもの丶かずならず、か丶るものもありけるよ、十郞が心をかねて、いでざるさへやさしくおぼゆるにや、それ〳〵といふ、何となく、さかづきとりあげ、そのさかづき、わだのみて、すけなりにさす、そのさかづき、よしひでのみて、めん〳〵にくだし、思ひざし思ひどり、その丶ちは、らんぶになる、こ丶にまたはじめたるかはらけ、とらがまへにぞおきた、りける、とりあげけるを、いま一どとしひられて、うけてもちけるが、よしもり、これを見て、いかに御せん、そのさかづき、いづかたへもおぼしめさんかたへ思ひざし給へ、これぞまことの心ならんとありければ、七ぶんにうけたるさかづきに、ちゞに心をつかひけり、わだにさしたらんは、ときのしやうくわんいぎなし、されども、すけなりの心のうちはづかし、ながれをたつる身なればとて、むつびし人をうちおきながら、ざしきにいづるは、ほんいならず、ましてや此さかづき、よしもりにさしなば、きらにめでたりと思ひ給はんもくちをし、すけなりにさすならば、ざしきに事おこりなん、○中略心をつかひあんじけり、わだは、われにならではと思ふところに、さはなくて、ゆるさせ給へ、さりとては、思ひのかたをとうちわらひ、十郞にこそさ丶れけれ、一ざの人々めを見あはせ、これはいかにと見るところに、すけなり、さかづきとりあげて、それがしたまはらん事、らうせきににたり、これをば御まへにといふ、よしもりき丶て、心ざしのよこどり、ぶこつなり、いかでかさるべき、はや〳〵とききたいなり、さのみじすべきにあらず、十郞さかづきとりあげ、三どぞくむ、

〔東宮御元服部類三〕順德

一飲酒事

造酒正勸端座、內豎頭勸奧座、並自座下勸之也、左手取盤、(但對座上儀未取盃者、持盤可取之、)右手舉盃飲之、沃弃殘濁於大盤中、(最末人不沃之云々)如元居盤、如初以左手返給、

〔江家次第 五二月〕釋奠 又說

播部敷穩座於東南角、(廟子敷疊、立元子床子等、)寮居聰明、(公卿料、盛高坏居臺盤上、弁少納言料、以折敷居大盤、)酒正獻盃、(擬飲之、盃代無之、)○中略 巡勸盃有兩說、(一說見上、是定親并經成朝臣說、又叶北山抄二宮大饗時儀、一說經信朝臣說、盞度不飲乎、後飲度上﨟時鳴平、江中納言說云、近代不過一獻、家說不盡、辨取之時先鳴平、次飲度次立勸、)

〔台記〕久壽元年七月廿九日庚辰、今日院(鳥羽)渡御鳥羽新造御堂御所、○中略 入御之後、公卿著殿上賓、此間供五果、中納言公能卿陪膳、四位二人(信輔、家長、)五位一人(隆信)役之、次別當信輔朝臣奏吉書、次一獻、賓賢朝臣居盃於折敷持來、(○○○○○○○○○○人臣家禮、主人勸一獻盃、被家司居盃於折敷持來也、上皇宮何有此儀乎、而近例如此謬也、)殿人取瓶、次二獻、參議公通卿勸盃、

〔東宮御書始部類記〕中山內大臣記

仁安二年十二月九日壬寅、今日東宮(高倉)御書始也、○中略 一獻盃、大進光雅居盃於折敷持參、置攝政御前退歸、大夫進俊範取瓶子參進、學士盃傳亮、此後亮起座、二獻、勸盃亮、瓶子三獻、勸盃權大夫、瓶子五位殿上人、此後爲四獻、勸盃中御門中納言起座、居汁之後可起也、良久佇、令居汁、攝政御料居大進、大臣等料五位殿上人、此後不居、宰相可申□□□而其人不候座、傳頭被催可著之由、遂以不著、仍不被立著如何、四獻、勸盃中御門中納言、(取盃、次)瓶子五位殿上人、不獻勸盃源大納言、(□賴云、頗有催氣色、子殿上□、御使等、立取盃、催瓶子、置上勸之、)瓶子五位殿上人、傳被催朗詠、學士詠之、

〔愚昧記〕仁安三年十二月十六日加茂臨時祭也、○中略 四獻、(大宮大夫、盃少將隆信、)今度有傳盃事、使歸座之後、勸盃之人可起座也、

〔增補下學集 下二 飮食〕九獻(クコン) 三日本世話酒名也、三々九獻儀也、

〔多聞院日記〕天文十一年正月朔日地藏講〇中略

一獻在之、初コンザウニ、イヤ、コンニヤク、午房、サキクミ、キハウ、ハス、井リコプ、

二コンメ マメノコ、イロリ、アメ、モチ三切、

三コンメ クキ、ナヅナ、三角切三切、シラガ、シヰン、

三三九コン、次第ニ在之、

〔周禮註疏 三十七〕大行人、掌大賓之禮及大客之儀、以親諸侯、〇中略 上公之禮、執桓圭九寸、繅藉九寸、冕服九章、建常九斿、樊纓九就、貳車九乘、介九人、禮九牢、其朝位賓主之間九十步、立當車軹、擯者五人、廟中將幣三享、王禮再祼而酢、饗禮九獻、食禮九擧、出入五積、三問三勞、諸侯之禮、〇中略 廟中將幣三享、王禮壹祼而酢、饗禮七獻、食禮七擧、〇中略 諸伯、執躬圭、其他皆如諸侯之禮、諸子、〇中略 廟中將幣三享、王禮壹祼不酢、饗禮五獻、食禮五擧、出入三積、壹問壹勞、諸男執蒲璧、其他皆如諸子之禮、

〔滿佐須計裝束抄 二〕大將あるじの事

このざのくゐんはいには、ゑふをへたるくら人五ゐよかるべしとて、〇下略

〔建武年中行事〕三日〇中略 正月、殿上の淵醉あり、藏人頭已下ことにたへたるをのこどもだいばんにつく、六位藏人けんはいす、

〔貞丈雜記 七 酒盃〕一勸盃と云は、人に酒をのまする事也、勸盃と書て、さかずきをすゝむるとよむ也、勸の字は、クハンとも、ケンともよむ也、古よりケンハイと云ならはしたり、クハンハイとは云はぬ也、

〔倭訓栞 中編 七 計〕けんばい　勸盃の音にもいへり、

〔四節八座抄〕元日

の時は是を用る也、同また以前の如く、式三獻を、盃壹ッたがひに取ちがへて用候をも、可然候なり同前也、乍去常の三ッ盃可然也、此時は肴は右にゑるし候如く、但引わたしに兩人の前へ出し候て能なり、盃はれいしきの如く、くぎやうに三ッ重て持て出べし、

一常に獻々の有時、肴の次第は、右にゑるし候如く、扨盃を出し候つかひの事、相伴衆五六人も有之時、すゑの人者、請てのみ候うちに、又盃を出し候て能也、

〔宗五大草紙〕公方樣諸家へ御成の事

一式三獻の時、かた口の銚子可取、白酒也、くはへなし、常の三の盃同前、

〔貞丈雜記〈六飮食〉〕式三獻の肴搆樣、或書に云、本膳引わたし也、二の膳うちみなり、是は鯉のうすみを、さしみの如く作り、土器に貳寸計高く杉なりに盛、右組左組のひれをさし、金銀の蕊を置く也、〈ウスミトハ、腹モノ所、鯉ノウスキ所也、右組左組ハ、左右ノヒレナリ、流儀ニヨリテ異ナシ、〉三の膳わたいり也、是は鯉の身ざころを作り、同腸を小口切にして、三ッ上におくべし、右組左組をさす也、味噌にて養る也、汁は入べからず云々、大草流と引合考べし、

〔看聞日記〕永享八年八月廿九日、客人光臨著座、〈會所東著座、予西着座、〉三條中納言御折紙持參、〈鳳尼〉次役送永豐朝臣、御盃持參、先有式三獻、其後按察以下著座、

〔八幡社參記〕康正二年三月廿七日丙申、今日參詣石淸水八幡宮、（中略）此後供奉輩於會所對面、各大刀如例、次於女中改直垂、有式三獻、〈用川魚、大草調進、〉役送同前、又有五獻、

〔海人藻芥〕マナ初メ、袴著、元服移徙以下、祝ノ酒肴ハ、必三獻ト云々、如何ニモ時刻延ザルヤウニ取沙汰スル也、凡酒無量、不及亂云々、雖然後光嚴院御愛酒ニテ御坐ケル程ニ、常ニ御酒宴有テ、獻獻ニ及ブト云々、其御代ヨリ獻數加增シテ、或ハ五獻七獻九獻マデ被聞召タリ、仍テ近比ハ、酒ノ名ヲ九獻トゾ申合ケル、

〔毛詩註疏大雅十七〕戚戚兄弟、莫遠具爾、或肆之筵、或授之几、○註略 肆筵設席、授几有緝御、○註略 或獻或酢、洗爵奠斝、傳、斝爵也、夏曰醆、殷曰斝、周曰爵、箋云、進酒於客曰獻、客答之曰酢、主人又洗爵醻客、客受而奠之不舉也、用殷爵者尊兄弟也、

〔躾方明記四〕式三獻の次第、是は三膳ながら、すへ並て置くべし、それは箸を取り、ういたさいたと云ひ、ひれ有べし、右板のひれのうつむきたるを取りてあふのけ、左板のひれのあふのきたるを取りてうつむけて喰なり、是陰陽和合なり、別の子細なし、

〔躾方明記八〕獻立之次第

一式三獻之次第如斯也、本式には、先一番に式三獻たるべし、其後ざふに出る也、酒は冷酒なり、兩人より外は有間敷候、本より一人江茂同前なり、てうしひさげ包むべし、いづれも繪圖の如く三膳ながらくぎやうたるべし、

一式三獻如斯也、三膳ともに、公饗にすへて出也、

一三膳ともにすゑわたして、扨銚子を出事も勿論也、乍去本式には、先盃すはり、兩人江すゑ渡して銚子出也、くはへて三度のみ候時、酌ひらきて、うちみを右の方へすゑさすべし、兩人すゑ渡して、又酌よりて、中の盃にて、兩方三度のみはてかへる、酌立のき候て、わたいりをすゑさせ、又三ッめの盃にて三度のむべし、

一如斯のみ候時、はじめうけられし時、酌三度立てくはへ候得ば、三度にて候、盃壹ッにて、如斯三ッながら同前也、

一箸は何も三膳ながらにすゑ候、箸は總じてとらざるなり、

〔躾方明記八〕くぎやうに、のしかちぐりこぶ置て、三重て出し候事、式三獻をりやくしたる體也、よめ取などの時、草なるを用て能也、是は三ッ盃共に、たがひにのけてのみ候なり、去かればよめ取

爲羽殿御渡例者、又極熱之間、三獻說何事候哉、重仰云、若是關白參之時、以四位爲陪膳歟、今夜關白依物忌不參、只以五位可爲陪膳也、又三獻何事之有哉、

〔台記〕保延二年十一月廿四日戊子、今日大原野祭也、(中略)一獻爲基勸盃、瓶子取忠俊、諸司官人只一人參上、仍二度役之、爲基先飲、次入酒授予、予取盃目辨、辨來、予又盃に令入酒、爲基入之、(予飲了授辨、依時許可令入酒、是失禮也、)次予飲、又令入酒(天)授辨、辨復本座、流巡如常、(中略)次二獻、諸司官人、今度二人參入、候一度役也、爲基勸盃、瓶子取爲實、爲基先飲、次入酒授予、予取盃目辨、辨來、予又盃に令入酒、爲基入之、(予飲了授辨、時許可令入酒、是失禮也、)次予飲之、又予令入酒(天)授辨、辨復本座、流巡如常、

〔台記〕仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、(中略)七獻、余(欲取盃)大納言宗能卿勸之、余起座、自簀子西進於一世源氏座、搢笏取盃、入自南面一間、取瓶經辨座前與座後等、居一大納言座上頭、(坤面)一揖豎酒、目納言、納言揖之、余飲了、更豎酒授納言、(揖納言歸)次人之後、余一揖、右廻退歸、居弁參議大辨座上前方、(坤面)一揖之後置笏、(右)取盃豎酒目大辨、大辨不肯升、便以詞召之、大辨然升候座後長押邊、余飲了、更豎酒授大辨、大辨搢笏受盃、(予取笏)退下長押、排盃平伏、余再三仰可流巡之由、大辨不聽、於是余一揖右廻、出自大辨座上、自西弘廂南行、(經少納言座後)自南簀子東行復座、(置盃之由)辨少納言復座、大辨飲之、豎酒轉四位少納言盛隆已下、依次巡行、宗能卿(起)座、自廂西進、出南面西一間、逆戶南(北面)取盃自南面西一間歸入、自廂東進、勸尊者、尊者轉盃於重通卿之後、宗能卿自復座、散位忠正(地下五位)散位顯憲(地下五位)勸盃外記史、

〔蔭凉軒日錄〕寬正五年七月十九日、四鼓剋行幸于崇壽院也、御所今日御宴、凡可有七獻云々、

〔式正秘傳書〕第十式三獻　式敬也、制也、尊卑貴賤、百官有司、所々常々之酒食饗儀、必以三獻爲常、因爾式三獻、考工記云、主人三度獻而三酬、三獻丹切、音與娛同、說文三、獻名、天地人之道也、於文偶二爲三成數也、獻、許建切、羽次濁音、雙大嵗饗禮記註、呂氏曰、凡以物相遺下之於上曰獻、上之於下曰賜、

五獻（使座、第四公卿取之、瓶子五位、陪從座料、勸盃四位、瓶子所來、雖須及六七巡、近代此巡或止之、）敷重坏料圓座（五獻、代始幷不日晩之時有五獻、自餘止三獻也、其時不傳盃於垣下座、有五獻之時、三四獻擬垣下公卿也、）

〔江次第抄　六〕石清水臨時祭

三獻　今案、代始幷日不晩之時有五獻、三四獻之時、擬垣下公卿、非代始、又省略之時止三獻、其時不傳盃於垣下座也、

受三獻杯之間、垣下公卿第一人氣色使、使受目後、置杯於座前、指笏、銜重、右方押遣、取杯立、徒跣進垣下座、相對座擬之、

至德元年臨時祭、三獻之時、執柄爲第一公卿、傳盞第二舞人、如四獻之時、四獻之時不然、可尋之、保延二、三、十三日、執柄著垣下、給三獻之時、一舞杯擬第一上卿、上卿召二舞給之、至德度例、用保延歟、

公卿著垣下座　勸盃人也

四獻　今案、第三公卿勸杯、著垣下座、如初、但使受盃、指笏起座、進垣下、擬第一公卿、公卿取盃飮畢、入酒自前入之、目第一舞人、舞人進座前、上卿擬盃、（使歸座）舞人取杯擬第二上卿、上卿受杯令入酒、目第二舞人（第一舞人歸座）給盃、第二舞人、取盃歸座巡流、

五獻　今案、第四公卿勸盃、不著垣下座、歸著壁下座、盃不傳垣下、雖須及六七巡、或抄云、有六獻時、四獻上卿召第三舞給杯、其儀准而可知、近代不過五獻、假令五獻人著垣下座者、可知可有六獻、代始參議或納言役之、依爲公卿使也、陪從座、殿上四位給重盃、

〔中右記〕元永元年七月十日、法王〇（白河）可渡御白川北新小御所也、〇（中略）家保傳仰云、今夕渡御御事可奉行、去□□□□□只一夜也、而大臣陪膳、四位歟、五位歟如何又三獻歟、五獻歟、予申云、殿上之役、只五位六位也、於四位者、殊不見候、但去永久三年十月、渡御此南御所之時、以四位爲大臣陪膳也、是

書には皆幾度といひて、幾盃とはいはず、

〔松の落葉 四〕酒のむさほふ三度三獻の事

ひと杯の酒のむを一度といひ、三度のむを一獻といひき、なみゐたる座にて、さかづきを一たびめぐらしのむをば、一巡といへり、さてもの、儀式にうるはしくのむは、三度と三獻とにぞありける、西宮記一の巻に、樂子奏之、次供御〇西宮記、樂子奏之、次供御、次給後取者、如此之二度、至于第三度、主上起晝御座、入自夜御殿南戸、留東戸、次供御第三度給〇今立と見え、大鏡六の巻に、御賀茂詣の日は、社頭にて三度の御かはらけ、定にてまゐらするわざなるを、その御時には、禰宜神主も心えて、大かはらけをぞまゐらせしに云々、とあるなどを見れば、三度は酒のむさほふになん、西宮記一の巻、臣下大饗のくだりには、三獻間、客人不動座、四獻以後、諸卿起座獻盃と見えて、三獻もうるはしく酒のむさほふにぞありける、又同記五の巻、定考のくだりに、三獻後、居粉熟飯、數巡後居餅餤と見え、北山抄一の巻、二宮大饗のくだりには、三獻後有音樂、數巡之後云々、とあるをみれば、三獻うるはしくのみをはりてのち、度々さかづきめぐらすこともありしなり、されどこれも大かたのさだまりはありとしられつ、北山抄に、節會酒巡、不過七許巡、而今日及十一巡、王公唱歌、擊笏、公宴酒興延長云々と見えたり、酒といふもの、のめばうれひをわすれ、くすりとなるをはじめとして、まじらひのむつびにもよろしく、何くれとよきことおほかるものなれど、ゑひすぎては、あやまちもしいで、身の病ともなれば、三度三獻とかぎりたるさほうありしはうべなりけり、

〔西宮記 二月〕十一日列見

辨著朝所、〇中略上卿以下入自西戸、揖分著座、辨少納言昇著、大辨以下少納言、次々獻盃、參議大辨、於西南柱下執盃、非參議降座執盃、昇自西面南階、二獻、自二獻計總失禮行罰、上官皆飲多失禮者、自一獻飲罰云々、居粉熟、外記手長、史取折敷、非參議大辨前史居、中辨已下前史生居、三獻食、近代二獻食之、居飯汁、撤粉熟、五六巡、三獻之後土器、居餅餤、或召碁杯、

〔江家次第〔五二月〕列見〔二月十一日〕〕

無₂宴穩座₁時、於₂此所₁〔所〇朝所〕見₂見參₁云々、〔三獻後可₂見之₁、申文云、三獻可₂儀、其後可₂盞₂餅餤₁、而承曆五年、更有₂四獻₁、盞₂餅餤₁、此事違例、依₂有₂事停₁寮序、何可₂過₂三獻₁乎、三獻之外、無₂別之無算納₁、雖₂宴之甚也、此時可₂停歟、〕

〔增補下學集〔下態藝〕〕一獻〔コン肴〕

〔四季草〔秋六下〕〕獻數

獻數の事、一こんといふは、何にても肴〔すひ物も肴なり〕を出し、盃てうし〔ひさげし銚子に付て出るなり〕を出して、三度〔三盃の事なり〕すゝめて、其肴の膳もどり、盃もてうしも入る、是一こんなり、次に又肴を出し、盃銚子を出し、三度すゝめて、肴も盃も銚子も入る、是二獻なり、幾こん進るとも、皆同じ事なり、唯肴ばかり出すにもあらず、雜煮なども、初獻に必出すなり、餅は酒の肴にならぬ物なるゆゑ、そへ肴と名づけて、魚物を一色そへ出して、其肴にて酒を進る、是一こんなり、飯にても、まんぢう、やうかん、さうめん、むし麥、うんどんなどの類にても、そへ肴をそへ出して酒をすゝむれば、一こんなり、つれ〴〵草に、最明寺入道〔〇北條時頼〕鶴岡の社參の次に、足利左馬入道の許へ、先使をつかはして、立いられたりけるに、あるじまうけられたりけるやう、一獻にうちあはび、二獻にえび、三獻にかいもちひにてやみぬ云々、かいもちひは、今世ぼたもちといふ物なり、是は酒の肴にならぬ物なり、是には何ぞ魚物をそへ、肴にして出したるなるべし、

一盃二盃

今世一盃二盃の事を、一こん二こんといふ人あり、あやまりなり、一こん二こんの事は、前にいへるがごとし、一盃二盃といふは、古き詞にあらず、古は一度二度といひしなり、つれ〴〵草に、迎に馬をつかはしければ、はるかなる程なり、くちつきのをのこに、一度せさせよとて、酒を出したれば云々、一度せさせよとは、一盃のませよといふ事なり、祝に、三々九度といふも、九盃の事なり、古

〔玉海〕嘉應三年〇承安元年正月四日己卯、此日御元服〇高倉後宴也、〇中略

今日不可有謝座謝酒禮事

元慶承平天祿寛仁久安、皆無謝座謝酒之禮、寛治天永大治、依行節會有此禮也、兩三之卿相、存可有謝座酒之由、是迷先例歟、後聞內府被稱思度之由云々、不足言々々々、

〔玉海〕治承五年〇養和元年正月七日甲寅、白馬節、內辨左大將云々、右大將稱疾不參、持來奏於里第、加判名字返給之、〇中略報云、永觀讓位、濟時卿右大將不撤弓箭、然而至于恒例宴會口不可不撤、謝座之間、可無便宜之故也、何況四條大納言意趣者可撤却、旁以無異議歟、

〔玉海〕正治二年正月一日戊子、節會、內辨左大臣、外辨右大臣、〇藤原家實謝座間有失禮、乍居被待酒正云云、猶以失禮、爲家之秘事歟、又以之可爲奉公歟、末世之法、每事無念無勇、

〔葉黃記〕寛元四年正月十六日丙午、抑源大納言〇雅親謝座拜之時、第二度之拜不立揚、授空盞於內豎、遣酒正不參不普通事歟、尤不審、

〔親長卿記〕文明十四年二月九日、詣德大寺前右府入道許閑談、節會事等語申了、其次予尋申云、御一流ニハ、謝座之儀、有相傳事歟、返答云、爲其分、不訪譜家之儀云々、棘事兩種相傳云々、被傳申內府〇藤原實淳歟、宣命使事相傳、其外未申含云々、

〔道房公記〕寛永廿一年正月七日丙申、次外辨諸卿列立、次敷尹、次謝座拜、次謝酒拜、上首爲賢卿、受空盞、不再拜、乍居持盞、返授盞之後一揖而立、近年如此作法見及歟、不可然、置盞共再拜也、

雨濕內辨不謝座、直參上、太子又不謝座、親王以下列立庭中、不謝座謝酒、直參上著座、近代無此儀、

〔北山抄一正月〕同日〇元日宴會事

〔西宮記正月〕節會

天慶七年例、同日〇元日雨濕時、不謝座昇殿、內辨仰云、莫謝、近代無此儀、

中右取笏一拜而立、

〔江家次第 正月一〕元日宴會

天皇渡御南殿、○中略 內辨起座微音稱唯、經宜陽殿壇上北行、出自軒廊東第二間斜行、到左近陣南頭、當幄座南去七尺、西出六寸、 謝座再拜、顧乾向先一揖、次再拜、次一揖、右廻經軒廊井東階等入自南廂第一間西進、計座程著之、兩儀於几子前謝座、帶劒人南一間母屋東第一間、雖一兩步不令劒礙也、○中略 王卿以下列入立標、○中略 諸仗立、內辨宜侍座、○中略 群臣再拜、謂之謝座、堂上著、座ヲ謝スル拜也、 酒正授空盞於貫首人、相跪取之、置笏取之、不取盤、乍居一拜而立、[illegible] 群臣再拜、再拜舉酒正來、亦跪返之、酒正歸聞起、如上、謂之謝酒、飲酒ヲ謝スル拜也、

〔江次第抄 一〕謝座再拜　凡揖拜向方有三說、此次第載一說也、謝座者、內辨大臣、蒙昇殿著座之詔命、而先致拜謝之禮也、先後一揖者、起居之節也、再拜者拜天子之意也、知足院關白藤原忠實被命云、乾是天位也、拜天者、是拜天子之儀也、

〔儀式 六〕元日御豐樂殿儀

皇帝受群臣賀、訖遷御淸暑堂、少時御豐樂殿、皇后出御、亦如常儀、諸衞服上儀、御座定、內侍臨東檻喚大臣、大臣稱唯、到左近衞陣西頭、謝座升自東階著座、次皇太子升自同階到座東、西面謝座謝酒著座、○中略 親王以下五位以上、東西相分立庭中、○中略 立定、大臣宜侍座、共稱唯謝座、訖造酒正把空盞、殿上用二者、酒盞 來授貫首者、共跪受授 訖更却二三許丈、北面而立、群官謝酒、訖受還、以次升就座、

〔延喜式 中務十二〕凡節會日、次侍從已上、不預謝座謝酒之禮、不得賜祿、但參議已上、幷當日有職掌者、及羸老扶杖之輩、不在此限、

〔延喜式 式部十八〕凡諸節會、五位已上、預參之後、不預謝座謝酒之禮、及離本列、任意左右者、莫給當日祿、但參議已上、幷當日有職掌者、及羸老扶杖之輩、不在此限、

〔新儀式 四〕奉賀天皇御算事

庭中東西相分、立屯物酒食、延喜十六年有此屯食、諸大夫著座之次、左右近衞府、率近衞等、開長樂永安兩門、以官史、史生各二人、率左右外衞舍人、參入自兩門、運出庭中酒食、

謝座　謝酒

だいきやうのおんざ。。とは、ことはて、、おほゆかにおりゐて、かうぶつ〇肴物とて、つちたかつきを、をしきにしたる、さかなくだものをまゐらせ、又いものかゆなどまゐらせて、さいばらあなたふとなどうたひ、ことびはなどあれば、もとゑんにしきたる、一世の源氏のざの、た丶みをとりのくるは、二人のやくなり、一人とる事なかれ、

〔貞丈雜記六飲食〕一おんざと云事、穩座と書也、貴人各上座の間にて饗應あり我々は次の間に居て相伴するを穩座と云也、貴人と一座にて相伴せず、一間隔て、次の間にて相伴するをいふ也、

〇按ズルニ、貞丈ノ說ハ、其義全ク古說ト異ナリ、據ル所ヲ知ラズ、

〔大饗略次第〕穩座事

治安元、七、廿五、小記云、大府、〇藤原公季饗仰錄事之後、又一獻了、敷圓座於簀子、主人及諸卿下居、(小野宮儀)五獻了、敷穩座圓座、發絲竹興、

〔台記〕久壽元年十二月廿二日庚子、今月忌月也、詩有無有其疑、尋先例、正月忌月人、行大饗時、雖止雅樂寮樂、有穩座絲竹之興、准此故知、無憚賦詩、

〔玉葉〕治承四年五月六日丁巳、此日近府異手結也、〇中略此間本家居穩座饗、(謂之林歌饗、黑棉飄、)

〔延喜式五十雜〕凡公宴賜酒食、親王以下、皆列庭中再拜、(謂之謝座)訖行酒人、把空盞授貫首人、跪受盞再拜、(謂之謝酒)

〔四節八座抄〕元日

一謝座謝酒事

外辨列立之後、上首以咳聲驚示、(令知列事之由於內辨)內辨宣、敷尹、群臣再拜、(謂之謝座)次造酒正、持空盞趨來、貫首人相跪、(貫首先左膝)置笏於左、取空盞、(以左右取、不取大院)之、造酒正退列、或二許丈退之間、(中右)作居一拜而立、(貫首先右膝在建)群臣相共再拜、(謂之謝酒)畢立、造酒正趨來、相共跪返授空盞、造酒正取之、退歸如初、或二許丈退歸之間、

飯行宴之例、今初有此事、後代可遺物誹、加之只有講論事、不行宴之例近在去年、是則依後宮御藥也、巳謂百度之座何無其儲被行哉云々、此間外記還來申云、中間停止之例、一兩雖有、皆依凶事停止也、依無酒飯停止之例無所見者、仰云、無百度行饗宴可無便、宜停止之由宜仰諸司、又令召勘大炊寮云云、

〔江家次第 五二月〕釋奠

王卿以下入自東西壁外砌、著百度座、(如初、猶著靴、)

上卿(南面) 參議(北面同間) 辨(三間北面) 少納言(同間南面) 外記(東四間南面) 史(同間北面)

辨少納言以下著(辨史著南、少納言外記著北、) 六位以下諸司著東西堂 坐定酒正獻盃(獻者唱平不飲、兩巡行如節會、酒正獻盃、正北座、佑東座、史生執瓶子、) 三獻畢(若無宴座時、三獻後進聽明、人々退、出東戸皇太子路也、他人不用之、) 王卿立著即拔起座(日上退間、辨以下立、納言出北中戸、參議西戸、)

暫著北壁外床子、(東上北面) 在北面第一二間砌、諸大夫出自坤角、於壁外脫靴徘徊、

諸司改俎上饌(追進加一兩肴物、) 外記申宴座裝束畢由 上卿以下還入著座(不改本座、但此度不著靴、)

〔江次第抄 五〕百度座 天慶記云、大炊寮未進百度、西宮記云、諸司調百度、以口宮給之、允亮云、女帝曰、勤公之者、雖一日百度可給云々、今按、百度謂大炊寮之飯也、都堂母屋東第二間以西、上卿參議等、南北對座著、○中略

宴座 大學寮儀、百度座、宴穩座等、各於都堂行之、仍官廳儀皆西廳也、上卿東面、參議西面、辨少納言外記史西面、紀傳博士在西、

〔三中口傳 二〕居肴物無菓子事

大饗穩座事、居肴物無菓子、

〔滿佐須計裝束抄 一〕大將あるじの事

宴座、上卿以下一々降堦、右廻出、於造曹所著靴、上卿入廳、以下立南廂西三間以西、共再拜、上卿著、（西面）次々入著、辨以下各相分著、一獻、（一史至酒部所、酌酒、座一辨料酒部所、取盞、史持的史立上卿南邊、入白銅盞、退唱平盞、讀辨的公卿酒、授酌、復座、次辨的大辨料、盃南面一人許、令飲三的、）次辨執匕令飲（○飲一本作的）獻盃大辨已下（盃尾如前）復座、一史令飲獻盃辨、及六位復座、二史又立、令飲獻盃史、（一獻、皆有盃尾、）二獻、（無盃尾、）次辨酌公卿以下少納言座料復座、次史酌獻盃辨、及六位座、如初、三獻、（大暦二年、依辨官儀、少納言實利酌三獻、）次辨史酌如前、上卿立著匕即拔、一々立出（脫靴）著東廊、辨以下著同廊內不敷座、史中裝束了、由（立石階東壇下、西廻壇上、）穩座、（先撤宴座、敷穩座、不敷史座、候近邊諸司座、）上卿以下著穩座、（日上西面、次人南面、東上、參議東面北上、）辨少納言著座、（入自東壁南間、東上北面、史生自上下、敷食饌、次居肴、辨以下還獻盃、參議下座、盃納言座、盃者召上辨、）三獻畢、（居好餅餘、）穩召史生、（大辨候氣色、上卿目大辨、仰史、令召史生、立庭中、二拜、著西廳座、兩日於座謝者、）召近邊諸司、（大辨候氣色、如初、上卿許諾、召仰、如先、內記及近邊諸司、入自西廳、列立坤角壇下、東上北面、謝座、昇西小階、著外記史等座、大夫內記在辨座末、或人云、有大辨者不著云々、）召雅樂、（於門外發物聲、大辨候氣色云云、仰掃部寮敷座、樂人著[illegible]、設祿、宴貌各二曲、兩日於正廳內舞、舞人位貌、）插頭、（大辨已下執之、）

〔西宮記（八月）〕釋奠

王卿起座（拔笏著靴）著廟門、次著百度座、（式部當廊大夫六位以下列、都堂南門外、西、外記上式部丞錄已下列廟門東、如先儀、）王卿入南門立標下、（經外記北邊入、諸大夫以下相分立標、五位在東、六位在西、）立定共再拜、酒正授空盞、（自都堂東角壇出、直進、人相跪執、盃酒正歸、）王卿以下謝酒、造酒正取盃歸、王卿以下著座、（昇南面東階、相分著、王卿南面、五位以上度庭中、登自南階西、階相分著、六位以下各著東西堂、諸司調百度[illegible]饌之、）坐定、酒正以下相向獻盃、（以次各唱平、不飲、）三獻了、王卿立著即拔起、（日上退間、辨以下立、納言以上出中戶、參議西戶、還上、脫靴、著壁外退角床子、東上北面、諸大夫出自坤角、於壁外脫靴、王卿由自戶外、脫靴、著壁外艮角床子、東上北面、諸大夫著西堂外、）諸司薦俎上、外記申裝束了由、王卿以下還著宴座、（不著靴、）（○中略）

或記云、天慶四年八月十日論議了、上卿以下著宴饗、而三盃之後、召外記、問都堂裝束了否之由、外記云、饗事已了、但大炊寮未進百度者、召大史言饗宿禰、令催行、而言饗申云、炊寮官人一人不候、不儲百度者、又召外記仰云、今日宴中間停止之由可勘申、外記歸局勘先例、此間問件事宰相云、饗宴事以酒飯爲先、而今日不進其飯、爲之如何、宰相云、左右宜被定行、又問調綱維時兩大夫、即云、從昔至今、不見無

宴座
穩座

ラジトゾ被申ケル、

〔古今著聞集飲食十八〕順德院の御時、新藏人源邦時、分配をしける、極﨟以下とさぶらひにて、次第の事共おこなひけり、三獻の後、一﨟判官藤原のやすみつ、いひけるは、今夜新藏人ふるまはれて候、やすみつすでに沈醉に及べり、

〔伊呂波字類抄志畳字〕酒。宴。

〔運歩色葉集左〕酒。盛。

〔曾我物語一〕おなじく〇おくの、さかもりの事
とひの次郎が申けるは、けふの御。さ。か。も。り。は、かねてざしきの御さだめあるべし、

〔增補下學集下一態藝〕遊。宴。酒遊也、宴或作讌也、

〔貞丈雜記六飲食〕一馳走といひ、又奔走と云ふは、馳走奔三字ともに、はしるとよむ字なり、客人のもてなしに、亭主はしり廻りて、珍物をもとめ、食物のあんばい等に心をつくすを云、客人もてなしのみに限らず、精を出し、心をつくして、物事を取調ぶるを、馳走とも、奔走とも云なり、

〔名目抄諸公事言說〕宴。座。宴。穩。座。

〔江次第抄一〕穩座者、非嚴重威儀之座、自他舒懷、故曰穩、

〔延喜式十一太政官〕凡太政官考選文者、八月一日、少納言辨外記史等、別當勘抄成案畢、(中略)次參議以上著朝食所、少納言辨大夫等候之、厨家儲酒饌、次大臣已下史已上、謝座著宴座、(大臣入自北戸、納言已下入自西廊、列立南庭、但六位在堂下、昇自西側階、)三獻訖、參議已上出著東廊、頓之入自北戸、更著穩座、少納言辨候南廂、盃觴三巡之後、召史生、史生列立庭中、謝座著座、(其座在西廂東廂、)次召內記及近邊諸司、(中務民部宮內勘解由使等也、其座在西壁下、)次雅樂寮作音樂、此間進插頭、

〔西宮記二月〕十一日列見

名稱

ノ際ニ三盃ヲ連飮スルヲ云フ、其巡杯ノ多ク至ラザルヲ以テナリ、上壽トハ、爵ヲ尊者ニ獻ズル時、其壽ヲ祝スルノ間ニシテ、唱平モ亦壽ヲ稱スルノ意ナリト云ヒ、或ハ酒ヲ強フルノ意ナリトモ云フ、賭弓ニ罰酒アリテ、敗者ヲ罰シ、又宴席ニ遲參スルモノニモ之ヲ行ヒ、其罰ニ一遲二遲三遲ノ差アリ、要スルニ、饗禮ニハ種々ノ式アリ、古今ノ異アリ、又諸家ノ法アリテ覼縷スルニ暇アラズ、

〔類聚名義抄八飮食〕饗ミアヘス タテマツル ウタ、アフ、古音亦享 タキ物 アルロ 大饗 大饗

〔伊呂波字類抄安人事〕饗アルク、許兩反、亦アヘス、大貯也、　〔同疊字〕饗應饗應

〔貞丈雜記七諸禮〕一饗の膳と云は、飯に饗立をするゆゑ饗の膳と云也、

〔滿佐須計裝束抄一〕だいきやうのこと

そんざのうしかひ、むねときやうよう、あり、うしぶねとて、ぬのにて、うまぶねのやうにしておくなり、

〔增補下學集下態藝一〕饗應キヤウオウ

〔土佐日記〕廿六日〇承平四年十二月なほかみのたちにてあるじ、の、しりて、郎等までに物かつけたり、

〔貞丈雜記六飮食〕一あるじまうけといふは、客人に食物をくはする事なり、馳走することを云、饗應の二字を、あるじまうけとも、もてなしとも、又あるじと計も、まうけと計もいふ也、又みあへとも云、饗の字也、みは御也、

〔倭訓栞前編二十六不〕ふるまひ　俗に饗應をいふも義同じ、馳走といふ如し、

〔平治物語三〕經宗惟方被流遣竝同被召返事

新大納言經宗モ、阿波國ヨリ被召返テ、右大臣ニナル、略〇中大饗行ハルベカリケルニ、尊者ニ此左大臣〇伊通公原請ジ奉リケレバ、使者ノ詞ヲモ不聞果ノ大臣上ナ、被寵振舞セラルヽナ、伊通ハ得急

禮式部四

饗禮 埦飯附

客ヲ請ジテ飲食ヲ差ムルヲ、アルジ、又ハアルジマウケト云ヒテ、饗字ヲ以テ之ニ塡テタリ、或ハフルマヒト云ヒ、饗應ト云ヒ、馳走ト云ヒ、酒宴酒盛ト云フモ同ジ、

凡ソ往昔朝廷ノ節宴、臣下ノ大饗等ニハ、宴座穩座ノ區別アリテ、始メハ宴座ニ就キテ獻酬シ、更ニ穩座ニ移リ、絲竹ノ興ヲ添ヘテ、主客懷ヲ寛ニシ、十分ノ歡ヲ盡スヲ例トス、又謝座謝酒ノ禮アリ、謝座ハ初ニ酒席ニ就ク時、再拜スルヲ云ヒ、謝酒ハ次ニ空盞ヲ受クル時、再拜スルヲ云フ、又一獻二獻三獻等アリ、後世或ハ二十一獻ニ至ル事アリ、一獻トハ、酒盃一巡シテ、肴核又之ニ伴フヲ云フ、而シテ宴席ニテハ、貴人盃ヲ下輩ニ賜フコトアリ、下輩ヨリ上位ノ人ニ奉ルコトアリ、或ハ相互ニ獻酬スルコトアリ、通常ハ行酒、卽チ瓶子取アリテ酒ヲ行ヒ、陪膳役送手長等アリテ、酒盃膳具ノ送供ヲ爲スト雖モ、貴人或ハ自ラ瓶ヲ執リテ、人ニ賜フコトモ尠カラズ、空盞トハ、酒ヲ盛ラザル盃ナリ、節會ノ時、酒正コレヲ藏人頭ニ授クルハ、恩酒ヲ賜フベキコトヲ告示スルモノナリ、コレ前ニ所謂謝酒ノ禮アル所以ナリ、繼酌ニハ、瓶子取ハ、通常ハ史ノ爲ス所ナリト雖モ、貴人ニハ、五位若クハ四位ノ人ノ之ニ代ルヲ云フナリ、闕巡トハ、盃盞巡流ノ際、闕座ノ人アル時ハ、其來ルヲ待チ、連飮シテ闕ヲ補ハシムルヲ云フ、又尊客ノ未ダ來ラザル時、勸盃スルヲ待油ト云フ、藍尾トハ、宴席ノ末ニ坐スルモノ、終宴

古事類苑

禮式部四

饗禮 垸飯附

ときの攝政三位中將をうやまふにあらず、專に貞信公のまさしく手づからうゑ給へる名木あり、かれに禮をいたす也、此事京極大殿つぶさにしめし給旨分明也とぞ仰られける、

〔續世繼 四 白河の渡〕たかみつときこえし人、たれにあひたてまつりたりけるとかや、車よりおりて、ふところがみをたかくたゝみなして、さく笏〇になしてなん、とれりけるとぞきゝ侍りし、

ニ及ブ所ニ、カノ馬上ノ士、供ニ持セシ槍ヲ取リ、安藤ニ突カヽラン體ナルヲ、安藤見テ、我ハ御旗本安藤五郎左衞門也、御身ハ誰殿ノ御家士ニテ、姓名ハ何ト申サルヽヤト問フ、馬上ノ士、馬ヨリ下リ、左樣ニ候カ、拙者誰ノ家士ニテ、姓名ハ何ノ某ト申也、御旗本衆ト知ラズ無禮申タリ、御免候ヘト云、

〔甲子夜話　二〕近藤石見守ハ（遠州氣賀ヲ領ス、三千四百石餘、交代寄合、）寛政中大番頭タリ、（中略）予（松浦清）モ識人ナリ、常々途中ニテ、口添ニ馬ノ口縄ヲサヽセ、己ハ馬上ニテ組手ヲシテ行ク、人ト遇ヘバ、鞍ノ前輪ニ兩手ヲアテヽ式禮セリ、イツモ籠ヲバ跡ヨリ空シクカヽセタリ、

〔途中行逢會釋〕一牧野備前守樣江、御退出江差出、被成御落手候、

去ル五日夜、私罷歸候途中、日本橋室町壹町目ニ而、何方之者共不相知、致帶刀候者、先供與候ニ付、供之者与相制し候得共、相用不申、返而雜言申募ニ付、押足輕持歸候刀、如何可仕哉之段奉伺候處、月番之町奉行江差出可申旨御差圖ニ付、永田備後守江差出候、無滯請取申候、依之此段御屆申上候、以上、

九月九日　　堀近江守

〔古今著聞集　十九草木〕貞信公（藤原忠平）なつめをあいしてまゐりけり、式部卿親王（重明親王、醍醐皇子）の家によきなつめの木ありけり、其木をおろし、枝にせられて、手づから身づから、花山院の北對のにしの妻戸の庭前にうゑ給ひけり、是によりて其木左右なき名木にていまだ有、花山院太政大臣の三位の中將の時、法性寺殿攝政にて、六條坊門烏丸の御亭より、土御門內裏へまゐらせ給ふには、近衞東洞院は便路なれば、もつとも此大路をこそとほらせ給べきに、いかにもよけさせ給ひけり、おのづから此大路をすぎさせ給とては、東洞院にしの四足をばすぎて、その棟門のまへにては、御車のすだれをおろされ、前驅以下を馬よりおろされけり、人あやしみて其子細を尋申ければ、

日本の言葉なり、大名の供、大手をひろげて、ほう〳〵といふも、いふ人ともに其譯を知らず、ほうとは唐音にて、無心といふ事なり、大名は其身重荷なれば、無心ながら片寄玉へといふ心なり、此旨よく合點して、必ずいかつを不可存との上意、難有儀御事なり、我一人の道にあらず、天下の道なれば、返す〳〵も其天道への禮儀にほう〳〵なり、然るに大名の供を制候者は、切捨抔と言觸し、甚不屆之事なりと上意被遊ける、

〔大和家禮八〕道途之禮之事

遇少老、たがひに馬にて、少者以下にあふとき、少者かくれさらざる時は、揖して過べし、あるひはおりんとするときは、遂而辭すべし、少者徒行にてさられぬときは、馬よりおりて揖すべし、幼者にはおるべからず、

〔窻のすさみ二〕寬延二年七月、紀州の臣渡邊數馬、霞關を通りしに、松平志摩守直員（新庄主殿直陞二男）の子頼母直通行かゝり、先に立たる挾箱持し僕、數馬の引馬を押退て通らんとす、口とりこれを押留ければ、口取を打擲す、口取脇差をぬきければ、供頭のもの立歸り制しけるゆゑ刀を納めけるに、挾箱の男又來りて、合羽箱の蓋を取、さん〴〵にたゝきける、そこにて口取拔打に切殺しぬ、則辻番出て押留ける、町奉行へ出けるに、能勢肥後守（頼一）吟味ありしが、口取のもの分明に云遁、餘義なき趣、奉行所にも感悅して、彼を刑せん事を惜れけるとぞ、かくして志摩守父子とも、供のもの不作法なる趣を咎められ、引込罷在べき旨にて、口取中間は數馬へ返されける、數馬も其時の取扱よろしからざる趣にて、紀州にて咎めらるべきなど沙汰せり、其後の事は聞ず、時の落首、

ほの〴〵と霞が關の朝霧に志摩かくれゆくくちをしぞおもふ

〔明良洪範續篇一〕御旗本五郎左衛門通行ノ途中、田舍風ノ士、馬ニ乘テ通リ掛リ、安藤ガ通リ掛ル先ヲ横ニ通ラントス、安藤ガ供、カノ馬上ノ供ノ者ヲ突退ケ通ラントス、是ヨリ事起リテ、互ニ爭

驚きつゝ平伏するとて、石につまづき轉びて、頬を損じけるを御覽じて、御駕の中より膏藥を給らせけり、それよりして此者を所にて稱しけりとぞ、その世の質實にして、君民親しかりし事思ひ見るに、かくも移りかはれるものか、

佐倉侍從正盛朝臣(堀田加賀守)の士に、口中權之助とて、乘馬の達人ありけり、大猷君(德川家光)の野邊の御成と知らざりしかば、淺草の門外にて、御先拂杯の來れる時、乘かゝりてけるに、かけ出して朝て御側近くと見えしかば、轡にて下口を一さんに切下しければ、四足を折てひざまづきし程に、側に下り居て下座しけるを上覽ありて、朝臣へ、汝が士、馬の上手と見ゆると御成ありしかば、則轡を加へて賞美せられければ、此手綱傳受がありて、大猷にては叶はざる下のよし、我藩中の士、其門弟なりし國府寺十郎かたりしとぞ、

〔明君享保錄〕諸侯供廻り被仰渡の事

或時明君(德川吉宗)上意にて、被仰渡けるは、總じて大小名途中供廻り、隨分いかつがましく無之樣、道一はいに步行不致、諸侯は眞中を通り、兩脇をあけて左右平人を通し、總て諸人のわづらひとならざるやうに心掛べし、既に聖人の代には、行くもの道を讓るとて、一旦に向ふより來る人に、能き道筋を讓り通しけるといふ、道路に脊負品をたすけ、持行がたくして、老人杯の助となるさいふは、難有き治世なり、豐前の小倉にては、左りの方を女を通し、右の方を男を通し、男女道を混雜せず、眞中を諸侯旗本通るといふ、能き掟なり、やゝもすれば當地俳個の人々、老人を突のけ、小兒を追のけ、天下の往還を、おのれが物の如くにする大小名は、天道を知らざる不仁の者なり、町人百姓にても、長い丸太か、又は重荷道具杯持し人は、聲をかけて、はい〳〵といふ、まさいらしいといふ人あれ共、夫ははい〳〵といふ字の義理を知らざるゆゑなり、能々かみ分て、左樣に聲をかけて通るものは、のけて通すべし、はいは拜なり、拜の字をがむとよませて、をがみますといふ

受習五經、○中略參朝之次、有一兩學徒、過諸塗、必下馬而過之、以此當時著稱、

〔江家次第二十〕乘船逢無止人時事

下船可跪岸云々、是故宜孝、奉逢入道殿○藤原兼家之時、所爲禮也、

〔台記〕康治元年二月十六日庚辰、自宇治參高陽院、○中略在宇治路逢。。。者、余下車留敬禮、事起出禮記、

〔台記〕久安二年二月十一日庚戌、巳刻參官、依列見也、○中略退出之間、右大辨出北門逢艮辻、予乘尻指之、過禮也、

〔吾妻鏡二〕治承五年○養和元年三月十三日己丑、安田三郎使者武藤五、自遠江國參著鎌倉、申云、○中略向橋本欲構要害之間、召人夫之處、淺羽庄司宗信相良三郎等、於事成蔑如、不致合力、剩義定居地下之時、件兩人乍乘馬打通其前訖、是已存野心者也、○中略速可被加刑罰歟云云、

〔吾妻鏡二〕治承五年○養和元年六月十九日甲子、武衞○源賴朝爲納涼逍遙渡御三浦、彼司馬一族等、兼日有結構之儀、殊申案內云云、陸奧冠者以下候御共、上總權介廣常者、依兼日仰參會于佐賀岡濱、郎從五十餘人悉下馬、各平伏沙上、廣常安轡而敬屈、于時三浦十郎義連、令候御駕之前、示可下馬之由、廣常云、公私共三代之間、未成其禮者、

〔吾妻鏡十七〕建仁三年九月二日丁卯、今朝廷尉能員、以息女將軍(源賴家)妾、若公母儀也、元號若狹局、訴申、北條殿○遠江守時政偏可追討由也、○中略將軍驚而招能員於病床、令談合給、追討之儀、且及許諾、而尼御臺所○源賴朝室政子隔障子潛令伺聞此密事給、爲被告申、以女房被奉尋遠州、爲修佛事已歸名越給之由令申之間、雖非委細之趣、聊載此子細於御書、付美女被進之、彼女奔付于路次、捧御書、遠州下。馬。拜。見。之。、頗落涙、更乘馬之後、止駕暫有思案之氣、遂廻轡渡御于大膳大夫廣元朝臣亭、

〔窻のすさみ三〕中橋に齋藥次郎兵衞とて名あるものあり、いかなるゆゑにて名乘とぞなれば、神君○徳川家康の東のわたり御通ありしとき、次郎兵衞路道に掃して居たりしが、御駕の來るを見て、

断次第、人馬諸道具共に可通之事、以上、

延寶八年十一月晦日

〔しがらみ〕明和九年、江戸大火の時、岡崎侯本多君、馬上にて大手より平川御門へ乘ぬけ給へば、いづれの御門にてや、こゝは下馬なり、何とて乘馬にて通らるゝ、やと咎たれば、御譜代の大名、變事のとき、御城内いづ方にても乘馬いたさゞる地なし、馬鹿をいはすな、疾御門をひらけと聲高く叱りて通り給ひぬ、そのとき御年十七にいませしとぞ、英才おもふべし、

〔大鏡三太政大臣頼忠〕前帥殿〈隆家〇藤原〉は、時の一の人〈兼家〇〉六條殿〈重信〉の御むこにておはせしかば、つねに西洞院のぼりにあるき給ふを、こと人ならば、ことかたよりよきてもおはすべきを、太后〈后〇圓融遵子〉太政大臣〈頼忠〇藤原〉のおはします前を、馬にてわたり給ふ、おほきおとゞ、いとやすからずおぼせども、いかゞはせさせ給はん、なほいかやうにてかとゆかしくおぼして、中門の北の廊の連子よりのぞかせ給へば、いみじうはやる馬にて、御ひもおしのけて、雜色二三十人計に、さきいとたかくおはせて、うちみいれつゝ、馬のたづなひかへて、あふぎたかくつかひてとほり給ふを、あさましくおぼせど、中々なる事なれば、ことおほくものたまはで、なさけなげなるをのこにこそありけれとばかりぞ申給ひける、非常の事なりや、

〔吾妻鏡十一〕建久元年十一月六日丙辰、雖可有御入洛、依道虚并御衰日延引、令逗留野路宿給、今日騎馬勇士在門前、無禮也、可令下馬之由、景時加下知之處、答申未習其禮、仍可召進其身之由被仰、義盛義實出門外、件男已退去之程也、義盛挾引目追射之、則落馬、于時義盛郎從等搦取之、問子細之處、大舍人允藤原泰頼也、承鎌倉殿〈頼朝〇源〉御上洛事、爲御迎參向、〈中略〉全不知御旅館之由陳謝之、非指糺明、早相宥可被召具之由云云、

〔續日本後紀九仁明〕承和七年七月庚辰、右大臣從二位皇太子傅藤原朝臣三守薨、〈中略〉三守早入大學、

房、于今在ト云ヘリ、○中略舊宅ノ下馬ハ尤可ㇾ然、竹田ノ大夫國行ト云者、陸奥ニ下向之時、白川關スグル日ハ、殊ニ裝束ヒキツクロヒムカフト云々、人問云、何等故哉、答云、古曾部入道○能因ノ秋風ゾフク白河ノ關ト讀レタル所ヲバ、イカデカケナリニハ過云々、殊勝事歟、

〔陰德太平記三十九〕吉川元春元長被ㇾ叙四位事

先祖吉川駿河守經基、去ヌル應仁ノ兵革ノ後、暫在洛シ給ケルガ、或時内裏ノ邊ヲ通リ給ケルニ、烏帽子ノ築地ノ上ニ見エケレバ主上○正親町折フシ南殿ニ出御成テ、是ヲ叡覽マシ〳〵、何者ナレバ、築地ノ傍近ク下馬セザルハト被ㇾ仰ケル程ニ、藏人ヤガテ極﨟ニ下知シ、人ヲハセテ見セケルニ、馬上ニテハナカリケリ、此人セアナガチニ長高キ士哉ト憫レテ、名ヲ問タリケレバ、安藝國吉川駿河守經基ト答ヘケルマヽ、立歸テカクト申ス、

〔玉露叢十五〕寛文二年十一月七日ニ、コレヲ仰出サルヽ趣、

一淺草橋御門　一筋違橋御門　一小石川御門　一牛込御門　一市谷御門
一赤坂御門　一虎ノ口御門　一山下御門　一幸橋御門、　一田安御門

右之所々御門ノ口々ニテ、乘馬乘掛馬ノ外、小者仲間百姓馬方等馬ニ乘通リ候ハヾ、御番ノ輩、相斷リ下馬イタサセ、其上此御門ノ内ニテ、馬ニ乘スベカラズノ旨、申含ベキ者也、

〔幕朝古事談〕公方家

西丸下乘は、御定め七本目の株にておろす事御規定なり、然れどもとかく駕籠の者少々宛も先へ出、橋臺迄乘付るなり、是は大名の番故、口にて制するのみなるゆゑなり、御本丸は御家人の番ゆゑ、御規定より進候得ばゆすりて金にする故、人々不ㇾ進なり、

外櫻田御門、馬場先御門、和田倉御門、右三ヶ所御門、自今以後下馬に成候間、出仕多き時分は、御歩行目付被ㇾ出之御門之内へ御本丸の如く、侍并に六尺、御定之外不ㇾ可ㇾ通之、但内に屋敷有ㇾ之面々は、

一物ヤ、極ノ乘馬カナト見ユ、左右ノ口ヲ被取レテ極ク翔マフ、弓ハ御門乘セ乍ラ引入レケル程ニ、院ノ下部取テ持タリ、院馬ノ極ク翔フヲ御覽ジテ感ゼサセ給テ、庭ヲ度々引廻ラカスニ、馬ハ躍シツヽ極ク翔ヘバ、轡抑ヘタル者ヲモ去ケ、口ヲモ免セト仰セ給テ、皆被去タレバ、馬彌ヨ早ルニ、男手縄ヲ取緩メテ馬ヲ搔□□レバ、馬平ニ成テ膝ヲ折テ翔フ、然レバ極ク乘タリト返々感ゼサセ給ヒテ、弓持セヨト仰セ給ヒケレバ、弓ヲ取セタレバ、男弓ヲ取テ脇ニ夾ムデ馬ヲ翔ハス、其ノ間中門ニ人市ヲ成シテ、見喤ル事无限シ、然ル程ニ男庭ヲ打廻テ、中門ニ馬ヲ押宛テ、搔テ馬ヲ出セバ、馬飛ガ如クニテ走リ出ヅ、然レバ中門ニ集タル者共、俄ニ去モ不敢ニ、追シラガヒテ、或ハ馬ニ不被蹴ジト走ル者モ有リ、或ハ馬ニ被蹴テ倒ル、者モ有リ、其ノ間ニ男ハ御門ヲ馳出テ、洞院下ニ飛ブガ如クニシテ逃テ去ヌ、院ノ下部共後ザマニ立テ追ヒケレドモ、馳散ジテ行カムニハ、當ニ追著ナムヤハ、遂ニ行ケム方ヲ不知ズシテ失ニケリ、院ハ此奴ハ極カリケル盗人カナト被仰テ、强ニモ腹立セ不給成ニケレバ、被尋ル事モ无テ止ニケリ、男ノ馳散ジテ逃ナムト思ヒ寄ケム心コソ極メテ太ケレドモ、透ニケレバ云フ甲斐无キ嗚呼ノ事ニテ止ニケリトナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔袋草紙二〕素意ハ、紀伊守重經也、號紀伊入道、○中略騎馬ニテ、楠葉ノ御牧ノ政所ノ前ヘ過ニ、下人出來咎之云、無止事御牧ヲ不下馬テ過ハ何物ゾ、入道云、紀伊入道素意、後拾遺ノ作者ニハアラズヤト云々、下人無答シテ令過之云々、

〔袋草紙三〕人々大原ナル所ニ遊行ニ各騎馬、而俊頼朝臣ガ俄ニ下馬ス、人々驚問之、答云、此所ハ良暹ガ舊房也、イカデカ不下馬哉、人々感歎シテ皆以下馬云々、是能因之先蹤歟、能因愛房ガ車後ニ乘テ行之間、二條東洞院ニテ、俄ニ下テ數町步行ス、愛房驚問之、答云、伊勢ノ御ノ家ノ跡也、故御ノ前栽ノ結ビ松于今侍ル、イカデカ乍乘可過哉云々、松ノ木ノ末ノミユルマデ不乘車云々、件良暹

ず、まして物祟する邪神に、我なんぞ下馬せんやと、箭取て打つがひ、武士のやたけ心の一筋に思ひきるとは神はしらずや、と詠じて、神殿の扉をはたと射たりければ、馬ゆくこともとの如し、

過宮城第宅前

〔新撰長祿寛正記〕十九日(○長祿四年九月)辰ノ刻ニ、義就(○畠山)打立給ヒケリ、○中略大勢ニテ八幡縄手ニテ下馬シ、大菩薩ヲ伏拜ミ、○下略

〔奥羽永慶軍記〕二十七〕稲庭祈ニ杉宮明神事附甘糟事

越後ノ甘糟近江守、弘治年中、聊ノ用事有テ山北ニ來リ、此宮ノ前ヲ通ルニ、馬スクミテ動カズ、甘糟不思議ニ思ヒ、下馬シテ禮拜スレバ、馬元ノ如ク歩ミヌ、

〔今昔物語〕二十八〕東人通花山院御門語第卅七

今昔、東ノ人、否不知シテ花山院ノ御門ヲ馬ニ乘乍ラ渡ニケリ、院ノ内ヨリ人々出來テ此レヲ見テ、走リ寄テ馬ノ口ヲ取リ鐙ヲ抑ヘテ、御門ノ内ニハ只引入レニ引入レツ、中門ノ許ニ乘セ乍ラ、此彼澡濟(ヒシメク)トテ喤ルヲ、院聞食テ、何事ヲ喤ルゾト問ハセ給ヒケレバ、御門ヲ馬ニ乘テ渡ル者ヲ乘セ乍引入レテ候フ也ト申ケレバ、院此レヲ聞食テ嗔ラセ給テ、何カデ我カ門ヲバ馬ニ乘テ可渡キゾ、其奴乘セ乍ラ、南面ニ將參レト仰セ給ケレバ、人二人シテ馬ノ左右ノ轡ヲ取リ、亦二人ハ左右ノ鐙ヲ抑サヘテ、南面ニ將參ヌ、院ハ寢殿ノ南面ノ御簾ノ内ニテ御覽ジケルニ、年卅餘許ノ男ノ鬚黑ク鬢クキ吉キガ、顏少シ面長ニテ色白クテ、形チ月々シク、綾藺笠ヲモ著セ乍ラ有ルニ、笠ノ下ヨリ□□□テ見ユル顏、現ニ吉キ者ト見エテ、魂有ラムト思ユ、紺ノ水干ニ白キ帷ヲ著テ、夏毛ノ行縢ノ星付キ白ク色赤キヲ履タリ、打出ノ大刀ヲ帶テ、節黑ノ胡籙ノ雁胯ニ、並征箭四十許差タルヲ負タリ、籠箙ハ塗籠箙ナルベシ、黑ク□□メキテ見ユ、猪ノ片股ヲ履タリ、革所々卷タル弓ノ太キヲ持タリ、眞鹿毛ナル馬ノ法師髮ニテ、長五ツキ許ナルガ、足固クテ、年七八歲許也、哀レ

過神前

農ヲ勸ル、里民モ夫ニ執レテ是ヲ异、

〔續三王外記〕憲王（德川綱吉）禁屠殺、文王（德川家宣）不好田游、章王（德川家繼）幼冲、是以三世無田獵之行、王（德川吉宗）立以爲王者四時之田、固非爲盤樂也、一以爲賓客、一以諸武乃命有司、爲田獵之備、皆如古制、於是鷹人獵行原野、百姓或辟焉下馬、王曰、鷹何貴乎人、無使下馬、享保二年五月、王始如本莊放鷹、自是出郊外捕鳥、恐民之罷勞也、令馳道弗除、廛肆如平日、

〔近藤守重事蹟考〕德川幕府の時、將軍の鷹を飼養する者を御鷹匠といふ、鷹の通行する、猶將軍の通行するが如く、行人之に逢へば道を讓り、驛路鷹の宿泊するあれば、旅客其家を避く、守重一日野外に逍遙す、御鷹匠の士に田畔に邂逅す、御鷹匠直進して曰く、御鷹々々、守重曰く、御人々々、敢て避けず、眼を張て瞪視す、御鷹匠却て道を讓り他に往く、

〔大鏡〕三（太政大臣忠平）つねに此三人の大臣（○藤原忠平子、實賴、師輔、師尹）たちのまゐらせ給ふれうに、ホ一條のみなみ、かんでのこうぢには、いしだゝみをぞせられたりしか、まだ侍るぞかし、むなかたの明神おはしませば、洞院うしろのつじよりおりさせ（○下車）給ひしに、あめなどのふる日のれうとぞうけたまはりし、おほかたその一町は、人まかりあるかざりき、

〔古事談〕二（臣節）經信卿、參圓融院御入輿之時、北野前不下車、或不審問人アリケレバ、答云、彈正式云、四位不拜二位云、神不享非例、若下バ還テ以似不知歟云々、

〔玉葉〕建暦元年三月廿七日己巳、今日宜秋門院（後鳥羽后任子）令參春日社給也、（中略）予（藤原道家）亞相騎馬候御車後、於入幡伏（ノママ）下馬畢之、予乘車、依御氣色豐也、

〔菊池傳記〕一菊池寂阿戰死事

元弘三年三月十三日、菊池を發して、英時が籠たる博多の城に押寄る、既に櫛田社の前を打過けるに、いかなる故にか有けん、寂阿が馬、足をとゞめてゆかざりければ、寂阿大に怒て、介者には拜せ

べし、つれたるものことばあるべし、

一鷹も鶴鷹は不ㇾ及ㇾ禮、只せこ貳人馬よりおろし、鷹師、笠をかたむけ、鞭を可ㇾ取ㇾ直也、

〔殿居嚢〕武家心得草

御拳之鳥御鷹の鳥途中心得

御目見以上は、御拳之鳥の由、心得迄に申達、制方は無ㇾ之、人々愼迄に候事、陪臣は下乘下馬爲ㇾ致、雜人は片寄候て、冠り物下駄等爲ㇾ取候事、夏御鳥多御鳥上使之節ゟ往來差障候はゞ、片寄候樣、聲掛候迄に候事

〔享保集成絲綸錄二十〕享保元申年十二月

覺

一御鷹据通り候節、輕き者共下馬仕候も有ㇾ之樣に相聞候、右下馬に者不ㇾ及候間、御鷹に構無ㇾ之樣に除け通り可ㇾ申候、狹き所に而行違候砌は、馬を留、片付可ㇾ能ㇾ在事、

一總體往來之者も、狹き所に而者、片付罷在、御鷹に差構無ㇾ之樣に可ㇾ相ㇾ心得事、

一牛車大八車、且又荷附馬、幷竹木等持通候者、右之分、御鷹見懸候はゞ、留置せ可ㇾ申候、尤遠所は留候に不ㇾ及事、

右之趣可ㇾ被ㇾ相ㇾ觸候

十二月

〔太平記五〕相模入道玩ㇾ田樂幷闘ㇾ犬事

或時庭前ニ犬ドモ集テ、嚙合ケルヲ見テ、此禪門〇北條高時面白キ事ニ思ヒテ、〇中略或ハ正税官物ニ募リテ犬ヲ尋チ、或ハ權門高家ニ仰テ是ヲ求ケル間、國々ノ守護國司、所々ノ一族大名、十疋廿疋飼立テ、鎌倉へ引進ラス、〇中略輿ニノセテ路次ヲ過ル日ハ、道ヲ急行人モ、馬ヨリ下リテ是ニ跪キ、

馬上逢鷹犬

申十二月十九日　　　　　喜連川左兵衛督家來
　　　　　　　　　　　　　　安藤昇

〔今川大草紙〕馬に付て式法之事

一馬に乘て鷹に逢ての次第、鷹の向へひかへて禮をすべし、是者鷹師も馬に乘たる時の事なり、弓を持ても同前、鷹師かちにてあらば、馬よりおりて一禮すべし、縱居てはいか樣の者なり共下るべし、

一鷹に逢て下馬の事、鷹師の右へ打よけて下馬すべし、鞭をぬきて持べきなり、さて鷹師をやりすごして馬に乘べし、下馬𛂞たりとも鞭をぬかずば、乘打同前なり、

一鷹犬にあふて下馬の事、鈴を付たる犬ならば下馬すべし、鈴付ぬ犬には、鞭をぬきて通るなり、

〔人賢記〕鷹狩に行合候はゞ、左へ打のけて下馬仕、右を可ㇾ通、是は鷹のおもてになる故なり、鷹犬引たる者、又餌袋付たる人にも、下馬にて可ㇾ然候はんか、但是は可ㇾ依ㇾ人體候、いづれも少心得有べし、

〔家中竹馬記〕一鷹を居て步て行人にあはゞ、縱鷹居たる者には下馬せで苦からぬ者也、鷹をみるよしにもして下馬すべし、但我家人等之儀に至りては、一向內々の事也、又鷹をすゑたる人も、馬上ならば下馬せで、馬を打のけて、鷹すゑたる人を先可ㇾ通、但常にも下馬すべきほどの人に附方馬上にてあはゞ、我は鷹を居たりとも、如ㇾ常下馬すべし、

〔三議一統大雙紙〕第三騎射門

一鷹にあふて弓を持禮の事、弓を右へ取廻して、鞍の前輪にかけて禮すべし、弓もたざる時は、手綱の禮有べし、馬鷹の禮、道より下へ馬をおろして一禮可ㇾ有ㇾ之、馬より鷹貴賤なればなり、馬鷹といへども鷹は上り也、

一輿に鷹の禮、輿をよけべし、輿の禮は輿を立るなり、靈の禮、輿に鷹打向ては鞭にておしなはす

處、差通候樣申聞候に付通候處、差添御普請役、御老中方通行先、御用物通候段、心得違之旨申達候間、御用限、年來御三家方通行之節、差通候段相答候處、御老中方は御觸元に付、差扣候間宜筋之旨申聞候に付、白須賀迄佗に罷越相濟候、然ル處御三家通行之節者、仕來之通差通し、御老中方通行之節は差止可申哉、剋付御用物御急等之節、宿方迷惑に可相成も難計、已來如何相心得可申哉之段、在所役人共より申越候に付、問合候由、

吉田家御用物上り、下野守殿下り旅行、先江行逢之節、先拂之者、下野守殿家來江承合候上相通候を、附添之御普請役より相答候由、右は御三家方通行之節は、仕來之通相通し、御老中方通行之節は、相止可申哉、心得方在所詰役人より申越候旨致承知、則右附添之御普請役相糺、幷其節差出候宿役人書付之趣を以て勘辨候處、御三家方御老中方通行に行逢候義は、前以相知候事に付、才領之者早メに罷越、右旅先江相斷候はゞ、及遲滯候程爲知候義は、御用物へ對し、決而有之間敷事に候、都而道中筋、宿々心得方之義は、御老中方江行逢に不限、御三家通行に行逢候節は、片脇に寄聲を掛ズ罷通、乘物前にては、御用箱を立、乘物通過候後、聲を掛持送、旅館小休所前等持送候節は、不見合聲をかけ持送り、跡より追越候節は、乘物近邊迄罷越、御用物之旨、供方役人江相斷り、聲を不掛靜に持送候仕來に有之上は、於吉田家も、右之通爲相心得取計候はゞ、差支之筋は有之間敷間、其段可申渡旨及挨拶候事、〇中略

一御朱印江對し及失敬候者之事

文政七申十二月、喜連川左兵衛督家來江談之上、差出候請書、

主人家來和田源八義、對御朱印及失敬候段、恐入候に付、同人義は、主人より愼申付置候處、今日私義御呼出之上、右は主人方に而、相當之咎可申付義に付、此度は別段御吟味之不被及御沙汰候得共、已後之義、心得違無之樣、取計可申旨被仰渡、承知奉畏候、仍御請書如件、

者等、爲取候計に候事、

右之通阿波守より、美濃守江問合濟有之候間、雨天之節、笠苫カル間敷哉之旨問合、

右挨拶

總而江戸表に而、行逢之節之心得に而可然候、

諸役人、杖拂等に不拘、除合候計に而、一切不差構候事、

右之通阿波守より、美濃守江問合濟有之候間、猶問合候由、

右挨拶

御朱印持參候分江は、除合候にも、御朱印江對し、除合方之心得も可有之候事、且家來之分、御朱印行逢乘打は、決而致間敷筋に有之候、〇中略

文政五午年二月松平阿波守問合

一御成狀御黑印御朱印等之品、爲持候ものは、憚候儀、不罷在候心得之事、

右答下札

御成狀御黑印御朱印之御品に候はゞ、宰領又は指添之者可有之事に付、其者より、右御品之段申屆候はゞ、持合之儀は勿論、憚之儀、不罷在不苦候事、〇中略

文政九年戌九月相馬長門守問合〇中略

一御用物と見請候而も、制無之分は、下馬下乘不致、冠物も用候心得に而罷在候、

但御三家方、其外諸家より獻上之品江は、下々たりとも、下馬等不致心得にて有之候由、〇中略

一御用物と御老中御行逢心得之事

文政十亥年閏六月寺社奉行松平伊豆守問合

今度青山下野守殿、三州吉田御通行之節、御用物通り候に付、先拂之物共、下野守殿家來江問合候

同御道具行逢之節、中間小者は、冠り物等爲取下に爲居候筋に可有之候哉、

但人足之分、同樣に相心得可申哉、

中間小者はかぶり物を取、下に居候筋に有之、召連候人足共は、勿論之事に候、

大御番頭江行逢候砌も、御道具同樣相心得候儀に有之候哉、又は御府内等にて行逢之節、同樣道讓合、不禮不作法無之樣、致通行候心得にて宜候哉、

大御番頭江行逢候節は、大凡江戸表にて、行逢之節之心得にて可然候得共、右は御黑印江對、心得可有之事に候、且家來之分は、乘打決て不致、扣居候筋ニ有之候、

右之通夫々及挨拶候事

〔五街道取締書〕御朱印其外行逢候節之心得、又は及不敬候者之事、

一寺社御朱印江は、有來通片寄、除合計に而、一切不差構通行爲致候事、

但行列幷總供共、片寄候計に而馬駕幷諸荷物は、其儘不差構、假令側强に候共、其旨及斷、尤行逢等之節は、見計不禮不法無之樣、幷行列外之心得を以、笠を爲取置、尤雜人手拭等は、爲取候而罷通候事、

右之通阿波守より、美濃守江問合濟有之候間、行列外笠取候義、雨天之節は相用、駕籠に乘候程之者下り立、雨天之節、傘下駄相用苦カル間敷哉、尤痛所に而駕籠に乘候ものは除合候間無之候はば、其趣先拂之人江斷、其儘駕籠居置、苦カル間敷哉之旨問合、

一番頭御道具類も同斷

但同斷

一所司代御城代も同斷

但總而下馬下乘爲致、幷頭立候分、押之者等爲致下座、總雜人は不爲致下座、片寄、笠かぶり候

五月十八日　　　　　　永井隱岐守家來
　　　　　　　　　　　藤原權左衛門

御附札

書面之通相心得不苦候事

〔道中方覺書〕文政四巳九月、有馬玄蕃頭家來、問合挨拶之內、〔中略〕

御朱印幷に番頭持參り之御道具類、所司代御城代行逢候節、是は家來之內、頭立候分は下座爲致、下々は片寄、かぶりもの等爲取候事、且御朱印江は、家來之分、乘打決て不相成事、

〔五街道闕書〕御道具類幷大御番頭江行逢候事

文政五午年四月遠山美濃守問合

美濃守於道中、大御番頭御道具行逢之節、道中半へ相讓合、通行いたし候て宜候哉、

但右之節、行列供方之分、片寄候計にて、馬駕籠幷諸道具共、其儘不敬不作法等無之樣相愼、通行いたし候心得にて宜候哉、

美濃守旅行之節、大御番頭所持之御道具江行逢候節之儀、心得之通にて提候儀無之、尤供廻之分は、笠爲取候に不及候、

同御道具行逢之節、行列之外、供廻諸士、馬駕籠に乘來候程之もの、片寄扣居候計にて、下乘下馬等爲致候面宜候哉、且諸士歩行に候者、笠取扣可申義に候哉、又は片寄扣候計りにて、不及笠取に候儀に候哉、

但家中計旅行之節も、右同樣之心得にて宜候哉、且徒士足輕等も右に准じ、右心得にて宜敷候哉、

家來之內、駕爲持候程之者は、片寄扣居、下乘に不及、夫々以下之者は、右に准じ候方に可有之候、

一公家女房に向ひての禮の事、弓を持たる時は、我右の方を通すべし、弓手を通さば弓の禮にて有べし、弓の禮とは弓の弦をかいこむべし、弓を持ざる時は手綱の禮あるべき也、手綱の禮とは、輪をとり直べし、沓をぬぎて一禮すべし、

過朱印官物

〔殿居囊〕武家心得草

御茶壺日光久能御鏡等行逢心得

右行逢之節は、建場にては見合、自然野邊抔之節は、乘物居置、御茶壺、或は御鏡通り過候て罷通り候得共、旅行差支に相成候間、已來は片寄、召連候者笠取罷通り候樣致度旨伺候處、右之通にて宜候得共、道幅狹り候處、或は山坂等にては、乘物扣候樣、且亦乘掛馱荷等は、場廣の處江相扣、右通行過罷通候樣致候事、

〔驛肝錄〕御用通行之諸役人、御紋付之建札、幷御道具類、東叡山日光山衆徒江行合之節之事、

寬政十二申年七月、酒井大學頭家來、問合ヶ條之內挨拶、

御書面、御用に而通行之者、御朱印に候はゞ、下馬いたし笠を取、通行之內扣居可ㇾ申儀に候、御紋付之建札御道具も、右に准じ候得共、御品柄にも寄候間、一樣には難ㇾ申候、且又東叡山日光山衆徒は、通例之旅人にて候、

〔途中行逢會釋〕文化十四丑年五月十八日、大目付井上美濃守樣江差出候處、御附札濟、

一寺社御朱印行逢之節者、片寄除居計に而、不ㇾ差ㇾ障通行可ㇾ仕候哉、

但行列外之供は、下馬下乘致し、雜人等笠爲ㇾ取可ㇾ申候哉、

一禁裏江御進物御撫物

右は前ヶ條同樣相心得不ㇾ苦候哉

右之趣爲ㇾ心得奉ㇾ伺候以上

逢婦女

ノ例也、然ル間、光時月ノ廿四日ニ家ヲ出テ、馬ニ乘テ道ヲ行ク間、見レバ年十七八歳許ナル僧、歩ニテ値ヘリ、光時本ノ習ナレバ、下馬セズシテ、馬ニノリ乍ラ僧ニ物ヲ云ニ、此僧忽ニ掻消樣ニ失ヌ、光時恐レ怪ムデ家ニ返ヌ、其夜光時夢ニ、形チ端正ナル小僧出來テ、光時ニ告テ云ク、今日道ニシテ汝ヂニ値ルハ、此地藏菩薩也、汝ヂ懃ニ我ヲ頼ムト云ヘドモ、他ノ僧ニ値テ不下馬セ、僧ハ皆此十方諸佛ノ福田ノ形也、是ヲ供養スル人ハ、無量ノ功德ヲ得テ無量ノ福德ヲ得也、況ヤ我ガ身亦僧ノ形也、何ゾ僧ヲ忽緖ニ爲ムヤ、努々是ヨリ後、馬ニノリナガラ、僧ニ値フ事无カレト宣フト見テ夢覺ヌ、其後光時涙ヲ流シテ、咎ヲ悔テ、上下ヲ不論ゼ、僧ノ來ルヲ見テハ、遠ヨリ下馬シテ禮シケリトナム語リ傳ヘタルト也、

〔徒然草上〕高野の證空上人、京へのぼりけるに、ほそ道にて馬に乘りたる女の行あひけるが、口引ける男あしく引て、ひじりの馬を堀へ落してけり、聖いとはらあしくとがめて、こは希有の狼藉哉、四部の弟子はよな、比丘よりは比丘尼はおとり、比丘尼より優婆塞はおとり、優婆塞より優婆夷はおとれり、かくうばいなどの身にて、比丘を堀へ蹴入さする、未曾有の惡行也といはれければ、口引の男、いかにおほせらるゝやらん、えこそ聞しらねどいふに、上人猶いきまきて、何といふぞ、非修非學の男と、あらゝかにいひて、きはまりなき放言しつと思ひける氣色にて、馬引返してにげられけり、たうとかりけるいさかひなり、

〔門室有職抄〕御出御共時馬上禮事

隨從僧綱ハ、大臣幷殿下ニ可下、貴女ニハ、殿上人前驅ナドニハ無左右、不然者不可然也、

〔故實聞書〕路次にて、女房乘こしにてかへらるゝにあふ事、まい〳〵是あり、其時はうちよけん方あらば、よくべき事可然候、同道をかへらぬやうにすべし、

〔三議一統大雙紙〕第三騎射門

一兒に路次にて會、御禮之事、出家は大事也、總じて申の刻未の刻ならば、何かた迄も御供申べし
と披露する也、其以前は苦しからず、少御供申也、又兒もし日をうしろへなして御とほりあらば、
兒の右へよけべし、又日に向ひたらば、左へよけべき也、

〔五街道取締書〕御朱印其外行逢候節之心得又は及不敬候者之事
文政九年戌九月相馬長門守問答
一徒士以上幷出家社人山伏虚無僧等江百姓等
右之もの、口附有之馬上に候得者、乘通し不苦候哉、
但口附無之乘馬に而下馬致候節、冠物構無之事に候哉、○中略
一前段數ヶ條之趣、徒士以上以下共、爲主用旅行、出家社人山伏等は、夫々本寺江上下、又は爲修行
登山往來いたし候節之義に有之、然處右之者共、主用且本寺等之用向にても無之、一己の用事
に而旅行、人馬繼立候節に而も、都而前條之趣に證し、相心得可然哉、

〔吾妻鏡十五〕建久六年三月四日己丑、將軍家○源賴朝出江州鏡驛、前羈路鞍馬給、爰台嶺衆徒等、降于勢
多橋邊、奉見之頗可謂橋前途歟、將軍家安御駕橋東、可有禮否思食煩、頃之召小鹿島橋次公業、遣衆
徒中、被仰子細矣、公業跪衆徒前申云、鎌倉將軍、爲東大寺供養結緣上洛之處、各群集依何事哉、尤恐
思給侍、但武將之法、於如此所無下馬之禮、仍乍乘可罷通、敢莫被咎之者、不聞食返答之以前令打過
給、至衆徒前、取直弓聊氣色、于時各平伏云云、公業自幼少經廻京洛、於事依存故實、今應此使節之處、
誠言語巧、而鸚鵡之猜驚耳、進退正、而龍虎之勢遮眼、衆徒感嘆、萬人稱美云云、

〔今昔物語十七〕駿河國富士神主歸依地藏語第十一
今昔、駿河ノ富士宮ニ神主ナル者有ケリ、和氣ノ光時トゾ云ケル、妻夫共ニ、年來ノ間、懃ニ地藏菩
薩ニ仕ケリ、但シ光時、神社ノ司トテ、依テ僧ニ値フ所ニ下馬スル事ナシ、是古ヨリ彼ノ宮

外五位

右考限還叙、一依令條、○中略若有步行僧尼忽逢道路者、下馬過去、○中略

神龜五年三月廿八日

〔門室有職抄〕御出御共時馬上禮事

公卿非參議以上大辨ニハ、無左右不可下馬、但祭主三位ニハ不下、攝政前駈一切不下也、法眼少僧都以上ハ、不可及異儀、但又律師法橋中ニハ、祭主三位ニ准程人ニハ不可下也、又雖可下間人、車ヲアシタヲサヘタヲムニハ、不下シテ可過也、

愿從僧綱ハ、大臣幷殿下ニ可下、

於路頭奉過貴人儀

院、親王、師主以上人ニハ、若駕車之時、自車下テ、轅ノ外ニ可居、是示禮也輿等同之、此外大臣僧綱等ニハ下車、轅□□□□□□□□又准之、又高位宿德之人ニハ、タピキヲ懸ハヅシテ示敬儀、或車ヲオサヘテ可過人也云々、凡如此事等、隨時可斟酌也、

〔走衆古實〕一御成、平僧をばつくばはする、僧宿は、さは申なと被仰出候由に候、

一開御代、○足利義稙法花衆につくばひ候て、のり居て、○中略狼藉なる體にて居候者、御輿過候て、今の者をばあていてと被仰候つるとて候、

〔伊勢守貞親教訓書〕一法中に對して無禮すべからず、其身其さまいやしくとも、すでに解脫幢相の法衣を身にかくれば、それをうやまふ儀なり、關東には、路侍馬上にて道を行くに、いかなる乞食沙門にも下馬をなす、或る侍、目かすみて行道に、牛のあるを見て、黑ければ僧かと見て、下馬をしたる由申すなり、

〔今川大草紙〕禮式法の事

僧徒相過

故經任卿爲參議、逢堀川右大臣〈○藤原賴宗〉而不昇下車抑立云々、小野宮例如此云々、大臣不下前駈而過云々、九條殿例如此云々、後々經任昇下車、大臣又被下御前云々、

〔三中口傳一〕一禮儀事

押車儀

凡僧與僧綱相逢時、凡僧〈謂三綱僧〉押車可通僧綱、於師弟父子者、必下車可居轅外也、凡雖同官同位、相互押車令謝遣、是舊儀也、而近代無其禮歟、況三綱僧綱者、必押車可通〈謂僧〉歟、凡僧逢僧綱時、又以同之、房官乘馬、逢僧綱時可下馬也、乘車時ハ雖不降、乘馬之時必下之、殿上人與公卿相逢古禮也、近代絕了、於侍者不論僧綱凡僧等、必可下馬、但威從乘車時、押車不可下、乘馬者可有斟酌之、

〔門室有職抄〕御出之時御車事

凡ハ共ニ車ニ乘テ、可敬人ニ逢タラン時ニハ、吾忍トモ、人張威儀バ無異儀可禮、僧正若東寺長者ニ過テ、車ヲバオサヘヨ、喩バ可敬人ノ車ノ口ヨリシテ來バ、東ノ方ヘ吾車ヲ引向テ、カケハヅシテ轅ノウチニ可立、家禮セント思ハヾ、長エノ外ニ可蹲踞、

禮儀事

於路頭逢師主者可下車、其外雖僧正可抑車、自餘准之、自車下者、長轅外居也、是深禮也、禮イタク不深者、立長轅內、雖僧綱逢師主者可下也、於庭前逢師主者、立留可居深禮也、不然者只立留、被通時深腰ヲカヾム、是淺禮也、僧正ニテモ、非師主者可致淺禮、縱雖凡僧、於師主者可致深禮也、

僧俗相過

〔令義解二僧尼〕凡僧尼於道路遇三位以上者隱、〈謂若無處可隱者、斂馬側立也、〉五位以上斂馬相揖而過、若步者隱、

〔令集解八僧尼〕釋云、若無處可隱者、五位下馬耳、

〔類聚三代格五〕定內外五位等級事

太政官謹奏

すて、急いでうち通る、畠山殿思はれけるは、あやしき者かな、油井小坪にて、什我の者共にゆきあひて、たがひに下馬して過ぬるが、打泪ぐみて通りし跡に、此者急いでゆく體こそいぶかしけれ、

〔藩翰譜五酒井〕神谷の何某、御家人に召れし初、政親に行あひて、路次の禮をいたす、政親はかくとも知らで打過たり、此後神谷、政親にあひて、頗る無禮をあらはす、德川殿〈家康〉此よしを聞召、〈中略〉かゝるものの御勘當あらんには、御家人等、皆身を危きものに思ふべし、又政親が讒したりなど思ひなん、さりとて其儘に召仕れんには、家の司が威勢日々に盛て、事また治るべからず、せんずる所、彼に所領賜らん時、かねての約に違はゞ、一定我家を去るべきものなりと思召て、八百石を賜はんとの御下文をなさる、〈中略〉政親愼み承て、不肖には候へども、君の御恩に依て、かゝる身と成て候へば、御家人の中に、誤ても一人膝を屈め手を突かぬ者は候はず、夫に此神谷が、心强く無禮を顯はす條、彼もし君の御恩に感じてだに候はんには、必御大事あらんとき、身をも家をも忘るべき者と思ひなして候、平に所領多く賜ふべしと申す、〈中略〉宿老の人々、さらんにおいては、千五百石をや賜ふべきと申ければ、やがて神谷を召して、ありし事ども一々仰下されて、千五百石の領を宛行はる、神谷感涙にたへず、御前を罷立て、直に政親の許に行向ひ、此程の無禮を謝す、

父子相遇

〔江家次第二十〕路頭禮節事

一父子共前驅勤仕時事

範永朝臣、清家朝臣、共奉仕宇治殿前驅、宇治殿勘發清家給云々、父過之時、無馬上禮、其禮不知、子細、

但於馬上可平伏歟、雖可下、前驅者不下、是式文也、

一公卿父子遇路禮事

四條大納言說、公卿殊不下自車、雖逢父子猶可入車於閑小路云々、此事不審也、

たの事に候はゞ、打のけてひかへ候事常の事なり、大かた馬の禮の事、御一類と諸大名行合の時は、大名の殿原衆は下馬可在之候、御一家の若黨は不可候事定法儀なり、御一族御參會の時は兩方の殿原衆下馬すべし、凡御一族どし行合の時、兩方如此也、

〔享保集成絲綸錄十六〕寶永二酉年七月

覺

一於途中、主人互に時宜有之節、牽馬幷同勢、差扣罷在候、往還之障に成候間、相扣候義無用之事、

右之通、向々江可被相達候、以上、

七月

〔寶曆集成絲綸錄十五〕延享二丑年五月

一享保十七子年元文五申年申達候通、途中供之者共、妨に不成樣に可有往來事に候處、又々近來は、外之障に相成候樣に相見候も有之候樣相聞候、不禮成事に候間、此段茂主人より、兼々可被申付儀に候、

五月

延享三寅年六月

召連候供廻之者共、不禮無之樣に度々被仰出候處、近來不禮之聞え有之候、其上老中若年寄中江茂不禮成茂有之樣相聞え、如何に候、向後彌相愼、作法宜敷樣可有之候、尤不禮之仕方有之においては、家來は不申及、主人之越度たるべく候條、此旨堅可被相守候、

右之趣可被相觸候

六月

〔異本曾我物語六〕畠山殿、いかに與市殿、いづくへと問給へば、上へ急に申上べき事候てと計り云

門より入る時、手引に云つけゝるは、是より內かた樣は、皆雲上なり、かまへてあやしき人相の御方と見るならば我に告べし、貴人堂上の御かた樣は、平人と衣服も替りて長袖なり、但長袖といふに子細あり、必ず御かしらに物をいたゞかせ給ふ、是すなはち御公家なり、たとへ又長袖の人なりとも、つぶりに物のなきは凡人なり、よく〳〵見分て、我に知らすべしと、くり返し〳〵申しける、扨御門を入るとひとしく、彼手ひきの者告て曰く、御申の御方樣、これへ御こしとさゝやきければ、盲者膝折頓首して、白砂に手をつき、しか〳〵の者にて御座候と一禮を述れども、何の御答へもなし、又使を給はりて御太儀といふ事もなかりけり、

同輩相過

〔海人藻芥〕同輩ノ人、乘輿與乘馬ニテ行合フ時、先乘馬ノ人可下、後乘輿ノ人下テ可謝之、但無骨ノ在所ナラバ不下、以下部可謝遣也、

〔故實聞書〕どうはいの人こしにて、のり馬の人にあふ事有、ゆるしなき人、こしにのることじゆうなるゆゑに假人のり馬にて候とも、こしに乘たる人より、おもく禮をせられ候て可然、わけて禮をする人あらば、乘馬の人も其まゝ禮すべし、

〔大和家禮入〕道途之禮之事

過敵者、たがひに馬にのるときは、道の兩方に引わかれて、揖してとほるに、むかひの者徒行にて、かくれさられぬときは、馬よりおりて揖し、通行ときに馬にのるべし、

〔御供古實〕主人於路次人と行あはれ候て、御輿を立られ候はゞ、御供衆も其人に達候て、下馬あるべし、

〔三議一統大雙紙〕第三騎射門

一主人馬上にて、等輩に御禮有時の儀の事、主人御禮有ときは、騎馬の方は馬よりおりべし、

〔人寶記〕路次にて、主人と主人と打あひて、物がたりのときは、兩方の內衆は、可下馬事尤に候、大か

達ニハ非デ、強盜ノ謀ツル也ケリ、此ク見ルニ實ニ妬ク佗シキ事无限シ、少シ動カバ被射殺ヌベクレハ、只此奴原ノ爲ルニ仕セテ被打臥被引起、心ニ任セテ一人不殘サ皆著物ヲ剣弓胡籙モ、馬鞍モ、大刀刀モ、履物ニ到ルマデ悉ク取テ去ヌ、然レバ晴澄不緩ズシテ有マシカバ、何ナル盜人有トモ殺シテ計コソハ、此ハ被拔メ手ノ限リ戰テ搦ムル樣モ有ナム、其レニ前ヲ追喤レバ畏マリテ屈リ居タルヲ此クセムヲ何ニカハ可爲キ、此レハ我ガ兵ノ道ニ不運ナルガ致ス所也ト云テ、其レヨリ後ハ武者モ不立ズシテ脇乘ノ者ニ成テナム有ケル、然レバ前追フ人ニ值フトモ、吉ク可用意キ事也トナム語リ傳ヘタルトヤ、

〔吾妻鏡十二〕建久三年五月廿六日丁酉、多賀二郎重行、被收公所領、是今日江間殿（〇北條義時）息童金剛（〇泰時）歩行而令與遊給之處、重行乍令乘馬打過其前訖、幕下（〇源賴朝）被聞食之、禮者不可論老少、且又可依其仁事歟、就中如金剛者、不可准汝等傍輩事也、爭不憚後聞哉之由直被仰含、重行乍怖畏全不然、且可被尋下于若公與扈從人之由陳謝、仍被尋仰之、若公無如然事之旨申給、奈古谷橘次、又重行慥下馬之由所申之也、于時殊有御氣色、不恐後糺明、忽構謀言、一旦欲贖科之條、云心中、云所爲、太奇恠之趣、仰及數廻云云、次若公幼稚之意端插仁惠、優美之由有御感、被獻御劒於金剛公、是年來御所持物云云、

〔塵塚物語二〕天文の初、洛陽に名高き盲法師ありて、高官有職の人々へ常に參り、さま〴〵の藝をつくして侍る間、都下の人、奇異の思ひをなせり、（〇中略）同五年、あらたまの御禮を申などいひて、先公家がたへおもむきけるに、此盲者の手を引くもの、田舍よりのぼりて、諸事無下なれば、常々敎訓して召仕けるが今日手を引くに付て、さま〴〵の事をしへて云く、內裏御ついぢの內へ入る時は、町屋の心得仕まじ、位高き御方樣なれば、つゝしむべし、若し長袖の御人體と見るならば、半町もまへかたより此方へ申べし、跪き禮をなすべしと庭訓をふくめける、さて正親町の面の御

方事公の衆、吉良殿へ參相ては、下馬申て畏也、是は御下馬有間鋪に依也、又三職へは、下馬申て隱也、是は下馬めさるゝに依て也、三管領はか樣に御下馬有る間、其時は出て禮を申也、諸家の儀も是に准て可ㇾ有其覺悟事也、

〔大和家禮 入〕道途之禮之事

一遇尊長、〇中略 たがひに馬にのりて、尊長にあふときは、わきへかくれ去るべし、かくるゝことならぬときは、馬よりおりて道のかたはらに立、長者にあふときは、馬を道のかたはらに立て揖し、長者過るときに行べし、〇中略 若おのれ馬にて、尊長徒行なる時は、遠くより下馬をして、馬の前にて揖すべし、又はかくれざるもよし、尊長遠く過行て馬にのるべし、若其所にて、尊長より馬にのれといふとも、違而辭すべきなり、

〔海東諸國記〕日本國

凡相遇、跪座以爲ㇾ禮、若道遇尊長、脫鞋笠而過、

〔今昔物語 二十九〕紀伊國晴澄値盜人語第廿一

今昔紀伊國ノ伊都ノ郡ニ、坂上ノ晴澄ト云フ者有ケリ、兵ノ道ニ極メテ緩ヒ无カリケリ、前司平ノ惟時朝臣ガ郎等也、京ニ要事有テ上タリケルニ、身ニ敵有ケレバ、不ㇾ緩ズシテ、我レモ調度負ヒ、郎等共ニモ調度負セナドシテ、人ニ手可ㇾ被ㇾ懸クモ无クテ、夜深更ル程ニ物ヘ行ケルニ、下邊ニ花ヤカニ前追フ君達ノ馬ニ乘リ次ギタルニ値ヒヌ、前ヲ追ヒ喤レバ、晴澄馬ヨリ下テ居タルヲ、弓□シテ據臥テ候ヘヨヤ〳〵ト云ケレバ、手迷ヲシテ弓共皆□シツ、顏ヲ土ニ付ケテ皆居タルニ、此ノ君達過ギ給フト思フ程ニ、晴澄ヨリ始メテ郎等從者ニ至ルマデ、頂ノ許皆人來テ登テ押臥ス、此ハ何カニ爲ル事ニカ有ラムト思テ、顏ヲ仰テ見上タレバ、君達ト見ツルニ、馬ニ乘タル者五六騎、甲冑ヲ着調度ヲ負テ、極ク怖シ氣ナル者共箭ヲ番テ、己ハ動カバ射殺シテムト云フ、早ウ什

過貴人

爲㆓前駈㆒參入之時、於㆓途中㆒逢㆓主人㆒儀下㆓馬跪㆒、主人車過畢後、更騎馬馳㆓前而爲㆓前駈㆒、有宗入道爲㆓五位㆒之時、宇治殿出㆓自法性寺㆒給、有宗於㆓途中㆒奉㆑逢、下㆓馬跪㆒、不㆑過㆑車而更騎馬前駈、人々難㆑之、是文選文云々、

〔京極大草紙〕馬に付て式法之事

一馬に乘、主人の馬に打向て禮する事、馬を打寄て、主人を我右の方へ廻し乘に出すなり、

〔了俊大草紙〕主人の路次などにて、殿原を御前に通れと被㆑仰時は、下馬して御前に通べからず、主人の御右方を引よせて、馳通て、御前に打事なり、下馬して御前にて乘など遲々するは、無禮の事云々、

〔古事拾遺〕忠豐公

一江戶にて町御往來の折ふし、中屋孫丞御使者に罷出、ふと馬上にて御乘物見かけ、其まゝ下馬仕り候へども、跡になり候により、直に芝御屋敷へ罷出、孕石賴母まで右のあらましを達、乘打恐多しと申候へば、則賴母言上す、御意にいはく、孫丞義、胡亂なる事申ものかな、主と知り候て、乘打仕候ものゝ可㆑有㆑之やとばかり御意被㆑遊、相濟候よし、

〔今川大草紙〕馬に付て式法之事

一大人大名などは、ろじにて參會候時は、下馬仕候て、或は小家、或は木かげ、つい地などのかげにかくるゝ時、もし見合て下馬あらば、其時足ばやに走出て、御供の衆に對して、ふか〳〵と御禮を申なり、ゆめ〳〵直に御禮申事有べからず、

〔人賢記〕貴人へ、互に馬上にて行合候はゞ、是も右へ打のけ禮を申べし、早々下馬候へば、貴人も下馬候間、行返され、下馬にて走衆などへ禮あるべし、貴人とみかけ申候はゞ、かくれ申儀可㆑然候、但御人體にもよりて不㆑及㆓下馬㆒、以㆓使者㆒彼走衆へ、一禮申事も可㆑有㆑之、

〔家中竹馬記〕一貴人に路次にて參相時、下馬して畏もあるべし、又下馬して隱もあるべし、假令公

遇主人

使にて、御内之梶田八左衞門と申者、乘打仕候間、被仰付被下候樣に荒々敷被遣、大夫殿返事に、御尤如何にも穿鑿仕候て、是より御返事可申と被申候、其節家中せんさくいたされ候へば、梶田罷出、京より御越たり共不存、横合に見申候へば乘通申候由、有樣に申上候へば、大夫殿御申候は、乘打にてはなく、梶田に少も氣遣仕間敷由被申候て、三河守殿へ、後日に乘打之侍せんさく仕候へ共、我等者にて無御座候、定て何者かゝかり名仕候者にて可有御座候と返事被申候、大夫、三河守殿は、近頃不合點成人とて、不通被致候、

〔續武將感狀記　一〕花木大膳ハ、堀田加賀守正盛ガ兒扈從也、正盛ガ息上野介正信、幼名大五郎ト云シ時、其弟脇坂中書安政ガ宅へ往トテ、幸橋ヲ過ルニ、薩摩野郎一人來リ掛テ、道ヲ讓ル心ナカリシカバ、從ノ者ツキ退ルトテ堀へ落入、イマダアガラザルニ、正信行過テ脇坂ガ宅ニ至リ、立歸ル路ニ、薩摩者數多出合、意趣ヲ云遠テ通ナジトス、大膳其時十五歲、馬上ニテ路ニ乘タルガ遠ニカケ付、先刻ノ事ハ、某ガ知レル所ニシテ、全ク大五郎ガ心ヨリ出ズ、相手ハ我ゾトテ、大五郎ハ滯ナク通シヌ、騷動ヲ聞付、ツヾキテ來ル薩州者、彼等ヲ制シテ大膳モ事ナク歸タリ、大膳ガ若年ノ行跡、擧人コレヲ稱美ス、

〔落穗集拾遺　九〕酉の年大火事の事

淺野因幡守殿、其節の屋敷は霞が關、只今の安藝守殿の向屋敷にて有之候が、右火事の節、（中略）大勢の供廻りにて、外櫻田御門へと馬を早めらるゝ所に、先立の徒士走り歸り、あれへ御見え被成候は、井伊掃部頭樣にて候と申に付、然らば供の者は皆々御堀ばたへ片付下座いたし候へと御申付の内に、（下略）

〔江家次第　二十〕路頭禮節事

一前驅時遇本主人時事

加納遠江守使者 丸山四郎兵衛

三月七日

右同樣之御振合に而、御使者被差出候御方樣、左之通、

酒井河內守樣　柳生伊賀守樣

松平左京亮樣　本庄河內守樣

〔利家夜話 上〕大納言殿利家前田大兒性北村八兵衛を京都へ使に被遣候、則藤の森と大佛の間にて、正宗殿七八騎にて、上方へ乘物にて御越候に行合候へ共、誰共不知、其上急々の御使とて、乘過通り申、正宗殿腹立にて、何者ぞやとて、則御內衆八兵衛を又乘越候體になし候、そこにて八兵衛存候へ共、不知體にて、彌早道に乘越候得ば、正宗殿の挾箱持を乘倒し申候へば、又騎馬四五人馳集り、誰の人なれば、か〻る仕合ぞやと荒らかにむかひ、是へ被參候は正宗にて御座候、其身の主人は何者ぞ、主人の申付にて、ケ樣の事に候やと申ければ、八兵衛騎馬に乘ながら、綿帽子をも不取申けるは、正宗殿共不存候、我等儀加賀大納言者にて御座候、京都へ急ぎの使に罷越候、乘越參候を腹立、努々不存候、此段大納言承候はゞ、定て曲事に可申付候、正宗殿跡より御越と相見え候へば、御前にて切腹可仕と申候へば、大納言の者と聞、肝も潰したる體、其上又思ひ切申體を見て、其內の老人乘返し、殘る者と咡き、又立歸、亞相樣の御人、其上急御用に候はゞ、早々御通り候へと申ける、其折節は八兵衛を褒申けり、此だん大納言殿御耳に相立候、御笑候て、重て左樣之喧嘩すき無用と計、御意に御座候、

〔福島大夫殿御事〕伏見の御普請之時分、大夫殿正則○福島侍乘過半登り、町より御城へ參申候道遠く御座候故、何も馬にて行通仕候、折節越前三河守殿秀康○德川京より伏見へ御通之御先を大夫殿內之侍、馬にて通候、三河守殿御覽被成、乘打仕候者とらへ候へと被仰、追かけ候へ共、其者乘通跡に、挾箱持とらへ、乘打は誰にて候、申せとせめ候へば、下者にて候と申、則三河守殿より大夫殿へ御

方江尻御旅館江、物頭使者を以御見舞、且又明曉途中御行逢之節下乘仕、公方樣右大將樣御機嫌相伺可申哉、又は御小休江罷出相窺可申哉、御用人岡田左大夫方出會承候處、扣居候樣被申聞候、無程御相答被罷出、明朝御行逢之節、御下乘に而被成御伺候はゞ、加賀守にも下乘仕、御挨拶可申旨、江尻ゟ興津迄間は御小休も無之由、併御機嫌御伺無之而も、何も御不審は無之候、若又御行逢に而、御行逢無之候はゞ、以御使者御機嫌御伺可被成旨、同人被申聞候、

一右之通に御座候處、夜中ゟ豐前守樣少々御不快に而、翌廿六日朝六時前、加賀守樣興津驛御通行之節、物頭御使者を以御口上左之通、

公方樣右大將樣御機嫌相伺候處、御供先御用人岡田左大夫方出會申述候處、關東御機嫌御障も不被爲在候、御伺有之候はゞ、右之段可及挨拶旨、加賀守江被申付置、同人江申聞候、

右相濟、豐前守樣には、六半時頃御出立被成候事、

一文化五辰年三月三日、於西丸御城內、中川修理大夫樣、御三家樣方江、下馭之儘御會釋に付、御詫仕候事、

一文化十酉年三月四日、御坊主を以、尾州樣御城附加藤吉右衛門殿ゟ、左之書付被相達候に付、其節御供之御附成瀨隼人正樣江、左之通口上書に而使者相勤、

尾張殿、去ル三日西丸退散之節、中仕切御門外に而、加納英之助殿、行逢被申候處、長柄傘差掛會釋有之候由、其筋より申出候、右は並方振合も違候事に付、此段及御掛合候事、

成瀨隼人正樣江

去ル三日、中納言樣西丸御退散之節、中仕切御門外に而、拙者御時宜仕候節、供之者心得違、長柄傘差掛罷在候處、心付不申、不念之至、恐入迷惑仕候、猶御沙汰も御座候はゞ、宜御取成被下候樣致度、此段御賴以使者申述候、

一向見モセズシテ行過タリ、觀者二侯ノ優劣、此一事ニテモシルベシト云キ、途中ニ行逢トキハ、歩テ留テ立ナガラ禮スル通禮ナリ、隨間ノ人、己ノ分ヲ失ヒテ禮ニ過グ、大壇之ヲ受クルハ非禮ナリ、

〔甲子夜話 四十七〕林話、貴ヨリ賤ニ下ルハ、盛德ノコトナレド、躬自ラ行フ人ハ稀ナル者ナリ、紀伊大納言殿、治寶朝會退出ノトキ、中ノ御門乘輿アルベキ所、左ハナクテ、下乘橋ニ出ル桝形邊マデ歩行セラレ、橋ニカヽル所ニテ、駕ニ乘ラレタルコト折々アリ、是ハ其間ニテ大名衆ニ逢ハヾ、駕ヲ下リテ會釋セラルヽコト故ニ、ソノ煩ハシキヲ厭ハルヽトノコトナレド、持前ヨリ卑下セラルヽ所、外目ニモ見事ニ見ユル者ナリ、又余レ番頭格ニ命ゼラレシトキ、下乘橋外ニテ、水戸中納言殿治保ニ行逢ケレバ、例ノ如ク駕ヲ見テ、余レ蹲踞シヌ、乃駕脇ノ者、駕戸ヲ引テ其マヽ通ラレシガ、何カ駕中ヨリ從士ニ申付ラルヽ樣子ニ見ユルト、其マヽ取テ返サルヽ故、余モ不思議ニ見居タレバ、元ノ如ク橋邊ヘ戻リテ、駕ヲ路上ニ置キ、戸ヲ開カセ、會釋アリテ通ラレヌ、後ニ聞ケバ、萬石以下ノ面々ハ、通駕ナガラ戸ヲ開カルヽ禮接ニテ、番頭以上ハ、駕ヲ下ニ置テ戸ヲ開キ、從者モ留リテ禮待セラレ、夫ヨリ駕ヲ舁過ラルヽ定法ナリトゾ、

〔落穗集拾遺 八〕松平伊豫守殿越前本家相續被仰付事
故中納言殿御事は不申及、御息三河守殿御代も、今時御三家御同前の挾箱にて有之候、○中略其節江戸逗留の內、所々の御門番所、又は途中に於ては、人々御三家と見違ひ、歷々方にも下馬被致候衆中抔多く候に付、伊與守殿には、是非に難儀有之、夫より挾箱に、紋所の見えざるやうにと有て、皮の油單を御掛させ候となり、

〔途中行逢會釋〕文化元寅年七月所司代江御行逢之例
一牧野豐前守樣、御在所江之御暇被仰出、七月廿二日江戸御出立、同廿五日興津御泊之所、所司代大久保加賀守樣、御用召にて御出府、同夜江尻江御泊、明朝御途中御行逢相成候に付、廿五日晚

に而旅行、人馬繼立候節に而も、都而前條之趣に證し、相心得可然哉、

右荒增相心得、是迄往來致候得共、心得違不治定之儀も有之候而は不宜候間、問合候由、

萬石以上以下之無差別、御朱印御黑印持參之御用旅行之分〔江〕は、陪臣にて鎗爲持候程之者は、

片寄扣居、下馬下乘には不及候、

〔要筏辨志 四〕寛政四子年新規被仰出之

御三家樣方〔江〕、總下座番士幷に足輕共、下座臺を離れ、可及平伏事勿論之處、秋田山城守、數年櫻田御門番被勤候處、右家にては、中興秋田河內守俊季、崇源院樣〔○淺井長政女、德川秀忠室〕御甥にて、右家斷絕之處、正保二酉年、新知五百石被下置、萬端被准御譜代、帝鑑之間席、被仰付候事、其後以來御門番勤候砌、事對御三家方〔江〕、侍分下座臺より平伏、足輕は土間〔江〕平伏致し候事、其外之大名衆にても、侍分を始、一統下座臺をはなれ、土下座仕候處、明石祖松平若狹守直明代、當御門番と相番之節、右之家格を以て及下座候以來、越前本家御門番勤方規則仕、當所に不限、侍分下座臺にて、御三家方〔江〕平伏仕候事、其後諸家追々右體之下座、於當所仕候處、當時は無之、間部若狹守にても、右例を以寛政年中まで下座有之候處、其後相止候事、

天明元辛丑年、秋田信濃守、不時に神田橋御門番被仰付、相番は細川能登守也、信濃守當番之節、德川民部卿殿御通行之節、下座臺を不離、侍分平伏仕候處、相番之下座と違ひ有之趣、御沙汰にて、內櫻田御番所とは、場所がらも違ひ有之、左樣には有之間敷被仰候處、信濃守方にて御答申上候は、御番所がらにて下座仕候には無之、古來よりの家格にて仕來候趣御答之處、其儘にて不及御沙汰候事、

〔甲子夜話 一〕故松平豆州〔信明、老職〕故大垣侯〔戶田采女正、是亦老職〕、上野御廟ヲ拜シテ退クトキ、二天門ノ間ニテ、廐間衆ノ嫡子某ニ行逢レシニ、其人地ニ伏シテ禮ス、大垣侯ハ膝マデ手ヲ下シテ禮セラル、豆州ハ

大名

一御旗本江　御目見いたし候家來幷總家來徒

御代官　士以上出家社人山伏虛無僧等

右之者共、身分に應じ、駕籠乘掛馬上、又騎馬等にて、何れも口付有之行逢候はゞ、下馬下乘不致、脇へ片付、馬之口爲取能在、且駕籠は場廣之所は片寄候而乘通、若道狹にても候はゞ、駕籠を片付立居候心得之事、

右之通に候得共、諸旅行とも不相心得、且小勢等にては、差懸り誰とも難見分事に候得ば、馬をも不留、通例之通乘過候心得、若先方より誰通行之由、斷有之候はゞ、其節前段之通相心得可然哉、右斷も無之、乘通候迚、不禮不屆之段、咎は有之間敷と存候由、

一右之者共、何之乘馬にても、口付無之乘通候を乘打與唱可申や、是は堅不相成事と相心得候由、徒士以下帶刀之者、百姓町人、右之者共、口付有之馬にても行逢候ば、下馬可致義と相心得可然哉、

但下馬いたし候節、冠物取可申哉、

一徒士以上、幷出家社人山伏虛無僧等江、百姓等、右之もの、口附有之馬上に候得者、乘通し不苦候哉、

但口付無之乘馬に而、下馬致候節、冠物構無之事に候哉、

一道中筋、諸家私領之內、其所之領主江行逢候、徒士以上以下共、下馬下乘致、冠物取候儀有之哉、

附於御料所、其所之御代官に行逢候節も、本文に准じ相心得可申候、○中略

一前段數ヶ條之趣、徒士以上以下共、爲主用旅行、出家社人山伏等は、夫々本寺江上下又は爲修行、登山往來いたし候節之義に有之、然處右之者共、主用且本寺等之用向にても無之、一己の用事

事に候、

右之通問合候間、同年六月、尾張殿紀伊殿、御城附江掛合、答之趣を以、夫々及挨拶候、右御城附江之掛合書、爲見合左に出之、

紀伊殿御城附江掛合

一諸家旅中、御通行に參會候節は、則江戶表之振合御仕儀合之事、

右答下札

江戶表之振合に相替儀無之候事

〔番衆狂歌〕御殿がた御三家迄は御城した途中で下座をする作法なり

〔幕朝故事談〕公方家

中之御門より外大手の內にて、御三家樣大名に御逢、大名下座いたし居候得ば、其度々に下乘被成候て御挨拶なり、

御城外にて御老中に御逢被成候得ば、老中行がゝり先を止め、駕籠より出迎、其時御ゑしやくあるなり、平大名にても萬石以上には、御三家樣方、皆駕籠より出る也、萬石以下は、駕籠より御出被成候時、走り寄り御止め申故、足計出し仕舞なり、御三卿樣方は、萬石以下にても、番頭御留守居等には、皆下乘なり、又平の雁の間大名、御老中方へ途中にて出向時は、四五間も前より先を止め、下乘して待なり、平大名にても、帝鑑の間の大名には、左なき者多し、是は家々のまくせにてする事なるべし、

〔五街道取締書〕御朱印其外行逢候節之心得又は及不敬候者之事

文政九年戌九月相馬長門守問合

長門守家來、幷出家社人山伏、其外下々に至迄、道中旅行之節心得方之義、左之通問合、

能通候由、

右挨拶

御三家方旅館前致通行候節、旅館玄關に幕打、門關有之中は、通行見合、御三家方旅館江著有之候得者、無程門建候由に付、其節致通行不苦候、其外之儀は、書面之通可心得候、

一阿波守休泊宿、御三家方通行之節、本陣幕打、關札をも立置候義に有之候、尤本陣門番之者、下座致候由、

但休泊本陣幷小休共、幕打置、尤關札之義は、休泊宿驛中に有之由、

右挨拶

阿波守休泊にいたし候本陣前、御三家方通行之節、未休泊江は著不致以前に建置候關札は爲引、且諸家休泊に相成候宿に而も、御三家方小休に相成候節は、小休之内計は關札爲引候積り、其外は書面之通可心得候、

一諸家休泊之前、紀伊殿通行之節は、關札幕等も其儘差置、番人計下座いたし候心得之事、

但御威狀等爲持候者、休泊宿札幕等は、陪臣も同様之心得に候事、

右答下札

本書但書とも、書面之通に而差支無之、其内通行之節、諸家より休泊以前に建置候關札有之候得者、右之分爲引候事、

但諸家休泊に而も、小休に相成候節は、小休之内計は關札爲引候事、○中略

一御旅館前通行之諸家、當人は、乘輿之儘、供家來下乘下馬致、罷通候心得に候事、

右答下札、

旅館幕打開門有之内は、勅使、例幣使、御名代、御使、公家衆、門跡方之外、都而門前乘打は不被致

江相談治定之上、隼人正殿ゟ左之通申來、

御三家江行逢之節、雨天之砌、御登城掛リ、或ハ兩山御詣等之節、長柄傘御用、御會釋御座候面、御差支無之事、

但西丸江登城之節ハ、御本丸ニ而不苦候、兩山ニ而、總御靈屋參詣相濟候迄ハ、長柄相用候而不苦候事、

右ハ當戌年、柳之間御詰之御方ゟ、被仰合、御問合之處、前文之通御挨拶有之候由、佐竹壹岐守樣御噺之趣、御同所樣御留守居佐藤恒助ゟ承ル、

〔五街道取締書〕文政五午年二月松平阿波守問合

一於當御地、御三家方行逢候節は、先方之行列江掛り候程合見計、先供より追々片寄せ下に居、乘より道具持人足、幷馬之口取等は、立居候儘愼罷在候、一統平伏は不致、旅中迚も都而同斷、尤旅行之行列先江は、御感狀爲持候義に而、勿論下江は差置不申、擔候儘にイせ罷在、守護之士差添候者等は、下に居候儀に候得共、家來之内にも、御感狀頂戴いたし候家柄之者は、右同斷ニ而、待候に付、是又行逢之節、同樣に取計候由、

但行列外之ものは、御先相見候得ば、片寄下に居、士分のものは平伏致罷在、乘物通候得ば、見合通行致候由、

右挨拶

御三家方に行逢候節は、都而江戸表之振合に而、旅中とても相替儀無之、書面之通　心得、且御感狀之義は、附添人より先方江、右御品之段相届候上、持人擔候儘イ罷在不苦候、家來之内、御感狀被下有之候家柄之分は、是又同樣取計、其外但書とも、書面之通可心得候、

一先方之休泊宿本陣前通行致候節、行列中に召連候馬上之士、其外重役共一統、馬駕籠之分、下立

學問所兩通、折々水戸殿通行有之候趣に付、向後御三家方御兩卿方往來之節、兩門之下座有之心得方、評定所御門番共准シ可申哉に付、評定所之振合承度旨、及御相談候處、評定所にては、致下座候心得候段、御申聞致承知候、右に付候ては、學問所にても、同樣致下座候心得に、下番江も可申渡被存候得共、裏御門は兎共角共、仰高門之方は、横向に候間、表之方見通惡敷、假令下座致候ても、御門内之事にて、外々は見え申間敷、此所如何心得可然哉、又表御門も、常に開き放しに致有之候間、御玄關脇、見張番所外より見透可申候、右御番所に詰合之勤番、如何心得可然哉、此段問合申候、右御附札にて、否御申聞御座候樣致度候、以上、

申五月

御書面之趣、致承知候、仰高門幷玄關脇見張番所も、御三家方御兩卿方、御往來之節、見通し場は下座致、見通無之場所は、不及其儀事と被存候、

五月　　小長谷和泉守
　　　　羽太庄左衛門

〔途中行逢會釋〕文化二丑年御目付松平伊織叢江伺御附札

御番所交代之節、於途中御三家樣御兩卿樣御通行之節、弓鐵炮持候者、其儘下ニ居、長柄之者ハ石突下ゲ、其儘愼居候心得ニ候、勿論手明之者ハ、不殘下ニ居、番士等之鎗ハ、伏置申候心得ニ御座候、右之通ニ而宜御座候哉奉伺候、以上、

三月廿九日　　遠藤左近將監家來
　　　　　　　遠藤森右衛門

四月十七日御附札

書面伺之通可心得候

文化十一戌年二月廿四日、御三家御附成瀨隼人正殿、中山備前守殿江問合申候處、御三家御附來

德川家

依時々官位禮節

諸大名高家

堂上同格相互ニ禮節

非藏人　地下官人　旗本　公武諸家家來

已上逢堂上幷諸大名之時、下乘下馬、但供之時も同斷、

肩衣小袴著用之堂上ニ逢之儀、不及下乘下馬、堂上逢羽織著用之諸大名之時、不及下乘等之禮節、

〔殿居囊〕武家心得草

傳奏其外公家衆日光御門主途中行逢心得

御三家方御三卿方、途中御逢被成候節御規定、幷扣待合、先拂致見合下乘下馬致し、先挾箱にて立留、長刀にて下に居、御通行之節、致御時宜候事、

同斷之節、雨天に候得ば、手傘相用、長刀見受候て傘脇江差置、御通行之節、御時宜致、夫々傘相用候事、但合羽はぬぎ申候、裏附相用候事、川向或は溜下水坏有之候得ば下に居、御時宜は不致候事、御會釋之節、鎗箱相伏せ不申候事、但供鎗箱は下に置候事、

〔武江雜纂七十五〕寬政十二申年五月朔日

學問所　同所、御三家御三卿等、御通行之節、門番人下座致可然哉、許定所之振合承度由、林大學頭中聞候間、承合候處、御三家御三卿等、許定前御通行之節は、門番人致下座候心得に候得共、是迄御通行之儀無之由申聞候、依之其段大學頭江申達候、左之通問合書來、

但是方前之問合は口上也

遇德川三家以下諸侯參吏

り候はゞ、參候て御禮可申候、殘の御相伴衆も、大かた同前、但赤松殿、大内殿、京極殿などは、少は人により候て、禮には出られ候はで、內の仁まで使を遣候て、禮を被申候方も有べし、乍去當時の事なればよく分別あるべし、

〔伊勢貞親以來傳書〕於路次三管領、其外貴人等へあひ申事あるべし、貴人と見かけ申さば、則下馬候て、然もかくれ申たるが世に心よく候、其儘候へば、時宜も六借敷候なり、

〔家中竹馬記〕一諸大名、路次にて行あはるゝ時、御禮の事、兩方同じ程の儀なれば、互に馬を打のけ、御禮有て御通りある處に、御供衆は、先兩方共に聽て馬を打のけ下馬申間、下馬の人に被對て、又兩方御下馬あり、三職は諸家へはさして馬をも打のけられず、ひかへて御禮有て、とほし被申て、のちに御通りあり、總じて少も貴翫有べきを先通し可被申、御供衆は、三職の宿老衆も、其外諸家の衆も、下馬申事は同じ、又御輿と御馬との時も同禮也、一方は御輿にめし、一方は馬上にて御禮あり、御輿よりおりらるゝ時は、前ばかりたてゝ、御おり有て、足中をめし御禮あり下馬ある方も、沓を脫、足なかをめす也、御供衆は下馬申て畏てあるに、管領を始としてふかく御禮あり、手をばつかれず、御供衆は手をつきて禮を仕也、諸家のえなに依て、淺深あるべし、

〔麗水抄〕馬上にての禮、〇中略小笠原殿にて頃日物語ありし、輿にもめせ、馬にもめせ、吉良殿に參あひたらば、馬よりおりて、どほりにて禮を申べし、然は又御下馬有、其後參て、不思議の在所にて參會、御下馬迷惑仕候よしを可申、是吉良殿に對し申ての御禮也、三管領へ對し申ては、遠くより下る、馬をもかくし、我もかくれ申たるが禮なり、山名殿より以下は、乘ながらいんぎんに禮をなすが大かた也、但京の小路ならば、餘の小路へ打とほり、禮をなさぬ樣にすべし、是等第一の心得なり、是等はむかしの事也、當時いらぬ義ながら、本書に在間書置也、

〔議奏日次記〕文久三年二月十四日、今度路頭禮節御治定、

乘打スル作法ユヱ、知ラヌ體ニテ乘通リケレバ、彼從者ドモ頻ニ聲カケシガ、頓テ一人來テ、馬ノ轡ニ取付テ留ント爲シヲ、振切ツテ、カクヲ當テ馳過ギヌ、後日ニ火事ノトキノ作法ハ、向後トモコノ如クニ候由ヲ陽明家ニ申斷リ、ソレニテ濟ミシトナリ、是モ面白カリキ、

遇國司及守護

〔令義解六儀制〕凡郡司遇本國司者、皆下馬、（謂、境内境外皆同、郡遇國司者、史生亦是也、其博士醫師、於部内取充者、不同此例也、）唯五位、非同位以上者不下、（謂、郡遇國位者、不論正從上下、其初位國司、遇五位郡司者不下、无位史生亦同也、）若官人就本國見者、同位卽下、（謂、假令京官主典以上、於本國界内、遇當國司者、同位以下、部下者、皆致敬者、亦准下馬禮、）

〔令集解二十八儀制〕八十一例云、國司史生、遇五位郡司者不下馬、六位下郡司、遇史生者下馬、

〔類聚三代格七〕勅、諸國郡司五位以上、相逢當國主典以上者、不問貴賤、皆悉下馬、如有官人於本部逢國司者、同位以下必須下馬、不然者相揖而過、○中略

神龜五年三月廿八日

〔人唐記〕國の守護に合て、普通の時は、乘合すべからず、せば道などにては、片へ可下、廣所なるは遠打よくべし、

〔古事談四勇士〕丹後守保昌、下向任國時、ヨサノ山ニ、白髮ノ武士一騎逢タルガ、路傍ナル木下ニ頗ル打入テ立タリケルヲ、國司ノ郎從等云、此老翁何不下馬哉、奇怪也、可咎下云々、爰國司云、一人當千タル馬ノ立樣也、非直人歟、不可咎ト制止シテ打過之間、二三町計サガリテ、大矢左衞門尉致經、引卒數多之兵逢之、與國司會釋ノ間、致經云、コヽニ老者ヤ一人奉逢候ツラン、致經父平五大夫致頼、武勇守公雅男候、堅固ノ田舍人ニテ不知子細、定令現無禮歟云々、致經スギテ後、國司サレバコソト云ケリ、（○又見十訓抄）

遇二管領

〔宗五大草紙〕いにしへの人のをしへ申事

一路次にて、馬上にて、三職に參りあひ候はゞ、下馬してかくれ可申候、若御覽じて、こしより御お

前内府、花山院前内府、醍醐大納言、歩行之時、御行逢故、被御輿居、御禮節有之、雖然關白冬經公、〇一條清花大臣歩之砌、御行逢之時、從御輿御出被遊、御禮節有之云々、依之近衞左大臣基熙公、鷹司右府兼熙公、何レ茂關白殿御禮節之通ニ被成候、九條殿二條殿〇綱平右之御禮節故、右之大臣衆、冬經公江此旨被申入沙汰者、將亦先日、從關白殿九條殿江、御使者被仰入趣者、先日清花大臣歩行御行逢、御禮節御相應無之由被申候、自今以後者、大臣衆へ者御禮深可被遊旨也、此段御指圖ニ而者無之、御心得之由也、猶御對面之砌、可被仰入由也、依之頃日九條殿、關白殿江御成御尋之處、關白殿者、殿上人ニ者、御輿之戶不開、參議以上者少御輿被居、大將以上、御出被成候、九條殿者、殿上人以上御輿被居、大納言以上御出被成、可然思召候、其儀者、先只今大納言殿故如此、次第被成、御昇進候者、其御心得被成可然思召候、此旨茂御指圖ニ而者無之候、左樣被成候得而茂、能可有御座共思召候、

〔甲子夜話 四十四〕攝家方ノ尊貴ハ、ソノ筈ノコトナレド、夫ニ屬キ從者ドモ、陸梁ノ振舞往々アリ、其中ニモ、官ニ御緣近キハ、尙更ソノ弊ヲ生ジ易シ、酒井若州守〇若狹忠進所司代タリシトキ、今加判ノ列、小濱侯、仙洞後櫻町院女帝ナリ崩御ノ砌、泉涌寺ニ往レシ折フシ、近衞殿〇內大臣基前參リカヽリ給ヒケレバ、若州ニモ乘輿ヲ下リ立テ待キケルニ、殿下先驅ノ徒士、若州ノ刀ノ柄ニ殊更ニ突中リケレバ、若州ノ家頼、怒テソノ者ヲ捕ントシヲ、若州叱シテ止メ、ソノ場ハ何ゴトモ無リキ、若州歸邸ノ後、御所附渡邊阿波守ヲ呼テ其旨趣ヲ語リ、畢竟我等下輿シテ會釋スル由リ、何カト云事モ起ルナリ、向後ハ道路ノ儀ハ會釋ニ及バザルベシ、此旨殿下へ參リテ申達セラレ、承引ノ上ハ、餘ノ攝家方ヘモ申傳クレラレ候ヘトノ囑ナリ、阿波守直ニ陽明家〇近衞ニ抵リ、其旨ヲ伸シカバ、家司等大ニ驚キ、卽聽ニ達シ、懇々トノ謝詞ニテ、彼ノ徒士ハ押込ニ申付ラレ事濟シタリト、若州、路ニテハ平穩ニシテ歸テ、向後會釋ナキノ決斷ハ、何ニモソノ役柄ニハ體ヲ得タルコトニゾ有ケル、土屋筑後守正備禁裏附ノトキ、今日光奉行火事アリテ出馬セシ途中ニテ、コレモ近衞殿ニ行逢シガ、元來非常ノ時ハ、

(吉記○逸事拾藏所引)承安元年八月廿四日、予及晩參院、於途中相逢前大相國、公忠雅稅車下立、辨官逢大臣之時、下車者故實也、但近代人々、稱古儀之由、忘此禮、定不甘心歟、故平三品□被談云、左中辨師能□逢入道大相國、公實行下自車、相國歸里亭、拭涙被示云、我爲少納言之時、逢被祖父左大臣○俊房下之、依其事、今有報答歟、當時左大辨俊經之外、不存此禮之由、大臣逢被稱云々、

(宇治拾遺物語十三)これも今はむかし、土佐判官代通清といふもの有けり、○中略後德大寺左大臣、○藤原實定大内の花見んするに、かならずといざなはれければ、通清めでたき事にあひたりと思て、やがて破車にのりてゆくほどに、あとより車二三ばかりして人のくれば、うたがひなきこの左大臣のおはすると思て、尻のすだれをかきあげて、あなうたて、とく〳〵おはせと扇をひらきてまねきけり、はやう關白どのゝ物へおはしますなり、まねくを見て、御共の隨身、馬をはしらせてかけよせて、車の尻のすだれをかりおとしてけり、その時ぞ通清あわてさわぎて、前よりまろびおちける程に、ゑぼしおちにけり、いと〳〵ふびんなりけりとか、すきぬるものはすこしをこにもありけるにや、○又見十訓抄

(明月記)建仁三年八月廿四日、辰時許參上、女院御所殿下○藤原家實出御此御所、初入御宇治也、○中略今日於入道殿御棧敷前、武安甚雨止笠取弓、馬を御車ニ向て追前云々、亦云、於路頭向御車追前、入御之時、下御車令入給之間追前、菅通前行、前三ハ各別替タル事也、他人不知事歟、

(明月記)建永二年正月廿七日、巳時參上、路頭逢前大納言、存禮下馬、白地出京之由被示、○藤原隆房

(園太曆)貞和六年正月一日、參内、○中略於路次春宮大夫右府○藤原道嗣等參會、前驅下馬以下如例、右府參會之時、殿上人同可下車歟、但無所見、仍令遣入横路了、

(幸充日次記)享保五年七月廿九日甲午

一御家門御禮節之事、以北小路本見之、以聞事自九條攝家○輔實御使者、其趣者、去比於路頭、清花大臣大炊御門内府、今出川

禮ノ目ニモ合トテ、大ニシカリ被ν敎訓ケリ、殿下ノ御供ノ者モ、平將ノ孫トモ知ズ、資盛ガ供ノ者モ、殿下ノ御車トモ不ν知ケルニヤ、係ル事出來レリ、殿下此事ヲ聞給テ、居飼御厩舍人等、平大納言重盛ノ許へ被ニ召渡一ケリ、其上藏人右少辨兼光ヲ御使トシテ、事ノ由ヲ被ν謝仰ケレバ、大納言、大ニ畏申サレテ、居飼舍人等ヲバ則返進ラセタリケレドモ、ナホ居飼御厩舍人各三人、檢非違使基廣ニ預給、○中略入道孫ニ子細ヲ聞ケレバ、資盛有ノ儘ニ申、入道安カラズ思、大ニ嗔テ宣ケルハ、縱攝政關白ニオハス共、淨海ガ孫トイハン者ニハ、ナドカ一度ノ可ν無ニ芳心一、家貞必資盛ガ耻ヲ雪ゲトゾイハレケル、

〔平家物語〕一でんかののりあひ

去じかおう二年十月十六日に、小松殿○平重盛の次男新三位の中將すけ盛、其時はいまだ越前の守とて生年十三になられけるが、雪ははだれにふつたりけり、かれの、けしきまことに面白かりければ、わかき侍共卅きばかりめしぐして、れんだい野や紫野、うこんのばゞにうち出て、鷹共あまたすへさせ、鶉ひばりを追立々々ひねもすにかりくらし、はくぼにおよびて六はらへぞ歸られけれ、其時の御せつろくは松殿○藤原基房にてぞまし／＼ける、東洞院御所より御さんだい有けり、郁はう門より入御有べきにて東洞院を南へ、大炊のみかどを西へ入御なるに、すけもり朝臣大炊のみかどゐのくまにて、殿下の出御にはなつきに參會、御供の人共、何ものぞ、らうぜきなり、御出なるに乘物よりおり候へ／＼といらでけれ共、あまりにはこりいさみ世をよともせざりけるうへ、めしぐしたる侍共もみな二十よりうちの若者共なれば、禮義こつはうわきまへたる者一人もなし、殿下の御出共いはず、一切下馬の禮義にもおよばず、只かけやぶつてとをらんとする間、くらさはくらし、つや／＼太政入道○平清盛のまご共しらず、又少々はしりたれ共そらしらずして、すけもり朝臣を始として、侍共みな馬より取て引おろし、頗ちじよくにおよびけり、

同上臈之間ヨリハ、各可禮之也、予云、行逢路上之時、下臈公卿同參合、下臈ハ依上臈來向下逢路天
傍ニ立留之時、上臈只猶自逢路上可行過歟、將可下逢路上歟、答云、不可下、只自上可行也、但可下、然、
又云、陽明門中儀、與待賢門ハ其禮頗可異歟云々、○中略予云、大辨相逢大納言中納言也可逢哉、答云、可逢
也云々、此事見實資記、又一日、殿下在行成記之由被仰事也、爲御合所間中也、

〔玉海〕嘉應元年十二月廿三日甲辰、余參院、大相國左將軍等、相逢路次、遂前駈下馬過了、

〔吉記〕近衞家所藏本拾芥引嘉應二年五月九日、於法勝寺、左大辨實綱言談、八條相國入道實行爲辨官之時、逢堀川左府俊房公下車、隔數年、昇丞相之後、彼左府孫堀川左中丞師能逢之時下車、似彼報答歟、此事故平三品家○中略常以被相談、而者有此命、答指南、近代辨官雖逢大臣、或稱不可下之由、頗不當事歟、但猶可尋、

〔源平盛衰記三〕資盛乘會狼藉事

同二年嘉應○七月三日、法勝寺ヘ御幸アリケレバ、當時ノ攝籙基房公松殿參給ケリ、還御ノ後、殿下三條京極ヲ過給ケルニ、三條面ニ女房ノ車アリ、夕陽ノ影ニ、車ノ中透テ疊ナク見エ透、烏帽子著タル者ノ乘タリケリ、居飼御厩舍人等、車ヨリ下ベキ由責ケルニ、聞入ズシテヤリ過ナントシケルヲ、狼藉也トテ、前ノ簾幷ニ下スダレヲ切落タリケルニ、萬ノ袴ヲ著タル男アリ、車ヲ馳テ透ケルヲ、追懸テ散々ニ打ケリ、車六角京極ノ小家ニヤリ入ニケリ、件ノ男ハ、太政入道淸盛○平ノ孫越前守資盛也ケリ、被人笛ヲ習ハントテ、式部大輔雅盛ガ家ニ行タリケルガ、歸ケル間參會ニケリ、資盛歸テ父小松殿重盛○平ニシカ申ケレバ、御出ニ參會テ、車ヨリ下ザリケルコソ尾籠ナレ、栴檀樹ハ二葉ヨリ芳クシテ、四十里ノ伊蘭林ヲ翻シ、頻伽鳥ハ卵ノ中ニテアレドモ、其聲諸鳥ニ勝タリトイヘリ、幼稚ト云ハ、五六歲ノ時也、汝十歲ニ餘レリ、爭カ禮儀ヲ存セザラン、人ニ上下ノ品アリ、官ニ淺深ノ法アリ、政ハ横ナキヲ基トシ、禮ハ敬ノミヲ以本トセリ、傍輩猶以敬ベシ、況於攝政家ヲヤ、加樣ノ事ニコソ世ノ大事モ引出セ、供シタル侍共ガ物ニ心得ネバコソ、係ル狼藉ヲモ現ジ、無

り候はんずるぞと思て、おり候はざりつるに候、あやまりてさも候はゞ、うちよせて一ことば申さばやと思候つれ共、以長年老候にたれば、おさへて候つる事にて候と申ければ、左大臣殿、いざ此事いかゞあるべからんとて、あの御方に、かゝる事こそ候へ、いかに候はんずる事ぞと申させ給ければ、以長ふるさぶらひをば、轅の中におりんづるやうにおきけり、是ぞ禮節にてはあんなるとぞ、

〔台記〕仁平三年九月廿七日癸丑、戌刻扶疾自宿所參院、過路大相公、〈〇太政大臣藤原實行〉先余〈〇左大臣藤原頼長〉前駈下馬、次大相公前駈下馬、次余駐車、次公駐車、余使前駈示可被過之由於公前駈、公辭不過、仍余促駕參入、

〔山槐記〕永暦元年七月廿七日癸卯、藤宰相光忠卿、俊通朝臣等相逢、予〈〇藤原忠親〉抑車、雖輕忽、依貴職也、彼相公等又抑車、頻以謝之、頗無益窮屈無術、只早可被過之由内心覺悟、予直歸逢華、

〔愚昧記〕仁安三年六月廿一日、午刻許、大外記師尚來、良久言謁、多談公事作法等、予〈〇藤原實房〉云、上官逢納言之時、作法如何、答於途中相過者、六位下車立、五位往年下車、而近代例不下、於陣中過之時、相從送之、依許退歸云々、

〔愚昧記〕仁安四年〈〇嘉應元年〉正月廿四日辛巳、參殿、〈〇中略〉予申云、大辨參議、於陣中相逢大納言之禮如何、被仰云、可相從歸歟、此事見行成卿記、行成于時爲大納言、參内之間、道方卿爲大辨參議、相逢陣中、暫留立、亞相行過了、道方即退出、行成卿以從者問云、勅使歟、道方答勅使之由、行成記云、至勅使不及左右、不然者可送也、予申云、行成深存此儀歟、相逢實資大臣記候歟、　二月二日己丑、詣左府亭、〈〇藤原經宗〉言談種々也、〈〇中略〉被示云、人は陣中幷途中、相逢人之作法可慎也、付此詞尋申云、於陣中相逢辨少納言之時、必可揖哉、答云、不可揖、只下裾可過也、納言逢參議者可揖、納言與納言不可揖、大納言下﨟、與中納言上﨟、頗可有禮儀、中納言上﨟與同下﨟、大納言下﨟與

れば、すぎ給にけり、つぎの日のゆふぐれに、顯治といひしむさの、おほひざのにまゐりて、みかどのかたにて、もりしげたづねいだしそ、よべかしこく御おんかぶりて、あやまちをつかうまつるらんにとて、かしこまり申にまゐりたるなり、かくとはな申たまひそといひけれど、おほひざのに申たりければ、めしてみきすゝめなどしたまひけるとぞ、盛重が子盛道といひしはかたりける、

〔十訓抄二〕史大夫朝親といふもの有けり、學生なりければ、爰かしこに文師にてありきけり、（中略）あるとき知たる僧に輿車をかりて、物へ行けるほどに、車ひきかりければ、烏帽子をとりて手にもちたりけり、さてゆくほどに、法性寺殿（關白忠通）御ありきに參あひて、まどひおりけるほどに、持たるゑぼしの事をつや／＼わすれにけり、下て後は小家などにも入べきに、我は文殿の衆にて、おのづから御書沙汰の時は參ればとて、大路にうづくまりゐたり、もとゞりはなちたるものゝ、右の手にゑぼしさげたり、大方御前の隨身、おとがひをはなちて咲ひけり、

〔宇治拾遺物語八〕これも今はむかし、橘大膳亮大夫以長といふ、藏人の五位ありけり、法勝寺千僧供養に、鳥羽院御幸ありけるに、宇治左大臣（藤原頼長）まゐり給けり、さきに公卿の車ゆきけり、しりより左府參り給ければ、車をおさへてありければ、御前の隨身おりて通りけり、それにこの以長一人おりざりけり、いかなる事にかと見るほどに、通らせ給ひぬ、さて歸らせ給て、いかなる事ぞ、公卿あひて、禮節して車をおさへたれば、御前の隨身みなおりたるに、未練の者こそあらめ、以長おりざりつるはと仰らる、以長申やう、こはいかなる仰にか候らん、禮節と申候は、前にまかる人、しりより御出なり候はゞ、車をおひ返して、御車にむかへて、牛をかきはづして、榻にくび木をおきて、通し參らするをこそ禮節とは申候に、さきに行人、車を押へ候とも、しりをむけ參らせて通し參らするは、禮節にては候はで、無禮をいたすに候とこそ見えつれば、然らん人には、何でう下

前、宇治殿褰車後簾見、且感近利給、又被仰云、我隨身有右流左死之者、今日可謂近利云々、

靫負佐逢大臣儀

故隆方、逢故左大臣(二條關白)下自車取笏立、御前駈過畢、當大臣車前左方一拜、大臣過畢後、山井大納言爲第二車、隆方乘車舁下立、故太政大臣爲第三車、隆方懸車於牛抑立、此間左大臣褰車後簾見給、不知可否、

〔參議要抄下(臨時)〕一致敬禮事

唐昌抄云、寛治八年七月廿一日庚申、大殿(〇關白藤原師實)出御于大炊御門末依除服也、清家朝臣爲前駈、入夜還御、今夜宿侍、後朝殿下仰云、去夕藤中納言(通俊)逢路頭、清家朝臣下馬可然乎、逢上達部時、四位前駈不可下馬由宇治殿所被仰也者、但予申云、納言車中立榻祗候歟、又下路頭歟、仰云、下車祗候、然者下馬歟者、不下車時不下馬歟、可尋者、上達部、理不須下車、近來下﨟上達部下車也者、

〔續古事談(二臣節)〕民部卿大納言(〇源經信)ト云人、宰相ニテ、堀川ノ大臣(〇源俊房)ニ道ニアヒニケリ、宰相小野宮ノ説ナリトテ、車ヲカケハヅサズ、タヾ押ヘタリケレバ、大臣九條(〇藤原信長)ノ説トテ、前ヲオロサレザリケリ、其後ハカケハヅシケリトゾ、

〔續世繼(七うたゝね)〕六條殿(〇權大納言源顯房)は、(〇中略)よる女のもとにわたり給へりけるに、かねてもなくて、かごに車のたえずたちければ、それをめしていでたまひければ、もりしげといひしが、いでさせたまふみちに、つねはふしたりければ、かならずおくれたてまつることなかりけるに、ゐ中さぶらひと、もりしげと、ふたりともにぐして、いでたまひけるに、馬にのれりけるもの、おりざりければ、田舍人、ともしたるついまつして、うちおとさんとしけるを、たけきものゝ、ふども、おほく具したりけるが、御くるまによらんとしけるを、もりしげ御車のもとにて、皇后宮大夫殿のおはしますぞ、あやまちつかうまつるなといひければ、まどひおりて、みな／＼まかりのきねといひけ

持候品に、手懸候樣成義御座候はゞ、如何可仕哉、

一旅中にて小休仕候場所江、右之御方々、跡より御通行、御案内も無く、右小休所之場所江御休之義は、決而無之事に候得共、若右樣之節は、如何相心得可申哉、

右之趣、兼而爲心得、各樣迄奉伺候、樣被仰渡候、以上、

二月廿八日　　　毛利讃岐守家來　垣田八左衞門

御書面之通、毛利讃岐守江被仰渡候旨、奉承知候、以上、

毛利讃岐守へ挨拶

覺

旅中において、參向之公家衆、并攝家親王門跡行逢候節之儀者、書面之通相心得、尤小休等之義、雙方先觸にて極候上は、同所江可相越筋も有之間敷哉、且末供の者不法之義は、其節之時宜に寄り可申、唯今難及挨拶には、若不慮之儀に候はゞ、可成丈穩に取計置、追而相伺候心得にて可然候事、

〔續古事談二臣節〕八條大將保忠ト申人オハシケリ、本院ノオトヾ〇藤原時平ノ子ナリ、大ニハヂラレタル人ナリ、内へ參リ給ケル道ニ、時ノ靱負佐アヒテ、車ヨリ下リテ立タリケリ、大將トガメテ云ク、騎馬ノ時、此禮アルベシ、車ニテハアルベカラズ、靱負佐陳ジテ云ク、車ニテオリザル事ハ、タガヒニ其人ト知ラヌ時ノ事也、君隨身グシ給ヘリ、我又火長相シタガフ、スデニ其人ト知リヌ、何ゾ禮節ヲイタサヾラント云ケリ、大將理ニヲレテホメ給ケリ、

〔江家次第二十〕路頭禮節事

宇治殿〇藤原頼通與二條殿〇藤原教通逢路給事

宇治殿與二條殿、逢途中給、御前相共下、二條殿隨身近利乍乘馬入傍小路不下、車過畢後、打出高聲

於㆓途中㆒、攝家親王門跡方江は、乘輿之儀、片寄扣罷在、見計致㆓通行㆒、傳奏衆其外江は、差扣に不ㇾ及、片寄不㆓差障㆒通行之事、○中略

一參向之公家衆、攝家親王門跡方江、行逢心得方之事

文政八酉年三月大久保加賀守殿江上ル

岩瀨伊豫守
石川主水正

一當月三日御下被ㇾ成候、毛利讚岐守、於㆓旅中㆒參向之公家衆、幷攝家親王門跡方行逢之節、心得方御內意相伺候趣取調候處、攝家親王門跡方江會釋之儀は、寬政十二申年、所司代江被㆓仰達㆒候趣に、振れ候儀も無㆓御座㆒候間、此度讚岐守御內意相伺候內、會釋心得方之儀は、申立候通相心得、尤小休之儀は、雙方兼而先觸之上、取極候上は、同所江可㆓相越㆒筋も有ㇾ之間敷、且末供之もの、不法有ㇾ之筋之義は、全非常之義にて、慮外等致候者之儀は、時宜次第之義にて、兼而治定可㆓相成㆒儀無ㇾ之、可ㇾ成丈穩取計置、追而相窺候筋に可ㇾ有ㇾ之旨、被㆓仰渡㆒可ㇾ然哉と奉ㇾ存候、依ㇾ之御渡被ㇾ成候書付返上仕、此段申上候、以上、

酉三月

御同人御渡被ㇾ成候書付

毛利讚岐守家來江內意

加賀守

一御參向之公家衆、於㆓旅中㆒御行逢之節、御並之通、御攝家方親王方御門跡方江は片寄扣、見合通行、傳奏方其外之御方々江は、片寄扣に不ㇾ及通行仕、且又休泊幷小休等之節、右之御方々御通行之節者、末供迄建場內、又は町家等江樔入、御不禮不ㇾ仕樣、爲㆓相愼㆒可ㇾ申候得共、萬一先方之御供末々之者、不法仕候而も、重き御方之御供之儀に付、慇懃に取扱、其上手に餘候儀御座候歟、行列に爲

右挨拶
供駕籠之内、其主人之行列に送れ罷在候者、行列後れ暫離候はゞ、行列駕籠供には有之間敷候、
一御茶壺江も同斷、且攝家方初、此ケ條迄之處、兎角側强ニ付、不敬不禮無之樣、其時之趣により、心得を以、爲取計候事、
右之通阿波守より美濃守江問合有之候間、駕籠供其外總供之面々、前段之通之心得に而可有之哉之旨問合、
右挨拶
前條挨拶之通に候〇中略
一堂上方江行逢候節之儀者、去ル酉年逢候通相替義無之候、御香方御道具行逢候節は、道半ブ、相讓通行致し、供廻り笠爲取候に不及、右之外雜人等下ニ居、且鎗爲持候程之者、隣臣ニ候共片寄扣候はゞ、下馬下乘爲致候にも不及候、其外之儀者、前々仕來之通にも可有之候、仍之酉年及答候別紙、爲見合寫相達候旨、阿波守江美濃守より達有之候間、鎗爲持候程之者は、行列外に罷越候面々へ、下馬下乘致し下立、雨天之節傘下駄相用苦ケ間敷哉、
一旅宿前通行之節、萬端行逢候節之通相心得可申哉、左候はゞ都而雨天之節、傘足駄等、馬駕分計、下駕之分は、一切下立、傘下駄相用、鎗伏セ可相通哉之旨問合、
旅宿前通行之節は、途中行逢候節とは譯違ひ候に付、下馬下乘、鎗を伏候には不及候、
右挨拶之外者、書面之通に而可然、尤堂上方等江は可成丈ケ致差略、行逢無之樣取計候方之旨及挨拶候事、
享和元酉年、松平阿波守問合之節、井上美濃守より及挨拶候別紙、

傳奏衆其外行逢之節

是は主人は扣候に不及、片寄不相障樣通行之事、

〔五街道取締書〕御朱印其外行逢候節之心得、又は及不敬候者之事、

一御朱印、幷御三家方攝家宮門跡等、行逢候節心得之事、

文政四巳年九月、有馬玄蕃頭より、先年松平阿波守方に而、道中奉行井上美濃守江間合、幷挨拶之趣江此度下ヶ札を以問合、○中略

攝家方江は乘輿之儘、行列片寄罷在、見計爲致通行候事、尤本馬之分は其儘、幷馬駕之分は下り立、總下座不被致候事、

右之通、阿波守より美濃守江問合濟も有之間、本駕馬駕之差別、長棒之分は、都而馬駕にて可有之哉、本駕は乘輿御屆相濟候者計に而、其餘は駕之形に不拘、馬駕に可有之哉之旨問合、

右挨拶

攝家親王門跡方行逢候節、乘輿之儘、片寄罷在候は、主人之儀に而、陪臣之分は、乘輿御屆相濟、行列之内に候共、駕籠之儘罷在候義には、有之間敷、下乘致可申事に候、尤下に時宜いたし候分には無之候得共、立居候筋には有之間敷候、

本駕馬駕之義、長持駕籠之外、馬駕と唱候義、道中方取扱には無之候、乘駕之外は、棒之無差別、引戶之分、總而駕籠と唱候事に候、

一傳奏衆江は、片寄不指障樣、其儘爲致通行候事、總而下座等無之義同斷、尤攝家方初傳奏衆迄、先先は會釋振も有之候得共、享和元酉年、前件之通相心得不苦旨、阿波守問合江井上美濃守指圖有之候間、供駕之內、行列押罷在候面々は、其主人行列より後れ罷越候者も有之、右之類は彌張行、列駕之心得通に而苦かる間敷哉之旨問合、

江者、片寄扣候には不及、不相障樣通行可仕候哉、

但御旅中に而、右之御方之御泊驛は、可相成丈ケ、止宿不致心得に罷在候、然るに跡々右之御方の御通行に而、自然川止等有之、先之驛迄御越不被成、萬一同樣御泊に相成候節は、御先方御差支に不相成候樣、本陣明け、同驛に而脇本陣、或は寺院等、止宿仕罷在候儀者不苦候哉、

一右之御方樣御旅宿前、通行之儀は、御府內傳奏御屋敷御門前、同樣相心得候而不苦候哉、

但先方々御觸等仕候はゞ、本文之通申斷、通行可仕候哉、〔中略〕

右之趣爲心得事伺候、以上、

五月十八日　　　亀井隱岐守家來　瀨原權左衞門

御附札

書面之通相心得不苦候事

一右御同人樣御用人西金大夫殿を以演說

攝家親王方之御同宿之儀、書面之通御心得不苦候得共、於彼方同驛止宿は、殊之外六ケ敷被申候由、美濃守及承候儀も有之候、心得之儀は、書面之通にて宜候得共、右之義は御勘辨可有之義ト存候、此段御心得迄申候樣被申聞候旨被申候、

〔道中方覺書〕文政四巳九月、有馬玄蕃頭家來問合挨拶之內、攝家方、門跡方、幷御茶壺に途中行逢之節、

是は主人は乘輿之儘、片寄罷在、陪臣之分は、乘輿御局相濟、行列之內に候とも下乘、尤下々は、會釋いたし候筋に無之候得共、立居候筋には無之、かよりものを取、つくばひ罷在候事、〔中略〕

攝家親王門跡行逢之節

是は主人は乘輿之儘、片寄罷在、見計通行之事、

節、

僧都

乘輿之公卿ニ逢、行違不ㇾ禮節、步行之公卿ニ逢、下乘禮節、　乘輿之殿上人ニ逢、行違不ㇾ禮節、步行之殿上人ニ逢、下乘禮節、

〔殿居囊〕武家心得草

傳奏其外公家衆日光御門主途中行逢心得

攝家親王方、途中にて見掛候はゞ、成丈脇道ヱ外し、無ㇾ據出合之節は、供を落し、駕籠を居、會釋に不ㇾ及候事、但脇道橫町等ヱ外し候はゞ、供廻り操込、駕籠後ヱ向爲ㇾ釣、鎗も伏に不ㇾ及、先方ヱ見候ても不ㇾ苦候事、兩本願寺も同斷、無ㇾ據通り逢之節は片寄、相障不ㇾ申候樣致候事、傳奏衆其外公家衆出會之節、構も無ㇾ之候得共、片寄候て、供回り等相障不ㇾ申樣致候事、

日光御門主、途中にて御見掛申候節、成丈け外し、御通過罷在候事、

〔途中行逢會釋〕享和元酉年二月四日、遠藤但馬守樣より、高家戶田土佐守樣ヱ御問合、

堂上之衆、於ㇾ途中ㇾ行逢候節、會釋之儀、別に禮節も無ㇾ之事に候間、旅中にても當地之通相心得、攝家親王門跡方は、乘輿之儘、片寄扣居、見計致ㇾ通行、傳奏衆其外は、差扣に不ㇾ及、片寄不ㇾ指ㇾ障樣に通行可ㇾ致旨、伊豆守殿御書取を以被ㇾ仰渡ㇾ候、依ㇾ之爲ㇾ心得ㇾ書付差出、同年二月十六日、伊豆守殿ヱ伺置候處、同廿八日御差圖、馬一勤之嫡子、途中に而堂上乘行逢候節之心得も、御書取を以、左之通御差圖有ㇾ之、

乘輿に而も馬上に而も同樣之儀、差別無ㇾ之候事、

文化十四丑年五月十八日、大目付井上美濃守樣ヱ差出候處、御附札濟、

一御攝家方、親王方、御門跡方、御行逢之節は、乘輿之儘、片寄扣罷在、見計致ㇾ通行、傳奏方例幣使之方

乘輿之納言不下乘、參議已下下乘禮節、　步行之公卿殿上人、是迄之通禮節、

攝家納言已下

公卿、乘輿步行共、行逢無禮節、　殿上人下乘禮節、

攝家殿上人

乘輿之節公卿行逢、但公卿步行之節、攝家下乘禮節、　殿上人、乘輿步行共、行逢無禮節、

堂上

公卿

是迄之通、相互ニ禮節、　步行之殿上人ニ逢、行逢不禮節、

殿上人

是迄之通、相互ニ禮節、步行公卿ニ逢、下乘禮節、

六位藏人

是迄之通

攝家門跡

僧正

公卿殿上人、乘輿步行共行逢無禮節、

僧都

步行公卿ニ逢、下乘禮節、　殿上人行逢無禮節、

本願寺以下同列

僧正

乘輿之公卿ニ逢、行逢無禮節、步行之公卿ニ逢、下乘禮節、　乘輿步行之殿上人ニ逢、行逢不禮

一過大臣禮事
參議以上同、逢親王、藏人頭非參議大辨、税駕不下車、
殿上四位准之、但辨官可下車、
殿上五位、下車立轅外、（或内）
地下諸大夫（四位下車蹲踞、五位下車平伏、）
大外記大夫史、下車平伏、

一過大中納言禮事
參議藏人頭辨官、殿上四位五位以上、扣車不出、牛立、但辨少納言退出之時、於陣中過納言以上者、
相從參入、納言謝遣之時退出、
地下諸大夫（四位税駕、五位下車、）
大外記大夫史下車

一過參議散二位三位禮事
藏人頭辨官、殿上四位五位、以上扣車、
地下諸大夫（四位扣車、五位税駕、）
大外記大夫史税駕

一過藏人頭禮事
辨官、殿上四位五位、地下諸大夫、大外記大夫史以上、扣車不及税駕、
　自此以下次第可准知、不可忘先規、

〔議奏日次記〕文久三年二月十四日、今度路頭禮節御治定、
關白　大臣　宮方

過大臣、參議大辨ハ、同參議禮、非參議大辨ハ税駕ヲ不下、中少辨ハ下車ヲ立轅外、過大中納言參議扣車、中辨過大辨、少辨過中辨不知其禮、

五位職事

過大臣税駕

過大中納言參議藏人頭扣車

殿上人

過大臣、四位ハ税駕、五位可下、

過大中納言參議藏人頭皆扣車

地下諸大夫

過大臣四位以下可下車

過大納言、四位ハ可税駕、五位以下可下車、

過中納言參議、四位ハ扣車、五位下否可有斟酌

大外記大夫史

過大臣下車ヲ平伏ス

過大中納言税駕、不可下車、過參議扣車、

外記史等、不論五位六位、於陣中ハ、大臣ニハ居レ共、納言以下ニハ不居、但敷政門之内ニテハ、中納言ニモ跪也、陣外一切不致其禮、准之者、稱所爲ハ其禮ノ深カル間敷事歟、

〔弘安禮節〕路頭禮事

一過關白禮事

同親王、但於參議者、雖非大辨、猶可税駕、

逢大臣揖事、大辨宰相他參議、頗可有差別歟、至于大辨者可深揖歟、

或記云、○中略納言參議逢大臣之時、放牛立榻、仍大臣前駟下馬、但五位以下不下、大殿仰事云々、

〔貫首秘抄〕非參議過頭抑車事　予問左衛門督光賴曰、地下人同抑之歟、被答曰、殿上人已然、況於地下哉トゾ思給ル、又問平三位宗範○答同之、左衛門督我爲頭之或人有不抑車事、禪門命給云、藤宰相顯長頭時、常曰、近日人不抑車、不當之由所歎也、

〔三中口傳〕〔二〕一禮儀事

大臣

過攝政大臣扣車、前駈下馬シテ、車ノ傍ニ可列居、攝政前駈下馬シテ可過、

過大臣其儀大略同上、下臈之大臣先扣車、上臈又扣之、前駈下馬之事同上、

大納言

過攝政大臣大納言等、其儀同前、

中納言

過攝政、過大臣、過大納言、過中納言、其儀亦同、

參議

過攝政稅駕、其儀大略同大臣、

藏人頭

過攝政可下車

過大臣可稅駕

過大中納言參議可扣車

辨官

遇親王及門跡公卿殿上人等

月日

右者道中江

朝鮮信使、江戸到著之日、初て登城之時、御暇被下候て退出之時、發駕之日、右四度、眷僧の輿通り候時、下馬下座等之禮可有之候、以上、

月日

右者江戸江

江戸到著之時は、彼國王の書あり、初て登城之時同斷、

退出之時は、から輿なり、禮に及ばす、御暇被下退出之時は、御國書あり、登城之時は、から輿なり、禮に及ばす、發駕之日、御國書あり、

覺

一朝鮮人通り候節、往來之輩、急用之外は、貴賤によらず斷を申、道の左右へよらせ、とゞめ置べし、若横筋より通りかゝり、朝鮮人の行列わり候もの有之候はゞ、斷を申相とゞむべし、急用之子細分明に候はゞ、見合候て、行列之間切候時、はやく通すべき事、

〔北山抄六〕納言以下退出之間、逢大臣參入者、還從大臣參入、大臣留立而揖、其時退出、參議或參著陣座、至于大辨、雖逢宮城之外、廻車參入云々、（辨少納言逢納言、若相從參入、謁畢之時退出、）

公卿於宮中、逢二省（○式部兵部）丞者、大臣者行、丞留、納言以下留丞行云々、（納言見丞云、遇參議已上并留揖、者、止輿不行、逢四位已下者、不）

（拾芥抄直行云々、可見之、見東宮王臣、）

〔參議要抄下雜事〕一致敬禮事

具房抄云、舊記云、參議遇親王大臣、不可放牛、只可抑車、但大辨參議放牛立楊、又於攝政關白前、他參議、放牛立楊云々、

遇外國使

州稱可拜院宜下馬訖、

〔甲子夜話八〕近キ頃ノコトナリ、番頭諏訪備前守、尾州ヘ御使蒙リテ赴キシニ、東海道ノ何驛ニテカアリシ、松平隱岐守ガ松山表ヨリノ飛脚行違ヒシニ、上使ノ事ナレバ、往來ノ者ニ聲掛ケ下座サセシニ、其飛脚許下座セザリシカバ、諏訪ノ徒士飛脚ヲ捉ヘケルニ、下供馳集リ、散々ニ打擲シケリ、コノコト松山ノ邸吏ヨリ、勘定奉行ノ道中方心得タル服部備後守ヘ訴出テ、雙方吟味ニナリケル、松山藩ニテハ、上使ニテアレ、餘リ無體ノ仕方ナリトテ大ニ怒リ、其曲直ヲ明白ニ立ントス、又番頭ノ輩ハ、此事モシ松山ノ意立トキハ、上使ノ權ノ輕重ニ預ルコトナリトテ、各諏訪ニ荷擔シテ、紛々ノ論起ル、備後守モ裁判シカネテ數日ヲ經ル中ニ、轉職シテ小普請組支配トナリ、其獄ハ跡役ノ石川主水正ヘ送リニ成ケル、主水正ハ、再吟味ニモ及バズ、松山ノ邸吏ヲ呼、扨此度ノコト曲直ノ論ハ姑ク置キ、第一公儀ヲ憚ラズ我意ヲ立テヽ、上使ノ權ヲ挫ントスルハ、御普第ノ家ノ本意ニ非ルベシ、此事定メテ隱岐守ノ所存ナルベカラズ、役人ノ心得違ナルベシ、ヨク此旨ヲ家宰ニ申テ、明日來リ答詞ヲ述ベシ、夫トモ官威ヲ立ルノ意ナク、其藩ノ威ヲ立ントシテ、勝負ヲ爭ノ心アラバ、我等再吟味ノ上、タトヘ松山ノ人ノ直ナルニモセヨ、奉行所ニテハ曲事ニ申付ベシト色ヲ勵シテ言ケルニ、邸吏モ頓首シテ退キケルガ、翌朝邸吏來リ、昨日ノ利解ヲ家宰ニ申聞ケルガ、松山ノ家ニオイテハ、殊更官ヘ對シ、曲直勝負ヲ爭フコトイカデカアルベキ、眞ニ恐懼ノ至リナリ、此一件、何トゾ内濟ニ奉願ノ旨ヲ演説シケレバ、願ノ通リ内濟ニ申付シトナリ、實ニ片言折獄トモ云ツベシ、

〔享保集成絲綸錄五十〕正德元卯年七月

朝鮮信使、道中往來共に、書簡の輿通り候時、下馬下座等いたし、無禮之儀有べからず候、菅笠等をぬぎ候には及ばず候、以上、

〔續日本紀 十三 聖武〕天平十二年十月壬戌、廣嗣乘馬出來云、承勅使到來、其勅使者爲誰、○中略廣嗣云、而今知勅使、即下馬兩段再拜申云、廣嗣不敢捍朝命、但請朝廷亂人二人耳、

〔續日本後紀 九 仁明〕承和七年九月丁丑、太政官議奏、彈正臺巡檢之日、令左右京職、祇承官人下馬事、並言、巡察之日、祇承官人、被勘當時下馬者、其來尙矣、而比年左下右不下、因問明法博士、答曰、勘與見勘、何無分別、但無正文、可請官裁者、今案職員令、弼以下巡察彈正已上、掌巡察内外、糺彈非違、又京職式云、彈正巡檢之日、官人一人史生、將坊長兵士等祇承者、右大臣宣、奉勅、忠及巡察彈正巡檢之日、京職進屬、勿勞下馬、並須馬上承其勘當、弼如行事者、六位已下職司等、一切下馬、但史生坊令身帶六位、屬進忠已下、猶尙下馬、

〔續日本後紀 十三 仁明〕承和十年十二月甲戌、制、彈正京職巡檢之日、下馬之法、相爭日久、須官弼行事、大夫及亮屬馬請勘當、至于進屬、並依致敬、忠幷巡察檢按之日、進屬進退、一准弼亮相對之儀、史生坊令、不論位階、總對下馬、

〔參議要抄 下 臨時〕一致敬禮事

公卿前驅逢御書使之時下馬事

或記云、長德元年十一月廿一日、藏人兵部丞信經、爲御書使參東三條院之間、右大臣道長入道令逢途中給、信經下車居賊、御書令持小舍人立、前驅皆下馬、殿下被下車簾云々、

〔徒然草 上〕常盤井相國實氏藤原出仕し給ひけるに、勅書を持たる北面あひ奉りて、馬より下りたりけるを、相國後に、北面なにがしは、勅書を持ながら下馬しはべりし者なり、かほどの者、いかでか君につかうまつり候べきと申されければ、北面をはなたれにけり、勅書を馬の上ながらさゝげて見せ奉るべし、下るべからずとぞ、

〔吾妻鏡 二十五〕承久三年六月十五日戊辰、辰刻國宗捧院宣、於樋口河原相逢武州○北條泰時述子細、武

〔長曾我部元親百箇條〕掟

一下馬不寄上下可停止、但從上國御上使御下代御通之時者、可有其敬事、

〔驛肝錄〕勅使と御名代と落合候節

寛政三亥年八月、高家衆用人ゟ、傳奏雜掌迄問合箇條之內、

勅使例幣使之御方樣、御止宿之驛、御名代止宿候はゞ、脇本陣江被致止宿候心得に而、先達而本陣江止宿被居候節、おくれ御著驛御止宿之處、右之本陣を開き、脇本陣江止宿被致候、

一參勤交代之諸大名も同樣之事、尤幕等不苦旨有之候、

〔驛肝錄〕御名代旅行往逢之心得

文化九申年九月、高家衆中條河內守、伊勢御名代旅中、紀伊殿水戶殿家來、往逢之節之間答、

但御城付よりは、前々ゟ家老初、下乘下馬不致趣也、

御書面御名代旅行之節、道中方別ニ御規定と申も無之、都而御朱印に而、旅行之面々、并御道具類、其外萬石以上、并御旗本之面々、往逢之節は、道幅半分充相讓り通行いたし、供廻り笠爲取候に不及、右之外雜人等は下に居らせ、且鎗爲持候程之者は、陪臣に候共、片寄扣居候はゞ、下馬下乘爲致候にも不及事に候、乍去御書面之趣に而者、紀伊殿水戶殿家來往來致方、場廣に致候故、御名代之旨申通候得者、心得罷在候旨に而、無頓著通行之趣に而者、自然故障之儀、有之間敷とも難申候間、前書道中方心得之趣御含置、得と御取調、御老中方江御申上置候方にも有之哉と存候事、

申九月　　井上美濃守　柳生主膳正

〔道中方覺書〕文政四巳九月、松平因幡守問合書面、主人旅行之節、御名代衆江被行逢候とも、兼て先觸差出被置候上は、宿々において繼立方滯は無之筋に候得共、宿方寄混雜も可致事に付、被見合候儀等は、時宜に寄、差略可被致候、

〔政事要略六十九〕致敬拜禮下馬事

勘檢非違使於京內城外遇可致敬人之時可下馬哉否事

右五位六位檢非違使、於京內城外遇親王太政大臣以下參議以上及四位以上之時、可下馬哉否、若可下馬者、下馬之後可立哉、可跪哉者、儀制令云、在路相遇者、三位以下遇親王、皆下馬、以外准拜禮、又云、若非元日有應致敬者、四位拜一位、五位拜三位、六位拜四位、七位拜五位、義解云、凡六位公使、於所使之國遇四位以上國司者、不合下馬、若國司遇詔使者、同位以下合下、何者下條云、官人數本國見同位卽下、何況詔使、豈得輕於國司、說者云、京職百姓遇職官人者不下馬耳、爲不同國故也、名例律云、詔使者、奉勅定名、及令諸司差遣是也、又儀制令云、凡在廳座上、見親王及太政大臣下座、左右大臣當司長官卽動、准以外不動、釋說云、五位以上自牀下立、六位以下自座下跪、又云、合集所座同耳者、案此等文、檢非違使所謂詔使也、至于外國六位之公使、雖不可下四位之國司、然以官人於本國下同位國司之文、更須爲國司於所部下同位詔使之法、而京職百姓逢職官人時、爲不同國、猶不下馬之由、爰知京與國儀漸殊、然則只隨所帶之本位、致下馬之禮、但親王太政大臣、猶不類他人、依廳座例、須有下馬、立跪之間、亦復如是、

〔侍中群要八〕御書使事

凡御書使、路頭雖逢大臣、不下車云々、而今樣令隨御書、猶下云々、

御書使事

取御書令持小舍人前立（陣中若相逢上臈、更取御書直立、凡路頭雖逢大臣、不下車、）

御使

於路頭雖逢大臣已上不下、但可然之人隨御書、小舍人等可下也、於宮門中逢上臈、上達部取御書可立云々、（又說、隨令持小舍人云々、）

遇勅使公使及幕府使

一親王方御行逢之節ハ、乘輿之儘片寄罷在、見計不相障樣通行可仕候哉、

御附札

書面之通相心得不苦候事

〔延喜式四十一彈正〕凡無位孫王逢三位已上下馬、六位已下逢無位孫王不下、

〔三代實錄十八清和〕貞觀十二年十二月廿五日壬寅、制、○中略无位二世王遇三位下馬、七位已下、遇无位二世王不下馬、

〔光臺一覽二〕禁中十七ヶ條曰、一番官之關白三公は、可爲親王之上座矣、○中略然れ共天子の御連枝と仰がれたまへば、參內の時も、公家門の蹴離しを乘込、御車寄の雨落より二間計前に、行形に乘輿を居申候、御退出之刻も、其のところより輿に被召候之事也、然るに某若年之刻、於禁庭拜見致せし事に候、式日之事に候ひしが、京極二品家仁親王御退出とて、既に彼御輿を例之通車寄之前に陶、御輿の戸を可開といたす處江、一條正二位大納言兼香公參內有り、總別五攝家は、君臣の禮に依て、乘輿は皆公家門の蹴はなし際にておりたまふ事なり、角して既に與力番所の前へさしかゝりたまふ故、京極樣も御輿に不被召、駕輿丁御輿を右へまはし先へ廻る內に、兩御所御出會被在候、禁庭に有合諸士、片づを呑て見物す、然るに京極の宮、以の外御謙遜の御氣色にて、既に纓の前へたるゝばかりの默禮なりしが、一條樣には、颯となされたる默禮にてありしなり、家仁親王は、中御門院之御從弟、一條殿は當關白樣なり、無言之御禮、其行裝とも、言葉に盡されぬ事共也、

〔令義解六儀制〕凡在路相遇者、三位以下遇親王皆下馬、○中略其不下者、皆斂馬側立、謂(中略)凡六位公使、於所使之國、遇四位以上國司者、不合下馬、若國司遇詔使者、同位以下合下、何者下條云、官人就本國見同位卽下、何況詔使、豈得輕於國司、其百姓在路遇六位詔使不下、若於所使國遇之者皆下也、

〔延喜式四十一彈正〕凡巡檢之日、京職若承勘當者、依下馬法行之、其史生坊令、不論位階皆下馬、

〔延喜式五十雜〕凡驛使遇應致敬者下馬、若急速者不下、

路遇親王諸王

〔令義解 六 儀制〕凡在路相遇者、三位以下遇親王皆下馬、(謂稱親王者、有品无品倶同、若无品親王遇有品親王者、不可下馬、何者上條敍親王止於諸王以下、不及親王、六位以下亦有品无品无別敍也、)

〔延喜式 四十 彈正〕凡三位已下、於路遇親王者、下馬而立、

〔弘安禮節〕路頭禮事

一遇親王禮事

大臣共扣車、僕從互下馬、大臣前駈以下列居車傍、親王前駈步行過之、親王車過畢、大臣僕從騎馬進行、若親王車後來者、大臣車直對(一作大)親王車立之、自餘同準之、

大中納言　同大臣、

參議散二位三位、出牛立榻於車前、或税駕置軛於榻上、

藏人頭下車

辨官(大辨宰相其禮在右、非參議大辨以下下車、)

殿上四位五位下車

地下諸大夫(四位下車、蹲踞、五位下車平伏、)

〔參議要抄 下〕一致敬禮事

長房抄云、舊記云、參議遇親王大臣、不可放牛、只可扣車、但大辨參議、放牛立榻、

〔門室有職抄〕於路頭、奉遇貴人儀

院親王師主以上人ニハ、若駕車ノ時、自車下テ、轅ノ外ニ可居、(是禮也)輿等同之、

〔五街道取締書〕享和元酉年松平阿波守問合挨拶

於途中親王方(江)ハ、乘輿之儘片寄扣罷在、見計通行之事

〔途中行會禮〕文化十四年丑年五月十八日大目付御付札濟

靡ケ、忠節ヲ致セシカバ、其賞翫モ人ニ勝レ、其恩祿モ異他、サルヲ今浩ル行跡ニ依テ、重テ吹擧ヲモ不被用、忽ニ其身ヲ失ヒヌル事、天地日月、未變異ハ無リケリトテ、皆人恐怖シテ、直義ノ政道ヲゾ感ジケル、須比習俗、華夷變ジテ、戎國ノ民ト成ヌレバ、人皆院國王ト云事ヲモ不知ケルニヤ、土岐賴遠コソ、御幸ニ參會テ、狼藉シタリトテ被切進セタレト申ケレバ、道ヲ過ル田舍人共是ヲ聞テ、抑院ニダニ馬ヨリ下ンニハ、將軍ニ參會テハ、土ヲ可這カトゾ欺キケル、サレバヲカシキ事共、淺猿キ中ニモ多カリケリ、爰ニ如何ナル雲客ニテカ有ケン、破レタル簾ヨリ見レバ、年四十餘リナリケルガ、眉作リ金付テ、立烏帽子引カヅキ著タル人ノ、轅ハゲタル破車ヲ、打テドモ行ヌ疲牛ニ懸テ、北野ノ方ヘゾ通リケル、今程洛中ニハ、武士共充滿シテ、時ヲ得ル人其數ヲ不知、誰トハ不見、太ク逞シキ馬共ニ思々ノ鞍置テ、唐笠ニ毛沓ハキ、色々ノ小袖ヌギサゲテ、酒アタヽメ、タキ殘シタル紅葉ノ枝、手每ニ折カザシ、早歌交リノ雜談シテ、馬上二三十騎、大内野ノ芝生ノ花、露ト共ニ蹴散カシ、當リヲ拂テ步マセタリ、主人ト覺シキ馬上ノ客、此車ヲ見付テ、スハヤ是コソ、件ノ院ト云クセ者ヨ、賴遠ナドダニモ、懸ル恐者ニ乘會ヒシテ生涯ヲ失フ、マシテ我等ガ樣ノ者、イカニト、トガメラレテハ叶マジ、イザヤ下ントテ、一度ニサット自馬下、ホヽカブリハヅシ、笠ヌギ、頭ヲ地ニ著テゾ畏リケル、車ニ乘タル雲客ハ又是ヲ見テ、穴淺猿哉、若是ハ土岐ガ一族ニテヤアルラン、院ヲダニ散々ニ射進ラスルヲ、增テ吾等コヽヲ下デハ惡カリヌベシト周章騷ギ、懸モハヅサヌ車ヨリ飛下ケル程ニ、車ハ慭ニ先ヘ行馳ルニ、軸ニ當テ立烏帽子ヲ打落シ、本鳥放チナル靑陪從、片手ニテハ髻ヲトラヘ、片手ニハ笏ヲ取直シ、騎馬ノ客ノ前ニ跪キ、イカニ〳〵ト色代シケルハ、前代未聞ノ曲事ナリ、其日ハ殊更聖廟ノ御緣日ニテ、參詣ノ貴賤布引キ也ケルガ是ヲ見テ、ケシカラズノ爲體哉、路頭ノ禮ハ、弘安ノ格式ニ被定置タリ、其ニモ雲客、武士ニ對セバ、自車オリ、髻ヲ放トハナキ物ヲトテ笑ハヌ者モ無リケリ、

へテ、此比ノ中夏ノ儀、蠻夷僭上、無禮ノ至極、不及是非候、而レ共日月未天ニ掛ラバ、照臨何ノ疑カ候ベキト被奏ケレバ、上皇些叡慮ヲ慰マセ御坐ス、サレバ其事ヨ、聞ヤ何ニ五條ノ天神ハ、御出ヲ聞テ寶殿ヨリ下リ、御幸ノ道ニ畏リ、宇佐八幡ハ、勅使ノ度每ニ、威儀ヲ刷テ、勅答ヲ被申トコソ聞ケ、サコソ武臣ノ無禮ノ代ト謂カラニ、懸ル狼藉ヲ目ノ當見ツル事ヨ、今ハ末代亂惡ノ習俗ニテ、衞護ノ神モマシ一ナヌカトコソ覺レト被仰出テ、袞衣ノ御袖ヲ御顏ニ押當サセ御坐セバ、公重卿モ淚ノ中ニ奏聞テ、牛童少々尋出シテ、泣々還御成ニケリ、其比ハ直義朝臣、尊氏卿ノ政務ニ代テ、天下ノ權柄ヲ執給ヒシカバ、此事ヲ傳ヘ承テ、異朝ニモ未此類ヲ不聞、増テ本朝ニ於テハ、曾耳目ニモ不觸不思議也、其罪ヲ論ズルニ、三族ニ行テモ尙不足、五刑ニ下テモ何ゾ當ラン、直ニ彼輩ヲ召出シテ、車裂キヤスル、磔ニヤスベキト大ニ驚嘆申サレケリ、頼遠モ行春モ、角テハ事惡カリナント思ケレバ、皆己ガ本國ヘゾ逃下ケル、此上ハトテ、重テ討手ヲ差下シ、可被退治評定一決シタリケレバ、下野判官不叶トヤ思ケン、頸ヲ延テ上洛シ、無咎由ヲ樣々陳ジ申ケル間、事ノ次第委細ニ糺明有テ、行春ヲバ罪ノ輕ニ依テ死罪ヲ被宥、讚岐國ヘゾ被流ケル、土岐頼遠ハ、當罪科遁ルル所無リケレバ、美濃國ニ楯籠テ、謀反ヲ起サント相議シテ、便宜ノ知音一族共ヲ招寄ト聞エシカバ、急ギ討手ヲ差下シ可被退治トテ、先勢ノ刑部大輔頼康ヲ始トシテ、宗徒ノ一族共ニ御教書ヲ被成下シカバ、頼遠謀反モ不事行、角テハ如何ト思案シテ潜ニ都ヘ上、夢窓國師ヲゾ憑ケル、夢窓ハ此比、天下ノ大善知識ニテ、公家武家崇敬類ヒ無リシカバ、サリ共ト被憑仰シカ共、佐兵衞督、○足利直義是程ノ大逆ヲ緩ク閣カバ、向後ノ積習タルベシ、而レ共御口入巨默止ケレバ、無力其身ヲバ被誅テ、子孫ノ安堵ヲ可全ト返事被申、頼遠ヲバ侍所細川陸奧守顯氏ニ被渡テ、六條河原ニテ終被刎首ケリ、其弟ニ周濟房トテ有ヲモ、既ニ可被切ト評定有ケルガ、其時ノ人數ニテハ無リケル由、證據分明也ケレバ、死刑ノ罪ヲ免テ、纔テ本國ヘゾ下リケル、○中略此頼遠ハ、當代故ラ大敵ヲ

幸持明院、右大臣〇藤原道平早出之間、於北小路今出川參會下車、然而上皇無御會尺、剩下北面等騎馬過之、右大臣番頭等可引落由稱之、仍愁下馬云々、

〔太平記二十三〕土岐頼遠參合御幸致狼籍事附雲客下車事

同九月〇康永元年三日ハ、故伏見院御忌日也シカバ、彼御佛事、殊更故院ノ御舊跡ニテ執行ハセ給ハン爲ニ、持明院上皇〇光嚴伏見殿へ御幸ナル、〇中略種々ノ御追善端多シテ、秋ノ日無程暮ハテヌ、〇中略松明ヲ秉テ還御ナル、夜ハサシモ深ザルニ、御車東洞院ヲ登リニ、五條邊ヲ過サセ給フ、斯ル處ニ土岐彈正少弼頼遠、二階堂下野判官行春、今比叡ノ馬場ニテ笠懸射テ、芝居ノ大酒ニ時刻ヲ移シ、是モ夜深テ歸ケルガ、無端樋口東洞院ノ辻ニテ御幸ニゾ參リ合ケル、召次御前ニ走散テ、何者ゾ狼籍也、下候ヘトゾ喚リケル、下野判官行春ハ是ヲ聞テ、御幸也ケリト心得テ、自馬飛下、傍ニ畏ル、土岐彈正少弼頼遠ハ、御幸モ不知ケルニヤ、此比時ヲ得テ、世ヲモ不恐、心ノ儘ニ行跡ケレバ、馬ヲカケ居テ、此比洛中ニテ、頼遠ナドヲ下スベキ者ハ覺ヌ者ヲ、オリヨト云ハ、如何ナル馬鹿者ゾ、一々ニ奴原、蟇目負セテクレヨト罵リケレバ、前駈御隨身馳散テ、聲々ニ、如何ナル田舍人ナレバ、加樣ニ狼籍ヲバ行跡ゾ、院ノ御幸ニテ有ゾト呼リケレバ、頼遠醉狂ノ氣ヤ萌シケン、是ヲ聞テカラカラト打笑ヒ、何ニ院ト云カ、犬ト云カ、犬ナラバ射テ落サント云儘ニ、御車ヲ眞中ニ取籠テ、馬ヲ懸寄セ、追物射ニコソ射タリケレ、竹林院ソ中納言公重卿、御後ニ被打ケルガ、衛府ノ大刀ヲ拔馳寄セ、懸ル淺猿キ狼籍コソナケレ、御車ヲトク懸破テ仕レト被下知ケレ共、牛ノ鞦被切テ、首木モ折レ、牛童共モ散々ニ成行キ、供奉ノ卿相雲客モ皆打落サレテ、御車ニ當ル矢ヲダニ防ギ進ヲスル人モナシ、下簾皆撥落サレ、三十幅モ少々折レニケレバ、御車ハ路頭ニ顚倒ス、淺猿シト云モ疎カ也、上皇ハ只御夢ノ心地坐テ、何トモ思召分タル方モ無リケルヲ、竹林院中納言公重卿、御前ニ參ラレタリケレバ、上皇何公重カト計ニテ、聽テ御泪ニゾ咽ビ坐シケル、公重卿モ進ム泪ヲ押

法華寺、禮佛、給綿二百屯、上皇出入往反巡覽寺中、每見破壞之堂舍、彈指歎息、出寺門、至舊宮重閣門所、路傍有酒醴果子、往々生炭不見一人、群臣不問其主、任意飲喫、或人曰、此物大安寺別當僧安奚、聞右大將(道眞菅原)來、所相待也、乍見御駕、僻易迷惑、隱伏草中矣、

〔台記〕仁平三年七月六日癸巳、巳剋參院、(夜前渡御小路殿、內、)于時出御、仍下車跪地、御車過後乘車、候御後、渡御法勝寺之後、他卿未參、頃之二卿參入、事了還御、其後退出、

〔台記〕久壽二年四月廿四日庚子、今日鳥羽光堂供養、仍午剋參鳥羽、過造道御幸、下車跪路頭、御車過後乘車候御後、

〔玉海〕文治三年正月十四日丙辰、入夜著直衣、(無出衣、如八日、)伴內府、(著紅打出衣、織物指貫等、)參院、於路頭奉逢御幸、依隔一町、扣車、內府騎馬供奉、余追自閑路參入、於西門外下車、御車過給之間、居北御車後參入、

〔玉蘂〕建曆元年六月九日、中宮大夫被來、良久交談、多世間事也、被語云、一日左府相逢事候々々、又云、御幸之時、執柄臣參會路頭者、供奉人禮有沙汰、被問松殿入道左府等、入道關白申云、前陣不降、前陣之檢非違使北面輩可下馬歟、是御車欲進之時、執柄モ可下車、仍前陣不可口、左府入道切文、三條內府記進之、知足院殿爲大殿、參會鳥羽院御幸、八條大相國以下、(于時大納言)供奉人々皆悉下馬之事也、院仰云、兩人申狀、皆以不可然、上皇不可禮於人、可降供奉者哉、爲准據例、太上天皇不參內ハ、是於陣外下車有禮、仍無便宜之故不參也、況於院宮臣下哉、勿論々々、自今以後、前後共不可下馬之由、以數仰下了云々、(有仰旨狀、可尋注、)予案之、太上天皇不參內、是依有憚也、非爲不禮之歟、其故ハ寬平法皇、爲中許承相事參內、下車候陣外云々、是自陣參入ヨリモ、今一重有禮也、又寬治元服之時、白川院參內、可見物之由有仰、被問人々、申有忌憚之由、仍止了、是非依無便宜歟、然者執柄臣、下車シテ居地之時、檢非違使北面者、不下馬之條、太無禮、前陣公卿ハ不居、松殿案可採歟、有試人猶可戚、

〔新院姬宮御行始記〕延慶四年三月廿五日丁酉、今日新院(伏見)◯中略姬宮御行始也、◯中略新院下御已前御

遇御幸

ぎたらば、こなたはざうりをぬぎ、馬よりおりたらば、鐙をおさへ申さんと口にていひ候へ、若し又かくれあはせぬ内に馬をのりとほす共、おろす事はかならず堪忍せよ、子細は、相手が武士の作法をしらず候、武士が武士の作法をしらぬは女のごとくなり、うはき者有て、時宜いたすにおりよなど、いはゞ、それはおるべからず、おる、ほどならば、定まりてかならずうちはたせ、就中親兄弟の敵、かちにてとほるに、ねらはるゝ人馬上に於ては、馬に乘りたる者、そこにてよくうそをいへ、其うそは、君の御使に參る、御免候へと慇懃にいひてのりとほせ、それは又そこにてねらふ人も、うたぬといふて不覺にはならざるぞ、子細は、馬にて乘りたてば、おひつかるまじきなり、

〔大和家禮 八〕道途之禮之事

一過尊長およそ長に道に逢に、たがひに徒行ならば、はしりすゝんで揖すべし、尊長ものをいひかけたまはゞこたへ、いはざるときは道のかたはらに立て、尊長のすぐる時に揖してゆくなり、〇中略若おのれ徒行にて、尊長馬にのれるときは、かくれさるべし、かくるゝことならぬときは、其まゝ乘たまへといふべし、

〔諸藝小鏡 一〕途中の時宜の事

貴人をば我右之方江通し、同輩をば左へとほすべき也、腰のかゞめやうはいふに及ず、高下の心持有べし、言いふときは、成程しとやかに立とまるべし、何程いそがしき事有とも、人の物いひかけたるに、あわたゞしく通るは尾籠也、

〔弘安禮節〕院中禮事

一發御幸路頭禮事

大臣以下參會之時、供奉人不可下馬、但有被扣御車者可下馬、乘車及陪從下下、

〔扶桑略記 二十三 醍醐〕寛平十年〇昌泰元年十月廿一日、太上天皇有御鷹狩逍遙、廿三日、早朝進發、枉道過

輿上禮

過ハ疎遠之儀也、下臈先達上臈後來、于時下臈ノ車ヲ遣返チ、立向テ押之、上臈通之後、如元又遣返テ行之、雖下臈押車フルニナリヌレバ、必可被謝遣之、同位同官又可然、

〔今川大草紙〕馬に付て式法之事

一ろじにて輿にあふ禮の事、略中こしののりても、人によりて輿を立て禮をする也、又輿の騎馬あれば、其人下馬して禮するもあり、是互の位による事なり、能々儀をき、位を見合せて、式體かんやうなり、但われより位さがりたりとも、禮のすぎたるは然るべし、無禮はこれさいなんの起なりと云々、

一輿を見かけ、馬の上の人下馬あらば、輿の右に立たる人、出て禮有べし、馬よりおりたる人、しやうくわんの人ならば、はやく輿を立て一禮あるべし、男ならば我出て一禮あるべし、女房こしに乘ては、下簾の脇よりも衣のつまを出すべし、かやうの事は、輿ぞへの人可申也、

〔三議一統大雙紙〕第三騎射門

一輿の禮之事、車には輿よけべし、輿には馬よけべし、輿の禮は簾よりさまたちたらばさまを明けべし、あきたらばたてべし、

一車に乘て牛にあひての禮、牛をうたせて鞭をあげべし、

徒步禮

〔甲陽軍鑑十四〕一路次にて、一人は馬に乘り、あしだをはき、一人はかちにて行ば、其人と互に中よくとあしくと、步の人ものかげへかくる、事尤なり、扨又馬にのり、或はあしだをはく人は、是も又其人と中よくと惡くと、かすみからおりて時宜をいたせ、あひてのかくる、は、人を六ケ敷馬よりおろすまじきといふ事なれば、是は侍の時宜ふかく人の時宜するに、此方より時宜をせざるは、大非義にて候、中あしくば、用心のためにも馬よりおり、あしだをぬぐ事、よき武士の作法なり、扨あゆみゆく人は、あなた時宜をし給はゞ、中あしくとも、うらさけがほにて、ばくりはく人の

下逢公卿抑車、五位逢大臣下、外記史逢納言以上者下、禮法无所定、隨便宜可思免耻、○又見拾芥抄、法曹至要抄、

〔法曹至要抄中〕一車禮事○中略

案之下馬之禮、雖載令式、乘車之放牛、不設其法、然而就當時之俗、以古昔之說所附出也、

〔上卿故實〕禮節事

於路次逢者共垂簾、僮僕令下馬、下臈先留車、上臈次留之、相互動簾之由也、可早過後、上臈過其前、

今案是同官之儀歟、假令大臣逢納言者、大臣只過之、下前駈、納言留車、下僮僕、納言逢參議之時、又如此、

大中納言逢者、中納言留車、大納言聊留車、則可過歟、參議以下逢大臣者、放牛立榻、不立、或

〔三中口傳二〕一禮儀事

路頭

關白幷大臣等奉逢バ、前駈下馬シテ、馬ヲ前ニ引カセテ、各車ヲ過テ可乘也、後騎隨又下馬、御車過テ後、大臣可遣車也、扈從僧僧綱等ハ、大臣車過テ後可遣也、納言已上猶如此、但隨時可依人歟、

參議

過大臣有二樣、

一ニハ、參議稅駕シテ可立榻、立榻之樣有二、一ニハ、參議稅駕シテ、置軛於榻上、是禮之淺也、一ニハ欲下車之時ノ如ニ立榻テ、置沓於其上、實ニハ不下、只表欲下之由計也、此禮之深也、

一ニハ不稅駕只扣車、此禮ハ近代例粗有之、但無謂云々、與大中納言無差別、頗無謂歟、

過大中納言參議等互扣車、大辨宰相過大臣時、榻ヲ車ノ前ニ立、殊大辨ハ禮ヲ可深之故也、宰相ハ榻ヲクビキノ本ニ立也、

押車儀

途中行逢時、四五段許成テ、下簾ヲ押車、人ノ車通之後、暫猶押之、是殊深禮也、近進寄テ押之、卽遣

車上禮

〔今川大草紙〕馬に付て式法之事

一馬に乘て弓を持、馬のり又はこしに逢候時は、左の方へのきて通るべし、かならず我が弓手の方へ可成、主人ならば、わが右の方へすべし、

〔家中竹馬記〕一馬上にて弓持て人に禮をする時は、うらはずを馬手へ少し横樣に弓を直して人に禮をする也、弓をなほさぬは無禮の儀也、總而うらはずを人にむけぬ事也、いむ子細あり、步立て人に向時も同前、

〔岡本記〕馬上にても、手をいだして禮をする人有、をかしき事也、馬上にて手をいだして禮する儀は、ゆめ〳〵なし、

〔今川大草紙〕馬に付て式法之事

一こしに逢ての禮の事、簾を上げられずば禮もすべからず、簾をあげ候はゞ、馬よりおり一禮すべし、主人ならばいそぎ下るべし、女房のこしには禮なし、但目高き人と知りたらば、下馬すべし、

一ろじにて輿にあふ禮の事、然るに男の乘るこしならば、左の方へ打よけて禮をする也、もし又のり馬の時は、人によりて下馬し、又沓をもぬぎて禮をするなり、さて出家女人などの輿には、右へ打よけて、是は必下馬して禮をする也、

一輿に會たる時よけべき事、男は左、女の輿には右たるべし、

〔三議一統大雙紙〕第三騎射門

一車と馬と行向ふ禮の事、ほそ道などにて、我馬を道より下へおろして禮すべし、

〔西宮記臨時五〕車禮〈儀式不載、式部之所見記耳〉

親王大臣共相逢者、各留車、前駈下馬、大納言逢親王大臣、抑車、大臣前駈下馬、參議逢親王大臣者、參議放牛立榻、〈其不立榻〉納言以下逢親王者、放牛可立榻、二省丞逢大臣以下、不下、以笏令出見、〈彈正同之〉四位以

〔今川大草紙〕馬に付て式法之事

一沓をはきて人に逢て、兩方をぬぐ隙なくば、左の沓ばかりをふみぬぎて禮をすべし、かやうにすれば、兩方ぬぎたると同前也、

〔故實聞書〕下馬などくるしからずといへども、さすがいかゞのやうに存候へば、乘馬ながら、左のくつをぬぎても持て禮する事も有、

〔家中竹馬記〕一馬上にて逢人、獨は沓をはき、獨ははかずとも、沓を脱には及ばず、たゞ禮をして通る也、

一主人或は異なる貴賤の人、す足にて馬に召處へ、我も馬に乘て出んを、沓を著たらば、馬上にて沓を脱て下人等に可渡、等輩の人ならば、何とて御沓をめされぬぞなどゝ、禮を言て、脱には及ばぬ事也、相互にそのおもむきを心得て、若又脱人あらば、禮を言も有べし、

一下馬して、左の沓計脱て禮をするは、片沓の禮と云、凡は下馬も無曲程の事也、但相手に依て、是程にてよきも有べし、總じては馬よりおるゝならば、左右の沓を可脱なり、

一馬に乘ながら、左の片沓を脱て手に持て禮をして通るも、下馬に可准と也、是は下馬するまではなき者に、か樣にする儀もあり、又くせある馬に乘て、下人もつかず、おり立がたき時、不思議の馬に乘候て、迷惑の由を云て、か樣に禮をすることも有べしと云々、今案、下馬するまではなき者に、此片沓を馬上にてぬぐ禮は、其ほど〳〵可有事也、くせ馬に乘て無禮ならんは、不覺に成ぬべきか、此儀ありと可知まで也、か樣にせん事は斟酌すべし、禮は上下共にすべき程よりも慇懃なるは和道也、

〔伊勢貞助雜記〕かたくつの禮と申事は、馬上にての事なり、左くつをぬぎて手に持、馬をなほして禮をする事なり、大かたの時は不可仕之、猶口傳に在之、

〔今川大草紙〕馬に付て式法之事

一我も人も騎馬之時、ろじなどにては行合事、互に馬の左の方を合て禮をする也、かちにても此心得あるべし、但ろじなどせばきには、そのあつかひなしと云々、

〔故實聞書〕馬上にて人にあひて、れいぎの事、貴賤には我馬をはやく留て、道せばき所にては、わが馬をうちのけて、道よきかたをとほすやうにあつかうべき、禮をする時は、手綱をくりよせて、馬をなほして禮すべし、

〔弓張記〕馬上と馬上と行あひて禮の事、たとひあひてむき成共、人によりて下馬勿論の事也、もし又おりぬ程の人ならば、馬上にて禮をしてとほるべし、その時も我よりも貴賤の人ならば、道のよき方をとほし、我は道のあしき方へよけてとほすべし、いづれもこれらは人により、あひてによるべし、同じ道ならば、左をとほす樣によけて見をるべし、

〔三議一統大雙紙〕第三騎射門

一我も人も馬に乘たる時の禮の事、細道などにては、先我馬を道より打おろして禮すべし、相手も必ず打おろすべし、貴賤ならば相手の見る方の鐙をぬぎ禮有べし、沓をはかすば鐙の禮有べし、通る間を少ひかへて通る也、目下の者ならば、馬を道より打おろしたる迄にて、禮有べからず、

〔家中竹馬記〕一兩方馬上にて逢時、馬を打のくる事は、逢人を弓手にして打のくべし、弓をなほすにもよし、但時義によつて、心に任せぬ樣も有べし、

一馬に乘て行体人にあふに、其人馬乘をみてはやくかくれば馬をそろりと出して通るべし、かくるゝ人に下馬するは、かへりて無禮に成と云々、今案時宜によるべきか、下馬させじとて、かくるゝは禮なり、然に下馬せざらんは不可然か、人知れじと、かくるゝ人ならば、下馬したらむは、却て事たがひぬべし、又京都と田舍と替儀あるべし、

以擬爲程、式云、在朝堂座見親王及太政大臣、並起座者、以見其人□□爲其程、至于下馬之禮、宜依見得之程、

〔政事要略 六十九〕致敬拜禮下馬事

勘諸祭供奉神事諸司人等行列路之間觸類可有致敬下馬禮哉否事

右賀茂祭日、幷同社石淸水臨時祭日、親王以下參議以上、女御更衣、大臣世妻、如此權勢之輩、爲見物共飛軒蓋、競立路頭、供奉件神事諸司人檢非違使等、行列行路之間、或渡其門下、或過其車前、當此之時、可有致敬下馬禮哉否、同見物之程、可下馬之人乘車、與可致敬之人相並立者、可下哉否者、檢神祇令云、散齋之內、諸司理事如舊、致齋唯祭祀事得行、自餘悉斷、說者云、神祇者、是人主之所重、臣下之所尊、祈福祥、求永貞、無不歸神祇之德、儀制令曰、在路相遇者、三位以下遇親王、皆下馬、以外准拜禮、雖應下者陪從不下、義解云、謂車駕陪從、依律三后皇太子陪從亦同、式云、應下者乘車不下、又儀制令云、若非元日、有應致敬者、四位拜一位、五位拜三位、六位拜四位、七位拜五位者、據此等文、下馬之法、隨位制條、但車駕三后皇太子陪從等、雖應下者、設不下之文、今神祇者、君之所重、臣之所尊也、相准其優劣、豈輕於人間、然則供奉之輩、不論尊卑、只偏勤神祇祭祀之事、不可求位階致敬之禮、又乘車之時、已非可下、並車見物、更有何罪、〇中略

天元元年四月廿三日、賀茂祭日、公子孫大夫庶士、爲丞相公卿多被凌辱、其中有或公卿、竊問禮法、仍勘此二條、卽示遣云、章條如此、禮數可知、但供奉是公事也、全可守法、見物已私事也、苟可隨宜總免其害、豈非上計乎、卿相服膺、感此制言、

〔長秋記〕天承元年七月八日壬寅、鳥羽家跡御堂供養也、〇中略依辰時著束帶參仕、熊丸同參、到作路之間、關白番長追來、予〇源師時抑車、先後間十餘町也、三町外、殊可無事咎歟、關白過給之間、前駈下馬、予爲表無禮咎、立楊放牛、

制度

〔日本書紀天智二十七〕九年正月戊子、宣朝廷之禮儀、與行路之相避、

〔令義解儀制六〕凡行路巷術、（謂、行路者、道路也、巷術者、里中小道也、）賤避貴、（謂、假令兩人挾徑相遇、必應讓避行、九位避八位、八位避七位之類也、）少避老、輕避重、（謂、假老輕而少貴者、則少須避老、此謂同儕之人、如行貴賤者、不可下老少輕重、止依賤避貴之文也、）

〔令集解官位一〕律有令語、（假令、雜律違令、答五十、注云、行路巷術、賤避貴之類是、）

〔唐六典四〕凡行路之間、賤避貴、少避老、輕避重、去避來、

馬上禮

〔令義解儀制六〕凡在路相遇者、三位以下遇親王、皆下馬、（中略）以外、准拜禮、其不下者、皆斂馬側立、（謂二位以上遇親王、六三位遇一位之類、駐馬側立於道側也、）〇中略雖應下者、陪從不下、（謂、車駕陪從、從律、三后皇太子陪從亦同、）

〔令集解儀制二十八〕古記云、問以外准拜禮、未知諸王諸臣同不、答一同无別、但八十一例云、諸王五位遇一位不下、六位遇五位諸王下馬耳、其於拜禮條、諸王諸臣並同也、一云、諸王不拜諸臣也、問无位皇親如何、答云別式也、

〔唐六典四〕諸官人在路相遇者、四品已下遇正一品、東宮四品已下遇三師、諸司郎中遇丞相、皆下馬、

〔延喜式彈正四十一〕凡四位已下逢一位、五位已下逢三位已上、六位已下逢四位已上、七位已下逢五位已上、皆下馬、餘應致敬者、皆不下、（其不下者、斂馬側立、）應下者、乘車及陪從不下、（中宮東宮陪從准此、）

〔弘安禮節〕路頭下馬禮事

三位以下、於路頭遇親王下馬、大臣斂馬傍立、四位以下遇一位、五位以下遇三位以上、六位以下遇四位以上、七位以下遇五位以上皆下馬、

〔政事要略六十二〕或人曰、可受敬之人乘車、可致敬之人乘馬、不知乘車之客、不致下馬之禮、此人有罪否者、諸成犯過、皆別故失、但下內外官人、有恃其位階、故違憲法條、只有故之罪已、無失之罪、夫斷罪无口之時、或立罪重明輕之條、或設比附因准之文、不知車中之人、尤是意外之失、罪彼比此、以失罪爲抑、王卿已上見車可知、若乘凡庶之車、又無呵叱之音、令人設顯之咎也、忽及凌轢者非也、又云、下馬之禮、

古事類苑

禮式部三

路頭禮

路頭禮ニハ、馬上、車上、輿上、徒歩等ノ諸禮アリ、何レモ貴賤長幼ノ序ニ由リテ、之ガ等差ヲ立テタリ、天智天皇ノ九年、行路ノ禮ヲ定メ給ヒシカドモ、其制今詳ナラズ、文武天皇ノ大寶令ニ、始メテ貴賤老少、行路相避クルノ制、及ビ三位以下、路上下馬ノ禮ヲ定ム、嵯峨天皇弘仁九年、詔シテ貴賤ノ禮、改メテ唐法ニ依ラシム、蓋シ路頭ノ禮モ、亦隨テ改リシナラン、延喜式、亦下馬制アリ、而シテ西宮記二中歴等ノ書ニ、親王大臣以下、相遇フノ車禮ヲ載ス、蓋シ令式ニハ下馬ノ禮アリテ、下車ノ制ナカリシカバ、下馬ノ制ニ准ジテ定メタルモノナルベシ、而シテ下馬及ビ車禮ハ弘安禮節ニ至リテ、特ニ備ハレリトス、近世孝明天皇ノ文久三年、亦公卿以下、路頭ノ禮節ヲ定メラル、概ネ弘安禮節ニ基キ、加フルニ僧侶武家等ニ對スル禮ヲ以テシタルモノナリ、

武家ノ路頭禮ハ、北條氏足利氏ニ在リテハ、其制詳ナラザレドモ、僧徒ニ對シテハ、一般ニ鄭重ヲ加ヘシモノヽ如シ、德川氏ニ至リテハ制度極メテ嚴重ニシテ、身分家格ニ應ジテ、各、其禮ヲ執ラシメ、朝臣ニ對シテハ、殊ニ遜讓ヲ以テ主トセリ、

其他勅使、及ビ公使幕府使等ニ對スル禮アリ、外國使ニ對スル禮アリ、將軍ノ朱印器具、及ビ其鷹犬等ニ邂逅スルニモ亦禮アリキ、

古事類苑

禮式部三

路頭禮

若き人なり、旅住居二ヶ月になりぬ、夜中徒然なるべし、花を使にして、菓子をもたせ、裏道より忍びやかにやれ、もし慰にも成ぬべきなり、我云たると聞れなば隔心あるべし、汝が心得に、能はからへと仰られければ、阿茶の局、御心の付たる上意なりと御請して、花其比十八歳、女中第一の美人なりしを、殊に取繕はせ、下女に菓子をもたせ、初夜の比、裏道より密に參らせたり、内々阿茶の局より、かくと申ければ、台德院樣、御上下をめし待せ給ふ處に、花參りて御庭の戶をおとづれければ、台德院樣、御自身戶を明られ、花を上座に直し、菓子を御取、是は大御所樣より下されたるなるべしと、御いたゞきなされ、花早々歸られ候へと仰られ、先に御立なされ、戶口まで御送りなされければ、花憲てたくみしと逢ひて、いらへの詞もなく歸りて、かやう〳〵なりと申ければ、權現樣聞し召、將軍は律義第一の人なり、我はしごをかけても及がたしとぞ上意ありける、

〔昔々物語〕一五六十年以前は、子は親にむかひものいふに手を付て、また親のいふ事を聞時も、かしらを下ゲ手をつく、さるに依て、家來の主人へもの云に、幾度も手をつき、かしらを下しを、近年は、父母の前にて、手をつく事はさて置、大あぐらかく子も有、ことばづかひも惡しく、是は何ゆゑ、むかしとはかはりたるなれば、親々子を急度あへしらひ候得ば、親々の身もたしなまねばならず、きがつまるゆゑ、自分にらくを好むゆゑ、子のあひしらひも急度なく、たわこと口を、心のまゝにたゝくゆゑ、子供、友だちのやうに、じだらくになりし、○下略

〔筆のすさび〕一薩州風土　士人に、容貌言語仕付方などいふ職ありて、風俗をたゞすこと、これも近頃始りしよしなり、

禮以恭敬辭遜爲本と、漢朝の書にも見え侍れば、諸人其本源をえる事を要とすべし、案、禮は、禮儀のはじめ也、是則高貴人君の前に出て拜謁すべきの法也、其心持は、神聖靈廟の前にのぞむも皆同事也、たゞ敬をもつて心の主として、その敬を狀にうつして禮をなすべし、いか程元をかたぶけ、手をつかねても、心の信を存せざれば、禮とは云べからず、其次第は、そうしやのあとに行事一間ばかり、貴人御座の間の次にて扇をぬく、扨貴人の面前に至り、そうしやそとあさをかへりみる時、左のひざをつき、同じく手をつき、右のひざはうけて、右の手を其上に置、あとへおし込樣にして、右のひざをひき、それにつゞけて左のひざを引、左の手あとへのこらぬ樣に引、左右の手、人さしゆびの頭とかしらとすれ合程にして、こしよりせばね、左右のかた、兩のひぢ、皆一ツにふしかゞむていにして、しかもやすらかに目だゝざる樣に、貴人の御ひざを目付にして、支體一度にかたぶけ、つゝしんで拜禮をいたすべし、是則眞のす禮也、行草のていも、往々にえるす也、

〔三中口傳〕一使者禮事關白大臣公卿

向其門告示

此儀雖何所不可然、相待引導、

昇居所

關白家、立中門、廊可申案內、大臣家、可登中門廊、居遊子外緣可申、次公卿以下諸家、入中門廊戶可著座、其內各依申次引導可著座、

對面時長押下

隨亭主氣色、可有斟酌、無定法式、

〔常山紀談附錄五〕權現樣〇德川家康駿府に御隱居遊され、大御所樣と申奉る、台德院〇德川秀忠樣、江戶より駿府へ御出なされ、二の丸に二ヶ月餘御滞留なされ候節、權現樣、阿茶の局を召て、將軍には年

主人の御前にて、あつきとて扇をつかふべからず、あせをのごひ申べからず、殿中にても此分也、

〔酌幷記二〕人の前へ出て禮をする事、先扇ぬきて出べし、座敷をありくに、餘ねりたるも又足はやなるも見ぐるし、能ほどにあゆみ、扨主人を見付、やがてつくばひ、主人との間近くば、さいよりこなたにて禮をすべし、主人との間に、座敷もへだゝり程遠きは、さいよりはいりて禮をすべし、年寄たる人などは、兩の手を合て、そがむやうにして、指先を組て禮をしたるもよし、作去わかき人の左樣にしたるは、餘こび過てわろし、兩の手のひらを疊に付て、禮を仕ざまに、兩の手を少引て、扨禮をすべし、疊にあたまのつくほどに、いかにもいんぎんに禮をすべし、餘り久敷もわろし、亦餘しやつきやくに、あたまの高きも尾籠なり、能々心を付て、いんぎんにすべし、かへる時は、いづかたへなりとも近き方へまはるべし、左へまはれば右、右へまはれば左の手をつくべし、立樣肝要也、かきのせがたし、

〔今川大草紙〕躾式法の事

一いやしき身にて、傍主に禮をすべからず、參會の心也、又中間、或は同宿などきんずる身にて、腰をかゞめ禮すべからず、若我一人ならば、物もいはずもく禮計すべし、

〔習禮抄〕主人貴人へ物申事

主人貴人へ物申には、我かほを少そばへふりて申べし、ろくに向ひては申さぬ物也、ろくに向ひて申せば、我いきをかけ申心あり、されば少そばむきて申也、そばむくとは、脇をむく也、然れどもあまりに脇をふり向たるは惡し、少そばむく心にする也、又御物語の時は、あまりきしうつむかずともよし、兩手つき、少うつむきて、御物語を承り、こなたより申事をも申べし、退時はいかにもうつぶき、御禮申て退べし、

〔禮容筆粹一〕案禮之事

予令参内、謁彼亞相、〇中略此序去廿二日、頭中將拜賀從事之節、予進退覺悟之儀共、幷明後日宿侍後朝儀、殿上作法、進退覺悟之儀、又廿八日、九條殿元服對揚、殿上進退之儀、扨又此間頭中將被送一通請文段等、彼是相尋、及相談處、逐一給諷諫、如左、〇中略

一問、九條殿對揚之時、上首起之由、然則禮節如何、

答、全體無用之事也、當時之體、賓主同格會釋故、頭對坐者、薄疊折敷陪膳之類也、隨時宜、輕禮節可然歟、賓首磬屈、則逃足低頭可然云々、卽低頭磬屈平伏之差別、自身致其體、淺深之程有諷諫、如左、

身
低頭
磬屈
平伏
足

〔風呂記〕人の所へ來て我は座敷に居て、緣に居たる人に不可禮、又盃の禮もなし、緣は座敷の外なり、緣へ出て禮する事は尤吉、主人座敷に有て、內へとあらば、先緣に畏て、さて座敷へ入るは、兩方の手をさいを越て、座敷へ可入なり、手を不越して入たらんは尾籠なり、

〔人賢記〕對諸人禮節の事、上中下有之、蹲踞目禮平伏の三品なり、又兩手をつき片手をつく差別等有之、

〔諸家參會記〕貴人の御前へ罷出候時は、扇をぬきて、紐皮をすあをと小袖の間へ入候て可罷出、召仕候時も又同前、

〔上卿故實〕納言於陣行事時大臣以下過其所事

納言於陣行事時、大臣爲申慶賀、經宣仁門進弓場者、上卿降立座下、（今案事起座可出候之由見隣條）暦仁元、七、廿、任大臣節會畢、右大臣（○藤原實親）奏慶退出之時、權中納言爲經卿、參議親季朝臣、著仗座、有小除目事、大臣并扈從卿等、下諸過其前、上卿參議無禮、

參議出宣仁門外、納言參議拜賀過其前、更無怖、但雖爲上臈、不可及禮、

〔後愚昧記〕今夜內府（○藤原實冬）拜賀櫛頭候歟、近邊も無何物忌なる樣存候、抑諸卿著座之時、主人出座時分、致禮之條、下官子可躊躇候歟、公豐卿言如然□□實音可列座之由存候、先々は必雖不致於禮、出座候時分、若聊可動座候哉、大臣起居、納言必蹲屈候條、不定上者、□可相替時宜候哉、若於本所者、聊可存故實候やらん、大臣納言兄弟如此之時、先規不審存候、諸記等も□如此事不見合之樣候條條尊意□內々可承存候、（○中略）實音、誠恐謹言、

正月（○應安三年）十六日　實音

抑大臣納言兄弟禮事、依人々所存、或致禮或不然候、先規不同之間、一事ニ難定申候、當家之中も不同候、實隆卿、實行公、實能公等、雖相並候、別而不致禮、就中實行公、久安五年七月、右大臣拜賀之日、實能公（于時大納言、右大將）雖行向、不致禮候、公房公、公宣卿、御曾祖大納言殿（○藤原公□）又三人相並候き、其は舍弟二人、於公房公致禮候き、且建保任相國兼宣旨後、大納言殿令取給候之由覺候、前樣如此候、用捨可在御意候歟、若可被致禮候者、主人出座之時、乍座聊可有動座候歟、本所列立之時揖事、於子息之外、令向第一人可有揖候哉、此時も若猶可被致禮候者、令答揖之後、聊可令磬折給候歟、是等は今案候、率爾之間、言辭倚候歟、爲之如何、恐惶恐惶、

乃剋　判

〔大江俊矩記〕文化五年三月廿五日辛酉、廣橋亞相（○藤原胤定）今朝參內之由（未被行御拜賀之人參內云々）傳聞、仍已剋頃、

〔枕草子七〕關白どの（○藤原道隆）の、くろ戸より出させ給ふとて、（○中略）山のゐの大納言（○道隆弟道頼）そのつきさらぬ人々、くろきものをひきちらしたるやうに、藤壺のへいのもとより、とうくわでんのまへまでゐなみたるに、いとほそやかにいみじうなまめかしうて、御はかしなどひきつくろひやすらはせ給ふに、宮の大夫殿（○道隆弟道長）の淸凉殿のまへにたゝせ給へれば、それはゐさせ給ふまじきなめりと見る程に、すこしあゆみ出させ給へば、ふとゐさせ給ひしこそ、猶いかばかりの昔の御おこなひのほどならんと、見奉りしこそいみじかりしか、

〔古事談一王道后宮〕同法皇（○鳥羽）御坐白川殿、元日拜禮、爲中門織戸、御所體凡卑也、拜禮有否沙汰之間、關白殿（法性寺殿○藤原忠通）令參給、顯時卿爲院司申此由、被仰云、非拜御所、奉拜君也云々、仍拜禮永如常、

〔古今著聞集十六興言利口〕妙音院入道殿（○藤原師長）仰らるべき事有て、孝道朝臣のわかゝりける時、けふたがはで、祗候すべき由仰ふくめられたりけるに、孝道仰を承ながらうせにけり、ひめもす遊びありきて、夕に歸り參じたりければ、入道殿大きにいからせ給ひて、御勘發のあまりに贄殿の別當なりける侍を召て、麥飯に綿あはせて煮て、只今調進すべきよし仰られければ、則參らせたりけるに、孝道にくはせられけり、日暮し遊びこうじて、物のほしかりける時にて、かひ〴〵敷皆くひてけり、其時いよ〳〵しかり給ひて、三千三百三十三度拜をせよと仰られければ、孝道本よりすぐよか成者にて侍うへに、只今物よくくひて、力も有て、顏こえけるまゝに、いとやす〳〵としはてにけり、

〔玉海〕正治二年正月一日戊子、傳聞左大臣（藤原良經）說也、院拜禮之間、攝政（○藤原基通）作法不審非一、
第一不練步事（去年稱脚病不列拜禮、今年已列之、料知無患歟、然者何故略練步哉、古之明主必咎之、）
第二舞踏了、乍居一拜而立、是流例也、而無件小拜事、（先年如此、忠親嘲之、今又追被失儀、而其子右大臣被引左大臣、已有此拜、不從父作法、父子之案、是非如何、）

踏歌

散沉淪之恨、子葉孫枝、永可候門下之由申之云云、

〔三好亭御成之記〕一永祿四年辛酉三月三日、出仕之刻、御成、〇足利義輝、被申入、〇中略、三月卅日、未刻御成、〇中略、

一筑前守殿〇三好義長、八、裏打大口、冠木門ノ北ニ出向被申、三好日向守、三好下野守、十人計被罷出ナリ、

〔江家次第三正月〕踏歌

舞妓出〇中略、

王卿下殿拜舞、異位重行、西面北上、

踏之女樂拜、立左仗陣頭、

〔宣胤卿記〕永正十四年正月九日、勸修寺黄門狀到來、尹豐直衣事、幷節會次第内不審事也、入道内府返事令一見返之、寫留在左、〇中略、

次第内不審事之〇中略、其内少々注

一女樂拜事、舞妓ヲミヽ給フ事ヲ長申拜也、

〔日本書紀十五仁賢〕二年九月、難波小野皇后、〇顯宗后、恐宿不敬自死、弘計天皇〇顯宗時、皇太子億計〇仁賢侍宴、取瓜將喫、無刀子、弘計天皇親執刀子、命其夫人小野傳進、夫人就前、立置刀子於瓜盤、是日更酌酒立喚皇太子、緣斯不敬、恐誅自死、

〔宇治拾遺物語七〕今はむかし、〇中略、西宮殿〇源高明の大饗に、小野宮殿〇藤原實賴を尊者におはせよとありければ、年老こしいたくて、庭の拜えすまじければ、えまうづまじきを、雨ふらば庭の拜もあるまじければまゐりなん、ふらずはえなんまゐるまじきと御返事のありければ、雨ふるべきよしいみじくいのり給けり、そのしるしにや有けん、その日になりてわざとはなくて、空くもりわたりて、雨そゝぎければ、小野宮殿は、わきよりのぼりておはしけり、

使の時は、三職其外御相伴衆は御送り候、

〔河村誓眞雜々記〕一きやく人しやうじ可被申時、長老西堂は、えんへも又は家のかまへによりて、庭へもおりてしやうじ入申べし、又武家も、貴人におき申ては申に及ず、庭上又は門外へ出ても、謹で請じ可被申なり、

一送り可被申事、一段の貴人にて御入候て、たゞ御跡に付て出申、門外にても送り可被申、其外は座敷にて一度、えんまで一度、又其末へ三度おくり可被申、又座しきにて一度の座も可有之、又貴人へは両の手をつき申候て、ゆびをかゞめ、たゝみに付、いたにても庭上にても如此、其ほかはかた手をつき、かた手をばひざにおきて、かしこまり禮儀有べし、左右の事は、其むきによるべき也、

〔源平盛衰記十一〕静憲與入道問答事

サラバ暇申テトテ、法印〇静憲座ヲ立給ケレバ、入道〇平清盛高ラカニ院宣〇後白河ノ御使也、各禮儀申ベシト宣ケレバ、侍諸大夫等八十餘人有ケルガ、一同ニ皆庭上ニ下テ門送ス、法印最騒ヌ體ニテ、弓杖三杖バカリ歩出テ、立歸テ深ク敬屈シテ、立歸ラレテ御座シケレバ、サノミハ恐候トテ、八十餘人皆縁ノ際ニ立歸ル時、法印モ歩給ニケリ、美々敷ゾ見エタリケル、法印ハ穴イチジルキ人ノ心ヤ、今朝ノ對面ノ遲サ無興サノ有樣ニ、唯今ノ泣樣送禮ノ體、説法シスマシタリト、咲クゾ思ハレケル、

〔吾妻鏡十八〕元久三年〇建永元年十二月廿三日己巳、重胤〇東平太參相州〇北條義時、蒙御氣色事、愁嘆難休之由申、相州被仰云、是非始終事哉、凡逢如此殃、官仕之習也、但獻詠歌者、定快然歟云云、仍於當座染筆令詠一首、相州感之、相伴參御所給、重胤者徘徊門外、于時將軍家〇源實朝折節出御南面、相州被披置彼歌於御前、重胤愁緒之餘乃述懷事之體不便之由被申之、將軍家御詠吟及兩三反、即召御前、片土多氣、枯野眺望、鷹狩、雪後朝等事被尋仰、數剋之後、相州退出給、重胤奉送于庭上、合手依賢慮預免許、忽

ならび居べきなり、如此の被官人は、隨分の年寄の猶其可成、其内一人は亭主の大刀を持て少進みて有べし、御出の砌、各顏持上て奉見樣に不可仕、いかにも謹而可爲蹲居也、

〔御供古實〕一御成の時は、大門のそとのはしらのきはまで、其亭主は罷出候て申なり、門の左右の事は、何も御城の路次によるべし、時宜を御らんし合べく候、

〔今川大草紙〕躾式法の事

一門送之事、先座敷にて一禮有て、縁にて一禮、庭に一禮、上中下に人によりて、ケ樣に禮可有也、

〔宗五大草紙〕公方樣御對面之事同私樣のやう

一公方樣には、公家法中に、西の衆東の衆など申て、御對面のやう候へども不及記、又攝家門跡御家の長老をば御送候、又人の内衆猿樂田樂、庭上にて御めにかゝり候、又人の内衆進物などをば、申次請取て、御座敷に常のごとく置候、私ざまにても、客人に對面の事、一段賞翫の人をば、先座敷へ呼入申候て後、亭主被出候、大かたの人には、先亭主座敷に候て、人によりて座敷を立て、えんまでも出てゑやうじ入候、又座敷の内にても、座を立て色體をいたし候事も候、又一段敬候人には、庭迄も出候てゑやうじ候ことも候、常には少我よりあがりたる人にも、先亭主被出候て、客人を呼入候、又客人亭主よりうはての人なれば、座敷中へふかぶかと被出候而、大刀などをもつかはし御禮、等輩の人は常に座敷のするにて、大刀をも出し禮を申され候、

一人を送り候事、賞翫の方をば、次の座鋪にて一送り、縁にて一送り、庭にて一送り、是第一也、對も敬ひ候へば門外までも被出候、其次は座敷にて一送り、えんにて一送り、是第二也、又次の座敷まで出て一送り、是第三也、又同座敷にても、人によりて一送り候、又一送りも候はぬ方も候、我等づれ三職、其外御相伴衆へ禮に罷出候時は、一送りもなく候、御供衆へは一送り候、又赤松殿、大内殿、京極殿、一禮に出たるには一送り、但此三人も、人により送られ候はず候、土岐殿、六角殿同前、又御

かに御座あり、過たる時罷出、供奉の人へ御禮可申か、少もおくり申體不可有之、門跡も大概同前、

一三職の御乘御出の時は、何方まで出向可被申候哉、また御歸の時如何の事、

三職の御乘御出の時は、御緣又は庭上迄も可被出向候也、去文明二年の比、勝元朝臣、當職にて御座候時、赤松殿へ御出を見申つるが、庭上へ出向はれ候ひし、其後又文明十九年頃、政元一色義春へ御出の時も同前に候つる、此時も政元、當職にて御座候つる間、常には可相替候か、又俄に御出候時は、奏者故實にて、先御座敷へ申入、其後御出も可然候か、何も又從時義可被相計候哉、同御歸りの時は、御緣にて一度、庭上にて二度、以上三度の御禮たるべし、但塀中門までも可被送申歟、

一諸大名の乘御出之時、樣體如何之事、

諸大名御出之事は、三職へ被對申ての御扱よりは淺く御座候半まゝ、それを以て可有分別候、御歸には緣まで一度、庭上ニ而一度、以上二度の御禮たるべきか、

〔諸大名乘御成被申入記〕一刻限以前に、殿中へ侍ほどの者に、かんてうなる中間を相添て付置て、漸御出の前に、御供衆走衆など、庭上へ欲參候體を窺見て、付置たる輩、急走歸りて其旨を可申也、然るに御道十町十五町など程遠には、一町々々に中間を置て、漸御成之由申傳々々て、走歸事故實也、其時亭主大門の外へ可罷出、大門の一方の柱の通りより一間計退て、御出に奉向て畏て可有之、但奉待間は、不及畏立て可有之候、御成の時、必御輿のき一人、一町半町あまり御先へ走なり、其時急可畏也、總別亭主方より、二三町の間に人を付置事可然也、自然御乘馬にて御成候へば、御輿かき無之間、其時のために付置事故實也、御成の時は、尤可有尊居候、

一亭主の同名、幷被官衆、亭主の後の方に、一間間中計も引退て同可畏、被官衆は、同名衆の側後に

〔諸大名出仕記〕主人又は貴人、私へ御出の時は、門外まで罷出事も可有之、又庭上にて出合申事も有之、在所の事は、其家作又は時儀によるべし、又諸家へ御成の時は、其亭主大門の柱の際まで罷出かしこまり候、門の左右の事は、御成路次によるべし、御成も如是候なればそれに從ひ、主人御出の心得も同前たるべきか、

〔大内問答〕一公家門跡幷三職の御衆、諸大名以下御參會の事、近代依無在京、萬端違闕の仕合、輕賤法外之間、被得尊意條々事、

堂上の御事、高下有之儀候、公家の御事を、打任て公家とは申間敷候歟、堂上と申儀可然候歟、攝家と申は、近、九、二、一、鷹司殿、是を攝家と申候、攝政關白執柄此三は何も同御事に候、此御衆渡御は、さうなう有まじき事に候、若自然被申入義在之ば、門外へ被出向、申請じ可被申、いかにもいんぎんの御扱たるべし、御歸路にも、門外迄被送申可然候、門跡の御事も可爲同前候、但門跡にも、三門跡と申は、青蓮院殿、梶井殿、妙法院殿、此御衆は別而御賞翫の御事候、此外は少かろし、又清花と申は攝家よりかろし、清花の御衆は、庭上へ被出向、申請じ可被申、御歸路にも庭上迄、よかよかと可被送申、又公卿と申は、三公九卿の義に而候、是則大中納言參議を申候、月卿と申も公卿と申も、同事に而候、此御衆へは、御緣にて貳度、庭上にて一度、御禮あるべし、但其内にも又差別あるべし、又雲客とは、殿上人を申候、殿上人とは、四位より六位までを申候、專中少將侍從を申候、此御衆は前よりはあさし、然共堂上へ被對申ては、御いんぎん可然候、攝家清花をば家門と申候、其外の御衆をば本所と申也、

一攝家清花幷御門跡など、俄に御成被成時の儀如何事、

嘗て被申入候者、不及是非、俄に渡御候時は、奏者故實にて、他行のよし申入可然か、拂顔面參上候て、御禮可被申候か、同時御歸路に、奏者罷出御禮など申上る事、努々不可有之、還御にははる

逡迴

左右の足掌を合せても坐る、此も趺の類ひなり、

〔釋氏要覽禮數中〕結加趺坐　毗婆沙論云、是相圓滿安坐、義聲論云、以兩足趺加致兩䏶、如龍盤結、○中略　踞坐、謂垂足實坐也、　跘跨坐上平患切、下口瓜切、淮南謂開膝坐爲跘跨、江東謂之甲趺坐也、

〔日本書紀神代二〕一書曰、設三床請入、於是天孫○彥火火出見尊於邊床則拭其兩足、於中床則據其兩手、於內床則寬坐於眞床覆衾之上、

〔西宮記臨時五〕致敬禮

九條記云、太閤○藤原忠平仰云、堀河太政大臣○藤原基經元慶仁和間、被住枇杷殿、其時八條式部卿○敦實親王幷左右大臣參詣、殿下或自進中門迎客、或令人示云、束帶之間、且可被著御座、又仰云、故南親王傾談曰、堀河大殿閑宜、有品親王來、无品親王家、有品親王來時、令人示可著座之由、大臣來一品親王家之時、主人親王躬自出進、相迎共著座、大臣來時、自出向示可被著座之由、

〔三內口決〕一客來奏者等之作法事

攝家宮門跡、渡御之時は、主人自身中門へ被罷出、可被奉迎入、御座定候後、主人計、我座之程ニ可有祗候也、此時奏者之人は蹲庭上、不可有奔走之作法、御歸之時、主人出座上被送申、御乘輿之時可被歸入也、奏者之人出門外、御供奉之人々は一禮可被申、大臣幷諸門跡等者、其人緣へ被登之時、主人被罷出座敷、被儲入、相隨而我座之程ニ可有安座、奏者之人、中門之外ニ罷出、爲案內者前行、其人昇殿之時、於緣下蹲居、從間道前行、可申案內、大中納言分之人爲客者、主人臨期簀子迄可被罷出、奏者之作法大略同前、若其人爲大臣家者、縱量形或雖爲淺官、可致慇懃之禮也、

〔年中恒例記〕正月十日、攝家淸花幷公家、同官務外記典藥、又門跡幷法中參賀也、○中略攝家は任大臣以後、御おくり御申也、淸花其外の公家衆は、たとひ太政大臣に被任候へども、御おくり御申義無之、十二日、宮門跡は、親王宣下御給り巳後、おくり御申也、宮門跡にて御入候とも、此宣下無御給者、おくり御申之儀無之、

ゐやうは、ひだりのひざをまたに、みぎのひざをうへによせかけて、ひだりのてを、ひだりのかたの、みのまん中ほどにつき、身をまへにかゝりゐたまふべし、ものをいふにも、さかづきなどとりたまふにも、このはいよし、これつねの事なれども、みだりなる人は、大わらはになるをとこのごとく、はしなるゆゑに、それをいましめんためにかくのごとし、てのつきやうも、よそのつかひ、またはきやくなどのときも、ものをのたまふにも、大かたかくのごとし、さりながらさきのあひによりて、すこしのまなかはゐるべし、さきさかりなる人には、ひだりの手をひだりのひざのうへにおき、ものをのたまふべし、手をつくとても、をとこのごとく、手さきをさきにし、つくべからず、手さきをあとのかたになし、つきたまふべし、ものなどまゐりたまふにも、さかづきをとりたまふにもおなじ、むかしはものをくふときは、りやうのひざを、せんよりそとにいでざるやうにとをしへけるに、いまもさりぬべき人は、かくこそいへりける、ゐたるところも、はしならざるをかんとす、

〔古事記上〕爾天鳥船神、副遣建御雷神而遣、是以此二神、降到出雲國伊耶佐之小濱而、伊耶佐三字以音拔十掬劒、逆刺立于浪穗、趺坐其劒前、問其大國主神言、○下略

〔古事記傳十四〕趺坐は、阿具美布氏と訓べし、字知阿具美と、打てふ言を添るもよし、志理字多牙と訓るはいかゞなり、書紀海神宮段に、箕坐とあるをも然訓り、阿具美は足を結と云ことにて、今俗に丈六かくと云坐樣なり、丈六かくは、丈六の佛像の趺坐より出たる名なるべし、又是を予郷の方言に、阿具其加久とし、阿受久美加久さも云り、阿受久美は、足組にて、阿具美に同じ、さて東と訓は、字にあたらず、難は志理字多牙なり、志理字多牙さは、尻打事にて、踞なる事にて、膝を立てるなり、べけれど、書紀訣明等に、箕踞胡床敏捷等踞坐胡床などあるは、是は俗にて膝踞ふさ云ものなり、物設文などには、尻を懸てあり、其は足を垂て、膝を物に上て坐るなれば、尻打事さ云なるべし、字書に、據物坐日踞とあるは是なり、據物とは、俗にも然れずに上る坐さるこれさに鼻す難な隱るゝことなり、漢にて膝踞るをも坐さ云、常のことぞ、然れば書紀に其餘篇さあるは、鋳にに膝を豎坐なるにて此記さはいさゝが美はけり、趺字は、佛書にも結跏趺坐など常に云て、阿具美によく當れり、さる殿上へ事て顕ゐ帰けて組きなり又趺な然く此阿具美結に二あり、組たる足の坐な、下に坐て

〔貞丈雜記 禮法一〕一つめびらきと云は、ひざまはりの事也、貴人の御前へ膳をすゑ、其外何にても持參して退く時、立つ前に左か右へ、きり〳〵と身をひらきまはりて、扨立つを云也、揖とも云、

〔奉公覺悟之事〕主人貴人之御相伴にしこう候はゞ、あまりに打まかせて可レ坐事如何、然とてつくばうべき事も如何、上座の方のひざを少うけて可レ坐也、たゞ申時は、ひざをなをしくふべし、時宜によるべきなり、

〔今川大草紙〕躾式法の事

一主君の御使を申時は、よく〳〵心をしづめて、仰を聞べし、○中略又人に物を申候時は、片膝を少たて、人の顏に息のかゝらぬやうに出合て、少かたむきて物を言物也、

〔宗五大草紙〕人の相伴する事

一人の相伴の事、貴人の前にて、めし又何にても相伴あらば、物のすはるまでは、ひざを立て可レ有、膳すはり候はゞ、ひざをくむべし、但座敷せばく候て、貴人とひざぐみのやうならば、ひざを立てもくふべし、時宜によるべし、

一さいしんをうけ候事、飯點心にても候へ、配膳の人を賞翫し候へば、かたひざを立請取候て、其膝をくみ候、常にひざをくみながら請候、

〔貞丈雜記 禮法一〕一古は貴人の御前に伺候するには、左のひざを立、右のひざをふせて坐しける也、宗五一冊拔書に云、人之相伴の事、貴人の前にては、ひざを左の方を立てあるべし、すはり候物の時は、ひざをなほしくふべし云々、左のひざ立るは、たゞ坐する時、貴人の前にては如此する也、酌をとる時は、右のひざを立る也、條々聞書、酌弁記等にあり、今の世にては、かたひざ立るを無禮の樣に心得る也、古はかたひざを立るを禮とす、

〔女鏡〕ゐやうの事

〔貞丈雜記一禮法〕一今時貴人の御前へ參る時、送足と云足づかひをする人あり、其足づかひは、大刀目錄、又盃、其外何にても持て參る時、御前の敷居際までは、常の如く歩み來て、片足を上げ、敷居を越さうにして越す、其足を引てふみなほして、扨敷居を越る也、是を送足と名付て、專稽古する人有、古はなき事にて、近來のはやり事也、右の送足の體、貴人の方を足を上げて蹴る樣に見えて、甚無禮なり、かやうの事は、つゝしみて人のまねをすべからず、古法には敷居際にてそこつくばひ、上座をうかゞふ體にして、物を持て參る也、つくばひて程のあるは惡し、其まゝ立也、

〔習禮抄〕詰開の事

貴人主人の御前に參りて退時、そのまゝ立て歸れば、我うしろ御前に向て無禮也、然る間退かんとする時は、先膝行して三しさり退て、左へなりとも、右へなりとも、きり〳〵とまはりて立べし、足をつめひらき共、ひざまはり共云、御前の立ふるまひ、何事する共、退く時はひざまはりをすべし、退る時は、御前の方の手をつき、かた手はひざの上に置き、右へひらかんと思はゞ、左の足を左の脇へふみひらきて、左のきびすの上に尻こふらをのせて、扨右のひざを少うかせて、右の足を左の足とならべて、一所にふみならべ、足の指の方に力を入て、膝を少うかせ、疊より一分もはなるゝ心にして、兩膝共に、右の方へきり〳〵と靜にうつくしくまはすべし、まはる時は、疊につきたる片手をば、膝の上に置てまはるべし、又膳其外何にても持たる時は、片手疊につく事なし、只膝行二足ばかりして、其儘まはるべし、右へひらくには、先左の足を脇へ踏ひらき、左へひらくには、先右の足を脇へふみひらくべし、常々まはり機鍛煉せざれば、見ぐるしくころびなどする事あり、右ひざまはり、繪圖にあらはす故、四段にわかち記す、わざにてする時、四段にわかれ、一段一段に滯るはわろし、すら〳〵と丸き物をまはすごとく、する〳〵とまはるべし、ひざまはりは立ふるまひの肝心なる物なり、常々まはり習はざれば、滯りありてうつくしからず、

し、うつむきたるはよろしからず、それもよきほどらいあるべし、かやうのことも、内のをんなどもあまたあらんなかに、しなぶりたをやかに、しづかなるていをこゝろをつけて見侍るべし、こしのなりをせんとすべし、ありくことにつきて、いやしきことわざに、上はねる、中はうつむく、下ははしるといへることあり、よき女は、いかにもしづかにありくものなり、うつむきてありくもよろしからず、はしるごとくはやきは、なほいやし、

〔今川大草紙〕躾式法の事

一御座敷或はろじにても、人に合て歸る樣は、只其人にさはらぬ樣に、ちがへて歸る物也、扨座敷にても、其座の樣によりて歸る也、今川流又は二宮流に、左右の歸り樣有、又出陣之時は右へかへる也、左へ歸るべからず、

〔風呂記〕送り足の事、貴人の方の足を先座敷の內へふみ入べからず、當流同前、

〔習禮抄〕座敷往來之事

座敷をあゆむに、手をふりて行くは見ぐるしく候、兩手を帶の下通りにをさめてあゆむべし、手ををさむるとは、兩手を帶の下通りに付る事也、手の內を少くぼめ、手のかふに、少丸みある樣にすべし、手のひらき過、おし付たるは見ぐるし、ひぢをばはりたるは見ぐるし、又すぼめたるも見ぐるしき也、少ひぢをはる心にて、はりもせず、すぼめもせず、兩ひぢのかゝり丸みありて、なごやかにうつくしくあるは見よく候、身なりは、そりてあゆむは、無禮に見え候、かゞみ過たるも見ぐるしく候、何となくすくやかに、腰をすゑてあゆむべし、大足にあゆむ事、おどろき足とて、古より人のわらふ事にて候、小足にさわがしからず、しづかにあゆむべく候、足音高きは無禮にて候、敷居を越る時は、主人貴人の座し給ふ方の足を先にふみ入るべからず、左右にわかれて坐し給ふ時は、主位の方の足よりふみ入るべし、すべて敷居幷に疊のへりをばふまぬものなり、

〔儀式六〕正月二日朝拜皇后儀
……列立五位之後、（省掌且隣、）五位巳上以次參入、（録立朝平門內、隣容止。）列立玄暉門外、（南面西上）次丞録率六位以下刀禰入就位、（省掌二人立門外左右、互隣容止。）
（等止。）

同日拜賀皇太子儀

皇太子著御座、坊亮升西階、向東北立、親王以下五位巳上次參入就位、

〔延喜式式部十八〕凡每月朔望、於曹司廳前、引唱上下番史生省掌、令習進退容止、

凡諸司官人、禮儀進退、放逸任意、衣冠束帶、參差不正者、檢考之日、總加糺正、若不依糺者、便與下等、

〔延喜式彈正四十一〕凡親王諸王諸臣、威儀進退不合禮、若式部不糺者、喚省而彈之、

〔古事談二臣節〕師頼卿、多年沈淪籠居、拜任中納言後、勤仕釋奠上卿、作法進退之間、於事成不審、粗問於人、其時成通卿、參議之時列座云、年來御籠居之間、公事御忘却歟、ウヒ〳〵シタ被思食之條、尤道理也云々、師頼卿不聞返事、顧眄獨言云、入大廟每事問者奈云々（論語文）成通卿閉口止、後日逢人云、無思分之方、出不慮之言畢、後悔千回云々、

〔介婦の訓〕立居ふるまひしづかに、たゝみざはり、女數ありたき御事なり、めしつかひも主の上臈にならひて、けだかきとはしたなきとあるべき事なり、

〔女鏡一〕たちふるまひの事
たちふるまひは、よく〳〵めしつかひし内のをんなのていを見たまふべし、そこは、かやうのことにこゝろをつけて見侍るものなれば、ありくことをかんとせらるべし、あまりしづかなるもやう〳〵し、もとよりはやきはいやし、手のおきやう、あしのはこび、ひろからずせばからず、大かたはこしをつよくすゑてよし、こしのよわきは、なへたるやうにてあしきとぞ、さりながらこしもとは、やなぎのごとく、たをやかなるこそよけれといへり、うしろへすこしそりたるていよ

ごふ事、又をかしき事ありとも、聲をたて笑事、又主人の御顔をつく〴〵まもり申事等、ゆめ〳〵不可有之也、

〔習禮抄〕主人被召事

主人貴人めさるゝ時は、はやく御請申て座を立て、さいのこなたにつくばひ、兩手をつき、御氣色を伺べし、其時參れと仰あらば、立て敷居を越て參るべし、又參れと仰なき事もあるべし、其時は仰なくとも、やがて立て參るべし、敷居を越て、次第々々に御前近くなるに隨て腰をかゞめて、御前より一間ばかりこなたにかしこまり、兩手をつき、さしうつぶき、仰をうけたまはるべし、猶近く參れと仰あらば、膝行して御側近く寄るべし御前より退く時は、左右にかゝはらず、物の障なき方へまはりて立べし、又退く時三足さり計膝行して、しさりて扨まはりて立べし、膝行とは、兩手をつき、兩ひざをつきて、はひて行く事也、しさる時もあとしさりする也、すゝむにも退にも、三手三足づゝ也、二手二足も時によるべし、

〔貞丈雜記一禮法〕一ふるまひと云は、進退の二字也、身のふりまはしをふるまひと云、立ふるまひとも、立居ふるまひともいふなり、

〔日本書紀二十九天武〕十一年八月癸未、詔禮儀言語之狀、

〔日本書紀二十九天武〕十三年閏四月丙戌、詔曰、來年九月、必閱之、因以教百寮之進止威儀、

〔續日本紀四元明〕慶雲四年十二月辛卯、詔曰、凡爲政之道、以禮爲先、无禮言亂、言亂失旨、往年有詔、停跪伏之禮、今聞内外廳前、皆不嚴肅、進退无禮、陳答失度、斯則所在官司、不恪其次、自忘禮節之所致也、宜自今以後、嚴加糺彈、革其弊俗、使靡淳風、

〔類聚國史七十一歳時〕弘仁九年正月己亥、勅此年賀正之臣、不諳禮容、俛仰之間、或致違失、威儀有闕、積慣無改、宜令所司、毎至季冬月、預加教習、俾容止可觀、進退可度、但參議并三位已上、不在此限、

〔人唐記〕主人の御前に祇候の時は、御顔を下目に掛て見申物也、打上て見申さぬ也、さのみ主人の御前の通には、しこうせず、
主人の御前に參るには、構て〱參次第座敷に居也、前に出仕したる人を越て居は不可然、上なる人も少禮をすべし、無是非歟、それも先に居たる人をば押上て、下に居るは見能也、ケ樣にする時に、若は其人を賞翫せんとおもふには、他事の用有樣にて、座敷を立て、後に歸りて下などに居たるは、法の如く見よきしつけにて候也、

〔明良洪範〕二十五堀越後守忠俊後室
後室上臈達ヘ悟サレケルハ、〇中略常ニ御前ニ伺公シ、又ハ晴ノ座ヘ出ナハ、左ノ手、爪先ヲ内ヘ我ノ方ニシテ片手付キ、顏ヲ下ゲテ居也、裾長ク引タルガ宜シ、

〔習禮抄〕御前伺候の事
主人貴人の御前御次の間に伺候の事、古は左のひざを立て座したれども、當世はひざを立ざる事、世の風俗となりたれば、世に隨ふべし、兩ひざ共にふせてかしこまり、兩手は股の上にをさめ置べし、扇つかふべからず、あせのごふべからず、傍輩と物語すべからず、伺候と書て、うかゞひうかゞふとよむ也、何事も御前の樣子をうかゞひ、油斷なく、御用あらば起立て勤むべし、あまりくすみ過たるも惡し、たはぶれなど仰あらば、笑ふべし、主人の御氣色に隨ふべし、御氣色にしたがふと云事、主人物を仰られずして、御顏つきにて、物を指圖し給ふ事あり、これを能々推察して、其御氣色に隨ふべし、或は目くばせし給ひ、或はうなづき給ひ、或はかぶりをふり給ひ、或は御顏をさしむけ給ふ方に心をつけて、其御心をおしはかりさとりて、つかへ申べし、

〔奉公覺悟之事〕主人御座近き所にて、高雜だん、高鼻、戸のあけたて、足おと高きは、びろうの事也、又しこうの時、手を袖へぬき入、はうばいと雜だんさゝやき、又は扇をつかひ、おしまかせてあせの

於侍者、一切不可有此儀、僧綱以下地下ナラバ可居、堂上ナラバ立地下申之、有何事哉、於座上對面

侍已上、皆同長押上ニテ可對面、其儀臨時可有斟酌、但威從猶可召上長押上歟、

〔三内口決〕一客來奏者等之作法事

諸宗之長老等は、奏者、座敷へ請入之時、主人立向テ可有揖讓之禮、（禮は對座候分可然候）上人分者、主人座定之後、奏者請入之座候體對座可然、是は一寺一山之主、其室可然仁體事候、或爲道學興隆、一旦蒙上人號之輩は、於落間對面可然候、況送迎之禮、曾以不可有之、

座頭之檢挍勾當等、於次間對面可然候、於院中御自愛候故、諸家令出入事候、非分之花族無勿體候、祭主、賀茂春日社官、陰陽典藥外記官務等之輩、次之間迄可召入事候、雖然當時以外慮外之條、可有所存候歟、所詮被相計、時之用捨可然候、公人等之儀は、禮節不及沙汰候、

〔了俊大草紙〕主人亦貴人に差向て物を申は、御顏を守、御目見合て申は尾籠事也、其時は御前なる人にめを見やりて申、又伏ても申を禮とするなり、

〔河村誓眞雜々記〕對面の時かほもちは、凡一間ばかりさきを見るやうに、あふのきもうつむきも候はで向申べし、又立ての時は、二間に半ばかりさきを見るやうにかほもちあるべしと也、總別かほもち、たかくもつ事見ぐるしきとなり、又貴人へまかり出、御禮等の時は、さしうつむきて參、御禮可申なり、

〔貞丈雜記一禮法〕一貴人の御前へ出る時、扇を腰にさして出る事は、古は不禮とせず、扇をつかふ事は無禮也、京都將軍御代にも、中比より扇をさして貴人の御前へ出るを不禮と申ならはしたる樣に舊記に見えたり、配膳などの時は、落こぼれたる物などを、扇にするゐて退く事もある間、配膳にはさしても不苦也、されども世間今は、法の如くさゝぬ事なれば、世に隨ふべし、

御所ニハ公卿座也、無内外之儀ニテ、或寢殿北面、若褻御所、召人者別事也、不然ト云テ不可有遣恨、

奧端座

主人奧、客人端也、親王大臣其禮ヲ深セバ、對座可居、

長押上下座

諸道者外、長押上下不可有之、但殿上人參上時、上下又可隨人云々、不及兼存知、只可隨亭主命也、

大臣家雖進其前、不安座帖上事有之云々、必不可然歟、

同座

同位同官、亭主可居奧座、一階上臈猶以亭主可奧座坐、中品對座、亭主奧座也又上品奧座ニトリテ下方ニ居、又端座ノ下ニ居、

御簾內外

無法式、臨時有此儀歟、攝政直廬除目、或簾中御、或出御也、又主上於朝餉簾中聞召奏事、是御休息之儀歟、後三條院、自午時著御晝御座、職事殿前奏之以下輩不能其儀也、又古執柄等、簾中儀總無之、資仲記ニハ、執柄爲簾中被聞事、無其儀之由殆腹立氣在之、近代如此被座簾中歟、是幽玄之由歟、

中次人

雖大臣納言、所官中次之、不可有難事也、攝政家、五位藏人役之、所詮依近習勤之歟、

中次人居樣

先突左膝、次右膝、一揖起座時、可廻左方、

乍立談物

著座之儀

立定吾座後、掛兩膝於疊端、先進右膝、次進左膝、直差右足顧左、寄裾乍絲鞋著座、無兩拱、

起座之儀

先移笏於左手、以右手拂匕、如元取笏、拔足膝退、起左廻右退出、（無兩拱如初）

〔三〕中口傳〔一〕一客人來臨事

大臣來臨事

客亭第一間、對主人座敷高麗端帖一枚、其上加茵、（主人座不加之、賓座或不敷之、）大臣來無左右著此座、以子息可申只今候之由、

大納言以下來者不設此座、

大納言、來大納言亭者、可設此座、

職事來

暫彷徨中門邊、主人出後隨命著座、（大辨者著紫端帖、其外職事者、只居板不著座、）

諸大夫

大臣家者、非家禮人、可著障子上、昇中門者非禮、

大外記大夫史

可居侍所、有可仰事被召之時、候賓亭緣、

大納言以下亭、猶可候侍所、但可隨人或候障子上、

一上下對面儀事

親王執柄納言以下殿上人、諸道者、（儒者、明經、算道、明法、醫師、陰陽師、舞人、樂人、）其座

〔後押小路内府抄〕著座事

天子經座上著座、臣下者自座下著座也、有後處者自後著、有可敬人者、跪長押下、目許之後著、但君父之外不然歟、其餘中次第著座也、由時宜進著座、懸膝於疊端、高下依主人幷身官位可斟酌也、雖一階下﨟、主人之時猶著奧云々、主人爲大臣之時、職事幷殿上人等、越疊居板、但近衞司ハ、雖爲殿上人不然云々、可居末座、次自後無可經道者、自座前懸膝於疊居廻者坐、主人爲上首之時、主人令後起座、不然者依主人命、客先退出、客可敬之人出入入内之後、主人自座下出可著座歟、又家禮人於可致禮人者、先入客、主人自奧方出、主人出時、暫引動出障子故實云々、是爲令致禮也、父子如賀可下達令、内々之時ハ不及答拜、但又可者所意同輩以下人、主人大略先出座、令人招引客人、

如内裏編々參時、若於黑戶者、有御對面者、先祗候疊之時、不下座疊上居上正笏、御座定後、如元祗候、衆御座之時ハ、膝ヲウチカヅキ、跪長押下、（膝也）伺御氣色、入跪疊下、懸膝安居也、

參入人亭之時、登中門外沓脱、先入車寄戶、可著公卿座云々、凡公卿ハ、出入車寄戶、殿上人用妻戶、云々、但外記史ハ、大臣家之司出召時、入車寄戶跪、依主人目起居、候長押下、

〔富家語談〕仰云（○藤原忠實）、直衣時著座作法、高欄際ノ座ハ、自座前進寄テ、直衣前ヲ順チガヘテ、突膝（天）タルリト居廻（天）著也、座ノウヘニ登（天）、立廻（天）居ハ、極見苦事也、

仰云、束帶時著座作法、前ヲ撥テ、先膝ヲ突（天）居也、

〔匠記〕嘉應元年四月十二日戊戌、今日皇太后宮院號日也、依衆日之儀、未剋許參内、少時人々多參、左大臣（○藤原經宗）被參著仗座云々、仍即著陣、先是内大臣、左大將、皇后宮大夫、大宮大納言、左衞門督、（已上○略）藤中納言、（略）右大辨（横切）、在座、予（○藤原成頼）著横切座、平相公又來著、次六角宰相又欲加著、予依左府氣色、一揖起座、著沓移著端座、（依横切座狹也）

〔大江俊矩記〕文化十二年三月二十日丙午、庭座之間、進退作法、覺悟餘々、

同官同位人來臨スレバ、中門ニ降立テ、相共著座也、僧俗相逢時有此事者、執柄ノ始テ興福寺參賀ニ、別當僧正來入之時、對ノ妻ニ、執柄被降立事有之、

一客人來臨事

茵上著座事

茵上座、勅答之時、納言、攝政家ニ向ニハ敷茵、雖然或直座、其上、或聊押遣傍著座、人々ノ心也、又御書使、參后宮之時敷茵ニモ、其使近衛司也、著座之樣又同前也、草座ハ僧相具テ、可敷茵上儲座事、本所儲之、

〔四節八座抄〕元日

一參上著座事

謝座謝酒、禮了一々揖、離列斜進、入自軒廊東第二間、昇東階、昇時傍南欄、先左足、降時傍北欄、先右足、奧端座相分著座、第一參議自座上方著之、最末自下著之、中央人越著之、或中央人自下著之、下臈參入之時居上云々、然而於中央者、猶以越爲善、先起座下方足著之、大辨及最末宰相著端、自餘隨便、散三位必著端奧座歟、著端座人路、昇東階、入自南庇東面并母屋東第一間著之、著奧座人路、昇東階、自簀子北行、經東庇并母屋中間北頭著之、

〔上卿故實〕著奧座事

入宣仁門、傍南扉、但直著端座之時傍北扉、各先右足、或先左、至參議座末、北壁下、揖、西面、懸膝、先座下、次座上、或先懸座上、脫沓、但先脫之故實也、起自右足、傍北壁西行、突左膝、西面、居廻南面揖、安座顧座下、引直裾正笏候、

移著端座事附刷裾直沓事

揖起座、先起座下足、左廻東行跪參議座末、先突座下膝、次突座上、座上、或先突座上、降著沓、先下座上足著也、右廻引下裾揖、西面、左廻南行西折、顧右直裾、經柱內計座程、右廻立向揖懸膝、先座下、次座上、或先懸座上、脫沓膝行、始自座下膝三度、拔座上足深揖、北面、居定引寄裾、先右手持笏、以左手引座上裾、次左手持笏、以右手引座下裾、更居直東面疊置裾、大臣置座上、大中納言乍持笏、以左右手總裾、置座南端、其末在地上、近年大納言、尚置座上歟、自直沓、左手持笏、以右手取鼻末上直之、沓鼻向外南、口傳、持笏於左手之時、笏之中程ヨリハ少上方ヲ取テ横笏下在ニ右方ニ持之、身ニ副テ持之也、且直沓之時持樣如何、

（左手擁■座着之、）着之、

一平座間事

下臈宰相可着端座事

長寛元、九、九、羽林（宰相中將）追欲加其下、而依左金吾命、經座末着奧、下臈宰相、猶可着端座歟、

下臈宰相可着奧座有例事

長寛二、十、一、人々參集、相共着陣、（中宮權大夫實長、宰相中將實國、中御門宰相宗家、予等也、）居了、辨來弓場、觸上卿、上卿以下着陣、（依無宜陽殿被用陣座、追中納言殿被仰云、可着端□□□納言□、奧何事有哉、存此儀者、九月九日雖無□□□然而故殿御記、後日引見之處、上臈參議各一人參時、猶令着奧給、亦御記着奧座、仍今日着奧、已上共無證歟、）

一政事

大辨宰相着座間事

仁安二、三、二、申文頗遲々、予問子細、召使曰、大辨若可着座之由、被待上卿仰歟、予答曰、專不可然事也、上卿示事者、無他參議之時也、於今日者、始大辨申行政、遂可被着也、（大辨宰相着座事、有四然政始着政時、年始々例一人參有申文時、皆遂着之、無他參議時、依上卿命着之、）今日右大辨必可着座也、於陣大丞曰、近代着座斷絶、以政可准、而六角宰相爲上臈、有憚不着也者、此事專不可然、於上卿者、爲上首着行也、於參議者、雖有上臈、全不憚、予任參議之時、右衞門督（實國）爲上臈被參也、

〔三中口傳〕二　一禮儀事

着座間事

大臣着陣之時、諸卿不動座、公卿上臈着シタル所ヲ下臈雖過、

清凉殿儀、公卿座狹ケレバ、上臈令着座、下臈出殿上、

正禮着座

一陣儀

於宣仁門、後參公卿、伺上卿氣色著座事、

長寬二、六、廿九、廿二社奉幣、予勤使、可書定文、遲參無便、馳參大納言殿、兼令著端座給、予於宣仁門外伺御氣色、取笏令目給、予欲著座之間、上卿被仰云、直可著者、仍（缺文）

仗座人多之時、依上卿命、上﨟參議、著端座爲恒例之事、

長寬二、十一、一、朔旦冬至、隆季、宗家、資長、予、元在座、四人外無其所、仍予所起座也、上﨟參之時、無其所者、下﨟避座先例也、但人多之時、上﨟參議、依上卿命、著端座恒例也、然而按察不被示其氣色、右府未被著陣、仍不被自由歟、

上卿兼在陣之時、後參參議、伺氣色著座事、

壽永元、九、十四、大嘗會御禊侍從代定、翌日修理大夫（經盛）被示送曰、宰相依及闕如、參陣上卿早參、經盛遲參、於宣仁門代邊、伺上卿氣色著座、

上卿兼在陣之時、追參公卿、伺氣色著座間事、

文治二、七、廿一、陣定、中御門大納言、（宗家）大宮中納言、（實宗）源中納言、（通親）藤宰相、（雅長）右衞門督、（隆房）左大辨、（兼光）源宰相中將、（通資）等著陣、每人於宣仁門代外氣色、隨大納言所許進著如何、相列之時、上﨟一人觸之、次々不然事也、又中納言不觸大納言事歟、

一右筆間事

除目執筆作法事

壽永元、三、六、除目始、攝政（○藤原基通）取笏氣色、左大辨（經房）徽唯、（其聲聞予座、細儀伏稱之、）次逃左膝揖起座、南簀子東行、昇攝政座西間、（左足爲先）跪圓座外膝行（左右各三四度許、於圓座外、先伺氣色、可著座之由、民部卿入道親範示云々、先日此旨示予、予答曰、於親範者、所爲可然、於貫下直可著也、左大臣爲執筆之時直著之、右大臣已下隨仰移著之、大納言執筆之時、於圓座外、伺御氣色、大辨可准左大臣、非大辨宰相可准大納言儀、左府命同予命云々、仍直著歟、著之時以

著座

擠入高御座東間、屈行大傍行、次膝傍行、(普通、脫屈行歟、但不小傍行不得止歟、)當御前膝行、近北揖俛伏、稱禮口如初、

〔花園院御記〕正和二年十二月廿七日壬午、今夜吉書奏也、(中略)左大臣(藤原道平)參進、持杖插文、屈行參進於長押下、膝行昇長押上、(右膝爲先)膝行進座前、進文、(仍插杖也)朕以左右手取之、(文許取之、不取杖也、)置前、大臣持空杖、逆行下長押、(右膝爲先)膝行左廻、屈行大輪ニ廻テ至座邊、膝行著座、

〔習禮抄〕著座の事

座する時は、一度に兩ひざつきてすはるは、見にくき者也、左のひざをつき、左の手をつき、扨右のひざをつき、右の手をもつきてすはるべし、手とひざとは、一度につくべし、但それもことさ〴〵敷目に立はわろし、すら〳〵と目にたゝぬ樣にすべし、

立つ時も如此かた手をつき、かたひざより立べし、兩ひざ一度にあげて立は見にくし、

〔江家次第十八〕外記政

上卿入、臨後中戸、(大臣用東戸、參議用西戸、)著座、(從座下方著之)自餘次第著畢、

〔達幸故實抄一〕一節會事

著殿上床子儀事(并越床子著無其謂事)

應保二、四、十四、今日新所旬也、記者勤出居、御記曰、後日大納言殿(藤原忠雅)被仰曰、出居作法無指巨難、但不甘心有二、

越床子著事

被仰云、越床子著者、更無其謂事也、參議著床子之時、第一人自下方進立前方著之、下﨟來之時、居上次第著之、著定之後、上﨟有可立事者、自座上方退出、最末人又自座下方退出、中人欲起座之時、(著中之人如宣命使勤仕之者起座可越床子)上下有人之時、越床子也、一人著床子之時、何可越哉者、予(藤原忠親)申云、不立壺盤之前、自前著之、立壺盤之後越著歟、被仰云、猶不甘心事也者、此事最可然事歟、

也
南進自御帳西間出、廂東行、當御前少左北面留立、(外記代)磬折奏祝詞、畢膝行昇帳臺、又膝行加御冠、
了膝退降帳臺、又膝退拔笏、自廂西行、自第二間降長押、至本所東面揖立、左大臣進御前(少左)跪、又膝
行開唐匣、取筥蓋、取下懸子髮搔、(角)先奉理左額、次奉理右額、(以左手押御冠)了納髮搔於筥蓋、膝退降帳臺、又膝
退拔笏、自廂東行、出自第二間、至本所西面揖立、

〔吾妻鏡二十三〕建保六年三月廿三日甲午、今日依爲良辰、勅使重繼參御所、○中略小時而將軍家(御直衣)
(源實朝)御出、上車寄間御簾有御對面、重繼膝行、置宣旨狀(大外記師重奉)於笏上令獻備之、

〔宣胤卿記〕文明十二年三月廿七日丁未、去夜除目、今日至未剋以外事也、○中略自南第二間副御簾(左端)
(柚座御簾程)北行、到御前跪、(先跪左膝、御前之次間程可然歟、)膝行(先右膝)三度、(左膝ハ、右膝ノ程ヨリ不進出、突雙也、或又左右違テ出之一說也、)置筥引廻、(以下)
(爲圓座方、以柚手取筥ノ左方也、)置第一圓座前、(去圓座西五六寸許)膝退(先退左膝)三度、顏向乾、拔笏、不揖起、(先起右足)左廻下南簀子、

〔後押小路內府抄〕屈行。
屈腰行也、其程可尋知、官奏之時、自院御座次間屈行、其淺深不審、官奏御抄、口口公袍襴當足云々、

〔北山抄(一正月)〕七日節會及叙位事(式兵兩省立行立標)
內侍取下名、臨東檻、大臣著靴到東階下、搢笏昇二三級、取下名著兀子、○中略大臣召式省、稱唯進搢笏、
屈行給下名、

〔江家次第十八〕外記政
少納言著座、(經廊下)外記捧盛文筥、史生捧印櫃各參上、(經庭、外記入自四第四間、進上卿前、)外記屈行、置筥於上卿前机、退
就南廂座、(持笏徐步、進筥後早步、)

〔權記〕正曆四年正月廿八日丁巳、參內府、(藤原道兼)○中略大饗也、○中略召官掌二聲、官掌稱唯、立西廊砌、(以北廊爲外記史座)仰云、史生召セ、官掌揖屈行稱唯、

〔資季卿記〕寬元四年三月十一日庚子、今日新帝(後深草)即位也、○中略親王代二位宰相(顯平)自當間出南

(余曰、年齢漸長、進退不容易、於弘徽不膝行如何、如之實治如此、余答之、)歩進跪帳臺下、即昇臺、(先左膝、此間笏落、)膝行就御座前、加御冠、〇中略大相

脫靴昇自西階、〇中略當御前北面留、立壁代外跪、磬折、奏祝詞、〇中略了歩進跪御帳下、(先右膝、此間余猶立、依其程遠不跪、)

即昇帳臺、(先右膝、)膝行奉盃皇帝、以右手受之、置机西簀薦上、大相膝退、降帳臺、(先右膝、)拔笏、

〔台記〕久安七年正月廿六日戊戌、今日內大臣(〇藤原實能、)大饗也、〇中略右少辨資長、拔箸把笏揖起座、經机

南、自廂西進、至廂東第三間、膝行、(當四柱、)三度揖、向余申曰、召史生、余揖許、(先之拔箸、取笏、)辨稱唯、揖膝退二度、右

廻復座、

〔玉蘂〕安元二年三月廿五日庚午、此日始候官奏、〇中略酉剋著束帶參內、〇中略主上(〇高倉、)令目給、余(〇藤原兼

實)高稱唯、(其音頗細、依爲故實也、)起揚笏ヲ起、(不揖、先右足、)昇長押、(先右足、)自廣庇西進、(寄附、清大內燈樓綱、東也、入二階長押四尺許、)自御座東

間程斜乾行、自同間半過程、膝行三步許、(左右相合六足許也、)跪長押下、(去長押四尺許、先突右膝、依向乾也、)膝行三度、(先左、次右、次左、合三膝也、)

(但最末引寄右膝、實左膝也、)昇長押、(頗當帝前、先右膝、)左右膝登長押訖、

〔玉蘂〕安元三年(〇治承元年、)正月八日己酉、今夜問申關白事等、〇中略

一膝行之時、又有兩說、一說左右膝一所跪、更令膝行、是常說也、又說、假令先突左膝、次突右膝之時、即

進令突之云々、是非如何、件兩說、多土御門右大臣(〇源師房、)流ニ用之歟、

答云、只一所ニ築々跪テ、更令膝行、是正說也、又說不普通歟云々、

〔天皇冠禮部類記〕大外記良業記

元久二年正月三日辛酉、今日皇帝(〇土御門、)於內裏有御元服事、(儀式如上、)〇中略內侍(掌侍、內侍、)持理髮具、出東御屏

風內、左大臣(〇藤原家實、)揖進昇長押、直入母屋、斜進立御屏風南頭、搢笏乍立受筥南行、自御帳東間出廂

更西行、當御前(頗寄西、)北面膝行昇帳臺、又膝行置唐匣筥於御座西頭、開筥蓋、取御櫛、納於筥上蓋子、置

蓋、膝退降帳臺、又膝退拔笏、至同間母屋西柱與御帳之間、東面而立、內侍(字伊與、內侍、)持御冠、(盛筥、置蓋、)出西御

屏風內、太政大臣(〇藤原賴實、)揖參進直入母屋、立御屏風南頭、搢笏跪受御冠、(不取實、)左手取纓、右手取巾、(纓冠、)

〔北山抄 四一月〕朔日旬事

大臣取奏昇自東階、立簀子敷、西向磬折候天氣、天皇目之、大臣稱唯、自東廂北行、入自母屋北間參進、（過障子戸之後、漸々磬折云々、）不及御帳六七尺許、膝行（三度許）進之、天皇執奏畢、（置置物御机、）持文杖膝退、起而右廻、立障子戸西邊柱西、（節會奏者立所）叙覽畢結申、置置物御机、（從御屏風第二枚上伺見天覽畢由、）大臣衝片膝、（右有例、而或説左膝云々、非也、衝右事、見九條天慶八年十一月一日記、）置文杖進跪、膝行取奏文退座、

〔江家次第 正二月〕叙位

入自無名門、（外記不取硯時、小板敷可取直之、）於青瑣門先突右膝、登（先右足、）北進、登北階（先右足、）北進、（以左膝稍摩御簾之程、）到御前膝行進三度置之、（以硯向大臣座方、）膝行退二度、拔笏左廻到南第一間長押下、踏第一板、令有聲、（爲令知於次人也、件板往年不打釘、）經簀子敷著座、

〔東山殿年中行事 正月〕二日、將軍家（御裝束同前、）出御于御對面所、〇中略三職一人宛、御大刀（金覆輪、）持參御禮、膝行御盃頂戴シテ被持退、

〔三代實錄 四十一陽成〕元慶六年正月二日乙巳、是日天皇加元服、其儀天皇御紫宸殿、從二位行大納言兼右近衛大將源朝臣多、執御冠筥昇自東階、度御前設御座西、歸當東階西面而立、太政大臣〇藤原基經昇自西階、當西階東面而立、小選太政大臣進執御冠、再拜膝行、跪奉加天皇、膝行退立本所、大納言膝行進、理皇帝御鬢、膝行退立本所、皇帝起御後殿、太政大臣降自西階、大納言降自東階、俄頃皇帝御紫宸殿、太政大臣昇自西階立前所、大納言昇自東階、度御前、立太政大臣南、並東面、釆女執御盞授太政大臣、太政大臣受酌御酒、膝行進奏壽詞、奉置皇帝御前、再拜、膝行退立本所、大納言執御盞酌御酒、膝行進奉、置御前、膝行退立本所訖、

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子〇近衛加冠、〇中略大相公〇藤原忠通揖、自西第二間（西第二間爲西廂）北行、從母屋西面斜東進、到御屏風南頭突左膝、〇中略搢笏、〇注略起受冠、〇中略磬折奏祝詞、〇中略了（此間偸示

膝行之時、進居突左膝、（御前之時突二御前方、座下力足散注右、）不突右膝、即進左膝、早故實也、官奏幷除目宮文之時如此、

此等皆付引膝行事也、

膝行之體、皆ハ宮文之時、持宮ハ不動左右手、膝不動、身左右ニ不傾、頸面又不傾、如立步之時、進退以有度爲善、可准知、

膝退事

膝行之時、退ザマニ膝行ヲ謂也、如進時、相互儀又如前、一度膝行之時、一度膝退定事、二度之時又如此、其進退之體以同前、殿物膝退之時、合袖膝退、見宮文時、記不載之、

〔膝行秘記〕九條禪閤御說

故殿仰云、膝行はひざにて行なり、しかるをば近來の膝行ひざにてはふなり、太見苦、松殿關白〇（基房）同此樣を仰られき、三中記などにも見えたり、必ひざ三度なり、源氏の流には、貳度を壹度にして六度の說もあり、當家の樣は、先蹲居に居て、（兩方の足を數て居合）膝を（座下方所に可置）高く立て、空をさきへやりざまに身をばかゞめず、かゞめたる足にのせて閑にうつくしくさきへやりて、もろ膝をつきて、また今かた膝を立て、さきへやること如先、縱ば左の膝壹度、右の膝壹度、又左壹度の後、もろ膝をあはせて居定まるなり、かやうにする定□膝行はさきへいか程も遠く行也、膝行は除目の宮文の時にするなり、また始たる拜賀などの時、淸涼殿の圓座に著の時、家の膝行を用る、

〔儀式五〕天皇即位儀

殿上侍從、進當御前、傍行數步、北折進跪、膝行數步、稱〓、膝行却退、乃立傍行、還如初進儀、復本位、

〔儀式十〕八月十一日太政官曹定考儀

史生進、立西階西頭、執短簡、史東進、至東第四間、北折、當大臣座、更折至砌前三許尺跪膝行數步、以宮置地、取短簡置机上、取宮復本所、

〔世俗淺深秘抄上〕筥文取事、○中略納言乍持筥揖、諸卿對揖如初、右廻入無名門、若硯水兼入之置小板敷、沃弄其水、昇自右青瑣門脫沓、先懸右膝也、沓乍左右於地脫之也、右膝、次左膝、次自右足起也、經年中行事障子西、昇自孫廂南妻、（副足爲先、）西、左傍御簾北行、左端袖際御簾程也、到御前跪、先突左膝、次右膝、左右平頭（間）跪畢膝行也、先右膝、次左、次右、其後以左膝平頭（間）居入也、里內時、若其便相違者膝必可突御前方膝也、置筥於前テ引廻也、硯下方爲圓座方、不可鳴、置第一圓座前、去圓座於西五六寸許也、聊押遣之膝退、先退左、頗如退巽方、下襲尻爲用意也、三度了向乾方、拔笏向西起、正欲起時向坤方也、自右退起、里內若有違事歟、膝行之間、進左時ハ右膝ヲ少付左進也、不然者身被振也、起時或說曰、直向乾起、用此說時者、必起了後、兩三度乍起退左廻也、直向乾方時、自右足起也、夜々勤仕此役時、用樣々說、是故實也、

〔新任辨官抄〕幼主時、執柄直廬官奏儀、辨官第一作法也、○中略膝行退間者、袍前自開、密々以右手少引合也、膝行者一說、付膝於板敷天引進、是常事也、一說付膝脐天、足指端ヲ立天進行也、是易行也、凡膝行、先進片膝天、次片膝與先膝齊等進也、是爲膝行一度、如登階時越級改、是自餘如次第、

〔後押小路內府抄〕膝行事

膝行、（置物之時作法也、）凡不過三度、因事隨所、一度二度不可守株歟、當家ハ付て引膝行也、次片膝爲一度、其體先突左膝（但爲御前者、突御前方、不爲御前者、九條殿流人可突左歟、不突右膝、凡片膝ヲバ不突也、口傳裁左、）之後、立右方足於左方膝程、座上方膝ヲ前ヘヤル也、是以片膝爲一度膝行也、三度之時、中ノ度ハ、立座上方足遣座下膝也、相互テ可進心歟、次ノ度、先進座下足、一度時、必立座下足、可遣座上膝也、付テ引膝行ハ劒尻不動、仍帶劒人故用之、先達皆如此、左右膝一ヅヽ進之、此說人々多之、當家不用此說、大刀尻動殊見苦、可膝行之時、進居時隨度數計遠近可居也、三度之時、五尺許ニ可居云々、膝行了置物時、居入テ置之、居入ト云ハ、板ニ尻ヲツクル也、誤テ遠居時、付テ引膝行殊有便也、聊ハ廣遣膝無苦、近時又無子細、

膝行

シ、コメザマト云コト、何ノコトヤラ見アタラヌコト也、但チリノコトニテモアランカ、又文書ナド、マキコメヤウト云ヘバ、ソノ類カ、ヤウトサマト同字ユエ、ソレヲコメザマト云カ、トカクシレヌコト也、

〔寶石類書 四十達道〕跪居

宗直云、左右足跪行歩云跪、大跪小跪ト云義有之、

〔伊呂波字類抄 志疊字〕膝行

〔名目抄 諸公事言說〕膝行

〔史記 七項羽本紀〕於是已破秦軍、項羽召見諸侯將、入轅門、無不膝行而前、莫敢仰視、

〔習禮抄〕膝行の圖 略○圖

膝行とは、兩手をつき、兩ひざをつきて、はひて行く事也、去さる時も、あとじさりする也、すゝむにも退くにも、三手三足づゝ也、二手二足も、時によるべし、

〔貞丈雜記 一禮法〕一膝行と云は、ひざにてあるきはひ出て、又はひ退く事也、貴人の御前へ進み出るにも、御前近くにては、立て進み退くは無禮なる故、貴人よりこなた退立て行て、蹲踞しつくばひ手をつきて、ひざにてはひ寄りはひ退く也、三手三足ばかりはひ進む也、退く時も同じ、

〔達幸故實抄 二〕一故實事

膝行作法事

寶永二、四、八灌佛、膝行三度、先右、次左、次右、相向居也、○一書、所謂三度、左右合三度也、

〔吉部秘訓抄 一〕大臣大饗時辨少納言以下作法事

嘉應三、正、國記 略記經 云、今日、攝政太政大臣殿朱器大饗也、仍午刻參開院亭、略○中膝行 寄左膝不擡、只屯、左、次右、 ナガヘテ膝行也、三度、東向一揖之後敬屈、

徐步

くねらねども、腰と足に傳ありて、裾は返らぬ也、然ればその爲にあらざる事いちじるし、又ある秘說に、輪を棟は、論語鄕黨篇の義也といへり、それは曲禮にも委くあれど、異邦の禮にて、神國の道にあらず、此義は別段の大切なる面授あり、攝關の家には、定て傳有べし、きかまほしき也、

〔北山抄一正月〕七日節會及敍位事

大臣召參議以上一人、給宣命、(多用中納言、可使敍人之辜事歟、)宣命使右廻徐步復座

〔朝野群載二文筆〕裝束進退傳

徐步之時、不屈其體、直立靜行、令兩足常重靜、

〔達幸故實抄一〕一節會事

宣命使略曲折揖例

承安元、十一月廿二、宣命使起座、立軒廊東二間、良久不進出、適進出徐步太久、(當日花門揖略之、)

〔後押小路內府抄〕徐步事

步時、面可見前二丈、不早不遲、下重尻以被引爲度、是宜也云々、徐步之時、或片手持笏、或モロ手ニ取笏、依事依所可進退也、但雖徐步、進晴庭之時師手、又褻之時片手、以之大概如此、不需手、以袍端袖隱手持之、片手持時、胸下腰上腹中程也、寄右方持之、左右手雖持之、持程同之、

徐步之時、先可見二丈事、或醫師立識者、物其誤而可見二町之由諷諫、故攝政良基公信受也、然而仰天、其體輕忽之由、故殿語給、凡徐步之時モ、身并頸膝、不動不傾、以不見苦爲善、

〔名目抄諸公事言說〕龍樣(コノザマ)

〔名目抄註〕龍樣

コレモチリノコトカトミユレドモ、イロハヨセノコトユエ、ナラビタルトテ、同事トモ云ガタ

〔二水記〕大永三年正月一日、傳聞、寅刻四方拜出御如例、○中略 此間內辨著宜陽殿兀子、次內侍臨西檻、內辨起座磬折、內侍歸入、內辨揖北行、入軒廊初一間、但作合不ㇾ見、欤、謝衣裳出廊、第二間欤、從橘樹西南邊練步、ヲ○ト○ホ○シ○練○ 其儀如常、

〔山科言繼卿記〕天文六年正月一日辛巳、四方拜有之、○中略 內辨宜陽殿著兀子、次外辨以下著座、次次將引陣、左雅敎、基孝、右予、基連朝臣、次內辨ノチリ萩虫云々、

〔山科言繼卿記〕天文八年正月一日庚午、節會始、○中略 內侍臨西檻、內辨立座前敬折、次揖、左廻北行入軒廊、留立軒廊中央間、南面、刷衣裳南行、於橘樹坤程練始、先右足練萩虫也、作法如常、

〔孝亮宿禰記〕元和十年正月一日丙辰、○中略 小朝拜有之、第一近衞關白殿、(信尋)ナ○カ○ヘ○カ○ 第二一條右大臣殿、(兼遐)ツ○ト○シ○ス○リ○ 第三二條內大臣殿、(康道)ヤ○ム○シ○ 大中納言以下六十三人云々、

〔宣順卿記〕明曆二年正月廿三日、天皇(後西)登壇卽位日也、○中略 外辨公卿入永明門代著標、從第一三間、入承明門、宜命使不ㇾ列立、入承明門、西邊ニ假ニ立、以書比ニ標下練步、今度ハ左ハイツノ上ナ不 宜命使練步著版、懷中笏、披宜命、顧左、群臣再拜、又顧左、群臣舞踏、此間宜命使練歸著標、歸後ノ二拜ノ一拜ノ間ニ起ノ揖程ニ著標、宜命欤、練 大略事終、外辨向休所、外辨要許大略記之、大事內辨著輕給時、始終練步、其路入宜仁門軒廊西第二間、出三間了、軒廊ノ間ノキヘマデ練步、始終同歟、不向休所直退朝、

〔大江俊矩記〕享和四年(文化元年)正月七日丁酉、白馬節會、○中略 外辨上卿練步之間、備采女一二三刀自等、四人召來、令候御膳宿、如例、

〔[illegible][illegible]醉狂錄〕試筆

節會の夜內辨外辨玉の帶金魚帶をもつくる飾大刀○中略

節會の內辨謝座の拜の時、輪に練步は、裾を繡へさぬ爲といふ說あり、然れども立坊立后など

片節會の時、中納言の宜命使、軒廊より出て南行し一揖、是を曲折のといふ それより東へ直に折て、丸

馬節會、及翌日候者、臨時之儀候歟、以白晝之儀及翌日、臨時儀候之上者、非可練步候歟如何、
先日(内府狀)大納言參候けり浦山敷候、内辨作法、御傳受候由承候、但相國至腋御膳程候云々、さても節會刻限、遲々及天明之時、外辨上幷宣命使、可練步候哉、上首事は、おぼろげにて候、及天明事不可有候、宣命使は常事候、則愚身參議之比も、常勤仕仕候しと覺候、天明之時、或練候先規も候へども、只夜陰儀にて、不練爲善候由庭訓候しと覺候、且先規何樣候哉、以次尋申候、(○中略)比與々々、
返事云、節會外辨上幷宣命使、白晝之時練步定儀候、然者大都は可練步之條勿論候哉、但先規不存知候、管見之至候、所詮女踏歌宴、本儀可爲夜陰之儀者、雖及白晝可用徐步候歟、如儀式不所持候間、不被引勘候、(○下略)

〔後愚昧記〕至德四年正月七日、節會事等也、(○中略)
攝政(○藤原良基)於黑戶談語條々
予(○藤原公忠)申云、元(御元服日)御練ハ早練歟、被答云、何トモ不可申之體也、老骨不合期之間事體許也、當家松殿(○藤原基房)コマカ練相傳云々、今度左府(○足利義滿)ニ可練步之由教訓、然而コハシトテ不練云々、予申云、其體如何、被答云、スル〱ト行體也、片足チウニアル樣也、又申云、足踏樣如何、其樣ハ不被稱、凡松殿ハ攝政有職人不過此、其文書數十合相傳云々、(○下略)

〔親長卿記〕文明十四年正月十四日、今日元日節會御習禮也、奉行事兼日被定、予但爲白晝之間、外辨上首可練之由被仰、今度參仕之輩者、内已前更練事不存知云々、予一人先年白晝白馬節會被行之時、爲外辨上首練了、可存知之由被仰下之間、當日申沙汰事、與奪中御門中納言云々、(○中略)少納言代進出版、内辨仰云、大夫達召セ、少納言退入、予已下被列門下、向予一揖、予揖許、進出向直門方目下臈人、揖許之後、兩三步進出練出、(先右足)依爲白晝也、(練樣、先年練習三條故内府公畢、)當端瘞西柱練留、(左足)向直北兩三步立出、又退入(兩三步)一揖、

〔後愚昧記〕貞治七年正月

十六日、〈實音請狀〉節會以外及遲々、昨日未刻事終候き、窮屈任賢察候、今度毎事、發御廷訓候之條本望候、凡不可離御家門説之條、勿論之上、向後永可仰御諷諫候也、不被貽御意者畏悅候、〈○中略〉抑外辨參列已及白晝候間、實音練歩候、雖至天明猶用夜陰候儀事勿論候歟、凡又練歩候も先々見及候、兩樣何可宜候哉、内府〈○實繼〉所存、猶雖及白晝、爲臨時儀間、用暗儀之條宜歟之由申候、實音足不合期之間少々候者、可用夜陰儀候けりと後悔仕候、凡兩樣之儀、御意之分不審存候、如此事彌可仰尊意候、爲向後可示預候也、誠恐謹言、

正月十八日　實音

三條殿

委細喜承了、面拜之時如命申、自元愚昧之質、近來如此事、一向拋却之間、彌無正體候、然而如此示給候上者、覺悟之分、更不可貽心底候、

抑外辨上首練歩事、凡於白晝者練歩、及夜景之時、徐歩勿論候、但女踏歌宴、必可爲夜陰之儀、儀式以下載之候者、雖至天明、可爲徐歩候、中古以來、自然及夜陰、被始行之儀候者、就尋常説、至白晝者可爲練歩候、而如儀式不所持之間、不能引見候、但花園左府〈○源有仁〉自筆次第所持候、注載云、土記〈○源師房記〉云、踏歌日、内辨以下申斜參内、是踏歌妓女爲最下品、恐及夜陰也云々、如此次第者、此宴白晝可爲本儀哉、然者於愚意、今度御所爲、强不可爲口難歟之由存候、當于時今案、不可爲指南候哉、廣被引御覽、可被決御不審哉、不具謹言、

乃剋　判

委細貴報恐悅候、練歩事、儀式夜陰事之上者、故如實音可用除歩候けると存候、如此事、當于座雖義事候、天明事、中落候けり、凡者又根元、夜陰白晝雖分儀式、現在及白晝者、共可爲白晝儀候哉、縱雖白

間、此間久季取揖、

〔古今著聞集三公事〕後鳥羽院、入道殿下に、內辨の作法をならはせおはしまさんとて、瀧口殿に御幸なりて、門みなさしまはされけり、入道殿下壘染の御衣はかまに笏たゞしくして、院の御下重の尻をたまはらせ給て、御腰にゆひて、ゆぎはきてねらせ給ひたりける、目も心もおよばずめでたかりける、をさなき殿上人一二人、上北面には重輔朝臣一人ぞ候ける、

〔源平盛衰記二十八〕宗盛補大臣幷拜賀事

同〇壽永元年十月廿二日大嘗會ノ御禊アリ、內大臣〇平宗盛先著陣ノ事アリ、〇中略節下ノ大臣ナリケレバ、禮服ヲゾ被著ケル、冠際ヨリ始テ、チリ出ラレタル臂持、最故有テゾ見エラレケル、

〔吉記〕元暦二年〇文治元年正月三日、詣左府、烏帽直衣有謁見、有歡樂事、不出仕之由被示之、元日堀河大納言、內辨作法、神妙之由傳聞之、練樣者、雖神妙、不似舍兄相國云々、申云、拜禮之時、上首練之、第二人相、〇相下有脫文將又練了、立定之後可出歟、殿下拜禮、予爲第二、而堀河大納言未被練終、至庭中間進出、頗早速歟如何、被答云、必不可待練終、漸可出也、第二三人練之有例歟、於我者爲第二、只一度所練也、

〔宮槐記〕承元四年十一月廿五日己酉、今日御讓位〇土御門也、〇中略宣命使中納言雅親、其體如獼猴云々、給宣命間無揖云々、總不足言云々、〇中略大臣以下頗被早。練。云々、

〔明月記〕嘉祿二年七月廿九日壬午、皇后冊命日也、〇中略申刻內裏事始、中宮〇後堀河后藤原有子爲皇后宮、從三位長子〇後堀河后藤原氏爲中宮、〇中略宣命使步出、當日華門北扉揖、西折練去、宣命使版五尺許立、宣制訖左廻、至于四位宰相前程練、其邊讀中宣命經四位宰相前加本列、內辨以下退出、左廻、內辨二丈許練、練樣被替歟、內府〇藤原實平以下不練、

〔園太暦〕貞和六年正月一日、參院、〇中略予〇藤原公賢入中門、自砌外一丈許練步、還練心歟、其體非予等所存、可尊、常御座間東柱、立留北面去砌三丈餘一揖、

〔古事談〕一王道后宮後朱雀院御卽位ノ内辨ニテ、大二條殿(教通藤原)子ラセ給ヒケルヲ、宇治殿(賴通藤原)大極殿ノ巽ノ角ノ壇上ニテ御覽ジテ、アハレ貌人ニミセバヤトゾ仰ケリ、玉冠ニサガリタル玉ドモ、チリ〳〵トナル程ニ、如法合練給ケリ、

〔台記〕康治元年十一月十六日甲辰、辰日悠紀(節會)〇大内侍出、余起座、搢笏、微唯揖、自東廊砌柱外北行、自軒廊柱内西行、於東福門前刷衣、(左近將曹久季、井尉又重等)下自同間階、徐歩、(依階下不遠、自去階三四許丈始練、依入夜去三四丈也、今少早可練始也、)隨歩引笏稱練、大極殿儀、如此練故實也、(凡踏歌儀如此可練、近衞吉見由、兼聞仰也、)斜練廻左仗、

〔愚昧記〕仁安二年九月十六日、參八條、乘燭之後、向左府(經宗藤原)亭、言談事等、〇中略一被示給云、内辨ハ謝座拜了、還入軒廊東二間、顧來路、是息ヲ休メム料也、練ハ無術屈也、冬時モ汗流也、依貴體歟、練時緩ナルハ極わろき也、顧來路事、注重明親王記云々、匡房卿爲申此事於二條殿(教通藤原)、被仰云、疑懷中扇疊紙落、有砂路歟云々、而被示休息之由如何、

〔玉海〕仁安三年正月二日乙丑、攝政家(基房藤原)臨時客也、〇中略立入中門、渡中門内橋練、初向主人立揖、〇中略主人又目之、下官(兼實藤原)辭之、又目之、下官辭之、次主人不揖、右廻渡石橋、昇對西階、著端圓座、(東面)次下官揖離列、經列前東行、渡對南渡上橋、(入二間南四第一間、)(渡出之間、不練、只徐歩、此事先例不審、尋攝政之處、不可練云々、其可練也、但日隱之時、何練哉、仍所爲也、)

〔台記〕久安三年正月朔日乙丑、未刻參院、(鳥羽院四條東洞院)群臣拜法皇及皇后、畢歸宅、依思慮、遣立之間不練、

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子(近衞)加冠、〇中略後頃中將爲通朝臣刷公裝束、余(賴長藤原)間刷之、(謂三公裝束、)公曰、不歸軒廊西間、(二渡大内二間也、)南進、(此間練行取歟、)左府立留櫻樹橘樹間、乘笏正笏練歩、(不引大)(練行、)立版位東二許丈、(北面西)余出自軒廊同間南進、(久季取裾、)至南樹(櫻樹)間、正笏乘緩徐行、(不練、日已…可練行、)(平、答曰、太政大臣在鎮、不可練歩、准徐行而已、退行歟、大相國、余其間二許丈、)如大相路立其巽一許丈、(北面西)俱再拜、(依時先左、退歸時先右、余…多…)(只依假、)道大相揖練歩、乾向渡馳道、(但大相國不實、…)余揖之、(大…後揖也、)練歩、(引裾…)右廻到南樹

練步之後、必顧來跡、江帥尋申二條關白之處、被答云、疑懷中扇帖紙落、砂有跡也云々、砂不可有跡之條、可尋知事也、又大炊御門左府經宗〇藤原云、練時ハ責體、冬モ汗流也、不責體者寛ニ見也、身ニ可分事歟、

淺沓練事、院拜禮之時用之、又禮服クリ皮沓時同事也、其押小路內大臣殿御記、練體、績敎業御記云、賴業眞人記云、保元卽位、三條內大臣殿實能〇藤原令練給、先進左足、次進右足、二度玉佩有聲、定有子細歟、此大臣殿仰云、故內大臣殿、九條禪閤會合之時、有此沙汰、其樣先左足踵ヲ右爪前ノ程ニ立テ伏ス、次右ノ足ノ爪前ヲ左足ノ中程ニスヽメタツ、次右足ノ踵ヲ左ノ足ノ爪前ノ程ニ立テフス、次又左足ノ爪前ヲ右足中程ニタツ、又左足踵ヲ右ノ足爪前ノ程ニタテヽフス、次第如此、然保元此練ヲ、カタアケノ樣ニ令練給歟、然者如此、此可見也、尤有興云々、淺沓練、當家可用此說也、

內辨謝座之時、練立時者、練步之後、一兩步徐步、又退立揖歸時ハ、自進足卽練步也、餘時可准知歟、

〔建武年中行事〕元日節會、內辨大臣、陣の座につきてことをおこなふ、〇中略內辨こんらうよりいでて、一位は一間、二位は二間、みぎりにすゝみてねりはじむ、左近陣の南のほとりにすゝみたつ、內辨進み、近衞の陣に立、內辨に家禮の人はゑりぞく、西むきにて一揖、いぬゐむきにて謝座、二拜なり又一いふして歸り入、あるひは四むきにて二拜一揖、あるひはみな揖も拜もいぬゐむき、式はいふな略する事もあるなり、はじめを略しのちを略す、せちくなり、ねりとゞまる時は、右の足を、こまかに、左の足をのべて練めぐる也、すべて大刀のさき、下がされのしり、かうぶりのさき、はたらかず、又さゝこほらずして、むらなくすゝむなよしさす、故實どもある也、櫻の木をすぐる程にねりとゞまる、ねるとき、ねらざる時、けぢめさだかならぬものなり、堂上にのぼりて、はしの兀子につく、

〔逢幸故實抄一〕一節會事

兩儀宣命使不可練事

壽永二、四、五、今朝左大辨示送曰、雨猶下者、可令召使差笠、可練哉、予忠親〇藤原曰、懸裾差笠練條、甚見苦、專不可然、亦曰、廊中可練哉、是亦不可然事也者、

御門外、近來無練歩人、大概如カハホリ虫ト稱之物、行體進揆也、唐人練執之云々、當家練様、先進下臈方足、次進上臈方、踏整左右足、又進下臈足、進上臈足、次之、只以踏整爲度、早練也、自始至終於中間以不停爲善、同拍手也、其體身不動不傾、腰不動、御尻不動、兩足間不廣、手持様張肱、拔笏云々、此事張肱者、肱ヲ肩ノトホリニカヲニ持、然間笏尋常時様ニ持テバ、笏首可高之間、笏ヲ上ヘ寄テ取之、拔笏ト云也、所詮笏首、自目上不可高故也、練始時、先張肱拔笏、卽自進足練始也、自笏首上遠見前也、又足ヲ前ヘヤルコトハゲシキ也、如放韈ト、江次第内辨細記云、謝座拜、練歸之時、右足狹踏、是則時宜故也、且如此云由故殿宣、練歩體雖有様々、以前說、當家必用此一様來也、

練留時、始之時分、明有見別、爲善、節會内辨之時、出軒廊練始處マデモ雖徐歩、笏師手ニ持之、但如尋常時サゲテ持也、歸入軒廊之時、又如進時、委見内辨記、

遲練トテ頗歩進事、如不動移刻、此說更不習知事也、早遲練ト云物有之云々、推量之處、遲進之中間歟、

チガヘテ練說有之、近來人々所好也、德大寺家用此說、花園左府說也、花說、久我相國說練也、源家人者用此說歟、其體先進足、依所爲雖可有之、先左足ヲ進テ、右足ノ爪前程ニ立テ、次右足强踏張テ、左足爪前程ニ立、次第如此、笏持様ハ、如以前說歟、今室町准后○足利義滿用此說、良基公弟子也、此公又用此說、近衛關白又同、近來一向一具作法也、知足院流人不用此說歟、妙音院相國師長卿面受、知足院正說人也、仁安勤仕内辨之時、左大臣殿御記、先進左足、次進右、踏整左右足、兩足間、事外廣、使ハ寛ニ練中、彼人被執也、御記文分明也、知足院流人、用踏整說也、凡爲家人、可用此說歟、

具通公語云、隨所爲、寛ニモ細ニモ可練之由口傳也、案此事仁安御記、使ハ寛ニ練由被載、此謂歟、有興云々、使作法細ナレバ、威儀不分明、聞寛ニモ練、又所廣時ハ、爲見威寛ニ練也、所狹時ハ、作法雖時ハ見苦、思爲其心、依所進退也、但當家不用此等說、已前一說也、雖然粗記之、

説々多、又其名等候云々、何樣候哉、
答云、惜不受師説、宇治左府ハ、殊有禮節バコソトテ不被敎キ、只見取先達人々作法、度々練之、踏合兩足也(立歟)先達多用之、我練樣ヲ敎長見之云、故花山院左府(忠家公)練樣惜覺悟、只如此云々、不傳彼説之處、自然相叶歟、不審事多、尋申中院右府(雅定公)畢、故實國卿相具靴來臨、諷諫練樣畢、是故内府(公敎公)彼練シハ、能見タリシト語申之故也、此右府ハ不用我説、習四條相國禪門畢、惜爲傳正説云々、

〔世俗淺深秘抄下〕菩提院入道關白(○藤原基房)説々(建曆二年)
隨申狀テ註付者也、雖同事必同所ニ不註也、白馬節會内辨之間事、謝座之時、出自軒廊テ、進庭中練始事、自三丈許可練云々、練始ヨリ前ニ能々靜歩也、與練可令混合、近代甚揭焉也、見苦、笏モ如練時、自出軒廊可持笏、能々可直、雖聊末不可伏、臂不可窄、股不可廣、沓ノ長サニ何程不可增云々、能々不可早、始揖西向、(或説乾)拜可向乾、以身不可向、只欲拜時、右足ヲ巽方引テ突膝也云々、拜以後揖可向乾、左仗南頭一丈餘可去南云々、頗向西テ三歩許進也、大輪ニ可廻之間、右足殊狹可進、於始所練留、其後至入軒廊、猶不略其體、入軒廊後ハ、又立廻テ練ツル方ヲ暫可見、故實也云々、謝座以前ニ著宜陽殿兀子時、壇上ヲ練也云々、然而此事今日無事也云々、

〔富家語談〕仰(○藤原忠實)云、内辨勤仕時、(○中略)練テ立所ニハ、スグニ行テ、本折ニ立廻テ、歸入時、下襲尻カヘル也、然者スグニ行天、立所近ナリテ、頗廻ヤウニ歩行也、然バ下襲尻、兼テ心得テカヘラヌナリ、
仰云、練事ハ大事也、大殿(○藤原師實)二三度許コソ令練給ケレ、法勝寺千僧御讀經時コソ令練給ケレ、練ハ笏引天、裝束モサヤ／＼トナル事也、臂ヲアラシテ取笏也、後朱雀院御卽位日、大二條殿(○藤原敎通)内辨ニテ、如法ニ令練給ケリ、

〔後押小路内府抄〕練歩事(不練之事)
故殿仰云、本ケ謂張足、江次第内辨細記、練有二樣、一者荻虫、一如糊、(此事不得心事也)可放靴也、荻虫說、大炊

不練給、故大二條關白〈○藤原教通〉被難云、末代無練人、口惜事也、

〔江次第抄〕一斜行

内辨外辨練步者、於君前行、如法之禮也、論語曰、足蹜々如有循也、鄭玄注曰、足蹜々如有循、擧前曳踵行也、

練作法有二　謂笏引、鼻高也、

荻虫樣　荻虫者、尺蠖也、進足〈左右〉起揚、伏足〈左右〉落居、其體如荻虫之步、異說也、他家人多用之、近代大炊御門流相傳云々、號唐練云々、

爲凡猶如糊可放練　糊字チャストト可讀也、閑引練之意也、

〔吉部秘訓抄〕一著鈦政佐以下作法故實事

仁安二、五、廿七、同記〈○經房記〉云、〈○中略〉下立出親外、刷衣衫西行、路上〈左手取笏、右手差扇、〉至于履下、去二許丈立留、重刷衣衫懷扇、正笏徐步、自履下徐步、但頗練之不調、足右足ヲ先踏出、天頗引之、右武衛〈成範〉左少弁〈爲親〉等、口傳之由稱之、

經年序之後、謁大理禪門〈惟方〉談云、下車之後、如常步之、收扇之後徐步、自後聽著履之時徐步、頗可有足引樣也、三重可相替也、光頼入道廷尉之時習禮、親隆教之、故戸部被相具之、然而親隆不聞之時、委被教訓云々、

下官著座之後、左佐〈長方、藏人右中弁、〉參著、其路同予、左佐徐步無練氣、稱大納言入道之說、尤不審也、

〔吉部秘訓抄〕四一粟田口相國禪門〈忠雅公〉言談條々事、

建久二、三、廿八、同記〈○經房記〉云、今日任大臣節會也、乘燭之程詣花山院、先見綺散證裝束儀、次早參之由觸中相國禪門〈忠雅公〉於餘所事、誤多散公事不審、天寶遺老、只一人歟、〈○中略〉

練樣事

たなうす、ろびたり、

〔源平盛衰記三十三〕光隆卿向木曾許附木曾院參頑事

木曾〈〇源義仲〉庭上ヲ走リ廻リ、彼方此方ヲ立渡テ、穴面白ノ大戸ヤ、セドヤ中戸ニモ繪書タリ、下內ニモ唐紙押タリトゾ嘆タリケル、

〔吾妻鏡十一〕建久二年六月九日丙戌、大理姫君、可嫁左大將〈良經〉給、其儀已在近々云云、仍姫君御裝束、〈御臺所御沙汰〉女房五人侍五人裝束幷長絹百疋、幕下〈源賴朝〉御分可被沙汰送之由、兼日有其定、被宛御家人等、〈中略〉〇絹者所被宛善信〈〇三善〉義澄、盛長、知家、遠元、遠平已下也、而五輩分致沙汰、所殘分參期遲遲、御氣色不快、召奉行人俊兼盛時等、於御前被仰其由、諸人恐怖之處、善信申秀句云、先立參著絹者、付早馬早參、未到絹者、練參之間、遲引歟云云、

〔禮記註疏三十玉藻〕執龜玉、擧前、曳踵、蹜蹜如也、註若徐趨之事、疏、執龜玉擧前、曳踵、蹜蹜如也者、此一經論徐趨之事、言執龜玉之時、有此徐趨、也、擧前曳踵者、踵謂足後跟也、謂將行之時、初擧足前、後曳足跟、行不離地、蹜蹜如也、言擧足狹數、蹜蹜如也、

〔寶石類書四十進退〕內辨練

大雅御抄、練之全體可心得事、凡練ト云義、君召時ハ、敬之行之理也、治心正身體行歩スルナリ、行歩ノ義四ツノ心得アリ、第一常ノ行、第二常ノ歩、第三餘歩、第四練歩也、如此可知、節會自軒廊練出ル時ハ、先正笏刷身衣裳歩ミ出ニ始マリ、其後練ニ移ルナリ、練出處、橘ノ木角チガヒニ練始、同處ヘ練歸練止、古來如斯也、〈中略〉笏引　荻虫　片練　落練　座ヘツタリ〈俗語也〉　霰走　諸家一同之練　細練　荒練　肩練　上書記置也

〔江家次第一正月〕元日宴會

內辨細記　元日

練作法有二、或稱荻虫樣、是每歩落立也、爲凡猶如糊可放粘也、齊信卿就表衣前練、故攝政殿〈〇藤原師實〉

練歩

〔基熙公記〕元祿十四年正月十二日庚子、今日賀茂祭奏事始也、○中略中山大納言作法、懷中檜扇奏事目六同在懷中、先著座、余目後近圓座、聊押退爲居、取出檜扇置右方、取出目六讀申條々、○下略

〔江家次第九九月〕十一日小安殿行幸裝束

先是豫立幔外、賜幣如常、上卿著登廊座、使給宣命、又如常、事訖執柄還給、辨少納言外記史、出立西方、

但五位外記史以下津津居、年來無修明門出立、依人數少歟、

〔江家次第十二神事〕開奉幣使卜串儀

東儀

大臣乘檳榔毛車、立門外、(立外)外記揖笏進、自右方進卜串筥、拔笏居、

〔新任辨官抄〕辨官在床子座之時、執柄令參給、若令出入敷政門給者、居床子座前、(蹲居也、如蹲之意歟、是謂居也、大夫史)(永業云、敏政重云、津々弁云々、其謂不得意也、)

〔後押小路内府抄〕平伏事

參議大臣過前平伏、外記史大臣通時、蹲居前平伏、但於大臣者ツヽ居也、自平伏者深重禮也云々、

〔運歩色葉集(ネ)〕運歩

〔名目抄(諸公事言說)〕早練(ハヤネリ)　練歩(ネリアユミ)　練(ネリ)(節會ニ内辨以下ノ作法)　緩練(ユルネリ)

〔名目抄註〕早練

内辨節會ノ時ノ作法ニ、ネリト云コトアリ、コレカラコレマデハ、オソイ早イナドヽ、家々ノ口傳アリ、庭上ノ進ノ分量極リアリ、チト足バヤナルヲ早練ト云フ、

〔拾遺和歌集十雜賀〕まろかねのめぬきのたちをさげはきてならのみやこをねるやたがこぞ

〔源氏物語六末摘花〕いたうはぢらひて、くちおほいし給へるさへ、ひなびふるめかしう、こと〴〵しく、ぎしきくはんのねり出たるひぢもちおぼえて、さすがにうちゑみ給へるけしきは、はし

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子〇近衞加冠、〇中略大相公〇藤原忠通揖、自西第二間西第二間爲西廂北行、從母屋西面斜東進、到御屛風南頭突左膝、〇中略公跪時余瓶居、先突左膝、寬仁御堂〇藤原道長御記曰、取御冠歷攝政前、此間攝政突膝、今案突膝者瓶。居歟、又任彼例過前之時、可居之由豫存之、而大相跪搢笏、仍其時居也、

〔山槐記〕保元四年〇平治元年正月十八日癸酉、今日賭弓也、〇中略關白〇藤原基實目給、予〇藤原忠親起座進小板敷下脫沓、懸膝於板敷膝行、寄長押下、中間也頗如居定、龜居。

〔玉海〕安元二年正月十一日丁巳、此日女敍位也、〇中略取申文直起、先右足進、自圓座前跪長押下、先跪左膝一兩度膝行昇長押、當帝中央先昇右膝膝行、三度許就御座前居定、龜居取返申文、

〔長秋記〕天永四年〇永久元年正月一日、主上〇鳥羽御元服也、〇中略左府〇源俊房一拜後、龜居不立給、

〔長秋記〕大治五年十二月卅日戊戌、早朝藏人範家下宣旨、〇中略予〇源師時目史、稱唯著軾進文、予以扇納懷中、置笏於左方、取文置前、史取杖龜居、予刷衣見文如常、四ヶ國解由也、一偏見了、

〔親長卿記〕明應六年三月廿三日、今日中御門大納言宣胤送狀、返報勘遣了、

昨日光臨恐悅候、兼又除目申文內覽奏聞、於簀子見文之時、近年各安座候、宣胤侍中之時、不安座候しと存候、何可然候哉、

申文天覽之間ハ、簀子ニ杖ヲ持ナガラ居候バ、龜居可然由存候、

龜居、筒居、丈六居、大略此樣歟、此中何可然候哉、安座宜之由、書載候抄物も候し、御沙汰如何候哉、爲後勘殊尋申候、

膝を突て居候、筒。居は膝を突候はで、つくばひたる居樣かと覺候、

龜居、筒居、差異も無覺悟候、不審候、可示給候、恐惶謹言、

三月廿三日　宣胤

龜居　蹲居

れば、弘光が出す手を伊成が右にてひしと取てけり、

〔夫木和歌抄 三十四 雜〕
かしこまるしでになみだのかゝるかな又いつかはと思ふあはれに　西行上人

〔光源院殿御元服記〕後奈良院天文十五丙午歲十二月十九壬寅日、於坂本樹下宅、公方左馬頭義藤朝臣(後義輝)被行御元服之次第、(○中略)
一(○中略)盛正又提子ヲ持出、頓定前ニ畏ル。時、三ノ膳ノ土器ヲ取ウケテソト吸ル、

〔名目抄 諸公事言說〕蹲居(キヨ、叙位除目時有此事、)

〔倭訓栞 前編六 加〕かめゐ　龜居と書り、親長卿記に見ゆ、足を尻の左右へ開きて、龜足の如くにして居也、

〔新任辨官抄〕地下辨奉文於上卿之時、取副文於笏、(文挾副笏內、)進、軾居、(龜居例如、)一揖、置笏於前、了取直文、(右手取文頭、本方一也、本二指方向我也、)大奉之了、

揖事
膝突龜居儀、左右足ヲニガシテ、兩足ノ中ニ居、居定テ揖也、

〔富家語談〕仰(○藤原忠實)云、龜居ト云ハ、兩膝突テ、足ノヒラヲバ開テ居也、キビスナドニハ、尻カヽル樣モアルラン、此居樣極大事也、深沓靴ナド著シテハ、可居樣モ無事也、官奏時モ、居ニハ大内ハ左ヲ晴ニシテ、左足ハ前ニウルハシク置テ、右足ヲバニガシテ居也、其ニガシタル方ノ足ノ方ニ、文ハ開也、里内ハ右ヲ晴ニスレバ、又同事也、可有口傳、

〔三中口傳 四〕一公事間事

敍議事
次人條々編多ナレバ、居定後可仰御定趣、東帶時ハ、カメ居常事也、

しこまる也、敬ふには身を引起して腰と股を伸して危き形を跪といふとぞ、是今のひざまづく也、小學陳注に、危坐猶₂正坐₁也とも、以₂尻著₁𨂻(アシウラ)而坐也とも見えたり、

〔雅言集覽十八加〕かしこまる　禮ヲナスサマ也、敬シウヤマウ也、

〔日本書紀神武三〕戊午年十有一月己巳、皇師大擧將₂攻₁磯城彥₁、○中略遣₂頭八咫烏₁召之、○中略到₂弟磯城宅₁而鳴之曰、天神子召₂汝₁、怡奘過、怡奘過、時弟磯城𢢫(オヂ)然改容(カシコマリ)曰、臣聞天壓神至、旦夕畏懼、善乎烏汝鳴之若此者歟、

〔竹取物語〕御門聞食て、○中略かくたい〳〵しくやはならはすべきと仰らる、翁かしこまりて御かへり事申樣、此めのわらはゝ、たえて宮づかへ仕べくもあらず侍るをもてわづらひ侍る、

〔空穗物語祭の使〕おとゞ、○中略身のうれへある時、おほやけわたくしにうれへをなし、よき人もしづまらず、ことかなふときには、ふあくのものもをさまりぬるものなりなどのたまふ、はかせたちかしこまりてさぶらふ、

〔今昔物語十九〕依₂小兒破₁硯侍出家語第九

大臣○藤原師尹内ヨリ出給テ、○中略此男ヲ召シテ、此硯ノ破タルハ何ナル事ゾ、汝ハ知ニヤ有ルト問ヒ給ヘバ、男貌ノ色モ草ノ葉ノ樣ニ成テ、袖ヲ打合セテ低フシテ候フ、

〔十訓抄三〕鳥羽院御時、相撲節の後、師中納言長實卿のもとへ、熊野權守伊遠と云相撲、息男伊成を具して參たり、さるべき方へ召入て酒などすゝめらるゝに、弘光と云相撲又來、同召加、盃酌度々に及間、弘光酒狂の詞を出す、○中略伊遠少し居直りて、是は偏に伊成が事を申候也、不肖の身今度既に本手の脇をゆるされぬ、寔に申さるゝところのがれがたし、但きと心見給へかしと申に、弘光ほをゑみて只道理のをす所を申ばかり也、試られんは幸也とて、左の手を出して手を乞けるを、伊成袖かき合て畏て、猶父が氣色を伺ひけるを伊遠か樣に申うへはたゞ試候へと度々云け

かしこまる

主上〈〇近衞〉ノ御惱、忽ニ宜ク成ラセ給ニケレバ、鳥羽院ヨリ御傳有ケル、師子王ト申御劒ニ、御衣一重脱ソヘテ、關白太政大臣基實公ヲ御使ニテ、攝政ニ被下ケリ、攝政ハ階ノ三階ニ右ノ膝ヲ突、左ノ袂ヲ擁テ、投テ是ヲ拜領ス、

〔三長記〕建久七年十一月五日庚辰、天皇〈〇後鳥羽〉行幸于賀茂社之日也、〈〇中略〉巳刻著御下社、〈〇中略〉經頓宮西南入御自東幔門、〈〇中略〉公卿列立幔內、〈四上北面、左大將殿(藤原良經)令立北給、〉寄御輿於東庭、〈社司等所寄、敷筵道等、〉次將跪候、駕輿丁平伏、花山院宰相中將上御簾、次開鎰戶、取璽授內侍、〈內侍候簾中、〉〈〇中略〉次獻御草鞋、〈〇中略〉次宸儀入御、次取劒授內侍、次宰相中將退、御輿舁退、次將相從、此間公卿跪地、

〔後中記〕仁治三年三月六日、今日除目中夜也、仍秉燭之間、著束帶參內、〈冷泉萬里小路〉各立定之後、三公次第被著殿上、〈左右兩府之間列之後、拾遺相公答揖之後、每度跪、是禪定殿下(藤原家實)內々仰云々、〉

〔後押小路內府抄〕折膝事
正和元、三月、綸旨改元定御記云、參議座下折膝申、至納言不折膝、於御前者、皆折之云々、

〔萬葉集二挽歌〕高市皇子尊城上殯宮之時柿本朝臣人麻呂作歌
埴安乃、御門乃原爾、赤根刺、日之盡、鹿自物、伊波比伏管、烏玉能、暮爾至者、大殿乎、振放見乍、鶉成、伊波比廻、〈〇下略〉

〔萬葉集三雜歌〕大伴坂上郎女祭神歌
白香付、木綿取付而、齋戶乎、忌穿居、竹玉乎、繁爾貫垂、十六自物、膝折伏、〈〇下略〉

〔書言字考節用集八言辭〕跽坐〈見寶、洞言、實坐也、〉

〔倭訓栞前編六〕かしこまる　日本紀に謹惶字、改容字、恐怖字、謝字、畏字などをよめり、まる反む也、よて新撰字鏡に悸をかしこむとよめり、敬跽の意にいひ、轉じて跪坐をもいへる皆通せり、〈〇中略〉正字通に朱子の語を引て、兩膝を地に著け、尻を足に著て安くすわるを坐といふとぞ、是今のか

等意如何、大臣等奏云、禮敬而已、如命而可、天皇卽登殿、至御簾前、北面而跪、于時寄鳳輦於殿階、天皇下殿、御輦而出、左右見者攬涙、僉曰、天子之尊、北面跪地、孝敬之道、自天子達庶人、誠哉、

〔源氏物語 五十東屋〕宮、わたり給、○中略五位四位ども、あひひざまづきさむらひて、このことかのこと、あたり〳〵のことどもけいし、ともなど申、

〔枕草子 三〕殿上のなだいめんこそ猶をかしけれ、○中略はてぬなりときくほどに、たきぐちの弓ならし、くつの音そゝめきいづるに、藏人のいと高くふみこほめかして、うしとらのすみのかうらんに、たかひざまづきとかやいふゐずまゐに、御前のかたにむかひて、うしろざまに、誰々か侍るとゝふほどこそをかしけれ、

〔古事談 一王道后宮〕三條院御時、資平卿 ○藤原殿上人ノ比參內、入自無名門之間、主上御于殿上御倚子、仍跪候地上、被仰云、可昇候小板敷者、隨仰祗候小板敷、

〔古事談 二臣節〕宇治殿 ○藤原頼通任太政大臣、申慶給之日、及拜舞之時、內辨左大臣 大二條殿○教通、頼通弟跪地云々、春宮大夫 ○能信、教通弟聞之難云、未聞大臣跪地之例云々、大二條殿又聞之云、以宇治殿可存親之由、入道殿 ○頼通等父道長儲所被仰也、跪父者常禮也、如春宮大夫爭聞入道殿仰事哉云々、

〔奥州後三年記 上〕秀武、おなじく家人のうちにをよほされて、この事をいとなむ、さま〳〵のことどもしたる中に、朱の盤に金をうづたかくつみて、目上に身づからさゝげて、庭にあゆみいでたり、庭にひざまづきて、盤を頭のうへにさゝげてゐたるを、○下略

〔台記〕久安六年正月四日壬午、辰刻參內、依御元服也、巳一刻太政殿下參內、○中略御元服後、於北門乘車參院、余 ○藤原頼長從之、於東中門、使美作守家長朝臣奏候由、此間余以下跪地、家長告聞食狀、後拜舞了、

〔源平盛衰記 十六〕三位入道藝等事

（日本書紀繼體十七）元年二月甲午、大伴金村大連乃跪上天子鏡劍璽符再拜、

（日本書紀欽明十九）十三年十月、物部大連尾輿、中臣連鎌子、同奏曰、我國家之王天下者、恆以天地社稷百八十神、春夏秋冬祭拜爲事、方今改拜蕃神、〇佛像恐致國神之怒、天皇曰、宜付情願人稻目宿禰試令禮拜、大臣跪受而忻悅、安置小墾田家、

（日本書紀推古二十二）十二年九月、改朝禮、因以詔之曰、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之、越梱則立行、

（日本書紀皇極二十四）三年正月乙亥朔、以中臣鎌子連拜神祇伯、〇中略中臣鎌子連、爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿、失君臣長幼之序、挾闚闟社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主、便附心於中大兄、〇天智疏然未獲展其幽抱、偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毱之侶、而候皮鞋隨毱脫落、取置掌中、前跪恭奉、中大兄對跪敬執、自茲相善、俱述所懷、旣無所匿、

（日本書紀天武二十九）十一年九月壬辰、勅自今以後、跪禮、匍匐禮並止之、更用難波朝廷之立禮、

（日本書紀持統三十）四年七月甲申、詔曰、凡朝堂座上、見親王者如常、大臣與王起立堂前、二王以上下座而跪、

（續日本紀文武三）慶雲元年正月辛亥、始停百官跪伏之禮、

（續日本紀考證二）按天武十一年九月、勅自今以後、跪禮匍匐禮並止之、更用難波朝廷之立禮云々、蓋旣復用跪禮、故此云爾歟、未詳、

（日本紀略嵯峨）弘仁九年三月丙午、詔曰云々、其朝會之禮、及常所服者、又卑逢貴而跪等、不論男女、改依唐法、

（續日本後紀仁明二十）嘉祥三年正月癸未、天皇朝覲太后、〇嵯峨后橘嘉智子於冷然院、親王以下飲宴醉舞、賜祿有差、須臾天皇降殿、於南階下端笏而跪、召左大臣源常朝臣、右大臣藤原良房朝臣、勅曰、被太后命偁、吾處深宮之中、未嘗見我帝御輦之儀、今日事畢、階下登輿、使得相見者、朕再三固辭、遂承慈命、於階

保元二、六、廿日、御方違行幸、近將次第跪階、宰相中將(實長)同跪之、不可然之由或人所示也、是非可訪先達、

〔三中口傳〕一禮儀事

外記史等、不論五位六位、於陣中ハ大臣ニハ居レ共、納言以下ニハ不居、但敷政門之內ニテハ、中納言ニモ跪也、陣外一切不致其禮、准之者、綱所輩ハ其禮ノ深カル間敷事歟、

〔世俗淺深秘抄上〕一行幸之時、大內階(間)次將居事、(○中略)雖天晴、地幷階濕時不跪有其例、

一行幸之時、御輿安南階上若御輿寄之後、次將跪程、主殿頭近寄テ、撤御座帊了間跪也、但公卿將昇間、同進昇也、或開輦戶後跪、或置御劒於御輿之中後(間)跪、此等說甚無其謂、又雖跪不伏弓說間々有之、或人之說云、甚不可然、只居時同伏者也、下﨟次將跪地事、左右不相對、皆向御輿居也、人數多時ハ、二重ニモ居也、又大略左右相交テ居也、跪地時ハ、雖左將猶弓持右方也、但猶爲不向弓本於御輿、左將持左又一說也、雖兩說、居南階時、左將持左歟、

〔四節八座抄〕元日

一父子禮節事

父爲外辨貫首者、取空盞跪之時、其子退列居地、著堂上座之時、父子不著同方、(大辨及最末參議著端、而父若著端座者如何、然而大辨并最末參議、猶可著端、是依陽人無憚云々、)父降堂之時、子先下殿、(江記云、雅實公內辨、雅俊爲宣命使、父降殿之時平伏、宣制了著座、父昇殿之時更降殿、役已畢之故也云々、案作持宣命平伏之條、可尋決之、)其子爲祿所參議者、父列宣命拜了歸著、又父給祿跪之時、下床子跪地、或又起座隱便所云々、(小右記云、資平爲祿所、依無便宜不給退出、)

〔今川大草紙〕躾式法の事

一びはを持て參事、我が引べきやうに持て、御前に膝をつきて、らくたひの皮の所をた丶みに立て、どりなほして、主人引べきやうに、御前に置べきなり、

〔類聚名義抄 五足〕跪（渠中反、ヒザマツキ、音跪、又音危、）

〔段注說文解字 二下〕跪、拜也、（手部曰、拜首至手也、按跪與拜二事、不當一之、疑當云所以拜也、使人不跪此者所以字往々訓之、釋名、跪危也、兩膝隱地、體危隉也、）从足危聲、（去委切、十六部、）跽、長跽也、（長跽、各本作長跪、今正、按係於拜曰跪、不係於拜曰跽、范睢傳、四言秦王跽而請、乃云秦王再拜、是也、長跽乃古語、長俗作跟、人安坐則形弛、敬則小跪聳體、若加長焉、故曰長跽、方言、東齊海岱北燕之郊、跪謂之䠞、郭曰、今東郡人亦呼長跽爲䠞、見所敬忌、不敢自安也、徐廣注滑稽傳曰、跽、其紀反、與跽同、謂小跽也、曲禮、跽跪拜也、此跽讀若析之、許跽之、）从足忌聲、（渠几切、古音在一部、徐廣音忌是也、）

〔玉篇 上足〕跪（渠委丘委二切、拜也、跽也、說文云、跪也、）跽（奇几切、跽也、長跪也、）

〔釋氏要覽 中〕互跪　天竺之儀也、謂左右兩膝、互跪著地、故釋子皆右膝、若言胡跪者訛也、長跪

御兩膝齊著地、亦先下右膝爲禮、

〔達幸故實抄 一〕一故實事

跪與蹲居差別事

嘉應二、十二、十四、任大臣節會、諸卿再拜、（○伏○地○瞻○不○跪○如○踞○居○）

〔達幸故實抄 三〕一行幸間事

三位中將在上之時四位宰相中將役御裾事

保元二、正、廿七、御方違行幸、御輿寄南階、（略）○中宰相中將（公親朝臣）經實子、進寄開闔戶、次入御、候間、進寄授之御內侍、內侍相共跪取之入御輿、次寢儀乘輿、頭中將定房朝臣候御裾、次將跪伏之、（入御之時可跪也、）次

宰相中將取璽入御輿閉闔戶、

宰相中將如次將可跪地上哉否事

保元二、五、廿七日、御方違行幸記、抑乘御輿之間、兩宰相中將（公親、實長、）跪階下、此事不然之由、金吾殿被仰、公卿將不跪云々、可跪之由春宮大夫（宗能）被執云々、仍付彼說歟、何是何非、重可訪先賢事歟、

宰相中將如次將跪階上不可然事

〔沙石集三〕梅尾上人之物語事

關東下向ノ時、海道ノ一宿ノ雜事營テ侍シニ、ヨノツネノ人ノ風情ニハ、イミジク色代スル事ニコソ侍ニ、何シニカヽル事營給ヘルゾ、アルベカラヌ事也、初心ノ菩薩ハ、事々ニ渉テ紛動スレバ、道ノ芽ヲ破敗ストコソ申セトテ、別ノ語ナシ、

〔沙石集七〕老僧之年隱事

武州ニ西玉ノ阿闍梨ト云僧有ケリ、○中略七十トイヘルヨリモ、六十トイヘバ、スコシワカキ心地シテ、カクイヒケル人ノツネノ心ナリ、色代ニモ、御年ヨリモ、ハルカニワカク見エ給トイフハウレシク、事ノホカニ老テコソ見エ給ヘトイヘバ、心ボソク本意ナキハ、常ノ人ゴトノ心ナリ、

〔沙石集七〕無嫉妬之心人事

或人妻ヲ送リケルガ、雨ノフリケレバ、色代ニ、ケフハ雨フレバ、留マリ給ヘト云ヲ、既ニ出タチテ、出ツヽ、カクコソ詠ジケル、

　フラバフレフラズハフラズフラズトテヌレデユクベキ袖ナラバコソ、餘リニアハレニイトホシク覺テ、ヤガテ留メテ死ノワカレニナリニケリ、

〔太平記三十一〕武藏野合戰事

新田左兵衞佐○義興ト、脇屋左衞門佐○義治トハ、一所ニ成テ、白旗一揆ガ二三萬騎、北ニ分レテ引ケルヲ、是ゾ將軍○足利尊氏ニテオハスラン、何クマデモ追迫テ討ントテ、五十餘町迄追懸テ行處ニ、降參ノ者共ガ、馬ヨリ下、各對面シテ色代シケル程ニ、是ニ會釋セント、所々ニテ馬ヲ扣ヘ、會釋シ給ヒケル間、軍勢ハ皆北ヲ追テ、東西ヘ隔リヌ、

〔成氏年中行事〕正月十一日、御評定始、○中略常ノゴトク三度重々ヲイタシ、御酒ヲ申テ、御酌管領ノ前ヘ持テ行之時、向座ノ評定奉行ヘ式題二度、ソバナル人ニ一度、自餘ハ目禮計ニテ被ㇾ存也、

平家ノ人々ハ、只今皇子御誕生ナドノアル樣ニ、アラマシ事共申テ悅給リ、平家ノ角榮給ヘバ、一定皇子ニテゾオハサント、ヨソ人モ色代申ケリ、

〔源平盛衰記十七〕始皇燕丹幷咸陽宮事

サレバ賴朝モ平家ニ命ヲ被助シ者ニアラズヤ、縱報謝ノ心コソナカラメ、爭カ平家ヲ背奉ルベキ、イカニ謀反ヲ起ストモ、佛天豈ユルシ給ベシヤ、其上指當リテ、誰カハ流人ニ同意スベキ、猛勢ニシテハ又素懷遂ガタシ、强ニ驚思召ベカラズナンド色代申ケレバ、入道○平淸盛モサコソ存ズレトゾ宣ケル、

〔法然上人行狀畫圖二十七〕或時上人、月輪殿○藤原兼實へ參じ給けるに、此入道○熊谷直實推參して御供にまゐりけるを、とゞめばやと思食されけれども、さるくせ者なれば、中々あしかりぬと思食て、仰らるゝ旨なかりければ、月輪殿までまゐりて、くつぬぎに候じて、緣に手うちかけ、よりかゝりて侍けるが、御談義の聲のかすかにきこえければ、此入道申けるは、あはれ穢土程に口をしき所あらじ、極樂にはかゝる差別はあるまじきものを、談義の御聲もきこえばこそと、ゐかり聲に高聲に申けるを、禪定殿下きこしめして、こはなにものぞと仰られければ、熊谷の入道とて、武藏國よりまかりのぼりたるくせもの、候が、推參に供をして候と覺候と上人申給ければ、やさしくたゞめせとて、御使を出されてめされけるに、一言の色題にも及ばず、やがてめしに隨て、ちかく大床に伺候して聽聞仕けり、

〔吾妻鏡三十四〕仁治二年十一月廿七日庚戌、當將軍家○藤原賴經御時、關東射手似繪可被圖之由有其沙汰、今日以評定之次、先註其人數、北條奧掃部助、若狹前司、佐渡前司、秋田城介、爲意見者被用捨之、自京都被仰下、爲被進覽也、而前武州○北條泰時申云、候人依爲達者、被召出之歟、可被加否及再往沙汰、是前武州不可然之旨、有御色代之故也、

ざを立て吞べし、

色々の事

一人の色體の事、さのみしげきは、かへりて猥籍也、三度に過べからず、

〔人唐記〕同程の人の式體の事、たゝみ一帖程さがりて初居候へば、二度も三度も披講て、こと座に移り候こそ、式の禮にて候を、餘りに謙て居候へば、式體の數も事多く、返々人をひうする樣に見え候て、をかしく候也、

〔梁塵秘抄口傳集十〕天台宗の歌の法花經八卷の所きかむとある人いへば、小大進うたひて、また御樣をうけ給候はゞやと申、○中略或人またうたふ、それもかく此句をば、えうたひ候はぬものをと申を、季時、小大進が日出たきふしのたがはぬさま、又うけ給らんと申て、かくかむじ申よし、色代してほめのゝしる、

〔古今著聞集十六興言利口〕嵯峨の釋迦堂に、人あまた參りて通夜したりけるに、夜打ふけて、僧の有けるが、經爲題目、佛爲眼といふ句を朗詠にしたりけり、心計はすると思たりけり、孝道朝臣、折ふしまゐりあひて聞居たりけるが、朗詠はてゝ、孝道かの僧にむかひて、おもしろう候つる物かなと式代したりけるを、僧心ちよげに思て、少居なほりて、是はするぶんに孝道にならひて候し也といひたりけり、

〔源平盛衰記三〕一院御出家事

嘉應元年己丑六月十七日、上皇○後白河法住寺殿ニシテ御出家アリ、御歲四十三、○中略御出家ノ事、兼テ披露有ケレバ、雲上人御前ニ候テ、目出度御事ト色代申テハ、御齡モ盛ニオハシマセバ、今暫ナント申合レケレ共、入道清盛ハ、善惡物申サズ、

〔源平盛衰記九〕中宮御懷妊事

〔貞丈雜記一禮法〕一人に對して、たがひに禮をするを、舊記に色體とあり、又式體とあり、蜷川記には、式退とあり、色體も式體も文字わろし、式退とあるは文字よろしき也、式は法也、退はしりぞく也、禮法を正し、辭退して人を先にたて、我はあとに退く心なる間、式退と云也、式退と云事を、今はじぎあひと云、宗五、一册拔書に云、禮儀の事、しきだい三度迄は無子細、それ過てはかへりて狼藉也、又人唐記に云、餘りに禮ふかくする事を、をこつき方に似たる也云々、をこつきとは、をこがましきと云事、今たわけらしきと云詞に同じ、

〔倭訓栞中編十〕しきだい　人家に客を迎送し、禮を致す處を色代といふは、もと人に揖讓するを、さいへるよりの事なり、盛衰記に、色代して媚飾を申すと見え、東鑑に前武州、不可然之旨有御色代之故也と見ゆ、色はおもへりとよみて、顔氣をいふ、又式代とも書り、著聞集に見ゆ、式は禮式也、代は古へ何にもつけていへり、○中略庭訓に、現物色代之儀と見えたるは、品色の物を其代りとするをいふ、

〔今川大草紙〕禮式法の事

一何事も式退は、二度三度まではよし、あまりにするは、人ををこつくに似てわろし、

〔宗五大草紙〕公方樣御對面之事同私樣のやう

一○中略大方の人には、先亭主座敷に候て、人によりて座敷を立て、えんまでも出てしやうじ入候、又座敷の内にても、座を立て色體をいたし候事も候、

公私御かよひの事

一御酌の人、盃色代之時、盃をば、ちと高く、銚子をば、少ひきく引入て持べし、

人の相伴する事

一人の相伴の事、○中略盃を人のさし候時、さす人ひざをたてられ候はゞ、色代して、こなたにもひ

式退

三獻參、〇中略常ノゴトク三度重々ヲイタシ、御酒ヲ申テ、御酌管領ノ前へ持テ行之時、向座ノ評定奉行ヘ、式題二度、ソバナル人ニ一度、自餘ハ目禮計ニテ被呑也、

〔光臺一覽〕二日三日の中、〇正月御德日(則御衰日の御事なり)を撰み、御家門五家の御禮也、攝家參內の節は、御臺所御門より、長橋玄關左に見て、常閉中門より、南の御車寄へ昇殿被成、御家來分、御門弟の堂上方、右中門の際迄、一列に御出向なり、默禮有が故實なり、

〔太平記二十〕義貞馬屬强事

宇都宮美濃將監ヲ始トシテ、〇中略紀淸兩黨以下著到ノ軍勢等三萬餘人、旗竿引ソバメ〱、膝ヲ屈シ手ヲツカネテ、堂上庭前ニ充滿タレバ、由良舟田ニ大幕ヲカヽゲサセテ、大將遙ニ目禮シテ、一勢々々座敷ヲ起ツ、巍々タルヨソホヒ、堂々タル禮、誠ニ尊氏卿ノ天下ヲ奪ンズル人ハ、必義貞朝臣ナルベシト思ハヌ者ハナカリケリ、

〔應仁記二〕蓮池合戰附政長武勇之事

爰ニ細川讃岐守成之、吾ガ屋形ノ廻リ堅固ニ持セテ、兵部大輔勝久打連テ、公方ノ御所へ被參ケル、〇中略尾張守政長、山名彈正是豐、有馬上總介元家、武田治部少輔等、御スヱへ參リテ居玉へバ、成之此御門ヨリ御スヱへ參リ、各目禮シテツト參ラレケルニ、〇下略

〔親長卿記〕文明十一年正月廿五日、今日關白〇藤原政基被申拜賀、〇中略關白參內、扈從公卿、權帥(敎忠、前大納言、)藤大納言、(資世)中御門中納言、(宣胤)大藏卿、(顯長、前參議、)殿上人以量、宣秀、富祐、菅原在數、地下前驅兩人、官人番長隨身一人也、自旅宿步行也、於門內有公卿列、關白不揖給、只目禮之體也、仍公卿等不及答揖、於床子座同不令揖給、只如目禮過給之由、元長後語之、

〔饅頭屋本節用集(雜用之)〕色體(シキタイ禮)

〔易林本節用集(言辭之)〕色代(シキタイ)

目禮

〔宗建卿記〕享保十四年正月七日、白馬節會、今日內辨下殿之時、參議皆平伏、(不把笏)散三位之輩平伏、或不平伏、又白馬奏、付內侍奏聞之時、內辨經西庇傍障子東行之時、刑部卿獨平伏、仍後日參殿、(○近衞家久)尋申之處、於散三位者著奧座、依隔著端座之人不及平伏歟、雖然既著端座之人有禮節、且大臣經殿路、何無禮節乎、又大臣經西庇之時者不眼路、付內侍有奏聞之時、傍障子東行者程遠、依之多無禮節、

〔宗建卿記〕享保十六年正月十六日、踏歌節會也、○中略定種朝臣、今夜全被用中山說、然處大臣下殿之時、平伏、乍座也、是相違彼家說、於彼家說者、起座磬折也、乍居平伏者、花山院說之由見薩戒記、予用此說、

〔宗城卿記〕元文三年五月四日、今夜出御于內侍所、有御拜、○中略先伺候于淸涼殿東簀子(南方)、出御于簾中、(小舍人自簾差出脂燭、藏人取之、)取脂燭平伏、隨御步前行、(藏人打拂庭上、時々、至于紫宸殿艮角、取木盆、左手取之、受ホタズナ、)御拜訖入御、(如初、於御所渡木盆、六位藏人、兩度如此、)入御于淸涼殿、平伏、脂燭返授小舍人、事終退出、

〔書言字考節用集九言辭〕目禮(指南、顧視其人曰目禮、)

〔太平記抄二十〕目禮　目ノ字アシヽ、默ノ字ナルベシ、

〔齊東俗談三言語〕目禮　太平記抄曰、路頭ニテ人ニ逢トキ、ミヤリテ禮容スルヲ目禮トカイヘドモ、目ノ字アシヽ、默禮ナルベシ、モノイハズシテ禮ヲスルユヱニ、如此イフナルベシ、(○本文太平記ヘ、蓋一本ナルベシ、)今按目禮トカクハヨキナリ、目送目逆ノ類ノゴトシ、書叙指南曰、顧視其人曰目禮、又遠見ノ間ヲ目路ト云、

〔貞丈雜記一禮法〕一目禮と云は、人を見て物をいはずうなづきて禮をする也、

〔成氏年中行事〕正月十一日、御評定始、○中略仍テ管領評定奉行衆末ノ座ニテ、公方樣之出御ヲ待被申、悉出仕之由聞召テ、軈而御出アル也、被見申御出、管領自下絓烏帽子ヲ取テ懸ラルヽヲ見テ、自餘モ同心ニ掛ラルヽ、管領各ヘ目禮アツテ被參、○中略其以後御障子皆アケテ、式ノ御肴ニテ、御酒

〔釋奠儀略〕

鞠躬　立屈身手至膝

俯伏　座俯身低頭至席

十八日辛丑、參萬里小路大納言(淳房)今度彼卿任大納言給、近日(廿七八日之比)間、拜賀著陣等可有之由被命了、次去十六日內府御著陣、大辨前机之事被語出間、予所存等申之了、大辨不被催之間、非史失之由被命了、次大辨起床子、史平伏之事、此禮不慥知、(江次第政始、并永昌記政始等之中、平伏之由載之、是互著座之時之禮也、著床子或兀子等之時者、其禮各別也、其謂者、大臣起陣之時、參議平伏、大臣起兀子之時、參議磬折、此謂也、)因之予所勘得江次第抄、後愚昧記(應安四年三月廿三日)康安二年九月廿(三日改元定記)長興宿禰記(永享四年任大臣大饗兼日記、長興宿禰注進)等所載之旨注折紙、令見彼卿(淳房)之處、誠有其謂、猶密々尋人々所存、重而可示給由被命了、

〔基熙公記〕元祿十四年正月十二日庚子、今日賀茂奏事始也、○中略頃之出御、余從簾下膝行著座、中山大納言如余上簾著座、(中山大納言冠單不持笏)去余目之中山參進圓座讀奏事目六、每條乍披文警蹕、事終余下座平伏、(中入御也)中山大納言同平伏、入御了退出了、

〔後中內記〕享保二年五月廿一日、昨朝勅使鷲尾大納言、法皇使西洞院前大納言、女院女御使相兼甘露寺左大辨宰相、殿上人定種朝臣、廣仲朝臣、從關東上京、去十一日發足、今日可有上京之處、六□□少も早可有上京之由告遣云々、定而所司代申遣歟、自昨晝沙汰有之者、於增上寺御法事之節、大樹(○德川吉宗)御參詣、簾中(江)令移座定之後卷簾、此時鷲尾以下平伏之事也、人々如此、然而第一人不平伏、皆從之云々、公朝(鷲尾)第一人出仕之刻限有間違之事云々、仍次之人々及遲參之由、

〔槐記〕享保十二年八月晦日、卯ニ、○中略先年ノ日光社參ノトキハ、年忌ニテ二條前攝政ヲハジノ大勢下ラレナ、其年ヨリ初テ例幣使ヲ行ハレシ故、前格モナシ、獨リ狂言ハ此度ガ初也、當時關東ノ時宜ヲ知ラズ、馴レヌ人ガ、不圖下向ニテ、ヤセガヲ張ラルレバ、希有ノコト出來ル、先年鷲尾ガ平伏セラレヌカラ大騷動ニ及ビテ、此方ノ御外聞マデアシキヤウニナリタリ、尤公卿ノ人大臣ヘ對シテ、間ヲ隔テヽハ平伏セヌガ法也ト云コトナレドモ、當時ノ勢ソレ一ツニテハスマヌコト多シ、公家武家ノ官位各別ト立テハアルニテ、行ヒヨキ也、ソレニ馴レヌ人ニテハ過アリ、

記史、床子座南腋壇下祗候、左府令經床子座給、少納言辨以下各平伏、兩大辨蹲居、左府於床子座一間立直有御揖、兩大辨令平伏、為答揖之儀歟、次於弓場代御奏慶、頭中將隆遠朝臣勤申、次御拜舞之後、御堂上、即御下殿、更又令經床子座給、大辨以下平伏、

〔宣胤卿記〕長享三年〇延徳元年三月廿五日癸未、著衣冠參內、月次御連歌也、先於勾當局眞盛上人提婆品講釋聽聞、出御簾中也、〇中略次親王御方〇後柏原御出座、各平伏、可為蹲居之由、先年淮住山申之、先規如何、主上御起居之時、各平伏定儀也、於親王御方者、家禮之禮分之由申之、家禮蹲居也、平伏は淺、蹲居は深也、存知之間、以次記之、

〔和長卿記〕大永六年四月廿九日壬午、今夜踐祚、〇中略宸儀〇後奈良入御、次關白平伏後居直、更又向北揖起座給、

〔明良洪範十五〕神君〇徳川家康濱松御在城ノ時、〇中略作左衛門〇本多ヲ召レテ、〇中略吾心得違ヲ心付ケ呉候段、忝ク存ズル也、此後モ猶頼ミ存ズル也ト懇ニ仰セ有シ、作左衛門平伏シテ、有難キ上意ヲ蒙リ、面目身ニ餘リ候、カヽル尊慮ニ在ラセラレナバ、國家ハ萬代不易ニ候ト、申上ケルト也、

〔家綱公御元服記〕正保二乙酉年卯月廿三日、若君〇竹千代殿御年五歳御諱家綱公〇徳川御元服、〇中略越前の參議、長門少將等、侍從已上の諸大名、如前次第を守り、御緣にて拜揖して、一同に下段に入て著座、平伏して賀し奉る、〇中略將軍家〇徳川家光中段より下段へ出御、敷居越させ給ひ、列參伺公の四位五位の諸大名御家人、近習外樣御旗本の番頭物頭以下、一同に平伏して御目見如前、

〔季連宿禰記〕貞享三年五月十六日己亥、今日近衛內大臣殿、家熙公、去三月歟、御拜任內大臣、內大臣御拜賀御著陣也、〇中略

一大辨起座之時、予令平伏、此事禮節、聊相違之事有之、予雖有所存、臨期難申子細之間、先隨其深、此事先年、萬里小路大納言〇藤原淳房有異見之事、今日相逢萬里小路大納言之間、聊述所存了、近日參萬里小路可述所存、其後此禮節可相改者也、

出御于御對面所、御供衆御部屋衆申次、御次間閾際雜居、一同平伏、(多人數ノ時者、二三度ニモ出座也、)當番ノ申次、進居テ披露之、

〔光臺一覽一〕二月末三月中に、關東へ年賀として、勅使參府有、○中略例之通御三方の御德日を撰み、御精進日を被除登城有、○中略將軍樣にも、御官位御相當の御衣冠にて、御書院の上段の間に左の方に著御有、上首の傳奏、一揖而右の座に付と否、勅諚と二字御云出しの時、御平伏有、尤中段下段御目通りに伺候せる大小名、一人も頭を揚居る人はなし、

〔光臺一覽三〕式日御通禮一通なんどは、近習勤る也、近習御諸司へ參じ、使者溜りにて口上申は、たとへば鷹司前關白殿被仰在、昨日は爲七夕御祝儀、御參被成被進、御滿足に被思召在、其節は御對顏被有在筈之處、御所勞に付不被爲能其儀、御殘念に思召在、右爲御返禮、以御使者被仰在、此段宜被仰入被進在と、使者は左右之指先、疊に付か否の位、取次は疊に喰付平伏す、

〔古事談一王道后宮〕堀河院御時、源氏殿上人數輩、於禁裏有蹴鞠之事、俊忠列之、于時六條右府(○源顯房)被參內、源氏殿上人等、皆以平伏、俊忠又同之、後日右府云、俊忠者、若オトナニテ有ケリ、

〔太平記十一〕長門探題降參事

爰ノ僧正俊雅ト申セシハ、君ノ御外戚ニテオハセシヲ、笠置ノ合戰ノ刻ニ、筑前ノ國へ被流テオハシケルガ、今一時ニ運ヲ開テ、國人皆其左右ニ候ミ隨フ、九州ノ成敗、勅許以前ハ、暫此僧正ノ計ヒニ在シカバ、少貳島津、彼時直ヲ同道シテ、降參ノ由ヲゾ申入ケル、僧正仔細アラジト被仰テ、則御前へ被召ケリ、時直膝行頓首シテ、敢テ不平視、遙ノ末座ニ畏テ、誠ニ平伏シタル體ヲ見給ヒテ、僧正淚ヲ流シテ被仰ケルハ、○中略怨ヲ報ズルニ恩ヲ以テスト云事アレバ、如何ニモシテ、命計ヲ可申助ト被仰ケレバ、時直頭ヲ地ニ附テ、兩眼ニ淚ヲ浮メタリ、

〔普廣院殿左大臣御拜賀記〕永享四年十二月九日、左大臣殿(○足利義敎)御參內、有御參賀儀、○中略六位外

伏者、不可依笏之由緒存者、六角宰相曰、然者雖直衣可平伏歟、右宰相中將(實守)撤笏不平伏歟、

〔新任辨官抄〕任大臣大饗、主人爲勸盃被起座之時、主人若爲執柄者、辨少納言動座、下長押蹲居簀子、若廣庇復座給之後復座、非執柄之時者不然、平伏許也、(雖一人嫡子、未爲執柄、若又如此、不似他時之家禮也、)

〔世俗淺深秘抄上〕一上皇可然時著座寢殿時、若中間(與)入內者、大臣以下可令平伏、先例如此、但猶可令蹲居歟、平伏猶大禮之儀也、院中之法、諸事異公事法、猶蹲居可有其謂、況又殊於近人者、必可令蹲居也、末代定無存此儀程人歟、

一臨時祭庭座時、中間主上入御時、壁下公卿大臣以下皆可平伏、雖隔座參議同平伏也、

一宰相平伏大臣事、不持笏時不平伏、雖直衣持笏時平伏也、但非晴儀、御前儀如法、平伏頗無便宜、只足ヲ退テ聊氣色也、是故實也、雖不持笏、如御願寺著座時、頗如平伏、於平伏事外淺、

〔後押小路內府抄〕平伏事

平伏者、兼居座人可敬人、起居時平伏也、但非家禮之禮歟、其體正笏、近面於疊、如揖時、通前之間不可本復歟、又隔合時不可平伏歟、(可尋歟、)參議大臣過前平伏、外記史大臣通時跪、座前平伏、但於大臣者、ツツ居也、自平伏者、深重禮也云々、

參議一人有陣座、大臣來著、參議不平伏起座、二人以上之時、不起平伏也、至殿上者無此禮云々、案此事、陣座者、公卿以下者、可立心歟、殿上者自公卿可候處也、仍不起歟、可尋知、

直衣人不平伏、只刷袖聊可恐怖也、當家如此、德大寺說、雖直衣時平伏云々、白川院仰也云々、可注載、

〔三內口決〕一元服事(別可注進)

其作法、先展櫛巾調雜具、(作法一々雖記之)次冠者平伏、(理髮之人、取冠者之手、左右の指前ヲ開之令突之、可移刻之間令用意也、)理髮之人取冠者亂髮、搔撫テ取本結、

〔東山殿年中行事〕正月朔日、卯剋將軍家出御子便宜所、御烏帽子(風折)著白御直垂御服唐織物給、○中略

べし、退く時は、左右にかゝはらず、下座の方へ近き方へまはりて退べし、

〔貞丈雜記禮一主〕一平伏と云は、兩手をつき頭をさげ、ひれふして禮をする也、

〔江家次第二正月〕大臣家大饗

主人勸盃於非參議大辨、

或七巡後云々、(殿上五位執瓶子)經西簀子敷著座上、辨以下離座取笏(拔笏不拔ヒ)平伏、攝關太政大臣時、乍居

長押下平伏、

〔江家次第十五踐祚〕大嘗會

天皇出御(著御靴、置笏於東机、置式於西机、)

近仗稱警、內辨又著兀子、(開警蹕著之)

王卿著外辨、內侍臨檻、此間將監以下、下胡床平伏、

〔達幸故實抄一〕一政事

政間事

大臣參內之時、過前之間、參議平伏也、

一故實事

平伏作法事

長寬二、二、十七、祈年穀奉幣、上卿(右大臣基房)〇藤原被參、被入之間、予(忠親)〇中山平伏、令居定給之後、予又居直、上卿起座被向東廊、信相公(信能)〇藤原以下平伏、被出幔門之後、猶□□被du廂上之間、信相公平伏、予居直、右大辨(雅賴)問予曰、此平伏如何、予答曰、隔幔何可平伏哉、大承諾、

參議雖不持笏逢大臣可平伏哉否事

安元二、八、廿五、新宰相(賴方)撤笏、大臣被參之時、雖不持笏平伏云々、六角宰相(家通)問其故、答曰、至于平

〔和長卿記〕大永六年四月廿九日壬午、今夜踐祚、〇中略奏者進立、（構以橘、出無名門進立如常、於御前今拜舞間、不立此列、）關白（〇藤原稙家）揖給、藏人揖後、蹲居退入、更帶劒笏也、（今夜藏人皆不帶衞府、非尋常踐祚儀故也、）進出揖、關白又揖給、藏人又蹲踞而退入、

〔二水記〕享祿三年正月一日壬辰、小朝拜、公卿次第列立、〇中略頭中將於殿上傍著鞋、進出申聞召之由歟、揖了帥大納言答揖、此後頭中將更蹲踞、（父子之禮也、）則直加立列、

〔資勝卿記〕元和九年六月廿五日、今日公方樣（〇德川家光）御參內也、御塗輿也、先ヘ白丁、其次諸大夫衆者、布衣侍烏帽子以下也、唐門ノ南、西上北面ニ、昵近ハツクバヒ申候、大名ノ公家衆ハ、唐門ノ北ニ、上西面ニツクバヒ被申候也、外樣內之非藏人マデ、唐門內、東ニツクバヒ可有、

平伏

〔東武實錄十四〕寬永三年九月六日、行幸、〇中略主上（〇後水尾）入御、〇中略主上暫ク南面ニ立御、大相國將軍家、（〇德川秀忠）東南ノ緣ヲ歷給テ入御、蹲踞シ給フ、主上御前御目見有リ、簾中ニ入御、

〔大江俊矩記〕文化四年正月十九日辛酉、舞御覽也、鶴庖丁催、〇中略進退兩度共空手之時、於王公前令蹲踞如例年、

〔大江俊矩記〕文政三年正月十九日辛未、巳半刻計出御小御所、〇中略此間庖丁人平伏、擧頭則祿物在階上、速進來階下徒跣、（階前五六步脫沓、）昇一兩級受祿物、常顯取直被之、〇中略左廻退入、尤右邊退兩度共空手之時、於王公前令蹲踞、（最初參進退入後度退入之時計、以上三度也、）庖丁入賜祿一拜退出、

〔名目抄諸公事書說〕平伏（ヘイフク古記云、平臥同事也、伏臥共ニフスノ訓有之故也、）

〔習禮抄〕平伏の事

主人貴人の御前へ出で、御禮申事別儀なし、いかにも人體を謹しみあゆみ行て、御前のさいのこなたにてかしこまり、兩手をつき頭を疊に付て御禮申べし、是を平伏の禮と云也、老人などは兩手を合せ、ゆびさきをくみちがへて、手を疊に付るもあれども、それはわろし、手のひらを疊に付

由、面々話說周章者也、予終頭、新亞相參、則進無名門前（此路入四足門并敷政門代了、經床子陛前并陣小庭、自立蔀東妻進出之、）奏慶（中次藏人歟、數遍之間、分明不見及也、）其儀如常（主上渡小松、密々出御簾所邊、有御覽歟之間、予蹲踞、）拜舞了、

〔北山殿行幸記〕御こし（○後小松）中門にいたる程に、御あるじ（○足利義滿）をはじめたてまつり、みなそんきよし給ふ、せんれいは、たゞけいくつにてこそあれども、これはいまひときはうやまひ申さるゝよしにや、

〔東山殿年中行事〕正月四日、將軍家（御裝束同右）出御于御對面所、（○中略）中次亦觀世ト披露シテ入于園內、開御障子御緣ニ蹲踞スル時、觀世大夫、同四郎、一人宛出于庭上拜台顏、

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一未刻計に先室町殿（○足利義敎）御參內有（○中略）中門の外北方に公卿列立、前を過させ給ふ時、上首に向はせ給て有御揖（此間御屈身、不下御輿）諸卿蹲居、四足の外にて御車にめす、

〔元長卿記〕延德二年正月一日、小朝拜可始行之由有沙汰之間、下殿假立（無名門前敷疊）不揖、（○中略）頭中將（○藤原實望）出進殿下（○一條冬良）一揖則退入、參御所方、歸出揖殿下、一揖後蹲居、非家禮人蹲居之條尤不審、定而有所存歟、

〔宣胤卿記〕永正三年二月廿二日壬申、今日春日祭、（○中略）余參進、（閾有手、成懸之）於一御棚北指笏、與社司揖之、入檜門立東第一寶前（階上）拔笏作居一拜退、（遙拜之時蹲居）

〔二水記〕永正十七年七月七日、秉燭之程、著直衣參內、御樂如例注左、（○中略）今夜之儀於議定所也、其儀每事如例年、（○中略）於御簾御通蹲踞之事、如何之由有議定、每年之儀各失念、不可說歟、但兩端歟、爲簾中間、御通之儀不知也、爲無益歟、但又御簾際給之間、只可有蹲踞之事歟、此儀可尋識者、更不依樂道事也、今日無蹲踞、

〔二水記〕大永二年正月六日、今夜四條中納言等令拜賀云々、仍送一樽了、入夜參外樣、令見物、四條中納言、次左中將隆重也、父子互答揖之後、令蹲居退入、拜舞如常、

ともおぼえず、物もいはねば、この廳官いよ〳〵恐かしこまりてうつぶしたり、〇下略

〔吾妻鏡四〕元暦二年〇文治元年六月七日戊午、前内府〇平宗盛近日可歸洛、〇中略二品〇源賴朝以比企四郎能員被仰云、於御一族、雖不存指宿意、依奉勅定、發追討使之處、輙奉招引邊土、且雖恐思給、尤欲備弓馬眉目者、能員蹲踞内府之前、述子細之處、内府動座、頻有諂諛之氣、被報申之趣、又不分明、只令救露命給者、遂出家求佛道之由云云、

〔吾妻鏡九〕文治五年正月三日甲午、今日爲良辰之故、可有御弓始之由被仰出、先召下河邊庄司行平、行平取弓箭進寄弓場、無左右蹲踞于前方、刷衣文、此間堪能者一人、可立逢之旨有仰、修理進季長、起座(書香水干)蹲踞于行平之後、

〔吾妻鏡四十七〕康元二年〇正嘉元年二月廿六日壬午、今日午二點、相州禪室〇北條時賴若公(御名聖壽、七歲、〇時宗)於御所被加首服、〇中略時刻將軍家〇宗尊出御、土御門中納言(顯方卿、直衣、)出二棟南面妻戸、蹲踞廊根妻戸間、向若公告召之由、若公被參御前、

〔太平記五〕大塔宮熊野落附吉野愛染寶塔爲城郭事

宮〇護良親王 兵木寺相模ニ、キト御目合有ケレバ、相模、此兵衛〇戸野ガ側ニ居寄テ、今ハ何ヲカ隱シ可申、アノ先達ノ御坊コソ、大塔宮ニテ御座アレト云ケレバ、〇中略兵衛是ヲ見テ、ゲニモ山伏ニテオハシマサヾリケリ、賢ウゾ此事申出タリケル、アナ淺マシ、此程ノ振舞、サコソ尾籠ニ思召候ツラント、以ノ外ニ驚テ、首ヲ地ニツケ、手ヲ束子、疊ヨリ下テ蹲踞セリ、

〔後愚昧記〕至德四年〇嘉慶元年正月七日、節會事等也、左大臣〇源義滿被著陣、人々著陣、予〇藤原公忠於宜仁門代外請益、(此時可蹲踞歟之由、進陣之時實直卿不審、予答云、家禮人モ、先例請益之時、不及此禮歟、過分事、又不可然哉、彼卿猶可蹲踞心也、隨而請益之後蹲踞也、凡居堂上之時、雖家禮人幷父子不蹲踞歟、外記史於床子座、逢大臣之時雖蹲居、外辨座之時、大臣居壇上、外記在壇下、奉仰之時磬折也、居陣座之時、蹲踞之條不甘心、於予者此時、先々モ不蹲踞、)

〔中院通氏卿記〕嘉慶三年〇康應元年二月九日、今夜新亞相(仲光卿)先申拜賀、可遂著陣云々、定及深更歟之

一過大臣前事

大臣候座者、大納言以下、隨氣色可著座、殿上人起座以敬屈、上北面可蹲踞、

一下北面幷御隨身過殿上五位以上前事

可蹲踞、

〔世俗淺深秘抄上〕一同時(行幸○朝覲)上皇若自地入內事アラバ、大臣以下可令平伏也、但蹲居可宜、就中納言以下、必可令蹲居者也、大將同可立胡床者也、

一朝覲行幸之時、於中門下給、大將開簾戶取御劍、皆相侍下給、蹲居沓脫下、天皇進寄給之間、幷沓脫先行、是故實也、

〔門室有職抄〕參向人許之儀

退出之時聊動座、蹲居シテ、時遣テ令立給云々、

入客之儀

自我向上人ヲバ、以修學者入之、若等閑並已下人ヲバ、以侍入之云々、侍ヲバ緣者ニ蹲踞スベシ、

〔後押小路內府抄〕蹲踞事

大臣主從禮也、雖家禮人、令物命之時、乍立申之後蹲踞、

〔宇治拾遺物語十四〕これもいまはむかし、白河院の御とき、北おもてのさうしに、うるせき女ありけり、名をば六とぞいひける、殿上人どももてなしけうじけるに、雨うちそぼふりて、つれ〴〵なりける日、ある人六よびて、つれ〴〵なぐさめんとて、使をやりて、六よびてこといひければ、ほどもなく六めしてまゐりて候といひければ、(中略)このあるじ見やりたれば、刑部錄といふ廳官、びんひげに白髮まじりたるが、とくさのかりぎぬに、あを袴きたるが、いとことうるはしく、さやさやなりて、あふぎを笏にとりて、すこしうつぶして、うずくまりゐたり、大かたいかにいふべし

凡僧於堂上見下事、不可有無骨者可立去、無逃所者可降立、非師弟父子儀者、不能蹲居、只可拱、侍（威從、三綱、非職）、遇僧綱（律僧）凡僧、（有職、非職、三綱）、於侍者一切不立向僧綱、雖凡僧皆可蹲居、但於威從者、強不可然、是非法務者不可蹲居之故也、大外記大夫史、非大臣者不平伏、准之今所申也、（已上）

前駈侍等公卿以下參入時其禮

逢大臣時（中略）○

房官　侍

已上蹲踞

逢大中納言時

其禮同前、但僧綱有職磬折、

逢宰相以下時

僧綱有職磬折、房官敬屈、侍蹲居、

逢殿上人時

關白息ニハ、房官以下蹲居、自餘磬折、

侍隨人可蹲居

父子禮事

降庭蹲居尤可然、但從事供奉之時、致其禮之條、頗可爲無骨歟、又其時不然者似無首尾、能々可有斟酌歟、

〔弘安禮節〕院中禮事

一出御時御前儀事

公卿蹲踞、隨御目復座、殿上人下簀子、上北面下地、（便宜所）下北面御隨身可候中門外、（左右）

〔一言芳談抄〕有云、心戒上人、つねに蹲踞し給ふ、或人其故を問ければ、三界六道には、心やすくしりさしすゑて、ゐるべき所なきゆゑ也云々、

〔習禮抄〕蹲踞の事

蹲踞は、うづくまるとよみて、つくばひて禮をする事也、貴人主人の御座候御前を通る時は、貴人の方のひざをつき、手もつき、かたひざは立て、ひざの上にかた手を置て、そとつくばひて通る也、貴人兩方に御座候時、其中を通る時は、兩ひざ兩手つきて通るべし、一方に貴人御座候時も、一段うやまひ候貴人には、兩ひざ兩手をつくべし、蹲踞は、貴人を我脇の方に見て通る時の禮也、蹲踞の時、頭をさげて御禮申には及ばず、只つくばふまでの事也、

〔貞丈雜記一禮法〕一蹲居と云は、貴人の御前を通るとき、そとつくばひ、手をつきて通る事を云、蹲居と書て、うづくまりすはるとよむ也、今は中禮、又通り禮など、云人あり、

一役にまたがふ時は、禮なしと云事あり、たとへば酌を勤るに銚子を持、陪膳を勤るに膳を持などしたるを、役にまたがふと云也、其時貴人の前を通り、又は貴人に行あひたりとも、禮をするには及ざる也、其膳をすゑて歸る時、手あきになりたる時は、蹲居の禮をして通るなり、

〔達幸故實抄一〕一家禮作法事

拜禮時家禮事

保元四、正、一、博陸經公卿列前、退出、親隆卿蹲居、

〔三中口傳一〕一禮儀事

東面北門入時事

大臣御前ハ、出所ニテ蹲居也、

陪侍臺上下禮事

古事類苑

禮式部二

敬禮下

〔類聚名義抄 五足〕蹲 音存、ウズクマリ 踞 ウズクマル 蹲踞 ウズクマリヰル 跱 ウズクマリヰル

〔伊呂波字類抄 所 疊字〕蹲踞

〔運歩色葉集 津〕蹲踞 ツクハウ

〔段註說文解字 八上〕居、蹲也、足部曰、蹲、居也、二字爲轉注、今足部改居爲踞、又妄增踞篆、訓云蹲也、爲總、由不究許書條理、罔知古形古義耳、立部竢下亦曰居也、亦同訓義而誤也、倨踆也、蓋俗本之紛亂如此、說文有尻有居、尻處也、从尸得几而止、凡今人居處字、古祇作尻處、居蹲也、凡今人蹲踞字、古祇作居、廣雅釋詁二、尻也、一條、釋詁三、踞也、一條、蓋然分別、嘗憲曰、按說文今居字、乃箕居字之近之矣、但古人有坐、有跪、有蹲、有箕踞、跪與坐皆卻著於席、而跪聳其體、坐下其脽、踦所謂啓處、四牡傳曰、啓、跪也、處、居也、四牡、不遑啓處、采薇、出車、作不遑啓居、居皆當作尻、許云、尻處也、正本毛傳引伸之、爲凡尻處字也、若蹲則足底著地、而下其脽、聳其膝曰蹲、其字亦作踆、原壤夷俟、孔蹲踞而待、不出迎也、若箕踞則著席而伸其脚於前、是曰箕踞、趙佗箕踞見陸賈、閒賈言、乃蹙然起、坐是也、箕踞爲大不敬、三代所無、居篆正謂蹲也、今字用蹲居字爲尻處字、而尻字廢矣、又別製踞字、爲蹲居字、而居之本義廢矣、

〔後漢書 百十五東夷列傳〕倭在韓東南大海中、依山島爲居、○中略 俗皆徒跣、以蹲踞爲恭敬、

〔魏志 三十倭人傳〕倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、○中略 下戸與大人相逢道路、逡巡入草、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬、

〔續日本後紀 四仁明〕承和二年正月壬子、平城舊宮處水陸地卅餘町、永賜高岳親王、親王者天推國高彥天皇○平城第三子也、大同年中、少登儲貳、世人號曰蹲居太子、遂遭時變、失位落髮、被緇住于東寺、

○又見三代實錄一

古事類苑

禮式部二

敬禮下

給ヘリ、〇中略次第ノ禮儀、良久敬屈シテ、蹲申テ打出給フ處ニ、〇下略

〔吾妻鏡九〕文治五年四月十八日庚寅、北條殿三男、〇十五歳、時房於御所被加首服、秉燭之程、於西侍有此儀、〇中略二品〇源頼朝出御、先三獻、江間殿〇北條義時令取御酌給、千葉小太郎成胤、相代役之、次童形依召被參進、御前蹲踞、次三浦十郎義連、被仰可爲加冠之由、義連頻敬屈、頗有辭退之氣、

房官敬屈

〔弘安禮節〕院中禮事

一逢大臣禮事

大臣候座者、大納言以下、隨氣色可著座、殿上人起座以敬屈、上北面可蹲踞、

一上北面逢參議散二位三位禮事

可敬屈、

〔古事談 一王道后宮〕帥殿(○藤原伊周)參公庭之時、諸卿有敬屈之氣、亦入道殿(○藤原道長)令參給時、皆通謁云々、

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子(近衞)加冠、(○中略)又聞(○藤原頼長)曰、讀水心、東拜時、太政大臣還入之間、大臣敬屈不實蹲地之由所見也、御室御記、此事不見、但彼御記註、堂上禮云、攝政実膝、愚案、堂下可同実膝也、而著靴之人唯敬屈、不可実膝歟、將豪處分、公(○藤原忠通)曰、件事敬膝之儀、愚翁不得識定、唯任公旨者、

〔玉海〕安元二年三月廿五日庚午、此日始候官奏、(○中略)酉刻著束帶參內、(○中略)左大辨俊經著參議座南顯、揖起揚更敬屈申曰、奏(書ヵ)、引申訖合眼于余、(○藤原兼實)余目之、俊經微音稱唯顧左、(大內之儀顧右、今儀也、)左大史周業、插書於杖、入自宜仁門代、進小庭跪候、(向坤)揖作平伏、伺氣色、余目之、史稱唯起揚、又揖進還膝行、(或說陣無膝行、膝無膝行云々、然而代々皆膝行之由、陸所申也、)就軾作敬屈、指寄書杖、(○中略)主上(高倉)令目給、余稱唯、(又會釋、俟譲)(跪已起也、)起揚訖テ起、(不挾、蹲、先右足、)昇長押、(先右足、○中略)左右膝登長押、訖小敬屈、如形膝行氣色許一兩度、(如此長寄暇、俟無所、)(膝行所上也)之居定(○跪)猶敬屈、指寄杖、主上拔取文置給、余如本取直杖、如初小作敬屈、如形遂還、(只氣色許一兩度如初)降長押、(先左膝、)左右膝、降自長押、

〔源平盛衰記 二十八〕源氏追討使附燧城源平取陣事

大臣殿(○平宗盛)ニ最後ノ暇申サントテ、六人(○平維盛、通盛、行盛、知度、經正、清房、)馬ノ轡ヲ並テ、西八條ノ南庭ニ列參シ

如此說ハ難列深磬折無難乎　又一說

三長記　建久九年正月十九日（略之）

親長記　明應二年正月十五日（同）

如此等之記ハ、於上臈ハ家禮之人深磬折歟、

昔通可被用蹲踞者歟、天永寛治等頃、不用蹲踞、而近代有蹲踞沙汰歟如何、爲後暫注兩說、可尋有職人也、

〔西宮記　正月〕臣家大饗

召史生、下臈辨進跪庇二間、（去母屋第二柱、）三度膝行、揖申云、史生召サム、（主人尊者先見主人氣色、尊者不大臣者、可申）尊者揖、辨稱唯、逡巡還本座、召一史名、（一度）史跪辨後、仰云、史生召ヒ、史稱唯、歸本座、召官掌、（二度）官掌立砌下、史仰云、史生召ヒ、官掌警屈稱唯退出、召史生已下列庭再拜著座、

〔逢幸故實抄　一〕陣儀

節會內辨令參議問外記史事

嘉應二、十二、十四、任大臣、小雨降止不定、地甚濕、左府被命左大辨（實綱）曰、御裝束晴雨儀如何、左大辨奉左府命、逃膝頗警屈、左府被命曰、○（下略）

〔三中口傳　一〕一禮儀事

前駈侍等公卿以下參入時其禮

逢大臣時

借綱（付三綱借綱）有儀

已上敬屈

逢宰相以下時

執仗者稱警（治承記、近仗伏弓警、）

式部稱而伏

群官磬折（內辨不起、治承記、殿上侍從少納言磬折、其外此事不見、）諸仗共居、

〔東武實錄十四〕寬永三年九月六日、行幸、○中略鳳輦中門（○二條城）ニ至ル時、次將立替ル、大纛過ル時、各警屈ス、大相國將軍家（○德川秀忠）御磬折、鳳輦南階ニ至ル時、大相國將軍家本階ヘ昇リ給フ

〔季連宿禰記〕貞享三年五月廿七日庚戌

一大辨起床子時、（○萬里小路淳房任大納言拜賀儀）直辨者勤座也、然史禮節、可爲何樣哉不慥知、此事舊記等不分明之故、此事可預異見由、種々雖申、亞相亞相猶雖計由被申之、如愚存者、可磬折之條分明也、然而舊記不所見之間、是又難定、尤彼是有其煩者也、當時風儀萬端不才覺、雖儀此事也、子細去十八日之記註之、

〔宗建卿記〕享保十九年正月一日、關白家（○近衞家久）拜禮、○中略家司惟庸朝臣被示云、殿下降殿之時、家禮輩磬折且拜了、殿下令過前給時、磬折可然之由、此事予不審、於家禮禮節者、蹲踞常事也、而今日磬折、大略他與參議同事歟、雖然家司申觸之間、定而殿下命歟、不及左右、予次阿野宰相中將（○實惟）彼列、仍予密語云、去享保十四年、當家拜禮之時、家禮關白令過前給之時家禮各蹲踞歟、相公羽林覺悟同事、今日之儀、於彼相公亦有不審氣歟、○中略殿下出門令過前給時、家禮輩深磬折、自餘參議散三位等磬折、殿上人蹲踞、抑今日家禮之節、於磬折可有難歟、若退列深磬折、可然者也、今日於東宮、實全朝臣與相語之間、彼朝臣所存如此、而彼朝臣於關白家禮節、唯磬折不被離列、頗有後悔、仍於東宮關白令口時、雖程遠令過彼朝臣列前給、其時雖列深磬折了、愚按、此事彼朝臣所存非無其謂、雖然家禮禮節、蹲踞可然歟、尤離列磬折之事有其例、皆見注左、

園太曆　貞治五年正月七日略之

〔弘安禮節〕院中禮事

一逢大納言禮事

中納言以下請益著座、殿上人白地群居之所、過其前者、可起座上北面深磬折、

〔世俗淺深秘抄下〕一正月七日節會、子息立叙列時、父爲内辨若外辨、立宣命拜時、子息禮間有其沙汰、但此條勘見諸家記處、所見多之、於蹲居條者不可然、父相過叙列前時、頗列ヲ立入テ、（五六尺許歟、）磬折立也、

隔舞臺者無指禮、但禮以深爲善、然者雖隔舞臺、可令磬折歟、此禮餘事歟、

〔日本紀略嵯峨〕弘仁九年三月戊申、制朝堂公朝、見親王及太政大臣者、左大臣動座、自餘共立床子前、但六位以下磬折而立、　十年六月庚戌、制、諸司於朝堂見親王大臣、以磬。折。代。跪。伏。、以起立代動座、

〔西宮記九月〕九日宴

天曆七年十月五日、權中納言兼明卿、（非博士之者、有儀所採也、）中納言在衞卿、參議維時朝綱朝臣、一々起座、自賚子就案下、跪而插笏採韻、右傾見了立磬折、奏官姓名及字訓音給等之由、右廻著本座云々、

〔長秋記〕保延元年正月廿四日戊戌、後日民部卿（○藤原忠敎）云、豫奏聞、任先例敬折屈行膝行、下官（○源師時）問云、謂敬折如何、答龜腰仰首步也云々、下官不謂左右、

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子（○近衞）加冠、（○中略）進留立壁代外畔、不揖磬折奏祝詞、

〔玉海〕安元二年正月十一日丁巳、此日女叙位也、（○中略）到圓座前、突左膝、左廻シテ居、（不正本座、迻片足、）少磬折候、

〔治承元年公卿勅使記〕九月十日丙辰、左府著仗座、奉行宣命事、（○中略）給宸筆宣命、退下本所、拔笏取副宣命、磬折候、

〔洞院家記〕御卽位儀

宸儀初見

大臣昇降之時參議起床子前歟否事

文治五、十一、廿四日、昨日新三位經家右大辨定長來入、被時間節會作法等、其中問曰、大臣爲內辨之時、昇降之間、立座前可磬折歟、將乍居床子可平伏歟、又三品曰、故大貳重家問故帥大納言隆季被返事在家、其狀曰、乍居床子平伏者、予○中山忠親曰、立座前磬折之由所覺悟也者、後日參入道前大相國申出此事、被仰曰、我立座前所磬折也、其時忠基經定卿同之、此作法可然之由、宇治左府所被命也、公行卿居床子平伏、

一家禮作法事

拜禮時家禮事

長寬三、正、一、右府○藤原基房經公卿列前、練步退出、光隆卿頗退居、重登卿頗退、殊深磬折、

〔三中口傳　一〕一禮儀事

前駈侍等公卿以下參入時其禮略○中

逢大中納言時

其禮同前、但僧綱有職磬折、

逢宰相以下時

僧綱有職磬折

逢殿上人時

關白息ニ八、房官以下蹲居、自餘磬折、

〔柱史抄　上　二月〕新年穀奉幣

辨外記史等立定、上卿起座、進其前之間辨磬折、上官平伏、大臣之時、五位外記史平伏、納言時■異、於六位者、辨、納言平伏、但內記候陣、寬不平伏也、

少輔執奏笏入自日華門、(下皆倣之)至階下磬折而立、卿起座迎階上、執進御前、(上自御座東南階行、奉置御前机上、)隸復座、大輔執讀奏笏、(若參議任大輔者、丞執奏笏至階下磬折而立、大輔起座、迎階上執、)少輔執硯笏相連進、置讀奏人座前机上、(奏笏置北頭、硯笏置南頭、)退降、(若參議任輔者、便復座、見丞執勘文至階下、起座迎執、)各執勘文參上侍座、二丞執大臣幷卿料勘文笏至階下磬折而立、

〔儀式九〕四月七日奏成選短策儀

參議已上、(大納言執擬階奏、中納言執之、並立大臣後、若不在)入自日華門就版、丞代之荷櫃、卿輔相扶、(親王任輔、參議上任大輔不須、)已進置大臣後一許丈、丞等退出、卿輔磬折立櫃後、

〔延喜式十八式部〕凡在朝堂座、見親王及太政大臣者、皆磬折而立、

凡親王、任省卿臺尹就曹司廳者、五位已上並立床前、六位已下磬折而立、就座訖乃以次就座、

〔延喜式四十一彈正〕凡親王、太政大臣、左右大臣入朝堂者、諸司皆起座、(親王太政大臣者、磬折而立、)座定乃以次復座、退出亦同、

〔江家次第一正月〕元日宴會

二獻

仰御酒勅使、

內辨起座磬折申云、大夫達(爾)御酒給(牟)、御許揖畢復座、

〔江家次第二正月〕叙位

主上被仰云(早久)

執筆大臣、(略)〇中插笏取笏、膝行進簾下、以左手褰御簾、以右手入笏於簾中、畢頗退拔笏磬折候、

〔侍中群要五〕禮節事　進退往反事

藏人於大臣前、必居、但傳宣旨之時、仰詞了後可居也、於自餘上卿前、不可直以磬折、

〔達幸故實抄一〕一節會事

磬折磬屈

〔玉海〕治承元年十二年廿六日辛卯、此日關白〇藤原基房息童著袴也、〇中略關白起座、家。禮。公。卿。動。座。

〔永享九年十月二十一日行幸記〕一廿二日、西向之御懸のつぼにて、鞠御覽有、〇中略久賴採桑老を舞程、室町殿〇足利義教北の臺より出させ給て、前內大臣〇藤原信宗の上に著給、人々動座す、

〔宗建卿記〕享保十八年正月八日、今夜於南殿御修法初日也、〇中略行事藏人申衆僧著座之由、內々儀也、謂奏之、主上次出御、於御簾中拝之、衆。僧。動。座。平伏、

〔名目抄諸公事音讀〕磬折ケイセツ　磬屈ケイクツ磬折同事也

〔倭訓栞中編七〕けいくつ　磬屈と書り、磬折してかゞむ也、

〔禮記註疏曲禮〕凡執主器、執輕如不克、〇中略立則磬折垂佩、主佩倚、則臣佩垂、主佩垂、則臣佩委、正義曰、…佩於兩邊、臣則身宜僂折、如磬之背、故云磬折也、身既僂折、則所著之佩、從兩邊出懸垂於前也、

〔老學庵筆記二〕先君言、〇中略紹興中、朝參止磬折遂拜、

〔後押小路內府抄〕磬折事

乍立折腰也、大臣通時、參議如此、非家禮之禮歟、依人依事如此、禮節進退可依事也、但居兀子時者、天子起居之時モ、立兀子前磬折也、

〔大江俊矩記〕文化五年三月廿五日辛酉、廣橋亞相〇藤原胤定今朝參內之由、當座御法樂奉行云々、傳聞、仍巳剋頃、予令參內謁彼亞相、〇中略彼是相尋及相談處、逐一給演諭、如左、〇中略

又問、賀首禮節是迄磬折之由申傳如何、

答、磬折者、乍立之禮也、在座時無磬折之名、可稱磬屈云々、

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式

宸儀初見、執仗者俱稱警、群官磬折、諸仗共坐、

〔內裏式中〕奏銓擬郡領式

長保六年正月一日、內大臣公季○藤原在座、右大臣顯光○藤原後參、准式部式大辨儀不動座、寬弘三年正月一日、依左丞相道長○藤原議定、每度動座、西宮抄、還又直可動座、然者以此說可爲是、右大臣在座、內大臣後參、爲之如何、今案猶可動座歟、參列之時、動座同之、北山抄云、著座之時、出門後居云々、而過前後卽居、雖是違例、近例如此、

〔日本書紀雄略十四〕十四年四月甲午朔、天皇欲設吳人、歷問群臣曰、其共食者誰好乎、群臣僉曰、根使主可、天皇卽命根使主爲共食者、遂於石上高拔原饗吳人、時密遣舍人視察裝飾、舍人復命曰、根使主所著玉縵太貴最好、又衆人云、前迎使時、又亦著之、於是天皇欲自見、命臣連裝如饗之時、引見殿前、皇后草香幡梭姬○仰天歔欷、啼泣傷哀、天皇問曰何由泣耶、皇后避床而對曰、○下略

〔今昔物語十一〕天智天皇建志賀寺語第廿九

天皇近ク令寄給テ、是ハ誰人ノカクテ有ルゾト令問給フ、其時ニ翁、袖ヲ少シ掻合テ、座ヲ少シ退ク樣ニシテ申サク、○下略

〔日本書紀持統三十〕四年七月甲申、詔曰、凡朝堂座上、見親王者如常、大臣與王起立堂前、二王以上下座而跪、

〔續日本紀元明四〕和銅二年五月壬午、是日右大臣藤原朝臣不比等、引新羅使於辨官廳內、語曰、新羅國使自古入朝、然未曾與執政大臣談話、而今日披晤者、欲結二國之好成往來之親也、使人等卽避座而拜、復坐而對曰、○下略

〔日本紀略嵯峨〕弘仁九年三月戊申、制朝堂公朝、見親王及太政大臣者、左大臣動座、自餘共立床子前、但六位以下磬折而立、　十年六月庚戌、制諸司於朝堂見親王大臣、以磬折代跪伏、以起立代動座、

〔古事談臣節二〕知足院入道殿○藤原忠實御坐宇治之時、左府之息、奉祗候于御前、御物語間、肥前ノ前司賴季參來、居右大將兼長後、大將不動、而入道殿勘發、被仰云、人ノ來テ居後之時、不居向事ヤハ有云々、大將恐之、賴季又赭面云々、

永萬元、三、廿八、列見、上卿起倚子前之時、左大辨同時起、是大臣之時儀也、但亦雖立更居又起也、而直退出如何、

大臣爲外辨儀事

建久二、十一、廿三、右府被示可着外辨之由於予、〇藤原忠親 予起座、左大辨〇定長 依家禮避座、源宰相〇兼忠 平伏、平伏了開門、

一障儀

仗座人多之時依上卿命上臈參議着端座爲恒例之事

長寬二、十一、一、朔旦冬至、隆季、宗家、實長、予、元在座、四人外無其所、仍予所起座也、上臈參之時、無其所者、下臈避座先例也、〇中略

一家禮作法事〇中略

除目時關白早出時儀

長寬三、正、廿三、關白〇藤原基實 以本紙挂結申文授執筆、御硯莒蓋返上令退出給、平中納言、〇時忠 源中納言、〇定房 予避座蹲居、權中納言〇藤原□□ 起座退入、人々多避座之間、依無便宜立隱歟、新中納言〇藤原□□ 獨在座、源中納言、取莒文置御前、不着座立隱南簀子、此事如何、關白起座給之間、被人致禮避座、若有其煩之故歟、

〔三中口傳〔一〕〕一禮儀事

公卿在庭上、親王過簀子時禮

納言以上不動座、非禮儀、乍坐帖上頗可有揖氣、但或去其座、或動座、可計時儀也、

〔四節入座抄〕元日

大臣着外辨、有後參大臣時諸卿動座事

人に禮容あるは、制限にあらざる也、此等集解に譬を引く所の、律の文、長官を敺ものは、佐にても其以下の屬官にても、其罪を同じくするの義にて、至る人の高下へ對して、禮節甲乙を定め、番士の方にては、番頭も給人も足輕も拜伏する事も、禮容を刷る事も、不動座の事も、皆一概に同じき也、

是佐已下屬官のもの、罪を同うするの譬へに合ふものか、

〔延喜式十八式部〕凡在朝堂座、見親王及太政大臣者、皆磬折而立、若見左右大臣、見親王及太政大臣者、並起座即就座、及出門訖、乃以次就座、其少辨以上、初就座者、外記左右史以下皆起、若大辨一人先就座者、見後來大辨以下不起、中辨以下先就座者、見後來大辨即起、省臺卿尹、初就座者、輔弼以下、及所管寮司長官以下皆起、刑部大判事准此、輔弼初就座者、省臺寮司主典以下並起、刑事屬准此、若長官先在座者不起、寮司長官就座者、主典以下不起、但於曹司廳即起也、

凡親王任省卿臺尹、就曹司廳者、五位已上並立床前、六位已下磬折而立、就座訖乃以次就座、

〔西宮記臨時五〕致敬禮

天慶八年正月一日吏部記云、小朝拜了、王卿出外辨之、於溫明殿南方、皇太弟〇村上參就休廬、此間公卿佇立殿南立蔀以西、余隱蔀後跪、則過禮也、諸王公佇立如初、太弟入幔門、王公就外辨云々、了余語大納言云、東宮被參間、王公可跪乎、忽不能案得、仍隱屛後、大納言云、有説、先帝在東宮時、被參節會之日、在陣座之親王避座而跪、文獻彥太子朝參時、故式部卿是忠親王磬折立、不知以何爲善、彼親王云、先年有此疑、諸卿相定云、公卿无妨、親王跪地事、似過禮、不動座、又不穩便、仍避座隱後爲善也、

〔侍中群要五〕居小板鋪時事

居小板鋪之時、上卿貫首被參可立座、但至于殿上下侍不動座、大臣被參之時、不論上下臈皆隱、又六位一兩候時不然、上臈被參可隱、四位五位數候者、一人強不可隱、

〔逢幸故實抄一〕一節會事

大臣下殿之時參議作法事

動座

富家ハ知足院ノ事也、號富家殿、此書於陽明者、雖最秘藏賜之由申候、以之推可知、座上ノ方ノ足ヲ習ヲ、座下ノ足ヲ退也、中山説、不論座上下事ハ、最略説歟、於彼家説ハ、多略説之由也、

〔令義解儀制六〕凡在廳座上、見親王及太政大臣下座、左右大臣、當司長官、即動座、謂左右大臣、見親王及太政大臣、即動座、凡太政大臣見親王、及親王見太政大臣、並不動也、民部輔於主計寮是當司長官也、依律佐職及所統屬官、以官長同爲故也、以外不動、

〔令集解儀制二十八〕古記云、座上、謂令五位以上並給牀席、依雜令六位以下並給座席居、此謂之座上也、見親王、謂不限有品无品並是也、一云、无品准耳、下座、謂五位以上自牀下立、六位以下自座避跪、廳外之人立地也、釋云、下座、謂五位以上自牀下立、六位以下自座下跪之、廳外之人立地事、具律例也、

〔安齋隨筆後編十二〕一動座ノ進退禮容ノ事、不得所傳、尋問闕答、

恐按、儀制令動座ノ事、愚見を述ぶ、義解の文簡古にして通解なし、集解をもつて考るに、凡廳にて五位以上には牀席を給ひ、六位已下には座を給ふ、故に本文座上とあるは、六位已上の廳の座牀にあるものを斥す、然して其牀座に著く人、親王及太政大臣を見れば、牀を下り座を避て、禮容を刷事也、左右大臣、又其廳の長官には牀を下らず、座をさけずして、唯禮容を謹み刷ふ、是を動座と云ならん、假令太政官の廳ならば、大臣は長官也、是動座する事式の如し、其他の廳ならば、各々の廳の長官へ計、動座する也、太政大臣と親王は、何れの廳にてい牀を下り座をさけ禮する也、又親王と太政大臣とは、相互に動座なき事、集解の本文の如く也、又不動座とあるは假令ば主計寮へ民部卿至れば、是當司の長官なるゆゑ、動座すれども、或は式部卿、治部卿等の至り見るとも、主計寮の長官にあらざれば、頭已下座にあるものまでも動座せず、唯威儀を刷ふ計なる類か、

嘉樹私に比量を述ぶ、實笑を求るのみ、假令武家の公門の番士、三家の公族又老中へは、番頭已下歩卒まで座を下て拜伏す、又他頭職たる人を見れば、蹲踞しと稱して、番士已下序を正し、威儀を刷て禮容あり、是動座の式に比すべきか、其餘は凡大中小名以下の儀には、見至ると云へども、禮容常のごとくにて、改め刷ふ事なし、是を不動座に擬すべきか、但其當たる譜第の親類、又故ある

人部やに坐し、賴み在將と請ふ、非藏人應と答て出迎ふ、時に前の殿下公よりの御使者、議奏中へ御意得度しと申、非藏人一揖して入と否、議奏中誰れにても御出會被成、時に一揖して、口上に、前關白殿被仰在、爲御祝儀今日御參被在筈之所、臨期の御所勞に付、御斷被仰入在、此段宜御沙汰被成被進在樣に、爲其以御使者、各樣迄被仰入在と述る時、議奏中唯諾而御受有、左右方の體相、中々重き會釋なり、右之通口上述終而、厚く一揖して、御使者小林主計頭と平伏す、不取敢議奏衆御返答に、今日御參被有在筈之所、御斷に付、御使者被成下、畏り承在て御坐り在、御口上之趣、委細奉得其意在、其段及御沙汰在而、御坐り在將と諸大夫中迄宜、石井右衞門督と賴入在と有て、一揖あれば、其段申上間將、早御入と唯諾すれば、御使者御苦勞也と云捨、入玉ひ、尙傍の非藏人にも、一諾して退下する事なり

〔光臺一覽　四〕家宣公（〇德川）の將軍宣下は、寶永六丑年五月朔日也しが、總別關東の將軍宣下の御儀式は白木書院也、家宣公にも、其節は從二位の大納言にて渡らせられし也、斯て御上段の二疊臺も相除き、左の方に著御したまふ、（〇中略）此事一通り終而、帳臺へ入、御晙手の用意、地下拔官豫參し、事調ふと其まゝ、又出御、以前のごとほり左座ニ著御、從二位大納言の御衣冠也、上卿高野正二位大納言保春卿、一揖して中段の少右の方に著座、武家方中段下段廣緣落緣迄列座、

〔宗建卿記〕享保十四年正月二日、東宮（〇櫻町）拜禮、（〇中略）今日殿上人、各如公卿揖寄裾、或有揖不寄裾、實全朝臣一人無揖不寄裾、以沓寄裾、去冬雜談云、於雲客者、無揖可寄裾之由、父卿被申之由也、依之此朝臣一人作法如斯歟、　十六年三月十一日、參殿下（〇近衞家久）著座揖之時、退足左右如何事、　十三日、殿仰云、先日予入見參著座之時、退足方之事、於陽明被用知足院（〇藤原忠實）御說者也、件勘物一紙賜之、

富家語談（取要）官奏時ニ、居ニハ大内ハ左ヲ晴ニシテ、左足ハ前ニウルハシク置テ、右足ヲバニガシテ居也、其ニガシタル方ヲ足ノ方ニ又ハ開也、里内ハ右ヲ晴ニスレバ、又同事也、

內辨、宣命を笏にとりそへて軒廊にたつ、西面、次內侍東檻にのぞむ、內辨、階下において揖して、階をのぼりて簀子をへて當間を入て、兀子に著す揖あり、(中略)次內辨下殿、階に向て一揖、右廻して宣命使にむかひて揖す、宣命使答揖、內辨軒廊をいで、、南行して更に西に行て、大納言列のまへ大臣の後をへて、我標にたつ揖あり、

〔薩戒記〕應永卅三年正月十六日辛亥、踏歌節會也、(中略)後日中御門宰相(宗繼)談曰、西辻宰相中將(○藤原季保)爲宣命使進版之時、當中門扉揖之後、頗刷衣文、其程良久、東折徐歩、又卷宣命了揖、刷衣文事闌、前其程又良久、退歸畢者、此作法強不優、件揖者爲曲折之揖也、而揖之後經程更曲折、又卷宣命爲退歸揖也、而揖之後、刷衣文、經其程、共以不甘心事也、是內府(○藤原滿季)敎命云々、可尋、

〔宣順卿記〕慶安五年十二月九日、頭中將宗良朝臣奏慶、入四足門、(不追前、今夜不追前事、大樹依御母儀事也、德川家綱母以是月二日薨)立無名門前、申次丹波賴顯出逢申事之由、(小揖。)申次答揖、次申次歸出仰聞食之由、(搢笏揖)有答揖、(今度深揖)申次退入、次舞踏了入無名門、

〔槐記〕享保十三年十一月廿七日、御本殿參候、
一昨日廿四日、藏司ノ左大將(○近衞家久男房熙)ノ、內府ノ拜賀ヲ遂ラル、翌廿五日、關白(○近衞家久)准后(○近衞家熙)ヘ父子同胞ノ拜禮アルベキノ處、兩儀ニ依テ御延引、今日ニナサル、辰ノ刻御本殿ヘ御成、(中略)中門ヨリ御進ミ、寢殿ノ正面白沙ニ直立、(關白大臣一人、諸大夫一人)御笏ナシ、伏拜三度、(諸大夫ヲ揖セラル)又初メノ如ク還御ナル、又申次ノ殿上人(一人)正面ニ跪リ拜揖シ、最ノ如ク退ク、又中門ヨリ進マセラル、(此度[illegible])寢殿ノ正面白沙上ニ直立、(此時殿上ノ御簾ヲ捲ク、正面ハカリ、)關白御座ヲ立タレテ階ヲ下リ對立、內府ヨリ先平伏シテ立タル、關白又答拜平伏、內府又平伏、關白亦平伏、(已上)關白ヨリ先拜揖アリ、([illegible])內府亦拜揖、關白又拜揖、內府亦拜揖、(已上)關白復本ノ如ク還御アリ、

〔光台一覽 三〕たとへば式日など、攝家親王御不參の節、など、其御家の諸大夫御斷使に參る時、非藏

揖、辨少納言、辨少納言答揖、上卿令過了、少納言離列西面立直、(辨與少納言相對)次辨少納言、互進寄相寄揖(號之平寄揖也)次第退北行、過外記門前之間、垂裾者例也、

〔後愚昧記〕貞治七年三月十三日、申刻許、大外記師香來、(着未拔行粧雖散々、猶可謂嚴重、)予(○藤原公忠)對面、大外記居緣、(不殿閏座)起居并昇降緣之時有揖、爲儀式官之故也、但不稱唯如何、頗失儀歟、先々如此候者、冠帶之時、令稱唯者也、對面謁之後、予先入簾中了、師香先進庭前、有可拜之氣色、仍予不拜之前ニ、出簾外(御簾ヲ打カツキテ出座也、妻戸間也、)目之、(于時師香立庭上、)仍不拜而昇緣(天)進居、依唯氣色、近(久)居寄(天)揖而居定也、

〔後愚昧記〕應安三年正月十六日

今日必定候由存候、歡樂與不具周章候、咳嗽猶無間斷候之間、難治至極候、抑先日御次第證本之由承了、被免一見候、悅入候、此內不審兩條候、一者向乾一揖再拜云々、打任は先向正方一揖、次向角再拜候歟、(○中略)

床子座揖事、先日申承候き、大臣不揖中少辨之由所見候けり、忩忙間如此事、心閑不及引見候、大辨者、雖非參議可揖候哉、(○中略)恐々謹言、

正月十六日　重繼(○中略)

御拜賀今日必定目出度候(○中略)

一內辨謝座拜幷揖事、一說は先向西一揖、次向乾再拜、又一揖、(當家多分用此說候)又一說、拜揖共向乾、是も常用云々、執政家ニハ、一向乾向の說を秘說ニ用之歟、(○中略)

床子座揖事、於大辨者、不可依非參議可揖條、勿論候哉、(○下略)

〔永享九年十月二十一日行幸記〕主上(○後花園)御盃を取ましくて、室町殿(○足利義教)に有御目、揖して座を立せ給、家來の人動座、

〔永德假名次第〕御讓位次第

〔玉海〕安元二年正月十一日丁巳、此日女敍位也、○中略藏人勘解由次官基親、入自上戶、告召由、余○藤原兼實小揖、基親還出上戶、訖、次余起座、經上戶年中行事障子北及南簀子等、入自御座當間、著孫庇圓座、著圓座如常、不敷他大臣圓座、深揖候、○中略次主上○中略令目給、次余小揖、○中略余置笏右自下方取柳筥、○中略引寄前置之、正笏候、又令目給、余小揖、○中略取申文直起、先右足進自圓座前、跪長押下、先左膝

〔治承元年公卿勅使記〕九月十五日辛酉、至御輿宿西砌列立、○中略當予○藤原實房列前程中央置手水、○中略予揖離列、進寄跪置笏、左洗手拭手、了取笏左廻復列、○中略予又揖進跪半帖上、○中略予取出宣命、副笏起座北進五尺許、跪居揖、指笏於右方開宣命、

〔玉海〕治承四年正月七日庚申、此日白馬宴會也、○中略余○藤原兼實著陣奧座、此間大將兼實子良通在陣座、余移外座之後、可著陣之故也、家禮之人如此、先是左大將○藤原實定已下公卿五六人在座、次頭中將通親朝臣、懸膝於膝來仰內辨、兼仰令候、內辨歟、余揖之、○中略余正笏入自中門、自砌北行、經對前南庭、入自造合間、自軒廊西進、此間隨身在對南庭、不逢出、於東階下插笏、無揖、直揖之、昇階一級、依階不及二三級、懸左膝取下名、退降拔笏、此間又可揖之、猶揖者、

〔玉海〕文治四年正月廿九日乙丑、此日興福寺金堂南圓堂等棟上也、○中略先是別當僧正已下、僧綱已講五師得業等、列立路南頭、西上北面余向僧正等揖、不持笏、只又手也、僧正以下答揖、

〔玉海〕建久二年十二月廿六日庚子、此日二宮御元服也、守貞親王、世間今號二宮、於法皇○後白河六條宮有此儀、○中略加冠左大臣、○藤原實房拜之間有去。留。之。揖。云々、此事不審、定有例歟、然而道理不可然也、

〔猪隈關白記〕承元二年正月二日壬申、是日有臨時客事、○中略皆立定之後再拜如例、次余○藤原家實揖右府、○藤原忠經右府答揖、如此兩三度、次右大臣離列兩三步、進立庭中之後、余又揖右府答揖、次余右廻進立階下、東面於南階又揖、右府又答揖、

〔勘仲記〕弘安十一年○正應元年五月十六日庚子、○此間敍位作居摩靴、即立座前磬折、申云、司々ノ申ナル、○此間略申給ヘト申、○中略次辨少納言出門外出立、北上東面近代無屛列西、任位次列之、次上卿參議、出門

度、主人先著座、予又著座、次主人揖、次予揖、件座對座也、

〔台記別記〕久安六年正月四日壬午、是日天子〈〇近衛〉加冠、〈〇中略〉上壽者於南廂跪祝曰、〈〇中略〉謹上萬千歳壽古止乎恐美恐美毛申給波久止奏、俛伏、興再拜、群臣已下皆共再拜、〈拜了上壽者跪候〉

〔台記〕久安七年〈〇仁平元年〉正月廿六日戊戌、内大臣〈〇藤原實能〉大饗也、〈〇中略〉新大納言〈公教〇實能姪〉已下史已上列立東中門外、後、兩尊者降車入門、當新大納言北向揖之、〈大納言以下答揖〇中略〉余〈〇藤原頼長〉入幔門、〈不隨身入〉練行、當主人北向而立、〈有揖、主客間二許丈〉史已上列立、〈三列、並西上北面〉了賓主倶再拜、〈余伏、先左足、起先右足、〉後主公三讓、余再辭、其第三度不辭、離列〈無揖〉乾進、當階西端幷主人庚方艮向而立、〈無揖〉主公三讓右相公、〈〇源雅定〉右相公來立余巽方、主公復三讓、余再辭、進立南階西欄下、〈〇中略〉余降自階西邊、〈先左足出、下第一級、著沓、三位中將取之、隨身發前音、〉向主人小揖、出自東門、

仁平二年正月廿六日壬戌、今日於東三條再行大饗、〈朱器初度〇中略〉余〈〇藤原頼長〉渡立階東頭、〈當東間柱坤向而立、離列並立〉〈定之時無揖、〉揖讓三度、内府〈〇藤原實能〉辭之、二度離列、〈無揖〉北進六七許尺留立、〈無揖、須一許丈留立、〉余復揖讓三度、内府辭之、二度北進、〈無揖〉余右廻、〈無揖〉北進階下東頭、〈西面無揖〉内府立階下西頭、〈東面無揖〉余揖讓三度、内府辭之三度、〈余可先昇、仍三度辭之、〉余内府相並昇階、〈無揖、余東頭先右足、内府西頭先左足、逐一級並、脱沓於下一級、不歴留、〉余直著親王座上頭、

〔玉海〕仁安三年正月二日乙丑、今日院拜禮、幷攝政家〈〇藤原基房〉臨時客也、〈〇中略〉第一納言隆季、立向テ一揖到中門下、主人未被降立、此間下官〈〇藤原兼實〉沓頗緩、仍以隨身紙ヲかはしむ、〈此事不穩便、然而主人未降立之間也、仍隨便依沓緩所為也、〉立入中門、渡中門内橋、練初、向主人立揖、〈〇中略〉次主人目下官、下官辭之、主人又目之、下官辭之、又目之、下官辭之、次主人不揖、右廻渡石橋、昇對西階著端圓座、〈東面、入南面西第一間〉次下官揖離列、

〔愚昧記〕仁安四年〈〇嘉應元年〉二月二日己丑、詣左府〈〇藤原經宗〉亭、言談種々也、〈〇中略〉尋申云、於陣中相逢拜少納言之時、必可揖哉、答云、不可揖、只下﨟可過也、納言逢參議者可揖、納言與納言不可揖、大納言下﨟與中納言上﨟、頗可有禮儀、

作立授陪膳采女、(頓向二采女一)采女取之進置御台盤南妻、則披笏頓退テ東ヘ進寄、當御前南庭、(少許寄西、[illegible])也、跪奏云、掛(毛)畏(支)天皇(我)朝廷ニ仕(留)親王諸王諸臣等、恐(美)恐(毛)申給(久)掛(毛)畏(支)天皇朝廷、令月ノ吉日ニ御冠加給テ、有禮具ニ備リ、萬民同悦本(留)、不勝此大慶(天)、謹(氏)萬千歳壽(乎)進(奉止)恐(美)恐(毛)申給(久止)申、(須、○己謂之)深揖、(退○次○)次起再拜、(列二前庭一公卿同再拜)起更跪候、

〔台記〕保延二年十二月九日壬寅、大饗儀、○中略公卿一列、已上皆東上北面、予(○藤原頼長)欲拜、大宮大夫(○藤原宗輔)猶無可被拜之氣色、予少シハフイテ、先了著拜、諸卿已下皆拜、予又立、先起右膝、諸卿又立、予又拜、先臥左膝、諸卿又拜、予漸起、公卿未起、仍猶如本臥、(早起、少失禮也、)次予起、(先立右膝)諸卿同起、皆起了後、予少々平緒ヲ撰(天)正笏(天)揖譲、大宮大夫大夫不被見、仍無答揖、又予少咳揖譲、大宮大夫答揖、又予揖譲、大宮大夫答揖、又予揖譲、大宮大夫無答揖、不被見歟、次予右廻(天)北進(天)毛、砌下、(當南際也、)更左廻ヘ向大宮大夫テ揖譲、大宮大夫依不被見無答揖、又少咳揖譲、此間大夫答揖、又予揖譲、大宮大夫被離列、予右廻テ傍階東欄テ、昇一級テ、脱沓此間顕憲趨出欲取沓、大殿被仰云、暫不可取、顕憲更歸、予先右足登階ル、上了後、顕憲取沓、　十三日丙午、今日予(○大臣)任内慶申也、○中略行向左相府(○源有仁)亭、(冷泉北、東洞院東、)東洞院面南門ニシテ、税車解鞍如常、次下車時、顕親取履欲令著間、主人既被下立由相語也、漸入門立留中門、主人自本座當南階東間柱(小向丁方)ニ去、當南六七尺許立、主人隨身大床下(西上南面)列居、發前聲、予隨身相互發前聲、主人蒔繪劒、紺地平緒、予自中門(練)出南庭、立定揖、([illegible])答拜、([illegible])(中門跋)撰平緒、正笏立、主人揖、予又揖、凡相揖入九度許、主人又揖、予不答揖、進寄直道シテ、主人ヲ當艮方、予先揖、次主人相互五六度揖譲之後、主人揖、不答揖同前、主人ヲ當東方、予先揖、主人又揖二三度許、次主人右廻北進行、立留階東欄下(天)、左廻向予方相揖一兩度許、予答揖、進至階西欄下之間、主人先昇階一級ニシテ脱履、傍東欄四五級昇之後、予昇階一級シテ脱沓、(左足先)主人昇了東行、立留日隠東一間東際長押下西向立、予同昇西行、又立留日隠西一間西際長押下、主人先揖、予予又揖各一

入給、飛香舍宮ノ御方ニテ、改著冠令參御殿給云々、如此シテ令參給之時、實資大臣、爲藏人頭時、於門邊奉逢、深揖不居、入道殿指袛、令禮節給云々、

〔中右記〕嘉保元年十月十日、有政、依可請印伊勢外宮役夫工等官符也、辨侍來催、供朝干飯饌後參結政、(已一點)於陽明門下、上卿新中納言通俊卿參逢、相共至外記門下、予(○藤原宗忠)西面ニ立、上卿東面ニ立相揖云々、此間上卿以召使示送云、今日初所行兩儀政也、而近代無大辨時、依不可有申文、令申南所物忌必強不著之、然而初行兩儀政之日也、不可申物忌內、必可著南者、史申上此旨、許諾了云々、食了後、予少納言家俊、列立舍西簷下西面北上、(頗向亥戌角)上卿參議相揖被過了、又予家俊還入舍南一間立、(辨東面、家俊西面、)相揖出了、是所謂壁中揖、近代絕了歟、雖然今日之議、已存古風、仍所行也、

〔中右記〕康和四年正月廿日丙子、內大臣(○源雅實)有大饗事、(中略)尊客左大臣(○源俊房、雅實伯父、)漸至大納言前相揖被過、(○大宮權大夫季仲卿、右兵衛督師頼、扈從加列、殿上人四位少將三人、宗輔、師時、師重、侍從實明、又相從之、)主人被立南階西頭、公卿一列(左大臣頗進出被立)辨少納言一列、上官一列、(今年叙位外記二人、有清仲、後立大夫史祐俊宿禰上、)二拜了、尊者進寄南階揖讓之間、主人居階西頭深被揖、是家禮之貴異他之尊者儀、見者感淚、爲尊者爲家主、共一家之面目歟、尊者進寄南階欲昇之間、一度又被相揖、然而家主深被揖、仍尊者獨先昇、

〔永昌記〕長治二年正月一日庚午、日漸及申、諸卿參集、(中略)各立定之後、諸卿以下拜禮、(再拜)殿下御答拜、如例、(同事揖拜)小揖之後殿下令歸昇給、大納言以下次第歸出、

〔長秋記〕天永四年(○永久元年)正月三日、御元服、(○鳥羽)後宴也、(中略)左大臣(○源俊房)於脇陣著靴、(中略)自東階欲昇之時被仰下官、(○源師時)於此等所可有揖否、下官申云、立后時有揖、尋常節會時無揖者、付節會例無揖何事候哉、仍不揖昇給、

〔中右記〕大治四年正月一日庚辰、今日天皇(○崇德)御元服、三日壬午、未時許、三院拜禮事了、人々被參內云々、(中略)采女入酒於御酒盞、(鐵御器有花盤)予(○藤原宗忠)以兩手取御盞、自庇東進寄、出御帳間、(母屋西柱下)

定後、上卿出外記門、向少納言辨等揖、有答揖、大臣者不揖、上官只傾顔面、次納言傾顧小揖、次向南行、向公卿揖、公卿答揖、次最末人左廻向南所、父爲上卿、其子不列、有揖之故也、父爲次上、於雁行者不憚也、

陽明門出立之時不可有家禮事

仁安元、十二、八、攝政〇藤原基房令過給、至于陽明門南間立歸給、當令禮節、於此所覺悟、令下給、揖令出給、左大辨云、依家禮此間可奉居哉、予〇藤原忠親答云、奉居内々事也、如此禮時不然歟、納言亦議、仍不居、納言以下立列路北、答揖如恒、攝政出給之後、外記史渡北如恒、次納言出儀如攝政、予又同前、左大辨於門内不立歸揖、

一故實事

參議逢大臣辭折作法可准據歟事

寛永二、九、十一、例幣上卿予起座出北門、向辨揖、辨以下答揖、予過大外記以下、不立揚猶揖立、予過畢立揖、

相揖作法事

建久五、三、十六中宮大原野行啓、關白〇藤原兼實出中門相揖、大相國相國在御前、家禮歟、於予、同時揖、

於人後不可揖事

建久五、三、十六、同日光雅卿盃授亮、亮進寄於光雅卿後、於座後揖事、有無可尋、受盃復座、

〔續日本紀二十一淳仁〕天平寶字元年七月庚戌、詔更遣中納言藤原朝臣永手等、窮問東人等、〇中略始問安宿、款云、去六月二十九日黄昏、黄文來云、奈良麻呂欲得語言云爾、安宿即從往至太政官院内、先有二十許人、一人迎來禮揖、近著看顔、是奈良麻呂也、

〔古事談一王道后宮〕大入道殿〇藤原兼家一條院御時、令任職事司給、參内之時、烏帽子於御溝自玄輝門參

長寬二十一、十八、後宣命使實國卿、當眉程歟、欲折東時、進退皆無揖、(後門、依夜陰略之、)

宣命使進立内辨後時揖事

永萬元、正、一、宣命使宗家卿云々、彼卿談云、進立内辨後之時、又賜宣命之後共不揖、是前内府命也、無程故也云々、此事有說々、或兩度揖、先日尋奉大納言殿(忠雅)、御答云、故中院右府(源雅定)被教訓云、進立之時不揖、賜宣命揖者、於予者可用此儀也、

宣命使依初度不略曲折揖但依入夜不練事

仁安二、正、一、宣命使予依爲初度不略揖、但依入夜不練、

於床子座前向辨揖事

嘉應二、十二、十四、任大臣、左大將已下就外辨、(出敷政門、左少辨經房、立床子座前、左大將已下相向辨揖、予不揖、其故第一人相揖、已次被引上臈、每人不可揖之心也、經宣陽門、於鳥曹司南砌外著靴、)

宣命使略曲折揖例

承安元、十一月廿二、宣命使起座、立軒廊東二間、良久不進出、適進出徐步太久、(當日花門揖略之)

宣命使事

壽永元、十一、廿七、宣命使按察、出軒廊向南不揖、(依陰儀或不揖)歸時經尋常版南、(可經北也、)當日花門北向揖、(東面向可揖也、抑亦進時略此所者、歸時不可揖歟、)

一政事

政間事

應保元、十二、十五、申終剋參內、大納言殿密々相具中將、爲令練習射場始賭弓等事、令參內給、仍予所參會也、

被仰云、外記門出立者、少納言當外記門南柱程、立路中央程、其北少辨中辨等列云々、(中略)如此立

〔寶石類書 四十 進退作法〕揖間故實
寶豊卿口傳聞書、上古ハ萬人ノ心モ身體モ、至テ閑ニユルヤカニシテ、優ナリ、穩ナリ、仍所方ニテモ一揖ノ間三息ナリ、呼ノ息一ツ、吸ノ息一ツ、是一息ナリ、呼吸ノ息合テ以上六息ヲ計、三息也、當時如此一息二息ヅヽシテ、六息ヲ三息ニシテスル輩多シ、今ノ世ハ上古ノ人ニ替リテ、萬事平生ノ心氣身體、忩ガハシク不穩閑ナリ、

〔槐記〕享保十七年六月十二日、滋井入道殿ノ御咄ニ、○中略 拜ト揖トノ別ハ、拜ハ平伏シテ首地ニイタルナリ、揖ハ會釋ナリ、三揖トアルハ、先サキヘ御出アレト云ヲヒラニ御先エトユヅルカ揖ナリ、

〔内裏式 上〕元正受群臣朝賀式
春宮謁者（以坊官大夫為之、若無者、他四位得之、）引皇太子出幄、進至青龍旗下、西折而進至銅烏日像兩幢之間、謁者北折而進就位、（凡毎曲折必揖、諸臣亦同、○中略）皇太子升自中階、當御座前北面跪、於南榮賀曰、新年乃新月乃新日爾、萬福乎持參來氐、拜供奉止良久申。俛伏。而興、降階四級、謁者進引皇太子復位、皇太子再拜、于時勅喚侍從名、（喚名之儀同尋常）稱唯進、自南榮當御座前跪、（與皇太子跪處同）詔曰、新年乃新月乃新日爾、與天地共爾萬福乎平久永久受賜止禮宣、侍從奉勅稱唯、俛伏而興、降自東階、就詔使位西面、

〔延喜式 式部 十八〕凡就朝座者、昌福堂北階太政大臣、○中略 皆至於階下北向而揖、退亦如之、東堂昇先右足、降先左足、西堂昇先左足、降先右足、盡級聚足、不可歷階、至於床下、進退皆揖、餘堂准此、但北向堂昇降皆避馳道、其親王及太政大臣、任從前階後階昇降、諸司五位以上皆從前階、（若任列官以下者、從後階昇降、）但暫出入者任從後階、六位以下、皆從後階、不在揖限、

〔延喜式 兵部 二十八〕凡諸門立儀仗日、衞府人等見皇太子及親王太政大臣出入者、皆坐胡床而揖、

〔後押小路内府抄〕揖事（公卿儀式官外、雖持笏不揖、但如大將爲出居時之時揖、此外不揖歟、）

凡揖時不垂面、頸ウツブカズ、折腰許不屈膝、又引笏事、隨面下笏頭幷手本等引之、頭與笏頭幷手本トモニ次第下ル、以詞同爲善、起揖時又同之、笏頭與頭起揚同也、但聊起揚時ハ早速也、雖然不可急揖、而屈腰之間二息也、（一息スナハチ謂出入乎）拜ハ三息也、又揖了後、聊下笏手本、是解揖儀也云々、

居座揖時、居時拔座上方膝揖、起時退座下膝揖、但居揖者拔膝、先下笏手本之後揖、古傳也、起居惟同、

公卿於御前揖事、雖爲板敷揖、不爲御前之時、雖持笏不揖云々、有座時必揖、雖冠帶之時、不持笏之時不揖、如入講之類也、

立列揖事、一兩歩ニ進、必又一兩歩退立揖、但禮服公卿、幷懸緌之時、無退立儀云々、

於床子座前、源氏人ハヤリ揖トテ不對其人揖、藤家人不然、立向揖也、常說也、凡可氣色其人時、兼面不見其人面故實也、是氣色之時故可見料也、納言經床子座前之時、雖不揖、外記史經其前之時、故正笏過、故實也云々、

起陣座之時、下臈著沓揖之時、上臈於座揖、雖不如列見時三度揖、如此類可准知者也、

立列之時必揖、但爲假列之時不揖、是小朝拜之時弓場列、幷節會雁列類也、准可知歟、

持盃揖事、不深、故實也、不可攝破故也、源氏持盃之時不揖云々、

經殿上參御所之時、於殿上座一揖、相兼起居揖、故實也、

雖冠帶、不持笏之時不揖、

雖直衣之時、持笏揖、如大將直衣始類也、

〔三議一統大雙紙〕奏對門

奏者の事、主人の氣色を見るを賦とす、左の人を揖するには、其手を左にして、右の人を揖するには其手を右にす、同座はいの事、最負へんは有べからず、

沓脫（南所之類也、於沓脫之下而揖、昇降揖同陛、）

板敷（陣座之類也、昇降有揖同前、）

平座（平座之所者、著沓、步至之所者、隨路便至座後、若前立而一揖、脫沓、了突膝而居、座揖如恒、但膝突不可脫沓、仍無立揖、有座揖許也、但官西廊結政、先至膝突下、立揖、了脫沓著座、但非最末之人、突片膝更起、至我座座揖也、依可脫沓、雖献有揖也、脫沓之所、大都有揖也、）

腋床子座（立床子前、是向後於床子也、揖了懸尻居也、起時立前、揖了去也、）

獨床子（謂短床子、一身居也、大略如前、）

長床子（越之、不立前揖而居、同腋床子座、自前有路、仍雖長床子不越也、又雖他長床子、最末人不越、自前者也、）

揖人　答揖（人揖時有答揖也、是同時揖也、）

諸揖如此、若得此意、可揖之所、不可揖之所可知也、假居卽時可起之所無揖、但雖不設座、可居定之所有揖也、

除目議、取筥文之公卿、於御前置筥、了拔笏起、無揖也、

仗座執筆參議若辨、進寄上卿前進文、了此去留共無揖也、自餘准此等可知、但官奏大臣、若奏官方文之辨官等、先跪年中行事障子下、一揖伺御氣色、隨御目參上進也、此雖假居有揖也、又筥文之儀、納言列射場殿東砌一揖、又揖離列、進立軒廊不揖、取筥後揖也、所習傳、此揖兩度之間、一度揖也、此是無程可有四揖、仍於一度者略來歟、臨時祭勸盃公卿有四揖、然而年少人幷下﨟、略二度揖二度、此意歟、且可案事儀、且可守先蹤、

已上公卿揖儀

〔世俗淺深秘抄上〕一筥文取事、大臣以下、自議所進立弓場、大臣著御前座、其後納言離列揖也、立西廊西第三間（南面）其路入自戶東間、又說入戶間揖、或不然、（上說歟）諸卿對揖也、

一著座揖樣ハ、頸ヲ鎌頸ニ成ハ見苦事也、又欲揖時頤如退、是秘說也、

〔上卿故實〕上卿揖許事

正笏幷身體揖許之

〔名目抄 諸公事言說〕拜揖 揖讓 揖イツシテ、依所謂在行之、一揖

〔除目秘抄〕一揖（深揖 閑揖）

〔段注說文解字 十二〕揖、攘也、（攘、汲古閣改作讓誤、此與下文攘推也相聯爲文、鄭禮注云、推手曰揖、凡拱其手使前曰揖、凡推手小下之爲土揖、推手小舉之爲天揖、推手平之爲時揖也、成十六年敎肅使者、則若今人之長揖、）从手咠聲、（伊入切、七部、）一曰、手著匈曰揖、（此別一義、上言揖以爲讓、而手遠於胸、此言手箸於胸曰揖、箸直略切、禮經有揖有厭、厭一涉切、推手曰揖、引手曰厭、推者推之遠胸、引者引之箸胸、如鄉飲酒主人揖先入、此用推手也、賓厭衆賓、此用引手也、謂若不敢前也、今文厭皆作揖、則今文禮有揖無厭、許君於禮、或從古文、或從今文、此手箸胸曰揖、蓋從今文、不從古文、是以說解之揖、謂推手引手、隨宜而用、今人讀讓亦等有此二音、周禮注、儀禮注、厭或作揖、厭字不可從、）

〔釋氏要覽 中 禮數〕揖 卽周禮第九肅拜也、又是內法下品禮也、書云、揖如磬折、若仰首直身、又手不謹、卽慢著也、

〔新任辨官抄〕揖事

公卿辨官作法只在揖也、但時持笏事、右手把之、大指與小指在笏之內、中三指在笏外、仍堅久把之、不令動搖笏、以左手引右袖結天、人差指與中指之中ニ引夾天擧ヲ蔽ス、人差指舒許令出也、笏ヲスリニ持之、笏端當口程、但長短人當鼻切口也、笏端傾內也、或又傾外持之人有之、是略作法也、尋常如此、欲揖之間、以左右手同把笏、不離手、笏本引寄前天、笏上傾外二寸餘ニテ、身幷笏共傾天揖ス、笏ヲ平ニ成、笏端不仰不昂程也、一念了起揖也、伏間幷起間、不疾不徐也、可得疾徐之中也、又伏モ起モ、笏與面之間、相去程可同也、不可隨伏面近笏也、起事又同、又伏仰之間、頭頸肩脊不可直也、不可屈、又不可反也、是立。揖事也、座。揖。大略准之、但突膝居、以左足置前、右足稍退天居定、一息シテ揖了、以右足置前也、膝突䠒居儀、左右足ヲニサシテ、兩足ノ中ニ居、居定天揖也、去留同揖、

就列（列立了立定揖也）　　離列（欲離列之時揖離列也）

著座（着座了揖也）　　起座（先退座下之方足、揖了起座也、）

登階（登階下之後、揖了後登階、）　　下階（下階下了立返向階而揖退也）

〔西宮記臨時五〕致敬禮

寛平八、十、十三、天皇〇宇多幸尚侍淑子家、中納言時平以下拜舞、賜親王女御等宣旨者、外戚王卿拜舞、子息有賀之時、父亦拜舞云々、

〔玉海〕仁安二年正月廿日己未、今日有女御宣旨云々、東御方東宮(高倉)母儀、時信女也〇後白河后平滋子萬歲樂之間、右大將忠雅卿爲宣下上卿參大內、又內大臣〇平清盛春宮大夫〇平重盛等爲親族拜參內、宣下畢右大將歸參、人々參女御方云々、

〔玉海〕承安五年〇安元元年正月七日己丑、此日白馬節會也、〇中略宣命使復座、次余〇藤原兼實已下復座、次余仰實綱曰、叙人給位記拜舞退出了者、早可被撤筥案等、實綱下殿、歸昇申撤了由、次余已下如初列立拜舞、謂之親族拜、次復座了、

〔後愚昧記〕貞治三年正月七日、早旦忠光卿送狀、宣命使事委尋之、勘付遣之了、〇中略一叙列之人中、實尙、實直、時光、隆家等、依別勅堂上之由被仰下之、仍即堂上立、親族拜云々、此事縱雖有例、背理可爲失儀歟、其故者、稱親族拜者、叙人之親族奏慶儀也、而立叙列之人、重立親族拜之條不可然、仍實尙實直等卿、來臨尋問之時、親族拜以後可堂上之旨答了、今所爲等、太不得其意、予加扶持之由人皆存知之處、如此事難治事也、必其旨後日示了、此事且後日事次、談按察〇實繼之處、如予所存矣、

〔薩戒記〕永享十一年正月一日辛巳、室町殿〇足利義敎親族拜、今年被停止之、故鹿苑院入道殿〇足利義滿嘉慶二年五月、令辭退左府給、康應元年正月一日、被停止親族拜、是不依左府御辭退儀、爲御意被止之由、見故左大史兼治宿禰記、以此趣舊年予〇藤原定親伺申之處、三人頻云、佳例旁停止勿論之由有仰、仍人々歲暮參賀之次、予披露了、

〔類聚名義抄三手〕揖於執反、又音葺、カシコマル、ウヤス、コク、ユツル、クム、ウヤマフ、アハス、取水□テサム、

（笏於前、立左右左、次居左右左、次取笏一拜、次二拜、如初、已上二拜畢、作）畢一兩歩退立本所、

〔內裏式下〕任官式

刀禰等共稱唯再拜退出、訖被任者拜舞退出、有其親族者、於日華門以東拜舞、

〔江家次第正月一〕元日宴會

內辨細記

親族拜之間、縱座上雖無叙人近親、猶有此拜、延久四年大極殿宴會日、叙人衆行朝臣一人也、猶衆日中請、有親族拜、

〔江家次第正月二〕七日節會

卿代進就最北案叙親王、〇中略次大輔代叙公卿、〇中略次少輔叙五位以上、〇中略次兵部少輔叙武官五位以上、〇中略兩省輔共退出了、次叙人左右相共相依馳道舞踏退出、〇中略次王卿以下下殿拜舞、（謂之親族拜、列立左仗南頭、西面北上、異位重行、諸大夫列立爾前東、西上北面、）畢復座、

〔江次第抄二〕親族拜　內裏式云、被叙者親族、在堂上拜之、今案雖非親族之人列此拜也、

〔達幸故實抄二〕一節會事

立叙列人歸參早晚事

文治五、正、七、公卿大略立叙列、堂上無人、左大辨（親宗）立叙列、後更參上、內辨巳下立親族拜之時、左大辨如此列、大失也、此拜者、叙人之親族拜賀之由也、何亦以叙人身加此拜哉、此拜了之後可參上也、

〔世俗淺深秘抄上〕一白馬節會時、親族拜（賀）、次將不可起、白馬渡時、必起胡床、叙列之時又起、

〔三代實錄四十八陽成〕仁和元年九月十五日丙申、詔曰云々、朕外祖父贈正一位藤原朝臣總繼云々、贈以太政大臣、　十六日丁酉、藤氏公卿大夫、詣闕拜舞稱賀、賀常外祖父太政大臣也、

拜舞二拜作法（座上伏膝、座下起膝、爲陽明御流之由、舊臘廿七日廣橋黃門諷諫也、）

東庭拜舞　居自右膝　起自左膝

洞中拜舞　同上

先二拜（正笏）　置笏　次起左右左　次居左右左　取笏乍居一揖（副笏而起）　次二拜（正笏）

關白家二拜　居自左膝　起自右膝

舞踏起居之事、寛政八年二月十七日記、廣橋前亞相諷諫之由所注、與此不同、恐八年之記、可有傳聞之誤也、

〔大江俊矩記〕文化十一年正月廿三日乙卯、巳刻頭、向廣橋家、一昨日辨迄以書付及相談置候條々返答、今朝可被示答、依申約置所罷向也、早速左少辨面會、條々前亞相被尋置、返答彼辨、以朱令傍書給旨被示之、

先日令入覽條々書以下如左（但朱書之分、左少辨自筆也、今日以演說被示分、予又以青字令傍書了、○中略）

殿上儀

一拜舞之時、起居之事、於御流者、不論座上下、居時先右足、起時先左足候哉否事（朱書、不依左右、以上方足先跪、次突下方足、○中略）

陽明參拜（○中略）

一兩儀中門軒下東面ニ立候哉（朱書、如此候、起時先右足、居時先左足、）

〔大江俊矩記〕文政三年十月七日庚寅、小森典藥助丹波賴永、此日拜賀從事也、○中略參內入宜秋門代（唐門）、經陰明門代（平唐門）進立殿上口（當杢柱南頭、東面立、垂裾、）申次得意藏人一﨟兵庫權助常顯出逢（降殿上末間沓脫、相對立）申事之由（正笏一揖、奏慶賀之由也、）申次歸入更出復命（今度降小板敷帶劒笏、出自神仙門、且復命、了暫徘徊立蔀內邊、）慶人稱唯（正笏）深揖一兩步進出、向御所方拜舞、（其作法、申次退入之後、先進右足、次進左足、又進右足、此左右之件三足之間、自然向寅方爲善、次正笏先伏左膝、次伏右膝、一拜、了先起右膝、次起左膝、又一拜同上、二拜了置

○中略

一九條大納言忠基〇藤原拜舞、大納言慶之時、先三拜、常儀可ㇾ爲二二拜一也、立左右左右、可ㇾ爲二左右左一居左右左右、可ㇾ爲二左右左一取ㇾ笏小拜、立又三拜云々、可ㇾ爲二二拜一也、人々屬ㇾ目云々、

〔後中内記〕元祿二年二月十九日、依ㇾ可ㇾ奏二大納言慶一、催二官外記一一通如ㇾ例、廿一日、參二入仙洞四足御門一、如木長道前如ㇾ初、雜色一踞、進二立于中門下一、兩瀧之内、當時功名之上也、申次職事兵部大輔俊濟出逢、奏二事之由一、小揖、職事答揖、深揖也、參二御所方一、暫之後、帶ㇾ劒笏出、仰下聞食之由上、小揖、答揖、深揖也、申次退入、次刷二衣裳平緒等一之後、一兩步進出、又一兩步退、正ㇾ笏先二拜、次笏置ㇾ地、起左右左、居左右左、次取ㇾ笏一揖、次起二拜、次小揖退去、役所伺公以二近臣一、密々申二御禮一、

一持ㇾ笏事、兩手ニ正ク持ㇾ之、右手ニ緒袖ヲクハヘテ取ㇾ之、左手ヲ相加フ、當二胸裏一可二引去一也、大小指在ㇾ内、自餘指在ㇾ外、見ㇾ前一丈、立ㇾ頭持佳也云々、

一拜事、居時左之膝ヲツク、立時ハ右膝、跪之時、居入テ更拜スルハ見苦キ也、跪テヤガテ拜スル也、起時左手ヲ突ク有ㇾ便也、一拜之間、二噫氣バカリ、又跪之時、沓ヲニガシテ足ヲニガスベカラズ、足ノ指ヲタツベシ、身體左右ヘウゴク見苦キ也、

一左右左事、毎度三噫氣バカリ、左顧ル時、右ノ手ヲソヘテヤル、右ニ顧ル時、左ノ手ヲソヘテヤルベシ、居テ左右左ノ時、足ノ指ヲタツベシ、跪居ニハ居ルベカラズ、膝ノ首、地ニツクベキ也、

退出出時道退如ㇾ初

〔基熙公記〕元祿十四年正月一日己丑、今夜小朝拜節會也、○中略余進二清涼殿東庭一、右府聊退立、余異方、東頭五尺許、内府基熙、九條輔實、以下至二六位等一進二立庭中一、如ㇾ例、但先々余進ニ立中納言上一也、是例人納言立二中納言上一勿論然、但近代大納言必一列由相存間、進也、公卿一同拜舞如ㇾ恒、余二拜後居ㇾ地、公卿拜舞間、余聊諸ㇾ笏合ㇾ袖、故拜舞形、公卿二拜時、乍ㇾ居二拜了、

〔大江俊矩記〕享和二年正月一日

人頭殿上藏人等、令奏慶拜舞、了參上殿上、

〔枕草子　一〕よろこびそうすることそ、おかしけれ、うしろをまかせて、しやくこりて、御前のかたにむかひてたてるを、といしぶたうしさわぐよ、

〔永昌記〕長治二年正月五日甲戌、行幸太上皇〇白河宮、大炊御門第、〇中略主上〇堀河御著靴御笏、內府頭辨獻之、予更供筵道、自南透廊及東妻戶、主上自南庇至于御座、北折先御揖拜舞、先再拜、次置御笏、立左右左、臥左右左、次取笏小揖、次立再拜、更東折、歸御本所、

〔宇槐雜抄〕保延三年九月廿三日壬午、今日仁和寺競馬行幸〇崇德也、廿四日巳刻、參仁和寺、〇中略關白、〇藤原忠通予、〇藤原賴長權大納言、〇藤原實能別當、〇藤原伊通侍從中納言、〇藤原成通宰相中將實衡、在堂上、拜舞之儀淺履、衞府乍帶弓箭拜舞、了一々歸入更著座、

〔玉海〕安元三年〇治承元年二月五日乙亥、入夜邦綱卿閒送云、〇中略凡亮闇之時、有拜無舞如何、輯云、此事不知、尋常之時、有舞踏之所、何止之哉者、

〔三長記〕承元二年十二月廿五日庚寅、今日東宮〇順德御元服也、〇中略太政大臣、〇藤原賴實至南階東北向立、儲君進立御帳前、立南庭也拜舞、立定二揖、次二拜、先突左膝、右膝跪置笏、起左右左、次居左右左、開手給、御作法、凡天之令然、御進退也、人々浮感涙、舞踏畢、乍居小揖、又起二拜、御拜畢左廻經南庇退下、

〔宮槐記〕承元四年十一月廿五日己酉、今日御讓位〇土御門也、皇太弟(順德)十四歲、舊主十六歲、可被渡璽劒於皇太弟御在所云々、〇中略節會儀如常、〇中略至于新帝御在所、公卿列南庭、左右大將留階下、持劒璽將昇南階立簀子云々、關白〇藤原家實同被昇南階、內侍進出取之、〇中略頃之主上出御晝御座、御引直衣關白候簀子、階東間西柱下召職人・坊一﨟、左衞門尉長宗帶弓箭參進、〇註略進居砌下、奉仰後、去砌五六尺拜舞、〇註略博陸帶劒降中門奏慶、次公卿奏昇殿慶、

〔後愚昧記〕貞治三年正月七日、早旦忠光卿送狀、宣命使事、委尋之、勘付遣之了、節會酉刻被始行云々、

禁庭也、

〔古今著聞集(六管絃歌舞)〕康保三年十月七日、舞御覽有けるに、小野宮右大臣(○藤原實資)壺にておはしけるが、天冠をして納蘇利を仕まつり給けり、舞をはりて、御倚子のもとにめして、御拍子を給はせければ、左大臣(○清愼公藤原實賴)かしこまり悅び給ひて、たちてまひたまひけり、拜舞はなかりけり、ゆゑありけるにや、

〔江談抄(二雜事)〕濟時卿女參三條院事

爲仲云、濟時卿女(○藤原娍子)被參三條院(東宮之時)之日夕、大將(○濟時)參大入道殿(○藤原兼家)被申云、被下輦車宣旨哉、件事欲蒙莫大恩、返答云々、ナドカハ可無恩許之事也、欲奏達云々、大將不堪感悅、起座拜舞退出、及入內之剋限、輦相待宣旨、已以無音、敷筵道被參入也、時人密號空拜大將、又彼大將家前庭有紅梅、便稱空拜云々、(○又見古事談二)

〔小右記〕寛弘二年正月十六日乙丑、召使申云、今日節會可早之由、依左府(○藤原道長)御消息所令申也者、未終參內、(○中略)酉剋許供御膳、二獻仰御酒勅使、踏歌間覽令退、庭燎踏歌後、拜舞有無、彼是相疑、右金吾云、無拜舞者、右府(○藤原顯光)云、見懷紙小書云、有拜舞者、余云聊有注懷紙之次第、已注踏歌後拜舞由、仍右大臣以下降殿列立、左仗頭拜舞、

〔日本紀略(十一一條)〕寛弘五年十月十六日癸卯、天皇駕鳳輦、行幸中宮(○藤原彰子)御所上東門第、依第二皇子(○後一條)誕生也、有音樂、卽以皇子爲親王、御名敦成、左大臣(○藤原道長)以下、於南庭拜舞、宴遊之後、給祿有差、

〔小右記〕長和五年正月廿九日甲戌、今日有讓國(○三條)之事、(○中略)宣命使就版宣制(一段)、群臣再拜、次宣制拜舞、(天慶例兩段再拜、但今日無二段拜舞、新式文也、因儀式文而已、○中略)兩卿相云、先可被奏攝政慶歟、大臣云、然者獨身先可奏、召藏人邦恒被奏、大臣於中門外欲拜舞、余(○藤原實資)申云、進庭中有拜宜歟、可異代之故也、大臣諾、入自中門、進庭中拜舞、退出之後、左大臣已下、列立中門外、令奏勅授(余爲大將、元勅授人也、仍立此列)拜舞、次左大臣以下、及藏

〔續日本後紀 仁明 一〕天長十年三月乙巳、天皇御紫宸殿、皇太子(恒貞)始朝覲、拜舞昇殿、東宮釆女着饌、未及下箸、勅賜御衣、受之拜舞早退、以當日須拜謁兩太上天皇(嵯峨淳和)也、于時皇太子春秋九齡矣、而其容儀禮數、如老成人、

〔續日本後紀 仁明 三〕承和元年正月癸丑、天皇朝覲後太上天皇(淳和)於淳和院、太上天皇逢迎、各於中庭拜舞、乃共昇殿、

〔三代實錄 陽成 四十二〕元慶六年六月廿六日丁酉、是日以一品行式部卿兼常陸太守諱(仁和天皇光孝)親王、爲左相撲司別當、以三品行兵部卿本康親王、爲右相撲司別當、兩親王下紫宸殿庭、奉勅、拜舞而出、

〔西宮記 臨時 五〕被物

延喜三、正、三、天皇(醍醐)幸仁和寺、遊宴之間、右大臣(源光)上御盃、今上起座拜舞、上皇(宇多)脫單衣賜今上、今上拜舞退出、有仰令暫侍、上皇脫橫被、令式部卿親王(敦實)給右大臣、大臣廂中拜舞、(大臣被之間辭云々)

延喜十六、三、七、天皇依法皇御賀、幸朱雀院、宴畢間、法皇令仲平朝臣脫橫被奉、今上拜舞後還宮、

延喜四、十口天皇幸大井、雅明親王(年七歲)舞間、曲節不誤、今上脫半臂給親王、親王拜舞、

〔西宮記 正月〕童親王拜覲事

延喜十二年正月四日、太子(朱雀)參入云々、暫克明代明親王庭中拜舞、又召之云々、太子親王給酒肴、親王等拜舞、時落一拜、仍召親王別當恒佐俊蔭給罰酒云々、

〔江談抄 四〕今宵奉詔歡無極、建禮門前儛踏人、(及第)

宗岡秋津、久住大學、不趨時世、延喜十七年十一月四日、奉試日及第、同月十三日外記記云、秋津久住學館、年齡已積、頻逢數年之課試、常歎一身之落第、今年適逢天統之聞、忽預及第之列云々、故老傳云、昔有老生拜舞大庭、靑衫暎月、白髮戴霜、夜行宿衞奇而問之、老生無答、只詠此句、吟詠之趣無知、仍召其身參藏人所、侍之人驚尋由緖、事及天聽、問其姓名、勅云、今日依勅及第文章生秋津、深感天恩、竊拜

群臣再拜

又一段

宣命使復座如建儀○中略

群臣拜舞

內辨細記　元日

宣命拜之間、後段拜舞之時、笏置地、以手押笏上起、左手不土付、有便宜云々、

〔侍中群要一〕藏人初參事

於胧陣、招得意藏人、令奏慶賀、歸出仰聞食由、微音稱唯、卽拜舞、先再拜、若有官者、笏置左手下之懐上、居再拜、次作立、擢袖左右左、次臥左右左、次作居小揖、次作立再拜、次作立揖、隨得意之目、入殿上口、○中略

初參

宣旨下後、小舍人來告、卽參入、於胧陣令藏人奏、立欄西 藏人歸來、立欄上向御所、背令奏人也、仰聞食由、微音稱唯、近代○先再拜、次作立左右左、次臥左右不隔拜舞、左、次作居小拜、次立再拜、次小揖、舞踏欲畢之間、奏者歸入、於立部邊相待、隨其後入、

〔侍中群要九〕帥大貳赴任

太宰帥大貳申赴任之由、若召御前者、東孫庇南第一間敷圓座、自青瑣門參上、或有給酒肴事、了給祿、下南庭壁下拜舞、自仙花門退去、陸奧守如此歟、無召者給祿如例、凡於御前室上給祿人、大臣親王下自御橋拜舞、自餘下南庭壁下拜舞云々、但上卿已上出自長橋東頭進庭前拜舞云々、

〔代始和抄〕御讓位事

宣命使、列の前をへて、版位につきて宣命をよむ、二たびによむによりて、宣制二段といふなり、諸卿これをうけたまはりて、一段ごとに再拜をいたす、或は後段には舞踏する例あり、○中略宣制二段の時、拜舞の事、先例不同也、たゞし保元以來、多は拜舞也、

〔儀式五〕立皇太子儀

宣命大夫進就版、宣制曰、〈○中略〉訖宣命大夫復本位、皇太子進拜舞而退、次親王以下退出、

〔儀式八〕五月五日節儀

女藏人等執續命縷、〈此間謂藥玉、〉賜皇太子以下參議以上、〈女藏人、太子倚子西面而立、太子起座初謝座出、北面跪受、藏人跪授即還、次授親王以下、受取下自南階出東南庭、西面北上、立定、太子佩之拜舞、著座、次親王以下俱佩拜舞上殿、〉

〔新儀式四臨時〕天皇加元服事

皇帝出自北廂著御倚子、稱警如常、次近衛開門、闈司出居如常儀、次親王以下參入、〈無少納言召〉拜舞訖退出、

〔西宮記臨時五〕被物

於平座給御衣者、捧持於庭前拜舞、〈更不著履〉

致敬禮

天皇即位避位之時、依宣旨、舊臣還昇皆有拜舞、天皇三后太子、有重喪者、慶賀人雖申事由不拜、舊例於三宮可有拜舞、而近代二拜、頗違式、

行幸　京內

元正幸太上皇及母后宮者、王卿著魚袋、到后宮近邊、停警蹕聲、〈蹕謂幸臨儀〉到中門外、停御輿降御、中將持神璽、先御宿所、次有氣色、詣御前有拜舞、〈著靴把笏御拜、可有色物、文德(文德恐仁明誤)天皇幸冷泉院時、依大后命、於寢殿前乘輿云々、〉參議已下留守、歸御間立公卿後、名謁如常、

〔江家次第正月〕元日宴會

宣命使就版〈○中略〉

宣制一段〈謂押合文右顧也〉　宣命詞云々

畢了、

舞踏傳授

〔基量卿記〕貞享三年十二月十六日、東宮〈〇東山〉御舞踏關白御傳受可申上也、殿下〈〇一條冬經〉提入之由言上於御學問所有此儀、主上〈〇靈元〉同出御、珍重々々、

〔後中內記〕享保九年二月十三日、辰刻可有敍品〈〇式部卿家仁親王敍二品〉宣下、〈〇中略〉頭辨賴胤朝臣出逢無名門、被奏事之由答揖、被參御所、更出仰聞召之由、一揖答揖深舞踏、院〈〇靈元〉御傳授作法、同一條殿流舞踏、畢及小板敷一揖、昇沓脫、自上令著奧座給、

〔忠言卿記〕安永八年五月廿二日、卯半刻計參入于陽明、舞踏作法注一紙、御相傳有之了、如左、

舞踏作法

先二拜〈正笏〉　次起左右左〈置笏〉　次居左右左〈同前〉　次作居一拜〈取笏正笏、〉　次起二拜〈如初〉

予取笏起作法一反、准后殿下〈〇近衞內前〉御覽、猶御口授之事有之、畏申入了、退出、後刻看物一折進上了、先之今朝祝酒賜盃了、〈先例云々〉

拜舞

〔名目抄〕〈諸公事肖聲〉拜舞〈ハイム〉〈舞踏同事也〉

〔杜工部詩集〕章諷錄事宅觀曹將軍畫馬圖引

盤賜將軍拜舞歸、輕紈細綺相追飛、

〔老學庵筆記〕〔二〕先君言、舊制朝參拜舞而已、政和以後增以喏、

〔內裏式〕〔上〕七日會式

被敍人等、相依馳道拜舞、〈不必持二笏出門、〉訖退出、〈〇中略〉皇太子先起座、次親王以下下殿、不升殿者下、宜各立定、皇太子先拜舞、次親王共拜舞、〈他皆效此、〉

〔江次第抄〕〔一〕群臣拜舞

初再拜者、欽詔命之由也、後舞踏者、喜預恩惠之由也、

三氣之程也、又臥置笏起舞踏之時、笏宇津伏乍ハ不置也、居後更置笏也、乍臥置笏ハ非説云々、但爲不忘却、乍臥置之事有之云々、天子舞踏多右左右也、然而左右左之例有之云々、又起左右左、居右左右有先例云々、

〔おもひのまゝの日記〕六月廿日ころ、いとあつきころなれば、いづみもてあそび給ふとて、二條の家に行幸あり、御かたたがひのよしなり、あるじの殿、○藤原基實たちゐけいめいせらる、○中略けふ三ケ日御とうりう、さま〴〵のことをつくさせ給、さてもやこよひあるじの殿、天盃を給はる、御かはらけ給て、みぎりにおりて舞踏す、直衣のすがたいとめづらし、

〔宣順卿記〕慶安五年十二月廿二日、今日右大辨宰相俊廣朝臣奏慶也、戌刻許、出門追前、入四足門引裾、追前立無名門、小雜色十人取松明前行、申次ノ間、面々蹲踞、申次新藏人丹波賴顯出逢不帶劍、不持笏、申事之由、小揖申次答揖、小揖歸出仰聞食之由、揖帶劍答揖、申次退入、左廻次舞踏、其儀先一兩步進出二拜、先右膝置笏立左右左、テムナ居左右左、テムナ取笏乍居小揖、立二拜、次經床子座前、引裾、床子座前、僮僕不相從、相向上官揖、入宣仁門著奥座、

〔基量卿記〕元祿十三年四月廿二日乙酉

舞踏著沓事

山槐記、仁安二年三月廿三日、法勝寺千僧御讀經、○中略度者使頭中將退歸著此圓座、西面次定隆朝臣取祿白褂一領給之、中將懸左肩下東階徒跣、此事不審、可著沓、又賜祿徒跣者、假令昇中門廊著座給也、下便宜之腋階之事也、今儀沓在東階下廊、下同階而不著之如何、已下略之、

一明月記、建久七、四、廿四、使入仙華門代、昇長橋著座、脱沓○中略長兼取勅祿出年中行事北給之、右廻退入、使祿ヲ肩ニ引懸テ取而左廻退下、著沓傾寄南、更北面舞踏、出本戶退出、使左中將親能朝臣

一以此所見兼日窺於殿下○近衞基熙御命處、去年實松朝臣參向之刻、御諷諫有之、其記文徒跣也、雖然如此儀強而非謂御家説、此所見又於道理尤也、可爲所存次第之由仰之間、今日以此例令諷諫令著

博士ども、作り及ぶなかりけり、○中略上をはじめたてまつり、誦しのゝしりて、御前に召して、さるべき人々をさしわけ、御衣ぬぎてかづけさせ給ふ、おりてけしきばかり舞踏したまふ、かたちよういありさま、いつよりもすぐれて、めでたく御覽せらる、

〔榮花物語蕾花十一〕九月〇長和二年にも成ぬれば、行幸の事、けふあすの程にいそがせ給ふ事いみじ、○中略かくて左大將〇藤原公季めして、この家の子のきんだちの位まし、殿〇藤原道長の家司どもの加階せさせ、又此若宮〇禎子内親王の御めのとの、かうぶりうべきことなどかき出させ給て、宮〇三條后藤原妍子の御前には啓せさせ給、殿はやがて御前にて舞踏し給、

〔山槐記〕仁安二年二月十一日庚辰、今日有任大臣事、○中略大宮大夫、立昇大納言標、〇大夫依不帶劍右衞門督跪置笏於地上、解劍置地上、取笏、又立昇大納言標、新宰相中將、予、〇藤原忠親同又跪解劍、置本標、就中納言標、〇資長實國實綱邦綱也四人同時舞踏、次第自上退出、

〔古今著聞集四文學〕治承二年五月晦日、内裏にて密々に御作有けり、題云、詩境多脩竹、左兵衞督成範卿已下參られたりけり、御製落句に、世忘一字膠金德、可愍白頭數寒郞、かくつくらせ給たるを承て、宮内卿永範卿、左大辨俊經卿ともに、御侍讀にて候けるが、感涙をのごひて、兩人東庭の南階をおりて二拜、左大辨舞踏しけり、左大辨は、左兵衞督の笏をぞかりうけらる、まことにゆゝしき面目にこそ、

〔吾妻鏡三〕壽永三年〇元曆元年十月廿四日己卯、因幡守廣元九月十八日任申云、去月十八日、被廷尉〇義經叙留、今月十一日趨院内昇殿云々、其儀駕八葉車、扈從衞府三人、共侍廿人、各騎馬於庭上舞踏、撥劍笏參殿上云々、

〔花園院御記〕正和二年十二月廿七日壬午、左大臣〇藤原道平參著御所、對面、談間云、御輿寄中門之時、大將幷左右次將立替儀如何、左大臣云、○中略拜舞踏之作法等委細令申、揖與拜之間、幷二拜之間、可置

殿立從後法皇御簾內大床子云々、著靴奉拜、還出候本所、爰法皇令菅根召、則入坐御前、法皇曰、舞踏時、初垂袖左右、意在掃地欲臥、而今日見之、取袖端、此所可畏事也、如此之儀式、先帝能知之、然今無知之人耳云々、

〔續古事談一王道后宮〕一條院、圓融寺ヘ御幸アリ、〇中略御遊ノ時、主上御笛吹キ給ニ、其音メデタクタヘナリケレバ、院〇圓融感ジテ、御笛ノ師左衞門督高遠朝臣ヲ召テ、三位ヲ免サレケレバ、高遠舞踏シテ、上達部ノ座ニ加ハリツキケリ、

〔枕草子五〕なまめかしきもの
五月のせちのあやめの藏人、さうぶのかづら、あかひもの色にはあらぬを、ひれくたいなどして、くすだまを、みこたちかんだちめなどの、たちなみ給へるに奉るも、いみじうなまめかし、とりどりこしにひきつけて、ぶたうしはいし給ふもいとをかし、

〔源氏物語一桐壺〕おまへより、內侍宣旨うけたまはりつたへて、おとゞまゐり給べきめしあれば、まゐり給、御ろくのもの、うへの命婦とりてたまふ、しろきおほうちきに、御ぞひとくだり、れいのことなり、〇中略
むすびつる心もふかきもとゆひにこきむらさきの色しあせずば、とそうして、ながはしよりおりて、ぶたうし給ふ、

〔源氏物語三十三藤裏葉〕賀王恩といふをそうするほどに、おほきおとゞの御をとこの十ばかりなる、せちにおもしろうまふ、うちのみかど、御ぞぬぎて給、おほきおとゞ、おりてぶたうし給、

〔とりかへばや物語二〕三月ついたちごろ、花ざかり、つねよりもことなる年なるに、南殿の櫻の花御覽じはやさせ給、よにありとある道々のはかせども召して、いみじかるべき度の事と心を盡す、その日になりて、題たまはりて文どもつくる、中納言つくりいで給へる、すぐれて名を得たる

關白大臣以下、すべらきを奉拜儀にて、清涼殿の東庭に、四位五位六位に到まで、袖をつらねて舞踏する成べし、

〔續日本紀桓武三十九〕延暦七年四月癸巳、自去冬不雨、既經五箇月、灌漑已竭、公私望斷、是日早朝、天皇沐浴、出庭親祈焉、有頃天闇雲合、雨降滂沱、群臣莫不舞踏稱萬歲、

〔續日本後紀仁明十二〕承和九年十月丁丑、文章博士從三位菅原朝臣淸公薨、○中略九年○弘仁有詔書、天下儀式、男女衣服、皆依唐法、五位巳上位記、改從漢樣、諸宮殿院堂門閣、皆著新額、又肆百官舞踏、如故、朝儀並得關說、

〔三代實錄陽成四十二〕元慶六年正月三日丙午、○甲辰朔風雪故、此日行元日宴、天皇御紫宸殿、○中略中納言○藤原冬緖膝行進奏壽詞、采女受御盞、奉獻天皇御前、中納言小退、再拜奏壽詞、訖東度降殿立東階下、西面再拜奏壽詞、訖親王巳下五位巳上稱唯再拜、中納言再拜稱萬歲、次群臣共稱萬歲、再拜舞踏訖、

〔西宮記十月〕旬事

仁和二年四月一日午刻雨降云々、今日散位正五位下藤原朝臣時平冠、次侍從、于時於宜陽殿西廂、再拜舞踏、

元慶八年七月十一日、賜旬、于時有勅、式部卿本康親王、被定左相撲別當、仍親王於庭中再拜舞踏、厥後同省大輔藤原春景朝臣、被定出居、侍從春景拜舞亦同、

〔西宮記臨時五〕致敬禮

延喜六年十一月七日、因太上法皇○宇多滿卅算、設宴朱雀院云々、了召左大臣○藤原時平語曰、見續日本後紀、嘉祥三年仁明天皇奉謁嵯峨太上皇○嵯峨太上皇、恐嵯峨太皇太后歟、事見續日本後紀嘉祥三年正月、時天皇降於階殿下面跪、北面搢笏、召左右大臣勅云々、是終日把笏明也、而前年奉謁時、只奉拜時把笏、此已誤失也、今修引把笏如何、大臣曰、然、於把笏有何事乎、時把笏還至西對簾下候、于時法皇出簾則□候、法皇指過御寢

優昇殿有て勸盃の儀式、官々に依て作法重し、舞踏は三返かへすなり、

〔大江俊矩記〕寛政八年二月十六日壬辰、後聞、此日廣橋前大納言伊光卿、北小路極﨟大江俊幹へ物語之由、

陽明家〇近衛御流

舞踏ノ起居ニハ、上座下座之別チ無ク、起ニハ左ノ足ヲ先ニシ、右ノ足ヲ後ニス、居ニハ右ノ足ヲ先ニシ、左ノ足ヲ後ニス、

二拜ノ起居ニハ、居トキハ上座ノ方ノ足ヲ先ヘ俯セ、下座ノ方ノ足ヲ後チニス、起トキハ下座ノ方ノ足ヲ先ヘ起シ、上座ノ方ノ足ヲ後チニヲコス、

平生ノ進退起居、皆二拜ノ起居ニ同ジ、是ヲ座上ニ膝ヲ俯シ、座下ニ膝ヲ起スト云、只舞踏ノミ、上座下座ヲ論ゼズ、右ニ俯セ、左ニ起スト云、座定テ足ヲ差スニモ、座下ノ足ヲサス故ニ、足先キ座上ノ方ニ向ク、

〔永久四年百首雜〕賀　　後頼

かしは木を椎のしづえに折かへて左右左までやふしまろぶらん

〔枕草子春曙抄一〕宗祇註云、兵衛の官人の、四位によろこび申歌也、

〔延喜式五十雜〕凡授位任官、及別有恩命者舞踏、中宮東宮准此、

〔西宮記臨時五〕被物

於本殿有御遊之時、給祿者無拜舞、於御前給馬之時、取綱一拜、出、駒牽時、後申事由、給馬跪有拜、候膝突、給祿之時、乍跪一拜立退、至于堂上御前祿下、自天子給祿、乍跪一拜、出於庭前再拜、縣領舞踏、村上天皇被仰下、座取祿、乍居小拜、縣領下殿舞踏之、

〔公事根源正月〕小朝拜　　一日

〔世俗淺深秘抄下〕朝覲行幸時、主上御拜、舞踏左右左事、昔ハ主上ハ左右左也、臣下ハ右左右也、而近代不如此、主上ハ右左右也、臣下ハ左右左也如何云々、師時之記見此旨、尤有興事也、然而已經數代、於今者難改歟云々、

〔拾芥抄中末儀式部〕舞踏事

再拜(置笏)立左右左、居左右左、(取笏小拜)立再拜、

〔後押小路内府抄〕舞踏事

依事或二拜、或舞踏、見記六等、臣下ハ左右也、謂是舞踏、立左右、其後居左右左也、此體、腰以上向左、又向右、腰以下不向也、願左之時、以右手取左纓袖上、以左手支左袖內下方、(左手在袖內也)右准可知、天子者、右左右也、朝覲之時如此、春宮先々有沙汰、左右左、右左右間、人々申狀不同歟、可尋決、

知、世院、幷國母之外不舞踏、其外於院宮幷人臣者二拜也、於神者兩段再拜、(再拜之間中所歟)於佛者三禮也、昔法皇御所奏慶人等、不帶劔笏三禮也、寛平法皇、(多〇字)圓融院、一條院等類如此、延喜帝、〇(略)朝覲字多法皇之時如尋常、法皇被申云、我受盧遮那形、學三部法、准佛體、置笏叉手可三禮、其後朝覲如此歟、白河院始面舞踏、爲法皇行治世事、人々帶劔笏拜踏如常、然而猶後明卿置笏三禮云々、

〔光臺一覽四〕奏慶拜賀之次第

宜下官さ申は、〇(中略)右之宜下官に臣下任する時は、奏慶拜賀を勤る也、私館より出門して、步行か乘輿か心任、多分步行なり、布衣素襖如木退紅白張、或家により諸大夫六位の士、雜與丁行列を整へ參內有、出御ニ而天皇皇后被定さ、任官の人、舞踏さて中腰になり、笏を足のかふ迄兩手にて持下げ、腰も逆に垂る丶計に臥し、左右へ足の指先計むけ、一足そろへながら、鞋ごもに後の方を顧る位に、身を捻返しまふ事なり、東帶にて大儀の所作故、舞踏苦勞のよし、御堂上御物語有しなり、

義經已下ノ兵六騎、門外ニシテ下馬ス、御氣色ニ依テ、中門ノ外、御車宿ノ前ニ立並タリ、法皇〇後白河ハ中門ノ羅門ヨリ有二叡覽一、出羽守貞長ヲ以、六人ガ年齡交名住國ヲ被二聞召一、貞長ハ狩衣ノ下ニ、紺絲威ノ腹卷ヲ著シ、立烏帽子ニ、嗔物作ノ大刀脇ニ挾テ出ケルガ、大刀ヲバ御所ノ簀ニ立テ、御氣色ノ次第ヲ相尋ヌ、赤地錦直垂ニ、萌黃ノ唐綾ヲ疊テ、坐紅ニ威タル鎧著テ、鍬形ノ甲カブト下人ニ持セテ後ニアリ、金作ノ大刀帶タルハ、鎌倉兵衛佐賴朝舍弟、九郎義經、生年二十五歲、今度大將軍ト名乘ニ合テ、鎧ノ袖ニ南無宗廟八幡大菩薩ト書付ケリ、定ニ軍將ノ笠璽ト見エタリ、

〔源平盛衰記四十六〕義經行家出二都一幷義經始終有樣事

同〇文治元年十一月三日ノ卯時ニ、義經院ノ御所六條殿ニ參テ、大庭ニ跪キ、事ノ由ヲ奏ス、赤地錦ノ直垂ニ、萌黃ノ糸威ノ鎧ヲ著タリ、

〔伊呂波字類抄不畳字〕舞踏フタカ

〔吏學指南禮儀〕舞踏以レ手曰レ舞、以レ足曰レ踏、

〔唐書禮樂十六〕其三日軍禮、〇中略中書令、取二露布一稱レ有レ制、群官客使、皆再拜遂宣レ之、又再拜舞踏、又再拜、兵部尙書進受二露布一退、

〔類聚名物考人事〕舞踏　ふたう　まひぶみ

今案に、舞踏の事、白氏文集には、踏舞と有、西土の文字にはさ有べき事也、たゞし手の舞足の踏所をしらずといふによれば、舞踏も誤とは云べからず、是は打まかせては音にとなふるに、連歌の家にはまひぶみと訓に用ゆる事有也、歌にはいまだその例見る所なし、

〔白氏文集一諷諭〕賀雨

詔下纔七日、和氣生二沖融一、凝爲二悠悠雲一、散作二習習風一、晝夜三日雨、淒淒復濛濛、萬心春熙熙、百穀靑芃芃、〇中略冠佩何鏘鏘、將相及王公、踏舞呼二萬歲一、列賀二明庭中一、

〇藤原信賴ヲモテ、去ヌル二日、一院〇鳥羽ホウギヨノ後、ブシ共兵グヲトヽノヘテ、東西ヨリ都ヘ入アツマル事道モサリアヘズ、モツテノ外ノラウゼキナリ、弓箭ヲタイセントモガラハ、一々ニメシトツテ、參上スベキヨシ、オホセ下サル、オノ〳〵テイ上ニヒザマヅキテ、是ヲウケ給ハリ、〇下略

〔平治物語二〕義朝敗北事

西塔法師是ヲ聞、イザヤ落人打留メンヤトテ、二三百人、千束ガガケニ待懸タリ、義朝此由聞及ビ、都ニテ兎モ角モ可成身ノ、鎌田ガ申狀ニ依テ、是迄落テ山徒ノ手ニ懸リ、甲斐ナク死ヲセンズルコソ口惜ケレト宣ヘバ、齋藤別當申ケルハ、爰ヲバ實盛通シ進ラセ候ハントテ、馬ヨリ下、甲ヲ脫テ手ニ提ゲ、亂髮ヲ面ニ振懸、近附寄テ云ケルハ、〇下略

〔源平盛衰記四〕山門御輿振事

源兵庫頭賴政ハ、赤地錦直垂ニ、品皮威ノ鎧著テ、五枚甲ニ、滋籐ノ弓、廿四指タル大中黑ノ箭負テ、宿緒白毛馬ニ、白伏輪ノ鞍置テ乘、三十餘騎ニテ固タリ、神輿既ニ門前〇[illegible]近ク入セ給ケレバ、賴政急下馬ス、甲ヲ脫、弓ヲ平メ、左右ノ臂ヲ地ニ突、頭ヲ傾ケ奉拜、大將軍角シケル上ハ、家子モ郞等モ、各下馬シテ拜ケリ、大衆見之、子細有ラントテ、暫神輿ヲユラヘタリ、賴政ハ丁七唱ト云者ヲ招テ、仔細ヲ含テ、大衆ノ中ヘ使者ニ立、唱ハ小櫻ヲ黃ニ返タル鎧ニ甲ヲ脇挾ミ、弓ヲ平メ神輿近タ專寄、敬屈シテ云、〇中略

〔源平盛衰記二十八〕源氏追討使附燧城源平取陣事

六人ノ大將軍、各一色ニ裝束シテ打出給ヘリ、蜀江ノ錦ノ鎧直垂ニ金銀ノ金物、色々ニ打クヾミタル鎧著テ、對面ノタメナレバ、甲ヲバ著給ハズ、大中黑ノ矢ニ、滋籐ノ弓持テ、雪ヨリモ白カリケル葦毛ノ馬ニ、螺鈿ノ鞍置テ乘給ヘリ、

〔源平盛衰記三十五〕義經院參事

事於家爲規模之上者、不舞踏之條有何事哉、又列拜之時、傍卿舞踏之間、公房公或被居或被立如何云々、野宮不可拜之由不請歟、此事可尋決也、

〔桃花蘂葉〕帶弓箭之日不舞踏、仍而行幸賞被改一級、奏慶之時再拜也云々、(白馬節、叙列衛府官舞踏正說也、然而帶弓箭者二拜、又一說也、見建久八年正月七日明月記、)

〔玉海〕治承二年正月四日己亥、此日朝覲行幸也、○中略今日行幸賞、右大將宗盛叙正二位、即奏慶賀、再拜不舞踏云々、是左大臣(○藤原經宗)說、帶弓箭之間不舞踏云々、

〔宮槐記〕承元四年十一月二十五日己酉、今日御讓位(○土御門)也、(皇太弟(順德)十四歲、當主十六歲、)可被渡璽劒於皇太弟御在所云々、○中略次公卿奏昇殿慶、衛府公卿左大將外皆拜許、不舞踏云々、建久右大將(○藤原公房)傍輩舞踏間被居、今度又立云々如何、是介冑士不拜文、爲其本源云々、○中略曲禮云、介者不拜、爲其拜而蓌拜也、注云、蓌拜失容節也、此文意雖不正、其作法當可拜之趣也、抑保安八條相國(○藤原實行)傍卿相共拜舞之由所見也、又永治三條內府(○藤原公教)又拜舞之由同所見也、○中略以傳說大概記之、闕疑了、強無謬歟、

〔後愚昧記〕應安四年三月廿三日、今日讓位(○後光嚴)也、○中略一公時朝臣拜舞事、帶弓箭之上、若可爲再拜哉、將又可爲拜舞哉、於一家例兩樣無存之、可爲何樣哉之由、前內府(○藤原實繼)先日尋之、予(○藤原公忠)答云、此事誠有沙汰篇目也、雖淨土寺相國(○藤原公房)介冑之士ハ不舞之由執之、然而野宮左府(○藤原公繼)稱介冑之士者、與帶弓箭異也、仍拜舞不可有子細之間執之、於一家例兩樣有之上ハ、付理可舞踏歟者、後日尋之處、舞踏云々、後尙案之、白馬節會叙列、武官四位以下帶弓箭、然而不可舞踏之由、不見儀式以下西宮等歟、猶可勘決事也、

〔保元物語一〕官軍ハウ〳〵手ワケノ事

同キ五日、(○保元元年七月)メサレテ參ルブシハタレ〳〵ゾ、○中略カレラヲ南庭ニメサレテ、少納言入道

武家敬禮

於同所、付左近大夫基重、申右府、(○藤原實親)御方、(公賢同居時御)二拜、次昇宇上、候中門廊、

〔隆長卿記〕德治三年(○延慶元年)正月廿七日丁亥、今日御灌頂後朝也、(中略)法皇(○後宇多)入御、(御裝束御法服平袈裟)灌頂院、(自北面中央戶入御)令持三衣袋、御入御之後、大阿闍梨(○禪助)先出北面戶、著敬誠座、次法皇自同戶出御、(著御草鞋)著御敬誠御座、(御座也)先御拜、(三度)次大阿闍梨奉敬誠、明或說、或有其謂歟、諸人拭隨喜之淚、敬誠畢御返答、其後又御拜、(三度、延慶御拜五度、仍今度五度也、)御拜了聊有被仰下事、此實事歟、(中略)

西院御裝束儀(中略)

大阿闍梨令參、次有出御、著御嘆德座、(十弟子敬御座、座之御座前、)大阿闍梨著圖座、(中略)次聖雲法親王離列、令進出御、被述褒美之詞、嘆德了、衆僧并王卿以下悉三拜、次新阿闍梨(○後宇多)有御返答、(御拜)爲人驚耳、上下感嘆、非綸綍之所及、御返答了、又衆僧一。拜、王卿以下二。拜、次嘆德、御布施右近大將源朝臣取之、

〔勘仲記〕正應二年正月十四日甲午、參官司御齋會、(中略)公卿已下、置笏作立三。拜。(拜。令。笏。)

〔宗建卿記〕享保十六年六月三日、權大納言(○藤原隆成)拜賀、(中略)於關白家(○藤原家久)同於寢殿令對面給、有送物、(當家同行之、二拜)於庭上二拜、(往復)且於父入道(○隆貫)亭、被三拜、(依爲入道歟、)今日之儀、爲事關白御謙讓之由也、

〔元亨釋書(七淨禪)〕釋辨圓、字圓爾、以字行、(中略)弘安三年春、示微疾、(中略)十六日(○十月)曰、遺偈房宇、晚聞客來、黃昏畢建後之無傳至、爾之徒住院者也、聽爾病馳省、爾被安陀會而坐、傳燒香作禮、爾曰、最後相見致九。拜。傳遺位、

〔後押小路內府抄〕舞踏事

帶弓箭人不舞踏也、當家所爲又不同、八條相國(○藤原實行)三條內府(○藤原公教、實行子)舞踏之由見野宮記、然而入道左府(○藤原實房、公教子)不舞踏之由記給、是大炊御門左府經宗公說歟、其以來當家不舞踏、說用之歟、介者不拜云々、本文心不正之由、同見野宮記、但如此事付先達一說用之條無難事歟、入道左大臣殿御說、被

〔西宮記臨時五〕叙位

延長六年正月二日吏部王記云、云々、參仁和寺、王公一二人先參、或笏或否、受者置笏、於東庭三拜、先例執笏、而今日如之、

延長七年正月二日吏部記云、參仁和寺、與諸王公、執笏三拜就座、命飲一二巡、退參冷然院拜舞云々、

〔左經記〕寛仁四年十二月二日戊寅、入夜參新大納言御許、語次被命云、一日爲申之慶賀參御堂、〇法成寺命令惟憲朝臣申事由之次、問慶賀人之所爲作法、惟憲答云、皆把笏二拜者、余思此事猶不快、仍把笏三拜、人々所爲、各以異之者、及深更歸宅、

〔古事談二臣節〕師遠任攝津守、參知足院入道殿、〇藤原忠實申慶賀之時、不持笏三度奉拜、入道殿自中門連子合御覽、被仰云、尙師遠也云々、御感之心也入禪室之時不把笏云々、此謂歟、

〔台記〕康治二年十月二十日癸卯、入道殿〇藤原忠實及北政所參御天王寺、寅刻出御、予〇藤原頼長連車、廿二日乙巳、北政所參御聖靈堂、予昇堂上奉禮聖靈〇聖德太子二度、用下拜太子之禮上、仍不三拜、

〔台記〕久安四年正月廿三日壬午、令空胤供養畫像聖觀音、〇中略今日令給衣於空胤、空胤取之三拜、僧拜俗未聞事也、

〔玉海〕仁安二年三月廿三日辛酉、此日於法勝寺被行千僧御讀經、〇中略殿上人可列右方、暫以遲々、遂以列立、進出自西方也、此度一行也、次一同置笏、更起テ三度禮之、了揖テ立テ、至筵端テ跪テ著履、右廻シテ向坐テ一揖、右廻シテ經本路退歸、〇中略雅隆朝臣授祿、敎盛取之退了、次導師下自高座著下座、禮。拜。七。度、諸僧皆禮

〔忠高卿記〕延應元年六月四日壬寅、今日申拜賀於所々日也、〇中略參禪定殿下〇法性寺殿藤原道家立中門、中務權少輔時長、來逢小揖、次二拜、禪定拜、或置笏三拜歟、且右府去比御拜賀、置笏三拜、右大將殿作持笏二拜云々、申合禪門之處、置笏三拜之條不知之、後白河院御出家御時、於他人拜賀者不見之、我持笏舞踏了、又元日禮歟、人々皆持笏舞踏、與二拜不可有相違歟云々、前按察云、代々法皇拜非可替歟云々、二條黃門拜賀禮、持笏二拜、不可有難歟、仍如此、次

入儀、訖呪願三禮共起、左右相對、呪願在西、三禮在東、進就禮版、共三拜三禮畢、

〔西宮記臨時五〕敍位

三日中可申慶、於寺中拜僧家者、撤笏擧手三拜、於官爵者、把笏可拜、仁和法皇御時例

〔江家次第三正月〕御齋會始

衆僧著布施堂、〇小安殿中略

公卿以下置笏三拜、僧綱人起之

〔江家次第十三佛事〕於大極殿被行臨時仁王會儀

殿上人、若不參者、非此限、下自西華門前階各著座、解劍置笏、公卿先入東登廊解之、上自東福門階、被二條關白、於總禮座被解之、次

三度拜之、在僧綱總禮之時、相待一度禮之、若公卿員少無此儀、次復座、

〔江家次第十三佛事〕千僧御讀經事

公卿下自南面東階、但著靴人入東軒廊解靴、迎時從座後、退時從座前、次綱所稱總禮、

諸僧幷公卿以下、同時總禮、三度畢、各還昇、

〔日本書紀三十持統〕元年九月甲申、筑紫大宰、便告天皇〇天武崩於霜林〇新羅王子等、即日霜林等皆著喪服、東

向三拜、三發哭焉、

〔西宮記正月〕有上皇及母后者、二日朝覲

延喜五年正月三日御記云、參御寺、〇仁和寺近衞中將已下著褐衣當色接腰等、如臨時野行幸云々、法皇〇宇多御座、則把笏著靴上南廂於帛上、拜舞畢退出、有仰進即御前座、錦端疊二枚、上加菅圓座、法皇曰、拜禮宜無用笏靴、叉手三度可拜、吾受三部法、而受此法、是毘盧遮那也、拜仙猶可三拜親、對曰、前年參拜時、用三度、而未知合禮、仍問大臣等、定以爲三日參拜事、是非佛法禮、是則親親禮也、故用親親平生之禮也、法皇曰、至三日拜不可必有之云々、

佛式拜

〔新儀式（五臨時）〕内親王初謁事
内親王年七八歲、有初謁事、先定吉日時、（用夜時）當日晚景、垂東廂御簾、御帳中立倚子、撤晝御座、時剋皇上著御御座、親王進出當御座、於東廂肅拜退、

〔西宮記（正月）〕童親王拜覲事
應和元年十一月四日、此夜輔子、資子、内親王始謁見、戌刻坐帳中倚子、次兩親王、出自南廂東戶、到御前間、肅拜退出、

〔玉海〕建久元年五月三日丙辰、此日中宮（○後鳥羽后藤原任子）八社奉幣也、（○中略）此間中宮有御拜、（向社方、兩段再拜、乍居拜給也、）

〔三中口傳（五）〕拜事
俗拜、僧三度也、法家皆以三拜也、究額可拜、

〔釋氏要覽（中禮數）〕三拜　白虎通云、人之所以相拜者何、以表情見意、屈節卑體、尊事者也、拜之言服也、俗中兩拜者、蓋法陰陽也、今釋氏以三拜首、蓋表三業歸敬也、智論云、内式禮拜、大約身口業也、佛法以心爲本、以身口爲末、故三拜爲禮數也、

〔槐記〕享保十三年十一月廿七日、准后樣、（○近衞家熙）關白樣（○近衞家久）へ御目見、仰ニ、入道ノ拜ニハ笏ナシ、天竺ノ禮ナレバ也、拜モ三度スル、三度ノ儀、是亦竺土ノ禮也、大方ノ人ノ不知コト也ト仰ラル、凡テ此儀ノ絕タルコト、五百年來ナリシヲ再興セラレテ、准后ノ御手ヨリ始ル、大方鷹司兼平迄ニテ、其後ハアルベカラズト仰ラル、有難キコト云ハンカタナシ、

〔儀式（五）〕正月八日講最勝王經儀
講讀師下輿升堂、東西相對進當佛前、更北行就禮版、前行者引小輿執蓋等歸却、候東福西華兩門以内、讀師三拜、左右相分就高座、（○中略）于時後唄初發、讀師共下座就禮版三拜、退降就小輿、還奏樂亦如

婦人拜

返𨒚了、仁平所爲、能々以後家記可勘決者也、

後日見物之者說云、三拜云々、仍以狀相尋彼公之處、進退不合期之間、略舞踏了云々、

〔內裏式下〕敍內親王以下式

其被敍者、隨敍北面東上、立。再。拜、引還如入儀、

〔周禮注疏二十五〕辨九𢷎、○中略九曰肅𢷎、注、肅拜、但俯下手、今時撎是也、

〔段注說文解字十二〕撎、𢷎首下手也、（六字各本作𢷎手下手也五字、今正、拜字左從成十六年釋文引字林、𢷎首下手、惜是也、因從鄭注、玉篇引說文有首字、凡不識不有……）

〔內裏式下〕任女官式

被任人自下退出、唯典侍已上別留、肅拜而退、

〔儀式九〕二月廿二日賜春夏季祿儀（八月亦准）

廿五日、所司設幄及座、大藏省積祿、畢狀申辨官、辨官喚中務省仰可賜祿狀、卿令錄讀奏唱計女官、訖省掌置版於二幄間東庭、輔進就版宣制、其詞同男官、訖輔還退、女官降座再。拜。（用。肅。地。拜。）訖復各座、

〔儀禮註疏七士昏禮〕婦拜扱地、坐、奠菜于几東席上、還又拜如初、注、扱地、手至地也、婦人扱地、猶男子稽首、疏、（……婦人扱地、猶男子稽首、……）

〔延喜式中務十二〕凡女官人、自八月至正月、計上日一百廿以上者、給春夏祿、○中略女官降座再拜、（用扱地拜、……）

彼一紙注送之とて、康隆持來之、其文云、(太閤以自筆注之)

老人拜事

松殿入道關白(○藤原基房)口傳例云

七旬人不拜舞、初拜之時跪地、(一拜之後、置笏之後、跪地也、)最末拜之後起立也、

・以上當流用此說、建武太閤、貞治(小臣、)小朝拜之時隨此儀了、

同抄云、後三條院拜禮之時、(延久)大二條關白(○藤原敎通)用此禮、鳥羽院拜禮之時、(仁平)八條大相國(○藤原實行)又隨此例、

以上松殿抄

私勘之

延久五年正月一日、京極太閤(○藤原師實)記云、院拜禮、(自餘略之)關白(○藤原敎通)不拜舞跪地、

同年土御門右大臣記云、關白(○藤原敎通)立可列立、八十人不堪拜舞、然而依事最初雖進、立拜際只可相跪也、則有拜禮事、(自餘略之)拜舞之間、關白被相跪、

仁平二年正月一日、宇治左大臣(○藤原賴長)記云、參院、(自餘略之)拜兩院、(院別當忠能卿傳之、美福門院別當參議雅通朝臣傳之、自餘略之)余依非貫首不徐步、大相國初再拜、兩度乜居後再拜、一拜再致、前後相違、

今案仁平儀、不當家說何難之歟、凡曲禮文、八十拜君命、一座再致云々、不可拜舞之條勿論歟、諸人會人不同也、

杖笏事

曲禮云、老人拜之時、以笏爲杖起、此儀也、後房公以下、節會謝座之時如此、當家又用此儀也、

予返答云、如此一紙者、先規分明歟、然者云宣房卿例、旁不可有豫儀歟、且先日も其例歟、分明者可被用之旨申了、但仁平八條相國所爲、於家記略舞踏之由不分明者也、此上事宜在賢慮、亦彼一紙留之、

路立本所給、西向、

〔知信朝臣記〕大治四年正月一日、大臣拜儀、新院〈〇鳥羽〉御元服日、故左府〈俊房〉迴攝政太政大臣〈〇藤原忠實〉拔、於西有拜、一拜了作居又一拜、是老者禮也、

〔台記〕久安七年〈〇仁平元年〉正月一日癸酉、申時四方拜禮如常、太政大臣〈〇藤原實行〉在上、仍余不練步、大相〈七十〉二一拜再致、〈給再拜之時、初拜了立時、大相不立、余以下立之、後度拜時、大相作居拜之、立左右左、跪左右左、大相與健人聞、後再拜之時、初度大相作居拜、後度立拜、今案、初度立拜、後度作居拜、可合理歟、〉

〔古今著聞集〈三公事〉〕仁平元年正月一日、院拜禮有けり、八條太政大臣〈〇藤原實行〉七十二にてたち給ひたりけり、一たび拜してふたゝび致し給ひけり、此事禮記に見えたるとかや、同二年にも又かくぞ有ける、

〔禮記註疏〈十三王制〉〕凡養老、〈〇中略〉八十拜君命、一坐再至、瞽亦如之、九十使人受、〈註、命謂君不親饗食、必以其禮致之、〉〈〇中略〉〈疏、七十養於大學、至於八十年衰弱、不堪來學、受饗食之禮、使人就家致之、其受君命之時、理須再拜、不能爲勞、一坐於地、而首再拜於地、〉

〔後愚昧記〕應安四年五月七日、晴、内府〈〇藤原經顯〉拜賀也、及深更出門云々、良證見物歸來語之、每事予扶持分也、〈〇中略〉一拜事、於次第者、如普通拜舞之由載之遣之了、而示送云、萬里小路故一品〈〇藤原宣房〉拜賀之時、依禮記文、一座再致之由記了、今度愚〈〇藤原經嗣、年七十四〉身老體、不可劣彼卿、爲一家之例了者、如然所爲之條、可爲何樣哉云々、予〈〇藤原公忠〉答云、老人拜一座再致之條、禮文不能左右、隨而宣房卿例識在近、如然雖有御所爲、有何事哉、但本朝先賢所爲希歟、老人実爲起居、或又被扶人、常儀之由存之者、後日又示送云、經量卿〈實公會也〉先日爲太閤之事有之、其次及此沙汰之時、太閤被示云、略舞踏之條可宜云々、如是、今所爲者爲老體之身、猶可宜、此條可爲何樣哉云々、予云、依老體略舞踏之條、分明有異例、不被左右、不然者可混諒闇之時歟、先規爲勞疾者、直凶事之條、可有斟酌歟者、此返答之趣、後日若違二條歟之間、自

此は船を柴垣に變化むための呪様なればなり、さて逆手を拍と云拍狀は、先常に手を拍は掌をうつを、此は逆に飜して掌を外になして拍を云か、又は常には兩の掌を同じさまに對へて拍を、此は左と右との上下を逆にやり違へて拍を云か、此二の間、今定めがたし、節に横手を拍と云こともあるは、左右を竪と横とにちがへて拍を云べし、若それに准へていはゞ逆手も後に云る方にもやあらむ、猶定めがたし、○中略天之とは、天にてする術の傳はり來たる事なる故に云なり、

〔伊勢物語新釋六〕天逆手の事、古事記上卷に、踏傾其船而天逆手矣、於靑柴垣打成而隱也と見えたるは、逆手を拍て、船を靑柴垣になしたまへるにて、今の世にいふまじなひわざなるを、中昔の頃にいたりては、まじなひのろふわざにせし也、海人のするわざ也といへるは、いふにもたらぬおろかなる說也、○中略又精谷春雄と云人の考へけるやうは、さか手は頭のうへにてうつ事也、さかとは高き極りをいふにて、すなはち絕頂頂上などの意也、○中略山坂の坂ももとより高きにいたるをいひ、鷄のとさかもかしらのうへ也といへり、めづらしき考なり、頭のうへに手をあげてうつは、ものをねんじてうつさまなり、

○按ズルニ、天逆手ハ、拍手ノ禮ニハ非ザレド、手ヲ拍ツコトノ載籍ニ見エシ始メナルヲ以テ、因ニ此ニ附記ス、

〔富家語談〕仰○藤原忠實云、四方拜、老者ハ著衣冠、乍居拜之、

〔長秋記〕天永四年○永久元年正月一日、主上○鳥羽御元服也、○中略左府○源俊房年七十九被仰下官○源師時云、被居拜事如何、下官申云、尤可候事也者、但內府○源雅實戶部○源俊明被立、幾外可仰旨何事候哉、仍招件人々被仰云、八十者乍居拜由在古記、然者乍居欲拜思給如何、各被申可然之由、左府相次如前漸行立、大相來揖、於此處、徵音攝政○藤原忠實申給事、乍居拜事歟、此同居拜共事云々再拜左府一拜後龜居不立給、攝政立又拜給、平覆時同樣平覆給、此後共立、攝政不揖、而右廻經本路立軒廊本所給、東向左大臣又揖、又右廻經本

〔大安寺資財帳〕後岡基宮御宇天皇〈○齊明〉造此寺司阿部倉橋麻呂、穗積百足二人任賜、以後、天皇行幸筑紫朝倉宮、將崩賜時、甚痛憂勅久、此寺授誰參來止、先帝〈○舒明〉待問賜者、如何答申止憂賜、爾時近江宮御宇天皇〈○天智〉奏久、開伊髮墨刺、肩負鋸、腰刺斧奉爲奏支、仲天皇奏久、妾毛我妹等炊女而奉造止奏支、爾時手拍慶賜而崩賜之、

〔三代實錄〈三十六陽成〉〕元慶三年十月八日甲子、大極殿成、右大臣設宴於朝堂院含章堂、賀落也、預作事四位已下雜工已上、及飛驒工等、〈○中略〉雅樂寮奏音樂、樂闋一曲之間、飛驒工等二十許人、不任感悅、起座拍手歌舞、合座大爲咲樂、

〔土佐日記〕あはぢのたうめといふ人のよめるうた

おひかぜのふきぬるときは行舟のほでうちてこそうれしかりけれ

〔日本書紀〈三十持統〉〕四年正月戊寅朔、物部麻呂朝臣樹大盾、神祇伯中臣大島朝臣讀天神壽詞、畢忌部宿禰色夫知奉上神璽劍鏡於皇后、〈○持統〉皇后〈○居字原脫、據一本補〉即天皇位、公卿百寮羅列匝拜而拍手焉、

〔續日本紀〈二十八稱德〉〕神護景雲元年八月乙酉、參河國言、慶雲見、屈僧六百口於西宮寢殿設齋、以慶雲見也、此日緇侶進退無復法門之趣、拍手歡喜、一同俗人、

〔日本後紀〈八桓武〉〕延曆十八年正月丙午朔、皇帝御大極殿受朝、文武官九品以上蕃客等各陪位、減四拜爲再拜、不拍手、以有渤海使也、

〔古事記上〕故爾來八重事代主神、而問賜之時、語其父大神〈○大國主〉言、恐之此國者立奉天神之御子、即蹈傾其船、而天逆手矣、於青柴垣打成而隱也、〈訓柴云布斯〉

〔古事記傳十四〕天逆手は、伊勢物語に、天の逆手を拍てなむのろひ居なる、とあると相照して思ふに、古に逆手を拍て、物を呪る術〈俗にいふ厭自那比なり〉のありしなり、さて彼物語なるは、人を詛ふとてしけるを、上代には然る凶事のみならず、吉善事にも涉て爲けむこと、此の故事にて知れたり、

〔日本書紀崇神五〕十年九月甲午、彥國葺、射埴安彥中胸而殺焉、○中略其卒怖走、屎漏于褌、乃脫甲而逃之、知不得免、叩頭曰我君、○中略號叩頭之處曰我君、(叩頭、此云迺務)

〔日本書紀景行七〕二十七年十二月、日本武尊抽襟中之劍、刺川上梟帥之胸、未及之死、川上梟帥叩頭曰、且待之、吾有所言、

〔北山抄十二〕十一月辰日節會事

天皇御南殿、御座定、○中略次供御膳、賜臣下饌、(小忌爲先)次供白黑御酒、次給臣下、(稱名給之、拍手飲之、)

〔魏志三十倭人傳〕倭人在帶方東南大海之中、依山島爲國邑、○中略見大人所敬、但搏手以當跪拜、

○按ズルニ、神祇ヲ拜スル時ニ、拍手スル事ハ、神祇部神拜篇ニ在リ、

〔古事記下雄略〕一時天皇○雄略登幸葛城山之時、百官人等、悉給著紅紐之青摺衣服、彼時有其自所向之山尾、登山上人、既等天皇之鹵簿、亦其裝束之狀及人衆、相似不傾、爾天皇望令問曰、於茲倭國、除吾亦無王、今誰人如此而行、卽答曰之狀、亦如天皇之命、於是天皇大忿而矢刺、百官人等悉矢刺、爾其人等亦皆矢刺、故天皇亦問曰、然告其名、爾各告名而彈矢、於是答曰、吾先見問、故吾先爲名告、吾者雖惡事而一言、雖善事而一言、言離之神、葛城之一言主之大神者也、天皇於是惶畏而白、恐我大神、有宇都志意美者、(自宇下五字以音)不覺白、而大御刀及弓矢始而脫百官人等所服之衣服以拜獻、爾其一言主大神、手打受其捧物、故天皇之還幸時、其大神滿山末、於長谷山口送奉、故是一言主之大神者、彼時所顯也、

〔古事記傳四十二〕手打は、物を得賜ふを歡喜賜ふ態なり、

〔日本書紀十五顯宗〕白髮天皇二年冬十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、○注略適會縮見屯倉首縱賞新室以夜繼晝、○中略天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、○中略脚日木此傍山牡鹿之角、(牡鹿此云左鳴子加)擧而吾儛者、旨酒餌香市不以直買、手掌摎亮、(手掌摎亮、此云陀那則擧謀那羅羅儞、)拍上賜、吾常世等、

稽首　叩頭

難波雲貴敬聴命、古人有云、匹夫之志難可奪、方屬乎臣、○下略

〔日本書紀敏達二十〕十二年十月、遣大夫等於難波館、使訪日羅、是時日羅、被甲乘馬、到門底下、乃進廳前、進退跪拜、歎恨而曰、於檜隈宮御寓天皇○宣化之世、我君大伴金村大連、奉爲國家、使於海表、火葦北國造刑部靫部阿利斯登之子、臣達率日羅、聞天皇召、恐畏來朝、

〔伊呂波字類抄計疊字〕稽首

〔周禮註疏二十五〕辨九拜、一曰稽首、二曰頓首、○中略註、稽首、拜頭至地也、頓首、拜頭叩地也、空首、拜頭至手、所謂拜手也、

〔釋氏要覽中禮數〕稽首　稽首、謂屈頭至地、故又稽首禮音謂首至地稽留少時也、此即周禮九拜之初拜也、
稽顙　顙額也、謂屈額至地、即周禮第五拜也、　頓首　謂頭向下虛搖而不至地、即周禮第二拜也、凡釋氏致敬儀、人不得言稽首頓首、謂非其拜也、　拜首　謂以頭至手、即第三空首拜也、

〔内裏式上〕元正受群臣朝賀式
内侍先取御被、賜皇太子、皇太子先再拜、今稱禮畢、下亦同之、

〔延喜式五十雜〕凡御所及中宮東宮稽首、餘皆跪拜、但頭高下、隨人貴賤、

〔古事記上〕故自爾以後、稍兪貧、更起荒心迫來、將攻之時、出鹽盈珠而令溺、其愁請者、出鹽乾珠而救、如此令惚苦之時、稽首白、僕者○火照命自今以後、爲汝命○火遠理命之晝夜守護人而仕奉、

〔古事記下雄略〕爾登山上望國内者、有上堅魚作舍屋之家、天皇令問其家云、其上堅魚作舍者誰家、答白、志幾之大縣主家、爾天皇詔者、奴乎己家似天皇之御舍而造、即遣人令燒其家之時、其大縣主懼畏稽首白、○下略

〔日本書紀天智二十七〕七年○齊明　九月、皇太子○天智　御長津宮、以織冠授於百濟王子豐璋、○中略　於是豐璋入國之時、福信迎來稽首、奉國朝政、皆悉委焉、

〔小右記〕寛仁元年八月九日甲戌、今日皇太弟(○後朱雀)立給日、而無外記告、問遣時剋于吉平朝臣、注送云、中二點、仍未剋許參入大内、(○中略)宣命使就標、(宣命時中二點、而及酉終剋、)宣制一段、群臣再拜、次又再拜、(兩段再拜、式文也、式有後段舞、此事頗是疑慮、猶可依式文之由一定云々、)

〔山科言國卿記〕明應三年正月七日、今夜節會、父子參勤、(○中略)謝座謝酒之後、堂上次敍列、式敦忠朝臣、(内辨、大夫)諸兵雅俊朝臣、次敍位宣命、依有上階、中納言予給宣命、復座、次自內辨次第下殿、橘木西方列、(敍位重了)次予(宣命使)下殿、宣命作法如常、兩段再拜也、

〔東山殿年中行事〕正月四日、將軍家出御于御對面所、御供衆申次御禮如每、當番申次、於閾際御身固ト言上シテ、後定行事、(從二位陰陽師安倍有宣卿)出席三拜シテ、勘反閉畢、(○中略)而申次出テ、善通事ト披露之後、(從三位陰陽師賀茂在通卿)出席三拜シテ退、

〔周書(七宣帝)〕宣政元年九月庚戌、封皇弟元爲荊王、詔諸應拜者、皆以三拜成禮、

〔古事記(下安康)〕於是大長谷王、(○雄略、中略、)亦興軍圍都夫良意美之家、爾興軍待戰、射出之矢如葦來散、於是大長谷王、以矛爲杖、臨其內詔、我所相言之孃子者、若有此家乎、爾都夫良意美聞此詔命、自參出解所佩兵、而八度拜白者、先日所問賜之女子訶良比賣者侍、(○下略)

〔空穗物語(俊蔭)〕あすら、いやます〳〵にいかりて、(○中略)たゞ今はまむとするときに、大空かいくらがりて、車のわのごとくなる雨ふり、いかづちなりひらめきて、りうにのれるわらは、こがねのふだを阿修羅にとらせてのぼりぬ、ふだをみれば、かけることばに、三分の木のしものしなは日本の衆生としかげに施すとかけり、あすら、おほきにおぞろきて、としかげをなゝたびふしをがむ、

〔延喜式(五十雜)〕凡御所及中宮東宮稽首、餘皆跪拜、(但頭高下隨人貴賤)

〔日本書紀(十四雄略)〕三年八月、(○中略)穴穗天皇(○安康)爲眉輪王見弒、(○中略)坂合黑彥皇子、深恐所疑、竊語眉輪王、遂共得間、而出逃入圓大臣宅、(○中略)天皇復益興兵圍大臣宅、(○中略)大臣裝束已畢、進軍門跪拜曰、臣

次歸入須臾還出復命、今度自中門內徒跣也、復命了歸昇自中門廊、頼永稱唯、正笏深揖、一兩步進出二拜、其作法、申次進入之儀、先進左足、次進右足、又進左足、居之後、次正笏先伏右膝、次伏左膝、一拜了、先起左膝、次起右膝、又一拜、跪伏上、二拜了、先退右足、次退左足、一兩步退行觸、畢右廻退去、

〔新儀式 五臨時〕册命皇太子事
承詔者進就版、宣制曰、○中略宣制者復本所、次皇太子兩段再拜舞踏退出、出自日華門、

〔北山抄 一正月〕七日節會及敍位事
輙下詔大夫立定後、宣命使就版宣制、出自軒廊二間、徐參於日華門北腋、經西砌前行、就宣命版、揖、插笏、右取宣命開之、拜間押合宣命文、拜畢懷之、把笏、還列、左廻右廻、云々、兩段、群臣每段再拜、不敍人不拜、

〔江家次第 一正月〕元日宴會

内辨雜記

敍位拜兩段再拜也、敍位之間、内辨加階、下自東階、直著案下、其拜舞作法如恒、

〔古事記 下安康〕天皇爲伊呂弟大長谷王子、○中略而坂本臣等之祖根臣、遣大日下王之許、令詔者、汝命之妹若日下王、欲婚大長谷王子、故可貢、爾大日下王四拜白之、若疑有如此大命、故不出外以置也、是恐隨大命奉進、

〔日本書紀 二十二推古〕十六年八月癸卯、唐客入京、○中略於是大唐之國信物置於庭中、時使主裴世清親持書、兩度再拜、言上使旨而立之、

〔續日本紀 十三聖武〕天平十二年十月壬戌、廣嗣乘馬出來云、承勅使到來、其勅使爲誰、常人等答云、○中略廣嗣云、而今知勅使、即下馬、兩段再拜申云、廣嗣不敢捍朝命、但請朝廷亂人二人耳、廣嗣敢捍朝廷者、天神地祇罰殺、

〔小右記〕寛弘二年三月十二日庚申、大原野御社神殿預狛茂樹密觸、行啓日登前馬副等雙并馬林驚云々、仍今日給祿、大褂、辭退兩段再拜、如拜神、太奇々、

〔昌平志五儀節〕釋奠令儀

未明、諸享官集於更衣所、各服其服、○中略立定贊唱者(贊唱者先再拜、)曰、再拜、(凡拜者先跪左膝、次跪右膝、拜訖必揖、)贊者承傳、(凡贊唱者有辭、贊者承傳、贊者或聞其、不必承傳、止於贊唱、下並同、)監祀官以下、皆再拜訖、

〔西宮記正月〕二日二宮大饗

王卿以下參本宮拜禮(近代二拜、)

〔中右記〕康和五年正月三日、有中宮大饗、先於藤壺有拜禮、右大臣(忠實○藤原)内大臣(雅實○源)以下公卿一列、(西上北面○中略)殿上人兩貫首以下一列、二拜之後、向玄輝門著靴、被著饗座、

〔中右記〕天永三年二月十日丁酉、今日釋奠也、○中略辨以下入自西戸、向先聖奉二拜、次立依東向先師、參議以下渡予(宗忠○藤原)後、西上列立又二拜、　十二月八日辛卯、殿下(忠實○藤原)太政大臣宣旨可下也、○中略殿下指笏令祿給之後、予歸入、依御氣色、中納言中將又昇長押上、給祿(指笏)之後拔笏下、從前階於南庭二拜了、

〔親長卿記〕文明四年四月四日、入夜元長申拜賀、先著束帶、次勸修寺大納言(教秀)中御門中納言、三條少將(實隆)座列、三獻之後起座、元長下殿、著沓二拜、次二拜、母堂拜也、次參内、

〔基熙公記〕元祿十四年五月一日丁亥、平中納言今日申納言拜賀、今朝進樽肴等、又從此方同遣之了、省中之儀終來余亭、孝在著衣冠出頭、申留守之後、彼納言二拜、丁寧之事也、(此拜事往々大府(近衞家熙)令指南云々、彼家祖之例也、)仍密々於閑所令對面、子息兩人扈從、(少納言時光朝臣、宮内少輔範量朝臣、)不幾各令起座了、頗此拜之事、近代無沙汰、似復舊儀、珍重々々、

〔大江俊矩記〕文政三年十月七日庚寅、小森典藥助丹後賴永、此日藏人拜賀從事也、○中略先參殿下、入四足門進立中門外、(西面、垂笏、)申次内藏權助永言出逢、(降侍所沓脱、向立、昇中門廊沓脱、參入御在所方、)申事之由(正笏一揖、申慶賀之由也、中

東上立定、奉禮曰、再拜、贊者承傳、凡奉禮有詞、贊者皆承傳、忠以下皆再拜、○中略、未明一刻協律郎、雅樂寮師工人、次入自南門就位、謁者引助入就位、立定、奉禮曰、再拜、助再拜、○中略、謁者贊引、各引享官以下學官以上次入就位、立定、奉禮曰、衆官再拜、衆官及學生皆再拜、其先拜者不拜、

〔桃花蘂葉〕一可覺悟條々

取笏拜之時、如女裝束左肩ニ懸之、以笏抱テ持、前程左手相加之、進砌外再拜、

〔日本書紀景行七〕四十年七月戊戌、天皇詔群卿曰、今東國不安、暴神多起、亦蝦夷悉叛、屢略人民、遣誰人以平其亂、群臣皆不知誰遣也、○中略、於是日本武尊乃受斧鉞、以再拜奏之曰、嘗西征之年、頼皇靈之威、提三尺劒、擊熊襲國、未經浹辰、賊首伏罪、今亦頼神祇之靈、借天皇之威、往臨其境、示以德教、猶有不服、卽擧兵擊、仍重再拜之、

〔日本書紀顯宗十五〕穴穗天皇安康○三年十月、天皇父市邊押磐皇子、及帳內佐伯部仲子、於蚊屋野為大泊瀨天皇雄略○見殺、因埋同穴、於是天皇顯宗○與億計王聞父見射、恐懼皆逃亡自匿、○中略、向播磨國赤石郡、俱改字曰丹波小子、就仕於縮見屯倉首、○中略、白髮天皇清寧○二年冬十一月、播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡親辨新嘗供物、一云、巡行郡縣、收斂田租也、適會縮見屯倉首、縱賞新室、以夜繼晝、爾乃天皇、○中略、作殊儛、○注略、誥之曰、石上振之神椙、椙此云須擬、伐本截末、伐本截末、此云謨登岐利、須衞於茲波羅比、於市邊宮治天下、天萬國萬押磐尊御裔僕是也、小楯大驚、離席悵然再拜、承事供給、率屬欽伏、○中略、十二月、○清寧五年百官大會、皇太子億計仁賢○取天皇之璽、置天皇之座、再拜從諸臣之位曰、此天皇之位、有功者可以處之、著貴蒙迎、皆弟顯宗○之謀也、以天下讓天皇、

〔日本書紀推古二十二〕十八年十月丁酉、客等新羅任那使人○拜朝廷、○中略、於是兩國客等各再拜、以奏使旨、

〔日本書紀孝德二十五〕大化三年、是歲壞小郡營宮、天皇處小郡宮而定禮法、其制曰、凡有位者、要於寅時、南門之外左右羅列、候日初出、就庭再拜、乃侍于廳、

〔內裏式上〕元正受群臣朝賀式

宸儀初見、執仗者俱稱警、群官磬折、諸仗共坐、主殿圖書各二人以次出、東西就爐燒香、（主殿先出、之左、圖書次出、焚香、）曲儀曰、再拜。。皇太子再拜、（不使贊者承傳、殿贊皇太子、）乾謁者北上當東宮位、對北進二許丈、更西折當中階、引皇太子進、不至階下三丈許、東折就謁者位、皇太子升自中階、當御座南北面跪、於南榮賀曰、新年（乃）新月（乃）新日（爾）、萬福（乎）持參來（氏）拜供奉（止久）申、俛伏而興、降自階四級、謁者進引、皇太子復位、皇太子再拜、○（中略）宣制曰、天皇（我）詔旨（止萬）宣（布）大命（乎）衆聞食（止）宣、皇太子稱唯再拜、乾更宣、新年（乃）新月（乃）新日（爾）、與天地共（爾）、萬福（乎）平（久）永（久）受賜（止詔）宣、皇太子稱唯再拜、舞踏再拜、侍從還上殿、典儀曰、再拜、皇太子再拜、謁者進引、皇太子復幄、比及青龍旗下、典儀曰、再拜、贊者承傳、王公百官再拜、○（中略）奏賀者、便留宣命之位、奏瑞者復本列、乾乃宣制曰、明神（止）御大八洲日本根子天皇（我）、詔旨（良萬）宣（不）大命（乎）衆聞食（止宣）宣、王公百官稱唯再拜、乾更宣云、供奉親王等王等臣等百官人等、天下百姓衆諸、新年（乃）新月（乃）新日（爾）、與天地共（爾）、萬福（乎）平（久）長（久）受賜（止詔）勅（不）天皇（我）詔旨（乎）衆諸聞食（止宣）宣、王公百官共稱唯再拜、舞踏再拜、武官俱立、振旗稱萬歲、（其聲、謂之、）不拜舞、待宣命者退復本列而止、典儀曰、再拜、贊者承傳、群官再拜訖、

〔唐書禮樂十一〕凡祭祀之節有六、○（中略）五曰奠玉帛、○（中略）未明二刻、奉禮郎帥贊者、先入就位、贊者引御史博士諸太祝及令史祝史、與執事者入自東門、當壇南北向西上、奉禮郎曰、再拜、贊者承傳、御史以下皆再拜、

〔內裏式上〕七日會式

皇太子先稱唯、次上下稱唯、乾皇太子再拜、次上下再拜、（未升殿者、各當東西階、侍從拜之、）

〔延喜式大學二十〕釋奠

未明二刻、奉禮郎帥贊者、先入自南門就位、贊引忠祓大祝及執樽罍篚冪者、入自東門、當階間、重行北面

〔江家次第一正月〕元日宴會

群臣下殿、（到日華門、待唱、進重讓上、搢笏取祿、）

縫殿頭以下授之、一拜退出自日華門、

〔達幸故實抄一〕一節會事

就祿所賜祿右廻事

承安元、十一、廿二、予進出就祿所、跪小筵上、（向乾）縫殿寮與祿、（絹一卷）取副笏乍跪一拜、右廻（北方也）退出、

叙列事（取位記拜事）

文治五、正、七、叙人給位記、藤中納言（定能）不取副笏、一拜之後取笏、是堀河左府（○源俊房）所爲也、自餘皆賜位記取副笏一拜云々、

〔桃花蘂葉〕一可覺悟條々

賜御馬時、降自中門切妻、徒跣指笏、（或懷中）取御馬上手綱、（或下手綱、見玉葉曆仁元年、）向御所方一拜、（隨身置弓付上手、下手綱猶引之、私案、馬右ハ上手、左ハ下手也、）

〔吾妻鏡十二〕建久三年七月廿七日丁酉、將軍家（○源頼朝）令招請兩勅使於幕府給、於寢殿南面御對面、有獻盃、（○中略）及退出期各給鞍馬、（葦毛、鹿毛、）左衛門尉祐經朝重等引之、兩客降座上請取之、一拜之後退出云云、

〔吾妻鏡二十八〕元久三年（○建永元年）正月十二日甲午、今日將軍家（○源實朝）御讀書始、（○中略）權守（○相模權守仲業）賜御馬、（置鞍）和田三郎朝盛引之、下立庭上、一拜之後退出、

〔康富記〕應永廿二年八月十六日己亥、今夜駒牽也、（○中略）次將起座取御馬繩出幔門、次歸著床子、次又引入御馬、上卿起座、經辨少納言座前、廻御馬之後立直右方、（北面）指笏取御馬繩、乍座一拜、更起渡手繩於馬部、拔笏經本路歸著床子、

タフハイナレドモ、ツメテタツハイトヨム、大臣大饗考ニ、關白殿答拜ノコトヲ示スナドアリ、

關白殿御出アレバ、下リアフテ互ニ拜スルコト也、

〔槐記〕享保十七年六月十二日、滋井入道〈公澄〉殿ノ御咄ニ、答拜ト云コトヲ、賓拜スレバ、主人答拜スト云トキハ、アチカラ拜シテ後、コチカラソノ拜答ヘテ拜スルコトノ樣ニ心得タル、左ニアラズ、答拜ト云ハ、相對シテ度々拜スルコト也、古今ノ儀皆カクノゴトシ、左ニテ候ヤト申上ラル、イカニモ其通リ也ト仰〈○近衞家熙〉也、

〔延喜式〈四十一彈正〉〕凡親王大臣及一位二位、於五位以上答拜、於六位以下不須、五位以上、於六位以下答拜、〈雖高下、亦同上、〉

〔台記〕保延二年十二月九日壬寅、大饗儀、

大殿〈○藤原忠實〉關白〈○忠通忠實子〉相共令調答拜間、事給、予〈○賴長忠實子〉次傍階東欄天下、

〔台記〕康治二年正月二日庚寅、向攝政〈○藤原忠通〉亭、豫設殿南東廂裝束、立東中門、付左大辨顯業卿、申事由、依無答拜之儀也、〈常儀以家司職事令申、與無時客無答拜、非常事、又有先例、可相違事、仍令大辨申之、又氏長者之時、客有三位立只三職事中、偏事無人有感、〉

〔江家次第〈一正月〉〕元日宴會

酒正自新廊方趨來、授空盞於賓首人、〈相儀取之〉置笏取之、不取盞、酒正取盞、經左近陣南頭、乍居小拜立、

群臣再拜畢、〈酒正來亦跪、退之、儀先左膝、乍居小拜立、退、盞後取、盞酒正歸、對左仗頭、起先右足、〉

〔台記別記〕康治元年十一月十六日甲辰、知行光房來宿所云、攝政殿〈○藤原忠通〉仰云、節會〈○大嘗會〉可被始也、〈○中略〉次諸卿跪插笏、拍手四段、〈設列入庭、其音不聞堂上、〉畢拔笏小拜起、即自上臈經各列之後退出、

〔名目抄〈諸公事言説〉〕一拜

〔北山抄〈一正月〉〕二日二宮大饗事

三獻後有音樂、數巡之後、五位侍從一人唱名、王卿進自座、跪[illegible]上、取祿、一拜退出、〈文同給之〉

此輔弼初就座者、省臺寮司主典以下並起、（判事屬准此）若長官先在座者不起、（寮司長官就座者、主典以下不起、但於曹司廳即起也、）

〔延喜式 四十一 彈正〕凡致敬禮者、三位已下拜親王大臣及一位、（參議已上、唯拜親王大臣、）四位拜二位幷三位參議已上、五位拜三位幷四位參議、六位拜四位、七位拜五位、神祇官祐史拜次官已上、太政官外記拜少納言、左右史拜辨、省臺職坊使寮司判官主典、諸衞府監曹尉志太宰監典拜次官已上、助敎直講拜博士、東宮官人拜傅、六位已下拜學士、國介拜守、鎭守監曹拜將軍、官人見本國守、官卑者致敬、位同者不拜、若就國見猶拜、（諸司諸國史生、及諸衞府府生已下、二宮舍人等、於判官已上、不論位高卑皆拜、）以外任隨私禮、不拘此制、

〔古事記 中 神武〕故爾於宇陀有兄宇迦斯、（自字以下三字以音、下效此也、）弟宇迦斯二人、故先遣八咫烏、問二人曰、今天神御子幸行、汝等仕奉乎、○中略弟宇迦斯先參向、拜曰、僕兄兄宇迦斯、射返天神御子之使、將爲待攻、

〔日本書紀 二十五 孝德〕天豐財重日足姬天皇（○皇極）四年六月庚戌、輕皇子（○孝德）不得固辭、升壇卽祚、○中略百官臣連國造伴造百八十部、羅列匝拜、

〔日本書紀 二十九 天武〕九年正月甲申、是日忌部首首、賜姓曰連、則與弟色弗共悅拜、

〔萬葉集 三〕長皇子遊獵獵路池之時柿本朝臣人麻呂作歌

八隅知之、吾大王、高光、吾日乃皇子乃、馬並而、三獵立流、弱薦乎、獵路乃小野爾、十六社者、伊波比拜目、鶉己曾、伊波比回禮、四時自物、伊波比拜、鶉成、伊波比毛等保理、恐等、仕奉而、○下略

〔空穗物語 國讓〕宰相まゐりよろこび申させ給、さうぞくいとよくして、はいし奉り給ていで給ぬ、○中略新中納言まゐり給て、御せうそこきこえ給て、御まへにいで丶、おとゞはいし奉り給、はなやかにきよらなり、

〔伊呂波字類抄 太 疊字〕答拜

〔名目抄 諸公事言說〕答拜（尊者來家拜之時、降達共拜ヲ云也、）　列拜

〔名目抄註〕答拜

致敬者、謂度云、元日拜賀者、禮之儀日當可得名、令釋爾、但其別不見、雖不爲致敬、无罪也、○穴興說也、中略朱云、以外任隨私禮、謂六位以下也、一云、五位以上亦約此文者未知、而則上文與非元日應致敬別何、答、上文爲他人也、此爲親屬五位以上說耳者、未明、又類同也、

〔貴嶺問答〕年首御慶承悅無極、今日關白家拜禮可候歟、何剋許可令參給哉、抑院拜禮小朝拜以前、於臣下家、月將當客致此禮、尤無便事歟、然而已爲例事、子細不審、併在面謁耳、謹言、

正月一日　左大將

謹上　權大納言殿

今日殿下拜禮、一定可候云々、午剋可參入候也、件儀貴命尤可然、但儀制令曰、元日不得拜親王以下、但親戚親者內親也、戚者外戚也、及家令以下不在禁限者、此事外人不來、親昵依致此禮儀、不憚歟如何、恐々謹言、

正月一日　權大納言

〔唐六典四〕凡百官拜禮各有差、文武官三品已下拜正一品、中書門下則不拜、東宮官拜三師、四品已下拜三少、自餘屬官、於本司隔品者皆拜焉、其準品應致敬、而非相統攝則不拜、謂尚書都事於諸司郎中、殿中主事於主局直長之類、其品雖卑、則亦不拜、若職外官、拜本司二品官、凡致敬之式、若非連屬應敬之官相見、或自有親戚者、各從其私禮、諸官人在路相遇者、四品已下遇正一品、東宮官四品已下遇三師、諸司郎中遇丞相、皆下馬、凡行路之間、賤避貴、少避老、輕避重、去避來、

〔續日本紀八元正〕養老五年正月己酉、制諸司官人、於本司次官以上致敬、常所聽許、自今以後、不得更然、若違此旨、一人到衞門者、到人解官、同僚降考、

〔延喜式十八式部〕凡在朝堂座、見親王及太政大臣者、皆磬折而立、若見左右大臣、及左右大臣見親王及太政大臣者、並起座、即就座、及出門訖、乃以次就座、其少辨以上、初就座者、外記左右史以下皆起、若大辨一人先就座者、見後來大辨以下、不起、中辨以下先就座者、見後來大辨、即起、省臺卿尹、初就座者、輔以下、及所管寮司長官以下皆起、刑部大判事准

拜禮圖（伴大納言繪巻所載）

拜禮圖 年中行事繪卷所載

〔江家次第 正月一〕元日宴會

内辨細記

九條殿師輔〇藤原記云、凡拜時先突左膝、是爲令懷中扇疊紙不落也、然而此拜先右足、屈御前方歟、須一揖還右之時、右足狹踏、左足廣踏、

〔後押小路內府抄〕拜事拜後稽顙謂吉拜、稽顙後拜謂凶拜、稽顙謂面下地、

九條殿流人九條右丞相師輔公子孫諸拜時、突左膝、爲不令落懷中扇疊紙也、但於御前者、突御前方不嫌所、猶有突左說云々、於當家、不爲御前者、不謂座上下、突左、於御前者、突御前方也、

其拜體、先折腰、隨下首引笏頭、并手本次第引下、如揖時頭以不下爲善、折腰後卽突左膝、次突右居入拜、當家如此、知足院流人〇藤原忠實子孫不居入云々、不居入拜時者、尻高尤見苦也、首伏地之後、以三息爲度、以息出入爲一度、冠額不付地事三寸許、頸不可折、頸與袍頭上不離爲善、近來人不然、冠額突地、似啄泥トナ古人誡之、凡如此作法口傳、並練習可沙汰知也、

〔日本書紀 二十九天武〕八年正月戊子、詔曰、凡當正月之節、諸王諸臣及百寮者、除兄姉以上親及己氏長以外莫拜焉、其諸王者、雖母非王姓者莫拜、凡諸臣亦莫拜卑母、雖非正月節復准此、若有犯者、隨事罪之、

〔續日本紀 一文武〕元年閏十二月庚申、禁正月往來行拜賀之禮、如有違犯者、依淨御原朝廷〇天武制決罰之、但聽拜祖兄及氏上者、

〔令義解 六儀制〕凡元日不得拜親王以下、謂拜賀之禮、不及親王以下、其三后及皇太子者、理須拜賀也、唯親戚謂親者內親也、戚者外戚也、及家令以下不在禁限、若非元日有應致敬者、謂假有事不得已、臨時須拜、非謂元日外理必拜、故文稱有應致敬者、卽有不應致敬者之辭也、四位拜一位、五位拜三位、六位拜四位、七位拜五位、以外任隨私禮、謂假有卑幼五位已上、拜伏尊長六位以下之類也、

〔令集解 二十八儀制〕穴云、文稱親王、其拜三后皇太子不禁也、凡元日之賀、於親王以下、縱二日以後不得拜、朱云、不得拜親王以下、謂五位以上也、五位以上得致敬之故也、未明顯異說耳元日不得致敬、非元日應

みしなるべし、神代紀一書に、彦火々出見尊海宮にして云々、於中床則據其兩手と見え、推古紀十二年の詔に、凡出入宮門、以兩手押地、兩脚跪之、越梱則立行と見え、漢ぶみ魏志の皇國傳にも、傳辭說事、或蹲或跪、兩手據地、爲之恭敬と云り、此らを見るに、手を據を敬としたりしこと知られたり、然るに續紀に、文武天皇慶雲元年正月、始停百官跪伏之禮とある、是よりぞ朝廷の拜は漢風になれりけむ、然れども同四年十二月の詔に、往年有詔、停跪伏之禮、今聞内外廳前、皆不嚴肅、進退无禮、陳答失度云々、宜自今以後、嚴加糺彈、革其弊俗、使靡淳風とあるを見れば、上代よりならひ來し禮の止がたかりしなり、官人等すら然れば、況て民間の拜は闕もなくて、今に至るまで上代のまゝに、兩手據地跪伏する拜の傳はり來ぬるにて、かの笏を持て起居して拜むは、中中に後に漢風をまねび賜へるものなり、今の民俗の拜ぞ、上古の拜にはありけると云り、まことに然ることゝおぼゆ、さて四度拜八度拜など云は、跪伏ながら、頭を上げみ下げみする數を以て云なり、後の公の拜の如く、起居する度の數を以て云にはあらず、恭敬ふ心の至りには、自ら頭を上み下みせらるゝなり、さて其を四度するも、上代よりおのづからの定まりなりけむ、後の漢風の拜は、再拜とて二度なるを、續紀十三に、藤原廣嗣が勅使に對ひて、即下馬、兩段再拜申云、云々とあるは、當時漢風の拜ながら、數はなほ上代のまゝに、四度にぞありけむ、四拜と云ずして、兩段再拜と云は、かの再拜を兩度するよしなり、又類聚國史に、延暦十八年春正月丙午朔、皇帝御大極殿受朝、文武官九品已上蕃客等陪位、減四拜爲二拜、不拍手、以有渤海國使也とあるも、此時なほ常には四拜と見えたり、渤海國使の有しに因て、手を拍ことを止め、四拜をも止められしは、全漢儀に見せむためにて、いとあぢきなし、異國人には、ことさらにも皇大御國の禮儀をこそ示せまほしきわざなれ、其後遂に四拜は止て、おしなべて再拜になれるを、たゞ神を拜むにのみぞ、後までもなほ四拜は用ひられける、北山抄一分注に、本朝之風、四度拜神、謂之兩段再拜と見え、伊勢宮儀式帳にも、諸祭の時の儀に、四段拜奉と多く見えたり、さて此御段康○安の下に、八度拜ともある、こは例のいや度にて、然しも八度に定まれるには非じかしとも

拜

相見ルノ禮ハ、貴ノ賤ニ於ケル、賤ノ貴ニ於ケル、相等シキモノ各、同ジカラズ、後世ニ至リ、屈ヲ携ヘザルヲ以テ、貴人ニ見ユルノ禮トス、送迎ニハ、門前ニ於テシ、座上ニ於テシ、室内ニ於テスルナド一ナラズ、皆貴賤ニ從テ其等差ヲ立テタルナレド、親族ノ關係ハ、特ニ嚴ナルモノニテ、上古ニハ元日ニ衆人ノ互ニ相拜スルコトヲ禁ジタレド、特ニ尊長ノ親族ヲ拜スルコトヲ許シ、其後ニ至リテハ、朝儀ノ座ニモ、子ノ父ニ於ケルヨリ以下、支族ノ宗家ニ於ケルナド、特別ノ禮ヲ行ヒ、是ヲ家禮ト云ヘリ、此家禮ノ稱ハ維新前マデ存シテ行ハレタリ、

〔類聚名義抄 三手〕拜 保界反 ヲカム 禾ハイ ヌク ウヤ

〔伊呂波字類抄 波人事〕拜ハイス 〔同 波疊字〕拜禮

〔運歩色葉集 波〕拜 〔同 波〕禮拜

〔日本書紀 二十二推古〕二十年正月丁亥、置酒宴群卿、是日大臣馬子〇蘇我上壽、歌曰、夜須彌志斯、和餓於朋耆彌能、阿摩能椰蘇何礙、異泥多多須、彌蘇羅烏彌禮磨、豫呂豆余珥、阿句志茂餓茂、知余珥茂、阿句志茂餓茂、阿之胡彌氐、兎伽陪摩都羅武、烏呂餓彌氐、兎伽陪摩都羅武、宇多豆紀摩都濡、

〔釋日本紀 五述義〕公望私記曰、問云、凡如此倭語、皆爲有所由乎、答曰、於理論之、必可有其由也、但古來讀遠、書記散亡、未有詳知、假令謂拜爲乎加無等之類、皆是可有所由也、言是乎禮加加无也、是可折屈身體而奥聞也、

〔古事記傳 四十〕拜と云は、書紀推古卷歌に、烏呂餓彌氐、兎伽陪摩都羅武とある、呂を省ける言にて、身を屈めて仰伏よしなり、萬葉三 十三丁に、四時自物、伊波比拜、(四時は鹿、伊は發語なり、)とあると、同二 十五丁に、鹿自物、伊波比伏管、三 三十七丁に、十六自物、膝折伏などあるとを合せて、其狀を知べし、(今世俗には、宜貫事ことは、たゞ手を合すことゝ心得たるは、佛法の拜よりいへるひがことなり、又拜むべき物を見奉ることを、宜貫事と云し、中昔までは無きことなり、)さて吾徒長瀬眞幸が云、上代の拜禮の儀は、今世俗人の禮を爲ると云爲狀の如く、俯て頭を下げて、兩手を衝て拜

蹲踞ハ、ウズクマルト云ヒ、又ツクバフト云ヒ、又字音ニテソンキヨト云フ、而シテウズクマルト云フハ、汎ク言ヘルモノニテ、ツクバフトハ敬禮ニ限レルナリ、其輕キモノヲ平伏トス、亦敬禮ナリ、後世ニハ蹲踞ヲ貴人ノ面前ヲ過グル時ニ、其方ニ向ヘル膝、及ビ手ヲ座ニ著ケ、片膝ヲ起テヽ其上ニ片手ヲ置キ、頭ヲ低ルヽ事ト爲シ、平伏ヲ、額及ビ手掌足背ヲ座ニ著クル事ト爲シ、平伏ヲ蹲踞ヨリ重シト爲シタレド、古ハ蹲踞モ平伏モ兩膝ヲ起テ、足掌及ビ臀ヲ座ニ著ケ、而モ頭ヲ低ルヽノ高下ニ由リテ、輕重ヲ分ケシガ如シ、而シテ膝ヲ抱クヲ搔膝(カイヒザ)ト稱シテ、不敬ト爲セリ、目禮ハ、唯其人ヲ目スルノミヲ以テ禮ヲ表スルモノニテ、貴ノ賤ニ對スル匆卒ノ禮ナリ、式退ハ、又式體、色代、色體ニ作ル、辭讓スルヲ云フ、又人言ニ附和スルヲモ式退ト云フ、

跪ハ、ヒザマヅクト云フ、臀ヲ擡擧シ、兩膝ヲ座ニ著クルナリ、物ヲ授受シ、又ハ貴人ノ命ヲ聽ク等ニ用キル、龜居ハ、カメキト云フ、兩膝ヲ座ニ著ケ、兩足ヲ開キ、臀ヲ其間ニ居クナリ、其狀ノ龜ノ匍匐シタルニ似タルヨリ云フ、或ハ云フ、筒居ハ、卽チ此一名ナリト、或ハ云フ、筒居ハ、龜居ニ似テ、別ニ其法アリト、或ハ又筒居ヲ以テ蹲踞ノ事ト爲ス、

糠歩ハ、チルト云フ、又字音ニテ、レンボト云フ、踵ヲ曳キテ徐歩スルナリ、早糠(ハヤチリ)、細糠(コマカチリ)、荻蟲(ヲギムシ)〈尺蠖ナリ〉糠(チリ)、落糠(オトシチリ)等ノ數法アリ、亦煩碎ヲ極メテ大ニ巧拙アリ、而シテ高官位ニ居ル者ニアラザレバ之ヲ爲サズ、別ニ徐歩アリ、糠歩ノ簡ナルモノナリ、膝行ハ兩箇ノ膝頭ヲ以テ行クナリ、貴人ノ前ニ進ム時ニ之ヲ用キル、退クモ亦此ノ如シ、是ヲ膝退ト云フ、亦屈行アリ、腰ヲ屈メテ行クナリ、

夫レ敬禮ハ廣シ、著座、相見禮、坐作進退、送迎等ニ於テ、皆行ハレザルハナシ、著座ニハ座上ヨリシ、座下ヨリスルノ法アリ、又陣座等ニ於テハ、上卿ノ氣色ニ從テ著座スルコトアリ、人ノ

リ、肅拜ハ俯シテ手ヲ下スモノニテ、投地拜ハ其手ヲ塵ニ著クルモノナリ、竝ニ頓首ヲシテ塵ニ至ラシメズ、婦人ニハ男子ノ立拜ノ時ニモ、初ヨリ坐拜ヲ用ヰシ事アリ、三拜、九拜ハ、佛家ニ用ヰルノ禮ナリ、而シテ常人モ、僧ニ對スル時ニハ之ヲ用ヰテ、笏ヲ執ラズ、甲冑セル者ノ如キハ、冑ヲ脱シテ跪クヲ禮ト爲シ、武官ノ弓箭ヲ帶セルハ、舞踏セザルヲ以テ法ト爲ス、舞踏ハ一ニ拜舞ト云フ、叙位、任官、又ハ祿ヲ賜フ等ノ恩命ヲ蒙リシ時ニ、特ニ之ヲ謝スルニ用ヰルナリ、手ニテ舞ヒ足ニテ踏ミテ、其忻悦ノ狀ヲ表スルモノニテ、一タビハ立チ、一タビハ坐シ、左ニ顧ミ右ニ顧ミルナリ、其顧ミルニハ坐立トモニ、左右左、又ハ右左右ノ次序アリ、而シテ叙位任官等ノ恩ヲ蒙レル者アル時ニ、其親族タル者相集リテ、之ガ爲ニ舞踏スルアリ、是ヲ親族拜ト云フ、

揖トハ推讓ノ意ニテ、人ニ向ヒ笏ヲ把リ、支體ヲ前ニ傾クルナリ、立揖アリ、坐揖アリ、開揖アリ、深揖アリ、深揖トハ兩手ヲ以テ笏ヲ執リ、腰ヲ折リテ俛伏スルヲ云フ、開揖ハ、一ニ小揖ト稱シテ、腰ヲ折ルノミニテ、俛伏セザルヲ云フ、凡テ列ニ就クニモ揖シ、列ヲ離ルヽニモ揖シ、座ヲ起ツニモ揖シ、座ニ著クニモ揖シ、殿ニ昇ルニモ揖シ、殿ヲ降ルニモ揖スルナド、揖ニハ許多ノ法アリテ、極メテ煩碎ナレバ、昔時ハ公卿辨官ノ作法ハ、唯揖ニ在リト云ヒテ、大ニ此法ニ力ヲ盡シヽナリ、而シテ主客相揖スルニ、互ニ十數揖ニ及ブモノアリ、勤メタリト謂フベシ、

動座ハ、亦揖ノ類ナリ、高貴ノ人等ヲ見テ、其座ヲ避クルコトニテ、牀ヲ下リテ起立スルアリ、座ヲ去リテ跪クアリ、地ニ立ツアリ、貴賤ニ由リテ同ジカラズ、磬折ハ、立禮ノ一ニシテ、其體ヲ屈スルコトノ磬ノ背ニ似タレバ此名アリテ、亦深淺ノ差アリ、磬屈ハ、或ハ磬折ノ一名ト爲シタレドモ、或ハ磬折ヨリ重シト爲シ、之ヲ坐禮ニモ用ヰタリ、

古事類苑

禮式部一

敬禮上

人ノ相對スルヤ自ラ相敬スルノ禮アリ、以テ貴賤ヲ判シ、以テ友誼ヲ全クス、而シテ其最モ廣ク行ハルヽモノヲ拜トス、拜トハヲロガムト訓ジ、先哲解シテ折レ屈ムノ義トス、蓋シ支體ヲ屈折スルヲ謂フナリ、後ニ轉ジテヲガムト云フ、佛法ノ漸ク熾ナルニ從ヒ、世人多クヲガムヲ以テ、合掌叉手ノ事ト爲シ、通常ノ拜ハ字音ヲ以テハイト云ヒ、又轉ジテ禮ト云フニ至レリ、抑上古ノ拜ハ、坐拜拍手ナルガ如クナレドモ、三韓支那ト交通シ、彼國ノ禮ヲ襲スルニ及ビ、立拜始テ起レリ、然レドモ桓武天皇ノ朝マデモ、元旦ニ尙ホ拍手ノ禮ヲ用キシガ、渤海人ノ其儀ニ陪スルニ由リ之ヲ用キザリシ事アリ、爾來拍手ノ禮ハ長ク廢セラレシモノノ如クニシテ、終ニ之ヲ神事ニノミ用キタリ、(神拜拍手ノコトハ神祇部神拜篇ニアリ)是ヨリ立拜坐拜ノミ雜ヘ用キラレシガ、民間普通ノ拜ハ、皆坐拜ナリシナラン、立拜ニ一拜アリ、再拜アリ、再拜ハ一ニ二拜ト云フ、其拜ノ數ヲ擧ゲタルナリ、再拜ニハ典儀ノ人ノ指揮ヲ待チテ、之ヲ爲スコトアリ、又兩段再拜アリ、一ニ四度拜トモ云フ、重子テ再拜スルモノニテ、八度拜トハ更ニ之ヲ重ヌルナリ、稽首モ亦拜ノ名ナリ、古言ニヌカヅクト云フ、額突ノ意ニテ、頭首ヲ下シテ座ニ至ラシムルナリ、老者ハ起居自由ナラザルヲ以テ、其拜多ク簡略ニ從ヒ、一坐再至ノ禮ヲ行フ、卽チ一タビ坐シテ兩度連拜シ、其間ニ起タザルヲ云フ、婦人ノ拜ニハ肅拜アリ、拔地拜ア

古事類苑

禮式部一

敬禮上

元服下

禮式部十二

婚嫁一

古事類苑

禮式部第一冊目錄

神宮司廳藏版

古事類苑

禮式部一

古事類苑刊行會